２０２７年国際園芸博覧会

環境影響評価書

２分冊の１

令和６年８月

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会

はじめに

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会（以下、「本博覧会協会」という。）では、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、横浜市をはじめ、国、地方自治体、民間企業、関係団体などと連携し、国際園芸博覧会の開催に向けた取組を進めています。

平成 29 年度に、有識者により構成される附属機関「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」による検討及び市民意見募集等を経て、横浜市により「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案」が取りまとめられました。

これを基に、令和元年度に国際園芸博覧会開催の承認主体である国際園芸家協会(AIPH)に対し、横浜市が開催申請を行い、国による有識者検討会「国際園芸博覧会検討会」の検討を経て政府の支持を受け、A1 クラス（国が関与して開催される国際園芸博覧会）としての開催が承認されました。

その後、令和３年に運営主体として、本博覧会協会が設立され、令和４年には博覧会国際事務局（ＢＩＥ）から国際博覧会としての認定を受けています。

開催会場となる旧上瀬谷通信施設は、大都市近郊でありながら豊かな自然が残り、地域で農の営みや人々の交流が脈々と受け継がれた地です。

また、この地区は、望ましい未来に向けて高いポテンシャルを秘めた貴重な財産であり、緑と融合した都市のモデルを国内外に発信するとともに、基地跡地の平和的利用を象徴する意味でも、国際園芸博覧会を開催する上でふさわしい場所です。

開催に当たっては、AIPH 規則に定められた国際園芸博覧会の取組と役割を果たし、平成２年に大阪で開催された「国際花と緑の博覧会」をはじめとした過去の国際園芸博覧会のレガシーを継承し、園芸文化の振興、自然と人間との共生の理念等の発展を目指します。

２０２７年国際園芸博覧会の事業は、「横浜市環境影響評価条例」の第１分類事業（開発行為に係る事業）に該当することから、同条例に基づき環境影響評価書を作成し、「２０２７年国際園芸博覧会　環境影響評価書」として、ここに取りまとめました。

今後、事業計画の策定や事業の実施にあたっては、先般取りまとめた計画段階配慮事項、送付を受けた方法市長意見書、対象事業実施区域等の変更に伴い提出した事業内容等修正届出書に対する答申の付帯意見及び審査書等の内容を踏まえ環境に配慮した計画としつつ、事業を進めてまいります。

横浜市環境影響評価条例の手続の流れと評価書の段階

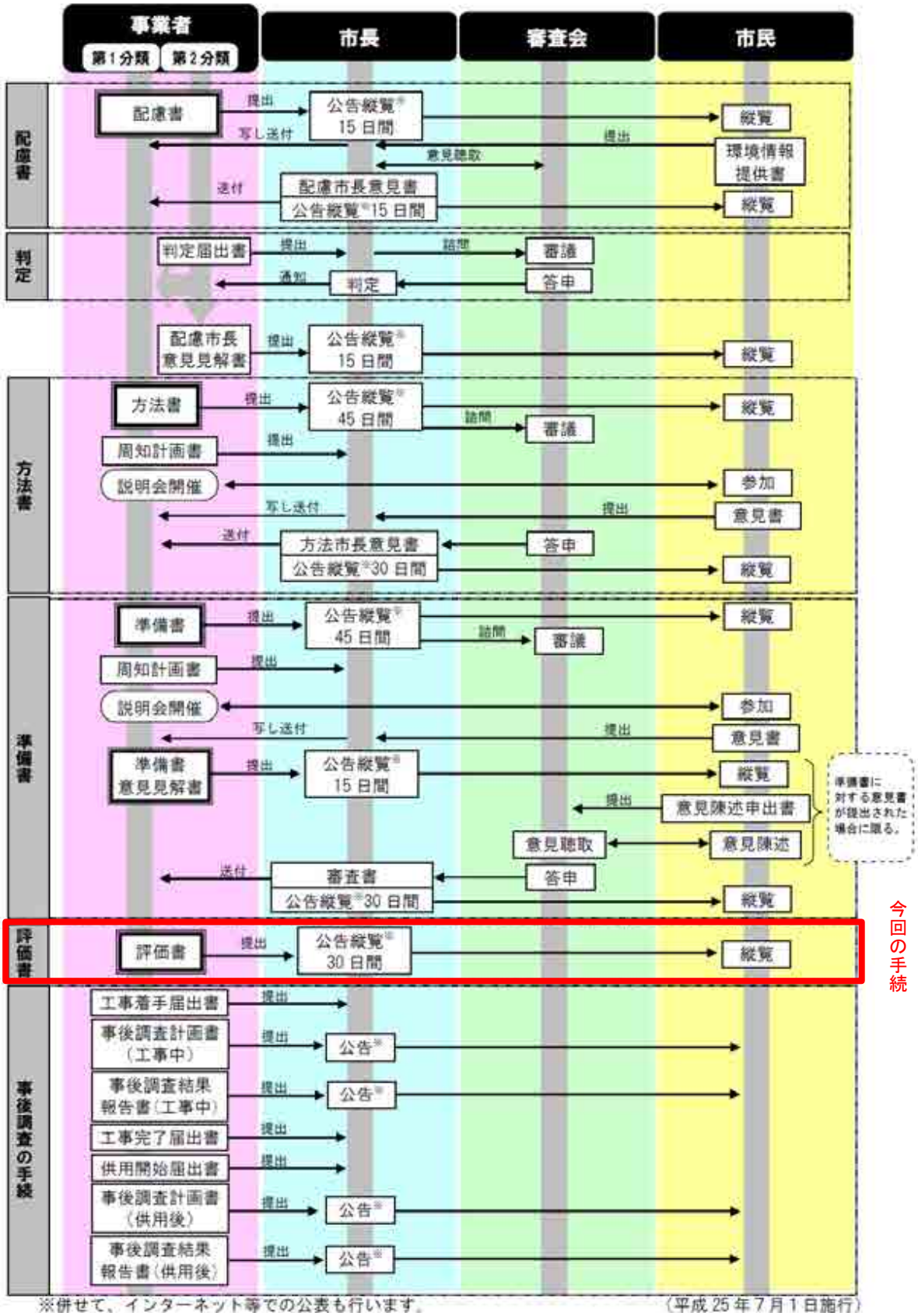

※併せて、インターネット等での公表も行います。

（平成25年7月1日施行）

資料：「横浜市環境影響評価条例の手続の流れ【手続フロー図】」
（横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課ホームページ 令和６年５月閲覧）
「横浜市環境配慮指針 資料編」（横浜市 令和３年４月改訂）

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧

	項目	日付	備考
計画段階配慮書手続	計画段階配慮書の提出	令和３年３月 18 日	
	計画段階配慮書の公告	令和３年４月５日	
	計画段階配慮書の縦覧	令和３年４月５日 ～令和３年４月 19 日	縦覧期間：15 日間
	環境情報を記載した書面の受付	令和３年４月５日 ～令和３年４月 19 日	環境情報：1 通
	横浜市環境影響評価審査会（１回目）	令和３年４月８日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（２回目）	令和３年５月 18 日	会場：横浜市庁舎
	配慮市長意見書の作成	令和３年５月 20 日	
	配慮市長意見書の公告	令和３年６月４日	
	配慮市長意見書の縦覧	令和３年６月４日 ～令和３年６月 18 日	縦覧期間：15 日間
	事業承継届出書の提出	令和４年２月 15 日	
	事業承継届出書の公告	令和４年３月４日	
環境影響評価方法書手続	方法書の提出	令和４年４月 21 日	
	方法書周知計画書の提出	令和４年４月 22 日	
	方法書の公告	令和４年５月 13 日	
	方法書の縦覧	令和４年５月 13 日 ～令和４年６月 27 日	縦覧期間：46 日間
	方法書に対する意見書の受付	令和４年５月 13 日 ～令和４年６月 27 日	意見書：21 通
	方法書説明会の開催を周知	令和４年５月 13 日 ～令和４年５月 22 日	
	横浜市環境影響評価審査会（１回目）	令和４年５月 31 日	会場：横浜市庁舎
	方法書説明会（１回目）	令和４年６月４日	会場：旭公会堂
	方法書説明会（２回目）	令和４年６月５日	会場： 瀬谷区民文化センター
	方法書説明会（３回目）	令和４年６月９日	会場： 瀬谷区民文化センター
	方法書説明会（４回目）	令和４年６月 10 日	会場：旭公会堂
	横浜市環境影響評価審査会（２回目）	令和４年７月 11 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（３回目）	令和４年７月 28 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（４回目）	令和４年９月１日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（５回目）	令和４年９月 29 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（６回目）	令和４年 10 月 14 日	会場：横浜市庁舎
	方法市長意見書の送付	令和４年 10 月 31 日	
	方法市長意見書の公告	令和４年 11 月 15 日	
	方法市長意見書の縦覧	令和４年 11 月 15 日 ～令和４年 12 月 14 日	縦覧期間：30 日間
事業内容等修正届出書手続	事業内容等修正届出書の提出	令和５年３月７日	
	横浜市環境影響評価審査会（１回目）	令和５年３月 16 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（２回目）	令和５年４月 27 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（３回目）	令和５年６月 12 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（４回目）	令和５年６月 22 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（５回目）	令和５年７月 10 日	会場：横浜市庁舎
	事業内容等修正届出書に係る環境影響評価の通知	令和５年７月 18 日	

	項目	日付	備考
環境影響評価準備書手続	準備書の提出	令和５年 10 月 13 日	
	準備書の公告	令和５年 10 月 25 日	
	準備書の縦覧	令和５年 10 月 25 日 ～令和５年 12 月８日	縦覧期間：45 日間
	意見書の受付	令和５年 10 月 25 日 ～令和５年 12 月８日	意見書：43 通
	説明会の開催（１回目）	令和５年 10 月 27 日	会場：瀬谷公会堂
	説明会の開催（２回目）	令和５年 10 月 28 日	会場：旭区役所新館 ２階大会議室
	説明会の開催（３回目）	令和５年 10 月 29 日	会場：瀬谷公会堂
	説明会の開催（４回目）	令和５年 10 月 30 日	会場：旭公会堂
	横浜市環境影響評価審査会（１回目）	令和５年 11 月２日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（２回目）	令和５年 12 月６日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（３回目）	令和５年 12 月 19 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（４回目）	令和６年１月 10 日	会場：横浜市庁舎
	準備書意見見解書の提出	令和６年１月 25 日	
	横浜市環境影響評価審査会（５回目）	令和６年１月 31 日	会場：横浜市庁舎
	準備書意見見解書の公告	令和６年２月５日	
	準備書意見見解書の縦覧	令和６年２月５日 ～令和６年２月 19 日	縦覧期間：15 日間
	意見陳述の申出	令和６年２月５日 ～令和６年２月 19 日	１通
	横浜市環境影響評価審査会（６回目）	令和６年２月 16 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（７回目）	令和６年２月 29 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（８回目）	令和６年３月 15 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（９回目）	令和６年４月 22 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（10 回目）	令和６年５月 23 日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（11 回目）	令和６年６月 11 日	会場：横浜市庁舎
	審査書の送付	令和６年６月 26 日	
	審査書の公告	令和６年７月５日	
	審査書の縦覧	令和６年７月５日 ～令和６年８月５日	縦覧期間：32 日間

＜ 総 目 次 ＞

【２分冊の１】

第 1 章 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項 1-1
第 2 章 対象事業の計画内容 2-1
第 3 章　地域の概況及び地域特性 3-1
第 4 章　配慮指針に基づいて行った配慮の内容 4-1
第 5 章　環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定 5-1
第 6 章　環境影響評価の予測及び評価 6-1
第 7 章　環境影響の総合的な評価 7-1
第 8 章　事後調査の実施に関する事項 8-1
第 9 章　対象地域 9-1

【２分冊の２】

第 10 章　準備書に対する意見、見解等 10-1
第 11 章　審査会に提出した資料等 11-1
第 12 章　方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項 12-1
第 13 章　方法書に対する意見、見解等 13-1

【資料編】

第 1 章 調査・予測・評価関連 ..... 資 1.1-1

＜２分冊の１　目次＞

第１章 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項 1-1

第２章 対象事業の計画内容 2-1

2.1 対象事業の概要 2-1

2.2 対象事業の目的及び基本認識 2-4

2.2.1 対象事業の目的 2-4

2.2.2 本博覧会の具体化に当たっての基本認識 2-5

2.3 対象事業の内容 2-6

2.3.1 対象事業の方針 2-6

2.3.2 対象事業の計画 2-12

2.3.3 輸送計画 2-29

2.3.4 会場運営計画 2-36

2.3.5 植栽地管理計画 2-39

2.3.6 レガシー計画 2-40

2.3.7 今後のスケジュール 2-41

2.4 施工計画 2-42

2.4.1 工事概要等 2-42

2.4.2 工事工程 2-43

2.4.3 工事用車両の走行ルート 2-45

2.4.4 工事時間帯 2-45

2.4.5 工事中の配慮事項 2-45

2.5 地球温暖化対策 2-47

2.6 生物多様性の保全 2-48

2.7 緑の保全と創造 2-49

2.8 本博覧会の経緯 2-50

第３章　地域の概況及び地域特性 3-1

3.1 調査対象地域等の設定 3-1

3.2 自然的状況 3-2

3.2.1 大気環境の状況 3-2

3.2.2 水環境の状況 3-16

3.2.3 土壌及び地盤の状況 3-25

3.2.4 地形及び地質の状況 3-34

3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 3-57
3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 3-97
3.3 社会的状況 3-105
3.3.1 人口及び産業の状況 3-105
3.3.2 土地利用の状況 3-108
3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 3-121
3.3.4 交通の状況 3-124
3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の
配置の状況及び住宅の配置の概況 3-130
3.3.6 下水道の整備状況 3-145
3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 3-146
3.3.8 文化財等の状況 3-149
3.3.9 その他の事項 3-158
3.4 調査対象地域における地域特性の概要 3-166

第 4 章　配慮指針に基づいて行った配慮の内容 **4-1**
4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容 4-1
4.2 環境情報の概要 4-5
4.2.1 配慮書の縦覧等 4-5
4.2.2 環境情報の概要 4-6
4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解 4-7

第 5 章　環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定 **5-1**
5.1 環境影響要因の抽出 5-1
5.2 環境影響評価項目の選定 5-1

第 6 章　環境影響評価の予測及び評価 **6-1**
6.1 温室効果ガス 6.1-1
6.1.1 調査 6.1-5
6.1.2 環境保全目標の設定 6.1-16
6.1.3 予測 6.1-17
6.1.4 環境の保全のための措置 6.1-38
6.1.5 評価 6.1-44
6.2 生物多様性（動物） 6.2-1

6.2.1 調査 6.2-8
6.2.2 環境保全目標の設定 6.2-113
6.2.3 予測 6.2-114
6.2.4 環境の保全のための措置 6.2-126
6.2.5 評価 6.2-130
6.3 生物多様性（植物） 6.3-1
6.3.1 調査 6.3-6
6.3.2 環境保全目標の設定 6.3-36
6.3.3 予測 6.3-37
6.3.4 環境の保全のための措置 6.3-43
6.3.5 評価 6.3-46
6.4 生物多様性（生態系） 6.4-1
6.4.1 調査 6.4-7
6.4.2 環境保全目標の設定 6.4-19
6.4.3 予測 6.4-20
6.4.4 環境の保全のための措置 6.4-29
6.4.5 評価 6.4-32
6.5 水循環（湧水の流量、河川の流量） 6.5-1
6.5.1 調査 6.5-5
6.5.2 環境保全目標の設定 6.5-15
6.5.3 予測 6.5-16
6.5.4 環境の保全のための措置 6.5-28
6.5.5 評価 6.5-30
6.6 廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物） 6.6-1
6.6.1 調査 6.6-5
6.6.2 環境保全目標の設定 6.6-14
6.6.3 予測 6.6-15
6.6.4 環境の保全のための措置 6.6-28
6.6.5 評価 6.6-31
6.7 大気質 6.7-1
6.7.1 調査 6.7-6
6.7.2 環境保全目標の設定 6.7-27
6.7.3 予測 6.7-28
6.7.4 環境の保全のための措置 6.7-78
6.7.5 評価 6.7-80

6.8 騒音 6.8-1
6.8.1 調査 6.8-5
6.8.2 環境保全目標の設定 6.8-15
6.8.3 予測 6.8-16
6.8.4 環境の保全のための措置 6.8-55
6.8.5 評価 6.8-57
6.9 振動 6.9-1
6.9.1 調査 6.9-4
6.9.2 環境保全目標の設定 6.9-14
6.9.3 予測 6.9-15
6.9.4 環境の保全のための措置 6.9-44
6.9.5 評価 6.9-45
6.10 地域社会（交通混雑、歩行者の安全） 6.10-1
6.10.1 調査 6.10-7
6.10.2 環境保全目標の設定 6.10-40
6.10.3 予測 6.10-41
6.10.4 環境の保全のための措置 6.10-78
6.10.5 評価 6.10-90
6.11 景観 6.11-1
6.11.1 調査 6.11-4
6.11.2 環境保全目標の設定 6.11-28
6.11.3 予測 6.11-29
6.11.4 環境の保全のための措置 6.11-73
6.11.5 評価 6.11-74
6.12 触れ合い活動の場 6.12-1
6.12.1 調査 6.12-4
6.12.2 環境保全目標の設定 6.12-12
6.12.3 予測 6.12-13
6.12.4 環境の保全のための措置 6.12-16
6.12.5 評価 6.12-17

第 7 章　環境影響の総合的な評価 7-1

第 8 章　事後調査の実施に関する事項 **8-1**
8.1 事後調査の考え方 8-1
8.2 事後調査項目の選定 8-1
8.3 事後調査の内容 8-5

第 9 章　対象地域 **9-1**

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図25000又は電子地形図（タイル）を加工して作成したものである。

第１章　審査書等を総合的に検討して

準備書の内容を変更した事項

第1章　審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項

令和５年 10 月に提出した２０２７年国際園芸博覧会　環境影響評価準備書（以下、「準備書」とします。）に対する意見書、審査書等を総合的に検討し、準備書の内容を変更した事項は、表 1-1 に示すとおりです。

表 1-1（1）　準備書の内容を変更した事項

準備書の項目		準備書からの変更点	評価書での記載概要	評価書該当ページ
対象事業の計画内容	基本的事項	博覧会の実現に向けた取組みの追記	審査書を踏まえ、関係者や来場者と一体となって、カーボンニュートラルや生物多様性の保全、資源循環について積極的な姿勢で取り組むことを追記しました。	p. 2-12
		旧上瀬谷通信施設地区の土地利用計画の更新	土地区画整理事業の事後調査計画書が公表されたため、旧上瀬谷通信施設地区の土地利用計画を更新し、修正しました。	p. 2-13
	輸送計画	シャトルバスの運用にあたっての対策等の追記	審査書を踏まえ、シャトルバスの運用にあたって、乗り換え時に過度な滞留が発生しないような運行本数を確保すること、来場者等が安全に利用できるような滞留スペースの確保や誘導員の配置などについて追記しました。	p. 2-32
		パークアンドライド駐車場の配置や候補地選定等の考え方を追記	審査書を踏まえ、パークアンドライド駐車場の配置や候補地選定等の考え方について追記しました。また、パークアンドライド駐車場の候補地である相模大野駅周辺について追記しました。	p. 2-35～36
	会場運営計画	廃棄物の削減の追記	審査書及び審査会での指摘を踏まえ、「3R+Renewable（再生可能資源への代替)」を徹底するなど、廃棄物の発生量の削減に取り組むとともに、植物残渣の堆肥化を推進することを追記しました。また、来場者や出展者等に廃棄物の発生抑制及び分別について周知することを追記しました。	p. 2-37
	植栽地管理計画	植物残渣の処分及び活用の追記	審査書及び審査会での指摘を踏まえ、植物残渣を適切に処分するとともに、博覧会のなかでも積極的に活用することを追記しました。	p. 2-39
	地球温暖化対策	二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指すことの追記	審査書及び審査会での指摘を踏まえ、スコープ１及び２について、排出対策により削減できない二酸化炭素に関してオフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指すことを追記しました。	p. 2-47
	生物多様性の保全	グリーンインフラの生物多様性への貢献について追記	審査会での指摘を踏まえ、土地区画整理事業によって創出される水辺空間等の保全・活用や、既存の草地環境を保全した広場の整備など、グリーンインフラの導入を通じて既存の自然環境をできる限り保全・活用し、さらにそのポテンシャルを向上させることについて追記しました。	p. 2-48

表 1-1 (2)　準備書の内容を変更した事項

項目		準備書からの変更点	評価書での記載概要	評価書該当ページ
対象事業の計画内容	生物多様性の保全	横浜市の造成工事による改変の修正	審査書を踏まえ、横浜市の土地区画整理事業の造成工事による改変について整理し、表現を修正しました。なお、環境影響評価の該当する項目についても表現を修正しました。	p.2-48～49、6.2-4、6.2-115～116、6.2-124、6.2-131、6.3-3、6.3-38、6.3-41、6.3-47、6.4-3、6.4-20～22、6.4-25、6.4-33、6.5-16、6.5-19、6.11-1、6.11-28、6.11-55～56、6.11-74～75
		保全対象種の生息・生育環境への配慮等の追記	審査書を踏まえ、保全対象種の生息・生育環境の周辺で本博覧会の工事を実施する際には、雨水・汚水排水を適切に処理するなど影響が出ないよう配慮するとともに、開催期間中は、定期的に点検を行うなど、保全のための維持・管理に努め、新たに対策が必要となった場合は適切に対応することを追記しました。 また、庭園や現況の草地環境を生かした広場など、新たな緑環境の整備から得られた生態系への影響に関する知見を公園整備事業へと引き継ぐことを追記しました。	p.2-48
環境影響評価	環境影響評価の予測及び評価	公園整備事業の評価書公表に伴う内容の更新	公園整備事業の評価書が公表されたため、引用した内容を更新し、修正しました。	p.6-1、6.2-120～121、6.4-18
	温室効果ガス	環境の保全のための措置の追記	審査書を踏まえ、スコープ１及び２について、排出対策により削減できない二酸化炭素に関してオフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指すことを追記しました。また、AIPHの規則等に基づきサステナビリティ戦略等を策定・公表するとともに、更なる温室効果ガスの削減等を進めることを追記しました。	p.6.1-2～4、6.1-38、6.1-40、6.1-43、6.1-45～46
	生物多様性（動物）	ホトケドジョウの生息・生育環境に影響を及ぼす要因の整理	審査書を踏まえ、ホトケドジョウの生態に関する情報や生息・生育環境に影響を及ぼす要因を整理して記載しました。また、これらの影響要因を踏まえて予測評価を行いました。	p.6.2-2、6.2-5～7、6.2-100、6.2-123、6.2-125、6.2-128～130、6.2-132
		予測地域、予測結果及び評価の追記	審査書を踏まえ、堀谷戸川流域を含む「樹林が点在する広大な草地」及び「堀谷戸川左岸の耕作地域」を予測地域に加え、予測結果及び評価を追記しました。	p.6.2-2～3、6.2-5、6.2-7、6.2-114～116、6.2-122～123、6.2-125、6.2-127、6.2-129～130、6.2-132

表 1-1（3）　準備書の内容を変更した事項

項目		準備書からの変更点	評価書での記載概要	評価書該当ページ
環境影響評価	生物多様性（動物）	土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の内容の更新	土地区画整理事業の事後調査計画書が公表されたため、横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の内容を更新し、修正しました。	p.6.2-117～119
		環境の保全のための措置の追記	審査書及び審査会での指摘を踏まえ、保全対象種の生息・生育環境を保全するため、湧水源の涵養、横浜市と連携した維持・管理及び事後調査を実施することなどを追記しました。	p.6.2-2～3、6.2-5～7、6.2-123、6.2-125、6.2-127～130、6.2-132、p.資 1.2-51
	生物多様性（植物）	令和３年度調査の実施状況の補足	審査会での指摘を踏まえ、令和３年度調査の実施主体を明記し、確認された植物種を追記しました。	p.6.3-23、p.資 1.3-21
		予測地域、予測結果及び評価の追記	審査書を踏まえ、大径木が確認された「樹林が点在する広大な草地域」を予測地域に加え、予測結果及び評価を追記しました。	p.6.3-1～4、6.3-37、6.3-40～44、6.3-46～47
		土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の内容の更新	土地区画整理事業の事後調査計画書が公表されたため、創出される保全対象種の生息・生育環境において、生育が期待される保全対象種の内容を更新し、修正しました。	p.6.3-39
		環境の保全のための措置の追記	審査書及び審査会での指摘を踏まえ、保全対象種の生息・生育環境の保全のため、横浜市と連携した維持・管理、事後調査を実施することなどを追記しました。	p.6.3-1～4、6.3-41～44、6.3-46～47
	生物多様性（生態系）	環境の保全のための措置の追記	審査書及び審査会での指摘を踏まえ、保全対象種の生息・生育環境を保全するため、湧水源の涵養及び横浜市と連携した維持・管理を実施することなどを追記しました。	p.6.4-5～6、6.4-30～31
	水循環	予測条件の追記	審査会での指摘を踏まえ、「対策後」の面積は、駐車場・バスターミナル、仮設の園路などに透水性舗装を想定したものであることを追記しました。	p.6.5-20
		雨水流出係数の算定の追記	審査会での指摘を踏まえ、土地利用区分ごとの雨水流出係数については、透水性舗装による効果を基に算定しており、浸透桝等による効果は含まないことが分かるよう整理し、追記しました。	p.6.5-2～3、6.5-22～23、6.5-30～31
		用語の修正	審査会での指摘を踏まえ、透水性舗装の整備と雨水浸透貯留施設の設置による効果の違いを整理し、それぞれの使い方を統一しました。	p.6.5-2～3、6.5-22～23、6.5-26、6.5-28～29、6.5-31
		堀谷戸川上流の集水域を考慮した流出量の算定	審査書を踏まえ、堀谷戸川流域の調査地点より上流の集水域を考慮した場合の流出量の増加率を算定し、その結果を追記しました。	p.6.5-22、6.5-24～26、6.5-31
		環境の保全のための措置の追記	審査書及び審査会での指摘を踏まえ、駐車場・バスターミナル等では、評価書で算定した範囲に留まらず、できる限り透水性舗装等で構成するなど、雨水の地下浸透量の確保に努めることを追記しました。	p.6.5-3、6.5-28

表 1-1（4）　準備書の内容を変更した事項

項目		準備書からの変更点	評価書での記載概要	評価書該当ページ
環境影響評価	廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）	予測結果の修正	審査会での指摘を踏まえ、市内における食品残渣、植物残渣（一般廃棄物）のリサイクル処理能力を基に、本博覧会の廃棄物が処理可能であることを追記しました。 また、可燃ごみに混入したプラスチック類の量を考慮して、廃棄物の発生量、再資源化量、処分量の予測結果を修正しました。	p.6.6-3、 6.6-9、 6.6-25、 6.6-27
		廃棄物の発生原単位の設定根拠の追記	審査会での指摘を踏まえ、仮設施設における解体時の廃棄物の発生原単位について、Ｇ８北海道洞爺湖サミット（2008 年７月開催）の実績を参考に設定したことを追記しました。	p.6.6-18
		環境の保全のための措置の追記	審査書を踏まえ、AIPH の規則等に基づきサステナビリティ戦略等を策定、公表するとともに、来場者、出展者等への要請も含め、廃棄物の削減等に関する取組を進めていくことを追記しました。 また、開催中の廃棄物の発生量・再資源化量・処分量について、リサイクルして本博覧会で活用した堆肥なども含め、ホームページ等で公表することを追記しました。	p.6.6-2、 6.6-4、 6.6-28～29、 6.6-32
	大気質	予測結果の追記	審査会での指摘を踏まえ、開催時における来場車両以外の一般交通量として、現況交通量を用いた場合を検証し、予測結果に追記しました。	p6.7-77、 p.資 1.6-49～50
	騒音	予測結果及び評価の追記	審査書及び審査会での指摘を踏まえ、開催時における来場車両以外の一般交通量として、現況交通量を用いた場合を検証し、予測結果に追記しました。 また、沿道騒音が現況では環境基準を満たしているが、予測では環境基準を超過する地点について要因等を考察し、予測結果及び評価に追記しました。	p6.8-49～50、 6.8-59、 p.資 1.7-22～24
	振動	予測結果の追記	審査会での指摘を踏まえ、開催時における来場車両以外の一般交通量として、現況交通量を用いた場合を検証し、予測結果に追記しました。	p.6.9-43、 p.資 1.7-25～26
	地域社会	パークアンドライドの実施による影響の追記	審査会での指摘を踏まえ、パークアンドライド駐車場の候補地に相模大野駅周辺を加え、パークアンドライドの実施による影響を予測結果に追記しました。	p.6.10-15、 p.6.10-17、 p.6.10-81～82、 p.6.10-87～89
		歩行者等による影響を考慮した予測の修正	審査書を踏まえ、開催中の関係車両の走行に伴う交通混雑について、本博覧会に来場する歩行者等による影響を考慮して、予測結果を修正しました。	p.6.10-4、 6.10-55、 6.10-59～61、 6.10-64～68
		開催中の交通量推計手法の追記	審査書を踏まえ、開催中の交通量推計手法とその予測条件等について、予測方法に追記しました。	p6.10-57～58 p.資 1.8-46

表 1-1（5）　準備書の内容を変更した事項

項目		準備書からの変更点	評価書での記載概要	評価書該当ページ
環境影響評価	地域社会	無信号交差点の交通処理の予測の修正	審査書を踏まえ、シャトルバスが環状 4 号線から地点 11（無信号交差点）で左折する場合の予測方法を具体的に記載しました。 また、実測値に基づく大型車補正（小型車換算）を適用し、予測結果を修正しました。	p. 6. 10-4、 6. 10-57、 6. 10-64、 6. 10-68 p. 資 1. 8-147～149
		交通量の予測条件の追記	審査会での指摘を踏まえ、空港等からの直行バスの台数がシャトルバスの台数に含まれていることを、予測条件に追記しました。	p. 6. 10-59
		駐車場出入口付近の渋滞予測の修正	審査会での指摘を踏まえ、駐車場出入口付近における渋滞について、ゲート数を見直して予測結果を修正しました。	p. 6. 10-62、 6. 10-69
		退場時の来場車両の滞留の予測結果及び評価の追記	審査書を踏まえ、退場時の来場車両の滞留が予想される地点 12 について、地点 10 及び地点 2 を経由した迂回経路の活用など、関係車両の滞留への対策を予測結果及び評価に追記しました。	p. 6. 10-4～5、 6. 10-64、 6. 10-79、 6. 10-91
		現況交通量を用いた予測結果の追記	審査会での指摘を踏まえ、開催時における来場車両以外の一般交通量として、現況交通量を用いた場合を検証し、予測結果に追記しました。	p. 6. 10-68、 p. 資 1. 8-150～162
		交差点の滞留長の予測結果の追記	審査会での指摘を踏まえ、交差点の改良等の議論が行われていない 4 交差点の滞留長による影響について確認し、予測結果を追記しました。	p. 6. 10-69、 p. 資 1. 8-163
		開催中の歩行者・自転車の安全に伴う環境の保全のための措置の追記	審査会での指摘を踏まえ、誘導員の配置などにより、円滑な車両の通行と歩行者の安全を確保することを追記しました。 また、シャトルバスの運用では、鉄道駅からの乗り換え時に過度な滞留が発生しないよう、滞留スペースの確保などの対策を講じることを追記しました。	p. 6. 10-6、 6. 10-70、 6. 10-80、 6. 10-92
		鉄道駅での滞留等の予測結果及び評価の追記	審査書を踏まえ、鉄道からバスへの乗換えにともなう鉄道駅周辺での来場者等の滞留による影響について検証し、予測結果及び評価に追記しました。	p. 6. 10-6、 6. 10-70～77、 6. 10-80、 6. 10-92
		開催中の交通混雑に伴う環境の保全のための措置の追記	審査書を踏まえ、パークアンドライド駐車場について、候補地選定の考え方や全数に予約制を導入することを追記しました。 また、具体的な候補地が決まり次第、周辺道路の交通状況を予測評価し、公表することなどを追記しました。	p. 2-35～36、 6. 10-5、 6. 10-79、 6. 10-81～83、 6. 10-87～89、 p. 資 1. 8-139～141

表 1-1（6）　準備書の内容を変更した事項

項目		準備書からの変更点	評価書での記載概要	評価書該当ページ
環境影響評価	景観	囲繞景観の価値の評価の修正	審査書を踏まえ、囲繞景観の価値認識の指標例を修正するとともに、各認識項目における価値の評価の考え方を整理して追記しました。それらを踏まえ、景観区ごとの囲繞景観の価値の変化の程度について、予測結果及び評価を修正しました。	p.6.11-2～3、6.11-9～11、6.11-67～72、6.11-75～76
		囲繞景観フォトモンタージュの追加	審査書を踏まえ、囲繞景観に関する予測地点2箇所において、フォトモンタージュを追加しました。	p.6.11-33～34、6.11-61、6.11-66
	触れ合い活動の場	環境の保全のための措置の追記	審査会での指摘を踏まえ、会場周辺での駐輪を防止するため、本博覧会の来場者等の駐輪場を整備することを追記しました。	p.6.12-2、6.12-16
事後調査		事後調査項目の追記	審査書を踏まえ、横浜市が移設・移植した保全対象種の生息・生育の状況を確認するため、生物多様性（動物、植物）を事後調査項目として追加で選定し、事後調査の内容を追記しました。	p.8-1～2、8-4～7

第 2 章　対象事業の計画内容

第2章　対象事業の計画内容

２０２７年国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」とします。）は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、まちづくりが進められている旧上瀬谷通信施設地区の一部を会場として活用し、開催するものです。

2.1 対象事業の概要

対象事業の概要は表 2-1 に示すとおりです。

本博覧会の事業者は、令和４年 12 月に公益社団法人に認定された、公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会（以下、「本博覧会協会」とします。）です。本博覧会協会は、本博覧会事業を横浜市から承継しており、環境配慮の内容についても確実に引き継いでいます。

本博覧会が実施されるべき区域（以下、「対象事業実施区域」とします。）は、図 2-1 に示すとおりです。対象事業実施区域は、本博覧会の主たる区域の会場区域と、会場区域に隣接して設置する駐車場、バスターミナルで構成されます。

表 2-1　対象事業の概要

事業者の氏名 及び住所	名称　公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会 代表者の氏名　事務総長・代表理事　河村 正人 主たる事務所の所在地　横浜市中区住吉町１丁目 13 番地 松村ビル本館
対象事業の名称	２０２７年国際園芸博覧会
対象事業の種類、規模	開発行為に係る事業（第１分類事業） 対象事業実施区域の面積：約 118.1ha 注1 （会場区域　約 75.2ha、駐車場・バスターミナル　約 42.9ha 注2）
対象事業実施区域	横浜市旭区上川井町、瀬谷区瀬谷町
対象事業に係る許可等の内容	【建築物の確認】 建築基準法第６条第１項
環境影響評価の受託者	株式会社　プレック研究所 代表取締役社長　杉尾　大地 東京都千代田区麹町３－７－６

注１：環状４号線などの道路部分を除く。
注２：バスターミナルは現時点で約 8ha を想定。

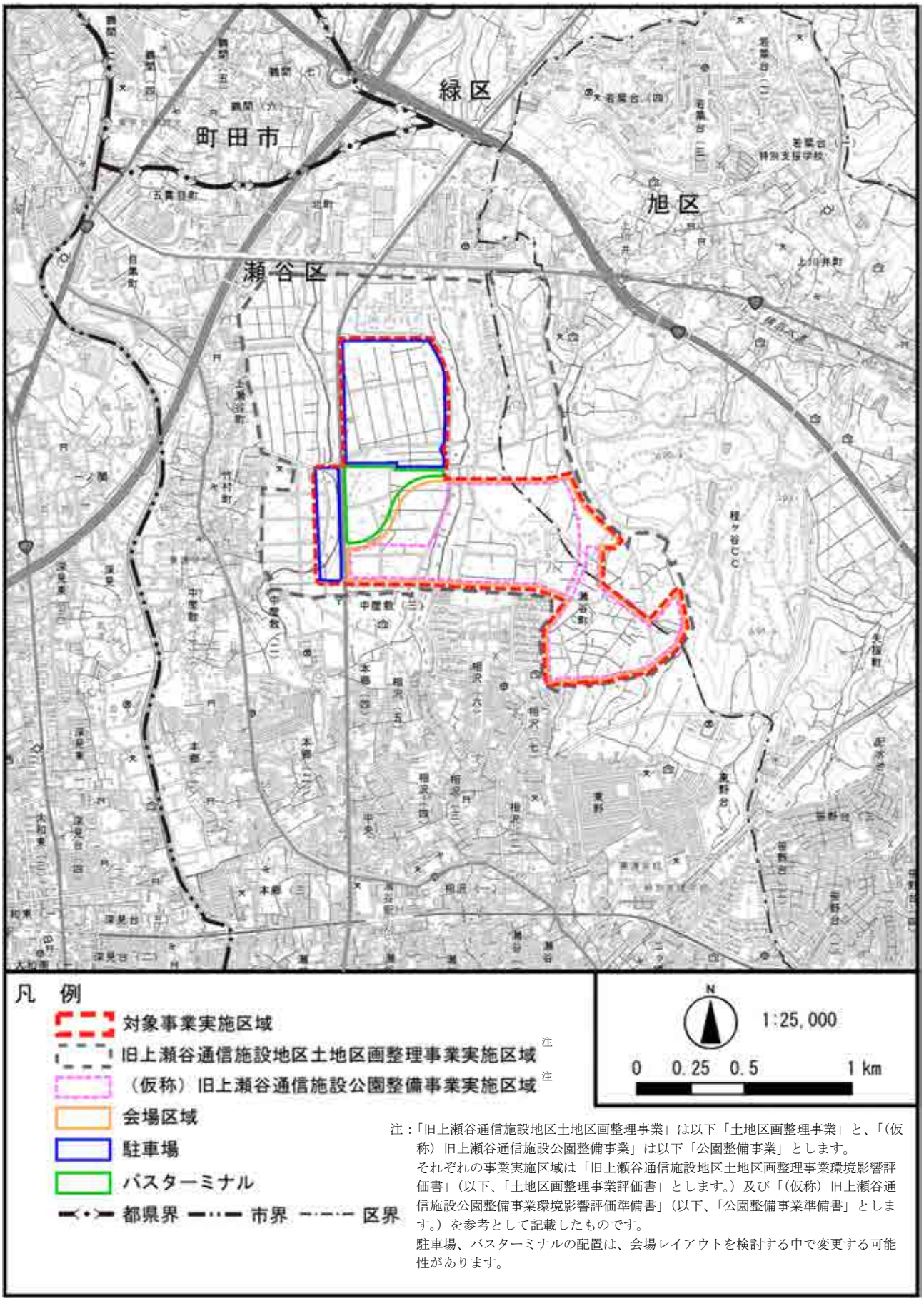

図 2-1 (1)　対象事業実施区域

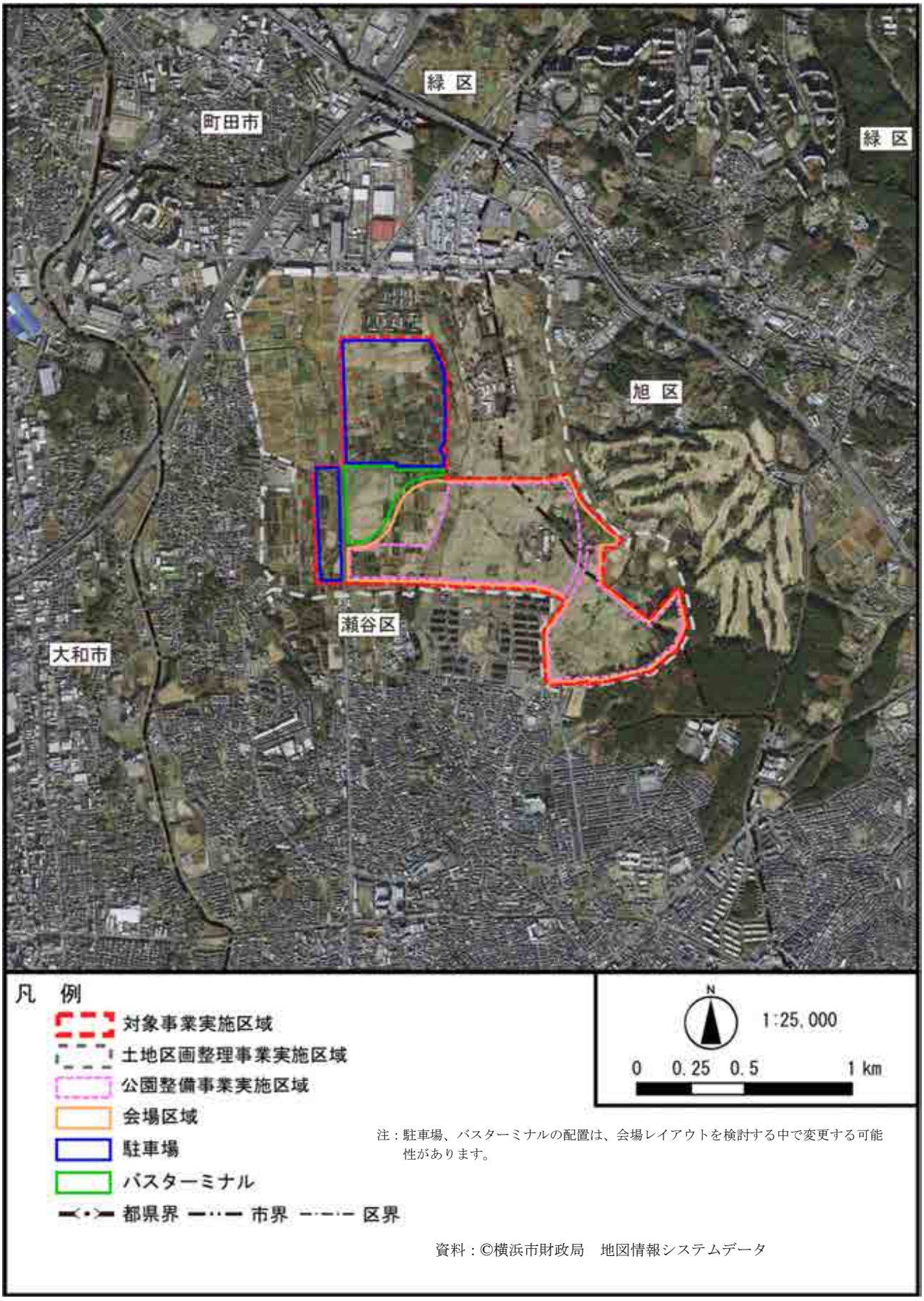

図 2-1 (2)　対象事業実施区域

2.2 対象事業の目的及び基本認識

2.2.1 対象事業の目的

(1) 目的

本博覧会協会では、横浜市をはじめ、国、地方自治体、民間企業、関係団体などと連携して本博覧会を 2027 年に開催します。本博覧会は、AIPH（国際園芸家協会）の承認及び BIE（博覧会国際事務局）の認定を受けて開催する最上位（A1）の国際園芸博覧会です。国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されます。

日本と世界をつなぐ植物の文化交流を支えた横浜において、日本の美しい風土に根ざした自然共生の知恵や、次世代の環境産業・文化創出により豊かさの質を深める社会に向け、地球環境を展望した未来志向の国際園芸博覧会を開催し、横浜・上瀬谷の地から友好と平和のメッセージを発信していきます。

(2) 国際園芸博覧会の趣旨

国際園芸博覧会には、A1、B、C、D の４つの区分があり、本博覧会は AIPH（国際園芸家協会）の承認及びBIE（博覧会国際事務局）の認定を受けて開催する最上位（A1）の国際園芸博覧会です。A1 の国際園芸博覧会は、日本では、1990 年に大阪で、アジアで初めての A1 の国際園芸博覧会として開催された「国際花と緑の博覧会（花の万博）」が唯一の実績です。

本博覧会においては、令和元年９月に AIPH の承認を、令和４年 11 月に BIE の認定を受けています。

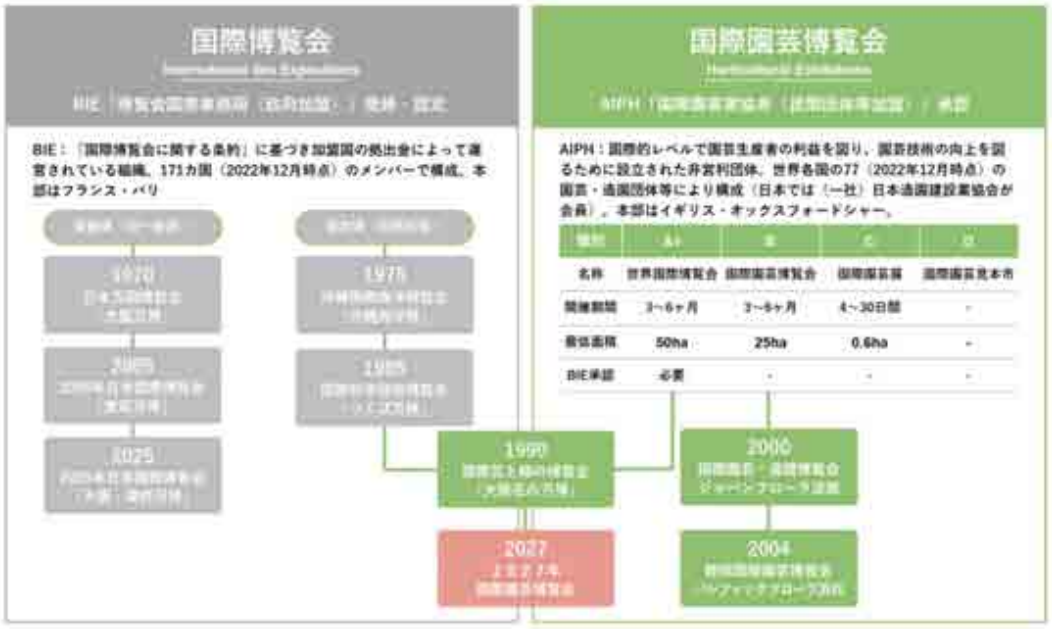

図 2-2　国際博覧会と国際園芸博覧会の関係

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）

2.2.2 本博覧会の具体化に当たっての基本認識

(1) 開催理念

人類は生態系の一員であり、私たちの暮らしは生命圏（Biosphere）の基盤である自然、とりわけ、その中心である植物の恵みに支えられてきました。しかし、生命圏を支える地球環境は水圏・地圏・大気圏を合わせてもおよそ 30 kmの厚みしかなく、半径 6,400 kmの地球の大きさと比べても極めて薄層であり、その環境容量には限界があります。急増を続ける人類が豊かさの量的拡大を求めて社会経済活動を拡大した結果、生物多様性の損失、地球温暖化の進展、水資源利用の制約、様々な自然災害の甚大化・頻発化、COVID-19 に代表される感染症リスクの拡大等、地球規模の環境変動により人類の生存を脅かす様々な課題が顕在化しています。さらに、途上国を中心とした世界人口の増加や紛争による食料危機により、食料確保に向けた安定的な農業生産力の向上も求められています。

このような中、生態系が適切に保たれ、自然の恵みを将来にわたって享受できる環境共生社会を実現するため、SDGs、30by30※1などの世界的な目標とも呼応し、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方（NbS※2:Nature-based Solutions）への期待が高まっています。

花や緑、農、食は、我々の命を支え、暮らしを支え、また、世代、民族を超えて人々に感動や笑顔をもたらしています。我々人類は、植物をはじめとした自然に生かされており、生命の潮流と循環の中で生きています。すなわち植物は、酸素の供給源等として生命の基盤となっているだけでなく、水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減等の役割を担っています。さらに、資源として活用されることで衣食住にとどまらず、観光・レジャー、健康・医療・創薬等の様々な産業の礎となり、また、植物と共に生きることで様々な暮らしの知恵、技術、文化が育まれてきました。

世界が経済的な豊かさを主体とした対比的な充足から、質的成熟社会への転換期にある中で、2027 年に開催される本博覧会は、改めて植物の自然資本財としての多様な価値を再認識し、持続可能な未来と誰もが取り残されない社会の形成に活用するとともに、自然との共生や時間・空間を含めたシェアがもたらす幸福感を、新たな明日の風景として可視化していくことを目指すものです。

※1 2030 年までに陸域と海域の 30%以上を健全な生態系として保全しようとする目標。

※2 主要な社会課題に取り組むために利用されてきた、生態系を基盤としたアプローチの包括的な用語として、2009 年国際自然保護連合（IUCN）によって提唱。気候変動の適応と緩和、災害リスク削減、生態系の劣化および生物多様性損失からの回復、人間の 健康、社会経済的開発、食料安全保障、水の安全保障が社会課題として挙げられる。

2.3 対象事業の内容

2.3.1 対象事業の方針

(1) テーマ

① テーマ

「幸せを創る明日の風景
～Scenery of the Future for Happiness～」

本博覧会のテーマは「幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～」です。

本テーマには、一人ひとりが心に「幸福感を深める」ための種を自分の意志で蒔き、これを人や環境との関わりの中で育み、生命力にあふれ、個性豊かに、多彩な花を咲かせること、それが豊かさを深める社会の風景である、という思いを込めています。

② サブテーマ

テーマを展開し、具現化するための切り口として、４つのサブテーマを設定します。

生態系サービスに支えられている人と自然の新たな関係を構築するための基盤とそれを支える主体の将来像を示す観点から「自然との調和」及び「緑や農による共存」を、また、これに基づく心の豊かさや幸せがあふれる都市の持続可能性を示す観点から、新たな価値創造による「新産業の創出」を、さらに、新たな価値を生み出し課題解決につなげる多様な主体の参加システムの在り方として「連携による解決」を示すことにより、本博覧会において「幸せを創る明日の風景」を体現していきます。

自然との調和 Co-adaptation	日本の里山にみられる自然との共生、再生循環の知恵や、災害大国としての経験を生かし、自然の力を導入し、造営物によるインフラを補完するグリーンインフラにより、持続可能で安全かつ魅力ある都市の土台づくりを世界に向けて提案する。

緑や農による共存 Co-existence	地球の環境容量と生態系システムの危機に直面し、持続的な未来に向けた意識が高まる中、人々は自然とふれあうことの喜びや楽しさ、人と人とのつながりの大切さを再認識し始めている。自然を愛（いつく）しみ、自然を暮らしに生かす農業文化やシェアリングエコノミーの原型ともいえる日本の農の心に学びつつ、緑や農を介して、社会・生活基盤の維持に一人ひとりが積極的に関わることにより、ともに分かち合い支え合う「グリーンコミュニティ※」の在り方を提案する。 ※グリーンコミュニティ：自然環境が有する多様な機能をもつ生活基盤（グリーンインフラ）の整備と維持に積極的に関わることで形成される共助の主体

新産業の創出 Co-creation	人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、いのちと暮らしを支え、文化や豊かさをつくる花き園芸・農の役割が再認識されている。 国際園芸博覧会を実験の場とし、花き園芸・農の高付加価値化や新技術・新品種の創出、異業種連携による生命産業の領域拡大など、時代の先駆けとなる新たな価値を創造する産業の創出・育成を提案する。

連携による解決 Co-operation	国内外の企業や教育・研究機関、市民を含む多様な主体や国際的ネットワーク等による横断的な参加システムを構築し、世界的な課題の解決につながる知恵や技術を集積し、各国の人々と相互に発信・交流・シェアすることで、多文化共生や友好と平和、多様性を尊重する社会の実現に寄与する。

注：各テーマの英語の部分に共通する「Co-」は、「共同」や「相互」の意味を持ち、本博覧会で提示する価値をあらゆる人々や企業・団体が協力して創り上げていくことへの思いを込めています。

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）より作成

(2) 会場コンセプト

会場計画に当たっては、世界から地域レベルにいたる様々な今日の課題の解決策を提示しながら、さらには会場内の様々な展示出展の意図を来場者に効果的かつ魅力的に伝えることが可能な会場づくりを目標としています。その目標に向けて、以下の３つの基本方針を設定します。

① 自然環境ポテンシャルを取り入れた会場

計画地の自然環境（地形、土、水、風、緑）を読み込み、そのポテンシャルを効果的に取り入れた計画を行い、魅力ある、快適・安全な空間基盤を形成します。

② あらゆる主体がつながり、将来につながる会場

国際園芸博覧会に参加・来場する多様な主体同士のつながりを生み出し、地域・国内外の課題解決や新たな産業の創出につなげることが可能な空間を効果的に配置するとともに、将来のまちづくりに向けて、本博覧会で生まれた取組が地域に継承される工夫を会場計画の中に取り入れます。

③ 誰もが使いやすい会場

来場者、出展者、管理者等、本博覧会に関わる全ての人にとって分かりやすく、使いやすい会場空間をつくります。

会場の基盤としての空間領域と各施設等に加え、出展者及び管理者の様々なニーズや多様な事業展開に柔軟に対応できる仕組みを連動させることで国際園芸博覧会事業の魅力を最大限に演出する会場とします。

(3) グリーンインフラの考え方

グリーンインフラ計画の基本的な考え方を以下に設定します。

① 旧上瀬谷通信施設地区の自然環境特性の継承と向上

まとまりのある樹林や、谷戸地形、生息する生物といった既存の自然環境をできる限り保全・活用し、さらにそのポテンシャルを向上させます。また、コモンズ※ 等で体現する自然との共生の場、自然を通じたコミュニティ形成の場の基盤を形成します。

計画に当たっては、微細な地形分析による流域と水系の保全と活用、既存樹木の保全や雨水浸透を生かした緑陰や施設の配置、環境シミュレーションの実施による会場内温熱環境の把握と卓越風の活用などについての検討を行い持続可能な都市基盤のモデルとなる会場をつくります。

② 会場の快適性や展示・出展計画とも連携した魅力の向上

継承する自然環境特性を活用しながら、水と緑と風の道を効果的に取り入れるなど、来場者にとって快適で安心・安全な、魅力ある会場づくりを行っていきます。なお、建築においても同様の考え方を取り入れます。

グリーンインフラを通じた環境教育・活動などを展開し、出展者等の多様な主体間のつながりや、人々の参加・交流を連携させることで、新たな連携の仕組みとなる世界観を有するまとまった空間モデルを形成させます。

③ 整備・管理運営と連携した環境負荷の低減

期間限定のイベントであること、閉幕後は横浜市による公園等としての利用が予定されていることなど、本博覧会の特性を踏まえるとともに、カーボンニュートラルなど世界の潮流も意識しつつ、会場の整備・管理運営全体で環境負荷の低減を図ります。



グリーンインフラのイメージ

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）

※　会場内の既存樹木がある場所などの環境性能の高い空間（p. 2-15 参照）。

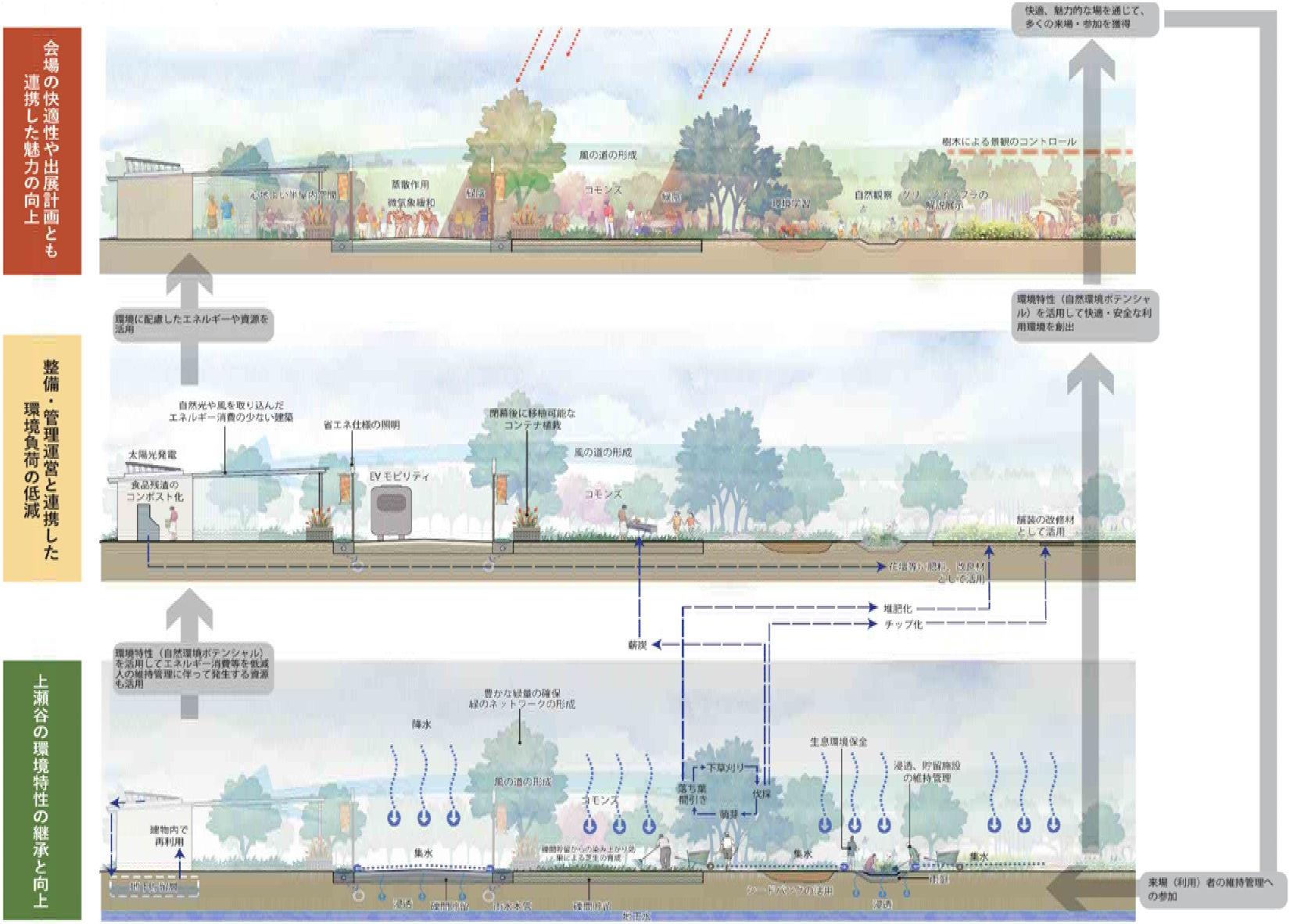

図 2-3　分野間の関係性の概念図

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）

(4) 景観計画

景観計画は、会場の自然ポテンシャルを生かし、本博覧会のテーマを体現する風景を生み出すとともに、テーマに沿った世界観を損ねることのないよう、会場全体として適切にコントロールし、魅力的な景観を創出することを目的とします。

会場計画の基本方針等を踏まえて、景観形成の基本的な考え方を以下に設定します。

① 祝祭感と華やかさを感じる

A1 クラスの国際園芸博覧会に相応しい祝祭感と華やかさを、花や人々の賑わい等によって演出します。

② 多様なシーンの展開とその調和を感じる

多様な主体による出展等を通じて多様なシーンを創出するとともに、一定の秩序がとれた、まとまりのある景観を形成します。

③ 移り変わりを感じる

季節による変化や、朝夕の時間による変化、天候による変化など、気候や気象特性を踏まえ、自然の美しさやその機能に気づくことができる変化のある景観を形成します。また、歩みとともに移り変わる景観によって、会場の中の移動自体も楽しめるような工夫を取り入れます。

④ 人と自然のつながりを感じる

来場者、出展者、管理者といった区別なく、会場にいる誰もが、“人”の活動を通じて、人と人とのつながり、人と自然のつながりの大切さを実感でき、生物多様性に配慮した景観を形成します。

⑤ 五感で感じる

花や緑の持つ機能を最大限活用し、あらゆる人がその魅力を感じることができるよう、五感に訴える景観を形成します。

2.3.2 対象事業の計画

本博覧会は、旧上瀬谷通信施設の土地利用基本計画における観光・賑わい地区と公園・防災地区が連続した区域を活用して会場区域（展示やその他の活動に利用される区域）とし、会場区域に隣接して駐車場・バスターミナルを配置します。

本博覧会開催後は、会場区域の一部は横浜市により公園として利用が予定されています。

(1) 基本的事項

① 開催概要

本博覧会の開催概要は、表 2-2 に示すとおりです。なお、本博覧会では、AIPH の規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略※ 等を策定し、環境保全等の持続可能性に関する取り組みを進めていきます。

サステナブルな博覧会の実現に向けて、関係者や来場者と一体となって、カーボンニュートラルや生物多様性の保全、資源循環について積極的な姿勢で取り組みます。

表 2-2 開催概要

開催期間	令和９（2027）年３月 19 日（金曜日）～９月 26 日（日曜日） 開催日数（192 日間）
参加者数	1,500 万人（地域連携やＩＣＴ（情報通信技術）活用などの多様な参加形態を含む、有料来場者数：1,000 万人以上）

※ サステナビリティ戦略：AIPH（国際園芸家協会）が国際園芸博覧会の主催者に対し、AIPH の規則等に基づき策定を求めているサステナビリティ（持続可能性）に関する戦略。

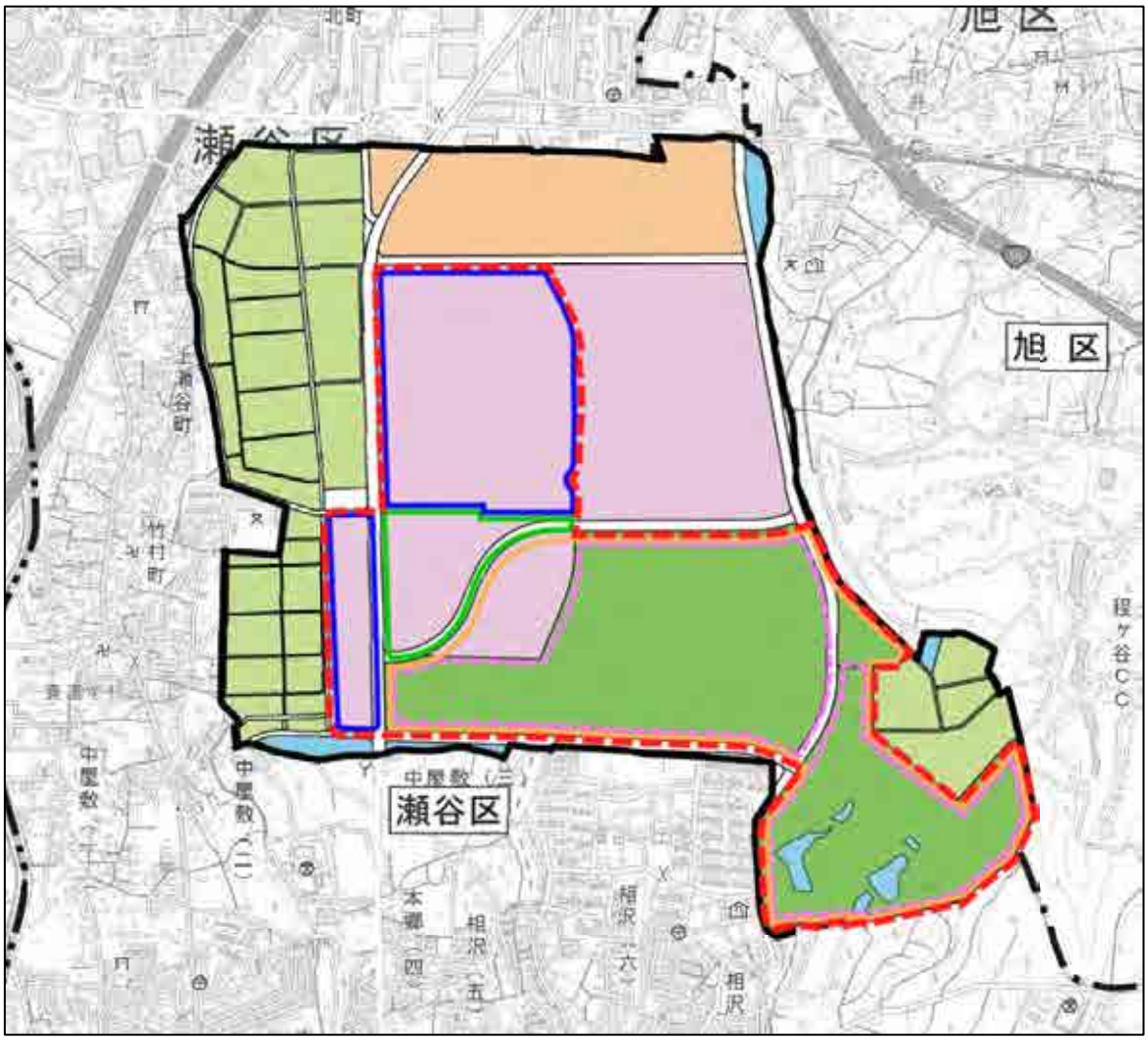

＜凡例＞

- 農業振興地区
- 観光・賑わい地区
- 物流地区
- 公園・防災地区
- 対象事業実施区域
- 会場区域
- 駐車場
- バスターミナル
- 公園整備事業実施区域
- 道路
- 地上式調整池

※ 土地利用計画は参考であり、確定したものではありません。

※ 令和６年８月時点　今後の調整状況により変更になる可能性があります。

図 2-4　旧上瀬谷通信施設地区の土地利用計画と本博覧会の区域

資料：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その２）」

（令和６年２月、横浜市）より作成

(2) 会場区域

① 会場構成の考え方

ア．地形、土、水、風、緑

・横浜の丘陵地に位置し、中小河川の流域が南北に伸びるエリアに位置する会場の持つ地形・土壌の特徴や、相沢川や和泉川の流域としての水循環を細かく読み解きます。

・夏期の日中の南風が卓越する風環境の特徴を理解しながら、会場区域に残る既存樹木や市民の森との関係を踏まえた緑のネットワーク形成に配慮します。

・こうした作業を基礎として、会場全体を回遊しながら対象地の環境を体感できる会場計画を策定します。

・自然環境ポテンシャルを引き出した会場計画は、その効果を最大限に体感できるシークエンスを生み出すことが可能になり、自然と暮らしの良好な関係性を理解することにつながります。

イ．地形の読み解き方

・会場周辺は中小河川による南北方向の流域地形や、かつての武蔵国と相模国の国境になった尾根地形が特徴です。これらの特徴を会場構成に顕在化させ、各特徴を体感することができる会場とすることを意図して「まち」「かわ」「のら」「さと」「やま」の５つを地形の読み解きとして空間概念を設定します（図 2-5 参照)。

・読み込んだ空間ごとに自然と暮らしの関係性の様々な在り方を反映し、これらを動線計画や展示・出展計画に生かすことで、会場を巡りながら様々な理解と共感を呼び起こすことができます。



図 2-5　地形を読み解く空間概念のイメージ

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）

ウ．コモンズ

会場内の既存樹木がある場所などの環境性能の高い空間を「コモンズ」として設定し、展示出展コンテンツ等と連動して配置することで、来場者にとっての快適な会場回遊拠点を提供します。また、コモンズにおいては、周辺の展示出展主体と来場者がつながりを持つことが可能な空間を提供します。

コモンズは、国内外の来場者や出展者等の様々な主体が連携して、本博覧会のテーマを実現する場にもなり、将来整備される公園における活動の継続を見据えて展開していきます。本博覧会開催中さらには開催後においても、会場外や国内外との連携により、地域から世界の課題解決や新たな産業の創出等につながるきっかけをつくる場とします。

以下の空間を「コモンズ」として設定します。

（1）会場を訪れた様々な世代の人々が憩い、寛ぎ、使いこなす空間

（2）木立と草花と施設とがバランス良く配置された空間

（3）居心地の良さと環境性能の高さを、来場者と参加者が皆で共有する空間

具体的な機能として、「修景」「休息」「滞留・交流」「環境性能」とし、それらを最大限に発揮できるような場所に、大小さまざまな規模と形態で配置します。



コモンズのイメージ

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）

②　会場区域を構成する施設等

会場区域における施設配置計画を図 2-6 に示します。会場区域の施設は庭園（屋外展示、屋外出展）、建築物及びその他の施設から構成されます。

施設を配置する際には、現地の地形の読み解きとともに、土地区画整理事業及び公園整備事業の整備内容とも整合を図りながら会場内に適正に計画します。

博覧会の開催後に撤去する施設と公園整備事業に引き継ぐ施設については、関連事業等と調整しながら決定していきます（図 2-7 を参照）。

ア．庭園（屋外展示、屋外出展）

海外からの公式参加者をはじめ、国内の民間企業、園芸家、日本国政府や自治体等、様々な参加者による出展庭園や花壇を設けます。

表 2-3　主な施設の特徴（庭園）

庭園・花壇の種類	実施者	想定規模	内容
公式参加者庭園	公式参加者	40,000 ㎡	公式参加者、一般参加者等によるそれぞれの特徴を活かした庭園や花壇を中心に、花苗、鉢物、植木、農作物等の植物、造園・農業資材、装飾作品、新技術を取り入れた植物や造園・栽培手法等の展示により構成（参加者の意向により建築物等を伴う場合があります。）。
一般参加者庭園	一般参加者	27,000 ㎡	
開催地庭園	開催地自治体	44,000 ㎡	
主催者庭園	主催者	20,000 ㎡	主催者による国際園芸博覧会のシンボルとなるガーデンであり、本博覧会のテーマを体現するものの一つである。来場者の高揚感を高めるガーデンや、季節ごとに咲き誇る花の変化が楽しめるガーデンなどを配置。



主催者庭園のイメージ

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）

イ．建築物

建築は、緩やかに連続する谷や丘、点在する既存の樹林帯など周辺環境を生かした建物の位置や向きとし、大きさと高さも外部空間に溶け込むようにします。また、水や風、光などの自然環境を有効に活用し、エネルギー消費の軽減を重視した設計とします。環境に配慮した素材を選び、特に国産木材等を積極的に使用していきます。また、色彩に関して周辺環境との調和に配慮します。

本博覧会は、旧上瀬谷通信施設の南部において公園整備事業実施区域等を半年間活用して開催するため、国際園芸博覧会として必要な展示施設やサービス施設、管理施設などは仮設として整備し、本博覧会の終了後に撤去します。展示施設の一部は、本博覧会後に横浜市の公園整備事業へと引き継ぎます（表　2-4 参照）。開催期間中に限り利用される仮設建築物は、解体時の廃棄物を抑制する観点から、リース品やリサイクルが可能な素材等を積極的に活用します。

住宅団地や南東側周辺のまとまった緑地等の隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮します。

表 2-4　主な施設の特徴（建築物）

区分	施設名称	想定規模 （延床面積）	概要
展示建築施設	屋内展示施設 （シンボル展示、国内外の展示等）	9,500 ㎡	主催者が整備し、主催者または出展者等が屋内庭園、生産品や技術等の展示を行う施設。
催事施設	催事施設	1,500 ㎡	国際的な交流となる公式行事、ナショナルデー・スペシャルデーに加え、主催者や企業・自治体・市民団体等の多様な主体による催事を実施。
サービス施設	診療所、案内所、トイレ、休憩所等	7,000 ㎡	－
営業施設	飲食施設、物販施設等	13,000 ㎡	－
管理運営施設等	運営本部、ゲート、倉庫等	17,000 ㎡	－

注１：AIPH 規則に基づき、建築規模（展示建築施設を除く）は会場区域の面積の 10%を上限として計画する（主催者が提供する区画において、出展者が設置する展示施設等を含む）。

注２：延床面積は、複数の建物の合計値を示す。

ウ．その他の施設

本博覧会では、大量の草花の使用のための関連施設（試験植栽圃場、植物バックヤード等）が必要です。

会場周辺には優良な農地が広がっていることから、植物関連施設については、周辺農地との連携も検討します。

なお、これらの施設は仮設として整備し、本博覧会の終了後に撤去します。

表 2-5　主な施設の特徴（その他の施設）

区分	施設名称	想定規模	内容
管理運営施設等	試験植栽圃場、植物バックヤード等	31,000 ㎡	生産・調達を行った植物を、円滑に搬入・検収・施工者へ分配・引き渡し等を行うために設置（植物管理用の建築物等を含む）。



※　施設配置計画については、検討を進めていくなかで、変更される可能性があります。

図 2-6　会場区域内の施設配置図

③　施設配置計画に係る環境配慮事項

施設配置計画に係る環境配慮事項及び公園に引き継ぐ施設は、図 2-7 に示すとおりです。

対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、特に重要となる相沢川及び和泉川周辺においては、横浜市が水辺空間等の整備に向けて環境保全措置や地上式調整池（調整池４）（p.6.2-117～122 参照）の検討の深度化を進めています。

本博覧会では、横浜市が整備したこれらの水辺空間等を活用しますが、敷地造成等による改変は行わず、保全対象種の生息・生育環境を横浜市と連携しながら保全し、公園整備事業へ引き継ぎます。また、横浜市との連携により保全する樹林等の緑地や、現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して本博覧会で整備する広場についても、公園整備事業へと引き継ぎます。

なお、本博覧会の実施にあたっての配慮事項は以下のとおりです。

・横浜市は、既存の樹木の位置や地形、表土[注1]を活用した緑化及び雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮するとともに、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保することとしています。本博覧会の施設整備にあたっては、これらを維持しながら活用していきます。
・現存する草地環境（乾性草地）の一部を広場として保全・活用します。
・会場内の照明、園路に設置する照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。なお、駐車場やバスターミナルについても、同様の配慮を行います。
・駐車場・バスターミナル区域以外については、対象事業実施区域の境界で横浜市の整備により高木を含む樹木の植栽が行われることから、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れが軽減されます。
・行催事の実施にあたっては、近隣の住居や生物生息空間に配慮するため、音響設備の音量、稼働時間、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールの設定について検討します。

注１：横浜市は表土を適切に保管し、新たに整備する緑地への使用等を想定しています。



※　保全・活用する施設等のうち、園路については、現在、横浜市と調整を進めており、本博覧会協会が想定するものを示したものです。今後の調整により変更となる可能性があります。

図 2-7　環境配慮事項及び公園に引き継ぐ施設

④　植栽計画

植栽エリアの区分と展開イメージは、表 2-6 に示すとおりです。また、植栽の一部は本博覧会開催前に公園整備事業の一次整備工事にて整備され、開催後は公園整備事業に引き継がれます。

植栽計画においては、会場計画の基本方針を踏まえ、既存樹木等、会場内の自然環境を生かしながら、本博覧会で展開されるコンテンツやアクティビティに適した植栽エリアを設定します。また、生物多様性の創出や緑陰形成等の多面的な植栽機能を踏まえ、来場者が快適に過ごせるよう植栽空間を演出します。

さらに、景観計画、グリーンインフラ計画等とも連動させ、来場者に花や緑で彩られる魅力的な景観とともに、植物の生命力を体感できる居心地の良い空間を提供します。

樹木等の植栽は、本博覧会開催後に横浜市が公園として利用することを見据えて計画するため、サクラをはじめ四季を通じて見どころのある公園の植栽を踏まえた計画とします。

なお、植栽計画に当たっては耐病性品種を積極的に採用し、総合防除※などを通じて周辺環境への負荷の低減に努めます。

※ 総合防除（Integrated Pest Management）とは、利用可能なすべての防除技術に経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものです。

表 2-6　植栽エリアの区分と展開イメージ

区分	展開イメージ
環境植栽	会場のランドスケープの骨格となる景観木や並木、空間の背景となる緑地、大面積の草地を形成する既存樹木や高中木、芝生を中心とした植栽空間 公園計画による植栽を生かした、土地の歴史を表す大径木や新植の樹木・芝等
修景植栽	主催者が主体となり、会場内の沿道等に展開し、ランドスケープを補完する宿根草や一年草を中心とした植栽空間及び添景 プランターや壁面、ハンギングバスケット等の装置を用いて表現する花や緑による装飾

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）



環境植栽のイメージ



修景植栽のイメージ

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）

⑤　動線計画

会場区域内における動線計画のイメージは図 2-8 に示すとおりです。

多くの来場者・利用者が安全に移動することができることを基本として幅員や経路を設定するとともに、先端技術等により快適性向上や移動負担の軽減を図り、展示された花や緑を鑑賞しながら移動自体が楽しみになるような計画とします。

動線の種類は、目的・用途に沿って来場者用動線、管理用動線、緊急用動線等に分けて整理します。

なお、横浜市が土地区画整理事業で新規に整備する区域内道路（図　2-17（p. 2-34）参照）については、本博覧会開催中は一般車両の通行は行わないこととし、歩行者の安全性を確保します。



図 2-8　会場区域の動線計画の考え方

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）より作成

(3) 駐車場

会場区域に隣接して自家用車及び団体バスの駐車場を整備します。会場隣接駐車場の位置、出入口及び主な動線を図 2-9 に示します。

駐車場は、自家用車と団体バスを合わせて約 6,000 台分を設置する計画で検討していますが、来場車両の状況に応じて、自家用車と団体バスの駐車スペースを適宜、配分することで、柔軟に対応していきます。土地被覆の性状等については、アスファルトを用いた透水性舗装や砕石などにより、可能な限り透水性を確保するとともに、植栽等による修景を行って、緑化に努めます。

世界的な電気自動車シフトの動向を踏まえ、会場区域に隣接する駐車場は、環境配慮型の車両（EV、FCV）を優先し、充電器を設置するなど、カーボンニュートラルの実現を先導する取組を検討します。

事前予約の導入等も検討するなど、円滑な誘導と会場周辺の渋滞対策を含む環境対策を図ります。駐車場と会場区域との往来に用いる歩行者動線については、安全性の確保に留意します。

表 2-7　会場隣接駐車場の駐車スペース（想定）

想定車両	台数（台）
自家用車	5,400
団体バス	800

※ 駐車スペースについては、駐車場の検討により、変更となる可能性があります。

※ 駐車場の収容台数の考え方

駐車場の収容台数については、過去に開催された大規模イベント等の事例を参考に設定しており、本博覧会が自然や緑をテーマとする大規模イベントであることから、過去に開催された園芸博覧会を類似事例と考えて設定を行いました。

これまで日本では３回の園芸博覧会（国際花と緑の博覧会、淡路花博及び浜名湖花博）が開催されており、これらの実績等（回転率：約 1.4～2.3）を踏まえて、駐車場は概ね 2 回転と想定して予測・評価を行っています。

また、設定した駐車場の収容台数で適切に運用ができるよう、公共交通の利用促進、パークアンドライドによる会場外の駐車場の活用、さらに、駐車場を予約制にすることや開催時間の延長等の運営方法等を工夫するなど、様々な方法において対応を図っていきます。

なお、交通需要については、開場、閉場の時間と連動して高くなり、会場内の滞在者については、過去に開催された博覧会での実績から、多客日においては、12 時から 14 時頃がピークとなり、約５～６万人が会場内に滞在していると想定しています。

表 2-8　類似事例の実績（過去に開催された園芸博覧会）

	国際花と緑の博覧会（大阪花の万博）	淡路花博	浜名湖花博	本博覧会（予定）
開催期間	1990 年 4 月 1 日～9 月 30 日（183 日間）	2000 年 3 月 18 日～9 月 17 日（184 日間）	2004 年 4 月 8 日～10 月 11 日（187 日間）	2027 年 3 月 19 日～9 月 26 日（192 日間）
来場者数（計画）	2,000 万人（有料 1700 万人）	500 万人（有料 400 万人）	500 万人（有料 400 万人）	1,500 万人（有料 1,000 万人以上）
来場者数（実績）	2,313 万人	695 万人	545 万人	－
会場面積	105ha	96ha	56ha	75.2ha
駐車場等の面積	57.8ha	16ha	16ha	42.9ha
時間延長の有無	有	有	なし	有
自家用車の予約の有無	なし	なし	なし	有

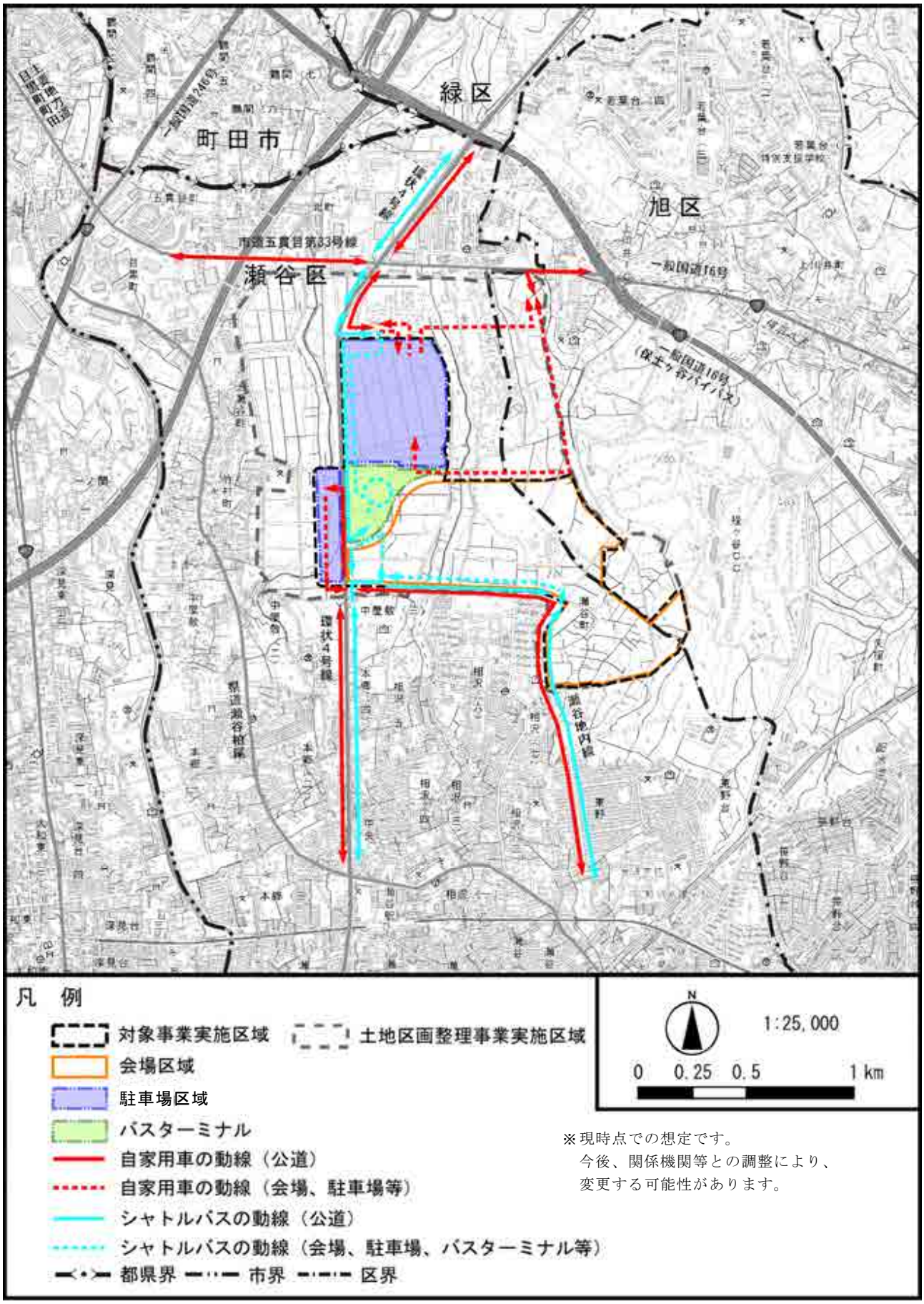

図 2-9(1)　会場隣接駐車場の出入口及び主な動線

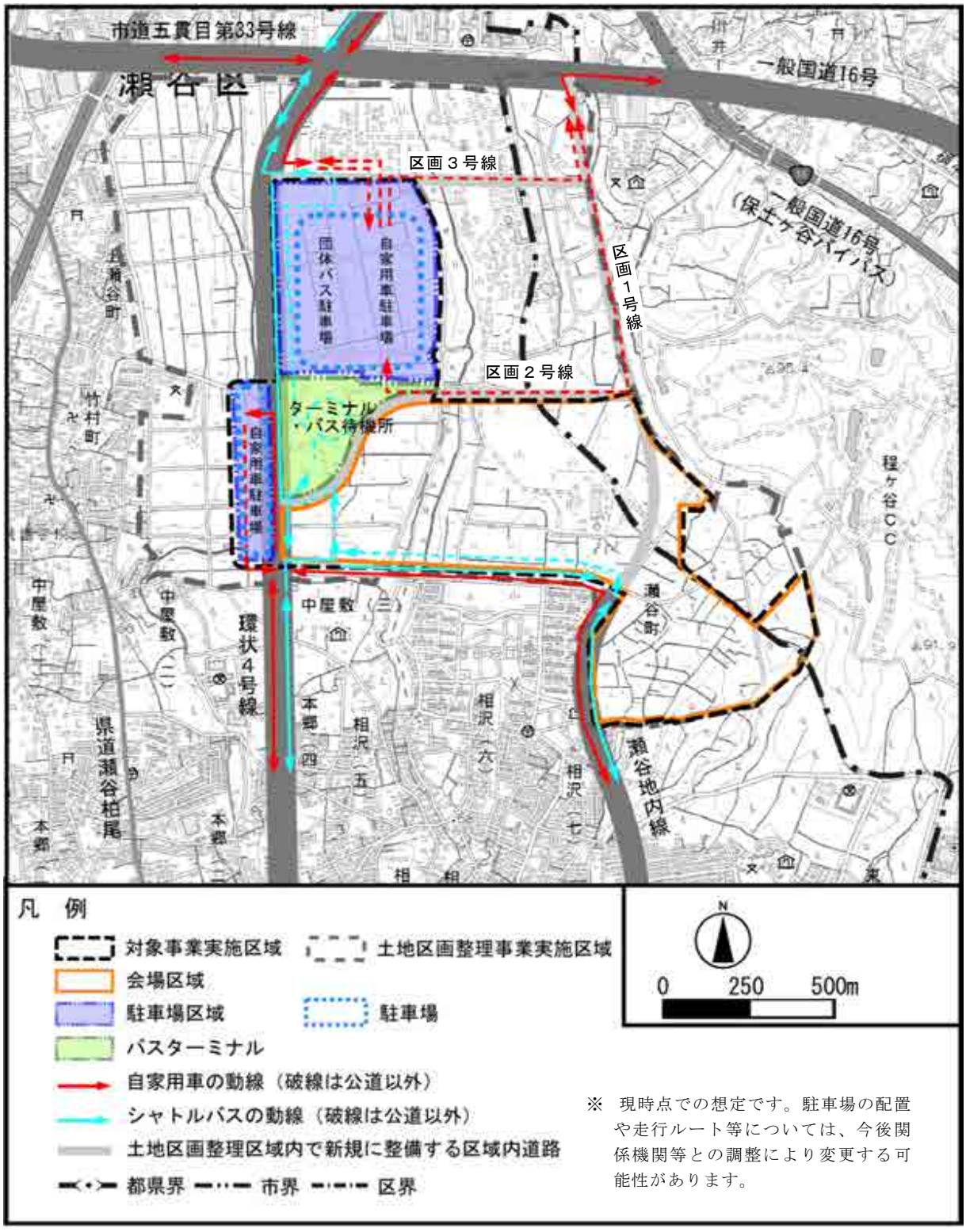

図 2-9(2)　会場隣接駐車場及びバスターミナルのイメージ図

(4) バスターミナル

鉄道駅及びパークアンドライド駐車場からのシャトルバスの発着に使用するバスターミナルは、来場者の利便性を考慮し、会場区域に隣接して設置します。バスターミナルの位置は図 2-9(2)に示すとおりです。

(5) インフラ計画

会場内のインフラ施設については、会場の基盤となる土地区画整理事業によって整備される造成地、道路、上下水、ガス、電気通信、雨水流出抑制施設（雨水調整池）等のインフラとともに、公園整備事業によって整備される園路、広場、植栽等を活用します。

本博覧会による会場や駐車場等の整備においては、グリーンインフラの積極的な導入を図り、雨水浸透施設等を整備して、地下水の涵養や雨水の流出抑制に努めます。

＜参考　雨水浸透施設の整備イメージ＞

駐車場及びバスターミナルにおいては、一部透水性舗装を導入するとともに、浸透桝・浸透トレンチ等を整備し、地下水の涵養と雨水の流出抑制を図ります。駐車場等の整備イメージ及び浸透桝のイメージを参考として以下に示します。

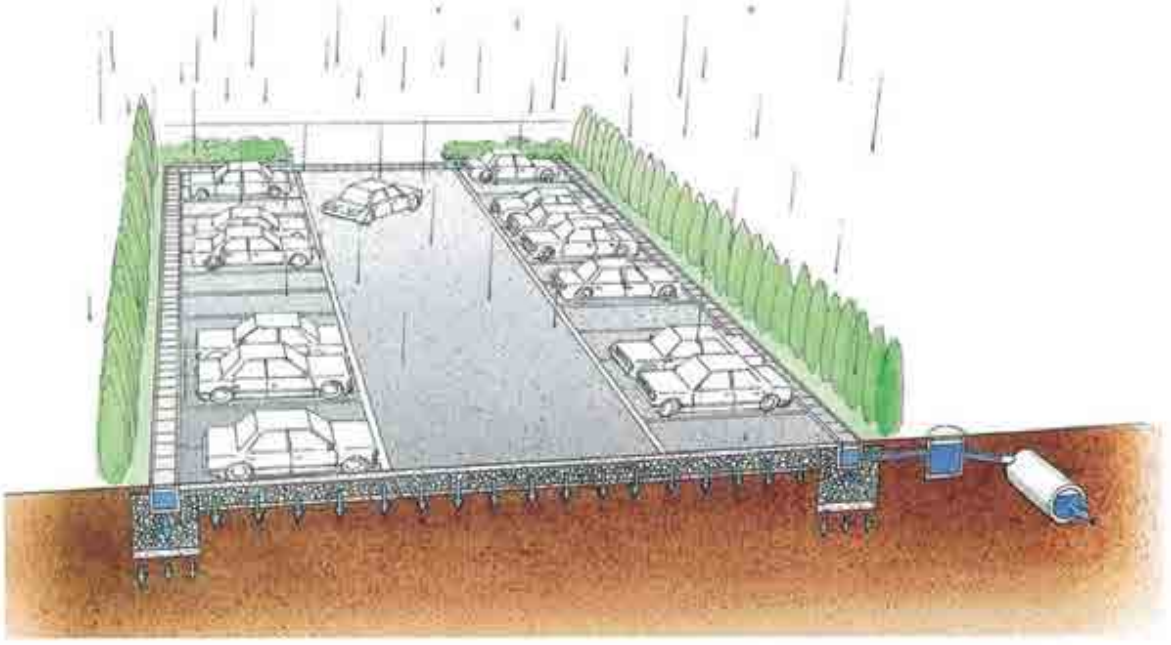

透水性舗装による整備のイメージ

資料：増補改訂 雨水浸透施設技術指針(案)調査・計画編（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会）

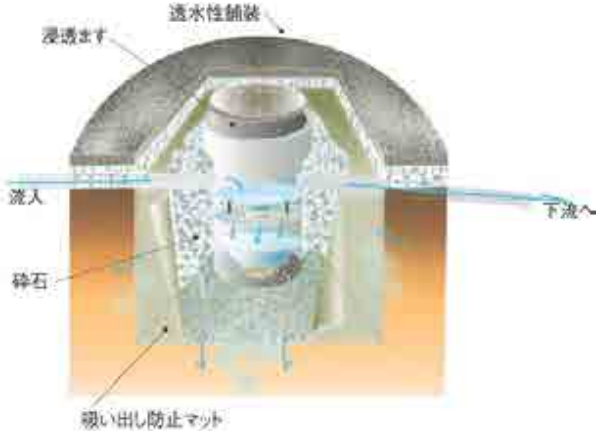

浸透枡のイメージ

資料：流域貯留浸透施設パンフレット（公益財団法人 雨水貯留浸透技術協会）

2.3.3 輸送計画

輸送計画については、国や自治体、交通事業者や関係団体等で構成する輸送対策協議会や学識経験者による技術検討会において、ご意見や技術的助言等をいただきながら検討しています。

会場までの来場手段としては、近隣の鉄道駅からのシャトルバス等を利用する「公共交通機関」、観光ツアー等による「団体バス」、「自家用車」、「徒歩等」を想定（図 2-10 のとおり）しており、交通機関別分担率の想定（全開催期間平均）については表 2-9 に示すとおりです。また、多客日、休日平均、平日平均のケース別来場者数の想定は表 2-10 に示すとおりです。

自家用車及び団体バスは、会場に隣接する駐車場（会場隣接駐車場）を利用しますが、多客日等においては、自家用車を駐車する会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）を設置して、会場外駐車場と会場を往復するシャトルバスを運行する計画です。

なお、周辺交通への影響をできるだけ軽減できるよう、会場隣接駐車場やバスターミナルにおける車両（自家用車、団体バス、公共交通（シャトルバス））の出入りは、左折を基本としたルート設定や駐車場内に通路を一定区間設けて場内での車両の滞留を可能とすることなど、工夫を図っていきます。

さらに、シャトルバスの速達性及び定時性の向上、チケット制度と連動した来場者の平準化等の交通需要マネジメントの取組、経路選択や決済などがスムーズに進む MaaS※など、ICT を活用した円滑な輸送対策についても検討します。

※ MaaS（Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段になると考えられている。

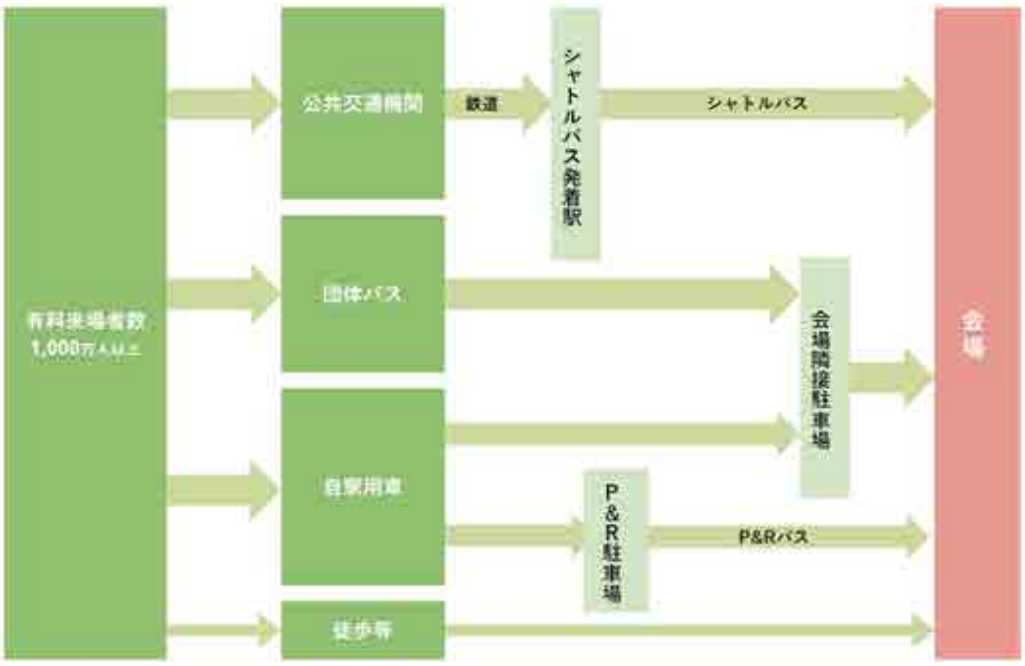

図 2-10　輸送アクセス分担

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）

表 2-9　交通機関別分担率（全開催期間平均）

自家用車	団体バス	公共交通機関	徒歩等	計
約 34%	約 27%	約 33%	約 6%	100%

注：現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

表 2-10　ケース別来場者の想定

輸送の分類	来場者の想定				
	自家用車	団体バス	公共交通	徒歩等	総数
多客日 GWなど (10 日程度)	約 43,000 人 (約 14,300 台)	約 16,000 人 (約 500 台)	約 40,000 人	約 6,000 人	約 105,000 人
休日平均	約 28,000 人 (約 9,300 台)	約 21,000 人 (約 600 台)	約 25,000 人	約 4,000 人	約 78,000 人
平日平均	約 17,000 人 (約 5,700 台)	約 16,000 人 (約 500 台)	約 17,000 人	約 3,000 人	約 53,000 人

(1) 自家用車

自家用車は、会場隣接駐車場を利用し、多客日等においては、会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）からのシャトルバスの利用も計画しています。

対象事業実施区域周辺の自家用車の主な走行ルートは、図 2-11 に示すとおりです。環状４号線、市道五貫目第 33 号線、瀬谷地内線を主なルートとし、土地区画整理事業で整備する区域内道路も活用します。また、来場車の方向別交通量割合は図 2-12 に示すとおりです。なお、会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）からのシャトルバスについては、(3)公共交通（シャトルバス）と同様のルートでバスターミナルに発着させる計画です（図 2-13）。

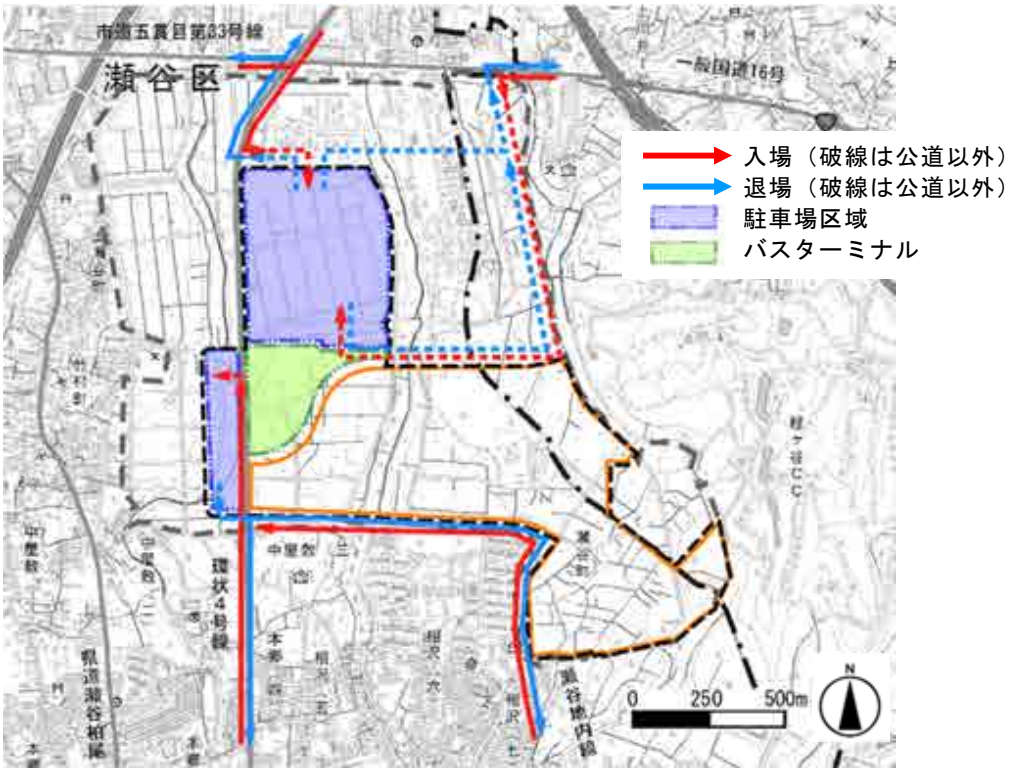

※　現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-11　自家用車の主な走行ルート（対象事業実施区域周辺）

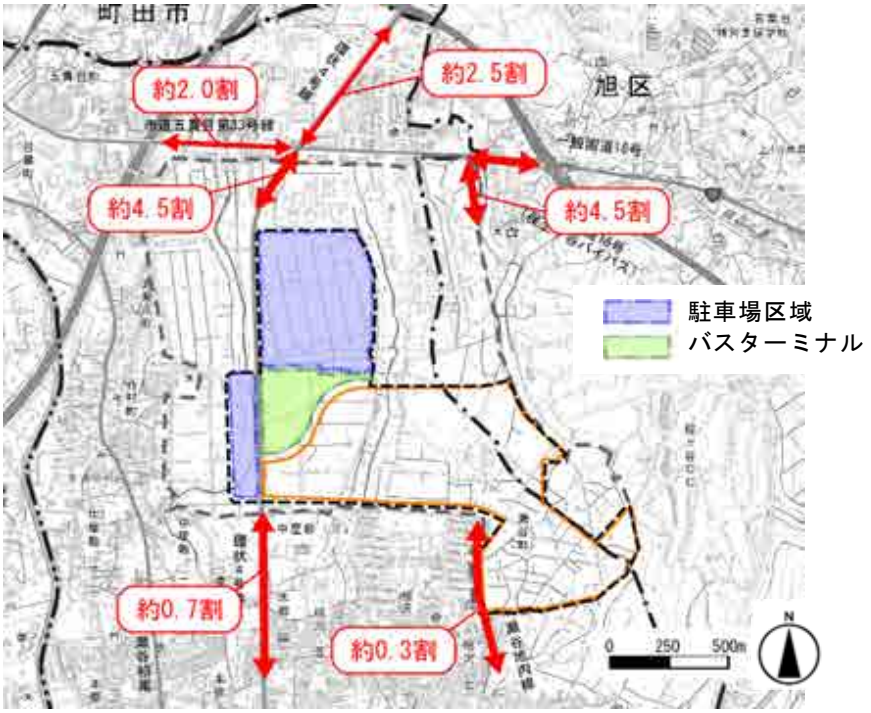

※ 現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-12　来場車の方向別交通量割合（自家用車）

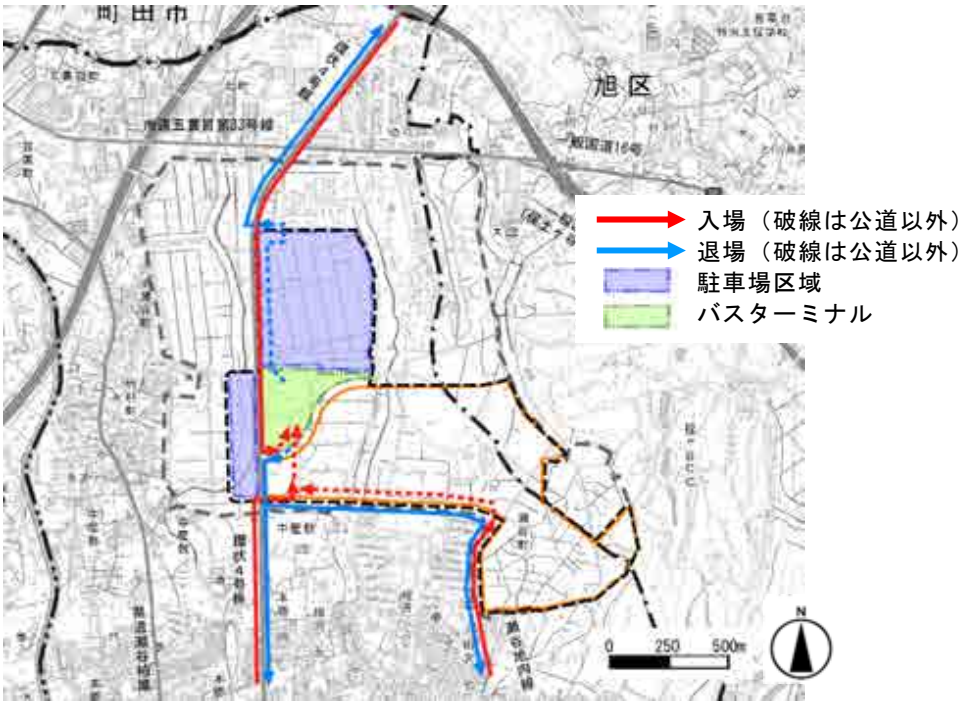

※　現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-13　会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）からのシャトルバス走行ルート

(2) 団体バス

団体バスは、観光バスや修学旅行等での利用を想定しています。

対象事業実施区域周辺の団体バスの走行ルートは、図 2-14 に示すとおりです。環状４号線を主なルートとし、対象事業実施区域内における駐車場までの走行ルートについては自家用車と同様に土地区画整理事業で整備する区域内道路も活用します。

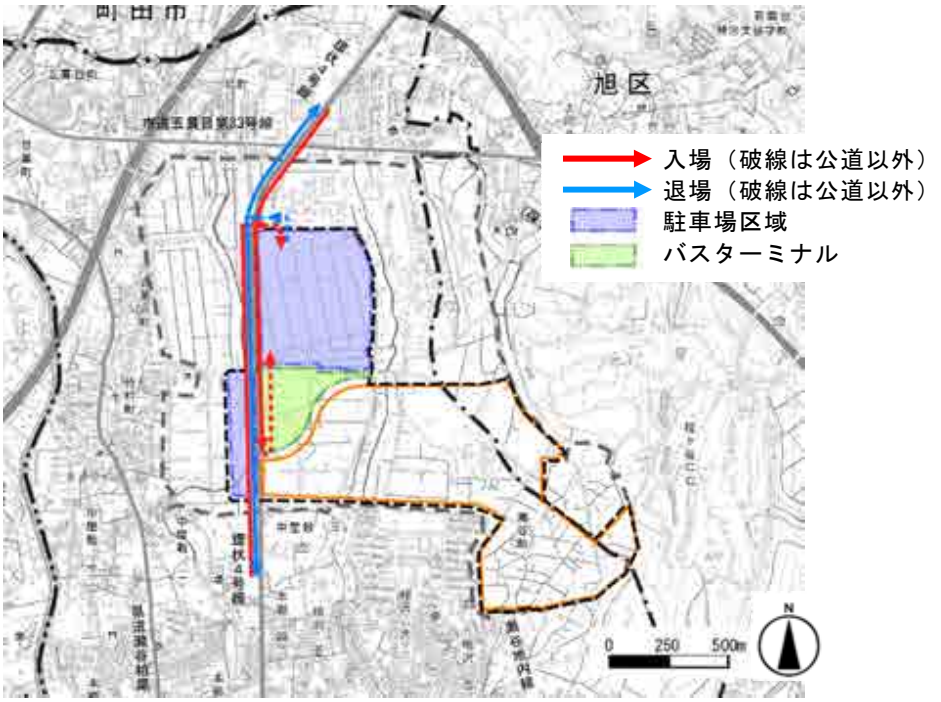

※ 現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-14　団体バス走行ルート（対象事業実施区域周辺）

(3) 公共交通（シャトルバス）

複数の鉄道駅に囲まれた特性を生かし、駅から会場までのアクセスは、シャトルバスの利用を想定し、シャトルバス発着場については次の考え方を基本とします。

・会場周辺４駅からのシャトルバス

・空港や鉄道路線における主要ターミナル駅からの直行バス

会場周辺４駅については、瀬谷駅、三ツ境駅、南町田グランベリーパーク駅、十日市場駅とします。

シャトルバスの運用にあたっては、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないような適切な運行本数を確保した計画とします。また、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるよう、滞留スペースの確保や誘導員の配置など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携して対策を講じます。

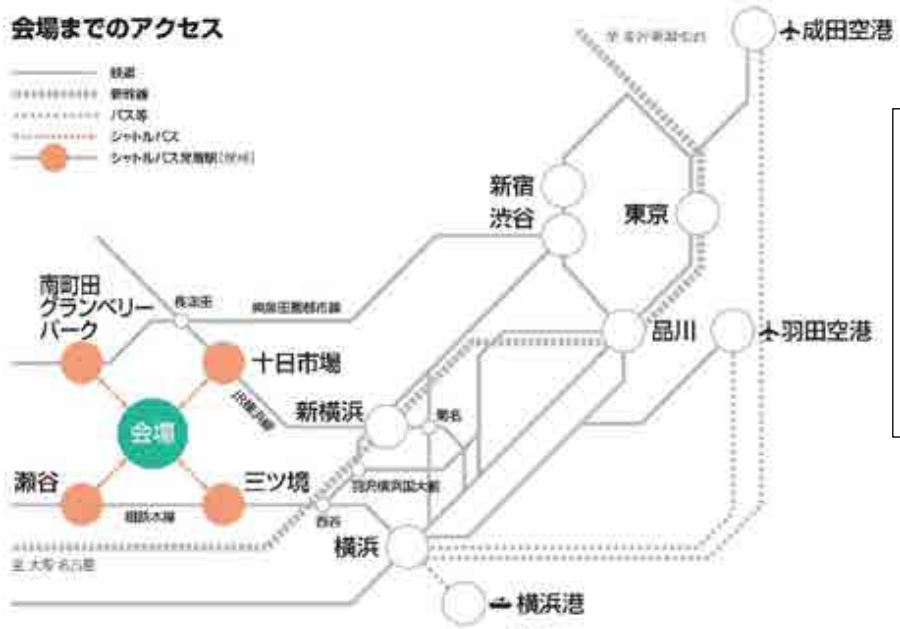

公共交通（シャトルバス）
- 鉄道駅からのシャトルバス
  発着駅：
  瀬谷駅、三ツ境駅、
  南町田グランベリーパーク
  駅、十日市場駅
- ターミナルからの直行バス
  発着駅：
  羽田空港、新横浜駅、
  横浜駅等を想定（現時点）

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）

図 2-15　鉄道図

対象事業実施区域周辺のシャトルバスの走行ルートは、図 2-16 に示すとおりです。

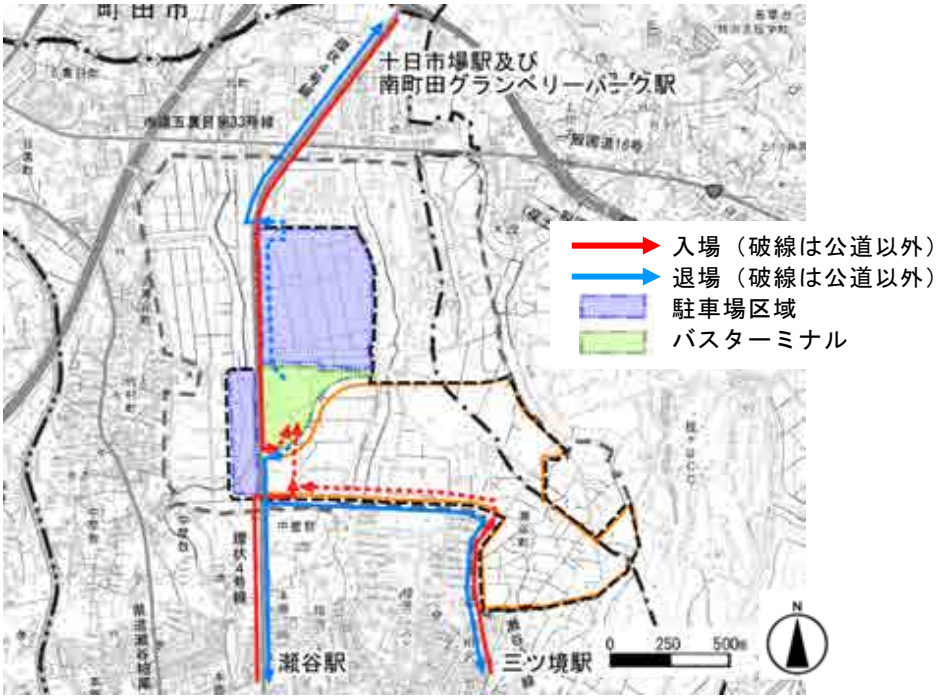

※現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。
※ シャトルバスの会場内の走行は、管理用通路を利用し、歩車分離します。

図 2-16　シャトルバス走行ルート（対象事業実施区域周辺）

(4) 徒歩等

対象事業実施区域周辺の歩行者及び自転車のアクセスルートは、図 2-17、図 2-18 に示すとおりです。歩行者・自転車等のアクセス動線は、主に環状４号線の歩道等を経由し、来場することを想定しています。自転車利用のための駐輪場についても整備します（駐車場等に配置）。

対象事業実施区域内の歩行者動線としては、整備予定の駐車場及びバスターミナルから会場区域までのアクセスを想定しています。

なお、環状４号線における歩行者の横断は、乱横断を避けるため、適切な案内誘導により、信号のある場所で行うよう誘導します。

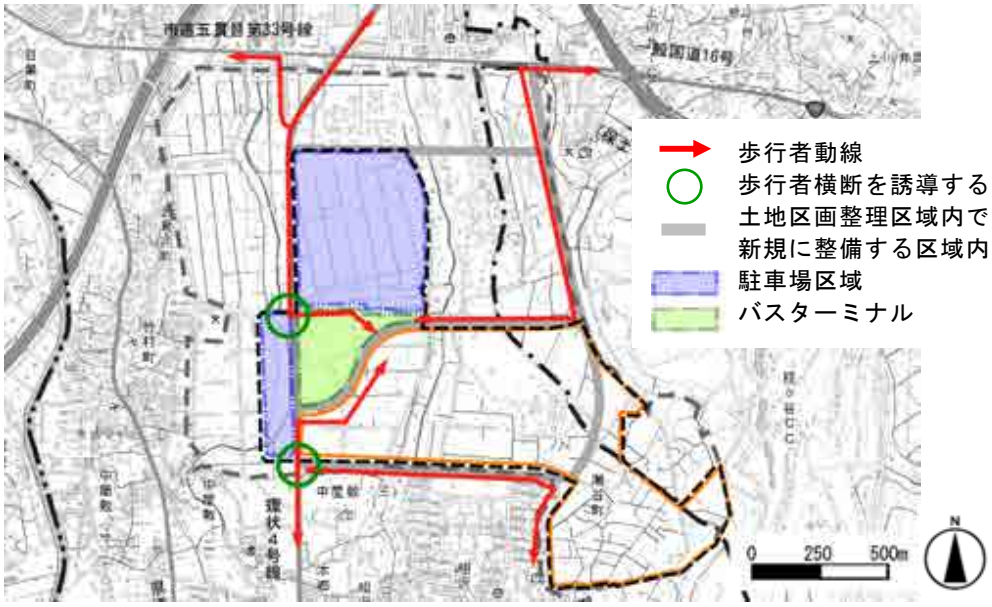

※ 現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-17 歩行者のアクセスルート（対象事業実施区域周辺）

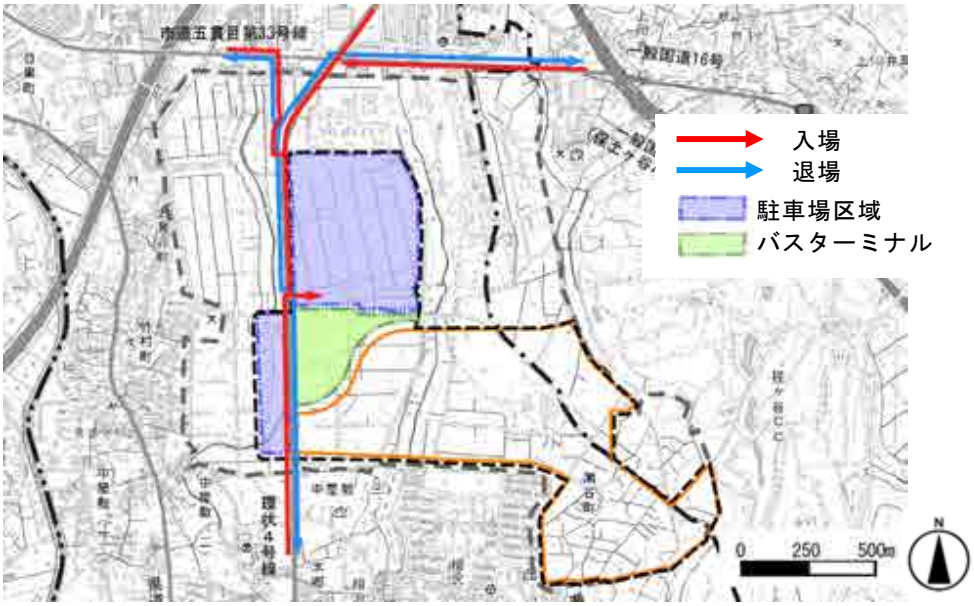

※ 現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-18 自転車のアクセスルート（対象事業実施区域周辺）

(5) 交通混雑緩和策（駐車場の効率的な運用）

会場周辺の混雑緩和のため、会場隣接駐車場に必要台数を確保するとともに、来場者へ公共交通機関の利用を促進しますが、開催期間中、来場者の集中が想定される多客日等においては、会場駐車場の他に会場外駐車場（横浜青葉 IC、相模大野駅周辺など複数箇所を想定）を設け、そこからのシャトルバス輸送を行います。

なお、開催期間中の多客日については、早朝や夕方以降など、時間延長を予定しており、来場者数は 10.5 万人／日、開催期間中の 10 日程度を想定しています。

多客日への対応としては、周辺の交通量などを踏まえ、交通混雑に配慮しながら、会場隣接駐車場を最大限有効に稼働させるとともに、会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）として、必要に応じて約 4,000 台を確保し、過去の園芸博覧会の実績等を参考にしながら、パークアンドライド駐車場を含めて駐車場を予約制にするなど運営方法等を工夫することで、対応していきます。

本博覧会では、市内や近県だけでなく、国内の広域からの来場者が見込まれ、会場までのアクセスは、高速道路や主要な幹線道路が使用されると想定します。このため、パークアンドライド駐車場の配置については、高速道路や主要な幹線道路など、会場周辺の広域道路網や図 2-12 に示した来場者の方向別交通量割合（自家用車）などを踏まえ、パークアンドライドをより効率的で効果的に運用できるよう、方面別にゾーンを設定し、候補地を選定していきます（図 2-19）。

なお、パークアンドライドも含め、本博覧会の輸送計画については、交通管理者など関係機関や外部有識者等からのご意見をいただきながら調整を進めていきます。引き続き、会場周辺の交通混雑緩和のため、公共交通の利用を推奨するとともに、自家用車での来場にあたっては、パークアンドライド駐車場の利用を促進するため、予約方法や利用料金などを工夫した効果的な運営方法についても検討していきます。また、駐車場の車両の出入口等には誘導員を配置し、歩行者等を適切に誘導することにより、円滑な車両の通行と歩行者の安全確保を図ります。

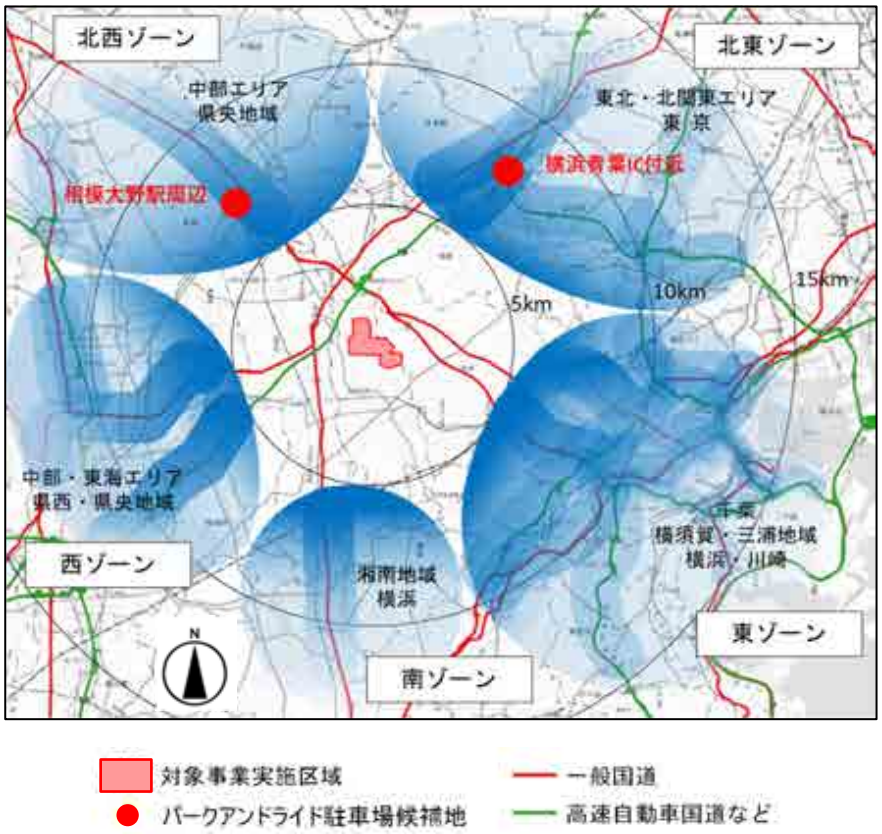

・会場まで概ね 30 分以内の距離
・輸送効率を考え、駐車場の規模は、１か所あたり約 300 台以上を想定
・既存駐車場の活用など施設整備費用の縮減
・各ゾーンの駐車台数の目安：約 800～1,000 台

※ 現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-19　パークアンドライド駐車場の配置の考え方

2.3.4 会場運営計画

（1）会場運営

本博覧会の行催事は、公式行事、主催者催事、ナショナルデー・スペシャルデー、参加者催事に大別されます。国際的な交流となる公式行事、ナショナルデー・スペシャルデーに加え、主催者や企業・自治体・市民団体等の多様な主体による催事を実施することで、参加者に楽しさや驚き、感動を与え、本博覧会のテーマを効果的に伝えていきます。

行催事の実施にあたっては、近隣の住居や生物生息空間に配慮するため、音響設備の音量、稼働時間についても適切な運営ルールを設定するなど、周辺環境への配慮について検討します。宿泊施設の配置や夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールの設定について検討します。

①　公式行事

公式行事として、主催者が公式参加者と一般参加者を招待し、AIPH 規則で規定されている開会式・閉会式を実施します。

② 主催者行事

本博覧会のテーマ、サブテーマの普及を目的とした主催者催事を実施します。特に次世代の育成を意識した環境教育プログラム、アートプログラム、園芸・農及びその周辺産業のイノベーションを促す対話プログラム（国際会議、シンポジウム等）の構築を目指します。

③ ナショナルデー・スペシャルデー

国際理解と友好親善促進を目的に、公式参加者が本博覧会への参加を記念し、国の場合はナショナルデー、国際機関の場合はスペシャルデーを開催します。海外からの賓客等も含め多様な来場者に対応できるよう、適切な接遇計画を実施します。

④ 参加者催事

企業・自治体・市民団体等の多様な主体による、国際園芸博覧会らしい様々なプログラムやワークショップ等の催事を実施します。

また、会場の中に複数配置する参加型の交流拠点「コモンズ」を活用し、多様な参加者が主体的に、楽しみながら共に活動できるプログラムを実施します。コモンズは、「修景」「休息」「滞留・交流」「環境性能」の機能を発揮し、参加者同士のつながりが生み出せるような空間として適所に配置します。

(2) 物流

海外からの公式参加者の展示品や関連資材の円滑な輸送・展示・保管等に対応するため、関係機関と十分な調整の上で通関、保税等の必要な措置を講じます。国内外を問わず、搬入搬出貨物が大規模となるため、国内外経路・場内輸送・保管・廃棄についても貨物量の推定を行い、必要とされる物流運営体制を構築します。

物品・資材等の搬出入については、会場区域内の管理用動線等を用いて行います。

(3) 廃棄物

本博覧会の開催時は、廃棄物は会場内ストックヤードに集約し、業者に委託して定期的に横浜市内等の処分施設に運搬し、適切に処理します。「3R+Renewable（再生可能資源への代替)」を徹底するとともに、食品ロスの削減に向けたガイドラインの策定・公表など、可燃ごみをはじめとする廃棄物の発生量の削減に向けて取り組みます。会場区域で発生する植物残渣の堆肥化を条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り推進します。また、植物トレーやポット等のリユース（返却）や、発生した廃棄物については分別収集及び分別搬出し、再資源化する等、適正に処分することで、処分量の低減に努めます。来場者や出展者等に対しても、食品ロスの削減やごみ分別の徹底など廃棄物の発生抑制及び分別について周知を図ります。

（4）エネルギー

本博覧会で使用する主なエネルギーについては、環境に配慮したものを導入します。電力については、地域や地方で生み出されるエネルギーを積極的に活用し、再生可能エネルギーの 100%活用を目指します。「エネルギーの地産地消」を進めるとともに、太陽光発電システムなどの活用による「創エネ」を導入します。エネルギーマネジメントシステムの導入など省エネルギー対策についても推進します。また、上水道利用の節減や雨水利用の導入などの資源循環・再利用を促進するとともに、グリーンインフラを積極的に活用し、持続可能な運営管理を推進します。

＜エネルギーの地産地消の例＞

・ハマウィング

横浜市では、瑞穂ふ頭に設置した風力発電設備（ハマウィング）で発電した電気について、令和４年度から FIT（再生可能エネルギーの固定買取制度）を適用し、一般送配電事業者に売電しています。さらに、「再生可能エネルギー電気特定卸供給契約を活用し、市内の小売電気事業者を介して市内の事業者へ供給しています。

資料：ハマウィングリーフレット（横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局）



エネルギーの地産地消のイメージ

資料：ハマウィング　フォトライブラリー
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hama_wing/photelibrary.html

・はまっこ電気

横浜市の焼却工場の再エネ（バイオマス）と市内家庭の太陽光発電による再エネの環境価値を組み合わせた電気を販売する市内事業者向けの電気メニューです。

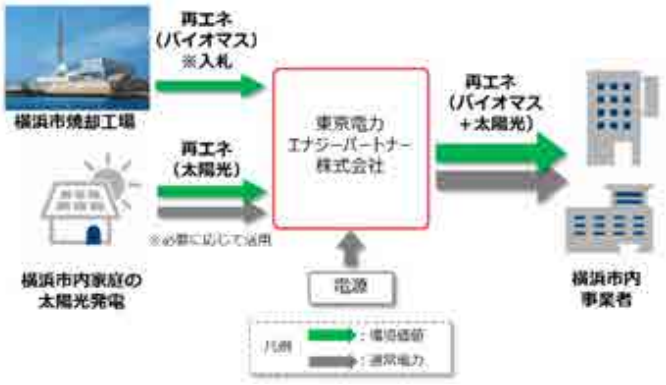

資料：横浜市記者発表資料（令和４年３月 24 日）

2.3.5 植栽地管理計画

(1) 植栽地管理

本博覧会を彩る庭園や花壇等の植栽地の適正な維持管理を実現するため、計画的に植栽地管理に取り組みます。特に、海外から導入する生態系への影響が懸念される植物については、周囲に拡散しないよう慎重に取扱います。

植物を常に国際園芸博覧会に相応しい良好な状態に保つため、巡視点検を基本に、灌水、花ガラ摘み、病害虫防除、施肥、剪定、除草、切り戻し・誘引、草刈り、植栽地内の清掃等の維持管理を実施します。不良苗の植え替え・補植や台風及び高温等への対応はローテーション植栽ではなく、維持管理の一環として実施します。

なお、花の植え替えなどについては、地域やボランティア等の様々な主体が関わることのできる仕組みを取り入れるとともに、実習した技術や経験を通じて、園芸などに興味を持ち、継続的に生活に取り入れられる等、ソフトレガシーにつなげていきます。

また、植物関連で発生する植物残渣等の廃棄物は、対象事業実施区域では処理せず、堆肥化等のリサイクルを行っている横浜市内をはじめとする近隣の事業者等と契約締結して適切に処分します。リサイクルした堆肥等について、活用できるものは博覧会のなかでも積極的に活用するなど、環境に配慮した手法で適切に処理を行います。

農薬を使用する場合には、「住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日付け環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長通知)」等に基づき、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないよう飛散防止対策の徹底を図るとともに、できるだけ生態系への影響が少ない種類を選定することとします。

(2) 植物検疫等

本博覧会では、世界の様々な地域の国・国際機関・企業団体等から多種多様な植物や農産品が出展のために輸入されます。拡散による生態系への影響が出ないよう、植物防疫法に基づく検疫・隔離栽培・特別輸入許可や国内への病害虫侵入防止対策を植物防疫所などの関係機関と調整し、万全な準備を行います。

輸入品が植物防疫法や外来生物法などの国内関係法令に従って適切に取り扱われるよう、関係機関と連携した体制を構築するとともに、植物検疫に関するガイドラインを策定し、事前に参加国へ周知徹底します。また、輸入される植物と梱包材料についての情報を参加者に提示してもらう等の取組を行います。

海外の出展国からの委託を受けて栽培する場合においても、植物防疫所などの関係機関とも連携を図り、適切に対処します。

2.3.6 レガシー計画

(1) テーマを展開するレガシーの方向性

本博覧会の開催前～開催期間中～開催後を通した多様な主体の連携により「参加者自らが作った国際園芸博覧会」という意識を醸成し、意識変容・行動変容につなげます。

レガシーの方向性は、以下の 10 の方向性を想定しています。

- Society5.0 の実現や新たな価値の創出
- みどりの食料システム戦略の推進
- 観光立国・地方創生の推進
- グリーンシティや自然と共生する暮らしの展開
- 将来のまちづくり
- 多様な主体の連携の普及
- 心豊かなライフスタイルの実現
- 花き園芸・造園・農の発展
- 花き園芸文化の定着
- 人材教育・育成

(2) 博覧会レガシーの展開

会場の一部は、本博覧会開催後に横浜市により公園として利用される予定です。レガシーとして公園整備事業に引き継ぐ施設等については、図 2-6 及び図 2-7 に示すとおりです。

以下に示すように、本博覧会の会場計画と将来の公園計画を連携させ、博覧会開催前より様々な取組を展開し、博覧会でお披露目するとともに、博覧会開催後に継承していきます。

- 横浜の市民力の発展、多様なコミュニティの醸成
- 自然と共生する都市モデルの発信拠点(グリーンインフラ実装の展開)
- 自然とともに生きるライフスタイルの提案
- 花き園芸や農に関する文化、技術の継承発信の拠点

2.3.7 今後のスケジュール

２０２７年国際園芸博覧会は、関連する将来のまちづくりの事業と調整を行いながら、会場整備に係る設計や環境影響評価の手続きを令和４年度から令和６年度に行い、令和６年度頃より工事に着手する予定です。そして本博覧会終了後は、速やかな仮設施設の解体撤去を想定しています（遅くとも 2028 年度中を想定)。

関連事業の今後のスケジュールは、各事業の環境影響評価図書をもとに次のとおり整理されます。

土地区画整理事業は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その１）（令和５年３月)」のとおり、令和４年度から整備を行っています。

公園整備事業は公園整備事業準備書によると、着工準備期間ののち、令和５年度からの整備が想定されています。公園整備事業については、本博覧会開催時には整備を一時中止し、閉会後の再開が想定されています。

本博覧会の会場整備スケジュールは図 2-20 に示すとおりです。



図 2-20　会場整備スケジュール

資料：「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」（令和５年１月）より作成

2.4 施工計画

2.4.1 工事概要等

本博覧会は、対象事業実施区域内の土地区画整理事業による既設建築物、既設工作物の撤去工事や造成工事、公園整備事業における本博覧会と共通する基盤整備等と整合を図りながら順次工事を開始します。閉会後は、公園整備事業の二次整備工事に先立ち、仮設施設等の撤去・復旧工事を行います。

なお、本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業による造成、基幹インフラ等及び公園整備事業による植栽、建築物、園路等の整備が完了した後、本博覧会で使用する仮設建築物、園路及び駐車場等を整備します（図 2-21 参照）。本博覧会で整備する施設の多くは仮設施設であり、公園整備事業で整備する建築物や園路等を除き、本博覧会開催後に撤去します。また、本博覧会で整備した植栽等の施設の一部は公園に引き継ぎます。

工事の概要は表 2-11 に示すとおりです。



※「層」は、整備の段階を示しています。

図 2-21　土地区画整理事業、公園整備事業と本博覧会の関係

表 2-11　工事概要

工種種別	主な工事内容	主要建設機械
基盤整備工	基盤整備	バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、ダンプトラック
植栽工	移植、植栽	バックホウ、ラフタークレーン、トラッククレーン、ダンプトラック、トレーラー
設備工	給排水、電気	バックホウ、ラフタークレーン、振動ローラ、トラッククレーン、ダンプトラック
園路広場工 駐車場・バスターミナル工	舗装	バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、振動ローラ、アスファルトフィニッシャ、ラフタークレーン、トラッククレーン、ダンプトラック、マカダムローラー、モータグレーダー
施設整備工	展示・催事施設、サービス施設、運営管理施設、修景施設	バックホウ、ラフタークレーン、トラッククレーン、ダンプトラック、コンクリートポンプ車、トレーラー
出展整備工	出展庭園	バックホウ、ラフタークレーン、振動ローラ、トラッククレーン、ダンプトラック
撤去・復旧工	出展庭園撤去、仮設施設撤去、植栽撤去、移植、植栽	バックホウ、ラフタークレーン、トラッククレーン、ダンプトラック、大型ブレーカー

2.4.2 工事工程

本博覧会及び関連する横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業の工事工程は、表 2-12 に示すとおりです。

本博覧会では、土地区画整理事業や公園整備事業の今後の動向を踏まえ、工事期間が重複する場合にはこれら関連事業との調整を図り、建設機械の稼働や資機材の運搬等を行う車両（以下、「工事用車両」とします。）の走行等について平準化を図るなど、工事による環境負荷の低減に向けた対策を検討します。

表 2-12　本博覧会の工事工程（予定）と関連事業の工事工程

本博覧会

工種種別	令和 3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	5 年度 (2023 年度)	6 年度 (2024 年度)	7 年度 (2025 年度)	8 年度 (2026 年度)	9 年度 (2027 年度)	10 年度 (2028 年度)
着工準備期間	■	■	■	■				
準備工				■				
基盤整備工				■	■			
植栽工				■	■	■		
設備工				■	■	■		
園路広場工					■	■		
施設整備工				■	■	■		
出展整備工				■	■	■		
撤去・復旧工							■	■

2027年国際園芸博覧会

土地区画整理事業

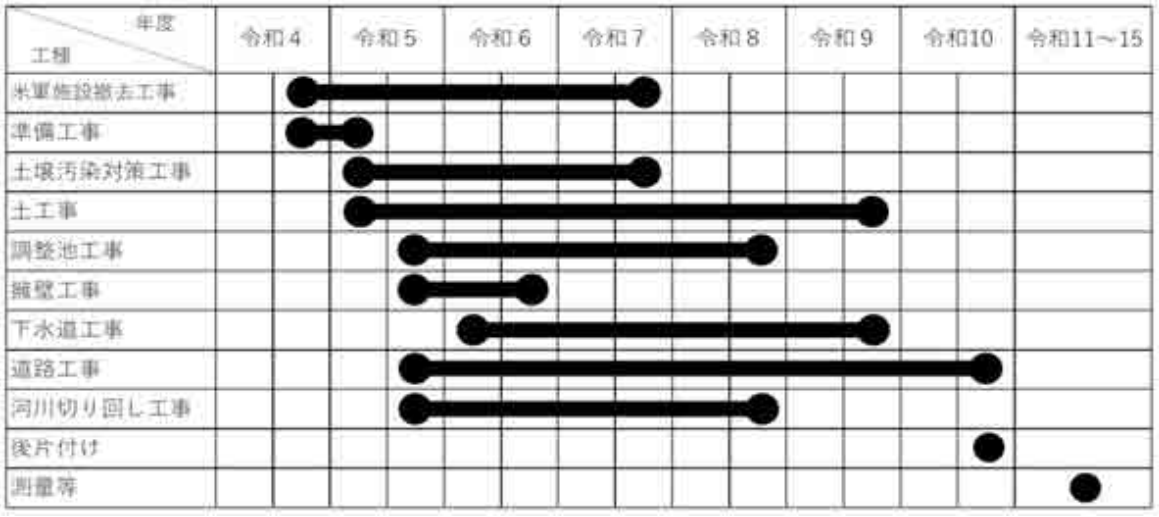

公園整備事業

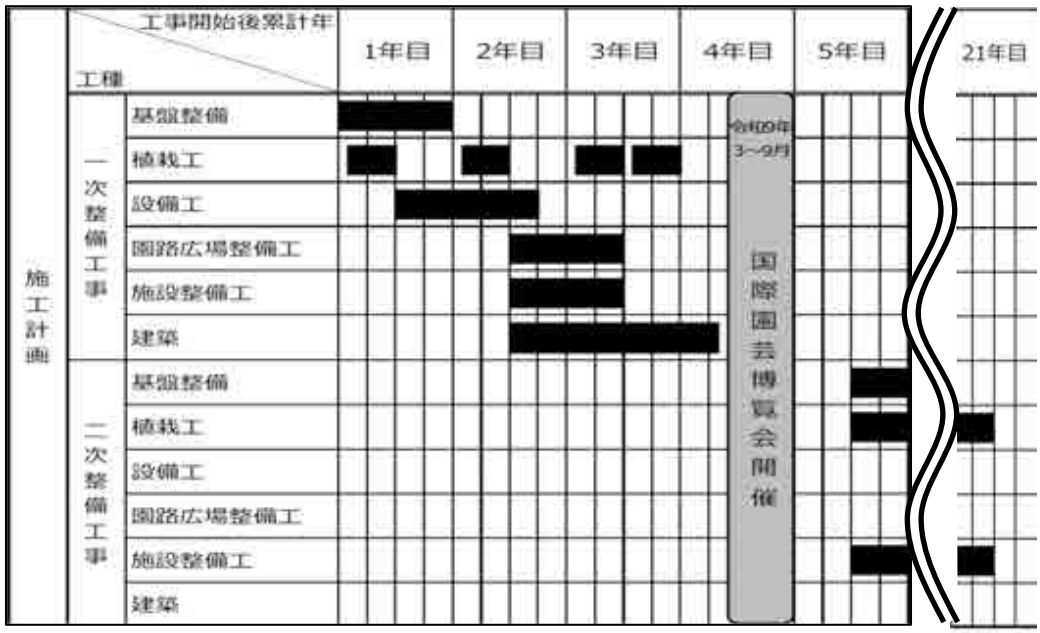

資料：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その１）」（令和５年３月、横浜市）をもとに加工
「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業　環境影響評価準備書」（令和５年３月、横浜市）をもとに加工

2.4.3 工事用車両の走行ルート

本博覧会の工事に伴い、工事用車両が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事中及び撤去中における工事用車両の走行ルートは、図 2-22 に示すとおり、環状４号線、市道五貫目第 33 号線を主な走行ルートとします。

なお、工事中においては、横浜市の土地区画整理事業で設置する工事用車両専用の出入口を活用することを、横浜市と調整します。また、撤去中においては土地区画整理事業で整備される区画１号線の一部を活用します。

2.4.4 工事時間帯

工事時間は、原則、午前８時から午後５時までを予定しています。また、日曜日・祝日の作業は原則として行わない予定です。ただし、対象事業実施区域内においては、夜間に建設機械を稼働させる場合には、可能な限り夜間作業が少なくなるような施工計画を検討し、地域住民に事前に周知を行います。

2.4.5 工事中の配慮事項

本博覧会の工事中の雨水排水は、公園整備事業で敷設・接続した排水管により公共下水道に排出し、雨水排水が相沢川周辺の生物の生息・生育空間や、和泉川源流部に流入しないようにします。

特に駐車場・バスターミナルについては、工事中に新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工するとともに、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始します。工事中や使用開始までの期間については、巡回点検を行うなど適切に管理するとともに、新たに配慮すべき動植物が定着しにくくなるような対策を検討します。

これらの対応にも関わらず、配慮すべき動植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動物の避難経路や移植場所の確保など、確認された動植物に応じた対策について検討します。配慮すべき動植物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。

なお、本博覧会の会場及び駐車場・バスターミナルについては、博覧会終了後、速やかに解体・撤去します。

また、本博覧会の工事の実施にあたっては、工事従事者への講習･指導（工事区域外への不必要な立ち入りを制限する）、外来種の拡散抑制（タイヤ洗浄、作業員への教育）等の配慮を実施するとともに、同時期に工事が行われる関連事業の事業者と工事実施時期や工法等について調整することで、工事による周辺環境への影響をできるだけ軽減できるよう配慮します。

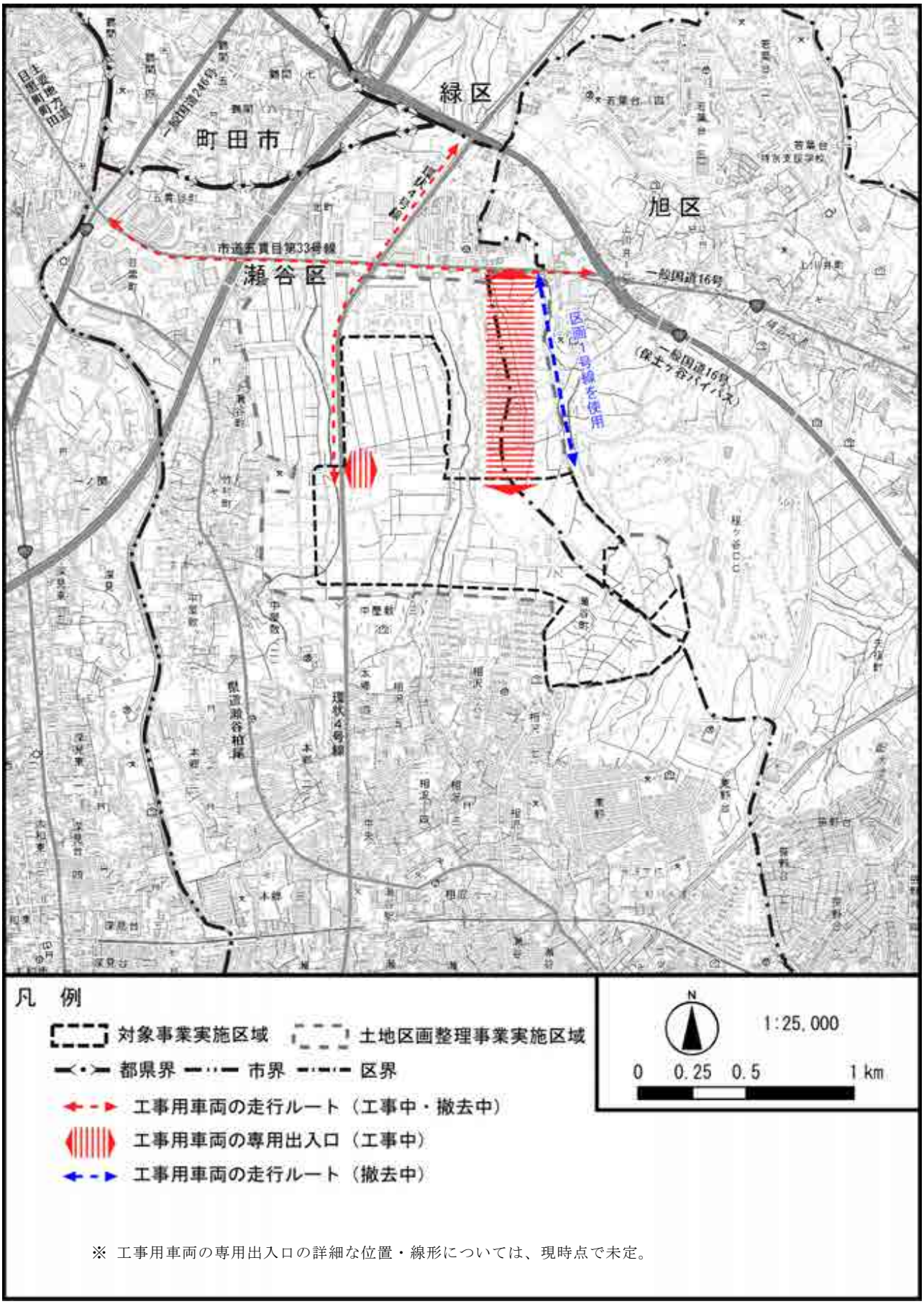

図 2-22　工事用車両の走行ルート

2.5 地球温暖化対策

本博覧会では、人類が直面している様々な課題に対して解決案の提示を目指しており、地球温暖化もそうした課題のひとつに位置付けられています。本博覧会では、カーボンニュートラルなど世界の潮流も意識しつつ、グリーンインフラの導入などを通じて会場の整備・管理運営全体で環境負荷の低減を図り、持続可能な都市基盤のモデルとなる会場づくりを進めます。

温室効果ガス排出削減に向けては、「横浜市地球温暖化対策実行計画」（令和５年１月、横浜市）に基づく配慮を実施します。具体的には、建築物の断熱化、自然採光をはじめとしたエネルギー消費の軽減を重視した建築物の設計、展示施設、催事施設、バックヤード施設への省エネルギー型機器の導入やエネルギーマネジメントシステムの導入などの省エネルギー対策を行うとともに、国産材の活用などの取組を実施し、より一層の環境配慮に努めます。

電力については、地域や地方で生み出されるエネルギーを積極的に活用します。「エネルギーの地産地消」を進めるとともに、太陽光発電システムなどの活用による「創エネ」を導入します。これらの取り組みのほか、再エネ電力メニューの購入やグリーン電力証書による実質再エネ化などを組み合わせることで、再生可能エネルギーの 100%活用を目指します。

また、スコープ１及び２※1については、排出対策により削減できない二酸化炭素に関して、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指します。

駐車場、園路及び管理用通路等については、透水性・保水性・遮熱性舗装等を可能な限り導入するとともに、建築物の壁面や屋上の緑化等、ヒートアイランド現象の抑制に向けた取組を進めます。

建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図り、環境負荷の低減に努めます。

※ スコープ１は、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)、スコープ２は、他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出（環境省ホームページより抜粋）

2.6 生物多様性の保全

本博覧会では、生態系の中心である植物の自然資本財としての多様な価値を再認識、活用するとともに、自然との共生や時間・空間を含めたシェアがもたらす幸福感を可視化することを目指しています。土地区画整理事業によって創出される水辺空間等の保全・活用や、既存の草地環境を保全した広場の整備など、グリーンインフラの導入を通じて既存の自然環境をできる限り保全・活用しさらにそのポテンシャルを向上させるとともに、参加者がその効果を体感できることで、自然と暮らしの良好な関係性の理解につなげます。さらに、参加者による自然環境の維持・保全活動などを通して、自然の価値や生物多様性に対する意識の向上につなげていきます。

対象事業実施区域の南東部は瀬谷市民の森・上川井市民の森等と連続性のある樹林地です。また、その周辺には和泉川の源流として湧水環境が残されています。土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地については、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があることから、対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、特に重要となる相沢川及び和泉川周辺においては、横浜市による土地区画整理事業と公園整備事業が調整を図りながら、環境保全措置や地上式調整池（調整池４）（p.2-22 参照）の検討の深度化を進めています。本博覧会においては、これらの自然環境ポテンシャルや関連事業における配慮をふまえ、対象事業実施区域の南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物及び対象事業実施区域内に土地区画整理事業において保全対象種の生息・生育環境として創出された水辺空間等に配慮した会場内の施設配置や運営方法等について検討することにより、生物多様性の保全・創出に配慮します。保全対象種の生息・生育環境の周辺で本博覧会の工事を実施する際には、関連事業である土地区画整理事業や公園整備事業と連携し、工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理するなど、生息・生育環境に影響が出ないよう配慮します。

開催期間中は、湿地環境など保全対象種の生息・生育環境の保全のため、定期的に点検を行って、豪雨等で流出した土砂等の堆積物の撤去、繁茂し過ぎた抽水植物等の除去、及び外来生物等の除去を行うなど、人為的な攪乱も含め、横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境を「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成25年３月）や他都市の先進的な事例なども参考にし、関連事業である土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら維持・管理に努め、新たに対策が必要となった場合は適切に対応します。

また、横浜市との連携により創出・保全する樹林等の緑地や、現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して整備する広場を公園整備事業に引き継ぎます。また、そこで得られた生態系への影響に関する知見についても、公園整備事業に引き継ぎます。

来場者に生命・生態系の豊かさへの気づきを促し、気づきが行動につながる契機となる工

夫としては、各種展示における自然共生社会の実現に向けた新たな暮らしのモデルの提案、コンペティションを通じた生物多様性保全活動等の活動の共有、企業・自治体・市民団体等の多様な主体による様々なプログラムやワークショップ等の催事などの取組を実施します。

なお、本博覧会では、世界の出展国や企業から多種多様な植物や農産品が出展されることが想定されます。海外から導入する生態系への影響が懸念される植物については、周囲に拡散しないよう慎重に取扱います。

2.7 緑の保全と創造

対象事業実施区域には草地環境が広く分布し、その周囲に樹林が点在します。土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地については、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があることから、公園整備事業では、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地等、多様な緑の環境を保全・創出することとしています。本博覧会会場においては、土地区画整理事業によって創出される水辺空間等の保全・活用を図るとともに、グリーンインフラを活用し会場区域に残る既存樹木や市民の森との関係を踏まえた緑のネットワークや水の循環等を考慮した、新たな緑の創出を図ります。樹木等の植栽は、本博覧会開催後に横浜市が公園として利用することを見据え、四季を通じてみどころのある植栽とします。

また、会場を整備するだけでなく、本博覧会開催中に都市生活が自然とともにある未来を市民・企業・行政が共に考え、行動を起こし、アイデアを形にする取組を展開することにより、先導的な「グリーンシティ」※1の提示につなげます。そして、「ガーデンネックレス横浜」※2など市民・企業・行政が一丸となった取組を先進的に推進している日本・横浜から、世界へ発信する機会とします。

会場の一部は、本博覧会のレガシーとして公園整備事業等へ引き継いでいきますが、開催前からの活動や、開催中の催事等を通じた参加者同士のつながりを活かし、開催後も旧上瀬谷通信施設のまちづくりをグリーンインフラ実装のモデルとして発信し、国内他地域に水平展開することを目指します。

※1 グリーンシティ：緑を都市に融合させ、生活空間と経済活動空間のより良い統合を目指す概念。
※2 ガーデンネックレス横浜：「ガーデンシティ横浜」を推進するリーディングプロジェクトです。花や緑よる美しい街並みや公園、自然豊かな里山など、横浜ならではの魅力を発信することで多くの方を横浜に呼び込み、まちの活性化や賑わいの創出につなげます。

2.8 本博覧会の経緯

旧上瀬谷通信施設のまちづくりを着実に進めていくに当たって、都市基盤整備の促進、地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外のまちづくりに寄与するため、横浜市では平成 29 年度に設置した「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」を通じて、本博覧会の開催に向けた検討を開始し、平成 30 年３月に「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会　基本構想案」を策定しました。

令和元年９月の国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市として国際園芸博覧会開催を申請し、承認を受けました。

令和２年度には、国が設置した「横浜国際園芸博覧会具体化検討会」を通じて、横浜市が計画案の作成を進めるとともに、開催組織の設立準備や全国的な機運醸成等を目的とした「２０２７年国際園芸博覧会推進委員会」を設立しました。

令和３年度は、「横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書」がとりまとめられ、６月に開催申請について閣議了解され、11 月に開催主体となる「一般社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会」を設立しました（令和４年 12 月に「公益社団法人」に認定)。これに伴い、本博覧会事業は横浜市から本博覧会協会が承継しており、環境配慮の内容等については、確実に引き継いでいます。

令和４年度は、国際博覧会条約に基づき、国が BIE（博覧会国際事務局）への認定申請を行い、11 月に認定されました。

また、本博覧会の事業内容について検討を進め、令和５年１月に「２０２７年国際園芸博覧会基本計画」を策定、公表しました。

表 2-13　本博覧会の主な経過

平成 27 年６月	旧上瀬谷通信施設が返還
平成 28 年10 月	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望（市）
平成 29 年６月～	「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」の開催（市）
平成 30 年３月	「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会　基本構想案」の策定（市）
令和元年９月	国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市として国際園芸博覧会を申請し、承認を受ける。
令和２年３月	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」の策定（市）
令和２年10 月 ～令和３年３月	「横浜国際園芸博覧会具体化検討会」の開催（国）
令和２年11 月	「２０２７年国際園芸博覧会推進委員会」の設立
令和３年５月	「横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書」の公表
令和３年６月	国際博覧会に関する条約上の手続を進めることを閣議了解
令和３年11 月	「一般社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会」の設立
令和４年６月	BIE（博覧会国際事務局）への認定申請（国）
令和４年７月	「２０２７年国際園芸博覧会基本計画案」の公表
令和４年11 月	BIE（博覧会国際事務局）の認定
令和４年12 月	２０２７年国際園芸博覧会協会が「公益社団法人」に認定
令和５年１月	「２０２７年国際園芸博覧会基本計画」の公表

第３章　地域の概況及び地域特性

第3章　地域の概況及び地域特性

3.1　調査対象地域等の設定

対象事業実施区域及びその周辺における自然的社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。

自然的社会的状況に関する情報の収集は、図 3.1-1 に示すとおり、本事業の影響を網羅できる範囲として対象事業実施区域周辺の区域（約４km 四方）（以下、「調査区域」とします。）を対象として行うことを基本としました。なお、統計データの情報収集に関しては、瀬谷区、旭区、緑区、大和市、町田市（以下、「調査対象地域」とします。）を対象としました。

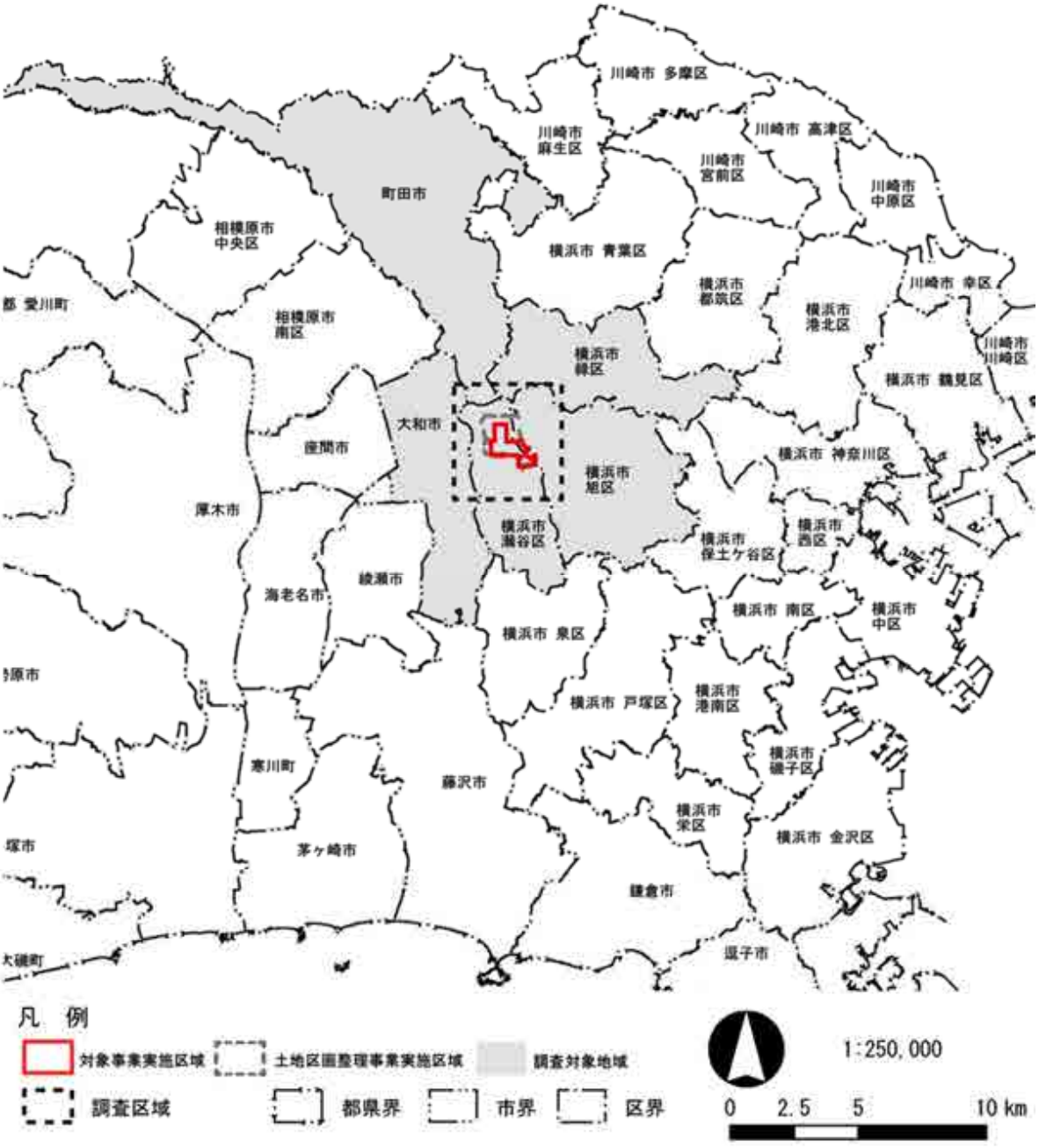

図 3.1-1　調査対象地域等の位置

3.2 自然的状況

3.2.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

横浜地方気象台(横浜市中区山手町 99 番地) における令和４年の気象の状況は、表 3.2-1 に示すとおりです。

令和４年における平均気温は 16.7℃、平均風速は 3.4m/s、最多風向は北、降水総量は 1657.5mm となっています。

表 3.2-1　気象の状況（令和４年）

項目	年間	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均気温 (℃)	16.7	5.5	5.8	11.3	15.4	19	22.9	27.1	27.6	24.7	17.9	15.2	8.4
最高気温 (℃)	36.2	13.1	18.1	24	26.6	29.9	36.1	35.2	36.2	31.8	28.8	24.7	17.5
最低気温 (℃)	-1.5	-1.5	-0.6	2.2	3.9	11.1	15.1	22.4	20.4	17.1	9.6	8.8	1.1
平均湿度 (%)	69	50	51	63	74	74	77	79	78	79	72	68	57
平均風速 (m/s)	3.4	3.4	3.4	3.4	3.6	3.2	3.4	3.6	3.7	3.3	3.6	3.3	3.2
最多風向	北	北	北	北	北	北	北	南南西	南南西	北	北	北	北
日照時間 (h)	2111.1	191.8	197.7	194.7	173.5	180.1	172.8	187.8	173.1	158.2	133.3	164.3	183.8
日照率 (%)	49	62	65	53	44	42	40	43	42	43	38	53	61
降水総量 (mm)	1657.5	21.0	59.5	103.5	255.5	177.0	87.5	210.0	146.0	305.5	123.5	104.5	64.0

注：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱います（準正常値）。 必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の 80%を基準とします。

資料：「横浜地方気象台」（気象庁 令和５年８月閲覧）



図 3.2-1　横浜地方気象台の位置

(2) 大気質の状況

調査区域における一般環境大気測定局（以下、「一般局」とします。）及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」とします。）の位置は図 3.2-2 に示すとおりです。また、環境基準の適合条件は表 3.2-2 に、各測定局の各５年分（平成 30 年度～令和４年度、または平成 29 年度～令和３年度）の測定結果は、表 3.2-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域の西側約 1.9km に位置する大和市役所測定局であり、次いで対象事業実施区域の南側約 3.0km に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局です。対象事業実施区域に最も近い自動車排出ガス測定局は、対象事業実施区域の南西側約 1.9km に位置する大和市深見台交差点測定局であり、次いで対象事業実施区域の東側約 2.2km に位置する旭区都岡小学校測定局です。

二酸化硫黄は一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

浮遊粒子状物質は４測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

一酸化炭素は、自動車排出ガス測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

二酸化窒素は４測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

微小粒子状物質は、旭区都岡小学校測定局を除く３測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でした。なお、「令和４年度　大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）によると、平成２年度から 32 年連続で全局不適合が続いていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

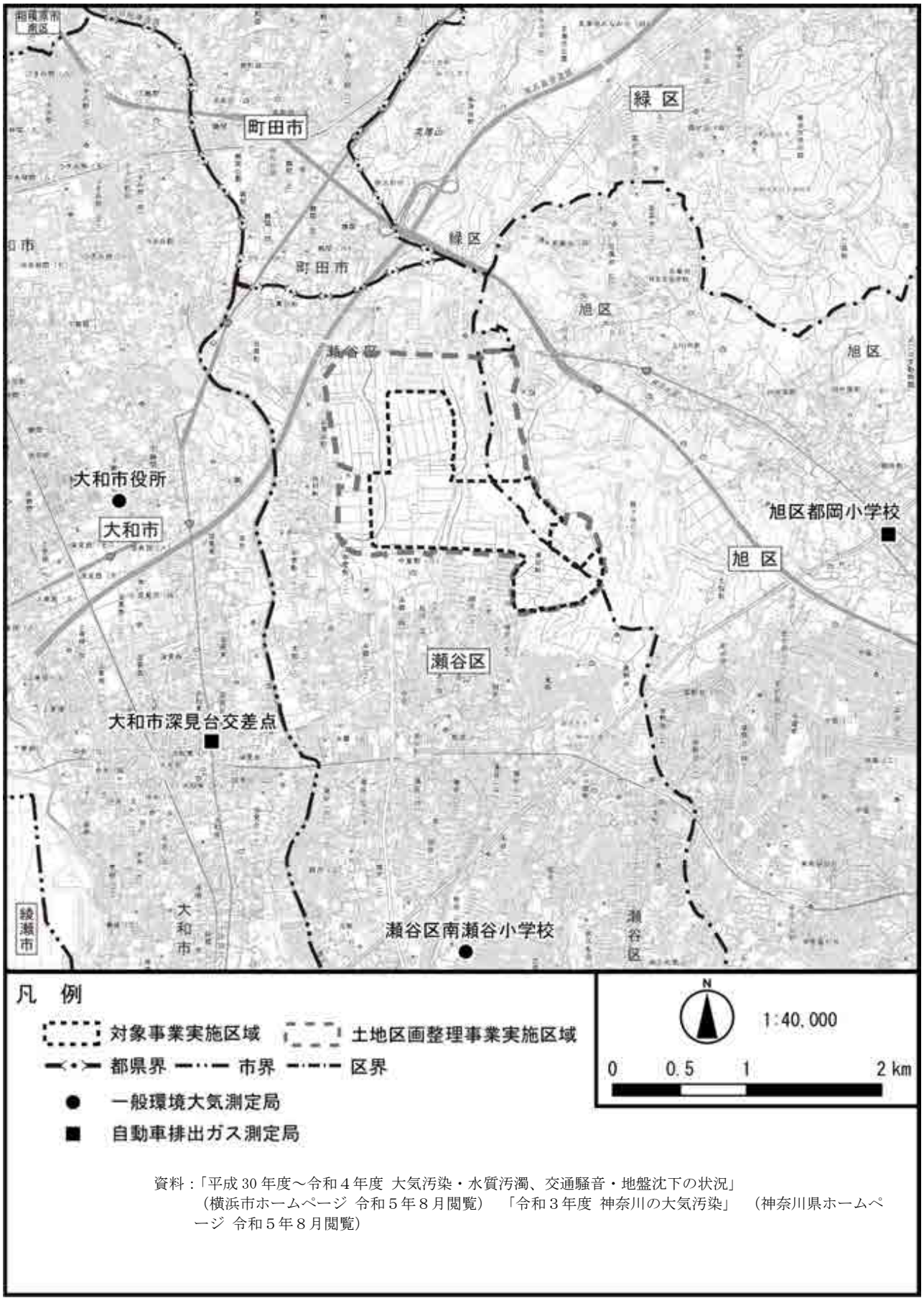

資料：「平成 30 年度～令和４年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）「令和３年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和５年８月閲覧）

図 3.2-2　大気汚染測定局位置

表 3.2-2　大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄（SO_2）	長期的評価[注1]・短期的評価の併用	【長期的評価】 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が１年間で 2%（7 日）以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日数が２日以上連続しないこと。 【短期的評価】 １年間のすべての１時間値が 0.10ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）		【長期的評価】 日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数が１年間で２%（7 日）以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数が２日以上連続しないこと。 【短期的評価】 １年間のすべての１時間値が 0.20mg/m³以下であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m³以下であること。
一酸化炭素（CO）		【長期的評価】 日平均値が 10ppm を超えた日数が１年間で２%（7 日）以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日数が２日以上連続しないこと。 【短期的評価】 １年間のすべての８時間平均値が 20ppm 以下であり、かつ、日平均値が 10ppm 以下であること。
二酸化窒素（NO_2）	98%値評価[注2]	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。[注3] 日平均値が 0.06ppm[注4]を超えた日数が１年間で２%（7 日）以内であること。
微小粒子状物質（PM2.5）	年平均値の評価・98%値評価[注2]の併用	年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、日平均値が 35μg/m³を超えた日数が１年間で２%（7 日）以内であること。
光化学オキシダント（O_X）	短期的評価	１年間の昼間（５時～20 時）のすべての１時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m³以下であること。

注１：２%除外値で評価する浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素の長期的評価について、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は７日となります。

注２：98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質の 98%値評価について、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は７日となります。

注３：「１日平均値が 0.04ppm 以下の地域にあっては、原則として 0.04ppm を大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」（環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（環大企 262 号　昭和 53 年７月）より抜粋）

注４：横浜市では環境基準のゾーン下限値 0.04ppm を環境目標値としています。

資料：「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課ホームページ 令和５年８月閲覧）
「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市令和元年３月）

表 3.2-3(1)　大気質測定結果（二酸化硫黄）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値（ppm）	日平均値の２%除外値（ppm）	日平均値が 0.04ppm を超えた日が２日以上連続したことの有無	１時間値が 0.1ppm を超えた時間数（時間）	日平均値が 0.04ppm を超えた日数（日）	環境基準の適合・不適合（長期・短期的評価）
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和２	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和３	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和４	0.002	0.003	無	0	0	○
大和市役所測定局	平成 29	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.001	0.003	無	0	0	○
	令和２	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和３	0.001	0.002	無	0	0	○

注１：環境基準適合状況
○：長期的評価、短期的評価ともに適合
環境基準：１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。

資料：「平成 30 年度～令和４年度　大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「平成 29 年度～令和３年度　神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ　令和５年８月閲覧）

表 3.2-3(2)　大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m³)	日平均値の２％除外値 (mg/m³)	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が２日以上連続したことの有無	１時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数（時間）	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数（日）	環境基準の適合・不適合（長期・短期的評価）
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 30	0.019	0.054	無	0	0	○
	令和元	0.018	0.048	無	0	0	○
	令和２	0.016	0.041	無	0	0	○
	令和３	0.016	0.035	無	0	0	○
	令和４	0.017	0.034	無	0	0	○
大和市役所測定局	平成 29	0.013	0.030	無	0	0	○
	平成 30	0.013	0.036	無	1	0	○
	令和元	0.011	0.033	無	0	0	○
	令和２	0.010	0.028	無	0	0	○
	令和３	0.010	0.024	無	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m³)	日平均値の２％除外値 (mg/m³)	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が２日以上連続したことの有無	１時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数（時間）	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数（日）	環境基準の適合・不適合（長期・短期的評価）
旭区都岡小学校測定局	平成 30	0.017	0.045	無	0	0	○
	令和元	0.015	0.045	無	0	0	○
	令和２	0.015	0.037	無	0	0	○
	令和３	0.014	0.031	無	0	0	○
	令和４	0.016	0.035	無	0	0	○
大和市深見台交差点測定局	平成 29	0.015	0.032	無	0	0	○
	平成 30	0.015	0.040	無	0	0	○
	令和元	0.013	0.034	無	0	0	○
	令和２	0.012	0.034	無	0	0	○
	令和３	0.011	0.023	無	0	0	○

注１：環境基準適合状況
　　○：長期的評価、短期的評価ともに適合
　　環境基準：１時間値の１日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

資料：「平成 30 年度～令和４年度　大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
　　「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
　　「平成 29 年度～令和３年度　神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ　令和５年８月閲覧）

表 3.2-3(3)　大気質測定結果（一酸化炭素）

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値（ppm）	日平均値の２％除外値（ppm）	８時間平均値が20ppmを超えた回数（回）	日平均値が10ppmを超えた日が２日以上連続したことの有無	日平均値が10ppmを超えた日数（日）	環境基準の適合・不適合（長期・短期的評価）
旭区都岡小学校測定局	平成30	0.5	1.0	0	無	0	○
	令和元	0.5	0.9	0	無	0	○
	令和２	0.5	0.9	0	無	0	○
	令和３	0.4	0.8	0	無	0	○
	令和４	0.5	0.8	0	無	0	○
大和市深見台交差点測定局	平成29	0.2	0.7	0	無	0	○
	平成30	0.2	0.6	0	無	0	○
	令和元	0.2	0.5	0	無	0	○
	令和２	0.1	0.5	0	無	0	○
	令和３	0.2	0.5	0	無	0	○

注１：環境基準適合状況
　　○：長期的評価、短期的評価ともに適合
　　環境基準：１時間値の１日平均値が10ppm以下であり、かつ、８時間平均値が20ppm以下であること。

資料：「平成30年度～令和４年度　大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
　　「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
　　「平成29年度～令和３年度　神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ　令和５年８月閲覧）

表 3.2-3(4)　大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値（ppm）	日平均値の年間98%値（ppm）	日平均値が0.06ppmを超えた日数（日）	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数（日）	環境基準の適合・不適合（98%値評価）
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成30	0.013	0.035	0	0	○
	令和元	0.013	0.028	0	0	○
	令和２	0.012	0.030	0	0	○
	令和３	0.012	0.028	0	0	○
	令和４	0.011	0.027	0	0	○
大和市役所測定局	平成29	0.017	0.034	0	0	○
	平成30	0.015	0.033	0	0	○
	令和元	0.014	0.028	0	0	○
	令和２	0.014	0.030	0	0	○
	令和３	0.013	0.027	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値（ppm）	日平均値の年間98%値（ppm）	日平均値が0.06ppmを超えた日数（日）	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数（日）	環境基準の適合・不適合（98%値評価）
旭区都岡小学校測定局	平成30	0.017	0.036	0	0	○
	令和元	0.017	0.031	0	0	○
	令和２	0.016	0.033	0	0	○
	令和３	0.017	0.032	0	0	○
	令和４	0.018	0.032	0	0	○
大和市深見台交差点測定局	平成29	0.019	0.039	0	0	○
	平成30	0.018	0.041	0	0	○
	令和元	0.017	0.034	0	0	○
	令和２	0.016	0.033	0	0	○
	令和３	0.016	0.033	0	0	○

注１：環境基準適合状況
　　○：98%値評価に適合
　　環境基準：１時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
資料：「平成30年度～令和４年度　大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
　　「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
　　「平成29年度～令和３年度　神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ　令和５年８月閲覧）

表 3.2-3 (5)　大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値（$\mu g/m^3$）	日平均値の年間 98%値（$\mu g/m^3$）	日平均値が 35 $\mu g/m^3$ を超えた日数（日）	環境基準の適合・不適合（年平均値評価・98%値評価）
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 30	12.6	26.0	1	○
	令和元	10.9	23.3	1	○
	令和２	10.4	24.4	1	○
	令和３	9.8	22.0	0	○
	令和４	10.0	19.4	0	○
大和市役所測定局	平成 29	10.7	23.1	0	○
	平成 30	10.9	24.0	1	○
	令和元	8.8	21.5	0	○
	令和２	7.6	20.4	0	○
	令和３	7.5	18.4	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値（$\mu g/m^3$）	日平均値の年間 98%値（$\mu g/m^3$）	日平均値が 35 $\mu g/m^3$ を超えた日数（日）	環境基準の適合・不適合（年平均値評価・98%値評価）
大和市深見台交差点測定局	平成 29	11.7	25.6	1	○
	平成 30	11.9	26.6	0	○
	令和元	10.6	23.9	0	○
	令和２	9.4	23.3	0	○
	令和３	8.3	20.2	0	○

注１：環境基準適合状況
　　○：年平均値が 15 $\mu g/m^3$ 以下、かつ 98%値評価に適合
　　×：年平均値が 15 $\mu g/m^3$ を超過、もしくは 98%値評価に不適合
　　環境基準：年間で日平均値が 35 $\mu g/m^3$ を超えた日数が有効測定日数の２%以内であること。

資料：「平成 30 年度～令和４年度　大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
　　「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
　　「平成 29 年度～令和３年度　神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ　令和５年８月閲覧）

表 3.2-3(6)　大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の１時間値の年平均値（ppm）	昼間の１時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の１時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準の適合・不適合（短期的評価）
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成30	0.031	62	347	×
	令和元	0.031	57	273	×
	令和２	0.031	55	228	×
	令和３	0.032	53	210	×
	令和４	0.031	49	217	×
大和市役所測定局	平成29	0.030	56	259	×
	平成30	0.031	61	336	×
	令和元	0.031	52	282	×
	令和２	0.031	58	227	×
	令和３	0.031	45	188	×

注１：環境基準適合状況
　　×：不適合
　　環境基準：１時間値が0.06ppm以下であること。
資料：「平成30年度～令和４年度　大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
　　「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
　　「平成29年度～令和３年度　神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ　令和５年８月閲覧）

表 3.2-3(7)　大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値（pg-TEQ/m^3）	環境基準の適合・不適合（年平均値評価）
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成21	0.030	○
	平成24	0.017	○
	平成27	0.017	○
	平成30	0.013	○
	令和３	0.016	○

注１：平成21年度からは３年毎の測定
注２：環境基準適合状況
　　○：適合
　　環境基準：１年平均値が0.6pg-TEQ/m^3以下であること。
資料：「横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
　　「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
　　「令和３年度　大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）

(3) 騒音の状況

① 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音の測定地点は、図 3.2-3 に示すとおりです。

測定結果は、表 3.2-4 に示すとおり、丸子中山茅ヶ崎（地点番号２）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（地点番号３）、一般国道 246 号（地点番号５）、一般国道 246 号（地点番号：９）、一般国道 16 号（地点番号：11）は昼間と夜間ともに、一般国道 246 号（地点番号４）、一般国道 467 号（地点番号７）は夜間において環境基準に不適合でした。

表 3.2-4　道路交通騒音測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型	特例適用	等価騒音レベル（L_{Aeq}）単位：dB（デシベル）				測定年度
						昼間		夜間		
							環境基準		環境基準	
1	県道瀬谷柏尾	瀬谷区相沢四丁目	第一種住居地域	B	○	64	70	58	65	R2
2	主要地方道丸子中山茅ヶ崎	瀬谷区二ツ橋町	準住居地域	B	○	73	70	71	65	R1
3	一般国道 16 号（保土ケ谷バイパス）	旭区上川井町	市街化調整地域	B	○	79	70	79	65	R1
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間２-12 付近	準工業地域	C	○	69	70	66	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 付近	市街化調整地域	B	○	77	70	77	65	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西８-10 付近	準工業地域	C	○	68	70	65	65	H29
7	一般国道 467 号	大和市深見台４－１－１付近	準住居地域	B	○	68	70	67	65	R1
8	東名高速道路	大和市深見 720-１付近	市街化調整地域	B	○	59	70	56	65	R2
9	一般国道 246 号	町田市鶴間５丁目 15	準工業地域	C	○	74	70	73	65	R2
10	東名高速道路	町田市鶴間７-22	準工業地域	C	○	59	70	57	75	R3
11	一般国道 16 号	町田市鶴間７-32	準工業地域	C	○	71	70	70	65	R3

注１：特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。

注２：　は、環境基準に不適合。
環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注３：地域の類型は以下のとおりです。
A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域
B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注４：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。
昼間：午前６時～午後 10 時　夜間：午後 10 時～午前６時

注５：等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注６：地点番号は図 3.2-3 に示す番号と対応しています。

資料：「平成 29～令和３年度横浜市における騒音・振動の測定結果報告書」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「快適な生活環境のために－平成 29 年度～令和３年度版やまとの公害－」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「2020・2021 年度 自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

② 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音の測定地点は、図 3.2-3 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、大和市深見西四丁目（地点番号：A）です。

測定結果は表 3.2-5 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、全ての地点で環境基準に適合していました。

表 3.2-5 一般環境騒音測定結果

地点番号	測定場所	用途地域	地域の類型	等価騒音レベル（L_{Aeq}）単位：dB（デシベル）				測定年度
				昼間		夜間		
					環境基準		環境基準	
A	大和市深見西四丁目	準工業地域	C	51	60	48	50	H28
B	大和市下鶴間 2170-１	第二種住居地域	B	53	55	42	45	H30
C	大和市深見台４－４－７	第一種低層住居専用地域	A	47	55	42	45	R1

注１：環境基準は以下のとおりです。
　　地域の類型 A・B　昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下
　　地域の類型 C　　昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下
注２：地域の類型及び時間帯は、表 3.2-4 注３及び注４参照。
注３：等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。
注４：地点番号は図 3.2-3 に示す番号と対応しています。
資料：「快適な生活環境のために－平成 28 年度～令和３年度版やまとの公害－」（大和市ホームページ 令和５年８月閲覧）

③ 鉄道騒音

調査区域において、鉄道騒音の測定地点は存在しません。

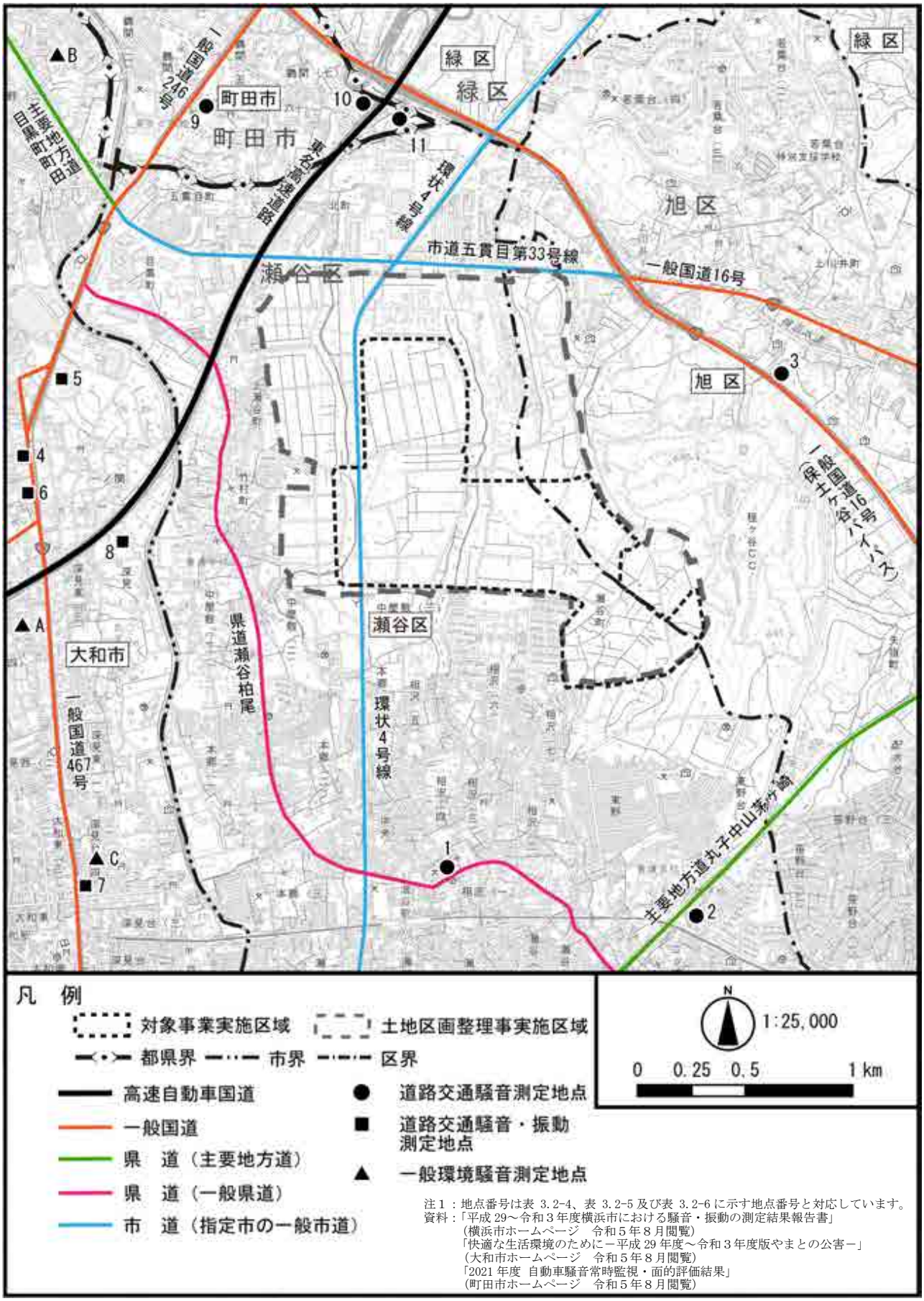

注１：地点番号は表 3.2-4、表 3.2-5 及び表 3.2-6 に示す地点番号と対応しています。
資料：「平成 29～令和３年度横浜市における騒音・振動の測定結果報告書」
（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「快適な生活環境のために－平成 29 年度～令和３年度版やまとの公害－」
（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「2021 年度 自動車騒音常時監視・面的評価結果」
（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

図 3.2-3　騒音・振動測定地点

(4) 振動の状況

① 道路交通振動

調査区域における道路交通振動の測定地点は図 3.2-3 に示すとおりです。

測定結果は表 3.2-6 に示すとおりです。

道路交通振動レベルについては、一般国道 246 号（地点番号５）の夜間において要請限度を超過しています。

表 3.2-6 道路交通振動測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	区域の区分	道路交通振動レベル（L_{10}）単位：dB（デシベル）				測定年度
					昼間		夜間		
						要請限度		要請限度	
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間２-12 付近	準工業地域	第２種区域	42	70	39	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 付近	市街化調整区域	第１種区域	65	65	63	60	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西８-10 付近	準工業地域	第２種区域	42	70	39	65	H29
7	一般国道 467 号	大和市深見台４－１－１付近	準住居地域	第１種区域	47	65	42	60	R1
8	東名高速道路	大和市深見 720-１付近	市街化調整地域	第１種区域	56	65	55	60	R2

注１：　は、要請限度値を超過。

注２：要請限度値は、以下のとおりです。

第１種区域：昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

第２種区域：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注３：区域の区分は、以下のとおりです。

第１種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第２種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注４：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前８時～午後７時　夜間：午後７時～午前８時

注５：地点番号は図 3.2-3 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のためにー平成 30 年度～令和３年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）

② 鉄道振動

調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。

(5) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。

また、調査区域において、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 48 年５月横浜市告示第 129 号）により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」（昭和 47 年５月政令第 207 号）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域に存在しませんでした。

3.2.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

調査対象地域における河川の位置は、図 3.2-4 に示すとおりです。このうち、境川水系、帷子川水系及び鶴見川水系の河川の状況は表 3.2-7 に示すとおりです。また、調査区域における河川の位置は図 3.2-5 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、「河川法」（昭和 39 年 7 月法律第 167 号）に基づく河川ではありませんが、大門川、相沢川及び和泉川が流れています。調査区域周辺の西側には境川、東側には矢指川、北東側には帷子川と堀谷戸川が存在しています。

主要な河川の流量は、表 3.2-8 に示すとおりで、平成 29 年度の河川流量の年平均値は、大門川 0.021m³/s、相沢川が 0.017m³/s、和泉川が 0.047m³/s、境川が 0.265～2.130m³/s、矢指川が 0.042m³/s、帷子川が 3.150m³/s、堀谷戸川が 0.034m³/s となっています。

表 3.2-7　河川の状況

水系名	河川名	河川区分	河川延長(m)	流域面積(km²)
境川	境川	二級河川（全域）	52,140	211.0
		二級河川（都管理区間）	10,490	－注2
		二級河川（県管理区間）	18,300	－注2
	和泉川	二級河川（県管理市施行・維持区間）	9,510	11.5
		その他（横浜市管理）注1	－	－
	大門川注3	その他（横浜市管理）	－	－
	相沢川	準用河川	2,158	4.3
		その他（横浜市管理）注1	－	－
帷子川	帷子川	二級河川（県管理市施行・維持区間）	17,340	57.9
		二級河川（横浜市管理）	6,170	23.5
		その他（横浜市管理）注1	－	－
		公共下水道注1	－	－
	堀谷戸川注3	その他（横浜市管理）	－	－
	矢指川	準用河川	540	－注2
		その他（横浜市管理）注1	－	－
	二俣川注3	その他（横浜市管理）	－	－
	中堀川	二級河川（県管理市施行・維持区間）	850	4.4
	新井川	準用河川	1,000	－注2
	くぬぎ台川	準用河川	1,190	－注2
鶴見川	梅田川	一級河川（横浜市管理）	2,200	3.9
		その他（横浜市管理）注1	－	－

注１：和泉川（その他（横浜市管理））、大門川、相沢川（その他（横浜市管理））、帷子川（その他（横浜市管理）、公共下水道）、堀谷戸川、矢指川（その他（横浜市管理））、二俣川、梅田川（その他（横浜市管理））の河川延長及び流域面積は、資料に記載されていません。
注２：矢指川、新井川、くぬぎ台川、境川（県管理区間）の流域面積は、資料に記載されていません。
注３：大門川、堀谷戸川、二俣川は水路として公物管理されています。
注４：河川区分は、以下のとおりです。
一級河川：国土保全上または国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの
二級河川：一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの
準用河川：河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川
その他　：上記以外の河川（普通河川）
資料：「横浜市を流れる河川一覧」（横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和５年８月閲覧）
「横浜の川」（横浜市道路局河川部河川計画課 平成 30 年３月）
「帷子川水系河川整備計画」（神奈川県 平成 26 年 12 月）
「境川水系河川整備計画」（神奈川県・東京都・横浜市 平成 27 年４月）
「河川に関する用語」（国土交通省水管理・国土保全局ホームページ 令和５年８月閲覧）
「横浜市河川図」（横浜市 令和３年３月）
「河川の管理」（東京都建設局ホームページ　令和５年８月閲覧）

表 3.2-8　主要な河川の流量（平成 29 年度～令和３年度）

水系名	河川名	No.[注1]	測定地点	流量[m³/s][注2]	測定年度	備考
境川	境川	1	鶴間橋（町田市）	0.360	H30	
	境川	2	鶴間一号橋	0.430	R3	
	境川	3	鶴間橋（大和市）	0.790	R2	
	境川	4	新道大橋	2.220	R2	
	和泉川	5	鍋屋橋	0.047	H29	図 3.2-4 の図郭外
	大門川	6	中川橋	0.021	H29	
	相沢川	7	童橋	0.017	H29	
帷子川	堀谷戸川	8	中井橋	0.034	H29	
	矢指川	9	耕地橋	0.042	H29	
	二俣川	10	四季美橋	0.115	H29	
	中堀川	11	浜串橋	0.054	H29	
	新井川	12	分水路際	0.058	H29	
	くぬぎ台川	13	原下橋	0.028	H29	
	帷子川	14	水道橋	4.200	R2	図 3.2-4 の図郭外

注１：表中の No. は図 3.2-4 及び図 3.2-6 に示す番号と対応しています。
注２：流量は年平均値です。
注３：No. 5 鍋屋橋、No. 6 中川橋、No. 7 童橋、No. 8 中井橋、No. 9 耕地橋、No. 10 四季美橋、No. 11 浜串橋、No. 12 分水路際、No. 13 原下橋の水質測定は平成 29 年度調査をもって終了しています。
注４：No. 1 鶴間橋（町田市）は平成 30 年度調査をもって終了しています。
資料：「平成 29 年度～令和３年度横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「2018、2021 年度環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和５年８月閲覧）



図 3.2-4　河川図

注１：図中の番号は表 3.2-8 及び表 3.2-10 に示す No. と対応しています。
資料：「国土数値情報（河川データ・平成 20 年度）」（国土交通省国土政策局国土情報課　令和５年８月閲覧）
「平成 29 年度～令和３年度横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「2018 年度、2021 年度環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年６月改定）」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）

また、調査区域における湧水の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-5 に示すとおりです。対象事業実施区域の南東側に湧水が分布しています。大和市及び町田市については、公表されている資料のうち調査区域に分布している湧水はありませんでした。

表 3.2-9　調査区域における湧水の状況

番号	行政区分	名称	所在地
1	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森１（和泉川周辺の窪地）	瀬谷区瀬谷町
2	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森２（和泉川周辺の窪地）	瀬谷区瀬谷町
3	横浜市旭区	－	旭区上川井町 2053 付近
4	横浜市旭区	－	旭区上川井町
5	横浜市旭区	－	旭区川井本町
6	横浜市旭区	－	旭区笹野台

注１：番号は図 3.2-5 に示す番号と対応しています。

資料：「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）

「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成 20 年３月）

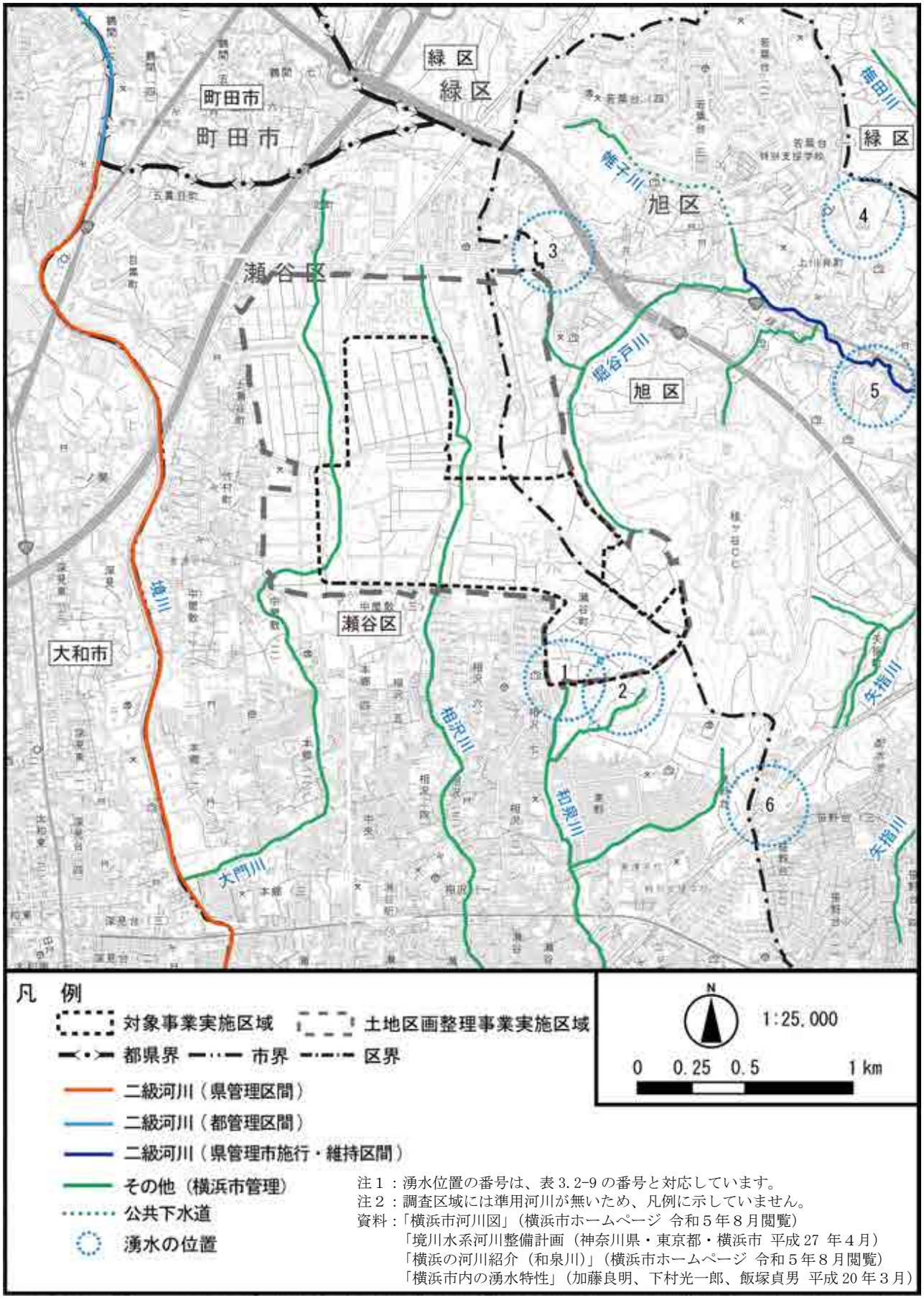

注１：湧水位置の番号は、表 3.2-9 の番号と対応しています。
注２：調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。
資料：「横浜市河川図」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「境川水系河川整備計画（神奈川県・東京都・横浜市 平成 27 年４月）
「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成 20 年３月）

図 3.2-5　河川及び湧水の分布状況

(2) 水質の状況

① 河川の水質

調査区域における河川の水質の測定地点は、図 3.2-6 に示すとおりです。また、測定結果は、表 3.2-10 に示すとおりです。調査区域の公共用水域水質測定地点は３.鶴間橋（大和市）（境川）があり、中小河川水質測定地点は６.中川橋（大門川）、８.中井橋（堀谷戸川）があります。

３.鶴間橋（大和市）（境川）の pH、DO、BOD、SS は、最近５年間（平成 28 年度～令和２年度）において環境基準に適合しています。また、６.中川橋（大門川）の DO、BOD 及び８.中井橋（堀谷戸川）の pH、DO、BOD は、最近２年間（平成 28 年度～平成 29 年度）において環境基準に適合していますが、６.中川橋（大門川）の pH は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて環境基準に不適合でした。

表 3.2-10 (1)　河川の水質測定結果

水域名	河川名	環境基準類型	測定地点名		年度	水素イオン濃度指数（pH）	溶存酸素量（DO）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	大腸菌群数
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
境川	境川	D	1	鶴間橋（町田市）	H28	7.4	9.5	2.2	1	－
					H29	7.6	9.8	1.1	7	－
					H30	7.4	9.3	1.1	3	－
					R1	－	－	－	－	－
					R2	－	－	－	－	－
	境川	D	2	鶴間一号橋	H28	7.9	10.8	1.3	2	－
					H29	8.0	10.7	1.0	3	－
					H30	7.6	10.6	0.8	2	－
					R1	7.9	11.0	1.1	1	－
					R2	8.0	12.0	0.7	2	－
	境川	D	3	鶴間橋（大和市）	H28	7.7	8.6	1.1	3	1.3×10^{4}
					H29	7.8	9.5	1.0	5	8.1×10^{3}
					H30	7.8	10.0	1.3	3	7.8×10^{3}
					R1	7.7	9.7	1.0	3	5.7×10^{3}
					R2	7.8	9.7	1.6	3	5.4×10^{3}
	境川	D	4	新道大橋	H28	7.4	7.8	2.0	5	1.5×10^{4}
					H29	7.3	8.1	2.5	2	6.9×10^{3}
					H30	7.4	8.0	3.7	3	1.4×10^{4}
					R1	7.4	8.4	2.6	3	5.1×10^{3}
					R2	7.6	8.6	2.5	3	1.8×10^{3}
	和泉川	D	5	鍋屋橋	H28	8.4	13.1	1.7	－	－
					H29	8.1	11.3	1.1	－	－
					H30	－	－	－	－	－
					R1	－	－	－	－	－
					R2	－	－	－	－	－
	大門川	D	6	中川橋	H28	9.0	14.5	1.1	－	－
					H29	9.8	12.1	2.3	－	－
					H30	－	－	－	－	－
					R1	－	－	－	－	－
					R2	－	－	－	－	－
	相沢川	D	7	童橋	H28	7.9	11.9	1.2	－	－
					H29	7.6	12.9	1.2	－	－
					H30	－	－	－	－	－
					R1	－	－	－	－	－
					R2	－	－	－	－	－

表 3.2-10（2）　河川の水質測定結果

水域名	河川名	環境基準類型	測定地点名		年度	水素イオン濃度指数(pH)	溶存酸素量(DO)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	大腸菌群数
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
帷子川	堀谷戸川	B	8	中井橋	H28	7.8	10.6	0.8	－	－
					H29	7.7	10.1	1.2	－	－
					H30	－	－	－	－	－
					R1	－	－	－	－	－
					R2	－	－	－	－	－
	矢指川	B	9	耕地橋	H28	7.8	9.9	2.0	－	－
					H29	7.7	9.4	2.1	－	－
					H30	－	－	－	－	－
					R1	－	－	－	－	－
					R2	－	－	－	－	－
	二俣川	B	10	四季美橋	H28	8.9	12.5	1.4	－	－
					H29	9.2	12.6	2.7	－	－
					H30	－	－	－	－	－
					R1	－	－	－	－	－
					R2	－	－	－	－	－
	中堀川	B	11	浜串橋	H28	8.5	12.1	1.4	－	－
					H29	8.4	11.3	1.4	－	－
					H30	－	－	－	－	－
					R1	－	－	－	－	－
					R2	－	－	－	－	－
	新井川	B	12	分水路際	H28	8.7	10.6	1.4	－	－
					H29	9.0	10.5	1.8	－	－
					H30	－	－	－	－	－
					R1	－	－	－	－	－
					R2	－	－	－	－	－
	くぬぎ台川	B	13	原下橋	H28	8.0	10.2	0.8	－	－
					H29	7.7	10.0	1.0	－	－
					H30	－	－	－	－	－
					R1	－	－	－	－	－
					R2	－	－	－	－	－
	帷子川	B	14	水道橋	H28	8.0	9.4	1.1	3	2.6×10^{4}
					H29	8.1	9.4	1.4	3	7.1×10^{3}
					H30	8.0	9.0	1.2	4	2.2×10^{4}
					R1	8.0	9.2	1.5	4	2.1×10^{3}
					R2	8.1	9.5	1.3	5	2.7×10^{3}
					R3	8.1	9.8	1.0	3	9500

注１：「-」は測定を行っていないことを示します。

注２：環境基準値（B 類型）

水素イオン濃度指数：6.5 以上 8.5 以下

溶存酸素量： 5 mg/L 以上

生物化学的酸素要求量： 3 mg/L 以下

浮遊物質量：25mg/L 以下

大腸菌群数：5,000MPN/100mL 以下

注３：環境基準値（D 類型）

水素イオン濃度指数：6.0 以上 8.5 以下

溶存酸素量： 2 mg/L 以上

生物化学的酸素要求量： 8 mg/L 以下

浮遊物質量：100mg/L 以下

大腸菌群数：D 類型の河川において、大腸菌群数の環境基準値は設定されていません。

注４：生物化学的酸素要求量のうち地点２，３，４，14 は 75%値、その他の地点及びその他の項目は年平均値です。

注５：　は、環境基準値を超過。

注６：中小河川である堀谷戸川、矢指川、二俣川、中堀川、新井川、くぬぎ台川は浮遊物質量(SS)及び大腸菌群数の調査結果は公表されていません。

注７：大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しません。（神奈川県告示第 702 号より）

資料：「2021 年度環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和５年８月閲覧）

「平成 28～令和３年度横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）

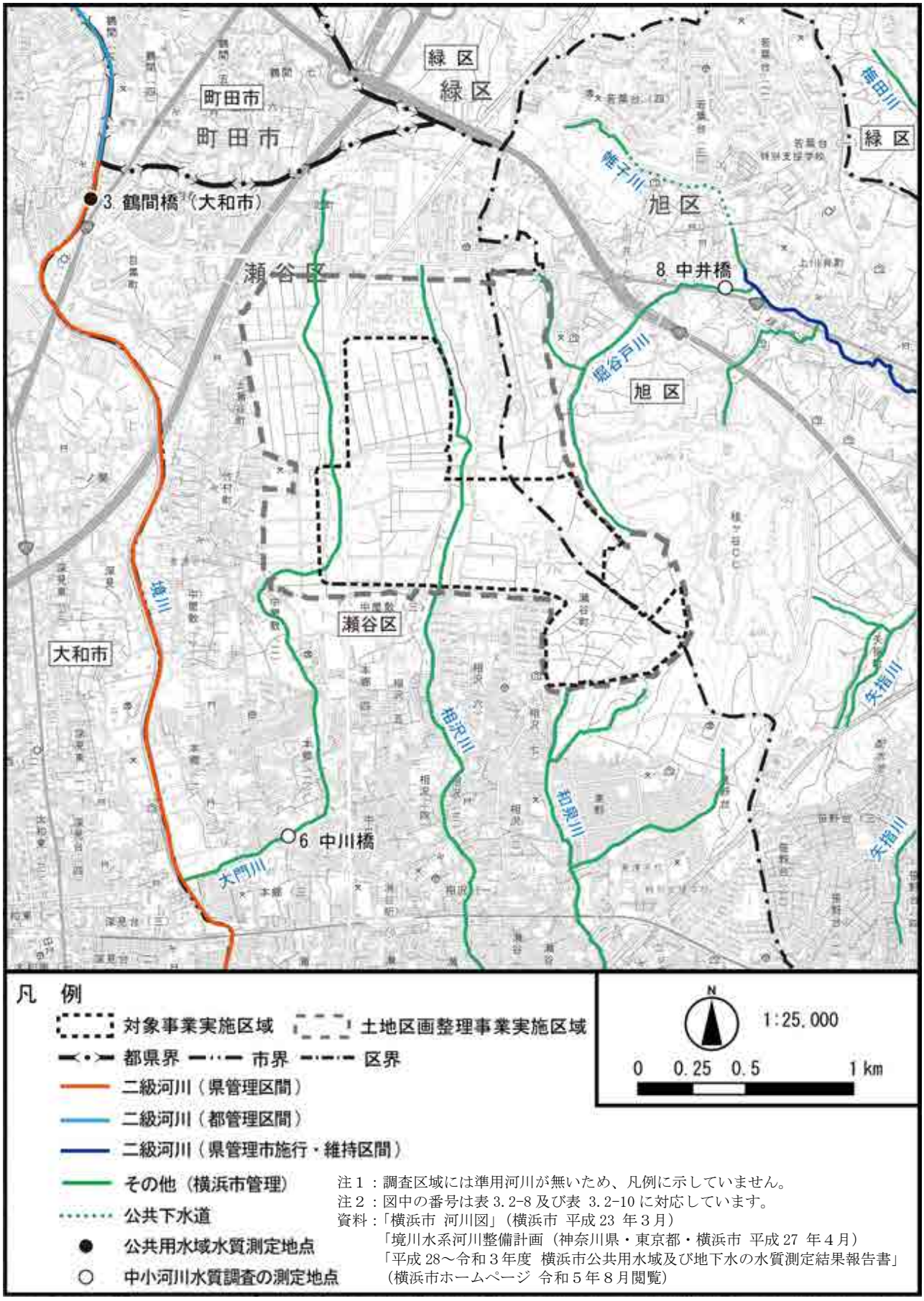

注１：調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。
注２：図中の番号は表 3.2-8 及び表 3.2-10 に対応しています。
資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成 23 年３月）
「境川水系河川整備計画（神奈川県・東京都・横浜市 平成 27 年４月）
「平成 28～令和３年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）

図 3.2-6　公共用水域・中小河川水質測定地点

② 地下水の水質

調査区域における地下水の水質の測定地点は、図 3.2-7 に示すとおりです。また、測定結果は、表 3.2-11 に示すとおりです。

瀬谷区相沢三丁目では平成 29 年度から令和３年度において、旭区下川井町では、平成 30 年度、令和２年度、令和３年度において、環境基準に不適合でした。

表 3.2-11　地下水の水質測定結果（環境基準不適合地点）

行政区分	調査の種類	メッシュ番号	調査地点	環境基準超過項目	年度	測定結果 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H29	0.017	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H30	0.033	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R1	0.020	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R2	0.021	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R3	0.018	0.01 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H30	27	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R2	26	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R3	29	10 以下

注１：調査の種類及び測定項目については以下のとおりです。なお、上表及び図 3.2-7 では、各調査において基準値を超過した調査地点及び環境基準超過項目のみ記載しています。

・概況調査

【定点調査】

長期的な観点から経年変化を調べるために定点で実施されている調査（平成 25 年度からは、市内 18 区を６区ずつの３グループに分け、３年で全区の測定を実施）

環境基準項目 27 項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン）、要監視項目１項目（クロロホルム）及び一般項目５項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）の合計 33 項目を測定。

【メッシュ調査】

横浜市内をほぼ２km メッシュに区切り、４年計画で市内全体を把握する調査。

定点調査と同じ 33 項目を測定。

・汚染井戸周辺地区調査

「概況調査」で汚染が判明した井戸の汚染範囲を確認するための調査。

「概況調査」及び「継続監視調査」で環境基準を超過した項目及び一般項目５項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・継続監視調査

汚染が明らかとなった地点を継続的に監視する調査。

過去に汚染が明らかとなった地点において環境基準を超過していた項目及び一般項目５項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・汚染井戸監視調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、「汚染源調査を実施したが、原因を特定できなかった汚染井戸」について、「引き続き監視が必要と判断された井戸」における調査。

環境基準項目５項目（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）及び一般項目５項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・汚染井戸追跡調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査の結果、「汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸」の調査。

「汚染井戸監視調査」と同じ 10 項目を測定。

資料：「平成 29～令和３年度横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）

「平成 29 年度～令和３年度　大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」

（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ 令和５年８月閲覧）

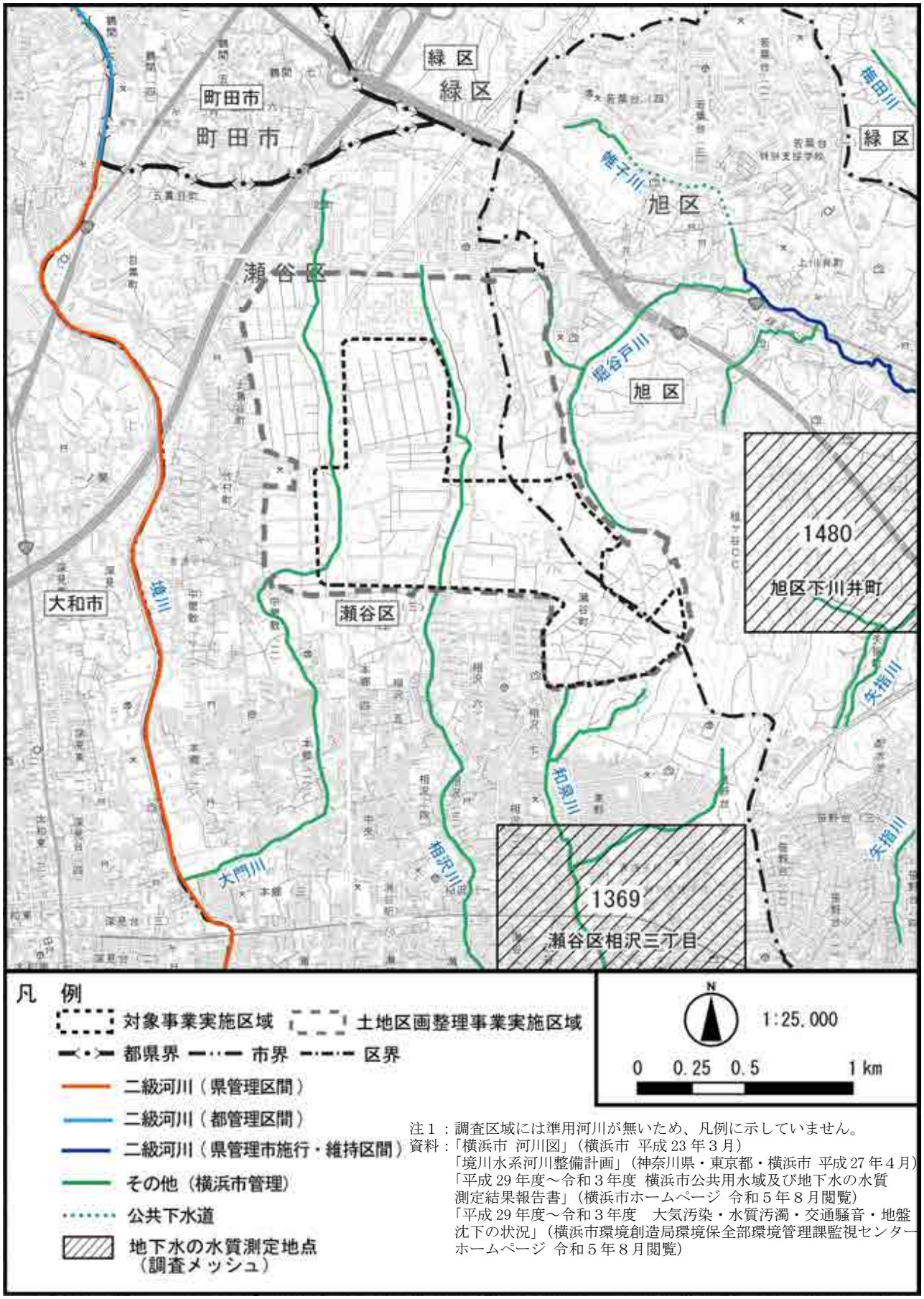

注１：調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。
資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成 23 年３月）
「境川水系河川整備計画」（神奈川県・東京都・横浜市 平成 27 年４月）
「平成 29 年度～令和３年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「平成 29 年度～令和３年度　大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ 令和５年８月閲覧）

図 3.2-7　地下水の水質測定地点

3.2.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

調査区域の土壌の状況は、図 3.2-8 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺の土壌は、大部分が火山噴出物質由来の厚層多腐植質黒ボク土となっており、対象事業実施区域の一部に腐植質黒ボクグライ土、人工改変台地土が分布しています。

(2) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」（法律第 53 号平成 14 年５月）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（横浜市条例第 58 号平成 14 年 12 月）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-9 に示すとおりであり、調査区域内には、形質変更時要届出区域が１箇所存在します。なお、大和市、町田市については、調査区域内に「土壌汚染対策法」（法律第 53 号平成 14 年５月）及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（神奈川県条例第 35 号平成 9 年 10 月）に基づく土壌汚染に係る区域は存在しませんでした。

形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことを言います（摂取経路の遮断が行われた区域を含む)。原則として、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事等に届け出る必要があります。

表 3.2-12　調査区域内の形質変更時要届出区域

種別	指定番号	所在地	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無	指定年月日
形質変更時要届出区域	指-197	瀬谷区瀬谷町 6,126 番、7,178 番、7,449 番１、7,449 番２、7,449 番５及び 7,745 番の各一部並びに旭区上川井町 3,447 番、3,509 番１及び 3,509 番２の各一部	6,252.86	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物	不明	令和３年 9 月 24 日 令和５年 6 月 23 日

資料：「汚染された区域に指定された土地」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）

また、対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。その後、米軍が昭和 20 年８月に接収し、一旦解除された後に、昭和 26 年３月に再接収され、平成 27 年６月に返還されるまでは通信基地として利用されていました。現在は、図 3.2-10 のような土地所有状況であり、国有地と民有地、市有地が混在しています。

なお、令和元年度及び令和３年度～４年度に旧上瀬谷通信施設において防衛省による土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています。

特定有害物質については、返還国有地約 110ha のうち、土壌汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計 66 調査区画で詳細調査が行われており、その結果の概要は表 3.2-13 及び図 3.2-10 に示すとおりです。

ダイオキシン類については、返還国有地約 110ha のうち、全区画において基準に適合していました。

表 3.2-13　防衛省における土壌汚染調査結果の概要（国有地）

項目 / 物質	指定基準超過区画数	最大検出値	指定基準値	深度方向の指定基準超過状況
鉛及びその化合物（土壌溶出量、mg/L）	22	0.069	0.01	(ｱ)深度方向 0～0.5m のみ 20 調査区画 (ｲ)深度方向 0～0.5m 及び８m、９m にて１調査区画 (ｳ)深度方向 0.5～１m のみ１調査区画 ((ｱ)(ｲ)(ｳ)の合計 22 調査区画)
鉛及びその化合物（土壌含有量、mg/kg）	34	1,600	150	(ｴ)深度方向 0～0.5m のみ 29 調査区画 (ｵ)深度方向 0～0.5m 及び旧地盤(GL-0.85～GL-1.35m)にて１調査区画 (ｶ)深度方向 0～0.5m 及び１m にて１調査区画 (ｷ)深度方向 0～0.5m 及び 0.5～１m にて１調査区画 (ｸ)旧地盤(GL-2.0～GL-2.5m)のみ１調査区画 (ｹ)旧地盤(GL-2.0～GL-2.5m)及び深度方向２m にて１調査区画 ((ｴ)から(ｹ)の合計 34 調査区画)
ひ素及びその化合物（土壌溶出量、mg/L）	1	0.017	0.01	深度方向 0～0.5m にて１調査区画
ふっ素及びその化合物（土壌溶出量、mg/L）	10	1.4	0.8	(ｺ)深度方向 0～0.5m にて１調査区画 (ｻ)深度方向 0.5～１m にて９調査区画 ((ｺ)(ｻ)の合計 10 調査区画)

注１：鉛については、土壌溶出量、土壌含有量のいずれも基準不適合になった区画が３箇所あったため、指定基準調査区画数合計が 66 調査区画になりません。

注２：第二溶出量基準値（いずれも土壌溶出量として、鉛及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ひ素及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ふっ素及びその化合物（24mg/L 以下））を超える値は検出されていません。

注３：上記、土壌溶出量基準不適合区画のうち、地下水が確認された調査区画について、以下に示す要領にて採取し、平成 15 年３月６日環境省告示第 17 号に準拠して、地下水の分析を実施した結果、いずれも基準に適合していました。（全ての調査地点において定量下限値未満で検出されていません。）

【地下水採取方法】
機械ボーリング（φ86mm）完了後に、孔内に簡易観測井戸を設置
簡易観測井戸の構造は、各観測地点のボーリング時の土質及び孔内水位等により決定
地下水採取は、掘削底面と地下水位の中間水位にて採取

民有地・市有地における調査においては、3,532 地点の土壌採取を行い、ふっ素及びその化合物（土壌溶出量）20 区画、鉛及びその化合物（土壌含有量）２区画で指定基準値超過がみられました。

基準値超過区画に関しては、深度方向の土壌汚染調査を実施し、ふっ素及びその化合物（土壌溶出量）１区画、鉛及びその化合物（土壌含有量）１区画において、深さ方向で指定基準超過がみられました。なお、鉛及びその化合物（土壌含有量）の指定基準値超過が確認された２区画については、令和２年度末で除去が実施されています。また、深度方向の調査の際、地下水が確認された区画では、地下水調査を実施しており、地下水の分析をした結果、いずれも基準に適合しています。

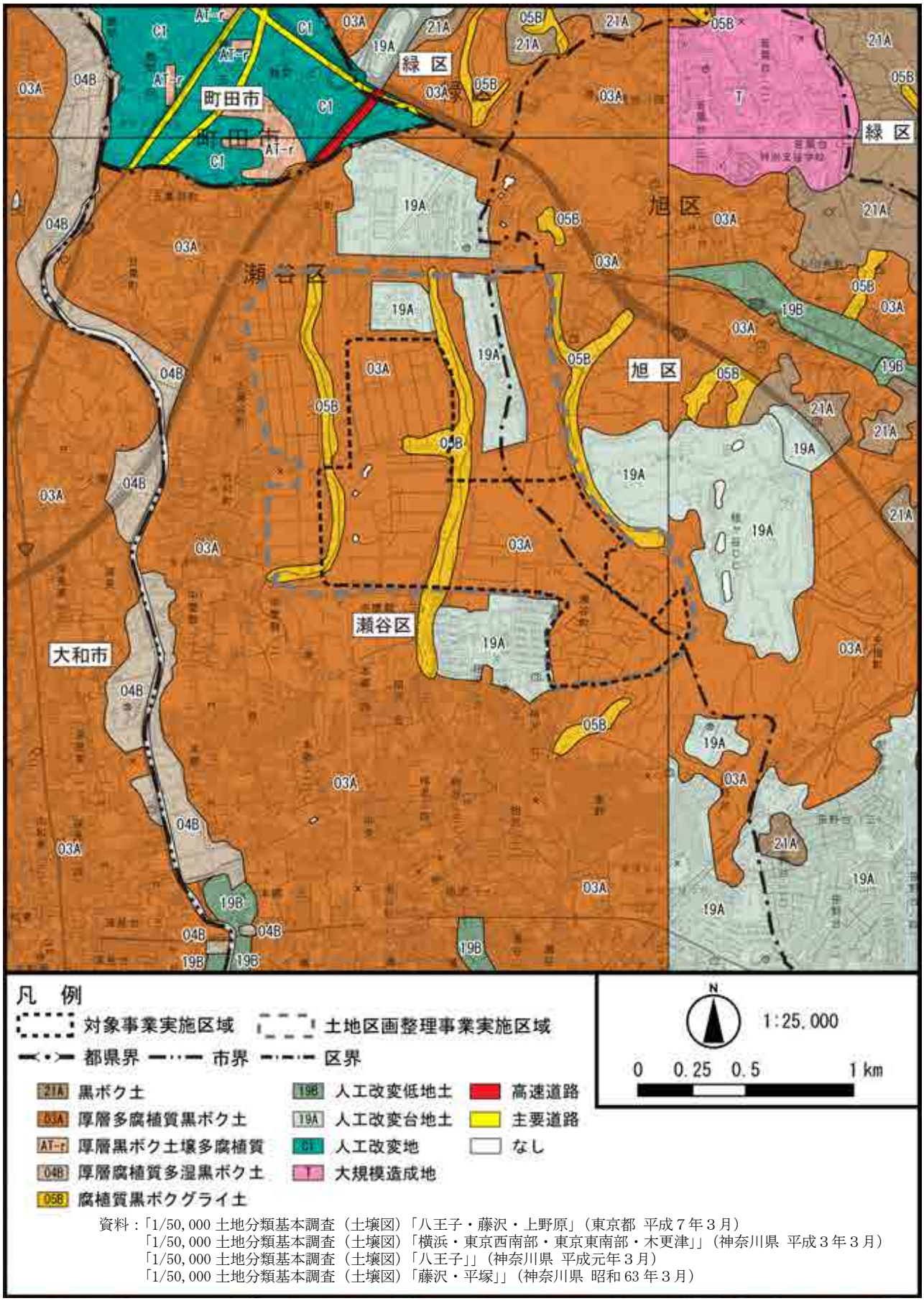
凡　例
対象事業実施区域
土地区画整理事業実施区域
都県界
市界
区界
21A 黒ボク土
03A 厚層多腐植質黒ボク土
AT-r 厚層黒ボク土壌多腐植質
04B 厚層腐植質多湿黒ボク土
05B 腐植質黒ボクグライ土
19B 人工改変低地土
19A 人工改変台地土
C1 人工改変地
T 大規模造成地
高速道路
主要道路
なし
N
1:25,000
0　0.25　0.5　1 km
町田市
緑区
瀬谷区
旭区
大和市
資料：「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成７年３月）
「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」」（神奈川県 平成３年３月）
「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子」」（神奈川県 平成元年３月）
「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「藤沢・平塚」」（神奈川県 昭和 63 年３月）

図 3.2-8　土壌図



資料：「汚染された区域に指定された土地」（横浜市ホームページ 令和５年９月閲覧）

図 3.2-9　調査区域内の形質変更時要届出区域

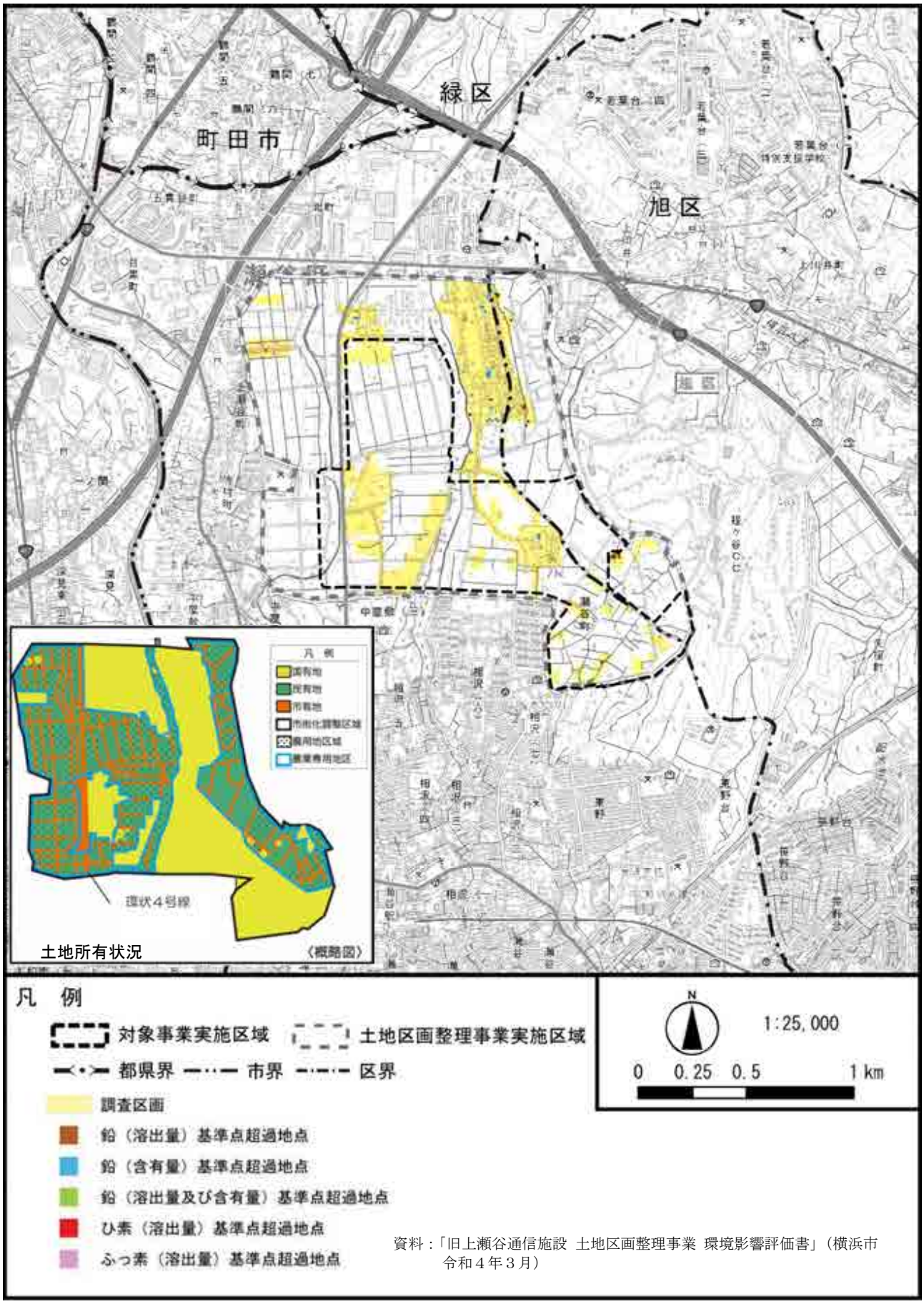

資料：「旧上瀬谷通信施設　土地区画整理事業　環境影響評価書」（横浜市　令和４年３月）

図 3.2-10　国有地における土壌汚染調査区画及び基準超過区画の位置

(3) 地盤の状況

調査区域における地盤沈下の状況は、表 3.2-14(1)に示すとおりです。

対象事業実施区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10㎜ 未満となっています。旭区の観測水準点は 13 地点であり、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は 10㎜ 未満となっています。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。

また、調査区域内では、図 3.2-12 に示す観測水準点において水準測量が行われています。水準測量成果は、表 3.2-15 及び図 3.2-11 に示すとおり、平成 23 年以降全ての地点でおおむね横ばい傾向となっています。なお、平成 23 年から平成 24 年において標高の大幅な変動が確認されていますが、これは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による影響と考えられます。

調査区域の軟弱地盤の分布状況は、図 3.2-13 に示すとおりです。調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤は河川沿いに分布しており、その層厚は０～５m となっています。

表 3.2-14(1)　地盤沈下状況（横浜市）

（観測基準日：平成 27 年 1 月 1 日）

行政区分		水準点数	沈下点数	沈下量（㎜）				
				10 未満	10 以上 20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上
横浜市		333	283	283	0	0	0	0
	瀬谷区	13	11	11	0	0	0	0
	旭区	13	13	13	0	0	0	0
	緑区	11	11	11	0	0	0	0

注１：　は、対象事業実施区域のある行政区分。

注２：平成 27 年度より精密水準測量による水準点の観測点数を減少させていることから、沈下面積の集計は行っていない為、地盤沈下面積推移等の調査結果については平成 26 年度までのデータが最新となっています。

資料：「平成 26 年度横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局 令和５年８月閲覧）

表 3.2-14(2)　令和３年における地層別変動量（参考：町田市）

地域	観測井名	所在地	鉄管の深さ（m）	地表面から鉄管底までの間の地層の変動量（cm/年）	鉄管底から下の地層の変動量（鉄管の変動量、cm/年）	全変動量（ほぼ地表面の変動量、cm/年）
町田市	町田第１	野津田町（薬師池公園内町田市フォトサロン北東側）	100	0.04 注1	-1.00	-0.98
	町田第２		190	0.00 注1	-0.98	-0.98
	町田南第１	高ヶ坂三丁目（高瀬第２公園西側脇）	60	0.03 注1	-0.53	-0.50
	町田南第２		225	0.05 注1	-0.55	-0.50

注１：計器が設置されていないため、近接地の水準測量結果（全変動量欄の値）から「鉄管底から下の地層の変動量」を引算した値です。

注２：調査区域内に観測井が存在しないため、町田市内の観測井の地層変動量を記載しました。

資料：「令和３年地盤沈下調査報告書」（東京都土木技術支援・人材育成センター 令和５年８月閲覧）

表 3.2-15　水準測量成果

水準点番号	所在地	測量結果（標高 T.P.m）											
		H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	R2 年	R3 年	R4 年
S-1	瀬谷区北町 25-9	73.5088	73.4830	73.4842	73.4862	73.4804	73.4786	73.4804	73.4785	-	-	-	-
S-3	瀬谷区上瀬谷町 40-8	61.9141	61.8865	61.8882	61.8901	61.8898	61.8888	61.8899	61.8868	61.8871	61.8897	61.8941	61.8865
S-4	瀬谷区瀬谷町 7140	69.4684	69.4386	69.4401	69.4416	69.4413	69.4404	69.4415	69.4398	69.4389	69.4421	69.4441	69.4394
S-5	瀬谷区竹村町 1-14	60.9958	60.9665	60.9675	60.9693	60.9677	60.9678	60.9690	60.9676	60.9614	60.9698	60.9723	60.9661
S-20	瀬谷区本郷一丁目 18-9	54.0227	53.9927	53.9930	53.9938	53.9928	53.9932	53.9937	53.9933	53.9921	53.9952	53.9967	53.9913
S-22	瀬谷区瀬谷六丁目 6	48.5228	48.4875	48.4896	48.4884	48.4859	48.4852	48.4839	48.4810	48.4755	48.4787	48.4779	48.4735
A-9	旭区上川井町 320-1	55.2107	55.1858	55.1869	55.1852	55.1813	55.1813	55.1796	55.1807	-	-	-	-
I016-013	旭区上川井町 870 先	63.6530	63.6275	63.6290	63.6291	63.6212	63.6203	63.6213	63.6192	-	-	-	-

注１：「－」は欠測を示します。

資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）

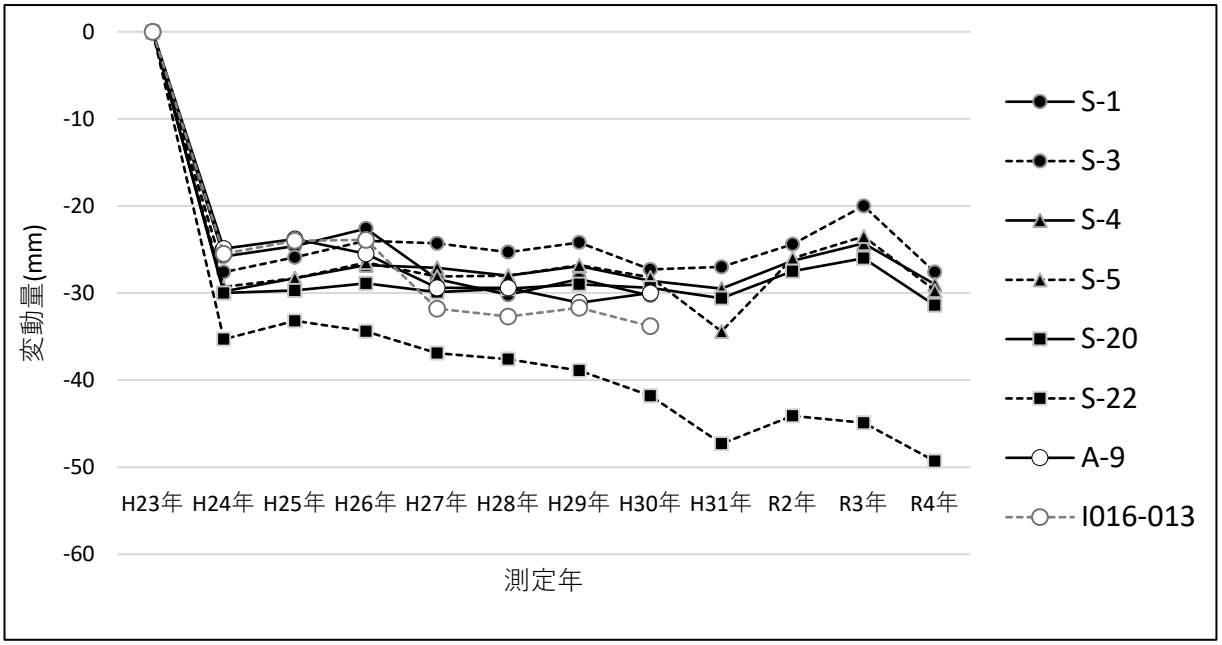

図 3.2-11　各水準点における標高の変動状況（平成 23 年を基準とした場合）

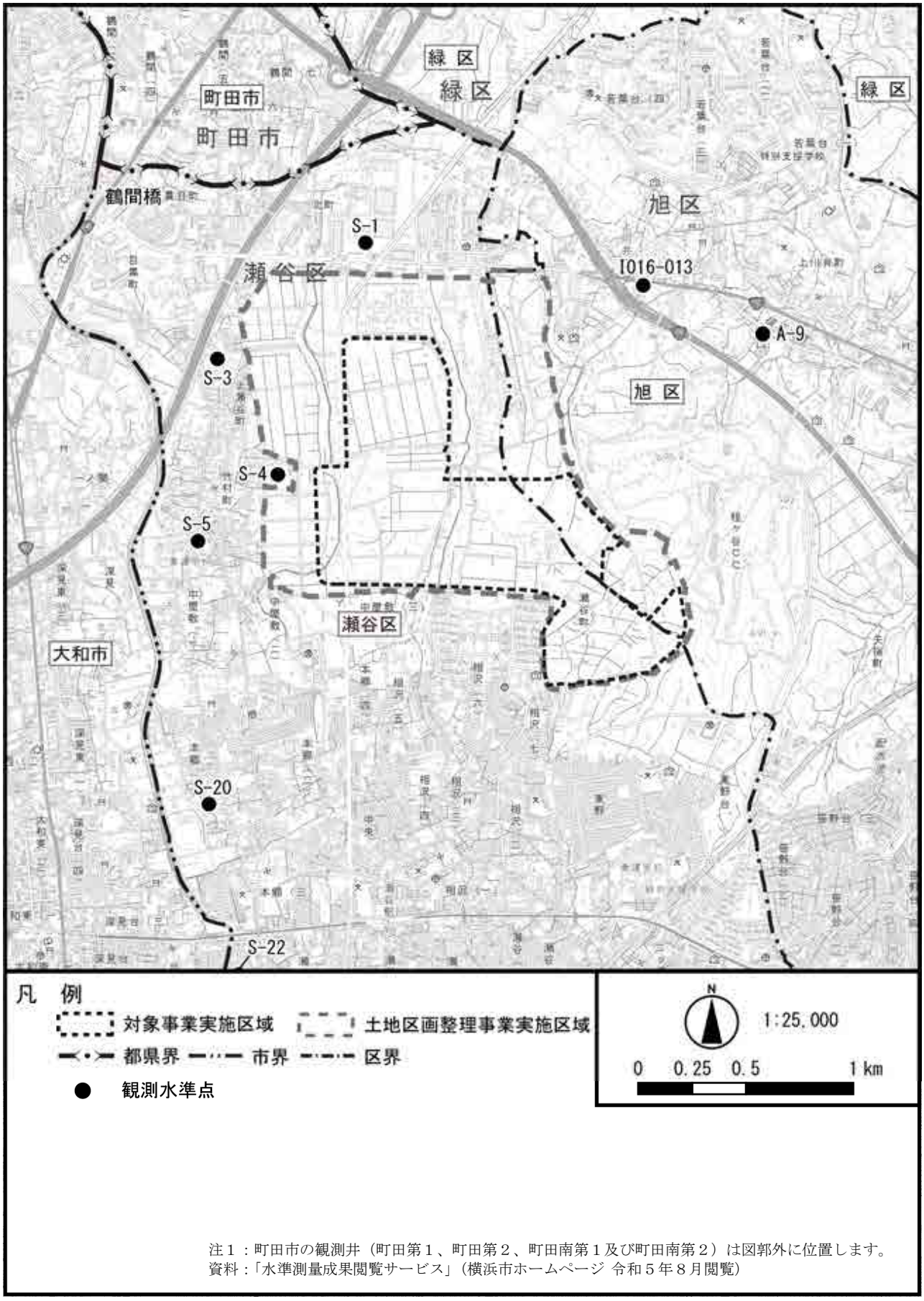

注１：町田市の観測井（町田第１、町田第２、町田南第１及び町田南第２）は図郭外に位置します。
資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）

図 3.2-12　観測水準点の位置

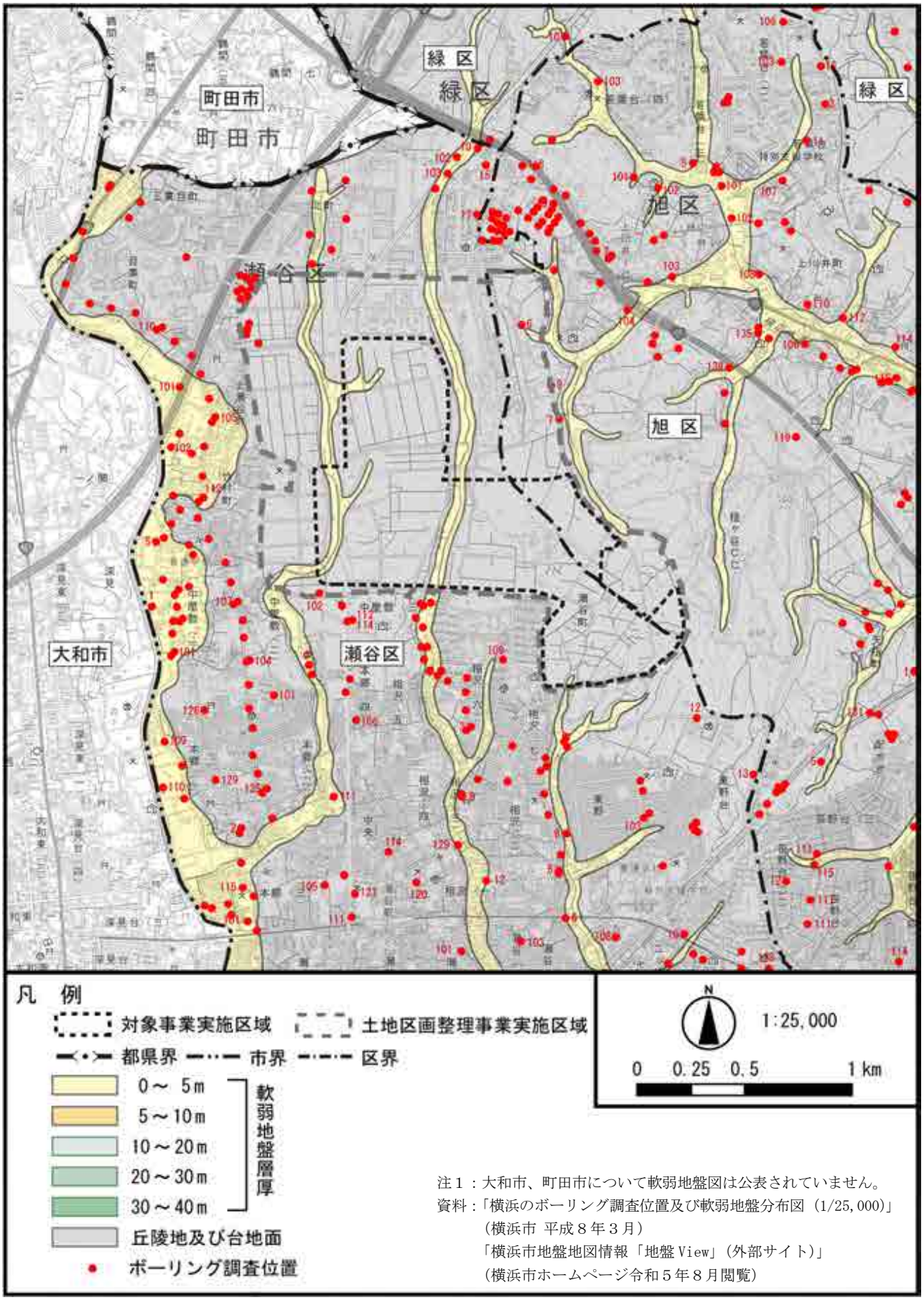

注１：大和市、町田市について軟弱地盤図は公表されていません。
資料：「横浜のボーリング調査位置及び軟弱地盤分布図（1/25,000）」
（横浜市 平成８年３月）
「横浜市地盤地図情報「地盤 View」（外部サイト）」
（横浜市ホームページ令和５年８月閲覧）

図 3.2-13　軟弱地盤図

3.2.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

調査区域の地形分類の状況は図 3.2-14、標高区分は図 3.2-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～100m 未満の丘陵地があります。

調査区域の保全すべき地形は、図 3.2-16 に示すとおりです。

三保町の谷津田景観（三保市民の森）は保全すべき地形として、「日本の地形レッドデータブック　第２集―保全すべき地形―」（小泉武栄・青木賢人　編　平成 14 年３月）に記載されています。

調査区域には、「日本の典型地形　都道府県一覧」（建設省国土地理院　平成 11 年４月）、「自然環境保全調査報告書」（環境庁　昭和 51 年）、「第３回自然環境保全基礎調査　東京都自然環境情報図」（環境庁　平成元年）、「第３回自然環境保全基礎調査　神奈川県自然環境情報図」（環境庁　平成元年）、「日本の地形レッドデータブック　第１集（新装版）―危機にある地形―」（小泉武栄・青木賢人　編　平成 12 年 12 月）、「文化財保護法」（昭和 25 年５月法律第 214 号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年４月神奈川県条例第 13 号）及び「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号）に記載されている保全すべき地形は存在しません。

(2) 地質の状況

調査区域の表層地質の状況は、図 3.2-17 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺の表層地質は、「沖積層（泥を主とし砂を含む）」、「沖積層（砂・礫を主とし泥を含む）」、「武蔵野ローム層」、「相模層群・下末吉ローム層」、「相模層群・下末吉ローム層・下末吉層」、「上総層群・上星川層」、「武蔵野ローム層・武蔵野礫層」となっています。

また、地質断面の状況は図 3.2-18 に示すとおりです。

「土地分類調査（垂直調査）」によると、対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、武蔵野ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

なお、「日本の地形レッドデータブック第１集（新装版）―危機にある地形―」（小泉武栄・青木賢人編　平成 12 年 12 月）、「日本の地形レッドデータブック第２集―保全すべき地形―」（小泉武栄・青木賢人編 平成 14 年３月）に記載されている保全すべき地質は存在しません。

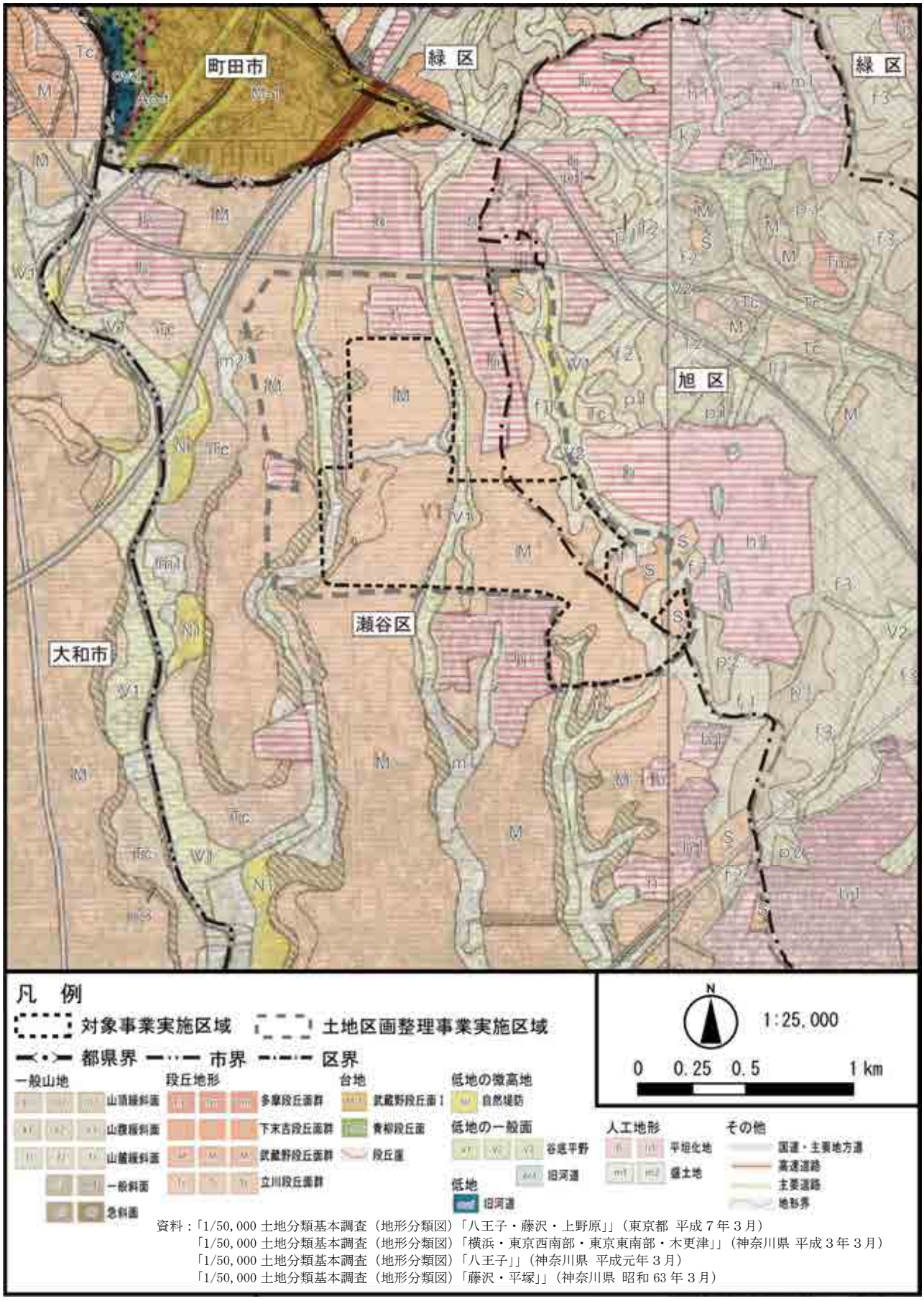

資料：「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子・藤沢・上野原」」（東京都 平成７年３月）
「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」」（神奈川県 平成３年３月）
「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子」」（神奈川県 平成元年３月）
「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「藤沢・平塚」」（神奈川県 昭和 63 年３月）

図 3.2-14　地形分類図

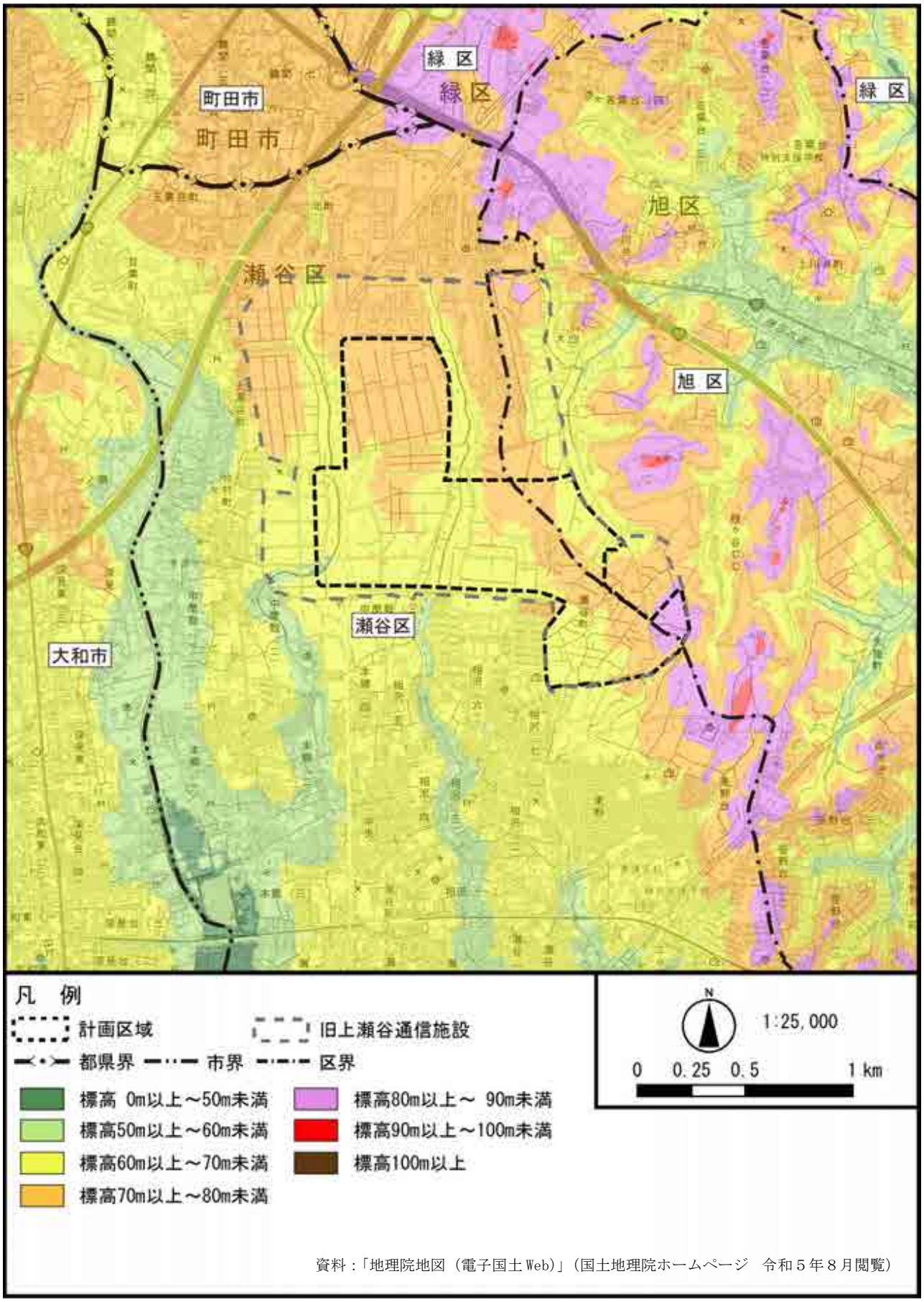

資料：「地理院地図（電子国土 Web)」（国土地理院ホームページ　令和５年８月閲覧）

図 3.2-15　標高区分図

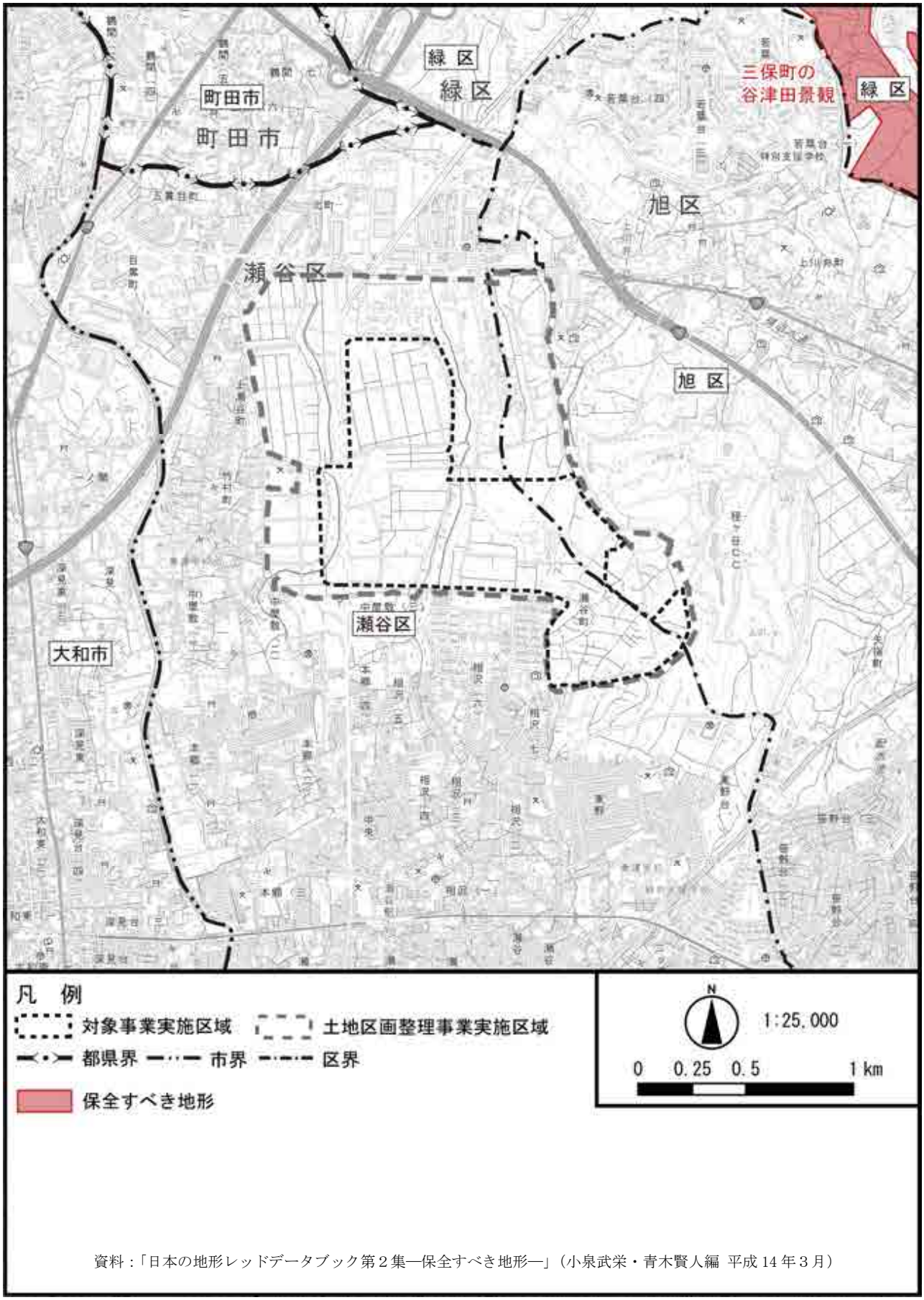

資料：「日本の地形レッドデータブック第２集―保全すべき地形―」（小泉武栄・青木賢人編 平成 14 年３月）

図 3.2-16　保存すべき地形

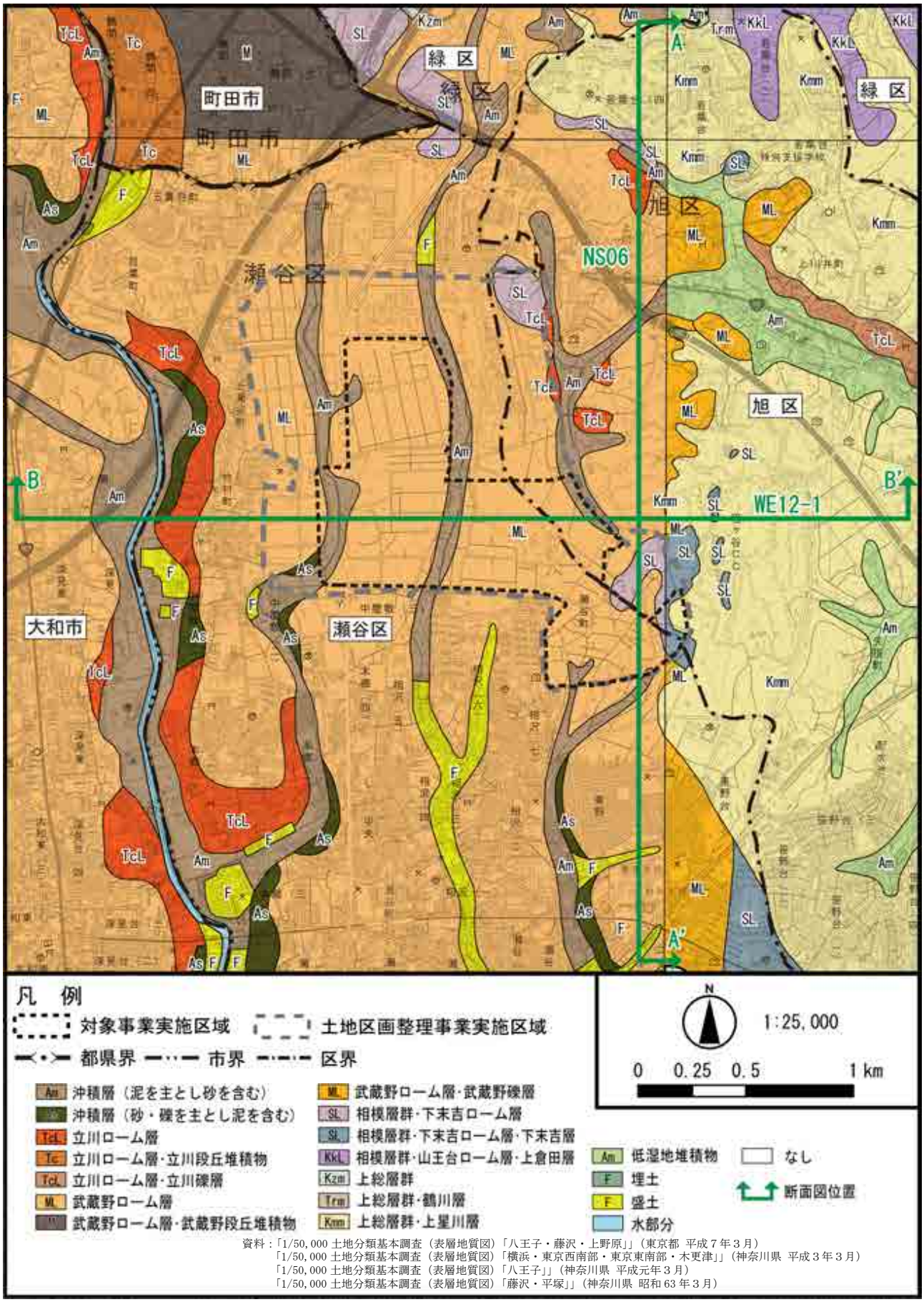

資料：「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「八王子・藤沢・上野原」」（東京都 平成７年３月）
「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」」（神奈川県 平成３年３月）
「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「八王子」」（神奈川県 平成元年３月）
「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「藤沢・平塚」」（神奈川県 昭和 63 年３月）

図 3.2-17　表層地質図

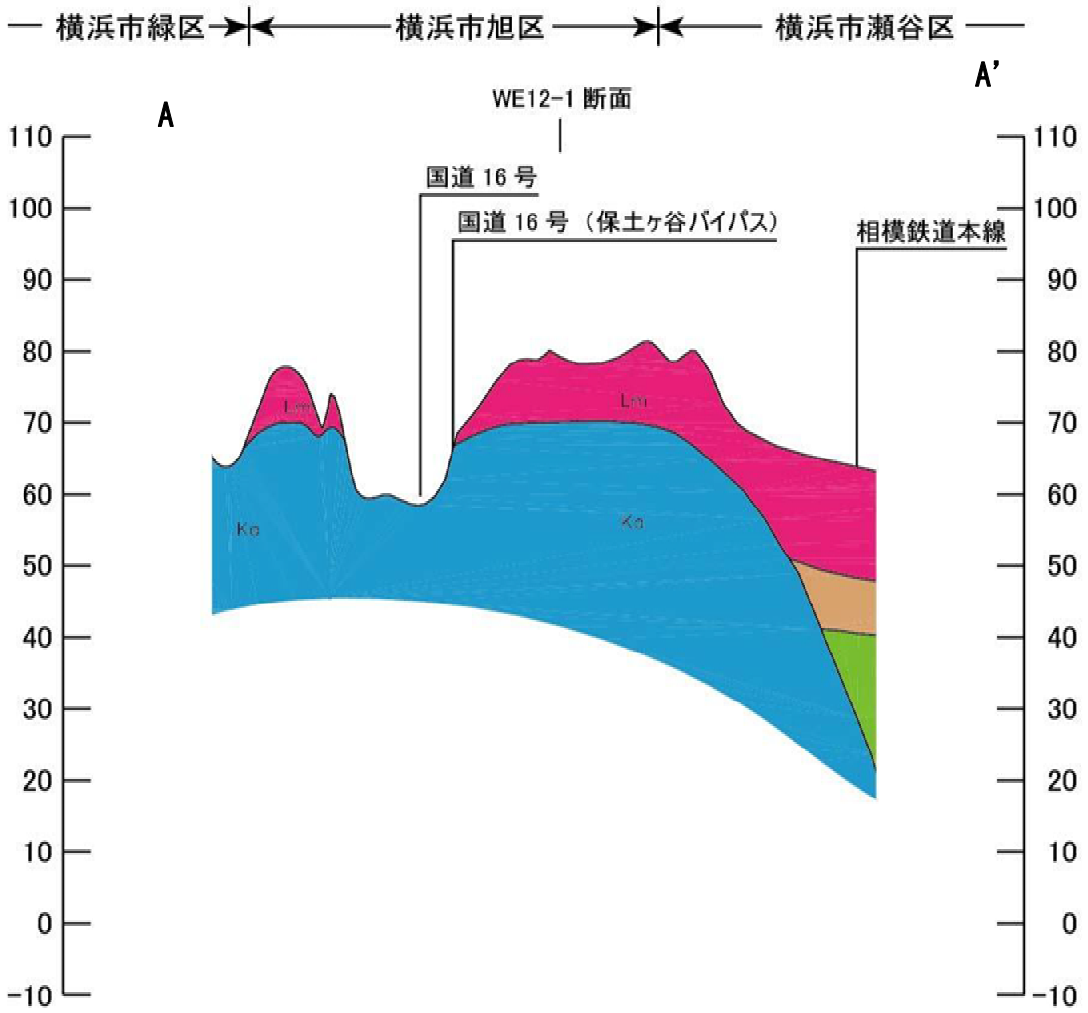

資料：「土地分類基本調査（垂直調査）調査期間平成２年度～平成 21 年度」
（国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト令和５年９月閲覧）

※一部加筆

時代		地層・土質・地質記号			
第四紀	完新世	埋立地・盛土	－		b
		沖積層	粘土	Ac	粘土・砂・砂礫	A
			砂	As		
			砂礫	Ag		
	更新世	立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層	ローム・凝灰質粘土			Lm
		立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層（埋没ローム）	ローム・凝灰質粘土			bl
		立川礫層	砂礫			Tcg
		立川礫層（埋没段丘礫層）	砂礫			btg-1
		武蔵野砂礫層	砂礫			Mg
		武蔵野砂礫層（埋没段丘礫層）	砂礫			btg-2
		相模層群	粘土	Sac	粘土・砂・砂礫	Sa
			砂	Sas		
			砂礫	Sag		
第三紀	鮮新世	上総層群	泥岩・砂岩・礫岩			Ka

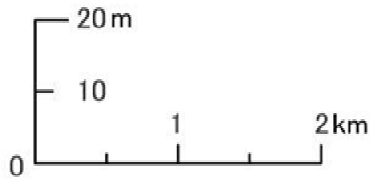

図 3.2-18(1)　地質断面図（NS06 断面）

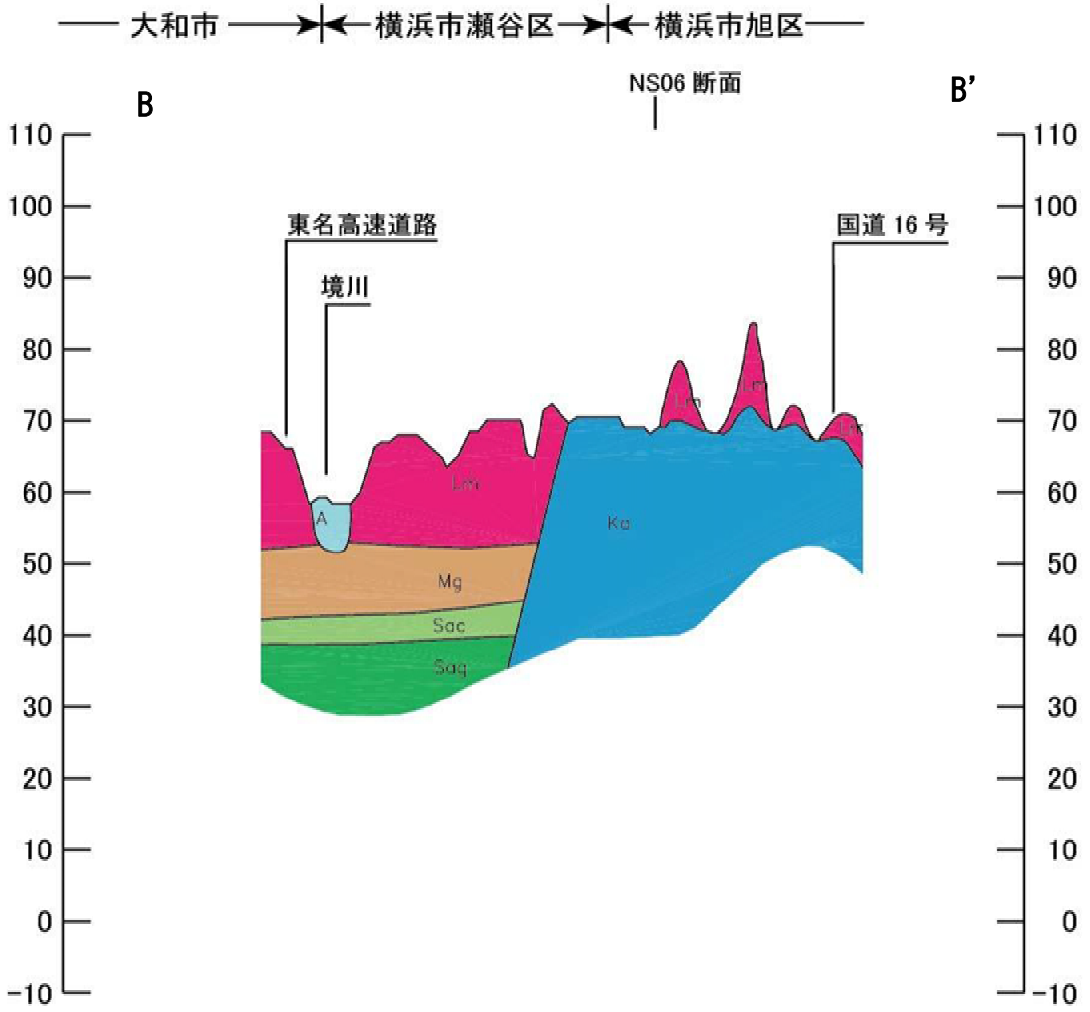

資料：土地分類基本調査（垂直調査）調査期間平成２年度～平成 21 年度」
（国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト令和５年９月閲覧））

※一部加筆

時代		地層・土質・地質記号			
第四紀	完新世	埋立地・盛土	－		b
		沖積層	粘土	Ac	粘土・砂・砂礫	A
			砂	As		
			砂礫	Ag		
	更新世	立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層	ローム・凝灰質粘土			Lm
		立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層（埋没ローム）	ローム・凝灰質粘土			bl
		立川礫層	砂礫			Tcg
		立川礫層（埋没段丘礫層）	砂礫			btg-1
		武蔵野砂礫層	砂礫			Mg
		武蔵野砂礫層（埋没段丘礫層）	砂礫			btg-2
		相模層群	粘土	Sac	粘土・砂・砂礫	Sa
			砂	Sas		
			砂礫	Sag		
第三紀	鮮新世	上総層群	泥岩・砂岩・礫岩			Ka

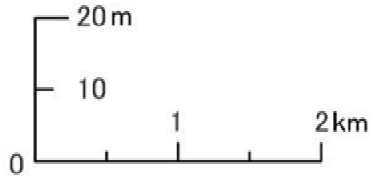

図 3.2-18(2)　地質断面図（WE12-1 断面）

(3) 土砂災害関係法令による指定状況

① 砂防指定地

調査区域において、「砂防法」（明治 30 年３月法律第 29 号）に基づく砂防指定地は指定されていません。

② 地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」（昭和 33 年３月法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

③ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域は、図 3.2-19 に示すとおりです。

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県及び東京都が指定する区域となります。「傾斜度が 30 度以上あるもの」、「高さが５m以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が５戸以上あるもの、または５戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されることとなります。

調査区域には急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域が１箇所（瀬谷区相沢四丁目）存在していますが、対象事業実施区域には急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域はありませんでした。

なお、調査区域において、町田市及び大和市は急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域はありませんでした。

④ 土砂災害警戒区域

調査区域における土砂災害警戒区域は、図 3.2-19 に示すとおりです。

土砂災害警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域として、神奈川県及び東京都が指定する区域です。

「土砂災害特別警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年５月法律第 57 号）に基づき、「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

調査区域には、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が存在していますが、対象事業実施区域内には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域はありません。

⑤ 土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林

調査区域において、「森林法」（昭和 26 年６月法律第 249 号）に基づく土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。

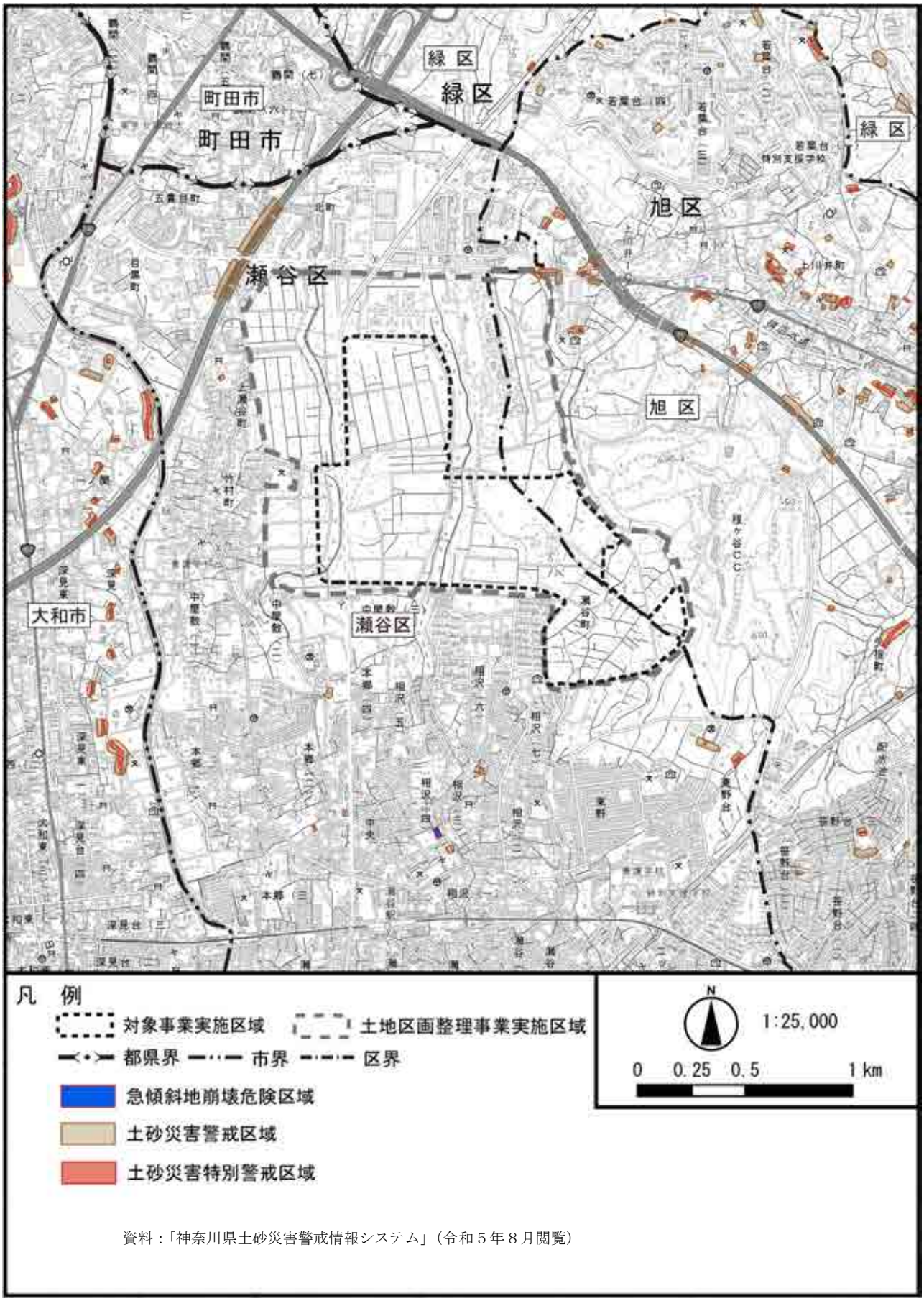

資料：「神奈川県土砂災害警戒情報システム」（令和５年８月閲覧）

図 3.2-19　急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

(4) 災害の状況

① 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 3.2-16～表 3.2-18 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区における令和４年の被害総数は人的被害が０人、住家被害が１棟、非住家被害が０棟、田畑被害が０ha、その他の被害が０件（箇所）でした。旭区では、人的被害が０人、住家被害が０棟、非住家被害が０棟、田畑被害が０ha、その他の被害が０件（箇所）となっています。瀬谷区及び旭区における平成 30 年から令和４年の被害の状況を見ると、平成 30 年及び令和元年の被害数が多く、住家被害、非住家被害（その他）ともに一部破損が多く発生しています。

対象事業実施区域の周辺に位置する緑区でも令和元年の被害数が多く、人的被害（負傷者）、住家被害、非住家被害、その他の被害が発生しています。大和市の直近３年間の火災の発生状況をみると、令和２年や令和３年と比較して令和４年の被害が小さくなっています。町田市では、直近５年間の火災件数は 100 件/年程度で推移していますが、建物焼損面積（床面積）は令和３年度が最も大きく、その他・林野焼損面積は令和元年及び令和２年に大きく 1,000 ㎡を超えています。町田市の水害の状況をみると、境川流域の常磐町（平成 28 年）、小山町（平成 28 年、令和元年）において、内水による水害が各１棟（１世帯）発生しています。

表 3.2-16　横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類				横浜市					瀬谷区					旭区					緑区				
				H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
人的被害	死者		人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行方不明者			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	重傷者		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者		12	13	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
住家被害	全壊		棟	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	大規模半壊			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	半壊			13	102	0	0	0	0	6	0	0	0	9	8	0	0	0	1	8	0	0	0
	一部破損			503	2,376	1	4	3	8	60	0	0	1	62	214	0	0	0	0	37	0	1	0
	床上浸水			2	51	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	床下浸水			2	33	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
非住家被害	公共建物	全壊		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損		10	55	0	1	0	0	1	0	1	0	0	5	0	0	0	0	5	0	0	0
		浸水		0	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	全壊		5	10	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊		0	19	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
		一部破損		76	248	0	0	0	1	5	0	0	0	14	37	0	0	0	3	5	0	0	0
		浸水		3	504	0	1	0	1	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水		0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田畑被害	田の流出・埋没		ha	0.0018	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田の冠水			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	畑の流出・陥没			0	2	0	0.0268	0	0	0	0	0.0268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	畑の冠水			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の被害	文教施設		件	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道路			15	34	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	橋梁		－	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	河川		箇所	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾			0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	砂防			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	清掃施設			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	がけ崩れ			9	60	4	9	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	鉄道不通			0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	被害船舶			0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水道			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電話		回線	1	－	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0	0	0	0
	ガス		戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀塔		箇所	13	72	0	6	3	0	1	0	0	0	2	5	0	1	0	1	3	0	1	0
	その他			795	2,397	2	58	15	25	35	0	4	0	103	124	0	2	0	16	60	0	1	0

注１：全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。

注２：大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもの。

注３：半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

注４：一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

注５：「－」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

資料：「平成 30 年～令和４年 横浜市の災害」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）

表 3.2-17　大和市の災害の状況（火災の発生状況）

区分	R2	R3	R4
件数(件)	38	27	23
建物(件)	23	19	15
林野(件)	－	－	－
車両(件)	4	－	4
その他(件)	11	8	4
棟数(棟)	24	27	16
全焼(棟)	0	2	－
半焼(棟)	2	－	1
部分焼(棟)	6	7	3
ぼや(棟)	16	18	12
焼損面積	152	314	42
建物(㎡)	152	314	42
林野(a)	－	－	－
世帯(世帯)	15	19	9
全損(世帯)	－	2	－
半損(世帯)	－	－	－
小損(世帯)	15	17	9
死傷者(人)	7	8	2
死者(人)	－	3	－
負傷者(人)	7	5	2
損害額(千円)	17,148	21,805	11,491
建物	9,195	18,992	408
収容物	5,682	2,065	1,057
林野	－	－	－
車両	2,260	289	9,823
その他	11	459	203

資料：「令和４年　統計概要」（大和市ホームページ 令和５年８月閲覧）

表 3.2-18(1)　町田市の災害の状況（火災の発生状況）

年次		H29	H30	R1	R2	R3
火災件数(件)	総数	94	108	104	103	112
	建物	57	52	65	59	74
	車両	3	7	2	7	5
	林野	－	－	－	－	－
	その他	34	49	37	37	33
建物焼損面積(㎡)	床面積	683	337	919	460	802
	表面積	282	113	129	103	289
その他･林野焼損面積(㎡)		529	289	1,102	1,218	－
損害見積額（千円）		69,007	136,702	303,411	49,612	60,850

資料：「町田市統計書　令和４年度」（町田市ホームページ 令和５年８月閲覧）

表 3.2-18(2)　町田市の災害の状況（水害の発生状況）

年次		H28		R1	
河川流域		境川	境川	境川	境川
区市町村		町田市	町田市	町田市	町田市
町丁名		常盤町	小山町	小山町	相原町
浸水面積(ha)		0.01	0.01	0.01	0.01
床下	棟数(棟)	0	1	1	0
	世帯数(世帯)	0	1	1	0
床上	棟数(棟)	1	0	0	1
	世帯数(世帯)	1	0	0	1
合計	棟数(棟)	1	1	1	1
	世帯数(世帯)	1	1	1	1
原因		内水	内水	内水	内水

資料：「区市町村別の水害データ」
（東京都建設局河川部計画課環境計画担当ホームページ 令和５年８月閲覧）

②　地震

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3.2-20 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書（横浜市）」にて被害想定対象とされた３地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

調査区域では、元禄型関東地震で震度６弱～６強、東京湾北部地震で震度５弱～６弱、南海トラフ巨大地震で震度５弱～６弱の揺れが想定されています。

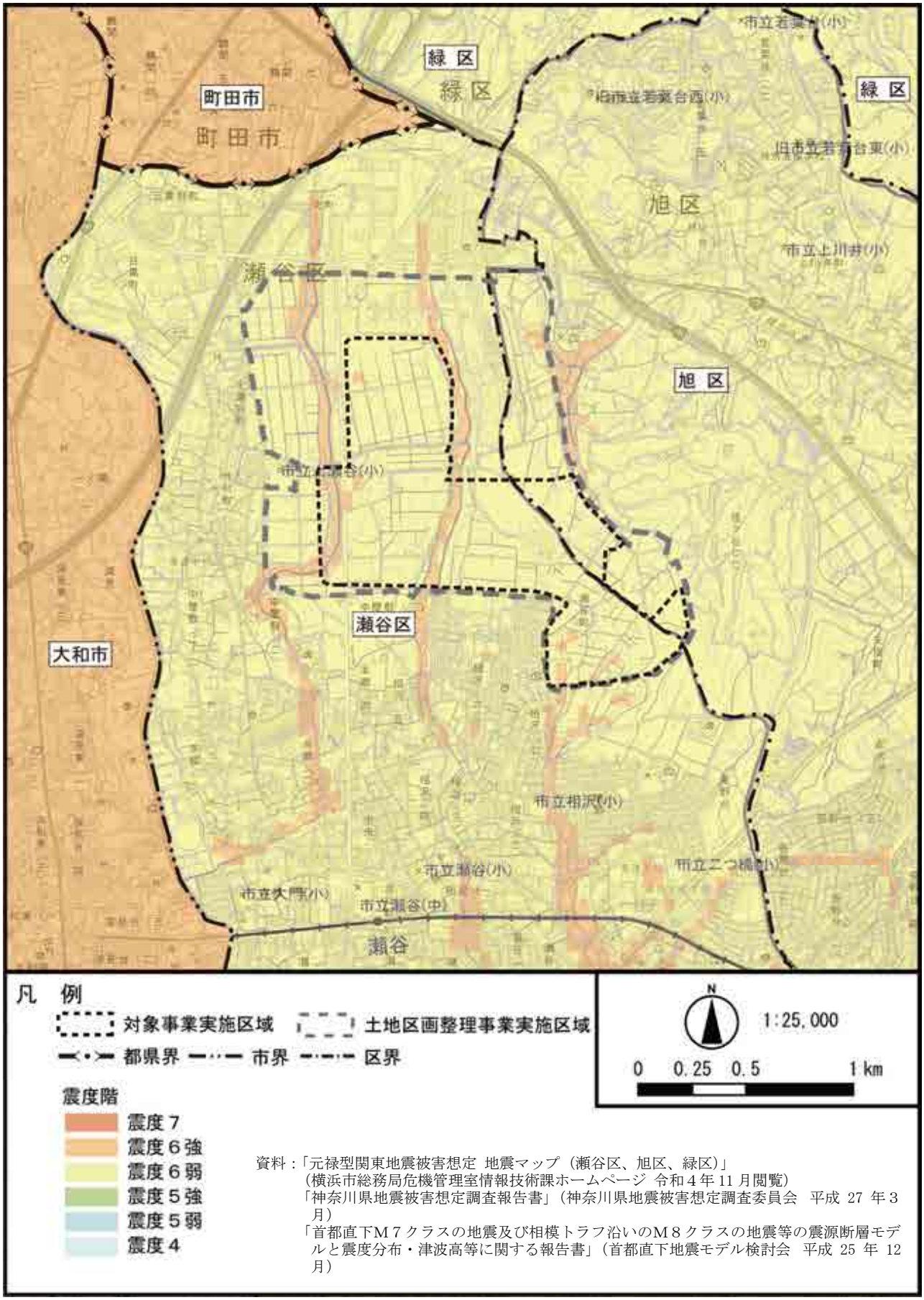

資料：「元禄型関東地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」
（横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ 令和４年 11 月閲覧）
「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年３月）
「首都直下Ｍ７クラスの地震及び相模トラフ沿いのＭ８クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

図 3.2-20(1)　地震マップ（元禄型関東地震）

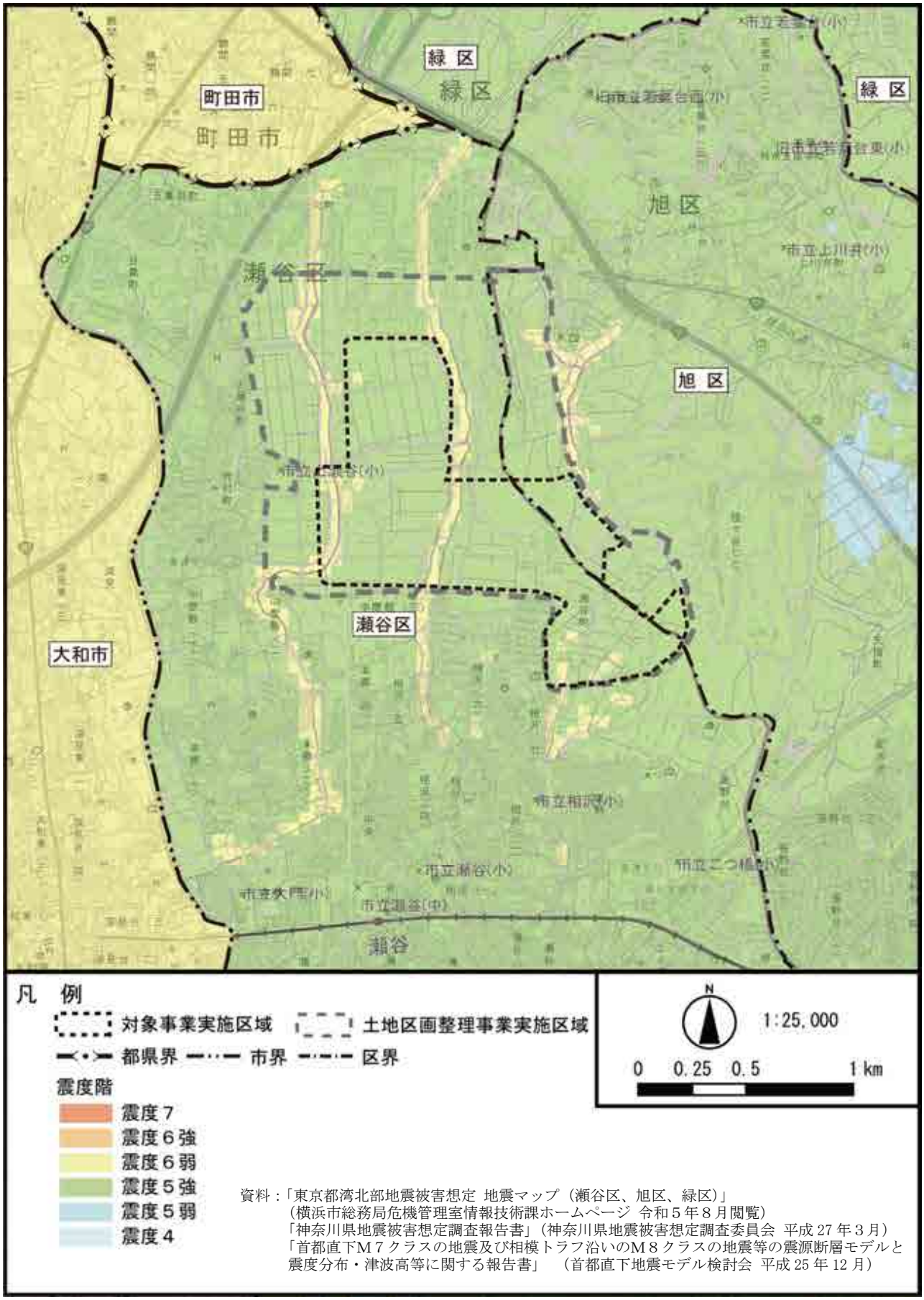

資料：「東京都湾北部地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」
（横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ 令和５年８月閲覧）
「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年３月）
「首都直下Ｍ７クラスの地震及び相模トラフ沿いのＭ８クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」 （首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

図 3.2-20(2)　地震マップ（東京湾北部地震）

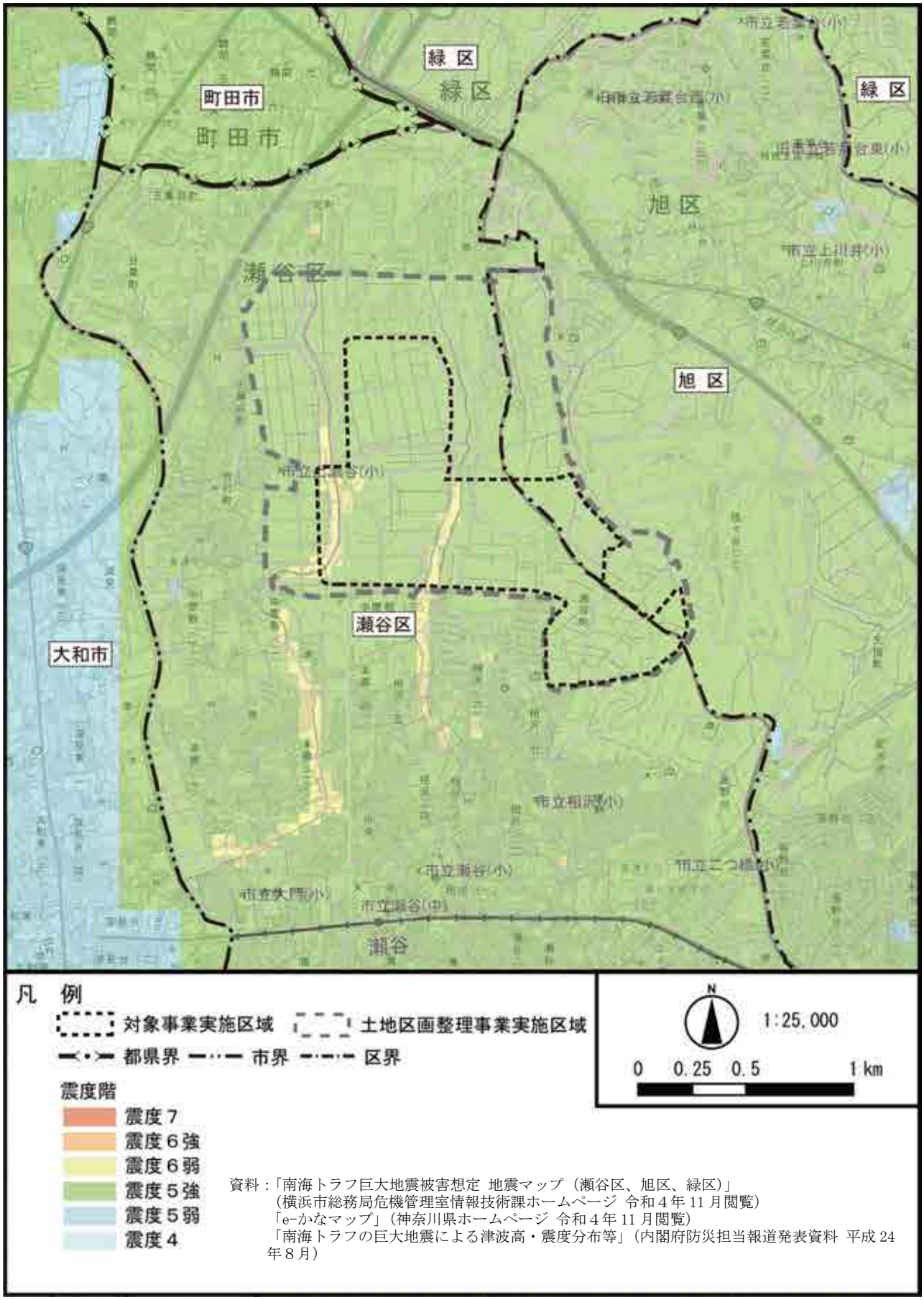

資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」
（横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ 令和４年 11 月閲覧）
「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和４年 11 月閲覧）
「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」（内閣府防災担当報道発表資料 平成 24 年８月）

図 3.2-20(3)　地震マップ（南海トラフ巨大地震）

③　浸水想定区域

調査区域における洪水による浸水想定区域は、図 3.2-21 に、内水による浸水想定区域は図 3.2-22 に示すとおりです。内水による浸水想定区域について、大和市及び町田市では公開されている情報を確認できなかったため、横浜市のみ図示しております。

洪水ハザードマップでは想定しうる最大規模の降雨を対象としており、境川水系では 24 時間に約 632 ㎜の降雨、帷子川水系では 24 時間に 390 ㎜の降雨を想定しています。内水ハザードマップでは１時間で 153 ㎜の降雨（30 年に１回降ると想定される雨。平成 16 年 10 月９日（台風 22 号）の横浜市消防局野庭消防署の実績）を想定しています。

洪水による浸水想定区域は、調査区域内では境川及び帷子川の流路沿いのほか、対象事業実施区域から流下する大門川下流に分布しています。また、対象事業実施区域から流下する相沢川、和泉川の下流側の図示範囲外にも一部浸水想定区域が存在しています。

対象事業実施区域には、洪水による浸水想定区域はありませんでした。

内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域内の大門川、相沢川沿いに見られ、相沢川では浸水深が 2.0m 以上を含む地域が連続的に分布しています。

④　液状化

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3.2-23 に示すとおりです。対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書（横浜市）」にて被害想定対象とされた３地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

対象事業実施区域周辺には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在しています。

⑤　災害用井戸の状況

横浜市では、民間の協力の元、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しており、町田市では「災害時協力井戸」、大和市では「災害用協力井戸」として指定しています。

調査区域における災害用井戸の分布状況は図 3.2-24 に示すとおりで、瀬谷区に 38 箇所、旭区に 23 箇所、緑区に２箇所、町田市に９箇所存在しています。なお、大和市は災害時協力井戸が 280 件登録されていますが（令和３年３月末現在の登録数）、場所は公表されていません。

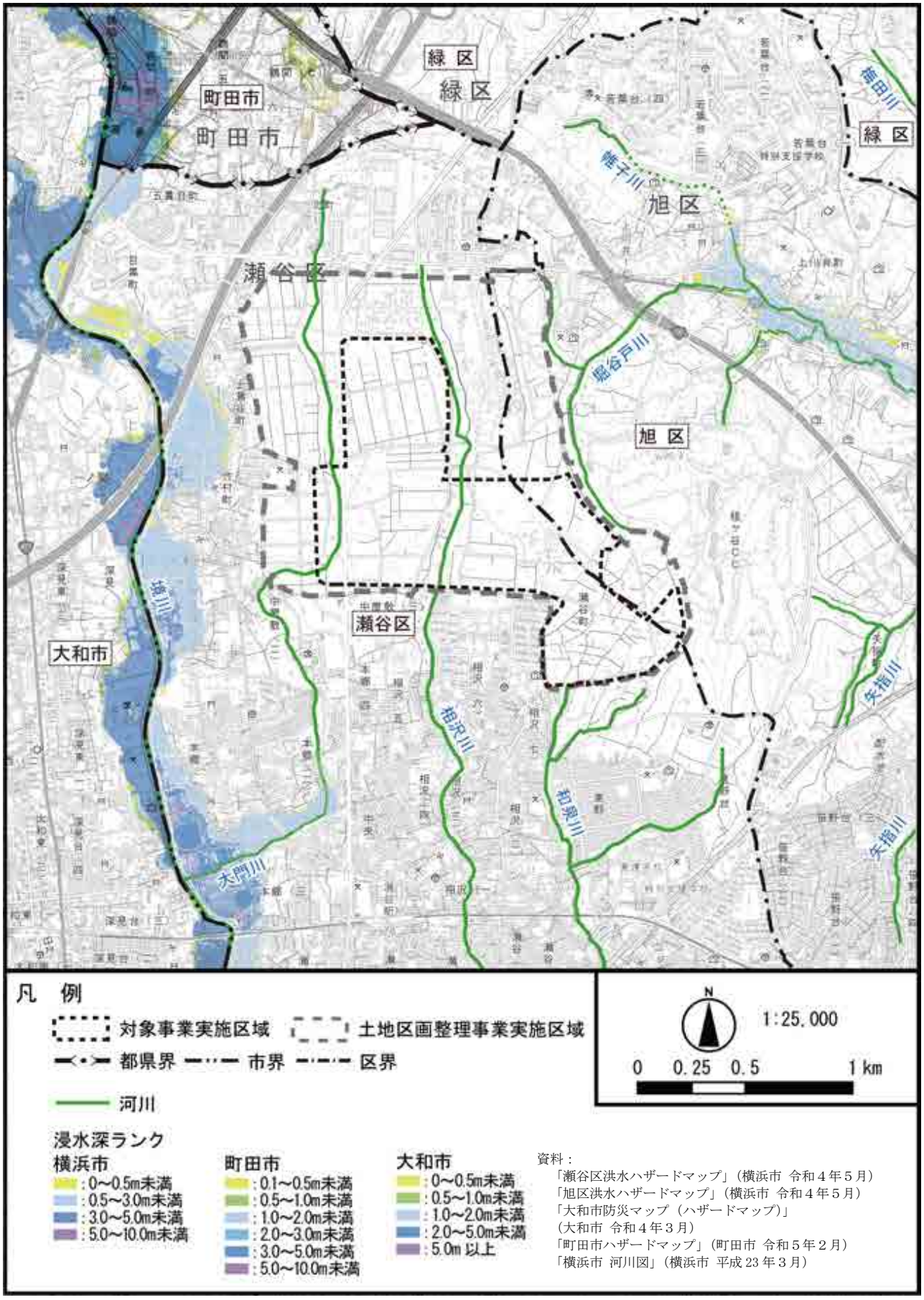

図 3.2-21　洪水による浸水想定区域

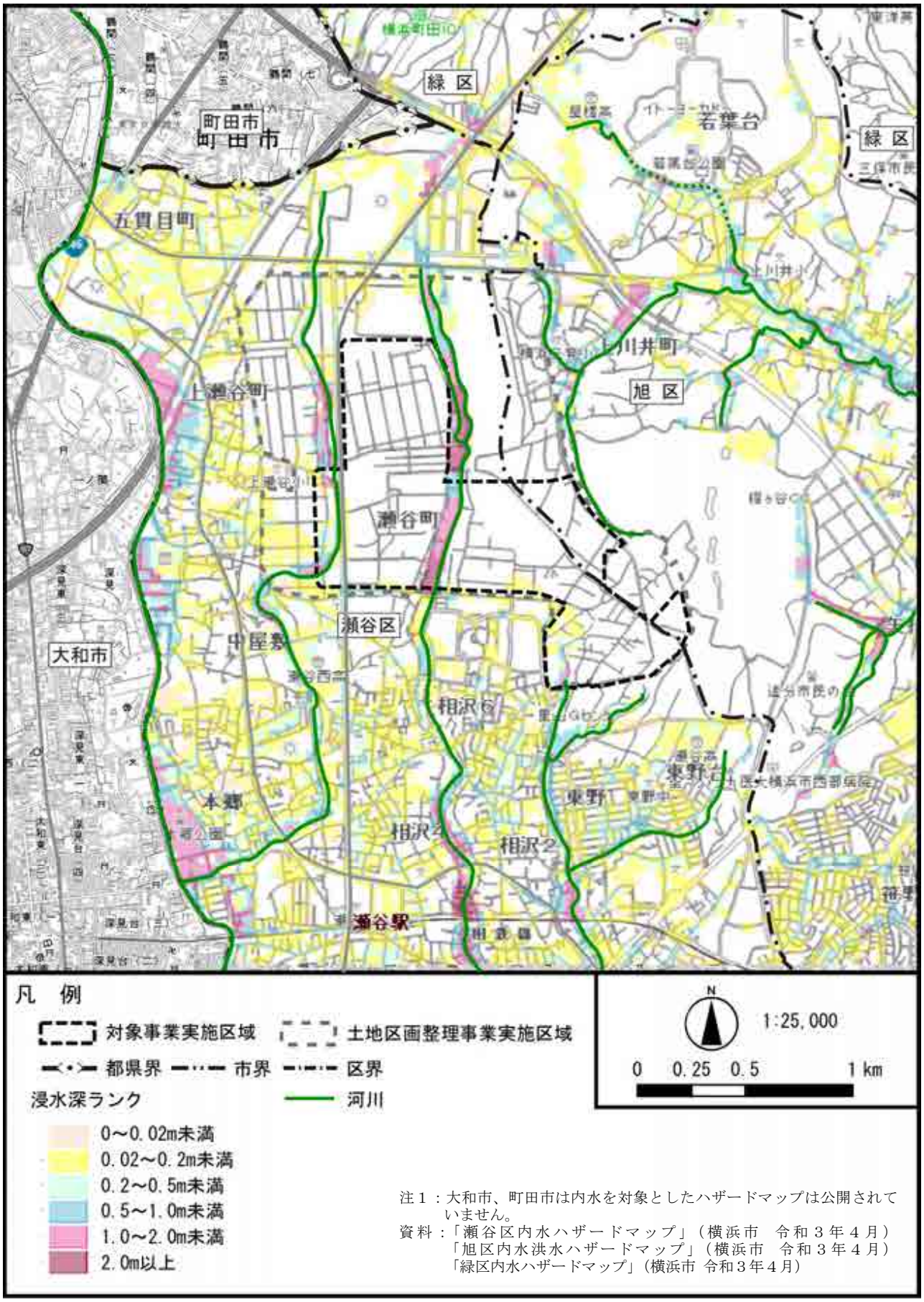

注１：大和市、町田市は内水を対象としたハザードマップは公開されていません。
資料：「瀬谷区内水ハザードマップ」（横浜市　令和３年４月）
「旭区内水洪水ハザードマップ」（横浜市　令和３年４月）
「緑区内水ハザードマップ」（横浜市 令和３年４月）

図 3.2-22　内水による浸水想定区域

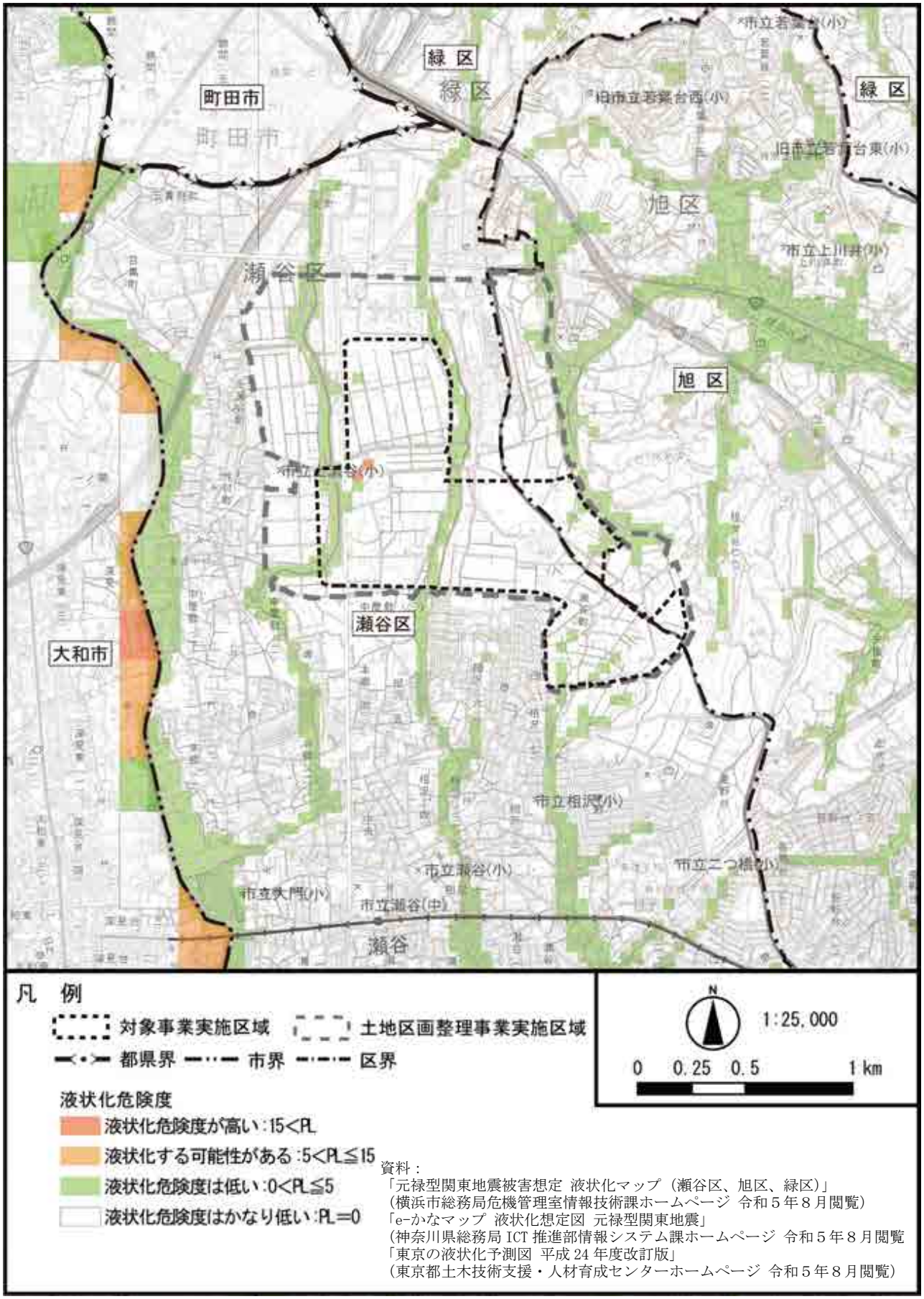

図 3.2-23(1)　液状化マップ（元禄型関東地震）

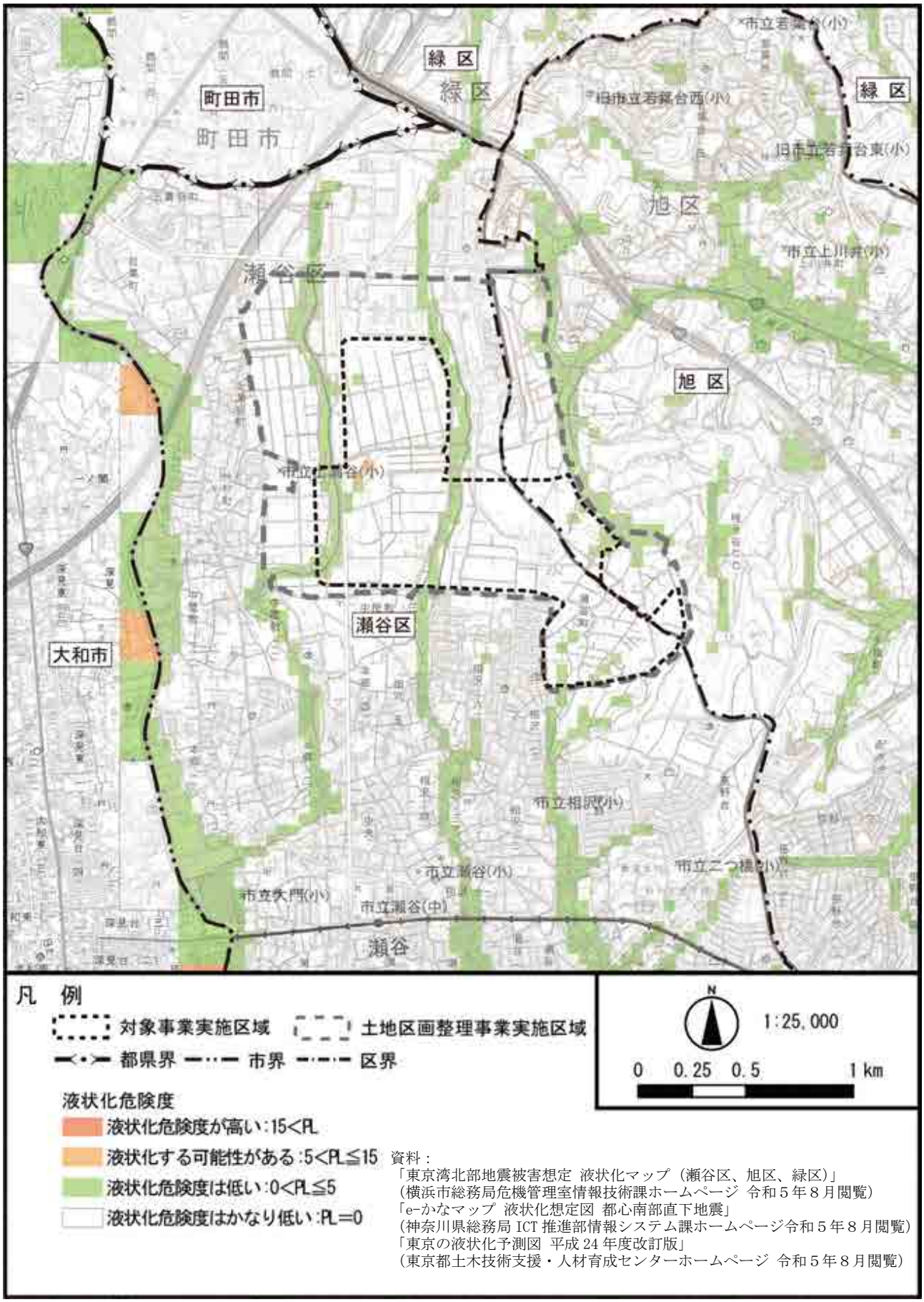

図 3.2-23(2)　液状化マップ（東京湾北部地震）

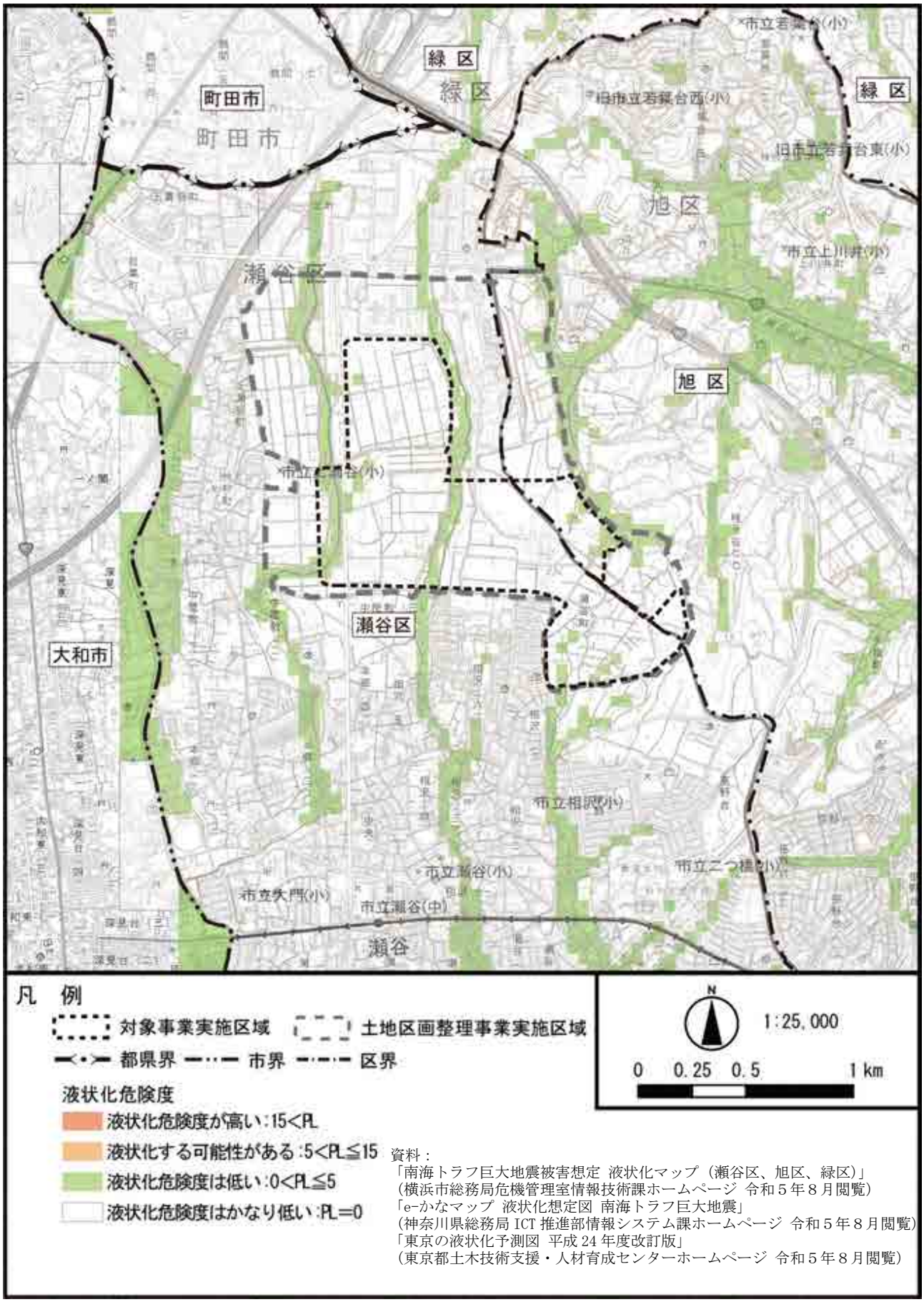

図 3.2-23(3)　液状化マップ（南海トラフ巨大地震）

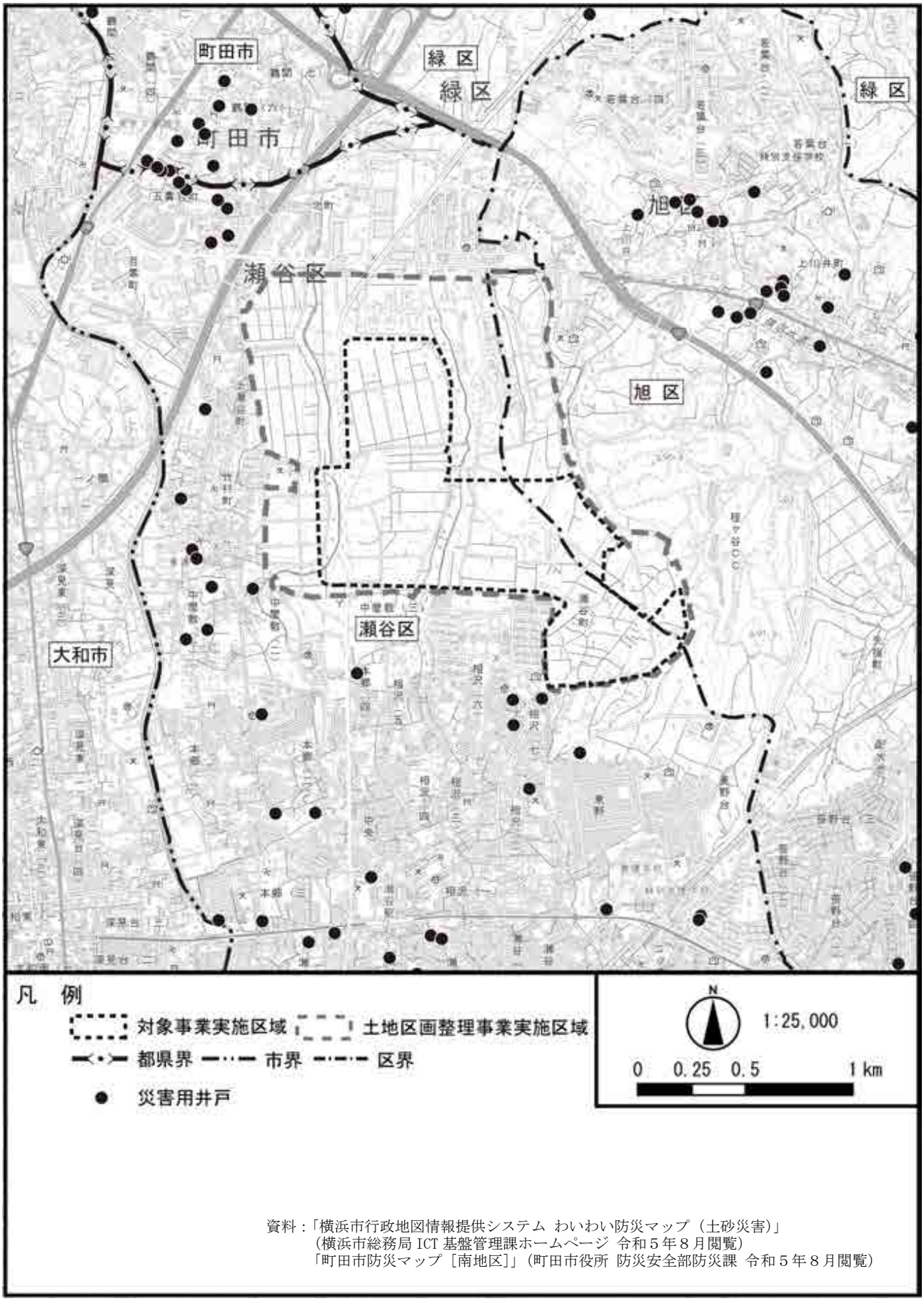

資料：「横浜市行政地図情報提供システム わいわい防災マップ（土砂災害）」
（横浜市総務局 ICT 基盤管理課ホームページ 令和５年８月閲覧）
「町田市防災マップ［南地区］」（町田市役所 防災安全部防災課 令和５年８月閲覧）

図 3.2-24　災害用井戸

3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

動物の生息状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。

文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-19 及び図 3.2-25 のとおりです。

表 3.2-19　文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「かながわの鳥と獣」（神奈川県　平成４年３月）	調査区域が含まれる５km メッシュで確認された種を対象としました。
「かながわの鳥図鑑」（神奈川県　平成４年３月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の魚類」（神奈川県環境科学センター　平成 26 年３月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」（神奈川県環境科学センター　平成 26 年３月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所　平成 28 年３月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 15 報・河川編）修正版」（横浜市環境科学研究所　令和２年３月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の脊椎動物」（大和市教育委員会　平成２年３月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市の昆虫」（大和市教育委員会　平成３年３月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市史８（上）別編自然」（大和市　平成８年９月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1993 年（平成５年）町田の野鳥」（町田野鳥の会　平成６年 10 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1998 年度（平成 10 年度）町田の野鳥」（町田野鳥の会　平成 12 年２月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「2003 年度（平成 15 年度）町田の野鳥３」（町田野鳥の会　平成 17 年３月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜のホタル生息地（1983 年度版）」（横浜市公害研究所　昭和 59 年３月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー（第２回～第６回自然環境保全基礎調査　動物分布調査書）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）	調査区域が含まれる２次メッシュとして、「座間」、「横浜西部」、「荏田」、「原町田」の４メッシュで確認された種を対象としました。

なお、上記以外に「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）により、調査区域における以下の情報を収集しました。

コウモリ洞分布、コウモリ生息情報、イヌワシ・クマタカ生息分布、オオワシ・オジロワシ生息分布、渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地、鳥類の渡りのルート、重要種（イヌワシ、チュウヒ、サンカノゴイ、オオヨシゴイ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリ）の分布状況

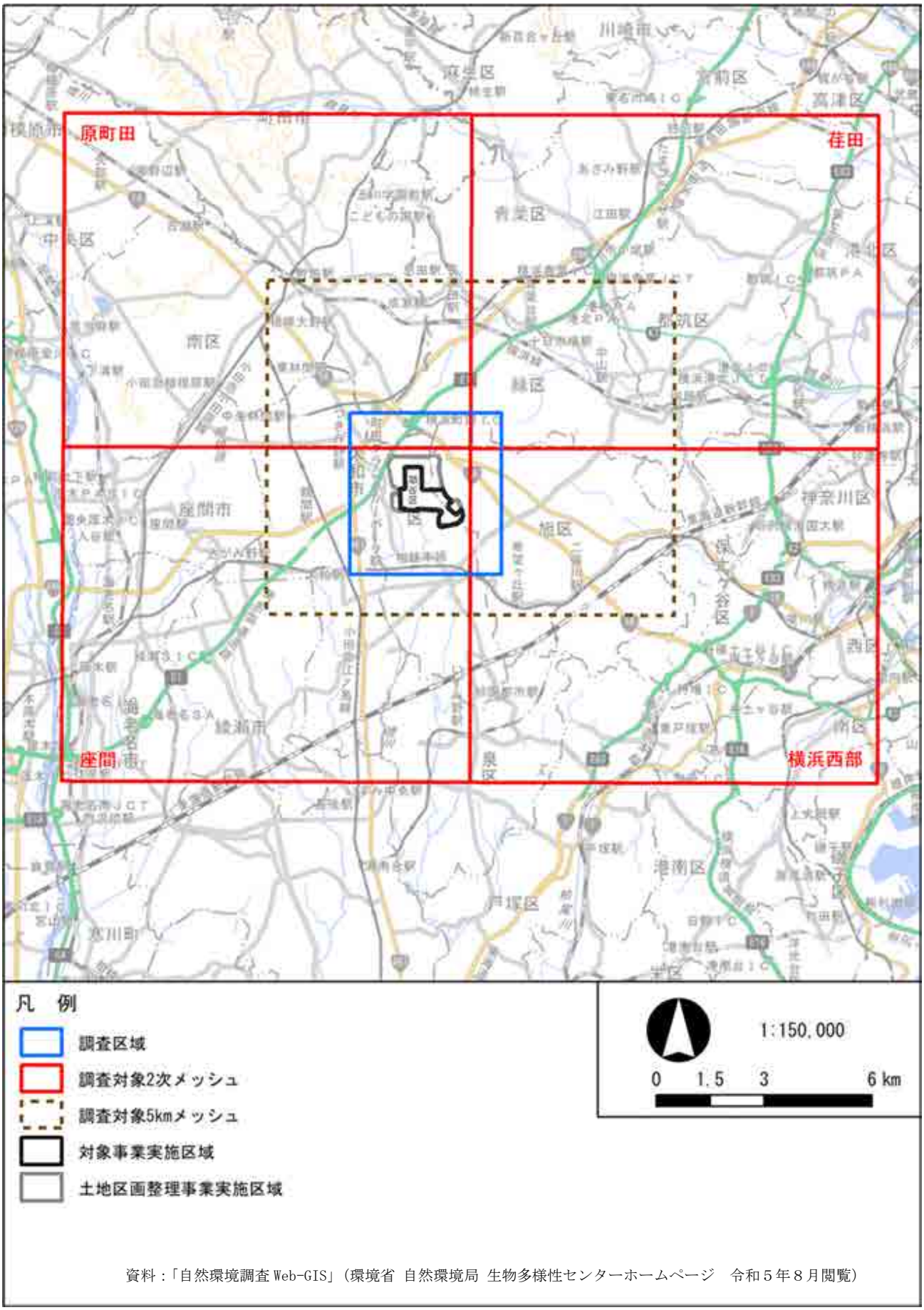

資料：「自然環境調査 Web-GIS」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ　令和５年８月閲覧）

図 3.2-25　文献その他の資料による調査範囲

① 動物相の概要

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、調査区域及びその周辺の動物相の概要を表 3.2-20 のとおり整理しました。哺乳類 14 種、鳥類 149 種、爬虫類 11 種、両生類 10 種、昆虫類等 823 種、魚類 49 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 98 種が確認されています。

表 3.2-20(1) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「かながわの鳥と獣」（神奈川県　平成４年３月）	2	アズマモグラ、アブラコウモリ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ、アナグマ、ハクビシン、タイワンリス、アカネズミ、ドブネズミ、ノウサギ （14 種）
	「大和市の脊椎動物」（大和市教育委員会　平成２年３月）	4	
	「大和市史８（上）別編自然」（大和市　平成８年９月）	1	
	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第２回～第６回自然環境保全基礎調査　動物分布調査書）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）	11	
鳥類	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）	2	キジ、カルガモ、キジバト、コサギ、コチドリ、キアシシギ、トビ、アオバズク、カワセミ、コゲラ、モズ、オナガ、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 （149 種）
	「かながわの鳥と獣」（神奈川県　平成４年３月）	55	
	「かながわの鳥図鑑」（神奈川県　平成４年３月）	88	
	「大和市の脊椎動物」（大和市教育委員会　平成２年３月）	55	
	「大和市史８（上）別編自然」（大和市　平成８年９月）	23	
	「1993 年（平成５年）町田の野鳥」（町田野鳥の会　平成６年 10 月）	85	
	「1998 年度（平成 10 年度）町田の野鳥」（町田野鳥の会　平成 12 年２月）	77	
	「2003 年度（平成 15 年度）町田の野鳥３」（町田野鳥の会　平成 17 年３月）	38	
	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第２回～第６回自然環境保全基礎調査　動物分布調査書）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）	127	
爬虫類	「大和市の脊椎動物」（大和市教育委員会　平成２年３月）	8	クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヤマカガシ、ニホンマムシ （11 種）
	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第２回～第６回自然環境保全基礎調査　動物分布調査書）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）	8	

表 3.2-20(2)　動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
両生類	「大和市の脊椎動物」（大和市教育委員会　平成２年３月）	7	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、アカガエル属、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル （10 種）
	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第２回～第６回自然環境保全基礎調査　動物分布調査書）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）	9	
昆虫類等	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）	7	ジグモ、オナガグモ、ジョロウグモ、アシナガグモ、クロケシグモ、コクサグモ、ウヅキコモリグモ、ハナグモ、アリグモ、アキアカネ、オオカマキリ、エンマコオロギ、オンブバッタ、アブラゼミ、マルカメムシ、マイマイカブリ、コクワガタ、カナブン、ウバタマムシ、ナミテントウ、シロスジカミキリ、ヒメクロオトシブミ、オオスズメバチ、アカイラガ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ヒメアカタテハ、コシロシタバ等 （823 種）
	「大和市の昆虫」（大和市教育委員会　平成３年３月）	659	
	「大和市史８（上）別編自然」（大和市　平成８年９月）	80	
	「横浜のホタル生息地（1983 年度版）」（横浜市公害研究所　昭和 59 年３月）	2	
	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第２回～第６回自然環境保全基礎調査　動物分布調査書）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）	160	
魚類	「神奈川県内河川の魚類」（神奈川県環境科学センター　平成 26 年３月）	13	コイ、ギンブナ、オイカワ、アブラハヤ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、ミナミメダカ、オオヨシノボリ、クロダハゼ、旧トウヨシノボリ類等 （49 種）
	「横浜の川と海の生物（第 15 報・河川編）修正版」（横浜市環境科学研究所　令和２年３月）	13	
	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第２回～第６回自然環境保全基礎調査　動物分布調査書）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）	43	
陸産貝類	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第２回～第６回自然環境保全基礎調査　動物分布調査書）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）	32	サドヤマトガイ、ケシガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、ナメクジ、チャコウラナメクジ、ニッポンマイマイ、オナジマイマイ等 （32 種）
底生動物	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」（神奈川県環境科学センター　平成 26 年３月）	65	アメリカツノウズムシ、マルタニシ、イトミミズ属、シマイシビル、ミズムシ、ヒラテテナガエビ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、ハグロトンボ、コオニヤンマ、アメンボ、コガタシマトビケラ、セスジユスリカ等 （98 種）
	「横浜の川と海の生物（第 15 報・河川編）修正版」（横浜市環境科学研究所　令和２年３月）	68	
	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第２回～第６回自然環境保全基礎調査　動物分布調査書）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）	9	

② 注目すべき動物種

注目すべき動物種は、「①動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表 3.2-21 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、注目すべき種は表 3.2-22 のとおり、哺乳類２種、鳥類 68 種、爬虫類５種、両生類８種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類６種及び底生動物８種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース（EADAS)」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）によれば、図 3.2-26 に示すとおり、調査区域にはコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報はありませんでした。図 3.2-27 に示すとおり、調査区域の北端（対象事業実施区域外）を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。図 3.2-28 及び図 3.2-29 に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サシバ、ノスリ、ハチクマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

表 3.2-21(1)　注目すべき動物種の選定基準

選定基準			文献その他の資料
①	「文化財保護法」（昭和 25 年５月法律第 214 号)、「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年４月神奈川県条例第 13 号)、「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年３月東京都条例第 25 号)、「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号)、「大和市文化財保護条例」（昭和 38 年 10 月大和市条例第 25 号）及び「町田市文化財保護条例」（昭和 52 年４月町田市条例第 30 号）に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ　令和５年８月閲覧）ほか各自治体ホームページ
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年６月法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物等	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成５年２月政令第 17 号）

表 3.2-21(2)　注目すべき動物種の選定基準

選定基準			文献その他の資料
③	「環境省レッドリスト 2020」（環境省　令和元年３月）の掲載種	EX：絶滅･･･我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅･･･飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧 IA 類･･･ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類･･･IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類･･･絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧･･･現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足･･･評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群･･･地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省ホームページ令和５年８月閲覧）
④	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）	EX：絶滅･･･すでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅･･･飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類･･･絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類･･･ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN：絶滅危惧ⅠB 類･･･ⅠA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU：絶滅危惧Ⅱ類･･･絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧･･･現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少:減少種･･･かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種 希少：希少種･･･生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種 要注：要注意種･･･前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目：注目種･･･生息環境が特殊なもののうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD：情報不足･･･評価するだけの情報が不足している種 不明：不明種･･･過去に不確実な記録だけが残されている種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群･･･地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館平成 18 年７月）

表 3.2-22(1)　文献その他の資料による注目すべき動物種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	ネコ	イヌ	キツネ				NT
2		イタチ	イタチ				NT
計	１目	２科	２種	０種	０種	０種	２種

注１：種名及び配列は原則として、「種の多様性調査（動物分布調査）対象種一覧」（環境省　平成 14 年)に準拠しました。
注２：選定基準は表 3.2-21（p.3-61～62）参照。

表 3.2-22(2)　文献その他の資料による動物の注目すべき種（鳥類１）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	VU（非繁）
2			ヤマドリ				VU
3	カモ	カモ	アカツクシガモ			DD	
4			オシドリ			DD	希少（繁）・減少（非繁）
5			トモエガモ			VU	希少（非繁）
6	ハト	ハト	アオバト				注目
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	VU（繁）
8			ミゾゴイ			VU	CR+EN（繁）
9			ササゴイ				VU（繁）
10			チュウサギ			NT	
11	ツル	クイナ	ヒクイナ			NT	CR+EN（繁）
12	カッコウ	カッコウ	カッコウ				VU（繁）
13	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU（繁）
14	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				減少（繁）
15	チドリ	チドリ	タゲリ				VU（非繁）
16			ダイゼン				減少（繁）
17			イカルチドリ				NT（繁）・注目（非繁）
18			コチドリ				注目（繁）
19		シギ	ヤマシギ				希少(非繁)
20			タシギ				注目（非繁）
21			クサシギ				NT（非繁）
22			キアシシギ				VU（非繁）
23			イソシギ				希少（繁）・注目（非繁）
24			ハマシギ			NT	VU（非繁）
25		タマシギ	タマシギ			VU	CR+EN（繁）、希少(非繁)
26		カモメ	コアジサシ			VU	CR+EN（繁）
27	タカ	タカ	ツミ				VU（繁）・希少（非繁）
28			ハイタカ			NT	DD（繁）・希少（非繁）
29			オオタカ			NT	VU（繁）・希少（非繁）
30			サシバ			VU	CR+EN（繁）
31			ノスリ				VU（繁）・希少（非繁）
32	フクロウ	フクロウ	フクロウ				NT（繁）
33			アオバズク				VU（繁）
34	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				VU（繁）
35		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN（繁）
36	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	CR+EN（繁）・希少（非繁）
37	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU（繁）
38		カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU（繁）
39		モズ	チゴモズ			CR	CR+EN（繁）
40			モズ				減少（繁）
41		キクイタダキ	キクイタダキ				希少（繁）
42		シジュウカラ	コガラ				VU（繁）・NT（非繁）
43		ヒバリ	ヒバリ				減少（繁）
44		ツバメ	ツバメ				減少（繁）
45			コシアカツバメ				減少（繁）

表 3.2-22(3)　文献その他の資料による注目すべき動物種（鳥類２）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
46	スズメ	ウグイス	ヤブサメ				NT（繁）
47		ムシクイ	メボソムシクイ				VU（繁）
48			エゾムシクイ				NT（繁）
49			センダイムシクイ				NT（繁）
50		センニュウ	オオセッカ		国内	EN	
51		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU（繁）
52		セッカ	セッカ				減少
53		カワガラス	カワガラス				減少
54		ヒタキ	トラツグミ				減少（繁）
55			クロツグミ				VU（繁）
56			アカハラ				減少（繁）
57			ルリビタキ				VU（繁）
58			コサメビタキ				CR+EN（繁）
59			キビタキ				減少（繁）
60			オオルリ				NT（繁）
61		セキレイ	キセキレイ				減少（繁）
62			セグロセキレイ				減少（繁）
63			ビンズイ				VU（繁）
64		アトリ	カワラヒワ				減少（繁）
65		ホオジロ	ホオアカ				CR+EN（繁）
66			アオジ				VU（繁）
67			クロジ				CR+EN（繁）・減少（非繁）
68			オオジュリン				VU（非繁）
計	14 目	34 科	68 種	０種	２種	20 種	65 種

注１：種名及び配列は原則として、「日本鳥類目録改訂第７版」（日本鳥学会　平成 24 年９月）に準拠しました。

注２：選定基準は表 3.2-21（p.3-61～62）参照。

注３：④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）において、鳥類は、繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されているため、ランクの後に繁殖期は（繁）、非繁殖期（非繁）と表記しました。なお、ランクの後の表記がないものは、繁殖期・非繁殖期ともに同一ランクの種です。

表 3.2-22(4)　文献その他の資料による注目すべき動物種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				要注
2		ナミヘビ	アオダイショウ				要注
3			シマヘビ				要注
4			ヤマカガシ				要注
5		クサリヘビ	ニホンマムシ				要注
計	１目	３科	５種	０種	０種	０種	５種

注１：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会　令和４年７月）に準拠しました。

注２：選定基準は表 3.2-21（p.3-61～62）参照。

表 3.2-22(5)　文献その他の資料による注目すべき動物種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	CR+EN
2	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注
3		アカガエル	ナガレタゴガエル				希少
4			ニホンアカガエル				VU
5			ツチガエル				要注
6			トウキョウダルマガエル			NT	VU
7		アオガエル	シュレーゲルアオガエル				要注
8			モリアオガエル				要注
計	２目	４科	８種	０種	０種	２種	８種

注１：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会　令和４年７月）に準拠しました。

注２：選定基準は表 3.2-21（p.3-61～62）参照。

表 3.2-22(6)　文献その他の資料による注目すべき動物種（昆虫類等１）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
1	トンボ	イトトンボ	クロイトトンボ				要注
2			セスジイトトンボ				要注
3			キイトトンボ				EN
4			ベニイトトンボ			NT	CR
5			モートンイトトンボ			NT	EN
6		モノサシトンボ	モノサシトンボ				NT
7		アオイトトンボ	オツネントンボ				VU
8		カワトンボ	ハグロトンボ				要注
9		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
10			キイロサナエ			NT	CR
11			コサナエ				EN
12		ヤンマ	カトリヤンマ				NT
13			サラサヤンマ				EN
14		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT
15			タカネトンボ				要注
16		トンボ	コフキトンボ				要注
17			シオヤトンボ				要注
18			チョウトンボ				EN
19			ナツアカネ				要注
20			マユタテアカネ				要注
21			マイコアカネ				DD
22			ヒメアカネ				要注
23			ミヤマアカネ				NT
24			リスアカネ				要注
25	バッタ	クツワムシ	クツワムシ				要注
26		キリギリス	ヒガシキリギリス				要注
27	カメムシ	セミ	ハルゼミ				要注
28		アメンボ	オオアメンボ				NT
29		コオイムシ	コオイムシ			NT	EN
30			タガメ		国内[注3]	VU	EX
31	コウチュウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ			VU	CR+EN
32		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ			VU	EX
33		ガムシ	コガムシ			DD	NT
34			ガムシ			NT	CR
35		クワガタムシ	ミヤマクワガタ				要注
36		タマムシ	ウバタマムシ				NT

表 3.2-22(7)　文献その他の資料による注目すべき動物種（昆虫類等２）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
37	コウチュウ	コメツキムシ	ウバタマコメツキ				NT
38		ホタル	ヘイケボタル				NT
39		カミキリムシ	ムネアカクロハナカミキリ				NT
40			マルクビケマダラカミキリ				NT
41			トラフカミキリ				要注
42			シロスジカミキリ				要注
43			ネジロカミキリ				NT
44	チョウ	ミノガ	オオミノガ				VU
45		セセリチョウ	ホソバセセリ				VU
46			ギンイチモンジセセリ			NT	NT
47			ミヤマチャバネセセリ				要注
48			オオチャバネセセリ				VU
49		シロチョウ	ヒメシロチョウ			EN	EN
50		シジミチョウ	ミドリシジミ				NT
51			クロシジミ			EN	EX
52			シルビアシジミ			EN	CR
53		タテハチョウ	スミナガシ本土亜種				要注
54			オオムラサキ			NT	NT
55		ヤガ	コシロシタバ			NT	
計	５目	27 科	55 種	０種	１種	15 種	54 種

注１：種名及び配列は原則として、「日本産野生生物目録　無脊椎動物編Ⅱ」（環境庁　平成７年４月）に準拠しましたが、その後、和名や学名等が変更された種については、最新の文献や図鑑等に基づいて修正しました。

注２：選定基準は表 3.2-21（p.3-61～62）参照。

注３：タガメは「特定第二種国内希少野生動植物種」に指定されています。

表 3.2-22(8)　文献その他の資料による注目すべき動物種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU	EN
2	コイ	コイ	コイ				DD
－			ゲンゴロウブナ			(EN)[注3]	
3			キンブナ			VU	EN
4			ハス			VU	
5			アブラハヤ				NT
6			ウグイ				NT
7			ゼゼラ			VU	
8			カマツカ				NT
9			ニゴイ				VU
－			スゴモロコ			(VU)[注4]	
10		ドジョウ	ドジョウ			NT	
11			シマドジョウ				NT
12			ホトケドジョウ			EN	EN
13	ナマズ	ナマズ	ナマズ				注目
14	サケ	サケ	サクラマス（ヤマメ）			NT	CR
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	CR
16	カサゴ	カジカ	カジカ			NT	VU
17	スズキ	ハゼ	ボウズハゼ				NT
18			オオヨシノボリ				NT
計	７目	８科	18 種	０種	０種	９種	15 種

注１：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和４年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース　令和４年 11 月）に準拠しました。

注２：選定基準は表 3.2-21（p.3-61～62）参照。

注３：ゲンゴロウブナは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、注目すべき種には計上しないこととしました。

注４：スゴモロコは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、注目すべき種には計上しないこととしました。

表 3.2-22(9)　文献その他の資料による注目すべき動物種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
1	新生腹足	ヤマタニシ	サドヤマトガイ			NT	
2		エゾマメタニシ	イナバマメタニシ			VU	
3	汎有肺	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	
4			ヒラマキガイモドキ			NT	
5		カワコザラガイ	カワコザラガイ			CR	
6		オカモノアラガイ	コウフオカモノアラガイ			VU	
計	２目	５科	６種	０種	０種	６種	０種

注１：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和４年度生物リスト」（国土交通省　河川環境データベース　令和４年 11 月）に準拠しました。

注２：選定基準は表 3.2-21（p.3-61～62）参照。

表 3.2-22(10)　文献その他の資料による注目すべき動物種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	
2			オオタニシ			NT	
3	汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD	
4		カワコザラガイ	カワコザラガイ			CR	
5	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	
6	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ				要注
7		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
8	コウチュウ	ゲンゴロウ	ツブゲンゴロウ				EX
計	５目	７科	８種	０種	０種	５種	３種

注１：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和４年度生物リスト」（国土交通省　河川環境データベース　令和４年 11 月）に準拠しました。

注２：選定基準は表 3.2-21（p.3-61～62）参照。

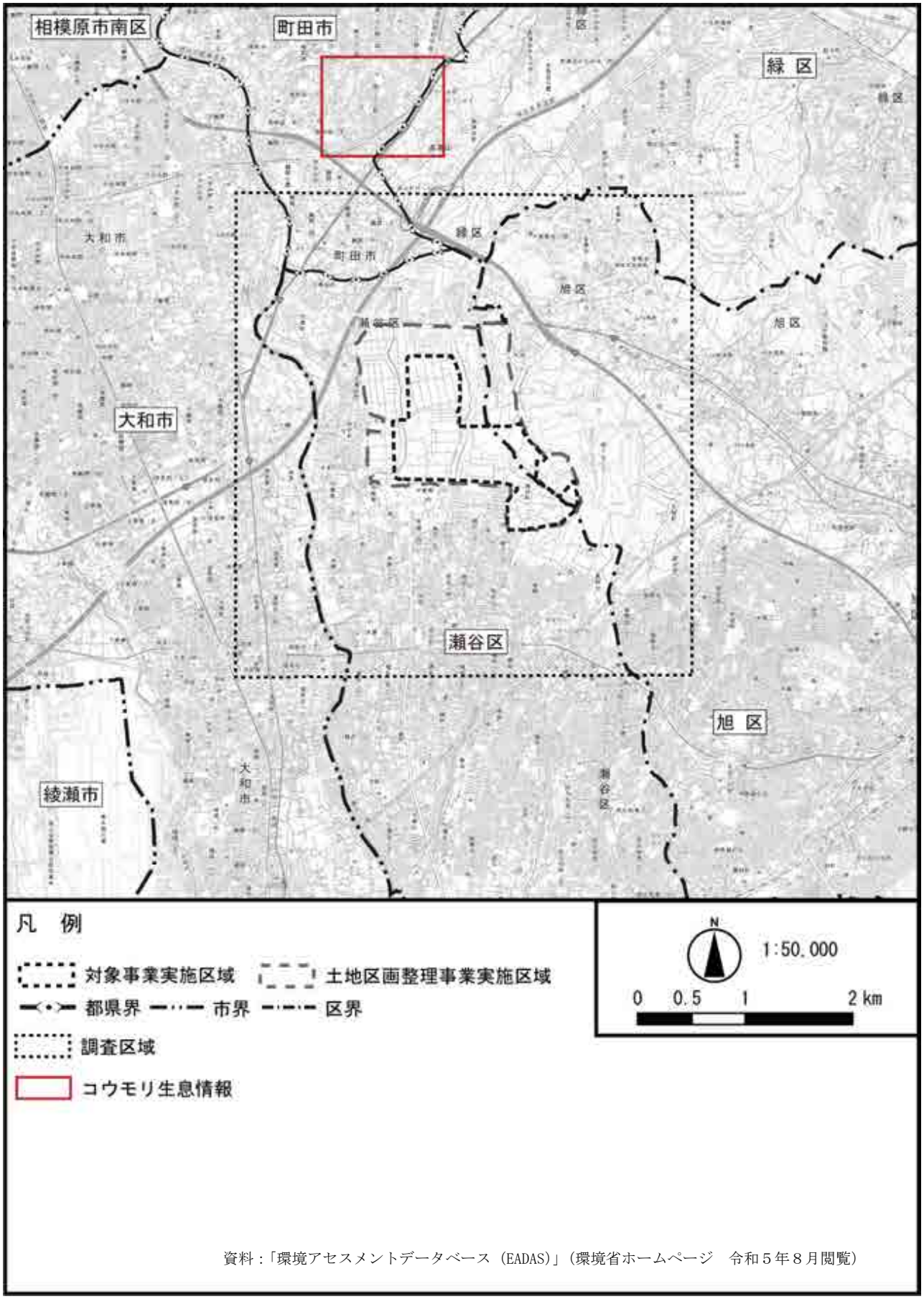

資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）

図 3.2-26　コウモリ洞の分布やコウモリ生息情報

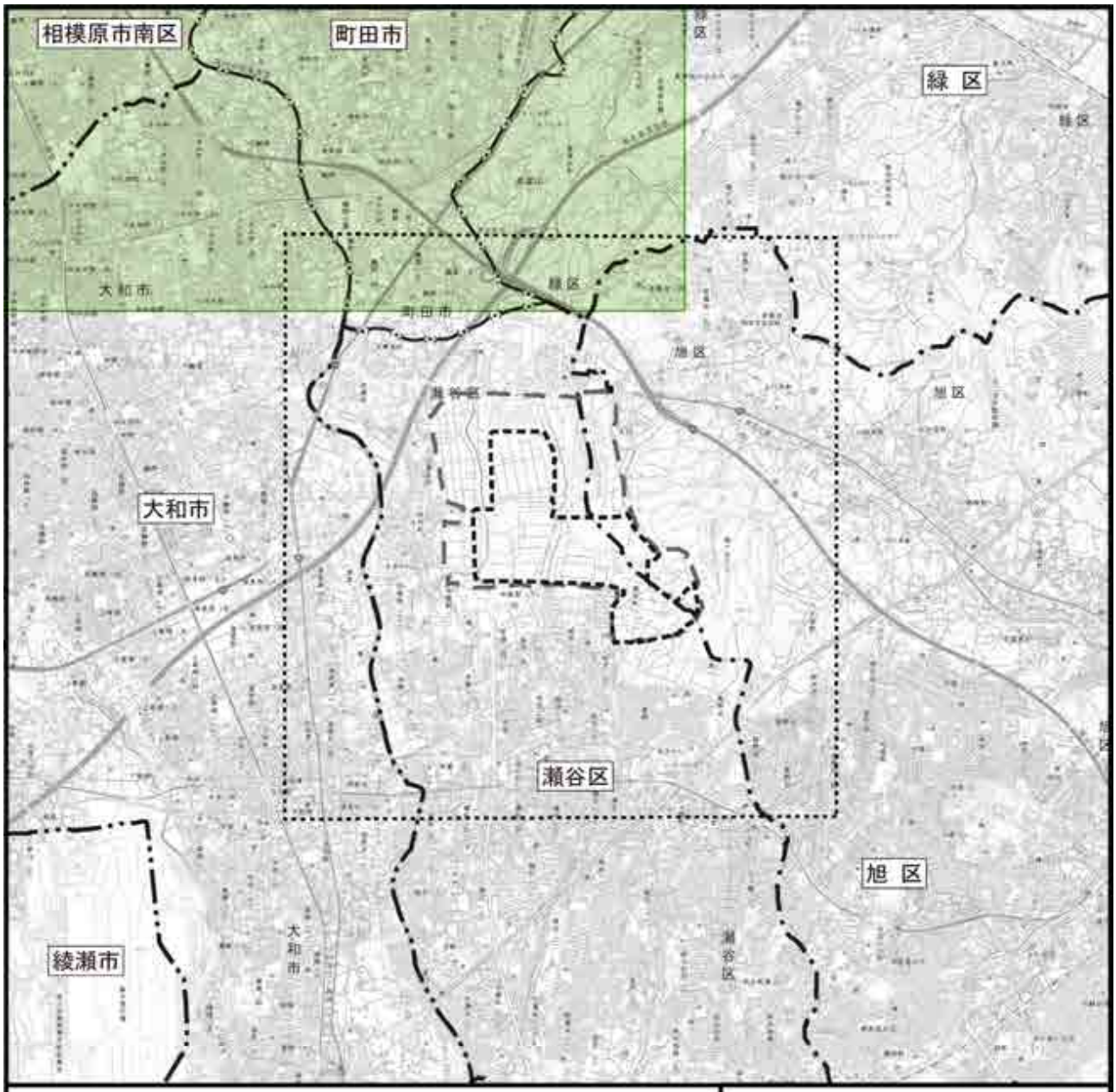

注１：クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地は、図に示す範囲では確認されませんでした。
資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）

図 3.2-27　イヌワシ生息分布

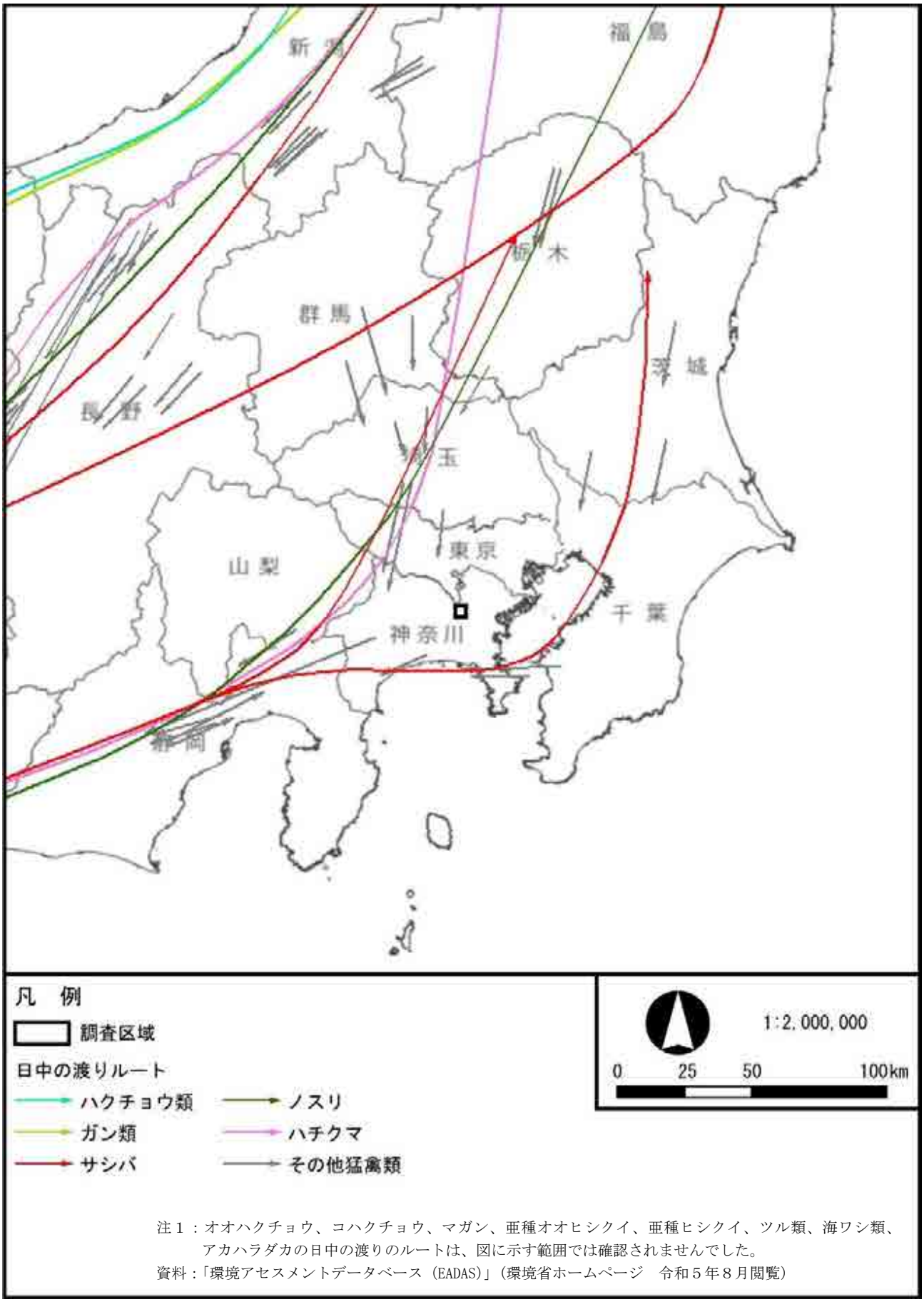

注１：オオハクチョウ、コハクチョウ、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカの日中の渡りのルートは、図に示す範囲では確認されませんでした。

資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）

図 3.2-28　センシティビティマップにおける日中の渡りルート

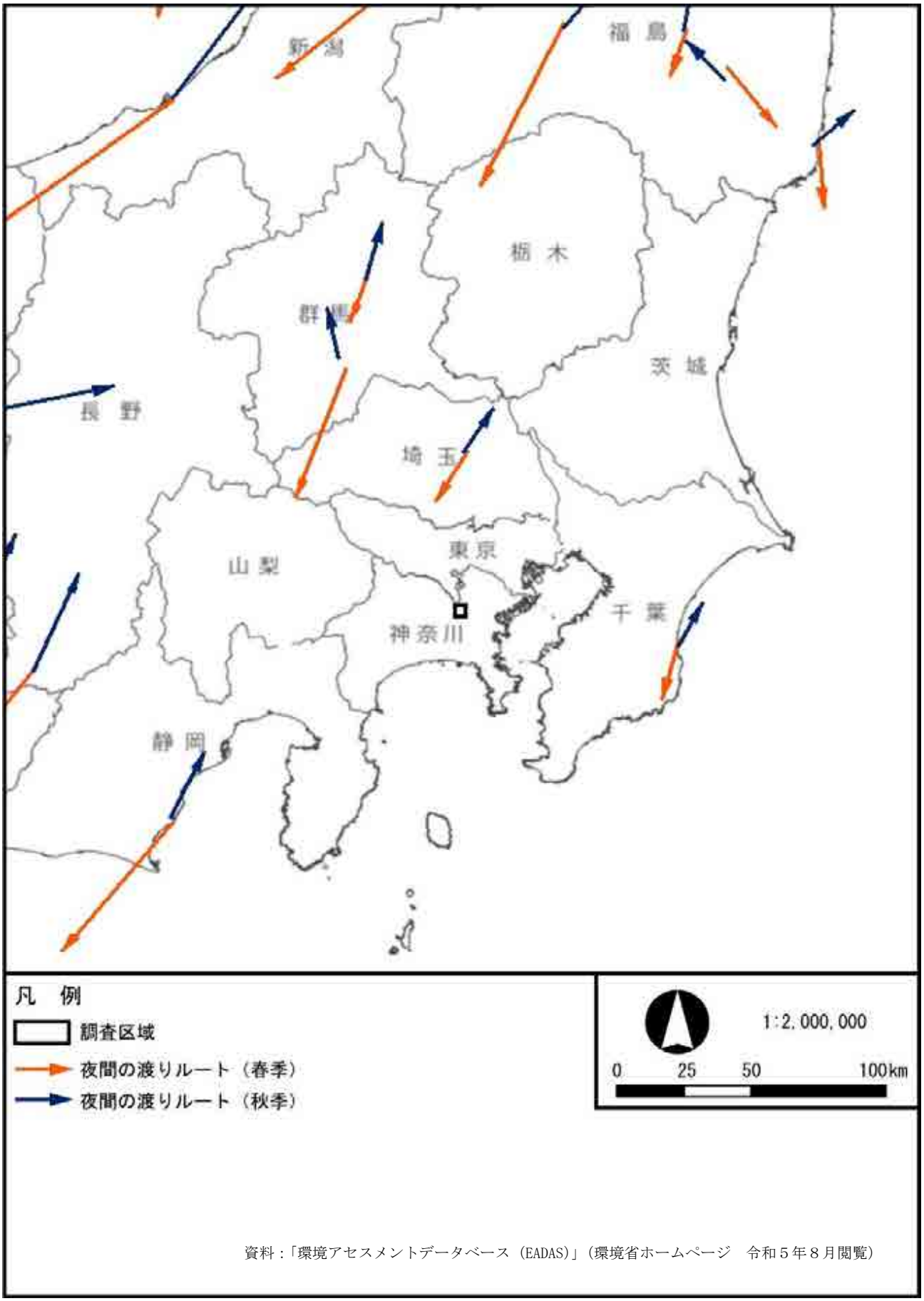

資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）

図 3.2-29　センシティビティマップにおける夜間の渡りルート

③ 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 3.2-23 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。調査区域における動物の注目すべき生息地を表 3.2-24 及び図 3.2-30 に示します。調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、対象事業実施区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。

なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、対象事業実施区域が含まれています。これについては、「(3) 生態系の状況　③ 重要な自然環境のまとまりの場」(p.3-95～96) にて記述します。

表 3.2-23(1) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準			文献その他の資料
①	「文化財保護法」（昭和25年５月法律第214号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和30年４月神奈川県条例第13号）、「東京都文化財保護条例」（昭和51年３月東京都条例第25号）、「横浜市文化財保護条例」（昭和62年12月横浜市条例53号）、「大和市文化財保護条例」（昭和38年10月大和市条例第25号）及び「町田市文化財保護条例」（昭和52年４月町田市条例第30号）に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ　令和５年８月閲覧）ほか各自治体ホームページ
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年６月法律第75号）及び「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行令」（平成５年２月政令第17号）に基づく生息地等保護区	生息：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成５年２月政令第 17 号）
③	「自然環境保全法」（昭和47年６月法律第85号）	原生：原生自然環境保全地域 自然：自然環境保全地域	「自然環境保全地域」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）
④	「神奈川県自然環境等保全条例」（昭和47年10月神奈川県条例第52号）	県自然：神奈川県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県ホームページ　令和５年８月閲覧）
⑤	「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年12月東京都条例216号）	都自然：東京都自然環境保全地域	「保全地域の指定状況一覧」（東京都環境局ホームページ　令和５年８月閲覧）
⑥	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成４年９月条約第７号）	自遺：自然遺産	「日本の世界自然遺産」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）

表 3.2-23(2)　注目すべき生息地の選定基準

選定基準			文献その他の資料
⑦	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）（昭和55年９月条約第28号）	基準１：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準２：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準３：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準４：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準５：定期的に２万羽以上の水鳥を支える湿地 基準６：水鳥の１種または１亜種の個体群で、個体数の１％以上を定期的に支えている湿地 基準７：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 基準８：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準９：湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の１％を定期的に支えている湿地	「日本のラムサール条約湿地－豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用－」（環境省　平成 25 年）
⑧	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年７月法律第88号）	都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特：特別保護地区 特指：特別保護指定区域	「令和４年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」（神奈川県ホームページ　令和４年 11 月閲覧）及び「令和４年度東京都鳥獣保護区等位置図」（東京都ホームページ　令和５年８月閲覧）
⑨	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省　平成28年４月）	基準１：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準２：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準３：多様な生物相を有している場合 基準４：特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 基準５：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等）である場合	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）

表 3.2-23(3)　注目すべき生息地の選定基準

選定基準			文献その他の資料
⑩	「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会ホームページ　令和５年８月閲覧）	A1：世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地 A2：生息地域限定種（Restricted-range species）が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3：ある１種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が１つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体 A4ⅰ：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の１％以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ⅱ：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の１％以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ⅲ：１種以上で２万羽以上の水鳥、または１万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ⅳ：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト	「IMPORTANT BIRD AREAS IN JAPAN 翼が結ぶ重要生息地ネットワーク」（日本野鳥の会ホームページ　令和５年８月閲覧）
⑪	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ　令和５年８月閲覧）	危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種（CR、EN、VU）に分類された種が生息／生育する 非代替性：a）限られた範囲にのみ分布している種（RR）、b）広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種、c）世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d）世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e）バイオリージョンに限定される種群	「Key Biodiversity Area 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ令和５年８月閲覧）
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課　平成 13 年３月改定）	ホタル生息確認地域：1983 年に横浜市公害研究所（現環境科学研究所）で行ったホタル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域 トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）：横浜市で把握している主なエコアップスポット（トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ）	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課　平成 13 年３月改定）

表 3.2-24　動物の注目すべき生息地

選定基準		区分
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」	ホタル生息確認地域
		トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）

資料：「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課　平成 13 年３月改定）

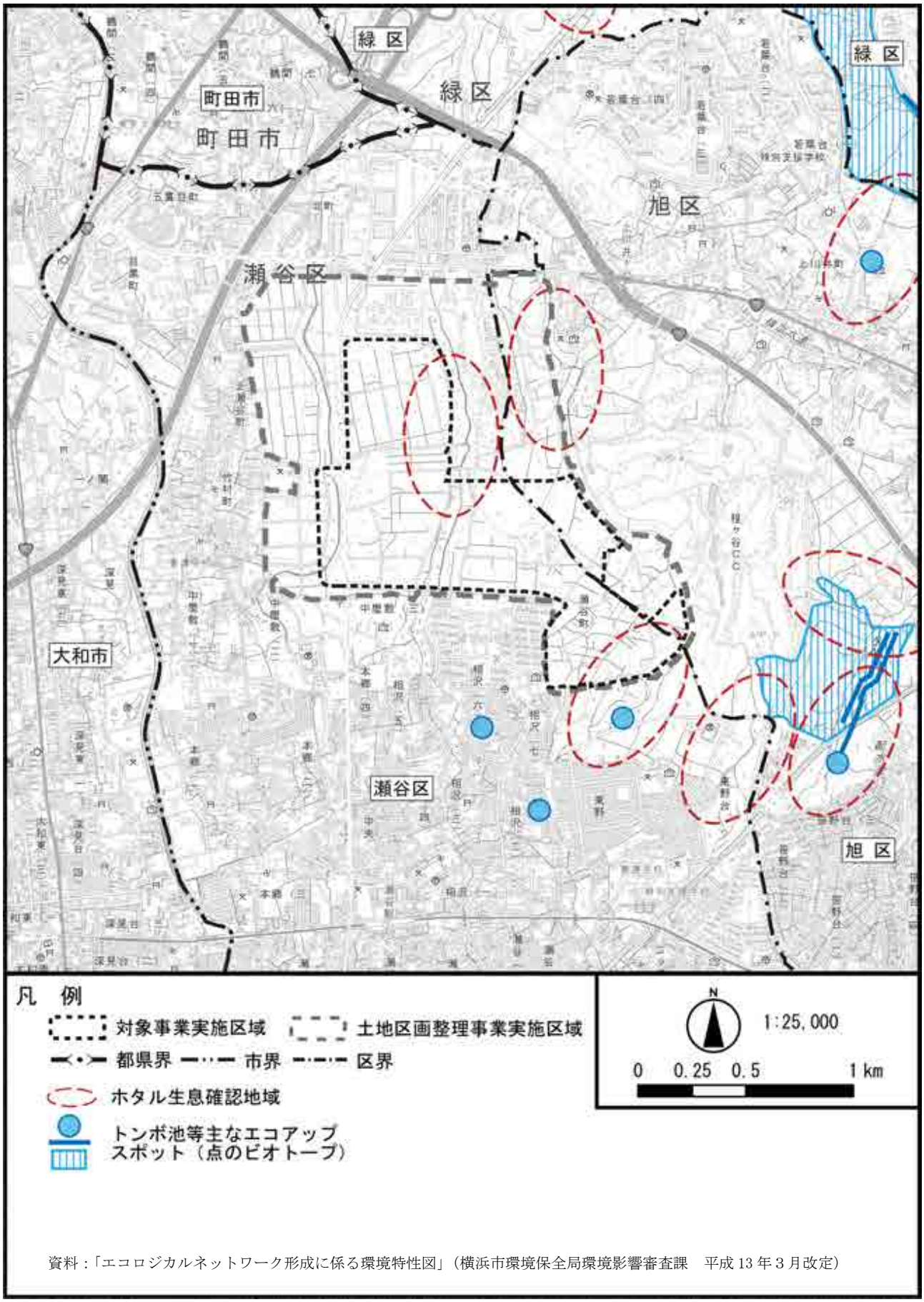

資料：「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課　平成 13 年３月改定）

図 3.2-30　動物の注目すべき生息地

(2) 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。

文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-25 のとおりです。

表 3.2-25　文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課　令和４年３月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「大和市史８（上）別編自然」（大和市　平成８年９月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 15 報・河川編）修正版」（横浜市環境科学研究所　令和２年３月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の植物」（大和市教育委員会　平成３年３月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。

①　植物相の概要

調査区域及びその周辺の植物相の概要を、表 3.2-26 のとおり整理しました。維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,009 種が確認されています。

表 3.2-26　文献により確認された植物

<table>
<tr><th colspan="4">分類</th><th>主な確認種</th></tr>
<tr><td colspan="4">シダ植物</td><td>クラマゴケ、ミズニラ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、キジノオシダ、ウラジロ、カニクサ、イヌシダ、ワラビ、ミズワラビ、イノモトソウ、トラノオシダ、コモチシダ、リョウメンシダ、ヤブソテツ、ベニシダ、イノデ、ハリガネワラビ、ヒメシダ、イヌワラビ、ノキシノブ、サンショウモ等
(85 種)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">種子植物</td><td colspan="3">裸子植物</td><td>イチョウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、コウヨウザン、ヒノキ、サワラ、イヌガヤ、カヤ
(10 種)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">被子植物</td><td rowspan="2">双子葉植物</td><td>離弁花類</td><td>オニグルミ、シダレヤナギ、ケヤマハンノキ、イヌシデ、スダジイ、クヌギ、シラカシ、コナラ、ケヤキ、カナムグラ、ウワバミソウ、カナビキソウ、ヤドリギ、ミズヒキ、ギシギシ、オシロイバナ、スベリヒユ、コハコベ、アカザ、ヒカゲイノコズチ、ホオノキ、サネカズラ、クスノキ、フサザクラ、カツラ、ニリンソウ、メギ、アケビ、ドクダミ、ヒトリシズカ、ウマノスズクサ、ヤブツバキ、オトギリソウ、ナズナ、ツルマンネングサ、ヤマアジサイ、ヤマザクラ、ネムノキ、ヤブマメ、ホドイモ、サイカチ、クズ、ハリエンジュ、シロツメクサ、カタバミ、ゲンノショウコ、エノキグサ、トウダイグサ、ユズリハ、ニガキ、センダン、ヒメハギ、ヌルデ、イタヤカエデ、ムクロジ、アワブキ、ホウセンカ、モチノキ、ツルウメモドキ、ミツバウツギ、ナツメ、ヤブガラシ、カラスノゴマ、ゼニバアオイ、アオギリ、アキグミ、イイギリ、タチツボスミレ、アレチウリ、ミソハギ、オオマツヨイグサ、アオキ、ヤマウコギ、セリモドキ等
(419 種)</td></tr>
<tr><td>合弁花類</td><td>ギンリョウソウ、ナツハゼ、ヤブコウジ、コナスビ、カキノキ、エゴノキ、トウネズミモチ、フデリンドウ、ガガイモ、ヤエムグラ、ヒルガオ、ホタルカズラ、クサギ、アキノタムラソウ、ホオズキ、ワルナスビ、シソクサ、オオイヌノフグリ、キリ、ハグロソウ、ナンバンギセル、ハエドクソウ、ヘラオオバコ、スイカズラ、レンプクソウ、オミナエシ、ツリガネニンジン、ヨモギ、アレチノギク、アキノキリンソウ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カントウタンポポ、オオオナモミ、オニタビラコ等
(244 種)</td></tr>
<tr><td colspan="2">単子葉植物</td><td>ヘラオモダカ、オオカナダモ、リュウノヒゲモ、オオバギボウシ、ヒガンバナ、オニドコロ、コナギ、ヒオウギ、イ、ツユクサ、ヌカボ、スズメノテッポウ、メリケンカルカヤ、メヒシバ、チガヤ、ススキ、ツルヨシ、モウソウチク、シュロ、ウラシマソウ、アオウキクサ、ヒメガマ、カサスゲ、ビロードスゲ、ヒメクグ、タマガヤツリ、メリケンガヤツリ、ミョウガ、エビネ、ギンラン等
(251 種)</td></tr>
<tr><td colspan="4">合計</td><td>1,009 種</td></tr>
</table>

② 植生の概要

調査区域における現存植生図は図 3.2-31 に、潜在自然植生図は図 3.2-32 に示すとおりです。

現存植生については、対象事業実施区域内は「畑雑草群落」、「ゴルフ場・芝地」、「水田雑草群落」の他に、小規模な範囲で「クヌギーコナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」、「果樹園」、「緑の多い住宅地」等が分布しています。

潜在自然植生については、対象事業実施区域内は「シラカシ群集・ケヤキ亜群集」、「シラカシ群集・典型亜群集」、「ハンノキ群落」が成立するとされています。

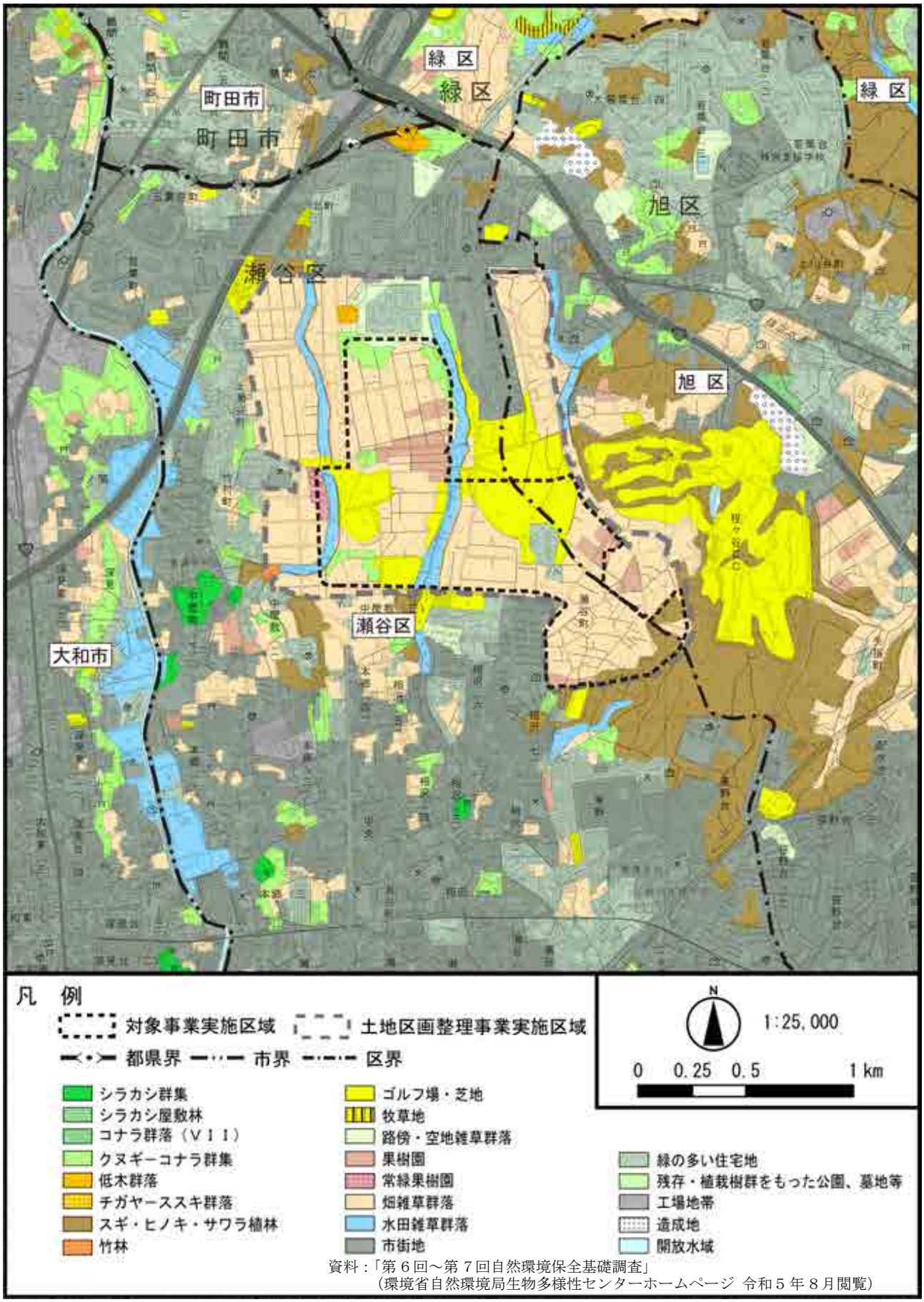

資料：「第６回～第７回自然環境保全基礎調査」
（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和５年８月閲覧）

図 3.2-31　現存植生図

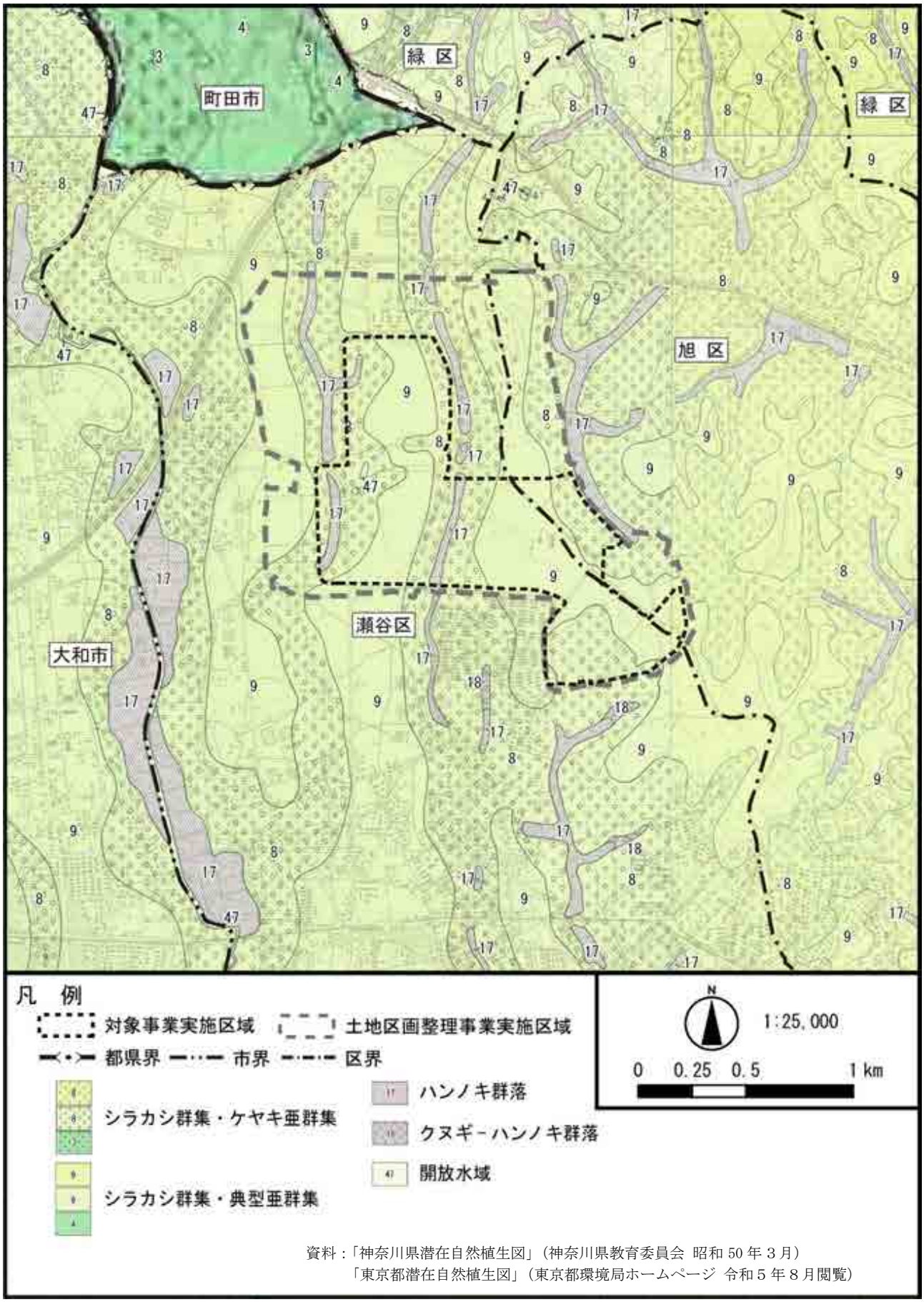

資料：「神奈川県潜在自然植生図」（神奈川県教育委員会 昭和 50 年 3 月）
「東京都潜在自然植生図」（東京都環境局ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

図 3.2-32　潜在自然植生図

③ 注目すべき植物種及び植物群落の状況

注目すべき植物種及び植物群落の選定基準は、表 3.2-27 のとおりです。

表 3.2-27(1) 注目すべき植物種及び植物群落の選定基準

選定基準			文献その他の資料	注目すべき植物種	注目すべき植物群落
①	「文化財保護法」（昭和25年５月法律第214号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和30年４月神奈川県条例第13号）、「東京都文化財保護条例」（昭和51年３月東京都条例第25号）、「横浜市文化財保護条例」（昭和62年12月横浜市条例53号）、「大和市文化財保護条例」（昭和38年10月大和市条例第25号）及び「町田市文化財保護条例」（昭和52年４月町田市条例第30号）に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ　令和５年８月閲覧）ほか各自治体ホームページ	○	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年６月法律第75号）に基づく国内希少野生動植物等	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成５年２月政令第17号）	○	
③	「環境省レッドリスト2020」（環境省　令和２年３月）の掲載種	EX：絶滅･･･我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅･･･飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧IA類･･･ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧IB類･･･IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧II類･･･絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧･･･現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足･･･評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群･･･地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト2020の公表について」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）	○	

表 3.2-27(2)　注目すべき植物種及び植物群落の選定基準

選定基準			文献その他の資料	注目すべき植物種	注目すべき植物群落
④	「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課　令和４年３月）	EX：絶滅･･･すでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅･･･飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類･･･絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類･･･ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN：絶滅危惧ⅠB類･･･ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU：絶滅危惧Ⅱ類･･･絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧･･･現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少：減少種･･･かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種 希少：希少種･･･生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種 要注：要注意種･･･前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目：注目種･･･生息環境が特殊なもののうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD：情報不足･･･評価するだけの情報が不足している種 不明：不明種･･･過去に不確実な記録だけが残されている種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群･･･地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群	「神奈川県レッドデータブック 2022植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課　令和４年３月）	○	
⑤	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館平成 18 年７月）に記載された植物群落（群落複合）	群落複合：モザイク状に成立していたり、成帯構造をもつなど、隣接した植物群落をまとめてとらえることが相応しいと考えられる群落	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）		○
⑥	「横浜の植物」（横浜植物会平成 15 年７月）	Ex-A：絶滅種（Ex）のうち、分布域・分布量が限られた種 Ex-B：絶滅種（Ex）のうち、横浜市全域にみられた種 En-A：絶滅寸前（En）のうち、分布域・分布量が限られた種 En-B：絶滅寸前（En）のうち、横浜市全域にみられた種 V-A　：危急種（V）のうち、分布域・分布量が限られた種 V-B　：危急種（V）のうち、横浜市全域にみられた種 R　　：準絶滅危惧種	「横浜の植物」（横浜植物会平成 15 年７月）	○	

表 3.2-27(3)　注目すべき植物種及び植物群落の選定基準

選定基準			文献その他の資料	注目すべき植物種	注目すべき植物群落
⑦	「第２回自然環境保全基礎調査動植物分布図」（環境庁　昭和 56 年度）、「第３回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」（環境庁　昭和 63 年度）、「第５回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」（環境庁　平成 12 年３月）に掲載された特定植物群落	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群	「第２回自然環境保全基礎調査動植物分布図」（環境庁　昭和 56 年度）、第３回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」（環境庁　昭和 63 年度）、「第５回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」（環境庁　平成 12 年３月）		○
⑧	「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J,WWF　Japan　平成８年４月）に掲載の植物群落	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J,WWF Japan　平成８年４月）		○
⑨	「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（環境省　平成 28 年）の 1/50,000 植生図に示される自然度 10 及び９の群落	植生自然度 10：自然草原（高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区） 植生自然度９：自然林（エゾマツートドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区）	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」（環境省　平成 28 年３月）		○

ア．注目すべき植物種

資料調査で確認した植物相について、表 3.2-27 に示す選定基準に基づき注目すべき植物種を選定しました。その結果は表 3.2-28 に示すとおりであり、サンショウモ、タコノアシ、ミズマツバ、キキョウ、キンラン等、63 科 189 種が確認されています。

表 3.2-28（1） 文献その他の資料による注目すべき植物種

No.	分類群	科名	種名	選定基準及びランク				
				①	②	③	④	⑥
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	VU	V-B
2		ハナヤスリ	シチトウハナワラビ				NT	
3			ナツノハナワラビ					V-B
4			コヒロハハナヤスリ				NT	V-B
5		キジノオシダ	オオキジノオ				NT	En-A
6			キジノオシダ				NT	En-A
7		ミズワラビ	ミズワラビ				NT	En-A
8		オシダ	シノブカグマ				EN	
9			メヤブソテツ					En-A
10			ナチクジャク				CR	Ex-A
11			エンシュウベニシダ					V-A
12			サクライカグマ					En-A
13			ワカナシダ				EN	
14			タニヘゴ				EN	
15			イヌイワイタチシダ				NT	
16		メシダ	コヒロハシケシダ			EN		
17			ムクゲシケシダ				VU	En-A
18		ウラボシ	マメヅタ					V-B
19		サンショウモ	サンショウモ			VU	CR	En-B
20	裸子植物	マツ	モミ					V-A
21	被子植物	ヤナギ	ヤマナラシ					V-B
22	双子葉植物		オオキツネヤナギ				EN	
23	離弁花植物	イラクサ	ナガバヤブマオ					En-A
24			ムカゴイラクサ					V-B
25			カテンソウ					V-B
26			イラクサ					V-B
27		ヤドリギ	マツグミ				NT	
28		タデ	サクラタデ					V-B
29			ナガバノウナギツカミ				EX	
30		ナデシコ	フシグロセンノウ				VU	
31			ワダソウ				EN	En-A
32		ヒユ	ヤナギイノコズチ				NT	Ex-A
33		フサザクラ	フサザクラ					R
34		キンポウゲ	イチリンソウ					En-B
35			アズマイチゲ				NT	En-A
36			オキナグサ			VU	EN	Ex-A
37			ウマノアシガタ					V-B
38		メギ	イカリソウ					En-B
39		ツヅラフジ	ツヅラフジ					R
40		スイレン	ヒツジグサ				EX	
41		ドクダミ	ハンゲショウ					V-B
42		オトギリソウ	ミズオトギリ				EN	
43		ケシ	ヤマエンゴサク				NT	En-A
44			ヤマブキソウ				VU	
45		アブラナ	マルバコンロンソウ					En-A
46		ベンケイソウ	メノマンネングサ				EN	

表 3.2-28 (2)　文献その他の資料による注目すべき植物種

No.	分類群	科名	種名	選定基準及びランク				
				①	②	③	④	⑥
47	被子植物	ユキノシタ	ノリウツギ					Ex-A
48	双子葉植物		タコノアシ			NT		V-B
49	離弁花植物	バラ	ヒロハノカワラサイコ			VU	VU	En-A
50			マメザクラ					En-A
51			ヤブザクラ			EN	EN	En-A
52		マメ	ホドイモ					V-B
53			レンリソウ				EN	Ex-A
54			イヌハギ			VU	VU	Ex-A
55			マキエハギ					V-B
56		フウロソウ	タチフウロ				EN	En-A
57		アワブキ	アワブキ					V-B
58		ツリフネソウ	キツリフネ					V-B
59		クロウメモドキ	クロツバラ				CR	En-A
60		ブドウ	サンカクヅル					En-B
61		スミレ	ヒカゲスミレ				NT	En-A
62		ミソハギ	ミズキカシグサ				EX	
63			ミズマツバ			VU	NT	En-B
64		アカバナ	オオアカバナ				CR	
65			ウスゲチョウジタデ			NT		
66		アリノトウグサ	アリノトウグサ					En-A
67		セリ	アシタバ					En-A
68			ホタルサイコ				CR	Ex-A
69			セントウソウ					V-B
70			セリモドキ				CR	En-A
71			ムカゴニンジン				CR	
72	被子植物	イチヤクソウ	シャクジョウソウ					En-A
73	双子葉植物		ギンリョウソウ					V-B
74	合弁花植物		イチヤクソウ					V-B
75		ツツジ	ヤマツツジ					V-B
76			ナツハゼ				NT	En-A
77		サクラソウ	ノジトラノオ			VU	CR	En-A
78			ヌマトラノオ				VU	
79			クサレダマ				VU	
80		リンドウ	リンドウ					V-B
81			コケリンドウ				VU	
82		ガガイモ	スズサイコ			NT	VU	En-A
83		アカネ	キヌタソウ					V-A
84			ヤブムグラ			VU	VU	V-B
85			ホソバノヨツバムグラ				VU	Ex-A
86		ムラサキ	ヤマルリソウ					En-B
87			ルリソウ				CR	En-B
88		シソ	カイジンドウ			VU	EX	Ex-A
89			ジュウニヒトエ					V-B
90			ツルカコソウ			VU	CR	Ex-A
91			キセワタ			VU	CR	Ex-A
92			ミゾコウジュ			NT		V-B
93			ヒメナミキ				VU	Ex-A
94		ナス	イガホオズキ					En-A
95		オオバコ	サワトウガラシ				VU	
96		ゴマノハグサ	シソクサ				VU	En-A
97			キクモ				NT	
98			シオガマギク				VU	
99			ヒメトラノオ				CR	Ex-A

表 3.2-28 (3)　文献その他の資料による注目すべき植物種

No.	分類群	科名	種名	選定基準及びランク				
				①	②	③	④	⑥
100	被子植物	ゴマノハグサ	ゴマノハグサ			VU	EN	Ex-A
101	双子葉植物		ヒキヨモギ				VU	
102	合弁花植物	レンプクソウ	レンプクソウ					Ex-A
103		オミナエシ	オミナエシ					En-B
104		スイカズラ	マツムシソウ				EN	
105		キキョウ	ソバナ					En-A
106			サワギキョウ				EN	
107			キキョウ			VU	EN	Ex-A
108		キク	ノブキ					Ex-A
109			ヤマハハコ				VU	
110			カワラハハコ				VU	
111			ヒメシオン				EN	Ex-A
112			サワシロギク				EN	Ex-A
113			タウコギ					En-B
114			モミジガサ					V-B
115			コウモリソウ				VU	
116			ヒレアザミ				VU	
117			コヤブタバコ					V-B
118			タカアザミ				EN	En-A
119			サワヒヨドリ				EN	V-B
120			アキノハハコグサ			EN	CR	En-A
121			オグルマ				NT	
122			カセンソウ				VU	En-A
123			ノニガナ				NT	En-A
124			センボンヤリ					V-B
125			ミヤコアザミ				VU	
126			タカオヒゴタイ				VU	
127			キクアザミ				EN	
128			オカオグルマ				EN	
129			ハチジョウナ				VU	
130			ハバヤマボクチ				EN	
131			オナモミ				EN	
132	単子葉植物	オモダカ	トウゴクヘラオモダカ			VU	CR	En-B
133			マルバオモダカ				EX	
134		ヒルムシロ	ササバモ				NT	En-A
135			アイノコイトモ					En-B
136			ヤナギモ					En-B
137			リュウノヒゲモ			NT	VU	En-A
138			カワツルモ			NT		Ex-A
139		トチカガミ	サガミトリゲモ				NT	
140		ユリ	キジカクシ				VU	
141			カタクリ				VU	
142			コバギボウシ					En-B
143			ヤマアマドコロ				NT	
144			ユキザサ				NT	Ex-A
145			アマナ				NT	En-B
146		シュロソウ	シュロソウ				VU	
147		アヤメ	ヒオウギ				VU	
148			ノハナショウブ				EN	Ex-A
149			アヤメ				EX	
150		ホシクサ	イトイヌノヒゲ				EN	
151			イヌノヒゲ				CR	
152			ヒロハノイヌノヒゲ				NT	

表 3.2-28（4）　文献その他の資料による注目すべき植物種

No.	分類群	科名	種名	選定基準及びランク				
				①	②	③	④	⑥
153	単子葉植物	イネ	ハネガヤ				EN	En-A
154			ミズタカモジグサ					En-B
155			ヤマアワ					V-B
156			キタメヒシバ				NT	
157			スズメガヤ				VU	
158			カモノハシ				EN	
159			ミノボロ				CR	En-A
160			キダチノネズミガヤ				VU	En-A
161			ヨコハマダケ				EN	
162			ヤマミゾイチゴツナギ					V-A
163			イヌアワ					V-B
164		ミクリ	ヒメミクリ				CR	
165		カヤツリグサ	エナシヒゴクサ					En-A
166			マツバスゲ				VU	En-B
167			ビロードスゲ					En-A
168			オオタマツリスゲ				CR	
169			クジュウツリスゲ				CR	
170			ヌカスゲ					V-A
171			オタルスゲ				VU	
172			クサスゲ				VU	
173			センダイスゲ				VU	En-A
174			タガネソウ					V-B
175			ツルナシコアゼガヤツリ				VU	
176			ハリイ				VU	
177			クログワイ					V-B
178			シカクイ				NT	
179			クロテンツキ					V-B
180			アゼテンツキ				VU	
181			メアゼテンツキ				VU	
182			コマツカサススキ				EN	En-A
183			シズイ				EX	
184			タタラカンガレイ				CR	
185			コシンジュガヤ				EN	
186		ラン	エビネ			NT	NT	V-B
187			キンラン			VU	NT	
188			サガミラン				NT	
189			クマガイソウ			VU	VU	En-B
計		63 科	189 種	0 種	0 種	25 種	126 種	120 種

注１：種名及び配列は原則として、「植物目録」（環境庁　昭和 63 年１月）に準拠しました。

注２：選定基準は表 3.2-27（p.3-80～82）参照。

イ．注目すべき植物群落等

注目すべき植物群落等としては、表 3.2-27 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から、天然記念物に指定されている樹木並びに注目すべき植物群落を選定し、それぞれ表 3.2-29、表 3.2-30 に示し、位置を図 3.2-33 に示しました。

なお、表 3.2-27 に示す「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年７月）、「第２回自然環境保全基礎調査動植物分布図」（環境庁 昭和 56 年度）、「第３回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」（環境庁 昭和 63 年度）、「第５回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」（環境庁 平成 12 年３月）、「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J,WWFJapan 平成８年４月）に掲載の植物群落については、調査区域内で確認されませんでした。

調査区域には表 3.2-29 のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）が確認されています。

注目すべき植物群落として、植生自然度 10 及び９に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は表 3.2-30 のとおりです。

調査区域には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度９に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

対象事業実施区域内には、注目すべき植物群落等は確認されませんでした。

表 3.2-29 天然記念物

名称	選定基準及び区分
	①
日枝社のケヤキ	横浜市指定天然記念物
ハルニレ（なんじゃもんじゃの木）	大和市指定天然記念物

注１：選定基準は表 3.2-27（p.3-80～82）参照。
資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和５年８月閲覧）

表 3.2-30 注目すべき植物群落

植生区分	1/2.5 万植生図統一凡例	選定基準及び区分
		⑨
ヤブツバキクラス域 自然植生	シラカシ群集	植生 自然度 9

注１：選定基準は表 3.2-27（p.3-80～82）参照。
資料：「第６回～第７回自然環境保全基礎調査」
（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和５年８月閲覧）

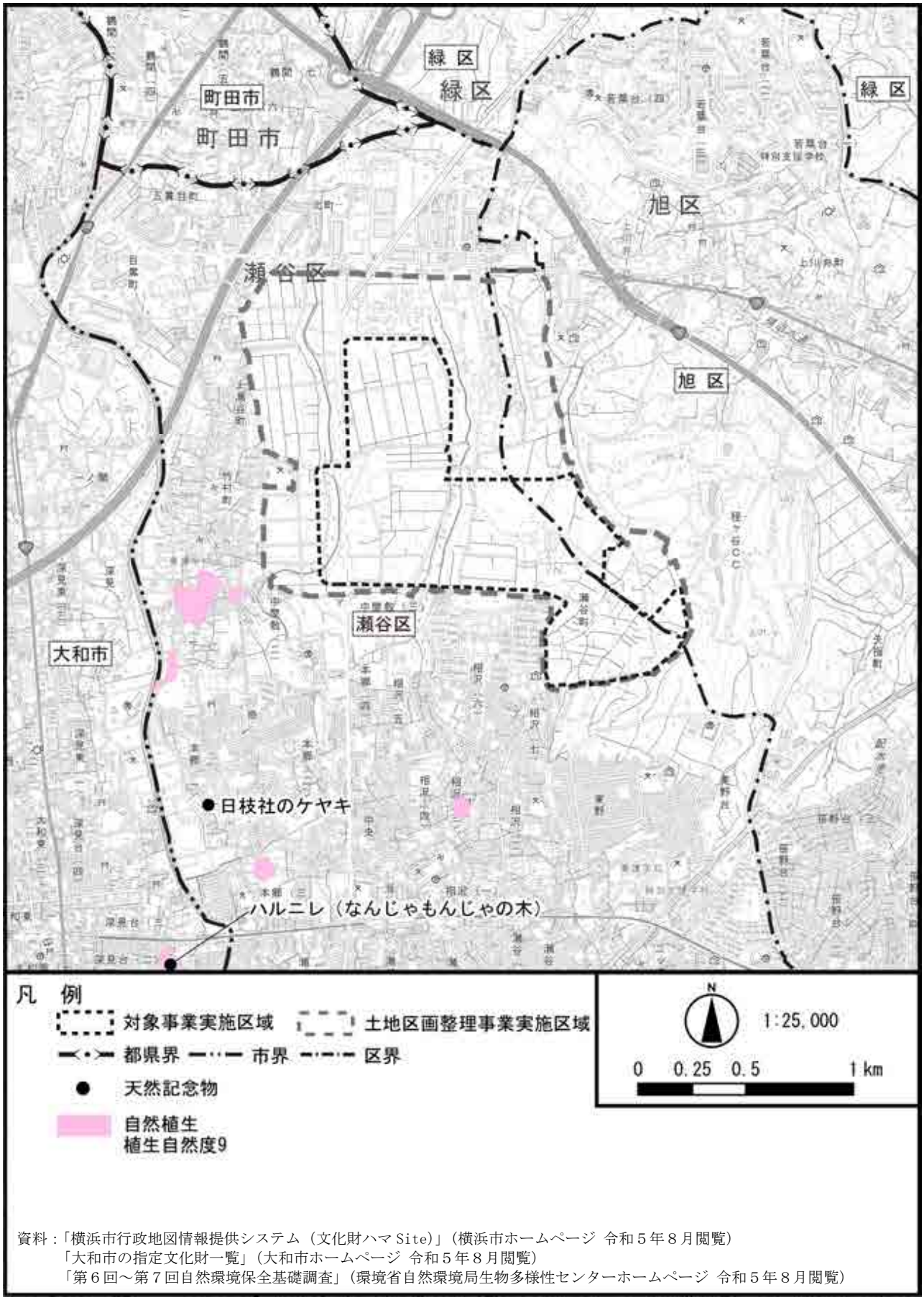

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「第６回～第７回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和５年８月閲覧）

図 3.2-33　注目すべき植物群落等

ウ．巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木は、表3.2-31 及び図3.2-34 に示すとおりです。調査区域には、自然環境保全基礎調査（環境省）により選定された「巨樹・巨木林」が１本指定されています。また、「かながわ名木 100 選」により選定された「名木」が２本、横浜市の「名木古木保存事業」により指定された「名木古木」（情報公開されている樹木に限る）が 12 件存在しています。なお、巨樹・巨木林等には選定されていませんが、対象事業実施区域内には大径木が分布しています。

表3.2-31　巨樹・巨木林及び名木古木等

【巨樹・巨木林（環境省実施 第６回巨樹・巨木林調査）】

行政区分	No.	樹種	推定年齢 (年)	樹幹 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	株立 (本)
瀬谷区	1	ケヤキ	―	540	35	―	―

【名木（かながわの名木 100 選）】

行政区分	No.	名称	推定年齢 (年)	幹周 (cm)	樹高 (m)	枝下高 (m)
瀬谷区	2	日枝神社のケヤキ	320	628	37.7	11.5
大和市	3	深見神社のハルニレ	420	431	33.0	13.5

【名木古木（横浜市指定）】

行政区分	No.	所在地	樹種	樹齢 (年)	備考
瀬谷区	4	本郷三丁目 36-６	カヤ	460	
	5	本郷三丁目 36-６	タラヨウ	360	
	6	相沢三丁目 24-１	ケヤキ	300	
	7	相沢三丁目 24-１	ケヤキ	300	
	8	中屋敷一丁目６-２	ケヤキ	234	
	9	中屋敷一丁目３-２	ケヤキ	230	
	10	竹村町１-14	イチョウ	150	
	11	竹村町１-14	タブノキ	300	
	12	竹村町１-14	シダレザクラ	70	
旭区	13	上川井町 112	ヤブツバキ	240	群指定：群 16 本
	14	上川井町 147-１	カヤ	300	
	15	上川井町 846	ケヤキ	340	

注１：表中のNo.は図3.2-34に対応しています。
注２：巨樹・巨木林については、「第６回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ　令和４年11月閲覧）に記録のあるものとしました。
注３：町田市では、「町田市保護樹木」が指定されていますが、調査区域内には存在していません。
資料：「第６回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和５年８月閲覧）
「かながわ名木100選樹木所在地一覧表」（一般社団法人日本樹木医会神奈川県支部ホームページ　令和５年８月閲覧）
「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 令和４年９月１日現在 令和５年８月閲覧）
町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和３年４月実施）

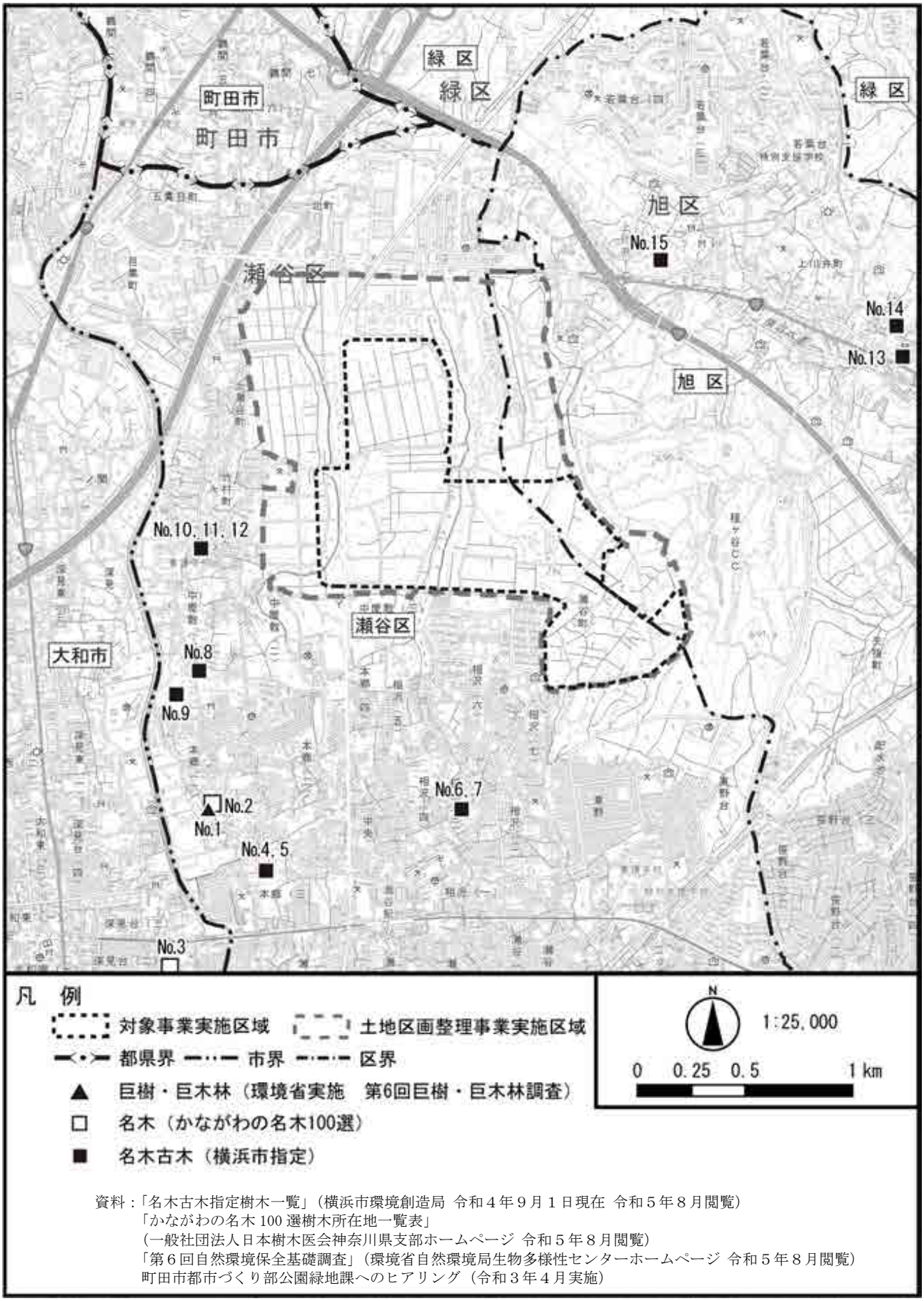

資料：「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 令和４年９月１日現在 令和５年８月閲覧）
「かながわの名木 100 選樹木所在地一覧表」
（一般社団法人日本樹木医会神奈川県支部ホームページ 令和５年８月閲覧）
「第６回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和５年８月閲覧）
町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和３年４月実施）

図 3.2-34　巨樹・巨木林及び名木古木等

(3) 生態系の状況

① 環境類型区分

調査区域における環境類型区分の概要は表 3.2-32、その分布状況は図 3.2-35 のとおりです。

調査区域の植生は、樹林（自然植生)、樹林（代償植生)、草地（代償植生)、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の６つの環境類型区分に分類されます。

対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。

また、前掲図 3.2-5（p.3-19）に示すとおり、調査区域及び対象事業実施区域には水域として河川及び湧水が存在します。

表 3.2-32　環境類型区分の概要

類型区分	主な地形	植生区分等
樹林（自然植生）	段丘	シラカシ群集
樹林（代償植生）	山地、段丘、低地	クヌギーコナラ群集、低木群落、コナラ群落（VII)、シラカシ屋敷林
草地（代償植生）	山地	チガヤーススキ群落
植林地・耕作地植生	山地、段丘、低地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落、畑雑草群落、果樹園、牧草地、ゴルフ場・芝地、竹林、常緑果樹園、水田雑草群落
市街地等	段丘、低地	市街地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
水域	水系	開放水域、河川、湧水

注１：植生区分は現存植生図（図 3.2-31（p.3-78）参照）によります。

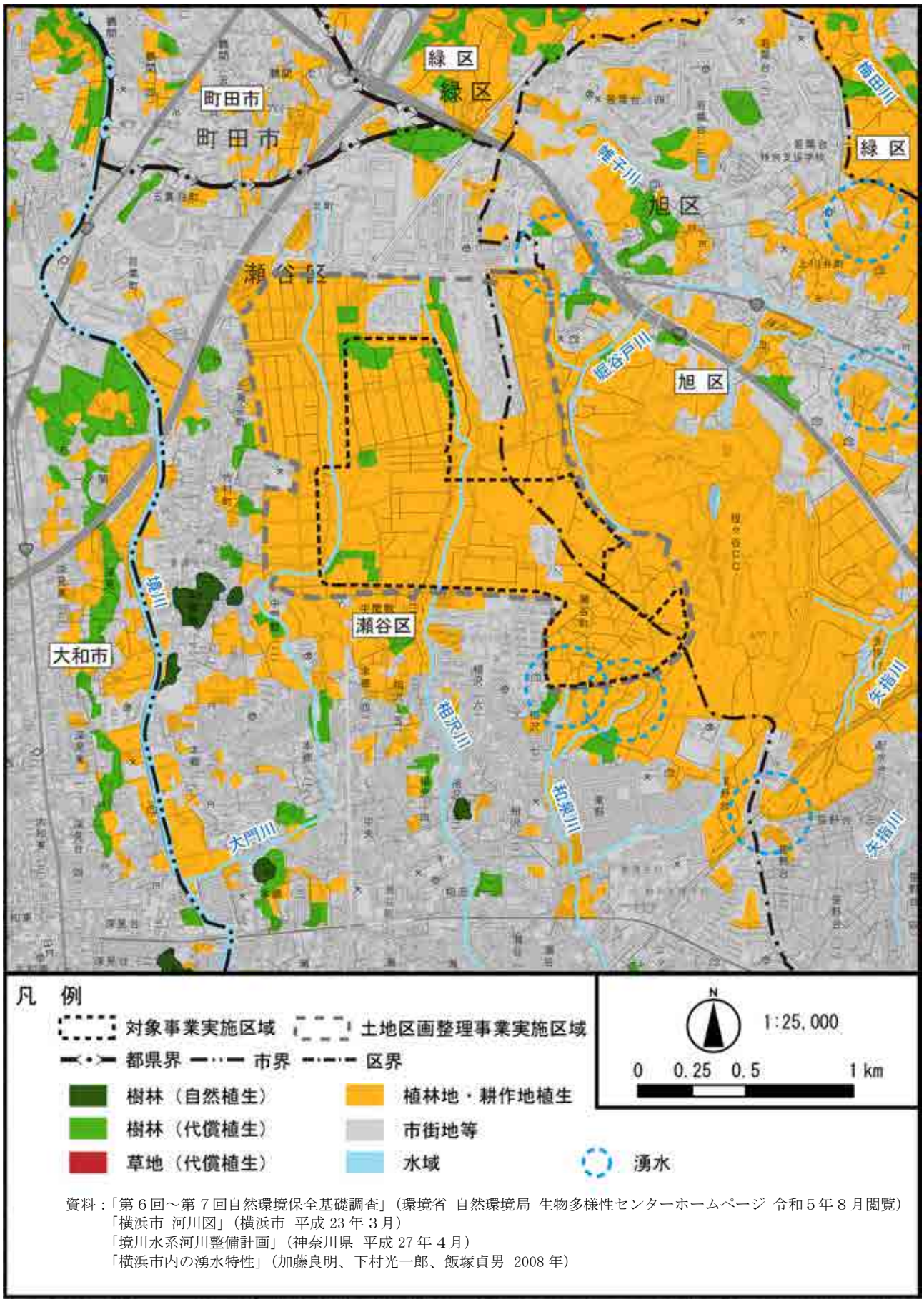

資料：「第６回～第７回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和５年８月閲覧）
「横浜市 河川図」（横浜市 平成 23 年３月）
「境川水系河川整備計画」（神奈川県 平成 27 年４月）
「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 2008 年）

図 3.2-35　環境類型区分

② 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域周辺の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖模式図として図 3.2-36 に概要を整理しました。

対象事業実施区域周辺において、対象事業実施区域の東側にある山地の地形には主に植林地・耕作地植生が分布し、スギ・ヒノキ・サワラ植林、ゴルフ場・芝地が広がっています。対象事業実施区域周辺の段丘・低地の地形では、主に市街地等や畑雑草群落、ゴルフ場・芝地、緑の多い住宅地等が広がり、シラカシ群集、クヌギーコナラ群落、低木群落等の樹林が点在しており、河川等の開放水域、河川に沿って水田雑草群落もあります。

これらのことから、調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生)、樹林（代償植生)、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生)、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます（前掲図 3.2-35 参照)。

陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギーコナラ群集、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類やチョウ類、コオロギ類等の草食性の昆虫類や、タイワンリス、ネズミ類、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、クモ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類が、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてタヌキ、テン、イタチ等の雑食性または肉食性の哺乳類が生息すると考えられます。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等の猛禽類が生息すると考えられます。

また、調査区域には河川等の開放水域及び湧水が存在しています。水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはハグロトンボやテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ、メダカ、ヨシノボリ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とする猛禽類やアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。

水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはユスリカ類等の草食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類が、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息します。さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。

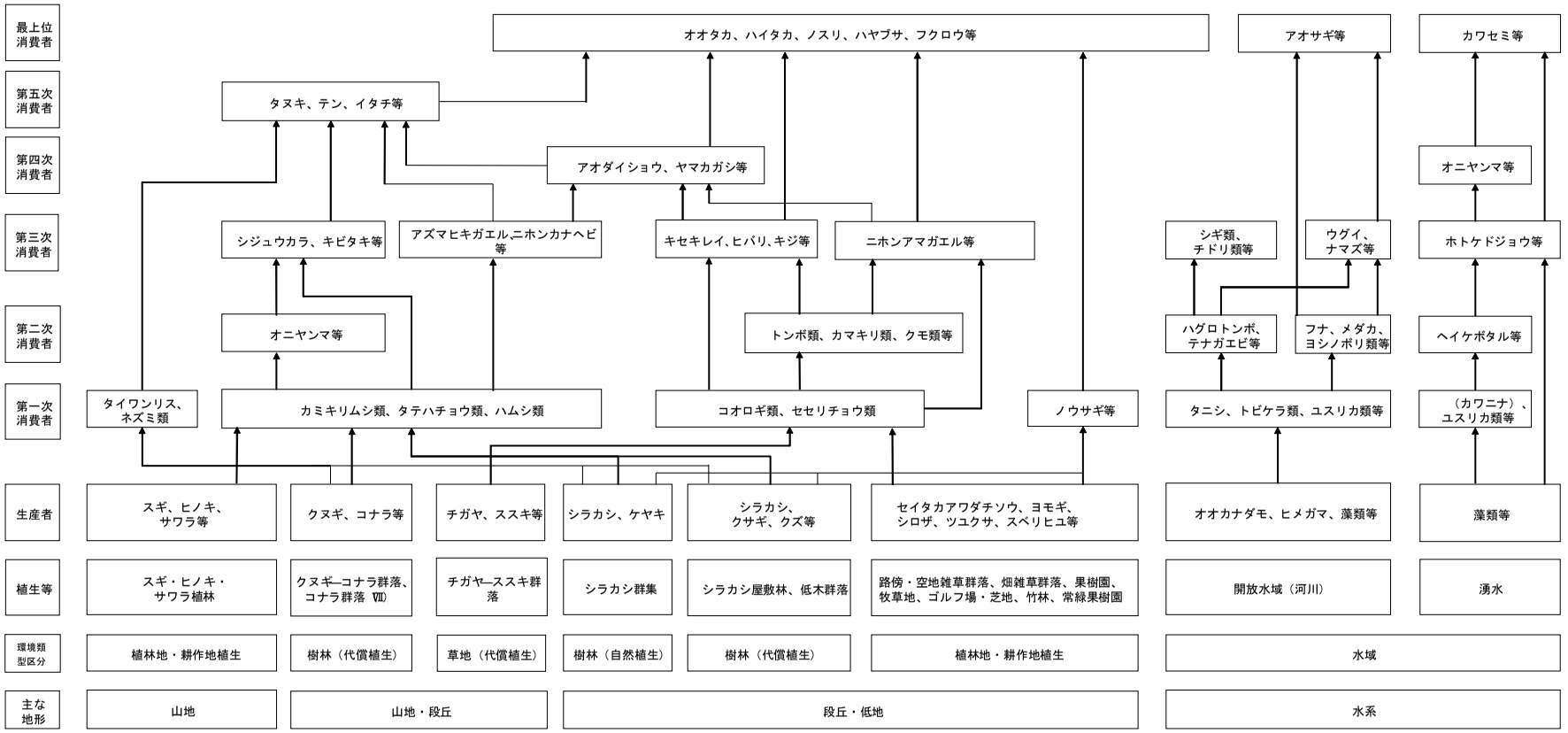

図 3.2-36　食物連鎖模式図

③ 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域周辺の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場を 21 箇所抽出しました。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表 3.2-33 及び図 3.2-37 のとおりです。

表 3.2-33 重要な自然環境のまとまりの場等

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	自然植生	植生自然度 9（シラカシ群集）	環境省植生図におけるシラカシ群集に該当する植生です。
2	特別緑地保全地区	追分特別緑地保全地区	「都市緑地法」（法律第 72 号昭和 48 年 9 月）第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域です。
3		上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
4		上川井町堀谷特別緑地保全地区	
5		上川井町中田谷特別緑地保全地区	
6		上川井町堂谷特別緑地保全地区	
7		上川井町露木谷特別緑地保全地区	
8		川井本町特別緑地保全地区	
9		三保特別緑地保全地区	
10		本郷三丁目特別緑地保全地区	
11	生物多様性保全上重要な里地里山	三保・新治、川井・矢指・上瀬谷	環境省によって定められた生物多様性保全上重要な里地里山であり、「基準１：多様で優れた二次的自然環境を有する」、「基準２：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する」及び「基準３：生態系ネットワークの形成に寄与する」に該当する地域です。
12	ホタル生息確認地域		1983 年に横浜市公害研究所（現環境科学研究所）で行ったホタル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域です。
13	トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）		「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課平成 13 年 3 月改定）において示されている横浜市で把握している主なエコアップスポット（トンボ池や生き物サンクチュアリ等、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎ等の小規模なビオトープ）です。
14	湧水	瀬谷市民の森１（瀬谷区瀬谷町）	「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ）及び「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 2008 年）において示されている調査区域内の湧水の分布状況です。
15		瀬谷市民の森２（瀬谷区瀬谷町）	
16		－（旭区上川井町 2053 付近）	
17		－（旭区上川井町）	
18		－（旭区川井本町）	
19		－（旭区笹野台）	
20	緑の 10 大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	「横浜市水と緑の基本計画」（横浜市環境創造局政策調整部政策課平成 28 年 6 月）において「緑の 10 大拠点」として位置づけられている、横浜市内を流れる河川の源・上流域、中流域の、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺等多様な自然や里山景観が残されている、生き物の生育・生息環境としても重要である地域です。
21		三保・新治地区	

注１：表中の No.は図 3.2-37 に対応しています。

資料：「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ 令和５年８月閲覧）
「第６回～第７回自然環境保全基礎調査」 （環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和５年８月閲覧）
「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ令和５年８月閲覧）
「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」 （横浜市環境保全局環境影響審査課 平成 13 年３月改定）
「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 2008 年）
「横浜市水と緑の基本計画」（横浜市環境創造局政策調整部政策課 平成 28 年６月）
「特別緑地保全地区」指定一覧 令和５年２月３日現在（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）

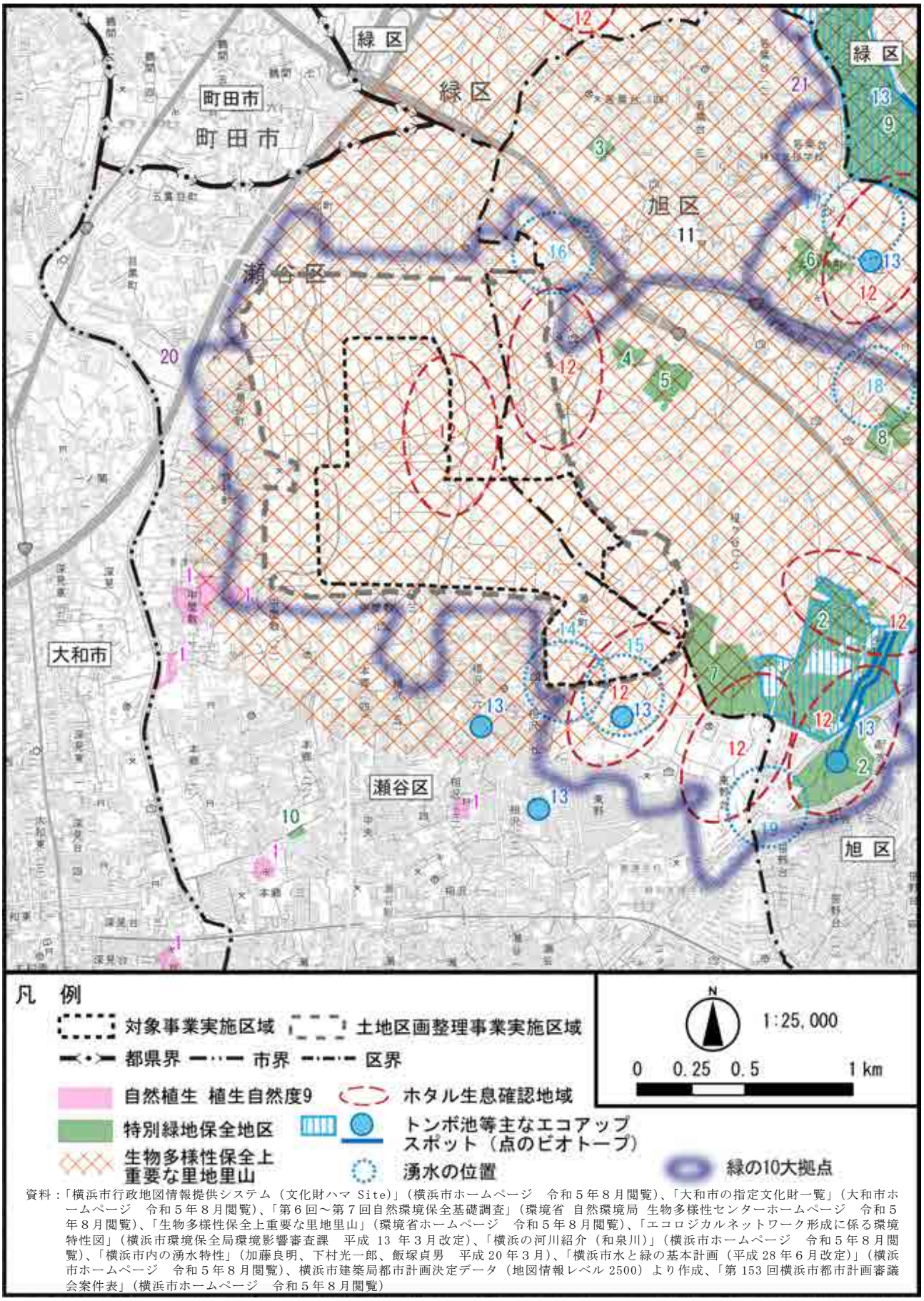

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）、「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）、「第６回～第７回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ　令和５年８月閲覧）、「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ　令和５年８月閲覧）、「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課　平成 13 年３月改定）、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男　平成 20 年３月）、「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年６月改定）」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）、横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル 2500）より作成、「第 153 回横浜市都市計画審議会案件表」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）

図 3.2-37　重要な自然環境のまとまりの場等

3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観

① 対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況

対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況は図 3.2-38 に示すとおりです。

対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり（前掲図 3.2-15（p. 3-36）参照)、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています（図 3.2-40（p.3-103）参照)。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などの横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、東側に近接する地区には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています（図 3.2-39（p.3-101）参照)。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、旧上瀬谷通信施設の北側に近接する地区は、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路などによる人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や市街化調整区域となっています（図 3.3-5（p.3-115）参照)。

② 主要な眺望点の分布及び概況

対象事業実施区域からおおむね３km の範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、図 3.2-38 及び表 3.2-34 に示すような不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。

③ 景観資源の分布及び概況

対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。また、周辺（調査区域内）では、東側に隣接する川井・矢指風致地区の緑地などがあり、図 3.2-38 及び表 3.2-34 に示すとおりです。

一方、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。

④ 主要な眺望景観の概況

前述のように、対象事業実施区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が中心となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的な景観も見られます。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。

丹沢の山並みは対象事業実施区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です。

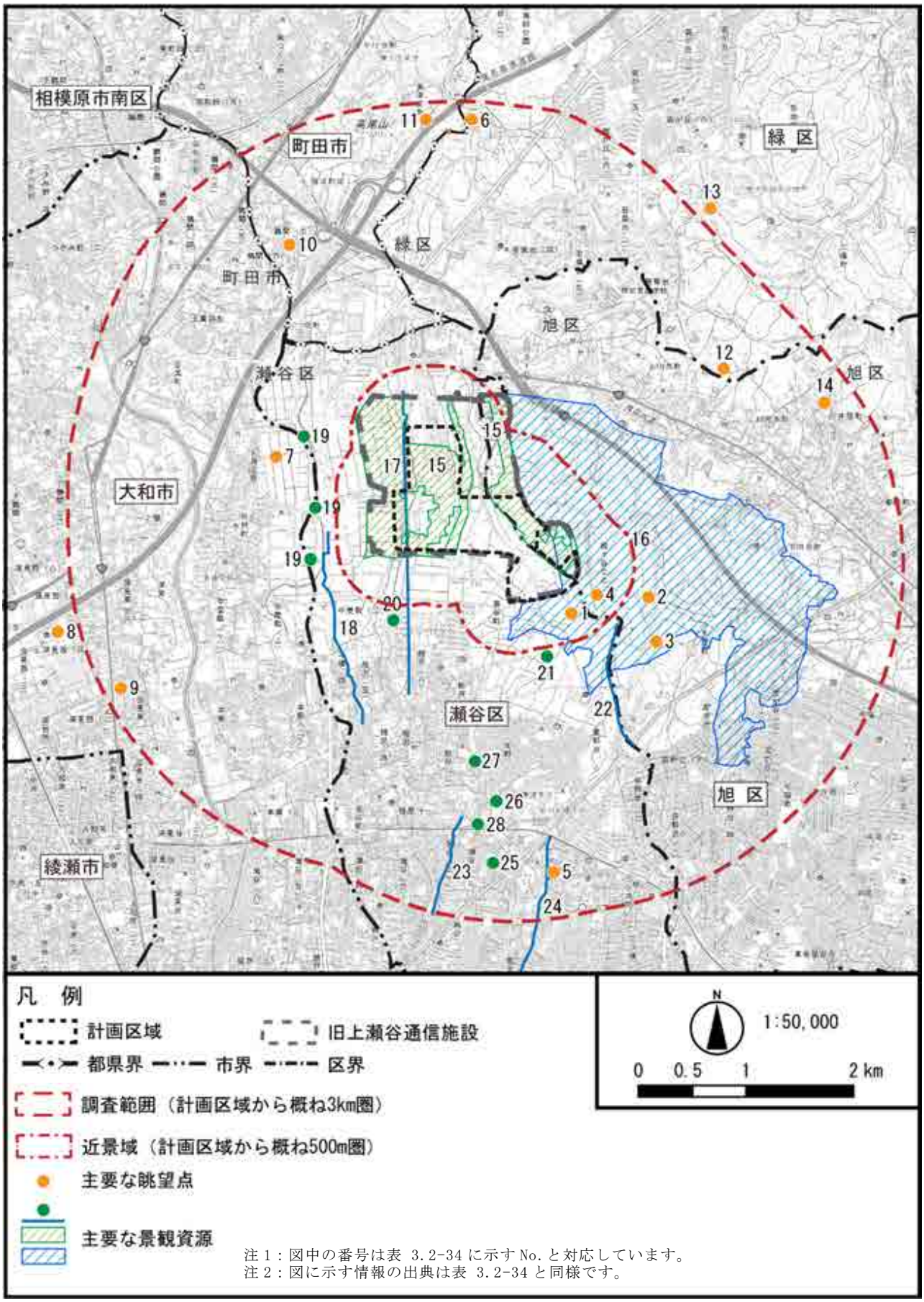

注１：図中の番号は表 3.2-34 に示す No.と対応しています。
注２：図に示す情報の出典は表 3.2-34 と同様です。

図 3.2-38　主要な眺望点及び景観資源の状況

表 3.2-34　主要な眺望点及び景観資源（対象事業実施区域からおおむね３km 圏）

区分	No.	名称	資料[注1]
主要な眺望点（人が集まる要素をもった地区）	1	瀬谷市民の森	①、②
	2	追分市民の森	②
	3	矢指市民の森	②
	4	上川井市民の森	②
	5	東山ふれあい樹林	①
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	③
	7	深見歴史の森（城山史跡公園）	④
	8	泉の森	⑤
	9	ふれあいの森	⑤
	10	鶴間公園	⑥
	11	つくし野セントラルパーク	⑥
	12	三保市民の森	⑦
	13	新治市民の森	⑦
	14	よこはま動物園ズーラシア	⑧
主要な景観資源	15	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑨
	16	川井・矢指風致地区の緑地	⑩
	17	海軍道路沿いの桜並木	①
	18	鎌倉古道沿いの桜並木	①
	19	境川沿いの桜並木	①
	20	瀬谷中央公園	①
	21	東野第一公園	①
	22	野境道路	①
	23	相沢川ウォーク	①
	24	東山・関ヶ原の水辺	①
	25	瀬谷第一公園	①
	26	瀬谷第二公園	①
	27	瀬谷第三公園	①
	28	南台公園	①
	－	丹沢の山並み（遠景）	―
	－	富士山（遠景）	―

注１：資料の番号は、下記の番号に対応しています。
注２：表中の No.は図 3.2-38 に示す番号と対応しています。
資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
②「「市民の森」指定一覧　横浜市」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」（フィールドアスレチック横浜つくし野コース ホームページ　令和５年８月閲覧）
④「大和市内の保全緑地」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
⑤「大和市 観光・まつり」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
⑥「町田市 観光」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）
⑦「緑区 観光」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
⑧「旭区 区の紹介」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
⑨「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年６月改定）」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
⑩「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）

⑤ 法令等による指定状況

「景観法」（平成 16 年６月　法律第 110 号）に基づく「横浜市景観計画」（横浜市　令和３年９月）、「大和市景観計画」（大和市　平成 20 年３月）及び「町田市景観計画」（町田市　平成 21 年 12 月）によれば、横浜市、大和市及び町田市の全域を景観計画区域と定めており、調査区域は、景観計画区域となっています。

なお、対象事業実施区域から３km の範囲には、「景観法」（平成 16 年６月法律第 110 号）に基づく景観計画（景観推進地区）と、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」（平成 18 年２月横浜市条例第２号）に基づく都市景観協議地区の指定はありません。

また、調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年６月法律第 100 号）第８条第１項第７号の規定により指定された風致地区があり、その指定の状況は、表 3.2-35 及び図 3.2-39 のとおりです。対象事業実施区域の南東の一部が、川井・矢指風致地区に指定されています。

表 3.2-35　風致地区指定状況

名称	面積（ha）	地区の概要
川井・矢指風致地区（第３種）	503	ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。
新治・三保風致地区（第３種）	590	市民の森を中心に市内有数の良好な自然環境が残されており、外周には若葉台、霧が丘等の良好な住宅地が形成される区域です。
新治・三保風致地区（第４種）		

資料：「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）



資料：「横浜市建築局　都市計画基礎調査データ（地図情報レベル 2500)」により

図 3.2-39　風致地区指定状況

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3.2-36 及び図 3.2-40 に示すとおりです。

ハイキングコースとしては、対象事業実施区域南西方向の鎌倉古道・上道（かみつみち）の相鉄本線瀬谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、対象事業実施区域南東方向の相鉄本線瀬谷駅から瀬谷市民の森をとおり、相鉄本線三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。また、森林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる森林公園である瀬谷市民の森（19.1ha）が対象事業実施区域の南東側に存在します。

対象事業実施区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、瀬谷本郷公園、東野第一公園、野境道路は、桜の見どころスポットとなっています。

なお、市民の森については、「横浜市緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市市民の森設置事業実施要綱」に基づいて指定され、「横浜みどりアップ計画（2019～2023)」（横浜市環境創造局政策調整部政策課 平成 30 年 11 月）に基づき、横浜市の緑化政策の一環として整備されているものです。

表 3.2-36 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

施設等名称		法令等による指定状況	資料[注1]
瀬谷区	瀬谷市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森	①、②
	海軍道路の桜並木	－	③
	瀬谷中央公園	都市公園（近隣公園）	①
	瀬谷本郷公園	都市公園（地区公園）	①
	東野第一公園	都市公園（街区公園）	①
	鎌倉古道 北コース	－	①
	鎌倉古道 南コース	－	①
	野境道路	－	①
	武相国境・緑の森コース	－	①
旭区	追分市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森／一部が都市緑地法に基づく特別緑地保全地区	②、⑥
	矢指市民の森		②、⑥
	上川井市民の森		②、⑥
大和市	深見歴史の森（城山史跡公園）	大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例に基づく保全緑地	④
町田市	鶴間公園	都市公園（運動公園）	⑤

注１：資料の番号は、下記の番号に対応しています。

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
②「「市民の森」指定一覧 横浜市」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」（瀬谷区ホームページ 令和５年８月閲覧）
④「伝えたい残したいやまとの景観」（大和市ホームページ 令和５年８月閲覧）
⑤「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和５年８月閲覧）
⑥「特別緑地保全地区」指定一覧（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）

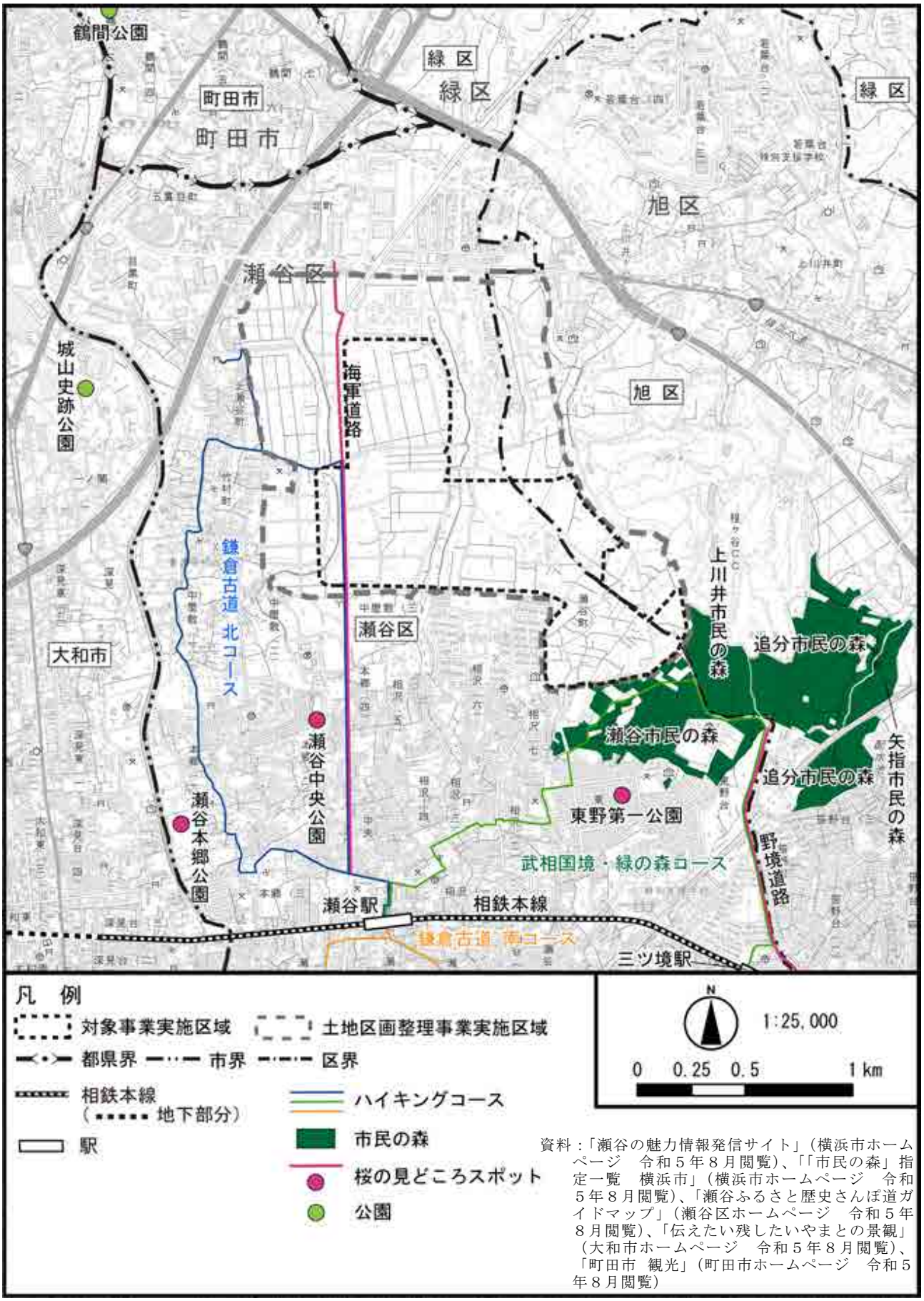

資料：「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）、「「市民の森」指定一覧　横浜市」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」（瀬谷区ホームページ　令和５年８月閲覧）、「伝えたい残したいやまとの景観」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）、「町田市　観光」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

図 3.2-40　人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

②　法令等による指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」（昭和 32 年６月法律第 161 号）に基づく自然公園の指定区域や、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成４年９月条約第７号）に基づく世界遺産、文化庁により日本遺産に認定された地区はありませんが、特別緑地保全地区（前掲図　3.2-37（p.3-96）参照）や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森などがあります（前掲図 3.2-40（p.3-103）参照）。

③　野外レクリエーション等に係る計画等

「神奈川県観光振興計画」（神奈川県　平成 31 年３月）には、対象事業実施区域及びその周辺に係る計画は明記されていません。

なお、横浜市では、観光振興計画を策定していませんが、本博覧会終了後の跡地において公園の整備が予定されています。

3.3 社会的状況

3.3.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

調査対象地域における人口の状況は、表 3.3-1～表 3.3-2 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する行政区分のうち、瀬谷区では人口は約 12.2 万人、世帯数は約 5.3 万世帯、一世帯当りの人口は 2.28 人、人口密度は 7,085 人/km^2、旭区では、人口は約 24.3 万人、世帯数は約 10.8 万世帯、一世帯当りの人口は 2.25 人、人口密度は 7,441 人/km^2 となっています。

平成 30 年から令和４年の人口等の推移を見ると、横浜市全域では、人口、世帯数ともに増加傾向にありますが、対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区の人口は徐々に減少、世帯数はわずかに増加している傾向にあります。

表 3.3-1　人口等の現況（令和４年・令和５年）

行政区分		面積 (km^2)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	１世帯当たり 人員（人）	人口密度 (人/km^2)
横浜市全域		437.78	1,781,879	3,771,961	2.12	8,616
	瀬谷区	17.17	53,349	121,652	2.28	7,085
	旭　区	32.73	107,739	242,572	2.25	7,411
	緑　区	25.51	80,801	182,755	2.26	7,164
大　和　市		27.09	115,150	243,270	2.11	8,980
町　田　市		71.55	202,985	430,385	2.12	6,015

注１：横浜市は令和４年 10 月１日現在、大和市は令和５年８月１日現在、町田市は令和４年１月１日現在の値。
注２：　　は、対象事業実施区域のある行政区分。
資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「大和市の人口と世帯数」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「町田市統計書　令和４年度発行」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

表 3.3-2　人口等の推移

行政区分		平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
横浜市全域	人口（人）	3,740,172	3,748,781	3,777,491	3,775,352	3,771,961
	世帯数（世帯）	1,690,932	1,710,900	1,753,081	1,767,218	1,781,879
瀬谷区	人口（人）	122,828	122,166	122,623	122,099	121,652
	世帯数（世帯）	51,126	51,396	52,414	52,890	53,349
旭　区	人口（人）	245,747	245,169	245,174	243,564	242,572
	世帯数（世帯）	105,219	106,092	107,049	107,254	107,739
緑　区	人口（人）	181,523	182,115	183,082	183,410	182,755
	世帯数（世帯）	76,855	77,858	79,411	80,345	80,801
大　和　市	人口（人）	235,846	237,446	239,169	241,180	242,680
	世帯数（世帯）	106,294	108,465	110,519	112,630	114,194
町　田　市	人口（人）	428,742	428,685	428,821	429,152	430,385
	世帯数（世帯）	194,121	195,643	197,711	200,182	202,985

注１：横浜市及び大和市は各年 10 月１日現在、町田市は各年１月１日現在の値。
注２：　　は、対象事業実施区域のある行政区分。
資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「大和市の人口と世帯数」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「町田市統計書　令和４年度発行」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧覧）

(2) 産業

調査対象地域における産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 3.3-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する行政区分のうち、瀬谷区では事業所数、従業者数とも最も多いのは「卸売業,小売業」、旭区では事業所数が最も多いのは「卸売業,小売業」、従業者数が最も多いのは「医療，福祉」となっています。

また、農業、工業、商業の生産状況は、表 3.3-4～表 3.3-6 に示すとおりです。

表 3.3-3　産業大分類別事業所数及び従業者数

分類		横浜市全域				大和市	町田市
			瀬谷区	旭区	緑区		
全産業（公務を除く）	事業所数	117,684	3,172	5,259	3,812	7,479	12,106
	従業者数	1,618,721	34,338	63,099	51,079	76,799	134,323
農業，林業	事業所数	176	8	8	10	7	28
	従業者数	1,641	50	43	478	40	198
漁業	事業所数	－	－	－	－	－	－
	従業者数	－	－	－	－	－	－
鉱業，採石業，砂利採取業	事業所数	－	－	－	－	－	－
	従業者数	－	－	－	－	－	－
建設業	事業所数	11,430	471	782	408	731	1,114
	従業者数	95,934	2,747	5,443	2,709	5,286	6,429
製造業	事業所数	6,013	143	217	202	456	452
	従業者数	124,462	2,040	2,426	4,707	11,324	7,866
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数	144	1	11	5	2	3
	従業者数	5,190	71	451	37	123	214
情報通信業	事業所数	2,570	30	40	53	74	205
	従業者数	73,329	124	153	305	818	2,204
運輸業，郵便業	事業所数	3,235	97	122	79	125	155
	従業者数	92,048	3,321	3,309	2,499	3,561	5,296
卸売業，小売業	事業所数	25,089	682	1,060	830	1,699	2,990
	従業者数	296,217	7,402	11,146	9,378	17,550	29,826
金融業，保険業	事業所数	1,701	29	50	51	94	204
	従業者数	32,813	334	804	710	1,433	3,626
不動産業，物品賃貸業	事業所数	11,449	290	386	309	849	928
	従業者数	53,596	1,226	1,559	1,207	2,601	5,303
学術研究，専門・技術サービス業	事業所数	7,563	111	221	188	290	692
	従業者数	84,545	558	1,070	1,797	1,376	3,561
宿泊業，飲食サービス業	事業所数	12,654	274	498	369	1,098	1,546
	従業者数	130,192	2,529	4,913	3,994	9,815	17,936
生活関連サービス業，娯楽業	事業所数	8,800	256	463	294	695	1,167
	従業者数	55,477	1,312	2,648	1,626	3,833	7,665
教育，学習支援業	事業所数	5,282	145	295	206	298	646
	従業者数	97,046	2,635	4,833	4,862	2,304	9,970
医療，福祉	事業所数	13,472	435	780	589	708	1,333
	従業者数	257,839	7,258	18,992	13,377	11,068	25,022
複合サービス事業	事業所数	378	14	23	11	18	43
	従業者数	5,068	131	554	116	176	858
サービス業(他に分類されないもの)	事業所数	7,396	177	288	200	335	600
	従業者数	169,126	1,877	3,419	2,380	5,491	8,349
公務(他に分類されるものを除く)	事業所数	332	9	15	8	－	－
	従業者数	44,198	723	1,336	897	－	－

注１：横浜市は令和３年６月１日現在。大和市、町田市は平成 28 年６月１日現在。
注２：　　は、対象事業実施区域のある行政区分。
資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「大和市統計概要」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「町田市統計書　令和４年度発行」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

表 3.3-4　農業の状況（令和２年）

行政区分	農家数（戸）			経営耕地面積（ha）
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,056	1,770	1,286	1,527
瀬谷区	181	138	43	143
旭区	238	110	128	84
緑区	1,296	182	1,114	174
大和市	300	146	154	120
町田市	659	279	380	186

注１：令和２年２月１日現在。
注２：　は、対象事業実施区域のある行政区分。
資料：「2020 年農林業センサス」（農林水産業政策局総務部統計情報課　令和５年８月閲覧）

表 3.3-5　工業の状況

行政区分	事業所数	従事者数（人）	製造品出荷額（百万円）	付加価値額（百万円）
横浜市	2,286	89,055	3,516,454	1,039,740
瀬谷区	54	1,537	36,486	14,802
旭区	71	1,756	49,053	18,978
緑区	89	3,599	81,714	40,127
大和市	186	8,755	283,986	71,469
町田市	145	5,734	86,412	4,319

注１：令和３年６月１日現在　町田市の付加価値額は令和２年６月１日現在
注２：　は、対象事業実施区域のある行政区分。
資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「大和市統計概要」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「町田市統計書　令和４年度発行」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

表 3.3-6　商業の状況

行政区分	事業所数	従事者数（人）	年間商品販売額（百万円）	売場面積（m^2）
横浜市	19,245	237,013	10,721,961	2,756,841
瀬谷区	541	6,259	199,835	73,402
旭区	822	9,512	216,137	139,635
緑区	642	7,894	272,569	114,243
大和市	1,315	14,198	432,117	248,907
町田市	2,261	23,941	660,155	400,822

注１：横浜市は令和３年６月１日現在、大和市及び町田市は平成 28 年６月１日現在の値。
注２：　は、対象事業実施区域のある行政区分。
資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「大和市統計概要」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧覧）
「町田市統計書　令和４年度発行」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

3.3.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

調査対象地域における地目別土地利用の現況は表 3.3-7 に、調査区域の土地利用現況図は図 3.3-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では宅地が最も多く、面積は瀬谷区で 7.41km^2、旭区で 13.74km^2 となっています。

対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて主に低層建物、旧上瀬谷通信施設の北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

表 3.3-7　地目別土地利用の現況

単位：km^2

地目	横浜市				大和市	町田市
		瀬谷区	旭区	緑区		
総面積	272.79	11.07	21.91	15.54	27.09	64.24
宅地	204.68	7.41	13.74	9.26	14.38	31.01
田	1.96	0.08	0.02	0.51	0.09	0.71
畑	25.95	2.12	2.60	2.53	1.82	5.42
山林	17.66	0.67	2.01	2.11	1.09	8.32
原野	0.06	—	0.00	0.01	—	—
池沼	0.02	—	0.00	0.01	—	—
雑種地	22.47	0.80	3.53	1.11	2.31	3.83
その他	—	—	—	—	7.40	14.95

注１：令和４年１月１日現在
注２：　　は、対象事業実施区域のある行政区分。
資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「統計概要」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「町田市統計書　令和４年度発行」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

(2) 土地利用規制の状況

①　土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年６月法律第 92 号）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりです。

ア．都市地域

調査区域の都市地域は、図 3.3-2 に示すとおりであり、調査区域全体が都市地域となっています。

イ．農業地域

調査区域の農業地域は、図 3.3-3 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺に農業地域が指定されています。

ウ．森林地域

調査区域の森林地域は図 3.3-4 に示すとおりであり、対象事業実施区域内の一部が森林地域に指定されています。

エ．自然公園地域

調査区域には自然公園地域はありません。

オ．自然保全地域

調査区域には自然保全地域はありません。

② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域等

調査区域における農業振興地域、農用地区域、農業専用地区については図 3.3-3 に示すとおりであり、対象事業実施区域の一部が農業振興地域又は農用地区域に指定されています。

また、横浜市は、表 3.3-8 に示す通り、農用地区域を中心としたまとまりのある農地がある地区を対象に、農業専用地区として指定しています。横浜市ホームページによると、調査区域には上瀬谷農業専用地区（92.0ha）、上川井農業専用地区（35.3ha）及び長津田台農業専用地区（25.7ha）が存在しています（令和５年９月閲覧）。対象事業実施区域の一部が、上瀬谷農業専用地区及び上川井農業専用地区に指定されています。

表 3.3-8 農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区

項目	内容
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年７月法律第 58 号）に基づき、県知事が農業振興を図るべき地域として指定。
農用地区域	「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年７月法律第 58 号）に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画のなかで、土地利用区分として、農用地として用いる区域として指定 （横浜市では、約 1,000ha が農用地区域として指定）。
農業専用地区	農業振興地域における農用地区域（農用地利用計画により農地としての利用が定められた区域）を中心とした、まとまりのある農地がある地区（おおむね 10ha）を対象として横浜市が指定。

資料：「横浜市都市農業推進プラン 2019－2023」（横浜市環境創造局農政推進課 平成 30 年 11 月）

③ 森林法に基づく地域森林計画対象民有林

調査区域の森林地域は図 3.3-4 に示すとおりであり、対象事業実施区域の一部が森林地域及び地域森林計画対象民有林に指定されています。

④ 都市計画に基づく用途地域

調査対象地域における「都市計画法」（昭和 43 年６月法律第 100 号）に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況は表 3.3-9、調査区域における用途地域は図 3.3-5 に示すとおりであり、対象事業実施区域の全域が市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、市街化調整区域、第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域に指定されています。

表 3.3-9 都市計画区域及び用途地域の状況

単位：km^2

行政区分				横浜市全域				大和市	町田市
					瀬谷区	旭区	緑区		
都市計画区域	総面積			436.5	17.1	32.8	25.4	27.1	71.7
	用途地域	市街化区域		337.4	11.9	20.6	15.2	20.1	54.8
		住居系	第１種低層住居専用地域	137.0	6.7	11.1	7.5	7.1	36.1
			第２種低層住居専用地域	1.7	0.1	0.1	0.1	－	0.1
			第１種中高層住居専用地域	27.0	1.1	2.6	2.3	1.6	5.9
			第２種中高層住居専用地域	17.7	0.1	0.4	0.6	－	5.1
			第１種住居地域	46.2	1.2	3.5	2.0	5.4	0.3
			第２種住居地域	5.3	0.2	0.5	0.1	0.3	1.2
			準住居地域	14.9	0.8	0.8	1.4	0.4	2.0
			小計	249.8	10.2	19.0	14.0	14.8	50.7
		商業系	近隣商業地域	14.3	0.5	0.4	0.4	1.0	1.3
			商業地域	19.3	0.1	0.1	0.2	0.5	0.7
			小計	33.6	0.6	0.5	0.6	1.5	2.0
		工業系	準工業地域	18.4	0.2	1.2	0.3	3.2	3.7
			工業地域	17.2	1.1	－	0.5	0.6	0.2
			工業専用地域	18.3	－	－	－	－	－
			小計	53.9	1.3	1.2	0.8	3.8	3.9
		市街化調整区域		98.9	5.3	12.2	10.2	7.0	16.8

注１：横浜市：令和４年度末、町田市：令和３年度末現在、大和市：令和４年４月１日現在。
注２：　は、対象事業実施区域のある行政区分。
資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「統計概要」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「町田市統計書　令和４年度発行」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

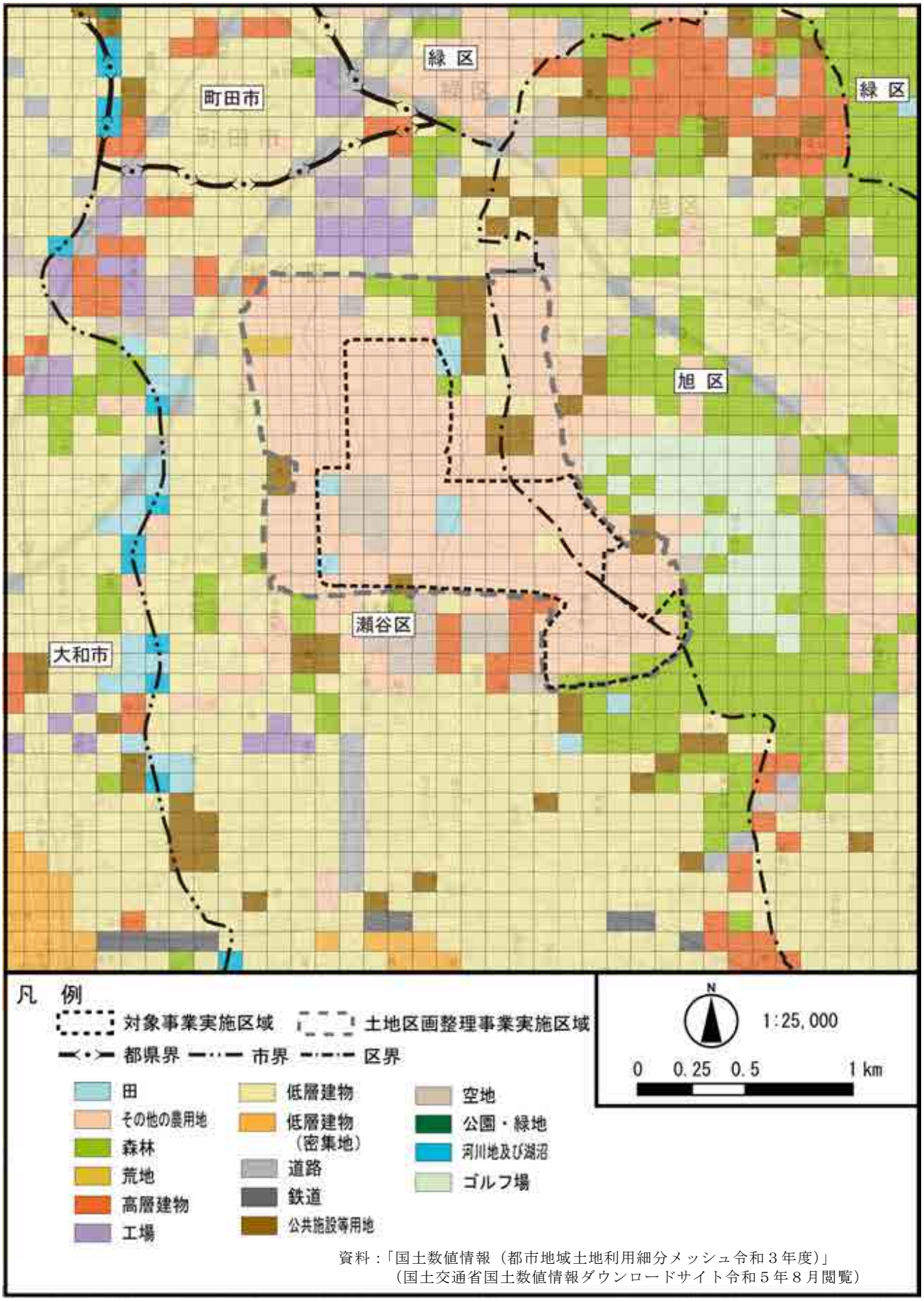

資料：「国土数値情報（都市地域土地利用細分メッシュ令和３年度）」
（国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト令和５年８月閲覧）

図 3.3-1　土地利用現況図

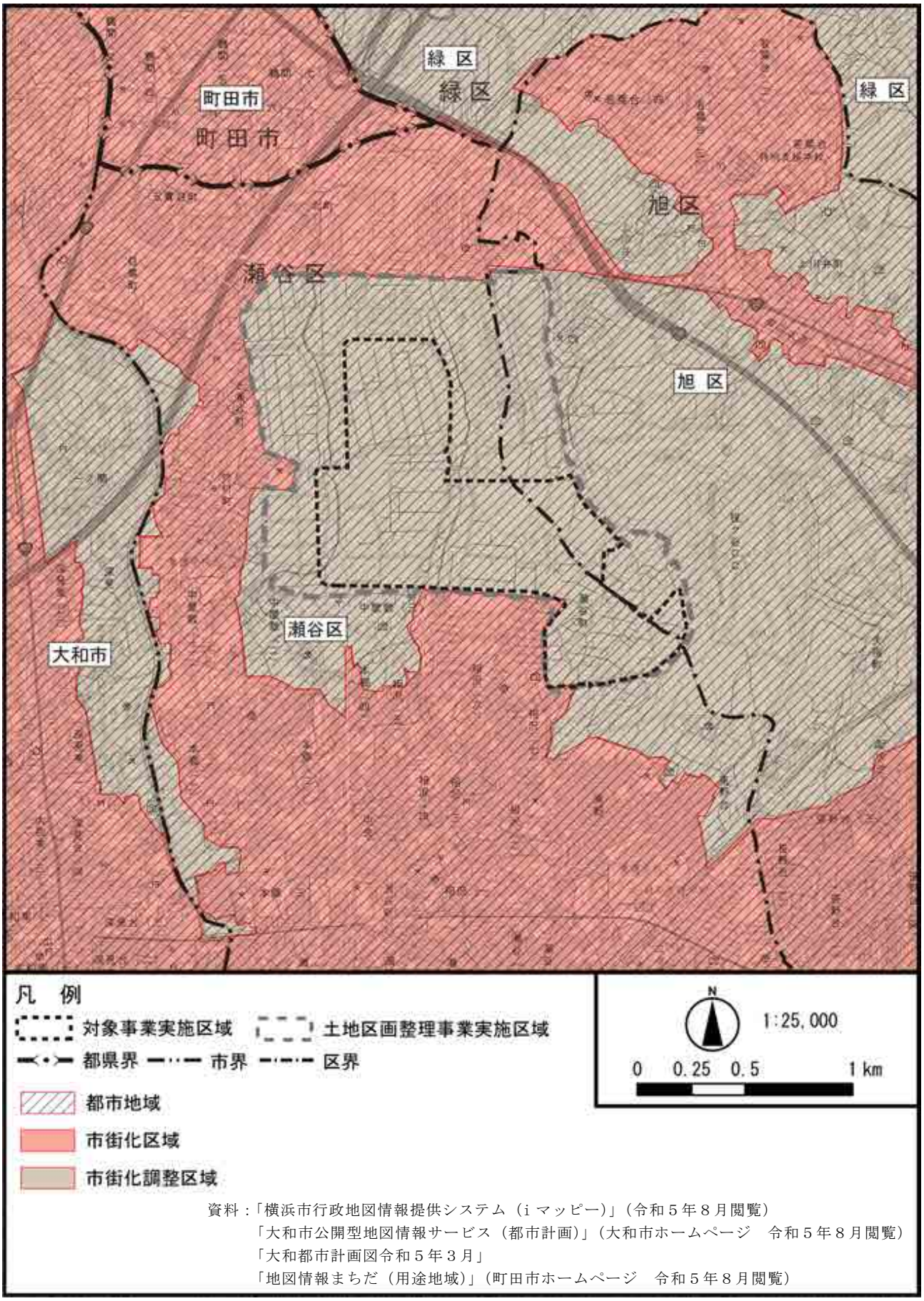

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（ｉマッピー）」（令和５年８月閲覧）
「大和市公開型地図情報サービス（都市計画）」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「大和都市計画図令和５年３月」
「地図情報まちだ（用途地域）」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

図 3.3-2　土地利用基本計画図（都市地域）

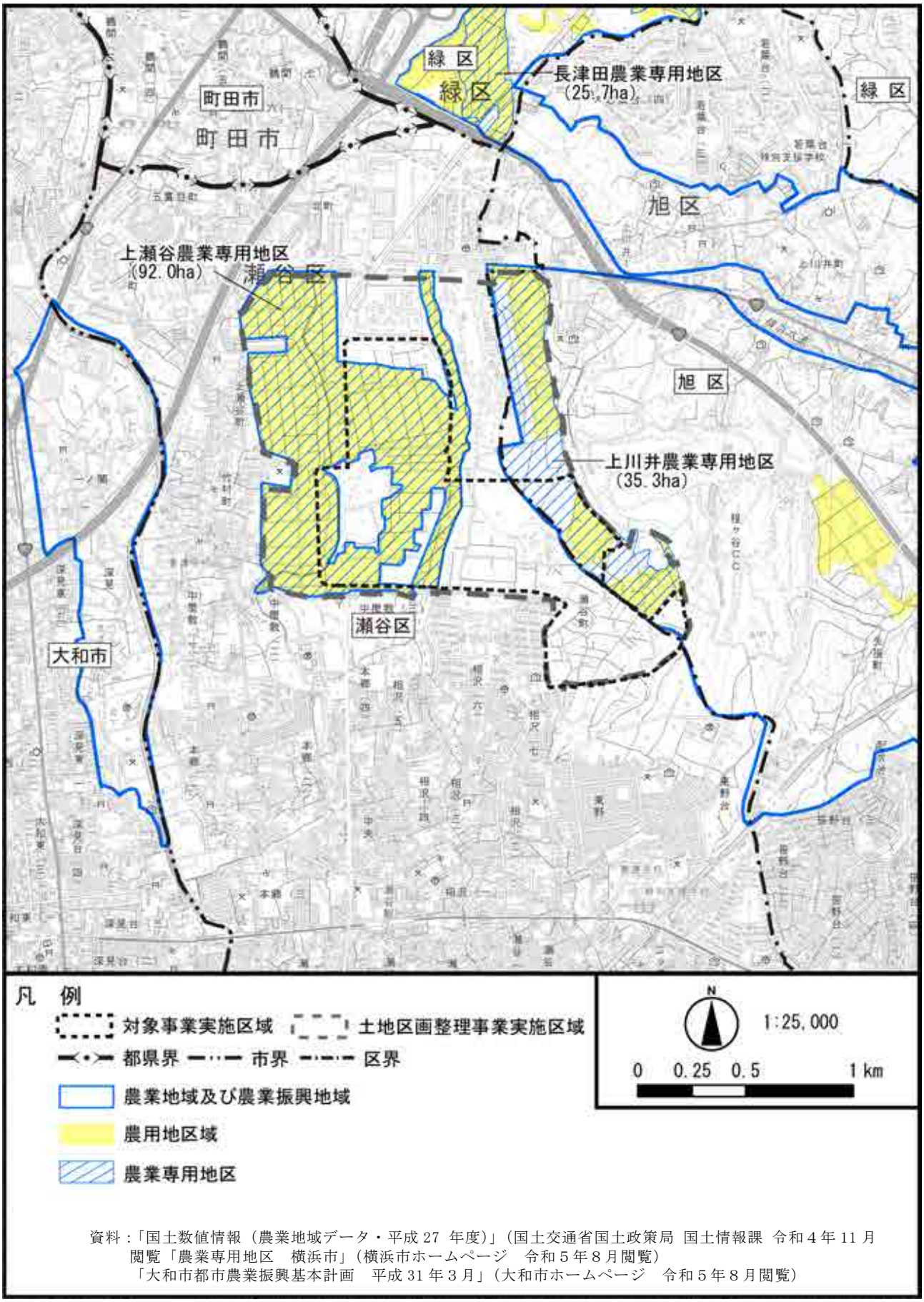

資料：「国土数値情報（農業地域データ・平成 27 年度）」（国土交通省国土政策局 国土情報課 令和４年 11 月閲覧「農業専用地区　横浜市」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「大和市都市農業振興基本計画　平成 31 年３月」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）

図 3.3-3　土地利用基本計画図（農業地域、農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区）

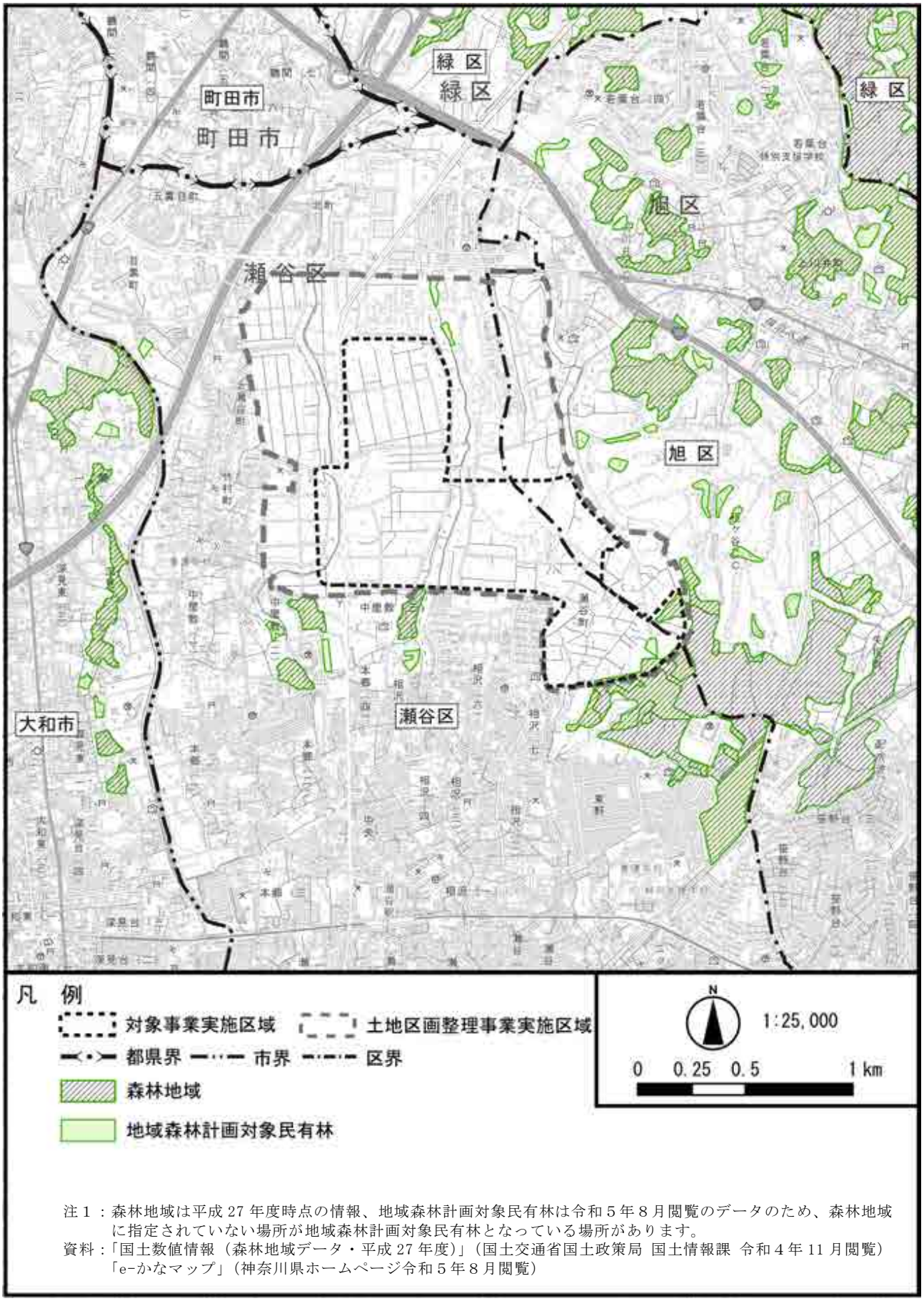

注１：森林地域は平成 27 年度時点の情報、地域森林計画対象民有林は令和５年８月閲覧のデータのため、森林地域に指定されていない場所が地域森林計画対象民有林となっている場所があります。
資料：「国土数値情報（森林地域データ・平成 27 年度）」（国土交通省国土政策局 国土情報課 令和４年 11 月閲覧）
「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ令和５年８月閲覧）

図 3.3-4　土地利用基本計画図（森林地域及び地域森林計画対象民有林）

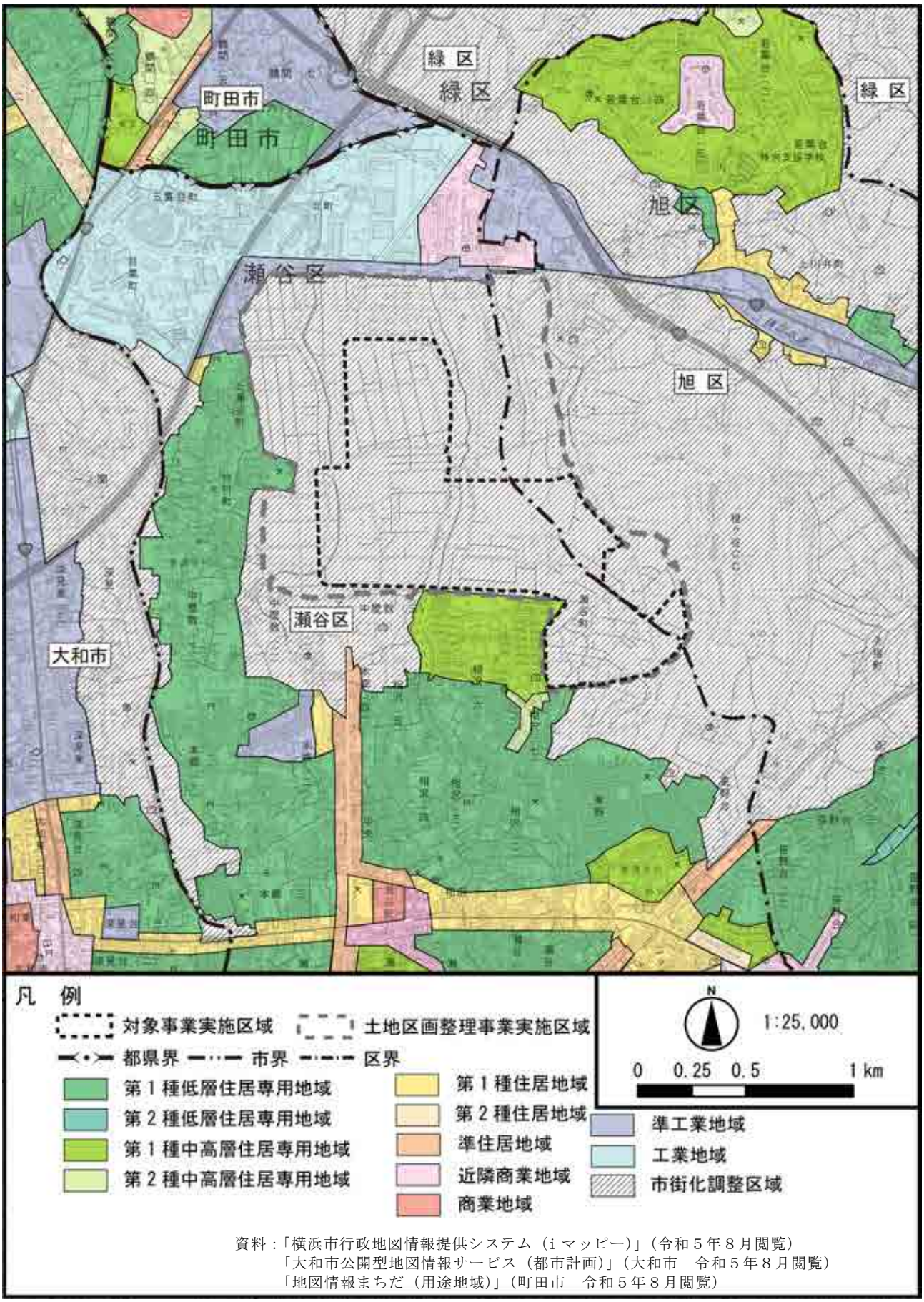

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（ｉマッピー）」（令和５年８月閲覧）
「大和市公開型地図情報サービス（都市計画）」（大和市　令和５年８月閲覧）
「地図情報まちだ（用途地域）」（町田市　令和５年８月閲覧）

図 3.3-5　用途地域図

⑤　都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年９月法律第 72 号）第 12 条第１項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域があり、令和５年８月現在の指定の状況は、表 3.3-10 及び図 3.3-6 に示すとおりです。なお、調査区域には、同法第５条により指定された緑地保全地域はありません。

対象事業実施区域内には特別緑地保全地区の指定はありませんが、対象事業実施区域の南東側に隣接して上川井町露木谷特別緑地保全地区が存在しています。

表 3.3-10　特別緑地保全地区

行政区分	No.	名称	所在地	面積(ha)	指定年月日
横浜市	1	追分特別緑地保全地区	旭区矢指町、下川井町	33.3	当初 H20.3.14 変更 H26.2.5 変更 H31.2.5 変更 R2.2.5
	2	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	旭区上川井町	1.0	H25.2.5
	3	上川井町堀谷特別緑地保全地区	旭区上川井町	1.5	H25.2.5
	4	上川井町中田谷特別緑地保全地区	旭区上川井町	3.1	H25.12.5
	5	上川井町堂谷特別緑地保全地区	旭区上川井町	3.5	H26.7.15
	6	上川井町露木谷特別緑地保全地区	旭区上川井町	10.3	H27.9.4
	7	川井本町特別緑地保全地区	旭区川井本町	3.1	当初 H27.12.4 変更 H28.12.5 変更 R3.12.3
	8	三保特別緑地保全地区	緑区三保町	56.5	当初 H16.1.5 変更 H20.3.14 変更 H23.3.25 変更 H28.2.5 変更 H29.12.5
	9	本郷三丁目特別緑地保全地区	瀬谷区本郷二丁目、本郷三丁目	0.3	H27.9.4

資料：「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ 令和４年 11 月閲覧）
「特別緑地保全地区」指定一覧令和５年２月３日現在（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）

⑥　宅地造成等規制法に基づき指定された宅地造成工事規制区域

調査区域には、「宅地造成等規制法」（昭和 36 年 11 月法律第 191 号）第３条の規定により指定された宅地造成工事規制区域があり、令和５年８月現在の指定の状況は、図 3.3-7 のとおりです。対象事業実施区域内の一部が宅地造成工事規制区域に指定されています。

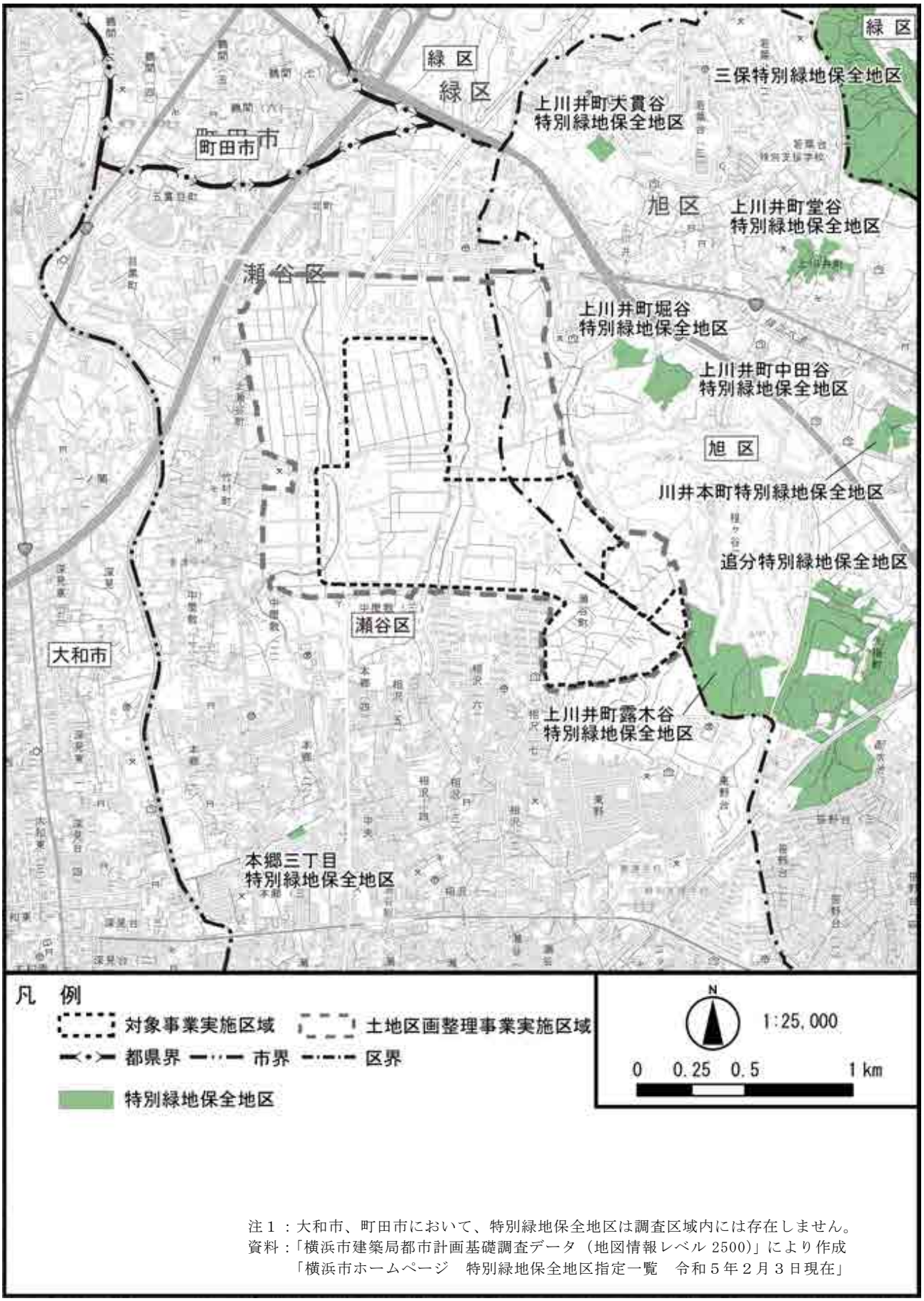

注１：大和市、町田市において、特別緑地保全地区は調査区域内には存在しません。
資料：「横浜市建築局都市計画基礎調査データ（地図情報レベル 2500)」により作成
「横浜市ホームページ　特別緑地保全地区指定一覧　令和５年２月３日現在」

図 3.3-6　特別緑地保全地区

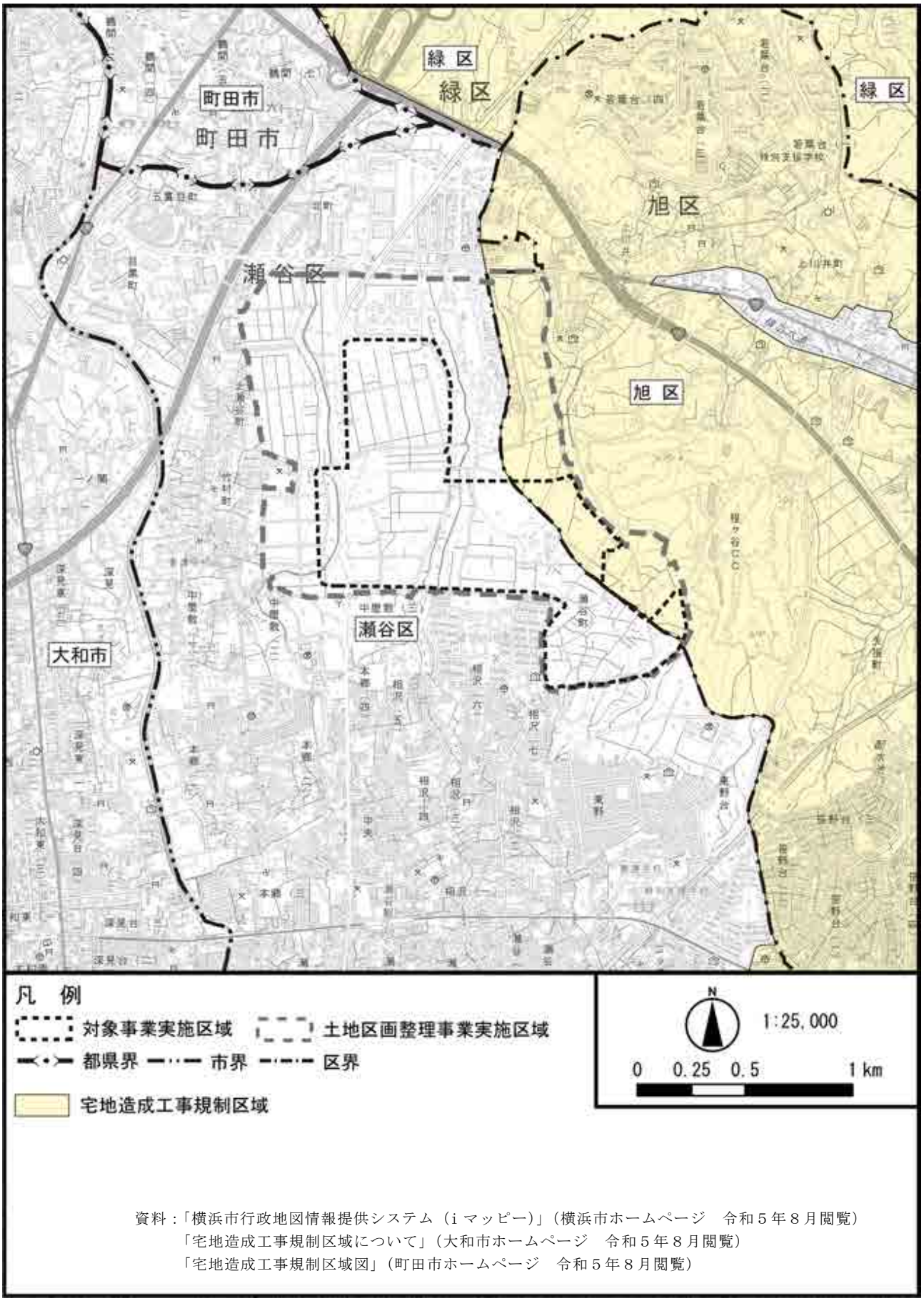

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（ｉマッピー）」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「宅地造成工事規制区域について」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「宅地造成工事規制区域図」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

図 3.3-7　宅地造成工事規制区域指定状況

(3) 自然的土地利用の状況

調査対象地域における自然的土地利用状況は、表 3.3-11 及び図 3.3-8 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区ではそれぞれ 270ha、252ha の農地が存在し、対象事業実施区域内には、比較的大規模な農地が分布しています。大和市の農地は 209.6ha、町田市の農地は 493.7ha 存在しています。

表 3.3-11(1) 自然的土地利用状況（横浜市）

項目	面積（ha）			
	横浜市全域	瀬谷区	旭区	緑区
農地	2,897	270	252	318
山林	3,271	97	303	362
河川・水路・水面	517	12	27	27
荒地・海浜・法面等	887	44	79	79

注１：　　は、対象事業実施区域のある行政区分。
資料：「横浜市土地利用のあらまし　平成元・２年度」
（横浜市建築局企画部都市計画課　令和５年４月）

表 3.3-11(2) 自然的土地利用状況（大和市）

項目		面積（ha）
	田	9.5
	畑	197.5
	耕作放棄地	2.6
	農地小計	209.6
平坦地山林		55.6
傾斜地山林		41.8
河川、水面、水路		16.1
荒地、海浜、河川敷		27.2

注１：平成 27 年度の値
資料：「神奈川県都市整備統計年報　2022（令和４年度)」
（神奈川県土整備局都市部都市計画課　令和５年３月）

表 3.3-11(3) 自然的土地利用状況（町田市）

項目	面積（ha）
農用地	493.7
水面・河川・水路	73.4
森林	1,277.5
原野	208.4

資料：「東京の土地利用（平成 29 年多摩・島しょ地)」
（東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課　平成 31 年５月）　ホームページ令和５年８月閲覧

(4) その他

対象事業実施区域における地下埋設管等の状況は、環状４号線の地下に、水道管、下水道管、通信ケーブルが埋設されています。

大門第二雨水幹線及び相沢雨水幹線はともに対象事業実施区域外にあります。

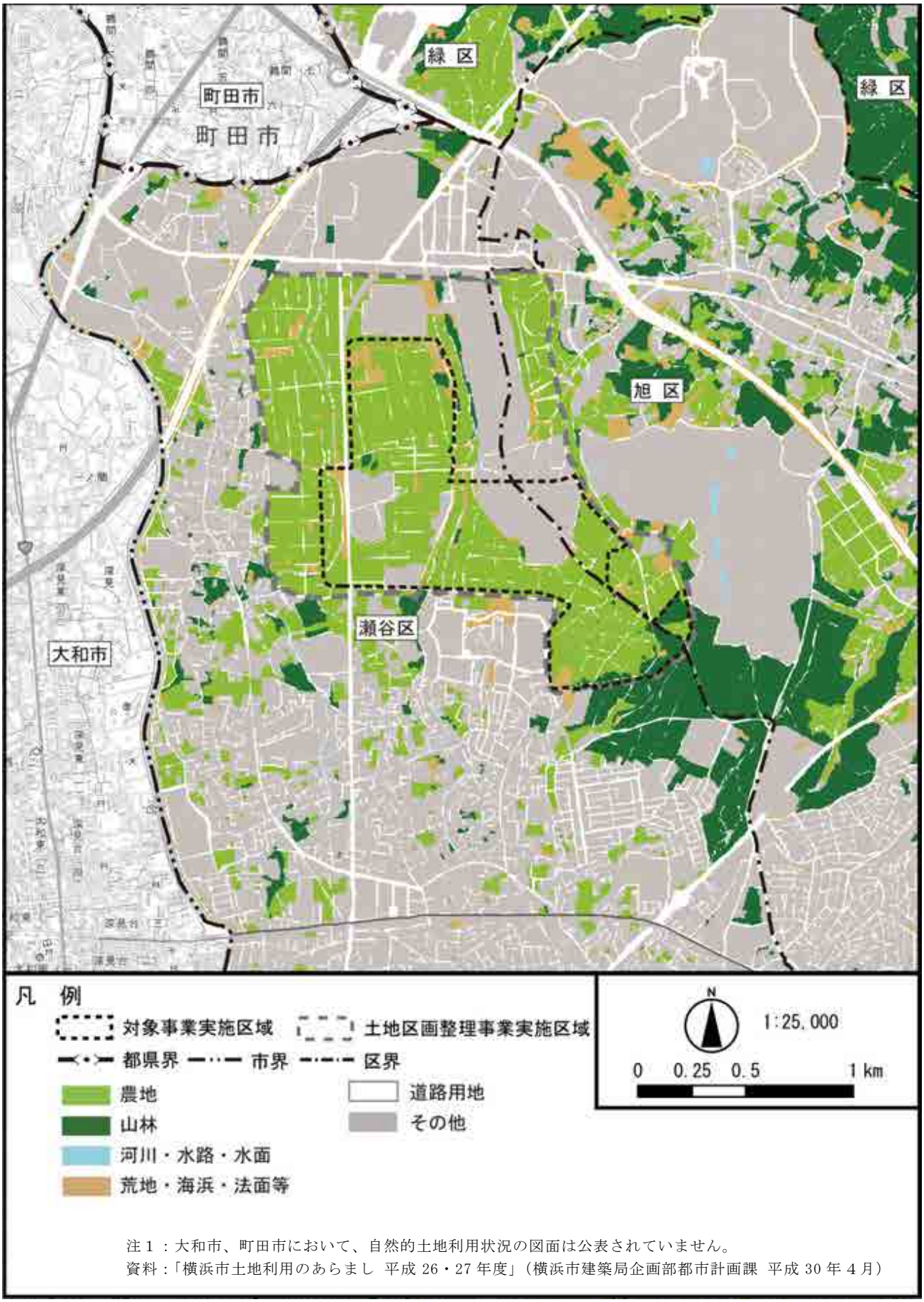

注１：大和市、町田市において、自然的土地利用状況の図面は公表されていません。
資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成 26・27 年度」（横浜市建築局企画部都市計画課 平成 30 年 4 月）

図 3.3-8　自然的土地利用状況

3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 水利用の状況

① 水道用水としての利用

調査対象地域における水道使用件数及び使用量は、表 3.3-12 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺に水道水源として取水されている河川水はなく、対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区は、主に道志川系統の水の給水区域となっています。また、大和市は酒匂川系統の水の給水区域であり、町田市は三郷・朝霞・三園・東村山系の水の給水区域となっています。

表 3.3-12 水道使用件数及び使用量（令和３年度）

行政区域		給水戸数（戸）	使用水量（千 m^3）
横浜市		1,922,053	381,632
	瀬谷区	57,566	11,665
	旭区	117,351	23,913
	緑区	86,581	17,085
大和市		124,398	23,639
町田市		211,169	―

注１：　は、対象事業実施区域のある行政区分。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）

「統計概要」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）

「町田市統計書　令和４年度発行」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

② 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和４年９月に行った結果、横浜川崎治水事務所で把握されている農業用水の取水状況として、和泉川の鍋屋堰（横浜市泉区和泉町 67）での取水が確認されました。

③ 工業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和４年９月に行った結果、工業用水としての取水状況は確認できませんでした。

④ 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周辺における「漁業法」（昭和 24 年 12 月法律第 267 号）に基づく内水面漁業の漁業権は設定されていません。

(2) 地下水等の利用の状況

対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区の地下水利用施設数は表 3.3-13 に、位置は図 3.3-9 に示すとおりです。

「許可対象揚水施設一覧　令和４年４月１日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課　令和４年４月）及び「届出対象揚水施設一覧　令和４年４月１日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課　令和４年４月）によると、対象事業実施区域周辺の地下水利用施設はありませんが、周辺には「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業)」及び「高齢者こども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」の２施設があります。

「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業)」は、旧上瀬谷通信施設の土地利用基本計画に基づく本格的な基盤整備までの間、営農を継続するために必要となる井戸施設を暫定的に整備したもので、令和元年７月から供用を開始しています。また、調査区域内において、同様の目的で、令和元年度に２箇所目の井戸施設の設置工事を行い、令和２年４月から供用を開始しています。

「高齢者こども等が農体験で交流する場づくり実行委員会※」では、作物の水やりなどに使う水の確保のためにさく井したものです。

なお、調査区域における湧水の利用の実態については把握されていません。

表 3.3-13　地下水利用施設数

行政区域	地下水利用施設数（施設）		
	許可対象揚水施設	届出対象揚水施設	合計
瀬谷区	16	11	27
旭区	12	21	33

資料：「許可対象揚水施設一覧　令和４年４月１日現在」
（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課　令和４年４月）
「届出対象揚水施設一覧　令和４年４月１日現在」
（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課　令和４年４月）

※「高齢者こども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」：市民が主体となって行う、地域の課題解決や魅力向上のための施設整備を伴うまちづくりに対して、市が支援、助成を行う「ヨコハマ市民まち普請事業」において、平成 20 年度に上瀬谷農業専用地区内に整備された農業体験を通して、高齢者と地域社会が交流する場づくりを提案した団体名

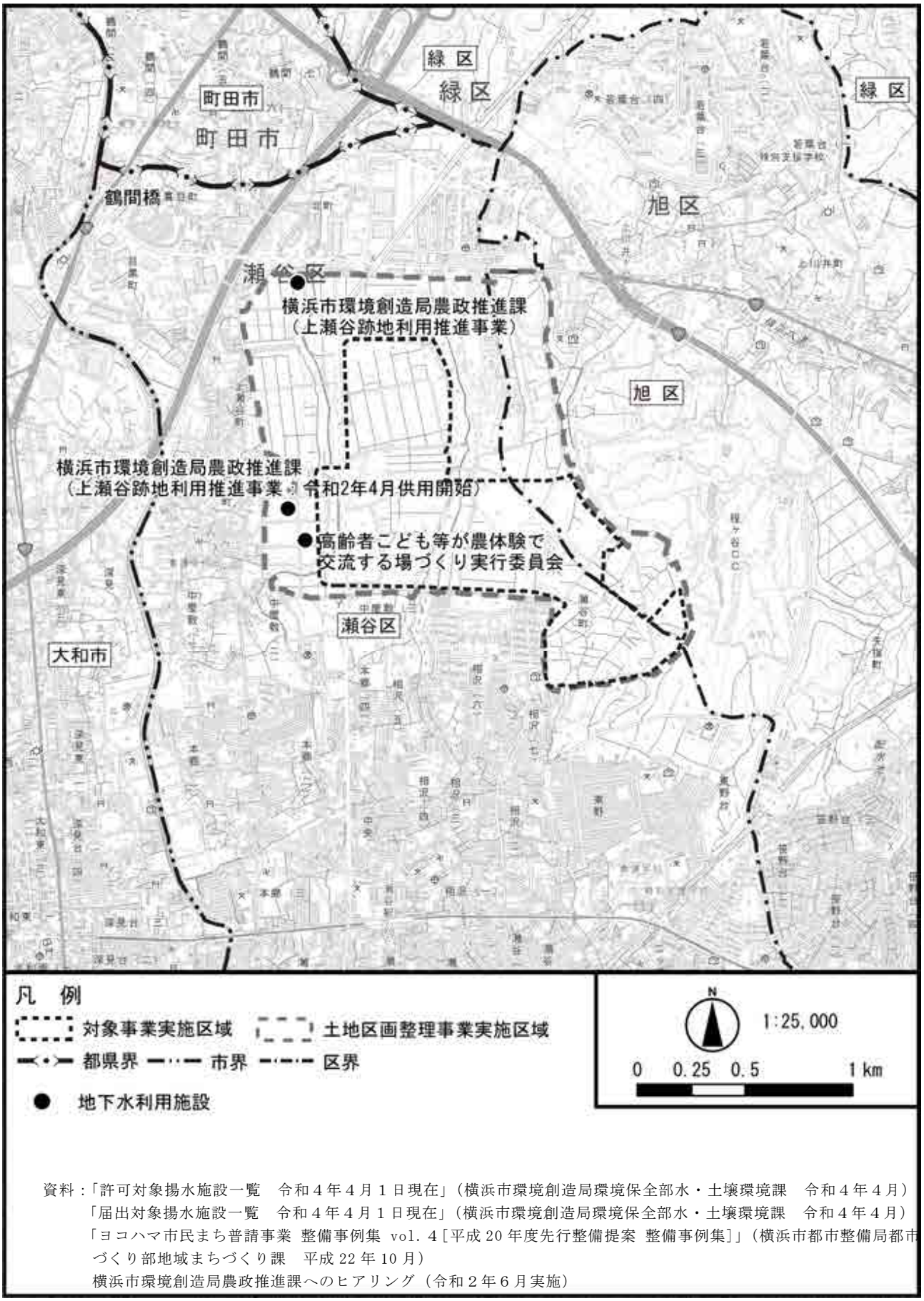

資料：「許可対象揚水施設一覧　令和４年４月１日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課　令和４年４月）
「届出対象揚水施設一覧　令和４年４月１日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課　令和４年４月）
「ヨコハマ市民まち普請事業 整備事例集 vol. 4［平成 20 年度先行整備提案 整備事例集］」（横浜市都市整備局都市づくり部地域まちづくり課　平成 22 年 10 月）
横浜市環境創造局農政推進課へのヒアリング（令和２年６月実施）

図 3.3-9　地下水利用施設位置図

3.3.4 交通の状況

(1) 道路交通の状況

調査区域の主要道路における交通量の状況は表 3.3-14 に、位置及び交通量調査地点は図 3.3-10 に示すとおりです。

対象事業実施区域の周辺には、西側に環状４号線、北側に国道 16 号、南側に県道瀬谷柏尾が通っています。

「平成 27 年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス)」(国土交通省　平成 29 年６月）において、環状４号線の昼間 12 時間の交通量は、瀬谷区本郷三丁目の観測地点（観測地点番号：13）で 10,160 台、瀬谷中学校前の観測地点（観測地点番号：14）で 14,121 台となっています。また、市道五貫目第 33 号線の昼間 12 時間の交通量は 16,875 台（旭区上川井町 1966、観測地点番号：22)、県道瀬谷柏尾の昼間 12 時間の交通量は 7,061 台（二ツ上橋、観測地点番号：21）となっています。

調査区域におけるバス路線は図 3.3-11 に示すとおりです。

調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行していますが、対象事業実施区域内への乗り入れはありません。

対象事業実施区域の周辺では、西側に神奈川中央交通バスの停留所「竹村町」、「中屋敷」等が、南側に神奈川中央交通バスの停留所「細谷戸第４」、「細谷戸第３」等があります。

表 3.3-14(1)　交通量の状況（平日 12 時間）

路線名	観測地点番号	観測地点名[注3]	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度	
			交通量（台）	大型車混入率（%）	交通量（台）	大型車混入率（%）	交通量（台）	大型車混入率（%）
東名高速道路	1	横浜町田～海老名 JCT	－	－	84,110	29.7	－	－
	2	横浜町田 IC～海老名 JCT	－	－	－	－	87,610	28.8
一般国道 16 号	3	旭区上川井町 2455	41,790	27.2	－	－	－	－
	4	旭区上川井町 917	30,588	30.5	－	－	－	－
	5	旭区今宿西町 161-１（今宿）	－	－	－	－	10,502	10.3
	6	旭区上川井町 2454	－	－	38,423	24.9	36,421	24.3
	7	緑区鶴間 1581	－	－	36,729	27.6	－	－
	8	旭区上川井町 1039(上川井 IC)	－	－	－	－	38,431	25.7
一般国道 16 号（保土ケ谷バイパス）	9	旭区今宿一丁目 67（下川井 IC）	86,526	28.2	－	－	74,693	26.9
一般国道 246 号	10	瀬谷区目黒町 11	－	－	38,080	30.0	39,401	29.1

表 3.3-14(2)　交通量の状況（平日 12 時間）

路線名	観測地点番号	観測地点名[注3]	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度	
			交通量（台）	大型車混入率（%）	交通量（台）	大型車混入率（%）	交通量（台）	大型車混入率（%）
一般国道 467 号	11	大和市大和東一丁目 10-２	14,923	14.3	14,635	16.9	－	－
	12	大和市大和東一丁目 10-18	－	－	－	－	14,903	12.5
環状４号線	13	瀬谷区本郷三丁目 16	10,214	11.0	－	－	10,160	9.7
	14	瀬谷中学校前	－	－	－	－	14,121	8.3
	15	瀬谷区北町 25-１	6,766	19.5	－	－	－	－
主要地方道丸子中山茅ヶ崎	16	瀬谷区二ツ橋町 545	29,663	17.6	－	－	－	－
	17	旭区笹野台二丁目３	－	－	25,846	17.1	－	－
	18	二ツ上橋	－	－	－	－	23,555	11.7
主要地方道目黒町町田	19	大和市下鶴間 100	－	－	13,864	8.6	－	－
県道瀬谷柏尾	20	瀬谷区中央七丁目３	10,853	7.5	－	－	－	－
	21	二ツ上橋	－	－	9,308	6.5	7,061	6.6
市道五貫目第 33 号線	22	旭区上川井町 1966	－	－	13,136	39.0	16,875	39.0
	23	瀬谷区北町 40	21,299	30.9	－	－	－	－

注１：表中の観測地点番号は図 3.3-10 に示す番号と対応しています。

注２：交通量は、昼間（午前７時～午後７時）の 12 時間交通量を示しています。

注３：「観測地点名」は実際の住所表記とは異なる場合があります。

資料：「平成 27 年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省　平成 29 年６月）
「平成 22 年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省　平成 23 年９月）
「平成 17 年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省　平成 18 年６月）

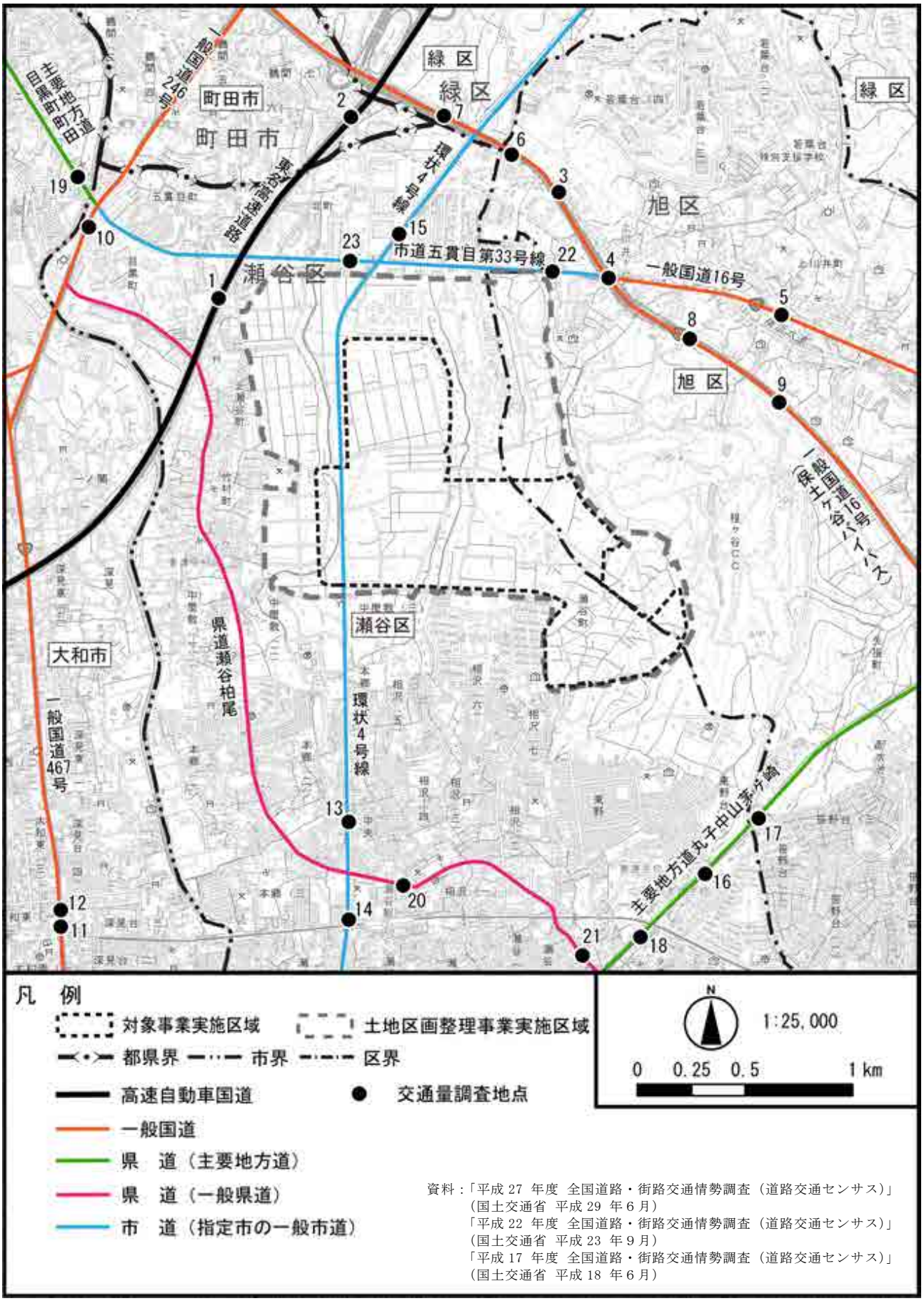

資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」
（国土交通省 平成 29 年６月）
「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」
（国土交通省 平成 23 年９月）
「平成 17 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」
（国土交通省 平成 18 年６月）

図 3.3-10　主要道路網及び交通量調査地点



資料：「横浜市市営バス路線マップ（2023 年 7 月版）」
（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）
「相鉄バス路線図 2022 年 11 月」（相鉄グループホームページ令和 5 年 8 月閲覧）
「神奈川中央交通(株)大和営業所路線図（2023 年 1 月）」、
「神奈川中央交通(株)戸塚営業所路線図（2022 年 4 月）」、
「神奈川中央交通(株)中山営業所路線図（2022 年 4 月）」
(神奈川中央交通(株)ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)
「大和市コミュニティバス路線図深見地域（令和 2 年 10 月）」、
「大和市コミュニティバス路線図北部ルート（令和 4 年 4 月）」
(大和市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)

図 3.3-11　バス路線図

(2) 鉄道の状況

調査区域の鉄道駅の乗車人員の状況は、表 3.3-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域の最寄りの駅は、相鉄本線の瀬谷駅です。瀬谷駅の乗車人数は、平成29年以降おおむね横ばいで推移しています。

シャトルバス発着駅の瀬谷駅、三ツ境駅、南町田グランベリーパーク駅、十日市場駅における令和３年度の１日平均の乗車人数は約 1.6 万人～2.3 万人となっています。

表 3.3-15　鉄道駅の乗車人数（１日平均）

（単位：人）

路線	駅名	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
相模鉄道本線	希望ヶ丘駅	17,732	17,446	13,482	14,277	15,092
	三ツ境駅	29,043	28,823	21,960	23,130	24,477
	瀬谷駅	22,474	22,215	17,168	17,920	18,948
	大和駅	56,810	58,716	46,085	46,992	－
小田急江ノ島線	大和駅	58,964	60,347	47,204	48,243	－
	鶴間駅	15,298	15,454	12,535	12,513	－
東急田園都市線	つきみ野駅	5,376	5,374	4,209	4,423	－
	南町田グランベリーパーク駅	15,121	20,019	17,121	18,937	－
	すずかけ台駅	5,863	5,842	3,896	4,526	－
	長津田駅	71,013	70,605	49,474	55,875	61,100
ＪＲ横浜線	長津田駅	61,167	61,184	44,789	49,039	53,506
	十日市場駅	20,804	20,598	15,026	16,509	17,611

注１：大和駅は乗換人数を含みます。
注２：東急田園都市線の南町田グランベリーパーク駅及びすずかけ台駅の乗車人数１日平均は、年間の乗車人数を令和元年度は 366 日、それ以外の年度は 365 日で除した人数を示しています。
注３：南町田駅は、令和元年 10 月１日より、南町田グランベリーパーク駅に改称されました。
注４：横浜市の統計書で公表された JR の最新年は令和４年度となっています。
注５：大和市の統計概要で公表された最新年は令和３年度となっています。
注６：町田市の統計書で公表された最新年は令和３年度となっています。
資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「大和市統計概要」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「町田市統計書　令和４年度発行」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

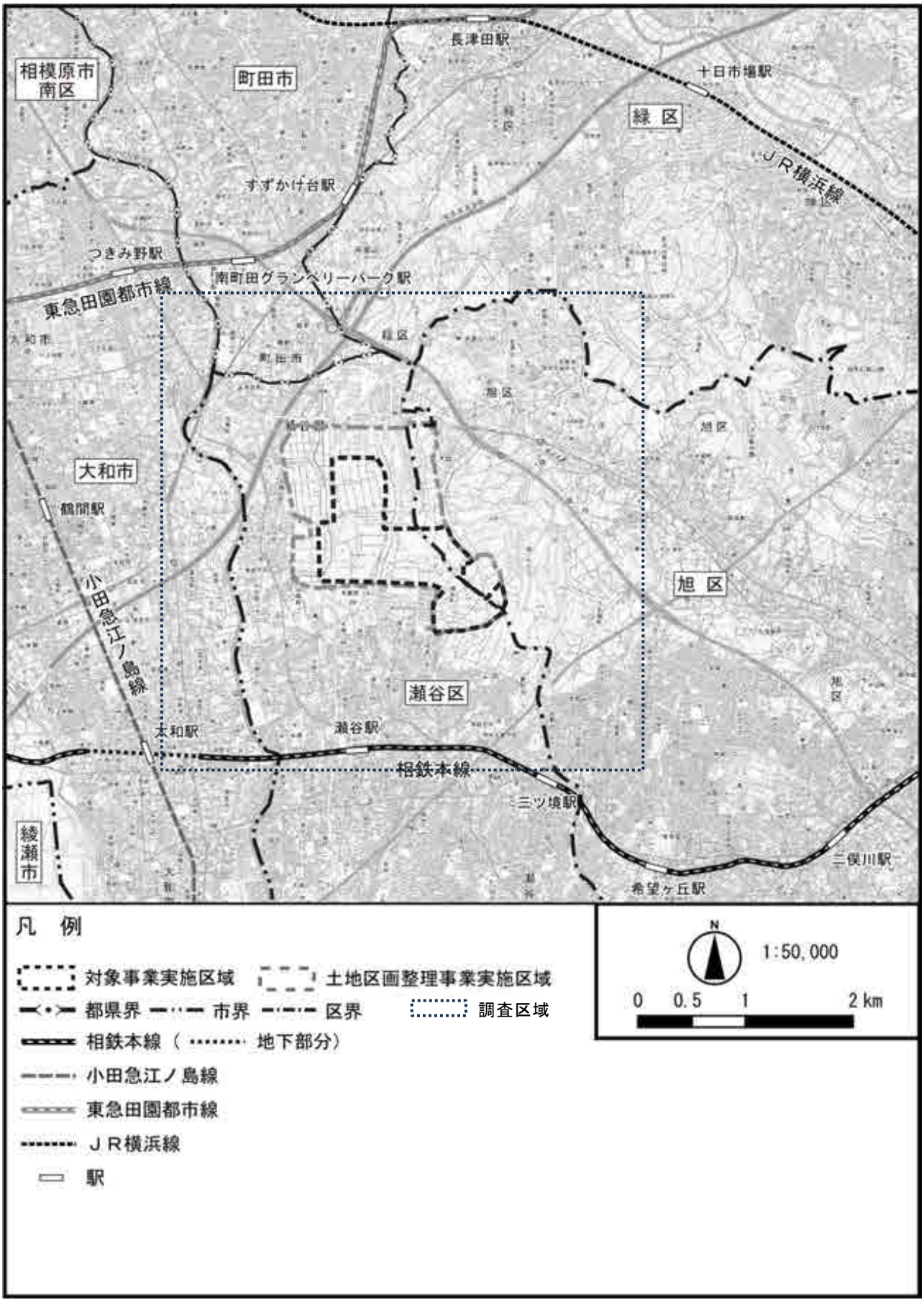
相模原市
南区
町田市
長津田駅
十日市場駅
緑 区
ＪＲ横浜線
すずかけ台駅
つきみ野駅
南町田グランベリーパーク駅
東急田園都市線
大和市
鶴間駅
小田急江ノ島線
旭 区
瀬谷区
大和駅
瀬谷駅
相鉄本線
三ツ境駅
綾瀬市
二俣川駅
希望ヶ丘駅
凡 例
対象事業実施区域
土地区画整理事業実施区域
都県界
市界
区界
調査区域
相鉄本線（ 地下部分）
小田急江ノ島線
東急田園都市線
ＪＲ横浜線
駅
N
1:50,000
0 0.5 1 2 km

図 3.3-12　鉄道網図

3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「配慮が特に必要な施設」といいます。）として、教育機関等、医療機関等、官公庁等、福祉施設等、その他の市民利用施設等及び公園・緑地等があげられます。調査区域における配慮が特に必要な施設は、表 3.3-16～表 3.3-21 及び図 3.3-13～図 3.3-18 に示すとおりです。

住宅地については、主に対象事業実施区域の南側に隣接する地域に細谷戸団地が、西から南西側に隣接する地域には上瀬谷町、竹村町、中屋敷の集落が立地しています（土地利用現況図は前掲図 3.3-1（p.3-111）、用途地域は前掲図 3.3-5（p.3-115）参照）。

(1) 主な教育機関等

調査区域における教育機関等は、表 3.3-16 及び図 3.3-13 に示すとおりです。

調査区域内においては、保育所・幼稚園等が 39 施設、小学校が 10 校、中学校が３校、高等学校が３校、養護学校・特別支援学校が４校、専修学校が２校、大学が１校存在しています。このうち、対象事業実施区域周辺においては、「横浜市中屋敷保育園（S01）」、「わらべ細谷戸保育園（S02）」、「横浜市立上瀬谷小学校（S20）」、「横浜市立東野中学校（S25）」、「神奈川県立横浜瀬谷高等学校（S26）」、「横浜三育小学校（A13）」が存在しています。

表 3.3-16(1)　教育機関等

行政区分	種類	No.	名称	住所
瀬谷区	保育所・幼稚園	S01	横浜市中屋敷保育園	中屋敷二丁目 29-2
		S02	わらべ細谷戸保育園	瀬谷町 5945
		S03	横浜市二ツ橋保育園	二ツ橋町 527-2
		S04	瀬谷愛児園	相沢七丁目 23-1
		S05	保育ルーム「ばおばぶ」	三ツ境五丁目５グレートヒル三ツ境
		S06	シャローム三育保育園	二ツ橋町 469
		S07	ゆたか保育園	瀬谷一丁目 1-3
		S08	ティンクル瀬谷保育園	瀬谷四丁目 25-2
		S09	Gakken ほいくえん二ツ橋	二ツ橋町 351-3
		S10	ネスト瀬谷	中央六丁目 15
		S11	はぐ@ねすと	三ツ境五丁目 14 ラフィネエスパース 303
		S12	てぃんく２@ねすと	瀬谷四丁目 5-32
		S13	認定こども園あづまの幼稚園・あづまのナーサリー	東野台 38
		S14	保育室「ネスト」	三ツ境 17 番地１
		S15	保育所　フルまる～む	瀬谷一丁目 13-9
		S16	相沢幼稚園	相沢二丁目 42-2
		S17	ゆたか幼稚園	瀬谷一丁目 1-1
		S18	瀬谷そらいろ保育園	瀬谷四丁目 5-12　サンライフ平本１階
	小学校	S19	横浜市立瀬谷小学校	相沢四丁目 1-1
		S20	横浜市立上瀬谷小学校	瀬谷町 7140
		S21	横浜市立二つ橋小学校	二ツ橋町 507
		S22	横浜市立相沢小学校	相沢二丁目 56-1
		S23	横浜市立大門小学校	本郷三丁目 47-5

表 3.3-16(2)　教育機関等

行政区分	種類	No.	名称	住所
瀬谷区	中学校	S24	横浜市立瀬谷中学校	中央五丁目 41
		S25	横浜市立東野中学校	東野 130
	高等学校	S26	神奈川県立横浜瀬谷高等学校	東野台 29-1
	特別支援学校	S27	神奈川県立瀬谷支援学校	竹村町 28-1
		S28	神奈川県立三ツ境支援学校	二ツ橋町 468
		S29	横浜市立二つ橋高等特別支援学校	二ツ橋町 470
旭区	保育所・幼稚園	A01	若葉台こども園	若葉台二丁目 20-1
		A02	三ツ境たんぽぽ保育園	笹野台二丁目 9-28
		A03	とこちゃん☆みっつ保育園	笹野台一丁目 1-43 第二廣島ビル 601
		A04	プレスクール若葉幼稚園	若葉台二丁目 9-2
		A05	上川井幼稚園	上川井町 1212-6
		A06	認定こども園オーセルわかば幼稚園	若葉台一丁目 7-1
		A07	わかばの森保育園	若葉台二丁目 14-1
		A08	オレンジ託児所	上川井町 2694-20
		A09	聖マリアンナはなみずき保育園	矢指町 1197-1
		A10	ゆずの木保育園	笹野台一丁目１－43
		A11	The King’s Christian School	上川井町 1437－4
	小学校	A12	横浜市立上川井小学校	上川井町 2913
		A13	横浜三育小学校	上川井町 1985
		A14	横浜市立若葉台小学校	若葉台二丁目 14-1
	中学校	A15	横浜市立若葉台中学校	若葉台一丁目 13-1
	高等学校	A16	星槎高等学校	若葉台四丁目 35-1
	特別支援校	A17	横浜市立若葉台特別支援学校	若葉台二丁目 1-1
緑区	大学	M01	東洋英和女学院大学	三保町 32
大和市	保育所・幼稚園	Y01	保育園おひさまのほっぺ	下鶴間 2748-2
		Y02	深見台保育園	深見台四丁目 10-23
		Y03	さなぎっこ保育園	大和東三丁目 7-2
		Y04	大和オハナ保育園	大和東一丁目 6-72F
		Y05	パレット保育園・大和	大和東一丁目 7-22 ますみビル
		Y06	とこちゃん保育園	大和南一丁目 16-25
		Y07	大和 YMCA 保育園	大和東三丁目 3-16
		Y08	ふかみ幼稚園	深見東三丁目 5-16
		Y09	大和幼稚園	大和東一丁目 7-16
		Y10	大和市屋内こども広場保育室	大和南一丁目 8-1
	小学校	Y11	大和市立大和東小学校	深見 1805
	高等学校	Y12	神奈川県立大和東高等学校	深見 1760
	特別支援学校	Y13	瀬谷支援学校大和東分教室	深見 1760
	専修学校	Y14	大和商業高等専修学校	深見東一丁目 1-9
		Y15	柏木実業専門学校	深見東一丁目 1-9
町田市	小学校	MC01	鶴間小学校	鶴間四丁目 17-1

注１：表中の No.は図 3.3-13 に示す番号と対応しています。

資料：「保育所・保育施設検索(ここ de サーチ)」(横浜市ホームページ 令和５年９月閲覧)
「病児病後児保育一覧（令和５年３月１日更新)」(横浜市ホームページ 令和５年９月閲覧)
「乳幼児一時預かり事業（令和５年４月１日時点)」(横浜市ホームページ 令和５年９月閲覧)
「幼稚園・認定こども園一覧（令和５年８月 21 日現在)」(横浜市ホームページ 令和５年９月閲覧)
「横浜市立学校名簿（令和５年４月１日現在)」(横浜市ホームページ 令和５年９月閲覧)
「特定教育・保育施設一覧（令和５年５月８日更新)」(大和市ホームページ 令和５年９月閲覧)
「幼稚園一覧令和５年度（令和５年５月８日更新)」(大和市ホームページ 令和５年９月閲覧)」
「公開型地図情報サービス」(大和市ホームページ 令和４年 11 月閲覧)
「神奈川県公立学校名簿（令和５年４月１日現在)」(神奈川県ホームページ 令和５年９月閲覧)
「神奈川県私立学校名簿（令和５年４月１日現在)」(神奈川県ホームページ 令和５年９月閲覧)
「県内大学一覧」(神奈川県ホームページ 令和５年９月閲覧)
「町田市 2023 年度入園のしおり」(町田市ホームページ 令和５年９月閲覧)
「町田子育てサイト」(町田市ホームページ 令和５年９月閲覧)
「認可外保育施設（ベビーホテル・事業所内・院内・その他）一覧（令和５年８月１日現在)」(東京都福祉保健局 令和５年９月閲覧)
「東京都公立学校一覧（令和４年 12 月 28 日更新)」(東京都教育委員会ホームページ 令和５年９月閲覧)
「東京都私立学校一覧（令和５年４月１日現在)」(東京都生活文化スポーツ局ホームページ 令和５年９月閲覧)

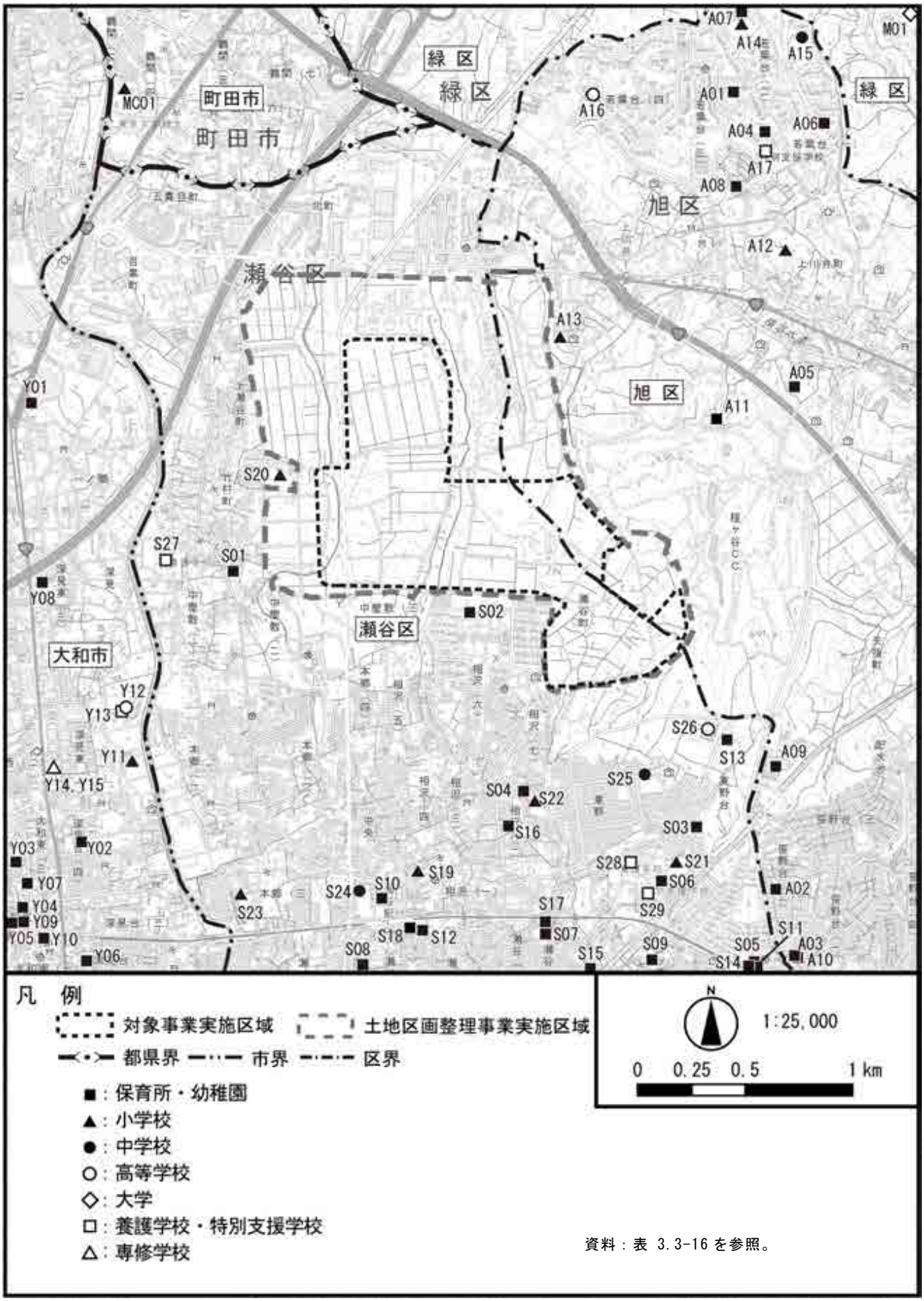

図 3.3-13　教育機関等の位置図

(2) 主な医療機関等

調査区域における主な医療機関は、表 3.3-17 及び図 3.3-14 に示すとおりです。

調査区域内においては、主な医療機関が８施設存在します。

表 3.3-17　主な医療機関

行政区分	No.	施設名	所在地
瀬谷区	S01	瀬谷区休日急患診療所	二ツ橋町 489-46
	S02	医療法人産育会堀病院	二ツ橋町 292
旭区	A01	赤枝病院	上川井町 578-２
	A02	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	矢指町 1197-１
	A03	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	若葉台四丁目 20-１
	A04	あさひの丘病院	川井本町 128-１
	A05	神奈川病院	川井本町 122-１
町田市	MC01	南町田病院	鶴間四丁目４-１

注１：表中の No.は図 3.3-14 に示す番号と対応しています。

資料：「神奈川県医療機関名簿」（神奈川県健康医療局 保健医療部医療課　令和５年９月閲覧）

（神奈川県健康福祉局 健康安全部医療安全課ホームページ　令和５年９月閲覧）

「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧）

「市内の病院一覧」（一般社団法人町田市医師会ホームページ　令和５年９月閲覧）

(3) 主な官公庁等

調査区域における主な官公庁等は、表 3.3-18 及び図 3.3-15 に示すとおりです。

調査区域内においては、市役所の連絡所が１施設、消防署が２施設、郵便局が７施設存在しています。

表 3.3-18　主な官公庁等

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	消防署	S01	中瀬谷消防出張所	中屋敷二丁目 16-15
	郵便局	S02	横浜卸本町簡易郵便局	卸本町 9308-19
		S03	三ツ境駅北口郵便局	三ツ境５-35
		S04	横浜瀬谷北郵便局	相沢一丁目５-６
		S05	横浜細谷戸郵便局	相沢六丁目 18-10
		S06	横浜本郷原郵便局	本郷二丁目 41-５
旭区	消防署	A01	若葉台消防出張所	若葉台三丁目１-１
	郵便局	A02	横浜若葉台郵便局	若葉台三丁目５-１
大和市	市役所	Y01	大和市役所大和連絡所	大和南一丁目８-１
	郵便局	Y02	南大和郵便局	大和南一丁目８-１

注１：表中の No.は図 3.3-15 に示す番号と対応しています。

資料：「2023 年度版横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧）

「大和市市民便利帳」（大和市ホームページ　令和５年９月閲覧）

「郵便局・ATM をさがす」（日本郵政グループホームページ　令和５年９月閲覧）

「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧）

「大和市　公開型地図情報サービス」（大和市ホームページ　令和５年９月閲覧）

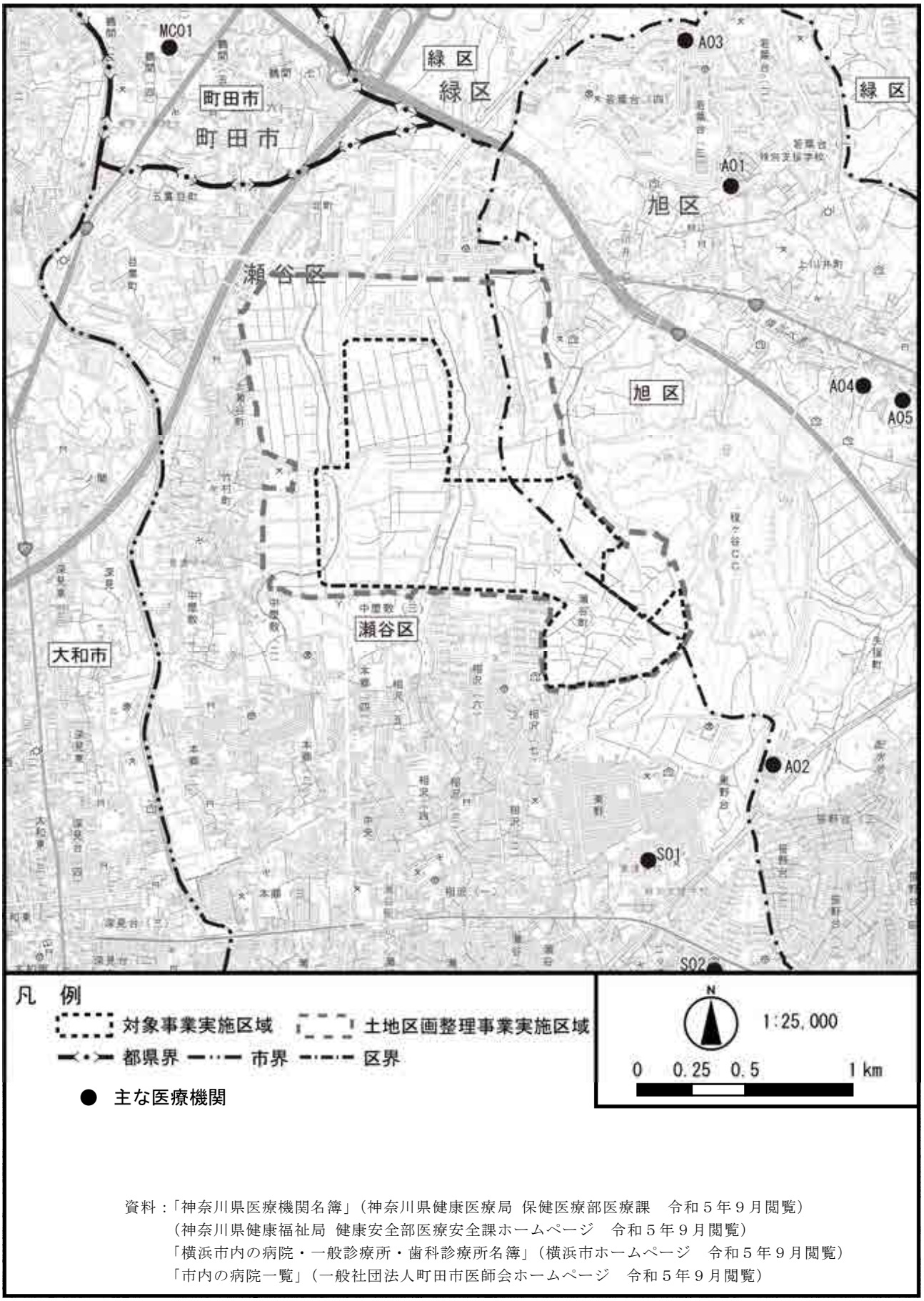

資料：「神奈川県医療機関名簿」（神奈川県健康医療局 保健医療部医療課　令和５年９月閲覧）
（神奈川県健康福祉局 健康安全部医療安全課ホームページ　令和５年９月閲覧）
「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧）
「市内の病院一覧」（一般社団法人町田市医師会ホームページ　令和５年９月閲覧）

図 3.3-14　主な医療機関の位置図

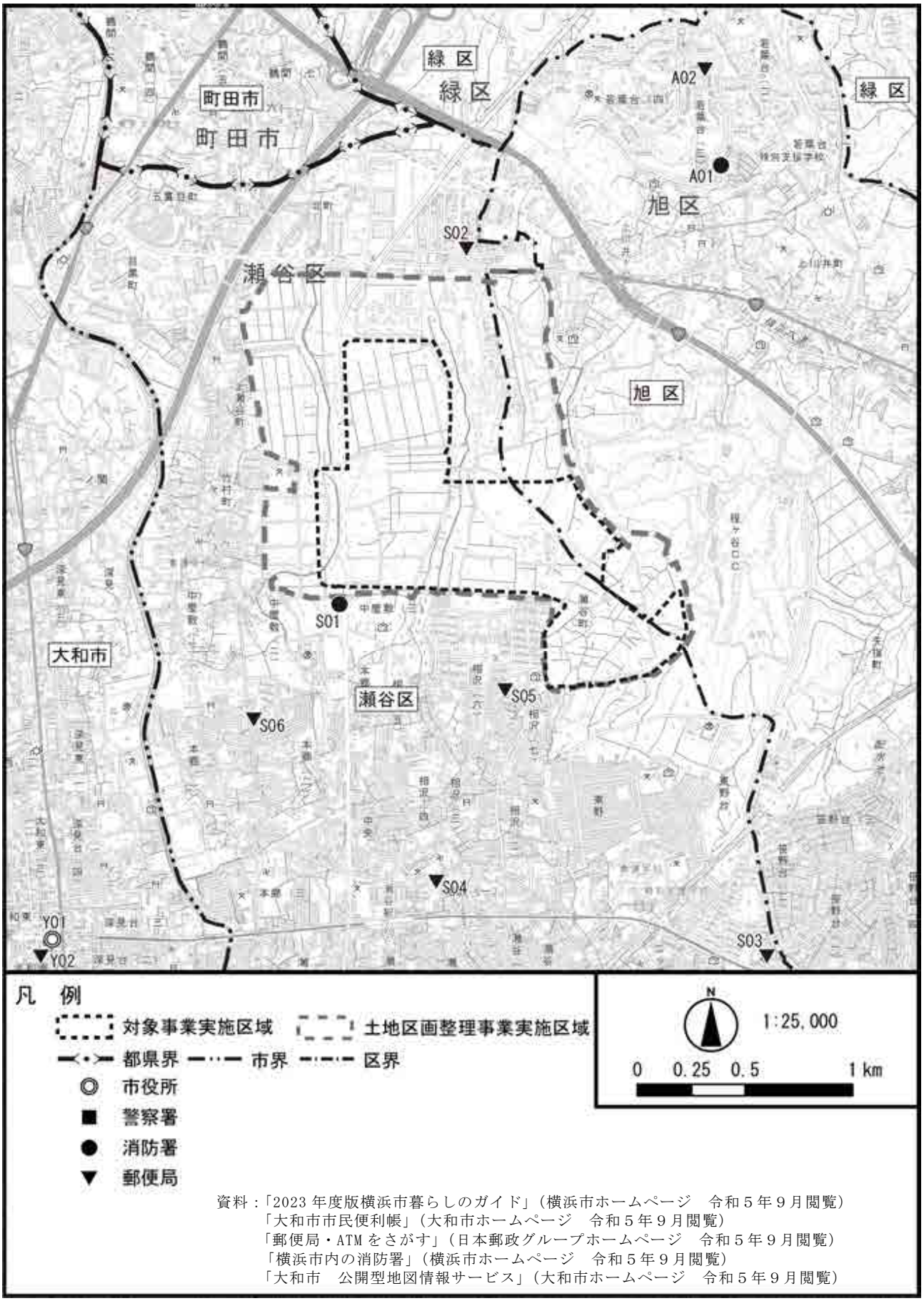

資料：「2023 年度版横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧）
「大和市市民便利帳」（大和市ホームページ　令和５年９月閲覧）
「郵便局・ATM をさがす」（日本郵政グループホームページ　令和５年９月閲覧）
「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧）
「大和市　公開型地図情報サービス」（大和市ホームページ　令和５年９月閲覧）

図 3.3-15　主な官公庁等の位置図

(4) 主な福祉施設等

調査区域内における主な福祉施設は表 3.3-19 及び図 3.3-16 に示すとおりです。調査区域内においては福祉施設が 60 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な福祉施設等は、北東側に「シャローム横浜（A02)」、「シャローム桜山（A07)」、南側に「ファミリーイン瀬谷（S02)」、「愛成苑（S03)」、「サンライズ・ホーム瀬谷市民の森（S12)」、南西側に「横浜市中屋敷地域ケアプラザ（S26)」があります。

表 3.3-19(1)　主な福祉施設

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	特別養護老人ホーム	S01	ひだまり館	二ツ橋町 283-1
		S02	ファミリーイン瀬谷	中屋敷三丁目 11-1
		S03	愛成苑	瀬谷町 4131-16
		S04	ラペ瀬谷	目黒町 21-10
	軽費老人ホーム	S05	東野園	東野台 26
	介護老人保健施設	S06	ハートフル瀬谷	中屋敷二丁目 2-1
	認知症高齢者グループホーム	S07	グループホーム泉の郷本郷	本郷一丁目 55-1
		S08	サロン・ド・せや	中屋敷一丁目 37-8
		S09	グループホームこころ	本郷三丁目 25-1
		S10	グループホームソラスト瀬谷	本郷三丁目 49-1
		S11	特定非営利活動法人ふるさとホーム瀬谷	相沢四丁目 10-36
		S12	サンライズ・ホーム瀬谷市民の森	瀬谷町 5631-1
		S13	グループホームみんなの家横浜瀬谷	中屋敷二丁目 6-15
		S14	グループホームみんなの家横浜上瀬谷	上瀬谷町 56-4
		S15	グループホームきずな	東野台 40
		S16	ニチイケアセンター横浜瀬谷	本郷三丁目 63-5
	介護付有料老人ホーム等	S17	サンライズ･ヴィラ瀬谷	相沢七丁目 9-2
		S18	ホームステーションらいふ瀬谷	瀬谷区相沢六丁目 4-7
	住宅型有料老人ホーム	S19	アシステッド・ナーシング輝の杜	五貫目町 10-38
		S20	住宅型有料老人ホームフォンテーヌ横浜町田壱番館	五貫目町 18-19
		S21	住宅型有料老人ホームフォンテーヌ横浜町田弐番館	五貫目町 18-1
		S22	ベストライフ横浜瀬谷	本郷一丁目 14-13
	小規模多機能型居宅介護	S23	小規模多機能ホームあんのん	本郷三丁目 1-17
		S24	小規模多機能型居宅介護事業所アカシア	本郷一丁目 14-13
		S25	咲くや愛成	相沢七丁目 13
	地域ケアプラザ	S26	横浜市中屋敷地域ケアプラザ	中屋敷二丁目 18-6
		S27	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	二ツ橋町 469
	社会福祉協議会	S28	瀬谷区社会福祉協議会	二ツ橋町 469
	在宅医療連携拠点	S29	横浜市瀬谷区医師会	二ツ橋町 489－46
	地域子育て支援拠点	S30	にこてらす	二ツ橋町 469
旭区	特別養護老人ホーム	A01	あだちホーム	上川井町 2287
		A02	シャローム横浜	上川井町 1988
		A03	サニーヒル横浜	上川井町 426
		A04	水の郷	上川井町 3059
		A05	弥生苑	上川井町 1241-1
		A06	旭ホーム	川井本町 154-6
	ケアハウス	A07	シャローム桜山	上川井町 1988
	介護老人保健施設	A08	グリーンリーブズ赤枝	上川井町 2694-7
		A09	希望の森	上川井町 2968-2
	認知症高齢者グループホーム	A10	花物語あさひ	上川井町 2269
		A11	青い空と緑の大地	上川井町 2911-5
		A12	グループホームつどい	下川井町 2218-25

表 3.3-19(2)　主な福祉施設

行政区分	種類	No.	名称	所在地
旭区	介護付有料老人ホーム等	A13	トレクォーレ横浜若葉台	若葉台四丁目 36-1
		A14	ヴィンテージ・ヴィラ横浜	若葉台四丁目 26
	住宅型有料老人ホーム	A15	アモーレ水の郷	上川井町 169
	地域ケアプラザ	A16	横浜市若葉台地域ケアプラザ	若葉台四丁目 16-1
		A17	横浜市笹野台地域ケアプラザ	笹野台二丁目 32-1
大和市	特別養護老人ホーム（介護付有料老人ホーム）	Y01	ベルビルガーデンやまと	深見 713-2
		Y02	ホームステーションらいふ大和	深見東一丁目 4-10
	介護老人福祉施設	Y03	ル・リアンふかみ	深見 2106-1
	小規模多機能型居宅介護	Y04	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	Y05	特別養護老人ホーム晃風園ぬくもり	深見 1736-2
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	Y06	グループホーム晃風園	深見東三丁目 2-5
		Y04	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17
		Y07	大和 YMCA グループホーム	大和東三丁目 3-16
	地域包括支援センター	Y08	深見大和地域包括支援センター(大和 YMCA)	大和東三丁目 3-16
町田市	介護老人保健施設	MC01	オネスティ南町田	鶴間七丁目 3-3
	認知症高齢者グループホーム	MC02	花物語まちだ南	鶴間六丁目 18-40
	有料老人ホーム	MC03	ひだまりガーデン南町田	鶴間四丁目 14-1
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	MC04	ペンギンステイ南町田	鶴間四丁目 5-8

注１：表中の No.は図 3.3-16 に示す番号と対応しています。

資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和５年９月１日現在)」(横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧)
「地域ケアプラザ紹介」(横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧)
「介護保険サービス提供事業所一覧」(令和４年 12 月１日現在)」(大和市ホームページ　令和５年９月閲覧)
「社会福祉施設等一覧」(東京都福祉局ホームページ　令和５年９月閲覧)
「地域子育て支援拠点」(横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧)

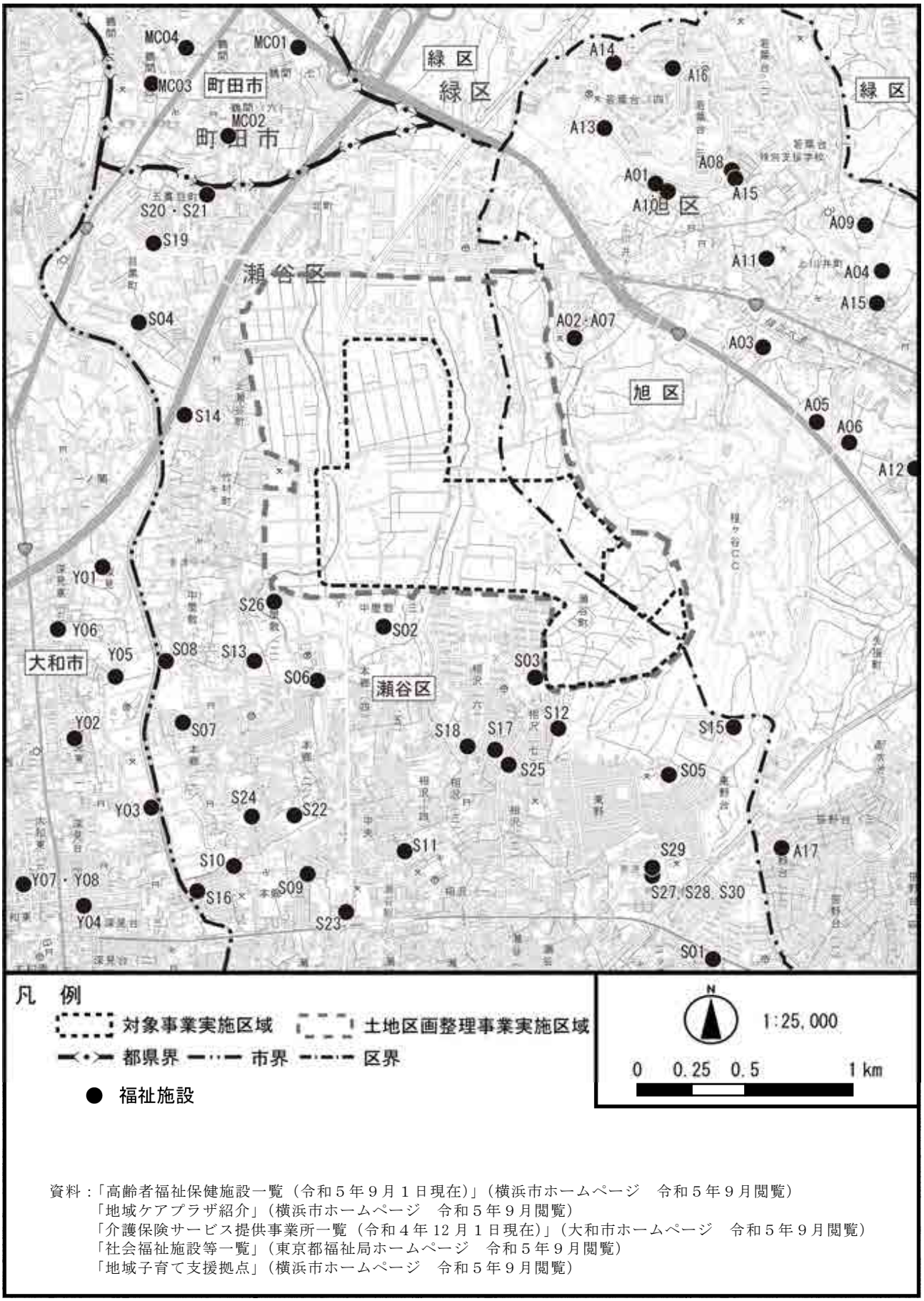

資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和５年９月１日現在）」（横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧）
「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧）
「介護保険サービス提供事業所一覧（令和４年 12 月１日現在）」（大和市ホームページ　令和５年９月閲覧）
「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ　令和５年９月閲覧）
「地域子育て支援拠点」（横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧）

図 3.3-16　主な福祉施設等の位置図

(5) その他の市民利用施設等

調査区域におけるその他の市民利用施設は、表 3.3-20 及び図 3.3-17 に示すとおりです。

調査区域内においては、各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が 19 施設存在し、対象事業実施区域周辺には「中屋敷地区センター（S02)」及び「東野コミュニティハウス（S03)」等が存在しています。

表 3.3-20 その他の市民利用施設

行政区分	施設	No.	名称	所在地
瀬谷区	図書館	S01	瀬谷図書館	本郷三丁目 22-1
	地区センター	S02	中屋敷地区センター	中屋敷二丁目 18-6
	コミュニティハウス	S03	東野コミュニティハウス	東野 130
	市民活動支援センター	S04	瀬谷区民活動センター	二ツ橋町 469
	区民文化センター	S05	あじさいプラザ（瀬谷区民文化センター）	瀬谷四丁目 4-10
	その他	S06	横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス（まるたのしろ）	本郷二丁目 28-4
旭区	地区センター	A01	若葉台地区センター	若葉台三丁目 4-2
	スポーツ施設	A02	大貫谷公園プール	若葉台四丁目 35
	コミュニティハウス	A03	横浜わかば学園コミュニティハウス	若葉台二丁目 1-1
大和市	図書館	Y01	大和市立図書館（シリウス内）	大和南一丁目 8-1
	コミュニティセンター	Y02	コミュニティセンター深見北会館	深見 498-5
		Y03	コミュニティセンター深見中会館	深見台四丁目 10-29
	スポーツ施設	Y04	深見歴史の森スポーツ広場	下鶴間 2747-1
	学習センター	Y05	大和市生涯学習センター（シリウス内）	大和南一丁目 8-1
	その他	Y06	大和市下鶴間ふるさと館	下鶴間 2359-5
		Y07	文化創造拠点シリウス	大和南一丁目 8-1
		Y08	やまと芸術文化ホール（シリウス内）	大和南一丁目 8-1
		Y09	ぷらっと大和（シリウス内）	大和南一丁目 8-1
町田市	その他	MC01	南町田会館	鶴間三丁目 16-1

注１：表中の No.は図 3.3-17 に示す番号と対応しています。

資料：「2023 年度版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和５年９月閲覧）

「瀬谷中央公園こどもログハウス」（令和５年９月閲覧）

「大和市コミュニティセンター一覧」（大和市役所生活あんしん課ホームページ 令和５年９月閲覧）

「図書施設一覧 マップ」（大和市ホームページ 令和５年９月閲覧）

「公開型地図情報サービス」（大和市ホームページ 令和５年９月閲覧）

「大和市スポーツ関連施設一覧」（大和市文化スポーツ部 スポーツ課ホームページ 令和５年９月閲覧）

「集会施設のご案内」（町田市ホームページ 令和５年９月閲覧）

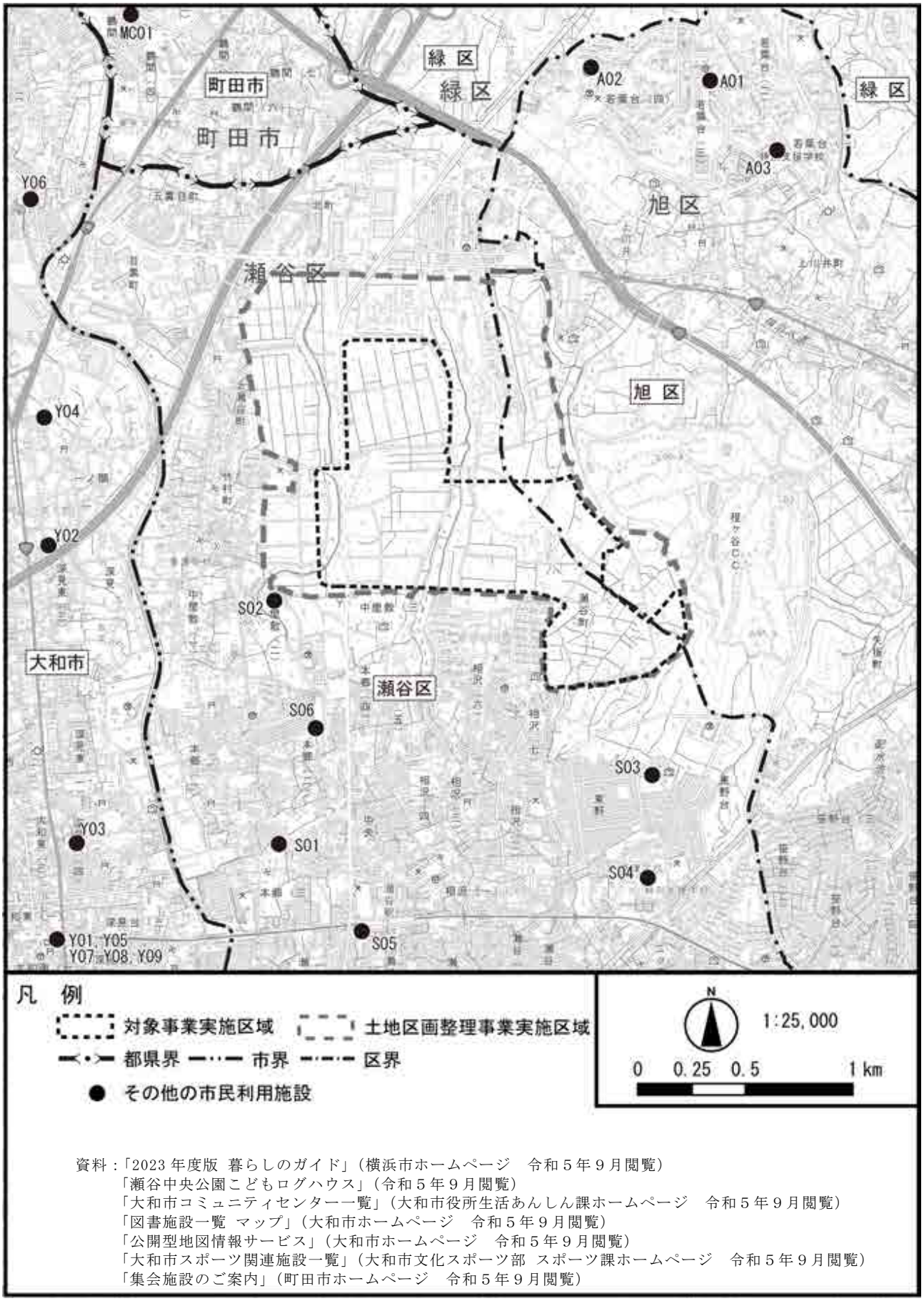

資料：「2023 年度版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧）
「瀬谷中央公園こどもログハウス」（令和５年９月閲覧）
「大和市コミュニティセンター一覧」（大和市役所生活あんしん課ホームページ　令和５年９月閲覧）
「図書施設一覧 マップ」（大和市ホームページ　令和５年９月閲覧）
「公開型地図情報サービス」（大和市ホームページ　令和５年９月閲覧）
「大和市スポーツ関連施設一覧」（大和市文化スポーツ部 スポーツ課ホームページ　令和５年９月閲覧）
「集会施設のご案内」（町田市ホームページ　令和５年９月閲覧）

図 3.3-17　その他の市民利用施設の位置図

(6) 主な公園・緑地等

調査区域における主な公園・緑地等は、表 3.3-21 及び図 3.3-18 に示すとおりです。

調査区域内においては、主な公園・緑地等が 96 施設存在しています。対象事業実施区域周辺においては、「瀬谷みはらし公園（S04)」、「上瀬谷町東公園（S15)」、「竹村町公園（S21)」、「中屋敷三丁目公園（S22)」、「細谷戸公園（S25)」、「上川井市坂公園（A07)」等が存在しています。

また、調査区域内には「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく「瀬谷市民の森（S34)」、「矢指市民の森（A21)」、「追分市民の森（A22)」、「上川井市民の森（A23)」、「三保市民の森（M01)」が存在しており、「瀬谷市民の森（S34)」と「上川井市民の森（A23)」は対象事業実施区域の南東側に隣接しています。

表 3.3-21(1)　主な公園・緑地等

行政区分	種類	No	名称	面積（㎡）
瀬谷区	地区	S01	瀬谷本郷公園	55,902
	近隣	S02	上瀬谷公園	10,245
		S03	瀬谷中央公園	12,630
		S04	瀬谷みはらし公園	13,584
	街区	S05	相沢公園	2,917
		S06	相沢六丁目公園	1,156
		S07	相沢六丁目第二公園	979
		S08	相沢南公園	150
		S09	相沢四丁目公園	2,739
		S10	東野第一公園	3,553
		S11	東野第二公園	1,277
		S12	東野第三公園	1,016
		S13	東野第四公園	150
		S14	東野第五公園	1,774
		S15	上瀬谷町東公園	683
		S16	五貫目町公園	1,749
		S17	瀬谷四丁目公園	1,723
		S18	瀬谷駅北口公園	3,000
		S19	瀬谷土橋公園	4,472
		S20	大門第一公園	930
		S21	竹村町公園	1,756
		S22	中屋敷三丁目公園	1,463
		S23	中屋敷中央公園	4,136
		S24	橋戸北第二公園	1,498
		S25	細谷戸公園	7,787
		S26	本郷三丁目公園	5,305
		S27	本郷四丁目公園	533
		S28	本郷四丁目第二公園	4,120
		S29	本郷二丁目公園	783
		S30	目黒町公園	676
		S31	楽老北公園	1,557
		S32	楽老中公園	1,199
		S33	楽老南公園	3,770
	市民の森	S34	瀬谷市民の森	5,305
	特別緑地保全地区	S35	本郷三丁目特別緑地保全地区	3,000

表 3.3-21(2)　主な公園・緑地等

行政区分	種類	No	名称	面積（㎡）
旭区	地区	A01	若葉台公園	46,441
	近隣	A02	大貫谷公園	32,323
		A03	桧山公園	26,394
		A04	日向根公園	16,215
		A05	笹野台北公園	9,879
	街区	A06	えびね公園	5,445
		A07	上川井市坂公園	589
		A08	上川井堂谷公園	6,910
		A09	笹野台大野公園	931
		A10	笹野台二丁目公園	1,065
		A11	つくし公園	2,574
		A12	なのはな公園	3,695
		A13	やまゆり公園	5,187
		A14	たんぽぽ公園	2,224
		A15	金が谷第五公園	621
		A16	笹野台第二公園	1,166
		A17	笹野台第四公園	435
	緑地	A18	若葉台四丁目緑地	－
		A19	若葉台一丁目緑地	－
		A20	笹野台三丁目緑地	－
	市民の森	A21	矢指市民の森	51,000
		A22	追分市民の森	331,000
		A23	上川井市民の森	101,000
	特別緑地保全地区	A24	追分特別緑地保全地区	333,000
		A25	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	10,000
		A26	上川井町堀谷特別緑地保全地区	15,000
		A27	上川井町中田谷特別緑地保全地区	31,000
		A28	上川井町堂谷特別緑地保全地区	35,000
		A29	上川井町露木谷特別緑地保全地区	103,000
		A30	川井本町特別緑地保全地区	31,000
緑区	市民の森	M01	三保市民の森	397,000
	特別緑地保全地区	M02	三保特別緑地保全地区	565,000
大和市	街区	Y01	目黒公園	1,152
		Y02	深見台 1 号公園	2,257
		Y03	宿公園	1,562
		Y04	一ノ関公園	1,755
		Y05	大上公園(おおがさ公園)	852
		Y06	目黒台公園	2,055
		Y07	きらめき公園	484
		Y08	名和公園	1,336
		Y09	山王原東公園	1,241
		Y10	松の久保公園	2,077
		Y11	深見台第 5 児童遊園	848
		Y12	大和東児童遊園	788
		Y13	こもれび公園	430
		Y14	菊園児童遊園	607
		Y15	山谷南公園	1,227
	緑地	Y16	深見台緑地	914
		Y17	緑の広場 33 号	1,357
	大規模緑地	Y18	深見歴史の森	65,958
		Y19	城山史跡公園（深見歴史の森内）	－

表 3.3-21(3)　主な公園・緑地等

行政区分	種類	No	名称	面積（㎡）
町田市	街区	MC01	鶴間前谷戸児童公園	215
		MC02	鶴間ひだまり公園	264
		MC03	鶴間つくしんぼ公園	278
		MC04	鶴間三角公園	779
		MC05	鶴間風の子公園	472
		MC06	鶴間ポケット公園	63
	市立公園	MC07	鶴間大ヶ谷戸広場	495
		MC08	横浜水道緑道	7,254
	運動公園	MC09	鶴間公園	71,075
	ふるさとの森	MC10	鶴間前谷戸ふるさとの森	3,778

注１：表中の No.は図 3.3-18 に示す番号と対応しています。

資料：「公園一覧表（令和５年３月 31 日現在)」(横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧)
「市民の森指定一覧（令和５年４月１日現在)」(横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧)
「横浜市公園緑地配置図（平成 29 年７月１日現在)」(横浜市ホームページ 令和４年 11 月閲覧)
「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区（令和５年２月３日現在)」(横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧)
「横浜市建築局都市計画基礎調査データ（地図情報レベル 2500)」
「大和市の公園データ」(大和市ホームページ 令和５年８月閲覧)
「大和市公開型地図情報サービス（くらしの情報公園)」(大和市ホームページ 令和４年 11 月閲覧)
「町田市公園緑地等一覧表 2023 年４月１日現在」(町田市ホームページ 令和５年８月閲覧)
「地図情報まちだ（公園の位置)」(町田市ホームページ 令和４年 11 月閲覧)
「鶴間公園【公式】」(町田市ホームページ 令和４年 11 月閲覧)

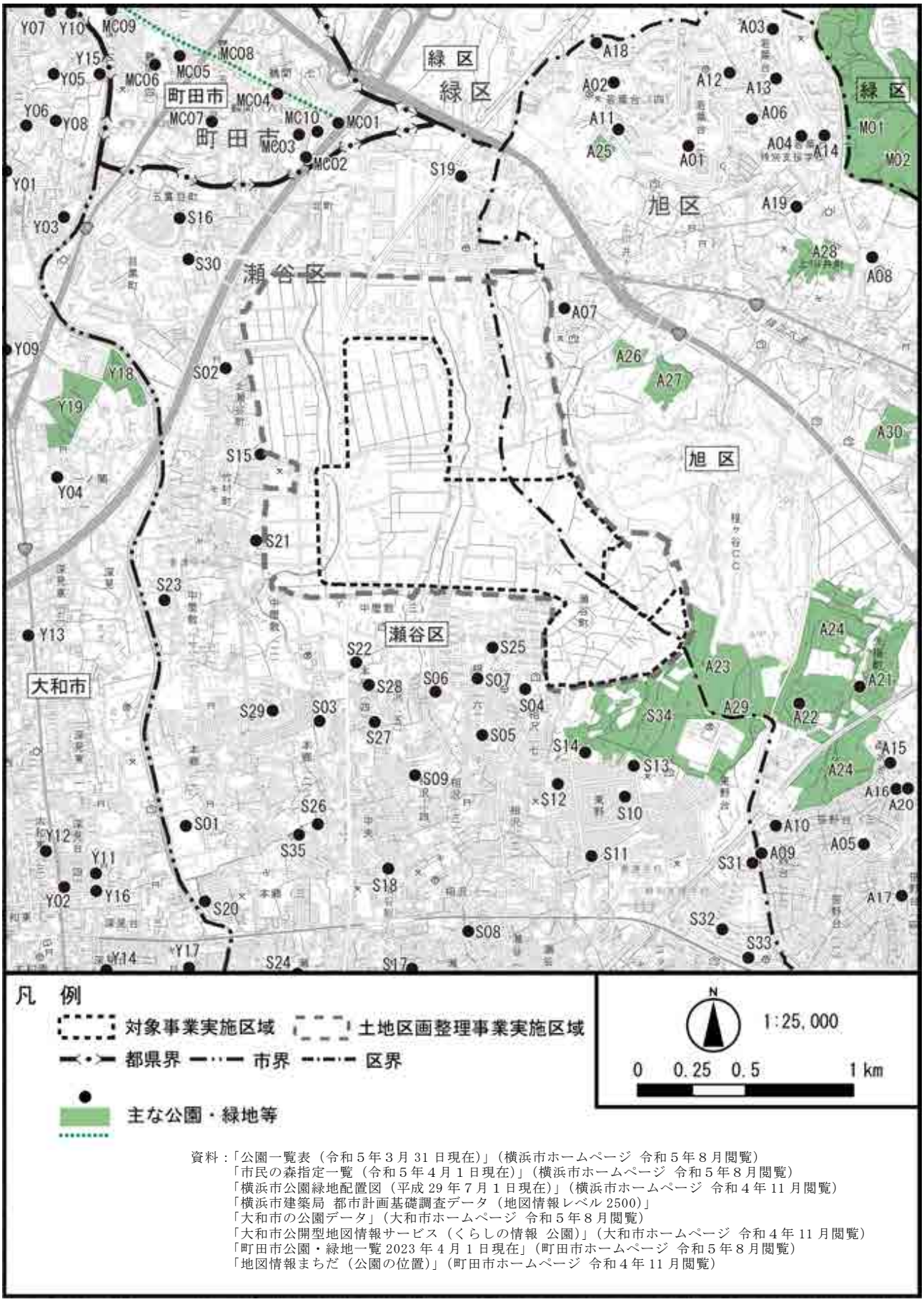

資料：「公園一覧表（令和５年３月 31 日現在）」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「市民の森指定一覧（令和５年４月１日現在）」（横浜市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「横浜市公園緑地配置図（平成 29 年７月１日現在）」（横浜市ホームページ 令和４年 11 月閲覧）
「横浜市建築局 都市計画基礎調査データ（地図情報レベル 2500）」
「大和市の公園データ」（大和市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「大和市公開型地図情報サービス（くらしの情報 公園）」（大和市ホームページ 令和４年 11 月閲覧）
「町田市公園・緑地一覧 2023 年４月１日現在」（町田市ホームページ 令和５年８月閲覧）
「地図情報まちだ（公園の位置）」（町田市ホームページ 令和４年 11 月閲覧）

図 3.3-18　主な公園・緑地等の位置図

3.3.6 下水道の整備状況

調査区域における令和３年度・４年度末の下水道の整備の状況は、表 3.3-22 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 66.0%、旭区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 69.5%となっています。

また、対象事業実施区域においては、下水道は整備されていません。

表 3.3-22　下水道の整備の状況

項目 / 処理区		下水道区域		処理区域		普及率	
		面積 A (ha)	人口 B (人)	面積 C (ha)	人口 D (人)	面積 C/A (%)	人口 D/B (%)
横浜市		43,778	3,768,363	31,523	3,766,915	72.0	100.0
	瀬谷区	1,717	121,691	1,134	121,547	66.0	99
	旭区	3,273	242,999	2,274	242,863	69.5	99
	緑区	2,551	182,890	1,506	182,833	59.0	99
大和市		2,709	242,919	1,957	232,018	72.2	95.5
町田市		7,155	430,803	5,106	426,224	71.4	98.9

注１：横浜市及び大和市は令和３年度末現在。町田市は令和４年度末現在。
注２：　　は、対象事業実施区域のある行政区分
資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「大和市統計概要」（大和市ホームページ　令和５年８月閲覧）
「町田市統計書　令和４年度発行」（町田市ホームページ　令和５年８月閲覧）

3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

本博覧会や対象事業実施区域に係る環境関係法令等は表 3.3-23 に示すとおりです。

表 3.3-23（1） 本博覧会及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目			関連法令	本博覧会との関係
環境関連	環境一般		環境基本法	○
			神奈川県環境基本条例	－
			神奈川県生活環境の保全等に関する条例	－
			横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
			横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
			環境影響評価法	－
			神奈川県環境影響評価条例	－
			横浜市環境影響評価条例	○
			横浜市開発事業の調整等に関する条例	○
			環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）（横浜市）	○
	公害防止	大気汚染	大気汚染防止法	○
			自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
		水質汚濁	水質汚濁防止法	○
			下水道法	○
			横浜市下水道条例	○
		土壌汚染	土壌汚染対策法	○
			農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	－
		騒音	騒音規制法	○
		振動	振動規制法	○
		地盤沈下	工業用水法	－
			建築物用地下水の採取の規制に関する法律	－
		悪臭	悪臭防止法	－
	日照阻害		建築基準法	－
			横浜市建築基準条例	－
			横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	－
			横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	－
	廃棄物		循環型社会形成推進基本法	○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
			資源の有効な利用の促進に関する法律	○
			容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	－
			食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○
			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○
			神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○
			神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○
			横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○
			横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	○
	ダイオキシン類		ダイオキシン類対策特別措置法	－
	有害化学物質		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	－
			農薬取締法	○
	グリーン調達		グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	○

表 3.3-23（2）　本博覧会及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目		関連法令等	本博覧会との関係
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	○
		神奈川県遺伝子組換え作物交雑防止条例	○
		神奈川県食の安全･安心の確保推進条令	－
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	－
		神奈川県自然環境保全条例	○
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	－
		緑の環境をつくり育てる条例	○
		横浜自然観察の森条例	－
	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	－
		都市公園法	○
		神奈川県立自然公園条例	－
		神奈川県都市公園条例	－
		横浜市公園条例	○
	自然環境保全地域	自然環境保全法	－
		神奈川県自然環境保全条例	－
	世界遺産（自然遺産）	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	－
	風致地区	都市計画法	○
		風致地区条例（神奈川県）	－
		横浜市風致地区条例	○
	特別緑地保全地区	都市緑地法	○
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	－
	敷地内緑化、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	－
	生産緑地地区	生産緑地法	○
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	○
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	－
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	○
	ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	－
	自然再生	自然再生推進法	－
災害防止	保安林	森林法	－
	砂防指定地	砂防法	－
		神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	－
	海岸保全地域	海岸法	－
	港湾区域	港湾法	－
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	－
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	○
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	－
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	－
	河川保全区域	河川法	－
	航空障害	航空法	－
	防火・危険物等の取扱い	消防法	○
		横浜市火災予防条例	○
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	－
		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	－
		毒物及び劇物取締法	－

表 3.3-23（3）　本博覧会及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目		関連法令等	本博覧会との関係
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		エネルギー政策基本法	○
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	－
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律	○
		横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	○
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	－
		バイオマス活用推進基本法	○
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	－
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
その他	景観	景観法	○
		神奈川県景観条例	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		都市の美観風致を維持するための樹林の保存に関する法律	－
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	－
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	－
		横浜市屋外広告物条例	○
	まちづくり方針	土地区画整理法	○
		駐車場法	○
		横浜市駐車場条例	○
		自動車ターミナル法	○
		横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	－
	文化財	文化財保護法	○
		神奈川県文化財保護条例	－
		横浜市文化財保護条例	○
	農業・園芸	植物防疫法	○
	その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	○

3.3.8 文化財等の状況

(1) 指定・登録文化財

調査区域における指定・登録文化財等の分布状況は、表 3.3-24 及び図 3.3-19 に示すとおりです。

調査区域の史跡、天然記念物としては、「義民建功の碑（S02：横浜市指定史跡)」、「日枝社のケヤキ（S03：横浜市指定天然記念物)」、「ハルニレ（なんじゃもんじゃの木）（Y13：大和市指定天然記念物)」、「旧小倉家住宅宅地（Y14：大和市指定史跡)」があります。なお、調査区域には名勝として指定された文化財はありません。

調査区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年５月法律第 214 号）第 134 条第１項の規定により選定された重要文化的景観、同法第 144 条第１項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区はありません。

表 3.3-24 (1)　指定・登録文化財等の状況

行政区分	No.	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S01	県	工芸品	銅鐘	上瀬谷町８－３	昭和 44 年 12 月 2 日	妙光寺
	S02	市	史跡	義民建功の碑	本郷三丁目 36-６	平成 14 年 11 月 1 日	徳善寺
	S03	市	天然記念物	日枝社のケヤキ	本郷一丁目 18-９	平成 4 年 11 月 1 日	日枝社
	S04	市	石造物	道祖神塔	本郷一丁目 18-２	－	－
	S05	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-９日枝神社	－	－
	S06	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-９日枝神社	－	－
	S07	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-９日枝神社	－	－
	S08	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-９日枝神社	－	－
	S09	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-９日枝神社	－	－
	S10	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-９日枝神社	－	－
	S11	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-９日枝神社	－	－
	S12	市	石造物	護蚕祠	本郷一丁目 18-９日枝神社	－	－
	S13	市	石造物	地蔵像	本郷一丁目 47-２	－	－
	S14	市	石造物	万霊塔	本郷三丁目 36-６徳善寺	－	－
	S15	市	石造物	忠魂碑	本郷三丁目 36-６徳善寺	－	－
	S16	市	石造物	山野神塔	本郷三丁目 38-３	－	－
	S17	市	石造物	石祠	本郷三丁目 38-３	－	－
	S18	市	石造物	庚申塔	本郷三丁目 38-３	－	－
	S19	市	石造物	地神塔	中屋敷一丁目 36-６付近	－	－
	S20	市	石造物	道祖神塔	中屋敷一丁目 36-６付近	－	－
	S21	市	石造物	地蔵像	中屋敷一丁目 36-６付近	－	－
	S22	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	－	－
	S23	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	－	－
	S24	市	石造物	馬頭観音像	中屋敷二丁目 25-11	－	－
	S25	市	石造物	馬頭観音像	竹村町１-14 善昌寺	－	－
	S26	市	石造物	筆小塚	竹村町１-14 善昌寺	－	－
	S27	市	石造物	筆小塚	竹村町１-14 善昌寺	－	－
	S28	市	石造物	供養塔	竹村町１-14 善昌寺	－	－
	S29	市	石造物	地蔵像	竹村町１-14 善昌寺	－	－
	S30	市	石造物	地神塔	上瀬谷町３－９	－	－

表 3.3-24（2）　指定・登録文化財等の状況

行政区分	No.	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S31	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-８ 若宮八幡	－	－
	S32	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-８ 若宮八幡	－	－
	S33	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-８ 若宮八幡	－	－
	S34	市	石造物	鳥居	上瀬谷町 40-８ 若宮八幡	－	－
	S35	市	石造物	手水鉢	上瀬谷町 40-８ 若宮八幡	－	－
	S36	市	石造物	燈籠	上瀬谷町 40-８ 若宮八幡	－	－
	S37	市	石造物	筆小塚	上瀬谷町８-３ 妙光寺	－	－
	S38	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町８-３ 妙光寺	－	－
	S39	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町８-３ 妙光寺	－	－
	S40	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町８-３ 妙光寺	－	－
	S41	市	石造物	題目塔	上瀬谷町８-３ 妙光寺	－	－
	S42	市	石造物	題目塔	上瀬谷町８-３ 妙光寺	－	－
	S43	市	石造物	記念碑	上瀬谷町８-３ 妙光寺	－	－
	S44	市	石造物	記念碑	上瀬谷町８-３ 妙光寺	－	－
	S45	市	石造物	題目塔	上瀬谷町８-３ 妙光寺	－	－
	S46	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-８	－	－
	S47	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-８	－	－
	S48	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-８	－	－
	S49	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-８	－	－
	S50	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-８	－	－
	S51	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-８	－	－
	S52	市	石造物	地神塔	五貫目町３-12	－	－
	S53	市	石造物	馬頭観音塔	相沢三丁目 16-１	－	－
	S54	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-１	－	－
	S55	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-１	－	－
	S56	市	石造物	地神塔	相沢三丁目 16-１	－	－
	S57	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-１	－	－
	S58	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-１	－	－
	S59	市	石造物	手洗鉢	相沢三丁目 24-３ 諏訪神社	－	－
	S60	市	石造物	燈籠	相沢三丁目 24-３ 諏訪神社	－	－
	S61	市	石造物	石祠	相沢三丁目 24-３ 諏訪神社	－	－
	S62	市	石造物	幸神塔	相沢四丁目 35-１	－	－
	S63	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35-１	－	－
	S64	市	石造物	忠魂碑	相沢四丁目４-１ 長天寺	－	－
	S65	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目６-１	－	－
	S66	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目６-１	－	－
	S67	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目６-１	－	－
	S68	市	石造物	石祠	相沢六丁目６-１	－	－
	S69	市	石造物	観音塔	相沢六丁目 12-５	－	－
	S70	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 36-３	－	－
	S71	市	石造物	中丸先生碑	相沢四丁目１-１瀬谷小学校	－	－
	S72	市	石造物	庚申塔	相沢五丁目 35-１	－	－
	S73	市	石造物	庚申塔	瀬谷五丁目２-６	－	－
	S74	市	石造物	義民建功碑	中央七丁目３	－	－
旭区	A01	市	彫刻	木造大日如来坐像	上川井町 214	平成７年 11 月 1 日	長源寺

表 3.3-24 (3)　指定・登録文化財等の状況

行政区分	No.	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
大和市	Y01	県	考古資料	大和市上野遺跡出土品	大和南一丁目８-１文化創造拠点シリウスつきみ野七丁目３-２つる舞の里歴史資料館	昭和 62 年２月 20 日	大和市
	Y02	市	建造物	観音寺厨子	下鶴間 2240 観音寺	昭和 47 年２月 25 日	宗教法人観音寺代表役員
	Y03	市	建造物	深見神社社号標	深見 3367 深見神社	昭和 47 年２月 25 日	深見神社奉賛会会長
	Y04	市	建造物	慶長年間の墓	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年２月 25 日	個人
	Y05	市	建造物	徳本念仏塔	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年２月 25 日	宗教法人仏導寺代表役員
	Y06	市	建造物	坂本家の墓	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年２月 25 日	宗教法人仏導寺代表役員
	Y07	市	建造物	旧小倉可光家住宅	下鶴間 2359 - ５下鶴間ふるさと館	平成７年４月 27 日	大和市
	Y08	市	建造物	旧小倉可光家住宅土蔵	下鶴間 2359 - ５下鶴間ふるさと館	平成９年４月 24 日	大和市
	Y09	市	彫刻	坂本小左エ門重安の位牌	深見	昭和 47 年２月 25 日	個人
	Y10	市	彫刻	木造地蔵菩薩半跏像	下鶴間 2240 観音寺	昭和 56 年８月１日	宗教法人観音寺代表役員
	Y11	市	工芸品	旧子ノ社鰐口	深見	昭和 56 年８月１日	個人
	Y12	市	工芸品	仏導寺梵鐘	深見 3361 仏導寺	昭和 56 年８月１日	宗教法人仏導寺代表役員
	Y13	市	天然記念物	ハルニレ（なんじゃもんじゃの木）	深見 3367 深見神社	昭和 47 年２月 25 日	深見神社奉賛会会長
	Y14	市	史跡	旧小倉家住宅宅地	下鶴間 2359 - ５ほか	平成 15 年６月 25 日	大和市
町田市	MC1	市	－	聖徳太子立像	鶴間五丁目 17-１円成寺	昭和 62 年 11 月 13 日	－
	MC2	市	建造物	日枝神社本殿	鶴間六丁目 21-24 日枝神社	平成 30 年１月 24 日	－

注１：「－」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。
注２：表中の No.は、図 3.3-19 に示す番号と対応しています。
注３：Y09、Y11 の所在地の詳細情報が公表されていなかったため、図 3.3-19 に表記しておりません。
資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和５年９月）
「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年 11 月）
「横浜市文化財調査報告書第二十九輯瀬谷区石造物調査報告書」（横浜市教育委員会 平成９年３月）
「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和５年９月閲覧）
「大和市の指定文化財一覧」（大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成 29 年９月）
（大和市ホームページ 令和５年９月閲覧）
「町田市の文化財一覧」（町田市ホームページ 令和５年９月閲覧）

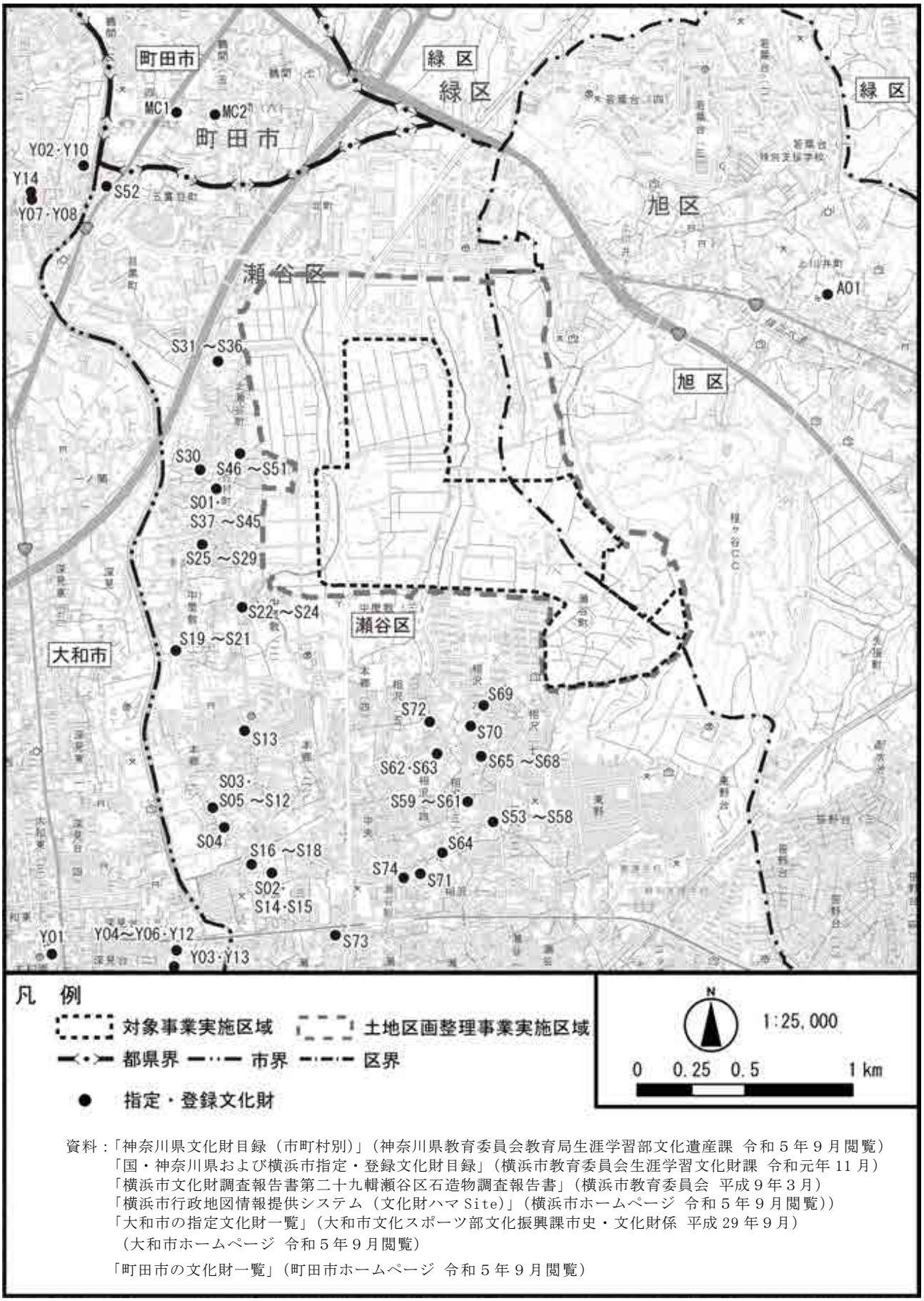

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和５年９月閲覧）
「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年 11 月）
「横浜市文化財調査報告書第二十九輯瀬谷区石造物調査報告書」（横浜市教育委員会 平成９年３月）
「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和５年９月閲覧））
「大和市の指定文化財一覧」（大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成 29 年９月）
（大和市ホームページ 令和５年９月閲覧）
「町田市の文化財一覧」（町田市ホームページ 令和５年９月閲覧）

図 3.3-19　指定・登録文化財等の状況

(2) 埋蔵文化財の状況

調査区域における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.3-25 及び図 3.3-20 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には埋蔵文化財包蔵地（S04、S05、S06、S07、A17）が存在しています。

表 3.3-25 (1)　調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
瀬谷区	S01	五貫目町 1・16 付近	古墳・包含地・城跡	畑地・墓地・宅地・雑木林	台地上	縄文(中期)・古墳(前期)・奈良・平安	削平面に住居跡断面、一部破壊
	S02	上瀬谷町 45 付近	古墳	畑地	台地縁辺部	古墳	八幡上古墳(円墳)、直刀・玉類出土、整地化のため破壊
	S03	瀬谷町 54 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	－
	S04	瀬谷町 7659 付近	古墳	畑地	台地上	古墳	別太羅塚古墳(円墳)、米軍瀬谷通信隊基地敷地内、破壊
	S05	竹村町 8・中屋敷二丁目 31・瀬谷町 698 付近	散布地	畑地・公園・宅地・雑木林	台地上	縄文(前・後期)・弥生(後期)・古墳	宅地化により破壊
	S06	瀬谷町 7431 付近	散布地	畑地・荒地	台地縁辺部	歴史	－
	S07	瀬谷町 976 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	－
	S08	瀬谷町 768 付近	散布地	畑地	低位段丘上	歴史	－
	S09	中屋敷二丁目 20 付近	散布地	畑地	低位段丘上	縄文(前期)・古墳以降	中屋敷遺跡、昭和 53 年調査、一部破壊
	S10	中屋敷二丁目 7 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	－
	S11	本郷一丁目 33・65 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・奈良・平安	－
	S12	本郷二丁目 15・26 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	－
	S13	本郷二丁目 15・本郷四丁目 8・中央 35 付近	散布地・包含地	畑地・宅地・駐車場・雑木林	台地上・縁辺部	先土器・縄文(前・後期)・古墳	本郷遺跡、尖頭器・石核他
	S14	東野 139 付近	集落跡	宅地	低台地上	縄文(中・後期)	乳の出神遺跡、破壊
	S15	二ツ橋町 462 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(前・中期)	県立三ツ境養護学校他により大部分破壊
	S16	相沢二丁目 24 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(中期)・古墳	宅地化により大部分破壊
	S17	中央 13 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文(前・中期)・古墳	市立瀬谷中学校付近
	S18	瀬谷四丁目 24 付近	塚	宅地	台地上	(不明)	鷹見塚
	S19	瀬谷五丁目 26 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文・弥生・古墳・歴史	－
旭区	A01	若葉台四丁目 35 付近	散布地	宅地・学校	台地上・斜面	弥生(後期)	破壊
	A02	若葉台二丁目 8 付近	散布地	公園	台地上	縄文(早・前・中・後期)・弥生	宅地化により破壊、やまゆり公園付近
	A03	上川井町 2508 付近	散布地	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	大部分破壊
	A04	上川井町 2195 付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文(中期)	宅地化進行
	A05	若葉台三丁目 3 付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳	－

表 3.3-25（2）　調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代･時期	備考
旭区	A06	若葉台二丁目29付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(早･中･後期)	西野谷戸遺跡、宅地化により破壊
	A07	上川井町2908付近	散布地	畑地・宅地･学校	台地上･斜面	時代時期：縄文(早･前期)	北側は宅地化、南側は上川井小学校で破壊
	A08	上川井町729付近	散布地	畑地	台地上･斜面	縄文(早･前･中期)･弥生	－
	A09	上川井町2164付近	散布地	宅地	斜面	古墳	掘谷遺跡、平成3年調査、住居跡(縄文早期)、大部分破壊
	A10	上川井町2106-4付近	散布地	台地上	縄文(早･前･中期)	縄文(早･前･中期)	－
	A11	上川井町919･991･1039･1735･1779付近	散布地･猟場	果樹園･畑地･宅地･道路	台地上･斜面	縄文(前･中期)	板下谷遺跡 A･B 地点、平成5年調査、炉穴･落し穴(縄文)
	A12	上川井町1895付近	散布地	畑地	台地上･斜面	縄文(中期)	－
	A13	上川井町1216付近	散布地	畑地･幼稚園	台地上	弥生(後期)	東根谷遺跡
	A14	上川井町1322･1378･1403付近	散布地	ゴミ処理場・雑木林･ゴルフ場	台地上･斜面	縄文(早･前･中期)･弥生(後期)	上川井産業廃棄物埋立処理場により破壊、程ヶ谷カントリークラブゴルフ場内は大部分破壊
	A15	上川井町1110付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文(早期)	頂部は削平、破壊
	A16	上川井町1623付近	散布地	ゴルフ場	台地上･斜面	縄文(早期)	程ヶ谷カントリークラブ･ゴルフ場敷地内
	A17	上川井町136付近	散布地	畑地	台地上	(不明)	－
	A18	上川井町1614付近	散布地	畑地	台地上･斜面	縄文(中期)	－
	A19	矢指町1197付近	集落跡	地目：病院	立地：台地上･斜面	時代時期：先土器･縄文(早･前･中期)	備考１：矢指谷遺跡、昭和59･60年調査、住居跡(縄文早期)他、大部分破壊
	A20	若葉台二丁目17付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)・弥生・古墳	宅地化により破壊
	A21	若葉台二丁目18付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前・中期)	宅地化により破壊
	A22	若葉台一丁目13付近	散布地	学校	台地上	縄文(前？・中期)	学校建設により破壊(若葉台東中学校敷地内)
	A23	若葉台一丁目6付近	散布地	宅地	台地上	(不明)	宅地化により破壊
	A24	上川井町2872付近	包含地	変電所	台地斜面	縄文(早・前・後期)	西横浜(変)遺跡、昭和57年調査
	A25	上川井町2988付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(後期)・弥生・古墳	－
	A26	上川井町3066付近	散布地	雑木林・畑地	台地上	縄文(早・前・中期)・弥生	－
	A27	上川井町32・3122・3154・3162付近	散布地・集落跡	雑木林・畑地・荒地・宅地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・古墳	笹峰遺跡、昭和59年調査、住居跡(縄文中期)他

表 3.3-25 (3)　調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代･時期	備考
旭区	A28	上川本町 143・上川井町 1304・下川井町 1531 付近	散布地	荒地・畑地・宅地	台地上	縄文(早・前・中期)・弥生(中期)	宅地化により一部破壊
	A29	下川井町 1576 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳	－
	A30	下川井町 2256・2260 付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文(早・前・中・後期)	－
	A31	矢指町 1697・1716・1729 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・古墳	－
	A32	矢指町 1825・1840 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳	矢指遺跡
	A33	金が谷 657 付近	集落跡	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(早期)	金が谷台遺跡、昭和 57 年調査、炉穴群(縄文早期)、一部破壊
	A34	笹野台三丁目 51 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文（前・後期)	宅地化により破壊
	A35	笹野台四丁目 52 付近	散布地	畑地・荒地	台地斜面	縄文(早・前・中期)	宅地化により一部破壊
	A36	笹野台四丁目 55 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(中期)・古墳	三ツ境遺跡、宅地化により破壊
	A37	笹野台一丁目 24 付近	散布地	畑地・宅地	台地斜面	縄文(早・前・中期)	宅地化により一部破壊
緑区	M01	長津田町 5460 付近	散布地	畑地	低位段丘上	古墳	－
	M02	長津田町 5361 付近	散布地	畑地	台地上	縄文･古墳･歴史	－
	M03	長津田町 5687 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳・歴史	長津田辻西ノ原遺跡、昭和 60・61 年調査、土壙群(縄文)
	M04	長津田町 5225 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上・斜面	縄文(早期)	－
	M05	長津田町 5025 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上	縄文(早・前・中期)	－
	M06	長津田町 4870・4911・4966 付近	散布地	畑地・果樹園・雑木林	台地上・斜面	縄文(早・中期)・古墳	－
	M07	三保町 115 付近	集落跡	学校	台地上・斜面	縄文(中・後期)	西之谷大谷遺跡、昭和 57・62 年調査、集落跡(縄文中・後期)
大和市	Y01	下鶴間 2172 付近	散布地	－	－	奈良･平安	－
	Y02	下鶴間 2180 付近	散布地	－	－	奈良･平安	－
	Y03	下鶴間 2152 付近	散布地	－	－	奈良･平安	－
	Y04	つきみ野二･四丁目付近	散布地	－	－	縄文･奈良･平安･近世	－

表 3.3-25（4）　調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代･時期	備考
大和市	Y05	下鶴間 2083 付近	集落跡･散布地	－	－	旧石器･縄文･奈良･平安	－
	Y06	下鶴間 798 付近	散布地	－	－	平安	－
	Y07	下鶴間 2570 付近	散布地	－	－	旧石器･縄文･奈良･平安	－
	Y08	下鶴間 2570 付近	散布地	－	－	旧石器･縄文･奈良･平安	－
	Y09	深見 37 付近	集落跡･塚	－	－	旧石器･縄文･平安･中世	－
	Y10	深見 450 付近	散布地	－	－	旧石器･縄文･奈良･平安	－
	Y11	深見 717 付近	散布地	－	－	縄文･奈良･平安	－
	Y12	深見東三丁目２付近	散布地	－	－	奈良･平安	－
	Y13	深見 1035 付近	散布地	－	－	旧石器･奈良･平安	－
	Y14	深見 2025 付近	散布地	－	－	旧石器･縄文	－
	Y15	深見東一丁目２付近	散布地	－	－	旧石器･奈良･平安	－
	Y16	深見 2275 付近	散布地	－	－	縄文･奈良･平安	－
	Y17	深見台三丁目３付近	集落跡	－	－	奈良･平安	－
	Y18	深見台二丁目 15 付近	散布地	－	－	奈良･平安	－
町田市	MC1	鶴間十二号[注2]	－	－	低地	縄文中期/縄文後期/奈良時代/平安時代	－
	MC2	鶴間十三号･十四号[注2]	－	－	丘陵	中世	－
	MC3	鶴間三丁目（鶴間公園内）	－	－	台地	古墳/奈良時代/平安時代	－

注１：「－」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

注２：MC1「鶴間十二号」、MC2「鶴間十三号・十四号」の現在の住所表記は以下となります。

「鶴間十二号」：町田市鶴間六丁目、「鶴間十三号・十四号」：町田市鶴間四丁目

注３：表中の No.は図 3.3-20 に示す番号と対応しています。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム文化財ハマ Site」（横浜市ホームページ 令和５年９月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和５年９月閲覧）

「地図情報まちだ」（町田市ホームページ 令和５年９月閲覧）

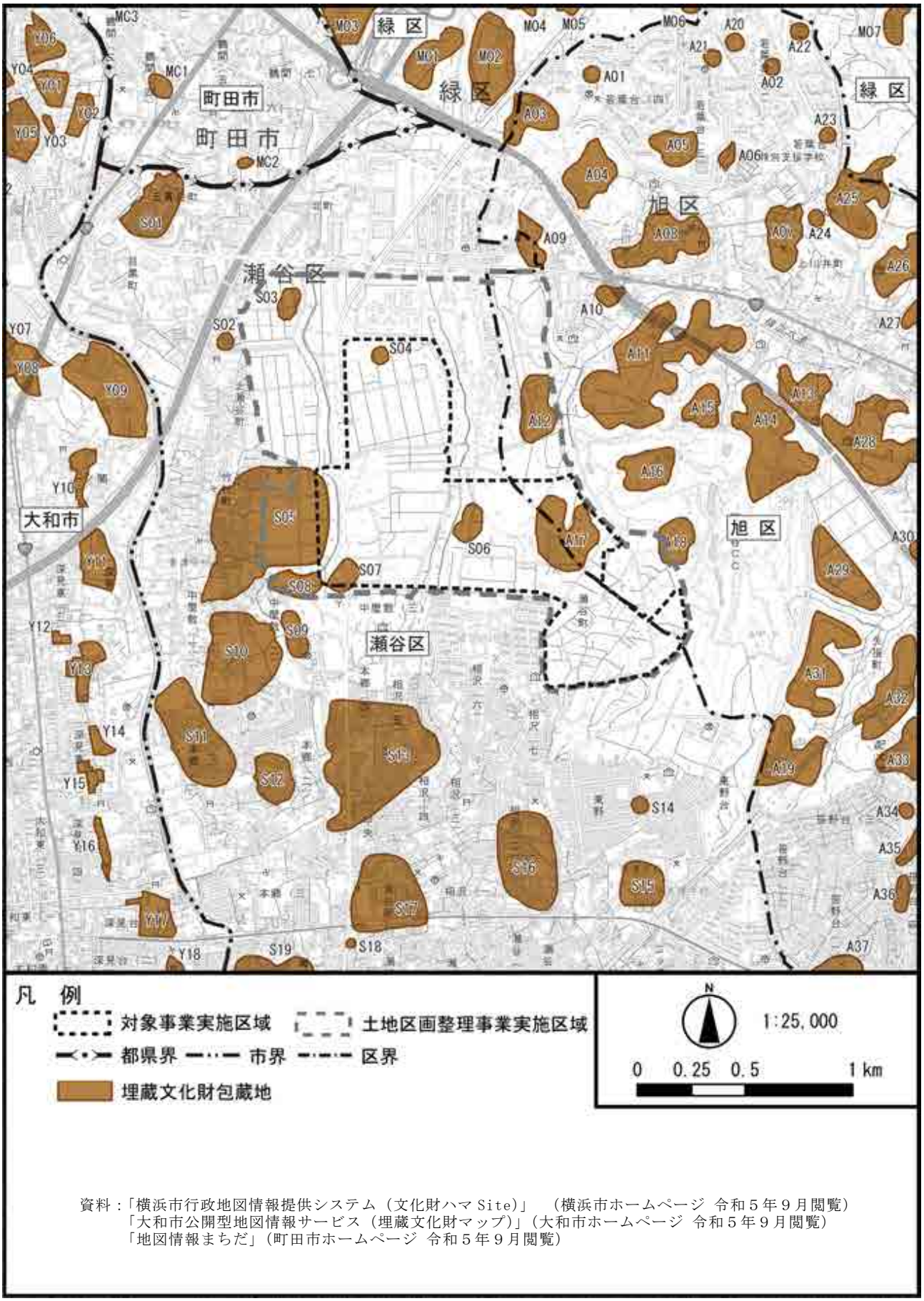

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」　（横浜市ホームページ 令和５年９月閲覧）
「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和５年９月閲覧）
「地図情報まちだ」（町田市ホームページ 令和５年９月閲覧）

図 3.3-20　埋蔵文化財包蔵地の状況

3.3.9 その他の事項

(1) 公害苦情処理件数

調査対象地域における公害苦情の発生状況は、表 3.3-26 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する行政区分のうち、瀬谷区における公害苦情総数は 55 件であり、公害苦情が多い項目は騒音（12 件）、悪臭（17 件）、大気汚染（14 件）、旭区における公害苦情総数は105 件であり、公害苦情が多い項目は騒音（31 件）、大気汚染（29 件）、悪臭（22 件）となっています。

表 3.3-26　公害苦情の発生状況件数（令和４年度・令和３年度）

単位：件

行政区分		総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市		1,632	459	73	－	504	195	－	391	10
	瀬谷区	55	14	5	－	12	7	－	17	－
	旭区	105	29	10	－	31	13	－	22	－
	緑区	108	43	5	－	23	9	－	28	－
大和市		76	24	－	－	41	6	－	5	－
町田市		197	59 注3	11	－	64	21	－	36	6

注１：　は、対象事業実施区域のある行政区分。
注２：「－」は調査項目がないことを示しています。
注３：原典では、「ばい煙・粉じん」と表記しています。
注４：横浜市は令和４年度、町田市、大和市は令和３年度の値となっています。
資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和５年９月閲覧）
「大和市統計概要」（大和市ホームページ 令和５年９月閲覧）
「町田市統計書　令和４年度発行」（町田市ホームページ　令和５年９月閲覧）

(2) 廃棄物処理施設の状況

①　一般廃棄物の状況

調査対象地域における一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 3.3-27～表 3.3-29 に示すとおりです。対象事業実施区域のある横浜市では、令和３年度のごみと資源の総量は約 117.8 万トンで、前年度に比べ、約 2.2 万トン減少（約-1.8%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量※1は約 83.6 万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約 2.9 万トン減少（約-3.3%）、事業系に区分されるごみと資源の総量※2は約 34.2 万トンで前年度に比べ約 0.7 万トン増加（約 1.9%）となっています。

※1 家庭系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-27 に示す「家庭系ごみ量」、「家庭系資源化量」及び「資源集団回収」の総量。
※2 事業系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-27 に示す「事業系ごみ量」及び「事業系資源化量」の総量。

表 3.3-27　横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度				平成29年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
ごみと資源の総量				1,207,537	1,194,725	1,220,597	1,200,410	1,178,320
処理内訳	ごみ量	家庭系	焼却	577,071	569,112	581,269	598,514	578,970
			埋立	1,867	182	312	316	307
			小計	578,938	569,295	581,581	598,830	579,277
		事業系	焼却	300,635	298,140	305,374	267,824	273,094
			埋立	3,188	2,914	3,692	2,610	2,766
			小計	303,822	301,053	309,066	270,434	275,860
		計		882,761	870,348	890,647	869,264	855,137
	資源化量	家庭系	缶	8,648	8,547	8,671	9,728	9,533
			びん	21,323	20,376	19,534	20,538	19,566
			ペットボトル	11,772	12,858	13,094	14,077	14,372
			ガラス残さ	4,317	4,213	4,354	4,907	5,098
			小さな金属類	4,497	4,446	4,648	5,276	4,726
			プラスチック製容器包装	47,800	47,979	48,817	51,129	50,094
			スプレー缶	619	593	611	620	619
			古紙	1,266	1,190	1,209	1,254	973
			古布	533	519	508	467	426
			蛍光灯、電球	109	97	82	77	70
			乾電池	343	339	321	319	336
			粗大金属	5,578	5,792	6,704	7,209	7,077
			羽毛布団	8	12	10	8	12
			小型家電	35	56	61	85	91
			燃えないごみ	－	1,489	1,333	1,327	1,233
			その他[注1]	57	185	60	0	0
			小計	106,904	108,693	110,018	117,023	114,225
		資源集団回収		165,225	157,458	152,637	149,024	142,784
		事業系	せん定枝	43,260	46,381	50,197	49,457	49,313
			生ごみ	9,387	11,846	17,099	15,643	16,861
			小計[注2]	52,647	58,227	67,296	65,100	66,174
		計		324,776	324,377	329,950	331,146	323,183

処理内訳	ごみ量	焼却		877,706	867,252	886,643	866,338	852,065
		直接埋立		5,055	3,096	4,004	2,926	3,072
		計		882,761	870,348	890,647	869,264	855,137
	資源化量			324,776	324,377	329,950	331,146	323,183
焼却残さ		埋立		124,986	124,344	123,686	124,000	120,803
		資源化		968	1,009	1,032	830	796

注１：せん定枝リサイクル実証実験における資源化量および水銀含有製品の回収事業における資源化量です。
注２：事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。
注３：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。
注４：次の災害等から発生したごみ量は計上していません。
・令和元年の台風第 15 号による災害廃棄物（2,139 トン）
・令和元年台風第 19 号による他都市からの搬入ごみ（神奈川県川崎市：187 トン、宮城県丸森町：163 トン）
・新型コロナウィルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物（306 トン）
資料：「令和４年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課　令和４年９月）

表 3.3-28　大和市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
総排出量			67,787	67,035	68,480	68,547	67,287
	ごみ総量		54,233	53,901	55,180	54,637	53,757
		燃やせるごみ	51,906	51,642	52,961	52,258	51,579
		燃やせないごみ	2,327	2,259	2,219	2,379	2,179
	資源回収量		13,554	13,134	13,301	13,911	13,530
総資源化量			18,817	18,602	19,292	20,508	19,657
	資源回収量のうちのリサイクル量		11,577	11,461	12,320	13,207	12,657
	不燃物資源化		976	983	1,021	1,160	1,026
		不燃物リサイクル	907	913	949	1,092	956
		処理困難物資源化	69	69	72	67	71
	焼却灰資源化(溶融化等)		6,264	6,158	5,950	6,142	5,974
資源分別回収実績（自治会回収・資源選別所持込み・拠点回収の合計）		新聞・チラシ	1,736	1,435	1,345	1,150	1,071
		雑誌・本・その他	2,237	2,163	2,333	2,364	2,094
		段ボール	1,884	1,890	1,889	2,182	2,219
		紙パック	130	131	130	139	136
		布類	881	887	936	1,085	1,020
		空きびん類	1,363	1,320	1,300	1,409	1,389
		アルミ	364	356	389	434	434
		スチール	322	318	318	349	330
		ペットボトル	552	585	592	635	652
		白色トレー	47	44	43	45	41
		紙製容器包装	902	886	870	859	871
		容器包装プラ	3,127	3,110	3,144	3,241	3,258
		廃食用油・たい肥	5	6	5	7	6
		使用済小型家電	3	4	8	11	10
		充電式電池	－	－	1	1	2
		合計	13,554	13,134	13,301	13,912	13,532

注１：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和４年度版　清掃事業の概要」（大和市環境農政部ホームページ　令和５年９月閲覧）

表 3.3-29　町田市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年
収集・持込量	ごみ	可燃	収集分	63,282	62,692	63,665	65,795	64,086
			持込分	429	469	705	601	588
			事業系持込分	19,645	18,831	19,315	16,816	17,116
			計	83,356	81,992	83,685	83,212	81,790
		不燃	収集分	6,478	6,771	7,209	7,995	7,418
			持込分	50	46	49	75	39
			計	6,528	6,817	7,258	8,070	7,457
		粗大	収集分	1,374	1,475	1,586	1,576	1,595
			持込分	1,492	1,356	1,647	1,705	1,903
			計	2,866	2,831	3,233	3,281	3,498
		有害		144	149	133	156	143
		土砂・瓦礫		0	0	0	0	0
		ごみ量小計		92,894	91,789	94,309	94,719	92,888
	資源	収集分	古紙	8,149	7,800	7,681	8,127	7,929
			古着・古布	1,031	1,034	1,099	1,296	1,200
			発泡トレイ	9	8	8	8	7
			紙パック	13	15	15	15	14
			ペットボトル	1,012	1,058	1,048	1,094	9
			小型家電	5	7	6	7	1,144
			容器梱包プラスチッ	415	438	408	429	828
			剪定枝	601	594	574	619	491
			ビン	2,900	2,764	2,721	2,914	2,774
			カン	951	921	933	1,058	1,048
			計	15,086	14,639	14,493	15,567	15,444
		持込分	リサイクル広場まちだ	100	99	107	89	86
			剪定枝	1,076	1,073	993	994	1,138
			計	1,176	1,172	1,100	1,083	1,224
		資源量小計		16,262	15,811	15,593	16,650	16,668
	合計(総ごみ量)			109,156	107,600	109,902	111,369	109.556
集団回収量（町内会・子ども会等の回収）			ビン	227	214	208	205	197
			カン	258	257	253	242	237
			古紙	10,263	9,817	9,539	8,871	8,370
			古着・古布	636	654	692	676	628
合計				11,384	10,942	10,692	9,994	9,432
総合計（総ごみ量+集団回収量）				120,540	118,542	120,594	121,363	118,988

注１：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「ごみ・資源の収集・持込量等」（町田市環境資源部環境政策課ホームページ 令和５年９月閲覧）

② 産業廃棄物の状況

調査対象地域における産業廃棄物の状況は表 3.3-30 に示すとおりです。

令和２年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 9,556 千トン（前年度比約 0.3%増加）であり、減量化量は約 6,602 千トン、再生利用量は約 2,665 千トン、最終処分量は約 290 千トンとなっています。また、令和３年度の神奈川県内における産業廃棄物発生量は約 17,140 千トン（前年度比約 1.3%減少）であり、減量化量は約 10,200 千トン、再生利用量は約 6,680 千トン、最終処分量は約 260 千トンとなっています。

なお、大和市、町田市は各市の産業廃棄物の発生量と処理状況が公表されていません。

また、調査区域における産業廃棄物処理施設の状況は表 3.3-31 に、分布状況は図 3.3-21 に示すとおりです。調査区域には中間処理施設が 14 箇所、最終処分場が１箇所存在しています。

表 3.3-30(1) 産業廃棄物の状況（横浜市）

単位：千トン

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
発生量	10,000	10,635	10,595	9,523	9,556
減量化量	6,495	6,580	7,697	6,510	6,602
再生利用量	2,942	3,835	2,449	2,842	2,665
最終処分量	563	219	450	170	290

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書　資料編」
（横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和５年９月閲覧）

表 3.3-30(2) 産業廃棄物の状況（神奈川県）

単位：千トン

項目	平成 21 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
排出量	17,160	18,790	18,080	17,370	17,140
減量化量	8,910	11,550	10,890	10,600	10,200
再生利用量	7,110	6,910	6,910	6,500	6,680
最終処分量	1,140	340	280	270	260

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査報告書（令和３年３月）」
「神奈川県産業廃棄物実態調査」
（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ 令和５年９月閲覧）

表 3.3-31　産業廃棄物処理施設の状況

No.	事業者	所在地	処理形態
1	（株）池田商店	横浜市旭区上川井町 2446　外６筆及び移動式	中間処理（破砕）
2	（株）ヴィンテージ	横浜市瀬谷区目黒町 16 番 12	中間処理（破砕）
3	（株）カンキョーワークス	横浜市旭区上川井町字大貫谷 2444 番７　外７筆	中間処理（破砕、圧縮）
4	木村管工（株）	横浜市瀬谷区北町 20-20	中間処理（破砕、圧縮、選別）
5		横浜市瀬谷区上瀬谷町 46-１	中間処理（圧縮）
6		横浜市瀬谷区目黒町９－７　外１筆	中間処理（分級、造粒固化、破砕）
7	（株）佐藤渡辺	横浜市瀬谷区目黒町 36 番２	中間処理（破砕）
8	ダイシン産業（株）	横浜市瀬谷区北町 28 番１　外６筆	中間処理（破砕、圧縮、選別）
9		横浜市瀬谷区北町 12 番１　外 19 筆	中間処理（破砕）
10	（株）早船	横浜市瀬谷区北町 20-３	中間処理（破砕、切断）
11	前田道路（株）	横浜市瀬谷区北町 20-13	中間処理（破砕）
12	和英堂興産（株）	横浜市旭区上川井町 1245	最終処分（埋立）
13	（株）トキワ薬品化工	横浜市旭区上川井町 393	中間処理（中和）
14	大和アスコン（株）	大和市下鶴間 2594	中間処理（破砕）
15	（有）町田環境リサイクル	町田市鶴間７丁目 22 番 30 号	中間処理（破砕）

注１：表中の No.は図 3.3-21 に示す番号と対応しています。

資料：「産業廃棄物処理業者名簿」（令和５年８月現在）（横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧）
「産業廃棄物処理業者名簿」（令和４年９月現在）（神奈川県ホームページ　令和５年９月閲覧）
「東京都産業廃棄物処理業者検索」（東京都ホームページ　令和５年９月閲覧）



注１：図中の番号は表 3.3-31 に示す No.と対応しています。
資料：「産業廃棄物処理業者名簿」（横浜市ホームページ　令和５年９月閲覧）
「産業廃棄物処理業者名簿」（神奈川県ホームページ　令和５年９月閲覧）
「東京都産業廃棄物処理業者検索」（東京都ホームページ　令和５年９月閲覧）

図 3.3-21　産業廃棄物処理施設の状況

(3) その他の環境の保全を目的とした計画等

本博覧会や対象事業実施区域に係る主な計画等は、表 3.3-32 に示すとおりです。

表 3.3-32　本博覧会及び対象事業実施区域に係る計画等

項目		関係法令	本博覧会との関係
環境一般		生活環境保全推進ガイドライン	○
環境計画等		横浜市環境管理計画	○
公害防止	大気汚染	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
	廃棄物	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	－
		アスベスト除去工事に関する指導指針	－
		横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ３R 夢プラン～	○
		第７次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○
		神奈川県循環型社会づくり計画	○
自然環境保全	自然環境一般	かながわ生物多様性計画	○
		横浜市水と緑の基本計画	○
		横浜みどりアップ計画［2019-2023］	○
		緑化地域制度	○
		横浜つながりの森構想	－
		横浜市森づくりガイドライン	－
		これからの緑の取り組み［2019-2023］	－
		生物多様性保全上重要な里地里山	○
	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	○
		横浜市都市農業推進プラン（2019－2023）	○
	自然再生	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	－
災害防止	防災	神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～	○
		横浜市防災計画 震災対策編	○
	防火・危険物等の取り扱い	化学物質の適正な管理に関する指針（神奈川県）	－
		化学物質の適正な管理に関する指針（横浜市）	－
		神奈川県内消防広域応援実施計画	－
地球環境保全	温暖化対策	横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針	○
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○
		神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	－
		神奈川県循環型社会づくり計画	○
その他	景観	横浜市景観計画	○
		神奈川景観づくり基本方針	○
		横浜市景観ビジョン	○
		横浜市公共事業景観ガイドライン	○
	まちづくり方針	横浜市基本構想（長期ビジョン）	○
		横浜市中期計画 2022～2025	○
		横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○
		地区計画・建築協定	－
		都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	○
		首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査	○
		街づくり協議地区制度	－
		横浜都市交通計画	－
		横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画	○
		２０２７年国際園芸博覧会　基本計画	○
		旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画	○
		横浜市 SDGs 未来都市計画	○
	その他	横浜市環境教育基本方針	－
		光害対策ガイドライン	○
		横浜市環境と地域経済の融合推進方針	－
		工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン	○

3.4 調査対象地域における地域特性の概要

「3.2 自然的状況」、「3.3 社会的状況」の調査結果から要約される、対象事業実施区域及びその周辺における地域特性の概要は、表 3.4-1～表 3.4-2 に示すとおりです。

対象事業実施区域の位置する旧上瀬谷通信施設は、戦後に米軍により接収され、平成27年６月に返還されました。戦後約 70 年間米軍施設として使用されてきたため、自由な土地利用が制限され、広大な丘陵地が未利用に近い状態で残された反面、各種都市基盤は未整備な状況となっています。

令和２年３月に横浜市が策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」では、郊外部の新たな活性化拠点を目指し、「農業振興ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」、「物流ゾーン」、「公園・防災ゾーン」の４つの土地利用ゾーンが設定されました。計画的な土地利用を実現する手法として、市施行による土地区画整理事業が実施される予定であり、本博覧会は、土地区画整理事業によって整備される都市基盤を活用して開催するものです。

対象事業実施区域の周辺には、一般国道 246 号や一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）等の幹線道路や、相鉄本線、東急田園都市線等の鉄道が南北に存在するなど、交通の利便性が高い地域です。そうした中、なだらかな傾斜をもつ丘陵地とそこを南北に流れる小河川からなる地形の上に、農用地や草原がまとまって分布しており、それらを構成要素とした緑豊かでのどかな景観が広がっています。

表 3.4-1(1)　地域特性の概要（自然的状況）

項目	地域特性の概要
大気環境の状況 （気象）	・横浜地方気象台（横浜市中区山手町）の令和４年の気象の状況は、平均気温 16.7℃、平均風速 3.4m/s、最多風向は北、降水総量 1,657.5mm です。（p.3-2 (1)気象の状況）
（大気質）	・平成 30 年度から令和４年度（２つの測定局は平成 29 年度から令和３年度）の経年変化をみると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、微小粒子状物質は、調査区域内で測定が行われた全ての地点において全ての年度で環境基準に適合していました。（p.3-4 (2)大気質の状況） ・光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でしたが、これは全国的にも同様の傾向です。（p.3-4 (2)大気質の状況） ・ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。（p.3-4 (2)大気質の状況）
（騒音）	・道路交通騒音の平成 29 年度以降の測定結果は、丸子中山茅ヶ崎（瀬谷区二ツ橋町）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（旭区上川井町）、一般国道 246 号（大和市下鶴間 2572 付近）、一般国道 16 号（町田市鶴間 1685-2）は昼間と夜間ともに、一般国道 246 号（大和市下鶴間 2-12 付近）、一般国道 467 号（大和市深見台 4-1-1 付近）は夜間において環境基準に不適合でした。（p.3-12 ①道路交通騒音） ・一般環境騒音の平成 28 年度以降の測定結果は、等価騒音レベルについては、全ての地点で環境基準に適合していました。（p.3-13 ②一般環境騒音）
（振動）	・道路交通振動の平成 29 年度以降の測定結果は、一般国道 246 号（大和市下鶴間 2572 付近）の夜間において要請限度を超過していました。（p.3-15 ④振動の状況）
（悪臭）	・調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。（p.3-15 ⑤悪臭の状況）
水環境の状況 （水象）	・対象事業実施区域には、相沢川及び和泉川が流れています。対象事業実施区域の北東側には帷子川及び堀谷戸川、東側には矢指川、西側には大門川及び境川が流れています。（p.3-16 (1) 水象の状況） ・対象事業実施区域南東部及び対象事業実施区域の北東側には、湧水が分布しています。（p.3-19 図 3.2-5）

表 3.4-1(2)　地域特性の概要（自然的状況）

項目	地域特性の概要
（水質）	・調査区域内の河川の水質測定地点３地点での測定結果は、境川の鶴間橋（大和市）では平成 28 年度から令和２年度まで pH、DO、BOD、SS を測定しており、いずれの年も全項目で環境基準に適合していました。堀谷戸川の中井橋、大門川の中川橋では平成 28 年度から平成 29 年度まで pH、DO、BOD を測定しており、中井橋ではいずれの年も全項目で環境基準に適合していましたが、中川橋では pH のみがいずれの年度も環境基準に不適合でした。(p.3-20 ①河川の水質) ・調査区域内の地下水の水質測定地点２地点での測定結果は、瀬谷区相沢三丁目では平成 29 年度から令和３年度までテトラクロロエチレンを測定しており、いずれの年度も環境基準に不適合でした。旭区下川井町では平成 30 年度、令和２年度及び令和３年度に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を測定しており、いずれの年度も環境基準に不適合でした。(p.3-23 ②地下水の水質)
土壌及び地盤の状況（土壌）	・対象事業実施区域の土壌は、主に厚層多腐植質黒ボク土となっており、一部に腐植質黒ボクグライ土、人工改変台地度が分布しています。(p.3-25 (1)土壌の状況)
（土壌汚染）	・調査区域内には、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域が１箇所あります。なお、令和元年度、令和３年度及び令和５年度に旧上瀬谷通信施設において土壌汚染調査が行われており、対象事業実施区域内の一部区画でも土壌の汚染が確認されています。(p.3-25～26 (2)土壌汚染の状況)
（地盤）	・瀬谷区の観測水準点は 13 地点のうち、沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。旭区の観測水準点は 13 地点では、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は 10mm 未満です。(p.3-30 (3)地盤の状況) ・調査区域の大部分は丘陵地及び台地面で、軟弱地盤の層厚は０～５m です。(p.3-30 (3)地盤の状況)
地形及び地質の状況（地形）	・対象事業実施区域の地形は主に武蔵野段丘面群で、標高はおおむね 60m 以上 90m 未満で、東に標高 80m 以上～90m 未満の丘陵地があります。(p.3-34(1)地形の状況)
（地質）	・対象事業実施区域の地質は、主に武蔵野ローム層で形成されており、河川沿いに沖積層が分布しています。(p.3-34 (2)地質の状況)
（土砂災害関連法令による指定状況）	・対象事業実施区域には砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林に指定された区域はありません。調査区域に、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定された区域がありますが、対象事業実施区域内には指定された区域はありません (p.3-41 (3)土砂災害関連法令による指定状況)
（災害）	・瀬谷区の令和４年の被害総数は、人的被害が０人、住家被害が１棟、非住家被害が０棟、田畑被害が０ha、その他の被害が０件（箇所)、旭区では、人的被害が０人、住家被害が０棟、非住家被害が０棟、田畑被害が０ha、その他の被害が０件（箇所）となっています。(p.3-43 ①災害による被害の発生状況) ・調査区域では、元禄型関東地震で震度６弱～６強、東京湾北部地震で震度５弱～６弱、南海トラフ巨大地震で震度５弱～６弱の揺れが想定されています。(p.3-46 ②地震) ・対象事業実施区域において、洪水による浸水想定区域はありませんでした。内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域の相沢川沿いにおいて浸水深が主に 1.0m～2.0m 未満及び 2.0m 以上の地域となっており、南東部において浸水深が主に２cm～20cm未満の地域が散在しています。(p.3-50 ③浸水想定区域) ・地震発生時の液状化危険度は、対象事業実施区域周辺には「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化する危険度は低い」とされる区域が一部ありますが、大部分が「液状化する危険性はかなり低い」となっています。(p.3-50 ④液状化)
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（動物）	・調査区域周辺で確認されている重要な種としては、哺乳類ではキツネ、イタチの２種、鳥類ではヒバリ、オオタカ等 68 種、爬虫類ではアオダイショウ等５種、両生類ではニホンアカガエル等８種、昆虫類等 55 種、魚類ではホトケドジョウ等 18 種、陸生貝類６種、底生動物８種が確認されています。(p.3-61～67 ②注目すべき動物種)

表 3.4-1(3)　地域特性の概要（自然的状況）

項目	地域特性の概要
（植物）	・対象事業実施区域内の現存植生は、主に畑雑草群落、ゴルフ場・芝地及び水田雑草群落の他に、小規模な範囲でクヌギーコナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、緑の多い住宅地等が分布しています。(p.3-76 (2)植物の生育及び植生の状況) ・調査区域周辺で確認されている重要な種は、植物ではサンショウモ、タコノアシ等189 種が確認されています。(p.3-83～86　③ア.注目すべき植物種) ・調査区域には植物の重要な群落等として植生自然度９のシラカシ群集が確認されていますが、対象事業実施区域内には分布していません。(p.3-87　③イ．注目すべき植物群落等) ・調査区域には巨樹・巨木林が１本、名木が２本、名木古木が 12 件指定されていますが、対象事業実施区域内にはありません。(p.3-89　③ウ．巨樹・巨木林等)
（生態系）	・対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。(p.3-91 ①環境類型区分) ・陸域では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、オオタカ等の猛禽類を最上位の消費者とする食物連鎖が成立しています。(p.3-93 ②生態系の概要) ・対象事業実施区域は生物多様性保全上重要な里地里山に選定されているほか、緑の 10 大拠点に含まれており、南東部にはホタル生息確認地域の一部が分布しています。(p.3-95 ③重要な自然環境のまとまりの場)
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況（景観）	・対象事業実施区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。対象事業実施区域からは西方向から西南西方向に丹沢の山並みが眺望でき、その奥に、富士山の山頂部のごく一部が眺望できます。(p.3-97 (1)景観)
（人と自然との触れ合いの活動の場）	・調査区域における触れ合い活動の場としては、「鎌倉古道　北コース」等のハイキングコース、「瀬谷市民の森」、「上川井市民の森」などのほか、調査区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、瀬谷本郷公園、東野第一公園、野境道路は、桜の見どころスポットとなっています。(p.3-102 (2)人と自然との触れ合いの活動の場の状況)

表 3.4-2(1)　地域特性の概要（社会的状況）

項目	地域特性の概要
人口及び産業の状況	・瀬谷区、旭区では、人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。(p.3-105 (1)人口の状況) ・瀬谷区では、事業所数、従業者数ともに「卸売業,小売業」が最も多く、旭区では、事業所数は「卸売業,小売業」、従業者数は「医療，福祉」が最も多くなっています。(p.3-106 (2)産業)
土地利用の状況	・対象事業実施区域はほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側の土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。南東側は森林及びゴルフ場となっています。(p.3-108 (1)土地利用の状況、p.3-108～110 (2)土地利用規制の状況)
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	・対象事業実施区域周辺に水道水源として取水されている河川水はありません。(p.3-121 ①水道用水としての利用) ・対象事業実施区域周辺の地下水利用施設は２施設で、農業利用されています。(p.3-122 (2)地下水等の利用の状況)
交通の状況（道路交通）	・対象事業実施区域の周辺には、西側に環状４号線、北側に国道 16 号、南側に県道瀬谷柏尾が通っています。バス路線は４社が運行しています。対象事業実施区域の周辺では、西側に神奈川中央交通バスの停留所「竹村町」、「中屋敷」等が、南側に神奈川中央交通バスの停留所「細谷戸第４」、「細谷戸第３」等があります。(p.3-124 (1)道路交通の状況)
（鉄道）	・鉄道は北側に東急田園都市線、南側に相鉄本線、西側に小田急江ノ島線があります。対象事業実施区域最寄りの駅は、相鉄本線の瀬谷駅です。(p.3-128 (2)鉄道の状況)

表 3.4-2(2)　地域特性の概要（社会的状況）

項目	地域特性の概要
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	・調査区域内には、保育所・幼稚園等が 39 施設、小学校が 10 校、中学校が３校、高等学校が３校、養護学校・特別支援学校が４校、専修学校が２校、大学が１校存在し、対象事業実施区域周辺には５施設があります。(p.3-130 (1)主な教育機関等) ・調査区域内には、主な医療機関が８施設あります。(p.3-133 (2)主な医療機関等) ・調査区域内には、市役所の連絡所が１施設、消防署が２施設、郵便局が７施設あります。(p.3-133 (3)主な官公庁等) ・調査区域内には、福祉施設が 60 施設あります。(p.3-136(4)主な福祉施設等) ・調査区域内には、地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が 19 施設あります。(p.3-139 (5)その他の市民利用施設等) ・調査区域内には、主な公園・緑地等が 96 施設あり、対象事業実施区域の南東側に「瀬谷市民の森」、「上川井市民の森」が隣接しています。(p.3-141 (6) 主な公園・緑地等)
下水道の整備状況	・対象事業実施区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 65.9%、旭区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 66.0%となっています。対象事業実施区域においては、下水道は整備されていません。(p.3-145 3.3.6 下水道の整備状況)
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	・本事業と関係する環境関連法令等としては、「環境基本法」、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令を始め、公害防止、自然環境保全、災害防止、地球環境保全、景観、まちづくり等、様々な法令等があります。本事業実施に当たっては、これらの関連ある法令等を遵守します。(p.3-146 3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況)
文化財等の状況	・調査区域には 91 件の指定・登録文化財等がありますが、対象事業実施区域内にはありません。(p.3-149 (1)指定・登録文化財) ・調査区域には 84 件の埋蔵文化財包蔵地があり、対象事業実施区域内には５件が分布しています。(p.3-153 (2)埋蔵文化財の状況)
その他の事項（公害苦情処理件数）	・対象事業実施区域が位置する行政区分のうち、瀬谷区における公害苦情総数は 55 件であり、公害苦情が多い項目は悪臭が（17 件）、大気汚染（14 件）、騒音（12 件）旭区における公害苦情総数は 105 件であり、公害苦情が多い項目は騒音（31 件）、大気汚染（29 件）、悪臭（22 件）となっています。(p.3-158 (1) 公害苦情処理件数)
（廃棄物処理施設の状況）	・横浜市の一般廃棄物の状況は、令和３年度のごみと資源の総量は約 117.8 万トンで、前年度に比べ、約 2.2 万トン減少（約-1.8%）しています。(p.3-158 ①一般廃棄物の状況) ・横浜市の産業廃棄物発生量は、約 9,556 千トンで、前年度に比べ約 0.3%増加しています。調査区域には、中間処理施設が 14 箇所、最終処分場が１箇所あります。(p.3-162 ②産業廃棄物の状況)
（その他の環境の保全を目的とした計画等）	・本事業や対象事業実施区域に係る主な計画等としては、「横浜市水と緑の基本計画」、「横浜みどりアップ計画［2019-2023］」、「横浜市都市農業推進プラン(2019-2023)」、「横浜市 SDGs 未来都市計画」、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」、「２０２７年国際園芸博覧会　基本計画」等があります。(p.3-165 (3)その他の環境の保全を目的とした計画等)

第 4 章　配慮指針に基づいて行った配慮の内容

第4章　配慮指針に基づいて行った配慮の内容

4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」の「別記　事業別の配慮事項　10 開発行為等に係る事業」に掲げられている各配慮事項から、本博覧会の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。また、選定した項目について、本博覧会で検討した計画段階配慮の内容を表 4.1-1 に記載しました。配慮の内容については、配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書に示した計画段階配慮の内容を見直したものです。

表 4.1-1(1)　配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項			選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(1)	計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	○	・対象事業実施区域の設定に当たっては、旧上瀬谷通信施設地区南部を中心としました。また、「市民の森から続く多摩三浦丘陵」や「谷と丘が緩やかに連続するパノラマ」、「相沢川沿いの谷戸地形」などの自然環境ポテンシャルを生かすことにより、本博覧会としてふさわしい会場区域を確保する計画としました。 ・会場整備に当たっては、「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」等の関連事業と連携し、既存の地形や水系、植生、会場周辺の景観や土地利用（瀬谷市民の森、農地等）を活かしつつ、本博覧会として必要となる催事、展示等の主要施設の配置を検討します。 ・「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー型機器の導入、再生可能エネルギー設備等の導入について、計画段階から検討することにより温室効果ガスの排出抑制に努めます。 ・このほか、横浜市中期４か年計画 2018～2021（平成 30 年 11 月）、横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年６月）、横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン（平成 29 年３月）、横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン（平成 30 年 11 月）、横浜市環境管理計画（平成 30 年 11 月）等の上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行います。 ・対象事業実施区域の南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物及び対象事業実施区域内に土地区画整理事業において保全対象種の生息環境として創出された水辺空間等に配慮し、会場内の施設配置や運営方法等について検討します。

注１：下線部は「配慮書」からの追加・変更点

表 4.1-1(2)　配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項			選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2)	計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。	○	・計画段階配慮書の作成を通じて対象事業実施区域周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めました。 ・市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点等の現在の自然環境があることから、これらの自然特性を極力活かせるよう、本博覧会としてふさわしい会場区域を確保する計画としました。
	(3)	工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	・工事計画に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。 ・関連事業との調整を図り、建設機械の稼働や工事用車両の走行等について平準化を図るなど、工事に伴う環境負荷の低減に向けた対策を検討します。
	(4)	環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業を実施する中で、土地の造成等により形質変更を行う範囲において、「土壌汚染対策法」に基づく適切な対策が講じられる予定です。 ・「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。
本事業に係る配慮事項	(5)	生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。	○	・グリーンインフラを実装することにより、対象事業実施区域全域において、ヒートアイランド現象の緩和に寄与する他、概念の普及や関連技術の発展に努めます。 ・雨水の有効利用として、打ち水、植物への灌水、トイレ洗浄水としての活用などを行い、健全な水循環の創出に努めます。
	(6)	建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。 緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	・植物展示に際しては、種子等の拡散を抑制するとともに、海外から導入する植物は適正な植物検疫を経た個体に限定することで、想定外の移入を防止するなど、生物多様性の保全に努めます。 ・海外から導入する植物が適切に取り扱われるよう、植物検疫に関するガイドラインを策定し、事前に参加国へ周知徹底します。 ・植物展示を除く会場全般の緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用により、生物の生育生息環境の確保に努めます。 ・植物展示や会場全般の緑化を通じて、本博覧会開催中における生物多様性の保全と創出に努めるほか、本博覧会開催後に残る施設や植生においては、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の計画と連携しながら、樹林地や四季折々の草花が楽しめる広場や庭園、土地区画整理事業において保全対象種の生息環境として創出された水辺空間等の保全に努めます。

注１：下線部は「配慮書」からの追加・変更点

表 4.1-1(3)　配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項			選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(7)	高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。さらに、これらによる地域単位での最適なエネルギー需給システムの導入に努める。	○	・建物や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。 ・導入した省エネ、再エネ設備については、エネルギーマネジメントシステムを用いた最適な運用に努め、会場全体としてエネルギー消費量の最小化を図ります。 ・植物や食料残渣等の廃棄物のたい肥化や、それら廃棄物からのメタン・エタノールなどのエネルギーの創出など資源の循環・再利用を検討します。 ・本博覧会開催中の電力については、再生可能エネルギー100％とすることを目標に、地域や地方で生み出されるエネルギーの積極的活用とともに、太陽光発電システム等の活用による「創エネ」も検討します。
	(8)	使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	・建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図ります。 ・本博覧会開催中の電力については、再生可能エネルギー100％とすることを目標に、地域や地方で生み出されるエネルギーの積極的活用とともに、太陽光発電システム等の活用による「創エネ」も検討します。
	(9)	次世代自動車の積極的な導入や公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	○	・近隣駅等からのシャトルバス輸送によるアクセス性の向上等、公共交通機関の利用を促進した輸送計画を検討します。 ・会場に隣接する駐車場は、環境配慮型の車両（EV、FCV）を優先し、充電ステーション等を設置するなど、ゼロカーボンの実現に向けた取組の導入を検討します。
	(10)	建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	○	・本博覧会で整備する仮設施設においては、工事期間の短縮や資材の再利用等を通じて温室効果ガス排出抑制に努めます。 ・省エネルギー型機器を導入し、本博覧会期間中の温室効果ガス排出量の抑制に努めます。 ・会場の建設や本博覧会終了後の施設解体においては、低燃費型の建設機械の採用に努めます。
	(11)	微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	・駐車場や管理用通路及び園路等は、透水性舗装、保水性舗装や遮熱性舗装の導入等によりヒートアイランド現象の抑制に配慮した会場整備に努めます。 ・建物等については、壁面や屋上の緑化等のヒートアイランド現象の抑制策を検討します。
	(12)	街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	・相沢川や和泉川源流から連続する平坦で広大な草地等、上瀬谷ならではの景観構成要素を活かした会場整備を検討します。 ・建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等は、本博覧会の主役である花・みどりや農の営みを生き生きと美しく見せる観点及び風景との調和を重視して検討します。

表 4.1-1(4)　配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項			選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(13)	大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	×	・本博覧会では地下空間を設けることを想定していないため、非選定とします。
	(14)	駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	・広域交通など多方面からの交通を分散させるよう、駐車場の適切な配置や整備に努めるとともに、歩行者の安全等も確保します。また、環境配慮型の車両（EV、FCV）のための充電ステーション等の設置を検討します。 ・会場から 10km 圏内の公共用地や公共駐車場などを活用して会場外駐車場を設置し、シャトルバスで会場に行く「パークアンドライド」システムの導入により、周辺道路への交通集中の回避に努めます。
	(15)	風害、光害、日照阻害等の影響を少なくする。	○	・光害対策として、「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に会場内の光が漏れない措置を講じる等の悪影響を及ぼさない照明計画を検討します。 ・なお、現段階では風害や日照阻害を起こす施設は想定していません。
	(16)	地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	・本博覧会による史跡・文化財、地域の住民に親しまれた施設の消滅・移転はありません。 ・本博覧会では市民、民間企業、大学等の教育機関、行政など多様な主体が連携し、多様な機能を持つグリーンインフラの維持管理やレクリエーション等を通じて各自が積極的に関わるグリーンコミュニティの形成を目指します。
	(17)	雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	・本博覧会の会場整備に際しては、雨水浸透施設の設置などグリーンインフラの整備を通じて地下水涵養機能の保全を図ります。 ・駐車場や管理用通路及び園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した会場整備に努めます。

表 4.1-1(5)　配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項			選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(18)	廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。	○	・会場整備に当たって、コンクリート廃材などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び仮設施設におけるリース対応等により、資源の循環的な利用に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理します。 ・「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。 ・建設発生土は、場内再利用に努めます。 ・植物や食料残渣等の廃棄物のたい肥化や、それら廃棄物からのメタン・エタノールなどのエネルギーの創出など資源の循環・再利用を検討します。 ・来場者に対して、開催中における廃棄物等の発生抑制を促すような取組を検討します。

4.2 環境情報の概要

4.2.1 配慮書の縦覧等

本博覧会の配慮書は、令和３年４月５日に公告され、同日から令和３年４月 19 日までの 15 日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.2-1 に示すとおりです。

表 4.2-1　配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和３年４月５日～令和３年４月 19 日（15 日間）
縦覧対象区	旭区、瀬谷区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

4.2.2 環境情報の概要

配慮書に対し、1 通の環境情報の提供がありました。環境情報提供書の概要は表 4.2-2 に示すとおりです。

表 4.2-2 環境情報提供書の概要

項目	環境の保全に関する情報	事業者の見解
土壌汚染	・土壌汚染対策が周知・勘案されていないため、検討すべきである。	・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業を実施する中で、土地の造成等により形質変更を行う範囲において、「土壌汚染対策法」に基づく適切な対策が講じられる予定です。 ・本博覧会において、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる予定はありませんが、対応が必要な場合には関係法令等を遵守して適切な対策を講じます。
グリーンインフラ	・花博の実施自体がグリーンインフラの破壊行為であるため、反対である。	・国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に、国際的な機関の承認を得て開催されるものです。本博覧会は、グリーンインフラなど、新たな価値観とともに「環境と共に生きる」知恵・行動を世界に伝播させていくものであり、緑や自然環境を一層尊重するものへと意識を変革していく契機になると考えています。 ・大都市近郊でありながら豊かな自然が残り、地域で農の営みや人々の交流が脈々と受け継がれた上瀬谷の地は、高いポテンシャルを秘めた貴重な財産であり、緑あふれる風景など緑と融合した都市のモデルを国内外に発信するにふさわしい舞台であると考えます。
景観	・花博の実施、新都市交通の敷設、海軍道路の桜並木の伐採は、緑あふれる風景や街の個性を破壊することであるため、反対である。 ・海軍道路の桜並木、上瀬谷通信施設跡地の豊かな緑の風景は、横浜市民に親しまれた文化財であるため、海軍道路の桜並木の伐採及び花博の誘致に反対である。	

4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本博覧会の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの配慮市長意見書の送付を、令和３年５月 24 日に受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.3-1 に示すとおりです。

また、配慮市長意見及び事業者の見解は、表 4.3-2 に示すとおりです。

表 4.3-1　配慮市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和３年６月４日～令和３年６月 18 日（15 日間）
縦覧対象区	旭区、瀬谷区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

表 4.3-2(1)　配慮市長意見の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
1 全般的事項	(1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。	・配慮事項に対する配慮の内容について、現時点での検討状況を方法書に記載しました（例：2.3.2 対象事業の計画 (2)会場区域 1)会場構成の考え方 p.2-10～11 等）。配慮の内容については、適切に事業計画に反映していきます。
	(2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。	・事業の進捗に合わせ、横浜市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容となるよう努めます。
	(3) 関連する「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」、「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」と工事期間が重複することから、これら関連事業と調整を図り、工事による環境負荷の低減に向けた対策を検討してください。また、工事期間の重複について、４事業の事業スケジュールの詳細を分かりやすく方法書に記載してください。	・本博覧会の工事工程と併せて、関連する「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」、「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」、「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の工事工程を方法書に記載しました（2.4.2 工事工程 p.2-22～23）。 ・また、工事に伴う環境負荷を低減するため、建設機械の稼働や工事用車両の走行等について平準化を図るなど、今後関連事業との調整を行いながら検討していきます（2.4.2 工事工程 p.2-22）。
	(4) 今後、（仮称）博覧会協会への承継が予定されていることから、承継するにあたっては、配慮の内容等を確実に引き継いでください。	・横浜市から本博覧会協会への承継にあたって、配慮の内容等を確実に引き継ぎました。また、このことについて方法書に記載しました（2.1 対象事業の概要 p.2-1）。

注１：「事業者の見解」に記載したページ番号は、方法書におけるページを示します。

表 4.3-2(2)　配慮市長意見の内容及び事業者の見解

項目		意見の内容	事業者の見解
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項(1)】	計画区域の南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物及び計画区域内に整備される生物の生息空間への影響を少なくするため、会場内の施設配置については、人と自然との距離を確保するように検討してください。	・対象事業実施区域の南東側周辺のまとまった緑地等の隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮することとし、音響設備や照明についても、周辺環境に配慮した適切な運営ルールの設定を検討する旨を方法書に記載しました（2.3.2 対象事業の計画 (2)会場区域 1)会場構成の考え方 2)会場区域を構成する施設等 p.2-10～12）。
	(2) 緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造 【配慮事項(6)】	海外から導入する植物については、拡散すると既存の生態系への大きな影響が危惧されることから、植物展示に際しての慎重な取扱いを十分に検討してください。	・海外から導入する植物については、拡散による既存の生態系への影響が出ないよう、植物展示に際しては慎重な取扱いをする旨を方法書に記載しました（2.3.4 植栽地管理計画 p.2-18）。 ・植物検疫に関するガイドラインを作成し参加国へ配布することにより、周知徹底を図ります（2.3.4 植栽地管理計画 (2)検疫 p.2-18）。
	(3) 交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮 【配慮事項（14)】	ア 非常に多くの来場者が想定されることから、交通分担率や駐車場の収容台数など、交通計画の詳細を方法書以降の図書に記載してください。	・駐車場の収容台数など交通計画の詳細については、現計画段階における想定に基づいて記載しました（2.3.3 輸送計画 p.2-15～16）。 ・交通分担率については、交通計画の進捗を踏まえ、準備書で記載します。
		イ 交通集中の回避に寄与する「パーク＆ライド」システムを積極的に活用するとともに、シャトルバスの運行計画などを踏まえ、適切な環境影響評価を行ってください。	・「パークアンドライド」システムの積極的な活用やシャトルバスの適切な運行計画を検討します（2.3.3 輸送計画 p.2-15～16）。 ・準備書においては、「パークアンドライド」システムの積極的な活用やシャトルバスの運行計画を踏まえ、適切な環境影響評価を行います。

注１：「事業者の見解」に記載したページ番号は、方法書におけるページを示します。

第 5 章　環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

第5章　環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

5.1 環境影響要因の抽出

本博覧会の事業計画を基に、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下、「環境影響要因」とします。）を工事中・開催中・撤去中の各段階で、表 5.1-1 に示すとおり抽出しました。

表 5.1-1　環境影響要因の抽出

区分	環境影響要因	要因の概要
工事中	建設機械の稼働	建物の建築や施設の整備等の工事のために、建設機械が対象事業実施区域内で稼働します。
	工事用車両の走行	資機材の運搬、廃棄物等の搬出及び施設の管理等を行う車両が走行します。
	建設行為等の実施	建物の建築や施設の整備等の工事を実施します。 庭園等の整備に伴い、外来植物を含む植物の搬入・植栽・管理を実施します。
開催中	会場施設等の存在	展示・サービス施設、花壇、庭園、駐車場及びバスターミナル等の施設が存在します。 土地区画整理事業において保全対象種の生息環境として創出された水辺空間等が存在します。
	施設の供用	来場者及び施設管理関係者等が施設を利用します。 会場内で様々な行催事等を行います。 施設の管理・運営作業等を行います。
	関係車両の走行	来場者の自家用車、シャトルバス及び団体バス等の車両が走行します。 資機材の運搬、廃棄物等の搬出及び施設の管理等を行う車両が走行します。
	外来植物を含む植栽等の管理	外来植物を含む植物の搬入・植栽・管理を行います。
撤去中	建設機械の稼働	仮設施設等の解体工事のために建設機械が稼働します。
	工事用車両の走行	撤去物や廃棄物の搬出のため車両が走行します。
	仮設施設等の撤去	仮設施設等の解体・撤去を行います。

5.2 環境影響評価項目の選定

抽出した環境影響要因を踏まえ事業特性と地域特性を勘案し、環境影響評価を行う項目（以下、「環境影響評価項目」とします。）を表 5.2-1 に示すとおり、温室効果ガス、生物多様性（動物、植物、生態系）、水循環（湧水の流量、河川の流量）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）、大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観、触れ合い活動の場の計 10 項目を選定しました。

なお、環境影響評価項目として選定した理由及び選定しない理由は、表 5.2-2～表 5.2-4 に示すとおりです。

表 5.2-1　環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び創出に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目		細目	区分 / 環境影響要因	工事中			開催中				撤去中		
					建設機械の稼働	工事用車両の走行	建設行為等の実施	会場施設等の存在	施設の供用	関係車両の走行	外来植物を含む植栽等の管理	建設機械の稼働	工事用車両の走行	仮設施設等の撤去
地球環境への負荷の低減	温室効果ガス		温室効果ガス		●	●	●		●	●	●	●	●	
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物				●	●	●		●			●
		植物	植物				●	●	●		●			●
		生態系	生態系				●	●	●		●			●
	水循環		地下水位及び湧水の流量				●	●						
			河川の形態、流量					●			●			
			海域の流況											
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土		一般廃棄物				●		●		●			●
			産業廃棄物				●		●		●			●
			建設発生土											
	大気質		大気汚染		●	●				●		●	●	
	水質・底質		公共用水域の水質											
			公共用水域の底質											
			地下水の水質											
	土壌		土壌汚染											
	騒音		騒音		●	●			●	●		●	●	
	振動		振動		●	●				●		●	●	
	地盤		地盤沈下											
	悪臭		悪臭											
	低周波音		低周波音											
	電波障害		ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ電波障害											
	日影		日照阻害											
			シャドーフリッカー											
	風害		局地的な風向・風速											
	安全		土地の安定性											
			浸水											
			火災・爆発											
			有害物漏洩											
快適な地域環境の確保	地域社会		地域分断											
			交通混雑			●				●			●	
			歩行者の安全			●				●			●	
	景観		景観					●						
	触れ合い活動の場		触れ合い活動の場			●			●	●			●	
	文化財等		文化財等											

注１：●は選定した項目を示します。
注２：<u>下線部</u>：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.2-2(1)　環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	本博覧会において建設機械の稼働、工事用車両の走行及び建設行為等（植物の搬入・植栽・管理）の実施に伴い温室効果ガスの発生が見込まれることから、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は土地区画整理事業により改変され、公園整備事業により整備される予定の土地であり、本博覧会の工事中において、現存する動物、植物、生態系に対する直接的影響はありません。しかし、建設行為等の実施（施設の整備等の工事、庭園等の整備に伴う外来植物の搬入・植栽・管理等）により、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に対して間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物		
	生態系		
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	本博覧会において大規模な土地の造成は行わないものの、対象事業区域周辺には湧水が存在し、建設行為等の実施により湧水の分布及び流量が変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、本博覧会の工事では地下水位の著しい低下を招くような掘削等を行わないため、地下水位の細目については環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	本博覧会において河川の改修は行わず、河川の形態、流量への影響を及ぼす要因は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、大門川、相沢川の改修は、土地区画整理事業において実施される計画です。
	海域の流況	×	本博覧会は、内陸部においてのみ実施されるものであり、海域への影響が想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	建設行為等に伴い一般廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	建設行為等に伴い産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	工事に伴い場内の一部で土砂の移動を行いますが、場外への運搬は想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	工事に伴い発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	工事に伴い発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.2-2(2)　環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
水質・底質	地下水の水質	×	旧上瀬谷通信施設の国有地において令和元年度及び令和３～４年度に行われた防衛省による土壌汚染調査では、本博覧会の対象事業実施区域内の一部区画においても土壌汚染が確認されていますが、本博覧会の実施にあたっては、土地区画整理事業において適切な土壌汚染処理が行われた後、本博覧会の工事を実施します。本博覧会の工事において、地下水及び湧水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
土壌	土壌汚染	×	対象事業実施区域内には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません。旧上瀬谷通信施設の国有地において令和元年度及び令和３～４年度に行われた防衛省による土壌汚染調査では、本博覧会の対象事業実施区域内の一部区画で土壌汚染が確認されていますが、本博覧会の実施にあたっては、土地区画整理事業において適切な土壌汚染処理が行われた後、本博覧会の工事を実施します。本博覧会の工事において、土壌汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	×	工事において地盤沈下を招くような地下水の揚水、排水、遮断は行わないため、環境影響評価項目として選定しません。
悪臭	悪臭	×	工事において著しい悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	工事において使用する建設機械は、市街地の建設工事で一般的に使用される建設機械であり、日常生活に支障となるような低周波音の発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	工事において、電波障害を生じさせる施設は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	工事において、日照阻害の要因となる高層建築物等は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	工事において、シャドーフリッカーを生じさせる構造物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
風害	局地的な風向・風速	×	工事において、風害を生じさせる高層建築物等は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域の近傍には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害警戒区域」が存在しません。区域内は平坦地であり、工事の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせないことから、環境影響評価項目として選定しません。

注１：下線部：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.2-2(3)　環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	浸水	×	工事において、周辺地域に浸水を生じさせる影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	工事において、火薬等の使用・蓄積はなく、工事の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	工事において、有害物の使用・蓄積はなく、工事の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	工事において、地域の分断を起こすような交通経路の遮断は行わず、工事施工ヤードも限られた範囲になることから、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	工事用車両の走行に伴い、交通混雑に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	工事用車両の走行に伴い、歩行者等の交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
景観	景観	×	工事中の景観変化は過渡的なものであることから、環境影響評価項目として選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、工事用車両の走行に伴いアクセスへの影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するものの、土地区画整理事業において、「文化財保護法」に基づき必要な措置を講じた後、本博覧会の工事を実施することから、環境影響評価項目として選定しません。なお、工事中に新たな埋蔵文化財包蔵地等を発見した場合には、「文化財保護法」に基づき直ちに届出を行い、関係機関と協議の上、必要な措置を講じます。

表 5.2-3(1)　環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（開催中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	関係車両の走行及び植栽等の管理やその他施設運営におけるエネルギー使用に伴い温室効果ガスの発生が見込まれることから、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は土地区画整理事業により改変され、公園整備事業により整備される予定の土地であり、本博覧会の開催中において、現存する動物、植物、生態系に対する直接的影響はありません。しかし、会場施設等の存在や施設の供用、外来植物を含む植栽等の管理に伴い、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物		
	生態系		
水循環	湧水水量及び地下水位	○	対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、会場施設の存在によって集水域の土地利用の変化が想定されるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、開催中に、掘削や地下埋設施設の設置、地下水の揚水を行わず、地下水位への影響が想定されないため、地下水位の細目については環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	○	本博覧会において河川の改修は行いませんが、一部河川の上流部の集水域において駐車場等の設置に伴う土地利用の変化が想定されること、植栽等の管理において灌水の水源の一部として河川水を利用する可能性があることから、河川の流量を環境影響評価項目として選定します。ただし、河川の形態への影響が想定されないため、河川の形態の細目については環境影響評価項目として選定しません。 なお、施設の運営によって発生する事業排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接放流することはありません。
	海域の流況	×	本博覧会は、内陸部においてのみ実施されるものであり、海域への影響が想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	開催中における施設や植栽等の管理・運営に伴い、一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	開催中における施設や植栽等の管理・運営に伴い、産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	開催中における土砂の発生は想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	関係車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	施設運営によって発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

注１：下線部：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.2-3(2)　環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（開催中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
水質・底質	公共用水域の底質	×	施設運営よって発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	開催中において、地下水及び湧水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
土壌	土壌汚染	×	開催中において、土壌汚染を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	関係車両の走行に伴う騒音、施設供用時の行催事における音響施設の使用に伴う騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	関係車両の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	×	開催中において地盤沈下を招くような地下水の揚水、排水、遮断は行わないため、環境影響評価項目として選定しません。
悪臭	悪臭	×	開催中において著しい悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	開催中において、著しい低周波音を発生させる設備は導入しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	開催中において、電波障害を生じさせる施設は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	開催中において、日照阻害の要因となる高層建築物等は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	開催中において、シャドーフリッカーを生じさせる構造物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
風害	局地的な風向・風速	×	開催中において、風害を生じさせる高層建築物等は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域の近傍には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害警戒区域」が存在しません。区域内は平坦地であり、事業の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	開催中において、周辺地域に浸水を生じさせる影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	開催中において、可燃物を大量に蓄積することはなく、花火等を使用する際には適正な管理を行うことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	開催中において、有害物の使用・蓄積はなく、使用する農薬等の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本博覧会により地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路を変化させないことから、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.2-3(3)　環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（開催中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
地域社会	交通混雑	○	関係車両等の走行及び駐車場への出入りに伴い交通混雑に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	関係車両等の走行に伴い歩行者の交通安全への影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
景観	景観	○	開催中において会場施設の建築物等の存在により、対象事業実施区域及びその周辺からの景観が変化する可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、開催中において関係車両の走行に伴うアクセスへの影響、施設供用時の行催事における音響施設の使用に伴う騒音や夜間照明により活動の場の機能への影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、開催中において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

注１：下線部：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.2-4(1)　環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（撤去中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	仮設施設等の撤去工事に伴う建設機械の稼働や工事用車両の走行により温室効果ガスが発生するため、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	仮設施設や駐車場等の撤去工事に伴い、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物		
	生態系		
水循環	湧水水量及び地下水位	×	仮設施設等の撤去工事に伴う湧水水量及び地下水位への影響要因が想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	撤去中において河川の改修は行わず、河川の形態、流量への影響を及ぼす要因は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	海域の流況	×	本博覧会は、内陸部においてのみ実施されるものであり、海域への影響が想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	仮設施設等の撤去工事に伴い一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	仮設施設等の撤去工事に伴い産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	仮設施設等の撤去工事に伴い土砂発生及び場外への運搬は想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	工事に伴い発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	工事に伴い発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	仮設施設等の撤去工事において、地下水及び湧水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
土壌	土壌汚染	×	仮設施設等の撤去工事において、土壌汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	×	仮設施設等の撤去工事において地盤沈下を招くような地下水の揚水、排水、遮断は行わないため、環境影響評価項目として選定しません。

注１：下線部：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.2-4(2)　環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（撤去中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
悪臭	悪臭	×	仮設施設等の撤去工事において著しい悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	仮設施設等の撤去工事において使用する建設機械は、市街地の建設工事で一般的に使用される建設機械であり、日常生活に支障となるような低周波音の発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	仮設施設等の撤去工事において、電波障害を生じさせる施設は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	仮設施設等の撤去工事において、日照阻害の要因となる高層建築物等は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	仮設施設等の撤去工事において、シャドーフリッカーを生じさせる構造物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
風害	局地的な風向・風速	×	仮設施設等の撤去工事において、風害を生じさせる高層建築物等は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域の近傍には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害警戒区域」が存在しません。区域内は平坦地であり、工事の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	仮設施設等の撤去工事において、周辺地域に浸水を生じさせる影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	仮設施設等の撤去工事において、火薬等の使用・蓄積はなく、工事の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	仮設施設等の撤去工事において、有害物の使用・蓄積はなく、工事の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	仮設施設等の撤去工事において、地域の分断を起こすような交通経路の遮断は行わず、工事施工ヤードも限られた範囲になることから、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	工事用車両の走行に伴い、交通混雑に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	工事用車両の走行に伴い、歩行者等の交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
景観	景観	×	仮設施設等の撤去工事に伴う景観変化は過渡的なものであることから、環境影響評価項目として選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動が存在しており、工事用車両の走行に伴いアクセスへの影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、工事において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

第 6 章　環境影響評価の予測及び評価

第6章　環境影響評価の予測及び評価

本博覧会は、横浜市が実施する土地区画整理事業による造成等の基盤整備完了後に実施するため、土地区画整理事業及び公園整備事業（１次整備）による整備後の状態（本博覧会における整備前の状態）に対する本博覧会事業の実施による周辺環境等への影響について環境影響評価項目を選定し、予測及び評価を行っています。

本章では、選定した環境影響評価項目について、調査、予測及び評価を行い、その結果を以下に記載しました。各項目の調査のうち、「既存資料調査」は既存文献等の資料収集及び整理による調査、「現地調査」は対象事業実施区域内及び周辺において実施した調査を指しています。

また、現地調査を実施することが一般的な動物、植物、生態系、水循環、大気質、騒音、振動、地域社会、景観、触れ合い活動の場といった項目については、関連事業の土地区画整理事業及び公園整備事業において実施された現地調査の結果を引用し、現況把握に活用しました。土地区画整理事業において実施された現地調査の結果は土地区画整理事業評価書（以下、「既存資料（土地区画整理事業)」とします。）に、公園整備事業において実施された現地調査の結果は、公園整備事業評価書（以下、「既存資料（公園整備事業)」とします。）に整理されていますので、本書では本事業と関連する一部を抜粋して引用しました。

景観については、上記調査結果の引用に加えて、本博覧会の実施による近景域の眺望景観の変化を把握できる地点において現地調査を実施しました。

なお、本博覧会では、環境影響評価の予測及び評価の他にも、AIPHの規則等に基づき、サステナビリティ戦略等を策定し、環境保全等の持続可能性に関する取り組みを進めていきます。

表 6-1　関連事業の現地調査結果を活用している項目
及び本博覧会事業において現地調査を実施する項目

環境影響評価項目	現地調査	土地区画整理事業の現地調査結果を活用している項目	公園整備事業の現地調査結果を活用している項目	本博覧会事業において現地調査を実施する項目
温室効果ガス	－	－	－	－
生物多様性	○	○	○	－
水循環 （湧水の流量、河川の流量）	○	○	○	－
廃棄物・建設発生土	－	－	－	－
大気質	○	○	－	－
騒音	○	○	－	－
振動	○	○	－	－
地域社会 （交通混雑、歩行者の安全）	○	○	－	－
景観	○	○	○	○
触れ合い活動の場	○	○	－	－

注１：関連事業において実施された現地調査の結果は、本事業と関連する一部を抜粋して引用しました。

6.1　温室効果ガス

6.1 温室効果ガス

本事業では、工事中は建設機械の稼働、工事用車両の走行及び建設行為等の実施、開催中は関係車両の走行、施設の供用及び外来植物を含む植栽等の管理、撤去中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い温室効果ガスが排出されます。

このことから、本事業の工事及び撤去中、開催中に排出する温室効果ガス排出量を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事及び撤去に伴う温室効果ガスの排出量】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・本博覧会の開催地である横浜市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と横浜市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。 ・2020年度の本博覧会の開催地である横浜市での温室効果ガス排出量(速報値)は、1,647.5万 tCO_2 です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2019年度と比べて、家庭部門において増加していますが、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門、運輸部門、廃棄物部門において減少しています。また、1人あたりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。	p.6.1-6 ～6.1-15
環境保全目標	・温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。	p.6.1-16
予測結果の概要	・公園整備事業の建築物の利活用や仮設施設のレンタル・リースの採用により二酸化炭素排出量を削減することで、工事中に発生が想定される二酸化炭素排出量は、建設機械からは11,650.9tCO_2/期間、工事用車両からは10,601.2tCO_2/期間、建設行為等の実施によるものは239.8tCO_2/期間、合計で22,491.9tCO_2/期間と予測します。 ・撤去中に発生が想定される二酸化炭素排出量は、建設機械からは3,831.6tCO_2/期間、工事用車両からは 9,649.2tCO_2/期間、合計で13,480.8tCO_2/期間と予測します。	p.6.1-17 ～p.6.1-24
環境の保全のための措置の概要	(1)建設機械の稼働 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。 ・建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種を使用します。 ・会場施設については、公園整備事業の建築物を利活用するとともに、仮設施設はレンタル・リースを採用することで、工事に係る建設機械の稼働台数を削減します。	p.6.1-38

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事及び撤去に伴う温室効果ガスの排出量】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	(2)工事用車両の走行 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の車種を使用します。 (3)建設行為等の実施 ・工事中は植物バックヤード等における効率的な温度管理(区画単位の温度管理）を行い、温室効果ガスの削減に努めます。 ・植物バックヤード等における植栽管理に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素）はスコープ１に該当するため、排出対策により削減できないものは、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指します。 (4)その他 ・本博覧会では、AIPH の規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略等を策定・公表するとともに、サステナビリティレポートについても公表して、更なる温室効果ガスの削減等に関する取組を進めていきます。	p.6.1-38
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。	p.6.1-44 ～6.1-45

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う温室効果ガスの排出量】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・本博覧会の開催地である横浜市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と横浜市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。 ・2020年度の本博覧会の開催地である横浜市での温室効果ガス排出量(速報値)は、1,647.5 万 tCO_2 です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2019年度と比べて、家庭部門において増加していますが、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門、運輸部門、廃棄物部門において減少しています。また、１人あたりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。	p.6.1-6 ～6.1-15
環境保全目標	・温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。	p.6.1-16
予測結果の概要	・開催に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、関係車両の走行によるものが 31,077.1tCO_2/期間、施設の供用に伴い発生が想定されるものが 4,416.7tCO_2/期間、植栽等の管理によるものが 102.8tCO_2/期間、合計で 35,596.6tCO_2/期間と予測します。 ・高効率給湯器の利用や再生可能エネルギーの100%活用を目指すことにより、二酸化炭素の排出量を 3,737.1tCO_2/期間削減することを目指します。	p.6.1-25 ～6.1-35

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う温室効果ガスの排出量】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	(1)関係車両の走行 ・エコドライブの徹底、電気自動車等の導入等により、関係車両から排出される温室効果ガスの削減に努めます。 ・シャトルバスの一部に電気自動車を導入し、温室効果ガスの削減に努めます。 ・公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入により、来場車両の走行に伴う温室効果ガスの削減に努めます。 ・駐車場の事前予約の導入等により、来場車両数を制限し、交通渋滞を緩和することで、来場車両の走行に伴う温室効果ガスの削減に努めます。 ・環境配慮型車両の優先、充電器の設置等により環境配慮型の車両での来場を促すことで、来場車両の走行に伴う温室効果ガスの削減に努めます。 ・自家用車以外の交通手段の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を駐車場近傍等に整備します。 ・搬入車両は、エネルギー効率の高い低燃費の車種を使用します。 ・搬入車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・作業員に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて搬入車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 (2)施設の供用 ・水や風、光などの自然環境を有効に活用し、エネルギー消費の軽減を重視した設計とします。 ・環境に配慮した素材を選び、特に国産木材等を積極的に使用することで、CO_2を固定した資材活用に努めます。 ・電力使用量の見える化など、エネルギーマネジメントシステムの導入により、温室効果ガスの削減に努めます。 ・省エネルギー型製品（空調設備、LED 照明、高効率給湯器等）の導入により、消費エネルギーの削減に努めます。 ・省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー施設の設備等は、新しい技術も含めて幅広く導入の検討を行い、環境性や周辺自然環境との調和を考慮して、積極的に採用します。 ・機器・設備等の導入後は、エネルギー使用量の把握・分析、適宜運用改善、定期的なメンテナンス等の実施を検討し、機能維持にも努めます。 ・電力については、再生可能エネルギーの 100%活用を目指します。 ・電力、都市ガス及びプロパンガスの使用に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素）はスコープ１及び２に該当するため、排出対策により削減できないものは、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指します。 ・節水対策、雨水利用等により、上下水道の使用量を削減することで、温室効果ガスの削減に努めます。	p. 6. 1-39 ～6. 1-40

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う温室効果ガスの排出量】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	(3)植栽等の管理 ・会場の管理・運営に用いる会場作業用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用するとともに、使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。 ・会場の管理・運営に用いる会場作業用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・作業員に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて会場作業用車両等のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・植栽等の管理に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素）についてはスコープ１に該当するため、排出対策により削減できないものは、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指します。 (4)その他 ・本博覧会では、AIPH の規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略等を策定・公表するとともに、サステナビリティレポートについても公表して、更なる温室効果ガスの削減等に関する取組を進めていきます。	p.6.1-39 ～6.1-40
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。	p.6.1-45 ～6.1-46

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.1.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

① 温室効果ガスに係る原単位の把握
② 排出抑制対策の実施状況
③ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

調査地域は、横浜市域としました。

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 温室効果ガスに係る原単位の把握

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）等により、予測式及び原単位を整理しました。

② 排出抑制対策の実施状況

横浜市で取り組んでいる地球温暖化対策等を整理しました。

③ 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

・「地球温暖化対策の推進に関する法律」
・「神奈川県地球温暖化対策推進条例」
・「横浜市地球温暖化対策実行計画」
・「横浜市再生可能エネルギー活用戦略」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」
・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」
・「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」
・「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」

(5) 調査結果

① 温室効果ガスに係る原単位の把握

予測で用いるため、「⑤予測条件の整理」(p.6.1-17、p.6.1-20、p.6.1-23、p.6.1-25、p.6.1-30、p.6.1-34 参照) に整理しています。

② 排出抑制対策の実施状況

ア. 温室効果ガスの排出抑制対策

環境省による「事業者のための CO_2 削減対策 Navi」において示されている、事業所(業務部門)における主な CO_2 削減対策は、表 6.1-1 に示すとおりです。

また、「地球温暖化対策計画書及び実施状況報告書作成マニュアル」(横浜市ホームページ令和５年７月閲覧)で掲げられている重点対策は、表 6.1-2 に示すとおりです。横浜市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と横浜市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。

表 6.1-1(1)　事業所（業務部門・産業部門）における主な CO_2 削減対策

【業務部門】

対象工程等	対象タイプ	対策名
熱源・搬送	運用改善	冷温水出口温度の調整
		冷却水設定温度の調整
		冷却水量の変更
		熱源台数制御装置の運転発停順位の調整
		冷温水ポンプの冷温水流量の調整
		インバータ設定値の見直し
	設備	省エネ型の冷却塔への更新
		フリークーリングの導入
		蒸気配管・蒸気バルブ・フランジ等の断熱強化
		蒸気漏れ等の配管・バルブの更新
		ポンプ台数制御の導入
		インバータ等によるポンプの可変流量制御(VWV)の導入
		循環ポンプの更新
		コージェネレーションの導入
		熱配管経路の見直し
		高効率ターボ冷凍機の導入
		高効率冷温水機・冷凍機の導入
空調・換気	運用改善	空調・換気運転時間の短縮
		空室・不在時の空調停止
		外気取り入れ量の縮小
		温度センサーによる換気制御システム
		冷暖房設定温度・湿度の緩和
		除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
		ウォーミングアップ時の外気取入れ停止
		外気冷房(中間期等の送風のみ運転)
		駐車場換気設備のスケジュール運転
		コイル・フィルター、熱交換器の清掃
		空調機のスケジュール運転・断続運転制御システムの導入
		夜間等の冷気取り入れ(ナイトパージ)
		冷暖房ミキシングロスの防止(室内混合損失の改善)
		空調室外機の放熱環境改善
	設備	高効率空調機への更新
		空調機・換気ファンの省エネファンベルトの導入
		空調機・換気ファンのプーリダウン
		全熱交換器の導入
		インバータ等によるファンの変風量制御(VAV)の導入
		空調ゾーニングの細分化
		CO_2 又は CO 濃度による外気量自動制御システムの導入
		空調機器のフィルターを低圧損型に変更
		ペリメータレス空調システム
		温度成層型空調システム
給排水	運用改善	給排水ポンプの流量・圧力調整
		給湯温度・循環水量の調整
		給湯機関の短縮（冬期以外の給油禁止）
	設備	節水型シャワーヘッドの導入
		高効率ヒートポンプ給湯機への更新
		高効率ガス給湯器への更新

資料:「事業者のための CO_2 削減対策 Navi」（環境省　令和５年７月閲覧）

表 6.1-1(2)　事業所（業務部門・産業部門）における主な CO_2 削減対策

【業務部門】

対象工程等	対象タイプ	対策名
その他	運用改善	不要変圧器の遮断
		専用変圧器等の不要時遮断
		不要照明・不要時間帯の消灯
		パソコン等 OA 機器の待機電力削減
		閑散期のエレベーターの一部停止
		間引き消灯
	設備	エレベーターへの回生電力回収システムの導入
		超高効率変圧器の導入
		変圧器の統合
		変圧器の台数制御装置の導入
		LED 照明の導入
		人感センサー方式の導入
		タスクアンビエント照明
		省エネ型自動販売機への更新
		冷蔵・冷凍設備の省エネ
		昇降機へのインバータ制御の導入

資料:「事業者のための CO_2 削減対策 Navi」（環境省　令和５年７月閲覧）

表 6.1-2(1) 「地球温暖化対策計画書及び実施状況報告書作成マニュアル」で掲げられている重点対策

【第 1 号及び第 2 号該当事業者[注1]向けの重点対策】

重点対策	管理基準の設定・実施の例
推進体制の整備	・温室効果ガス排出量の削減に向けた会議等を実施する。 ・会議にて決定した事項を従業員へ周知し、事業者全体で温室効果ガス排出量の削減対策を実施する。 ・PDCA サイクルで、対策状況の評価を定期的に実施する。
エネルギー使用量の把握	・エネルギー種類別の使用量の記録（記録の頻度、記録方法等）、保管等についての管理基準を設定する。 ・上記の管理基準を基に、エネルギー種類別の使用量を定量的に把握する。 ・事業所のエネルギー使用状況の時間変化（時間、日、月単位）を把握し、過年度のエネルギー使用実績と比較検討することで、エネルギー使用量の無駄を把握及び事業者として対応すべき課題を特定する。
事務用機器の管理	・事務用機器（パーソナルコンピュータ、プリンタ、コピー機、ファクシミリ等）の待機電力削減に関する管理基準（省エネモードの設定、業務終了時の速やかな停止等）を設定する。 ・省エネモードの設定方法を整備し、従業員へ周知する。 ・管理基準が順守されているかを定期的に点検する体制を整備する。
受変電設備の力率の管理	・受電端における力率の管理基準の値及び管理方法を設定する。 ・最大負荷時、最低負荷時等の機器の運転状況に応じた受電力率を把握し、その記録を管理する。 ・更新、新設等の機会をとらえて、進相コンデンサの導入等により、力率の改善を図る。
照明の適正管理	・照明設備は、灯数及び点灯時間、照度等の基準（日本工業規格 Z9110(照度基準)又は Z9125(屋内作業場の照明基準)及びこれらに準ずる規格に規定するもの）についての管理基準を設定する。 ・過剰又は不要な照明をなくすための運用ルールを設定する。
空調設備の管理	・ブラインド管理等による負荷の軽減及び使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、温度等について管理基準を設定する。 ・温度、湿度その他の空気の状態等の個別の室内条件をきめ細かく把握し、各室ごとに運転時間の見直しを行い、使用頻度の低い部屋の空調停止、空気調和を施す区画の細分化（部分運転）等により空調負荷の軽減を図る。
空調用冷凍機の適正管理	・空調用冷凍機の総合的なエネルギー効率を向上させる冷却水温度、冷温水温度、圧力等の管理基準の値を設定する。 ・空調用冷凍機の効率を維持するため、定期的に効率を把握（実稼働ベース）し、その結果を記録する。 ・現状の空調用冷凍機の稼働条件を事業所の状況変化（生産設備の変更、テナントの増減等）や季節等に合わせ、省エネルギーの観点から適宜見直す。

注１：第１号及び第２号該当事業者：４月１日から翌年の３月 31 日までの１年間に、横浜市内に設置している全ての事業所に係る原油換算エネルギー使用量の合算が 1,500kL 以上の場合に該当事業者となります。

資料：「横浜市地球温暖化対策計画書作成マニュアル」（横浜市環境創造局　令和４年４月）

表 6.1-2(2)　「横浜市地球温暖化対策計画等作成マニュアル」で掲げられている重点対策

【第 1 号及び第 2 号該当事業者[注1]向けの重点対策】

重点対策	管理基準の設定・実施の例
換気設備の管理	・夏季、冬季に冷暖房を使用する区画については、外気導入量が抑制されるよう、換気量、運転時間の基準を設定する。 ・中間期及び冬季に冷房需要がある区画については、積極的に外気を利用することを検討し、管理方法を整備する。 ・管理基準を基に、夏季冷房期間及び冬季暖房期間に外気導入量を抑制し、外気が有効に活用できる期間に外気を積極的に導入する。
フィルター清掃	・空調設備、換気設備のフィルター清掃について、室用途により１回/月～２回/年等清掃の基準を定める。 ・清掃のスケジュール、実施状況を記録する様式を整備する。 ・上記に基づき、定期的に清掃を実施し、その実施の記録を残す。

注１：第１号及び第２号該当事業者：４月１日から翌年の３月 31 日までの１年間に、横浜市内に設置している全ての事業所に係る原油換算エネルギー使用量の合算が 1,500kL 以上の場合に該当事業者となります。

資料：「横浜市地球温暖化対策計画書作成マニュアル」（横浜市環境創造局　令和４年４月）

イ．横浜市の温室効果ガス排出量

横浜市による温室効果ガス排出量の集計は、表 6.1-3 に示すとおりです。

2020 年度の横浜市での温室効果ガス排出量(速報値)は、1,647.5 万 tCO_2 です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2019 年度と比べて、家庭部門において増加していますが、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門、運輸部門、廃棄物部門において減少しています。

また、１人あたりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。

表 6.1-3　横浜市の温室効果ガス排出量

排出量単位：万 tCO_2

項目＼年度		2013	2017	2018	2019				2020 (速報値)
					排出量	2013 年度比	2017 年度比	前年度比	
二酸化炭素	家庭部門	500.9	439.4	442.5	431.1	-13.9%	-1.9%	-2.6%	472.4
	業務部門	486.7	371.4	360.5	336.3	-30.9%	-9.5%	-6.7%	312.5
	産業部門	245.1	199.9	189.0	181.5	-25.9%	-9.2%	-4.0%	159.1
	エネルギー転換部門	450.7	405.4	380.1	385.5	-14.5%	-4.9%	1.4%	302.9
	運輸部門	389.5	370.8	361.4	356.0	-8.6%	-4.0%	-1.5%	316.9
	廃棄物部門	52.5	46.6	49.6	48.2	-8.2%	3.4%	-2.8%	45.6
	合計	2,125.4	1,833.5	1,783.1	1,738.7	-18.2%	-5.2%	-2.5%	1,609.4
その他ガス	メタン	2.5	2.6	2.4	2.5	0.0%	-3.8%	4.2%	2.4
	一酸化二窒素	20.4	23.2	21.9	22.6	10.8%	-2.6%	3.2%	20.4
	ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ	9.5	10.2	10.3	14.5	52.6%	42.2%	40.8%	14.9
	ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ	0.0	0.0	0.0	0.0	－	－	－	0.0
	六フッ化硫黄	0.8	0.5	0.5	0.4	-50.0%	-20.0%	-20.0%	0.4
	三フッ化窒素	－	0.0	－	－	－	－	－	－
	合計	33.2	36.5	35.1	40.0	20.5%	9.6%	14.0%	38.1
温室効果ガス(7 ガス)計		2,158.6	1,870.0	1,818.2	431.1	-17.6%	-4.9%	-2.2%	1,647.5
一人あたり温室効果ガス排出量(tCO_2/人)		5.83	5.01	4.86	4.74	-18.7%	-5.4%	-2.5%	4.36
一人あたり二酸化炭素排出量(tCO_2/人)		5.74	4.91	4.77	4.64	-19.2%	-5.5%	-2.7%	4.26

資料:「横浜市温室効果ガス排出量 令和 2(2020)年度速報値」(横浜市ホームページ　令和５年７月閲覧)

③　関係法令・計画等

ア．「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月法律第 117 号）

この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとして、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取組むことが重要であることを鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とされています。

この法律では、事業者に対しては事業活動において、国民に対しては日常生活において、温室効果ガスの排出の抑制等に努める必要があるとされています。

イ．「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年７月神奈川県条例第 57 号）

この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることに鑑み、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的として策定されています。

この条例では、事業者については、その事業活動にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制に積極的に取組むよう努めなければならないとされています。

また、県民については、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取組むよう努めなければならないとされています。

ウ．「横浜市地球温暖化対策実行計画」（横浜市温暖化対策統括本部　令和５年１月）

この実行計画は、平成 23 年３月に策定し、平成 26 年３月及び平成 30 年 10 月に改訂した実行計画について、地球温暖化に関する国内外の動向や、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例の制定等を踏まえ、新たな 2030 年度温室効果ガス排出削減目標の達成や 2050 年の脱炭素化の実現に向けた取組等を一層推進するため、改定されました。

新たな実行計画では、改めて脱炭素社会の実現に向けた「2050 年の横浜の将来像」を見直し、「Zero Carbon Yokohama ～2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～」とするとともに、「脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち」、「脱炭素を原動力として市内経済が循環し、持続可能な発展を続けるまち」及び「脱炭素と、気候変動の影響に対応しているまち」の３つを目指しています。また、表 6.1-4 に示すとおり、横浜市域から排出される温室効果ガスの排出削減目標として 2030（令和 12）年度までに 50%、2050 年までに実質ゼロを目指すとともに、特に市内経済の循環・持続可能な発展や市民・事業者の行動変容に資する取組を重点取組としています。改定に合わせ、関連する計画を実行計画に統合することとしています。

表 6.1-4　温室効果ガス排出削減目標

目標年度（目標年）	基準年 【温室効果ガス排出量】	温室効果ガス排出削減目標 【温室効果ガス排出目標量】
2030 年度	2013 年度 【2,159 万 t-CO_2】	▲50％ 【1,079 万 t-CO_2】
2050 年	―	温室効果ガス排出実質ゼロ

エ.「横浜市再生可能エネルギー活用戦略」（横浜市　令和２年５月）

この活用戦略は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において設定した「Zero Carbon Yokohama（2050 年までに脱炭素化（温室効果ガス実質排出ゼロ）を実現)」の姿をより具体化するとともに、実現に向けた取組を示し、脱炭素社会を目指すための方向性を様々な主体と共有することを目的に策定されています。

この活用戦略における、業務・産業部門の省エネルギーのための主な取組は以下のとおりです。

＜主な取組＞

・建築主に対して「建築物環境配慮計画」の作成を求め、その結果を公表する「CASBEE 横浜」を推進し、省エネルギー対策をはじめとする建築物の総合的な環境配慮の取組を進める。
・事業者に対して情報提供等の普及啓発や導入支援等を行うことにより、高効率な省エネルギー設備・機器（コージェネレーションシステム等）や電化設備（ヒートポンプ空調機、ヒートポンプ給湯器、IH 調理器など）の導入を進める。
・一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画」の作成を求める横浜市地球温暖化対策計画書制度の充実を図り、市内事業者の自主的な取組の一層の推進を図る。
・横浜スマートビジネス協議会（YSBA）と連携したエネルギーマネジメントの取組を推進する。
・COOL CHOICE YOKOHAMA を旗印とした、市民や企業との共同による取組を促進する。

オ.「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）

この条例は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例(横浜市条例第 17 号　平成７年３月)の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とするものです。

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

カ．「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年 6 月法律第 49 条）

この法律は、石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

東日本大震災後の電力需要の逼迫に直面し、従来からのエネルギー合理化の強化に加え、電力需給バランスを意識したエネルギー管理が求められています。また、エネルギー消費量が特に大きく増加している業務・家庭部門において、住宅・建築物や設備機器の省エネ性能の向上といった対策を強化する必要があり、条文の改正が行われてきています。

キ．「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成 27 年法律第 53 号）

この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としています。

2050 年カーボンニュートラル、2030 年度温室効果ガス 46%排出削減（2013 年度比）の実現に向け、2021 年 10 月、地球温暖対策等の削減目標を強化することが決定されたことをうけ、建築物分野における取組として、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じるものとして、条文改正が行われています。

ク．「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」（令和５年１月）

この基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）及び横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月条例第 58 号）に基づき、横浜市が整備する公共建築物に求められる環境配慮の基準を定め、環境への負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した公共建築物の整備を推進することを目的としています。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針（令和４年４月）により、木材の利用の促進を図るため、公共建築物における木材の利用の目標値を定めたものです。

ケ．「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」（令和３年６月横浜市条例第 37 号）

この条例は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年　法律第 117 号)の趣旨を踏まえ、横浜市における脱炭素社会の形成の推進に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、脱炭素社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策

を総合的かつ計画的に推進することにより、地球温暖化対策の推進並びに市内経済の循環及び持続可能な発展を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の持続的な確保に寄与することを目的として策定されています。

この条例では、市においては脱炭素社会の形成の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定・実施すること、事業者は、事業活動を行うにあたり自主性及び創造性を発揮し、脱炭素社会の形成の推進に積極的に努めること、市民は、日常生活において再生可能エネルギー等の導入等その他の脱炭素社会の形成の推進に積極的に努めることとされています。

6.1.2 環境保全目標の設定

温室効果ガスに係る環境保全目標は、表 6.1-5 に示すとおり設定しました。

表 6.1-5　環境保全目標（温室効果ガス）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設機械の稼働 工事用車両の走行 建設行為等の実施	温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。
【開催中】 関係車両の走行 施設の供用 外来植物を含む植栽等の管理	
【撤去中】 建設機械の稼働 工事用車両の走行	

6.1.3 予測

(1) 工事及び撤去に伴う温室効果ガスの排出量

(1)-1 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

① 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、建設機械の稼働については対象事業実施区域内を原則としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事中及び撤去中の全工事期間とし、工事中は令和６年４月～令和９年２月まで、撤去中は令和９年 10 月～令和 11 年３月までとしました。

④ 予測方法

ア．予測手法

予測方法は、工事中及び撤去中の全工事期間において稼働が想定される建設機械の種類、規模、能力、稼働延べ台数、燃料等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）に基づく式を用いて算定する方法としました。

イ．予測式

予測に用いた式は、次に示すとおりです。

軽油

CO_2排出量（tCO_2）＝（燃料の種類ごとに）燃料使用量（kL）×
単位発熱量（GJ/kL）×排出係数（tC/GJ）×44/12

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）

⑤ 予測条件の整理

ア．排出係数

単位発熱量及び排出係数は、表 6.1-6 に示す値を用いました。

表 6.1-6　単位発熱量及び排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）

イ．建設機械の燃料使用量

軽油を燃料とする建設機械の燃料使用量は、全工事期間における建設機械の想定稼働延べ台数、稼働時間及び単位燃料使用量から、表 6.1-7～表 6.1-8 に示すとおり工事中は4,507.2kL/期間、撤去中は1,482.3kL/期間としました。

表 6.1-7　工事中の建設機械の種類及び燃料使用量（令和６年４月～令和９年２月）

建設機械		定格出力[注1] (kW)	燃料使用率[注1] (L/kW･h)	延べ稼働台数[注3] (台/期間)	日あたり稼働時間 (h)	平均稼働率[注2] (%)	1時間あたりの燃料使用量 (L/h)	燃料使用量 (kL/期間)
		①	②	③	④	⑤	⑥=①×②	⑦=③×④×⑤×⑥/1,000
アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0	93	0.147	1,259	8	70%	13.671	96.4
タイヤローラー	8～20t	71	0.085	1,602	8	70%	6.035	54.1
ダンプトラック	4t	135	0.043	4,361	8	70%	5.805	141.7
	10t	246	0.043	18,454	8	70%	10.578	1,093.2
トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.044	10,797	8	70%	4.708	284.7
	10t 吊	107	0.044	6,437	8	70%	4.708	169.7
バックホウ1	0.09 ㎥	20	0.153	1,701	8	70%	3.060	29.1
	0.13 ㎥	25	0.153	885	8	70%	3.825	19.0
	0.28 ㎥	41	0.153	15,396	8	70%	6.273	540.8
	0.45 ㎥	60	0.153	4,905	8	70%	9.180	252.2
	0.8 ㎥	104	0.153	4,239	8	70%	15.912	377.7
ブルドーザー	20t	162	0.153	124	8	70%	24.786	17.2
マカダムローラー	10t	55	0.118	1,602	8	70%	6.490	58.2
モータグレーダー		85	0.108	1,602	8	70%	9.180	82.4
ラフテレーンクレーン	16t 吊	160	0.088	4,913	8	70%	14.080	387.4
	25t 吊	197	0.088	3,851	8	70%	17.336	373.9
	50t 吊	257	0.088	3,896	8	70%	22.616	493.4
振動ローラ	3～4t	32	0.16	1,259	8	70%	5.120	36.1
合計	－	－	－	87,283	－	－	－	4,507.2

注１：「令和４年度版 建設機械等損料表」（日本建設機械施工協会　令和４年４月）の定格出力及び燃料使用率としました。
注２：工事工程から設定した70%を用いました。
注３：延べ稼働台数は、令和５年１月時点の整備スケジュールに基づき算定しました。
注４：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。
注５：建築物については、すべてレンタル・リースの採用で対応することを想定しています。

表 6.1-8　撤去中の建設機械の種類及び燃料使用量（令和９年 10 月～令和 11 年３月）

建設機械		定格出力[注1] (kW)	燃料使用率[注1] (L/kW･h)	延べ稼働台数[注3] (台/期間)	日あたり稼働時間 (h)	平均稼働率[注2] (%)	1時間あたりの燃料使用量 (L/h)	燃料使用量 (kL/期間)
		①	②	③	④	⑤	⑥=①×②	⑦=③×④×⑤×⑥/1,000
大型ブレーカー	1.3t	104	0.153	2,298	8	70%	15.912	204.8
バックホウ	0.45 ㎥	60	0.153	2,298	8	70%	9.180	118.1
トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.044	1,176	8	70%	4.708	31.0
ダンプトラック	10t	246	0.043	3,420	8	70%	10.578	202.6
ラフテレーンクレーン	25t	197	0.088	9,536	8	70%	17.336	925.8
合計	－	－	－	18,728	－	－	－	1,482.3

注１：「令和４年度版 建設機械等損料表」（日本建設機械施工協会　令和４年４月）の定格出力及び燃料使用率としました。
注２：工事工程から設定した 70%を用いました。
注３：延べ稼働台数は、令和５年１月時点の整備スケジュールに基づき算定しました。

⑥　予測結果

工事及び撤去に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1-9～表 6.1-10 に示すとおりです。

軽油を燃料とする建設機械からは、工事中が 11,650.9tCO_2/期間、撤去中が 3,831.6tCO_2/期間、合計で 15,482.5tCO_2/期間と予測します。

表 6.1-9　工事中の軽油を燃料とする建設機械の稼働に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④ =①×②×③×44/12
建設機械	軽油	4,507.2	37.7	0.0187	11,650.9

表 6.1-10　撤去中の軽油を燃料とする建設機械の稼働に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
建設機械	軽油	1,482.3	37.7	0.0187	3,831.6

注１：四捨五入の関係から、数値が合わない場合があります。

(1)-2　工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

①　予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

②　予測地域・地点

予測地域は、工事用車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測対象については、資材等の搬入出の範囲として平均往復距離 60km と想定しました。

③　予測時期

予測時期は、工事中及び撤去中の全工事期間とし、工事中は令和６年４月～令和９年２月まで、撤去中は令和９年 10 月～令和 11 年３月までとしました。

④　予測方法

ア．予測手法

予測方法は､工事中及び撤去中の全工事期間において稼働が想定される工事用車両の種類、規模、能力、稼働延べ台数、燃料等を整理の上､「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月)に基づく式を用いて算定する方法としました。

イ．予測式

予測に用いた式は、次に示すとおりです。

軽油・ガソリン

CO_2排出量（tCO_2）＝（燃料の種類ごとに）燃料使用量（kL）×
単位発熱量（GJ/kL）×排出係数（tC/GJ）×44/12

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）

⑤　予測条件の整理

ア．排出係数

単位発熱量及び排出係数は、表 6.1-11 に示す値を用いました。

表 6.1-11　単位発熱量及び排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187 tC/GJ
ガソリン	34.6 GJ/kL	0.0183 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）

イ．工事用車両の燃料使用量

工事及び撤去中の工事用車両の走行に伴う燃料使用量は、全工事期間における工事用車両の走行延べ台数、平均走行距離及び燃費から、表 6.1-12～表 6.1-13 に示すとおりとしました。

なお、平均走行距離は、資材等調達先、施工業者の所在地がまだ決定していませんが、片道30km 程度の範囲内を想定し、往復 60km と仮定しました。期間中（工事中及び撤去中）の延べ車両台数は、大型車が 277,024 台、小型車が 355,559 台となります。

表 6.1-12　工事中の工事用車両の燃料使用量

区分	延べ車両台数（台/期間）	平均走行距離（km/台）	工事用車両総走行距離（km）	燃料	燃費（km/L）	燃料使用量（kL/期間）
	①	②	③=①×②	―	④	③/④/1,000
大型車	144,688	60	8,681,280	軽油	3.38 注1	2,568.4
小型車	186,863	60	11,211,780	ガソリン	6.57 注2	1,706.5

注１:「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和４年４月）の最大積載量6,000 kg～7,999kg の営業用としました。

注２:「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和４年４月）の最大積載量～1,999 kgの営業用の平均値としました。

表 6.1-13　撤去中の工事用車両の燃料使用量

区分	延べ車両台数（台/期間）	平均走行距離（km/台）	工事用車両総走行距離（km）	燃料	燃費（km/L）	燃料使用量（kL/期間）
	①	②	③=①×②	―	④	③/④/1,000
大型車	132,336	60	7,940,160	軽油	3.38 注1	2,349.2
小型車	168,696	60	10,121,760	ガソリン	6.57 注2	1,540.6

注１:「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和４年４月）の最大積載量6,000 kg～7,999kg の営業用としました。

注２:「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和４年４月）の最大積載量～1,999 kgの営業用の平均値としました。

⑥　予測結果

工事及び撤去に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1-14～表 6.1-15 に示すとおりです。

工事用車両からは、工事中が 10,601.2tCO_2/期間、撤去中が 9,649.2tCO_2/期間、合計で 20,250.4tCO_2/期間と予測します。

表 6.1-14　工事中の工事用車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量（kL/期間）	単位発熱量（GJ/kL）	排出係数（tC/GJ）	二酸化炭素排出量（tCO_2/期間）
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
大型車	軽油	2,568.4	37.7	0.0187	6,639.2
小型車	ガソリン	1,706.5	34.6	0.0183	3,961.9
合計		―	―	―	10,601.2

注１：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

表 6.1-15　撤去中の工事用車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
大型車	軽油	2,349.2	37.7	0.0187	6,072.5
小型車	ガソリン	1,540.6	34.6	0.0183	3,576.8
合計		—	—	—	9,649.2

注１：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

(1)-3　建設行為等の実施に伴う温室効果ガスの排出量

①　予測項目

予測項目は、工事中の物流バックヤードへの搬入車両の走行、植物バックヤード等における植栽管理に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

②　予測地域・地点

予測地域は、建設行為等の実施については対象事業実施区域及びその周辺としました。

③　予測時期

予測時期は、全工事期間とし、令和６年４月～令和９年２月までとしました。

④　予測方法

ア．予測手法

予測方法は､全工事期間において稼働が想定される物流バックヤードへの搬入車両の種類、規模、能力、稼働延べ台数、燃料等と、植物バックヤード等の面積、暖房日数、燃料等を整理の上､「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省　令和５年４月)に基づく式を用いて算定する方法としました。

イ．予測式

予測に用いた式は、次に示すとおりです。

軽油・ガソリン・Ａ重油

CO_2排出量（tCO_2）＝（燃料の種類ごとに）燃料使用量（kL）×
単位発熱量（GJ/kL）×排出係数（tC/GJ）×44/12

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省　令和５年４月)

⑤ 予測条件の整理

ア．排出係数

単位発熱量及び排出係数は、表 6.1-16 に示す値を用いました。

表 6.1-16　単位発熱量及び排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187 tC/GJ
ガソリン	34.6 GJ/kL	0.0183 tC/GJ
A 重油	39.1 GJ/kL	0.0189 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）

イ．物流バックヤード搬入車両の燃料消費量

工事中の建設行為等の実施のうち物流バックヤード搬入車両（国内品輸送、輸入品輸送）の走行に伴う燃料使用量は、輸送距離、車両台数、荷受け日数、延べ走行距離及び燃費から、表 6.1-17 に示すとおりとしました。

表 6.1-17（1）　物流バックヤード搬入車両の燃料使用量（国内品）

車種	発都道府県	輸送距離（km/片道）	車両台数（台/日）	荷受け日数[注1]（日）	延べ走行距離（km/期間）	燃料	燃費[注2]（km/L）	燃料使用量（kL/期間）
		①	②	③	④=①×２×②×③	—	⑤	⑥=④/⑤/1,000
トラック（積載重量6t）	茨城県	120	1	135	32,400	軽油	3.38	9.6
	群馬県	180	1	135	48,600		3.38	14.4
	埼玉県	60	1	135	16,200		3.38	4.8
	千葉県	80	1	135	21,600		3.38	6.4
	東京都	50	1	135	13,500		3.38	4.0
	神奈川県	30	9	135	72,900		3.38	21.6
	静岡県	150	1	135	40,500		3.38	12.0
合計	—	—	—	—	245,700	—	—	72.7

注１：工事期間中の荷受け日数は 135 日（2026.10.1～2027.３.18 の日祝日を除く日数）としました。
注２：燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(令和４年４月)」の最大積載量（営業用）に基づき設定しました。
注３：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

表 6.1-17（2）　物流バックヤード搬入車両の燃料使用量（輸入品）

車種	到着空港・海港	輸送距離（km/片道）	車両台数（台/日）	荷受け日数[注1]（日）	延べ走行距離（km/期間）	燃料	燃費[注2]（km/L）	燃料使用量（kL/期間）
		①	②	③	④=①×２×②×③	—	⑤	⑥=④/⑤/1,000
航空貨物配送トラック（積載重量2.6t）	成田空港	110	1	135	29,700	軽油	4.58	6.5
海上コンテナ用セミトレーラー（積載重量20t）	横浜港	30	1	135	8,100		2.62	3.1
合計	—	—	—	—	37,800	—	—	9.6

注１：工事期間中の荷受け日数は 135 日（2026.10.1～2027.３.18 の日祝日を除く日数）としました。
注２：燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（令和４年４月)」の最大積載量（営業用）に基づき設定しました。
注３：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

ウ．植物バックヤード等における植栽管理に伴う燃料使用量

工事中の建設行為等の実施のうち植物バックヤード等における温室の植栽管理に伴う燃料使用量は、表 6.1-18 に示すとおりとしました。

温室では、植物が凍結しないよう、温室内を 13℃に設定します。

表 6.1-18　植物バックヤード等における植栽管理に伴う燃料使用量

施設等用途	燃料	延べ面積 (㎡)	暖房日数[注1] (日)	燃料使用量 (kL/期間)
温室	A 重油	1,260	90	10.0

注１：暖房日数は想定であり、外気温により変化します。

⑥　予測結果

工事に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1-19～表 6.1-20 に示すとおりです。

工事中の建設行為に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、物流バックヤード搬入車両からは 212.7tCO_2/期間、植物バックヤード等における植栽管理に伴う排出量は 27.1tCO_2/期間、合計で 239.8tCO_2/期間と予測します。

表 6.1-19　工事中の建設行為の実施（物流バックヤード搬入車両の走行）に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
トラック、セミトレーラー	軽油	82.3[注1]	37.7	0.0187	212.7

注１：物流バックヤード搬入車両の燃料使用量（国内品）と（輸入品）の燃料使用量の合計。ただし、四捨五入の関係から合計値があわない場合があります。

表 6.1-20　工事中の建設行為の実施（植物バックヤード等における植栽管理）に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
温室	A 重油	10.0	39.1	0.0189	27.1

(2) 開催に伴う温室効果ガスの排出量

(2)-1　関係車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

①　予測項目

予測項目は、関係車両の走行に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

②　予測地域・地点

予測地域及び予測地点は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

③　予測時期

予測時期は、開催期間全体（192 日間）としました。

④　予測方法

ア．予測手法

予測方法は、開催中に想定される関係車両の種類、台数、走行距離、燃料等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）に基づく式を用いて算定する方法としました。

イ．予測式

予測に用いた式は、以下に示すとおりです。

軽油・ガソリン

CO_2 排出量（tCO_2）＝（燃料の種類ごとに）燃料使用量（kL）×
単位発熱量（GJ/kL）×排出係数（tC/GJ）×44/12

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）

⑤　予測条件の整理

ア．排出係数

単位発熱量及び排出係数は、表 6.1-21 に示す値を用いました。

表 6.1-21　単位発熱量及び排出係数（燃料）

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187 tC/GJ
ガソリン	34.6 GJ/kL	0.0183 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）

イ．関係車両の燃料使用量

関係車両の走行に伴う燃料使用量は、表 6.1-22～表 6.1-26 に示すとおりです。

表 6.1-22（1）　物流バックヤード搬入車両の走行に伴う燃料使用量（国内品）

車種	発都道府県	輸送距離(km/片道)	車両台数(台/日)	延べ走行距離(km/期間)	燃料	燃費[注2](km/L)	燃料使用量(kL/期間)
		①	②	③=①×２×②×155	―	④	⑥=③/④/1,000
トラック（積載重量6t）	茨城県	120	1	37,200	軽油	3.38	11.0
	群馬県	180	1	55,800		3.38	16.5
	埼玉県	60	1	18,600		3.38	5.5
	千葉県	80	1	24,800		3.38	7.3
	東京都	50	1	15,500		3.38	4.6
	神奈川県	30	8	74,400		3.38	22.0
	静岡県	150	1	46,500		3.38	13.8
合計	―	―	14	272,800	―	合計	80.7

注１：開催期間中の荷受け日数は 155 日（2026．3．19～2027．9．26 の日祝日を除く日数）としました。
注２：燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(令和４年４月)」の最大積載量（営業用）に基づき設定しました。

表 6.1-22（2）　物流バックヤード搬入車両の走行に伴う燃料使用量（輸入品）

車種	到着空港・海港	輸送距離(km/片道)	車両台数(台/日)	延べ走行距離(km/期間)	燃料	燃費(km/L)	燃料使用量(kL/期間)
		①	②	③=①×２×②×155	―	④	⑥=③/④/1,000
航空貨物配送トラック(積載重量2.6t)	成田空港	110	1	34,100	軽油	4.58	7.4
	羽田空港	40	1	12,400		4.58	2.7
海上コンテナ用セミトレーラー(積載重量20t)	東京港	50	2	31,000		2.62	11.8
	横浜港	30	2	18,600		2.62	7.1
合計	―	―	―	96,100	―	合計	29.1

注１：開催期間中の荷受け日数は 155 日（2026．3．19～2027．9．26 の日祝日を除く日数）としました。
注２：燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(令和４年４月)」の最大積載量（営業用）に基づき設定しました。

表 6.1-23　運営倉庫搬入車両の走行に伴う燃料使用量

車種	発都道府県	輸送距離(km/片道)	車両台数[注1注2](台/期間)	延べ走行距離(km/期間)	燃料	燃費[注3](km/L)	燃料使用量(kL/期間)
		①	②	③=①×２×②	―	④	⑥=③/④/1,000
トラック（積載重量6t）	茨城県	120	391	93,800	軽油	3.38	27.8
	群馬県	180	391	140,800		3.38	41.7
	埼玉県	60	391	46,900		3.38	13.9
	千葉県	80	391	62,600		3.38	18.5
	東京都	50	391	39,100		3.38	11.6
	神奈川県	30	3,124	187,400		3.38	55.4
	静岡県	150	391	117,300		3.38	34.7
合計	―	―	5,470	687,900	―	合計	203.5

注１：開催期間中の荷受け日数は 155 日（2026．3．19～2027．9．26 の日祝日を除く日数）としました。
注２：車両台数は、物流倉庫（1,600 ㎡）と運営倉庫（2,000 ㎡）の面積比から表 6.1-22 に示す物流バックヤードの期間中車両台数の 1.25 倍としました。運営倉庫搬入車両は 6t 車換算としました。
注３：燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（令和４年４月)」の最大積載量（営業用）に基づき設定しました。

表 6.1-24　植物バックヤード等搬入車両の走行に伴う燃料使用量

区分	想定走行距離（往復、km/台）	延べ車両台数[注2]（台/期間）	延べ走行距離（km/期間）	燃料	燃費[注1]（km/L）	燃料使用量（kL/期間）
	①	②	③=①×②	—	④	⑤=③/④/1,000
大型車	60.0	3,072	184,320	軽油	3.79	48.6

注１：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和４年４月）の最大積載量4,000 kg～5,999kgの営業用としました。

注２：1 日最大 16 台、開催期間中（192 日間）の走行台数としました。

表 6.1-25　廃棄物収集運搬車両の走行に伴う燃料使用量

車種	輸送距離（km/往復）	車両台数[注1]（台/期間）	延べ走行距離[注2]（km/期間）	燃料	燃費[注3]（km/L）	燃料使用量（kL/期間）
	①	②	③=①×②	—	④	⑤=③/④/1,000
廃棄物収集運搬車両（10t）	20	489	9,780	軽油	2.89	3.4

注１：車両台数は、開催期間中（192 日間）の総廃棄物量を元にして必要な車両台数を算出しました。

注２：延べ走行距離は、具体的な処分施設が未定であり複数施設となる見込みであるため、横浜市内の廃棄物処分場を使用することを前提とし、市境界までの距離の中間にあたる距離（約 10 km）を 1 日あたり 1 往復することとしました。

注３：燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(令和４年４月)」の最大積載量（営業用）に基づき設定しました。

表 6.1-26　来場車両の走行に伴う燃料使用量

種別		延べ車両台数（台/期間）	想定走行距離[注3]（km/台）	総走行距離（km）	燃料	燃費（km/L）	燃料使用量（kL/期間）
		①	②	③=①×②	—	④	③/④/1,000
自家用車[注6]		1,438,000	100	143,800,000	ガソリン	12.35	11,647.8
鉄道駅シャトルバス	瀬谷駅	34,917	6	209,503	軽油	3.22	65.2
	三ツ境駅	17,459	10	174,586		3.22	54.3
	南町田グランベリーパーク駅	32,023	7	224,164		3.22	69.7
	十日市場駅	42,923	10	429,230		3.22	133.5
	シャトルバス計	127,322	—	1,037,482		—	322.7
団体バス		99,430	27.85	2,769,126		3.27	847.4
パークアンドライドシャトルバス[注5]		4,116	20	82,320		3.22	25.6

注１：開催期間中（192 日間）に会場と発着点を往復する台数を設定しました。
来場車両種別の平日・休日のケース別来場者の想定から、開催期間中（192 日間）の往復の車両台数を設定しました。

注２：自家用車は、関東圏（約 100 km圏内）を最も来場者が多い範囲と想定し、そのうち神奈川県からの来場者が多いと想定されることから、中間の 50 kmを想定走行距離としました。
鉄道駅シャトルバスの走行距離は、地図上の距離計測により会場から駅までの片道走行距離を設定し、その 2 倍を想定走行距離としました。

注３：自家用車の燃料消費量は、『「自動車燃料消費量調査」第 10 表　業態別・目的別原単位及び稼働率（2021 年度調査分)』(e-Stat 政府統計の総合窓口より）に基づき設定しました。自家用車は、自家用車（主にマイカー)、駅シャトルバスは乗合バス、団体バスは貸切バスとしました。

注４：団体バスの走行距離と走行 1km あたり燃料消費量は、『「自動車燃料消費量調査」第 10 表　業態別・目的別原単位及び稼働率（2021 年度査分)』(e-Stat 政府統計の総合窓口より）に基づき設定しました。

注５：会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）として必要に応じて約 4,000 台を確保する計画であり、多客日（来場者数 10.5 万人/日）にパークアンドライド駐車場を運営することを想定して算出しました。

注６：自家用車のうちパークアンドライド駐車場を利用する自家用車については、多客日の日数が少ないことから、パークアンドライド駐車場の利用を考慮しない安全側の算定としています。

注７：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

⑥ 予測結果

関係車両の走行に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1-27～表 6.1-31 に示すとおりです。

物流バックヤード搬入車両の走行に伴う二酸化炭素排出量は 283.8tCO_2/期間、運営倉庫搬入車両の走行に伴う二酸化炭素排出量は 526.1tCO_2/期間、植物バックヤード等搬入車両の走行に伴う二酸化炭素排出量は 125.7tCO_2/期間、廃棄物収集運搬車両の走行に伴う二酸化炭素排出量は 8.7tCO_2/期間、来場車両の走行に伴う二酸化炭素排出量は 30,132.8tCO_2/期間、合計で 31,077.1tCO_2/期間と予測します。

本博覧会では、今後、公共交通機関への誘導などにより、さらなる二酸化炭素排出量の削減を図れるものと予測します。

表 6.1-27　物流バックヤード搬入車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
トラック (国内品)	軽油	80.7	37.7	0.0187	208.6
トラック・セミトレーラー (輸入品)	軽油	29.1	37.7	0.0187	75.2
合計	－	109.8	－	－	283.8

表 6.1-28　運営倉庫搬入車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
トラック	軽油	203.5	37.7	0.0187	526.1

表 6.1-29　植物バックヤード等搬入車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
大型車	軽油	48.6	37.7	0.0187	125.7

表 6.1-30　廃棄物収集運搬車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
廃棄物収集運搬車両	軽油	3.4	37.7	0.0187	8.7

表 6.1-31　来場車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
鉄道駅 シャトルバス	軽油	322.7	37.7	0.0187	834.1
団体バス		847.4			2,190.4
パークアンドライドシャトルバス		25.6			66.2
自家用車	ガソリン	11,647.8	34.6	0.0183	27,042.2
合計	－	－	－	－	30,132.8

注１：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

表 6.1-32　関係車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果まとめ

関係車両の種類	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
物流バックヤード搬入車両	283.8
運営倉庫搬入車両	526.1
植物バックヤード等搬入車両	125.7
廃棄物収集運搬車両	8.7
来場車両	30,132.8
合計	31,077.1

(2)-2　施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量

①　予測項目

施設の供用に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

②　予測地域・地点

予測地域及び予測地点は、対象事業実施区域内としました。

③　予測時期

予測時期は、開催期間全体（192 日間）としました。

④　予測方法

ア．予測手法

本博覧会で使用するエネルギーの種類は、電気、都市ガス及びプロパンガス（液化石油ガス（LPG））です。予測にあたっては、整備する施設等用途による電気、都市ガス及びプロパンガスの開催期間中の使用量を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）に基づく式を用いて算定する方法としました。

イ．予測式

・電気

電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の予測方法は、次式を用いて算定する方法としました。

CO_2排出量（tCO_2）＝電気使用量（kWh）×単位使用量あたりの排出量（tCO_2/kWh）

・都市ガス

都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の予測方法は、次式を用いて算定する方法としました。

CO_2排出量（tCO_2）＝都市ガス使用量（千m^3）×単位使用量あたりの排出量（tCO_2/千m^3）

・プロパンガス

プロパンガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の予測方法は、次式を用いて算定する方法としました。

CO_2排出量（tCO_2）＝プロパンガス使用量（t）×単位使用量あたりの排出量（tCO_2/t）

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）

⑤　予測条件の整理

ア．単位使用量あたりの排出量

電気の単位使用量あたりの排出量は、表 6.1-33 に示すとおりです。

表 6.1-33　単位使用量あたりの排出量

エネルギーの種類	単位使用量あたりの排出量
電気	0.000451tCO_2/kWh 注１
都市ガス	2.21tCO_2 /千m^3 注２
プロパンガス	3.00tCO_2 /t 注３

注１：「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）-令和３年度実績-」（環境省・経済産業省　令和５年７月）の東京電力エナジーパートナー（株）の調整後排出係数（事業者全体）を示しています。

注２：「CO2 排出量算定方法」（東京ガスホームページ　令和５年７月閲覧）に掲載されている低圧供給の排出係数（15℃、供給圧力ゲージ圧 2kPa 状態換算時の係数）の値です。

注３：「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」（温室効果ガス排出量　算定・報告・公表制度ホームページ、令和５年７月閲覧）より設定しました。

イ．開催中の電気使用量及び都市ガス使用量

施設の供用において想定される開催中の電気使用量は表 6.1-34 に、都市ガス及びプロパンガスの使用量は表 6.1-35 に示すとおりです。

表 6.1-34　開催中の電気使用量

施設等用途		使用期間（日）	期間中電気使用量（kWh/期間）
展示建築施設		192	904,504.1
催事施設		192	134,137.0
サービス施設・営業施設		192	1,841,095.9
管理運営施設等（事務所、倉庫）	事務所利用	192	861,696.0
	倉庫利用	192	69,120.0
その他（屋外出展（建築物）等）		192	3,281,884.9
管理運営施設等（その他の施設）	照明[注2]	192	49,600.0
主催者庭園	演出照明[注2]	83	1,743.0
公式参加者庭園・一般参加者庭園･開催地庭園、修景植栽等	演出照明[注2]＋コンセント[注2]	83	24,359.3
	照明＋灌水	90	405,666.0
園路・広場	ミスト[注2]	90	159,889.7
園路、広場、植栽等	コンセント＋ポール照明	192	253,605.9
駐車場	照明[注2]	192	53,760.0
合計		―	8,041,061.8

注１：原単位及び想定面積は資料編（p.資 1.1-5 参照）に示すとおりとしました。
注２：演出照明は夜間開催を想定して日数を設定しました。照明の使用時間は 5 時間、園路・広場のミストは 12 時間稼働と想定して算出しています。

表 6.1-35　開催中の都市ガス及びプロパンガス使用量

施設等用途	区分	使用期間（日）	期間中ガス使用量	
展示建築施設（公園施設）	都市ガス	192	27.6	千㎥
都市ガス合計			27.6	千㎥
展示建築施設（公園施設以外）	プロパンガス	192	14.7	t
催事施設	プロパンガス	192	6.1	t
サービス施設・営業施設	プロパンガス	192	53.2	t
管理運営施設等（事務所利用）	プロパンガス	192	19.2	t
その他（屋外出展（建築物）等）	プロパンガス	192	149.9	t
プロパンガス合計			243.0	t

注１：原単位及び想定面積は資料編（p.資 1.1-6 参照）に示すとおりとしました。

⑥ 予測結果

施設の供用に伴い、発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1-36～表 6.1-37 に示すとおりです。

電力由来の二酸化炭素排出量は 3,626.5tCO_2/期間、都市ガス及びプロパンガス由来の二酸化炭素排出量は 790.2tCO_2/期間、合計 4,416.7tCO_2/期間と予測します。

表 6.1-36　電力由来の二酸化炭素排出量の予測結果

施設等区分		開催中の電力使用量（kWh/期間）	二酸化炭素排出係数（tCO_2/kWh）	電力由来二酸化炭素排出量（tCO_2/期間）
		①	②	① ×②
展示建築施設		904,504.1	0.000451	407.9
催事施設		134,137.0	0.000451	60.5
サービス施設・営業施設		1,841,095.9	0.000451	830.3
管理運営施設等（事務所、倉庫）	事務所利用	861,696.0	0.000451	388.6
	倉庫利用	69,120.0	0.000451	31.2
その他（屋外出展（建築物）等）		3,281,884.9	0.000451	1,480.1
管理運営施設等（その他の施設）		49,600.0	0.000451	22.4
主催者庭園		1,743.0	0.000451	0.8
公式参加者庭園・一般参加者庭園・開催地庭園、修景植栽等		430,025.3	0.000451	193.9
園路・広場		159,889.7	0.000451	72.1
園路、広場、植栽等		253,605.9	0.000451	114.4
駐車場		53,760.0	0.000451	24.2
合計		8,041,061.8	－	3,626.5

注１：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

表 6.1-37　都市ガス及びプロパンガス由来の二酸化炭素排出量の予測結果

施設等用途	区分	開催中の都市ガス・プロパンガス使用量	二酸化炭素排出係数	都市ガス及びプロパンガス由来二酸化炭素排出量（tCO_2/期間）
		①	②	①　×②
展示建築施設（公園施設）	都市ガス	27.6　千㎥	2.21　tCO_2/千㎥	61.1
展示建築施設（公園施設以外）	プロパンガス	14.7　t	3.00　tCO_2/t	44.0
催事施設	プロパンガス	6.1　t	3.00　tCO_2/t	18.4
サービス施設・営業施設	プロパンガス	53.2　t	3.00　tCO_2/t	159.5
管理運営施設等（事務所利用）	プロパンガス	19.2　t	3.00　tCO_2/t	57.6
その他（屋外出展（建築物）等）	プロパンガス	149.9　t	3.00　tCO_2/t	449.7
合計	－	－	－	790.2

注１：四捨五入の関係から、計算値及び合計値が合わない場合があります。

表 6.1-38　施設の供用に伴う二酸化炭素排出量の予測結果まとめ

エネルギーの種類	二酸化炭素排出量（tCO_2/期間）
電力	3,626.5
都市ガス及びプロパンガス	790.2
合計	4,416.7

(2)-3　外来植物を含む植栽等の管理に伴う温室効果ガスの排出量

①　予測項目

外来植物を含む植栽等の管理として、会場内作業に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

②　予測地域・地点

予測地域及び予測地点は、会場区域としました。

③　予測時期

予測時期は、開催期間全体（192 日間）としました。

④　予測方法

ア．予測手法

予測にあたっては、会場内作業車両の種類、台数、稼働時間、燃料使用量等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）に基づく式を用いて算定する方法としました。

イ．予測式

・軽油、ガソリン

燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量の予測方法は、次式を用いて算定する方法としました。

CO_2排出量（tCO_2）＝（燃料の種類ごとに）燃料使用量（kL）×
単位発熱量（GJ/kL）×排出係数（tC/GJ）×44/12

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）

⑤　予測条件の整理

ア．排出係数

燃料の排出係数は、表 6.1-39 に示すとおりです。

表 6.1-39　単位発熱量及び排出係数（燃料）

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187tC/GJ
ガソリン	34.6GJ/kL	0.0183tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省　令和５年４月）

イ．外来植物を含む植栽等の管理に伴う燃料使用量

開催中の植栽管理に伴う燃料使用量は、表 6.1-40 に示すとおりです。

表 6.1-40　植栽の管理（会場内作業）に伴う燃料使用量

車種	燃料	稼働台数（台/日）	稼働日数（日）	延べ稼働台数（台/期間）	1日あたり燃料使用量（L/日）	燃料使用量（kL/期間）
		①	②	③=①×②	④	⑤=②×④
2t トラック	ガソリン	178	192	34,176	34	6.5
7t トラック		7	192	1,344	55	10.6
10t トラック		55	192	10,560	76	14.6
普通車		23	192	4,416	21	4.0
ガソリン合計						35.7
バックホウ	軽油	3	192	576	40	7.7
軽油合計						7.7
合計						43.4

⑥ 予測結果

外来植物を含む植栽等の管理に伴い、発生が想定される年間の二酸化炭素排出量は、表 6.1-41 に示すとおりです。

会場内作業に伴う二酸化炭素排出量は 102.8tCO_2/期間と予測します。

表 6.1-41 植栽の管理（会場内作業）に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間) ①	単位発熱量 (GJ/kL) ②	排出係数 (tC/GJ) ③	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間) ④=①×②×③×44/12
トラック・普通車	ガソリン	35.7	34.6	0.0183	82.9
バックホウ	軽油	7.7	37.7	0.0187	19.9
合計	－	43.4	－	－	102.8

＜参考：水の使用に伴う温室効果ガス排出量の試算＞

本事業では、植物の灌水・散水等が必要となることから、大量の水を使用します。

そのため、国の地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「算定・報告・公表制度」や横浜市地球温暖化対策計画書制度等の報告制度の対象外ですが、参考として水の使用に伴う二酸化炭素排出量を算出しました。

なお、水道使用のピーク時には、耐乾性が期待できる環境植栽への水撒きを制限することや、雨水貯留タンクの設置による雨水利用に努めることで、水使用量の削減を図りました。

◇水使用量

会場区域の各施設等における水使用量及び汚水排水量の想定は、表 6.1-42～表 6.1-43 に示すとおりです。

表 6.1-42　各施設等における水使用量の想定

施設等	1日あたり使用量（㎥/日）	使用日数	期間中使用量(㎥)
展示建築施設	22.9	192 日間	4,397.6
催事施設	3.0	192 日間	568.1
サービス施設（屋外トイレを除く）・営業施設	55.9	192 日間	10,731.0
管理運営施設等（事務所利用）	13.9	192 日間	2,661.7
その他（屋外出展（建築物）等）	72.4	192 日間	13,899.7
管理運営施設等(その他の施設)	310.0	192 日間	59,520.0
主催者庭園	183.8	192 日間	21,420.0
公式参加者庭園・一般参加者庭園・開催地庭園等	2,253.7	90 日間	202,833.0
修景植栽等	1,486.0	192 日間	173,225.1
園路・広場(ミスト)	226.7	90 日間	20,400.3
園路、広場等（散水）	602.2	192 日間	115,613.2
サービス施設（屋外トイレ）	1,664.2	192 日間	319,527.8
合計	6,858.2	－	944,797.5

注１：会場施設における設備想定は、類似の用途の原単位を用いることとし、「建築物エネルギー消費量調査報告【第 45 報】ダイジェスト版」（一般社団法人日本ビルエネルギー総合管理技術協会　令和５年６月）に記載の使用量を原単位としました。用途は、展示建築施設＝デパート、催事施設及びその他（屋外出展（建築物）等）＝その他、サービス施設・営業施設＝店舗・飲食店、管理運営施設（事務所利用）＝事務所を適用しました。

注２：園路・広場のミストは 12 時間稼働、園路、広場等の散水は９時間稼働と想定して算出しています。

注３：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

表 6.1-43　各施設における汚水排水量の想定

施設	１日あたり排水量（㎥/日）	使用日数	期間中排水量(㎥)
展示建築施設	22.9	192 日間	4,397.6
催事施設	3.0	192 日間	568.1
サービス施設（屋外トイレを除く）・営業施設	55.9	192 日間	10,731.0
管理運営施設等（事務所利用）	13.9	192 日間	2,661.7
その他（屋外出展（建築物）等）	72.4	192 日間	13,899.7
サービス施設（屋外トイレ）	1,664.2	192 日間	319,527.8
合計	1,832.2	－	351,785.9

注１：会場施設における設備想定は、類似の用途の原単位を用いることとし、「建築物エネルギー消費量調査報告【第 45 報】ダイジェスト版」（一般社団法人日本ビルエネルギー総合管理技術協会　令和５年６月）に記載の使用量を原単位としました。用途は、展示建築施設＝デパート、催事施設及びその他（屋外出展（建築物）等）＝その他、サービス施設・営業施設＝店舗・飲食店、管理運営施設（事務所利用）＝事務所を適用しました。

◇上水使用に伴う二酸化炭素排出量

上水使用に伴う二酸化炭素排出量は、表 6.1-44 に示すとおり 140.6tCO_2 /期間であり、横浜市の水道事業による温室効果ガス排出量（総量）58,471tCO_2 [注1]の約 0.2%にあたります。

表 6.1-44　上水使用に伴う二酸化炭素排出量

水道水１㎥あたりの電力使用量（kWh）[注1]	上水使用量（㎥/期間）	電力使用に伴う二酸化炭素排出係数（tCO_2 /kWh）[注3]	二酸化炭素排出量（tCO_2 /期間）
0.33	944,797.5	0.000451	140.6

注１：「横浜の水道 2022」（横浜市水道局）より。
注２：上水の使用日数は開催期間の日数（192 日間）としました。
注３：「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）-令和３年度実績-」（環境省・経済産業省　令和５年７月）の東京電力エナジーパートナー（株）の調整後排出係数（事業者全体）を示しています。

◇汚水の処理に伴う二酸化炭素排出量

汚水の処理に伴う二酸化炭素排出量は、表 6.1-45 に示すとおり 108.1tCO_2/期間であり、横浜市の下水道事業による温室効果ガス排出量（総量）16.4 万 tCO_2 の約 0.07%にあたります。

表 6.1-45　汚水の処理に伴う二酸化炭素排出量

下水１㎥あたりの温室効果ガス排出量（tCO_2/㎥）[注1]	汚水排水量（㎥/期間）	二酸化炭素排出量（tCO_2/期間）
0.000307	351,785.9	108.1

注１：下水道事業における温室効果ガス排出量：16.4 万 tCO_2（2018 年度）と下水処理量（2018 年度）533,727 千㎥（高級処理水量と簡易処理水量の合計）から排出原単位を算出しました。
下水道事業における温室効果ガス排出量は、横浜市下水道事業経営研究会(第８期)報告書（令和 3 年８月、横浜市下水道事業経営研究会）の値を用いました。2018 年度の下水処理量は、第 100 回横浜市統計書（令和２年度）の「11 上下水道　２下水道（２）下水処理量」より平成 30 年度の値を用いました。
注２：汚水の排出日数は開催期間の日数（192 日間）としました。

6.1.4 環境の保全のための措置

(1) 工事及び撤去に伴う温室効果ガスの排出量

(1)-1 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、建設機械の稼働に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-46 に示す内容を実施します。

表 6.1-46 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。 ・建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種を使用します。 ・会場施設については、公園施設を利活用するとともに、仮設施設は現場での基礎工事を伴わない鉄骨造のレンタル・リースを採用することで、工事に係る建設機械の稼働台数を削減します。

(1)-2 工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、工事用車両の走行に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-47 に示す内容を実施します。

表 6.1-47 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の車種を使用します。

(1)-3 建設行為等の実施に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、建設行為等の実施（植物の搬入・植栽管理）に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-48 に示す内容を実施します。

表 6.1-48 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等の実施	・工事中は植物バックヤード等における効率的な温度管理（区画単位の温度管理）を行い、温室効果ガスの削減に努めます。 ・植物バックヤード等における植栽管理に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素）はスコープ１に該当するため、排出対策により削減できないものは、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指します。 ・搬入車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて搬入車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・搬入車両は、エネルギー効率の高い低燃費の車種を使用します。

(2) 開催に伴う温室効果ガスの排出量

(2)-1　関係車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、関係車両の走行に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-49 に示す内容を実施します。

表 6.1-49　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行	・エコドライブの徹底、電気自動車等の導入等により、関係車両から排出される温室効果ガスの削減に努めます。 ・シャトルバスの一部に電気自動車を導入し、温室効果ガスの削減に努めます。 ・公共交通機関への誘導などにより、来場車両の走行に伴う温室効果ガスの削減に努めます。 ・駐車場の事前予約の導入等により、交通渋滞を緩和することで、来場車両の走行に伴う温室効果ガスの削減に努めます。 ・環境配慮型車両の優先、充電器の設置等により、環境配慮型の車両での来場を促すことで、来場車両の走行に伴う温室効果ガスの削減に努めます。 ・自家用車以外の交通手段の利用促進のため、今後来場者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を駐車場近傍等に整備します。 ・搬入車両は、エネルギー効率の高い低燃費の車種を使用します。 ・搬入車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・作業員に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて搬入車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。

(2)-2　施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、施設の供用に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-50 に示す内容を実施します。

表 6.1-50　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 施設の供用	・水や風、光などの自然環境を有効に活用し、エネルギー消費の軽減を重視した設計とします。 ・環境に配慮した素材を選び、特に国産木材等を積極的に使用することで、CO_2を固定した資材活用に努めます。 ・電力使用量の見える化など、エネルギーマネジメントシステムの導入により、温室効果ガスの削減に努めます。 ・省エネルギー型製品（空調設備、LED 照明、高効率給湯器等）の導入により、消費エネルギーの削減に努めます。 ・省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー施設の設備等は、新しい技術も含めて幅広く導入の検討を行い、環境性や周辺自然環境との調和を考慮して、積極的に採用します。 ・機器・設備等の導入後は、エネルギー使用量の把握・分析、適宜運用改善に努めます。 ・電力については、再生可能エネルギーの 100%活用を目指します。 ・電力、都市ガス及びプロパンガスの使用に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素）はスコープ１及び２に該当するため、排出対策により削減できないものは、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指します。 ・節水対策、雨水利用等により、上下水道の使用量を削減することで、温室効果ガスの削減に努めます。

(2)-3　外来植物を含む植栽等の管理に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、外来植物を含む植栽等の管理に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-51 に示す内容を実施します。

表 6.1-51　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 外来植物を含む植栽等の管理	・会場の管理・運営に用いる会場内作業車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種を使用するとともに、使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。 ・会場の管理・運営に用いる会場内作業車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・作業員に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて会場内作業車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・花壇や植栽などから発生する植物残渣については、条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り堆肥化を進めます。 ・植栽等の管理に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素）についてはスコープ１に該当するため、排出対策により削減できないものは、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指します。

(3) 環境保全措置の実施による温室効果ガスの削減

① 公園整備事業の建築物の利活用及び仮設建築物の簡素化による温室効果ガスの削減

本博覧会の建築物は、展示施設、催事施設、サービス施設、営業施設、管理運営施設及び屋外出展に係る建築物等より構成されますが、これらの展示施設をすべて本博覧会事業で整備した場合の工事中の建設機械から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）を試算すると、10,004.7tCO_2となります。

一方、公園整備事業の建築物（以下、「公園施設」といいます。）の利活用や仮設施設のレンタル・リース活用の対策を講じることにより、建築工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は2,483.1tCO_2、展示施設の一部に公園施設を利活用することによる建築工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量削減効果は、710.8tCO_2と算定されます。また、これらの施設を撤去することに伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は134.4tCO_2と算定されます。

よって、公園施設の利活用に伴い建設及び撤去工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）845.2tCO_2を削減可能であると算定されます。

本博覧会で整備する建築物は、全てレンタル・リースとすることによる建設時の削減効果は6,810.8tCO_2、基礎の撤去工事を行わないことによる削減効果は124.0tCO_2と算定されます。よって、建築物のレンタル・リース採用により建設及び撤去工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）6,934.8tCO_2を削減可能であると算定されます。

これら建築物に係る環境保全措置により、合計7,780.0tCO_2（環境保全措置を実施しない場合の建築工事に係る二酸化炭素排出量10,004.7tCO_2の約77.8%）の温室効果ガス（二酸化炭素）を削減可能であると算定されます。

表 6.1-52　公園施設の利活用及び仮設建築物のレンタル・リース採用による削減効果（工事中）

施設区分	施設名称	面積[注1]	建設に伴う CO_2 排出量（tCO_2）[注2]			備考
			環境保全措置前	環境保全措置後[注3]	削減効果	
展示建築施設	屋内展示施設	9,500 ㎡	－	－	－	
		うち公園の恒久施設 6,250 ㎡	710.8	－	710.8	公園施設の利活用による削減分：710.8 tCO_2
		その他仮設 3,250 ㎡	385.0	102.9	282.2	建築物をレンタル・リースとしたことによる削減分：6,810.8tCO_2
催事施設	催事施設	1,500 ㎡	177.7	47.5	130.2	
サービス施設	診療所、案内所、トイレ、休憩所等	7,000 ㎡	829.3	221.6	607.7	
営業施設	飲食施設、物販施設等	13,000 ㎡	1,540.1	411.5	1,128.6	
管理運営施設等	運営本部、ゲート、倉庫等	17,000 ㎡	2,014.0	538.1	1,475.9	
その他	屋外出展（建築物）等	36,700 ㎡	4,347.8	1,161.6	3,186.2	
合計（公園の恒久施設を除く）		84,700 ㎡（78,450 ㎡）	10,004.7（9,293.9）	2,483.1	7,521.6	－

注１：AIPH 規則に基づき、建築規模（展示建築施設を除く）は会場区域面積（約 75.2ha）の 10%を上限として計画します。太枠内は公園施設の利活用による削減分です。

注２：建築工事に係る建設機械の種類、燃料使用量等の詳細及びレンタル・リースの効果試算に用いた二酸化炭素排出原単位は、資料編（p.資 1.1-1～3 参照）に示しました。

注３：建築物をレンタル・リースとした場合は、基礎工事に伴う二酸化炭素排出量が削減されることを前提に算定しています。

注４：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

注５：公園の恒久施設のうち日本建築は移設のため建設に伴う CO_2 排出量の算定対象外としました。

表 6.1-53　公園施設の利活用及び仮設建築物のレンタル・リース採用による削減効果（撤去中）

施設区分	面積	撤去に伴う CO_2 排出量（tCO_2）[注2]			備考
		建築物の撤去	基礎の撤去	合計	
公園の恒久施設	6,250 ㎡	134.4	－	134.4	公園施設の利活用による削減分
上記以外の仮設建築物	78,450 ㎡	－	124.0	124.0	建築物をレンタル・リースとしたことによる削減分
合計	84,700 ㎡	134.4	124.0	258.4	－

注１：建築物の撤去に係る二酸化炭素排出量の原単位、基礎の撤去に係る建設機械の種類、燃料消費量等は、資料編（p.資 1.1-4 参照）に示しました。

注２：基礎の撤去による二酸化炭素排出量の算定にあたっては、「レンタル・リース」と「レンタル・リースではない場合」の基礎の比較にとどめるため、取り壊した基礎のコンクリート殻の運搬処分までは算定せずに、基礎の取り壊しのみを試算しました。

注３：公園の恒久施設のうち日本建築は移設のため撤去に伴う CO_2 排出量の算定対象外としました。

表 6.1-54　環境保全措置ごとの削減効果

環境保全措置	区分	CO_2 削減量（tCO_2）	合計（tCO_2）
公園施設の利活用	工事中	710.8	845.2
	撤去中	134.4	
建築物のレンタル・リース	工事中	6,810.8	6,934.8
	撤去中	124.0	
合計	－	－	7,780.0

②　施設の供用に伴う温室効果ガス削減

給湯設備に高効率給湯器を導入し、熱効率が 78.4～82.5%（従来型）の給湯機器を熱効率 92.5%の給湯機器に転換した場合、一次エネルギー消費量を 14%、温室効果ガス（二酸化炭素）を 110.6tCO_2削減可能であると算定されます。

また、電力については、エネルギーの地産地消やグリーン電力の購入等により再生可能エネルギーの 100%活用を目指すことで、施設の供用に伴う電力使用に起因する二酸化炭素排出量 3,626.5tCO_2を削減可能であると算定されます。

③　その他

なお、本博覧会では、工事中、開催中及び撤去中における温室効果ガスの削減に向け、AIPH の規則等に基づきサステナビリティ戦略等を策定・公表するとともに、サステナビリティレポートについても公表して、更なる温室効果ガスの削減等に関する取組を進めていきます。

また、電力、都市ガス、プロパンガスの使用及び植栽等の管理に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素）はスコープ１及び２に該当するため、排出対策により削減できないものは、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指します。

6.1.5 評価

(1) 工事及び撤去に伴う温室効果ガスの排出量

(1)-1 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

公園施設の利活用や仮設施設のレンタル・リースの採用により二酸化炭素排出量を削減することで、工事中に建設機械から発生が想定される二酸化炭素は11,650.9tCO_2/期間と予測します。

撤去中に建設機械から発生が想定される二酸化炭素排出量は3,831.6tCO_2/期間と予測します。

工事及び撤去に伴い建設機械から発生が想定される二酸化炭素排出量は、合計 15,482.4tCO_2/期間と予測します。この値は横浜市の 2020 年温室効果ガス総排出量の速報値(実排出)(1,647.5 万 tCO_2/年) の 0.09%に相当します。

環境保全措置として、会場施設については公園施設を利活用することで、845.2tCO_2/期間の二酸化炭素を削減、さらに、仮設施設にレンタル・リースを採用することで、6,934.8tCO_2/期間が削減可能であり、これら対策の合計で 7,780.0tCO_2/期間が削減可能であると算定されます。

また、工事及び撤去中は、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底していきます。さらに、建設機械については、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種(車種)を使用し、点検・整備を十分に行います。これらの環境保全措置により、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

(1)-2 工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

工事中に工事用車両から発生が想定される二酸化炭素量は 10,601.2tCO_2/期間と予測します。

撤去中に工事用車両から発生が想定される二酸化炭素排出量は、9,649.2tCO_2/期間と予測します。

工事及び撤去に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、工事用車両からは 20,250.4tCO_2/期間と予測します。この値は横浜市の 2020 年温室効果ガス総排出量の速報値(実排出)(1,647.5 万 tCO_2/年) の 0.12%に相当します。

工事及び撤去中は、工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底していきます。また、エネルギー効率の高い低燃費の機種(車種)を使用し、点検・整備を十分に行います。これらの環境保全措置により、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

(1)-3 建設行為等の実施に伴う温室効果ガスの排出量

工事中の物流バックヤードへの搬入車両の走行、植物バックヤード等における植栽管理に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、239.8tCO_2/期間と予測します。この値は横浜市の 2020 年温室効果ガス総排出量の速報値(実排出)(1,647.5 万 tCO_2/年) の 0.001%に相当します。

環境保全措置として、工事中は、搬入車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底していきます。エネル

ギー効率の高い低燃費の車種を使用し、点検・整備を十分に行います。また、植物バックヤード等における植栽管理に伴い排出される温室効果ガス(二酸化炭素)はスコープ１に該当するため、排出対策により削減できないものは、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指します。これらの環境保全措置により、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

(2) 開催に伴う温室効果ガスの排出量

(2)-1　関係車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

関係車両の走行に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、31,077.1tCO_2/期間（192 日）と予測します。この値は横浜市の 2020 年温室効果ガス総排出量の速報値（実排出）(1,647.5 万 tCO_2/年)のうち本博覧会の関係車両の走行が該当する運輸部門の温室効果ガス排出量(316.9 万 tCO_2/年の 0.98%に相当します。

また、ホームページ等で公共交通機関の利用を呼びかけるなど、来場車両による温室効果ガス排出量の削減に努めます。これらの取組みにより、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

(2)-2　施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量

施設の供用に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、4,416.7tCO_2/期間(192 日)と予測します。この値は横浜市の 2020 年温室効果ガス総排出量の速報値(実排出)(1,647.5 万 tCO_2/年)のうち本博覧会の施設の供用が該当する業務部門の温室効果ガス排出量（312.5 万 tCO_2/年）の 0.14%に相当します。

さらに、高効率給湯器の導入により二酸化炭素を 110.6tCO_2、電力について再生可能エネルギーの 100%活用を目指すことで 3,626.5tCO_2 を削減可能であると算定されます。また、電力、都市ガス及びプロパンガスの使用に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素）はスコープ１及び２に該当するため、排出対策により削減できないものは、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指します。なお、水道使用のピーク時には、耐乾性が期待できる環境植栽への水撒きを制限することや、雨水貯留タンクの設置による雨水利用に努めることで、水使用量の削減を図りました。

これらの環境保全措置により、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

(2)-3　外来植物を含む植栽等の管理に伴う温室効果ガスの排出量

外来植物を含む植栽等の管理に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、102.8tCO_2/期間（192 日）と予測します。この値は横浜市の 2020 年温室効果ガス総排出量の速報値（実排出）(1,647.5 万 tCO_2/年）の 0.0006%に相当します。

環境保全措置として、会場内作業車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底していきます。可能な範囲で省エネモード

での作業に努めるとともに、エネルギー効率の高い低燃費の機種を使用し、点検・整備を十分に行います。また、植栽等の管理に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素）についてはスコープ１に該当するため、排出対策により削減できないものは、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指します。

これらの環境保全措置により、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

6.2　生物多様性（動物）

6.2　生物多様性（動物）

本博覧会の実施に伴い、工事中は建設行為等の実施により、また開催中は会場施設等の存在、施設の供用及び外来植物を含む植栽等の管理により、撤去中は仮設施設等の撤去により、動物相に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中における動物相への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事中及び撤去中に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】

<table>
<tr><th>項目</th><th>結果等の概要</th><th>参照頁</th></tr>
<tr><td>調査結果の概要</td><td>・既存資料（土地区画整理事業）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物相は、下表のとおりとされています。
<table>
<tr><td>哺乳類</td><td>4 目</td><td>7 科</td><td>9 種</td></tr>
<tr><td>鳥類</td><td>14 目</td><td>34 科</td><td>66 種</td></tr>
<tr><td>両生類</td><td>1 目</td><td>3 科</td><td>3 種</td></tr>
<tr><td>爬虫類</td><td>1 目</td><td>4 科</td><td>7 種</td></tr>
<tr><td>昆虫類</td><td>17 目</td><td>222 科</td><td>1,178 種</td></tr>
<tr><td>クモ類</td><td>1 目</td><td>23 科</td><td>117 種</td></tr>
<tr><td>陸産貝類</td><td>1 目</td><td>11 科</td><td>24 種</td></tr>
<tr><td>魚類</td><td>3 目</td><td>5 科</td><td>6 種</td></tr>
<tr><td>底生動物</td><td>8 門　13 綱　25 目</td><td>68 科</td><td>143 種</td></tr>
</table></td><td>p. 6. 2-29
～6. 2-112</td></tr>
<tr><td>環境保全目標</td><td>・注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。</td><td>p. 6. 2-113</td></tr>
<tr><td>予測結果の概要</td><td>【対象事業実施区域全体】
・横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、動物相の生息環境は改変しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施することから、動物相への影響を軽減できると予測します。
・工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動物が駐車場・バスターミナルの整備区域に定着しないよう巡回点検を実施するなど適切に管理することから、動物相への影響は軽減できると予測します。
重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。
【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】
・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。
・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動植物が駐車場・バスターミナルの整備区域に定着しないよう、適切に管理し対策等を実施することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。</td><td>p. 6. 2-122
～6. 2-124</td></tr>
</table>

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事中及び撤去中に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	【樹林が点在する広大な草地域及び堀谷戸川左岸の耕作地域】 ・堀谷戸川の下流には注目すべき種であるホトケドジョウの生息が確認されており、工事に伴う排水等については、堀谷戸川に流入しないよう、公共下水道に接続して適切に処理することから、ホトケドジョウなど動物相への影響は小さいと予測します。 【住宅地域及び樹林域】 ・対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。工事に伴う夜間照明の影響については、工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、住宅地域及び樹林域との境界に仮囲いを設置することから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響はほとんどないと予測します。	p.6.2-122 ～6.2-124
環境の保全のための措置の概要	【対象事業実施区域全体】 ・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 ・夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 ・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。 ・周辺等に生息する動物種に配慮するため、建設機械や工事車両の稼働台数が集中しないよう、工事工程の平準化に努めます。 ・工事期間中や使用開始までの期間については、巡回点検を行うなど駐車場・バスターミナルを含めた工事区域を適切に管理するとともに、新たに配慮すべき動物が定着しにくくなるような対策を検討します。これらの対応にも関わらず、配慮すべき動物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動物の避難経路の確保など、確認された動物に応じた対策について検討します。 ・配慮すべき動物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。 ・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 ・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に対し、横浜市と調整しながら、本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。 ・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水等が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理します。	p.6.2-126 ～6.2-127

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事中及び撤去中に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	・本博覧会の駐車場・バスターミナルについては、一部が相沢川流域内にあるため、横浜市の土地区画整理事業で創出した保全種の生息・生育環境等に影響が出ないよう、土地被覆の性状等については、透水性に配慮した検討を進めています。また、新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工するとともに、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始します。博覧会終了後は速やかに解体・撤去します。 ・横浜市の土地区画整理事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため、移設・移植する保全対象種に関する調査を開催前、開催中及び開催後の適切な時期に実施します。その結果、注意が必要な外来種等の刈り取りや駆除など、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と連携しながら対応策を検討して実施します。 【樹林が点在する広大な草地域及び堀谷戸川左岸の耕作地域】 ・工事に伴う排水等については、堀谷戸川に流入しないよう、公共下水道に接続して適切に処理します。 【住宅地域及び樹林域】 ・作業時間の順守や仮囲いの設置など、樹林域に生息する動物相に配慮します。	p.6.2-126 ～6.2-127
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。	p.6.2-130 ～6.2-131

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】

<table>
<tr><th>項目</th><th>結果等の概要</th><th>参照頁</th></tr>
<tr><td>調査結果の概要</td><td>・既存資料（土地区画整理事業）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物相は、下表のとおりとされています。
<table>
<tr><td>哺乳類</td><td>4 目</td><td>7 科</td><td>9 種</td></tr>
<tr><td>鳥類</td><td>14 目</td><td>34 科</td><td>66 種</td></tr>
<tr><td>両生類</td><td>1 目</td><td>3 科</td><td>3 種</td></tr>
<tr><td>爬虫類</td><td>1 目</td><td>4 科</td><td>7 種</td></tr>
<tr><td>昆虫類</td><td>17 目</td><td>222 科</td><td>1,178 種</td></tr>
<tr><td>クモ類</td><td>1 目</td><td>23 科</td><td>117 種</td></tr>
<tr><td>陸産貝類</td><td>1 目</td><td>11 科</td><td>24 種</td></tr>
<tr><td>魚類</td><td>3 目</td><td>5 科</td><td>6 種</td></tr>
<tr><td>底生動物</td><td>7 門　12 綱　24 目</td><td>68 科</td><td>143 種</td></tr>
</table></td><td>p. 6. 2-29
～6. 2-112</td></tr>
<tr><td>環境保全目標</td><td>・注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。</td><td>p. 6. 2-113</td></tr>
<tr><td>予測結果の概要</td><td>【対象事業実施区域全体】
・対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、動物相への影響は軽減できると予測します。
・地下水の減少による生息環境への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、動物相への影響は軽減できると予測します。
・本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、動物相への影響は軽減できると予測します。
・対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境に生息する動物相の継承につながると予測します。
・会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、動物相への影響は軽減できると予測します。
【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】
・相沢川周辺の谷戸地域や和泉川源流域では、横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備が行われますが、本博覧会では、これらに配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理するほか、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、動物相への影響は軽減できると予測します。
・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ることから、動物相への影響は軽減できると予測します。
・樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。
・和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保することから、動物相への影響は軽減できると予測します。</td><td>p. 6. 2-124
～6. 2-125</td></tr>
</table>

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	・横浜市が整備した地上式調整池（調整池４）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避けることから、河川の水質への影響を最小限とし、動物相への影響は軽減できると予測します。 ・隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とすることから、動物相への影響は軽減できると予測します。 【樹林が点在する広大な草地域及び堀谷戸川左岸の耕作地域】 ・本博覧会では、展示植栽等への薬剤等の使用はできるだけ抑制するとともに、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。 ・また、表土を保全し、園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養に努めることから、ホトケドジョウなど動物相への影響は小さいと予測します。 【住宅地域及び樹林域】 ・対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、会場施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。本博覧会の開催時には会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市により対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽が行われることで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響は軽減できると予測します。 ・夜間に行催事を行う場合においても、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生息する動物相への影響は軽減できると予測します。 ・食品残渣等の処理等に関する運営ルールを作成することから、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生息する動物相への誘引による影響は軽減できると予測します。	p. 6. 2-124 ～6. 2-125
環境の保全のための措置の概要	【対象事業実施区域全体】 ・植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努め、植栽を適切に維持管理します。 ・園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。 ・音響設備の音量、稼働時間についても適切な運営ルールを作成するなど、周辺環境への配慮について検討します。 ・現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業に継承します。 ・花壇等において種子による繁殖が想定される植物については、定期的に植え替えを行います。会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づいてガイドラインを作成し、会場内への持ち込み制限等について参加者等に周知徹底します。 ・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。	p. 6. 2-128～ 6. 2-129

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携して適切に維持管理します。 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲のうち、相沢川周辺の谷戸地域においては、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。 ・和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。 ・和泉川源流域においては、ホトケドジョウなど保全対象種の生息・生育環境が維持できるよう、湧水の保全に努めるとともに、湧水源を涵養するため、横浜市が整備したものも含め、雨水浸透・貯留施設が、落ち葉や土砂等の堆積による浸透機能の低下が生じないよう、定期的に清掃するなど適切に維持管理します。 ・ホトケドジョウや湿地環境など保全対象種の生息・生育環境の保全のため、定期的に点検を行って、豪雨等で流出した土砂等の堆積物の撤去、繁茂し過ぎた抽水植物等の除去、及びアメリカザリガニなど魚類を捕食する外来生物等の駆除を行うなど、人為的な攪乱も含め、横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境を「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年３月）や他都市の先進的な事例なども参考にし、横浜市と連携しながら維持・管理します。 ・横浜市が整備した地上式調整池（調整池４）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えるほか、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。また、本博覧会会場では、ネオニコチノイド系の農薬など、ホトケドジョウの餌となる水生昆虫等への影響が懸念される農薬の散布は行いません。 ・横浜市の土地区画整理事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため、移設・移植する保全対象種に関する調査を開催前、開催中及び開催後の適切な時期に実施します。その結果、注意が必要な外来種等の刈り取りや駆除など、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と連携しながら対応策を検討して実施します。 ・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ります。 ・隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とします。	p. 6. 2-128 ～6. 2-129

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	【樹林が点在する広大な草地域及び堀谷戸川左岸の耕作地域】 ・本博覧会では、展示植栽等への薬剤等の使用はできるだけ抑制するとともに、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。 また、表土を保全し、園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養に努めます。 【住宅地域及び樹林域】 ・会場施設、駐車場及び園路に設置する照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。 ・夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成します。 ・運営ルールを作成して、食品残渣等の廃棄物は堆肥化する等減量化に努めるとともに、適切に処理します。	p.6.2-128 ～6.2-129
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。	p.6.2-131 ～6.2-132

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.2.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

① 動物の状況
② 地形、地質の状況
③ 土壌の状況
④ 水質の状況
⑤ 水循環の状況
⑥ 土地利用の状況
⑦ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

① 動物の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

なお、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地域は図 6.2-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域周辺の比較的多くの動物種の生息が考えられる土地区画整理事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とされています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点は図 6.2-2、踏査ルートは図 6.2-3 に示すとおりとされています。なお、既存資料（土地区画整理事業）の現地調査結果を活用するにあたり、既存資料（土地区画整理事業）の現地調査地点が本博覧会の対象事業実施区域内においても現存植生図、微地形、流域を踏まえて適切な位置に設定されているか検討されています。各項目の調査地点図及び調査地点の検討結果は資料編(p.資 1.2-1～資 1.2-19 参照)に示すとおりであり、本博覧会の対象事業実施区域における調査地点の設定は妥当であると判断しました。

② 地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

④ 水質の状況

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点は図 6.2-1 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺の３地点（地点１～３）とされています。

⑤　水循環の状況

湧水の流量は、「第６章　6.5 水循環 6.5.1 (2) ①湧水の分布、流量及び水質」(p.6.5-5 参照)と同様としました。

河川の流量は、「④水質の状況」と同様としました。

⑥　土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

⑦　関係法令、計画等

対象事業実施区域及びその周辺としました。

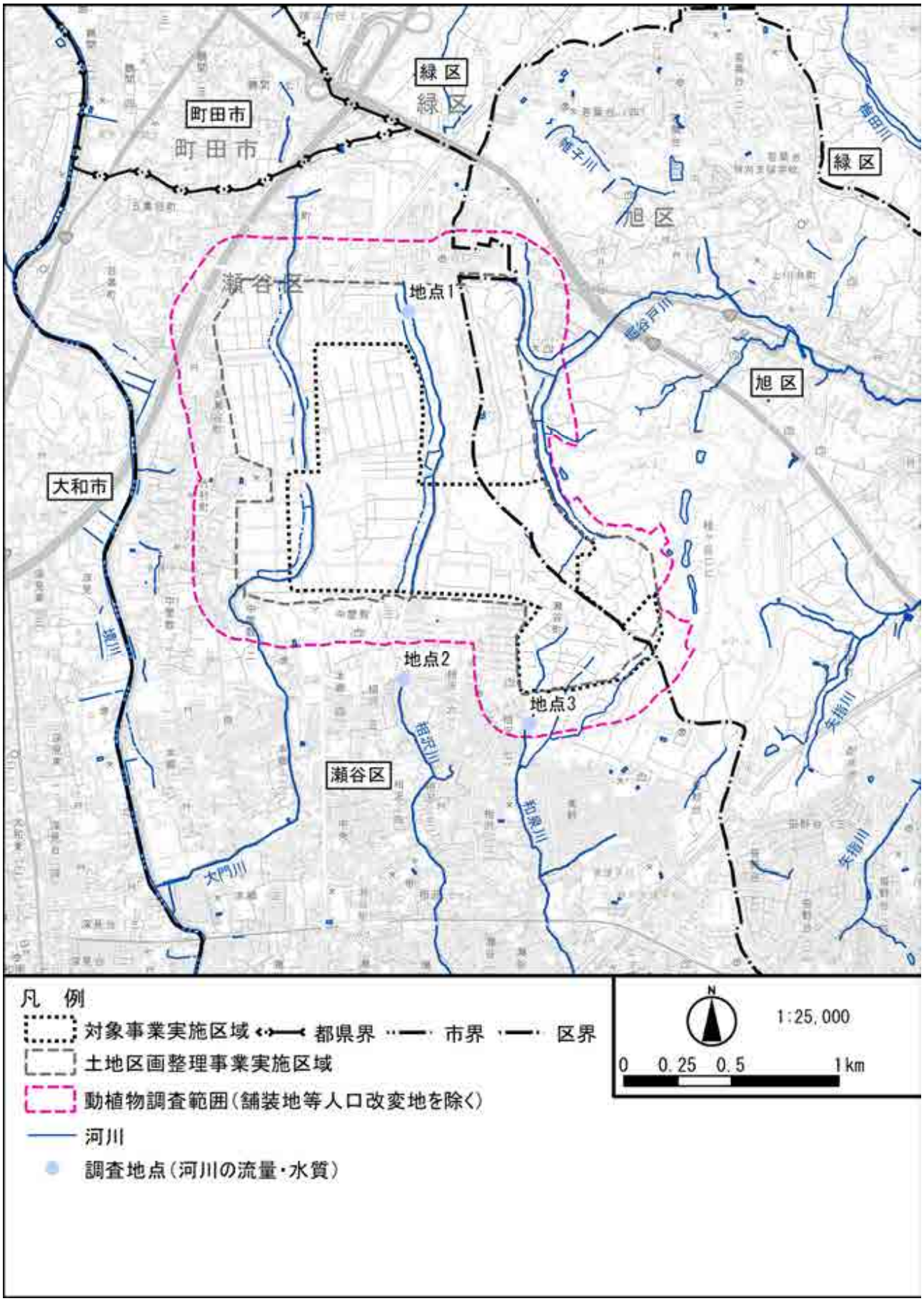

図 6.2-1　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地域

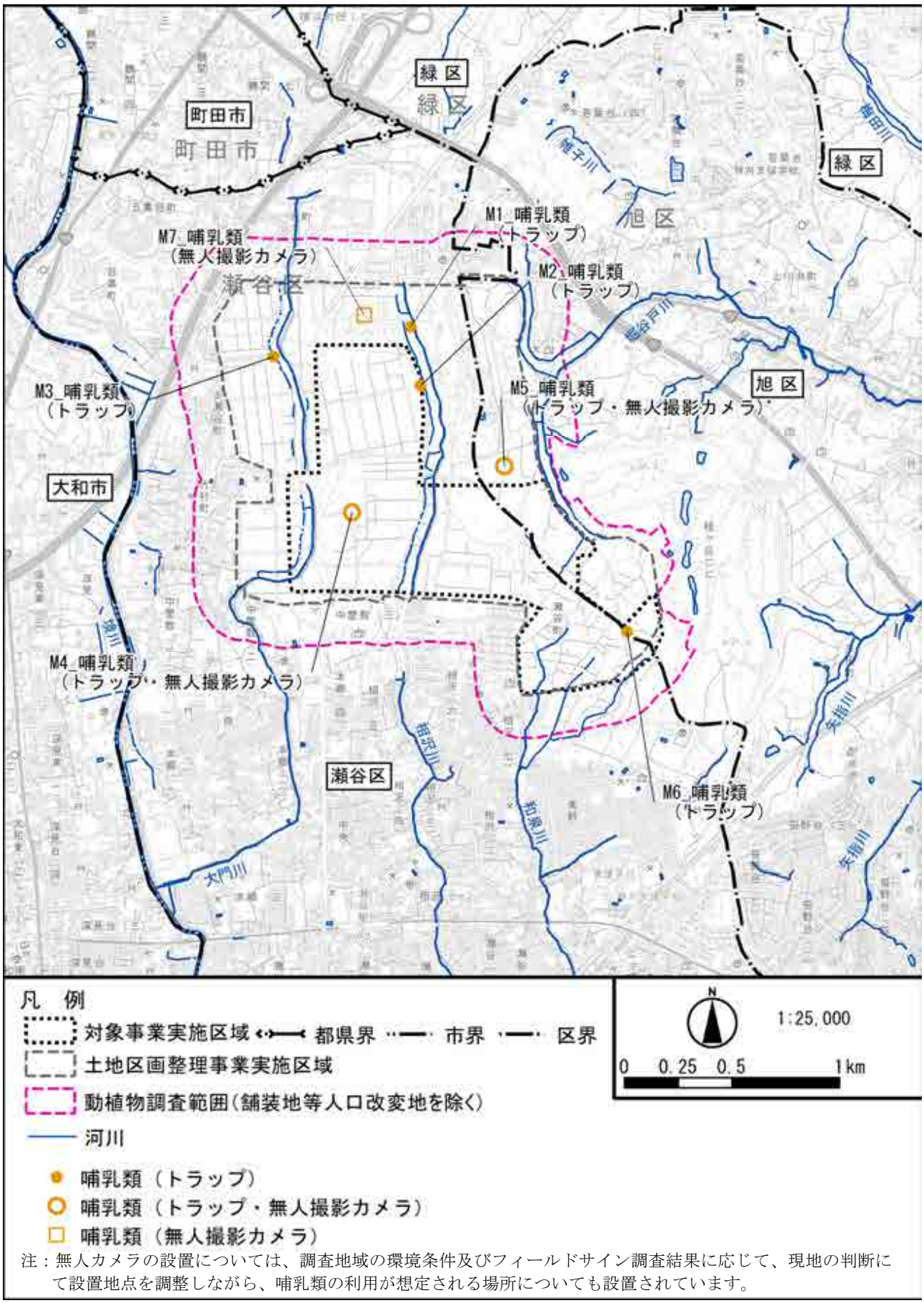

注：無人カメラの設置については、調査地域の環境条件及びフィールドサイン調査結果に応じて、現地の判断にて設置地点を調整しながら、哺乳類の利用が想定される場所についても設置されています。

図 6.2-2(1)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点（哺乳類）

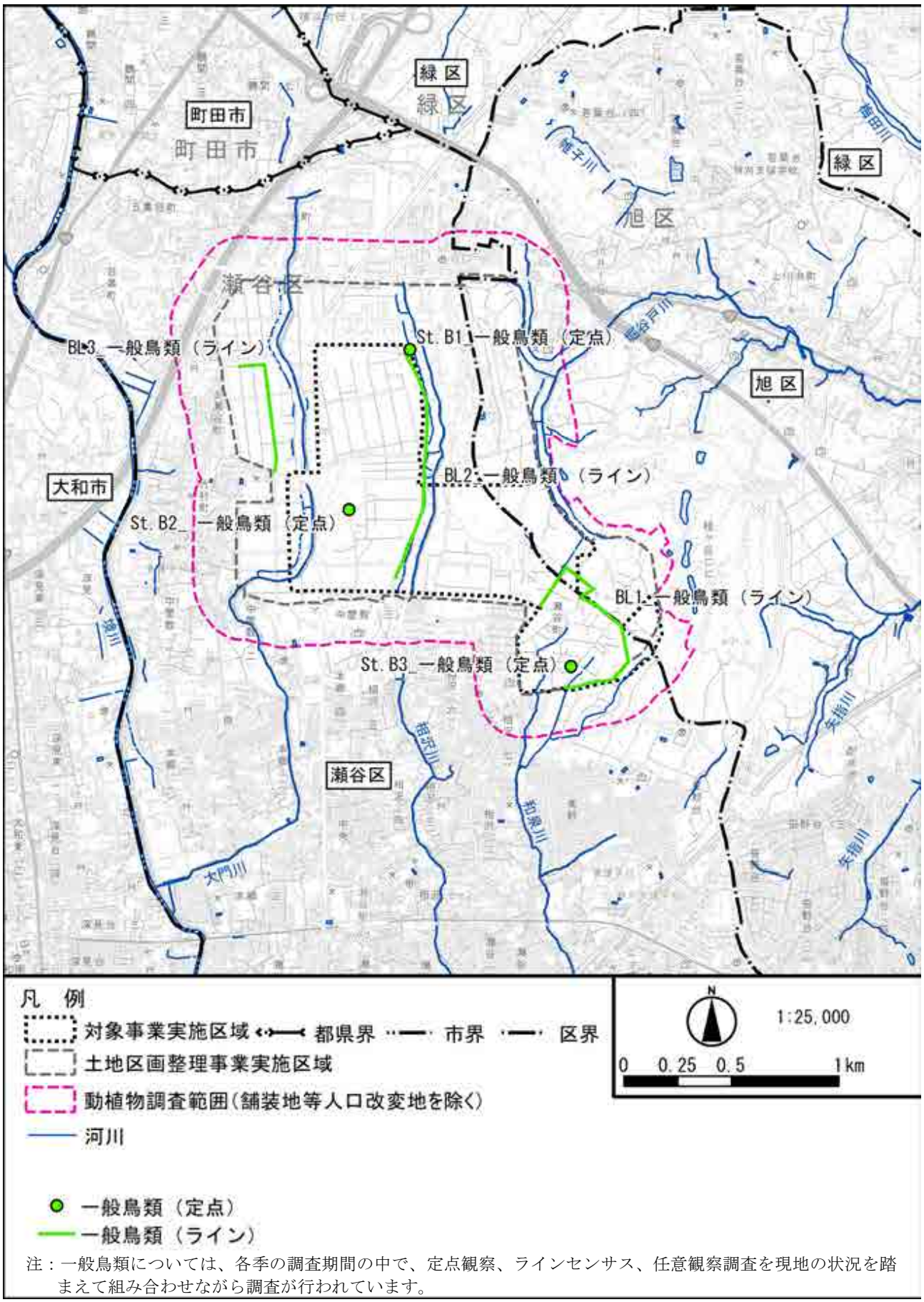

注：一般鳥類については、各季の調査期間の中で、定点観察、ラインセンサス、任意観察調査を現地の状況を踏まえて組み合わせながら調査が行われています。

図 6.2-2(2)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点（一般鳥類）

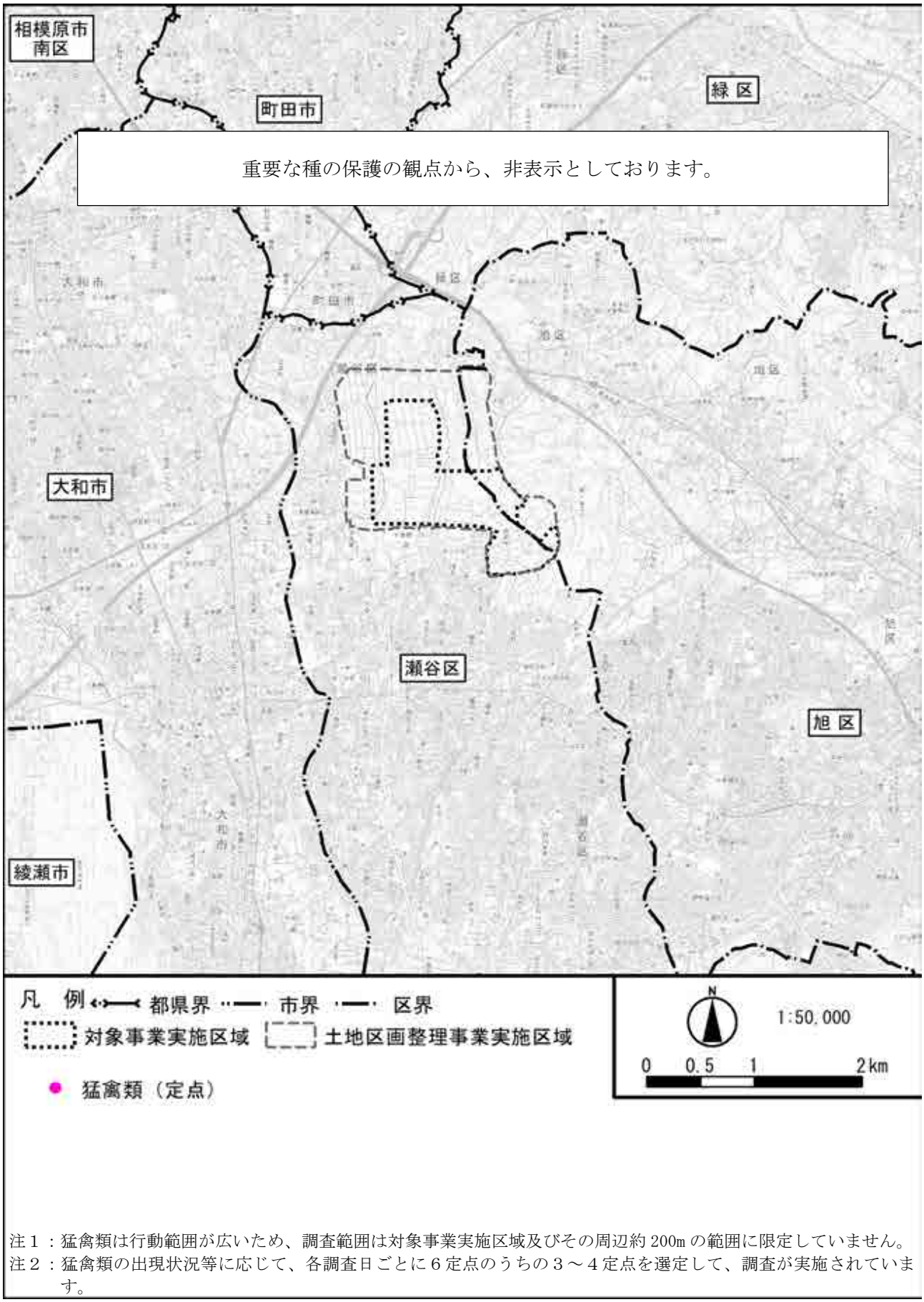

注１：猛禽類は行動範囲が広いため、調査範囲は対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲に限定していません。
注２：猛禽類の出現状況等に応じて、各調査日ごとに６定点のうちの３～４定点を選定して、調査が実施されています。

図 6.2-2(3)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点（猛禽類）

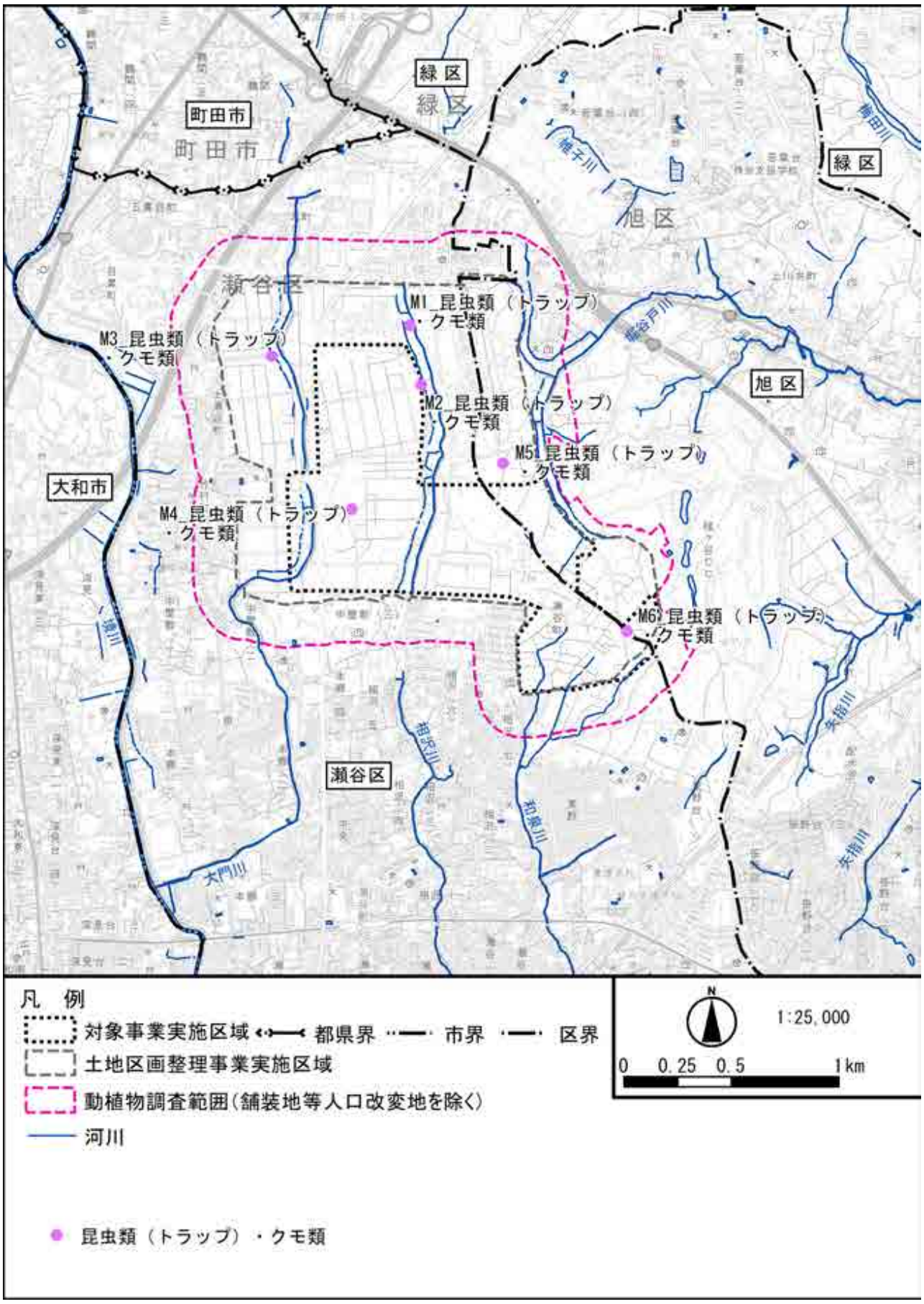

図 6.2-2(4)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点（昆虫類・クモ類）

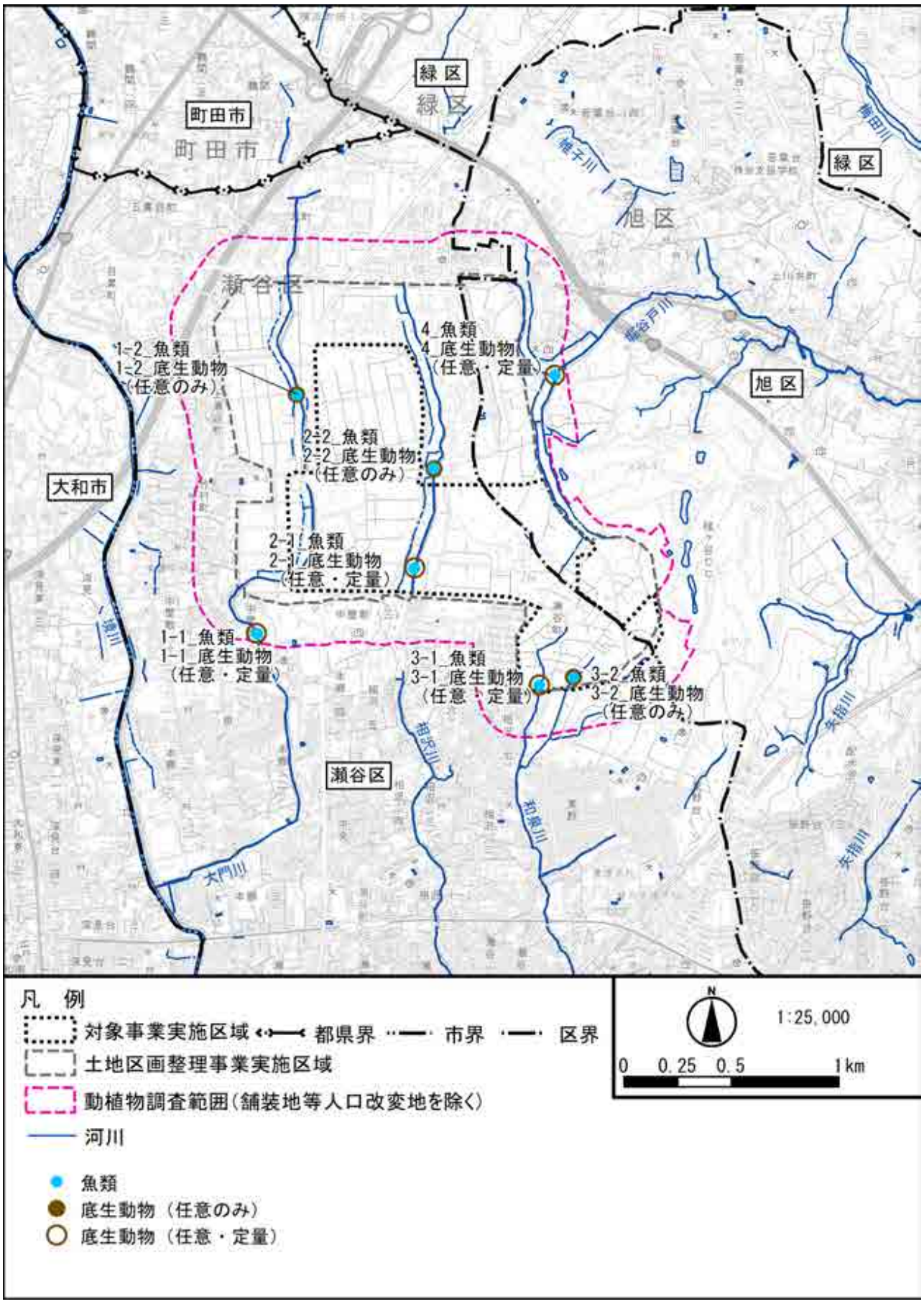

図 6.2-2(5)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点（魚類・底生動物）

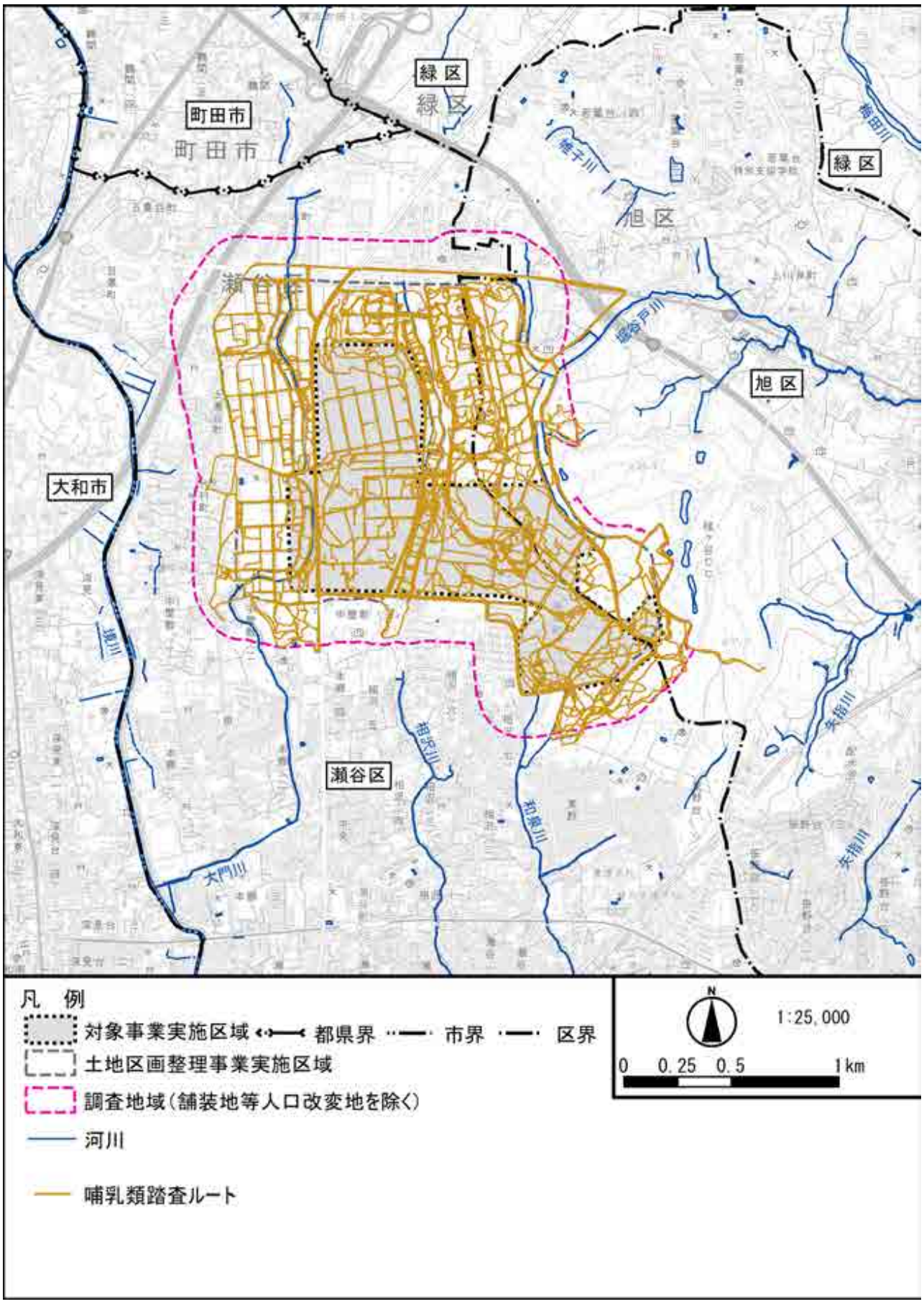

図 6.2-3(1)　既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査ルート（哺乳類）

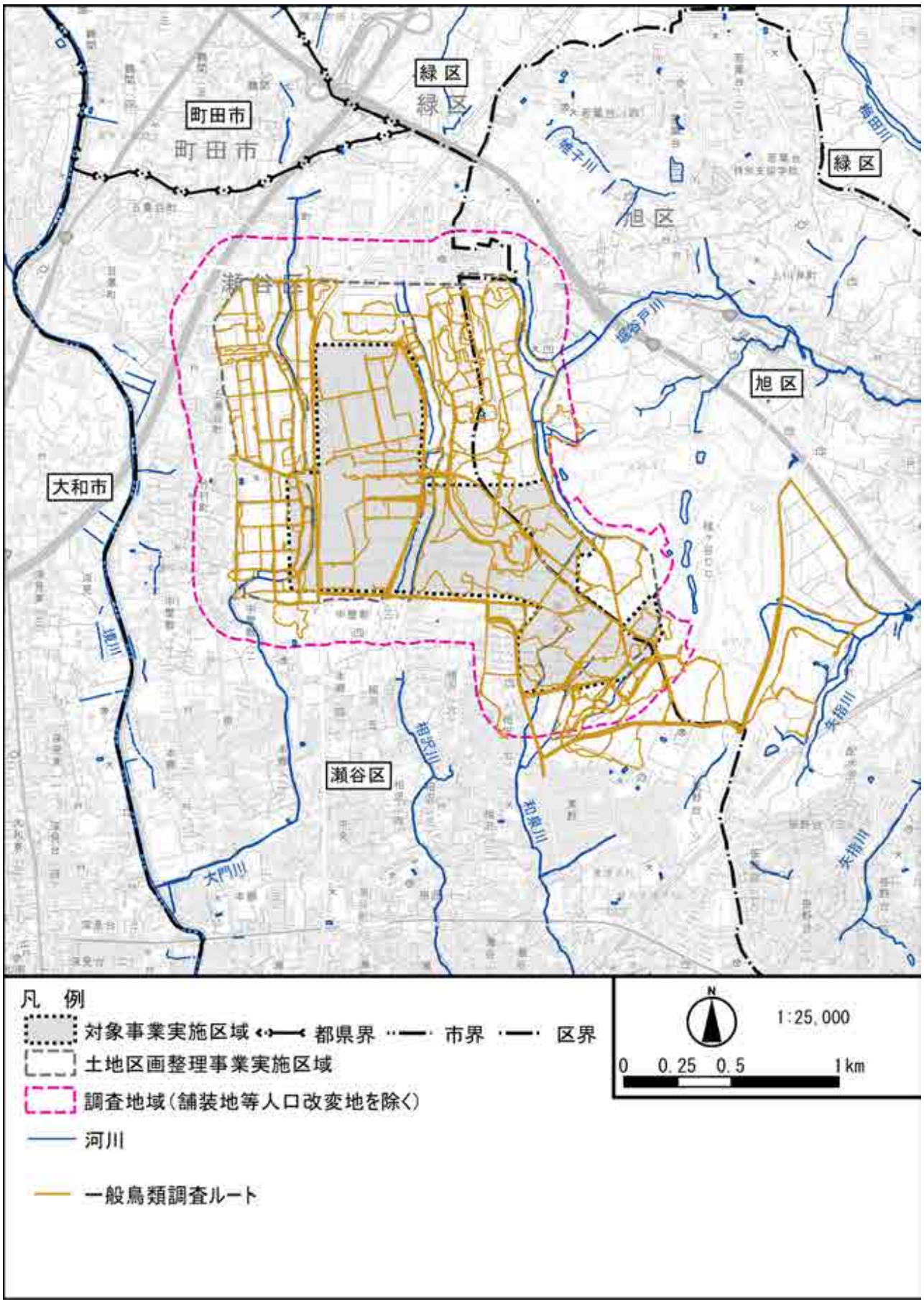

図 6.2-3(2)　既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査ルート（一般鳥類）

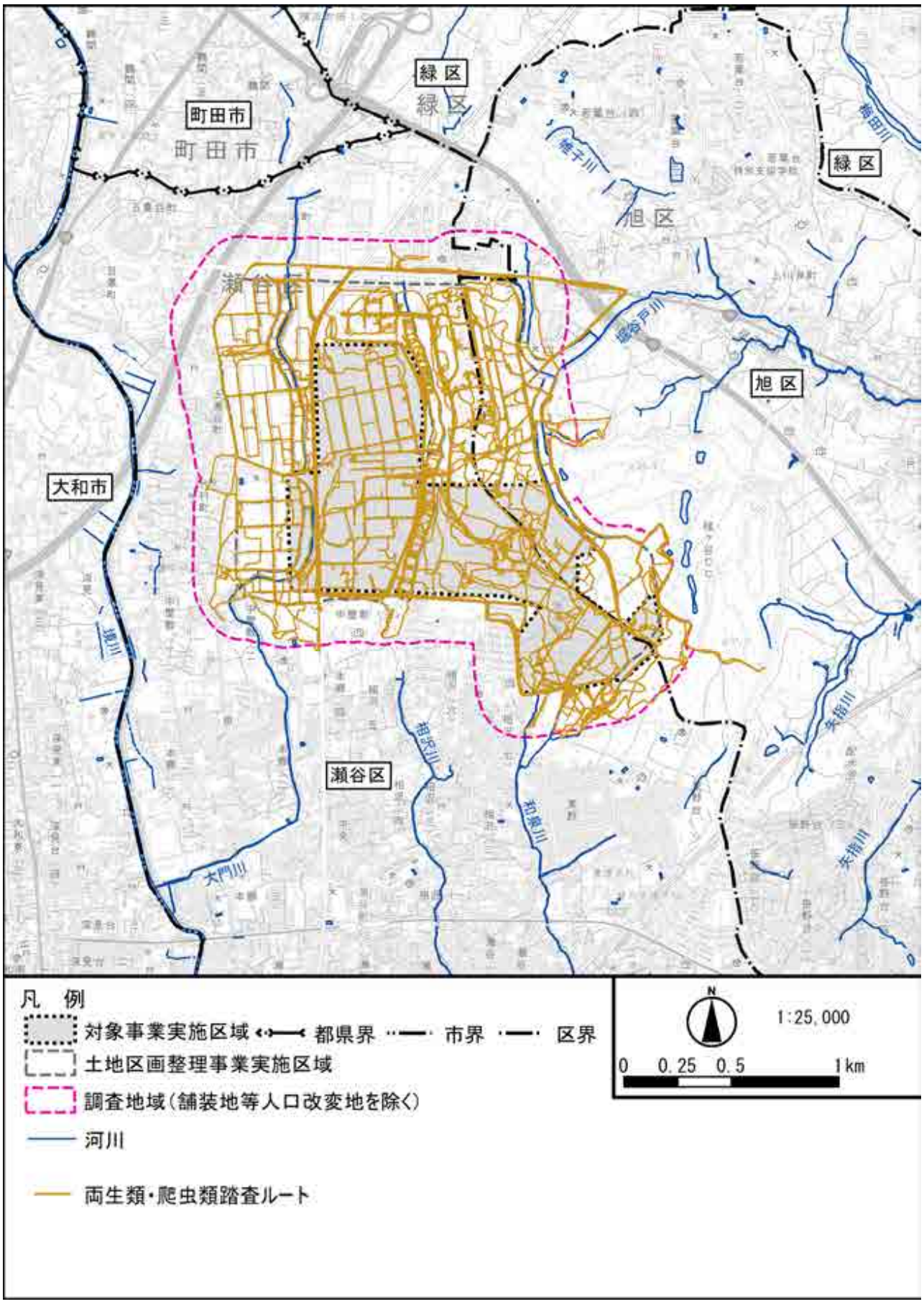

図 6.2-3(3)　既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査ルート（両生類・爬虫類）

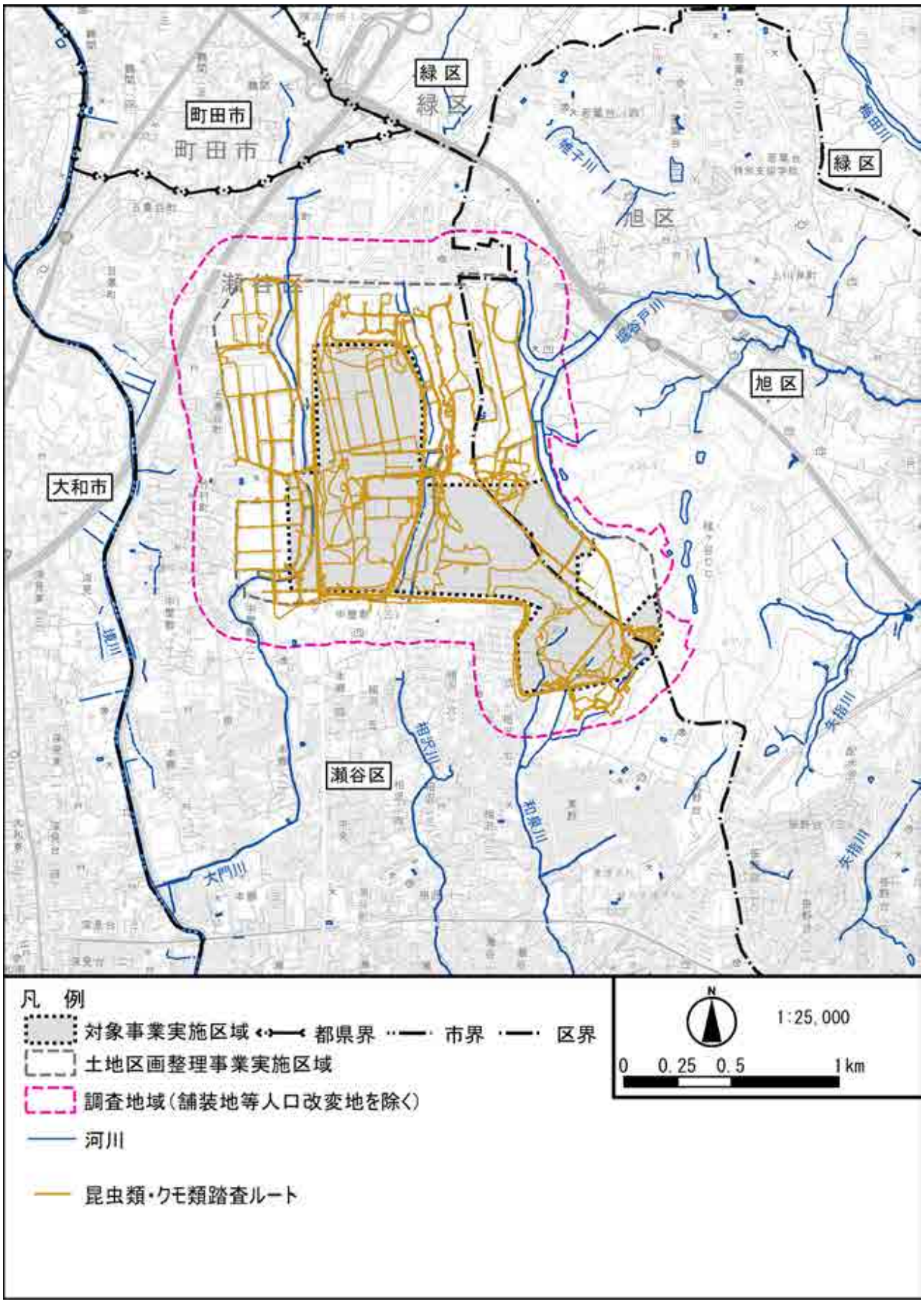

図 6.2-3(4)　既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査ルート（昆虫類・クモ類）

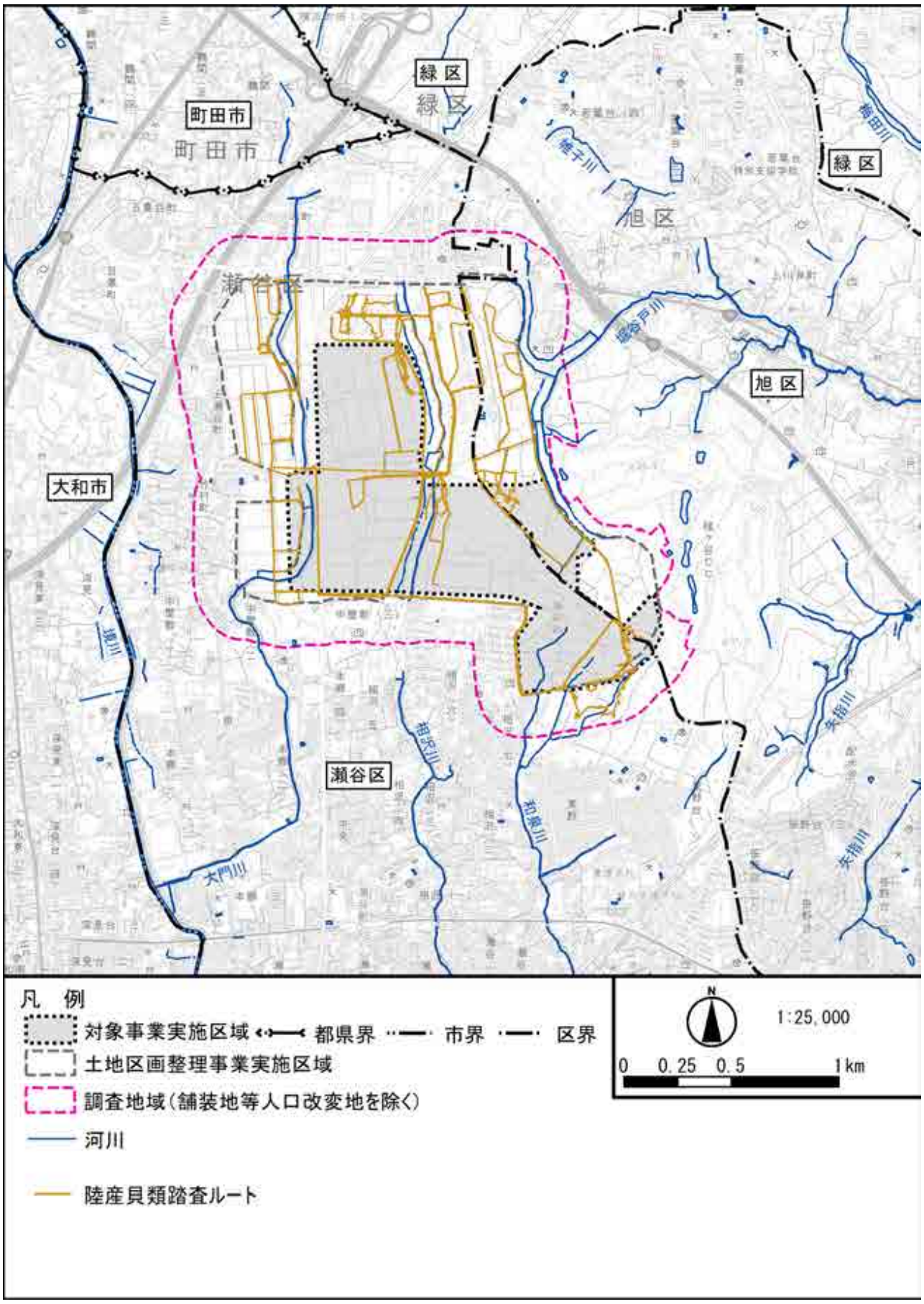

図 6.2-3(5)　既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査ルート（陸産貝類）

(3) 調査時期

① 動物の状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査は、表 6.2-1 に示す日程で実施されています。調査時期は、渡り時期（秋・早春)、繁殖状況の把握可能な時期､成虫等出現時期（夏）等、重要種の確認適期を踏まえて設定されています。具体的な調査日時は、気象及び現地の環境条件に基づく具体的な重要種の出現時期を踏まえ設定されています。また、既存資料（土地区画整理事業）における一般鳥類と猛禽類の定点調査の調査時間については、それぞれ表 6.2-2、表 6.2-3 に示すとおりとなっています。

表 6.2-1(1) 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査日（動物）

調査項目	調査方法	季節	現地調査日
哺乳類	任意観察及び フィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法	夏季	平成 30 年８月６日～８月８日 令和元年７月４日～７月５日
		秋季	平成 30 年 10 月 10 日～10 月 12 日
		冬季	平成 31 年１月 21 日～１月 23 日
		春季	令和元年５月７日～５月９日
	夜間調査	夏季	平成 30 年８月６日～８月７日 令和元年７月４日～７月５日
		春季	令和元年５月７日～５月８日
鳥類 （一般鳥類）	任意観察法 ラインセンサス法 定点観察法	夏季	平成 30 年８月 13 日～８月 15 日 令和元年７月 18 日～７月 19 日
		秋季	平成 30 年 10 月 10 日～10 月 12 日
		冬季	平成 31 年２月 20 日～２月 22 日
		春季	令和元年５月３日
		初夏季	令和元年６月 14 日～６月 16 日
鳥類 （フクロウ類・ 夜行性鳥類）	夜間調査	平成 31 年 繁殖期	平成 31 年１月 15 日～１月 16 日 平成 31 年２月 20 日～２月 21 日 令和元年６月 14 日～６月 15 日 令和元年８月１日～８月２日
		令和２年 繁殖期	令和２年１月 15 日～１月 16 日 令和２年２月５日～２月６日 令和２年６月 15 日～６月 16 日 令和２年８月３日～８月４日

表 6.2-1(2)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査日（動物）

調査項目	調査方法	現地調査日	
鳥類 （猛禽類）	定点観察法	平成 31 年 繁殖期	平成 31 年１月 16 日～１月 18 日 平成 31 年２月６日～２月８日 平成 31 年３月 14 日～３月 16 日 平成 31 年４月 15 日～４月 17 日 令和元年５月 26 日～５月 28 日 令和元年６月 17 日～６月 19 日 令和元年７月９日～７月 11 日
		令和２年 繁殖期	令和２年１月 15 日～１月 17 日 令和２年２月５日～２月７日 令和２年３月 10 日～３月 12 日 令和２年４月 22 日～４月 24 日 令和２年５月 28 日～５月 30 日 令和２年６月 15 日～６月 17 日 令和２年７月 16 日～７月 18 日
両生類・爬虫類	任意観察法 及び任意採取法	夏季	平成 30 年８月 16 日～８月 17 日 令和元年７月４日～７月５日
		秋季	平成 30 年 10 月 10 日～10 月 11 日
		早春季	平成 31 年３月８日
		春季	令和元年５月７日～５月９日
		初夏季	令和元年６月４日～６月５日
	夜間調査	夏季	平成 30 年８月 16 日～８月 17 日
		春季	令和元年５月７日～５月９日
		初夏季	令和元年６月４日～６月５日
昆虫類	任意観察法 及び任意採取法 ライトトラップ ベイトトラップ	夏季	平成 30 年８月 10 日～８月 11 日 令和元年７月 16 日～７月 17 日
		秋季	平成 30 年 10 月９日～10 月 10 日
		春季	令和元年５月９日～５月 10 日
	夜間調査 （ホタル類）	初夏季	令和元年６月４日～６月５日 令和元年６月 12 日～６月 13 日 令和元年７月４日 令和元年７月 16 日
	鳴声調査 （クツワムシ）	夏季	令和元年８月 27 日 令和元年９月３日
クモ類	任意観察法 及び任意採取法	夏季	平成 30 年８月 10 日～８月 11 日
		秋季	平成 30 年 10 月９日～10 月 10 日
		春季	令和元年５月９日～５月 10 日
陸産貝類	任意観察法 及び任意採取法	冬季	平成 31 年１月 16 日～１月 17 日
		初夏季	令和元年６月 13 日～６月 14 日
魚類	任意観察法 及び任意採取法	夏季	平成 30 年７月 31 日～８月１日
		秋季	平成 30 年 10 月１日～10 月２日
		冬季	平成 31 年１月 21 日～１月 22 日
		春季	令和元年５月７日～５月８日
底生動物	任意観察法 及び任意採取法 定量調査	夏季	平成 30 年７月 31 日～８月１日
		秋季	平成 30 年 10 月１日～10 月２日
		冬季	平成 31 年１月 21 日～１月 22 日
		春季	令和元年５月７日～５月８日

表 6.2-2　既存資料（土地区画整理事業）における一般鳥類の定点調査時間

調査季	調査年月日	調査時間
夏季	平成 30 年８月 13 日～８月 15 日	5:00～13:00
秋季	令和 30 年 10 月 20 日～10 月 12 日	5:30～13:30
冬季	平成 31 年２月 20 日～２月 22 日	6:30～12:30
春季	令和元年５月３日	5:00～13:00
初夏季	令和元年６月 14 日～６月 16 日	4:30～12:30
夏季	令和元年７月 18 日～７月 19 日	4:30～12:30

表 6.2-3　既存資料（土地区画整理事業）における猛禽類の定点調査時間

繁殖期	調査月	調査年月日	調査時間
H31 繁殖期	１月	平成 31 年１月 16 日～１月 18 日	7:00～15:00
	２月	平成 31 年２月６日～２月８日	7:00～15:30
	３月	平成 31 年３月 14 日～３月 16 日	6:00～14:00
	４月	平成 31 年４月 15 日～４月 17 日	6:30～14:30
	５月	令和元年５月 26 日～５月 28 日	6:30～14:30
	６月	令和元年６月 17 日～６月 19 日	7:00～15:00
	７月	令和元年７月 19 日～７月 11 日	6:30～14:30
R2 繁殖期	１月	令和２年１月 15 日～１月 17 日	6:30～14:30
	２月	令和２年２月５日～２月７日	6:40～14:40
	３月	令和２年３月 10 日～３月 12 日	6:30～14:30
	４月	令和２年４月 22 日～４月 23 日 令和２年４月 24 日	6:30～14:30 4:30～12:30
	５月	令和２年５月 28 日～５月 30 日	4:30～12:30
	６月	令和２年６月 15 日～６月 17 日	6:30～14:30
	７月	令和２年７月 16 日～７月 18 日	6:30～14:30

② 地形、地質の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

③ 土壌の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

④ 水質の状況

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査は、表 6.2-4 に示す日程で実施されています。

表 6.2-4 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査日（水質）

調査項目		現地調査日	
水質	平常時	豊水期	令和元年７月 29 日（月）
		渇水期	令和２年１月 10 日（金）

⑤ 水循環の状況

ア．既存資料調査

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

湧水の流量は、「第６章 6.5 水循環 6.5.1 (3) 調査時期」(p.6.5-5～6.5-6 参照)と同様としました。

河川の流量は、「④水質の状況」と同様としました。

ウ．既存資料（公園整備事業）調査

湧水の流量は、「第６章 6.5 水循環 6.5.1 (3) 調査時期」(p.6.5-5～6.5-6 参照)と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

⑦ 関係法令、計画等

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 動物の状況

ア．既存資料調査

既存資料調査は、「第３章　3.2 自然的状況 3.2.5 (1)動物の生息の状況」(p.3-57 参照)に示すとおり、文献その他の資料から、対象事業実施区域及びその周辺において生息記録のある種を整理しました。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における調査項目及び調査方法は表 6.2-5 に示すとおりです。

表 6.2-5(1)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査方法（動物）

項目		方法
哺乳類	任意観察法及びフィールドサイン法	調査範囲内を網羅的に踏査し、足跡、糞、食痕、巣、球巣（カヤネズミ）、爪痕、抜毛、掘り返し（モグラ坑道、モグラ塚等）等のフィールドサイン（動物の生活痕）を確認しました。
	トラップ法	目撃、フィールドサインによる確認が困難なネズミ類やヒミズ類を対象にシャーマントラップを設置し、捕獲による調査を行いました。 誘引餌は、ピーナッツやオートミール等を使用しました。 調査地点は、環境特性（植生、土地利用）を踏まえ６地点設定しました。 トラップは、１地点あたり 10 個を１晩設置しました。
	無人撮影法	哺乳類が頻繁に往来しているような「けもの道」あるいは小径に自動撮影機能付のカメラを設置し、カメラの視野内に出現する中型哺乳類を撮影しました。 誘引餌は、さつまあげや魚肉ソーセージ等の餌を使用しました。 調査地点は、乾生草地及び旧米軍宿舎跡の３地点としました。 カメラは１地点あたり２台程度を２晩設置しました。
	夜間調査	夕暮れから夜間において、バットディテクターを用いて、飛翔するコウモリ類を確認しました。
鳥類 (一般鳥類)	任意観察法	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。
	ライン センサス法	あらかじめ設定しておいた調査ルート上を歩いて、一定速度でゆっくり(１～２km/h)と歩き、一定の範囲内に出現する鳥類を目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。 調査ルートは、環境特性（植生、土地利用）を踏まえ３ルートを設定しました。
	定点観察法	配置した定点より半径 200m 程度の範囲に出現した鳥類を目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。 調査定点は、環境植生（植生、土地利用）を踏まえ、３定点を設定しました。

表 6.2-5(2)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査方法（動物）

項目		方法
鳥類 (フクロウ類・夜行性鳥類)	夜間調査	夕暮れから夜間において、調査範囲内を踏査し、目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。 また、録音した鳴声を流し、帰ってくる鳴声により、種の判別を行い、記録しました（コールバック法)。
鳥類 (猛禽類)	定点観察法	営巣地や餌場となりうる地点を見渡せる見晴らしの良い箇所に観察定点を配置し、定点から確認される猛禽類の出現位置、行動内容・雌雄・成鳥幼鳥等を記録しました。 調査定点は、設定した６地点から、猛禽類の出現状況等を踏まえ３～４地点を選定し、調査を実施しました。
両生類 及び爬虫類	任意観察法 及び 任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、実個体を確認するほか、爬虫類では脱皮殻、カエル類では鳴き声等により、種の判別を行い、記録しました。 両生類については、生息環境である湿性環境（水田･水域及び周辺･湿地）及び産卵場となり得る湧水に着目した調査を行いました。 夜間調査においては、カエル類を鳴声により確認するとともに、道路上に出現するヘビ類を確認しました。
	夜間調査	夕暮れから夜間において、調査範囲内を踏査し、カエル類を鳴声により確認するとともに、道路上に出現するヘビ類を確認し、記録しました。
昆虫類	任意観察法 及び 任意採取法 （スウィーピング法、ビーティング法)	調査範囲内を網羅的に踏査し、スウィーピング法（草を捕虫網でなぎ払い、止まっている昆虫類を採取）やビーティング法（木の枝・草などを叩き、下に受けた捕虫網に落ちた昆虫類を採取）で採取する他、種の判別の可能なものは目視、鳴き声等で種の判別を行い、記録しました。
	ライト トラップ法 （走光性昆虫)	夜間に光源（BOX 法）を置き、光に集まってくる昆虫類を採取しました。 調査地点は、環境特性（植生、土地利用）を踏まえ６地点を設定しました。 ライトトラップは、１地点あたり１個を１晩設置しました。
	ベイト トラップ法 （地上徘徊性昆虫)	誘引餌を入れたコップの口が地面と同じレベルとなるように埋め、コップに落下した昆虫類を採取しました。 誘引餌はドッグフード及びカルピスや焼酎の混合液を使用しました。 調査地点は、環境特性（植生、土地利用）を踏まえ６地点を設定しました。 ベイトトラップは、１地点あたり 10 個程度を１晩設置しました。
	夜間調査 (ホタル類)	成虫の発生時期である５月下旬～６月中旬（ゲンジボタル）、６月下旬～７月上旬（ヘイケボタル）の夜間に、調査範囲内の河岸及び水田沿いを踏査し、発光するホタル類を確認し、記録しました。
	鳴声調査 (クツワムシ)	クツワムシ成虫の発生時期である夏季の夜間に、調査範囲内の草地環境を踏査し、クツワムシの鳴き声を確認し、記録しました。

表 6.2-5(3)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査方法（動物）

項目		方法
クモ類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認し、種の判別を行い、記録しました。
陸産貝類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認し、種の判別を行い、記録しました。
魚類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網を用いて魚類を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録しました。また、水域の状況に応じて、投網、定置網、かご網、サデ網、セル瓶も使用しました。 また、水面から種の判別の可能なものは目視で確認し、記録しました。 調査地点は、調査範囲内の水系に７地点を設定しました。
底生動物	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網、サーバーネットを用いて底生動物を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録しました。 採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定を行いました。 調査地点は、調査範囲内の水系に７地点を設定しました。
	定量調査	方形枠にて水底を囲い、方形枠内に生息する底生動物をすべて採取し、種名、個体数を記録しました。 採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行いました。 調査地点は、調査範囲内の水系に４地点を設定しました。

②　地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

③　土壌の状況

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料の収集整理により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

④　水質の状況

既存資料（土地区画整理事業）における調査項目及び調査方法は表 6.2-6 に示すとおりです。

表 6.2-6　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査方法（水質）

調査項目				調査方法
水質	平常時	生活環境項目	水素イオン濃度(pH) 浮遊物質量(SS)	「水質調査法」(昭和 46 年環水管 30 号)及び「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)」に定める方法に準拠
		一般項目	気温、水温、外観、臭気、透視度、電気伝導度	

⑤　水循環の状況

ア．既存資料調査

湧水の流量は、既存資料の収集・整理により、湧水の分布を把握しました。対象事業実施区域及びその周辺における湧水の分布状況は、「第 3 章　3.2.2　水環境の状況」（p.3-16 参照）に示すとおりです。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

湧水の流量は、「第６章　6.5 水循環 6.5.1（4）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-8 参照）と同様としました。

河川の流量は、既存資料（土地区画整理事業）において、「水質調査方法」昭和 46 年９月 30 日　環水管 30 号）に定める方法に準拠し、把握されています。

ウ．既存資料（公園整備事業）調査

湧水の流量は、「第６章　6.5 水循環 6.5.1（4）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-8 参照）と同様としました。

⑥　土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

⑦　関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- 「文化財保護法」
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- 「環境省レッドリスト 2020」
- 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
- 「横浜市環境管理計画」

(5) 調査結果

① 動物の状況

ア．既存資料調査

A 動物相

既存資料調査の結果は、「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（１）①動物相の概要 表 3.2-20」(p.3-59～3-60 参照)に示すとおり、哺乳類 14 種、鳥類 149 種、両生類 10 種、爬虫類 11 種、昆虫類等 823 種、魚類 49 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 98 種が確認されています。

B 注目すべき動物種及び生息地の状況

注目すべき種は、「A 動物相」の文献その他の資料で確認された種について「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（１）②注目すべき動物種 表 3.2-21」(p.3-61～3-62 参照)に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、注目すべき種は「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（１）②注目すべき動物種 表3.2-22」(p.3-63～3-67参照）のとおり、哺乳類２種、鳥類 68 種、両生類８種、爬虫類５種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、底生動物８種及び陸産貝類６種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース（EADAS)」(環境省ホームページ 令和４年 10 月閲覧）によれば、「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（１）②注目すべき動物種 図 3.2-26」(p.3-68 参照）に示すとおり、調査区域にはコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報はありませんでした。

「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（１）②注目すべき動物種 図 3.2-27」(p.3-69 参照）に示すとおり、調査区域の北端（対象事業実施区域外）を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。

クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類の集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。

「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（１）②注目すべき動物種 図 3.2-28、図 3.2-29」(p.3-70～3-71 参照）に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サシバ、ノスリ、ハチクマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

動物の注目すべき生息地については、「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（１）③動物の注目すべき生息地 表 3.2-23」(p.3-72～3-74 参照）に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

調査区域における動物の注目すべき生息地は、「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（１）③動物の注目すべき生息地 表3.2-24、図3.2-30」(p.3-74～3-75参照）に示すとおり、調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ)」が存在しており、対象事業実施区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地

里山」に指定されている地域が存在しており、対象事業実施区域全域が含まれています。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

A　動物相

a.哺乳類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、４目７科９種の哺乳類が確認されています。確認された哺乳類は、調査地の生息環境を反映し、耕作地・草地に生息するアズマモグラ、樹林から耕作地・草地にかけて生息するアカネズミ、タヌキが確認されています。なお、外来種として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）（以下、「外来生物法」とします。）の特定外来生物に指定され、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（環境省自然環境局平成 27 年３月）（以下、「生態系被害防止外来種リスト」とします。）の総合対策外来種（緊急対策外来種）に指定されているアライグマ、総合対策外来種（重点対策外来種）に指定されているハクビシンが確認されています。詳細は資料編(p.資 1.2-21 参照)に示すとおりです。

b.鳥類（一般鳥類）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、14 目 34 科 66 種の一般鳥類が確認されています。確認された鳥類は、調査地の生息環境を反映し、主に耕作地・草地に生息するヒバリ、セッカ、樹林等に生息するコゲラ、エナガ、樹林・草地・耕作地を広く利用するオオタカやチョウゲンボウ等が確認されています。また、集落に近接していることから、ムクドリ、ツバメ、スズメ等、主に市街地・集落に生息する種も確認されています。なお、外来種として、「外来生物法」の特定外来生物に指定され、「生態系被害防止外来種リスト」の総合対策外来種（重点対策）に指定されているガビチョウ、「生態系被害防止外来種リスト」の総合対策外来種（その他の総合対策外来種）に指定されているワカケホンセイインコが確認されています。詳細は資料編(p.資 1.2-21～資 1.2-22 参照)に示すとおりです。

c.鳥類（フクロウ類・夜行性鳥類）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、１目１科１種のフクロウ類・夜行性鳥類が確認されています。確認されたフクロウ類・夜行性鳥類は、平地から山地の留鳥として生息するフクロウでした。詳細は資料編(p.資 1.2-23 参照)に示すとおりです。

d.鳥類（猛禽類）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、２目３科８種の猛禽類が確認されています。確認された猛禽類は、大きな川や湖、入り江などに生息し、断崖の岩棚などに巣を作るミサゴ、山地の樹林や雑木林、公園などでの環境下で生息及び繁殖を行うツミ、山地の林や低山地、丘陵地の森林に生息するハイタカ、オオタカ、森林内や草原的環境で生息するノスリ、平地の農耕地や草原に生息し、断崖に巣を作るチョウゲンボウ、水鳥の多い湖沼や海岸でよくみられるハヤブサでした。特にオオタカは対象事業実施区域を

利用する頻度が高く複数個体が確認されています。対象事業実施区域の環境と調査結果から狩場（餌場）として利用していることが考えられます。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

詳細は、資料編(p.資 1.2-23 参照)に示すとおりです。

e.両生類・爬虫類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、１目３科３種の両生類、１目４科７種の爬虫類が確認されています。

確認された両生類（アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル）は、調査地の生息環境を反映し、草地・樹林・水田・湿地を主な生息環境に生息する種でした。一方、水田を主な生息環境とするトウキョウダルマガエル等は現地調査では確認されませんでした。

確認された爬虫類は、調査地の生息環境を反映し、ニホンカナヘビ、シマヘビ等、耕作地・草地に生息する種の他、ニホンヤモリ、アオダイショウといった人家近くに生息する種が確認されています。

両生類及び爬虫類の詳細は、資料編(p.資 1.2-23 参照)に示すとおりです。

f.昆虫類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、17 目 222 科 1,178 種の昆虫類が確認されています。

確認種目録は資料編(p.資 1.2-24～資 1.2-38 参照)に示すとおりです。確認された昆虫類は、調査地の生息環境を反映し、エンマコオロギやトノサマバッタ、オオヨコバイ、ウズラカメムシ、ヨモギハムシ、モンシロチョウ等耕作地・草地に生息する昆虫類の確認種数が最も多く、カナブン、ノコギリクワガタ、アオスジアゲハ等樹林や林縁に生息する種、アジアイトトンボやアメンボ、ヒメゲンゴロウ、ゲンジボタルといった水域を利用する種も確認されています。

g.クモ類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、1目23科117種のクモ類が確認されています。確認されたクモ類は、調査地の生息環境を反映し、ユウレイグモやハラクロコモリグモ、ワカバグモ、ハナグモ、アリグモ、ネコハエトリなど、人家周辺から耕作地、草地環境に生息する種が多く確認されています。また、マネキグモやジョロウグモ、ヤマトヤドカリグモなど樹林地やその周辺に生息する種も確認されています。詳細は資料編(p.資1.2-39～資1.2-40参照)に示すとおりです。

h.陸産貝類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、1目11科24種の陸産貝類が確認されています。確認された陸産貝類は、調査地の生息環境を反映し、耕作地や草地環境に生息するウスカワマイマイ、市街地や人家周辺にも生息するオカチョウジガイやコハクガイ等の種が多く確認されています。また、樹林地に生息するヒカリギセルやミスジマイマイなどの種も確認されています。詳細は資料編(p.資1.2-41参照)に示すとおりです。

i.魚類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、3目5科6種の魚類が確認されています。詳細は資料編(p.資1.2-42参照)に示すとおりです。

大門川（St.1-1及びSt.1-2）では、魚類は確認されませんでした。本河川はコンクリート三面張りの河川であることに加え、周辺は畑地となっており水田などの水域がないため、魚類の生息は難しいと考えられます。

相沢川（St.2-1及びSt.2-2）もコンクリート三面張りの河川ですが、周辺は水田となっており、流下したドジョウとミナミメダカが確認されています。ただし、河川から水田への遡上は落差が大きいため難しいほか、非灌漑期である冬季及び春季においては、わずかに残された1箇所の水たまりがあった以外は水田域に水がなく、魚類の生息環境は脆弱と言えます。なお、St.2-2付近には環境教育用の水田があり、アブラハヤは夏季にこの水田脇でのみ確認されたほか、ミナミメダカも多くはこの水田脇か、もしくはこれより下流でのみ確認されていることから、この水田で放されたものである可能性が高いとされています。春季調査時は、冬季に水が枯渇したためか、ドジョウ以外の魚類は確認されませんでした。

和泉川源流の小水路（St.3-1及びSt.3-2）は護岸されておらず、流量は少ないものの浸み出した水が流れており、湧水を好むホトケドジョウが特に西側の水路で多数確認されています。

堀谷戸川（St.4）も、大門川及び相沢川同様コンクリート三面張りの河川ですが、周辺から流下したと考えられるドジョウ、ヒガシシマドジョウ、ホトケドジョウ及びクロダハゼが確認されています。

j.底生動物

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、８門 13 綱 25 目 68 科 143 種の底生動物が確認されています。詳細は資料編(p.資 1.2-43～資 1.2-44 参照)に示すとおりです。

魚類と同様、大門川（St.1-1 及び St.1-2)、相沢川（St.2-1 及び St.2-2）及び堀谷戸川（St.4）は、三面張りのコンクリート護岸が施されているため環境が単調であり、確認された底生動物の種数も少ないとされています。ただし、浸みだし水に由来する水が流れているため、ナミウズムシやサワガニ、コエグリトビケラ属など比較的きれいな水を好む種がいくつか確認されています。

護岸の施されていない和泉川源流の小水路（St.3-1 及び St.3-2）では、湧水環境を好むオナシカワゲラ属が多く確認されたほか、St.2-2 付近にある環境教育用の水田脇では、止水もしくは湿地環境を好むマルタニシやクロスジギンヤンマ、エサキコミズムシなどが確認されています。

外来種としては、「外来生物法」に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、「条件付特定外来生物」に指定されているアメリカザリガニが確認されました。また、「生態系被害防止外来種リスト」の「総合対策外来種」（その他の総合対策外来種）に指定されているタイワンシジミ、フロリダマミズヨコエビ（その他の総合対策外来種）が確認されました。

B　注目すべき動物種及び生息地の状況

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された種について、「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（１）②注目すべき動物種　表 3.2-21」(p.3-61～3-62 参照)及び「第３章　3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（１）③動物の注目すべき生息地　表 3.2-23」(p.3-72～3-74 参照)に示す法令や規制等の選定基準に基づき、注目すべき種及び生息地を選定しました。

また、調査地域内のうち、対象事業実施区域内と、対象事業実施区域端部からの約 200m までの範囲を植生、地形及び利用等の状況から表 6.2-7 及び図 6.2-4 に示す８つの地域に区分し、地域ごとの注目すべき種の確認状況を整理しました。

表 6.2-7　地域区分

区分			特性
(1)	対象事業実施区域内	人工的土地利用域	高低差が小さく、グラウンド（野球場）、畑地、植栽樹群等の人工的な土地利用が行われている。
(2)		相沢川周辺の谷戸地域	相沢川沿いに谷戸地形が形成されており、相沢川の東側にはメヒシバーエノコログサ群落、谷戸底は畑地、水田、果樹園等の土地利用が行われている。
(3)		樹林が点在する広大な草地域	高低差が小さく、メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等を中心とした草地が広範囲に分布し、一部にエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群がパッチ状に分布している。中央部の囲障区域[注1]には低層の旧米軍施設が残っており、周辺には植栽樹群が分布している。
(4)		和泉川源流域	和泉川周辺は標高が低く、メヒシバーエノコログサ群落が大部分を占めており、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物が分布している。瀬谷市民の森、上川井市民の森に近接する付近は標高が最も高く、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布している。
(5)		樹林が点在する耕作地域	高低差が小さく、畑地が広範囲に分布し、一部にムクノキーエノキ群落や植栽樹群がパッチ状に分布している。またイネ科草本群落やメヒシバーエノコログサ群落がややまとまって分布している。
(6)		堀谷戸川左岸の耕作地域	堀谷戸川流域の畑地が該当し、一部にオギ群落、チガヤ群落、果樹園、植栽樹群が分布する。
(7)	対象事業実施区域外	住宅地域	住宅地が広く分布し、一部にオギ群落、スギ・ヒノキ植林、果樹園、畑地等が分布している。
(8)		樹林域	瀬谷市民の森、上川井市民の森等が該当し、主にコナラ群落、スギ・ヒノキ植林で構成されている。

注１：囲障区域とは、旧上瀬谷通信施設地区のうち、フェンスで囲まれた約 50ha の区域をいいます。米軍の住宅及び関連施設として利用していましたが、平成 20 年に閉鎖されました。

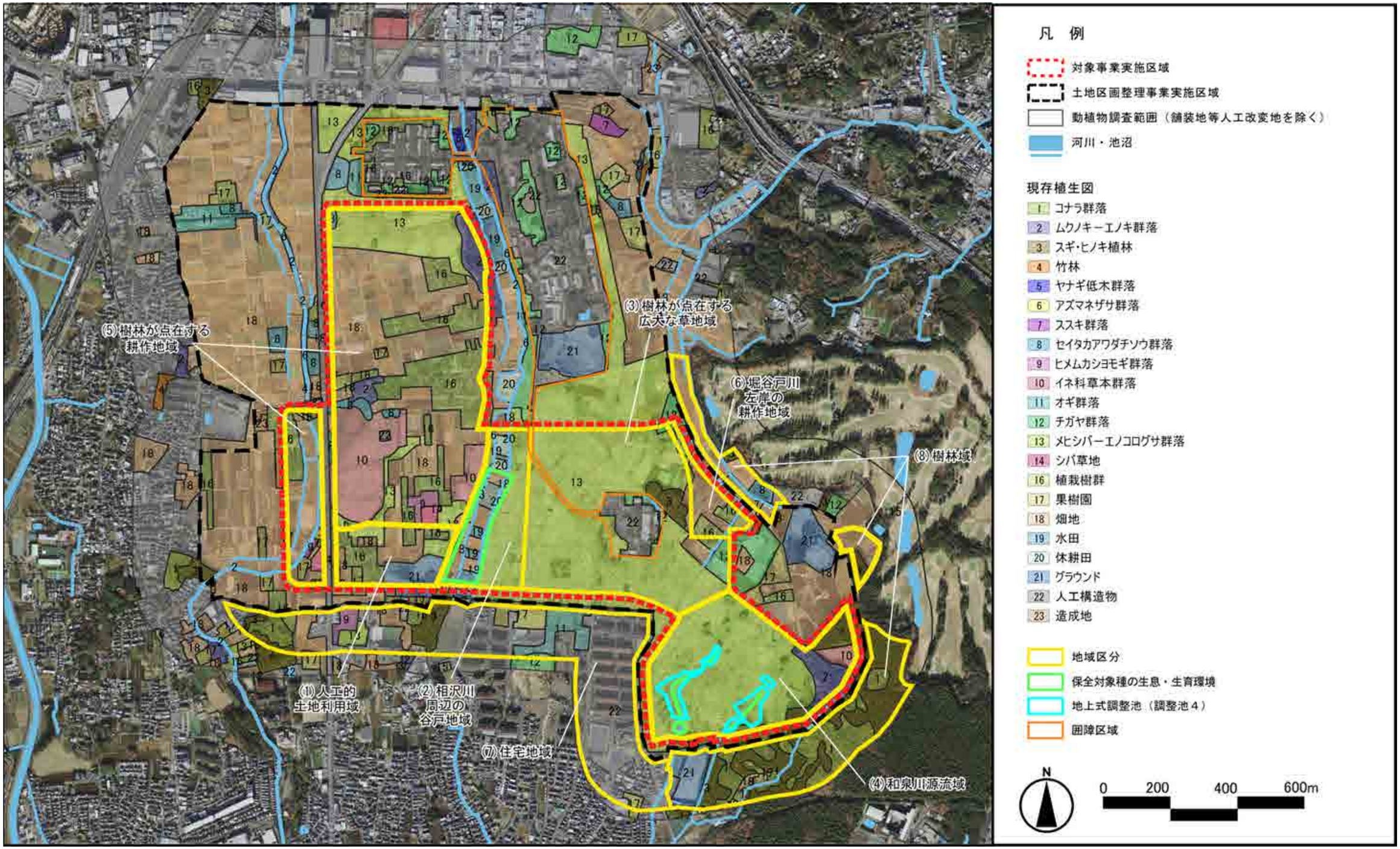
凡　例
対象事業実施区域
土地区画整理事業実施区域
動植物調査範囲（舗装地等人工改変地を除く）
河川・池沼
現存植生図
1 コナラ群落
2 ムクノキ－エノキ群落
3 スギ・ヒノキ植林
4 竹林
5 ヤナギ低木群落
6 アズマネザサ群落
7 ススキ群落
8 セイタカアワダチソウ群落
9 ヒメムカシヨモギ群落
10 イネ科草本群落
11 オギ群落
12 チガヤ群落
13 メヒシバ－エノコログサ群落
14 シバ草地
16 植栽樹群
17 果樹園
18 畑地
19 水田
20 休耕田
21 グラウンド
22 人工構造物
23 造成地
地域区分
保全対象種の生息・生育環境
地上式調整池（調整池４）
囲障区域
N
0
200
400
600m
(1) 人工的土地利用域
(2) 相沢川周辺の谷戸地域
(3) 樹林が点在する広大な草地域
(4) 和泉川源流域
(5) 樹林が点在する耕作地域
(6) 堀谷戸川左岸の耕作地域
(7) 住宅地域
(8) 樹林域

図 6.2-4　地域区分

a.哺乳類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として、哺乳類は確認されませんでした。

b.鳥類（一般鳥類）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として４目 14 科 24 種の鳥類が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-8、生態及び確認状況は表 6.2-9、確認位置図は図 6.2-5 に示すとおりです。

表 6.2-8　注目すべき種（一般鳥類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準				
				区域内						区域外		①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)				繁殖期	非繁殖期
1	ハト	ハト	アオバト								●				注目	注目
2	チドリ	チドリ	ムナグロ			●										減少
3			コチドリ			●	●	●							注目	
4	タカ	ミサゴ	ミサゴ					●						NT	VU	NT
5		タカ	ツミ	●				●							VU	希少
6			ハイタカ											NT	情不	希少
7			オオタカ		●	●	●	●		●	●			NT	VU	希少
8			ノスリ		●	●	●	●		●	●				VU	希少
9	スズメ	モズ	モズ	●	●	●	●	●			●				減少	
10		ヒバリ	ヒバリ	●	●	●	●	●	●						減少	
11		ツバメ	ツバメ	●	●	●	●	●	●	●	●				減少	
12		ムシクイ	センダイムシクイ					●			●				NT	
13		ヨシキリ	オオヨシキリ		●	●					●				VU	
14		セッカ	セッカ		●	●	●	●	●						減少	減少
15		ヒタキ	トラツグミ		●			●							減少	
16			アカハラ				●				●				減少	
17			キビタキ								●				減少	
18		セキレイ	キセキレイ								●				減少	
19			セグロセキレイ												減少	
20			ビンズイ								●				VU	
21		アトリ	カワラヒワ	●	●	●	●	●			●				減少	
22		ホオジロ	ホオアカ					●							CR+EN	
23			アオジ				●	●	●						VU	
24			クロジ					●			●				CR+EN	減少
合計	4 目	14 科	24 種	5	9	10	10	15	4	3	13	0	0	3	23	8

注１：分類及び配列は、原則として「日本鳥類目録　改訂第 7 版」（日本鳥学会　平成 24 年９月）に準拠しました。

注２：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」（環境省　令和２年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-9(1)　注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
1	アオバト	【生態など】 北海道、本州、四国、九州で繁殖し、北海道では夏鳥、他は留鳥、薩南諸島、南西諸島には冬に現れます。本州中部以南に多いです。 山地帯の常緑広葉樹林、落葉広葉樹林に生息します。樹上、特に小枝や葉が茂る樹冠部や、林内や林縁の地上で採餌します。樹木や草の実・果実・種子等のほか、どんぐりのような堅果も餌とします。詳しい繁殖生態は明らかではありませんが、巣は地上１～６ｍ ぐらいの樹木の枝の上に、小枝を集めて粗雑な巣をつくります。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に１地点計１個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。
2	ムナグロ	【生態など】 全国に旅鳥として渡来し、小笠原や南西諸島では越冬します。 全長は 24cm。上面が黄褐色と黒の斑で、下面が黒いのが特徴。旅鳥として春と秋の渡りの時期に渡来します。干潟や砂浜、水田やハス田に渡来するほか、畑、草地、川原などでもよくみられ、昆虫などを食べます。立ち止まったときに頭をぴょこりと上下させる習性があります。巣は地上に作られ、卵数は通常４個、抱卵日数は 26～27 日位です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する広大な草地域で夏季に１地点計１個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。
3	コチドリ	【生態など】 夏鳥として北海道、本州、四国、九州等で繁殖し、九州以南で少数が越冬します。 河川敷内の中州、水辺、河口の三角州や干潟、海岸の砂浜、植生が疎らで裸出土の多い荒れ地に生息します。道路工事やダム、その他大規模に整地している工事現場等で、短期放置されている荒れ地状のところでもみられます。主に昆虫類を捕食します。繁殖期は４～７月。砂地に浅い窪みを掘って営巣します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する広大な草地域で夏季に１地点計６個体、初夏季に１地点計２個体、和泉川源流域で初夏季に１地点計２個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に２地点計４個体、春季に２地点計２個体、初夏季に１地点計２個体が確認されました。対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。
4	ミサゴ	【生態など】 全国の沿岸部で局地的に繁殖し、冬期には漂行する個体も多いです。 全長は雄 55cm、雌 64cm。翼が細長くて尾が短い、下面の白っぽい大きなタカ。大きな川や湖、入り江などに生息し、空中高くからダイビングして魚を捕らえます。繁殖期には断崖の岩棚や、大木の上に枯れ枝などを組み合わせて巣を作り、４月頃に２～３卵を産みます。抱卵日数は 35 日位、巣立ちまで 50 日位です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で秋季に１地点計１個体が確認されました。対象事業実施区域外では住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。

表 6.2-9(2)　注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
5	ツミ	【生態など】 全国で繁殖し、西南日本では越冬する個体もあります。 全長は雄27cm、雌30cm。顔全体が黒い小さなタカ。夏鳥または留鳥として生息し、小鳥類をとらえます。山地の樹林にも生息する一方で、都市公園・人家の庭などの小規模の都市緑地でも繁殖します。クロマツなどの高木に営巣し、４月中旬から５月に３～５卵を産みます。抱卵日数、巣立ちまでの日数とも 30 日位です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で秋季に１地点計１個体、樹林が点在する耕作地域で秋季に２地点計２個体が確認されました。対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。
6	ハイタカ	【生態など】 四国以北で繁殖し、冬鳥として国外から渡来する個体も多いです。 全長は雄32cm、雌39cm。白い眉斑と黒い眼帯を持ち、飛翔姿がツミにそっくりな小さなタカ。留鳥または冬鳥として、山地から丘陵地の森林に生息します。林内を飛翔しておもに小鳥類をとらえます。高木に営巣し、普通４～５卵を産みます。抱卵日数は 33 日位、巣立ちまでの日数は約 30 日位です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。
7	オオタカ	【生態など】 北海道と本州で繁殖し、冬期は漂行する個体も多いです。 全長は雄 50cm、雌 56cm。顔に顕著な眉斑と黒い眼帯のある大きなタカ。留鳥として山麓から丘陵地の森林に生息し、おもに中・小型の鳥類をとらえます。スギ・マツ類などの針葉樹の高木に営巣することが多く、４月中旬～５月上旬に３～４卵を産みます。抱卵日数は 37 日位、巣立ちまでの日数は約 40 日です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で初夏季に１地点計１個体、樹林が点在する広大な草地域で初夏季に１地点計１個体、和泉川源流域で春季に１地点計１個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に１地点１個体、春季に３地点３個体、初夏季に１地点１個体が確認されました。対象事業実施区域外では、住宅地域で初夏季に１地点計１個体、樹林域で夏季に２地点計２個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。
8	ノスリ	【生態など】 北海道から四国で繁殖し、非繁殖期には全国でみられます。 全長は雄 52cm、雌 57cm。顎ひげ状の黒褐色斑とやさしい黒目を持つ、ずんぐりしたタカ。留鳥または漂鳥。繁殖期には、森林で営巣しますが、採餌には伐採地や牧場、畑のような開けた環境をよく利用します。巣は高木の樹上に作られ、５月頃に２～３卵を産みます。非繁殖期には、川原、農耕地のような草原的環境にも生息します。上空を帆翔しながら獲物を探し、モグラ・ネズミなどの小型ほ乳類を多く捕食することが知られています。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で秋季に１地点計１個体、樹林が点在する広大な草地域で秋季に１地点計１個体、和泉川源流域で秋季に１地点計１個体、樹林が点在する耕作地域で冬季に１地点１個体が確認されました。対象事業実施区域外では、住宅地域で秋季に１地点計１個体、樹林域で秋季に１地点計１個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。

表 6.2-9(3)　注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
9	モズ	【生態など】 ほぼ全国で繁殖し、積雪地の個体は冬期に暖地へ移動します。 全長は 20cm。鋭い口ばしを持ち、雄では黒い過眼線、翼の白斑、雌では茶色い過眼線、波模様のある下面が特徴。留鳥としてほぼ全域でみられます。低地の林、河原、農耕地、公園などで単独で生活します。昆虫類を初めとした無脊椎動物や小型哺乳類、鳥類、は虫類、両生類などを食べ、はやにえを作る習性があります。繁殖は２月から９月上旬まで確認されていますが、３月から５月に多いです。おもに雄が他の鳥の鳴きまねをすることが知られています。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で初夏季に１地点計１個体、相沢川周辺の谷戸地域で夏季に１地点計１個体、秋季に１地点計１個体、冬季に１地点計１個体、初夏季に４地点計４個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に２地点計２個体、秋季に１地点計１個体、春季に２地点計２個体、初夏季に１地点計１個体、和泉川源流域で夏季に２地点計２個体、秋季に３地点計６個体、冬季に３地点計３個体、春季に２地点計２個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に２地点２個体、秋季に４地点計４個体、冬季に１地点１個体、春季に２地点計２個体が確認されました。対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に１地点計１個体、春季に１地点計１個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。
10	ヒバリ	【生態など】 留鳥、あるいは漂鳥として北海道から九州に生息します。南西諸島では冬鳥として生息します。 全長は 17cm。目立つ冠羽、赤褐色の雨覆、目の周りにしわがあるような顔つきなどが特徴。留鳥として、広い草地のある河川敷や農耕地、牧場、造成地などに生息します。背の低い草本が優占し、ところどころ地面が露出する程度の疎らな乾いた草原を特に好みます。背の高い草本が密生する場所や、湿地ではあまりみられません。繁殖期間は４～７月。イネ科などの植物の株際の地上、あるいは株内の低い位置に巣をつくります。抱卵期間は約 10 日、ヒナは約 10 日で巣立ちます。オスは空中や地上で盛んにさえずります。非繁殖期は数羽から十数羽の群で行動します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で冬季に１地点計３個体、初夏季に１地点計１個体、相沢川周辺の谷戸地域で初夏季に２地点計２個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に２地点計２個体、秋季に１地点計２個体、冬季に１地点計１個体、春季に５地点計８個体、初夏季に５地点計７個体、和泉川源流域で冬季に２地点計４個体、春季に３地点計３個体、初夏季に３地点計４個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に４地点計７個体、秋季に４地点計８個体、冬季に１地点計４個体、春季に 12 地点計 16 個体、初夏季に７地点計７個体、堀谷戸川左岸の耕作地域で冬季に１地点１個体が確認されました。対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。

表 6.2-9(4)　注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
11	ツバメ	【生態など】 九州以北に夏鳥として渡来します。西日本では越冬する個体も多いです。沖縄では旅鳥。 全長は 17cm。背は全体的に黒く、額とのどは赤褐色などが特徴。県内全域の集落、都市に夏鳥として渡来します。繁殖は人間の居住空間と密接に結びつき、人間が出入りする建物の軒下に、泥や草を唾液で固めた椀型の巣をつくります。高層の建物であっても、巣の位置は人間の行動圏に接した低い場所に限られます。繁殖期間は４～７月。抱卵期間は 13～14 日、ヒナは 17～22 日で巣立ちます。繁殖期の後半から河川のヨシ群落などに集団ねぐらをつくり、数千～数万羽の集結がみられます。飛びながら飛翔昆虫を捕らえます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で夏季に２地点計 10 個体、相沢川周辺の谷戸地域で夏季に３地点計 37 個体、春季に１地点計３個体、初夏季に１地点計１個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に７地点計 91 個体、春季に２地点計４個体、初夏季に３地点計７個体、和泉川源流域で夏季に５地点計 25 個体、初夏季に１地点計２個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に３地点計６個体、春季に１地点計１個体、初夏季に９地点 14 個体、堀谷戸川左岸の耕作地域で春季に１地点計１個体、初夏季に１地点計４個体確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域で夏季に１地点計 29 個体、樹林域で夏季に１地点計２個体、春季に２地点計３個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。
12	センダイムシクイ	【生態など】 夏鳥として北海道から九州までの各地で繁殖します。主に低山帯の落葉広葉樹林に生息し、傾斜があり、林床に低木や藪が多い林を好みます。渡りの時期には平野部でもみられます。樹上で採餌し、昆虫類の幼虫や成虫を捕食します。繁殖期は５～６月。草の根元や崖の窪みに、枯れ草、樹皮、イネ科の茎、コケ類等で球形の巣をつくります。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で春季に１地点計１個体確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に１地点計１個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。
13	オオヨシキリ	【生態など】 夏鳥として北海道の北部及び東部と沖縄を除く全国で繁殖します。 水辺のヨシ原に生息し、海岸や河口等の低地の湿原や、山地の湖岸や川岸の湿地で繁殖します。茎から茎へと移動しながら、チョウ、バッタといった昆虫類やクモ類等を捕食します。繁殖期は５～８月。ヨシの茎にイネ科の葉や茎を用いて椀形の巣をつくります。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で春季に１地点計１個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に１地点計１個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に１地点計 1 個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。

表 6.2-9(5)　注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
14	セッカ	【生態など】 本州以南の平地から山地の草原、ヨシ原、農耕地で繁殖し、多雪地や本州北部のものは冬期には南下します。 全長は 12cm。先が白く扇のように広がる尾、背中の濃淡の縦斑などが特徴。留鳥として河原や水田周辺の草原に生息します。電線にとまったり、草の間をくぐったり、地上を歩きながら昆虫などを採ります。草の茎や葉の間に巣をつくります。産卵期は５～８月、卵数は４～６個、抱卵日数は 14 日位、巣立ちまでの日数は 13 日位です。ヒッヒッヒッと囀り飛翔します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で春季に１地点計１個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に３地点計３個体、春季に４地点計４個体、初夏季に１地点計１個体、和泉川源流域で夏季に４地点計５個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に１地点計１個体、堀谷戸川左岸の耕作地域で秋季に１地点計１個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。
15	トラツグミ	【生態など】 九州以北、奄美大島、西表島で繁殖し、北方や高地のものは冬に暖地へ移動します。 全長は 30cm。全身が黄褐色で、黒褐色の斑模様を持ち、夜の森で不気味な声で鳴く鳥。留鳥として、低地から山地の暗い森林内の林床に生息します。繁殖は、落葉広葉樹や雑木に営巣します。巣は樹上にあります。産卵期は４～７月、卵数は３～５個、越冬期には繁殖期よりも明るい林にも現れ、人家の庭などに来ることもあります。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で冬季に１地点計１個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。
16	アカハラ	【生態など】 本州部以北で繁殖し、冬は本州中部以西から中国南部などに渡ります。 山地の明るい林、木が疎らに生えた環境を好み、カラマツ林や草原と林が接するところで繁殖します。冬は暖地の林に移動します。繁殖期は５月中旬～８月。林縁の落葉広葉樹、アカマツ、カラマツ、コメツガ、オオシラビソなどの亜高山針葉樹の枝先、または幹に近い枝上に巣をつくります。巣は、樹枝と草本の根を主材に、サルオガセや枯れたマツ葉、シダの葉などを交えて椀形に作られ、３～５卵を産んで繁殖します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で春季に１地点計１個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に１地点計１個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。
17	キビタキ	【生態など】 夏鳥として九州以北に渡来します。 全長は 14cm。黄色い眉斑と翼の白い紋、黄色い下面が特徴。夏鳥として、山地から丘陵地のよく茂った落葉広葉樹林に渡来します。枝から枝に渡り虫を採食することが多いです。繁殖は、落葉広葉樹、針広混交林で行われます。巣は茂みの中や枝のまた、樹洞を利用して造ります。産卵期は５～７月、卵数は４～５個、抱卵日数は 13 日位、巣立ちまでの日数は 12 日位です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に３地点計３個体、初夏季に３地点計３個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。

表 6.2-9(6)　注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
18	キセキレイ	【生態など】 北海道南部から九州までの平地から山地の河川に、留鳥または漂鳥として生息します。 全長は 20cm。白い眉斑、黄色い腰と下面、黄褐色の脚が特徴。留鳥または漂鳥として、平地から山地の川岸、湖沼、水田、農耕地に生息します。常に尾を上下に振りながら、おもに水辺を歩き、水生昆虫等を捕食します。また、水辺の石や流木に止まり、飛ぶ虫に向かってフライングキャッチをしたりもします。人家の屋根や橋桁、樹木などにお椀型の巣をつくります。産卵期は４～８月、卵数は４～６個、抱卵日数は 11～14 日位、巣立ちまでの日数は 11～14 日位です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした 対象事業実施区域外では、樹林域で秋季に１地点計１個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。
19	セグロセキレイ	【生態など】 北海道南部から九州までの平地から山地の河川に、留鳥または漂鳥として生息します。 全長は 21cm。背は黒く、黒い顔に白い眉斑が特徴。留鳥または漂鳥として、平地から山地の河川中流域の川岸や湖沼、水田、農耕地に生息します。海岸ではほとんどみることはありません。巣は、川の土手のくぼみ、河原の石や流木の下、人家の石垣や屋根、瓦の隙間などにつくります。枯れ草の茎、葉、根などで椀形の外装をつくり、内装には獣毛、羽毛、綿くずなどを使います。オスとメスが巣の場所を探して回り、造巣はメスが行い、造巣中は、オスは巣の近くで頻繁にさえずります。また、巣材を集めるメスに、オスはつききりでメイトガードをします。多くのつがいは同じシーズンに２回、繁殖を行います。産卵期は３～７月、卵数は４～６個、抱卵日数は 11～13 日位、巣立ちまでの日数は約 14 日です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。
20	ビンズイ	【生態など】 本州中部の山地から北海道にかけて繁殖し、少数は四国の山地でも繁殖します。冬は本州中部以南の暖地で越冬します。北海道から東北地方北部では、海岸近くから山地までみられるが、その他の地方では山地に限って繁殖します。本州中部においては、比較的標高の高い山地の明るい林、林縁、草生地、木が疎らに生えた草原、夏のスキー場等に生息します。 夏は主にチョウ、バッタ、ハチ、ハエ、ガガンボ、甲虫といった昆虫類を餌とし、冬は主に植物の種子を餌とします。繁殖期は５～８月。林縁の草の根元、崖、土手の窪み等に、枯れた葉や茎、細根等を用いて皿形または浅い椀形の巣をつくります。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に１地点計２個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。

表 6.2-9(7)　注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
21	カワラヒワ	【生態など】 本州から九州にかけて留鳥、または冬鳥として生息します。 全長は 15cm。翼の鮮やかな黄色い模様が特徴。草の実を食べます。平地から低山地の林や、市街地などの木や街路樹に営巣します。巣は枝の茂みに作られます。産卵期は３～７月、卵数は３～５個、抱卵日数は11～13 日位、巣立ちまでの日数は 14 日位です。秋冬には、河原や農耕地に群をつくります。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で初夏季に２地点計４個体、相沢川周辺の谷戸地域で初夏季に１地点計１個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に１地点計１個体、秋季に１地点計１個体、初夏季に１地点計１個体、和泉川源流域で夏季に４地点計６個体、秋季に１地点計４個体、冬季に１地点計１個体、春季に１地点計１個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に２地点計５個体、春季に２地点計５個体、初夏季に４地点計 11 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に１地点計２個体、冬季に１地点計１個体、春季に１地点計１個体、初夏季に１地点計１個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。
22	ホオアカ	【生態など】 全国に旅鳥として渡来し、小笠原や南西諸島では越冬します。 低地、低山帯、亜高山帯の草原、あるいは草原状のところに生息します。イネ科、タデ科などの種子を採食します。繁殖期は５～７月。草むらの間や草株の上、藪の枝上に枯れ草などを用いて椀形の巣をつくります。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で春季に３地点計 3 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。
23	アオジ	【生態など】 本州中部以北の標高 1000m くらいの亜高山帯で繁殖し、冬期には南方や平地へ移動します。本州中部以西では冬鳥として観察されます。 全長は 16cm。繁殖期にはごく少数が西丹沢や箱根の山地でみられ、箱根では繁殖の記録もあります。非繁殖期には平地から低山の雑木林や農耕地、河川敷の草やぶ、人家の庭などでもみられます。地上でエサを求め、さえずる時は梢にとまります。産卵期は５～７月、卵数は普通４～５個、抱卵日数は13～14 日位、巣立ちまでの日数は 12～13 日位です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で冬季に１地点計１個体、春季に２地点計４個体、樹林が点在する耕作地域で冬季に１地点計１個体、春季に１地点計１個体、堀谷戸川左岸の耕作地域で冬季に１地点計１個体確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に１地点計１個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。

表 6.2-9(8)　注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
24	クロジ	【生態など】 本州中部以北の亜高山帯の落葉広葉樹林や針葉樹林のササが多い林で繁殖するが局所的です。本州では日本海側の山地に偏っており、特に新潟県や長野県、群馬県の県境地方に多いです。冬期は南の地方や平地へ移動します。本州中部以南では冬鳥としてみられます。 全長は 17cm。丹沢山地で繁殖が確認されていますが、個体数は少なく局所的です。巣はハンノキやヤナギなどの灌木から地上１m 以下の高さの枝上にあります。非繁殖期には丘陵地や低山の林でみられるほか、都市公園や人家の庭でも記録があります。暗い林床の落ち葉をかき分けて、おもに草や木の実を食べます。産卵期は６月頃、卵数は５個位、抱卵日数は 12 日位、巣立ちまでの日数は 11 日位です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で冬季に１地点計２個体確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に１地点計１個体確認されました。

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
「山溪カラー名鑑　日本の野鳥」（山と溪谷社　平成４年 11 月）
「原色日本野鳥生態図鑑＜水鳥編＞」（中村登流・中村雅彦　平成７年）
「原色日本野鳥生態図鑑＜陸鳥編＞」（中村登流・中村雅彦　平成７年）

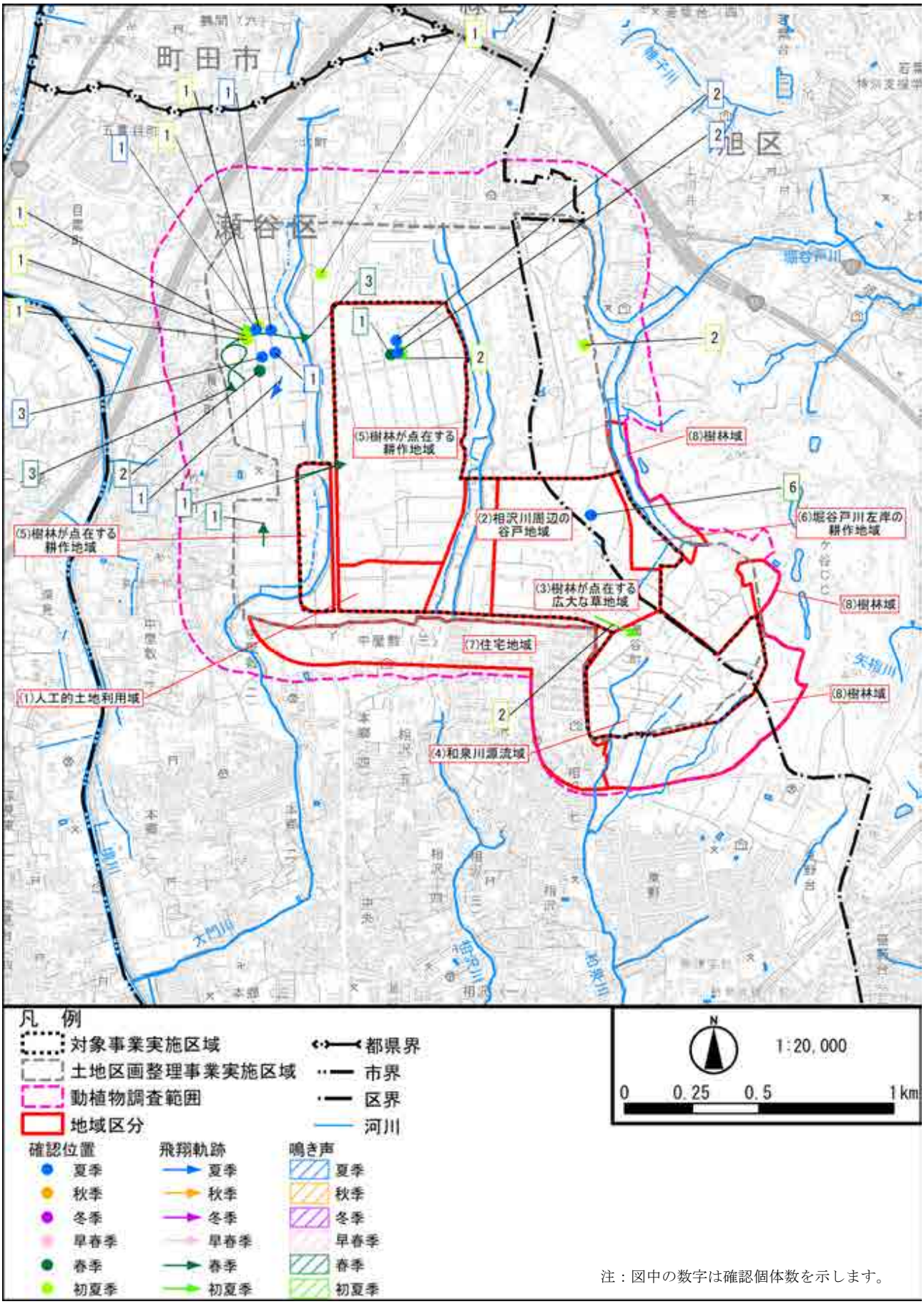

図 6.2-5(1)　注目すべき種の確認位置（一般鳥類：コチドリ）

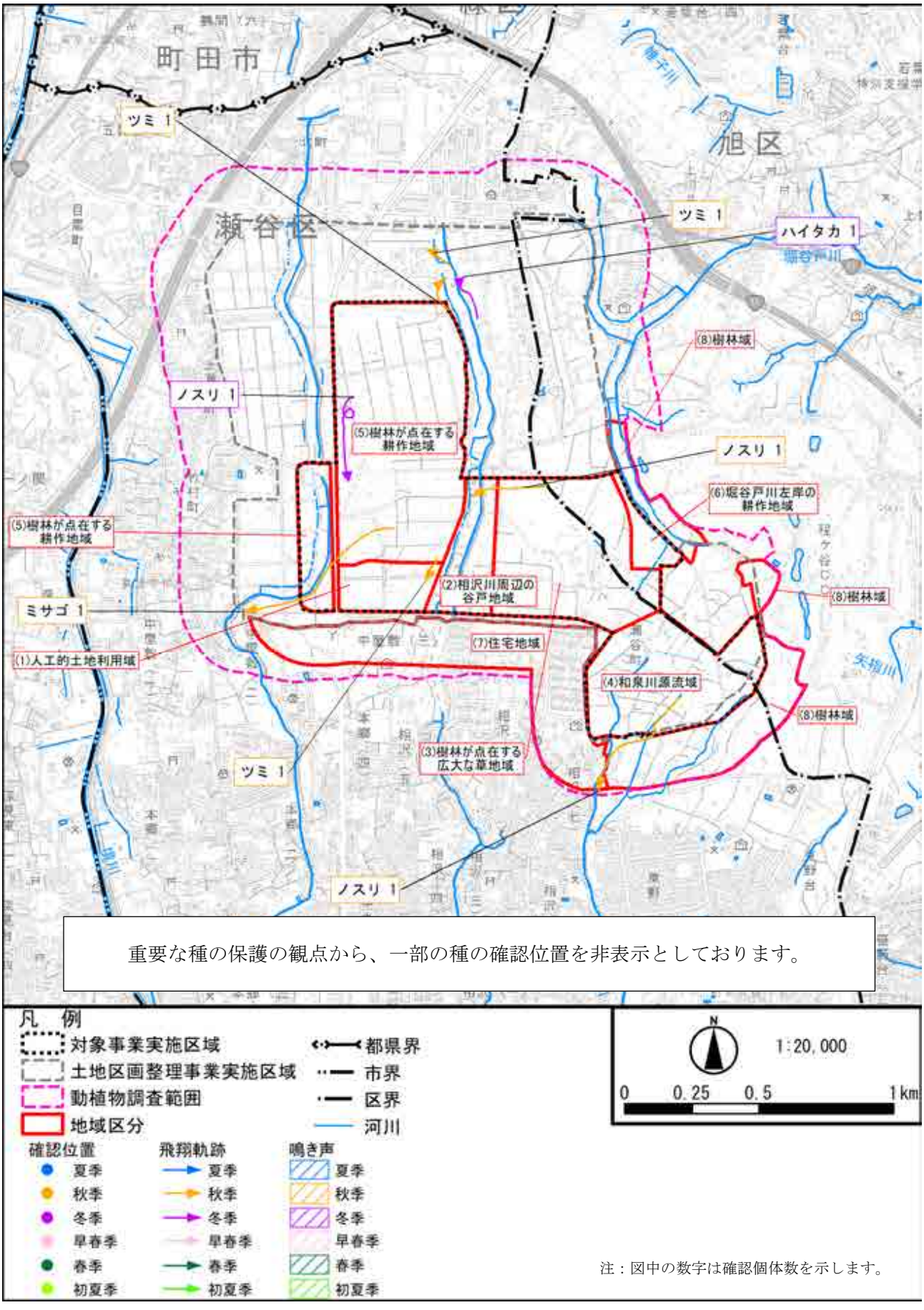

図 6.2-5(2)　注目すべき種の確認位置（一般鳥類：猛禽類（タカ目５種））

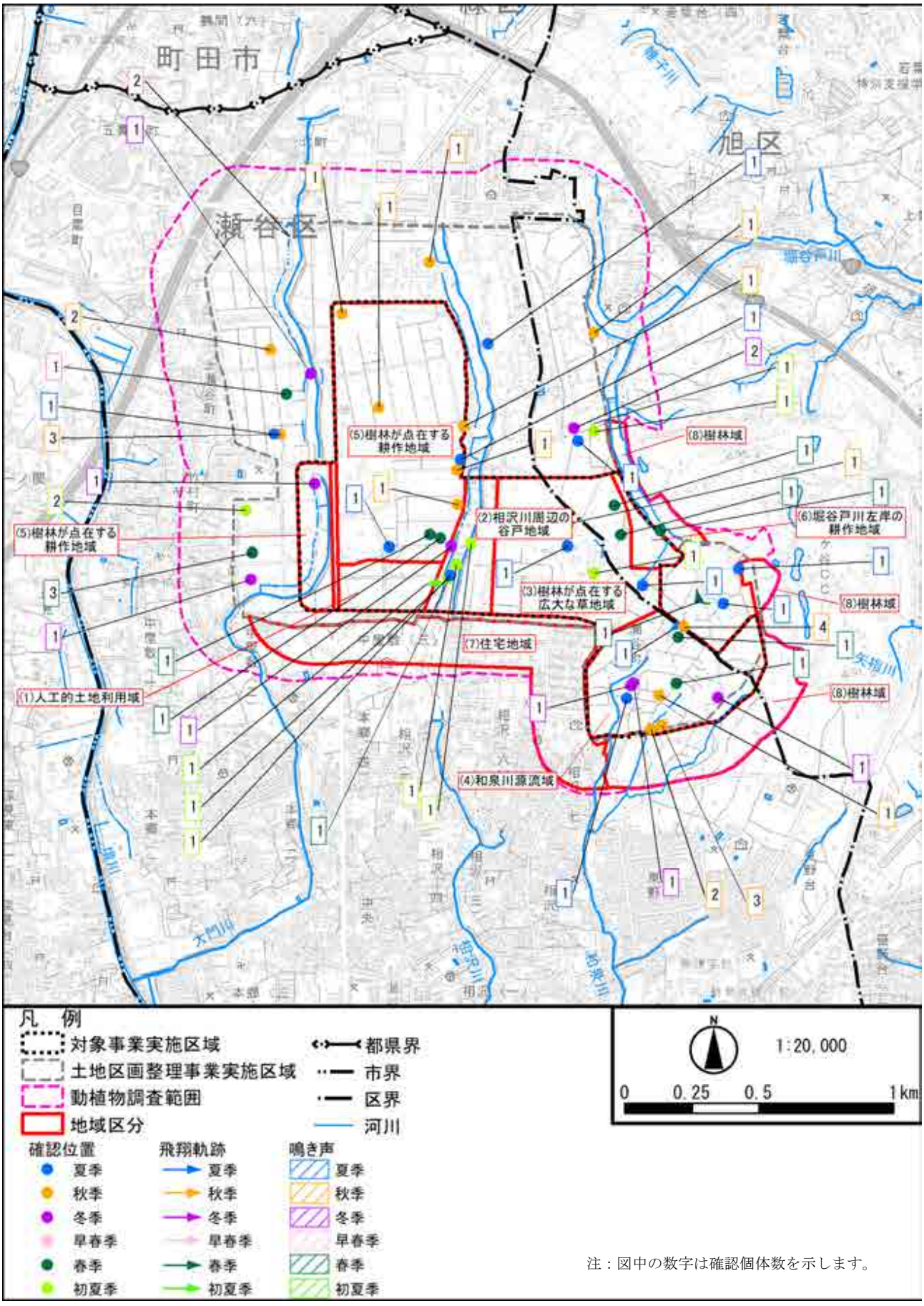

図 6.2-5(3)　注目すべき種の確認位置（一般鳥類：モズ）

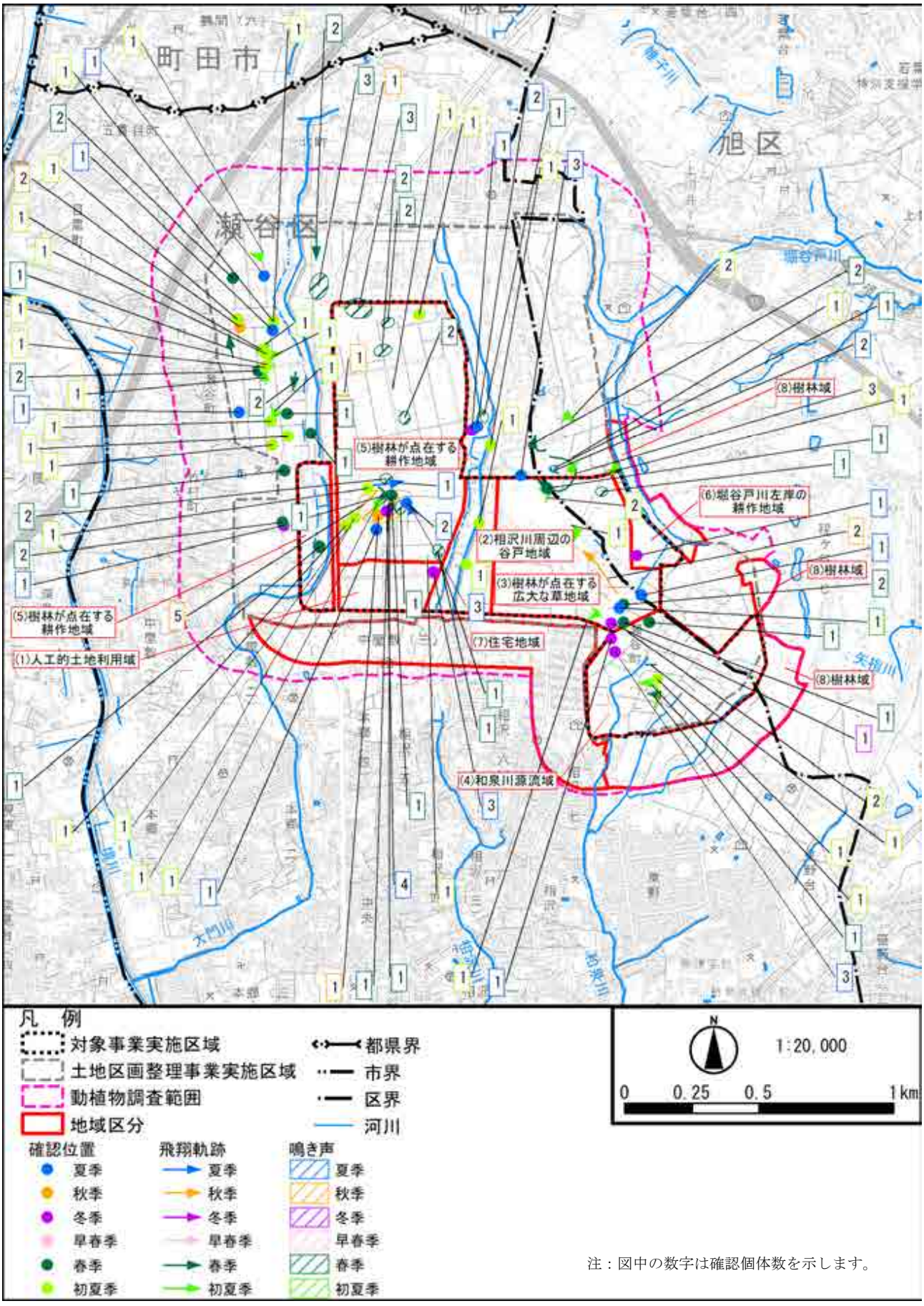

図 6.2-5(4)　注目すべき種の確認位置（一般鳥類：ヒバリ）

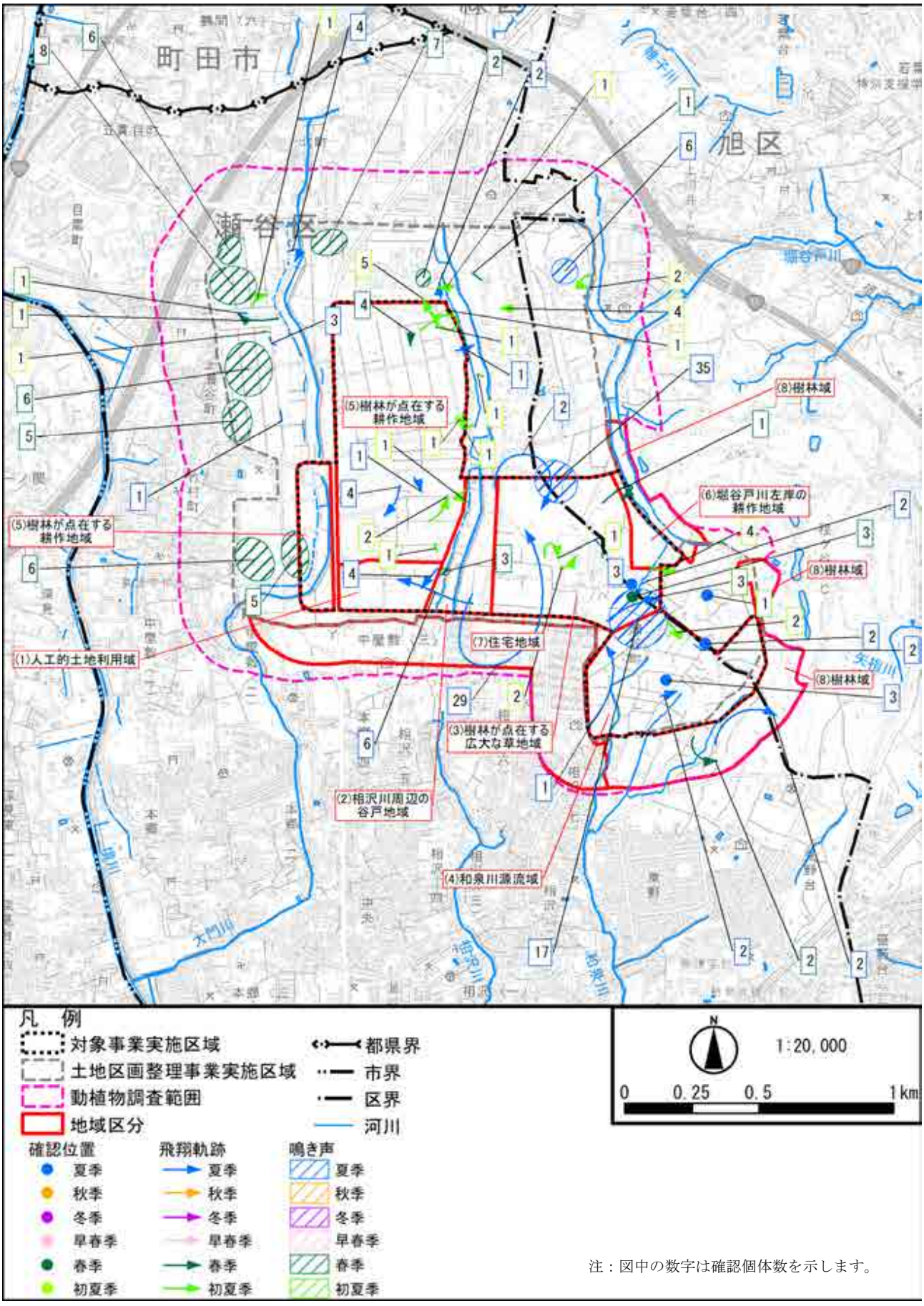

図 6.2-5(5)　注目すべき種の確認位置（一般鳥類：ツバメ）

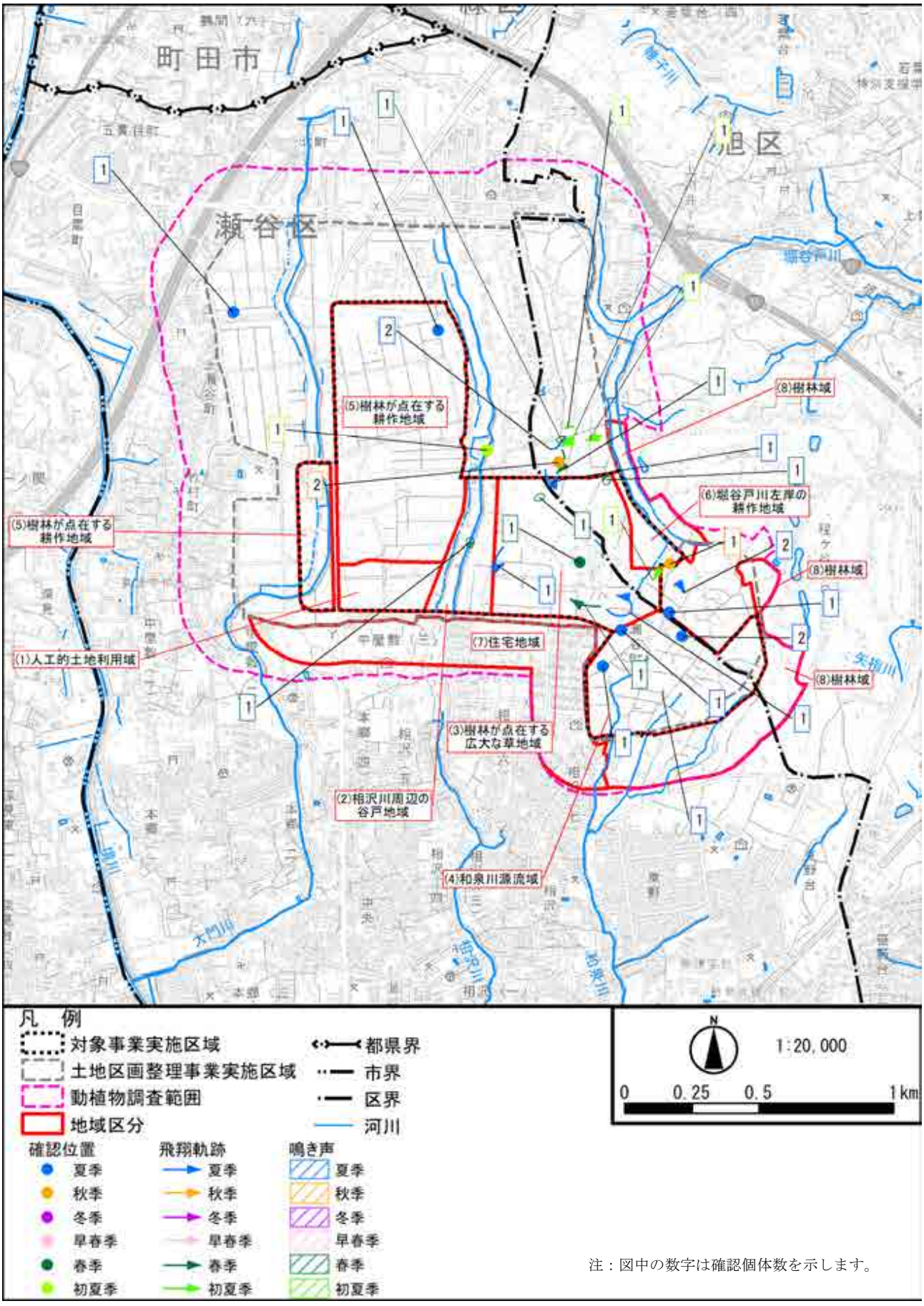

図 6.2-5(6)　注目すべき種の確認位置（一般鳥類：セッカ）

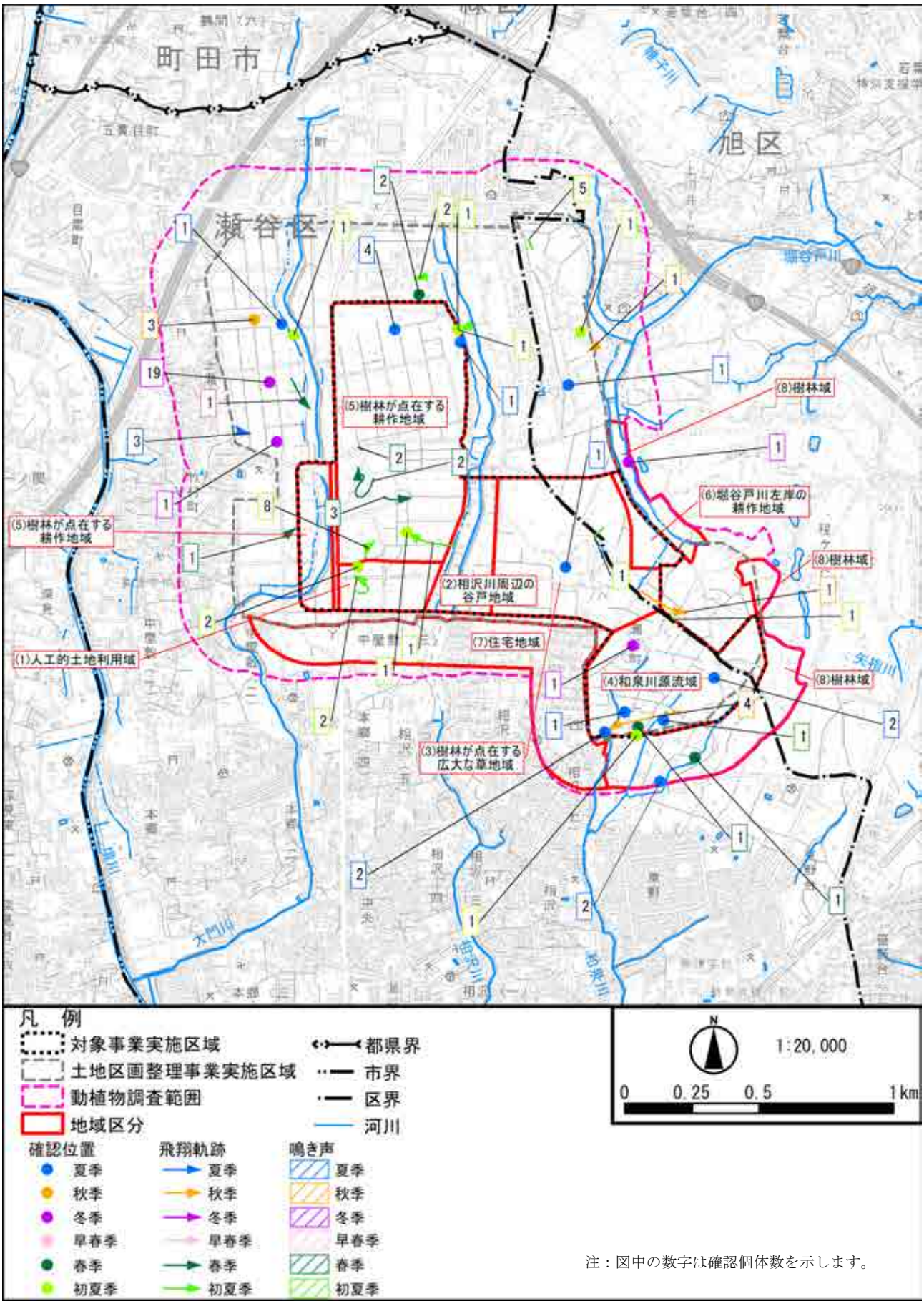

図 6.2-5(7)　注目すべき種の確認位置（一般鳥類：カワラヒワ）

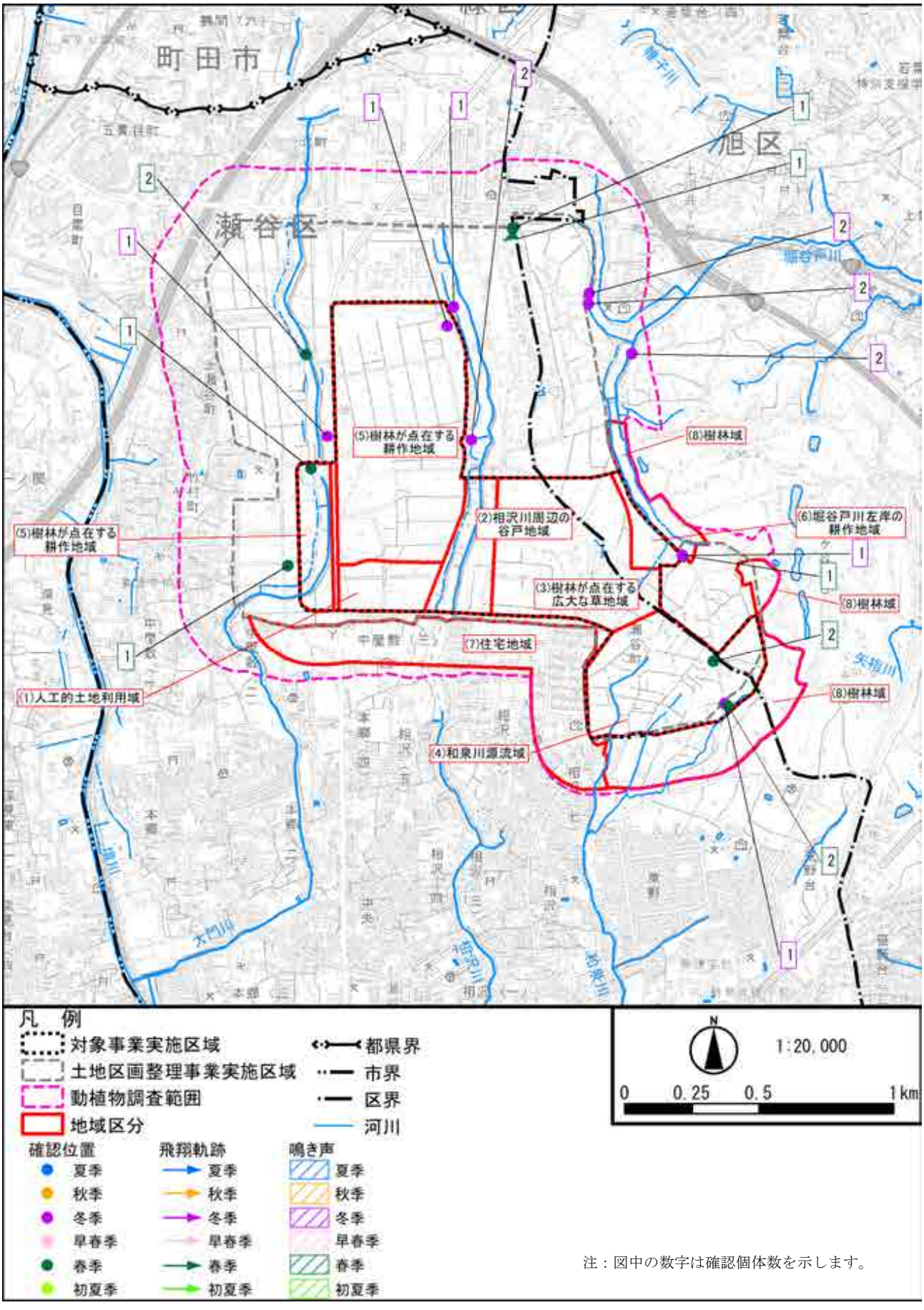

図 6.2-5(8)　注目すべき種の確認位置（一般鳥類：アオジ）

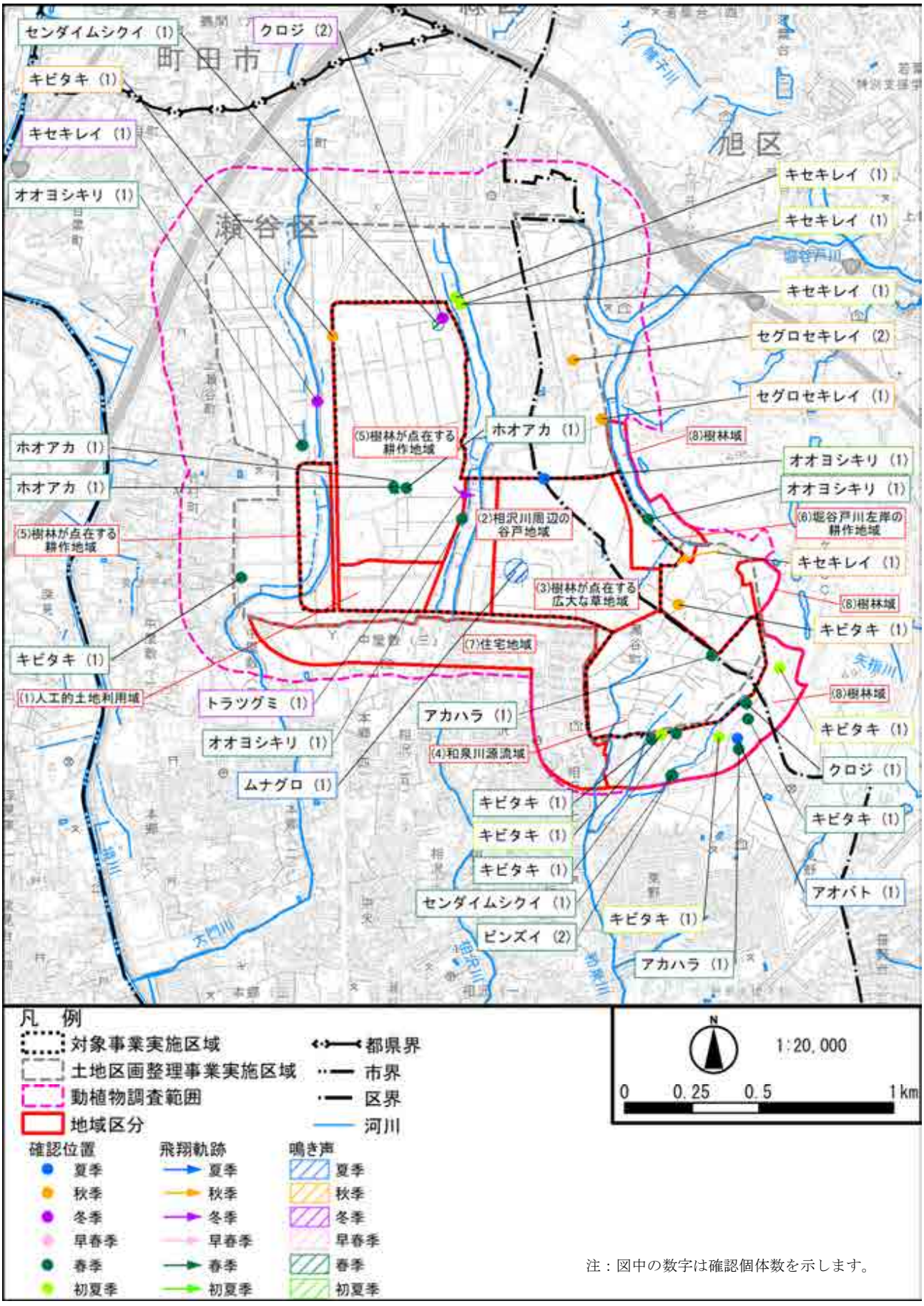

図 6.2-5(9)　注目すべき種の確認位置（一般鳥類：その他）

c.鳥類（フクロウ類・夜行性鳥類）

既存資料（土地区画整理事業）で確認された注目すべき種は表 6.2-10、生態及び確認状況は表 6.2-11、確認位置図は図 6.2-6 に示すとおりです。

表 6.2-10　注目すべき種（フクロウ類・夜行性鳥類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準				
				区域内						区域外		①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)				繁殖期	非繁殖期
1	フクロウ	フクロウ	フクロウ								●				NT	
合計	1目	1科	1種	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0

注１：分類及び配列は、原則として「日本鳥類目録　改訂第 7 版」（日本鳥学会　平成 24 年９月）に準拠しました。

注２：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」（環境省　令和２年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-11　注目すべき種の生態・確認状況（フクロウ類・夜行性鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
1	フクロウ	【生態など】 留鳥として、平地から低山の大木のある林に生息します。各地の洞のある大木などで営巣、繁殖しているが多くはありません。留鳥として九州以北の平地から低山の林に生息します。 全長は 50cm。羽角のない丸顔で目の黒いフクロウ類。日本では九州以北の平地から山地の林に留鳥として生息しています。ネズミを主食とし、小鳥やイタチなども食べるほか、時には昆虫や小動物も食べます。社寺の森、林の大木の樹洞に１～５卵を産んで営巣するほか、地上や廃屋、カラスやタカの古巣などでも繁殖します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で冬季に２地点計２個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
「山溪カラー名鑑　日本の野鳥」（山と溪谷社　平成４年 11 月）
「原色日本野鳥生態図鑑＜陸鳥編＞」（中村登流・中村雅彦　平成７年）

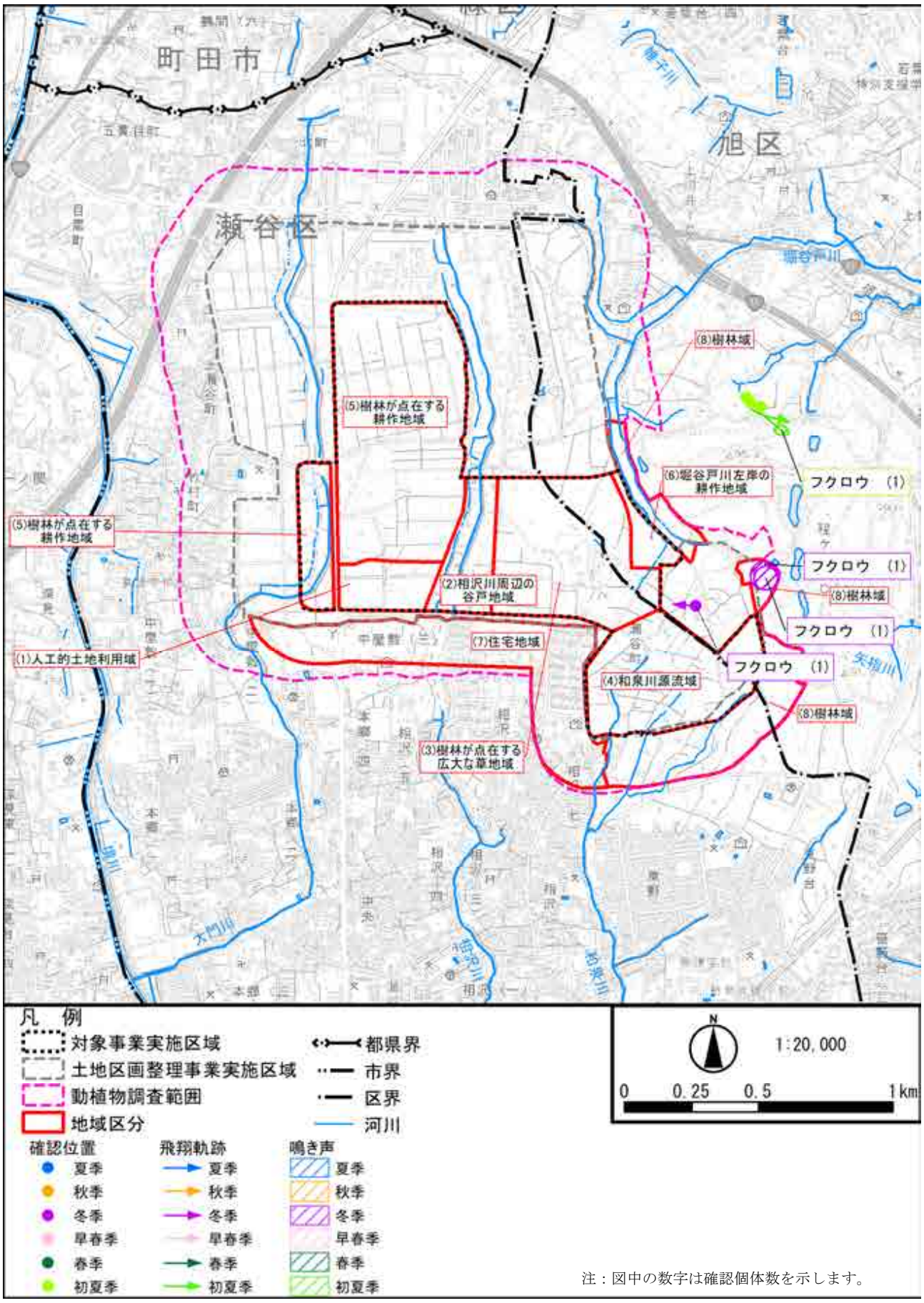

図 6.2-6　注目すべき種の確認位置（フクロウ類・夜行性鳥類）

d.鳥類（猛禽類）

既存資料（土地区画整理事業）の結果、注目すべき種として２目３科７種の鳥類が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）で確認された注目すべき種は表 6.2-12、生態及び確認状況は表 6.2-13、確認位置図は図 6.2-7 に示すとおりです。

表 6.2-12　注目すべき種（猛禽類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準				
				区域内						区域外		①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)				繁殖期	非繁殖期
1	タカ	ミサゴ	ミサゴ		●	●		●			●			NT	VU	NT
2		タカ	ツミ		●	●	●	●	●	●	●				VU	希少
3			ハイタカ	●	●	●	●	●	●	●	●			NT	DD	希少
4			オオタカ	●	●	●	●	●	●	●	●			NT	VU	希少
5			サシバ							●	●			VU	CR+EN	
6			ノスリ		●	●	●	●		●	●				VU	希少
7	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ				●	●		●			国内	VU	CR+EN	希少
合計	２目	３科	７種	2	5	5	5	6	3	6	6	0	1	5	7	6

注１：分類及び配列は、原則として「日本鳥類目録　改訂第 7 版」（日本鳥学会　平成 24 年９月）に準拠しました。

注２：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」（環境省　令和２年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-13(1)　注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
1	ミサゴ	【生態など】 全国の沿岸部で局地的に繁殖し、冬期には漂行する個体も多いです。全長は雄 55cm、雌 64cm。翼が細長くて尾が短い、下面の白っぽい大きなタカ。大きな川や湖、入り江などに生息し、空中高くからダイビングして魚を捕らえます。繁殖期には断崖の岩棚や、大木の上に枯れ枝などを組み合わせて巣を作り、４月頃に２～３卵を産みます。抱卵日数は 35 日位、巣立ちまで 50 日位です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で令和２年繁殖期に成鳥（性不明）の餌運びが１例確認されました。樹林が点在する広大な草地域では、令和２年繁殖期に成鳥（性不明）の餌運びが１例確認されました。樹林が点在する耕作地域では、令和２年繁殖期に成鳥（性不明）の餌運びが１例確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で令和２年繁殖期に成鳥（性不明）の餌運びが１例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。
2	ツミ	【生態など】 全国で繁殖し、西南日本では越冬する個体もあります。全長は雄 27cm、雌 30cm。顔全体が黒い小さなタカ。夏鳥または留鳥として生息し、小鳥類をとらえます。山地の樹林にも生息する一方で、都市公園・人家の庭などの小規模の都市緑地でも繁殖します。クロマツなどの高木に営巣し、４月中旬から５月に３～５卵を産む。抱卵日数、巣立ちまでの日数とも 30 日位です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で平成 31 年繁殖期に齢不明（雌）の飛翔が１例確認されました。樹林が点在する広大な草地域では、平成 31 年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が１例、齢不明（雌）の飛翔が１例、令和２年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が１例確認されました。和泉川源流域では、平成 31 年繁殖期に、齢不明（雌）の飛翔が１例、令和２年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が１例確認されました。樹林が点在する耕作地域では、令和２年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が１例確認されました。堀谷戸川左岸の耕作地域では、令和２年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が１例確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域で平成 31 年繁殖期に、成鳥（雄）の飛翔が１例、令和２年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が１例、樹林域で令和２年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が１例、採食行動が１例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では成鳥（雄・雌）、齢不明（雄）等によるとまり、飛翔、採食行動、防衛行動等が複数例確認されました。

表 6.2-13(2)　注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
3	ハイタカ	【生態など】 四国以北で繁殖し、冬鳥として国外から渡来する個体も多いです。全長は雄 32cm、雌 39cm。白い眉斑と黒い眼帯を持ち、飛翔姿がツミにそっくりな小さなタカ。留鳥または冬鳥として、山地から丘陵地の森林に生息します。林内を飛翔しておもに小鳥類をとらえます。高木に営巣し、普通４～５卵を産む。抱卵日数は 33 日位、巣立ちまでの日数は約 30 日位です。 【確認状況】 対象事業実施区域では、人工的土地利用域で平成 31 年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が１例、性齢不明の旋回上昇が１例、急降下が１例、採食行動が１例確認されました。相沢川周辺の谷戸地域では、平成 31 年繁殖期に成鳥（雌）の旋回上昇が１例、若鳥（性不明）の採食行動が１例、性齢不明の旋回上昇が１例、急降下が１例、採食行動が１例、令和２年繁殖期に幼鳥（雄）の採食行動が１例確認されました。樹林が点在する広大な草地域では、平成 31 年繁殖期に成鳥（雌）の旋回上昇が１例、若鳥（性不明）の採食行動が１例、性齢不明の急降下が１例、防衛行動が１例、令和２年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が１例、成鳥（性不明）の旋回上昇が１例、急降下が１例、採食行動が１例、幼鳥（雄）の採食行動が１例確認されました。和泉川源流域では、平成 31 年繁殖期に性齢不明の急降下が１例、防衛行動が１例、令和２年繁殖期に成鳥（雌）の採食行動が１例、幼鳥（雄）の採食行動が１例確認されました。樹林が点在する耕作地域では、平成 31 年度繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が１例、成鳥（雌）の飛翔が１例、齢不明（雄）の飛翔が１例、齢不明（雌）の飛翔が１例、採食行動が１例、性齢不明の旋回上昇が１例、飛翔が２例、採食行動が１例、令和２年繁殖期では、成鳥（雄）の旋回上昇が２例、飛翔が１例、採食行動が１例、成鳥（性不明）の飛翔が１例、幼鳥（雄）の採食行動が１例確認されました。堀谷戸川左岸の耕作地域では、平成 31 年繁殖期に齢不明（雄）の採食行動が１例、令和２年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が１例確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域で平成 31 年繁殖期に成鳥（雌）の旋回上昇が１例、令和２年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が１例確認されました。樹林域では、平成 31 年繁殖期に齢不明（雄）の採食行動が１例、令和２年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が１例、成鳥（雌）の採食行動が１例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成鳥（雄・雌）、若鳥（雄・雌）、齢不明（雄・雌）等による、とまり、飛翔、採食行動、旋回上昇、急降下、防衛行動等が複数例確認されました。

表 6.2-13(3)　注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
4	オオタカ	【生態など】 北海道と本州で繁殖し、冬期は漂行する個体も多いです。全長は雄 50cm、雌 56cm。顔に顕著な眉斑と黒い眼帯のある大きなタカ。留鳥として山麓から丘陵地の森林に生息し、おもに中・小型の鳥類をとらえます。スギ・マツ類などの針葉樹の高木に営巣することが多く、４月中旬～５月上旬に３～４卵を産みます。抱卵日数は 37 日位、巣立ちまでの日数は約 40 日です。 【確認状況】 重要な種の保護の観点から、非表示としております。

表 6.2-13(4)　注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
5	サシバ	【生態など】 夏鳥として渡来し、東北地方から九州にかけて繁殖します。南西諸島では多くの固体が越冬します。全長は雄 47cm、雌 51cm。白い眉斑とのど中央に太い黒色縦線を持つ、褐色の中形のタカ。４月頃夏鳥として渡来し、丘陵地や低山地に生息します。高木の梢などを見張り場にしてエサを探し、水辺でカエルやヘビをよく捕らえます。また昆虫類も捕食します。スギ林などの高木の樹上に営巣し、４月下旬から５月上旬頃に２～４卵を産みます。抱卵期間は 31 日程度、育雛期間は 40～45 日です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業区域外では、住宅地域で平成 31 年繁殖期に成鳥（性不明）の旋回上昇が１例、樹林域で平成 31 年繁殖期に成鳥（性不明）の旋回上昇が１例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成鳥（雌）、若鳥等による、旋回上昇が複数例確認されました。
6	ノスリ	【生態など】 北海道から四国で繁殖し、非繁殖期には全国でみられます。全長は雄 52cm、雌 57cm。顎ひげ状の黒褐色斑とやさしい黒目を持つ、ずんぐりしたタカ。留鳥または漂鳥。繁殖期には、森林で営巣しますが、採餌には伐採地や牧場、畑のような開けた環境をよく利用します。巣は高木の樹上に作られ、５月頃に２～３卵を産みます。非繁殖期には、川原、農耕地のような草原的環境にも生息します。上空を帆翔しながら獲物を探し、モグラ・ネズミなどの小型ほ乳類を多く捕食することが知られています。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で令和２年繁殖期に成鳥（性不明）の旋回上昇が１例確認されました。樹林が点在する広大な草地域では、令和２年繁殖期に成鳥（雄）のとまりが２例、採食行動が１例、成鳥（性不明）のとまりが２例、旋回上昇が１例、採食行動が１例、若鳥（性不明）の採食行動が１例確認されました。和泉川源流域では、平成 31 年繁殖期に、成鳥（性不明）の飛翔が１例、若鳥（性不明）の飛翔が１例、性齢不明の採食行動が１例、令和２年繁殖期に、成鳥（性不明）のとまりが１例、飛翔が１例、採食行動が２例確認されました。樹林が点在する耕作地域では、平成 31 年繁殖期に成鳥（性不明）のとまりが１例、飛翔が１例、採食行動が１例、令和２年繁殖期に成鳥（性不明）の飛翔が４例、性齢不明のとまりが１例、旋回上昇が１例、採食行動が２例確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域で平成 31 年繁殖期に若鳥（性不明）の飛翔が１例、令和２年繁殖期に成鳥（性不明）の旋回上昇が１例確認されました。樹林域では、平成 31 年繁殖期に成鳥（性不明）の飛翔が１例、若鳥（性不明）の飛翔が１例、性齢不明の採食行動が１例、令和２年繁殖期に成鳥（性不明）の採食行動が１例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成鳥（性不明）等によるとまり、飛翔、採食行動、旋回上昇等が複数例確認されました。

表 6.2-13(5)　注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
7	ハヤブサ	【生態など】 おもに冬鳥として渡来し、沿岸部や大きな河川の周辺で観察されますが、内陸部に飛来することもあります。繁殖例としては、２例を数えるのみです。全長は雄 42cm、雌 49cm。頬に太いひげ状の黒色斑を持ち、上面が薄墨色の猛禽。留鳥または冬鳥として、断崖のある海岸に生息します。高速で飛行し、ハト類などの鳥類を飛びながらとらえます。断崖に営巣し、普通３～４卵を産みます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で令和２年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が１例確認されました。樹林が点在する耕作地域では平成 31 年繁殖期に成鳥（性不明）のとまりが１例、飛翔が１例、齢不明（雌）の飛翔が１例確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域で平成 31 年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が１例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成鳥（雄）、若鳥（雄）、幼鳥（雄）等のとまり、飛翔、旋回上昇、急降下、採食行動、防衛行動等が複数例確認されました。

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
「山溪カラー名鑑　日本の野鳥」（山と溪谷社　平成４年 11 月）
「原色日本野鳥生態図鑑＜水鳥編＞」（中村登流・中村雅彦　平成７年）
「原色日本野鳥生態図鑑＜陸鳥編＞」（中村登流・中村雅彦　平成７年）

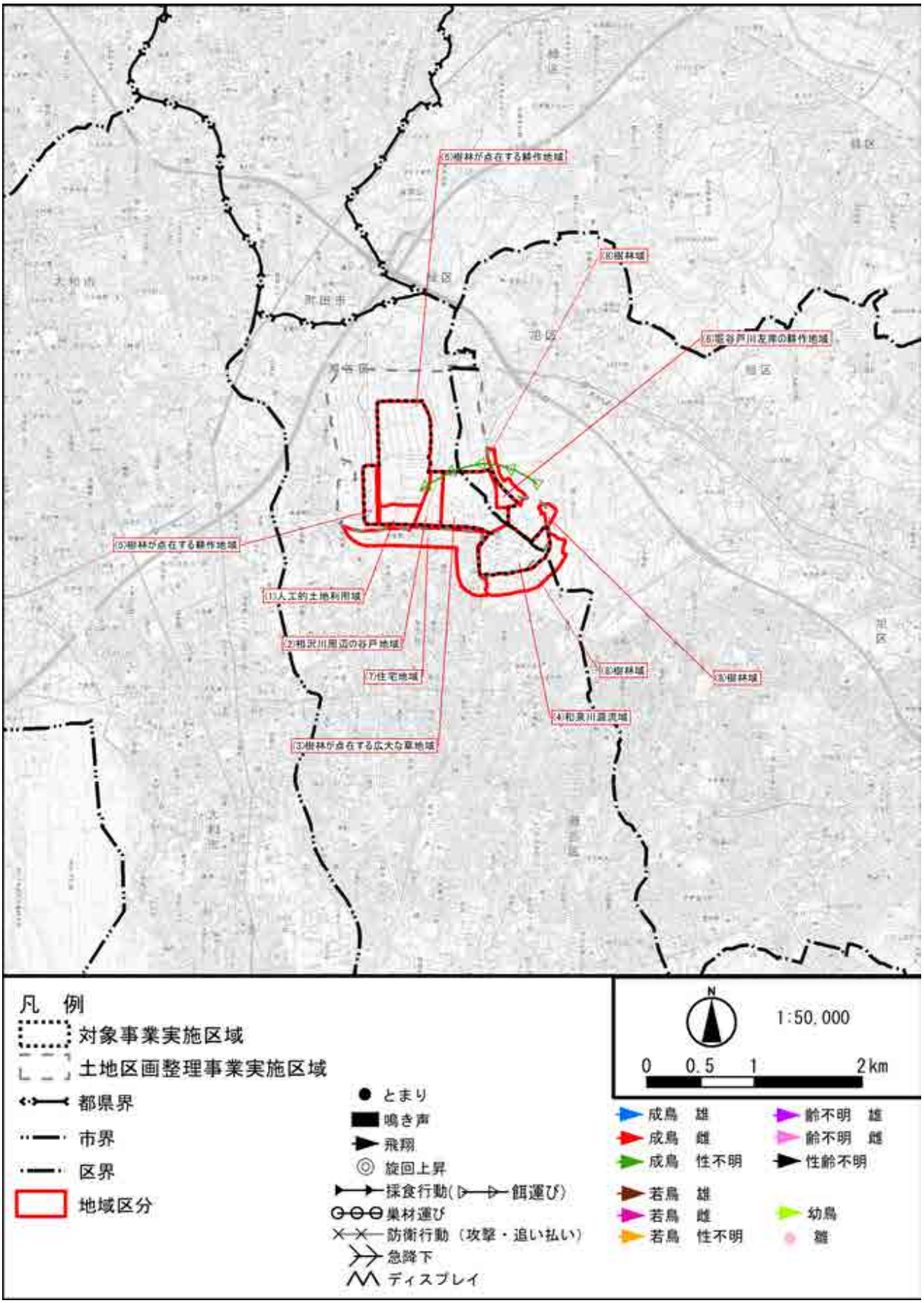

図 6.2-7(1)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：ミサゴ（令和２年繁殖期））

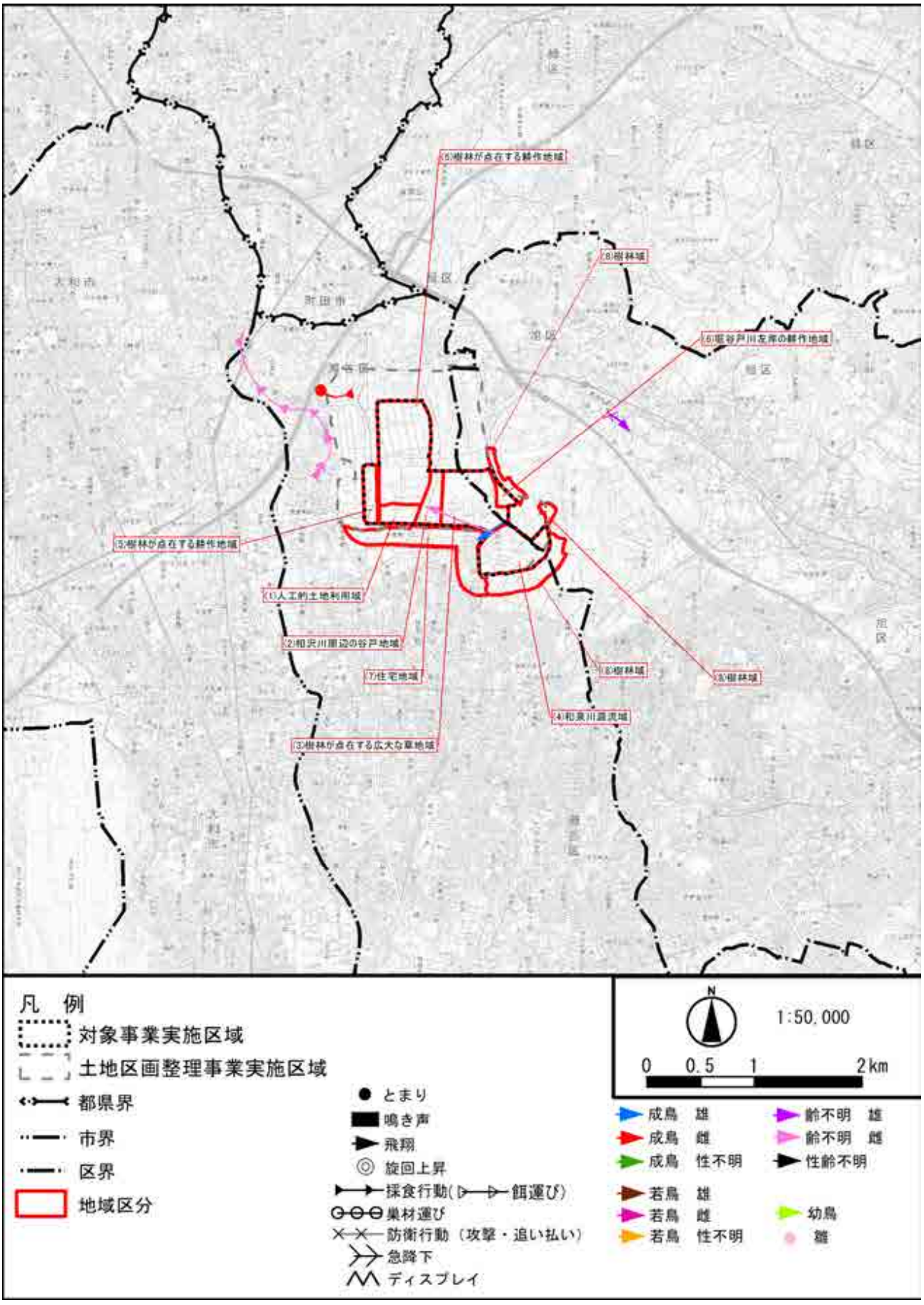

図 6.2-7(2)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：ツミ（平成 31 年繁殖期））

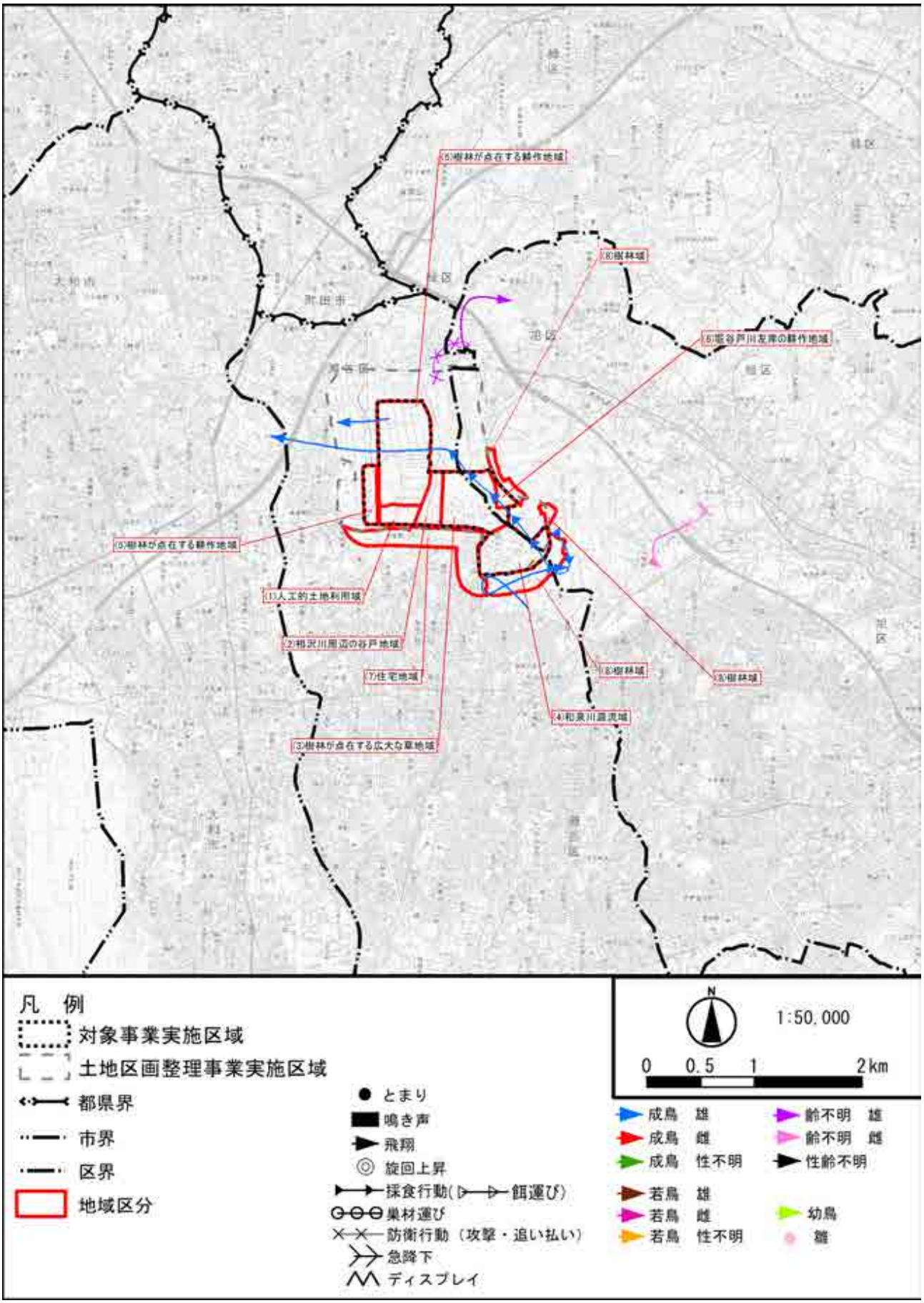

図 6.2-7(3)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：ツミ（令和２年繁殖期））

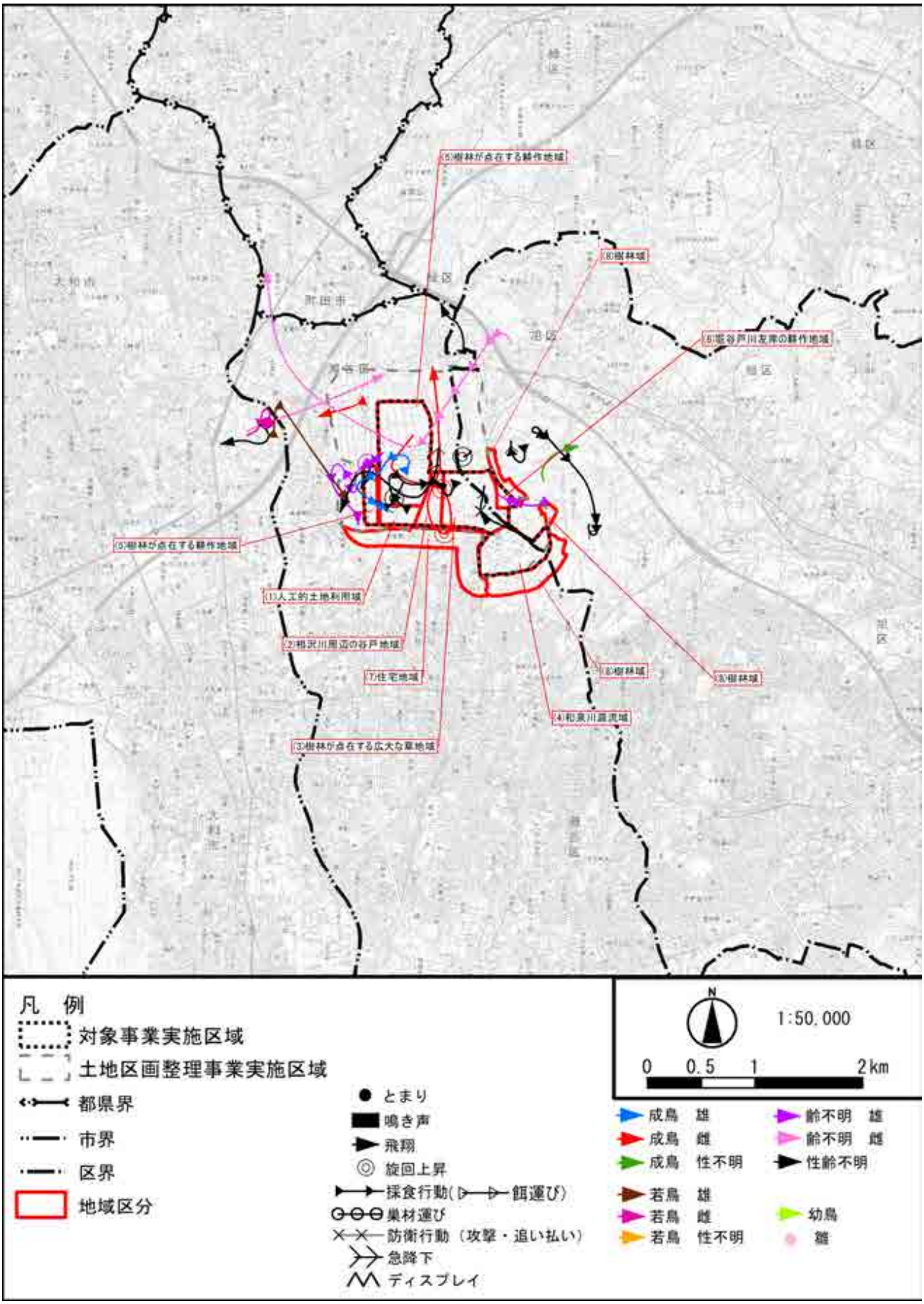

図 6.2-7(4)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：ハイタカ（平成 31 年繁殖期））

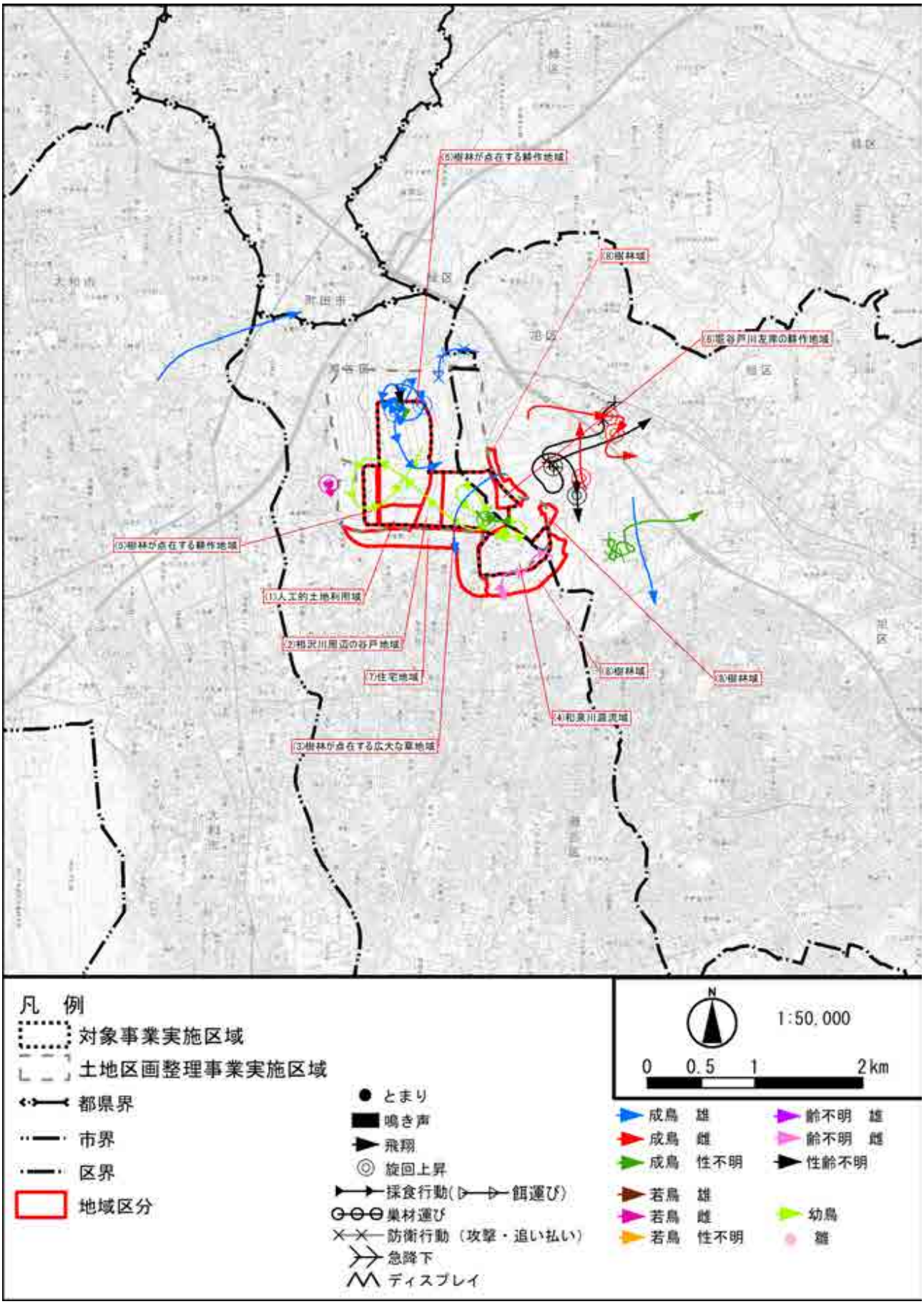

図 6.2-7(5)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：ハイタカ（令和２年繁殖期））

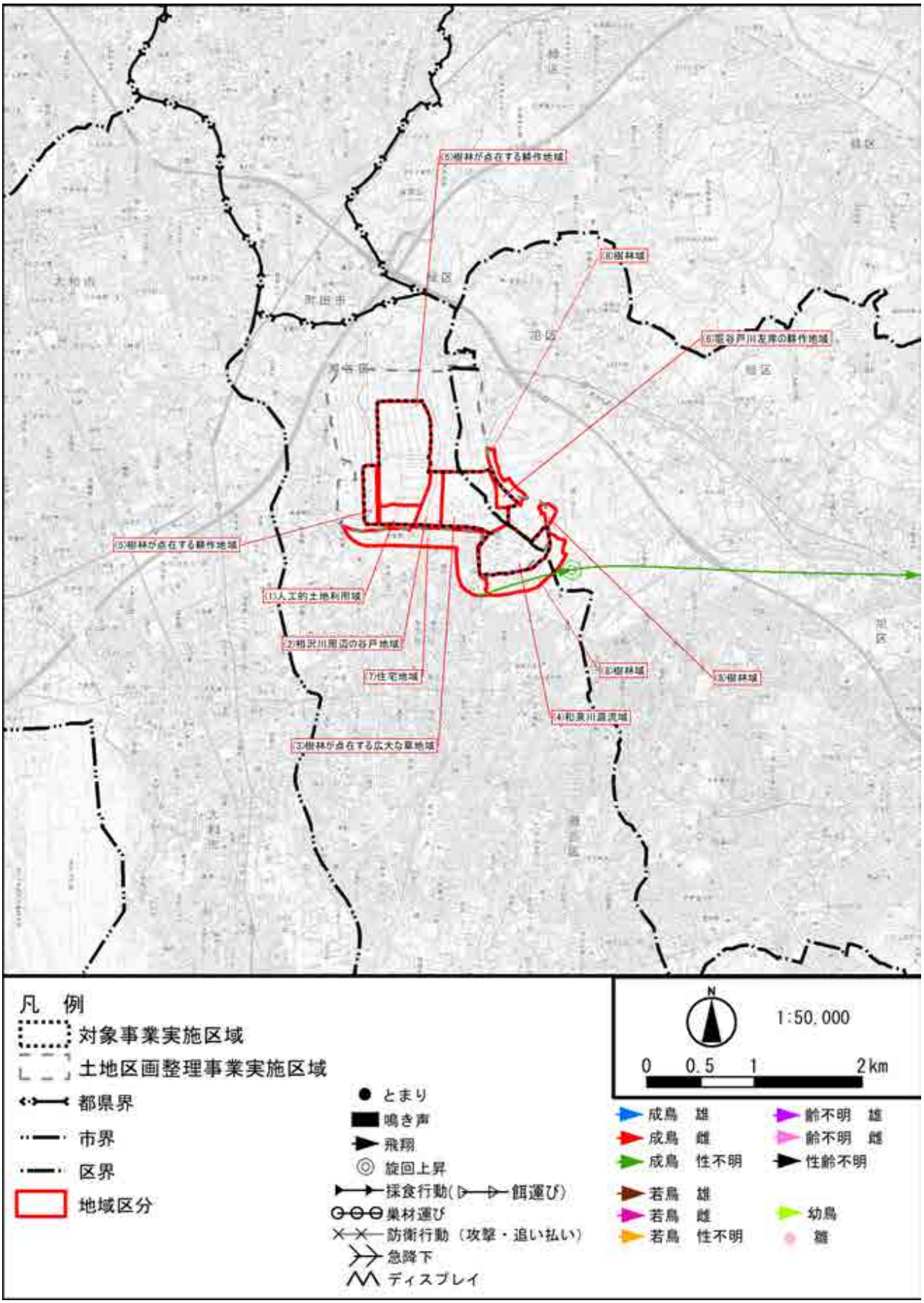

図 6.2-7(6)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：サシバ（平成 31 年繁殖期））

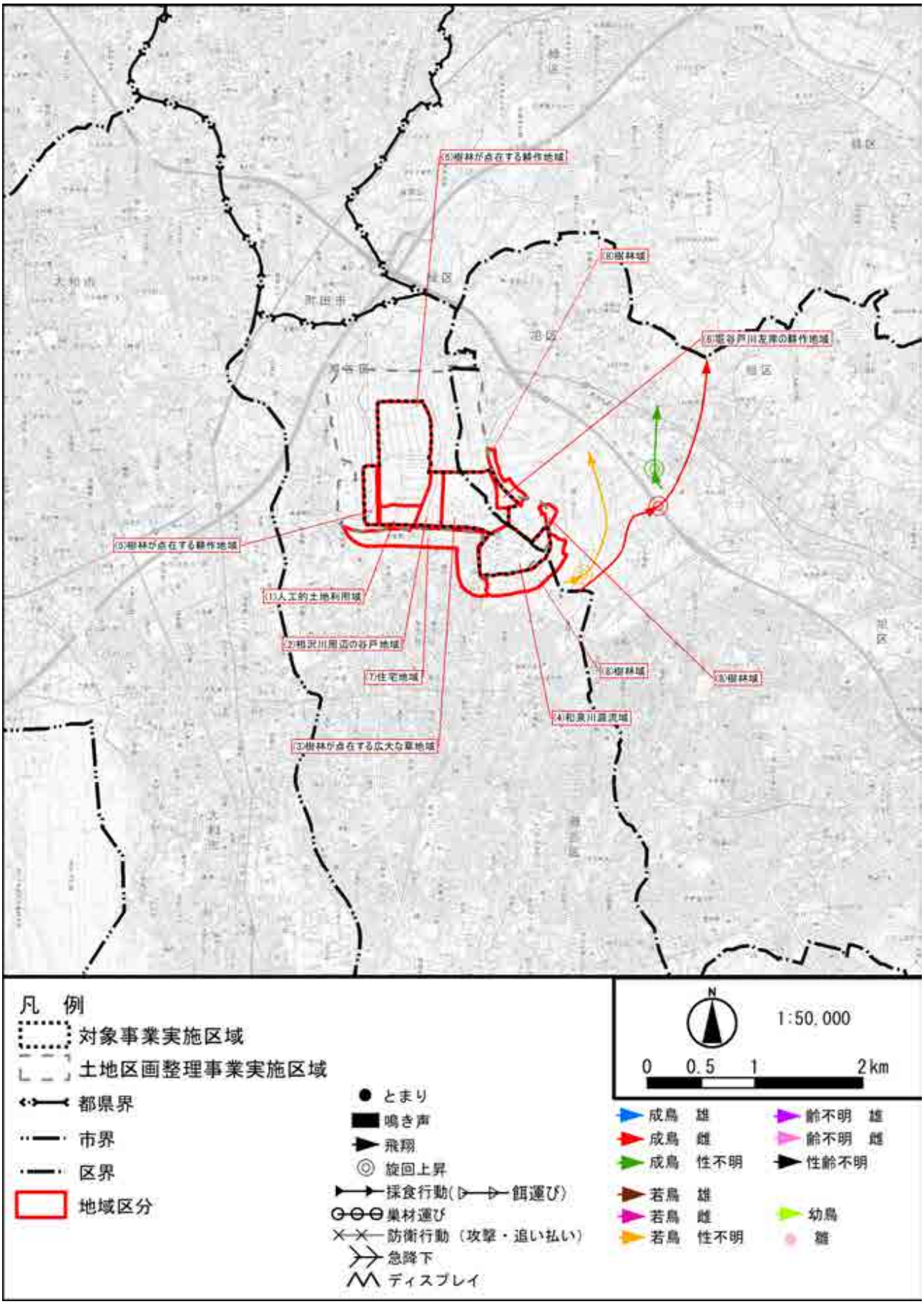

図 6.2-7(7)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：サシバ（令和２年繁殖期））

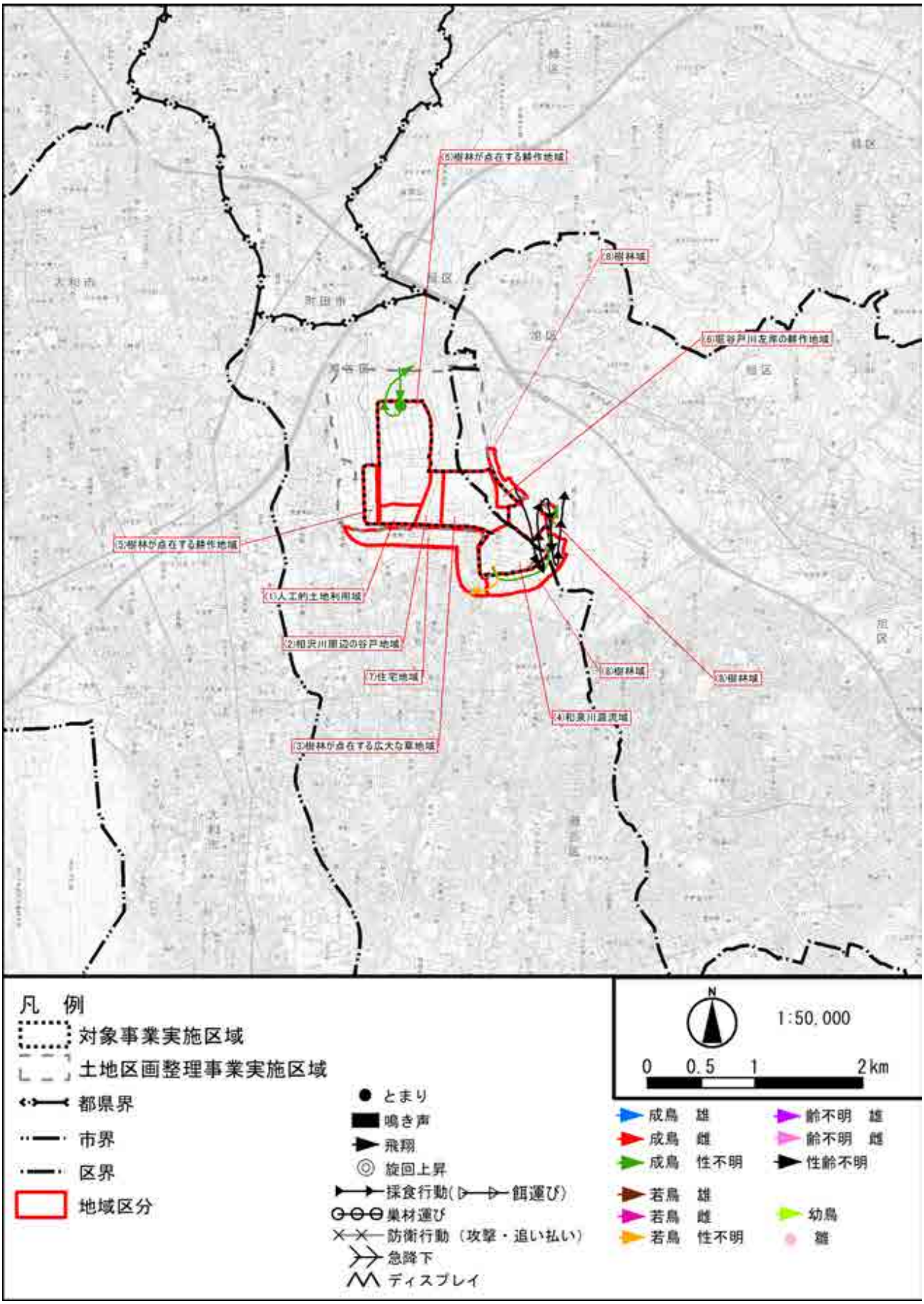

図 6.2-7(8)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：ノスリ（平成 31 年繁殖期））

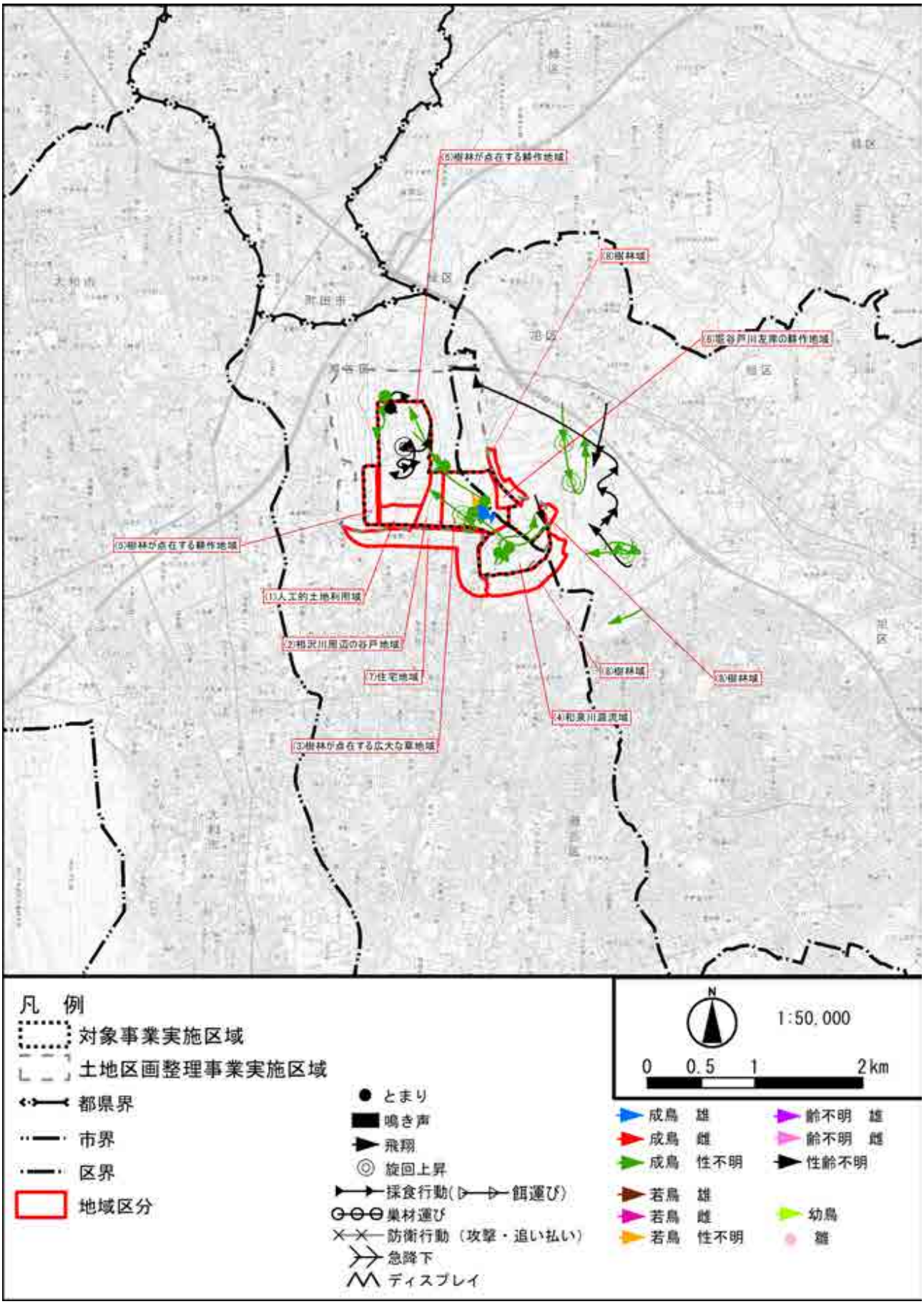

図 6.2-7(9)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：ノスリ（令和２年繁殖期））

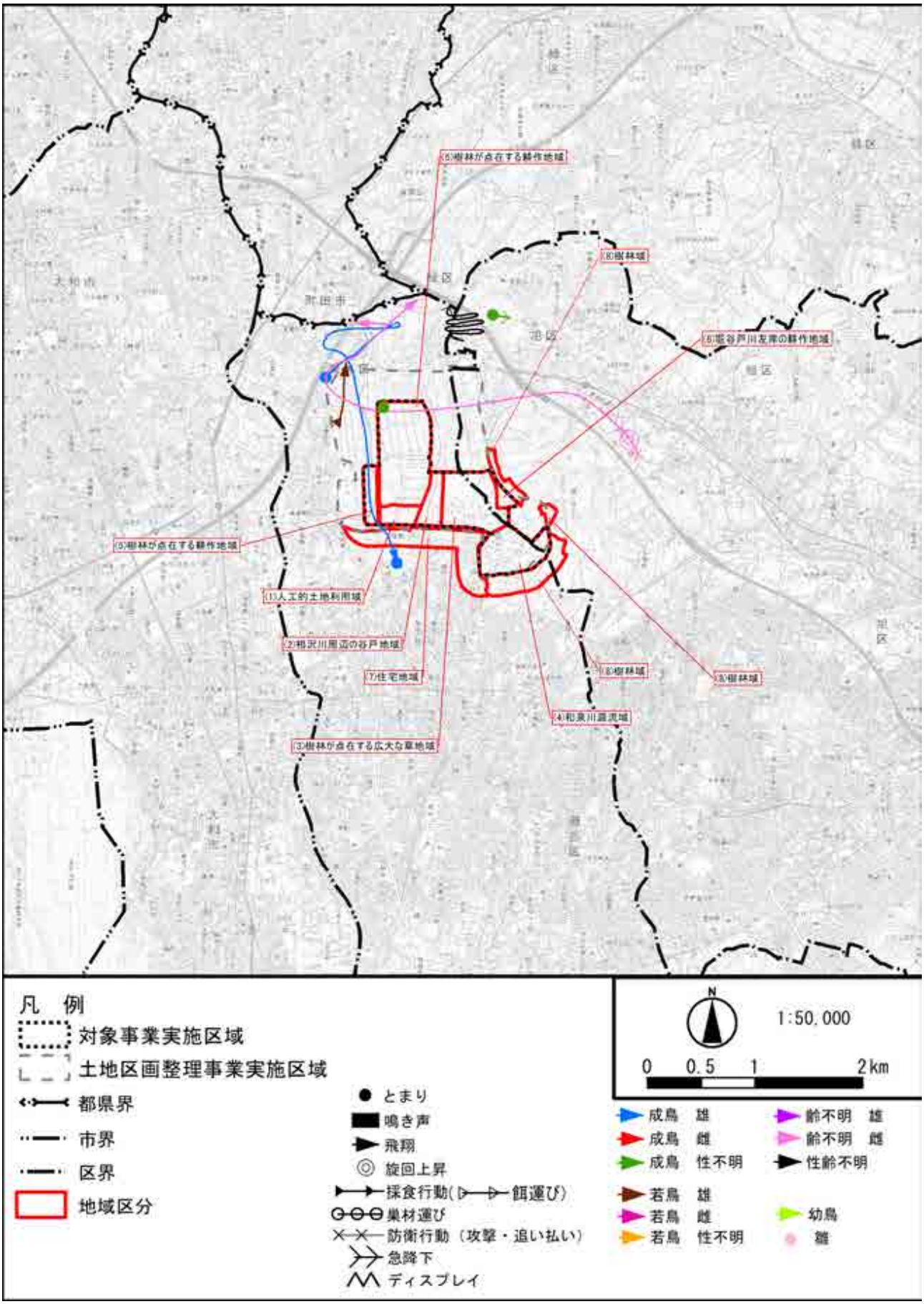

図 6.2-7(10)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：ハヤブサ（平成 31 年繁殖期））

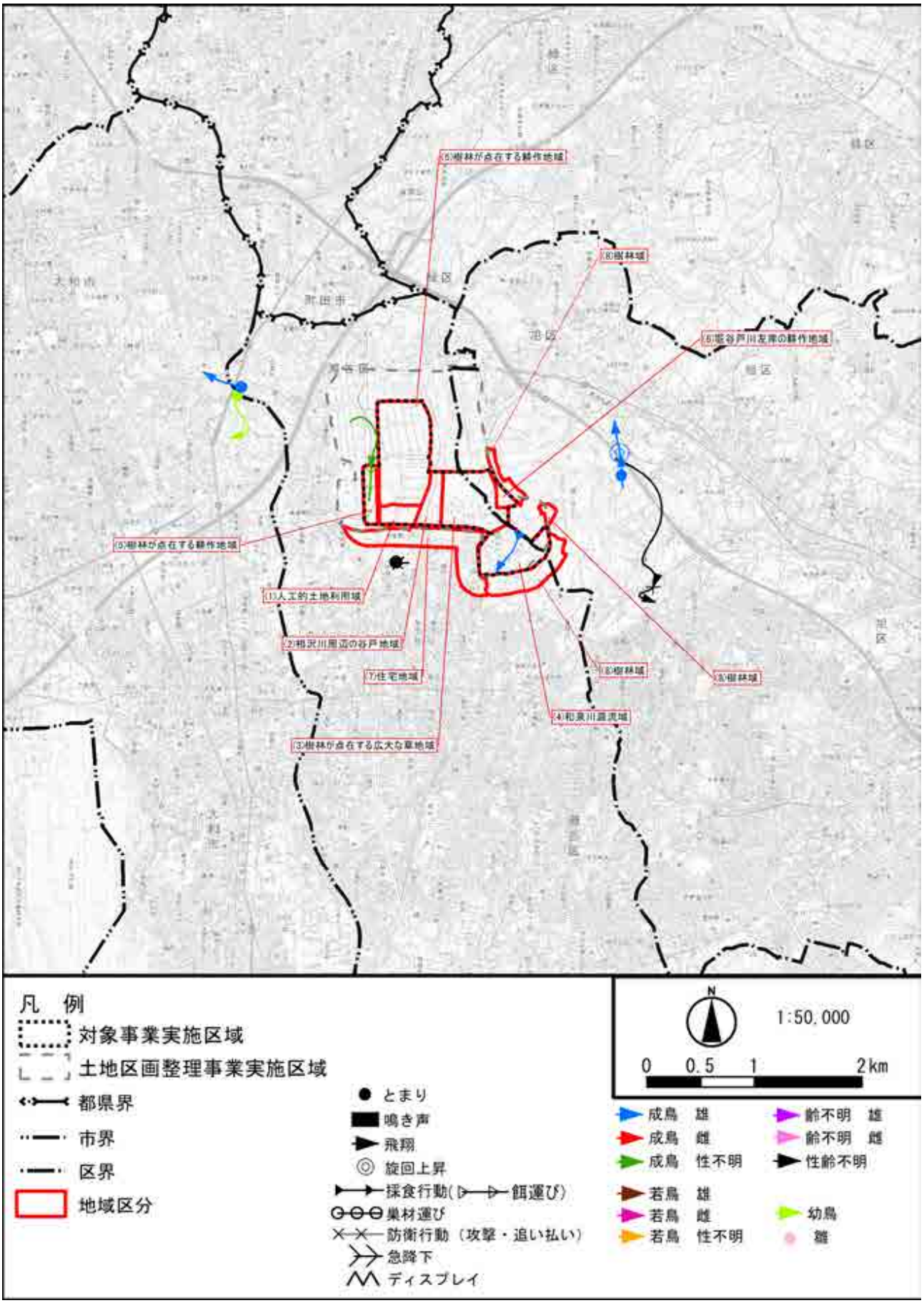

図 6.2-7(11)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：ハヤブサ（令和２年繁殖期））

また、確認された重要な種のうち、オオタカについての確認状況を図 6.2-8 に示します。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

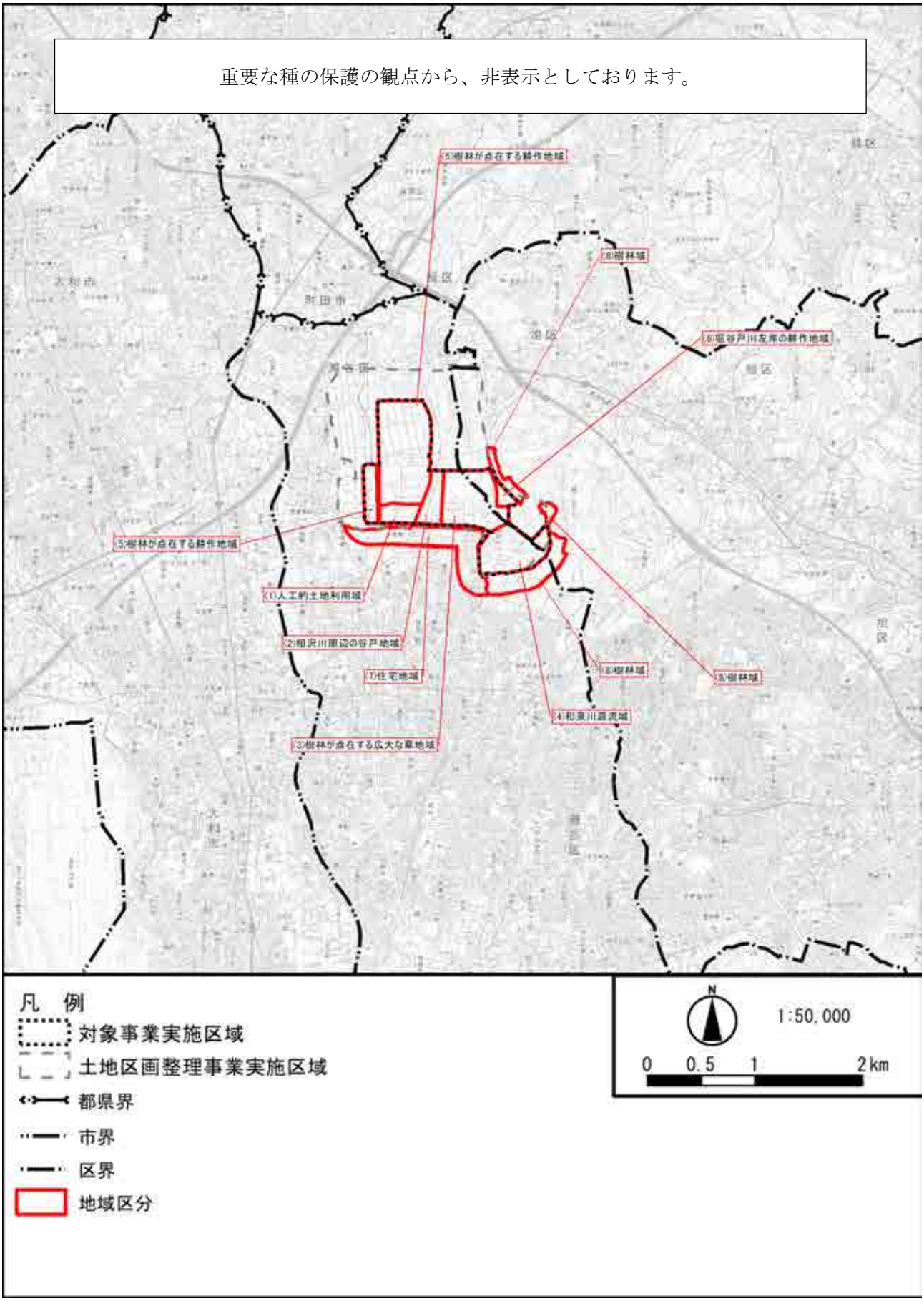

図 6.2-8(1)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：オオタカ（平成 31 年繁殖期））

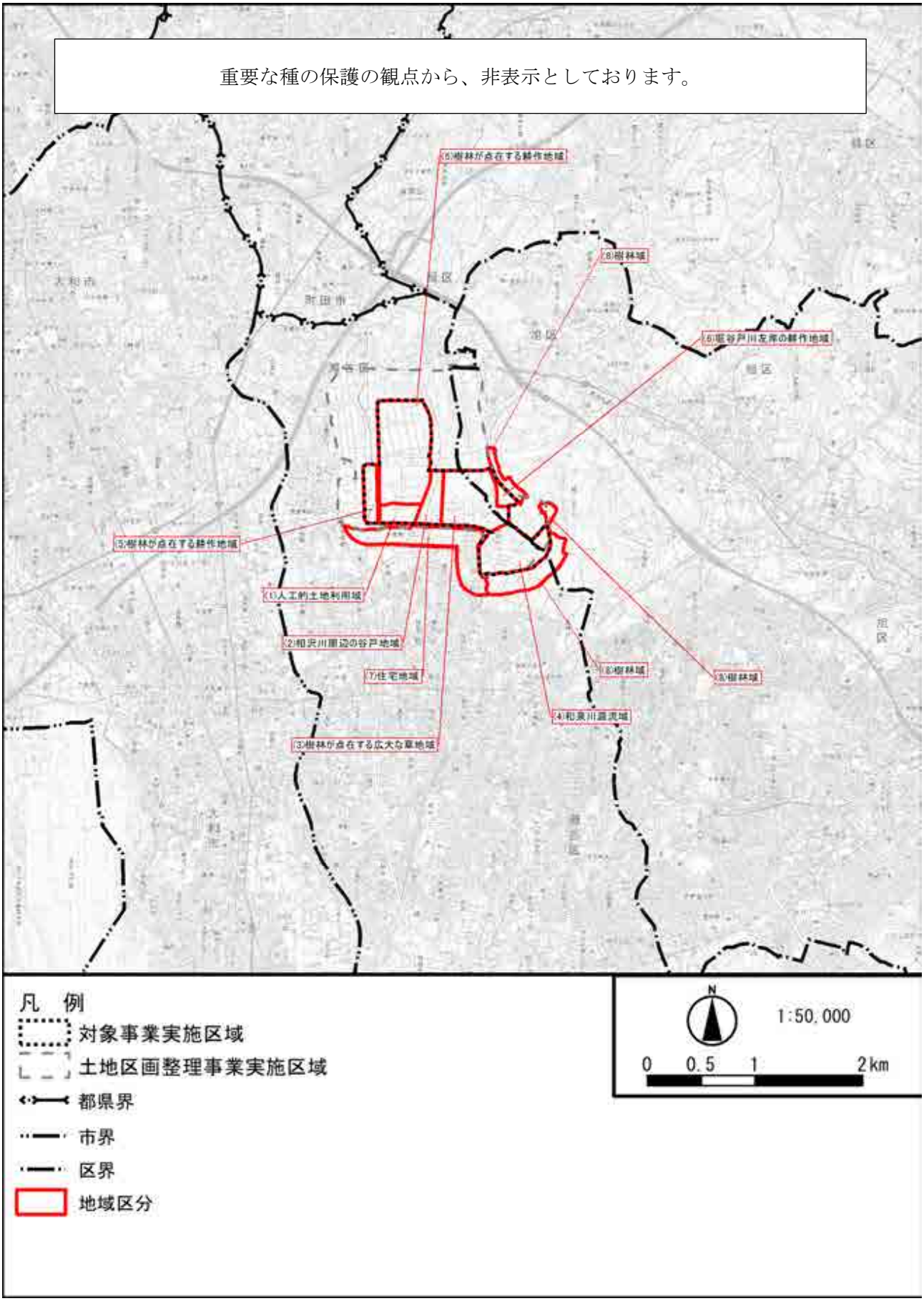

図 6.2-8(2)　注目すべき種の確認位置（猛禽類：オオタカ（令和２年繁殖期））

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

e.両生類・爬虫類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として１目２科２種の両生類、１目２科５種の爬虫類が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-16、生態及び確認状況は表 6.2-17、確認位置図は図 6.2-10 に示すとおりです。

表 6.2-16(1)　注目すべき種（両生類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準			
				区域内						区域外		①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)				
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				●				●				要注
2		アオガエル	シュレーゲルアオガエル		●										要注
合計	１目	２科	２種	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2

注１：科名、種名及びその配列は、概ね『平成 31 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト』（平成 31 年度版）に準拠しました。

注２：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」（環境省　令和２年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-16(2)　注目すべき種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準			
				区域内						区域外					
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	①	②	③	④
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ					●			●				要注
2		ナミヘビ	シマヘビ												要注
3			アオダイショウ												要注
4			ヒバカリ					●							NT
5			ヤマカガシ		●										要注
合計	1目	2科	5種	0	1	0	0	2	0	0	1	－	－	－	5

注１：科名、種名及びその配列は、概ね『平成 31 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト』（平成 31 年度版）に準拠しました。

注２：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」（環境省　令和２年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-17(1)　注目すべき種の生態・確認状況（両生類）

No.	種名	生態・確認状況
1	アズマヒキガエル	【生態など】 北海道南部～近畿、山陰地方に分布しています。 体長は６～15cm。体背面は雄では黄褐色、雌では茶褐色。森林周辺の草むら・竹やぶ・人家の庭等に住み、繁殖期以外はほとんど水にはいりません。昼間は石や倒木の下にひそみ、夕暮れから行動して、昆虫・ミミズなどの小動物を捕食します。繁殖期は平地では２～４月頃、山地では４～７月頃で、多数の個体が産卵場所に集まって集団産卵をします。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で夏季に成体が１地点計１個体、秋季に成体が１地点計１個体、春季に幼生が１地点計 50 個体以上確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に幼体が１地点計１個体、早春季に成体が１地点計 15 個体、卵塊が１地点計２塊、初夏季に幼生が１地点計 50 個体以上確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。
2	シュレーゲルアオガエル	【生態など】 本州～九州に分布しています。 体長は雄 3.5～４cm、雌５～６cm。体背面は黄緑色で腹面が白く、体色は土の上では暗かっ色に変化します。平地から丘陵地の水田周辺や草地に多く、地上性。繁殖期は２月下旬から５月頃で、水田のあぜや小川の堤に穴を掘り、白い泡状の卵塊を産み、孵化した幼生は水中に泳ぎだして成長します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で初夏季に成体が１地点計 10 個体確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で幼体が１地点計１個体、成体が５地点計 33 個体確認されました。

表 6.2-17(2)　注目すべき種の生態・確認状況（爬虫類）

No.	種名	生態・確認状況
1	ヒガシニホントカゲ	【生態など】 東日本に分布しています。 全長は 20～25cm。頭部のくびれはなく、体は円筒形、体背面は茶褐色の金属光沢で、胴側部だけに幅広い黒色縦条が走っています。尾は全長の３分の２近くを占め、自切して再生します。日当たりの良い石の下や石垣の隙間、土手の斜面の穴などにすみ、ミミズやクモ、昆虫などを捕食します。幼体の尾は鮮やかなコバルトブルーですが、この色は成長と共に消えます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で夏季に幼体が２地点計２個体、秋季に幼体が１地点計１個体確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に幼体が１地点計１個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成体が３地点３個体確認されました。
2	シマヘビ	【生態など】 北海道～九州に分布しています。 全長は１～1.5m(最大２m)。体鱗列数は胴の大半で 19 列、体背面は黄褐色またはオリーブがかった褐色で、頸部から尾部にかけて４本の黒褐色縦条が走ります。開けた平地から山地の林縁部など、明るい環境を好みます。動きは俊敏で、カエルを多く食べますが、他にも、ネズミ、鳥類の卵やヒナ、ヘビ、トカゲなどさまざまな動物を捕食します。７～８月頃に４～15 個ほどを産卵し、40～50 日で孵化します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で幼体が１地点計１個体、成体が２地点計２個体、脱皮殻が１地点計１例確認されました。
3	アオダイショウ	【生態など】 北海道～九州に分布しています。 全長は１～2.5m(最大３m 程)。体鱗列数は胴の大部分で 23 列、体背面は青みがかったオリーブ褐色です。山地の林から平野部までさまざまな環境にすみ、日本では古くから最も身近なヘビとして知られます。成蛇は人家や倉庫などにもすみ着き、ネズミをよく捕食するので、「家の主」として大切に扱う地域も多いです。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で成体が１地点計１個体、脱皮殻（成体）が１地点計１例確認されました。

表 6.2-17(3)　注目すべき種の生態・確認状況（爬虫類）

No.	種名	生態・確認状況
4	ヒバカリ	【生態など】 本州～九州に分布しています。 全長は 40～65cm。小型で胴は細長く、頭部は比較的小さいです。体鱗列数は胴の大部分で 19 列、体表面は褐色または茶褐色、腹面は黄色で、それぞれの腹板の両縁には暗色の小斑点があります。低山地から山地の森林に住み、水辺や多湿な場所を好み、カエルやミミズ、水中に入ってオタマジャクシや小魚などを捕食します。性質は温和で、夏に４～10 個を産卵します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で秋季に轢死体が１地点計１例確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。
5	ヤマカガシ	【生態など】 本州～九州に分布しています。 全長は１～1.2m(最大 1.4～1.5m)。胴はやや太く、体鱗列数は胴の大部分で 19 列、各鱗には顕著なキールがあります。体背面はオリーブ褐色、灰褐色、暗褐色など変異が多いです。平地から山地の水田や小川、湿地などに多いです。動きは活発で主としてカエルを食べますが、水にも入り、オタマジャクシや小魚なども捕食します。秋に交尾をすることが多く、翌年の初夏に８～20 個ほどを産卵します。頸部に毒を持っています。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で秋季に幼蛇が１地点計１個体確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
「自然観察シリーズ 22＜生態編＞日本の両生類・爬虫類」（株式会社小学館　昭和 60 年６月 20 日）

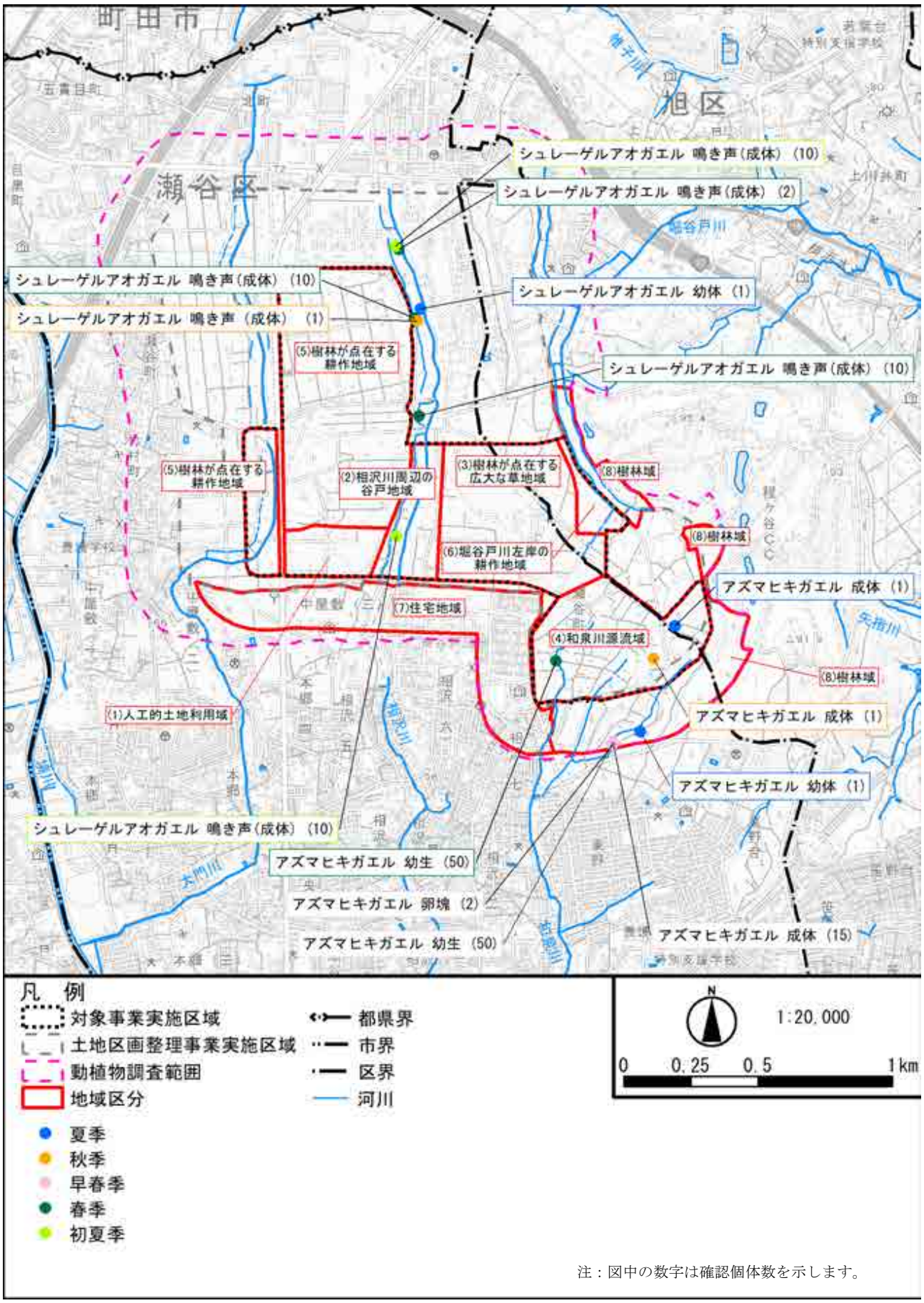

注：図中の数字は確認個体数を示します。

図 6.2-10(1)　注目すべき種の確認位置（両生類）

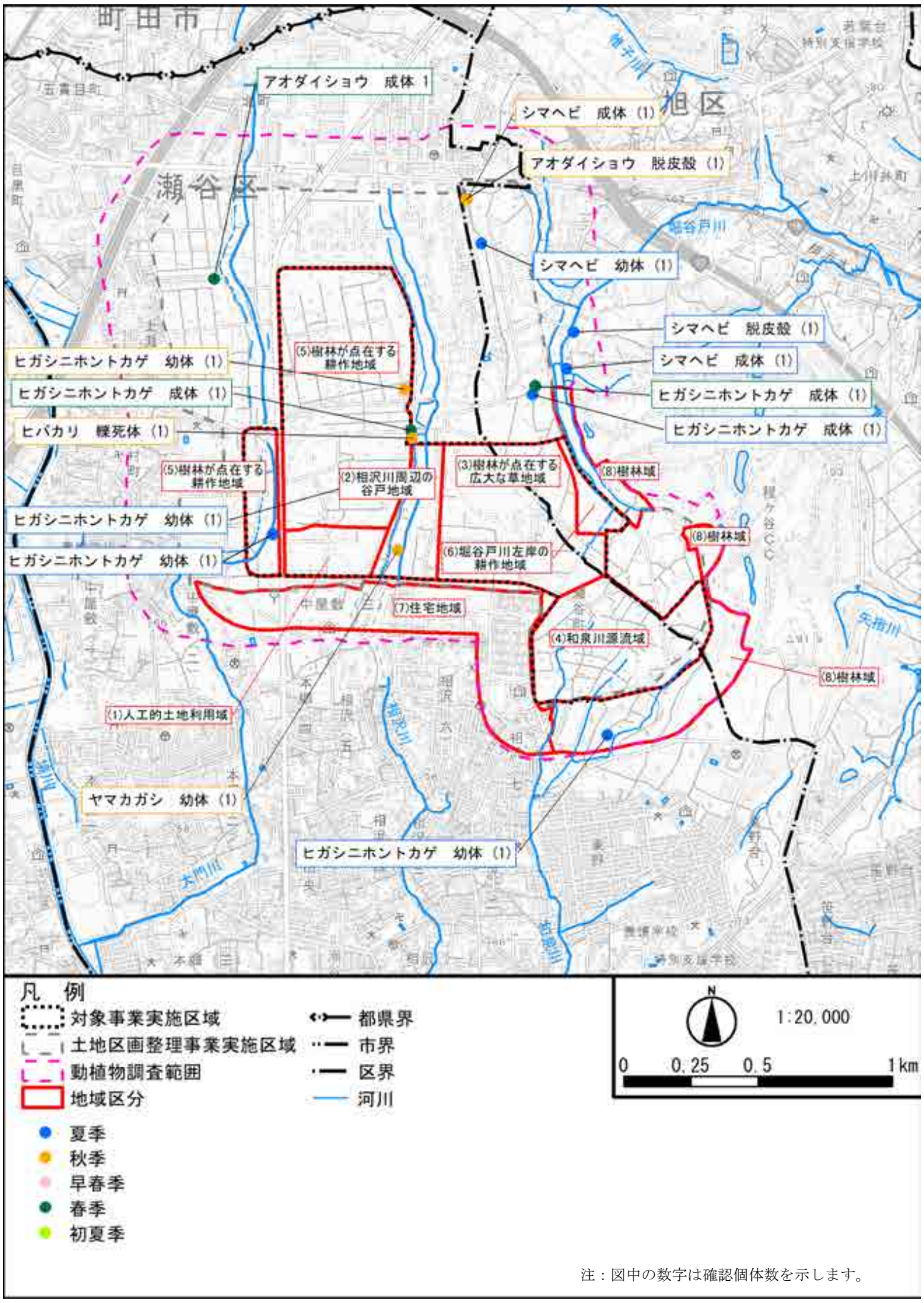

注：図中の数字は確認個体数を示します。

図 6.2-10(2)　注目すべき種の確認位置（爬虫類）

f.昆虫類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として５目 15 科 17 種の昆虫類が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-18、生態及び確認状況は表 6.2-19、確認位置図は図 6.2-11 に示すとおりです。

表 6.2-18　注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準			
				区域内						区域外					
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	①	②	③	④
1	トンボ	カワトンボ	ニホンカワトンボ								●				NT
2		イトトンボ	ホソミイトトンボ								●				DD
3		トンボ	ナツアカネ					●							要注
4	バッタ	ケラ	ケラ				●								要注
5		クツワムシ	クツワムシ				●								要注
6		バッタ	ショウリョウバッタモドキ			●									要注
7	カメムシ	ミズムシ	エサキコミズムシ												DD
8		グンバイムシ	ヤブガラシグンバイ				●				●				DD
9		ヘリカメムシ	ミナミトゲヘリカメムシ												DD
10	コウチュウ	オサムシ	クロヒメヒョウタンゴミムシ												NT
11			アトモンコミズギワゴミムシ					●							NT
12			クロケブカゴミムシ												NT
13		ゲンゴロウ	コマルケシゲンゴロウ											NT	
14		ガムシ	コガムシ											DD	NT
15		カミキリムシ	キイロトラカミキリ								●				要注
16		ゾウムシ	ハマベキクイゾウムシ		●										NT
17	チョウ	ヤガ	コシロシタバ					●						NT	
合計	5 目	15 科	17 種	0	1	1	3	3	0	0	4	0	0	3	15

注１：科名、種名及びその配列は、原則的に『日本産昆虫総目録』（九州大学農学部昆虫学研究室,1989）に準拠しましたが、一部他の文献も参考としました。

注２：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」（環境省　令和２年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-19(1)　注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
1	ニホンカワトンボ	【生態など】 北海道～九州に分布しています。 全長は 47～68㎜。おもに丘陵地の流れにみられ、源流から中流まで幅広い環境に記録があります。成虫は一般には４～６月の春季が出現期です。以前には、オオカワトンボと言われていました。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に１地点計１個体、春季に１地点計１個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。
2	ホソミイトトンボ	【生態など】 石川、栃木県～九州に分布しています。 体長は 33㎜ 内外。体は細長く、前翅の緑紋は後翅のよりも大形で、雄の第８・９腹節と雌の９節後半、10 節は青白色です。丘陵地の池や湿地にみられます。成虫越冬する種であり、越冬場所は水から近い山腹の南斜面や南に面する崖下です。西日本ではとくに珍しい種ではありませんが、分布北限となる関東地方での記録は散発的です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に１地点計１個体、秋季に１地点計２個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。
3	ナツアカネ	【生態など】 北海道～九州に分布しています。 全長は 33～43㎜。オスは成熟すると顔から胸部まで赤くなります。平野部・低山地の水田や池沼に生息しますが、通常は丘陵や樹林に隣接する場所を好むようです。７～８月頃に羽化しますが、未熟成虫は大規模な移動は行わず、羽化期直後から水域近辺の樹林で継続してみられます。成熟成虫は９～11 月に出現します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で１地点計１個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。
4	ケラ	【生態など】 北海道～九州に分布しています。 体長は 30～35㎜。湿地に穴を掘ってすむ種で、水田付近に多く、円筒型の体型、細かい毛の密生、前足の発達など穴居に適した形態を備えています。雄はブーーーという単調な声で鳴きます。雌も短い発音をするといいます。飛ぶことができ、灯火に飛来します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で夏季に３地点計３個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で４地点計４個体が確認されました。

表 6.2-19(2)　注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
5	クツワムシ	【生態など】 本州～九州に分布しています。 体長は 50～53㎜。クズ・カラスウリなどの蔓性植物がからみついた雑木林の林縁をおもな棲息場所としています。一年一化で、秋に成虫が出現します。ガシャガシャ・・・と非常に大きな声で鳴きます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で夏季に２地点計２個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で４地点計５個体が確認されました。
6	ショウリョウバッタモドキ	【生態など】 本州～九州に分布しています。 体長は 25～45㎜。淡緑色でときに背面は赤みのある褐色で、頭頂がとがり、全体細長いです。成長は８月から現れ、やや湿った草原やススキ・アシなどの草にとまっています。飛ぶことはほとんどありません。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する広大な草地域で秋季に１地点計５個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で２地点計３個体が確認されました。
7	エサキコミズムシ	【生態など】 本州、四国、九州、トカラ、奄美、沖縄、八重山に分布しています。 全長は成虫で 4.5～6.0㎜、幼虫で３～４㎜。池沼、水田、休耕田、湿地、水たまりに生息します。体長に個体差があり、同じ場所でも大型のものから小型のものまでみられます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で３地点計６個体が確認されました。
8	ヤブガラシグンバイ	【生態など】 本州、九州に分布しています。 体長は３～3.5㎜。体がややずんぐりしており、翼状片の膨らんだ部分は広く暗色を呈して、その後方が凹みません。ヤブガラシの葉裏に時に群生し採集されますが、ヤブガラシ群生地であっても採集できる株は少ないです。秋の初めに多く採集できます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で夏季に２地点計２個体、秋季に１地点計 30 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で秋季に１地点計４個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも３地点で計 11 個体が確認されました。

表 6.2-19(3)　注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
9	ミナミトゲヘリカメムシ	【生態など】 本州、四国、九州、南西諸島に分布しています。 体長は 14.2～20.8㎜。体の背面は黒みがかった褐色で、前翅膜質部は黒色、腹部は萌黄色となります。前胸背側角は尖り、前方に向いた鋭い棘になることが特徴です。寄主植物はクスノキ科ですが、柑橘類を加害することもあります。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で１地点計２個体確認されました。
10	クロヒメヒョウタンゴミムシ	【生態など】 本州、四国、九州に分布しています。 河川敷の湿地的環境にみられますが、個体数は少ないです。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で１地点計１個体が確認されました。
11	アトモンコミズギワゴミムシ	【生態など】 本州、九州に分布しています。 公園などの疎らな草地で、スギゴケが生えるような湿った環境に局地的に生息します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で１地点計１個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。
12	クロケブカゴミムシ	【生態など】 本州、四国、九州、琉球に分布しています。 河川敷の草地に多くみられますが、湿地にも生息します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で１地点計１個体が確認されました。

表 6.2-19(4)　注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
13	コマルケシゲンゴロウ	【生態など】 本州（福島県以南）、四国、九州、南西諸島に分布しています。 体長は 2.0～2.5㎜。体型は卵型で、背面は網状印刻に覆われるがやや不明瞭で光沢は強いです。池沼の浅瀬や湿地、放棄水田などの植物の豊富な水域から得られます。産地はやや局所的です。灯火で得られることもあります。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で１地点計１個体が確認されました。
14	コガムシ	【生態など】 北海道～九州に分布しています。 体長は 15～18㎜。黒色で光沢があり、触角柄部・口枝は黄褐色、肢・腹部各節両側の紋は赤褐色。平地の池沼や水田などに住み、成虫は年中みられ、夏の夜には電燈によく飛んできます。卵は寒天状の分泌液につつんでまとめて産み、この卵のうは水面に浮いています。成虫は水草、藻などを食べますが、幼虫は強い肉食性をもち、他の虫を食べ、夏にみられます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で１地点計６個体が確認されました。
15	キイロトラカミキリ	【生態など】 北海道～九州に分布しています。 山地にも生息しますが、むしろ低地や山間地の夏緑林に多く生息します。各種広葉樹を寄主植物とし、成虫は５～８月に出現、伐採・枯死木に集まります。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に１地点計３個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。

表 6.2-19(5)　注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
16	ハマベキクイゾウムシ	【生態など】 本州～南西諸島に分布しています。 体長は 2.6～3.1㎜。沿岸性の種で、マツ類やヒノキなどのビーティングなどで採れますが、詳細な生態は不明です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で春季に１地点計１個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。
17	コシロシタバ	【生態など】 北海道～九州に分布しています。 開張は 50～60㎜ 内外。前翅は一様に暗色化し、斑紋は明瞭でありませんが、亜腎紋は明瞭で白から黄色の小班になります。クヌギなどのブナ科を食草とします。年１化で６月上旬から出現し、10 月下旬までみられます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で１地点計１個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
「学研生物図鑑　昆虫Ⅲ〔バッタ・ハチ・セミ・トンボほか〕」（学習研究社　平成５年 10 月）
「日本のトンボ」（文一総合出版　平成 24 年７月）
「水生昆虫 2　タガメ・ミズムシ・アメンボ　ハンドブック」（文一総合出版　平成 29 年７月）
「日本原色カメムシ図鑑　第 3 巻」（株式会社全国農村教育協会　平成 24 年 12 月）
「日本原色カメムシ図鑑」（全国農村教育協会　平成５年 12 月）
「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」（株式会社保育社　昭和 60 年１月）
「改訂版　図説 日本のゲンゴロウ」（株式会社文一総合出版　平成 19 年６月）
「水生昆虫大百科　2011 年度特別展「およげ！ゲンゴロウくん～水辺に生きる虫たち～」展示解説書」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 23 年８月）
「学研生物図鑑　昆虫Ⅱ〔甲虫〕」（学習研究社　平成６年３月）
「日本産カミキリムシ」（東海大学出版会　平成 19 年２月）
「原色日本甲虫図鑑（Ⅳ）」（株式会社保育社　昭和 59 年４月）
「日本産蛾類標準図鑑Ⅱ」（学研　平成 23 年４月）

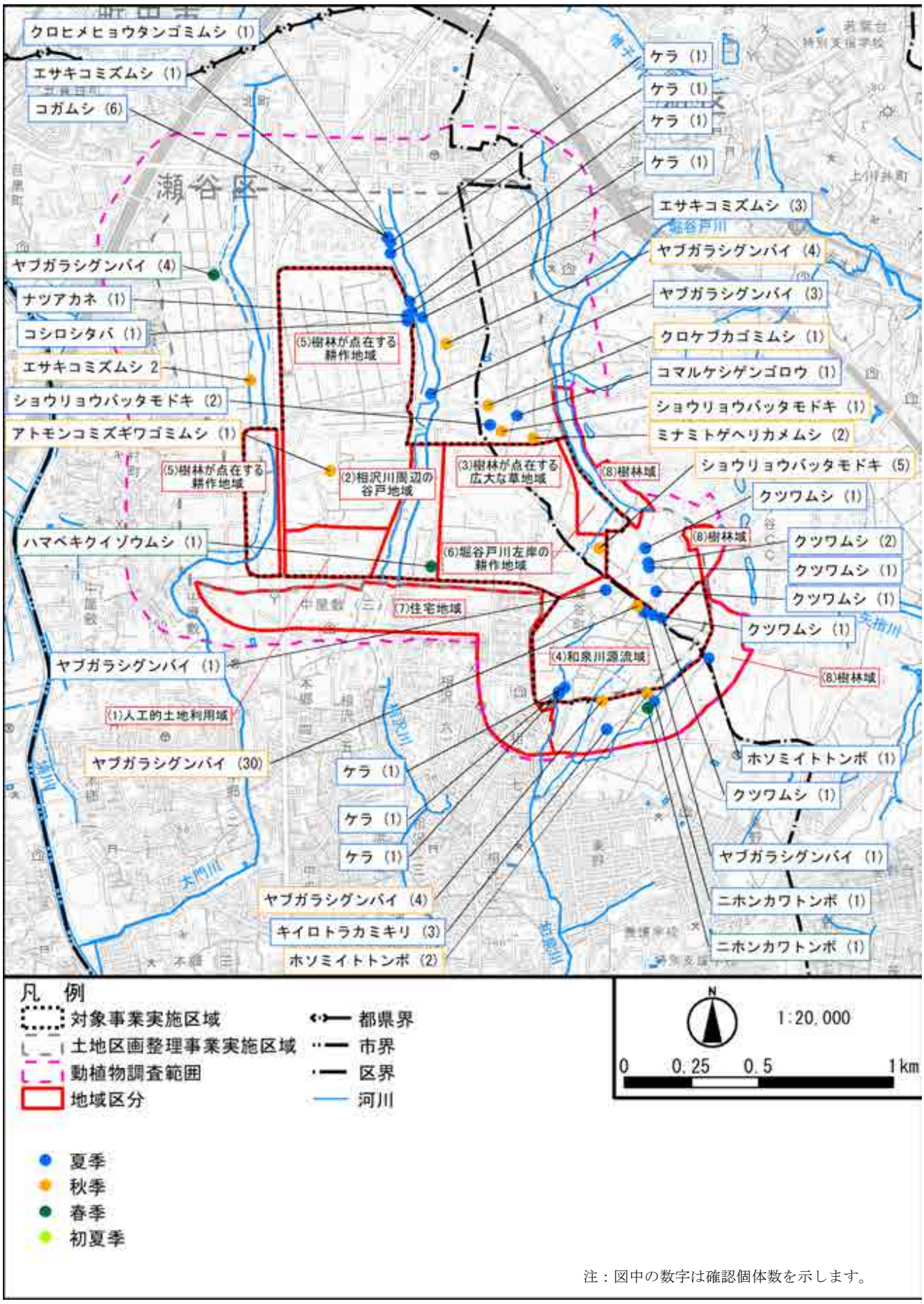

図 6.2-11　注目すべき種の確認位置（昆虫類）

また、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である種として、ゲンジボタルが確認されました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の概要は表 6.2-20 に、生態及び確認状況は表 6.2-21 に、確認位置は図 6.2-12 に示されています。

表 6.2-20　注目すべき種（ホタル類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準											
				区域内						区域外		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)												
1	コウチュウ	ホタル	ゲンジボタル								●												ホタル
合計	1目	1科	1種	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注１：種名及び配列は原則として、「日本産昆虫総目録」（九州大学農学部昆虫学研究室　平成元年９月）に準拠しましたが、一部他の文献も参考としました。

注２：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）
②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第 75 号）
③「自然環境保全法」（昭和 47 年６月法律第 85 号）
④「神奈川県自然環境等保全条例」（昭和 47 年 10 月神奈川県条例第 52 号）
⑤「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例 216 号）
⑥「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成４年９月条約第７号）
⑦「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）
（昭和 55 年９月条約第 28 号）
⑧「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年７月法律第 88 号）
⑨「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省　平成 28 年４月）
⑩「重要野鳥生息地（IBA)」（日本野鳥の会ホームページ　令和４年 10 月閲覧）
⑪「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA)」
（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ　令和４年 10 月閲覧）
⑫「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」
（横浜市環境保全局環境影響審査課　平成 13 年３月改定）

ホタル：1983 年に横浜市公害研究所（現環境科学研究所）で行ったホタル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域

表 6.2-21　注目すべき種の生態・確認状況（ホタル類）

No.	種名	生態・確認状況
1	ゲンジボタル	【生態など】 本州、四国、九州に分布します。 国内最大のホタルで、夜、沢や川の水辺で活動し、腹部末端を発光させ、光のシグナルで交信します。幼虫は、川にいるカワニナなどの巻き貝を食べて育ちます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で初夏季に４地点計 32 個体が確認されました。住宅地及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。

資料：「田んぼのいきものたち　ホタル」（農山漁村文化協会　平成 22 年９月）

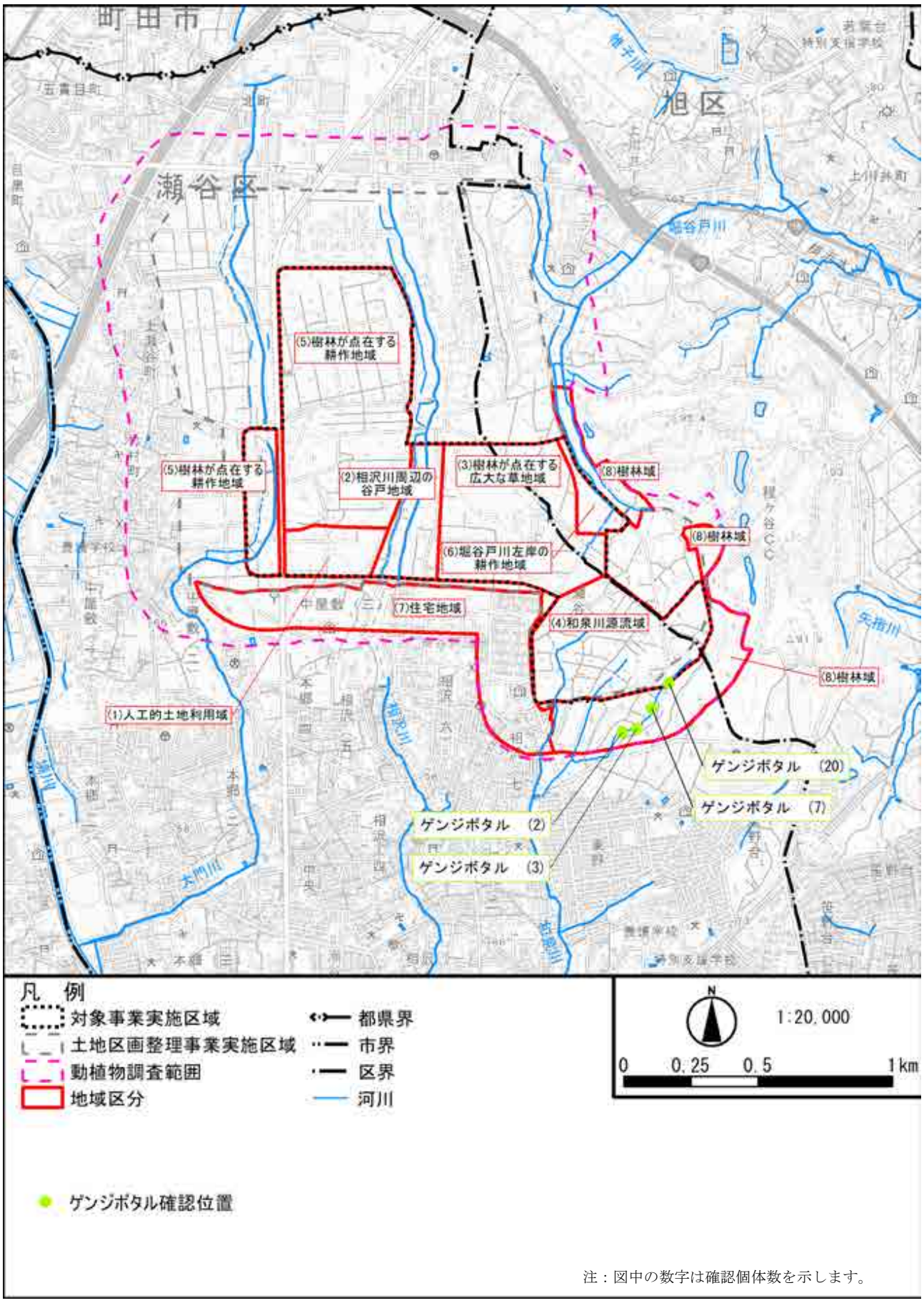

図 6.2-12　注目すべき種の確認位置（ゲンジボタル）

g.クモ類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として、クモ類は確認されませんでした。

h.陸産貝類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として１目１科１種の陸産貝類が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-22、生態及び確認状況は表 6.2-23、確認位置図は図 6.2-13 に示すとおりです。

表 6.2-22　注目すべき種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準			
				区域内						区域外					
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	①	②	③	④
1	マイマイ	キバサナギガイ	スナガイ											NT	
合計	1 目	1 科	1 種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

注１：科名、種名及びその配列は、原則的に『野生生物目録　無脊椎動物Ⅲ』(環境庁,1998)に準拠しましたが、一部他の文献も参考としました。

注２：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

①「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)
特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成４年法律第 75 号)
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」(環境省　令和２年３月)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-23　注目すべき種の生態・確認状況（陸産貝類）

No.	種名	生態・確認状況
1	スナガイ	【生態など】 本州、四国、九州、奄美、沖縄に分布します。 殻高 1.5～2.5㎜。マサキの群落の落葉の下などでみられます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で５地点計 19 個体が確認されました。

資料：「原色日本陸産貝類図鑑」(保育社　昭和 57 年７月)

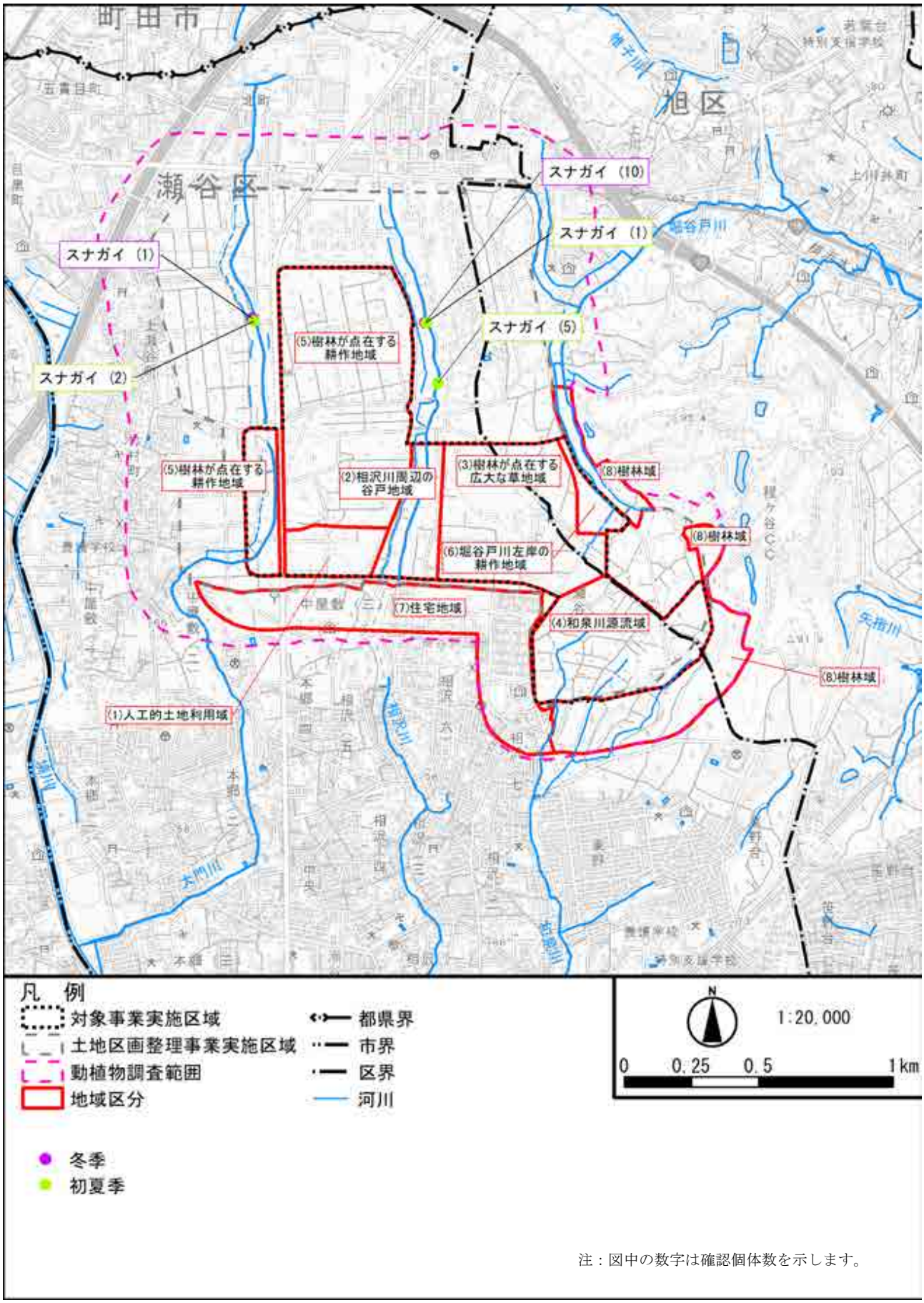

注：図中の数字は確認個体数を示します。

図 6.2-13　注目すべき種の確認位置（陸産貝類）

i.魚類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として１目３科３種の魚類が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-24、生態及び確認状況は表 6.2-25、確認位置図は図 6.2-14 に示すとおりです。

なお、ドジョウについては、DNA 系統分析の結果、中国からの外来系統であると判断されたことから、注目すべき種として扱いません。

また、ミナミメダカについては、専門家へのヒアリングの結果、放流個体の可能性が高いということから、注目すべき種として扱いません。

表 6.2-24　注目すべき種（魚類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準			
				区域内						区域外					
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	①	②	③	④
1	コイ	コイ	アブラハヤ												NT
2		ドジョウ	ヒガシシマドジョウ												NT
3		フクドジョウ	ホトケドジョウ				●							EN	EN
合計	１目	３科	３種	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3

注１：科名、種名及びその配列は、『平成 30 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト』（平成 30 年度版）に準拠しました。

注２：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」（環境省　令和２年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-25　注目すべき種の生態・確認状況（魚類）

No.	種名	生態・確認状況
1	アブラハヤ	【生態など】 青森県から岡山県の太平洋側と青森県から福井県の日本海側に分布します。 全長は 13cm。尾柄が細長く、背中線と体側中央に黒い縦条が走り、うろこは小さく、体表はぬるぬるしています。河川の上流域から中流域にかけて生息します。雑食性で底生動物、付着藻類、落下昆虫などを食べています。産卵期は春から初夏、淵や平瀬の砂泥底・砂礫底に集団で産卵します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で１地点計２個体確認されました。
2	ヒガシシマドジョウ	【生態など】 中部以東の本州に分布します。 体長は 50～100㎜。特に関東地方の集団は小型です。尾鰭付け根の黒点は上下とも不明瞭、尾鰭の模様は細かく不規則な３～６列の横帯で、口ひげは長いのが特徴です。中流域から下流域上部にかけての、砂底ないし砂礫底域に生息します。底生動物やデトリタスを砂と一緒に取り込み、餌だけ食します。繁殖期は４～６月で、河川敷の浅い湿地、農業用水路、水田などに移動して、雄が雌に巻きついて産卵します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で２地点計 10 個体確認されました。
3	ホトケドジョウ	【生態など】 東北地方から近畿地方にかけての本州に分布します。 体長は 40～60㎜。口ひげは４対(８本)で、尾鰭の後端は丸く、独特の丸く太短い体をもち、中層をよく泳ぎます。河川上・中流域や河川敷の湿地、農業用水路、丘陵地細流、池沼などに生息します。水質が良好で植生が豊富な緩やかな流れのある場所を好みます。雑食性で水生小動物などを捕食しています。繁殖期は３～６月で、多回産卵で、水草や植物の根などにぱらぱらと産みつけます。１年で成熟し、２～６年ほど生きます。水温が低下すると湧水域に集まり集団で越冬します。横浜市により策定された河川・海域の生物指標においては、水質階級のうち「大変きれい（BOD 3mg/L 以下)」の指標種に選定されています[1)]。 本種の主な生息環境は湧水源によって涵養される細流ですが、低山から平野部の谷戸に形成されるこうした湧水依存環境は開発の影響を受けやすく、多くの生息地が消滅しています[2)3)]。また、水路のコンクリート化や農薬の過剰散布[2)3)]、工事によるアルカリ排水の流入等[4)]による生息環境の悪化も減少の一因であるとされています。 【確認状況】 対象事業実施区域内では和泉川源流域で夏季に１地点計 58 個体、秋季に２地点計 18 個体、冬季に１地点計３個体、春季に１地点計３個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で４地点計 73 個体確認されました。 ※資料 1)「横浜の川と海の生物（第 13 報・河川編)」(2012, 横浜市環境科学研究所) 2)「レッドデータブック 2014：日本の絶滅のおそれのある野生生物」(2015, 環境省自然環境局野生生物課) 3)「淡水魚類図鑑 ホトケドジョウ」(神奈川県ホームページ 令和６年２月閲覧) 4)「盛土法面下部の２本の小川の保全の成果と限界」(2012, 応用植物生態学研究, 2: 5-8)

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
「山溪カラー名鑑　日本の淡水魚」（山と溪谷社　平成５年９月）
「日本のドジョウ」（山と溪谷社　平成 29 年７月）

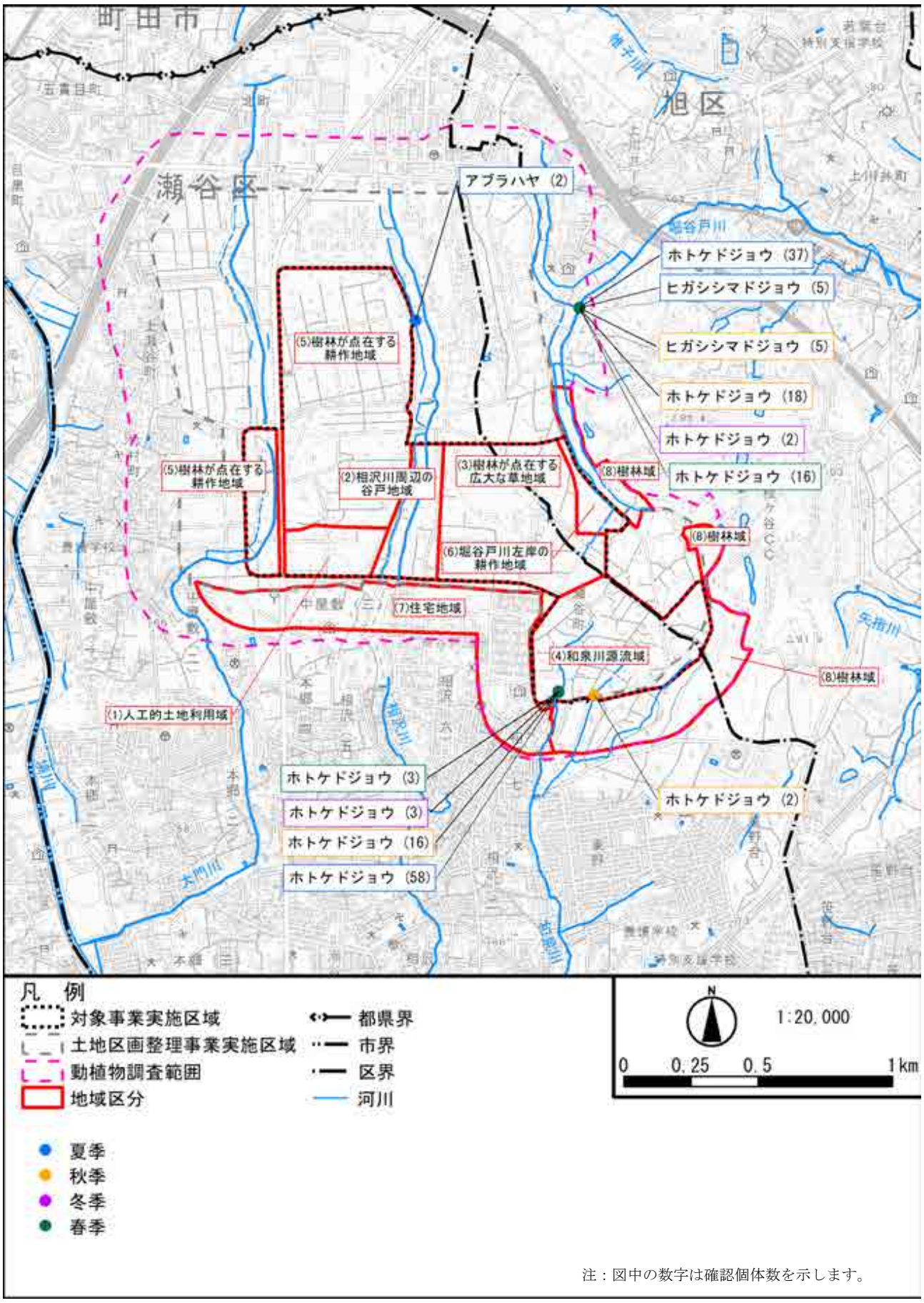

注：図中の数字は確認個体数を示します。

図 6.2-14　注目すべき種の確認位置（魚類）

j.底生動物

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として３目４科４種の底生動物が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-26、生態及び確認状況は表 6.2-27、確認位置図は図 6.2-15 に示すとおりです。

なお、マルタニシについては、DNA 系統分析の結果、在来系統であると判断されています。

表 6.2-26　注目すべき種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準			
				区域内						区域外					
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	①	②	③	④
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ											VU	
2	トンボ（蜻蛉）	カワトンボ	ハグロトンボ		●										要注
3		サナエトンボ	ヤマサナエ		●		●								要注
4	カメムシ（半翅）	ミズムシ（昆）	エサキコミズムシ												DD
合計	3 目	4 科	4 種	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3

注１：分類、種の配列等は、概ね『河川水辺の国勢調査のための生物リスト　平成 29 年度生物リスト　河川環境データベース』（国土交通省、平成 29 年）に準拠したほか、部分的には『図説日本のユスリカ』（日本ユスリカ研究会編,2010）など、各種文献類に従いました。

注２：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」（環境省　令和２年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-27　注目すべき種の生態・確認状況（底生動物）

No.	種名	生態・確認状況
1	マルタニシ	【生態など】 北海道から琉球列島に分布します。 殻長は 40～60㎜。螺層の周辺部は丸く、縫合部は深いです。自然湖沼、湿原、ため池、水田などを主な生息環境としています。石などに生えた藻類や水底に沈殿した有機物を餌とします。卵胎生です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では確認されませんでした。 対象区域実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で２地点計３個体確認されました。
2	ハグロトンボ	【生態など】 北海道、本州、九州、種子島、屋久島などに分布します。 生息域は水辺に草本類の生える流水で、アオハダトンボに比べると水質汚染に耐性を持ち、生活排水などでやや汚染されている川にも生息しています。成虫は５月下旬から 11 月下旬にかけて出現します。最盛期は７～８月です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では相沢川周辺の谷戸地域で秋季に１地点計１個体、春季に１地点計１個体確認されました。 対象区域実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で２地点計２個体確認されました。
3	ヤマサナエ	【生態など】 本州、四国、九州に分布します。 河川上流域に生息し、同属のキイロサナエに比較すると上流寄り、渓流域でカワトンボと同所的に生息する例が多いです。４月下旬から５月上旬に斉一的に羽化し、成熟成虫は５、６月を中心に出現します。産卵は流水面に直接打水して行われます。幼虫期間は長く、県内では孵化から羽化に至るまでに２～４年を経ると推定されます。幼虫は汚染されていない砂泥底に、ほぼ完全に潜って生活します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では相沢川周辺の谷戸地域で夏季に１地点計３個体、和泉川源流域で夏季に１地点計４個体、冬季に１地点計３個体、春季に１地点計７個体が確認されました。 対象区域実施区域外では確認されませんでした。
4	エサキコミズムシ	【生態など】 本州、四国、九州、トカラ、奄美、沖縄、八重山に分布します。 全長は成虫で 4.5～6.0㎜、幼虫で３～４㎜。池沼、水田、休耕田、湿地、水たまりに生息します。体長に個体差があり、同じ場所でも大型のものから小型のものまでみられます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では確認されませんでした。 対象区域実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で４地点計 15 個体確認されました。

資料：「レッドデータブック 2014　－日本の絶滅のおそれのある野生生物－　６貝類」（環境省　平成 26 年９月）
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）
「水生昆虫２　タガメ・ミズムシ・アメンボ　ハンドブック」（文一総合出版　平成 29 年７月）

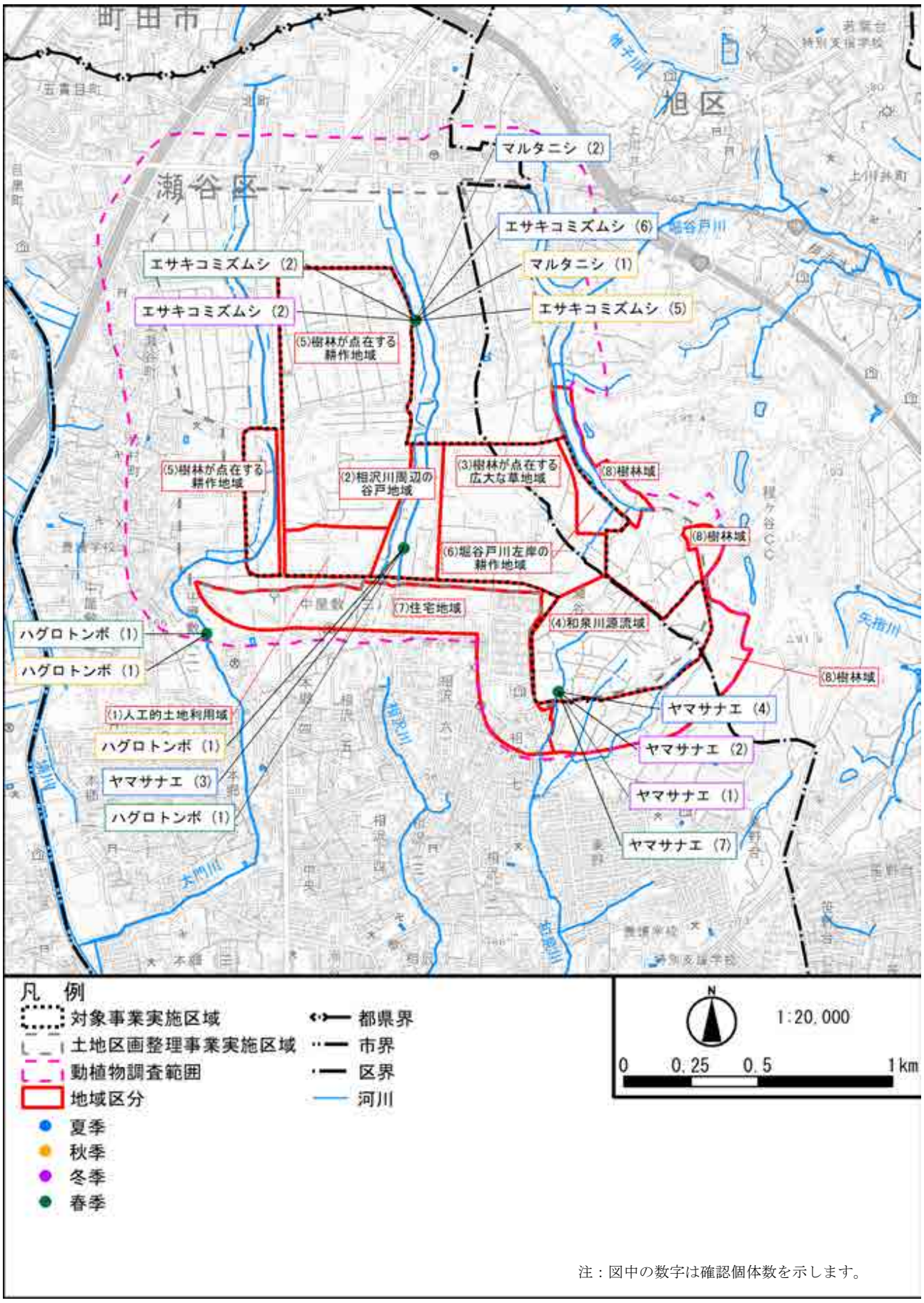

注：図中の数字は確認個体数を示します。

図 6.2-15　注目すべき種の確認位置（底生動物）

C　生息環境の特性

調査地域は、米軍施設跡地であり、耕作地・植栽樹群以外は、平成 20 年に住宅及び関連施設が閉鎖されて以降、巡回警備をしている以外は人の立ち入りがなく、かつ敷地全体が通行を制限された土地です。国有地での耕作が平成 28 年６月末に終了してからは、調査地域の中には、年２～３回の草刈り以外では人の手が入らないままの草地や、湿性環境が分布しており、これらの地域は、横浜市内でも、生物の生息・生育環境として希少な環境になっていると考えられます。

対象事業実施区域及びその周辺は、前掲図 6.2-4（p.6.2-35 参照）に示すとおり草地・耕作地が大半を占め、一部、植栽樹林（植木の栽培地及び栽培放棄地）がみられます。また、コナラ群落、ムクノキーエノキ群落等の落葉広葉樹林が分布し、対象事業実施区域の南東部には瀬谷市民の森等へと続くスギ・ヒノキ植林がみられます。

D　動物の生息環境からみた地域環境特性

前掲表 6.2-7（p.6.2-34 参照）及び前掲図 6.2-4（p.6.2-35 参照）に示す８つの地域ごとに動物の生息環境からみた地域環境特性を以下に整理しました。

a.対象事業実施区域西側の人工的土地利用域

当該環境は、高低差が小さく、グラウンド（野球場）、畑地、植栽樹群、果樹園、低茎乾生草地や芝地等が分布しており、注目すべき種であるモズ、ヒバリ、ツバメ、カワラヒワなど鳥類の生息環境となっています。

b.中央部を流れる相沢川沿いの谷戸地域

当該環境は、三面張り相沢川沿いに谷戸地形が形成されており、相沢川の東側にはメヒシバーエノコログサ群落、谷戸底は畑地、定期的な人為的攪乱のある水田、人為的攪乱の比較的少ない湿地化された水田とこれらに沿った高茎草地、樹林、果樹園等が帯状に分布しており、相沢川及びその周辺の水田等の湿生草地は、注目すべき種であるアオカワモズク、シャジクモなどの付着藻類や、ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジなどの植物、ハグロトンボ（昆虫類）、ヤマサナエ（底生動物(幼虫)として確認）、シュレーゲルアオガエル（両生類）の生息・生育環境となっており、高茎乾生草地や畑地、樹林地はヤマカガシ（爬虫類）、オオヨシキリ（鳥類）などの生息環境となっています。

c.樹林が点在する広大な草地域

当該環境は、高低差が小さく、中央部の囲障区域には旧米軍施設が残っており、周辺には、耕作が終了して以来、人為的利用がなく、人の手が入らないままのメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等を中心とした低茎草地が広く分布し、一部にエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群がパッチ状に分布し、草地の縁辺部に高茎草地が分布しており、低茎草地や小規模樹林等は、注目すべき種であるモズ、ツバメ、セッカ、カワラヒワの鳥類の生息環境となっており、高茎草地などはオオヨシキリ、ヒバリなどの鳥類、ショウリョウバッタモドキ（昆虫類）などの生息環境となっています。

d.和泉川源流域

当該環境は、瀬谷市民の森から和泉川源流域にかけて比較的高低差があり、メヒシバーエノコログサ群落が大部分を占めており、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物が分布しています。瀬谷市民の森、上川井市民の森に近接する付近は標高が最も高く、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布し、和泉川源流域の小水路及び水辺に分布する湿生草地や乾生草地などは、注目すべき種であるホトケドジョウ（魚類）、ヤマサナエ（底生動物(幼虫)）、アズマヒキガエル（両生類）、ケラ、ヤブガラシグンバイなどの昆虫類の生息環境となっており、周辺の高茎乾生草地、耕作地、瀬谷市民の森に続く樹林などはヒバリ、セッカ、モズ、ツバメ、カワラヒワ、アオジなどの鳥類、クツワムシ（昆虫類）の生息環境となっています。

e.樹林が点在する耕作地域

当該環境は、高低差の少ない畑地を中心とした耕作地域であり、ムクノキーエノキ群落や植栽樹群といった樹林がパッチ状に点在し、またイネ科草本群落、メヒシバーエノコログサ群落といった二次草原がまとまって分布しています。樹林と草地が入り組んだ環境において、ハイタカ、ノスリ等の猛禽類の採餌環境や、モズ、ヒバリ、ツバメ等の鳥類、ヒガシニホントカゲ、ヒバカリといった爬虫類の生息環境となっています。

f.堀谷戸川左岸の耕作地域

当該環境は、堀谷戸川流域の左岸川に広がる畑地であり、一部に果樹園や植栽樹群といった樹林や、オギ群落、チガヤ群落といった草地が分布します。ツミ、ハイタカといった猛禽類の採餌環境や、ヒバリ、セッカといった鳥類の生息環境となっています。

g.対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森などの樹林域、住宅地域

当該環境は、対象事業実施区域の南東側に隣接する瀬谷市民の森、上瀬谷市民の森の樹林地であり、主にコナラ群落、スギ・ヒノキ群落が分布し、樹林地は、注目すべき種であるキイロトラカミキリ（昆虫類）やヤブムグラ・アマナなどの植物の生息・生育環境となっており、樹林内の小水路及びその周辺では、ゲンジボタル（昆虫類)、アズマヒキガエル（両生類）などの生息環境となっています。

また、瀬谷市民の森の西側には、対象事業実施区域に隣接して、住宅地が広く分布し、一部にオギ群落、スギ・ヒノキ植林、果樹園、畑地等が分布しています。

②　地形、地質の状況

対象事業実施区域の地形は、「第３章　3.2.4　地形及び地質の状況（1）地形の状況　図3.2-14　地形分類図」(p.3-35 参照）に示したとおり、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～90m 未満の丘陵地があります。対象事業実施区域周辺も同様に段丘地形や平坦化地が広がっているほか、東側には緩斜面、西側は自然堤防等もみられます。

対象事業実施区域の地質は、「第３章　3.2.4　地形及び地質の状況（2）地質の状況　図3.2-17　表層地質図」(p.3-38 参照）に示したとおり、武蔵野ローム層、相模層群・下末吉

ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。地質断面の状況は、「第３章　3.2.4　地形及び地質の状況（2）地質の状況　図 3.2-18」（p.3-39～3-40 参照）に示すとおりです。対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

③　土壌の状況

対象事業実施区域の土壌区分の状況は、「第３章　3.2.3 土壌及び地盤の状況（2）土壌汚染の状況　図 3.2-8 土壌図」（p.3-27 参照）に示したとおり、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。

対象事業実施区域周辺における「土壌汚染対策法」（平成 14 年５月法律第 53 号）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、「第３章　3.2.3 土壌及び地盤の状況（2）土壌汚染の状況　図 3.2-9 調査区域内の形質変更時要届出区域」（p.3-28 参照）に示すとおりです。対象事業実施区域周辺には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が対象事業実施区域の北側に位置していますが、対象事業実施区域内には形質変更時要届出区域の指定はありません。

④　水質の状況

既存資料（土地区画整理事業）における平常時の河川の水質の調査結果は、表 6.2-28 に示すとおりです。

「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」の水域類型指定状況は、相沢川、和泉川は D 及び生物 B となっています。これらの環境基準値と比較すると、豊水期、渇水期ともに全地点で水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）の環境基準値を満足していました。

表 6.2-28(1)　河川の水質（豊水期）

調査項目	単位	地点 1 相沢川上流	地点 2 相沢川下流	地点 3 和泉川	環境基準
類型区分		D	D	D	
		（全亜鉛：生物 B）			
気温	℃	25.0	32.0	32.0	
水温	℃	20.5	27.0	25.1	
外観	—	淡黄色 透明	淡黄色 透明	淡黄色 透明	
透視度	度	50 以上	50 以上	50 以上	
濁度	度	0.87	2.26	0.71	
臭気	—	無臭	無臭	無臭	
電気伝導率（EC）	mS/m	33.0	24.6	24.9	
水素イオン濃度(pH)	—	7.6	7.5	7.4	6.0 以上、8.5 以下
浮遊物質量(SS)	mg/L	2	1 未満	2	100mg/L 以下
流量	m^3/s	0.0071	0.0434	0.0027	

表 6.2-28(2)　河川の水質（渇水期）

調査項目	単位	地点 1 相沢川上流	地点 2 相沢川下流	地点 3 和泉川	環境基準
類型区分		D	D	D	
		（全亜鉛：生物 B）			
気温	℃	8.4	9.5	12.5	
水温	℃	13.1	10.4	12.1	
外観	—	無色透明	無色透明	無色透明	
透視度	度	50 以上	50 以上	50 以上	
濁度	度	2.25	1.05	0.84	
臭気	—	無臭	無臭	無臭	
電気伝導率(EC)	mS/m	28.7	23.0	21.9	
水素イオン濃度(pH)	—	7.9	7.7	7.4	6.0 以上、8.5 以下
浮遊物質量(SS)	mg/L	2	1 未満	1	100mg/L 以下
流量	m^3/s	0.0076	0.0262	0.0023	

⑤　水循環の状況

ア．既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺における湧水の分布状況は、「第３章　3.2.2　水環境の状況（1）水象の状況」（p.3-16～3-19 参照）に示すとおりです。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

湧水の流量は「第６章　6.5 水循環 6.5.1（5）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-10 参照）、河川の流量は「④ 水質の状況」（p.6.2-107～6.2-108 参照）に示すとおりです。

ウ．既存資料（公園整備事業）調査

湧水の流量は「第６章　6.5 水循環 6.5.1（5）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-10～6.5-12 参照）に示すとおりです。

⑥　土地利用の状況

対象事業実施区域は、「第3章　3.3 社会的状況3.3.2 (1)土地利用の状況」(p.3-108参照)に示したとおり、そのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側は、土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

用途地域の指定状況は、「第3章　3.3 社会的状況3.3.2 (1)土地利用の状況」(p.3-108参照)に示したとおり、対象事業実施区域の全てが市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域周辺は、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定されています。

⑦　関係法令、計画等

ア.「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)

この法律では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、それらの文化財のうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。

このうち「記念物」とは、以下の文化財の総称を示しています。

1. 貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
2. 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
3. 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。

イ．「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年６月法律第 75 号）

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するために施行されました。本法では、国内に生息・生育する、または、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めています。

国内に生息・生育する希少野生生物については、レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類）のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障をきたしているものの中から、国内希少野生動植物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施等、保全のために必要な措置を講じています。

ウ．「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）

この法律は、特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的とするものです。

特定外来生物とは、海外から導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物であり、生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来生物として政令で指定された種です。

エ．「環境省レッドリスト 2020」（環境省自然環境局　令和２年３月）

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストです。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では環境省のほか、地方公共団体や NGO 等が作成しています。

環境省では、日本に生息する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリストとしてまとめています。動物については、ほ乳類、鳥類、両生類、は虫類、汽水・淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類、その他無脊椎動物の分類群ごとに作成されています。

また、環境省のレッドリストでは、種毎に絶滅のおそれの程度に応じて、以下のとおりカテゴリー分けをして評価しています。

＜絶滅のおそれのある種のカテゴリー（ランク）＞

・絶滅（EX）

我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

・野生絶滅（EW）

飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種

・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）

絶滅の危機に瀕している種

・絶滅危惧ⅠA 類（CR）

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

・絶滅危惧ⅠB 類（EN）

ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

・絶滅危惧Ⅱ類（VU）

絶滅の危険が増大している種

・準絶滅危惧（NT）

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

・情報不足（DD）

評価するだけの情報が不足している種

・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）

地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

オ．「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）

本報告書は、神奈川県から絶滅した種や絶滅の危機に瀕している種のリストや、その集計結果を確認することができる報告書です。神奈川県レッドデータにおけるランクは以下に示すとおりです。

＜神奈川県レッドデータのランク＞

・絶滅（EX）

すでに絶滅したと考えられる種

・野生絶滅（EW）

飼育・栽培下でのみ存続している種

・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）

絶滅の危機に瀕している種

・絶滅危惧ⅠA 類（CR）

ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種

・絶滅危惧ⅠB 類（EN）

ⅠA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種

・絶滅危惧Ⅱ類（VU）

絶滅の危険が増大している種

・準絶滅危惧（NT）

現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

・減少種

かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種

・希少種

生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種

・要注意種

前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地また

は生息個体数が明らかに減少傾向にある種

・注目種

生息環境が特殊なもののうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種

・情報不足（DD）

評価するだけの情報が不足している種

・不明種

過去に不確実な記録だけが残されている種

・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）

地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群

カ．「横浜市環境管理計画」（横浜市環境創造局政策課　平成 30 年 11 月）

この計画は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられていますが、生物多様性に関する取組等としては、表 6.2-29 のとおりです。

表 6.2-29　「横浜市環境管理計画」における生物多様性に関する取組等

2025 年度までの環境目標	達成の目安となる環境の状況
・誰もが生活の中で自然や生き物に親しむライフスタイルを実践しています。 ・生き物の重要な生息・生育環境である樹林地や農地が安定的に保全されるとともに、住宅地や都心部で豊かな水・緑環境が増え、生き物のつながりが強まり、市域全体で生物多様性が豊かになっています。 ・企業の流通過程において、材料調達から生産工程、消費行動にわたり、生物多様性への配慮の視点が盛り込まれ、生物多様性が市場価値として大きな役割を有しています。 ・「市民や事業者等の主体的な行動が支える豊かな生物多様性」が横浜の都市のイメージとして定着しています。	・多様な動植物などの生き物の生息・生育環境の保全の推進 ・市民が、身近な自然や生き物にふれあい、楽しむ機会の増加 ・生物多様性に配慮した行動を自らとる市民や企業等の増加

(6) 専門家等ヒアリング結果

既存資料（土地区画整理事業）における専門家等ヒアリング結果は、資料編(p.資 1.2-45～1.2-50 参照)に示すとおりです。

なお、ホトケドジョウについては、本博覧会としても専門家へのヒアリングを追加で実施しています（資料編 p.資 1.2-51 参照）。

6.2.2 環境保全目標の設定

生物多様性に係る環境保全目標は、表 6.2-30 に示すとおり設定しました。

表 6.2-30　環境保全目標(生物多様性)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等の実施	注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。
【開催中】 会場施設の存在 施設の供用 外来植物を含む植栽等の管理	
【撤去中】 仮設施設等の撤去	

6.2.3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度としました。

(2) 予測地域

予測地域は、表 6.2-31 に示すとおりであり、前掲表 6.2-7（p.6.2-34 参照）及び前掲図 6.2-4（p.6.2-35 参照）に示す動物の生息環境の特性が異なる８つの地域のうち、本博覧会の実施により、間接的影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

工事及び撤去の実施、並びに開催に係る予測地域は、本博覧会の実施に伴い対象事業実施区域及びその周辺に生息する動物への影響が懸念されるため、対象事業実施区域及びその端部から 200ｍまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）の住宅地域、樹林域とするとともに、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（表 6.2-32～表 6.2-34（p.6.2-117～6.2-118 参照））を対象としました。

堀谷戸川の下流には注目すべき種であるホトケドジョウの生息が確認されており、生息環境が水域である本種は本博覧会による影響からの忌避行動が困難であることから、堀谷戸川の流域を含む、樹林が点在する広大な草地域及び堀谷戸川左岸の耕作地域の２地域を予測の対象としました。

なお、対象事業実施区域内の人工的土地利用域、樹林が点在する耕作地域の２地域については、土地区画整理事業による造成に伴い、同事業の実施前の動物相は存在しない可能性が高いと想定するため、予測の対象外としました。

表 6.2-31　予測地域

予測地域		予測時期		
		工事中	開催中	撤去中
対象事業実施区域内	人工的土地利用域			
	相沢川周辺の谷戸地域	○注2	○注2	○注2
	樹林が点在する広大な草地域	○注4	○注4	○注4
	和泉川源流域	○注2	○注2	○注2
	樹林が点在する耕作地域	注3		
	堀谷戸川左岸の耕作地域	○注4	○注4	○注4
対象事業実施区域外（区域の端部から約200ｍまでの範囲）	住宅地域	○	○	○
	樹林域	○	○	○

注１：○は、各予測項目に対する予測対象とした地域を示します。
　　空欄は、土地区画整理事業の実施によって予測対象の注目すべき種が存在しない可能性が高いと想定するため、間接的影響の予測対象から除外した地域を示します。

注２：相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域の範囲のうち、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲を対象としました。

注３：駐車場整備範囲に新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工し、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始しますが、これらの対応にも関わらず、配慮すべき動物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動物の避難経路の確保など、確認された動物に応じた対策について検討します。

注４：堀谷戸川の下流には注目すべき種であるホトケドジョウの生息が確認されており、生息環境が水域である本種は本博覧会による影響からの忌避行動が困難であることから、堀谷戸川の流域を予測地域として選定しました。

(3) 予測時期

予測時期は、工事中は工事期間全体、開催中は開催期間全体、撤去中は撤去期間全体としました。

(4) 予測方法

① 工事の実施に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。このため、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生息が確認されている住宅地域及び樹林域を予測地域とし、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果と会場及び駐車場等の施工計画を基に、予測地域を生息環境とする注目すべき種（横浜市が実施する土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境において生育が期待される保全対象種を含む）の分布情報及び生態情報等に基づき、工事期間中の夜間照明、騒音・振動及び雨水・汚水排水等による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、土地区画整理事業によって創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）（表 6.2-32～表 6.2-34（p.6.2-117～6.2-118 参照））についても、本博覧会の工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

堀谷戸川の下流には注目すべき種であるホトケドジョウの生息が確認されており、生息環境が水域である本種は本博覧会による影響からの忌避行動が困難であることから、堀谷戸川の流域を含む地域について、雨水・汚水排水等に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

② 開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

調査で把握した予測地域の動物相及び生息環境の状況、土地区画整理事業によって創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）と会場及び駐車場等の施設計画、植栽管理計画、行催事に関する計画を比較することで、会場施設等の存在及び施設の供用に伴う、土地区画整理事業によって創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林域を生息環境とする注目すべき種（動物）への間接的影響の程度を定性的に予測しました。なお、動物に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場、バスターミナルの形状や土地被覆の性状を踏まえて行いました。

堀谷戸川の下流には注目すべき種であるホトケドジョウの生息が確認されており、生息環境が水域である本種は本博覧会による影響からの忌避行動が困難であることから、堀谷戸川の流域を含む地域について、雨水・汚水排水等に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

③ 撤去に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。このため、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生息が確認されている住宅地域及び樹林域を予測地域とし、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果と仮設施設や駐車場等の撤去に係る計画を

基に、予測地域を生息環境とする注目すべき種への撤去中の夜間照明、騒音・振動及び雨水・汚水排水等による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

堀谷戸川の下流には注目すべき種であるホトケドジョウの生息が確認されており、生息環境が水域である本種は本博覧会による影響からの忌避行動が困難であることから、堀谷戸川の流域を含む地域について、雨水・汚水排水等に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（表 6.2-32～表 6.2-34（p.6.2-117～6.2-118 参照））についても、本博覧会の撤去中の夜間照明及び雨水・汚水排水に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

(5) 予測条件

対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性がありますが、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業においては、可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画となっています。本事業では、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部に加え、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業により保全される地形や樹林地等もいかしながら、博覧会開催に必要な施設の整備を行うものとして予測を行いました。

対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、特に重要となる相沢川及び和泉川周辺においては、表 6.2-32～表 6.2-34 に示すとおり土地区画整理事業が主体となって、公園整備事業と調整を図りながら環境保全措置や地上式調整池（調整池４）の検討の深度化を進めています。

また、本博覧会の実施にあたっては、瀬谷市民の森等や相沢川及び和泉川周辺の水と緑の連続性などを踏まえ、以下に配慮します。

- 横浜市は、既存の樹木の位置や地形、表土[注1]を活用した植栽及び雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮するとともに、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保することとしています。本博覧会の施設整備にあたっては、これらを維持しながら活用していきます。
- 現存する草地環境（乾性草地）の一部を広場として保全・活用します。
- 会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。
- 対象事業実施区域の境界に、横浜市の整備により高木を含む樹木の植栽が行われることから、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れが軽減されます。
- 音響設備の使用や、食品残渣等の処理等に関して適切な運営ルールを作成する等、周辺環境への配慮について検討します。
- 堀谷戸川の下流には注目すべき種であるホトケドジョウの生息が確認されており、生息環境が水域である本種は本博覧会による影響からの忌避行動が困難であることから、堀谷戸川の流域を含む地域の雨水・汚水排水等に係る影響について配慮します。

注１：横浜市は表土を適切に保管し、新たに整備する緑地への使用等を想定しています。

表 6.2-32　横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の内容（谷戸地域）

相沢川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・横浜市の土地区画整理事業と公園整備事業が調整を図りながら、検討を深度化する予定となっています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、横浜市の土地区画整理事業と公園整備事業が役割分担を調整しています。それを踏まえ、本事業で保全活用します。
実施内容	保全対象	横浜市の土地区画整理事業の工事の実施（造成工事や相沢川の暗渠化及び切り回し）に伴う生息・生育環境への影響が大きいと予測された種（以下、保全対象種という）
	実施内容	保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）を創出 ・草地と湿地をまとめ、樹林、水路等を適所に配置し、草地については湿生草地と乾生草地を創出する計画となっています。 ・生息・生育環境の創出にあたっては、暗渠化された相沢川から取水した水を保全した谷戸地形に放流し、活用する計画となっています。
	実施位置	横浜市の公園整備事業の対象事業実施区域の拡張に伴い、土地区画整理事業　環境影響評価書に示されている範囲を可能な限り北側に延伸する計画となっています。
期待される効果		相沢川の谷戸地形をいかし、樹林、多自然水路（開放水面）、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地という環境区分を連続的に推移させることで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能になるとしています。

表 6.2-33　横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の内容（和泉川源流域）

和泉川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・横浜市の土地区画整理事業と公園整備事業が調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、横浜市の土地区画整理事業と公園整備事業が役割分担を調整します。それを踏まえ、本事業で保全活用します。
実施内容	保全対象	横浜市の土地区画整理事業の工事の実施（造成工事）に伴う影響が大きいと予測されたホトケドジョウの生息環境（和泉川の源頭部の湧水起源の小水路に生息）
	実施内容	ホトケドジョウの生息環境（湧水起源の小水路環境）を創出 ・水際部は自然石護岸等により緩やかな傾斜とし、浸透性を持たせることで、浸透水から水路への湧水を維持する計画となっています。 ・水路は、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画することになっています。 ・産卵環境や稚魚の生息環境を創出するため、水草が繁茂した環境とする計画となっています。 ・ホトケドジョウは雑食性であるため、水生昆虫や藻類等が生息・生育できる環境とする計画となっています。 ・現況と同様に、水面への緑陰の形成や昆虫類等の餌資源供給のため、水際の草地環境を維持する計画となっています。
	実施位置	横浜市の土地区画整理事業　環境影響評価書に示されている範囲（現地調査でホトケドジョウが確認された範囲）に計画することになっています。
期待される効果		現況の地形、地層をいかして浸透水から水路への流れを保全し、湧水環境に生息・生育する動植物に適した河床環境や植生を整備することで、ホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育が可能になるとしています。

表 6.2-34 横浜市が実施する動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）の整備の内容

動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）の整備		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・横浜市の土地区画整理事業と公園整備事業が調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、横浜市の土地区画整理事業と公園整備事業が役割分担を調整します。それを踏まえ、本事業で保全活用します。
実施内容	保全対象	瀬谷市民の森等に隣接する和泉川源流域において生息・生育している動植物
	実施内容	動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池の整備 ・現在の地形や既存樹木をできるだけ残し、水際部は自然石護岸等を整備し、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやギボウシなどの親水性植物の配置も予定する計画となっています。大雨時に湛水する可能性のあるHWL以下は、可能な限り現在の地形や既存樹林、メヒシバーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備する計画となっています。 ・河床は自然石護岸とし、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画することになっています。 ・平常時でも積極的に水をためることはせず、現在の地形や小水路の環境を維持し、現在生息する生物の生息・生育環境を確保する計画となっています。 ・大雨等による調整池区域の水位上昇時は、最大でHWL（最高水位）まで浸水することが想定されますが、浸水時間は長期に渡ることはなく、動植物への影響は回復可能な範囲と考えられるとしています。
	実施位置	和泉川源頭に計画します。
期待される効果		洪水調節機能の確保・維持だけではなく、動植物の生息・生育環境の創出に寄与するとしています。加えて、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹木をできるだけ残し、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺や瀬谷市民の森に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアや高茎草地のエリアを設定することで、河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成し、瀬谷市民の森等との生物の生息・生育環境の連続性を確保するとしています。

表 6.2-35 創出される保全対象種の生息・生育環境において生息が期待される保全対象種

環境保全措置	環境区分	保全対象種
保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出	小水路環境 （浅い水域、緩やかな流れ、砂泥底）	魚類：ホトケドジョウ
保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出	①湿地環境（水深５cm、泥底）	昆虫類：ナツアカネ（幼虫）、エサキコミズムシ、シオカラトンボ（幼虫） 底生動物：マルタニシ
	②湿性草地（草丈の低い草地）	昆虫類：ケラ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ
	③水路（水深 20～40cm、砂礫底）	魚類：アブラハヤ
	④湿地環境（水深 10～20cm、泥底）	昆虫類：コマルケシゲンゴロウ、コガムシ
	⑤湿性草地（草丈の高い草地）	昆虫類：ショウリョウバッタモドキ
	⑥水路（水深 10～ 20cm、砂泥底）	昆虫類：ハグロトンボ（幼虫）、ヤマサナエ（幼虫）
	⑦樹林（落葉広葉樹）	（対象種は下記で記載）
	⑧乾性草地	昆虫類：トノサマバッタ
	⑤⑥⑦水路周辺の湿性草地、樹林のまとまり	昆虫類：ハグロトンボ（成虫）、ヤマサナエ（成虫）
	①～⑦湿地環境、水路、湿性草地等のまとまり	鳥類：キセキレイ 爬虫類：ヤマカガシ
	①②④⑤⑦湿地環境、湿性草地、樹林のまとまり	両生類：シュレーゲルアオガエル 爬虫類：ヒバカリ、シマヘビ 昆虫類：ナツアカネ（成虫）、シオカラトンボ（成虫）

注１：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その２）（p.7-4、6）より作成

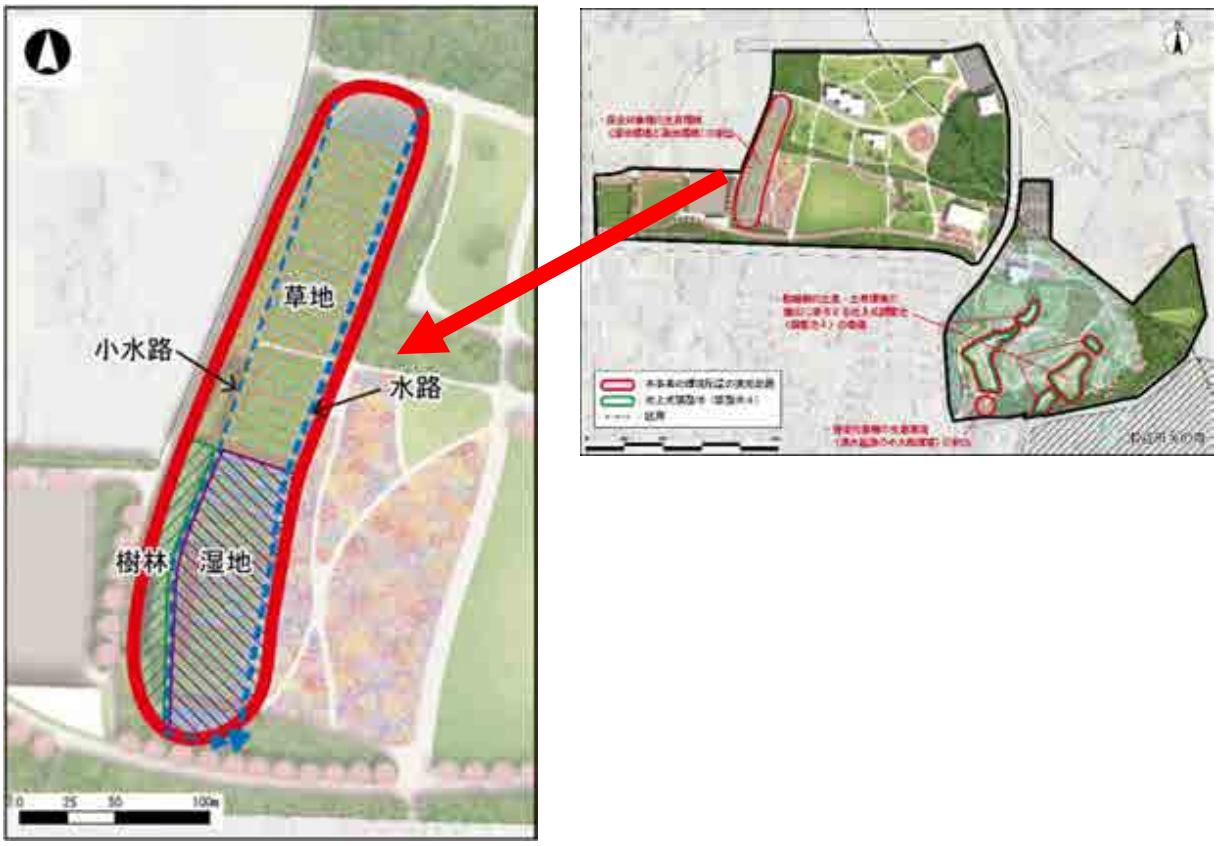

注１：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その２）（p. 7-7）より引用

図 6.2-16　横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の平面イメージ（谷戸地域）

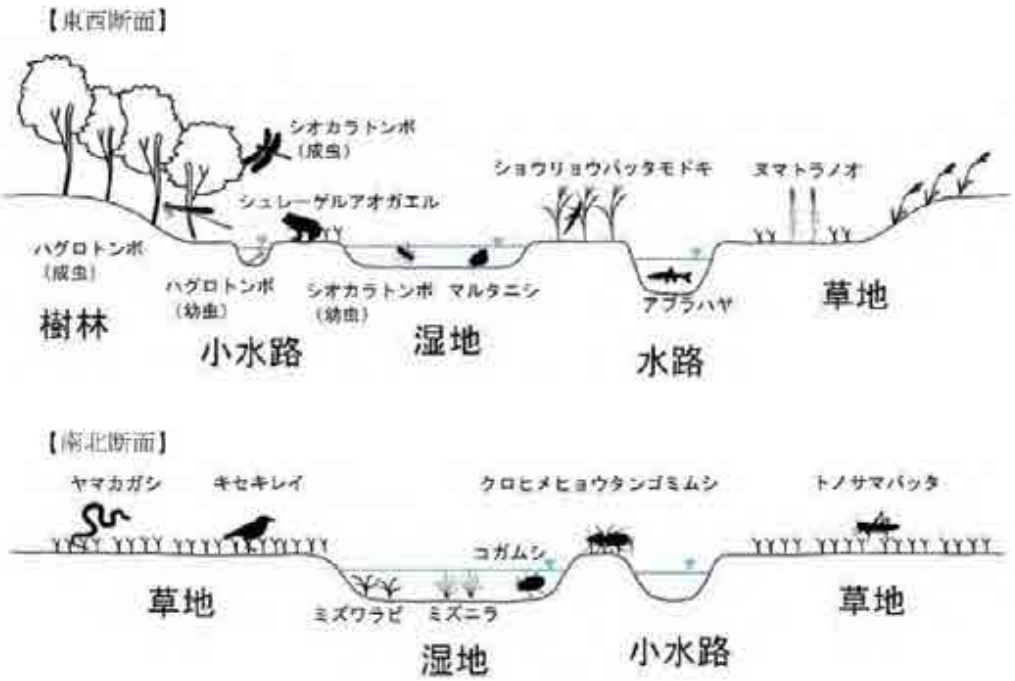

注１：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その２）（p. 7-8）より引用

図 6.2-17　横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の断面イメージ（谷戸地域）



注１：HWL とは、計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位を示します。

注２：（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価書（p.6.2-132）より引用

図 6.2-18　横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置及び調整池４の整備（和泉川源流域）

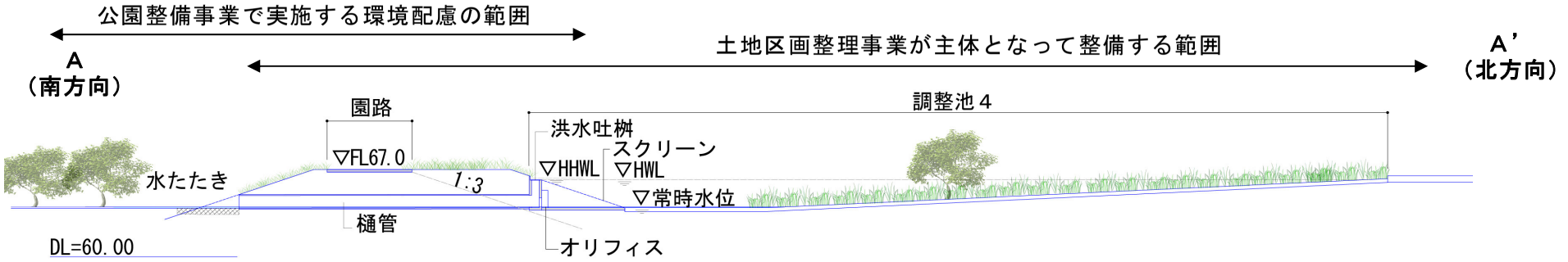

注１：A-A’断面の位置は図 6.2-18 に示します。
注２：HWL は計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位、HHWL は既往における最高水位を示します。
注３：（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価書（p.6.2-133）より引用

図 6.2-19(1)　地上式調整池（調整池 4）の縦断断面図（A-A’断面）



注１：B-B’断面の位置は図 6.2-18 に示します。
注２：HWL は計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位、HHWL は既往における最高水位を示します。
注３：（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価書（p.6.2-133）より引用

図 6.2-19(2)　地上式調整池（調整池 4）の縦断断面図（B-B’断面）

(6) 予測結果

本予測は、対象事業実施区域及びその周辺の植生、地形、及び利用等の状況を踏まえ、表 6.2-31 に示した予測地域を対象に、各地域で確認された注目すべき種の生息環境への影響を予測しました。

各地域における注目すべき種の確認状況は、表 6.2-36 に示すとおりです。

また、各地域の環境特性は、「第６章　6.2.1 (5) ①イ D 動物の生息環境からみた地域環境特性」(p.6.2-105～6.2-106 参照) に示すとおりです。

表 6.2-36　注目すべき種の主な生息環境

主な生息環境[注2]		区分	注目すべき種
(2)	相沢川周辺の谷戸地域	一般鳥類	ノスリ、モズ、ヒバリ、ツバメ、オオヨシキリ、セッカ、トラツグミ、カワラヒワ、オオタカ、キセキレイ
		猛禽類	ミサゴ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、オオタカ
		両生類	シュレーゲルアオガエル
		爬虫類	ヤマカガシ、シマヘビ、ヒバカリ
		昆虫類	ハマベキクイゾウムシ、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、ケラ、ショウリョウバッタモドキ、エサキコミズムシ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ
		魚類	アブラハヤ
		底生動物	ハグロトンボ、ヤマサナエ、マルタニシ
(3)	樹林が点在する広大な草地域	魚類	なし（堀谷戸川の下流にホトケドジョウが生息）
(4)	和泉川源流域	一般鳥類	コチドリ、ノスリ、モズ、ヒバリ、ツバメ、セッカ、アカハラ、カワラヒワ、アオジ、オオタカ
		猛禽類	ツミ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、オオタカ
		両生類	アズマヒキガエル
		昆虫類	ケラ、クツワムシ、ヤブガラシグンバイ
		魚類	ホトケドジョウ
		底生動物	ヤマサナエ
(6)	堀谷戸川左岸の耕作地域	魚類	なし（堀谷戸川の下流にホトケドジョウが生息）
(7)	住宅地域	一般鳥類	ノスリ、ツバメ、オオタカ
		猛禽類	ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、ハヤブサ、オオタカ
(8)	樹林域	一般鳥類	アオバト、ノスリ、モズ、ツバメ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、アカハラ、キビタキ、キセキレイ、ビンズイ、カワラヒワ、クロジ、フクロウ、オオタカ
		猛禽類	ミサゴ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、オオタカ
		両生類	アズマヒキガエル
		爬虫類	ヒガシニホントカゲ
		昆虫類	ニホンカワトンボ、ホソミイトトンボ、ヤブガラシグンバイ、キイロトラカミキリ
		ホタル類	ゲンジボタル

注１：創出される水辺空間（相沢川周辺の谷戸地域）における注目すべき種は、土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置によって今後生息が期待される種を含む。
注２：主な生息環境の範囲は、前掲図 6.2-4 (p.6.2-35) に示すとおりです。
注３：ツミ、ノスリ、オオタカは鳥類調査（一般鳥類）、鳥類調査（猛禽類）の両方で確認されています。

①　工事中及び撤去中に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

ア．対象事業実施区域全体

横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、動物相の生息環境は改変しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施することから、動物相への影響を軽減できると予測します。

また、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動物が駐車場・バスターミナルの整備区域に定着しないよう、巡回点検を実施するなど適切に管理することから、動物相への影響は軽減できると予測します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

イ．相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動植物が定着しないよう適切に管理し対策等を実施することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。

ウ．樹林が点在する広大な草地域及び堀谷戸川左岸の耕作地域

堀谷戸川の下流には注目すべき種であるホトケドジョウの生息が確認されており、工事に伴う排水等については、堀谷戸川に流入しないよう、公共下水道に接続して適切に処理することから、ホトケドジョウなど動物相への影響は小さいと予測します。

エ．住宅地域及び樹林域

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。工事に伴う夜間照明の影響については、工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、住宅地域及び樹林域との境界に仮囲いを設置することから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響はほとんどないと予測します。

②　開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

ア．対象事業実施区域全体

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、動物相への影響は軽減できると予測します。また、地下水の減少による生息環境への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、動物相への影響は軽減できると予測します。

対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境に生息する動物相の継承につながると予測します。

会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、動物相への影響は軽減できると予測します。

イ．相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

相沢川周辺の谷戸地域や和泉川源流域では、横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備が行われますが、本博覧会では、これらに配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理するほか、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、動物相への影響は軽減できると予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。

和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保することから、動物相への影響は軽減できると予測します。

横浜市が整備した地上式調整池（調整池４）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避けることから、河川の水質への影響を最小限とし、動物相への影響は軽減できると予測します。また、隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とすることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

ウ．樹林が点在する広大な草地域及び堀谷戸川左岸の耕作地域

本博覧会では、展示植栽等への薬剤等の使用はできるだけ抑制するとともに、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。

また、表土を保全し、園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養に努めることから、ホトケドジョウなど動物相への影響は小さいと予測します。

エ．住宅地域及び樹林域

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、会場施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。

本博覧会の開催時には会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市により対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽が行われることで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響は軽減できると予測します。また、夜間に行催事を行う場合においても、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生息する動物相への影響は軽減できると予測します。

食品残渣等の処理等に関する運営ルールを作成することから、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生息する動物相への誘引による影響は軽減できると予測します。

6.2.4 環境の保全のための措置

(1) 工事中及び撤去中に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めるため、表 6.2-37 に示す内容を実施します。

表 6.2-37(1)　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 ・建設行為等の実施 【撤去中】 ・仮設施設等の撤去	【対象事業実施区域全体】 ・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 ・夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 ・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。 ・周辺等に生息する動物種に配慮するため、建設機械や工事車両の稼働台数が集中しないよう、工事工程の平準化に努めます。 ・工事期間中や使用開始までの期間については、巡回点検を行うなど駐車場・バスターミナルを含めた工事区域を適切に管理するとともに、新たに配慮すべき動物が定着しにくくなるような対策を検討します。これらの対応にも関わらず、配慮すべき動物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動物の避難経路の確保など、確認された動物に応じた対策について検討します。 ・配慮すべき動物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。 ・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。

表 6.2-37(2)　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 ・建設行為等の実施 【撤去中】 ・仮設施設等の撤去	【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 ・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に対し、横浜市と調整しながら、本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。 ・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水等が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理します。 ・本博覧会の駐車場・バスターミナルについては、一部が相沢川流域内にあるため、横浜市の土地区画整理事業で創出した保全種の生息・生育環境等に影響が出ないよう、土地被覆の性状等については、透水性に配慮した検討を進めています。また、新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工するとともに、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始します。博覧会終了後は速やかに解体・撤去します。 ・横浜市の土地区画整理事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため、移設・移植する保全対象種に関する調査を開催前、開催中及び開催後の適切な時期に実施します。その結果、注意が必要な外来種等の刈り取りや駆除など、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と連携しながら対応策を検討して実施します。 【樹林が点在する広大な草地域及び堀谷戸川左岸の耕作地域】 ・工事に伴う排水等については、堀谷戸川に流入しないよう、公共下水道に接続して適切に処理します。 【住宅地域及び樹林域】 ・作業時間の順守や仮囲いの設置など、樹林域に生息する動物相に配慮します。

(2) 開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、本博覧会の開催に伴う注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めるため、表 6.2-38 に示す内容を実施します。

表 6.2-38(1)　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 ・会場施設等の存在 ・施設の供用 ・外来植物を含む植栽等の管理	【対象事業実施区域全体】 ・植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努め、植栽を適切に維持管理します。 ・園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。 ・音響設備の音量、稼働時間についても適切な運営ルールを作成するなど、周辺環境への配慮について検討します。 ・現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業に継承します。 ・花壇等において種子による繁殖が想定される植物については、定期的に植え替えを行います。会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づいてガイドラインを作成し、会場内への持ち込み制限等について参加者等に周知徹底します。 ・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携して適切に維持管理します。 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲のうち、相沢川周辺の谷戸地域においては、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。 ・和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。 ・和泉川源流域においては、ホトケドジョウなど保全対象種の生息・生育環境が維持できるよう、湧水の保全に努めるとともに、湧水源を涵養するため、横浜市が整備したものも含め、雨水浸透・貯留施設が、落ち葉や土砂等の堆積による浸透機能の低下が生じないよう、定期的に清掃するなど適切に維持管理します。

表 6.2-38 (2)　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 ・会場施設等の存在 ・施設の供用 ・外来植物を含む植栽等の管理	・ホトケドジョウや湿地環境など保全対象種の生息・生育環境の保全のため、定期的に点検を行って、豪雨等で流出した土砂等の堆積物の撤去、繁茂し過ぎた抽水植物等の除去、及びアメリカザリガニなど魚類を捕食する外来生物等の駆除を行うなど、人為的な攪乱も含め、横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境を「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年３月）や他都市の先進的な事例なども参考にし、横浜市と連携しながら維持・管理します。 ・横浜市が整備した地上式調整池（調整池４）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えるほか、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。また、本博覧会会場では、ネオニコチノイド系の農薬など、ホトケドジョウの餌となる水生昆虫等への影響が懸念される農薬の散布は行いません。 ・横浜市の土地区画整理事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため、移設・移植する保全対象種に関する調査を開催前、開催中及び開催後の適切な時期に実施します。その結果、注意が必要な外来種等の刈り取りや駆除など、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と連携しながら対応策を検討して実施します。 ・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ります。 ・隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とします。 【樹林が点在する広大な草地域及び堀谷戸川左岸の耕作地域】 ・本博覧会では、展示植栽等への薬剤等の使用はできるだけ抑制するとともに、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。 また、表土を保全し、園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養に努めます。 【住宅地域及び樹林域】 ・会場施設、駐車場及び園路に設置する照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。 ・夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成します。 ・運営ルールを作成して、食品残渣等の廃棄物は堆肥化する等減量化に努めるとともに、適切に処理します。

6.2.5 評価

(1) 工事中及び撤去中に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

① 対象事業実施区域全体

横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、動物相の生息環境は改変しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施することから、動物相への影響を軽減できると予測します。

また、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動物が駐車場・バスターミナルの整備区域に定着しないよう、巡回点検を実施するなど適切に管理することから、動物相への影響は軽減できると予測します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

② 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動植物が定着しないよう適切に管理し対策等を実施することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。

③ 樹林が点在する広大な草地域及び堀谷戸川左岸の耕作地域

堀谷戸川の下流には注目すべき種であるホトケドジョウの生息が確認されており、工事に伴う排水等については、堀谷戸川に流入しないよう、公共下水道に接続して適切に処理することから、ホトケドジョウなど動物相への影響は小さいと予測します。

④ 住宅地域及び樹林域

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。工事に伴う夜間照明の影響については、工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、住宅地域及び樹林域との境界に仮囲いを設置することから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催

後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

(2) 開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

① 対象事業実施区域全体

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、動物相への影響は軽減できると予測します。また、地下水の減少による生息環境への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、動物相への影響は軽減できると予測します。

対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境に生息する動物相の継承につながると予測します。

会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、動物相への影響は軽減できると予測します。

② 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

相沢川周辺の谷戸地域や和泉川源流域では、横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備が行われますが、本博覧会では、これらに配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理するほか、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、動物相への影響は軽減できると予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。

和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保することから、動物相への影響は軽減できると予測します。

横浜市が整備した地上式調整池（調整池４）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を

避けることから、河川の水質への影響を最小限とし、動物相への影響は軽減できると予測します。また、隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とすることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

③　樹林が点在する広大な草地域及び堀谷戸川左岸の耕作地域

本博覧会では、展示植栽等への薬剤等の使用はできるだけ抑制するとともに、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。

また、表土を保全し、園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養に努めることから、ホトケドジョウなど動物相への影響は小さいと予測します。

④　住宅地域及び樹林域

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、会場施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。

本博覧会の開催時には会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市により対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽が行われることで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響は軽減できると予測します。また、夜間に行催事を行う場合においても、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生息する動物相への影響は軽減できると予測します。

食品残渣等の処理等に関する運営ルールを作成することから、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生息する動物相への誘引による影響は軽減できると予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

6.3　生物多様性（植物）

6.3 生物多様性（植物）

本博覧会の実施に伴い、工事中は建設行為等の実施により、開催中は会場施設等の存在、施設の供用及び外来植物を含む植栽等の管理により、撤去中は仮設施設等の撤去により、植物相に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中における植物相への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価の概要を示します。

【工事及び撤去に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】

<table>
<tr><th>項目</th><th>結果等の概要</th><th>参照頁</th></tr>
<tr><td>調査結果の概要</td><td>・既存資料（土地区画整理事業）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物相は、下表のとおりとされています。
<table>
<tr><td>維管束植物</td><td>128 科</td><td>678 種</td></tr>
<tr><td>蘚苔類</td><td>39 科</td><td>85 種</td></tr>
<tr><td>付着藻類</td><td>18 科</td><td>85 種</td></tr>
</table>
・対象事業実施区域及びその周辺において、23 の植物群落を確認しました。</td><td>p. 6. 3-14
～6. 3-35</td></tr>
<tr><td>環境保全目標</td><td>・注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。</td><td>p. 6. 3-36</td></tr>
<tr><td>予測結果の概要</td><td>【対象事業実施区域全体】
・横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、植物の生育環境は、改変しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施することから、植物への影響を軽減できると予測します。
・工事期間中に攪乱を受けた環境を好む植物が定着しないよう巡回点検を実施し、除草処理を行うなど適切に管理することから、植物への影響を軽減できると予測します。
【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】
・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、植物への影響はほとんどないと予測します。
【樹林が点在する広大な草地域】
・横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても保全・活用することから、大径木への影響は小さいと予測します。工事作業員や重機による大径木の根際の踏み固めが生じないよう、大径木の周辺への立入りを制限するなど、作業員への周知徹底を図るため、大径木への影響は小さいと予測します。
【樹林域】
・工事に伴う夜間照明の影響については、作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）、工事従業者への講習・指導（工事区域外への不必要な立入りを制限する）等の配慮を実施することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。
重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。</td><td>p. 6. 3-40
～6. 3-41</td></tr>
</table>

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事及び撤去に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	【対象事業実施区域全体】 ・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 ・工事期間中や使用開始までの期間については、巡回点検を実施し、除草処理を行うなど攪乱を受けた環境を好む配慮すべき植物が定着しないよう、駐車場・バスターミナルを含めた工事区域を適切に管理します。これらの対応にも関わらず、配慮すべき植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への移植場所の確保など、確認された植物に応じた対策について検討します。 ・配慮すべき植物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。 ・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 ・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理します。 ・横浜市の土地区画整理事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため、移設・移植する保全対象種に関する調査を開催前、開催中及び開催後の適切な時期に実施します。その結果、注意が必要な外来種等の刈り取りや駆除など、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と連携しながら対応策を検討して実施します。 【樹林が点在する広大な草地域】 ・横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても保全・活用します。 ・工事作業員や重機による根際の踏み固めが生じないよう、大径木の周辺への立入りを制限するとともに、事前教育の実施などにより、作業員への周知徹底を図ります。 【樹林域】 ・工事に伴う夜間照明の影響については、作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）、工事従業者への講習・指導（工事区域外への不必要な立入りを制限する）等の配慮を実施し、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響を軽減します。 重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。	p. 6. 3-43
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。	p. 6. 3-46

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】

<table>
<tr><th>項目</th><th>結果等の概要</th><th>参照頁</th></tr>
<tr><td>調査結果の概要</td><td>・既存資料（土地区画整理事業）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物相は、下表のとおりとされています。
<table><tr><td>維管束植物</td><td>128 科</td><td>678 種</td></tr><tr><td>蘚苔類</td><td>39 科</td><td>85 種</td></tr><tr><td>付着藻類</td><td>18 科</td><td>85 種</td></tr></table>・対象事業実施区域及びその周辺において、23 の植物群落を確認しました。</td><td>p. 6. 3-14
～6. 3-35</td></tr>
<tr><td>環境保全目標</td><td>・注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。</td><td>p. 6. 3-36</td></tr>
<tr><td>予測結果の概要</td><td>【対象事業実施区域全体】
・対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、植物への影響は軽減できると予測します。
・地下水の減少による生育環境への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、植物への影響は軽減できると予測します。
・対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境の継承につながると予測します。
・会場に持ち込まれる植物等については、 関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、植物への影響は軽減できると予測します。
【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】
・注目すべき種としては、相沢川の開放水面でアオカワモズク、シャジクモ、水田、耕作地等の湿性草地では、ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジの生育が確認されています。横浜市の土地区画整理事業では谷戸地形をいかして保全対象種の生息・生育環境を整備する計画となっており、本博覧会では横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理することから、植物への影響はほとんどないと予測します。
・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養を図ることから、植物への影響は軽減できると予測します。
・樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、植物への影響はほとんどないと予測します。
【樹林が点在する広大な草地域】
・横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても横浜市と連携しながら適切な管理に努めることから、大径木への影響は小さいと予測します。
【樹林域】
・本博覧会の開催時には、会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市が対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。</td><td>p. 6. 3-41
～6. 3-42</td></tr>
</table>

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	・夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生育する植物への影響はほとんどないと予測します。 重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。	p.6.3-41 ～6.3-42
環境の保全のための措置の概要	【対象事業実施区域全体】 ・植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努め、植栽を適切に維持管理します。 ・園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。 ・現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業に継承します。 ・花壇等において種子による繁殖が想定される植物については、定期的に植え替えを行います。会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づいてガイドラインを作成し、会場内への持ち込み制限等について参加者等に周知徹底します。土壌として客土を行った場合には、その範囲は特に、日常点検のなかで、外来種等の混入について確認するなど、可能な限り周辺への影響が出ないように配慮します。 ・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 ・本博覧会では横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理します。 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息・生育環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。 ・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養を図ります。 ・湿地環境など保全対象種の生息・生育環境の保全のため、定期的に点検を行って、豪雨等で流出した土砂等の堆積物の撤去、繁茂し過ぎた抽水植物等の除去、及び外来生物等の除去を行うなど、人為的な攪乱も含め、横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境を「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年３月）や他都市の先進的な事例なども参考にし、横浜市と連携しながら維持・管理します。 ・横浜市の土地区画整理事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため、移設・移植する保全対象種に関する調査を開催前、開催中及び開催後の適切な時期に実施します。その結果、注意が必要な外来種等の刈り取りや駆除など、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と連携しながら対応策を検討して実施します。 【樹林が点在する広大な草地域】 ・横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても横浜市と連携しながら適切な管理に努めます。なお、現存する草地環境（乾性草地）の一部を保全して、広場として横浜市に継承します。	p.6.3-44 ～6.3-45

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	【樹林域】 ・会場施設、駐車場及び園路に設置する照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。 ・夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成します。	p.6.3-44 ～6.3-45
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。	p.6.3-47 ～6.3-48

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.3.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

① 植物の状況
② 地形、地質の状況
③ 土壌の状況
④ 水質の状況
⑤ 水循環の状況
⑥ 土地利用の状況
⑦ 関係法令・計画等

(2) 調査地域・地点

① 植物の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

なお、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地域は、図 6.3-1 に示すとおり、対象事業実施区域周辺の比較的多くの動植物の生息が考えられる土地区画整理事業実施区域の端部から約 200ｍまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とされています。

維管束植物及び蘚苔類の任意観察（踏査による調査）については、調査地域内を網羅的に踏査することにより行うことを基本としましたが、林縁部、草地の境目、林内の日当たりのよい場所や逆に湿潤な場所等に着目する等、分類群ごとに、該当する生育好適環境を踏まえ、効率的な踏査ルートが設定されています。

付着藻類は対象事業実施区域及びその周辺を流れる大門川、相沢川、和泉川及び堀谷戸川にそれぞれ調査地点が設定されました。また、調査地点を中心に、上下流及び接続する小水路において任意観察及び採取が行われました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点は図 6.3-2、踏査ルートは図 6.3-3 に示すとおりとされています。

なお、既存資料（土地区画整理事業）の現地調査結果を活用するにあたり、既存資料（土地区画整理事業）の現地調査地点が本博覧会の対象事業実施区域内においても現存植生図、微地形、流域を踏まえて適切な位置に設定されているか検討しています。各項目の調査地点図及び調査地点の検討結果は資料編（p.資 1.3-1～資 1.3-9 参照）に示すとおりであり、本博覧会の対象実施区域における調査地点の設定は妥当であると判断しました。

② 地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

④　水質の状況

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点は、図 6.3-1 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺の３地点（地点１～３）とされています。

⑤　水循環の状況

湧水の流量は、「第６章　6.5 水循環 6.5.1 (2) ①湧水の分布、流量及び水質」(p.6.5-5 参照)と同様としました。

河川の流量は、「④水質の状況」と同様としました。

⑥　土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

⑦　関係法令、計画等

対象事象実施区域及びその周辺としました。

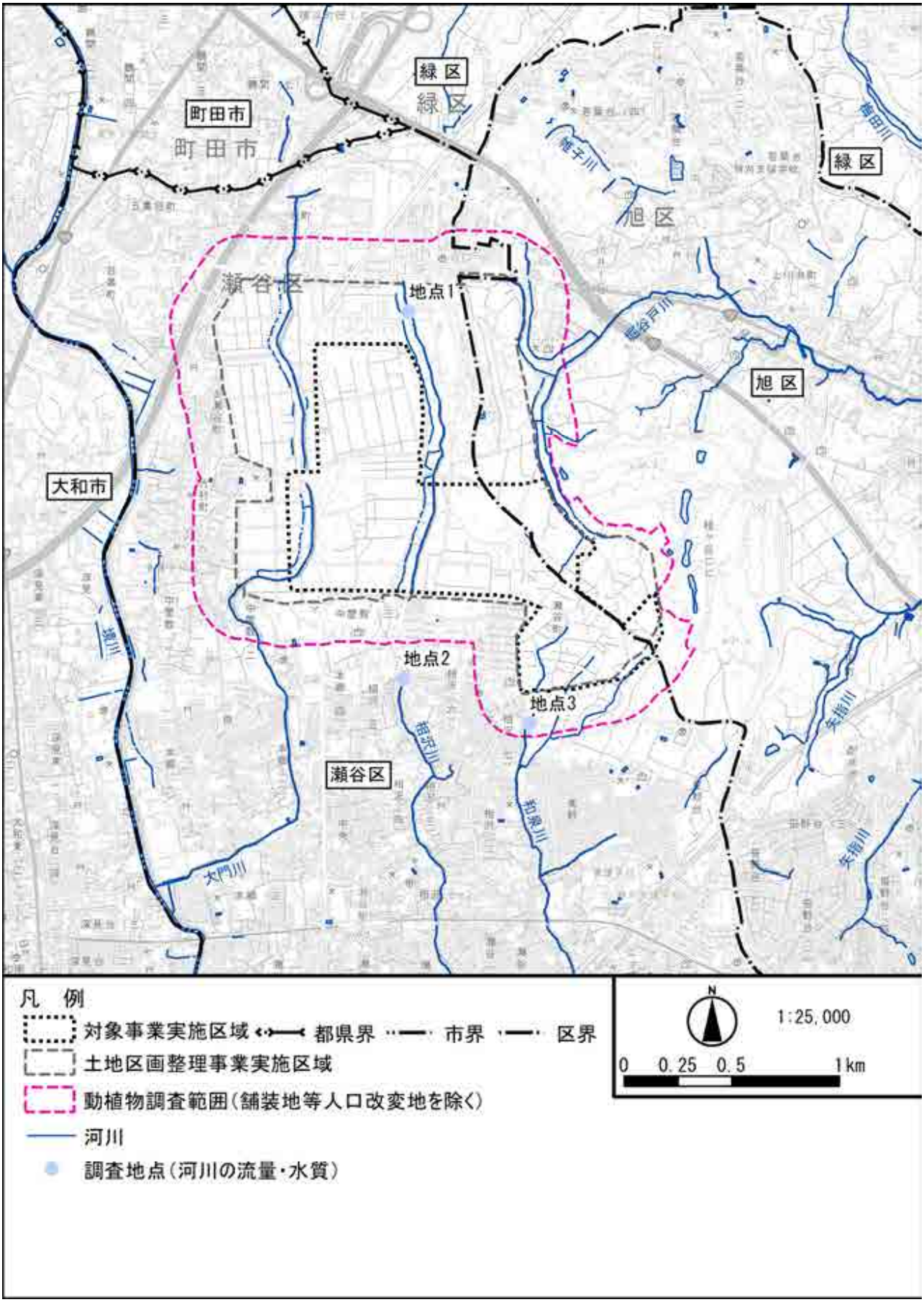

図 6.3-1　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地域

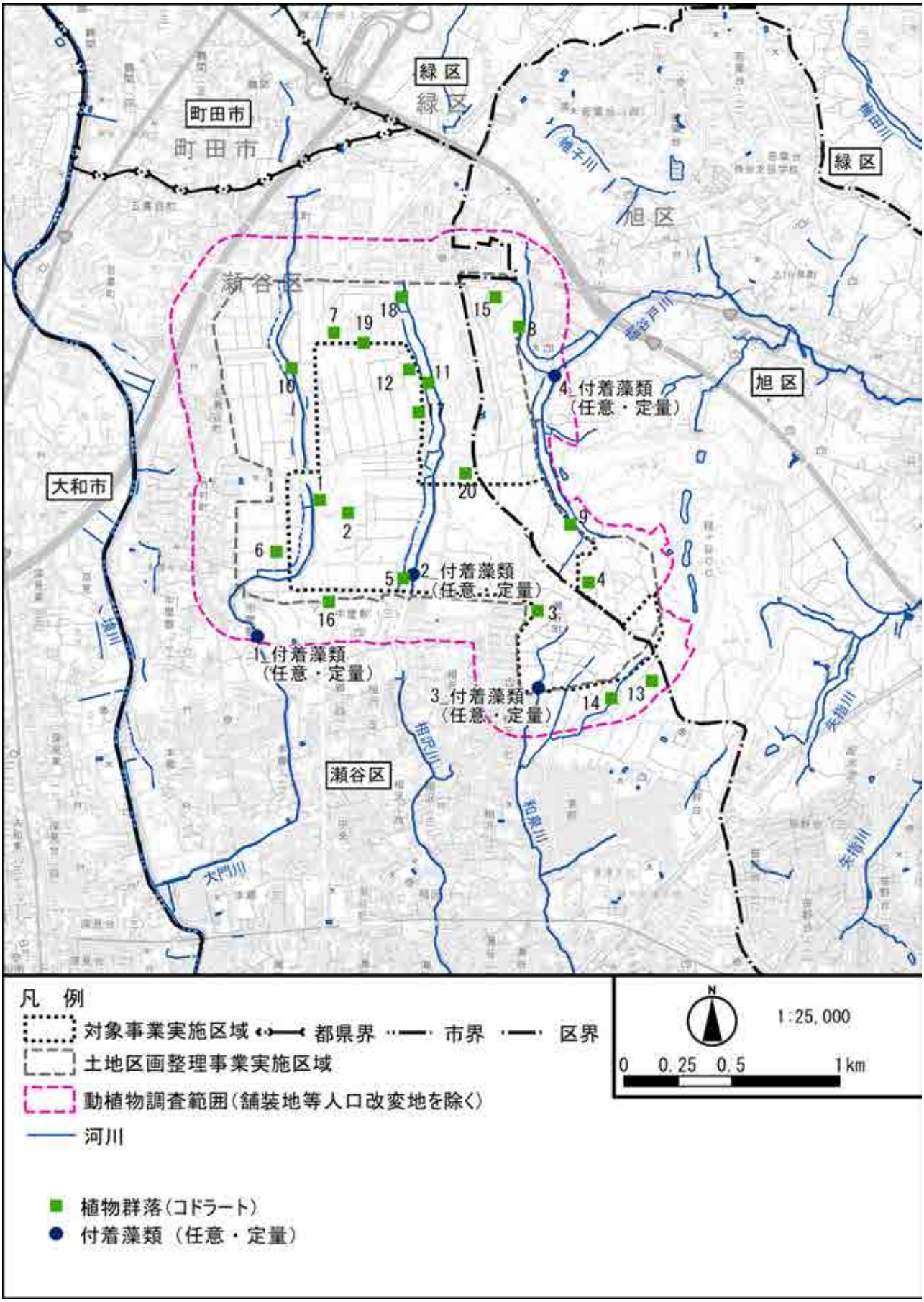

図 6.3-2　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点図（植物群落・付着藻類）

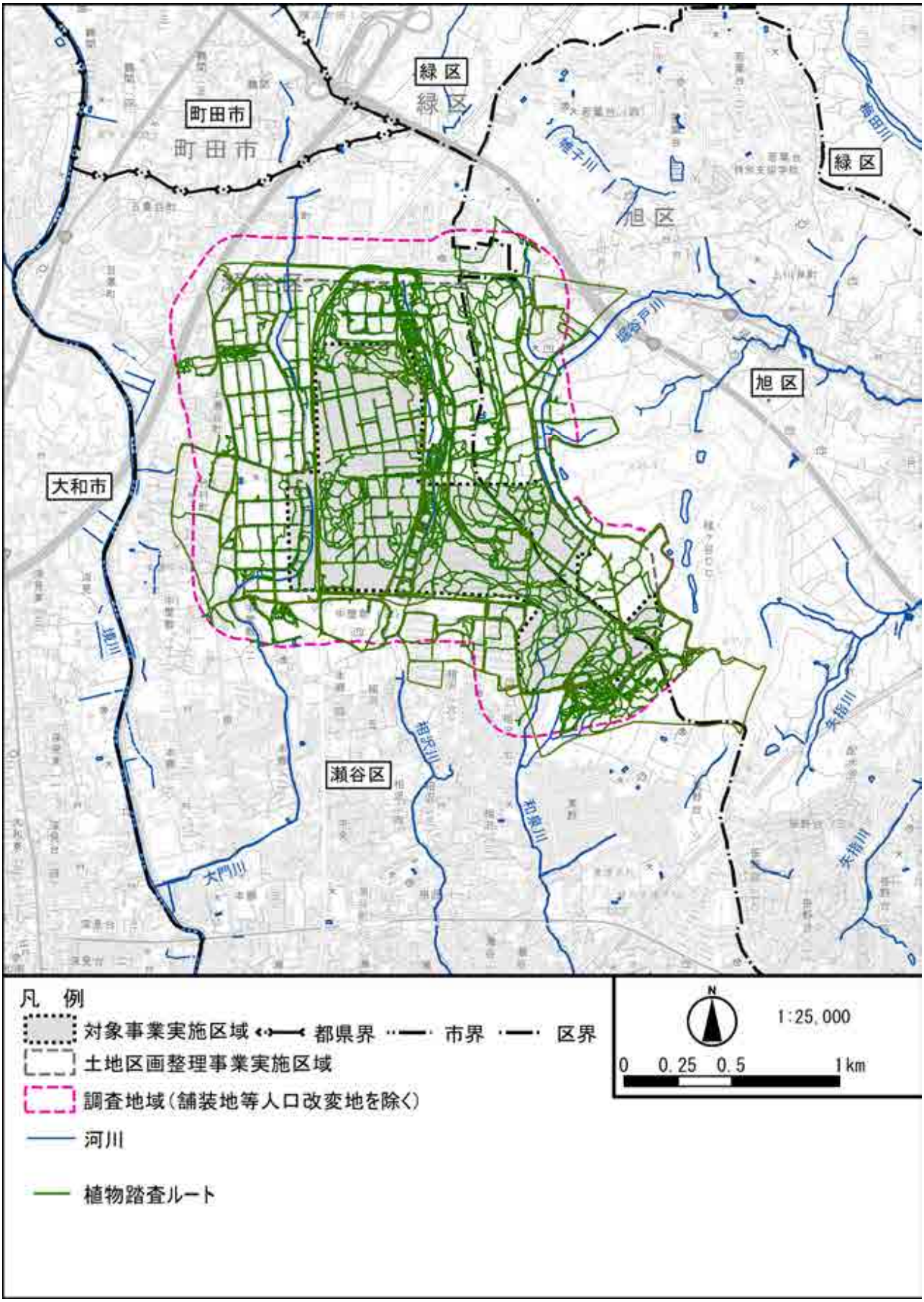

図 6.3-3　既存資料（土地区画整理事業）における植物踏査ルート図

(3) 調査時期

① 植物の状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査は、表 6.3-1 に示す日程で実施されています。調査時期は、開花時期、結実により同定可能な時期（特にイネ科・カヤツリグサ科：秋季・春季)、展葉時期（夏季・早春季・春季）等、重要種の確認適期を十分踏まえて設定されています。具体的な調査時期は、生物気象及び現地の環境条件に基づく具体的な重要種の出現時期を踏まえ設定されています。また既存資料（土地区画整理事業）における植物群落の調査時期は、草本群落の季節による植生変化を踏まえて春季・夏季に行われています。

表 6.3-1 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査日（植物）

調査項目	調査方法	現地調査日	
維管束植物（大径木調査含）	任意観察及び採取	夏季	平成 30 年７月 24 日～７月 25 日
		秋季	平成 30 年 10 月 22 日～10 月 24 日
		早春季	平成 31 年３月 18 日～３月 19 日
		春季	平成 31 年４月 17 日～４月 19 日
		夏季	令和３年８月 16 日～８月 17 日
		秋季	令和３年 10 月８日
蘚苔類	任意観察及び採取	秋季	平成 30 年 11 月 19 日～11 月 21 日
		初夏季	令和元年６月４日～６月５日
付着藻類	任意観察及び採取	夏季	平成 30 年７月 31 日～８月１日
		秋季	平成 30 年 10 月１日～10 月２日
		冬季	平成 31 年１月 21 日～１月 22 日
		春季	令和元年５月７日～５月８日
植物群落	植生調査（植物社会学的手法）	夏季	平成 30 年８月 13 日～８月 15 日 令和元年７月 22 日
		春季	令和元年５月 13 日～５月 14 日

② 地形、地質の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

③ 土壌の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

④ 水質の状況

「第 6 章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（3）④水質の状況」（p6.2-24 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

「第 6 章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（3）⑤水循環の状況」（p6.2-24 参照）と同様としました。

⑥ **土地利用の状況**

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

⑦ **関係法令、計画等**

入手可能な近年の文献を収集、整理しました。

(4) 調査方法

① **植物の状況**

ア．既存資料調査

既存資料の調査方法は、「第 3 章　3.2 自然的状況 3.2.5（2）植物の生育及び植生の状況」（p.3-76）に示すとおり、文献から対象事業実施区域及びその周辺における生育記録のある種を整理しています。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における調査項目及び調査方法は、表 6.3-2 に示すとおりです。

表 6.3-2　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査方法

調査項目		調査方法
維管束植物	任意観察及び採取	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視により確認された維管束植物（シダ植物及び種子植物）を全て記録しました。 なお、現地で種名の確認が困難な場合は必要に応じて標本を持ち帰り、室内において実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
	大径木調査（任意観察法）	H30 年度：原則として地上から 1.3mの高さで幹回りが３m以上の樹木の幹回り（m）、樹種、確認位置等を記録しました。 参考資料「環境省自然環境保全基礎調査　巨樹巨木林調査」 （環境省自然環境局生物多様性センター） H31 年度：海軍道路及び囲障区域内を網羅的に踏査し、原則として地上から 1.3mの高さで幹回り 90cm 以上の樹木の幹回り（m）、樹種、確認位置等を記録しました。 参考資料「平成 26 年度大径木再生指針　東京都建設局公園緑地部」 （平成 26 年７月発行）
蘚苔類	任意観察及び採取	調査範囲のうち、蘚苔類の好適環境を中心に、目視により蘚苔類の確認を行いました。 目視による種の同定が困難な場合には、蘚苔類の群落の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
付着藻類	任意観察及び採取	調査範囲の水域の代表点及びその周辺において、目視により、礫・河床・コンクリート護岸等に付着している付着藻類の採取及び確認を行いました。 目視による種の同定が困難な場合には、蘚苔類の群落の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
	定量採集	方形枠にて礫・河床・コンクリート護岸等を囲い、方形枠に付着している付着藻類を全て採取し、種名、総細胞数を記録しました。 採取した付着藻類は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行いました。
植物群落	植生調査（植物社会学的手法）	既存の現存植生図及び航空写真等から、相観的な植物群落を区分し、これらの植生区分毎に、方形枠（コドラート）を１～数箇所設定して、枠内の植物種の出現状況（被度・群度）、階層構造、優占種等を記録しました。コドラートの面積については、各群落を構成する種がほぼ含まれているとみられる最小面積とし、任意に設定しました（通常、草地は１m四方程度、樹林は５～10m四方程度）。調査結果については、航空写真を基に現存植生図を作成するとともに、植生断面図を作成しました。

② 地形・地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

③ 土壌の状況

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料の収集整理により対象事象実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

④ 水質の状況

水質の調査項目及び調査方法は「第 6 章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4）④水質の状況」（p6.2-27 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

「第 6 章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4）⑤水循環の状況」（p.6.2-28 参照）と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

⑦ 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- 「文化財保護法」
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- 「環境省レッドリスト 2020」
- 「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」
- 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
- 「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33 号横浜のレッドデータ植物目録」
- 「横浜市環境管理計画」

(5) 調査結果

① 植物の状況

ア．既存資料調査

A 植物相

既存資料調査の結果は、「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ①植物相の概要 表 3.2-26」(p.3-76 参照) に示すとおり、維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,009 種が確認されています。

B 植生（植物群落）

対象事業実施区域及びその周辺における現存植生図(既存資料)及び潜在自然植生図は「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ②植生の概要 図 3.2-31、図 3.2-32」(p.3-78～3-79 参照) に示すとおりです。潜在自然植生図とは、現存植生に加えられている人間の影響を一切停止した場合に、理論上にその立地に成立すると判定される自然植生を図化したものです。

対象事象実施区域の現存植生は、主に畑地雑草群落、ゴルフ場・芝地及び水田雑草群落の他に、小規模な範囲でクヌギーコナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、緑の多い住宅地等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。

C 注目すべき植物種及び植物群落の状況

植物の重要な種は、「A 植物相」の文献その他の資料で確認された種について、「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③注目すべき植物種及び植物群落の状況 表 3.2-27」(p.3-80～3-82 参照) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況(2)③ア. 注目すべき植物種 表 3.2-28」(p.3-83～86 参照) のとおり、66 科 189 種が確認されています。

注目すべき植物群落については、「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③注目すべき植物種及び植物群落の状況 表 3.2-27」(p.3-80～3-82 参照) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から天然記念物に指定されている樹木並びに重要な植物群落を選定しました。

「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③注目すべき植物種及び植物群落の状況 表 3.2-27」(p.3-80～3-82 参照) に示す「⑤「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年７月) に記載された植物群落 (群落複合)」、「⑦「第２回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和 56 年度)、「第３回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和 63 年度)、「第５回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成 12 年３月) に掲載された特定植物群落」及び「⑧「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J,WWF Japan 平成８年４月) に掲載の植物群落」については、調査区域内では確認されませんでした。

対象事業実施区域及びその周辺には、「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③ (イ) 注目すべき植物群落等 表 3.2-29」(p.3-87 参照) のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）があります。

重要な群落として、植生自然度 10 及び９に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（2）③（イ）注目すべき植物群落等 表 3.2-30」（p.3-87 参照）のとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度９に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

対象事業実施区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

D 巨樹・巨木等

対象事業実施区域及びその周辺における巨樹・巨木林及び名木古木の状況、及び分布図は「第３章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（2）③（ウ）巨樹・巨木等 表 3.2-31、図 3.2-34」（p.3-89～3-90 参照）に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺には、「第６回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和４年 10 月閲覧）により選定された「巨樹・巨木林」が１本、一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」が２本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」（情報公開されている樹木に限る。）が 27 本指定されています。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

A 植物相（陸生植物及び水生植物）

a.維管束植物

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、128 科 678 種の維管束植物が確認されています。分類群別の確認種数は資料編（p.資 1.3-11 参照）、確認種目録は資料編（p.資 1.3-12～1.3-21 参照）に示すとおりです。

確認された維管束植物は、調査地の生育環境を反映し、広大な草地ではカナムグラやイタドリ、マメグンバイナズナ、ヘビイチゴ、ツルマメ、ヤブガラシ、ヤエムグラ、ヒメオドリコソウ、ヒメジョオン、メヒシバ、カゼクサ、ヒメクグ等がみられました。また一部に存在する樹林ではベニシダやシケシダ、ヒノキ、コナラ、エノキ、ヒサカキ、ウワミズザクラ、コマユミ、アオキ、トウネズミモチ、シラヤマギク、ヤブラン、アズマネザサ、ナキリスゲ等がみられ、畑地等の耕作地ではスギナやカナムグラ、ミチヤナギ、イヌビユ、ナワシロイチゴ、ヘラオオバコ、ヒメムカシヨモギ等がみられました。わずかに存在する水田周辺ではヒメミズワラビやミゾソバ、セリ、アゼナ、ミゾカクシ、コブナグサ、イヌホタルイ等がみられました。

b.蘚苔類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、39 科 85 種の蘚苔類が確認されています。分類別の確認種数は資料編（p.資 1.3-22 参照）、確認種目録は資料編（p.資 1.3-23 参照）に示すとおりです。

確認された蘚苔類は、調査地の生育環境を反映し、やや乾燥気味の耕作地ではツチノウエノタマゴケ、ユミダイゴケ、ネジクチゴケ、ミヤマゼニゴケなどがよく確認されています。旧米軍施設などの人工構造物周辺では、エゾスナゴケ、ハマキゴケ、ギンゴケ、チュウゴクネジクチゴケなどが生育していました。樹林環境では、林床にヒメタチゴケ、コツボゴケ、キャラハゴケなどがみられ、樹幹ではヒナノハイゴケ、タチヒダゴケ、ヤマトヨウジョウゴ

ケ、フルノコゴケなどがみられました。また一部にみられた水田環境では、アゼゴケ、コハタケゴケ、チヂレバツノゴケなどが確認されています。

c.付着藻類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、5 綱 12 目 18 科 85 種の付着藻類が確認されています。分類別の確認種数は資料編（p.資 1.3-24 参照）、確認種目録は資料編（p.資 1.3-25 参照）に示すとおりです。

調査地点のうち、大門川（St.1）、相沢川（St.2）及び堀谷戸川（St.4）は、三面張りのコンクリート護岸が施されており、河床の石のほかコンクリート自体も着生基質として機能し、主に珪藻類などの種が多く生育しています。

護岸が施されていない和泉川源流の小水路（St.3）は、着生基質となる石がわずかにみられるのみで、珪藻類が主にみられるものの、年間を通して安定した生育環境とはなっていません。

また、調査地点以外も含めて重要種に該当する大型藻類の確認を行った結果、夏季に相沢川下流右岸側の水田内でシャジクモが、春季に相沢川の St.2 でアオカワモズク、St.2 の上流側（魚類・底生動物調査地点の St.2-2 付近）でチャイロカワモズクとアオカワモズクが確認されました。カワモズク類は、シャントランシア期と呼ばれる小型の胞子体等は St.3（和泉川源流の小水路）と St.4（堀谷戸川）でも確認されましたが、同定可能な藻体が出現したのは相沢川のみでした。タンスイベニマダラやオオイシソウ類といった、重要種に該当する大型藻類は確認されませんでした。

その他、近年各地で分布を拡げている外来珪藻のクチビルミズワタケイソウ（*Cymbella janischii*）も確認されませんでした。

B　植生（植物群落）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、23 の植物群落等が確認されています。植物群落等の概要を表 6.3-3 に、現存植生図を図 6.3-4 に示します。なお、図 6.3-4 は既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果及び本博覧会の現地踏査結果を基に作成した現存植生図に微地形（標高地形）、流域を重ね合わせたものです（詳細は資料編（p.資 1.3-3 参照））。

また、植生断面図（平成 30～平成 31 年調査結果）を、資料編（p.資 1.3-26～資 1.3-45 参照）に示します。

対象事業実施区域内では、旧米軍施設の建造物がみられるほか、メヒシバーエノコログサ群落等の草地、畑地、植栽樹群が広くみられました。相沢川周辺には畑地、水田、休耕田、和泉川周辺にはメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、植栽樹群が分布していました。

また、瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布していました。

対象事業実施区域外では、南東側にコナラ群落及びスギ・ヒノキ植林がまとまって分布しており、東部はゴルフ場に隣接しています。これら以外の北部から西部、南部は市街地等が広がっており、局所的にコナラ群落やスギ・ヒノキ植林、果樹園、畑地、オギ群落等がみられました。

確認された植物群落はいずれも代償植生あるいは植林であり、人為的な影響を受けた植生でした。

表 6.3-3(1)　確認された植物群落等

No.	群落名等	植生地点 No.	概要
1	コナラ群落	13	落葉広葉樹の二次林で、主に対象事業実施区域外の一部にみられました。 高木層にコナラが優占し、亜高木層や低木層にヒノキやウワミズザクラ等が生育していました。草本層にはスゲ属の一種が多く生育し、アズマネザサやアケビ等が混生していました。
2	ムクノキーエノキ群落	12	落葉広葉樹の二次林で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 高木層にエノキやムクノキが優占し、亜高木層、低木層にはシロダモ、トウネズミモチ等が生育していました。草本層にはアズマネザサがやや多く生育していました。
3	スギ・ヒノキ植林	14	常緑針葉樹の植林で、主に対象事業実施区域外の一部にみられました。 高木層にスギやヒノキが優占し、亜高木層や低木層にはミズキやヒサカキ等が生育していました。草本層にはホシダやミドリヒメワラビ、ケチヂミザサ等が生育していました。
4	竹林	8	マダケやモウソウチク、ハチクの植林で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 高木層にマダケやモウソウチク、ハチクが優占し、亜高木層・低木層にはわずかにスダジイやヤブツバキ等が生育していました。草本層にはケチヂミザサやドクダミ等が生育していました。
5	ヤナギ低木群落	18	湿性地に成立したヤナギ類の低木群落で、対象事業実施区域内にわずかにみられました。 低木層にタチヤナギが優占し、草本層にはヘクソカズラやヨシ、ドクダミが生育していました。
6	アズマネザサ群落	10	アズマネザサの優占するタケ群落で、対象事業実施区域内の河川沿いの一部にみられました。 低木層にアズマネザサが密に生育し、草本層にはトウネズミモチやエノキ、ヒカゲイノコズチ等がわずかに生育していました。
7	ススキ群落	15	ススキの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域内にわずかにみられました。 草本層にススキが優占し、チガヤやクズ、セイタカアワダチソウ等が混生していました。
8	セイタカアワダチソウ群落	1	外来の高茎草本群落で、対象事業実施区域内に局所的にみられました。 草本層にセイタカアワダチソウが優占し、クズやムラサキツメクサ等がやや混生していました。
9	ヒメムカシヨモギ群落	16	外来の高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 草本層にヒメムカシヨモギが優占し、オオアレチノギクやメヒシバ等が混生していました。
10	イネ科草本群落	2	イネ科草本の優占する低茎草本群落で、主に対象事業実施区域内の一部にやや広くみられました。 草本層第一層にイネ科の一種が優占し、第二層にはノチドメやシロツメクサ等が生育していました。

表 6.3-3 (2)　確認された植物群落等

No.	群落名等	植生地点 No.	概要
11	オギ群落	7	オギの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 草本層第一層にオギが優占し、第二層にはエノコログサやツユクサ等がわずかに生育していました。
12	チガヤ群落	4	チガヤの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外の主に人為的に管理された箇所に局所的にみられました。草本層にチガヤが優占し、オニウシノケグサやスギナ等がやや混生していました。
13	メヒシバーエノコログサ群落	20,19,3	メヒシバやエノコログサの優占する低茎草本群落で、対象事業実施区域内に広くみられました。 草本層にメヒシバやエノコログサが優占し、ユウゲショウやカタバミ、コセンダングサ等がやや混生していました。
14	シバ草地	-	シバの植栽された草本群落で、対象事業実施区域内にわずかにみられました。 よく管理されており、ほぼシバだけが生育していました。
15	ゴルフ場	-	ゴルフ場。主にシバ等が植栽された草本群落で、対象事業実施区域外に広くみられました。 立ち入りできないため、群落組成調査は実施していません。
16	植栽樹群	17	各種の樹木が植栽された樹木群で、対象事業実施区域の内外にやや広くみられました。 高木層から低木層にはケヤキやイロハモミジ等の様々な樹木が植栽されていました。草本層にはクズやツユクサ等が生育していました。
17	果樹園	6	ウメやクリ等の果樹園となっています。対象事業実施区域の内外に点在していました。 低木層にウメ等が植栽され、草本層にはカラスウリやセイタカアワダチソウ、ヒカゲイノコズチ等が生育していました。
18	畑地	9	畑地。対象事業実施区域の内外に広くみられました。 草本層にスベリヒユやイヌビエ、ゴウシュウアリタソウ等が生育していました。
19	水田	5	水田。対象事業実施区域内にわずかにみられました。 草本層にイボクサやオモダカ、コナギ等が生育していました。
20	休耕田	11	休耕田。対象事業実施区域内にわずかにみられました。 草本層にタイヌビエやアゼガヤツリ、テンツキ等が生育していました。
21	グラウンド	-	野球場等のグラウンド。対象事業実施区域外の一部にみられました。
22	人工構造物	-	旧米軍施設や市街地、道路等。対象事業実施区域の内外に広くみられました。
23	造成地	-	造成地。対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。

注 1 植生調査地点 No.は、図 6.3-2 (p6.3-9) に対応します。

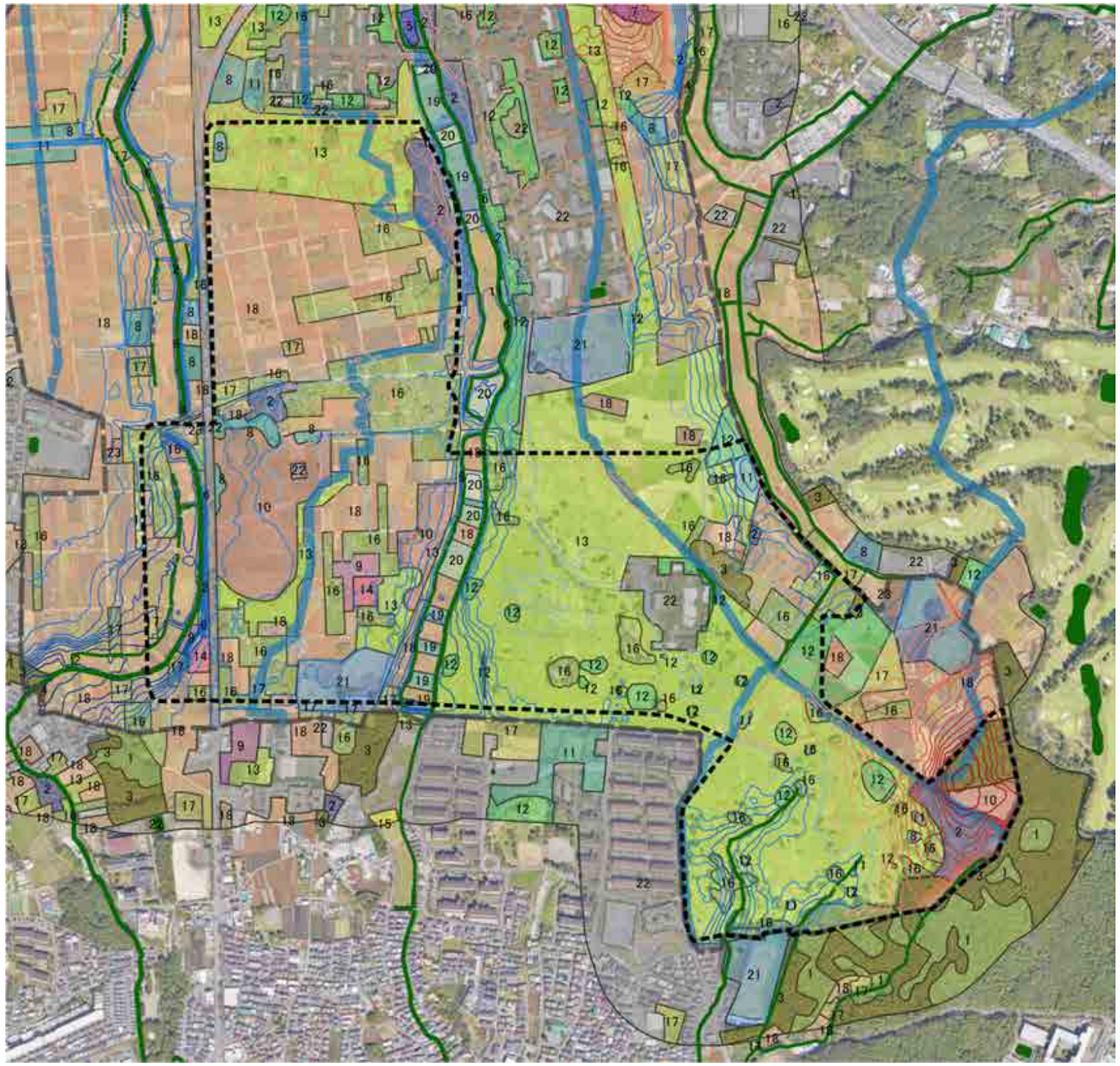

凡　例

対象事業実施区域
土地区画整理事業実施区域
動物植物調査範囲

河川・池沼
流域界

57m　等高線（1mごと）　86m

<現存植生>
1 コナラ群落
2 ムクノキーエノキ群落
3 スギ・ヒノキ植林
4 竹林
5 ヤナギ低木群落
6 アズマネザサ群落
7 ススキ群落
8 セイタカアワダチソウ群落
9 ヒメムカシヨモギ群落
10 イネ科草本群落
11 オギ群落
12 チガヤ群落
13 メヒシバーエノコログサ群落
14 シバ草地
16 植栽樹群
17 果樹園
18 畑地
19 水田
20 休耕田
21 グラウンド
22 人工構造物
23 造成地
24 ゴルフ場

0　100　200　300　400　500 m

N

図 6.3-4　現存植生図

C　大径木

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、「環境省自然環境保全基礎調査巨樹巨木林調査」における巨樹巨木林の定義である「原則として地上から 1.3mの高さで幹回りが３m以上の木」に該当する大径木は、モミジバスズカケノキ１本が確認されています。また「地上から 1.3mの高さで幹回りが 90cm 以上の木」に該当する大径木は 741 本が確認され、そのうち 17 本が対象事業実施区域内で確認されています。既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の大径木の確認状況を表 6.3-4 に、確認位置を図 6.3-5 に示します。

表 6.3-4　大径木確認状況の概要

No.	種名	本数	
		対象事業実施区域内	対象事業実施区域外
1	ソメイヨシノ	4	467
2	サワラ	1	106
3	ヒマラヤスギ	2	58
4	マテバシイ	－	25
5	モミジバスズカケノキ	3	7
6	ケヤキ	－	8
7	シラカシ	－	8
8	アカマツ	－	6
9	カイヅカイブキ	4	1
10	スダジイ	－	5
11	オオシマザクラ	－	3
12	クロガネモチ	－	3
13	タイサンボク	－	3
14	ミズキ	2	1
15	イロハモミジ	1	1
16	カラスザンショウ	－	2
17	カラマツ	－	2
18	クロマツ	－	2
19	シダレヤナギ	－	2
20	スギ	－	2
21	ハリギリ	－	2
22	イチイガシ	－	1
23	ウラジロモミ	－	1
24	エノキ	－	1
25	エンジュ	－	1
26	キリ	－	1
27	クヌギ	－	1
28	ドイツトウヒ	－	1
29	トウネズミモチ	－	1
30	ヒノキ	－	1
31	モミ	－	1

注 1：大径木定義は下記のとおりです。
平成 30 年度調査：「環境省自然環境保全基礎調査　巨樹巨木林調査」（環境省自然環境局　生物多様性センター）
平成 31 年度調査：「平成 26 年度大径木再生指針　東京都建設局公園緑地部」（平成 26 年 7 月発行）

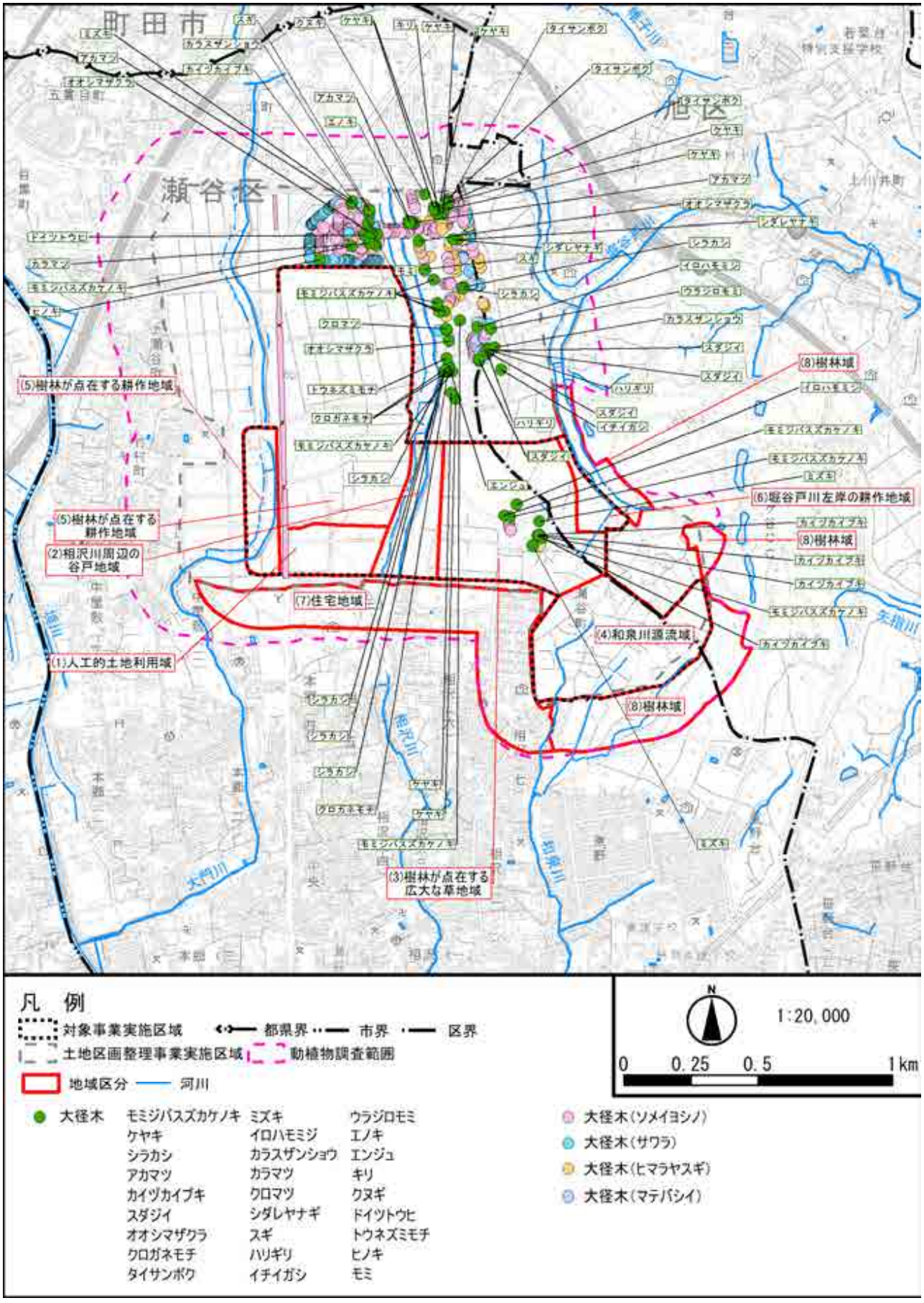

図 6.3-5　大径木確認位置図

D　注目すべき植物種及び植物群落の状況

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査において確認された種について、「第３章　3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（2）③注目すべき植物種及び植物群落の状況　表 3.2-27」（p.3-80～3-82 参照）の選定基準により注目すべき種及び植物群落を選定しました。また、「第６章　6.2 生物多様性（動物）　6.2.1（5）①イ B 注目すべき動物種及び生息地の状況（p.6.2-34～6.2-35 参照）と同様に、８つの地域に区分し、地域ごとの注目すべき種の確認状況を整理しました。

なお、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査において、注目すべき群落は確認されませんでした。

a.維管束植物

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき植物種として 11 科 13 種の維管束植物が確認されています。

現地調査で確認された注目すべき種は表 6.3-5、生態及び確認状況は表 6.3-6、確認位置図は図 6.3-6 に示すとおりです。

表 6.3-5　維管束植物の注目すべき種の確認種目録

No.	分類群	科	種	確認位置								選定基準			
				区域内						区域外					
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	①	②	③	④
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ											NT	VU
2		ミズワラビ	ヒメミズワラビ												NT
3	離弁花類	ユキノシタ	タコノアシ											NT	
4		バラ	ヒロハノカワラサイコ					●						VU	VU
5		アカバナ	ウスゲチョウジタデ		●			●						NT	
6	合弁花類	サクラソウ	ヌマトラノオ	－	－	－	－	－	－	－	－				VU
7		アカネ	ヤブムグラ								●			VU	VU
8	単子葉類	ユリ	アマナ								●				NT
9		イネ	ミズタカモジ		●									VU	
10		カヤツリグサ	セイタカハリイ	－	－	－	－	－		－	－				VU
11			ハリイ	－	－	－	－	－	－	－	－				VU
12	重要な種の保護の観点から、非表示としております。														
13															
合計	－	11科	13種	0	2	0	0	2	0	0	4	0	0	8	10

注１　種類及び配列は原則として、「植物目録1987」（環境庁　昭和63 年１月）に準拠しました。

注２　注目すべき種の選定基準は以下のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和25 年５月30 日法律第214 号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年６月５日法律第75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2020」（環境省　令和２年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドリスト（植物編）2022」（神奈川県　令和４年 ３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ 類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

注３　ヌマトラノオ、ハリイは、「神奈川県レッドリスト（植物編）2020」（神奈川県　令和２年10 月）で新たに注目すべき種に指定された種であり、現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。既存資料（土地区画整理事業）における令和３年度の調査では、確認されませんでした。

表 6.3-6(1)　注目すべき種の生態・確認状況（維管束植物）

No.	種名	生態・確認状況
1	ミズニラ	【生態など】 本州、四国、九州に分布します。 池、水田、湿地の水底や泥中に生える多年草。ニラのような細長い葉をもちます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で３地点多数株が確認されました。
2	ヒメミズワラビ	【生態など】 本州（山形県以南）、四国、九州、琉球列島（沖縄島以北）に分布します。 植物体が小型のミズワラビの仲間。北方系統の「ミズワラビ」で、栄養葉の葉身長に対して葉柄長が短いです。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で２地点多数株が確認されました。
3	タコノアシ	【生態など】 本州、四国、九州、琉球（奄美大島以北）に分布します。 茎の先に数本の枝を放射状に伸ばす独特の花序がタコの足のようにみえます。花期は８月～９月。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で２地点 40 株が確認されました。
4	ヒロハノカワラサイコ	【生態など】 北海道、本州（北部、中部）に分布します。 河川敷、明るい草原、芝地、海岸の風衝草地などに生育する多年草。高さ 30～60cm。７～８月に黄色い花が咲きます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で４地点約 53 株が確認されました。 対象事業実施区域外では住宅地域及び樹林域の範囲外で１地点約 30 株が確認されました。
5	ウスゲチョウジタデ	【生態など】 本州（関東以西）、九州、琉球に分布します。 水田や湿地に生える一年草。全体に毛が多く、茎や葉には細毛があります。８～10 月に小さい花が咲きます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域及び樹林が点在する耕作地域で３地点約 115 株が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で７地点約 163 株が確認されました。

表 6.3-6(2)　注目すべき種の生態・確認状況（維管束植物）

No.	種名	生態・確認状況
6	ヌマトラノオ	【生態など】 本州、四国、九州に分布します。 湿った草原に生える多年草。全草はほとんど無毛。花期は７月～８月です。 【確認状況】 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。既存資料（土地区画整理事業）における令和３年度の調査では確認されませんでした。
7	ヤブムグラ	【生態など】 東京都・千葉県・神奈川県などの関東地方南部に分布します。 丘陵地に生える多年草。茎は細く、つる状に伸びて 40～60cm。葉は４～５（～６）枚輪生します。７～８月、細長い花序を出し、数個の白色の花をつけます。果実は無毛です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に２地点多数株が確認されました。樹林域及び住宅地域の範囲外では確認されませんでした。
8	アマナ	【生態など】 本州（福島県以西）、四国、九州に分布します。 原野に生える多年草。葉は線形で２個。花期は３～５月、日光を受けて開きます。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に３地点約 120 株が確認されました。樹林域及び住宅地域以外の範囲外でも３地点約 530 株が確認されました。
9	ミズタカモジ	【生態など】 本州～九州に分布します。 田植え前の水田などに生える多年草。茎はのちに倒れて地をはい、各節から新苗が出て、翌年の茎となります。花穂は太くて直立し、小穂は圧着します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で春季に１地点約 20 株が確認されました。 対象事業実施地域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で５地点多数株が確認されました。
10	セイタカハリイ	【生態など】 本州、四国、九州、琉球に分布します。 水田や湿地に生える多年草。茎は高さ 30～50cm ほど、柱基は幅と長さが同じか横長で、果実と同幅～3/4 くらい。果実期は８月～10 月です。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で３地点６株が確認されました。

表 6.3-6(3)　注目すべき種の生態・確認状況（維管束植物）

No.	種名	生態・確認状況
11	ハリイ	【生態など】 北海道、本州、四国、九州、琉球に分布します。 水田に生える一年草または短命な多年草。高さ 5～20cm。花期は６月～11 月で、針のように細い茎に小穂が一つ付きます。 【確認状況】 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。既存資料（土地区画整理事業）における令和３年度の調査では確認されませんでした。
12	重要な種の保護の観点から、 非表示としております。	
13	重要な種の保護の観点から、 非表示としております。	

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年７月）
「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平成４年３月）
「日本産シダ植物標準図鑑 1」（日本シダの会 平成 28 年７月）
「フィールド版 日本の野生植物」（平凡社 昭和 60 年２月）
「改訂新版 日本の野生植物３ バラ科～センダン科」（平凡社 平成 28 年９月）
「改訂新版 日本の野生植物４ アオイ科～キョウチクトウ科」（平凡社 平成 29 年３月）
「改訂新版 日本の野生植物１ ソテツ科～カヤツリグサ科」（平凡社 平成 27 年 12 月）
「改訂新版 日本の野生植物２ イネ科～イラクサ科」（平凡社 平成 28 年３月）
「いきものログ」（環境省ホームページ）
「山溪カラー名鑑 日本の野草」（山と溪谷社 平成６年９月）
「横浜の植物」（横浜植物会 平成 15 年７月）

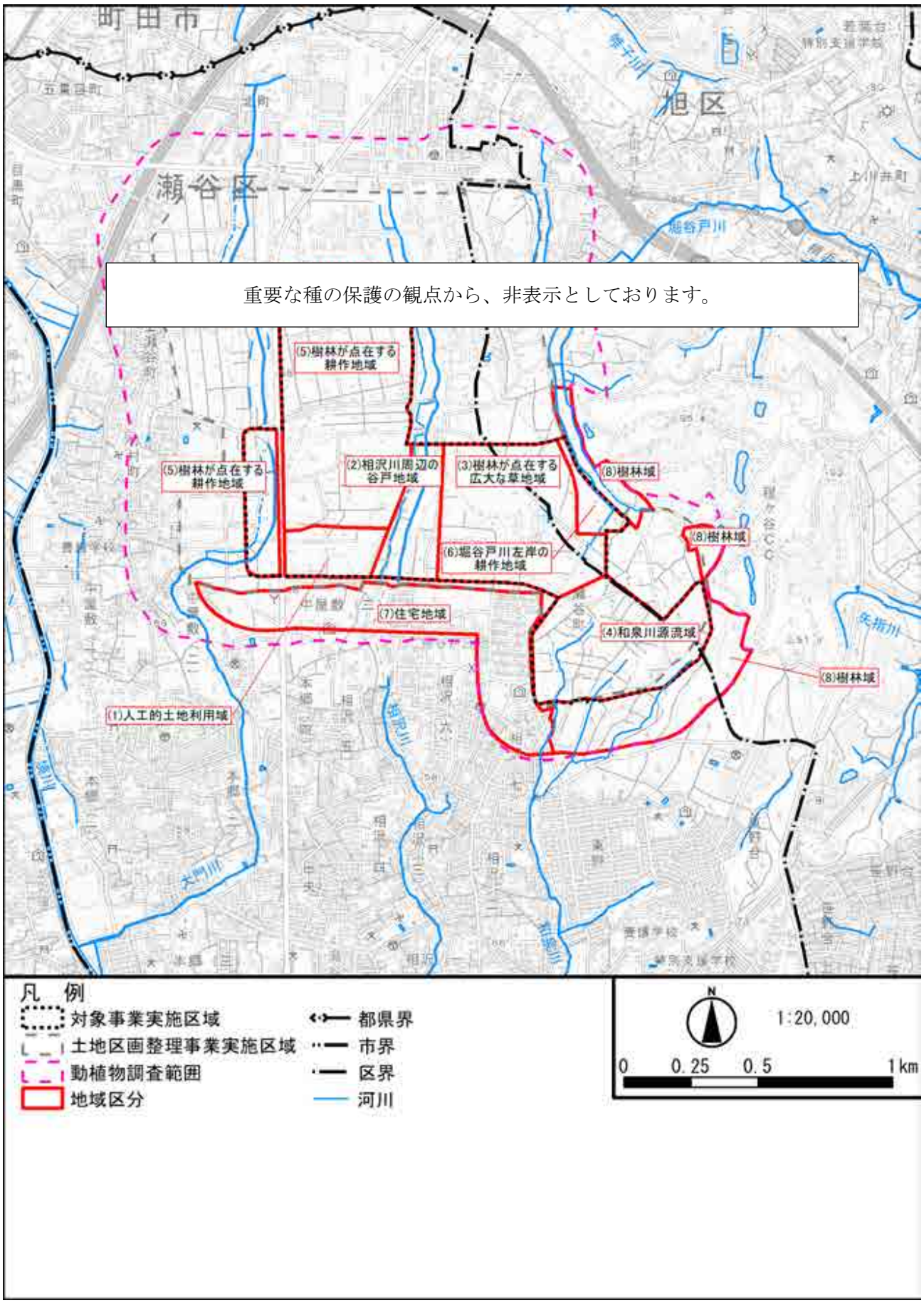

図 6.3-6　注目すべき種の確認位置図（維管束植物）

b.蘚苔類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき植物種として１科１種の蘚苔類が確認されています。

現地調査で確認された注目すべき種は表 6.3-7、生態及び確認状況は表 6.3-8、確認位置図は図 6.3-7 に示すとおりです。

表 6.3-7　注目すべき種（蘚苔類）

No.	分類群	科	種	確認位置								選定基準			
				区域内						区域外					
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	①	②	③	④
1	苔類	ウキゴケ	イチョウウキゴケ											NT	NT
合計	－	1科	1種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

注１　科の配列は平凡社の「日本の野生植物 コケ」（岩月編 平成 13 年）に従い、科名、和名、学名は、蘚類では（Iwatsuki 平成 16 年）に、苔類では（片桐・古木 平成 24 年）に従いました。ただし、ウキゴケ属は、（富永・古木 平成 26 年）に従いました。

注２　注目すべき種の選定基準は以下のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和 25 年５月 30 日法律第 214 号）特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年６月５日法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」（環境省 令和２年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドリスト（植物編）2022」（神奈川県 令和４年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

表 6.3-8　注目すべき種の生態・確認状況（蘚苔類）

No.	種名	生態・確認状況
1	イチョウウキゴケ	【生態など】 北海道～琉球に分布します。 水田や池の水面に浮遊して生育する苔類。水を抜いた水田や裸地にも生育します。毎年春先から晩秋にかけて水田や遊水池など決まったところに広がることが多いです。畦や河川敷などの土上に小さなロゼットを作り着生することもあります。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で１地点約 50 株が確認されました。

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年７月）
「ずかんこけ」（技術評論社 平成 31 年２月）
「いきものログ」（環境省ホームページ）

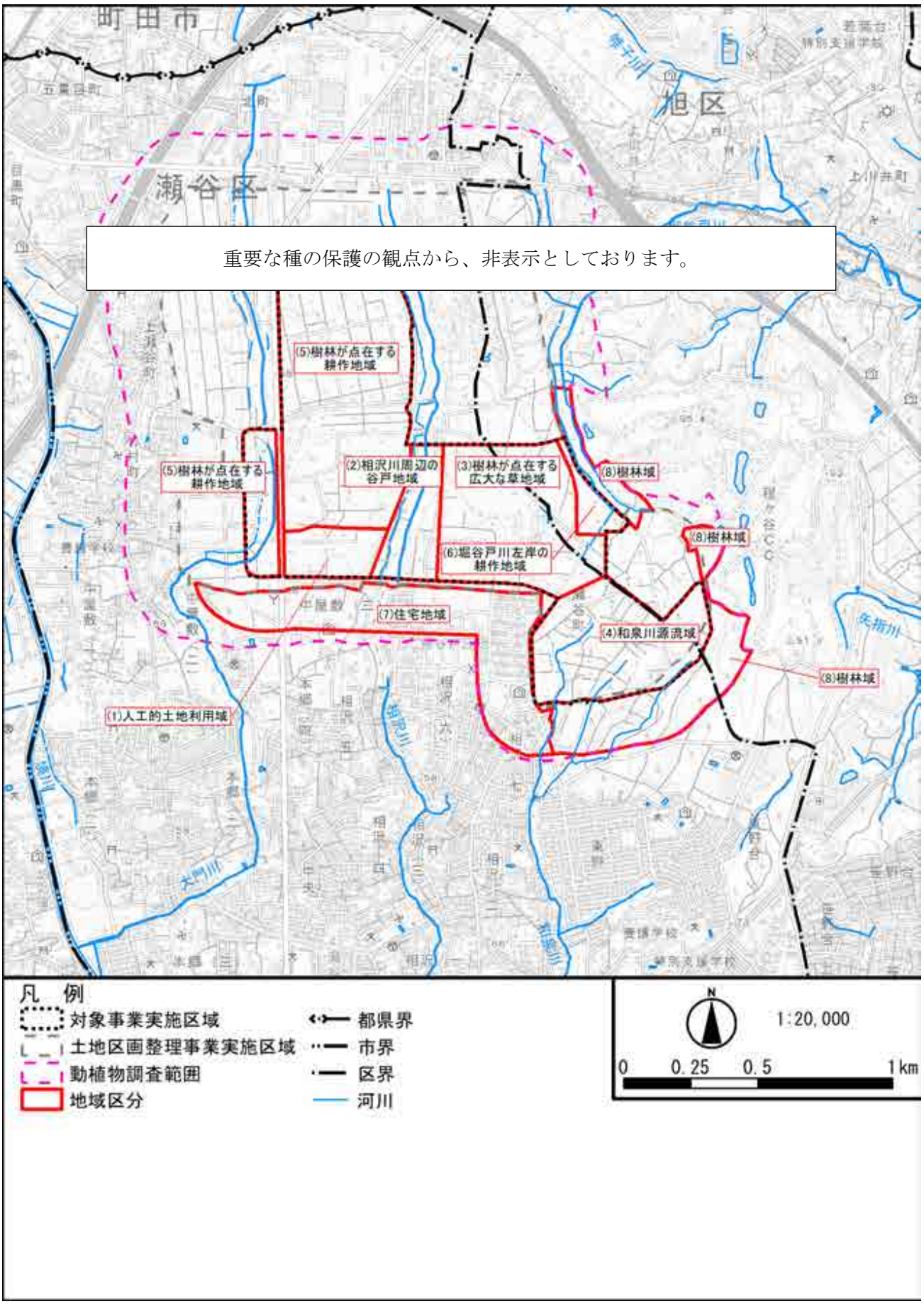

図 6.3-7　注目すべき種の確認位置図（蘚苔類）

c.付着藻類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき植物種として２目２科３種の付着藻類が確認されました。

現地調査で確認された注目すべき種は表 6.3-9、生態及び確認状況は表 6.3-10、確認位置は図 6.3-8 に示すとおりです。

表 6.3-9　注目すべき種（付着藻類）

No.	目	科	種	確認位置								選定基準			
				区域内						区域外		①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)				
1	カワモズク	カワモズク	チャイロカワモズク											NT	NT
2			アオカワモズク		●									NT	VU
3	シャジクモ	シャジクモ	シャジクモ		●									VU	注
合計	2目	2科	3種	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3

注１　種類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 26 年生物リスト 河川環境データベース」（国土交通省 平成 26 年）を参考にしたほか、部分的には「小林弘珪藻図鑑. 第 1 巻」（小林弘ほか 平成 18 年 11 月）などに従った。

注２　注目すべき種の選定基準は以下のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和 25 年５月 30 日法律第 214 号）特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年６月５日法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」（環境省 令和２年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、 VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドリスト（植物編）2022」（神奈川県 令和４年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、 VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、 DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

表 6.3-10　注目すべき種の生態・確認状況（付着藻類）

No.	種名	生態・確認状況
1	チャイロカワモズク	【生態など】 北海道、本州、四国、九州に分布します。 平野の湧泉、灌漑用水路などの流水中に生育します。繁茂期は 10 月～翌５月。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で１地点３株が確認されました。
2	アオカワモズク	【生態など】 本州、四国、九州に分布に分布します。 谷津の水源域と河川上流部の流水中、平野の湧泉の流水中に生育します。繁茂期は 10 月～翌５月。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で春季に１地点計２株が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で１地点約 30 株が確認されました。
3	シャジクモ	【生態など】 国内全域に分布します。 雄雌同株。雄雌両性器は小枝の部節につき、輪生枝の基部には生じません。皮層を完全に欠きます。輪生枝に互生する托葉冠を１段持ち、形状は乳頭突起状から１㎜ 程に尖った形にまで変異がみられます。小枝の末端は苞細胞が集まり冠状になります。 湖沼、ため池などの水深の深い環境に生育する一方で、水田などの浅い水環境にも生育します。 【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸理域では夏季に１地点 10 株以上が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。

資料：「世界の淡水産紅藻」（内田老鶴圃 平成 12 年６月）
「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編（2009 年改訂版）」（千葉県）
「レッドデータブック 2014 －日本の絶滅のおそれのある野生生物－ 9 植物Ⅱ」（環境省 平成 27 年２月）

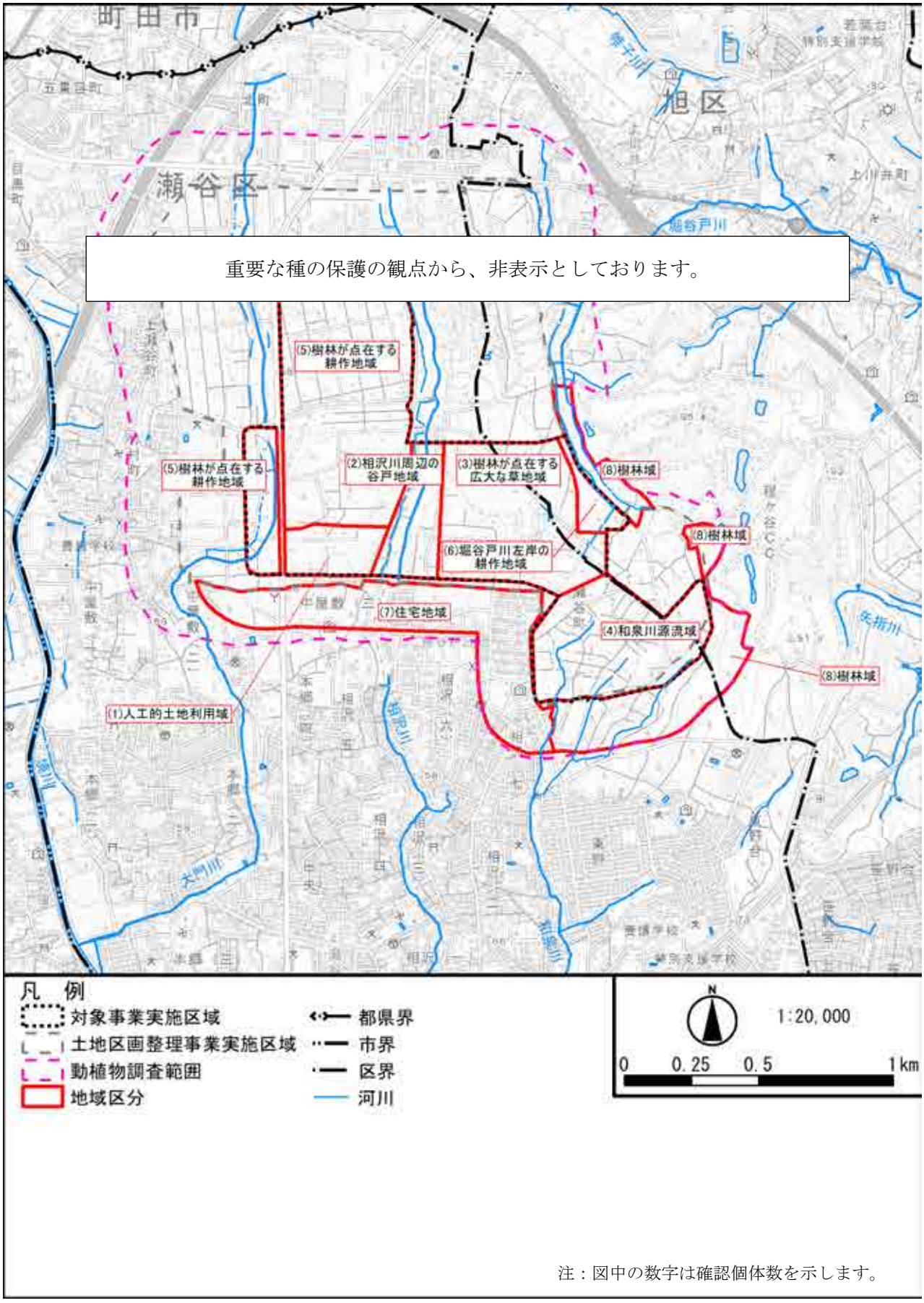

注：図中の数字は確認個体数を示します。

図 6.3-8　注目すべき種の確認位置図（付着藻類）

② 地形、地質の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）②地形、地質の状況」（p.6.2-106～6.2-107 参照）に示すとおりです。

③ 土壌の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）③土壌の状況」（p.6.2-107 参照）に示すとおりです。

④ 水質の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）④水質の状況」（p.6.2-107～6.2-108 参照）に示すとおりです。

⑤ 水循環の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑤水循環の状況」（p.6.2-108 参照）及び「第６章　6.5 水循環 6.5.1（5）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-10～6.5-12 参照）に示すとおりです。

⑥ 土地利用の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑥土地利用の状況」（p.6.2-109 参照）に示すとおりです。

⑦ 関係法令、計画等

ア．「文化財保護法」（昭和 25 年５月法律第 214 号）

「第６章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-109 参照）に示すとおりです。

イ．「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年６月法律第 75 号）

「第６章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-110 参照）に示すとおりです。

ウ．「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）

「第６章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-110 参照）に示すとおりです。

エ．「環境省レッドリスト 2020」（環境省自然環境局 令和２年３月）

「第６章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-110～6.2-111 参照）に示すとおりです。

オ．「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館　平成 18 年７月）

「第６章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-111～6.2-112 参照）に示すとおりです。

カ．「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」

（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和４年３月）

本報告書は、神奈川県の保護上重要な野生生物（維管束植物、コケ植物、藻類、菌類）について、評価結果及び生態・生育状況・存続を脅かす原因等の説明等が記載されている報告書です。神奈川県レッドデータにおけるランクは以下に示すとおりです。

＜神奈川県レッドデータのランク＞

・絶滅（EX）

神奈川県ではすでに絶滅したと考えられる種

・準絶滅

絶滅している可能性はあるが、長期間記録が無く、絶滅と判断しない種

・野生絶滅（EW）

飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態のみ存続している種

・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）

絶滅の危機に瀕している種

現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの

・絶滅危惧ⅠA 類（CR）

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

・絶滅危惧ⅠB 類（EN）

ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

・絶滅危惧Ⅱ類（VU）

絶滅の危険が増大している種

現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの

・準絶滅危惧（NT）

存続基盤が脆弱な種

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの

・情報不足（DD）

評価するだけの情報が不足している種

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの

・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）

県内の特定の地域的において孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

・注目種

環境省のカテゴリーには判定されないが、生息環境や生態的特徴等により注目に値する種

キ．「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33 号横浜のレッドデータ植物目録」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 16 年３月）

明治時代以降に蓄積された横浜市内の植物の記録を基に取りまとめられた報告書で、横浜市の絶滅及び絶滅の危険のある植物についてランク付けされ、目録として取りまとめられています。横浜の植物目録におけるランクは下記に示すとおりです。

＜横浜のレッドデータ植物目録のランク＞

・絶滅（EX）

かつて横浜市に生育していたことが標本により確認されている種のうち、現在は絶滅したと考えられる種

Ex-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、現在、絶滅したと考えられる種

Ex-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、現在は絶滅したと考えられる種

・絶滅危惧種（EN）

横浜市に分布が確認されているが減少が著しく、現在では絶滅寸前と考えられる種

En-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、今や絶滅寸前と考えられる種

En-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、急激に減少して、現在は絶滅寸前と考えられる種

・危急種（V）

横浜市に分布し、今のところ絶滅寸前というほどではないが、減少が著しく、あるいは生育地周辺の環境改変により、このままでは遠からず絶滅が危惧される種

V-A ：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、減少の著しい種

V-B ：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、急激に減少している種

・準絶滅危惧種（R）

生態系に生育地が限られ生育数も極端に少ない種や、最近になって確認された種など

ク．「横浜市環境管理計画」（横浜市環境創造局政策課 平成 30 年 11 月）

「第６章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-112 参照）に示すとおりです。

(6) 専門家等ヒアリング結果

既存資料（土地区画整理事業）における専門家等ヒアリング結果は、資料編（p.資 1.3-46 参照）に示すとおりです。

6.3.2 環境保全目標の設定

生物多様性に係る環境保全目標は、表 6.3-11 のとおり設定しました。

表 6.3-11　環境保全目標（生物多様性（植物））

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等の実施	注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。
【開催中】 会場施設の存在、施設の供用及び外来植物を含む植栽等の管理	
【撤去中】 仮設施設等の撤去	

6.3.3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、陸生植物の植物相、水生植物の植物相、大径木の変化の内容及びその程度としました。

(2) 予測地域

予測地域は、表 6.3-12 に示すとおりであり、「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）①イ.B 注目すべき動物種及び生息地の状況　表 6.2-7、図 6.2-4」（p.6.2-34～6.2-35 参照）に示す植物の生育環境の特性が異なる８つの地域のうち、本博覧会の実施により、間接的影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

工事及び撤去の実施、並びに開催に係る予測地域は、本博覧会の実施に伴い対象事業実施区域及びその周辺に生育する植物への影響が懸念されるため、対象事業実施区域及びその端部から200ｍまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）の住宅地域、樹林域とするとともに、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件　表 6.2-32～表 6.2-34」（p.6.2-117～6.2-118 参照））を対象としました。

対象事業実施区域内に大径木が確認されていますが、本博覧会において大径木は重要な構成要素であるため、保全対象種に準じて取り扱うこととし、大径木が確認されている樹林が点在する広大な草地を予測の対象としました。

なお、対象事業実施区域内の人工的土地利用域、樹林が点在する耕作地域、堀谷戸川左岸の耕作地域の３地域については、土地区画整理事業による造成に伴い、同事業の実施前の植物は存在しない可能性が高いと想定するため、予測の対象外としました。

表 6.3-12　予測地域

予測地域		予測時期		
		工事中	開催中	撤去中
対象事業実施区域内	人工的土地利用域			
	相沢川周辺の谷戸地域	○注2	○注2	○注2
	樹林が点在する広大な草地域	○注4	○注4	○注4
	和泉川源流域	○注2	○注2	○注2
	樹林が点在する耕作地域	注3		
	堀谷戸川左岸の耕作地域			
対象事業実施区域外（区域の端部から約200ｍまでの範囲）	住宅地域	－	－	－
	樹林域	○	○	○

注１：○は、各予測項目に対する予測対象とした地域を示します。
－は、既存資料（土地区画整理事業）において、注目すべき種の生育が確認されなかったため、対象から除外した地域を示します。
空欄は、土地区画整理事業の実施によって予測対象の注目すべき種が存在しない可能性が高いと想定するため、間接的影響の予測対象から除外した地域を示します。なお対象事業実施区域内の人工的土地利用域、樹林が点在する耕作地域、堀谷戸川左岸の耕作地域の３地域については、土地区画整理事業による造成に伴い、同事業の実施前の植物は存在しない可能性が高いと想定するため、予測の対象外としました。

注２：相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域の範囲のうち、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲を対象としました。
注３：駐車場整備範囲に新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工し、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始しますが、これらの対応にも関わらず、配慮すべき植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への移植場所の確保など、確認された植物に応じた対策について検討します。
注４：大径木が確認されているため、予測地域として選定しました。

(3) 予測時期

予測時期は、工事期間中は工事期間全体、開催中は開催期間全体、撤去中は撤去期間全体としました。

(4) 予測方法

① 工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。このため、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生育が確認されている樹林域を予測地域とし、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果と会場及び駐車場等の施工計画を基に、予測地域を生育環境とする注目すべき種（横浜市が実施する土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境において生育が期待される保全対象種を含む）の分布情報及び生態情報等に基づき、工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水等による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件　表 6.2-32～表 6.2-34」（p.6.2-117～6.2-118 参照））についても、本博覧会の工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、大径木の本博覧会の工事に伴う間接的影響の程度を定性的に予測しました。

② 開催に伴う植物相の変化の内容及びその程度

調査で把握した予測地域の植物相及び生育環境の状況、土地区画整理事業において創出する水辺空間（谷戸地域）及び湧水起源の小水路（和泉川源流域）の生育環境の状況と会場及び駐車場等の施設計画、植栽管理計画を比較することで、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業で創出される水辺空間等を生育環境とする注目すべき種（植物）への間接的影響の程度を定性的に予測しました。また、大径木の本博覧会の開催に伴う間接的影響の程度を定性的に予測しました。なお、植物に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場・バスターミナルにおける駐車場の形状や土地被覆の性状を踏まえて行いました。

③ 撤去に伴う植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。このため、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生育が確認されている樹林域を予測地域とし、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果と仮設施設や駐車場等の撤去に係る計画を基に、予測地域を生育

環境とする注目すべき種への工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水等による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件　表 6.2-32～表 6.2-34」（p.6.2-117～6.2-118 参照））についても、本博覧会の工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、大径木の本博覧会の工事に伴う間接的影響の程度を定性的に予測しました。

(5) 予測条件

予測条件は、「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件」（p.6.2-116～6.2-121 参照）と同様としました。なお、創出される保全対象種の生息・生育環境において生育が期待される保全対象種については、表 6.3-13 に示しました。

また、大径木については、本博覧会において大径木は植栽計画における重要な構成要素であるため、保全対象種に準じて取り扱うこととしました。

表 6.3-13　創出される保全対象種の生息・生育環境において生育が期待される保全対象種

環境保全措置	環境区分	保全対象種
保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）の創出	①湿地環境（水深５cm、泥底）	ヒメミズワラビ、ウスゲチョウジタデ、シャジクモ、イチョウウキゴケ
	②湿性草地（草丈の低い草地）	ミズニラ、タコノアシ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ
	③水路（水深 20～40cm、砂礫底）	チャイロカワモズク、アオカワモズク
	④湿地環境（水深 10～20cm、泥底）	植物で該当する重要な種はありません。
	⑤湿性草地（草丈の高い草地）	植物で該当する重要な種はありません。
	⑥水路（水深 10～ 20cm、砂泥底）	植物で該当する重要な種はありません。
	⑦樹林（落葉広葉樹）	（対象種は下記で記載）
	⑧乾性草地	ヒロハノカワラサイコ
	⑤⑥⑦水路周辺の湿性草地、樹林のまとまり	植物で該当する重要な種はありません。
	①～⑦湿地環境、水路、湿性草地等のまとまり	植物で該当する重要な種はありません。
	①②④⑤⑦湿地環境、湿性草地、樹林のまとまり	植物で該当する重要な種はありません。

注：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価事後調査計画書（工事中その２）（p.7-6）より作成

(6) 予測結果

本予測は、対象事業実施区域及びその周辺の植生、地形、及び利用等の状況を踏まえ、表 6.3-12 に示した予測地域を対象に、各地域で確認された注目すべき種の生育環境への影響を予測しました。

各地域で確認された注目すべき種の確認状況は、表 6.3-14 に示すとおりです。人工的土地利用域、堀谷戸川左岸の耕作地域、住宅地域では注目すべき種の生育が確認されなかったため、予測対象から除外しました。

なお、樹林が点在する耕作地域は横浜市の土地区画整理事業で改変されるため、注目すべき種は存在しない可能性が高いと想定するため、予測対象から除外しました。

表 6.3-14　注目すべき種の主な生育環境

主な生育環境[注2]		区分	注目すべき種 重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。
(2)	相沢川周辺の谷戸地域	維管束植物	ミズニラ、タコノアシ、ヒメミズワラビ、ヒロハノカワラサイコ、ウスゲチョウジタデ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ
		蘚苔類	イチョウウキゴケ
		付着藻類	チャイロカワモズク、アオカワモズク、シャジクモ
(3)	樹林が点在する広大な草地域	維管束植物	なし（大径木は保全対象種に準じて取り扱う）
(4)	和泉川源流域	維管束植物	－
(8)	樹林域	維管束植物	ヤブムグラ、アマナ

注１：創出される水辺空間（相沢川周辺の谷戸地域）における注目すべき種は、土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置によって今後生育が期待される種を含みます。
注２：主な生育環境の範囲は、前掲図 6.2-4（p.6.2-35）に示すとおりです。
注３：和泉川源流域には注目すべき種は確認されませんが、注目すべき動物の生息空間として水草等の生育環境が創出されます。

①　工事及び撤去に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容とその程度

ア．対象事業実施区域全体

横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、植物の生育環境は、改変しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施することから、植物への影響を軽減できると予測します。

工事期間中に攪乱を受けた環境を好む植物が定着しないよう巡回点検を実施し、除草処理を行うなど適切に管理することから、植物への影響を軽減できると予測します。

イ．相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、植物への影響はほとんどないと予測します。

ウ．樹林が点在する広大な草地域

横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても保全・活用することから、大径木への影響は小さいと予測します。工事作業員や重機による大径木の根際の踏み固めが生じないよう、大径木の周辺への立入りを制限するなど、作業員への周知徹底を図るため、大径木への影響は小さいと予測します。

エ．樹林域

工事に伴う夜間照明の影響については、作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）、工事従業者への講習・指導（工事区域外への不必要な立入りを制限する）等の配慮を実施することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。

②　開催に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

ア．対象事業実施区域全体

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、植物への影響は軽減できると予測します。

地下水の減少による生育環境への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、植物への影響は軽減できると予測します。

対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境の継承につながると予測します。

会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、植物への影響は軽減できると予測します。

イ．相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

注目すべき種としては、相沢川の開放水面でアオカワモズク、シャジクモ、水田、耕作地等の湿性草地では、ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジの生育が確認されています。本博覧会の実施に当たっては、「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件　表 6.2-32～表 6.2-34」（p.6.2-117～6.2-118 参照）に示すとおり、横浜市の土地区画整理事業では谷戸地形をいかして保全対象種の生息・生育環境を整備する計画となっており、本博覧会では横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理することから、植物への影響はほとんどないと予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備す

る際には、透水性舗装等による水源の涵養を図ることから、植物への影響は軽減できると予測します。

樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、植物への影響はほとんどないと予測します。

ウ．樹林が点在する広大な草地域

横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても横浜市と連携しながら適切な管理に努めることから、大径木への影響は小さいと予測します。

エ．樹林域

本博覧会の開催時には、会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市が対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生育する植物への影響はほとんどないと予測します。

重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。

6.3.4 環境の保全のための措置

(1) 工事及び撤去に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容とその程度

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う植物相の生育環境への影響を最小限に留めるため、表 6.3-15 に示す内容を実施します。

表 6.3-15　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 ・建設行為の実施 【撤去中】 ・仮設施設等の撤去	【対象事業実施区域全体】 ・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 ・工事期間中や使用開始までの期間については、巡回点検を実施し、除草処理を行うなど攪乱を受けた環境を好む配慮すべき植物が定着しないよう、駐車場・バスターミナルを含めた工事区域を適切に管理します。これらの対応にも関わらず、配慮すべき植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への移植場所の確保など、確認された植物に応じた対策について検討します。 ・配慮すべき植物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。 ・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 ・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理します。 ・横浜市の土地区画整理事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため、移設・移植する保全対象種に関する調査を開催前、開催中及び開催後の適切な時期に実施します。その結果、注意が必要な外来種等の刈り取りや駆除など、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と連携しながら対応策を検討して実施します。 【樹林が点在する広大な草地域】 ・横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても保全・活用します。 ・工事作業員や重機による根際の踏み固めが生じないよう、大径木の周辺への立入りを制限するとともに、事前教育の実施などにより、作業員への周知徹底を図ります。 【樹林域】 ・工事に伴う夜間照明の影響については、作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）、工事従業者への講習・指導（工事区域外への不必要な立入りを制限する）等の配慮を実施し、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響を軽減します。 重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。

(2) 開催に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、本博覧会の開催に伴う植物相の生育環境への影響を最小限に留めるため、表 6.3-16 に示す内容を実施します。

表 6.3-16(1)　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 ・会場施設の存在 ・施設の供用 ・外来植物を含む植栽等の管理	【対象事業実施区域全体】 ・植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努め、植栽を適切に維持管理します。 ・園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。 ・現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業に継承します。 ・花壇等において種子による繁殖が想定される植物については、定期的に植え替えを行います。会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づいてガイドラインを作成し、会場内への持ち込み制限等について参加者等に周知徹底します。土壌として客土を行った場合には、その範囲は特に、日常点検のなかで、外来種等の混入について確認するなど、可能な限り周辺への影響が出ないように配慮します。 ・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 ・本博覧会では横浜市が創出した保全対象種の生息･生育環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理します。 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息・生育環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。 ・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養を図ります。 ・湿地環境など保全対象種の生息・生育環境の保全のため、定期的に点検を行って、豪雨等で流出した土砂等の堆積物の撤去、繁茂し過ぎた抽水植物等の除去、及び外来生物等の除去を行うなど、人為的な攪乱も含め、横浜市が創出した保全対象種の生息･生育環境を「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年３月）や他都市の先進的な事例なども参考にし、横浜市と連携しながら維持・管理します。 ・横浜市の土地区画整理事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため、移設・移植する保全対象種に関する調査を開催前、開催中及び開催後の適切な時期に実施します。その結果、注意が必要な外来種等の刈り取りや駆除など、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と連携しながら対応策を検討して実施します。 【樹林が点在する広大な草地域】 ・横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても横浜市と連携しながら適切な管理に努めます。なお、現存する草地環境（乾性草地）の一部を保全して、広場として横浜市に継承します。

表 6.3-16(2)　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 ・会場施設の存在 ・施設の供用 ・外来植物を含む植栽等の管理	【樹林域】 ・会場施設、駐車場及び園路に設置する照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。 ・夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成します。

6.3.5 評価

(1) 工事及び撤去に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容とその程度

① 対象事業実施区域全体

横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、植物の生育環境は、改変しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施することから、植物への影響を軽減できると予測します。

工事期間中に攪乱を受けた環境を好む植物が定着しないよう巡回点検を実施し、除草処理を行うなど適切に管理することから、植物への影響を軽減できると予測します。

② 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、植物への影響はほとんどないと予測します。

③ 樹林が点在する広大な草地域

横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても保全・活用することから、大径木への影響は小さいと予測します。工事作業員や重機による大径木の根際の踏み固めが生じないよう、大径木の周辺への立入りを制限するなど、作業員への周知徹底を図るため、大径木への影響は小さいと予測します。

④ 樹林域

工事に伴う夜間照明の影響については、作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）、工事従業者への講習・指導（工事区域外への不必要な立入りを制限する）等の配慮を実施することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。

(2) 開催に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

① 対象事業実施区域全体

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、植物への影響は軽減できると予測します。

地下水の減少による生育環境への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、植物への影響は軽減できると予測します。

対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境の継承につながると予測します。

会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、植物への影響は軽減できると予測します。

② 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

注目すべき種としては、相沢川の開放水面でアオカワモズク、シャジクモ、水田、耕作地等の湿性草地では、ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジの生育が確認されています。本博覧会の実施に当たっては、「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件　表 6.2-32～表 6.2-34」（p.6.2-117～6.2-118 参照）に示すとおり、横浜市の土地区画整理事業では谷戸地形をいかして保全対象種の生息・生育環境を整備する計画となっており、本博覧会では横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理することから、植物への影響はほとんどないと予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養を図ることから、植物への影響は軽減できると予測します。

樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、植物への影響はほとんどないと予測します。

③ 樹林が点在する広大な草地域

横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても横浜市と連携しながら適切な管理に努めることから、大径木への影響は小さいと予測します。

④ 樹林域

本博覧会の開催時には、会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市が対象事業実施区域の境

界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生育する植物への影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」は達成されると評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。

6.4　生物多様性（生態系）

6.4 生物多様性（生態系）

本博覧会の実施に伴い、工事中は建設行為等の実施により、また開催中は会場施設等の存在、施設の供用及び外来植物を含む植栽等の管理等により、生態系に影響を及ぼすおそれがあります。このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中における生態系への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事中及び撤去中の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】

<table>
<tr><th>項目</th><th>結果等の概要</th><th>参照頁</th></tr>
<tr><td>調査結果の概要</td><td>・既存資料（土地区画整理事業）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺の基盤環境と植生に基づく環境類型区分は、下表のとおりとされています。
<table>
<tr><th>生態系</th><th>植生、土地利用</th><th>分布状況</th></tr>
<tr><td>低地の樹林・畑地・草地の生態系</td><td>・メヒシバーエノコログサ群落、畑地が優占
・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキーエノキ群落が分布
・人により利用されている場所が多い</td><td>・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布
・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布</td></tr>
<tr><td>湿性低地・河川の生態系</td><td>・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕田が分布し、人により利用されている場所が多い
・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている</td><td>・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布</td></tr>
</table></td><td>p. 6. 4-9
～6. 4-19</td></tr>
<tr><td>環境保全目標</td><td>地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。</td><td>p. 6. 4-19</td></tr>
<tr><td>予測結果の概要</td><td>【対象事業実施区域全体】
・対象事業実施区域及びその周辺を特徴づける低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系のうち、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする注目種等については、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される夜行性のタヌキ（典型性）が挙げられます。
・横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施するとともに、横浜市と調整しながら本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とすることから、影響は軽減できると予測します。
重要な種の保護の観点から一部非表示としております。
① 湿性低地・河川の生態系
【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】
・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、影響はほとんどないと予測します。
・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動植物が定着しないよう適切に管理し対策等を実施することから、影響はほとんどないと予測します。</td><td>p. 6. 4-24</td></tr>
</table>

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事中及び撤去中の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	② 低地の樹林・畑地・草地の生態系 【住宅地域及び樹林域】 ・工事に伴う夜間照明の影響については、工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、瀬谷市民の森等との境界に仮囲いを設置することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等に生息する夜行性のタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。	p. 6. 4-24
環境の保全のための措置の概要	【対象事業実施区域全体】 ・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 ・夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 ・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。 ・工事期間中や使用開始までの期間については、巡回点検を行うなど駐車場・バスターミナルを含めた工事区域を適切に管理するとともに、新たに配慮すべき動植物が定着しにくくなるような対策を検討します。これらの対応にも関わらず、配慮すべき動植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動植物の避難経路や移植場所の確保など、確認された動植物に応じた対策について検討します。 ・配慮すべき動植物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。 ① 湿性低地・河川の生態系 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 ・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に対し、横浜市と調整しながら、本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。 ・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水等が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理します。 ・本博覧会の駐車場・バスターミナルについては、一部が相沢川流域内にあるため、博覧会終了後、速やかに解体・撤去し、横浜市の土地区画整理事業で創出した保全種の生息・生息環境等に影響が出ないようにします。土地被覆の性状等については、透水性に配慮した検討を進めています。また、新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工するとともに、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始します。 ② 低地の樹林・畑地・草地の生態系 【住宅地域及び樹林域】 ・作業時間の順守や仮囲いの設置など、樹林域の生態系に配慮します。	p. 6. 4-29
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。	p. 6. 4-32

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】

<table>
<tr><th>項目</th><th>結果等の概要</th><th>参照頁</th></tr>
<tr><td>調査結果の概要</td><td>・既存資料（土地区画整理事業）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺の基盤環境と植生に基づく環境類型区分は、下表のとおりとされています。
<table>
<tr><th>生態系</th><th>植生、土地利用</th><th>分布状況</th></tr>
<tr><td>低地の樹林・畑地・草地の生態系</td><td>・メヒシバーエノコログサ群落、畑地が優占
・コナラ群落、スギ･ヒノキ植林及びムクノキーエノキ群落が分布
・人により利用されている場所が多い</td><td>・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布
・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布</td></tr>
<tr><td>湿性低地・河川の生態系</td><td>・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕田が分布し、人により利用されている場所が多い
・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている</td><td>・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布</td></tr>
</table></td><td>p. 6. 4-9
～6. 4-19</td></tr>
<tr><td>環境保全目標</td><td>地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。</td><td>p. 6. 4-19</td></tr>
<tr><td>予測結果の概要</td><td>【対象事業実施区域全体】
・対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、影響は軽減できると予測します。
・地下水の減少による生態系への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、影響は軽減できると予測します。
・本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、影響は軽減できると予測します。
・対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境の継承につながると予測します。
・会場に持ち込まれる植物等については、 関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、影響は軽減できると予測します。
① 湿性低地・河川の生態系
【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】
・相沢川はコンクリート三面張りとなっています。このため、典型性の注目種等のシオカラトンボをはじめとする水生生物の生息環境としては十分とは言えず、湿性低地・河川の生態系としては良好ではないと考えられます。
・上位性の注目種等であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境（水辺）が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。
・相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる相沢川の開放水面、水田等の湿生草地や耕作地、高茎乾生草地、樹林地などは、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件　表 6.2-32」(p. 6. 2-117 参照)に示すとおり、横浜市が保全対象種の生息・生育環境を創出し、湿地や草地、樹林地を整備する計画となっています。</td><td>p. 6. 4-25
～6. 4-28</td></tr>
</table>

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	・和泉川源流域は、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息・生育環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性の注目種等であるホトケドジョウの主な生息環境となっており、周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、上位性のシマヘビ、典型性のシオカラトンボの主な生息環境となっています。 ・和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる和泉川源流の小水路及びその周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があるため、「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件　表 6.2-33～表 6.2-34」(p.6.2-117～6.2-118 参照)に示すとおり、横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置としてホトケドジョウ等の生息環境を創出するため、湧水起源の小水路環境の創出、その周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地、樹林地等で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）が整備される計画です。 ・相沢川周辺の谷戸地域や和泉川源流域では、横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備が行われますが、本博覧会では、これらに配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理するほか、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響は軽減できると予測します。 ・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ることから、影響は軽減できると予測します。 ・樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、影響はほとんどないと予測します。 ・和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息・生育環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保することから、影響は軽減できると予測します。 ・横浜市が整備した地上式調整池（調整池４）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避けることから、河川の水質への影響を最小限とし、動物相への影響は軽減できると予測します。 ・隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とすることから、影響は軽減できると予測します。 ② 低地の樹林・畑地・草地の生態系 【住宅地域及び樹林域】 ・低地の樹林・畑地・草地の生態系は、樹林（落葉広葉樹林：コナラ群落、ムクノキ-エノキ群落）を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、タヌキ、落葉広葉樹林が挙げられ、また、草地（乾生草地：メヒシバ-エノコログサ群落、チガヤ群落）を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、ヒバリ、トノサマバッタが挙げられます。さらに、これらの樹林、草地を採餌場とする上位性の注目種等として、オオタカが挙げられます。	p.6.4-25 ～6.4-28

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	・対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、会場施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。本博覧会の開催時には会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市により対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽が行われることで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、影響は軽減できると予測します。 ・夜間に行催事を行う場合においても、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、影響は軽減できると予測します。 ・食品残渣等の処理等に関する運営ルールを作成することから、誘引による影響は軽減できると予測します。	p. 6. 4-25 ～6. 4-28
環境の保全のための措置の概要	【対象事業実施区域全体】 ・植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努め、植栽を適切に維持管理します。 ・園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。 ・音響設備の音量、稼働時間についても適切な運営ルールを作成するなど、周辺環境への配慮について検討します。 ・現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業に継承します。 ・花壇等において種子による繁殖が想定される植物については、定期的に植え替えを行います。会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づいてガイドラインを作成し、会場内への持ち込み制限等について参加者等に周知徹底します。 ① 湿性低地・河川の生態系 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携して適切に維持管理します。 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲のうち、相沢川周辺の谷戸地域においては、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息・生育環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。 ・和泉川源流域においては、ホトケドジョウなど保全対象種の生息・生育環境が維持できるよう、湧水の保全に努めるとともに、湧水源を涵養するため、横浜市が整備したものも含め、雨水浸透・貯留施設が、落ち葉や土砂等の堆積による浸透機能の低下が生じないよう、定期的に清掃するなど適切に維持管理します。	p. 6-4-30 ～6. 4-31

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	・ホトケドジョウや湿地環境など保全対象種の生息・生育環境の保全のため、定期的に点検を行って、豪雨等で流出した土砂等の堆積物の撤去、繁茂し過ぎた抽水植物等の除去、及びアメリカザリガニなど魚類を捕食する外来生物等の駆除を行うなど、人為的な攪乱も含め、横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境を「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年３月）や他都市の先進的な事例なども参考にし、横浜市と連携しながら維持・管理します。 ・和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息・生育環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。 ・横浜市が整備した地上式調整池（調整池４）における保全対象種の生息環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えるほか、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。また、本博覧会会場では、ネオニコチノイド系の農薬など、ホトケドジョウの餌となる水生昆虫等への影響が懸念される農薬の散布は行いません。 ・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ります。 ・隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とします。 ② 低地の樹林・畑地・草地の生態系 【住宅地域及び樹林域】 ・会場施設、駐車場及び園路に設置する照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。 ・夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成します。 ・運営ルールを作成して、食品残渣等の廃棄物は堆肥化する等減量化に努めるとともに、適切に処理します。	p. 6-4-30 ～6. 4-31
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。	p. 6. 4-33 ～6. 4-35

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.4.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

① 生態系の状況
② 地形、地質の状況
③ 土壌の状況
④ 水質の状況
⑤ 水循環の状況
⑥ 土地利用の状況
⑦ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

① 生態系の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

なお、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地域は、「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（2）①動物の状況」（p.6.2-8、6.2-10～6.2-20 参照）及び「第６章　6.3 生物多様性（植物）6.3.1（2）①植物の状況」（p.6.3-6、6.3-8～6.3-10 参照）と同様としました。

② 地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

④ 水質の状況

「6.2 生物多様性（動物）6.2.1（2）④水質の状況」（p.6.2-8、6.2-10 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

湧水の流量は、「第 6 章　6.5 水循環 6.5.1（2）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-5 参照）と同様としました。

河川の流量は、「④水質の状況」と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

⑦ 関係法令、計画等

対象事業実施区域及びその周辺としました。

(3) 調査時期

① 生態系の状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査は、「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (3) ①動物の状況」（p.6.2-21～6.2-23 参照）及び「第６章　6.3 生物多様性（植物）6.3.1 (3) ①植物の状況」（p.6.3-11 参照）と同様としました。

② 地形、地質の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

③ 土壌の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

④ 水質の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (3) ④水質の状況」（p.6.2-24 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (3) ⑤水循環の状況」（p.6.2-24 参照）と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

⑦ 関係法令、計画等

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 生態系の状況

既存資料調査は、動物の状況及び植物の状況の調査結果により、生態系の状況を把握しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査は、既存資料（土地区画整理事業）における動物、植物の現地調査結果を用い、注目種（上位性種、典型性種及び特殊性種）を抽出しました。

② 地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

③　土壌の状況

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料の収集整理により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

④　水質の状況

水質の調査項目及び調査方法は「6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4）④水質の状況」（p.6.2-27 参照）と同様としました。

⑤　水循環の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4）⑤水循環の状況」（p.6.2-28 参照）及び「第６章　6.5 水循環 6.5.1（4）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-8 参照）と同様としました。

⑥　土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

⑦　関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

・「文化財保護法」
・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
・「環境省レッドリスト 2020」
・「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」
・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
・「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33 号横浜のレッドデータ植物目録」
・「横浜市環境管理計画」

(5) 調査結果

①　生態系の状況

ア．既存資料調査

A　生態系を構成する要素の状況

調査区域における環境類型区分の概要は「第 3 章　3.2.5　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（3）①環境類型区分　表 3.2-32、図 3.2-35」（p.3-91～3-92 参照）に示すとおりです。

調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の６つの環境類型区分に分類されます。

対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。

また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。

B　食物連鎖の状況

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周辺の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖図として「第3章　3.2.5　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（3）②生態系の概要　図3.2-36」（p.3-94 参照）に概要を整理しました。対象事業実施区域及びその周辺において、対象事業実施区域の東側から北東側にある山地には主に樹林が分布し、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、コナラ群落（Ⅶ）が広がっています。対象事業実施区域及びその周辺の段丘・低地の地形では、主に市街地等や畑雑草群落、ゴルフ場・芝地、緑の多い住宅地等が広がり、シラカシ群集、クヌギ-コナラ群集、低木群落等の樹林が点在しており、河川等の開放水域もあります。

これらのことから、調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます（「第3章　3.2.5　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（3）①環境類型区分　図3.2-35」（p.3-92 参照））。

陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類やチョウ類、コオロギ類の草食性の昆虫類や、タイワンリス、ネズミ類、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、クモ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類が、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてはタヌキ、テン、イタチ等の雑食性又は肉食性の哺乳類が生息すると考えられます。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等の猛禽類が生息すると考えられます。

水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはハグロトンボやテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ、メダカ、ヨシノボリ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とするアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。

また、水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはカワニナやユスリカ類等の雑食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物が、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類が、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息します。さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

A　生態系を構成する要素の状況

動植物その他の自然環境に係る概況から、地域を特徴づける生態系について環境類型区分を行いました。

地域を特徴づける生態系の区分と概要については、表 6.4-1 に示すとおりです。

表 6.4-1　生態系を構成する要素の状況

生態系	植生、土地利用	分布状況
低地の樹林・畑地・草地の生態系	メヒシバーエノコログサ群落、畑地が優占するほか、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキーエノキ群落が分布します。人により利用されている場所が多いです。	畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布しています。樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布します。
湿性低地・河川の生態系	相沢川沿いは、畑地、水田、休耕田が分布し、人により利用されている場所が多いです。 和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されています。	対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布します。

注：「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3（2）　表 6.2-31」（p.6.2-114 参照）で示した予測地域において、低地の樹林・畑地・草地の生態系は、「住宅地域」及び「樹林域」に、湿性低地・河川の生態系は、「相沢川周辺の谷戸地域」及び「和泉川源流域」に該当します。

B　地域を特徴づける生態系の注目種の状況

地域を特徴づける生態系の注目種等について、表 6.4-2 に示す「上位性」、「典型性」及び「特殊性」の観点から、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果を踏まえて選定しました。

表 6.4-2　注目種等の選定の考え方

区分	考え方
上位性	生態系を形成する動植物種等において栄養段階の上位に位置する種を対象とします。該当する種は栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化等の総合的な影響を指標しやすい種が対象となります。また、小規模な湿地やため池等、対象範囲における様々な空間スケールの生態系における食物網にも留意し、対象種を選定します。そのため、哺乳類、鳥類等の行動圏が広い大型の脊椎動物以外に、爬虫類、魚類等の小型の脊椎動物や、昆虫類等の無脊椎動物も対象となる場合があります。
典型性	対象範囲の生態系の中で、各環境類型区分内における動植物種等と基盤的な環境あるいは動植物種等の間の相互連関を代表する動植物種等、生態系の機能に重要な役割を担うような動植物種等（例えば、生態系の物質循環に大きな役割を果たしている、現存量や占有面積の大きい植物種、個体数が多い動物種、代表的なギルド（同一の栄養段階に属し、ある共通の資源に依存して生活している種のグループ）に属する種等）、動植物種等の多様性を特徴づける種、生態遷移を特徴づける種、回遊魚のように異なる生態系間を移動する種等が対象となります。また、環境類型区分ごとの空間的な階層構造にも着目し、選定します。
特殊性	湧水地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域や、砂泥底海域に孤立した岩礁や貝殻礁等、成立条件が特殊な環境で、対象事業に比べて比較的小規模である場に注目し、そこに生息する動植物種等を選定します。該当する動植物種等としては特殊な環境要素や特異な場の存在に生息が強く規定される動植物種等が挙げられます。

表 6.4-1 で示した地域を特徴づける生態系の環境類型区分を踏まえ、表 6.4-2 に示した選定の考え方に従い、表 6.4-3 に示す注目種等を選定しました。

表 6.4-3　地域を特徴づける生態系の注目種等

地域を特徴づける生態系	区分	注目種等	選定の理由
低地の樹林・畑地・草地の生態系	上位性	オオタカ	里山環境の食物連鎖の上位種であり、生息情報を確認しています。
	典型性	タヌキ	里山環境に一般に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		ヒバリ	畑地・草地環境に一般的に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		トノサマバッタ	畑地・草地環境に一般的に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		落葉広葉樹林	里山環境に一般的にみられる植生であり、調査範囲にも分布しています。
湿性低地・河川の生態系	上位性	シマヘビ	水田等によく見られる種であり、調査範囲にも生息しており、生態系では食物連鎖の上位種になります。
	典型性	シオカラトンボ	水田等によくみられる種であり、調査範囲にも生息しています。
	特殊性	ホトケドジョウ	湧水に限定して生息する種であり、調査範囲にも生息しています。

C　注目種等の生態

動植物調査において確認された、地域を特徴づける生態系の注目種等の生態は、表 6.4-4 に示すとおりです。

表 6.4-4(1)　注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
上位性	オオタカ	留鳥として山麓から丘陵地の森林に生息し、主に中・小型の鳥類を捕食します。 スギ、マツ類等の針葉樹の高木に営巣することが多く、普通３～４個卵を産みます。北海道と本州で繁殖し、冬期は漂行する個体も多くいます。	重要な種の保護の観点から 非表示としております。
	シマヘビ	北海道から九州まで広く分布しています。開けた平地から山地の林縁部等、明るい環境を好みます。動きは俊敏で、カエルを多く食べますが、他にも、ネズミ、鳥類の卵やヒナ、ヘビ、トカゲ等、様々な動物を捕食します。	対象事業実施区域内では確認されていません。対象事業実施区域外では、夏季に旧米軍施設の人工構造物（廃屋）でニホンヤモリを捕食する幼体を１個体、堀谷戸川周辺の墓地の擁壁で脱皮殻が１例、秋季に旧米軍施設と耕作地の境界にある低茎草地で成体が１個体、夏季（平成 31 年）に瀬谷市民の森周辺の湿生草地で成体が１個体確認されました。確認例数が少なく確認地点もまばらですが、対象事業実施区域の北東側で確認される傾向がみられたことから、河川や耕作地などの水辺の他に、餌となる小動物が生息していれば、やや乾燥した環境も利用していると考えられます。

表 6.4-4(2)　注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
典型性	タヌキ	沖縄県を除く全都道府県に分布しています。平地から標高2,000m を超える亜高山帯までの林や林縁、里山に住み、水辺近くの下生えの密生する広葉樹林を好みます。雑食性で夜行性です。 交尾期は２～４月、出産期は５～６月で、一夫一妻制です。ふつう４～５子を出産します。	調査範囲内では、平成 30 年夏季から平成 31 年夏季までの任意踏査によって目撃の他、足跡やため糞などのフィールドサインが、合計 41 例確認されました。確認地点は調査範囲内の市街地を除くほぼ全域で、対象事業実施区域内の中央及び南東部、瀬谷市民の森、上川井市民の森でも確認されています。また、自動撮影カメラによっても調査範囲内で延べ 17 例が確認されています。以上の事から、タヌキは年間を通じて対象事業実施区域及びその周辺の樹林や畑地、草地を広く利用していると考えられます。
	ヒバリ	留鳥あるいは漂鳥として北海道から九州に分布し、南西諸島では冬鳥として生息しています。広い草地のある河川敷や農耕地、牧場、造成地等に生息しており、背の低い草本が優占し、ところどころ地面が露出する程度のまばらな乾いた草原を特に好みます。 繁殖期間は４～７月です。イネ科などの植物の株際の地上や株内の低い位置に巣をつくります。	調査範囲内では合計 116 地点 160 個体（一般鳥類調査：89 地点 129 個体、猛禽類調査：17 地点 31 個体）が確認されました。対象事業実施区域内では相沢川周辺で冬季に１地点計３個体、初夏季に３地点計３個体、中央部～南東部で夏季に２地点計２個体、秋季に１地点計２個体、冬季に３地点計５個体、春季に８地点計 11 個体、初夏季に８地点計 11 個体が確認されました。主に草地、耕作地といった環境で広範囲に確認されています。本種が繁殖や採食に利用する環境が対象事業実施区域及びその周辺には広がっており、対象事業実施区域及びその周辺では、夏季から冬季にも確認されていることから、一年を通して利用しているものと考えられます。
	トノサマバッタ	沖縄から北海道まで広く分布します。繁殖のためにえさ場としてのイネ科の草本と産卵場としての裸地の両方が必要なため、川原、草のまばらな草原、開発中の住宅分譲地、運動場、サトウキビやトウモロコシの畑などに生息します。	調査範囲内では夏季から秋季までの調査で、特に秋季に成虫が多数確認されました。対象事業実施区域内では北部及び南東部等の広範囲で確認されました。確認地点は、広範囲にみられる草地環境や耕作地周辺、未舗装の道路脇など開放的な環境であり、中でも、草刈りがされている草地環境や耕作地周辺で多く確認されました。
	落葉広葉樹林	コナラ科の落葉広葉樹高木であるコナラと、ニレ科の落葉広葉樹であるムクノキやエノキが優占する二次林です。樹林に生息する動物の餌資源や生息場所として重要な役割を担っています。	落葉広葉樹林は、コナラ群落及びムクノキ-エノキ群落の２つが主に確認されました。コナラ群落は主に対象事業実施区域の南東側に広く分布していました。ムクノキ-エノキ群落は対象事業実施区域の南東側に分布しているほか、対象事業実施区域外の相沢川上流部にやや広い群落、小河川の周辺に小さな群落がみられました。

表 6.4-4(3)　注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
典型性	シオカラトンボ	北海道から九州まで広く分布し、平地から低山地に至る挺水植物が繁茂する池沼や湿地の滞水、休耕田、ほとんど流れのない溝川等、広範な止水域に生息します。 幼虫は挺水植物の根際や植物性沈積物の陰に隠れたり、柔らかい泥の中に潜って生息しています。	幼虫は、対象事業実施区域内では夏季に相沢川、冬季及び春季に和泉川源流の小水路で確認されました。対象事業実施区域内では夏季、秋季、冬季及び春季に相沢川上流付近の水田脇で確認されました。また、成虫が春季から秋季にかけて相沢川周辺の水田付近で少数確認されています。池沼や水田、流れの緩い小河川に生息する種で、対象事業実施区域及びその周辺の水田や河川周辺が主な生息・繁殖環境となっているものと考えられます。
特殊性	ホトケドジョウ	流れの緩やかな谷戸の源流域や湧水のある水路等に生息しています。雑食性で水生小動物等を捕食しています。水温が低下すると湧水域に集まり集団で越冬します。 繁殖期は春から夏で、多回産卵で水草や植物の根等にぱらぱらと産み付けます。	対象事業実施区域内では、和泉川源流の小水路で夏季に 58 個体、秋季に 18 個体、冬季に３個体、春季に３個体、対象事業実施区域外では、堀谷戸川で夏季に 37 個体、秋季に 18 個体、冬季に２個体、春季に 16 個体が確認されました。本種は湧水環境を好む種であり、湧水の流れる和泉川源流の小水路は主要な生息環境となっているものと考えられます。ただし、湧水量は少なく流路も短いため生息環境としては脆弱といえます。また、堀谷戸川はコンクリート三面張りの河川であり、ここで確認されたホトケドジョウは、周辺水域からの流下個体であると考えられます。

D　他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況

a.低地の樹林・畑地・草地の生態系

対象事業実地区域及びその周辺は、畑地・草地が大部分を占めており、こうした中に樹林地が小規模ながら点在し、南東部には比較的規模の大きな樹林地がみられます。このように対象事業実地区域及びその周辺には、いくつかの環境構成要素が混在しており、これらの環境を利用する生物にとって選択できる多様な条件を含んでいます。このため、低地の樹林・畑地・草地において、典型性種（タヌキ、ヒバリ、トノサマバッタ）が広く多数確認されており、上位性種（オオタカ）による利用頻度も高く、狩場として広範囲に利用されていました。

低地の樹林・畑地・草地の生態系における断面模式図は図 6.4-3 に、食物連鎖の模式図は図 6.4-1 に示すとおりです。

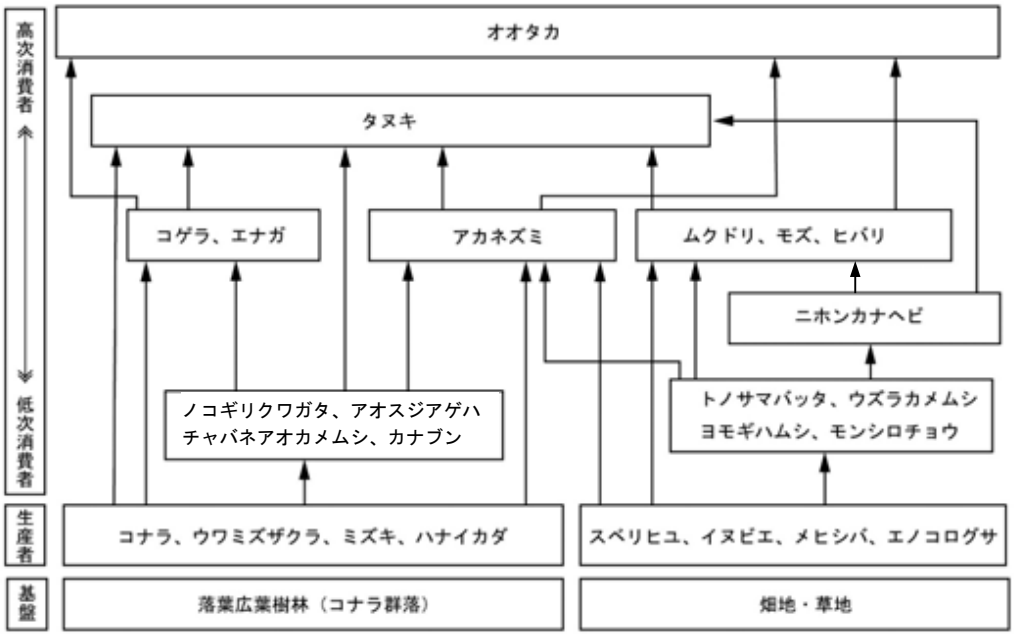

図 6.4-1　低地の樹林・畑地・草地の生態系における食物連鎖の模式図

b.湿性低地・河川の生態系

対象事業実地区域及びその周辺における河川の多くはコンクリート三面張りであることから、単調な環境になっています。このため、典型性種（シオカラトンボ）をはじめとする水生生物の生息環境は脆弱であり、湿性低地・河川の生態系は貧弱であると考えられます。

上位性種であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境（水辺）が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。

一方で、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性種であるホトケドジョウの主要な生息環境となっています。

湿性低地・河川の生態系における断面模式図は図 6.4-3 に、食物連鎖の模式図は図 6.4-2 に示すとおりです。なお、湿性低地・河川の生態系については、相沢川と和泉川では、環境が異なるため、それぞれについて断面模式図を示しています。

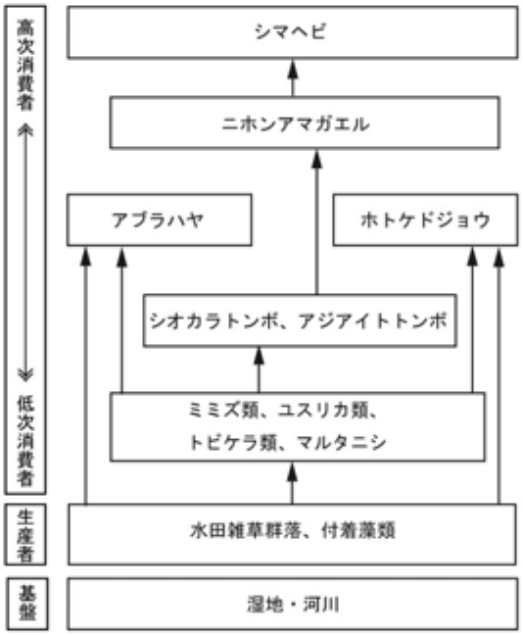

図 6.4-2　湿性低地・河川の生態系における食物連鎖の模式図

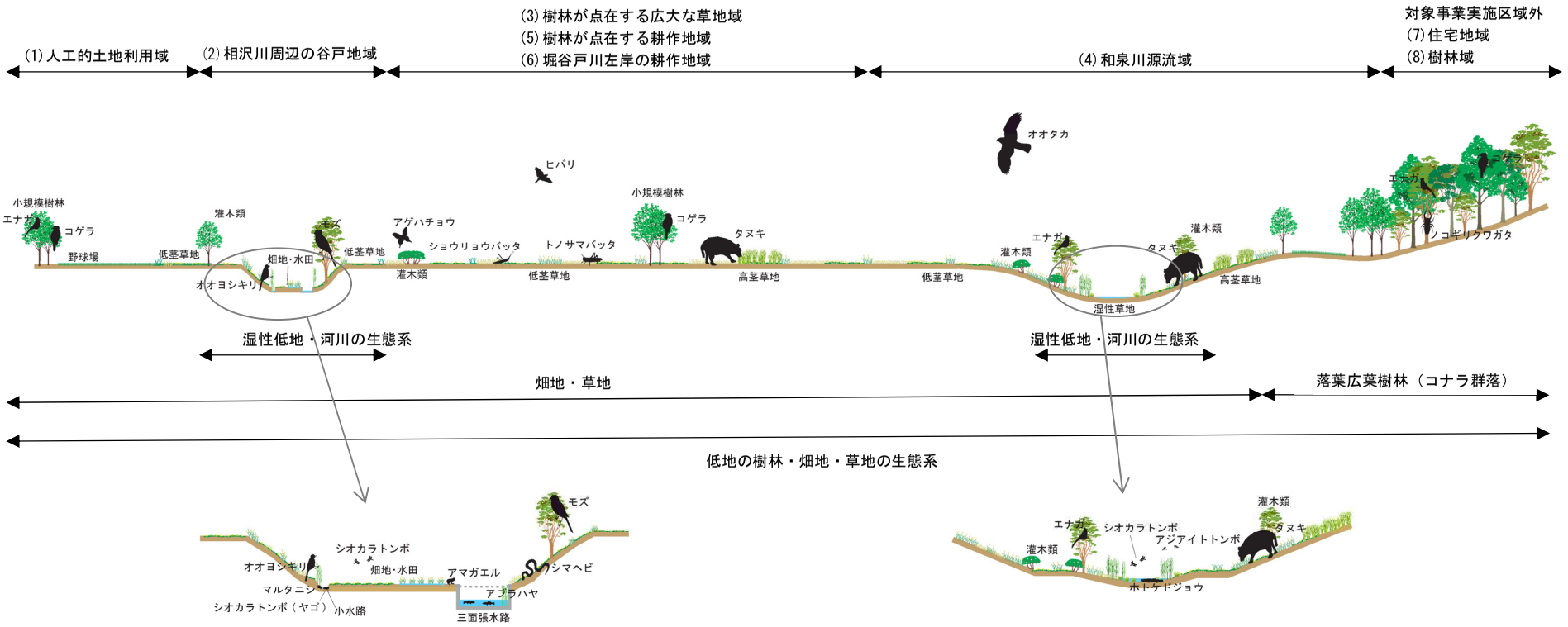

図 6.4-3　低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系における断面模式図（現況）

出典：「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業　環境影響評価書」（令和５年 11 月、横浜市）より作成

② 地形、地質の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）②地形、地質の状況」（p.6.2-106～6.2-107 参照）に示すとおりです。

③ 土壌の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）③土壌の状況」（p.6.2-107 参照）に示すとおりです。

④ 水質の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）④水質の状況」（p.6.2-107～6.2-108 参照）に示すとおりです。

⑤ 水循環の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑤水循環の状況」（p.6.2-108 参照）及び「第 6 章　6.5 水循環　6.5.1 （5） ①湧水の分布、流量及び水質 ②河川の流量の状況」（p.6.5-10～6.5-13 参照）に示すとおりです。

⑥ 土地利用の状況

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑥土地利用の状況」（p.6.2-109 参照）に示すとおりです。

⑦ 関係法令、計画等

「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-109～6.2-112 参照）及び「第６章　6.3 生物多様性（植物）6.3.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.3-33～6.3-35 参照）に示すとおりです。

6.4.2 環境保全目標の設定

生物多様性に係る環境保全目標は、表 6.4-5 に示すとおり設定しました。

表 6.4-5　環境保全目標(生物多様性)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等の実施	地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。
【開催中】 会場施設の存在 施設の供用 外来植物を含む植栽等の管理	
【撤去中】 仮設施設等の撤去	

6.4.3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、生態系の状況の変化の内容及びその程度としました。

(2) 予測地域

本予測では、生態系ネットワークの観点から、水と緑のまとまりや、つながりを評価するため、動植物その他の自然環境に係る概況から、対象事業実施区域及びその周辺の地域を特徴づける生態系を前掲表 6.4-1（p.6.4-11 参照）及び前掲図 6.4-1～図 6.4-3（p.6.4-16～6.4-18 参照）に示す「低地の樹林・畑地・草地の生態系」、「湿性低地・河川の生態系」の２つに区分し、生態系区分ごとに予測を行いました。また、「湿性低地・河川の生態系」については、相沢川と和泉川では現況の環境が異なり、それぞれの環境に合わせた環境保全措置を実施することから、それぞれ予測を行いました。

工事及び撤去の実施、並びに開催に係る予測地域は、本博覧会の実施に伴い対象事業実施区域周辺に生息・生育する動植物への影響が懸念されるため、対象事業実施区域の端部から 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）の住宅地域、樹林域とするとともに、横浜市の土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件　表 6.2-32～表 6.2-35」（p.6.2-117～6.2-118 参照）を対象としました。

(3) 予測時期

予測時期は、工事期間中は工事期間全体、開催中は開催期間全体、撤去中は撤去期間全体としました。

(4) 予測方法

①　工事の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。このため、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生育が確認されている樹林域及び住宅地域を予測地域とし、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果と会場及び駐車場等の施工計画を基に、予測地域を生育環境とする生態系の注目種等への工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水等による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲「第６章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件　表 6.2-32～表 6.2-35」（p.6.2-117～6.2-118 参照）についても、本博覧会の工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水等に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

② 開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

調査で把握した予測地域の生態系の状況と会場及び駐車場等の施設計画、植栽管理計画を比較することで、隣接する市民の森等の樹林域、土地区画整理事業によって創出される水辺空間等及び地上式調整池（調整池４）を生息・生育環境とする生態系の注目種等への光や音などの博覧会開催による間接的影響の程度を定性的に予測しました。なお、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場・バスターミナルにおける駐車場の形状や土地被覆の性状を踏まえて行いました。

③ 撤去に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。このため、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生育が確認されている樹林域及び住宅地域を予測地域とし、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果と仮設施設や駐車場等の撤去に係る計画を基に、予測地域を生育環境とする生態系の注目種等への撤去中の夜間照明及び雨水・汚水排水等による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲「第６章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件　表 6.2-32～表 6.2-35」(p.6.2-117～6.2-118 参照）についても、本博覧会の撤去中の夜間照明及び雨水・汚水排水等に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

(5) 予測条件

予測条件は、「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件」(p.6.2-116～6.2-121 参照）と同様としました。

①　予測地域における植生等の改変率

予測地域において想定される植生等の改変率は、表 6.4-6 に示すとおりです。

予測地域は、図 6.4-4 に示すとおり、本博覧会の対象事業実施区域内及び対象事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）のうち、横浜市の土地区画整理事業により改変されない範囲としました。

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。

また、予測地域内（対象事業実施区域と隣接する範囲を含む）の樹林域の約 13%、乾生草地の約 96%、湿生草地の約 26%、合計約 67%が改変される可能性があります。

表 6.4-6　予測地域における植生等の改変率

区分	群落名等	予測地域[注1]					
		非改変区域		改変区域[注1]（対象事業実施区域）		予測地域全体	
		面積 (ha)	改変率 (%)	面積 (ha)	改変率 (%)	面積 (ha)	改変率 (%)
樹林域	コナラ群落	6.07	0.0	0.63	0.0	6.70	0.0%
	ムクノキーエノキ群落	0.03	0.0	3.89	56.7	3.93	56.2%
	スギ・ヒノキ植林	10.28	0.0	2.96	30.1	13.24	6.7%
	竹林	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	－
	ヤナギ低木群落	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	－
	計	16.38	0.0	7.48	41.4	23.86	13.0%
乾生草地	アズマネザサ群落	0.00	0.0	0.53	100.0	0.53	100.0%
	ススキ群落	0.00	0.0	0.00	100.0	0.00	－
	セイタカアワダチソウ群落	0.39	0.0	0.79	100.0	1.18	66.8%
	ヒメムカシヨモギ群落	0.56	0.0	0.62	100.0	1.18	52.7%
	イネ科草本群落	0.00	0.0	7.57	89.1	7.57	89.0%
	チガヤ群落	0.24	0.0	3.10	100.0	3.34	92.8%
	メヒシバーエノコログサ群落	0.65	0.0	47.25	100.0	47.90	98.6%
	計	1.84	0.0	59.86	98.6	61.71	95.7%
湿生草地	オギ群落	1.59	0.0	0.56	100.0	2.15	26.1%
	計	1.59	0.0	0.56	100.0	2.15	26.1%
その他土地利用	シバ草地	0.00	0.0	0.53	100.0	0.53	100.0%
	植栽樹群	0.60	0.0	15.50	100.0	16.10	96.3%
	果樹園	2.04	0.0	1.58	100.0	3.62	43.8%
	畑地	6.17	0.0	27.20	100.0	33.37	81.5%
	水田	0.00	0.0	0.56	100.0	0.56	100.0%
	休耕田	0.00	0.0	0.83	100.0	0.83	100.0%
	グラウンド	1.71	0.0	1.63	100.0	3.34	48.9%
	人工構造物	20.08	0.0	2.16	100.0	22.24	9.7%
	造成地	0.32	0.0	0.19	100.0	0.51	36.9%
	計	30.91	0.0	50.17	100.0	81.10	61.9%
合　計		50.73	0.0	118.10	95.6	168.83	66.9%

注１：予測地域、改変区域は、図 6.4-4 に示す範囲のうち、環状 4 号線等の道路部を除外した面積です。予測地域は、本博覧会の対象事業実施区域内及び対象事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）のうち、横浜市の土地区画整理事業により改変されない範囲としました。また、対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除いて横浜市の土地区画整理事業により改変される可能性があるため、改変区域は対象事業実施区域の全域としました。

注２：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

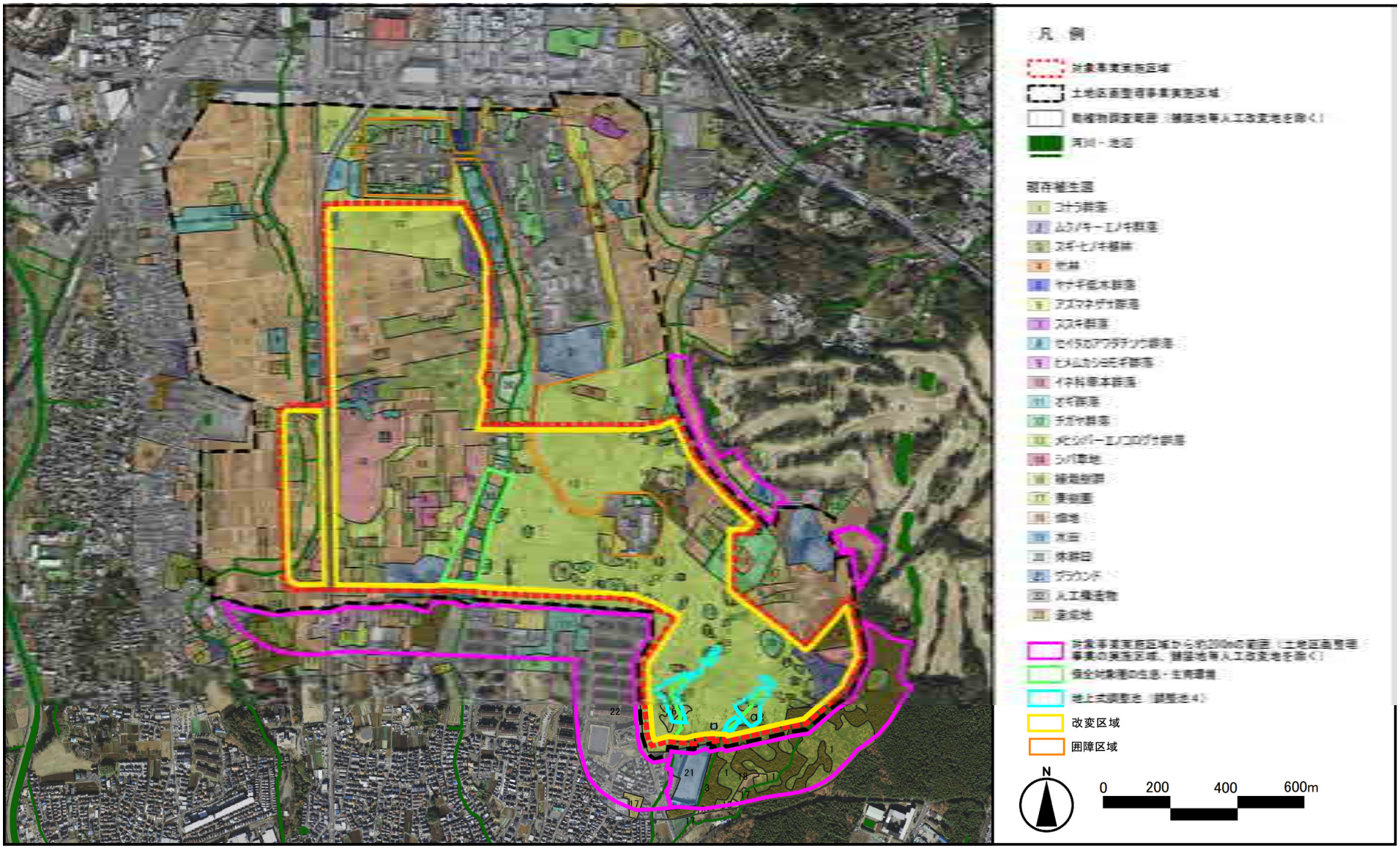

図 6.4-4　予測地域と改変区域

(6) 予測結果

① 工事中及び撤去中に伴う生態系の変化の内容及びその程度

ア．対象事業実施区域全体

対象事業実施区域及びその周辺を特徴づける低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系のうち、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする注目種等については、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される夜行性のタヌキ（典型性）が挙げられます。

横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、動物相及び植物相の生息環境は改変しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施するとともに、横浜市と調整しながら本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とすることから、影響は軽減できると予測します。

重要な種の保護の観点から一部非表示としております。

イ．湿性低地・河川の生態系

【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】

横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、影響はほとんどないと予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動植物が定着しないよう適切に管理し対策等を実施することから、影響はほとんどないと予測します。

ウ．低地の樹林・畑地・草地の生態系

【住宅地域及び樹林域】

工事に伴う夜間照明の影響については、工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、瀬谷市民の森等との境界に仮囲いを設置することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等に生息する夜行性のタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。

②　開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

ア．対象事業実施区域全体

本博覧会の開催時の低地の樹林･畑地･草地の生態系及び湿性低地･河川の生態系の断面模式図を図 6.4-5（p.6.4-28 参照）に示します。

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、影響は軽減できると予測します。

地下水の減少による生態系への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、影響は軽減できると予測します。

本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、影響は軽減できると予測します。

対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境の継承につながると予測します。

会場に持ち込まれる植物等については、 関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、影響は軽減できると予測します。

イ．湿性低地・河川の生態系

【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】

相沢川はコンクリート三面張りとなっています。このため、典型性の注目種等のシオカラトンボをはじめとする水生生物の生息環境としては十分とは言えず、湿性低地・河川の生態系としては良好ではないと考えられます。

上位性の注目種等であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境（水辺）が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。

相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる相沢川の開放水面、水田等の湿生草地や耕作地、高茎乾生草地、樹林地などは、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件　表 6.2-32」(p.6.2-117 参照)に示すとおり、横浜市が保全対象種の生息・生育環境を創出し、湿地や草地、樹林地を整備する計画となっています。

和泉川源流域は、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息・生育環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性の注目種等であるホトケドジョウの主な生息環境となっており、周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、上位性のシマヘビ、典型性のシオカラトンボの主な生息環境となっています。

和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる和泉川源流の小水路及びその周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、横浜市の土地区画整

理事業の造成工事により全域が改変される可能性があるため、「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件　表 6.2-33～表 6.2-34」（p.6.2-117～6.2-118 参照）に示すとおり、横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置としてホトケドジョウ等の生息環境を創出するため、湧水起源の小水路環境の創出、その周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地、樹林地等で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）が整備される計画です。

相沢川周辺の谷戸地域や和泉川源流域では、横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備が行われますが、本博覧会では、これらに配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理することから、影響は軽減できると予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ることから、影響は軽減できると予測します。

樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、影響はほとんどないと予測します。

和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息・生育環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保することから、影響は軽減できると予測します。

横浜市が整備した地上式調整池（調整池４）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避けることから、河川の水質への影響を最小限とし、動物相への影響は軽減できると予測します。また、隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とすることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

ウ．低地の樹林・畑地・草地の生態系

【住宅地域及び樹林地】

低地の樹林・畑地・草地の生態系は、樹林（落葉広葉樹林：コナラ群落、ムクノキ-エノキ群落）を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、タヌキ、落葉広葉樹林が挙げられ、また、草地（乾生草地：メヒシバ-エノコログサ群落、チガヤ群落）を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、ヒバリ、トノサマバッタが挙げられます。さらに、これらの樹林、草地を採餌場とする上位性の注目種等として、オオタカが挙げられます。

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、会場施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。本博覧会の開催時には会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市により対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽が行われることで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、影

響は軽減できると予測します。

夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、影響はほとんどないと予測します。

食品残渣等の処理等に関する運営ルールを作成することから、誘引による影響は軽減できると予測します。

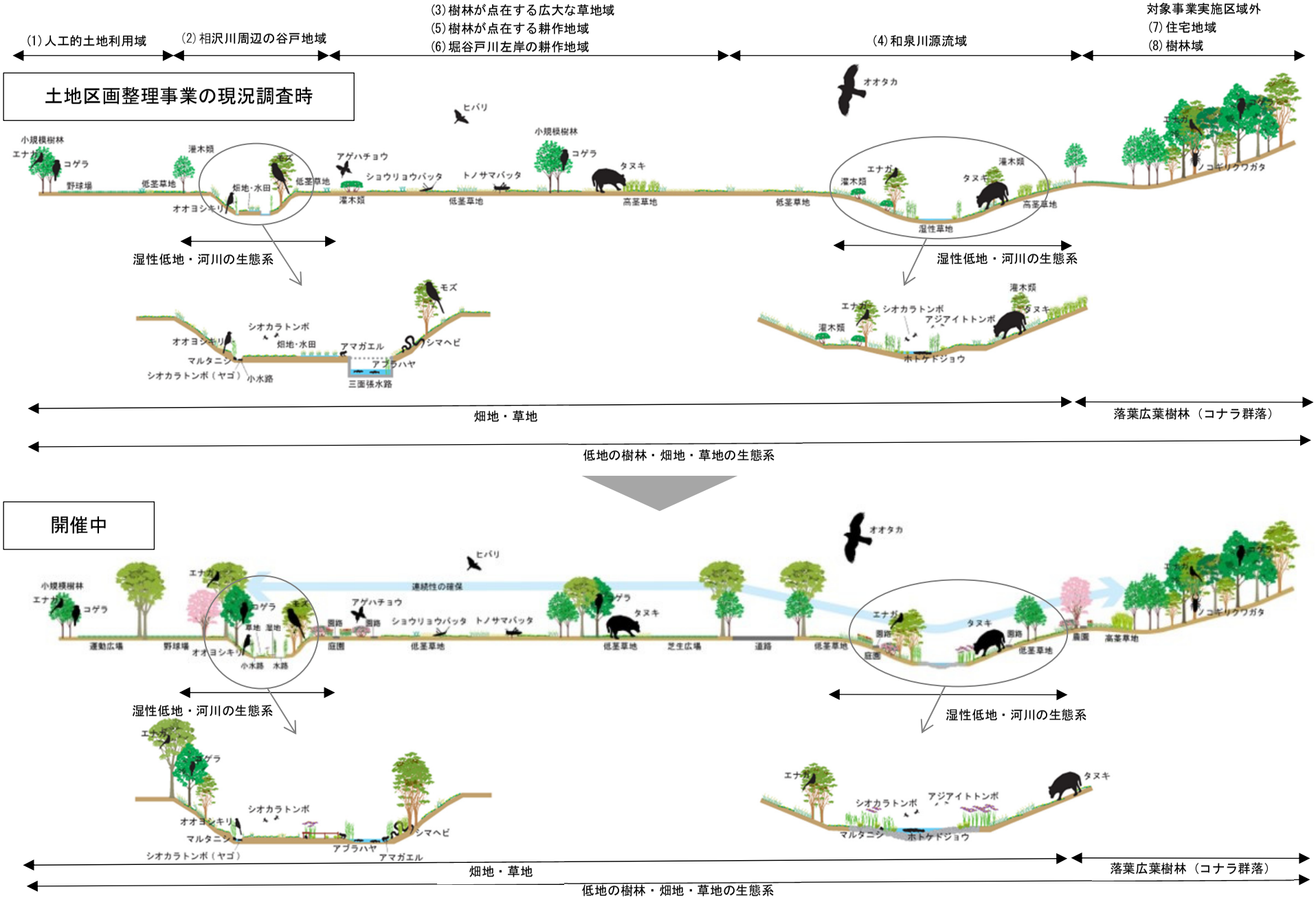

図 6.4-5　低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系における断面模式図（開催中）

出典：「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業　環境影響評価書」（令和５年 11 月、横浜市）より作成

6.4.4 環境の保全のための措置

(1) 工事中及び撤去中に伴う生態系の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めるため、表 6.4-7 に示す内容を実施します。

表 6.4-7　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 ・建設行為等の実施 【撤去中】 ・仮設施設等の撤去	【対象事業実施区域全体】 ・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 ・夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 ・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。 ・工事期間中や使用開始までの期間については、巡回点検を行うなど駐車場・バスターミナルを含めた工事区域を適切に管理するとともに、新たに配慮すべき動植物が定着しにくくなるような対策を検討します。これらの対応にも関わらず、配慮すべき動植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動植物の避難経路や移植場所の確保など、確認された動植物に応じた対策について検討します。 ・配慮すべき動植物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。 ① 湿性低地・河川の生態系 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 ・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に対し、横浜市と調整しながら、本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。 ・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水等が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理します。 ・本博覧会の駐車場・バスターミナルについては、一部が相沢川流域内にあるため、博覧会終了後、速やかに解体・撤去し、横浜市の土地区画整理事業で創出した保全種の生息・生息環境等に影響が出ないようにします。土地被覆の性状等については、透水性に配慮した検討を進めています。また、新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工するとともに、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始します。 ② 低地の樹林・畑地・草地の生態系 【住宅地域及び樹林域】 ・作業時間の順守や仮囲いの設置など、樹林域の生態系に配慮します。

(2) 開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、本博覧会の開催に伴う地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めるため、表 6.4-8 に示す内容を実施します。

表 6.4-8(1)　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 ・会場施設の存在 ・施設の供用 ・外来植物等を含む植栽等の管理	【対象事業実施区域全体】 ・植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努め、植栽を適切に維持管理します。 ・園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。 ・音響設備の音量、稼働時間についても適切な運営ルールを作成するなど、周辺環境への配慮について検討します。 ・現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業に継承します。 ・花壇等において種子による繁殖が想定される植物については、定期的に植え替えを行います。会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づいてガイドラインを作成し、会場内への持ち込み制限等について参加者等に周知徹底します。 ① 湿性低地・河川の生態系 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携して適切に維持管理します。 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲のうち、相沢川周辺の谷戸地域においては、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息・生育環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。 ・和泉川源流域においては、ホトケドジョウなど保全対象種の生息・生育環境が維持できるよう、湧水の保全に努めるとともに、湧水源を涵養するため、横浜市が整備したものも含め、雨水浸透・貯留施設が、落ち葉や土砂等の堆積による浸透機能の低下が生じないよう、定期的に清掃するなど適切に維持管理します。 ・ホトケドジョウや湿地環境など保全対象種の生息･生育環境の保全のため、定期的に点検を行って、豪雨等で流出した土砂等の堆積物の撤去、繁茂し過ぎた抽水植物等の除去、及びアメリカザリガニなど魚類を捕食する外来生物等の駆除を行うなど、人為的な攪乱も含め、横浜市が創出した保全対象種の生息･生育環境を「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年３月）や他都市の先進的な事例なども参考にし、横浜市と連携しながら維持・管理します。 ・和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息･生育環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。

表 6.4-8(2)　環境の保全のための措置（つづき）

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 ・会場施設の存在 ・施設の供用 ・外来植物等を含む植栽等の管理	・横浜市が整備した地上式調整池（調整池４）における保全対象種の生息環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えるほか、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。また、本博覧会会場では、ネオニコチノイド系の農薬など、ホトケドジョウの餌となる水生昆虫等への影響が懸念される農薬の散布は行いません。 ・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ります。 ・隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とします。 ② 低地の樹林・畑地・草地の生態系 【住宅地域及び樹林域】 ・会場施設、駐車場及び園路に設置する照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。 ・夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成します。 ・運営ルールを作成して、食品残渣等の廃棄物は堆肥化する等減量化に努めるとともに、適切に処理します。

6.4.5 評価

(1) 工事中及び撤去中に伴う生態系の変化の内容及びその程度

① 対象実施区域全体

対象事業実施区域及びその周辺を特徴づける低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系のうち、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする注目種等については、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される夜行性のタヌキ(典型性)が挙げられます。

横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施するとともに、横浜市と調整しながら本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とすることから、影響は軽減できると予測します。

重要な種の保護の観点から一部非表示としております。

② 湿性低地・河川の生態系

【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】

横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、影響はほとんどないと予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動植物が定着しないよう適切に管理し対策等を実施することから、影響はほとんどないと予測します。

③ 低地の樹林・畑地・草地の生態系

【住宅地域及び樹林域】

工事に伴う夜間照明の影響については、工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、瀬谷市民の森等との境界に仮囲いを設置することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等に生息する夜行性のタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

(2) 開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

① 対象事業実施区域全体

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性があります。本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、影響は軽減できると予測します。

地下水の減少による生態系への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、影響は軽減できると予測します。

本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、影響は軽減できると予測します。

地下水の減少による生態系への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、影響は軽減できると予測します。

本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、影響は軽減できると予測します。

対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境の継承につながると予測します。

会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、影響は軽減できると予測します。

② 湿性低地・河川の生態系

【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】

相沢川はコンクリート三面張りとなっています。このため、典型性の注目種等のシオカラトンボをはじめとする水生生物の生息環境としては十分とは言えず、湿性低地・河川の生態系としては良好ではないと考えられます。

上位性の注目種等であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境（水辺）が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。

相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる相沢川の開放水面、水田等の湿生草地や耕作地、高茎乾生草地、樹林地などは、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、「第６章　6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件　表 6.2-32」(p.6.2-117 参照)に示すとおり、横浜市が保全対象種の生息・生育環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路（開放水面）を整備するほか、湿地や草地、樹林地を整備する計画となっています。

和泉川源流域は、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息・生育環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性の注目種等であるホトケドジョウの主な生息環境となっており、周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、上位性のシマヘビ、典型性のシオカラトンボの主な生息環境となっています。

和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる和泉川源流の小水路及びその周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があるため、「第６章　6.2生物多様性(動物)6.2.3 (5) 予測条件　表 6.2-33～表 6.2-34」(p.6.2-117～6.2-118参照)に示すとおり、横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置としてホトケドジョウ等の生息環境を創出するため、湧水起源の小水路環境の創出、その周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地、樹林地等で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）が整備される計画です。

相沢川周辺の谷戸地域や和泉川源流域では、横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備が行われますが、本博覧会では、これらに配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理することから、影響は軽減できると予測します。

相沢川周辺の谷戸地域においては、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制することから影響は軽減できると予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ることから、影響は軽減できると予測します。

樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、影響はほとんどないと予測します。

和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池４）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息・生育環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保することから、影響は軽減できると予測します。

横浜市が整備した地上式調整池（調整池４）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避けることから、河川の水質への影響を最小限とし、動物相への影響は軽減できると予測します。また、隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とすることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

③　低地の樹林・畑地・草地の生態系

【住宅地域及び樹林地】

低地の樹林・畑地・草地の生態系は、樹林（落葉広葉樹林：コナラ群落、ムクノキ-エノキ群落）を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、タヌキ、落葉広葉樹林が挙げられ、また、草地（乾生草地：メヒシバ-エノコログサ群落、チガヤ群落）を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、ヒバリ、トノサマバッタが挙げられます。さらに、これらの樹林、草地を採餌場とする上位性の注目種等として、オオタカが挙げられます。

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、会場施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。本博覧会の開催時には会場施設、駐車場及び園路に照明を

設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省　令和３年３月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市により対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽が行われることで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、影響は軽減できると予測します。

夜間に行催事を行う場合においても、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、影響は軽減できると予測します。

食品残渣等の処理等に関する運営ルールを作成することから、誘引による影響は軽減できると予測します。

以上のことから、環境保全目標「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

6.5　水循環（湧水の流量、河川の流量）

6.5 水循環（湧水の流量、河川の流量）

本博覧会では、工事中は建設行為等の実施、開催中は会場施設等の存在により、湧水の分布及び流量が変化する可能性があります。また、開催中の会場施設等の存在、外来植物を含む植栽等の管理（灌水）により、河川の流量が変化する可能性があります。

このことから、本事業の工事中及び供用時における湧水の分布及び流量、河川の流量への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事中の建設行為等の実施に伴い変化する湧水の分布及び流量】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・湧水の流量は、地点 1～6 では、夏季が 0.0004～0.0075 ㎥/s、秋季が 0.0000～0.0040 ㎥/s、冬季が 0.0000～0.0015 ㎥/s、春季が 0.0000～0.0010 ㎥/s、地点 7、8 では、豊水期が 0.0000～0.0013 ㎥/s、渇水期が 0.0002～0.0008 ㎥/s となっていました。	p.6.5-10 ～6.5-15
環境保全目標	・湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。	p.6.5-15
予測結果の概要	・対象事業実施区域においては、横浜市の土地区画整理事業によって造成が行われるため、本博覧会では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。構造物の基礎設置のための掘削などの作業土工を行いますが、帯水層を遮断するような連続的な土地の改変は行わないため、帯水層への影響は小さいものと考えられます。また、本博覧会で湧水源（湧水調査地点 1～8）の直接改変をすることはありません。 ・和泉川源流域（湧水調査地点 1～6）は、現況の地形、地層を保全することで浸透水から水路への流れを保全するとともに、瀬谷市民の森に隣接する既存樹林地を保全することで、和泉川源流域の湧水の流量を維持することから、本博覧会による湧水の分布及び流量への影響は小さいと予測します。 ・堀谷戸川源流域（湧水調査地点 7、8）は、対象事業実施区域北東部に草地主体の疎林により構成される樹林地が分布していることから、横浜市の土地区画整理事業で既存樹林を可能な限り保全します。また、堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内では、土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されると考えられることから、本博覧会による湧水の分布及び流量への影響は小さいと予測します。	p.6.5-18
環境の保全のための措置の概要	・横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を用いた多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。 ・庭園や植栽等の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。	p.6.5-28
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。」を達成するものと評価します。	p.6.5-30

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催中の会場施設等の存在に伴い変化する湧水及び河川の流量】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・湧水の流量は、地点 1～6 は、夏季が 0.0004～0.0075 ㎥/s、秋季が 0.0000～0.0040 ㎥/s、冬季が 0.0000～0.0015 ㎥/s、春季が 0.0000～0.0010 ㎥/s、地点 7、8 は、豊水期が 0.0000～0.0013 ㎥/s、渇水期が 0.0002～0.0008 ㎥/s となっていました。 ・河川の流量は、豊水期においては、相沢川下流 0.0434㎥/s、大門川下流 0.0214㎥/s、堀谷戸川 0.0144㎥/s、和泉川が 0.0027㎥/s の順に流量が大きい結果となっており、渇水期においても同じ順序となっています。 ・降雨時においては、大門川下流が 0.3329㎥/s、相沢川下流が 0.1813㎥/s と、大門川の流量が大きい結果となっています。	p.6.5-10～6.5-15
環境保全目標	・湧水の分布及び流量並びに河川の流量の変化を最小限とすること。	p.6.5-15
予測結果の概要	・本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、博覧会の開催に必要な施設の整備を行う計画であり、水利用・排水処理は公営上水道、公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。また、横浜市は雨水流出抑制のため、本博覧会の対象事業実施区域も含め、土地区画整理区域内に調整池を整備することになっています。各調整池からの最大流出量は下流河川の許容放流量以下となるよう調整されることから、降雨時において各河川下流の流量に著しい影響が及ぶことはないと予測します。 ・和泉川源流域（湧水調査地点 1～6、河川調査地点 6）の雨水流出係数は、透水性舗装の整備により、本博覧会の開催中においては0.54になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、さらに浸透桝等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します。なお、横浜市は環境保全措置として湧水起源の小水路環境の創出、その周辺で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）を整備する計画であり、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地も保全することになっています。横浜市の公園整備事業による園路等の範囲においては、礫間貯留、バイオスウェル※、透水性舗装等の雨水浸透貯留施設を整備し、維持管理を行うことになっています。以上のことから、本事業による湧水の流量への影響は小さく、和泉川下流の河川の流量への影響も小さいと予測します。 ・堀谷戸川源流域（湧水調査地点 7、8、河川調査地点 5）の雨水流出係数は、透水性舗装の整備により、本博覧会の開催中においては 0.63 になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、さらに浸透桝等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します。なお、堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内の地点 8 周辺では、旧上瀬谷通信施設の土地利用計画の基本方針によると、現況の環境に配慮した土地利用がなされる計画となっています。また、土地区画整理事業実施区域	p.6.5-22～6.5-23

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

※バイオスウェル：雨水を一時貯留、地下浸透させる機能を持つ植栽地を整備することで、雨水の流出を抑制し、水質の改善、都市水害の軽減を図ることができます。面的に整備したものはレインガーデン（雨庭）、帯状に整備したものはバイオスウェル（緑溝）と呼ばれています。植栽種やデザインを工夫し、景観形成を図ることもできます。

【開催中の会場施設等の存在に伴い変化する湧水及び河川の流量】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	内の地点 7 周辺では、横浜市の土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されると考えられることから、本事業による湧水の流量への影響は小さく、堀谷戸川下流の河川の流量への影響も小さいと予測します。 ・大門川流域（河川調査地点 1、2）における雨水流出係数は、透水性舗装の整備により、本博覧会の開催中においては0.71になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、さらに浸透桝等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します。なお、大門川の集水域は、対象事業実施区域外に広がっており、大部分が農業振興地区であるため、対象事業実施区域外の集水域からの水源涵養も期待できます。以上のことから、本事業による大門川の河川の流量への影響は小さいものと予測します。 ・相沢川流域（河川調査地点 3、4）における雨水流出係数は、透水性舗装の整備により、本博覧会の開催中においては 0.62 になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、さらに浸透桝等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します。なお、横浜市により環境保全措置として保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）が整備される計画です。横浜市の公園整備事業の園路等の範囲においては、礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の雨水浸透貯留施設を整備し、維持管理を行うことになっています。以上のことから、本事業による相沢川の河川の流量への影響は小さいものと予測します。	p. 6. 5-22 ～6. 5-23
環境の保全のための措置の概要	・横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を用いた多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。 ・横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、保全・創出した環境が継続するよう適切に維持管理します。 ・横浜市の公園整備事業により整備される礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の雨水浸透貯留施設について、本博覧会の開催時においても適切に維持管理します。 ・駐車場・バスターミナルや園路など雨水浸透の阻害が懸念される整備範囲においては、評価書で算定した範囲に留まらず、できる限り透水性の素材で構成するなど、雨水の地下浸透量の確保に努めます。 ・駐車場・バスターミナルや主要な建築物に浸透枡や浸透トレンチ、園路周辺にバイオスウェルを設置し、地下水の涵養に努めます。なお、横浜市は雨水流出抑制のため、本博覧会の対象事業実施区域も含め、土地区画整理区域内に調整池を整備することになっています。	p. 6. 5-28
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「湧水の分布及び流量並びに河川の流量の変化を最小限とすること。」を達成するものと評価します。 ・なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。	p. 6. 5-30 ～6. 5-31

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催中の植栽等の管理に伴うに伴う河川の流量の変化】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・豊水期においては、相沢川下流 0.0434m³/s、大門川下流 0.0214m³/s、堀谷戸川 0.0144m³/s、和泉川が 0.0027m³/s の順に流量が大きい結果となっており、渇水期においても同じ順序となっています。 ・降雨時においては、大門川下流が 0.3329m³/s、相沢川下流が 0.1813m³/s と、大門川の流量が大きい結果となっています。	p.6.5-13
環境保全目標	・河川の流量の変化を最小限とすること。	p.6.5-15
予測結果の概要	・植栽管理においては、庭園や植栽等への灌水は主として水道水を利用する計画であり、下流河川の流量に対する影響は生じないものと予測します。なお、植物への灌水は主として地下浸透するものと考えます。	p.6.5-27
環境の保全のための措置の概要	・庭園や植栽等への灌水は主として水道水を利用します。	p.6.5-28
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「河川の流量の変化を最小限とすること」は達成されると評価します。 ・なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。	p.6.5-32

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.5.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

① 湧水の分布、流量及び水質
② 河川の形態及び流量の状況
③ 地形、地質の状況
④ 降水量の状況

(2) 調査地域・地点

① 湧水の分布、流量及び水質

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点は、図 6.5-1 に示す地点 7～8 の２地点とされています。また、既存資料（公園整備事業）における現地調査地点は、図 6.5-1 に示す地点 1～6 の６地点とされています。

② 河川の流量の状況

調査地域は対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（土地区画整理事業）における調査地点は、図 6.5-1 に示す対象事業実施区域内を流下する河川の６地点(河川１～６)とされています。

③ 地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

④ 降水量の状況

横浜地方気象台としました。

(3) 調査時期

① 湧水の分布、流量及び水質

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査を行った日時は、表 6.5-1 に示すとおりです。また、既存資料（公園整備事業）における現地調査を行った日時は、表 6.5-2 に示すとおりです。

表 6.5-1 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査日時

調査項目	地点	調査実施日	
湧水の分布及び流量	7、8	豊水期	令和元年７月 29 日（月）
		渇水期	令和２年１月 10 日（金）

注１：地点は図 6.5-1 の地点 7、8 と対応します。

表 6.5-2　既存資料（公園整備事業）における現地調査の調査日時

調査項目	地点	調査実施日	
湧水の分布及び流量	1～6	夏季	令和３年８月 27 日（金）
		秋季	令和３年 11 月 24 日（水）
		冬季	令和４年１月 17 日（月）
		春季	令和４年３月 11 日（金）

注１：地点は図 6.5-1 の地点 1～6 と対応します。

② 河川の流量の状況

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査を行った日時は、表 6.5-3 に示すとおりです。

表 6.5-3　現地調査期間（河川の流量）

時期	調査日（各地点同日）	天候
豊水期	令和元年７月 29 日（月）	調査時晴、前日晴
渇水期	令和２年１月 10 日（金）	調査時晴、前日晴
降雨時１回目	令和元年６月７日（金）	調査時雨、前日晴
降雨時２回目	令和元年 10 月 25 日（金）	調査時雨、前日曇

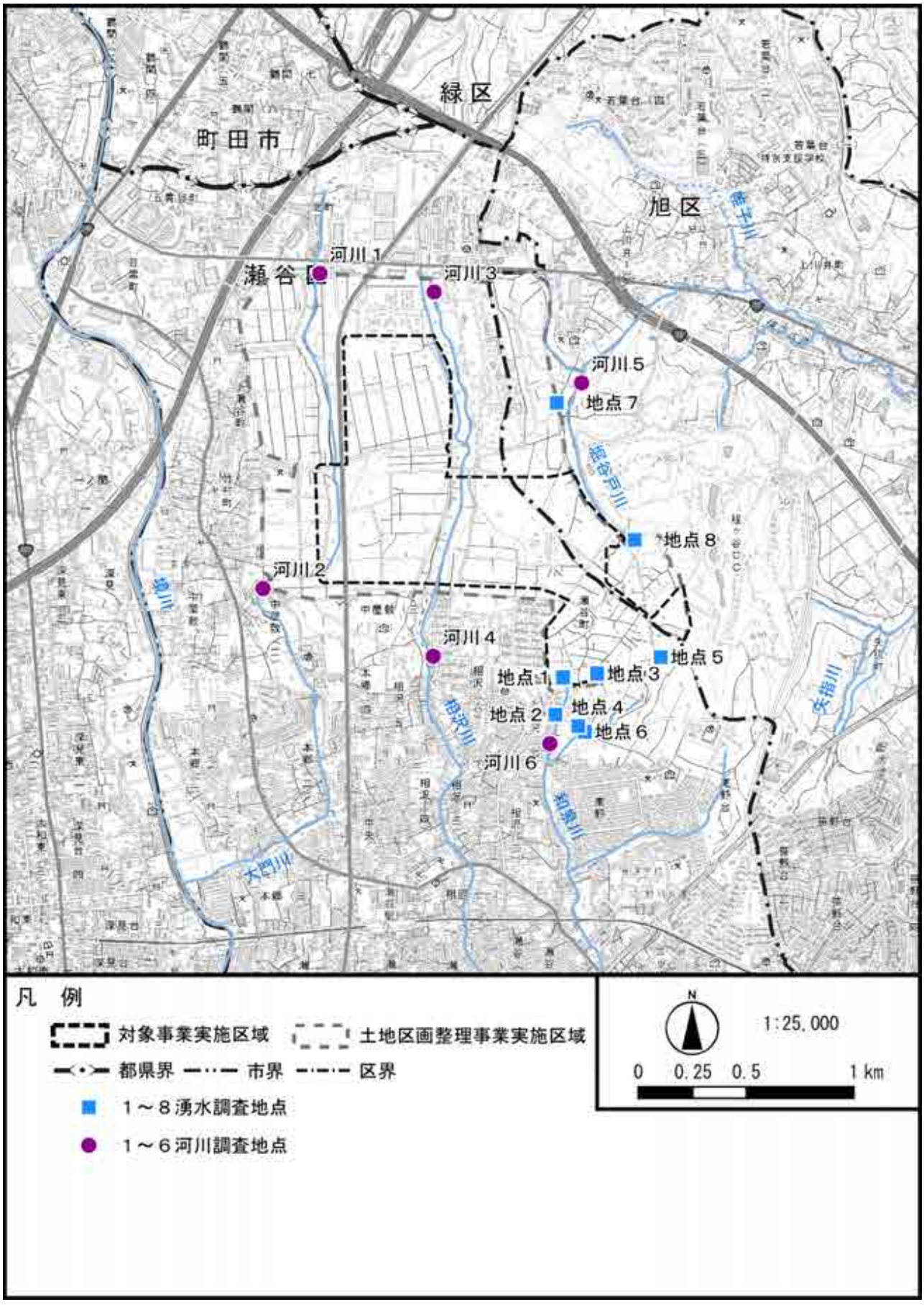

図 6.5-1　湧水、河川の流量現地調査地点

(4) 調査方法

① 湧水の分布、流量及び水質

ア．既存資料調査

既存資料の収集・整理により、湧水の分布、流量及び水質を把握しました。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

「水質調査方法」（昭和 46 年９月　環水管 30 号）及び日本工業規格 K 0094 に定める方法又は容器法により、湧水（河川）の流量が調査されています。その他の調査項目及び分析方法は、表 6.5-4 に示すとおりです。測定機器は表 6.5-5 に示すとおりです。

ウ．既存資料（公園整備事業）調査

湧水（河川）の流量の調査方法、調査項目、分析方法は、「イ．既存資料（土地区画整理事業）調査」と同様です。測定機器は表 6.5-5 に示すとおりです。

表 6.5-4　調査・分析方法

調査項目	分析方法
流量	JIS K 0094
水温	JIS K 0102 7.2
水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1
電気伝導率(EC)	JIS K 0102 13
気温	JIS K 0102 7.1
溶存酸素量(DO)	JIS K 0102 32.3
濁度	JIS K 0101 9

表 6.5-5　使用測定機器一覧

測定項目	地点	機器名	メーカー	形式	測定範囲
流速	1～6	携帯型電磁流速計	(株)ケネック	LP1100	0～5m/s
	7、8	直読式電磁流向流速計	(株)ケネック	LP3100	0～5m/s
水温	1～6	ポータブル電気伝導率計	東亜 DKK(株)	C m³ 1P	0～80.0℃
	7、8	ポータブル電気伝導率計	東亜 DKK(株)	W m³ 2EP	0～80.0℃
水素イオン濃度(pH)	1～6	ポケットタイプ pH 計	Thermo Fisher Scientific Inc.	pHTestr (R)20	-1.00～15.00
	7、8	ポータブル pH 計	東亜 DKK(株)	W m³ 2EP	0.00～14.00
電気伝導率(EC)	1～6	ポータブル電気伝導率計	東亜 DKK(株)	C m³ 1P	0.1mS/m～10S/m
	7、8	ポータブル電気伝導率計	東亜 DKK(株)	W m³ 2EP	0.1mS/m～10S/m
溶存酸素量(DO)	1～6	ハンディ DO メーター	飯島電子工業(株)	ID-150	0.00～20.0mg/L
	7、8	－	－	－	－
濁度	1～6	ポータブル濁度計	Thermo Fisher Scientific Inc.	TN100IR	0～2000NTU
	7、8	ポータブル濁度計	ハック社 (東亜 DKK(株))	2100Q	0～1000NTU (ホルマジン校正)

②　河川の流量の状況

既存資料（土地区画整理事業）では、「水質調査方法」（昭和 46 年９月 30 日環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて河川の流量が調査されています。

③　地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

④　降水量の状況

横浜地方気象台における令和元年度（地点 7、8 の調査期間）及び令和３年度（地点 1～6 の調査期間）の月別合計降水量、日別合計降水量の資料を収集・整理し、対象事業実施区域及びその周辺における降水量を把握しました。

(5) 調査結果

① 湧水の分布、流量及び水質

ア．既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺における湧水の分布状況は、「第３章　3.2.2 水環境の状況（1）水象の状況」（p.3-16～3-19 参照）に示すとおりです。

対象事業実施区域の南東側及び対象事業実施区域周辺の北東側に湧水がみられます。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における湧水の現地調査結果は、表 6.5-6 に示すとおりです。

地点 7、8 の流量は、豊水期が 0.0000～0.0013 ㎥/s、渇水期が 0.0002～0.0008 ㎥/s となっており、豊水期・渇水期とも地点 7 と比較して、地点 8 の流量が多いとされています。

表 6.5-6　既存資料（土地区画整理事業）における湧水の現地調査結果(地点 7、8)

調査時期	調査項目	単位	地点 7	地点 8
豊水期	流量	㎥/s	0.0000	0.0013
	水温	℃	20.5	20.5
	水素イオン濃度(pH)	－	6.9	7.1
	電気伝導率(EC)	mS/m	32.9	15.0
	気温	℃	32.0	32.0
	溶存酸素量(DO)	mg/L	3.4	7.8
	濁度	度	3.36	1.40
渇水期	流量	㎥/s	0.0002	0.0008
	水温	℃	14.0	13.7
	水素イオン濃度(pH)	－	7.6	7.5
	電気伝導率(EC)	mS/m	28.2	24.1
	気温	℃	13.4	13.6
	溶存酸素量(DO)	mg/L	4.1	9.0
	濁度	度	10.2	8.40

注１：地点 7 は豊水期には湧水の流れがみられませんでした。

ウ．既存資料（公園整備事業）調査

既存資料（公園整備事業）における湧水の現地調査結果は、表 6.5-7 に示すとおりです。

地点 1～6 の流量は、夏季が 0.0004～0.0075 ㎥/s、秋季が 0.0000～0.0040 ㎥/s、冬季が 0.0000～0.0015 ㎥/s、春季が 0.0000～0.0010 ㎥/s でした。流量は、６地点とも概ね夏季、秋季、冬季、春季の順で多く、調査日前の累積降水量の変動と一致していました。このことから、和泉川の湧水は当該地に降った雨が伏流水となり、地形の起伏によって地表に流出したものと考えられます。対象事業実施区域に分布する和泉川の支流は、図 6.5-2 に示すとおり、支流①及び支流②の２箇所が分布し、隣接する瀬谷市民の森の敷地には支流③の１箇所が分布しており、それらの支流は瀬谷市民の森の西橋付近で合流しています。各支流の流量を比較すると、支流①が年間を通して最も多くなっていました。支流①は上流と下流におい

て概ね同程度の流量が確認されました。一方で、支流②、③は上流では流量が非常に少なく、枯れている時期もありましたが、下流ではどの季節においても一定の流量が確認されました。対象事業実施区域から和泉川に流れる湧水（伏流水）は、地形の形状を踏まえると、支流①又は支流②から道路下の導水管（コンクリート）を通って下流に流れ、支流②、③では対象事業実施区域外も素掘りの水路の状態であるため、瀬谷市民の森の湧水が供給されていると考えられます。

表 6.5-7　既存資料（公園整備事業）における湧水の現地調査結果（地点 1～6）

調査時期	調査項目	単位	地点 1	地点 2	地点 3	地点 4	地点 5	地点 6
夏季	流量	㎥/s	0.0056	0.0075	0.0010	0.0013	0.0004	0.0025
	水温	℃	23.9	24.5	20.9	23.0	19.7	20.8
	水素イオン濃度(pH)	－	6.6	6.8	6.4	6.7	6.2	6.8
	電気伝導率(EC)	mS/m	24.1	23.3	19.3	17.0	15.2	13.0
	気温	℃	31.4	31.1	30.3	33.8	29.3	33.5
	溶存酸素量(DO)	mg/L	5.9	7.2	3.9	7.1	5.0	7.5
	濁度	度	0.09	0.68	1.68	1.60	0.20	1.11
秋季	流量	㎥/s	0.0027	0.0040	0.0000	0.0014	0.0002	0.0022
	水温	℃	15.5	15.3	15.2	14.3	16.6	13.8
	水素イオン濃度(pH)	－	6.7	6.9	6.4	6.4	6.1	6.9
	電気伝導率(EC)	mS/m	21.8	22.3	17.7	15.0	15.0	12.6
	気温	℃	13.8	15.8	14.8	17.1	13.5	15.0
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.9	7.6	3.9	6.5	5.5	8.2
	濁度	度	1.04	0.28	3.54	0.54	0.02	0.55
冬季	流量	㎥/s	0.0010	0.0015	0.0000	0.0009	0.0001	0.0014
	水温	℃	12.7	10.8	－	11.1	15.3	9.9
	水素イオン濃度(pH)	－	6.6	6.8	－	6.3	6.4	7.0
	電気伝導率(EC)	mS/m	21.2	21.4	－	14.1	14.7	12.2
	気温	℃	10.4	10.8	10.2	12.2	9.2	12.0
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.7	9.3	－	6.5	8.0	8.9
	濁度	度	4.98	0.24	－	0.32	0.03	0.20
春季	流量	㎥/s	0.0004	0.0010	0.0000	0.0003	0.0001	0.0005
	水温	℃	15.5	13.2	－	15.7	14.8	9.9
	水素イオン濃度(pH)	－	6.7	7.0	－	6.3	6.4	7.2
	電気伝導率(EC)	mS/m	20.60	21.30	－	14.01	14.90	11.61
	気温	℃	13.5	16.2	13.9	19.5	14.3	17.7
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.7	9.1	－	5.3	8.3	9.0
	濁度	度	3.54	0.41	－	0.48	0.02	0.74

注１：地点 3 は、秋季には水はあるが流れがなく、冬季と春季には対象事業実施区域の範囲全てで枯れた状態となっていました。

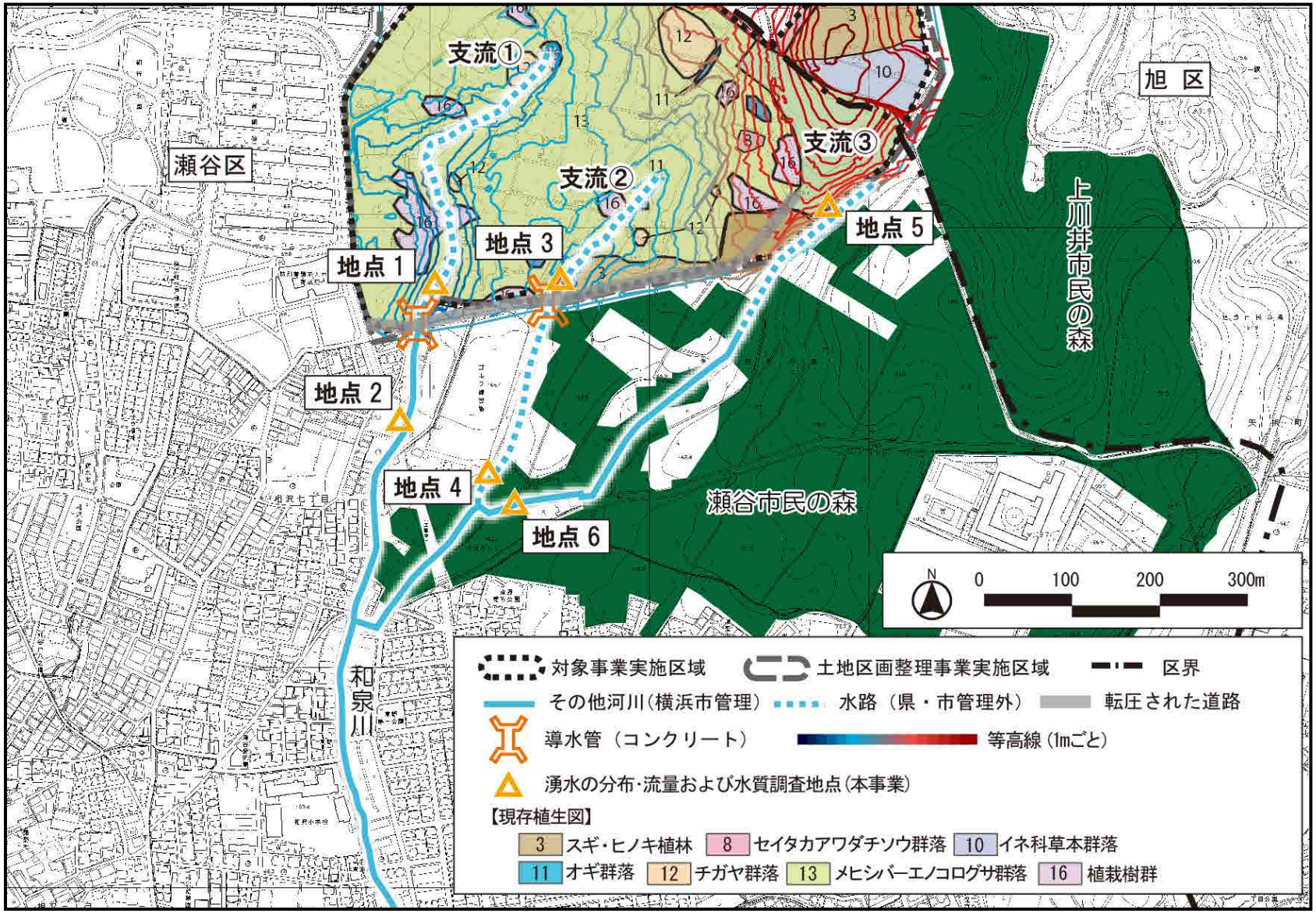

図 6.5-2　和泉川の支流の状況（現況）

② 河川の流量の状況

既存資料（土地区画整理事業）において実施された河川流量の現地調査結果を表 6.5-8 に示します。豊水期においては、相沢川下流 0.0434m3/s、大門川下流 0.0214m3/s、堀谷戸川 0.0144m3/s、和泉川が 0.0027m3/s の順に流量が大きい結果となっており、渇水期においても同じ順序となっています。降雨時においては、大門川下流が 0.3329m3/s、相沢川下流が 0.1813m3/s と、大門川の方が流量が大きい結果となっています。

表 6.5-8 既存資料（土地区画整理事業）における河川流量の現地調査結果

単位：m^3/s

地点 / 時期	河川 1 大門川	河川 2 大門川下流	河川 3 相沢川	河川 4 相沢川下流	河川 5 堀谷戸川	河川 6 和泉川
豊水期	0.0163	0.0214	0.0071	0.0434	0.0144	0.0027
渇水期	0.0078	0.0166	0.0076	0.0262	0.0080	0.0023
降雨時 1	0.2233	0.3329	0.0499	0.1813	0.0304	0.0110
降雨時 2	3.0371	2.4686	0.4459	0.0851	0.4153	0.0608

③ 地形、地質の状況

対象事業実施区域の地形は、「第３章　3.2.4　地形及び地質の状況（1）地形の状況」（p.3-34 参照）に示したとおり、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～90m 未満の丘陵地があります。対象事業実施区域周辺も同様に段丘地形や平坦化地が広がっているほか、東側には緩斜面、西側は盛土地等もみられます。

対象事業実施区域の地質は、「第３章　3.2.4　地形及び地質の状況（2）地質の状況」（p.3-34 参照）に示したとおり、武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。地質断面の状況は、「第３章 3.2.4　地形及び地質の状況（2）地質の状況」（p.3-39～3-40 参照）に示すとおりです。対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

④　降水量の状況

横浜地方気象台の令和元年度（地点 7、8 の調査期間）及び令和３年度（地点 1～6 の調査期間）の月別降水量は、図　6.5-3 に示すとおりであり、年間降水量は令和元年度が 2,097㎜、令和３年度が 1,878㎜ でした。月別に見ると、最大は令和元年度が 10 月で 465㎜、令和３年度が７月で 368㎜、最少は令和元年度が２月で 33㎜、令和３年度が１月で 21㎜ でした。

調査日までの累積降水量は、図 6.5-4 に示すとおり夏季、秋季、冬季、春季の順で多く、この傾向は地点 1～6 での湧水の流量の変動と一致していました。地点 8 は累積降水量、湧水の流量ともに豊水期が多い結果となりましたが、地点 7 は豊水期には湧水の流れがみられませんでした（表 6.5-6、表 6.5-7 参照）。

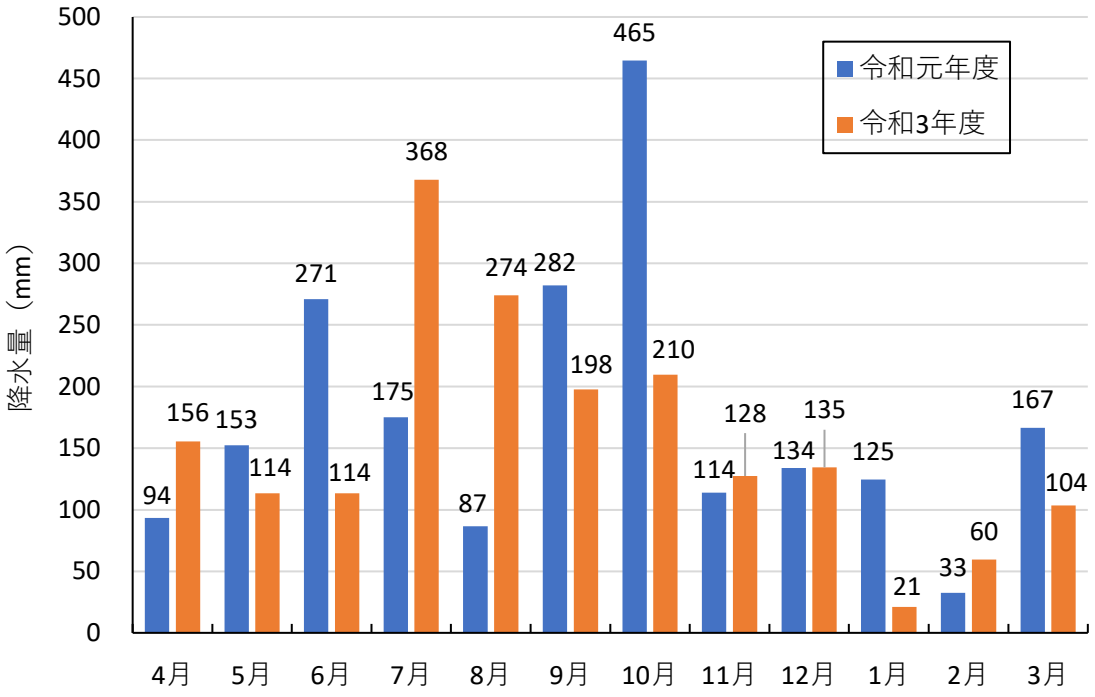

図 6.5-3　横浜地方気象台における月別降水量

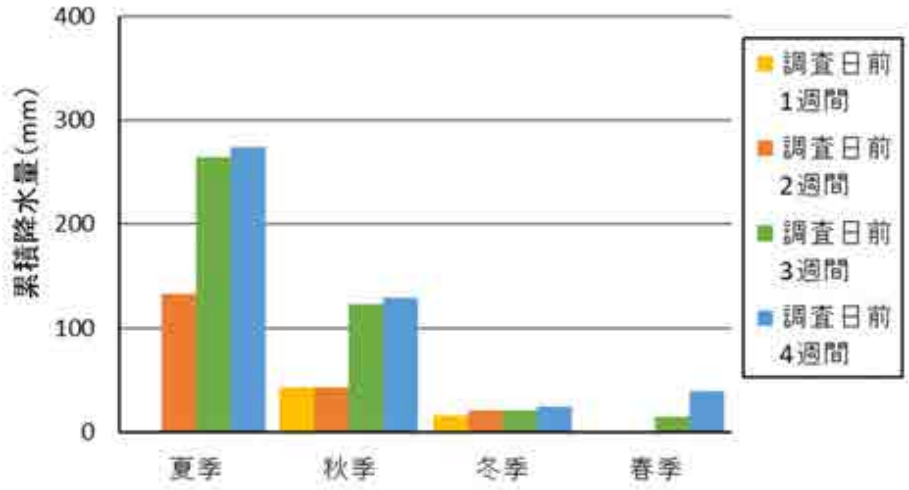

図 6.5-4(1)　調査日までの累積降水量（地点 1～6）

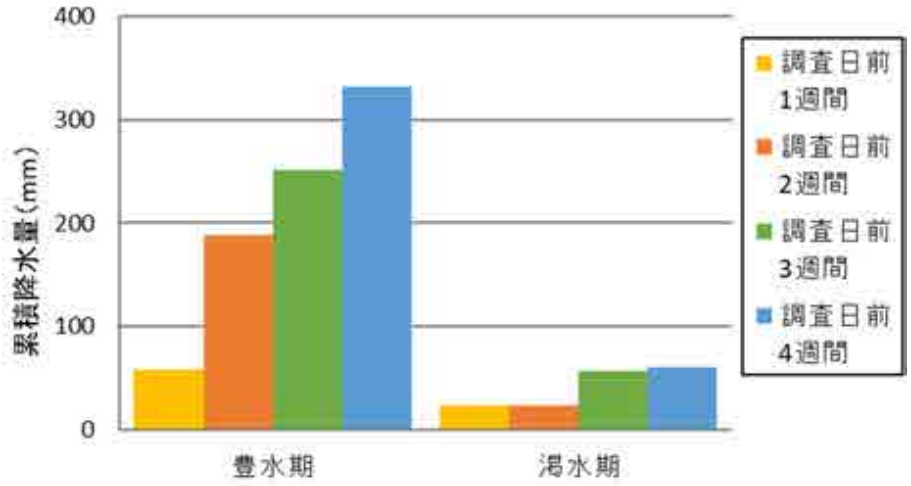

図 6.5-4(2)　調査日までの累積降水量（地点 7、8）

6.5.2 環境保全目標の設定

水循環に係る環境保全目標は、表 6.5-9～表 6.5-10 に示すとおり設定しました。

表 6.5-9　環境保全目標（湧水の分布及び流量）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等の実施	湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。

表 6.5-10　環境保全目標（湧水の分布及び流量並びに河川の流量）

区分	環境保全目標
【開催中】 会場施設等の存在	湧水の分布及び流量並びに河川の流量の変化を最小限とすること。
【開催中】 外来植物を含む植栽等の管理	河川の流量の変化を最小限とすること。

6.5.3 予測

(1) 工事中の建設行為等の実施に伴い変化する湧水の分布及び流量

① 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴い変化する湧水の分布及び流量としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、湧水が確認された和泉川流域及び堀谷戸川流域としました。予測地点は、調査地点と同様としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

施工計画の内容を勘案し、建設行為等の実施に伴う湧水の分布及び流量への影響について定性的に予測しました。

⑤ 予測条件

現存植生、微地形、流域の重ね合わせ図は、図 6.5-5 に示すとおりです。対象事業実施区域南東部は和泉川流域、北東部は堀谷戸川流域となっています。

対象事業実施区域においては、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業によって造成や主要な園路等の基盤整備等が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して仮設の施設等の整備を行う計画です。ただし、施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。

対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性がありますが、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業においては、可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画となっています。本事業では、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部に加え、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業により保全される地形や樹林地等もいかしながら、博覧会開催に必要な施設の整備を行うものとして予測を行いました。

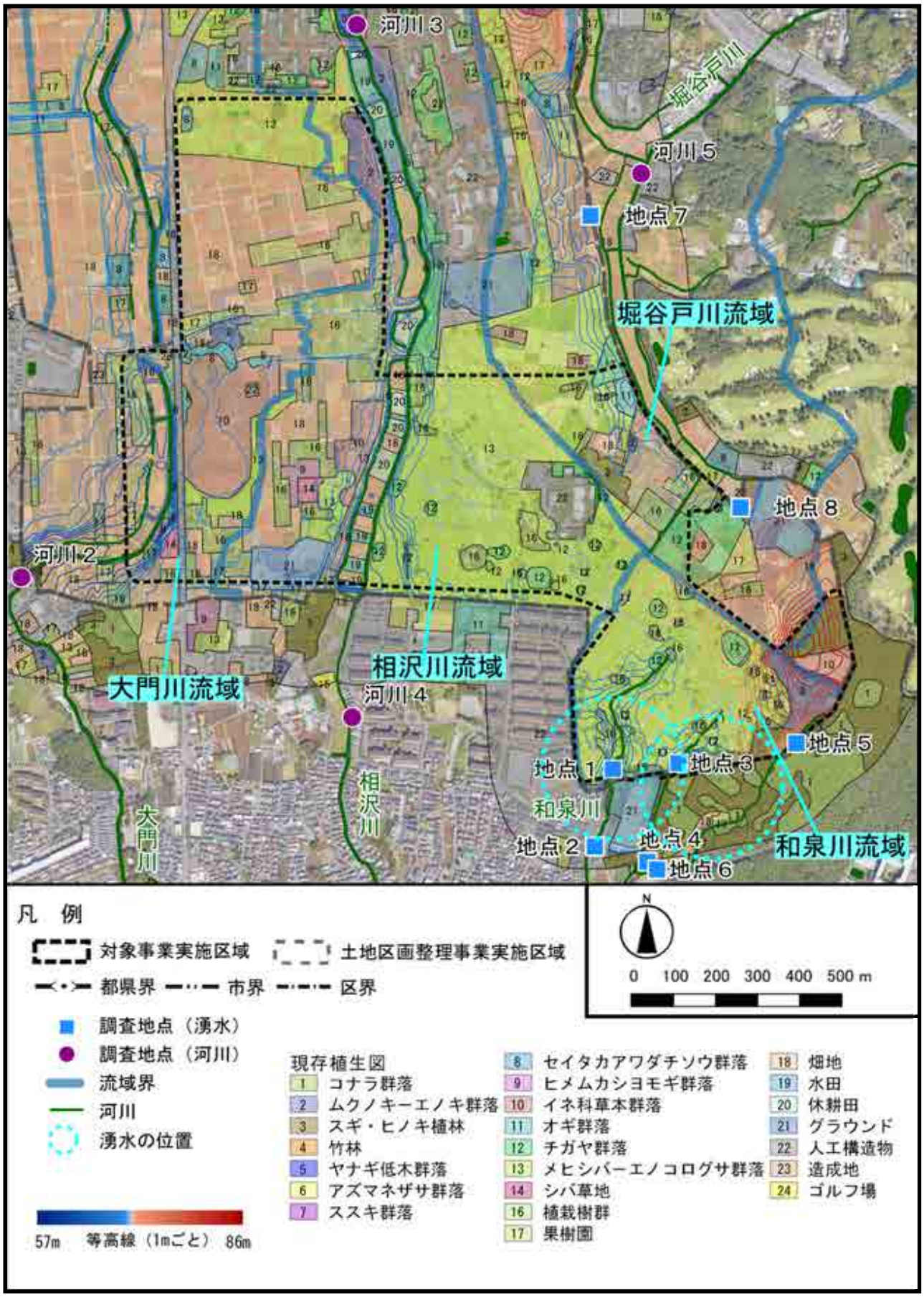

図 6.5-5　現存植生、微地形、流域の重ね合わせ図

⑥　予測結果

対象事業実施区域においては、横浜市の土地区画整理事業によって造成が行われるため、本博覧会では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。施設の整備にあたり、構造物の基礎設置のための掘削などの作業土工を行いますが、帯水層を遮断するような連続的な土地の改変は行わないため、帯水層への影響は小さいものと考えられます。また、計画構造物は湧水源（湧水調査地点1～8）から離れているため、本博覧会で湧水源（湧水調査地点1～8）の直接改変をすることはありません。

和泉川源流域（湧水調査地点1～6）は、当該地に降った雨が伏流水として、地形の起伏によって地表に流出したものと考えられるため、現況の地形、地層を保全することで水路への流れを保全するとともに、瀬谷市民の森に隣接する既存樹林地を保全することで、和泉川源流域の湧水の流量を維持します。

以上より、本博覧会による湧水の分布及び流量への影響は小さいと予測します。

堀谷戸川源流域（湧水調査地点7、8）は、対象事業実施区域北東部に草地主体の疎林により構成される樹林地が分布していることから、横浜市の土地区画整理事業で既存樹林を可能な限り保全します。また、堀谷戸川の集水域は「第３章　3.2.4　地形及び地質の状況(1)地形の状況」（p.3-34 参照）に示すとおり、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内では、横浜市の土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、前掲図　6.5-5（p.6.5-17 参照）及び「第３章　3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（2）②植生の概要」（p.3-77 参照）に示すとおり、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されると考えられます。

以上より、本博覧会による湧水の分布及び流量への影響は小さいと予測します。

(2) 開催中の会場施設等の存在に伴い変化する湧水及び河川の流量

① 予測項目

予測項目は、開催中の会場施設等の存在に伴い変化する湧水及び河川の流量としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、湧水が確認された和泉川流域、堀谷戸川流域、駐車場及びバスターミナル等の整備に伴い土地の性状の変化が大きい河川として大門川流域、相沢川流域を対象としました。なお、堀谷戸川については、駐車場及びバスターミナル等の整備は行いません。予測地点は、調査地点と同様としました。

③ 予測時期

予測時期は、開催期間全体としました。

④ 予測方法

事業計画の内容を勘案し、本博覧会の整備前、開催中における流域別・土地利用別面積から雨水流出係数を算出することにより、会場施設等の存在に伴う湧水及び河川の流量への影響について定性的に予測しました。

⑤ 予測条件

開催中における施設配置計画は、「第 2 章　2.3.2(2)会場区域、(3)駐車場、(4)バスターミナル」（p.2-14～2-27 参照）に示すとおりです。

対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性がありますが、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業においては、可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画となっています。本事業では、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部に加え、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業により保全される地形や樹林地等もいかしながら、博覧会開催に必要な施設の整備を行うものとして予測を行いました。

現況における土地利用は図 6.5-5 に、現況、整備前及び開催中（透水性舗装による対策前・対策後）の土地利用区分と雨水流出係数は表 6.5-11 に示すとおりです。本博覧会の整備前においては、横浜市の土地区画整理事業による造成が完了し、公園整備事業の一次整備のうち、高木植栽、園路の造成及び舗装が行われた状態を想定しています。

また、横浜市の土地区画整理事業において、降雨時における下流河川の流量を調整するための雨水調整池が整備される計画です。

表 6.5-11　現況、整備前及び開催中の土地利用区分と雨水流出係数

土地利用区分	雨水流出係数	対象事業実施区域内の面積（ha）															
		和泉川				堀谷戸川				大門川				相沢川			
		現況	整備前	開催中		現況	整備前	開催中		現況	整備前	開催中		現況	整備前	開催中	
				対策前	対策後			対策前	対策後			対策前	対策後			対策前	対策後
宅地	0.90	0.00	0.00	2.12	2.12	0.00	0.00	1.69	1.69	0.00	0.00	0.42	0.42	0.54	0.00	4.24	4.24
水路、池沼	1.00	0.12	1.33	1.33	1.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.15	0.60	0.60	0.60
ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.46 ※2	0.00	0.00	0.00
コンクリート等の不浸透性素材により舗装された土地（法面を除く）	0.95	0.83	1.59	1.89	1.85	0.85	0.76	3.96	2.36	3.83	0.00	33.24	16.62	2.86	2.25	20.22	11.97
透水性舗装	0.53	－	0.85	0.85	0.89	－	0.76	0.76	2.36	－	－	－	16.62	－	1.47	1.47	9.72
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	0.00	0.30	0.00	0.00	0.00	6.20	2.14	2.14	0.00	37.44	0.13	0.13	1.52	23.21	0.25	0.25
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	19.71	16.59	14.47	14.47	10.58	3.70	2.87	2.87	33.61	0.00	3.66	3.66	39.65	18.65	19.40	19.40
面積合計（ha）		20.66				11.43				37.44				46.18			
雨水流出係数		0.43	0.49	0.55	0.54	0.44	0.50	0.69	0.63	0.46	0.50	0.89	0.71	0.45	0.49	0.70	0.62

※1　土地利用区分及び雨水流出係数：「流出雨水量の最大値を算出する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示」（平成 16 年国土交通省告示第 521 号）
　　透水性舗装の雨水流出係数：「舗装設計施工指針」（社団法人 日本道路協会）による、表面溢流量の算定式に基づき設定
　　土地利用区分の各面積については、今後の検討の中で変更となる可能性があります。四捨五入の関係から各土地利用区分の合計値が面積合計と一致しない場合があります。
※2　相沢川の現況における「ゴルフ場」にはグラウンドの面積を計上しました。
※3　「対策後」の面積は、駐車場・バスターミナル、仮設の園路などについて、透水性舗装を想定しています。

表 6.5-12　土地利用区分の考え方

土地利用区分	該当する開催中の土地利用
宅地	屋内展示施設、催事施設、サービス施設等の建築物
水路、池沼	河川の水面、地上式調整池の水面
ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	該当なし
コンクリート等の不浸透性素材により舗装された土地（法面を除く）	園路、建築外構、駐車場・バスターミナルの舗装面の一部
透水性舗装	園路、建築外構、駐車場・バスターミナルの舗装面の一部
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	バックヤードエリア等
人工的に造成され植生に覆われた法面	庭園、その他の植栽地、樹林地、広場等

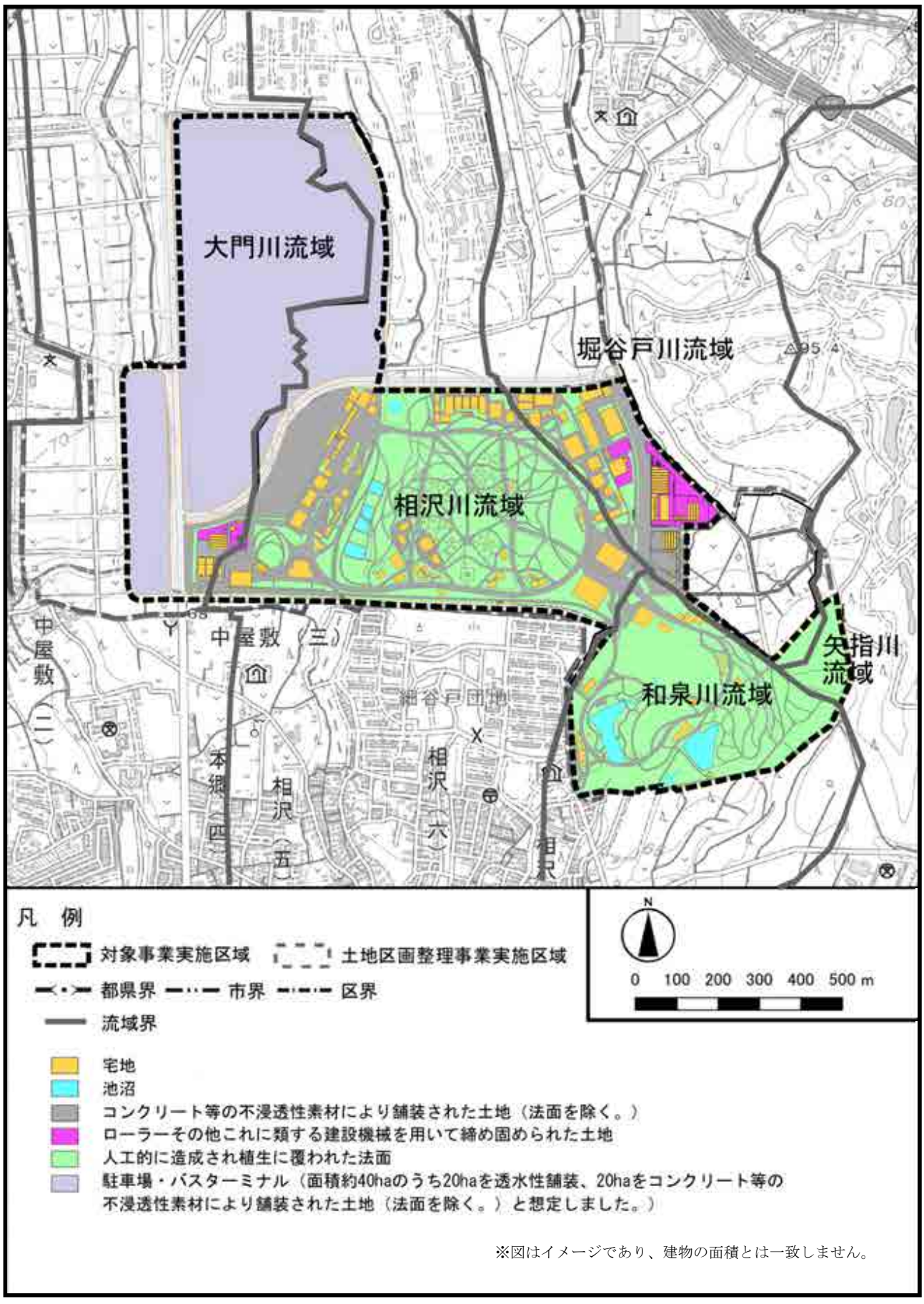

図 6.5-6　開催中の土地利用区分図

⑥　予測結果

本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、博覧会の開催に必要な施設の整備を行う計画であり、水利用・排水処理は公営上水道、公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。また、横浜市は雨水流出抑制のため、本博覧会の対象事業実施区域も含め、開催までに土地区画整理区域内の各河川の流域内に調整池を整備することになっています。各調整池からの最大流出量は下流河川の許容放流量以下となるよう調整されることから、降雨時において各河川下流の流量に著しい影響が及ぶことはないと予測します。

和泉川源流域（湧水調査地点 1～6、河川調査地点 6）の雨水流出係数は、本博覧会の整備前の 0.49 から開催中には 0.55 となりますが、本博覧会において整備する仮設の園路等において、透水性舗装をできるだけ採用することで、雨水流出係数を 0.54 に低減します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、さらに浸透桝等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.12 倍から 1.01 倍に低減（表 6.5-19（p.6.5-29）参照））。なお、横浜市は環境保全措置として湧水起源の小水路環境の創出、その周辺で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）を整備する計画であり、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地も保全することになっています。横浜市の公園整備事業による園路等の範囲においては礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の雨水浸透貯留施設を整備し、維持管理を行うこととなっています。以上のことから、本事業による湧水の流量への影響は小さく、和泉川下流の河川の流量への影響も小さいと予測します。

堀谷戸川源流域（湧水調査地点 7、8 河川調査地点 5）の雨水流出係数は、本博覧会の整備前の 0.50 から開催中には 0.69 となりますが、本博覧会において整備する仮設の園路等において、透水性舗装をできるだけ採用することで、雨水流出係数は 0.63 に低減されます。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、さらに浸透桝等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.27 倍から 1.20 倍に低減（表 6.5-19（p.6.5-29）参照））。なお、堀谷戸川の集水域は、「第３章　3.2.4　地形及び地質の状況(1)地形の状況」（p.3-34 参照）に示すとおり、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、対象事業実施区域外の調査地点より上流の集水域も考慮した場合の流出量の増加率は 1.07 倍となります（表 6.5-14(3)（p.6.5-26）参照）。土地区画整理事業実施区域内の地点 8 周辺では、旧上瀬谷通信施設の土地利用計画の基本方針によると、現況の環境に配慮した土地利用がなされる計画となっています。また、土地区画整理事業実施区域内の地点 7 周辺では、横浜市の土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、前掲図 6.5-5（p.6.5-17 参照）及び「第３章　3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2)②植生の概要」（p.3-77 参照）に示すとおり、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されると考えられることから、本事業による湧水の流量への影響は小さく、堀谷戸川下流の河川の流量への影響も小さいと予測します。

大門川流域（河川調査地点 1、2）における雨水流出係数は、本博覧会の整備前の 0.50 から、開催中には 0.89 となりますが、本博覧会において整備する駐車場・バスターミナル、仮設の園路等において、透水性舗装をできるだけ採用することで、雨水流出係数を 0.71 に

低減します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透桝や浸透トレンチ等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.41 倍から 1.08 倍に低減（表 6.5-19（p.6.5-29）参照））。なお、大門川の集水域は、対象事業実施区域外に広がっており、大部分が農業振興地区であるため、対象事業実施区域外の集水域からの水源涵養も期待できます。以上のことから、本事業による大門川の河川の流量への影響は小さいものと予測します。

相沢川流域（河川調査地点 3、4）における雨水流出係数は、本博覧会の整備前の 0.49 から、開催中は 0.70 となりますが、本博覧会において整備する駐車場・バスターミナル、仮設の園路等において、透水性舗装をできるだけ採用することで、雨水流出係数を 0.62 に低減します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、さらに浸透桝や浸透トレンチ等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.28 倍から 1.11 倍に低減（表 6.5-19（p.6.5-29）参照））。なお、横浜市により環境保全措置として保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）が整備される計画です。本博覧会の開催までに横浜市の公園整備事業で整備する園路等の範囲においては礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の雨水浸透貯留施設の整備、維持管理を行うことになっています。以上のことから、本事業による相沢川の河川の流量への影響は小さいものと予測します。

＜参考：堀谷戸川上流域における流出量の増加量＞

堀谷戸川における流量調査地点の上流域の流域面積は 62.24ha であり、対象事業実施区域内[A]にはその 18%に相当する 11.43ha が含まれており、対象事業実施区域外[B]の面積は 50.81ha となっています。

表 6.5-19(3)（p.6.5-29）においては、対象事業実施区域内の堀谷戸川流域における開催中の有効流出量は、整備前の 1.20 倍と試算しましたが、対象事業実施区域外[B]を含めた堀谷戸川上流域における有効流出量は、表 6.5-14(3)に示すとおり整備前の 1.07 倍となります。

表 6.5-13　堀谷戸川における整備前及び開催中の土地利用区分と雨水流出係数

土地利用区分	雨水流出係数	堀谷戸川					
		対象事業実施区域内[A]		対象事業実施区域外[B]		[A+B]	
		整備前	開催中	整備前	開催中	整備前	開催中
宅地	0.90	0.00	1.69	2.28	2.28	2.28	3.97
水路、池沼	1.00	0.00	0.00	0.50	0.50	0.50	0.50
ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50	0.00	0.00	8.06	8.06	8.06	8.06
コンクリート等の不浸透性素材により舗装された土地（法面を除く）	0.95	0.76	2.36	0.00	1.87	0.76	4.24
透水性舗装	0.53	0.76	2.36	0.00	0.00	0.76	2.36
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	6.20	2.14	13.33	11.46	19.54	13.60
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	3.70	2.87	26.63	26.63	30.33	29.50
面積合計（ha）		11.43		50.81		62.24	
雨水流出係数		0.50	0.63	0.47	0.49	0.48	0.51

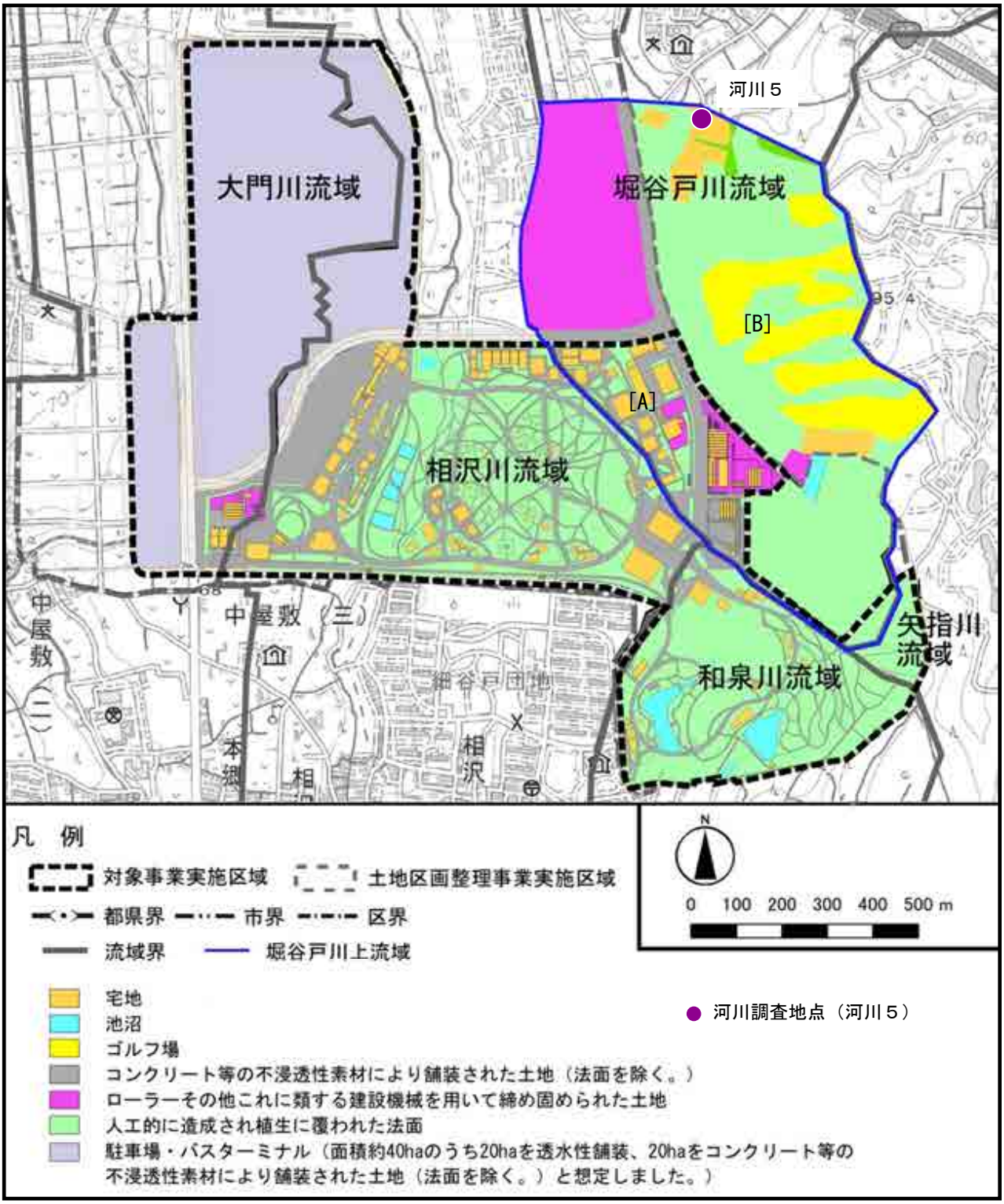

※対象事業実施区域外の土地利用区分については、土地区画整理事業の土地利用計画図及び現存植生図を参考に作成しました。

図 6.5-7　開催中の土地利用区分図

表 6.5-14（1）　雨水流出量の変化（雨水浸透貯留施設※1の効果反映前）

有効流出量	堀谷戸川流域		
	対象事業実施区域内[A]	対象事業実施区域外[B]	[A+B]
整備前の有効流出量(㎥)（a）	11,705	48,992	60,697
開催中の有効流出量(㎥)（b）	14,829	50,718	65,547
流出量の変化量（㎥）（b)-(a)	3,125	1,726	4,850
流出量の増加率（b)/(a)	1.27	1.04	1.08

※１　本博覧会において設置する浸透桝、浸透トレンチ及び横浜市の公園整備事業で設置が想定されるバイオスウェル、礫間貯留

※２　有効流出量＝降雨量×流域面積×流出係数
降雨量：10 年確率降雨（205 ㎜/24h）

表 6.5-14（2）　雨水浸透貯留施設の効果を考慮した雨水流出量

流出量・浸透量	堀谷戸川流域		
	対象事業実施区域内[A]	対象事業実施区域外[B]	[A+B]
開催中の有効流出量（㎥）（a）	14,829	50,718	65,547
雨水浸透施設による浸透量（㎥）（b）	785	0	785
最終流出量（a)-(b)	14,044	50,718	64,762

表 6.5-14（3）　雨水流出量の変化（雨水浸透貯留施設の効果を反映）

有効流出量	堀谷戸川流域		
	対象事業実施区域内[A]	対象事業実施区域外[B]	[A+B]
整備前の有効流出量(㎥)（a）	11,705	48,992	60,697
対策後の開催中の最終流出量(㎥)（b）	14,044	50,718	64,762
流出量の変化量（㎥）（b)-(a)	2,339	1,726	4,065
流出量の増加率（b)/(a)	1.20	1.04	1.07

(3) 開催中の植栽等の管理に伴うに伴う河川の流量の変化

① 予測項目

予測項目は、開催中の外来植物を含む植栽等の管理（河川水の灌水への利用）に伴う河川の流量の変化の内容及びその程度としました。

② 予測地域・地点

対象事業実施区域の下流側となる４地点（大門川河川２、相沢川河川４、堀谷戸川河川５、和泉川河川６）を対象としました。

③ 予測時期

予測時期は、開催期間全体としました。

④ 予測方法

開催中の外来植物を含む植栽等の管理（河川水の灌水への利用）による影響については、河川の状況と灌水利用に関する計画をもとに、河川の流量への影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件

本博覧会では、上水は公営上水道、下水は公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。

また、庭園や植栽等への灌水には主として水道水を利用する計画です。

⑥ 予測結果

植栽管理においては、庭園や植栽等への灌水は主として水道水を利用する計画であり、下流河川の流量に対する影響は生じないものと予測します。なお、植物への灌水は主として地下浸透するものと考えます。

6.5.4 環境の保全のための措置

(1) 工事中の建設行為等の実施に伴い変化する湧水の分布及び流量

環境の保全のための措置は、工事中の水環境保全の観点から、表 6.5-15 に示すとおり実施します。

表 6.5-15　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等の実施	・横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、横浜市の公園整備事業において既存樹の移植、郷土種を用いた多様な植物の植栽や、表土の保全・活用が図られます。 ・庭園や植栽等の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。

(2) 開催中の会場施設等の存在に伴い変化する湧水及び河川の流量

環境の保全のための措置は、開催中の水環境保全の観点から、表 6.5-16 に示すとおり実施します。

表 6.5-16　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 会場施設等の存在	・横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、横浜市の公園整備事業において既存樹の移植、郷土種を用いた多様な植物の植栽や、表土の保全・活用が図られるため、それらの適切な維持管理に努めます。 ・横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、保全・創出した環境が継続するよう本博覧会の開催時においても適切に維持管理します。 ・横浜市の公園整備事業により整備される礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の雨水浸透貯留施設について、本博覧会の開催時においても適切に維持管理します。 ・駐車場・バスターミナルや園路など雨水浸透の阻害が懸念される整備範囲においては、評価書で算定した範囲に留まらず、できる限り透水性の素材で構成するなど、雨水の地下浸透量の確保に努めます。 ・駐車場・バスターミナルや主要な建築物に浸透枡や浸透トレンチを設置し、地下水の涵養に努めます。なお、横浜市は雨水流出抑制のため、本博覧会の対象事業実施区域も含め、土地区画整理区域内に調整池を整備することになっています。

(3) 開催中の植栽等の管理に伴うに伴う河川の流量の変化

環境の保全のための措置は、開催中の水環境保全の観点から、表 6.5-17 に示すとおり実施します。

表 6.5-17　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 外来植物を含む植栽等の管理	・庭園や植栽等への灌水は主として水道水を利用します。

(4) 環境保全措置の実施による直接流出の抑制

本博覧会において会場区域及び駐車場・バスターミナルにおいて設置する浸透枡、浸透トレンチの数量及び公園整備事業の一次整備において設置が想定されるバイオスウェル、礫間貯留の数量を表 6.5-18 に、それらの効果量を表 6.5-19 に示しました。

表 6.5-18　雨水浸透貯留施設の内容

雨水浸透貯留施設	設置数量	単位設計浸透量			
		和泉川流域	堀谷戸川流域	大門川流域	相沢川流域
浸透枡 注1	512 基	0.319 m^3/基			
浸透トレンチ 注1	6,430 m	0.099 m^3/m			
バイオスウェル注2	10,083 m^2	①0.0083 m^3/h ②0.0079 m^3/h	0.0111 m^3/h	―	0.0111 m^3/h
礫間貯留（雨庭型） 注2	1,271 m^2	―	―		
礫間貯留（舗装型） 注2	2,490 m^2	①0.0087 m^3/h ②0.0083 m^3/h			0.0116 m^3/h

注１：浸透枡、浸透トレンチの単位設計浸透量は、本協会は現地調査をできないため、「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」（令和５年４月改訂版）第２編逐条解説 第２章開発事業に係る手続き 別表－３より設定しました。設置箇所数については、今後の検討の中で変更となる可能性があります。

注２：バイオスウェル、礫間貯留の単位設計浸透量は、「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業　環境影響評価準備書に関する補足資料 19 施設の存在・土地利用の変化に伴う湧水の流量の予測評価について（２）」で用いられた和泉川流域①②、相沢川流域②③の単位設計浸透量を用いました。和泉川流域では①と②で異なるためそれぞれの単位設計浸透量を示しています。（資料編 1.4-1～1.4-2 参照）

表 6.5-19（1）　雨水流出量の変化（雨水浸透貯留施設の効果反映前）

有効流出量	和泉川流域	堀谷戸川流域	大門川流域	相沢川流域	４流域計
整備前の有効流出量(m^3)（a）	20,647	11,705	38,364	46,265	116,980
開催中の有効流出量(m^3)（b）	23,064	14,829	54,236	59,026	151,155
流出量の変化量（m^3）（b)-(a)	2,417	3,125	15,873	12,761	34,175
流出量の増加率（b)/(a)	1.12	1.27	1.41	1.28	1.29

※　有効流出量＝降雨量×流域面積×流出係数
降雨量：10 年確率降雨（205 ㎜/24h）
流域面積及び流出係数：表 6.5-11 を参照
各流域における有効流出量等については、今後の検討の中で変更となる可能性があります。

表 6.5-19（2）　雨水浸透貯留施設の効果を考慮した雨水流出量

流出量・浸透量	和泉川流域	堀谷戸川流域	大門川流域	相沢川流域	４流域計
開催中の有効流出量（m^3）（a）	23,064	14,829	54,236	59,026	151,155
雨水浸透貯留施設による浸透量（m^3）（b）	2,262	785	12,949	7,772	23,768
最終流出量（a)-(b)	20,802	14,044	41,288	51,254	127,387

※　各流域における有効流出量、浸透量等については、今後の検討の中で変更となる可能性があります。

表 6.5-19（3）　雨水流出量の変化（雨水浸透貯留施設の効果を反映）

有効流出量	和泉川流域	堀谷戸川流域	大門川流域	相沢川流域	４流域計
整備前の有効流出量(m^3)（a）	20,647	11,705	38,364	46,265	116,980
対策後の開催中の最終流出量（m^3）（b）	20,802	14,044	41,288	51,254	127,387
流出量の変化量（m^3）（b)-(a)	155	2,339	2,924	4,989	10,407
流出量の増加率（b)/(a)	1.01	1.20	1.08	1.11	1.09

※　各流域における有効流出量等については、今後の検討の中で変更となる可能性があります。

6.5.5 評価

(1) 工事中の建設行為等の実施に伴い変化する湧水の分布及び流量

対象事業実施区域においては、横浜市の土地区画整理事業によって造成が行われるため、本博覧会では必要に応じて不陸の整正や整地作業などを実施して施設整備を行う計画です。施設の整備にあたり、構造物の基礎設置のための掘削などの作業土工を行いますが、帯水層を遮断するような連続的な土地の改変は行わないため、帯水層への影響は小さいものと考えられます。また、計画構造物は湧水源（湧水調査地点 1～8）から離れているため、本博覧会で湧水源（湧水調査地点 1～8）の直接改変をすることはありません。

和泉川源流域（湧水調査地点 1～6）は、当該地に降った雨が伏流水として、地形の起伏によって地表に流出したものと考えられるため、現況の地形、地層を保全することで水路への流れを保全するとともに、瀬谷市民の森に隣接する既存樹林地を保全することで、和泉川源流域の湧水の流量を維持します。以上より、本博覧会による和泉川源流域の湧水の分布及び流量への影響は小さいと予測します。

堀谷戸川源流域（湧水調査地点 7、8）は、対象事業実施区域北東部に草地主体の疎林により構成される樹林地が分布していることから、横浜市の土地区画整理事業で既存樹林を可能な限り保全します。また、堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内では、横浜市の土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されると考えられます。以上より、本博覧会による堀谷戸川源流域の湧水の分布及び流量への影響は小さいと予測します。

加えて、環境保全措置として、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を用いた多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めるほか、庭園や屋外展示、環境植栽等の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。

以上により、環境保全目標「湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと評価します。

(2) 開催中の会場施設等の存在に伴い変化する湧水及び河川の流量

本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、博覧会の開催に必要な施設の整備を行う計画であり、水利用・排水処理は公営上水道、公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。また、横浜市は雨水流出抑制のため、本博覧会の対象事業実施区域も含め、土地区画整理区域内に調整池を整備することになっています。各調整池からの最大流出量は下流河川の許容放流量以下となるよう調整されることから、降雨時において各河川下流の流量に著しい影響が及ぶことはないと予測します。

和泉川源流域（湧水調査地点 1～6、河川調査地点 6）の雨水流出係数は、透水性舗装の整備により、本博覧会の開催中においては 0.54 になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、さらに浸透桝等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.12 倍から 1.01 倍に低減（表 6.5-19（p.6.5-29）参照））。なお、横浜市は環境保全措置として湧水起源の小水路環境の創出、その周辺で確認された動植物の生息・生育環境の創出に

寄与する地上式調整池（調整池４）を整備する計画であり、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地も保全することになっています。横浜市の公園整備事業による園路等の範囲においては、礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の雨水浸透貯留施設を整備し、維持管理を行うことになっています。以上のことから、本事業による湧水の流量への影響は小さく、和泉川下流の河川の流量への影響も小さいと予測します。

堀谷戸川源流域（湧水調査地点 7、8、河川調査地点 5）の雨水流出係数は、透水性舗装の整備により、本博覧会の開催中においては、0.63 になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、さらに浸透桝等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.27 倍から 1.20 倍に低減（表 6.5-19（p.6.5-29）参照））。なお、堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、対象事業実施区域外の調査地点より上流の集水域も考慮した場合の流出量の増加率は 1.07 倍となります（表 6.5-14(3)（p.6.5-26）参照）。土地区画整理事業実施区域内の地点 8 周辺では、旧上瀬谷通信施設の土地利用計画の基本方針によると、現況の環境に配慮した土地利用がなされる計画となっています。また、土地区画整理事業実施区域内の地点 7 周辺では、横浜市の土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されると考えられることから、本事業による湧水の流量への影響は小さく、堀谷戸川下流の河川の流量への影響も小さいと予測します。

大門川流域（河川調査地点 1、2）における雨水流出係数は、透水性舗装の整備により、本博覧会の開催中においては、0.71 になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、さらに浸透桝や浸透トレンチ等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（(1.41 倍から 1.08 倍に低減（表 6.5-19（p.6.5-29）参照））。なお、大門川の集水域は、対象事業実施区域外に広がっており、大部分が農業振興地区であるため、対象事業実施区域外の集水域からの水源涵養も期待できます。以上のことから、本事業による大門川の河川の流量への影響は小さいものと予測します。

相沢川流域（河川調査地点 3、4）における雨水流出係数は、透水性舗装の整備により、本博覧会の開催中においては 0.62 になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、さらに浸透桝や浸透トレンチ等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.28 倍から 1.11 倍に低減（表 6.5-19（p.6.5-29）参照））。なお、横浜市により環境保全措置として保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）が整備される計画です。横浜市の公園整備事業の園路等の範囲においては、礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の雨水浸透貯留施設を整備し、維持管理を行うことになっています。以上のことから、本事業による相沢川の河川の流量への影響の程度は小さいものと予測します。

加えて、環境保全措置として、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を用いた多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めるなど、雨水の地下浸透量の確保に努めます。

以上により、環境保全目標である「湧水の分布及び流量並びに河川の流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催

後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

(3) 開催中の会場施設等の存在及び植栽等の管理に伴うに伴う河川の流量の変化

本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、博覧会の開催に必要な施設の整備を行う計画であり、水利用については、公営上水道を基本とし、排水処理は公共下水道を利用します。

植栽管理においては、庭園や植栽等への灌水は主として水道水を利用する計画であり、河川の表流水の利用は限定的であることから、下流河川の流量に対する影響は生じないものと予測します。なお、植物への灌水は主として地下浸透するものと考えます。

以上により、環境保全目標である「河川の流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

6.6　廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）

6.6 廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）

本博覧会の実施により、工事中は建設行為等の実施、開催中は施設の供用及び外来植物を含む植栽等の管理、撤去中は仮設施設等の撤去により、一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が想定されます。

このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中に発生する廃棄物等の発生量を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事及び撤去により発生する一般廃棄物、産業廃棄物】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・令和３年度の本博覧会の開催地である横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、275,860t、資源化量は 66,174t となっています。 ・令和２年度の本博覧会の開催地である横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 9,556 千ｔ（前年度比約 0.3%増加）であり、減量化量は約 6,602 千ｔ、再生利用量は約 2,665 千ｔ、最終処分量は約 290 千ｔで、最終処分率は 3.0%となっています。	p.6.6-6 ～6.6-13
環境保全目標	・工事及び撤去により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。	p.6.6-14
予測結果の概要	・一般廃棄物については、工事中においては、会場整備のため植物を搬入することで植物残渣が発生しますが、工事中における植物残渣等の一般廃棄物の発生量は極めて少ないと予測します。植栽や庭園の撤去に伴う一般廃棄物の発生量は、合計で 14.2t と予測します。 ・工事中の産業廃棄物発生量は、公園施設の利活用や仮設施設のレンタル・リースの採用により、建築工事及び植栽管理で合計 2,286.4ｔと予測します。発生した産業廃棄物について、各品目の再資源化率を適用すると処分量は 259.3ｔと予測します。 ・更なる産業廃棄物の削減に向けて、関連法令等を踏まえ、建築資材等の搬入における過剰な梱包を控えるとともに、工事現場内での分別保管の徹底、植物トレー等の返却やリサイクルの徹底を図ります。 ・撤去中の産業廃棄物発生量は、公園施設の利活用や仮設施設のレンタル・リースの採用により、201,145.9t と予測します。発生した産業廃棄物の各品目の再資源化率を適用すると、処分量は 408.1ｔになると予測します。	p.6.6-21 ～6.6-22

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事及び撤去により発生する一般廃棄物、産業廃棄物】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	【全般】 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づきプラスチック類等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付の上、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 【本協会】 ・建築物の内装部材等は、できるだけリユースできるよう努めるとともに、やむを得ずリユースできない場合には、リサイクル率の高い素材（木材、金属など）を用いた製品・部材等を選択します。 ・建築物の内装部材において、石膏ボード等のリサイクル率の低い部材はできるだけ使用しないよう努めます。 ・会場整備のため植物を搬入しますが、一般廃棄物である植物残渣等については、条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り堆肥化するとともに、植物トレーやポット等の産業廃棄物についてはリユース（返却）を推進します。 ・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・会場施設については公園施設を利活用するとともに、レンタル・リースの採用により、産業廃棄物の削減を進めます。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台サイドカバーを使用する等適切な対策を講じます。 【出展者等への要請】 ・博覧会の開催に必要な工事等について、持続可能性に配慮した調達を行うことを目的とした「持続可能性に配慮した調達コード」を策定し、サプライヤー、出展者等の関係者に遵守を要請することで、「3R+Renewable（再生可能資源への代替)」等の取組を推進します。 ・調達コード等を通じ、サプライヤー、出展者等の関係者に対して、工事等で調達する資機材等の包装、梱包及び輸送資材等の最小化に取り組むとともに、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい包装等を使用するよう、要請していきます。 ・建築物の内装部材において、石膏ボード等のリサイクル率の低い部材はできるだけ使用しないよう要請していきます。	p.6.6-28
評価の概要	・予測結果を踏まえ、影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「建設行為等の実施及び仮設施設の撤去により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。	p.6.6-31

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催により発生する一般廃棄物、産業廃棄物】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・令和３年度の本博覧会の開催地である横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、275,860t、資源化量は 66,174t となっています。 ・令和２年度の本博覧会の開催地である横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 9,556 千ｔ（前年度比約 0.3%増加）であり、減量化量は約 6,602 千ｔ、再生利用量は約 2,665 千ｔ、最終処分量は約 290 千ｔで、最終処分率は 3.0%となっています。 ・横浜市内の一般廃棄物処理業者の処理能力は、食品残渣が約 227t/日、植物残渣が約 2,172t/日となっています。	p.6.6-6 ～6.6-13
環境保全目標	・開催に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。	p.6.6-14
予測結果の概要	・本博覧会の開催中に発生する一般廃棄物は 2,907.3t、発生した一般廃棄物について各品目の再資源化率を適用すると、処分量は 2,025.5t と予測します。 ・本博覧会の開催中に発生する産業廃棄物は 1,426.3t、発生した産業廃棄物について各品目の再資源化率を適用すると、処分量は 416.3t と予測します。 ・本博覧会の開催中に発生する廃棄物は分別収集し、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。	p.6.6-27

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催により発生する一般廃棄物、産業廃棄物】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	【全般】 ・素材が何であるかに関わらず、使い捨てのものをできるだけ減らすことを検討するとともに、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を徹底し、これを徹底した後になお残る廃棄物については適正に処理するように取り組みます。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、ワンウェイプラスチックの合理化について適正に対応します。また、同法律に基づき、プラスチック類等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。 【本協会】 ・発生した廃棄物は分別し、再資源化可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。 ・花壇や植栽などから発生する植物残渣については、条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き堆肥化等のリサイクルを行っている一般廃棄物処理業者を選定するなど適切な処理に努めるとともに、リサイクルした堆肥等を博覧会として活用するなど、資源のリサイクルを確保していきます。 ・植物トレーやポット等の産業廃棄物のリユース（返却）を推進します。 ・本博覧会では、AIPH の規則等に基づき、サステナビリティ戦略等を策定、公表するとともに、サステナビリティレポートについても公表して、廃棄物の削減等に関する取組を進めていきます。 ・一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量・再資源化量・処分量について、リサイクルした堆肥をどの程度活用したかも含め、本博覧会協会のホームページ等で公表します。 【来場者・出展者等への要請等】 ・来場者や出展者等に対し、食品ロスの削減やごみ分別の徹底、マイバッグ等の利用、ごみ等の持ち帰りなど、廃棄物の削減について普及啓発を図ることで、会場で発生する食品残渣などの一般廃棄物を可能な限り削減します。 ・再生可能素材のパッケージの使用や、飲食サービスにおけるリユース食器類の使用を推進するなど、プラスチック由来の廃棄物削減に取組みます。また、紙等の再生可能資源に代替できるものは、対応するよう要請していきます。 ・食品ロスの削減等を推進するため、ガイドラインを策定・公表し、出展者には無理なく食べきれる量やサイズのメニューの提供、来場者には削減への協力を要請していきます。 ・博覧会の開催に必要な物品・サービス等について、持続可能性に配慮した調達を行うことを目的とした「持続可能性に配慮した調達コード」を策定し、サプライヤー、出展者等の関係者に遵守を要請することで、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」等の取組を推進します。 ・調達コード等を通じ、サプライヤー、出展者等の関係者に対して、調達する物品等の包装、梱包及び輸送資材等の最小化に取り組むとともに、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい容器包装等を使用するよう、要請していきます。	p.6.6-29
評価の概要	・予測結果を踏まえ、影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「開催に伴い発生する廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと考えます。	p.6.6-32

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.6.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

① 廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）の処理処分の状況

・種類別発生量
・資源化の状況
・廃棄物の処理状況

② 土地利用の状況

③ 関係法令・計画等

(2) 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 廃棄物の処理処分の状況

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省　令和２年１月）、「横浜市環境管理計画年次報告書　資料編」（横浜市環境創造局政策課ホームページ　令和４年 10 月閲覧）、「神奈川県産業廃棄物実態調査」（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ　令和４年 10 月閲覧）、「令和４年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課　令和４年９月）、「令和３年経済センサス 活動調査 速報」（総務省統計局　令和４年９月）等を整理しました。なお、横浜市内の一般廃棄物（食品残渣、植物残渣）処理能力については、一般廃棄物処理業者ホームページ掲載情報又はヒアリングにより把握しました。

② 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料による情報の収集・整理により調査しました。

③ 関係法令・計画等

下記法令等の内容を整理しました。

・「循環型社会形成推進基本法」
・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）
・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）
・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）
・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環法）
・「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」
・「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
・「神奈川県循環型社会づくり計画」
・「第７次横浜市産業廃棄物処理指導計画」
・「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ３Ｒ夢（スリム）プラン～」

(5) 調査結果

① 廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）の処理処分の状況

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。それぞれを、「ア.産業廃棄物」、「イ.一般廃棄物」として整理しました。

ア．産業廃棄物

横浜市における産業廃棄物の発生量及び処理状況は、表 6.6-1 に示すとおりです。令和２年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 9,556 千ｔ（前年度比約 0.3%増）であり、減量化量は約 6,602 千ｔ、再生利用量は約 2,665 千ｔ、最終処分量は約 290 千ｔで、最終処分率は 3.0%となっています。

表 6.6-1　産業廃棄物の状況（横浜市）

単位：千ｔ

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
発生量	10,000	10,635	10,595	9,523	9,556
減量化量	6,495	6,580	7,697	6,510	6,602
再生利用量	2,942	3,835	2,449	2,842	2,665
最終処分量	563	219	450	170	290

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書　資料編」
（横浜市環境創造局政策課ホームページ　令和５年７月閲覧）

平成 30 年度の横浜市の公共土木事業における産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-2 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊の排出ベースの再資源化率は 100%であり、その他の多くの項目についても再資源化が進んでいますが、廃プラスチック、廃石膏ボード、廃塩化ビニル管・継手については再資源化が進んでいない状況です。ただし、再資源化が進んでいない３項目については、発生量が少ない傾向にあります。

表 6.6-2　横浜市における建設廃棄物の発生量・再資源化率

単位：千ｔ

項目		発生量							再資源化等量	再資源化等率（%）
			現場内利用量	現場内減量化量	搬出量	再資源化	減量化	最終処分		
公共土木（横浜市）	ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	300.5	0.9	0.0	299.6	299.6	0.0	0.0	299.6	100.0
	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	81.5	2.2	0.0	79.3	79.3	0.0	0.0	79.3	100.0
	汚泥	200.8	0.0	0.0	200.8	175.0	23.6	2.2	198.6	98.9
	建設混合廃棄物	3.2	0.0	0.0	3.2	2.5	0.2	0.4	2.8	87.1
	建設発生木材	0.9	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0	0.0	0.9	99.9
	伐木材・除根材	2.9	0.0	0.0	2.9	2.9	0.0	0.0	2.9	98.8
	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.5	0.0	0.0	0.5	0.3	0.1	0.1	0.4	77.0
	紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	91.2
	金属くず	10.1	0.0	0.0	10.1	9.9	0.0	0.3	9.9	97.5
	廃石膏ボード	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.3
	廃塩化ﾋﾞﾆﾙ管･継手	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.8

注１：再資源化等量：搬出量（再資源化）＋搬出量（減量化）
注２：再資源化等率：搬出量全体に対する再資源化等量の割合
注３：表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。
資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省　令和２年１月）

平成 30 年度の神奈川県における解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の発生量・再資源化率は、表 6.6-3 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、発生木材、伐木材・除根材及び金属くずの搬出量ベースの再資源化率は 90%以上となっています。

表 6.6-3　神奈川県における解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の発生量・再資源化率

単位：千ｔ

項目		①発生量	②現場内利用量	③現場内減量化量	④搬出量	⑤再資源化	⑥減量化（縮減）	⑦最終処分	搬出ベース再資源化等（縮減を含む）⑧量 ⑤+⑥	⑨率(%) ⑧/④
解体	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	24.7	0.8	0.0	23.9	23.9	0.0	0.0	23.9	100.0
	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	608.9	61.2	0.0	547.7	547.7	0.0	0.0	547.7	100.0
	汚泥	33.2	0.1	0.0	33.1	24.3	3.4	5.4	27.7	83.7
	混合廃棄物	26.1	0.0	0.0	26.1	15.6	1.1	9.4	16.6	63.9
	発生木材	75.9	7.3	0.0	68.5	68.3	0.0	0.2	68.3	99.7
	伐木材・除根材	4.8	0.0	0.0	4.8	4.8	0.0	0.0	4.8	100.0
	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	3.0	0.0	0.0	3.0	1.7	0.7	0.6	2.5	81.3
	紙くず	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	43.4
	金属くず	35.3	0.0	0.0	35.3	34.6	0.0	0.7	34.6	98.0
	廃石膏ボード	7.2	0.0	0.0	7.2	5.4	0.0	1.8	5.4	75.6
	廃塩化ﾋﾞﾆﾙ管・継手	0.3	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.1	0.2	58.7
新築・増改築	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	76.2	1.4	0.0	74.8	74.8	0.0	0.0	74.8	100.0
	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	464.8	143.4	0.0	321.4	321.4	0.0	0.0	321.4	100.0
	汚泥	101.1	4.5	0.4	96.2	81.8	10.8	3.6	92.6	96.2
	混合廃棄物	48.6	0.0	0.0	48.6	39.4	3.5	5.7	42.9	88.2
	発生木材	42.2	0.3	0.0	41.9	37.4	0.8	3.8	38.1	91.0
	伐木材・除根材	19.6	0.0	0.0	19.6	19.2	0.2	0.1	19.4	99.4
	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	14.8	0.0	0.0	14.8	8.5	3.6	2.8	12.1	81.4
	紙くず	10.5	0.0	0.0	10.5	8.1	2.2	0.2	10.3	98.0
	金属くず	14.9	0.0	0.0	14.9	14.6	0.0	0.3	14.6	97.9
	廃石膏ボード	34.3	0.0	0.0	34.3	21.6	0.0	12.7	21.6	63.0
	廃塩化ﾋﾞﾆﾙ管・継手	1.0	0.0	0.0	1.0	0.6	0.0	0.4	0.6	58.7

注１：表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

注２：木造・非木造の合計値を示しています。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省　令和２年１月）

イ．一般廃棄物

横浜市における事業系ごみと資源の総量及び事業所数の推移は、表 6.6-4 に示すとおりです。

令和３年度の横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、275,860t、資源化量は 66,174t となっています。

横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は概ね減少傾向にあり、資源化量は概ね増加傾向にあります。

表 6.6-4　事業系ごみと資源の総量及び事業所数の推移

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
ごみ量（t）	303,822	301,053	309,066	270,434	275,860
資源化量（t）	52,647	58,227	67,296	65,100	66,174
事業所数	－	－	－	－	115,877

資料：「令和４年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課　令和４年９月）
「令和３年経済センサス 活動調査 速報」（総務省統計局　令和４年９月）

横浜市長の許可を受けている一般廃棄物処理業者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は 13 社（14 施設）であり、このうち食品残渣の処理を行っているのは４社、植物残渣の処理を行っているのは 10 社となっています。食品残渣については、堆肥、飼料、バイオマス発電の燃料など、植物残渣については、堆肥、燃料チップなどとしてリサイクルされています。一般廃棄物処理業者の処理能力は、食品残渣が約 227t/日、植物残渣が約 2,172t/日となっています。

表 6.6-5　市内の一般廃棄物（食品残渣、植物残渣）処理能力

	一般廃棄物処理業者の処理能力
食品残渣	約 227t/日
植物残渣	約 2,172t/日

注１：処理能力は一般廃棄物処理業者ホームページ掲載情報又はヒアリングにより把握

②　土地利用の状況

対象事業実施区域は、「第３章　3.3.2 土地利用の状況　図 3.3-1 土地利用現況図」（p.3-111 参照）に示したとおり、対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側は、土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

用途地域の指定状況は、「第３章　3.3.2 土地利用の状況　図 3.3-5 用途地域図」（p.3-115 参照）に示したとおり、対象事業実施区域の全てが市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、市街化調整区域、第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域に指定されています。

③　関係法令・計画等

ア．「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年６月　法律第 110 号）

この法律は、「環境基本法」の基本理念にのっとり、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするものです。

「循環型社会」とは、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を指しており、法律では国、地方公共団体、事業者及び国民が適切な役割分担の下で、必要な措置を講じることや、原材料、製品等が循環的な利用または処分に伴う環境への負荷ができる限り低減されるよう、提言されています。

イ．「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月　法律第 137 号）

この法律は、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理により、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とするものです。

この法律では、廃棄物処理について「事業者自らの責任において適正に処理すること」が定められており、一般廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

また、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

なお、産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、産業廃棄物管理票を交付することが義務づけられています。

ウ．「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成３年４月　法律第 48 号）

この法律は、国民経済の発展に伴い資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等や建設副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄、または利用されずに廃棄されている状況を踏まえ、循環型社会を形成していくために必要な３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進していくものです。

特に、建設工事の発注者は、その建設工事の発注を行うに際し、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めることのほか、建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないとされています。

エ．「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年５月　法律第 104 号）

この法律は、建設工事に係る特定の建設資材(コンクリート、アスファルト、木材等)について、その分別解体等や再資源化等を促進すること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るものです。

特に、発注者は、工事着手の７日前までに、分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出る必要があり、再資源化により得られた建設資材の使用等、分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならないとされています。

オ．「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年６月　法律第 60 号）

この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。主な措置内容として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計」、「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等」に関する基本方針を策定するとされています。また、「設計・製造」、「販売・提供」、「排出・回収・リサイクル」の各主体に関して個別の措置事項を講じるとされています。

カ．「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」

（平成 18 年 12 月　神奈川県条例第 67 号）

この条例は、神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的とするものです。

条例では事業者の責務として、事業活動に伴う廃棄物の発生抑制等に努めることや適正な処分の実施が定められています。

キ．「横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」

（平成４年９月　横浜市条例第 44 号）

この条例では、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項が定められています。

この条例に基づき、事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の処理に関して「減量化・資源化等計画書」を毎年１回、市長に提出する必要があります。また、事業用大規模建築物については、事業系廃棄物の保管場所の設置を義務づけています。

ク．「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月　横浜市条例第 58 号）

この条例は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例(横浜市条例第 17 号　平成７年３月)の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とするものです。

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

ケ．「神奈川県循環型社会づくり計画」（神奈川県　平成 29 年３月改定）

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第５条の５第１項の規定に基づき、神奈川県内の一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画です。

天然資源の消費を抑制し、生存基盤である環境への負荷をできるだけ少なくする持続可能な社会を作る必要性から、もの・資源を大切にし、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動が営まれるとともに、廃棄物の排出者だけでなく製造者も一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方も取り入れた、循環型社会の実現を目標として策定されています。

この計画では、表 6.6-6 に示すとおり排出量に着目した「家庭から排出される生活系ごみ」と、「事業活動による廃棄物(事業系一般廃棄物と産業廃棄物)」の原単位を用いた目標を設定しています。

表 6.6-6　計画目標

項目		平成 26 年度実績	平成 33 年度目標値
目標１	生活系ごみ１人１日当たりの排出量	681g/人･日	644g/人･日
目標２	事業活動による廃棄物の 県内 GDP（県内総生産）当たりの排出量	55.0t/億円	53.6t/億円
目標３	一般廃棄物の再生利用率	25.7%	31%
目標４	製造業における産業廃棄物の再生利用率	43.5%	50%
目標５	不法投棄等残存量	126,697t	前年度より減少[注1]

注１：不法投棄等の残存量を、毎年前年度より減少させることを目標として設定

コ．「第７次横浜市産業廃棄物処理指導計画」（横浜市資源循環局　平成 28 年 3 月）

この計画は、横浜市内で発生又は処理される産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理等を進めるため、横浜市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示すものです。

「第７次横浜市産業廃棄物処理指導計画」は、平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とし、「横浜市の産業廃棄物発生量の将来予測」、「国の法制度及び計画等の動向」、「横浜市の計画等の動向」、「第６次処理指導計画の取組状況」を踏まえて、以下の課題が整理されています。

・最終処分量の削減
・有害廃棄物の適正処理
・建設系廃棄物の適正処理
・災害廃棄物対策

これらの課題を受け、計画では、横浜市における産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進するとともに、大規模災害が発生した後の速やかな復興を実現するために災害廃棄物対策に取組み、「持続可能な循環型社会の構築」を目指すことが基本理念として掲げられています。

サ．「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ３Ｒ夢プラン～」

（横浜市　平成 23 年１月）

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条第１項の規定に基づき、横浜市内の一般廃棄物の処理について定めるもので、平成 37 年度までを見通した長期的な計画として策定されています。

この基本計画では、「市民・事業者・行政が更なる協働のもと、３Ｒ（廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の３つのＲ）を推進するとともに、ごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能な街を目指す。」という基本理念の下、廃棄物対策全般における環境負荷低減のための計画を策定しています。この計画においては、ごみの分別・リサイクルの徹底と適正処理等についての事業者の役割や具体的取組が定められています。

6.6.2 環境保全目標の設定

廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）に係る環境保全目標は、表 6.6-7 に示すとおり設定しました。

表 6.6-7　環境保全目標(廃棄物)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為の実施 【撤去中】 仮設施設等の撤去	工事及び撤去により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。
【開催中】 施設の供用 外来植物を含む植栽等の管理	開催に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。

6.6.3 予測

(1) 工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

① 予測項目

予測項目は、工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物と産業廃棄物としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域内としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事及び撤去期間全体としました。

④ 予測方法

ア．予測手順

予測手順は、図 6.6-1 に示すとおりです。

【一般廃棄物】

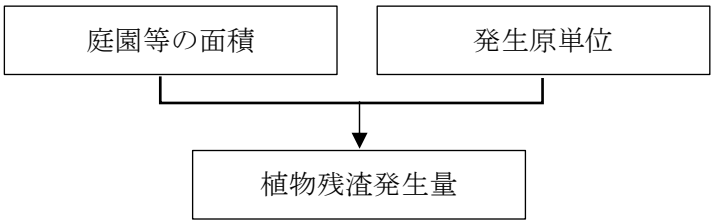

【産業廃棄物】

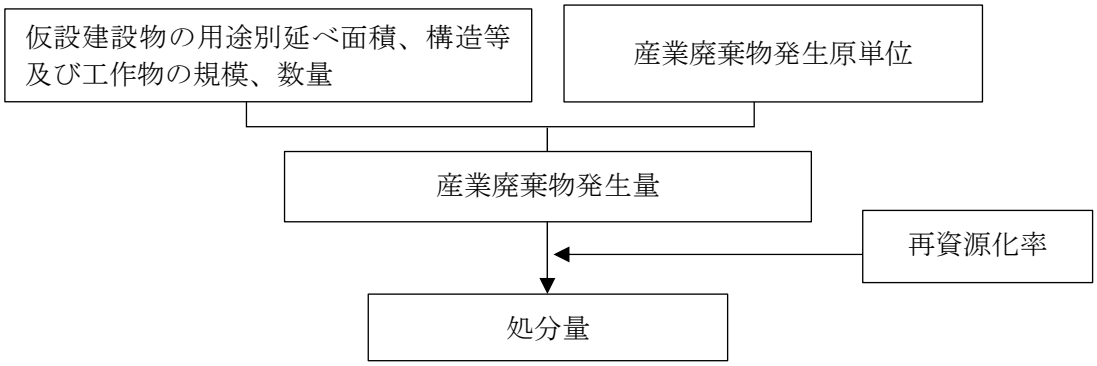

図 6.6-1　予測手順（一般廃棄物、産業廃棄物）

イ．予測手法

工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物は、庭園等の面積と植物残渣の発生原単位から予測しました。

工事及び撤去の実施に伴う産業廃棄物発生量は、用途別延べ面積、構造等と廃棄物発生原単位から予測しました。建物の新築工事に伴う産業廃棄物の原単位は、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」((社)日本建設業連合会　平成 24 年 11 月）に基づき、構造等に該当する

値を設定しました。

工事中及び撤去中に発生する産業廃棄物の処分量は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省　令和２年１月）等の既存資料を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して発生量に乗ずることで算出しました。

⑤　予測条件

ア．計画施設の概要

本博覧会の実施に伴い、新たに建設する計画建築物の用途別延べ面積は、表 6.6-8 に示すとおりです。本博覧会においては、横浜市の公園整備等による恒久施設等の一部を活用しますが、それ以外の建設する建築物等はすべて仮設であり、本博覧会の終了後に撤去します。

また、建築物以外に園路・広場や駐車場・バスターミナル及び照明灯を設置します。これらの仮設工作物の名称、主な素材、規模は表 6.6-9 に示すとおりです。

表 6.6-8　建築物の概要

施設区分	延べ面積（㎡）
屋内展示施設	9,500 (6,250)
催事施設	1,500
サービス施設	7,000
営業施設	13,000
管理運営施設等（事務所、倉庫）	17,000
その他（屋外出展（建築物）等）	36,700
合計	84,700 (6,250)

注１：AIPH 規則に基づき、建築規模（展示建築施設を除く）は会場区域の面積（約 75.2ha）の 10%を上限として計画した場合の面積としました。

注２：屋内展示施設及び合計には、（　）内の公園整備事業の恒久施設 6,250 ㎡を含みます。

表 6.6-9　仮設工作物の概要

分類	主な素材	規模	数量
舗装（園路、広場）	アスファルト、インターロッキング	舗装厚 5 ㎝、路盤厚 15 ㎝と想定	126,600 ㎡
舗装（駐車場・バスターミナル）	アスファルト舗装	舗装厚 5 ㎝、路盤厚 15 ㎝と想定	400,000 ㎡
浸透桝	砕石、コンクリート	85cm×85 ㎝、深さ 1.34m と想定	512 基
浸透トレンチ	砕石、コンクリート	幅 40 ㎝、深さ 40 ㎝と想定	6,430m
照明灯（駐車場・バスターミナル）	アルミ合金、コンクリート	ポール高さ 4.5m、重量 30 kg と想定 基礎：50cm×50cm、深さ 1.1m と想定	668 基

注１：仮設工作物の概要は、現時点の想定であり、変更になる可能性があります。

注２：駐車場・バスターミナルの面積は安全側での予測とするため面積は最大 42.9ha（429,000 ㎡）のうち、植栽帯を除く 40ha（400,000 ㎡）について、アスファルト舗装（舗装厚 5 ㎝、路盤厚 15 ㎝）を行うものとして想定しました。照明灯は駐車場・バスターミナルの舗装部分に設置する計画ですが、設置面積が小さいため照明分の面積は差し引いていません。

イ．発生原単位

A　工事及び撤去実施に伴い発生する一般廃棄物

仮設施設等の撤去に伴い発生する一般廃棄物として、花壇や植栽等からの植物残渣が発生すると想定します。

植物残渣の発生量については、「都市由来植物廃材のエネルギー利用手法等に関する技術資料、国総研資料第 845 号」において整理された公園事業の年間での刈草発生量（1,305kg/㎡）をもとに、月当たりの刈草発生量 108.7g/㎡を植え付け 1 回分の植物残渣発生原単位と設定しました。

植物残渣発生原単位：1,305 kg/（㎡・年）÷12 か月＝108.7g/㎡

B　建築物の建設及び仮設工作物の設置に伴い発生する産業廃棄物

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位は、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（(社)日本建設業連合会　平成 24 年 11 月）より整理しました。

各施設の用途を踏まえ、発生原単位については表 6.6-10(1)(2)のとおりとしました。

表 6.6-10(1)　施設区分ごとの発生原単位区分

施設区分	発生原単位区分
展示建築施設	店舗[注1]
催事施設	
サービス施設	
営業施設	
その他（屋外出展（建築物）等）	
管理運営施設等（事務所、倉庫）	事務所[注1]

注１：店舗及び事務所は、S 造、3,000 ㎡未満として算定しました。

表 6.6-10(2)　品目別発生原単位

廃棄物の種類	発生原単位（kg/㎡）	
	事務所	店舗
ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	8.9	9.9
ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	0.7	1.2
ガラス陶磁器	1.5	2.5
廃プラスチック	1.2	1.6
金属くず	1.5	1.2
木くず	2.1	2.5
紙くず	1.6	1.4
廃石膏ボード	3.4	2.8
その他	3.0	2.3
混合廃棄物	12.1	13.6

注１：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（(社)日本建設業連合会　平成 24 年 11 月）において、管理運営施設は、「事務所」、その他の施設は「店舗」の値を引用しました。

注２：計画段階で構造形式が未定ではありますが、本博覧会の施設は仮設建築物であるため、現時点ではＳ造としました。

注３：廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省　令和２年１月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　アスコンがら：ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　石膏ボード：廃石膏ボード

資料：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（(社)日本建設業連合会　平成 24 年 11 月）

「建築資材リサイクルシステム調査研究報告書」（(社) 日本建材産業協会　平成 16 年３月）

C　仮設建築物及び工作物の撤去に伴い発生する産業廃棄物

撤去の実施に伴い発生する産業廃棄物のうち、仮設建築物の撤去により発生する廃棄物の品目別発生原単位は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省　令和２年１月）より整理しました。

本博覧会の施設は仮設施設であるため、表 6.6-11 に示す原単位の 30%としました。

表 6.6-11　解体時の品目別発生原単位

品目	原単位(kg/㎡)
コンクリート塊	1,012.3
混合廃棄物	29.3
発生木材	8.0
廃プラスチック	2.5
紙くず	0.1
金属くず	57.0
廃石膏ボード	7.7
廃塩化ビニル管･継手	0.4

注１：本博覧会の施設は仮設施設であるため、ここに示す原単位の 30%を解体時の発生原単位として廃棄物排出量を算定しました。

＜仮設施設における解体時の発生原単位（通常と比較した場合の割合）の設定根拠について＞

Ｇ８北海道洞爺湖サミット（2008 年７月開催）の国際メディアセンターのリユース実績（重量比：74.1%）を参考に 30%と設定しました。同施設は、国土交通省北海道開発局が事業主体となり建築され、建物使用期間が２か月（2008 年６月～７月）に限定され、構造は鉄骨造、基礎は覆工板とＨ鋼で構成した置き基礎構造となっています。リユース実績の内訳は下表に示すとおりです。

部位	再利用材料名
構造部材	山留材、覆工板
外部	屋根折板、外壁角波鉄板、環境ウォール集成材、環境ウォール植栽、旗竿ポール
内部	OA フロア、タイルカーペット、グラスウールボード、ケナフ膜、断熱材、木製床パネル
電気設備	太場光パネル一般型、太場光パネルシースルー型、キユービクル・分電盤、照明器具、スイッチ、放送機器等
機械設備	エレベーター（15 人乗り）、空調機、衛生陶器

※参照資料：「官庁施設における３Ｒの取り組みについて―北海道洞爺湖サミット国際メディアセンター整備事業の事例報告―」（久光 英春，平成 21 年度国土交通省　国土技術研究会資料）

※資機材の総重量 11,308t、うちリース材及び再使用された資機材の重量 8,378t からリユース実績 74.1%とされている。

＜参照した施設の概要＞

名　　称：北海道洞爺湖サミット国際メディアセンター
所 在 地：北海道虻田郡留寿都村
整備主体：国土交通省北海道開発局
主な用途：記者会見場
使用期間：2008 年６月～７月
延床面積：10,692 ㎡
構　　造：鉄骨造
階　　数：地上２階建

注２：アスファルト舗装撤去に伴いアスファルト・コンクリート塊の発生が想定されますが、後述のとおり発生原単位を用いず発生量を算定するため、本表には原単位を掲載しておりません。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果（建設副産物の発生原単位)」（国土交通省　令和２年１月）より、「建築（解体・非木造)」の神奈川県の値を適用しました。

駐車場・バスターミナル及び園路・広場の撤去により発生する廃棄物については、アスファルト舗装及び路盤の体積から質量を求めることとし、以下の予測式を用いました。

（アスファルト舗装撤去に伴う廃棄物）

舗装面積（㎡）×　0.05（舗装厚 5cm）　×　2,350（kg/㎥、単位体積質量）

単位体積質量出典：「公園緑地整備工事数量算出等要領」（令和元年７月、横浜市環境創造局）

（路盤撤去に伴う廃棄物）

舗装面積（㎡）　×　0.15（路盤厚 15 ㎝）　×1,700（kg/㎥、単位体積質量）

単位体積質量出典：類似事例使用実績より

浸透枡及び浸透トレンチの撤去により発生する廃棄物については、撤去される主な廃棄物である砕石（単粒砕石）の体積から質量を求めることとし、以下の予測式を用いました。

（浸透桝撤去に伴う廃棄物）

浸透枡に用いる砕石の重量（t）

＝（設置範囲の体積（㎥）－浸透枡の体積（㎥））

×1.5（t/㎥、単位体積質量）×設置基数

（浸透トレンチ撤去に伴う廃棄物）

浸透トレンチに用いる砕石の重量（t）

＝（設置範囲の断面積（㎡）－浸透管の断面積（㎥））×設置延長（m）

×1.5（t/㎥、単位体積質量）

注１：浸透桝径は 450ｍｍ、高さは約 1.2ｍと想定。

注２：浸透トレンチの浸透管の径は 100ｍｍと想定。

単位体積質量出典： 経済産業省「砕石等動態統計調査」用語解説より

照明灯の撤去により発生する廃棄物については、照明灯ポールは１基あたりの重量（メーカーの参考値）を用いるとともに、基礎は体積から質量を求めることとし、以下の予測式を用いました。

（照明灯ポール撤去に伴う廃棄物）

照明ポールの重量（kg）×設置基数

（照明灯基礎撤去に伴う廃棄物）

基礎の体積（㎥）×2,350（kg/㎥、単位体積質量）×設置基数

単位体積質量出典：「公園緑地整備工事数量算出等要領」（令和元年７月、横浜市環境創造局）

ウ．再資源化率

A　建築物の建設及び仮設建築物の設置に伴い発生する産業廃棄物

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-12 に示すとおり、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省　令和２年１月）等を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して、発生量に乗ずることで算出しました。

表 6.6-12　産業廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類	再資源化率(%) 非木造	出典資料
ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	100.0	①
ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	100.0	①
ガラス陶磁器	87.2	②
廃プラスチック	82.6	①
金属くず	97.9	①
木くず	98.8	②
紙くず	97.6	①
廃石膏ボード	79.4	①
その他	95.5	③
混合廃棄物	87.4	①

注１：廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省　令和２年１月）の表記に統一し、次のとおりとしました。
コンクリートがら：ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　アスコンがら：ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　石膏ボード：廃石膏ボード

資料：①「平成 30 年度建設副産物実態調査結果（建設廃棄物の再資源化等率）」（国土交通省　令和２年１月）より、「新築・増改築（非木造）」の神奈川県の値を適用しました。
②「第７次横浜市産業廃棄物処理指導計画 平成 28 年度▷平成 32 年度」（横浜市資源循環局 平成 28 年３月）より、「建設業における産業廃棄物の最終処分率（平成 32 年予測）」から算出した値を適用しました。
③「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省　平成 26 年３月）より、「新築・増改築（非木造）」の神奈川県の値を適用しました。

B　仮設建築物及び工作物の撤去に伴い発生する産業廃棄物

撤去の実施に伴い発生する産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-13 に示すとおり、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省　令和２年１月）を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して、発生量に乗ずることで算出しました。

表 6.6-13　産業廃棄物の再資源化率

品目	再資源化率%)
コンクリート塊	100.0
アスファルト・コンクリート塊	100.0
混合廃棄物	53.5
建設発生木材	100.0
廃プラスチック	81.3
紙くず	97.9
金属くず	98.0
廃石膏ボード	75.0
廃塩化ビニル管・継手	58.7

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果（建設廃棄物の再資源化等率）」（国土交通省　令和２年１月）より、「解体（非木造）」の神奈川県の値を適用しました。

⑥　予測結果

ア．工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物

工事の実施に伴い発生する一般廃棄物は、植栽管理に伴い発生する花殻や剪定枝であり、植え付け直後で発生量は極めて少ないと想定されることから、発生量としては計上しないこととしました。

仮設施設等の撤去に伴い発生する一般廃棄物は、植物残渣が想定されます。植物残渣の発生量の予測結果は、表 6.6-14 に示すとおりであり、発生量は 14.2t と予測します。

表 6.6-14　撤去の実施により発生する一般廃棄物発生量

廃棄物種	排出原単位	面積（㎡）	発生量（t）
植物残渣	108.7g/㎡・回	131,000	14.2

注１：撤去中は、庭園・花壇の１回あたりの植え付け量の植物残渣が排出されることとしました。

イ．工事及び撤去の実施により発生する産業廃棄物

工事及び撤去の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量の予測結果は、表 6.6-15～表 6.6-16 に示すとおりです。

本博覧会の建築物は、展示施設、催事施設、サービス施設、営業施設、管理運営施設及び屋外出展に係る建築物等より構成され、展示施設の一部は公園施設を利活用すること、仮設施設のレンタル・リース活用の対策を講じることにより、建築工事に伴う産業廃棄物は 2,163.3ｔ、処分量は 237.9ｔと予測します。

なお、仮設施設はレンタル・リースを採用し基礎がない構造とするため、工事中のコンクリート塊の発生量はゼロとしました。

建築物のほか、工事中に植栽管理等その他の建設行為の実施により発生する植物トレー、ポット等の産業廃棄物については発生量が 123.2t、処分量は 21.4t と予測し、さらに返却やリサイクルを徹底することで一層の削減が可能と予測します。

これらをあわせた工事中の産業廃棄物の発生量は 2,286.4t、処分量は 259.3t と予測します。

建築物の撤去については、公園施設の利活用や仮設施設のレンタル・リース採用の対策を講じることにより、産業廃棄物の発生量は 2,471.2ｔ、処分量は 407.7ｔと予測します。

なお、仮設施設はレンタル・リースを採用し基礎がない構造とするため、撤去中のコンクリート塊の発生量はゼロとしました。

園路・広場の舗装や駐車場・バスターミナルの舗装、浸透枡や浸透トレンチ、照明灯の撤去に伴う廃棄物の発生量は 198,674.8t、処分量は 0.4t と予測します。

これらをあわせた撤去中の産業廃棄物の発生量は 201,145.9t、処分量は 408.1t と予測します。

表 6.6-15　工事の実施により発生する産業廃棄物発生量及び処分量
（公園施設利活用及び仮設施設のレンタル・リース化による対策後）

単位：t

区分	用途	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｶﾞﾗｽ陶磁器	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物
発生量①	仮設施設(仮設建築物)	0.0	0.0	179.1	118.7	99.2	189.3	113.2	229.9	192.3	1,041.4
	仮設施設計	2,163.3（処分量 237.9）									
	建設行為等（植物ポット・トレー）	0.0	0.0	0.0	123.2 注5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設行為等計	123.2（処分量 21.4）									
	合計	2,286.4									
再資源化率(%) 注1 ②	非木造	100.0	100.0	87.2	82.6	97.9	98.8	97.6	79.4	95.5	87.4
処分量③ 注2	合計	0.0	0.0	22.9	42.1	2.1	2.3	2.7	47.4	8.7	131.2
		259.3									

注１：再資源化率は、表 6.6-12 に示した再資源化率より設定しました。
注２：③＝①－(①×②／100)
注３：四捨五入の関係から合計値が合わないことがあります。
注４：廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省　令和２年１月）の表記に統一し、次のとおりとしました。
　　コンクリートがら：ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　　アスコンがら：ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　　石膏ボード：廃石膏ボード
注５：廃プラスチック（植物ポット・トレー）の発生量は、表 6.6-18 に示す植物植え替え作業量と表 6.6-19 に示す発生原単位を用いて、以下のとおり算出しました。
　　ポット：1 個あたりの重量（2g/個）×植え付け 1 回あたりの植物ポット数（個）×1/1,000,000
　　トレー：1 枚あたりの重量（300g/枚）×植え付け 1 回あたりの植物トレー数（枚）×1/1,000,000

表 6.6-16　撤去の実施により発生する産業廃棄物発生量及び処分量
（公園施設利活用及び仮設施設のレンタル・リース化による対策後）

単位：t

区分	用途	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	混合廃棄物	建設発生木材	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	紙くず	金属くず	廃石膏ボード	廃塩ビ管 注4
発生量①	仮設施設(仮設建築物)	0.0	0.0	689.6	188.3	58.8	2.4	1,341.5	181.2	9.4
	仮設施設計	2,471.2（処分量 407.7）								
	園路広場等（アスファルト・インターロッキング舗装、路盤）	32,283.0	14,875.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	駐車場・バスターミナル（アスファルト、路盤）	102,000.0	47,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	園路広場駐車場等（浸透桝、浸透トレンチ）	2,064.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	駐車場・バスターミナル（照明ポール、基礎）	431.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	工作物計	136,779.2	61,875.5	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
		198,674.8（処分量 0.4）								
	撤去合計	136,779.2	61,875.5	689.6	188.3	58.8	2.4	1,361.5	181.2	9.4
		201,145.9								
再資源化率(%) 注1 ②	非木造	100.0	100.0	53.5	100.0	81.3	97.9	98.0	75.0	58.7
処分量③ 注2	合計	0.0	0.0	320.7	0.0	11.0	0.0	27.2	45.3	3.9
		408.1								

注１：再資源化率は、表 6.6-13 に示した再資源化率より設定しました。
注２：③＝①－(①×②／100)
注３：四捨五入の関係から合計値が合わないことがあります。
注４：廃塩化ビニル管・継手は「廃塩ビ管」と表記しています。

(2) 開催により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

① 予測項目

予測項目は、本博覧会開催中の施設の供用及び植栽の管理により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域内としました。

③ 予測時期

予測時期は、開催期間全体としました。

④ 予測方法

ア．予測手順

予測手順は、図 6.6-2 に示すとおりです。

【一般廃棄物・産業廃棄物】

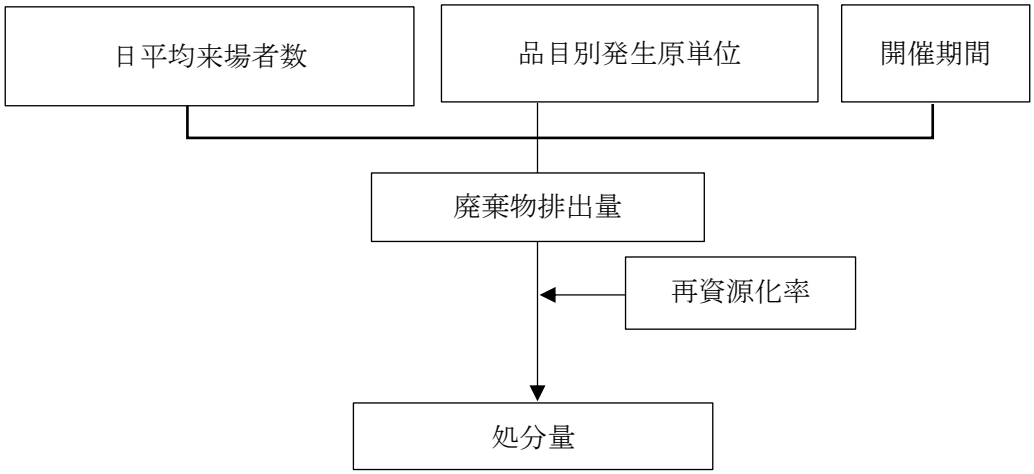

図 6.6-2　予測手順（一般廃棄物、産業廃棄物）

イ．予測手法

施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、類似事例等をもとに設定した一般廃棄物及び産業廃棄物排出量の原単位に、日平均来場者数及び開催期間（営業日数）を乗ずることで予測しました。

植栽の管理に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、事業計画及び類似事例等をもとに設定した一般廃棄物及び産業廃棄物排出量の原単位に予測条件（植え替えの回数、資材の数量等）を乗ずることで予測しました。

本博覧会の開催により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の処分量は、上記の施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量と、植栽の管理に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量を合計した値としました。

⑤ 予測条件

ア．来場者数、庭園等面積及び開催日数（活動量）

本博覧会の廃棄物の予測に用いる来場者数及び開催日数は表 6.6-17 に示すとおりです。

表 6.6-17　想定来場者数及び開催日数

項目	数量
想定来場者数	1,000 万人以上[注1]
開催日数	192 日

注１：予測においては、12,823,000 人を用いて算定しました。

イ．植物植え替えに係る作業量等

本博覧会の廃棄物の予測に用いる植物植え替えに係る作業量等の想定は表 6.6-18 に示すとおりです。

表 6.6-18　植物植え替えの作業量

項目	数量
庭園等の面積[注1]	131,000 ㎡
植栽株数	7,245,640 株/回
植え替え回数	計 4 回（初回＋3 回のローテーション）
植物ポット数[注2]	7,245,640 個/回
植物トレー数[注3]	362,282 枚/回

注１：庭園面積については、現時点での想定であり、今後変更になる可能性があります

注２：１，２年草と球根類の植え替えごとの数量（植栽株数 7,245,640 株）をポット個数として設定しました。

注３：１トレーあたり 20 ポットと想定しました。

ウ．発生原単位及び排出量原単位

施設の供用及び植栽の管理に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量原単位のうち植物残渣、トレー及びポット以外の品目別発生原単位は、「2025 年日本国際博覧会　環境影響評価書」（令和４年６月、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会）で示された廃棄物原単位を用いることとし、表 6.6-19 に示すとおりとしました。植物残渣は、１回あたりの植え替え株数及び庭園等面積から原単位を設定しました。

表 6.6-19　事業系一般廃棄物及び産業廃棄物品目別発生原単位

廃棄物の種類		品目別発生原単位
事業系一般廃棄物	可燃ごみ[注2]	126.3g/人・日
	紙コップ	5.2g/人・日
	割り箸	0.1g/人・日
	パンフレット	2.7g/人・日
	新聞・チラシ	0.6g/人・日
	OA 用紙	0.2g/人・日
	段ボール	53.9g/人・日
	食品残渣[注3]	47.3g/人・日
	植物残渣[注4]	108.7g/㎡・回
	不燃ごみ[注5]	6.7g/人・日
産業廃棄物	プラスチック類	17.5g/人・日
	ペットボトル	19.6g/人・日
	発泡スチロール	0.2g/人・日
	びん	19.2g/人・日
	アルミ缶	0.5g/人・日
	スチール缶	0.9g/人・日
	業務用缶	1.4g/人・日
	廃食用油	3.5g/人・日
	トレー[注6]	300g/枚
	ポット[注7]	2g/個

注１：発生原単位は、過去の国内で開催された国際博覧会（大阪万博、沖縄海洋博、つくば博、大阪園芸博、愛・地球博）における開催期間中の廃棄物排出量の原単位の平均値（306g/人）及び愛・地球博の種類別排出割合をもとに設定された「2025 年日本国際博覧会環境影響評価書」の発生原単位を参考とし、本博覧会独自の廃棄物を加えて設定しました。

注２：分別・再資源化可能な紙類、食品残渣以外の可燃ごみ（参考にした発生原単位には、分別されず混入したプラスチック類も含まれると想定し設定した値としました。）

注３：飲食店から廃棄される食品残渣（生ごみ等）としました。

注４：日常的な管理作業、植替え作業（１、２年草・球根類の当初ローテーション）により発生するものとしました。

注５：分別・再資源化可能なかん、びん、ペットボトル等以外の不燃ごみとしました。

注６：ポット運搬用の資材としました。

注７：１、２年草、球根類用の資材としました。

エ．再資源化率

施設の供用及び植栽の管理により発生する一般廃棄物、産業廃棄物の再資源化率について、施設の供用に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物は、会場区域内に整備する廃棄物保管施設にて分別保管、分別排出を図るほか、処理にあたっては、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等により、適正に処理される予定です。また、会場内で発生した廃棄物のうち再資源化が可能なものは、資源化・再利用に努めます。

施設の供用及び植栽の管理に伴い発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-20 に示す資料における資源化量実績値等を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して設定しました。

表 6.6-20　廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類		再資源化率(%)	出典資料
事業系一般廃棄物	パンフレット・新聞・ チラシ・OA 用紙・段ボール	86.3	①
	食品残渣	31.0	②
	植物残渣	77.1	⑧
	不燃ごみ	29.8	③
産業廃棄物	プラスチック類・発泡スチロール	62.0	④
	ペットボトル	86.0	⑤
	びん	77.0	④
	業務用缶・アルミ缶・スチール缶	100.0	⑥
	廃食用油	95.0	⑦
	トレー・ポット	62.0	④

資料：①「令和 3 年度オフィス発生古紙実態調査報告書」（令和４年６月、公益財団法人 古紙再生促進センター）より、種類別回収率（資源化率）を適用しました。
②「令和２年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率」（農林水産省ホームページ、令和５年４月閲覧）より、外食産業の再資源化率を適用しました。
③「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市環境創造局政策課　令和４年 12 月）より、「産業廃棄物の発生量と処理状況の推移」における令和元年度の資源化量実績値から算出した値を適用しました。
④「令和４年度事業　産業廃棄物排出・処理状況調査報告書　令和３年度速報値」（令和５年３月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）より、プラスチック類・発泡スチロール、トレー、ポットは「プラスチック類の再生利用率」、びんは「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の再生利用率を適用しました。
⑤PET ボトルリサイクル推進協議会ホームページ統計データより、2021 年度のリサイクル率を適用しました。
⑥平成３０年度廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（環境省環境再生・資源循環局）から
⑦全国油脂事業協同組合連合会資料（令和３年度）から再資源化率を算出しました。
⑧植物残渣については、国際博覧会条約等に基づき焼却等処分が必要なものが発生します。今後の調整により数値が変更になる可能性があります。

⑥ 予測結果

施設の供用及び植栽の管理に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、表 6.6-21 に示すとおり、本博覧会の開催中に発生する一般廃棄物は 2,907.3t、そのうち再資源化量は 881.8t、処分量は 2,025.5t と予測します。

本博覧会の開催中に発生する産業廃棄物は 1,426.3t、そのうち再資源化量は 1,010.0t、処分量は 416.3t と予測します。

開催中に発生する一般廃棄物と産業廃棄物の発生量は合計で 4,333.6t、再資源化量は合計で 1,891.8t、処分量は合計で 2,441.8t と予測します。

本博覧会の開催中に発生する廃棄物は分別収集し、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。可燃ごみは、市内４か所にある横浜市の焼却工場で処分することになります。紙類及び不燃ごみはリサイクル業者によって、食品残渣及び植物残渣は、一般廃棄物処理業者によって処理することを想定しています。一般廃棄物処理業者の処理能力は、食品残渣が約 227ｔ/日、植物残渣が約 2,172ｔ/日であり（表 6.6-5 参照）、本博覧会から発生する食品残渣（約 3t/日）及び植物残渣（約 14t/回）をリサイクルするための処理能力は十分に確保できると予測します。

表 6.6-21　開催中に発生する廃棄物量、再資源化量及び処分量

廃棄物の種類		廃棄物発生量[注2注6] (t/期間)	再資源化量[注3注6] (t/期間)	処分量[注4注6] (t/期間)
事業系一般廃棄物	可燃ごみ[注1]	1,436.1	0.0	1,436.1
	パンフレット・新聞・チラシ・OA 用紙・段ボール	736.0	635.2	100.8
	食品残渣	606.5	188.0	418.5
	植物残渣	42.7	32.9	9.8
	不燃ごみ	85.9	25.6	60.3
	合計	2,907.3	881.8	2,025.5
産業廃棄物	プラスチック類・発泡スチロール	478.4	296.6	181.8
	ペットボトル	251.3	216.1	35.2
	びん	246.2	189.6	56.6
	業務用缶・アルミ缶・スチール缶	35.9	35.9	0.0
	廃食用油	44.9	42.6	2.2
	トレー・ポット	369.6	229.2	140.4
	合計	1,426.3	1,010.0	416.3
合計		4,333.6	1,891.8	2,441.8

注１：表 6.6-19 の紙コップ、割りばしを含みます。
注２：廃棄物発生量は、表 6.6-17～表 6.6-18 に示す活動量と表 6.6-19 に示す発生原単位から算出しました。
注３：再資源化量は、発生量に表 6.6-20 に示す再資源化率をかけて算出しました。
注４：発生量から再資源化量をひいて算出しました。
注５：小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。
注６：可燃ごみ及びプラスチック類・発砲スチロールの発生量等は、可燃ごみの中にプラスチック類が混入している可能性があるため、横浜市の事業系ごみにおけるプラスチック類の混入率 14.9%（平成 30 年度から令和４年度までの５年間平均）を用いて、可燃ごみ中のプラスチック類の量を想定し、これを考慮した可燃ごみの量とプラスチック類・発砲スチロールの発生量、再資源化量、処分量を算出しました。

6.6.4 環境の保全のための措置

(1) 工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

環境の保全のための措置は、工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化という観点から、表 6.6-22 に示す内容を実施します。

これら環境の保全のための措置は、工事期間中を通じて実施することで、産業廃棄物の処分量を減量化できるものと考えます。

表 6.6-22　環境の保全のための措置（工事及び撤去の実施により発生する廃棄物等）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為の実施 【撤去中】 仮設施設等の撤去	【全般】 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づきプラスチック類等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付の上、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 【本協会】 ・建築物の内装部材等は、できるだけリユースできるよう努めるとともに、やむを得ずリユースできない場合には、リサイクル率の高い素材（木材、金属など）を用いた製品・部材等を選択します。 ・建築物の内装部材において、石膏ボード等のリサイクル率の低い部材はできるだけ使用しないよう努めます。 ・会場整備のため植物を搬入しますが、一般廃棄物である植物残渣等については、条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り堆肥化するとともに、植物トレーやポット等の産業廃棄物についてはリユース（返却）を推進します。 ・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・会場施設については公園施設を利活用するとともに、レンタル・リースの採用により、産業廃棄物の削減を進めます。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台サイドカバーを使用する等適切な対策を講じます。 【出展者等への要請】 ・博覧会の開催に必要な工事等について、持続可能性に配慮した調達を行うことを目的とした「持続可能性に配慮した調達コード」を策定し、サプライヤー、出展者等の関係者に遵守を要請することで、「3R+Renewable（再生可能資源への代替)」等の取組を推進します。 ・調達コード等を通じ、サプライヤー、出展者等の関係者に対して、工事等で調達する資機材等の包装、梱包及び輸送資材等の最小化に取り組むとともに、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい包装等を使用するよう、要請していきます。 ・建築物の内装部材において、石膏ボード等のリサイクル率の低い部材はできるだけ使用しないよう要請していきます。

(2) 開催により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

環境の保全のための措置は、施設の供用及び植栽管理により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制及び再資源化等、表 6.6-23 に示す内容を実施します。

表 6.6-23　環境の保全のための措置
（施設の供用、外来植物を含む植栽等の管理により発生する廃棄物等）

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 施設の供用 外来植物を含む 植栽等の管理	【全般】 ・素材が何であるかに関わらず、使い捨てのものをできるだけ減らすことを検討するとともに、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を徹底し、これを徹底した後になお残る廃棄物については適正に処理するように取り組みます。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、ワンウェイプラスチックの合理化について適正に対応します。また、同法律に基づき、プラスチック類等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。 【本協会】 ・発生した廃棄物は分別し、再資源化可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。 ・花壇や植栽などから発生する植物残渣については、条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き堆肥化等のリサイクルを行っている一般廃棄物処理業者を選定するなど適切な処理に努めるとともに、リサイクルした堆肥等を博覧会として活用するなど、資源のリサイクルを確保していきます。 ・植物トレーやポット等の産業廃棄物のリユース（返却）を推進します。 ・本博覧会では、AIPH の規則等に基づき、サステナビリティ戦略等を策定、公表するとともに、サステナビリティレポートについても公表して、廃棄物の削減等に関する取組を進めていきます。 ・一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量・再資源化量・処分量について、リサイクルした堆肥をどの程度活用したかも含め、本博覧会協会のホームページ等で公表します。 【来場者・出展者等への要請等】 ・来場者や出展者等に対し、食品ロスの削減やごみ分別の徹底、マイバッグ等の利用、ごみ等の持ち帰りなど、廃棄物の削減について普及啓発を図ることで、会場で発生する食品残渣などの一般廃棄物を可能な限り削減します。 ・再生可能素材のパッケージの使用や、飲食サービスにおけるリユース食器類の使用を推進するなど、プラスチック由来の廃棄物削減に取組みます。また、紙等の再生可能資源に代替できるものは、対応するよう要請していきます。 ・食品ロスの削減等を推進するため、ガイドラインを策定・公表し、出展者には無理なく食べきれる量やサイズのメニューの提供、来場者には削減への協力を要請していきます。 ・博覧会の開催に必要な物品・サービス等について、持続可能性に配慮した調達を行うことを目的とした「持続可能性に配慮した調達コード」を策定し、サプライヤー、出展者等の関係者に遵守を要請することで、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」等の取組を推進します。 ・調達コード等を通じ、サプライヤー、出展者等の関係者に対して、調達する物品等の包装、梱包及び輸送資材等の最小化に取り組むとともに、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい容器包装等を使用するよう、要請していきます。

(3) 環境の保全のための措置の実施による廃棄物の削減

本博覧会の建築物は、展示施設、催事施設、サービス施設、営業施設、管理運営施設及び屋外出展に係る建築物等より構成されますが、廃棄物の削減のための環境の保全のための措置を講じず、これらの展示施設をすべて本博覧会事業で整備した場合に発生する産業廃棄物を試算すると、工事中及び撤去中の発生量の合計は 31,643.6t、処分量は 697.3t となります。

本博覧会では建築物の一部について公園整備事業の建築物（以下、「公園施設」といいます。）を利活用すること及び残りの建築物を全てレンタル・リースとすることで、発生する産業廃棄物を可能な限り削減することとします。

これらの対策を講じた場合に発生する産業廃棄物については、工事中及び撤去中の発生量の合計は 4,634.5t、処分量は 645.6t となり、発生量としては 27,009.1t、処分量としては 51.7t を削減できると試算します。

環境の保全のための措置の内訳としては、展示施設の一部を公園施設の利活用とした場合には、工事中及び撤去中の発生量の合計で 2,338.8ｔ、本博覧会で整備する建築物を全てレンタル・リースした場合には、工事中及び撤去中の発生量の合計で 24,670.3t が削減できると試算します。

表 6.6-24　公園施設の利活用及び仮設建設物のレンタル・リース採用による産業廃棄物削減効果

単位：t

区分	通常工法		環境保全措置実施後		削減量	
	発生量 (a)	処分量 (b)	発生量 (c)	処分量 (d)	発生量 (a-c)	処分量 (b-d)
工事中	3,252.3				1,089.0	
(公園施設)	(243.8)	257.1	2,163.3	237.9	(243.8)	19.2
(仮設建築物)	(3,008.6)				(845.2)	
撤去中	28,391.3				25,920.1	
(公園施設)	(2,095.0)	440.2	2,471.2	407.7	(2,095.0)	32.5
(仮設建築物)	(26,296.3)				(23,825.1)	
合計	31,643.6	697.3	4,634.5	645.6	27,009.1	51.7

注１：通常工法の発生量及び処分量の詳細は、資料編（p.資 1.5-1～2 参照）に示しました。

表 6.6-25　環境保全措置ごとの産業廃棄物削減効果の内訳

単位：t

環境保全措置	時期	発生量における削減量	合計
公園施設の利活用	工事中	243.8	2,338.8
	撤去中	2,095.0	
建築物のレンタル・リース	工事中	845.2	24,670.3
	撤去中	23,825.1	
合計	工事中	1,089.0	27,009.1
	撤去中	25,920.1	

6.6.5 評価

(1) 工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

一般廃棄物については、工事中においては、会場整備のため植物を搬入することで植物残渣が発生しますが、工事中における植物残渣等の一般廃棄物の発生量は極めて少ないと予測します。植栽や庭園の撤去に伴う一般廃棄物の発生量は、合計で 14.2t と予測します。

建築工事に伴う工事中の産業廃棄物発生量は、公園施設の利活用や仮設施設のレンタル・リースの採用により、2,163.3ｔになると予測します。発生した産業廃棄物について、各品目の再資源化率を適用すると処分量は 237.9ｔと予測します。更なる産業廃棄物の削減に向けて、関連法令を踏まえ、建築資材等の搬入における過剰な梱包を控えるとともに、工事現場内での分別保管の徹底を図ります。

また、会場整備のため工事中に植物を搬入することになりますが、植栽管理等より発生するトレー、ポット等の産業廃棄物の発生量は、123.2t になると予測します。発生した産業廃棄物について各品目の再資源化率を適用すると処分量は 21.4t になると予測します。更なる処分量の削減に向けて、返却やリサイクルの徹底を図ります。

以上を合計すると、工事中に発生する産業廃棄物の合計は 2,286.4t、処分量は 259.3t と予測します。

建築工事に伴う撤去中の産業廃棄物発生量は、公園施設の利活用や仮設施設のレンタル・リースの採用により、2,471.2t と予測します。発生した産業廃棄物の各品目の再資源化率を適用すると、処分量は 407.7ｔと予測します。他に園路・広場の舗装や駐車場・バスターミナルの舗装、浸透枡や浸透トレンチ、駐車場・バスターミナルの照明灯の撤去による産業廃棄物の発生量は 198,674.8t、各品目の再資源化率を適用した処分量は 0.4t になると予測します。これらを合計すると、撤去により発生する産業廃棄物の合計は 201,145.9ｔ、発生した産業廃棄物に各品目の再資源化率を適用した場合、処分量は 408.1ｔと予測します。

更なる産業廃棄物の削減に向けて、関連法令等を踏まえ、建築資材等の搬入における過剰な梱包を控えるとともに、工事現場内での分別保管の徹底、植物トレー等の返却やリサイクルの徹底を図ります。

以上のことから、環境保全目標「工事及び撤去により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと考えます。

(2) 開催により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

本博覧会の開催中に発生する一般廃棄物は 2,907.3t であり、そのうち各品目の再資源化率を適用してリサイクルできるのは 881.8t であり、処分量は 2,025.5t と予測します。

本博覧会の開催中に発生する産業廃棄物は 1,426.3t、そのうち各品目の再資源化率を適用してリサイクルできるのは 1,010.0t、処分量は 416.3t と予測します。

本博覧会の開催時は、「3R+Renewable（再生可能資源への代替)」を徹底するとともに、食品ロスの削減に向けたガイドラインの策定・公表など、可燃ごみをはじめとする廃棄物の発生量の削減に向けて取り組みます。会場区域で発生する植物残渣の堆肥化を条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り推進します。また、植物トレーやポット等のリユース(返却)や、発生した廃棄物については分別収集及び分別搬出し、再資源化する等、適正に処分することで、処分量の低減に努めます。来場者や出展者等に対しても、食品ロスの削減やごみ分別の徹底など廃棄物の発生抑制及び分別について周知を図ります。あわせて、一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量・再資源化量・処分量について、リサイクルした堆肥をどの程度活用したかも含め、ホームページ等で公表します。

以上のことから、環境保全目標「開催に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと考えます。

6.7　大気質

6.7 大気質

本事業の実施により、工事中及び撤去中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、開催中は関係車両の走行が周辺地域の大気質に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中に排出する大気汚染物質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)による影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度（工事中及び撤去中)】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料によれば、対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校測定局）における過去 5 年間の二酸化窒素の年平均値は 0.012～0.013ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は 0.016～0.021mg/m^3 とされています。	p.6.7-11 ～6.7-26
環境保全目標	(二酸化窒素) ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm を超えないこと。 (浮遊粒子状物質) ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m^3 を超えないこと。	p.6.7-27
予測結果の概要	・工事中について、建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される 1 年間の最大着地濃度（年平均値）の出現地点は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに南側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は 0.004ppm、浮遊粒子状物質は 0.0007mg/m^3 となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 24%、浮遊粒子状物質で 4%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.040ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.047mg/m^3 に換算され、環境基準及び環境目標値（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3）に適合しています。 ・撤去中について、建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される 1 年間の最大着地濃度（年平均値）の出現地点は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに南側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は 0.002ppm、浮遊粒子状物質は 0.0004mg/m^3 となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 13%、浮遊粒子状物質で 2%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.036ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.045mg/m^3 に換算され、環境基準及び環境目標値（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3）に適合しています。	p.6.7-42 ～6.7-50

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度（工事中及び撤去中）】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	・同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される1年間の最大着地濃度（年平均値）の出現地点は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに南側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は 0.004ppm、浮遊粒子状物質は 0.0007mg/m^3 となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で24%、浮遊粒子状物質で4%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.040ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.047mg/m^3 に換算され、環境基準及び環境目標値（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3）に適合しています。	p.6.7-42 ～6.7-50
環境の保全のための措置の概要	・可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 ・工事現場内では、必要に応じて散水、掃除等、粉じんの飛散防止のための措置を行います。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う大気質への影響をできるだけ低減させます。	p.6.7-78
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「（二酸化窒素）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。」「（浮遊粒子状物質）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m^{3}を超えないこと。」を達成するものと評価します。	p.6.7-80

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度（工事中及び撤去中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料によれば、対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校測定局）における過去 5 年間の二酸化窒素の年平均値は 0.012～0.013ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は 0.016～0.021mg/m^3 とされています。	p.6.7-11 ～6.7-26
環境保全目標	（二酸化窒素） ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm を超えないこと。 （浮遊粒子状物質） ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m^3 を超えないこと。	p.6.7-27
予測結果の概要	・工事中について、本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になる 1 年間の工事用車両の走行に伴う将来濃度は、二酸化窒素で 0.014～0.015ppm、浮遊粒子状物質で 0.018mg/m^3 となり、将来濃度に対する本博覧会の工事用車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で0.01～0.37%、浮遊粒子状物質で0.01%未満～0.03%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.033～0.036ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.045mg/m^3 と換算され、環境基準及び環境目標値（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）に適合しています。 ・撤去中について、本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になる 1 年間の工事用車両の走行に伴う将来濃度は、二酸化窒素で 0.014～0.015ppm、浮遊粒子状物質で 0.018mg/m^3 となり、将来濃度に対する本博覧会の工事用車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で0.01～0.39%、浮遊粒子状物質で0.01%未満～0.03%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.033～0.035ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.045mg/m^3 と換算され、環境基準及び環境目標値（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）に適合しています。 ・他事業を考慮した工事用車両の走行に伴う将来濃度は、二酸化窒素で 0.014～0.015ppm、浮遊粒子状物質で 0.018mg/m^3 となり、将来濃度に対する他事業を考慮した工事用車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で 0.03～0.43%、浮遊粒子状物質で0.01%未満～0.04%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.033～0.036ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値で 0.045mg/m^3 と換算され、環境基準及び環境目標値（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）に適合しています。	p.6.7-62 ～6.7-67

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度（工事中及び撤去中)】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	・極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。 ・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。また、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う大気質への影響をできるだけ低減させます。	p.6.7-78
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「(二酸化窒素）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。」「(浮遊粒子状物質）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m^3 を超えないこと。」を達成するものと評価します。	p.6.7-81

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【関係車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度（開催中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料によれば、対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校測定局）における過去 5 年間の二酸化窒素の年平均値は 0.012～0.013ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は 0.016～0.021mg/m^3 とされています。	p.6.7-11 ～6.7-26
環境保全目標	（二酸化窒素） ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm を超えないこと。 （浮遊粒子状物質） ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m^3 を超えないこと。	p.6.7-27
予測結果の概要	・来場者のピーク時期（想定利用者数10.5万人）における関係車両に伴う将来濃度は、二酸化窒素で、0.013～0.014ppm、浮遊粒子状物質で0.018mg/m^{3}となり、将来濃度に対する本博覧会の関係車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で 0.3～3.6%、浮遊粒子状物質で 0.01～0.22%であると予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.032～0.034ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.045mg/m^3 と換算され、環境基準及び環境目標値（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^{3}以下）に適合しています。 ・開催中に行われる土地区画整理事業の工事の影響を考慮した大気汚染物質濃度は、土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加がわずかであるため[注2]、各地点の大気質濃度への影響は小さいと考えます。	p.6.7-75 ～6.7-77
環境の保全のための措置の概要	・公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、会場周辺への交通集中を抑制し、来場車両による負荷を低減します。 ・輸送車両（シャトルバス等）や搬出入車両は、効率的な運行を行うとともに、エコドライブを徹底します。また、輸送車両には環境配慮型車両（電気バス）を一部導入します。 ・自家用車での来場者に対しては、エコドライブの徹底や、環境配慮型車両（EV、FCV）での来場を促します。	p.6.7-79
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「（二酸化窒素）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。」「（浮遊粒子状物質）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m^3 を超えないこと。」を達成するものと評価します。	p.6.7-82

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

注 2：開催中における予測地点のうち、他事業の工事用車両の走行ルート上にある予測地点（地点 1～4）の関係車両の走行台数は 3,112～11,327 台/日に対して、他事業の工事用車両走行台数は最大 18 台/日です。

6.7.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

① 大気質の状況（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）
② 気象の状況（風向、風速、日射量、放射収支量）
③ 地形、工作物の状況
④ 土地利用の状況
⑤ 大気汚染物質の主要な発生源の状況
⑥ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（土地区画整理事業）における大気質及び気象調査の調査地点は、表 6.7-1 及び図 6.7-1 に示すとおりです。一般環境大気質及び気象の状況は対象事業実施区域周辺の 1 地点（地点 A)、沿道環境大気質は、工事用車両の走行が予想される主要な道路沿道の 6 地点（地点 a～f）です。

自動車交通量調査は、表 6.7-2 に示すとおりであり、計 7 地点とされています。

表 6.7-1 大気質及び気象調査地点

項目	調査地点	窒素酸化物		浮遊粒子状物質	気象	対応する交通量調査地点
		公定法	簡易法	公定法		
一般環境大気質	大気 A	○		○	○	―
沿道大気質	大気 a		○			交通量 1
	大気 b		○			交通量 2
	大気 c	○	○	○		交通量 3
	大気 d		○			交通量 6
	大気 e		○			交通量 5
	大気 f		○			交通量 7

表 6.7-2 交通量調査地点

調査地点	場所（地先）	道路名	用途地域	対応調査地点	
				大気質	騒音等
交通量 1	瀬谷区北町 5	環状 4 号線	近隣商業地域	大気 a	地点 1
交通量 2	瀬谷区上瀬谷町 47	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	準工業地域	大気 b	地点 2
交通量 3	旭区上川井町 1953	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	準工業地域	大気 c	地点 3
交通量 4	瀬谷区北町 40	環状 4 号線	市街化調整区域	―	地点 4
交通量 5	瀬谷区中屋敷 3	深見第 228 号線	第一種中高層住居専用地域	大気 e	地点 5
交通量 6	瀬谷区中屋敷 2	環状 4 号線	市街化調整区域	大気 d	地点 6
交通量 7	瀬谷区東野 82	瀬谷地内線	第一種低層住居専用地域	大気 f	地点 7

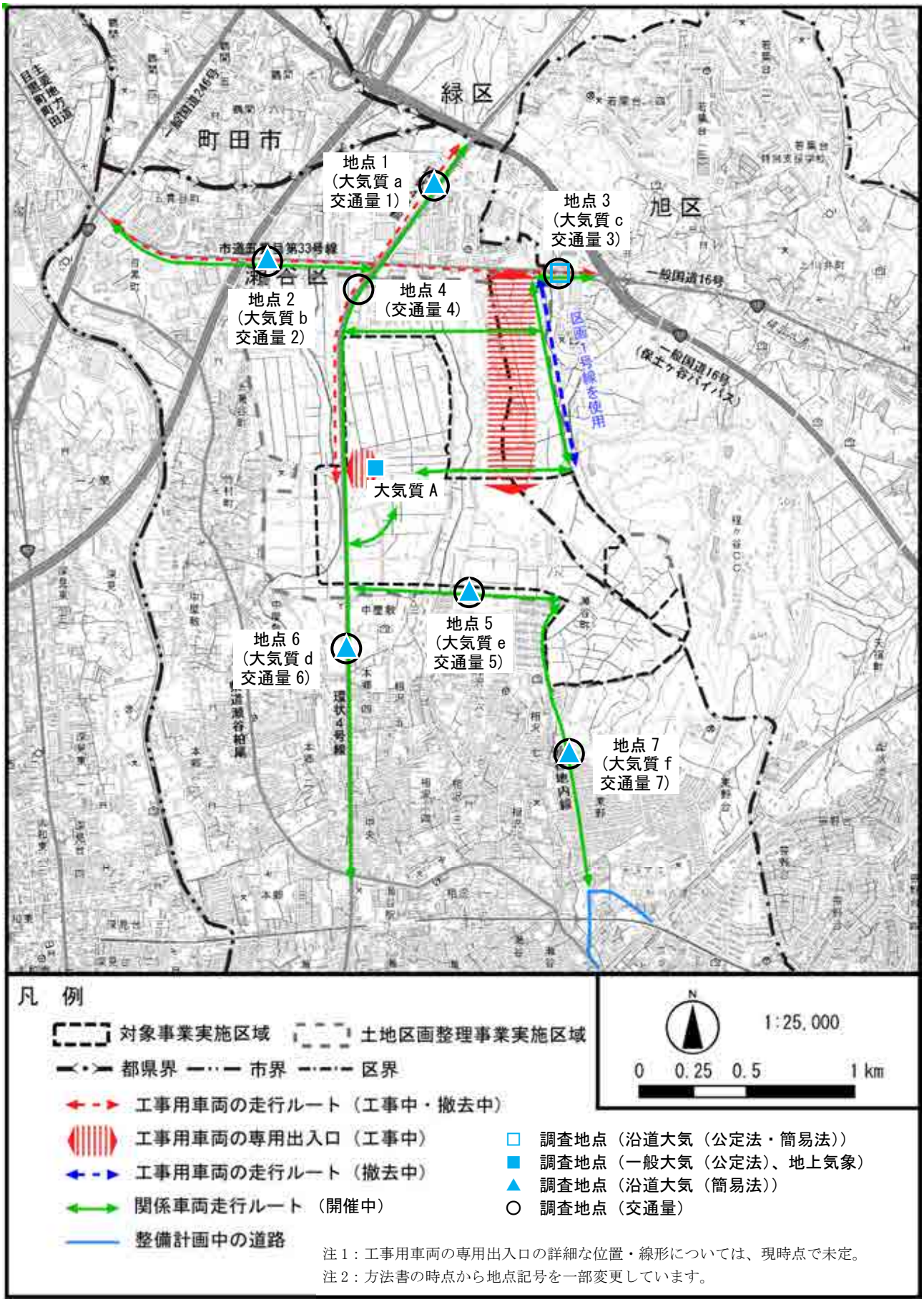

注 1：工事用車両の専用出入口の詳細な位置・線形については、現時点で未定。
注 2：方法書の時点から地点記号を一部変更しています。

図 6.7-1　既存資料（土地区画整理事業）における大気質・気象の調査地点図

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査日時は、表 6.7-3 に示すとおりです。

表 6.7-3　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査日時

季節・調査項目			調査期間
春季	大気質	公定法	令和元年 5 月 17 日(金)0 時　～令和元年 5 月 23 日(木)24 時
		簡易法	令和元年 5 月 17 日(金)午前　～令和元年 5 月 23 日(木)午前
	気象		令和元年 5 月 17 日(金)0 時　～令和元年 5 月 23 日(木)24 時
夏季	大気質	公定法	令和元年 7 月 26 日(金)0 時　～令和元年 8 月 1 日(木)24 時
		簡易法	令和元年 7 月 26 日(金)午前　～令和元年 8 月 2 日(金)午前
	気象		令和元年 7 月 26 日(金)0 時　～令和元年 8 月 1 日(木)24 時
秋季	大気質	公定法	令和元年 11 月 6 日(水)0 時　～令和元年 11 月 12 日(火)24 時
		簡易法	令和元年 11 月 6 日(水)午前　～令和元年 11 月 13 日(水)午前
	気象		令和元年 11 月 6 日(水)0 時　～令和元年 11 月 12 日(火)24 時
冬季	大気質	公定法	令和 2 年 1 月 15 日(水)0 時　～令和 2 年 1 月 21 日(火)24 時
		簡易法	令和 2 年 1 月 15 日(水)午前　～令和 2 年 1 月 22 日(水)午前
	気象		令和 2 年 1 月 15 日(水)0 時　～令和 2 年 1 月 21 日(火)24 時
自動車断面交通量			令和 2 年 10 月 27 日(火)10 時 ～令和 2 年 10 月 28 日(水)10 時 令和 2 年 10 月 24 日(土)20 時 ～令和 2 年 10 月 25 日(日)20 時

(4) 調査方法

①　大気質の状況

ア．既存資料調査

既存資料により、過去 5 年間の二酸化窒素、浮遊粒子状物質濃度等の状況を整理しました。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査方法は表 6.7-4、使用測定機器は表 6.7-5 に示すとおりです。

二酸化窒素(公定法)及び浮遊粒子状物質については、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日　環境庁告示 38 号)及び「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日　環境庁告示第 25 号)に定める方法に準拠し、実施されました。

道路の沿道で測定した窒素酸化物の簡易測定については、「短期暴露用拡散型サンプラーを用いた環境大気中の NO, NO_2, SO_2, O_3 および NH_3 濃度の測定法」(横浜市環境科学研究所　平成 22 年 8 月)に定める PTIO 法に基づいて測定が行われました。

表 6.7-4　既存資料（土地区画整理事業）における調査方法

項目		方法	測定高
窒素酸化物 (NO, NO_2, NO_X)	公定法	オゾンを用いる化学発光法:JIS B 7953 ($NO_X=NO+NO_2$)	1.5m
	簡易測定法	短期暴露用拡散型サンプラーを用いたPTIO法 (横浜市環境科学研究所による開発の方法)	2.5m
浮遊粒子状物質 (SPM)		β線吸収法：JIS B 7954	3.0m

表 6.7-5　既存資料（土地区画整理事業）における使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
窒素酸化物	窒素酸化物自動計測機	東亜DKK	GLN-314D	0～0.1/0.2/0.5/1.0/2.0 ppm
			GLN-214J	
浮遊粒子状物質	浮遊粒子状物質自動測定器	東亜DKK	DUB-317C	0～1/5mg/m^3
			DUB-222	

② 気象の状況

既存資料（土地区画整理事業）における調査結果を引用・整理しました。現地調査の調査方法は表 6.7-6、使用測定機器は表 6.7-7 に示すとおりです。

風向・風速、日射量及び放射収支量の状況は「地上気象観測指針」(気象庁　平成 14 年 3 月)等に定める方法に準拠し、実施されました。

表 6.7-6　既存資料（土地区画整理事業）における調査方法

項目	方法	測定高
風向・風速 (WD・WS)	風車型微風向風速計により測定:地上気象観測指針	10.0m
日射量	全天日射計により測定：地上気象観測指針	1.5m
放射収支量	放射収支計により測定：地上気象観測指針	1.5m

表 6.7-7　既存資料（土地区画整理事業）における使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
風向	風車型微風向風速計	ノースワン㈱	KDC-S04	0～360°
風速				0～60m/s
日射量	全天日射計	㈱プリード	CMP-3E	0～2000W/㎡
放射収支量	放射収支計	㈱プリード	NR-Lite2	-25～＋25mV

③ 地形、工作物の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

④　土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

⑤　大気汚染物質の主要な発生源の状況

ア．既存資料調査

都市計画基本図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査は、工事用車両の主な走行ルートを考慮し、対象事業実施区域周辺の主要な道路断面 7 地点で実施されました。

交通量は表 6.7-8 に示す 3 車種に分類し、マニュアルカウンターを用いて計測されました。調査は 24 時間連続して行い、1 時間毎に集計されました。

表 6.7-8　車種分類表

種　別			ナンバープレートの車頭番号等
1	大型車	大型貨物車	0・1・9
		バス	2
2	小型車	小型貨物車	4・6
		乗用車	3．5．7 のうち白、黄、黒地のプレート
3	二輪車		自動二輪、原動機付自転車

注 1：自衛隊車両・外交官車両・車頭番号が 8 等の独自のナンバープレートを付した車両は、それぞれの形態に応じ車種を想定し、上記の車種に分類。

⑥　関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

・「環境基本法」
・「大気汚染防止法」
・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
・「横浜市環境管理計画」
・「生活環境保全推進ガイドライン」

(5) 調査結果

① 大気質の状況

ア．既存資料調査

対象事業実施区域に近い一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校及び大和市役所）及び自動車排出ガス測定局（旭区都岡小学校及び大和市深見台交差点）の位置は、「第 3 章 3.2.1 大気環境の状況 図 3.2-2 大気汚染測定局位置」(p.3-5 参照)に示したとおりです。

各測定局の測定結果は、「第 3 章　3.2.1 大気環境の状況　表 3.2-3(1)～(7)　大気質測定結果」(p.3-6～3-11 参照)に示したとおりです。

各測定局の 5 年分（平成 28 年度～令和 2 年度、または平成 29 年度から令和 3 年度）の経年変化を見ると、一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校及び大和市役所）及び自動車排出ガス測定局（旭区都岡小学校及び大和市深見台交差点）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は全ての年度で環境基準を満たしています。

なお、「6.7.3　予測」において、将来予測のバックグラウンド濃度（p.6.7-41）として設定した、瀬谷区南瀬谷小学校測定局における測定結果を表 6.7-9 に再掲します。年平均値は、二酸化窒素で 0.012～0.013ppm、浮遊粒子状物質で 0.016～0.021mg/m^3 です。

表 6.7-9(1)　【再掲】南瀬谷小学校測定局における大気質測定結果（二酸化窒素）

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の年間 98%値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた日数（日）	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数（日）	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 29	0.013	0.030	0	0	○
	平成 30	0.013	0.035	0	0	○
	令和元	0.013	0.028	0	0	○
	令和２	0.012	0.030	0	0	○
	令和３	0.012	0.028	0	0	○

表 6.7-9(2)　【再掲】南瀬谷小学校測定局における大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

測定局	年度	年平均値 (mg/m^3)	日平均値の 2%除外値 (mg/m^3)	日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	1 時間値が 0.20mg/m^3 を超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (長期・短期的評価)
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 29	0.021	0.048	無	0	0	○
	平成 30	0.019	0.054	無	0	0	○
	令和元	0.018	0.048	無	0	0	○
	令和２	0.016	0.041	無	0	0	○
	令和３	0.016	0.035	無	0	0	○

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

窒素酸化物、浮遊粒子状物質の大気質濃度の測定結果は、表 6.7-10～表 6.7-14 に示すとおりです。

A　公定法による大気質濃度(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)

a.一酸化窒素

四季を通しての平均値は、地点 A が 0.006ppm、地点 c が 0.032ppm とされています。

各季節の期間平均値は、地点 A は春季が 0.003ppm、夏季が 0.001ppm、秋季が 0.009ppm、冬季が 0.010ppm で、冬季が最も高く、地点 c は春季が 0.023ppm、夏季が 0.031ppm、秋季が 0.038ppm、冬季が 0.034ppm で、秋季が最も高いとされています。

1 時間値の最高値は、地点 A が冬季に 0.082ppm、地点 c が秋季に 0.334ppm とされています。

日平均値の最高値は、地点 A が冬季に 0.022ppm、地点 c が冬季に 0.091ppm とされています。

b.二酸化窒素

四季を通しての平均値は、地点 A は 0.010ppm、地点 c は 0.024ppm とされています。

各季節の期間平均値は、地点 A は春季が 0.008ppm、夏季が 0.006ppm、秋季が 0.011ppm、冬季が 0.016ppm で、冬季が最も高く、地点 c は春季が 0.022ppm、夏季が 0.016ppm、秋季が 0.029ppm、冬季が 0.029ppm で、秋季及び冬季が最も高いとされています。

1 時間値の最高値は、地点 A が冬季に 0.039ppm、地点 c が冬季に 0.067ppm とされています。

日平均値の最高値は、地点 A が冬季に 0.021ppm、地点 c が冬季に 0.045ppm とされています。

c.窒素酸化物

四季を通しての平均値は、地点Aは0.016ppm、地点cは0.055ppmとされています。

各季節の期間平均値は、地点Aは春季が0.011ppm、夏季が0.007ppm、秋季が0.020ppm、冬季が0.026ppmで、冬季が最も高く、地点cは春季が0.044ppm、夏季が0.047ppm、秋季が0.067ppm、冬季が0.063ppmで、秋季が最も高いとされています。

1時間値の最高値は、地点Aが冬季に0.113ppm、地点cが秋季に0.393ppmとされています。

日平均値の最高値は、地点Aが冬季に0.042ppm、地点cが冬季に0.136ppmとされています。

d.浮遊粒子状物質

四季を通しての平均値は、地点Aは0.020mg/m^3、地点cは0.019mg/m^{3}とされています。

各季節の期間平均値は、地点Aは春季が0.017mg/m^3、夏季が0.029mg/m^3、秋季が0.019mg/m^3、冬季が0.015mg/m^{3}で、夏季が最も高く、地点cは春季が0.017mg/m^3、夏季が0.029mg/m^3、秋季が0.015mg/m^3、冬季が0.014mg/m^{3}で、夏季が最も高いとされています。

1時間値の最高値は、地点Aが夏季に0.120mg/m^{3}地点cが夏季に0.073mg/m^3、とされています。

日平均値の最高値は、地点Aが夏季に0.044mg/m^3、地点cが夏季に0.037mg/m^{3}とされています。

表 6.7-10　一酸化窒素測定結果総括表（公定法）

季節	調査地点	測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
		日	時間	ppm	ppm	ppm
春季	地点A	7	168	0.003	0.027	0.006
	地点c	7	168	0.023	0.153	0.036
夏季	地点A	7	168	0.001	0.008	0.002
	地点c	7	168	0.031	0.109	0.048
秋季	地点A	7	168	0.009	0.065	0.015
	地点c	7	168	0.038	0.334	0.072
冬季	地点A	7	168	0.010	0.082	0.022
	地点c	7	168	0.034	0.286	0.091
年間	地点A	28	672	0.006	0.082	0.022
	地点c	28	672	0.032	0.334	0.091

表 6.7-11　二酸化窒素測定結果総括表（公定法）

季節	調査地点	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	
		日	時間	ppm	ppm	ppm	日	%	日	%
春季	地点A	7	168	0.008	0.026	0.012	0	0.0	0	0.0
	地点c	7	168	0.022	0.052	0.031	0	0.0	0	0.0
夏季	地点A	7	168	0.006	0.015	0.009	0	0.0	0	0.0
	地点c	7	168	0.016	0.044	0.023	0	0.0	0	0.0
秋季	地点A	7	168	0.011	0.023	0.014	0	0.0	0	0.0
	地点c	7	168	0.029	0.066	0.038	0	0.0	0	0.0
冬季	地点A	7	168	0.016	0.039	0.021	0	0.0	0	0.0
	地点c	7	168	0.029	0.067	0.045	1	14.3	0	0.0
年間	地点A	28	672	0.010	0.039	0.021	0	0.0	0	0.0
	地点c	28	672	0.024	0.067	0.045	1	14.3	0	0.0

注1：環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。

表 6.7-12　窒素酸化物測定結果総括表（公定法）

季節	調査地点	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	$\frac{NO_2}{NO+NO_2}$
		日	時間	ppm	ppm	ppm	%
春季	地点A	7	168	0.011	0.047	0.016	72.7
	地点c	7	168	0.044	0.205	0.061	48.9
夏季	地点A	7	168	0.007	0.020	0.010	85.7
	地点c	7	168	0.047	0.140	0.068	34.0
秋季	地点A	7	168	0.020	0.083	0.026	55.0
	地点c	7	168	0.067	0.393	0.110	43.3
冬季	地点A	7	168	0.026	0.113	0.042	61.5
	地点c	7	168	0.063	0.342	0.136	46.0
年間	地点A	28	672	0.016	0.113	0.042	64.1
	地点c	28	672	0.055	0.393	0.136	43.2

表 6.7-13　浮遊粒子状物質測定結果総括表（公定法）

季節	調査地点	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合	
		日	時間	mg/m³	mg/m³	mg/m³	時間	%	日	%
春季	地点A	7	168	0.017	0.054	0.022	0	0.0	0	0.0
	地点c	7	168	0.017	0.044	0.021	0	0.0	0	0.0
夏季	地点A	7	168	0.029	0.120	0.044	0	0.0	0	0.0
	地点c	7	168	0.029	0.073	0.037	0	0.0	0	0.0
秋季	地点A	7	168	0.019	0.063	0.030	0	0.0	0	0.0
	地点c	7	168	0.015	0.049	0.024	0	0.0	0	0.0
冬季	地点A	7	168	0.015	0.065	0.031	0	0.0	0	0.0
	地点c	7	168	0.014	0.059	0.030	0	0.0	0	0.0
年間	地点A	28	672	0.020	0.120	0.044	0	0.0	0	0.0
	地点c	28	672	0.019	0.073	0.037	0	0.0	0	0.0

注1：環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。

B　簡易法による大気質濃度(二酸化窒素)

地点 a～f における簡易法による二酸化窒素の調査結果については、表 6.7-14 に示すとおりです。二酸化窒素（NO_2）の期間平均値は、公定法と同様に、夏季より冬季の調査結果が高い傾向を示しました。

対象事業実施区域周辺の道路沿道における二酸化窒素（NO_2）濃度は、春季については、期間平均値が 0.009～0.029ppm、日平均値の最高値が地点 c の 0.045ppm、夏季については、期間平均値が 0.005～0.020ppm、日平均値の最高値が地点 c の 0.028ppm、秋季については、期間平均値が 0.015～0.036ppm、日平均値の最高値が地点 b の 0.046ppm、冬季については、期間平均値が 0.012～0.036ppm、日平均値の最高値が、地点 b の 0.047ppm とされています。

表 6.7-14　大気質調査結果(簡易法(NO_2))

季節	地点	有効測定日数	期間平均値	日平均値の最高値
		日	ppm	ppm
春季	地点 a	7	0.022	0.036
	地点 b	7	0.029	0.039
	地点 c	7	0.029	0.045
	地点 d	7	0.017	0.028
	地点 e	7	0.009	0.015
	地点 f	7	0.010	0.015
夏季	地点 a	7	0.012	0.017
	地点 b	7	0.017	0.025
	地点 c	7	0.020	0.028
	地点 d	7	0.009	0.013
	地点 e	7	0.005	0.008
	地点 f	7	0.005	0.008
秋季	地点 a	7	0.027	0.040
	地点 b	7	0.036	0.046
	地点 c	7	0.028	0.044
	地点 d	7	0.021	0.031
	地点 e	7	0.015	0.019
	地点 f	7	0.015	0.021
冬季	地点 a	7	0.027	0.038
	地点 b	7	0.036	0.047
	地点 c	7	0.027	0.043
	地点 d	7	0.020	0.031
	地点 e	7	0.012	0.020
	地点 f	7	0.014	0.022
年間	地点 a	28	0.022	0.040
	地点 b	28	0.030	0.047
	地点 c	28	0.026	0.045
	地点 d	28	0.017	0.031
	地点 e	28	0.010	0.020
	地点 f	28	0.011	0.022

② 気象の状況

ア．既存資料調査

対象事業実施区域に近い一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校及び大和市役所）では、気象（風向・風速）の観測も行われています。一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校及び大和市役所）の位置は、「第3章　3.2.1 大気環境の状況　図3.2-2　大気汚染測定局位置」(p.3-5参照)に示したとおりです。

令和3年度の平均風速は、南瀬谷小学校は2.1m/s、大和市役所は1.2m/sでした。風向の頻度としては、表 6.7-15及び図 6.7-2に示すとおり、南瀬谷小学校は北北東、北東、北の風の出現頻度が比較的高い傾向が見られ、大和市役所は北北東、西南西、北東の風の出現頻度が比較的高い傾向が見られます。

表 6.7-15(1)　瀬谷区南瀬谷小学校の風向別出現頻度・平均風速（令和3年度）

項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	Calm
出現率(%)	18.5	11.3	5.7	3.8	3.6	4.8	4.2	5.0	8.2	8.7	4.4	2.2	1.3	1.5	2.9	10.2	3.4
平均風速(m/s)	2.1	2.1	1.9	2.0	2.2	2.1	1.9	2.5	3.2	3.6	3.1	2.1	1.5	1.5	1.7	2.3	0.3

注1：風速が0.4m/s以下の風向を静穏（Calm）としました。
資料:「大気環境月報（令和3年度)」(横浜市ホームページ　令和4年10月閲覧)

表 6.7-15(2)　大和市役所の風向別出現頻度・平均風速（令和3年度）

項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	Calm
出現率(%)	18.2	11.9	7.1	9.1	0.9	0.1	0.2	0.4	2.1	8.4	13.2	6.5	1.8	1.3	1.4	8.0	9.3
平均風速(m/s)	1.3	1.7	1.4	1.6	1.6	1.0	0.9	1.0	1.2	1.2	1.1	0.8	0.9	0.9	0.9	1.1	0.3

注1：風速が0.4m/s以下の風向を静穏（Calm）としました。
資料:「大気汚染常時監視測定結果月報（令和3年度)」(神奈川県ホームページ　令和4年10月閲覧)

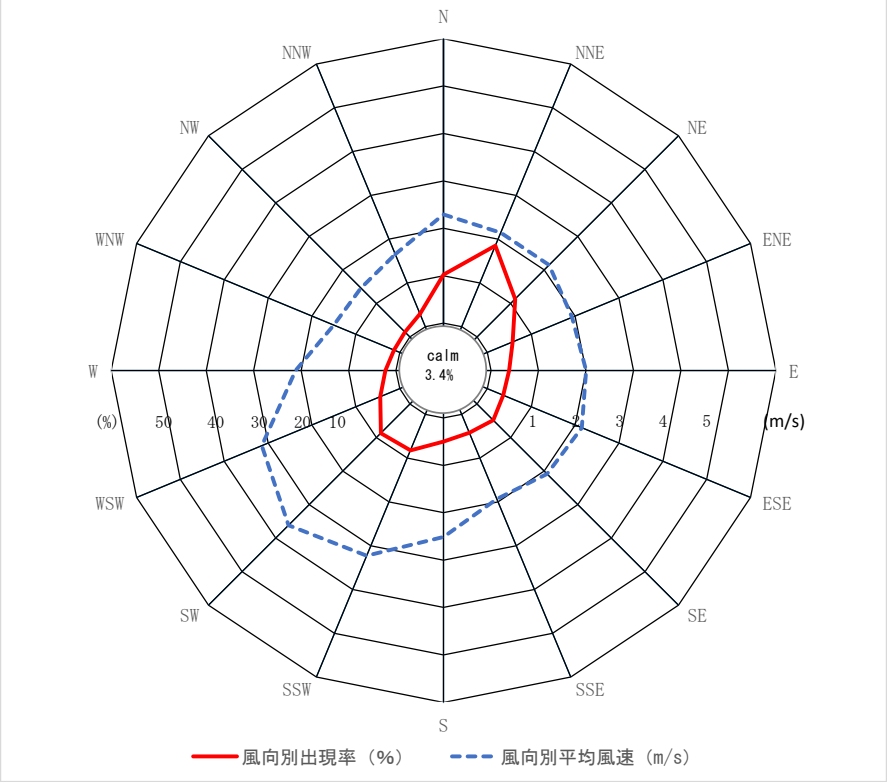

図 6.7-2(1)　瀬谷区南瀬谷小学校の風配図（令和 3 年度）

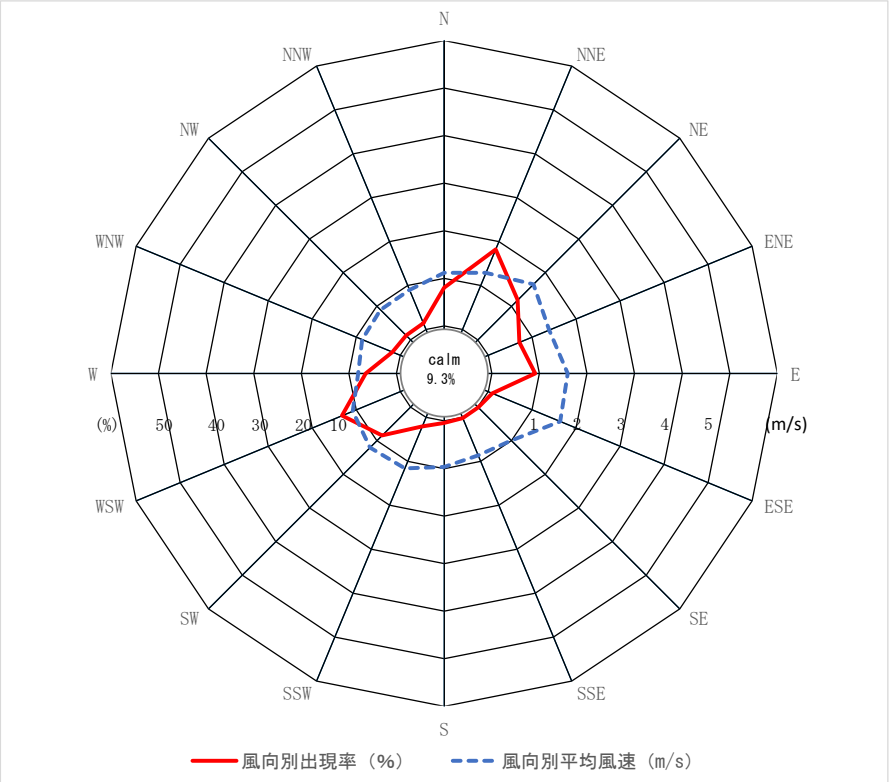

図 6.7-2(2)　大和市役所の風配図（令和 3 年度）

日射量及び放射収支量の調査結果は、表 6.7-16 及び表 6.7-17 に示すとおりです。令和3年度の日射量の月平均値は 0.099～0.212kw/㎡となっています。平成 30 年度の放射収支量の月平均値は 0.001～0.125kw/㎡となっています。

表 6.7-16(1)　中区本牧の日射量（令和 3 年度）

単位：kw/㎡

令和 3 年									令和 4 年		
4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.212	0.184	0.196	0.197	0.185	0.121	0.124	0.117	0.099	0.104	0.143	0.161

資料:「大気環境月報（令和 3 年度)」(横浜市ホームページ　令和 4 年 10 月閲覧)

表 6.7-16(2)　中区本牧の日射量（平成 30 年度）

単位：kw/㎡

平成 30 年									平成 31 年		
4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.197	0.206	0.197	0.247	0.221	0.120	0.125	0.096	0.076	0.109	0.105	0.155

資料:「大気環境月報（2018 年度)」(横浜市ホームページ　令和 4 年 10 月閲覧)

注 1：金沢区長浜一般環境大気測定局の令和 3 年度の放射収支量の観測結果は欠測のため、参考として、中区本牧の日射量平成 30 年度の日射量の観測結果についても整理しました。

表 6.7-17　金沢区長浜の放射収支量（平成 30 年度）

単位：kw/㎡

平成 30 年									平成 31 年		
4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.097	0.100	0.102	0.125	0.118	0.064	0.045	0.017	0.006	0.001	0.029	0.073

資料:「大気環境月報（2018 年度)」(横浜市ホームページ　令和 4 年 10 月閲覧)

注 1：金沢区長浜一般環境大気測定局の放射収支量の観測結果は、令和元年 9 月 2 日以降、欠測が続いているため、通年で観測がある平成 30 年度のデータを整理しました。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における気象に関する現地調査の結果は、表 6.7-18～表 6.7-21、及び図 6.7-3 に示すとおりです。

風向については、春季は南南東の風、夏季は南の風、秋季及び冬季は北の風の出現頻度が高い傾向を示しました。

対象事業実施区域付近の風速については、春季の期間平均値が 2.6m/s、1 時間値の最高値が 11.8m/s、日平均値の最高値が 5.4m/s、夏季の期間平均値が 2.8m/s、1 時間値の最高値が 7.5m/s、日平均値の最高値が 5.6m/s、秋季の期間平均値が 1.8m/s、1 時間値の最高値が 5.9m/s、日平均値の最高値が 2.4m/s、冬季の期間平均値が 2.2m/s、1 時間値の最高値が 7.0m/s、日平均値の最高値が 4.1m/s とされています。

日射量については、春季の期間平均値が 0.226kW/㎡、1 時間値の最高値が 1.057kW/㎡、日平均値の最高値が 0.338kW/㎡、夏季の期間平均値が 0.277kW/㎡、1 時間値の最高値が 1.077kW/㎡、日平均値の最高値が 0.315kW/㎡、秋季の期間平均値が 0.150kW/㎡、1 時間値の最高値が 0.674kW/㎡、日平均値の最高値が 0.172kW/㎡、冬季の期間平均値が 0.105kW/㎡、1 時間値の最高値が 0.619kW/㎡、日平均値の最高値が 0.152kW/㎡とされています。

放射収支量については、春季の期間平均値が 0.125kW/㎡、1 時間値の最高値が 0.753kW/㎡、日平均値の最高値が 0.189kW/㎡、夏季の期間平均値が 0.172kW/㎡、1 時間値の最高値が 0.782kW/㎡、日平均値の最高値が 0.197kW/㎡、秋季の期間平均値が 0.047kW/㎡、1 時間値の最高値が 0.399kW/㎡、日平均値の最高値が 0.059kW/㎡、冬季の期間平均値が 0.027kW/㎡、1 時間値の最高値が 0.462kW/㎡、日平均値の最高値が 0.055kW/㎡とされています。

表 6.7-18　風向・風速測定結果総括表

季節	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値		日平均値		最大風速とその時の風向		最多風向と出現率		静穏率[注1]
				最高	最低	最高	最低					
	日	時間	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	-	-	%	%
春季	7	168	2.6	11.8	0.0	5.4	1.4	11.8	SSE	SSE	23.2	14.9
夏季	7	168	2.8	7.5	0.0	5.6	1.7	7.5	S	S	48.8	11.9
秋季	7	168	1.8	5.9	0.0	2.4	0.9	5.9	N	N	34.5	10.1
冬季	7	168	2.2	7.0	0.1	4.1	1.1	7.0	N	N	36.3	6.0
年間	28	672	2.4	11.8	0.0	5.6	0.9	11.8	SSE	N	20.2	10.7

注1：風速が0.4m/s以下の風向を静穏（Calm）としました。

表 6.7-19　風向別出現頻度・平均風速

季節	項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	静穏[注1]
春季	出現率(%)	1.8	0.6	2.4	6.0	8.3	5.4	23.2	14.9	3.0	0.6	0.0	0.0	0.6	0.0	8.9	9.5	14.9
	平均風速(m/s)	0.7	1.4	1.4	1.8	2.3	3.1	5.0	3.4	1.9	1.0	-	-	0.6	-	1.7	1.6	0.1
夏季	出現率(%)	0.0	0.6	0.6	1.8	1.8	1.8	26.8	48.8	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	11.9
	平均風速(m/s)	-	1.0	1.3	1.0	1.1	1.8	3.3	3.5	1.9	-	-	-	-	-	-	1.0	0.2
秋季	出現率(%)	7.7	6.0	4.2	3.0	6.0	0.6	1.2	5.4	1.8	0.6	0.0	0.6	1.8	1.8	14.9	34.5	10.1
	平均風速(m/s)	1.8	1.4	1.2	1.6	1.4	2.0	1.8	3.3	2.5	1.5	-	1.4	0.9	1.9	1.7	2.3	0.2
冬季	出現率(%)	11.9	3.0	4.2	1.8	6.0	4.2	0.0	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	1.2	4.8	19.6	36.6	6.0
	平均風速(m/s)	1.8	1.3	1.4	2.3	1.4	1.8	-	0.5	0.9	-	-	-	0.6	1.7	2.4	3.2	0.2
年間	出現率(%)	5.4	2.5	2.8	3.1	5.5	3.0	12.8	17.4	2.7	0.3	0.0	0.1	0.9	1.6	10.9	20.2	10.7
	平均風速(m/s)	1.7	1.3	1.3	1.7	1.7	2.4	4.0	3.4	1.9	1.3	0.0	1.4	0.8	1.8	2.0	2.6	0.2

注1：風速が0.4m/s以下の風向を静穏（Calm）としました。
注2：表中の出現率は、小数第二位を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。

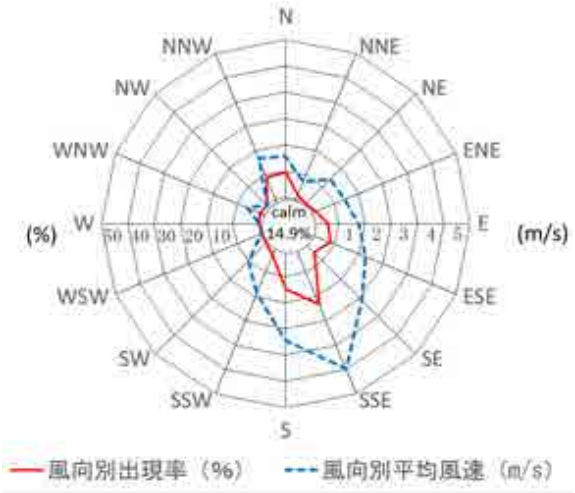

春季：令和元年 5 月 17 日(金)～5 月 23 日(木)

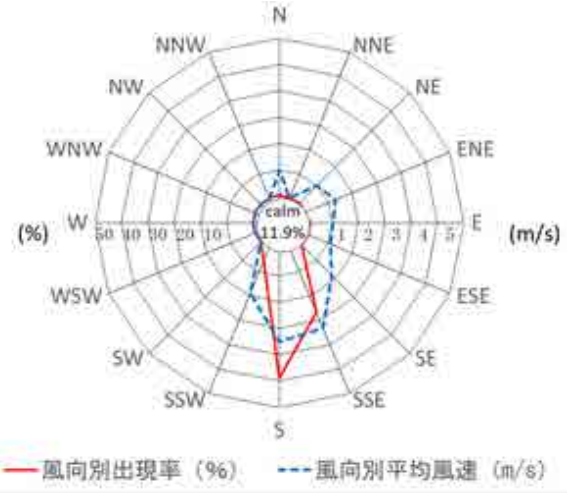

夏季：令和元年 7 月 26 日(金)～8 月 1 日(木)

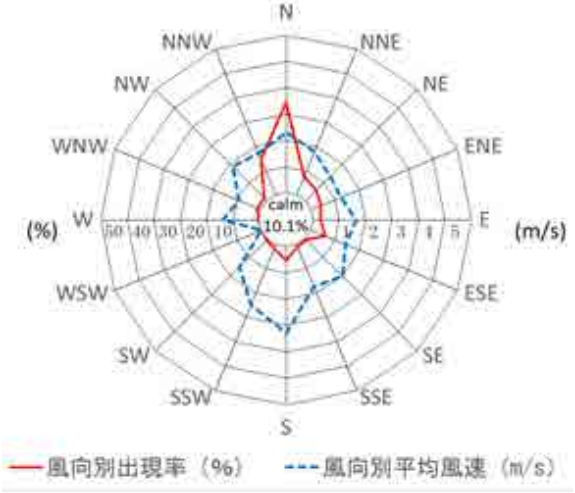

秋季：令和元年 11 月 6 日(水)～11 月 12 日(火)

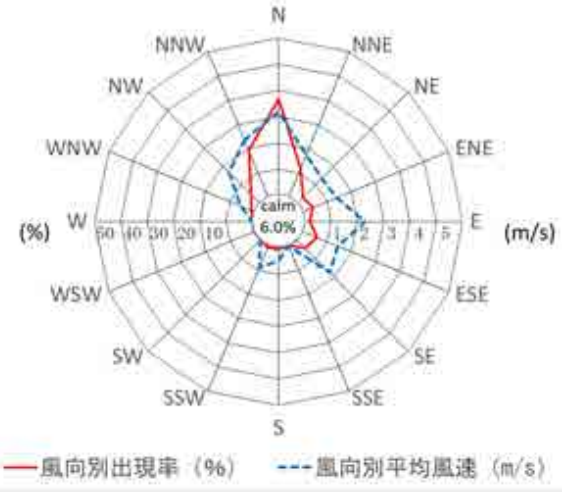

冬季：令和 2 年 1 月 15 日(水)～1 月 21(火)

図 6.7-3　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の風配図

表 6.7-20　日射量測定結果

季節	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1 時間値		日平均値	
				最高	最低	最高	最低
	日	時間	kW/㎡	kW/㎡	kW/㎡	kW/㎡	kW/㎡
春季	7	168	0.226	1.057	0.000	0.338	0.035
夏季	7	168	0.277	1.077	0.000	0.315	0.230
秋季	7	168	0.150	0.674	0.000	0.172	0.110
冬季	7	168	0.105	0.619	0.000	0.152	0.015
年間	28	672	0.190	1.077	0.000	0.338	0.015

表 6.7-21　放射収支量測定結果

季節	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値		日平均値	
				最高	最低	最高	最低
	日	時間	kW/㎡	kW/㎡	kW/㎡	kW/㎡	kW/㎡
春季	7	168	0.125	0.753	-0.079	0.189	-0.005
夏季	7	168	0.172	0.782	-0.046	0.197	0.139
秋季	7	168	0.047	0.399	-0.073	0.059	0.035
冬季	7	168	0.027	0.462	-0.108	0.055	-0.043
年間	28	672	0.093	0.782	-0.108	0.197	-0.043

③　地形、工作物の状況

対象事業実施区域の地形は、「第3章　3.2.4 地形及び地質の状況　図3.2-14 地形分類図」（p.3-35参照）に示したとおり、主に武蔵野段丘地形となっており、相沢川及び和泉川周辺は谷底平野となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね60m以上80m未満であり、東部に標高80m以上～90m未満の丘陵地があります。

工作物としては、対象事業実施区域内には主に畑や草地が広がっています。対象事業実施区域周辺は、北側に市道五貫目第33号線（八王子街道）に沿うように工場地域が広がっています。西側から南側は、主に住宅系用地であるため、多くの低層建築物が存在し、その中に教育施設、医療施設、市民利用施設といった建築物が点在している状況です。東側はゴルフ場施設があるほか、比較的自然の多い地域が広がっています。

④　土地利用の状況

対象事業実施区域は、「第3章　3.3.2 土地利用の状況　図3.3-1 土地利用現況図」（p.3-111参照）に示したとおり、対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側は、土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

用途地域の指定状況は、「第3章　3.3.2 土地利用の状況　図3.3-5 用途地域図」（p.3-115参照）に示したとおり、対象事業実施区域の全てが市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定されています。

⑤ 大気汚染物質の主要な発生源の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な大気汚染物質の発生源としては、対象事業実施区域の北西を通る東名高速道路、対象事業実施区域の北東を通る一般国道 16 号（保土ケ谷バイパス）、対象事業実施区域の北側を通る市道五貫目第 33 号線（八王子街道）、対象事業実施区域の西側を通る環状 4 号線、対象事業実施区域の南側を通る県道瀬谷柏尾を走行する自動車等があげられます。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査による自動車断面交通量の状況は、表 6.7-22 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺の自動車断面交通量は、大型車は 32～7,020 台/日、小型車は 2,363～20,418 台/日とされています。

表 6.7-22 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査による自動車断面交通量の状況

地点	道路名	区分	交通量（台/日）			
			大型車	小型車	自動車類合計	二輪車
地点 1	環状 4 号線	平日	2,835	14,787	17,622	980
		休日	812	13,758	14,570	919
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	平日	7,020	18,408	25,428	1,269
		休日	2,120	20,418	22,538	1,405
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	平日	5,954	14,124	20,078	826
		休日	1,877	15,865	17,742	1,028
地点 4	環状 4 号線	平日	1,999	11,026	13,025	892
		休日	459	10,942	11,401	838
地点 5	深見第 228 号線	平日	257	5,347	5,604	440
		休日	86	4,832	4,918	345
地点 6	環状 4 号線	平日	1,809	11,749	13,558	1,051
		休日	466	12,101	12,567	1,001
地点 7	瀬谷地内線	平日	142	3,245	3,387	300
		休日	32	2,363	2,395	198

注 1：調査地点は図 6.7-1 に示したとおりです。
注 2：6 時～22 時までの合計台数を示しています。

⑥ 関係法令、計画等

ア．「環境基本法」（平成 5 年 11 月法律第 91 号）

環境基本法において、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準は、表 6.7-23 に示すとおりです。

表 6.7-23　大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
		長期的評価	短期的評価
二酸化窒素（NO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること[注1]	年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値（年間 98%値）が 0.06ppm 以下であること	－
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ であること	1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下であること ただし、1 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること

注 1：二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月環境庁告示 38 号、改正　平成 8 年 10 月環境庁告示第 74 号）とは別に、二酸化窒素に係る環境基準の改正について（昭和 53 年 7 月環大企 262 号）において、「1 日平均値が 0.04ppm 以下の地域にあたっては、原則として 0.04ppm を大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい」と示されています。

イ．「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月法律第 97 号）

「大気汚染防止法」は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としたものです。

工場や事業場等の固定発生源から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準が定められています。

ウ．「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 7 年 3 月横浜市条例第 17 号）

「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

横浜市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施する責務を有するほか、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の健康又は生活環境の保全のため、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めています。

エ．「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）

「横浜市生活環境の保全等に関する条例」は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

大気の汚染の防止に関して、排煙及び粉じんに関する規制基準について本条例施行規則に定めており、事業者は規制基準を遵守する必要があります。

オ．「横浜市環境管理計画」（横浜市　平成 30 年 11 月）

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられています。大気環境の保全に関しては、表 6.7-24 に示す環境目標が掲げられています。

表 6.7-24　「横浜市環境管理計画」における環境目標等

2025 年度までの環境目標	・大気などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質等の環境リスクが低減しています。 ・においなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。
達成の目安となる環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を 0 にする ・市民の生活環境に関する満足度の向上 ・生活環境の保全につながる環境行動の推進

カ．生活環境保全推進ガイドライン（横浜市　平成 31 年 3 月）

このガイドラインは、「横浜市環境管理計画」で掲げられた生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめたものです。

大気環境の保全のための具体的取組の概要として、以下の 3 点が示されています。

・「大気環境の監視」により、環境基準の適否や施策の効果等を把握します。
・「施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策」と「自動車の排出ガス対策」を推進します。
・「解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策」を推進します。

なお、二酸化窒素の環境基準について、横浜市では環境基準のゾーン下限値（0.04ppm）を環境目標値としています。

6.7.2 環境保全目標の設定

大気質に係る環境保全目標は、表 6.7-25 に示すとおり設定しました。

表 6.7-25　環境保全目標（大気質）

区分	環境保全目標
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	（二酸化窒素） 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm を超えないこと。 （浮遊粒子状物質） 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m^3 を超えないこと。
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	
【開催中】 関係車両の走行	

注：二酸化窒素の「0.04ppm」については、以下の①②③を勘案して設定。

①「大気汚染に係る環境基準」では、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下」とされている。

②「横浜市生活環境保全推進ガイドライン」（平成 31 年 3 月、横浜市）では、環境基準のゾーン下限値（0.04ppm）が環境目標値とされている。

③環境省通達「「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和 53 年 7 月、環大企 262 号）では、「1 日平均値が 0.04ppm 以下の地域にあっては、原則として 0.04ppm を大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい」とされている。

6.7.3 予測

(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度

① 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、建設機械の稼働に伴い、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、最大着地濃度の出現する地点を含む範囲としました。

予測地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、予測地域内の住宅地や学校等の保全対象の近傍の等濃度分布図の作成を行いました。

また、予測高さは地上 1.5m としました。

③ 予測時期

予測対象時期は、建設機械の稼働による大気汚染物質排出量が最大となる時期（1 年間）としました。具体的には、工事中は令和 8 年 2 月～令和 9 年 1 月、撤去中は令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の建設機械の稼働が一定程度見込まれ、累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、工事中同様に建設機械の稼働が見込まれますが、本博覧会と他事業の建設機械の稼働台数の合算値は工事中より小さく、他事業の対象事業実施区域を予測敷地境界とした場合の影響の程度は、他事業を考慮した工事中を上回ることはないと推測されます。以上のことから、累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

予測時期の設定根拠は資料編(p.資 1.6-1～12 参照)に示すとおりです。

表 6.7-26(1) 予測対象時期（建設機械の稼働に伴う大気質濃度：工事中）

項目	対象物質	対象事業	予測対象時期	主な工種
年平均値	二酸化窒素 及び 浮遊粒子状物質	本博覧会	令和 8 年 2 月 ～令和 9 年 1 月	基盤整備工、植栽工、設備工、園路広場工、施設整備工、出展整備工
		土地区画整理事業	令和 8 年 2 月 ～令和 9 年 1 月 (38～49 か月目[注])	土工事、調整池工事、下水道工事、道路工事、河川切回し工事
		公園整備事業	令和 8 年 2 月 ～令和 9 年 1 月 (29～40 か月目[注])	植栽工、施設整備工、園路広場整備工、建築

注 ：他事業については、下記の公開されている環境影響評価図書等により「か月目」と年月の対応を整理しました。

①「「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（令和 4 年 1 月、横浜市)」及び「「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価事後調査計画書（工事中その 1)」（令和 5 年 3 月横浜市)」

②「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業　環境影響評価準備書」（令和 5 年 3 月、横浜市）

表 6.7-26(2)　予測対象時期（建設機械の稼働に伴う大気質濃度：撤去中）

項目	対象物質	対象事業	予測対象時期	主な工種
年平均値	二酸化窒素 及び 浮遊粒子状物質	本博覧会	令和 9 年 10 月 ～令和 10 年 9 月	撤去・復旧工

④　予測方法

ア．予測手順

予測手順は、図 6.7-4 に示すとおりです。

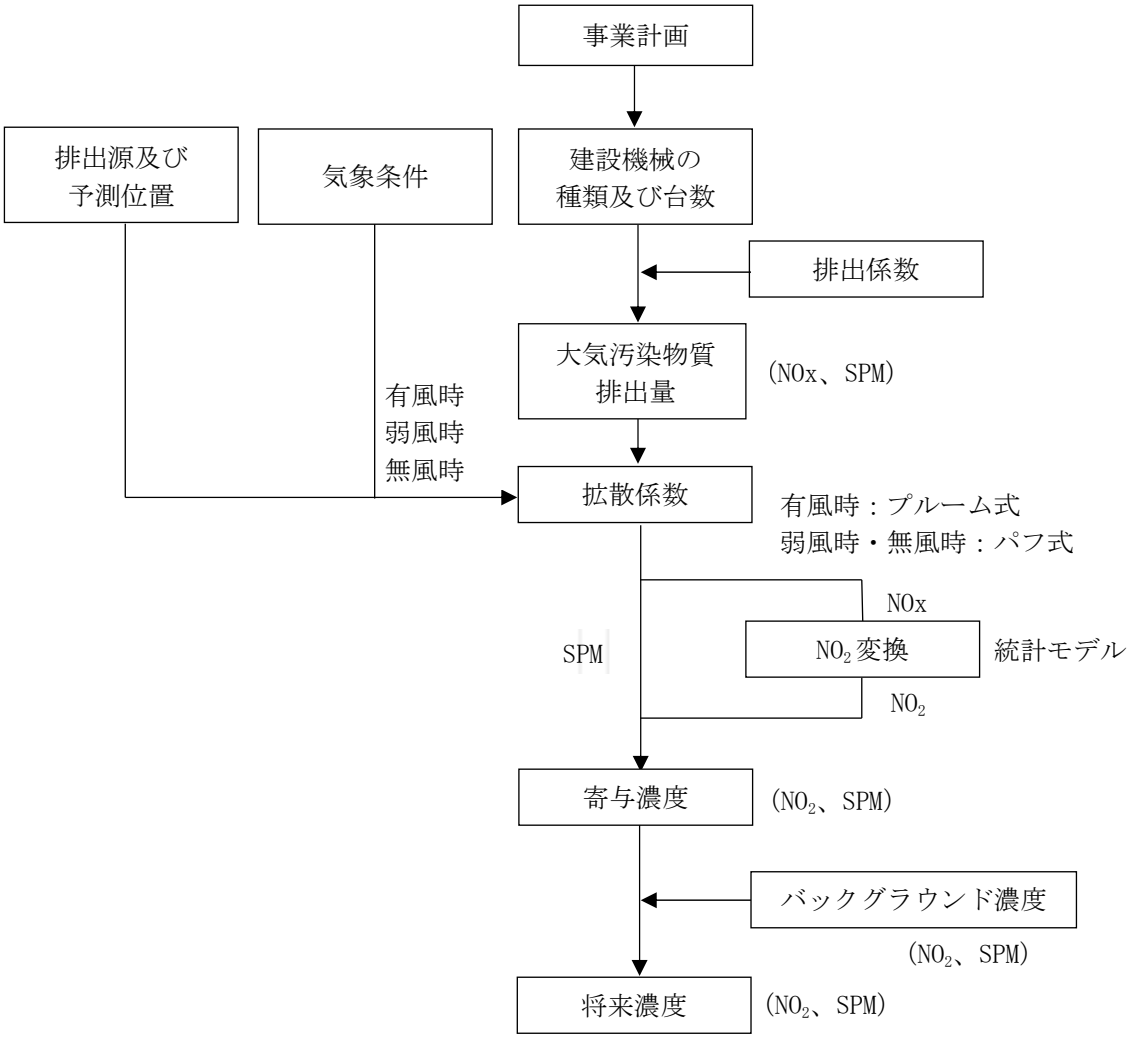

図 6.7-4　予測手順（建設機械の稼働に伴う大気質濃度・年平均値）

イ．予測式

予測式は、次に示すとおりです。

プルーム式における拡散幅は、表 6.7-27 に示すパスキル・ギフォードによる拡散幅を用いました。パフ式における拡散幅は、表 6.7-28 に示す値を用いました。

【有風時：プルーム式】

$$C(R,z)=\sqrt{\frac{1}{2\pi}}\cdot\frac{Q}{\frac{\pi}{8}R\sigma_z u}\cdot\left[exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\}+exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\}\right]$$

$C(R,z)$ ： (R,z)地点における窒素酸化物濃度（ppm）
（または浮遊粒子状物質濃度（mg/m^3））
R ： 点煙源と計算点の水平距離（m）
z ： x軸に直角な鉛直距離（m）
Q ： 点煙源の窒素酸化物の排出量（mL/s）
（または浮遊粒子状物質の排出量（mg/s）
u ： 平均風速（m/s）
H ： 排出源の有効煙突高さ（m）
σ_z ： 鉛直（z軸）方向の拡散幅（m）

※その他、既出の文字は準用します。

【弱風時：パフ式】

$$C(R,z)=\sqrt{\frac{1}{2\pi}}\cdot\frac{Q}{\frac{\pi\gamma}{8}}\cdot\left[\frac{1}{{\eta_-}^2}\cdot exp\left\{-\frac{u^2(z-H)^2}{2\gamma^2{\eta_-}^2}\right\}+\frac{1}{{\eta_+}^2}\cdot exp\left\{-\frac{u^2(z+H)^2}{2\gamma^2{\eta_+}^2}\right\}\right]$$

$${\eta_-}^2=R^2+\frac{\alpha^2}{\gamma^2}(z-H)^2 \quad 、\quad {\eta_+}^2=R^2+\frac{\alpha^2}{\gamma^2}(z+H)^2, R^2=x^2+y^2$$

α、γ ： 拡散幅に関する係数

※その他、既出の文字は準用します。

【無風時：パフ式】

$$C(R,z)=\frac{Q}{(2\pi)^{3/2}\gamma}\cdot\left[\frac{1}{{\eta_-}^2}+\frac{1}{{\eta_+}^2}\right]$$

※既出の文字は準用します。

表 6.7-27　有風時における拡散幅に関する係数（α、γ）

$\sigma_y(x)=\gamma_y \cdot x^{\alpha y}$				$\sigma_z(x)=\gamma_z \cdot x^{\alpha z}$			
安定度	風下距離 x(m)	α_y	γ_y	安定度	風下距離 x(m)	α_z	γ_z
A	0～1,000	0.901	0.426	A	0～300	1.122	0.0800
	1,000～	0.851	0.602		300～500	1.514	0.00855
					500～	2.109	0.000212
B	0～1,000	0.914	0.282	B	0～500	0.964	0.1272
	1,000～	0.865	0.396		500～	1.094	0.0570
C	0～1,000	0.924	0.1772	C	0～	0.918	0.1068
	1,000～	0.885	0.232				
D	0～1,000	0.929	0.1107	D	0～1,000	0.826	0.1046
	1,000～	0.889	0.1467		1,000～10,000	0.632	0.400
					10,000～	0.555	0.811
E	0～1,000	0.921	0.0864	E	0～1,000	0.788	0.0928
	1,000～	0.897	0.1019		1,000～10,000	0.565	0.433
					10,000～	0.415	1.732
F	0～1,000	0.929	0.0554	F	0～1,000	0.784	0.0621
	1,000～	0.889	0.0733		1,000～10,000	0.526	0.370
					10,000～	0.323	2.41
G	0～1,000	0.921	0.0380	G	0～1,000	0.794	0.0373
	1,000～	0.896	0.0452		1,000～2,000	0.637	0.1105
					2,000～10,000	0.431	0.529
					10,000～	0.222	3.62

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（公害研究対策センター　平成 12 年 12 月）

表 6.7-28　弱風時、無風時における拡散幅に関する係数（α、γ）

パスキルの安定度階級	弱風時		無風時	
	α	γ	α	γ
A	0.748	1.569	0.948	1.569
A－B	0.659	0.862	0.859	0.862
B	0.581	0.474	0.781	0.474
B－C	0.502	0.314	0.702	0.314
C	0.435	0.208	0.635	0.208
C－D	0.342	0.153	0.542	0.153
D	0.270	0.113	0.470	0.113
E	0.239	0.067	0.439	0.067
F	0.239	0.048	0.439	0.048
G	0.239	0.029	0.439	0.029

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（公害研究対策センター　平成 12 年 12 月）

⑤　予測条件

ア．排出量

窒素酸化物及び粒子状物質の排出係数原単位は、表 6.7-29 に示すとおりです。建設機械の定格出力、エンジン排出係数原単位等を基に、次式により算出しました。

$$Q_i = (P_i \times \overline{EM}) \times B_r / b$$

Q_i　：　建設機械iの排出係数原単位（g/h）
P_i　：　建設機械iの定格出力（kW）[注1)]
$\overline{EM}$　：　エンジン排出係数原単位（g/kW・h）[注2)]
B_r　：　原動機燃料消費率/1.2（g/kW・h）[注1)]
b　：　ISO-C1モードにおける平均燃料消費量（g/kW・h）[注2)]

注1）資料：「令和 4 年度版 建設機械等損料表」（(一社)日本建設機械施工協会　令和 4 年 4 月）
注2）資料：「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」
（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号　平成 25 年 3 月）

年平均値を予測する大気汚染物質年間排出量は、表 6.7-30 に示すとおり、建設機械ごとの排出係数原単位に、予測時期とした 1 年間の年間稼働時間（年間延べ稼働台数に 1 日あたりの稼働時間と稼働率を乗じたもの）を乗じ、算出しました。排出ガス対策型建設機械に指定されている機種については、第 2 次基準値を用いました。なお、1 日あたりの稼働時間は 8 時～12 時及び 13 時～17 時の計 8 時間、月あたりの工事日数は 25 日としました。稼働率は 70%としました。

表 6.7-29(1)　窒素酸化物排出係数原単位（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	定格出力 *Pi(kW)*	*Br/b*	エンジン排出係数原単位 *EM(g/kW)*	排出係数原単位 *Q(g/h)*
本博覧会	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0m	92	0.5235	5.4	260.1
	タイヤローラー	8～20t	71	0.3027	5.4	116.1
	ダンプトラック	10t	246	0.1512	14.0	520.7
	ダンプトラック	4t	135	0.1512	14.0	285.8
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.1534	13.9	228.2
	トラッククレーン	10t 吊	125	0.1547	14.0	270.7
	ダンプトラック	10t_場外運搬含む	246	0.1512	14.0	520.7
	ダンプトラック	4t_場外運搬含む	135	0.1512	14.0	285.8
	トラッククレーン	4.9t 吊_場外運搬含む	107	0.1534	13.9	228.2
	バックホウ	0.09m^3	20	0.4811	5.8	55.8
	バックホウ	0.13m^3	25	0.4811	5.8	69.8
	バックホウ	0.28m^3	41	0.5357	6.1	134.0
	バックホウ	0.45m^3	64	0.5449	5.4	188.3
	バックホウ	0.8m^3	104	0.5449	5.4	306.0
	マカダムローラー	10t	55	0.4132	6.1	138.6
	モータグレーダー		138	0.3930	5.3	287.4
	ラフタークレーン	16t 吊	160	0.3202	5.3	271.6
	ラフタークレーン	25t 吊	200	0.3202	5.3	339.4
	ラフタークレーン	50t 吊	273	0.3202	5.3	463.3
	振動ローラ	3～4t	21	0.5031	5.8	61.3
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0m^3	164	0.5568	5.3	483.9
	ブルドーザー	32t	208	0.5568	5.3	613.8
	ダンプトラック	10t	246	0.1512	14.0	520.7
公園整備事業	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0m	92	0.5235	5.4	260.1
	タイヤローラー	8～20t	71	0.3027	5.4	116.1
	トラッククレーン	10t	107	0.1534	13.9	228.2
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.1534	13.9	228.2
	バックホウ	0.8m^3	104	0.5449	5.4	306.0
	バックホウ	0.09m^3	20	0.4811	5.8	55.8
	バックホウ	0.28m^3	41	0.5357	6.1	134.0
	バックホウ	0.45m^3	64	0.5449	5.4	188.3
	バックホウ	0.5m^3	64	0.5449	5.4	188.3
	ブルドーザー	46.4t	246	0.5380	14.0	1,852.8
	マカダムローラー	10t	55	0.4132	6.1	138.6
	モータグレーダー	3.1m	93	0.3846	5.4	193.2
	ラフタークレーン	16t	160	0.3202	5.3	271.6
	ラフタークレーン	25t 吊	200	0.3202	5.3	339.4
	ラフタークレーン	50t	257	0.3202	5.3	436.2
	小型バックホウ	0.13m^3	25	0.4811	5.8	69.8
	振動ローラ	3～4t	20	0.5031	5.8	58.4

表 6.7-29(2)　窒素酸化物排出係数原単位（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	定格出力 *Pi(kW)*	*Br/b*	エンジン排出係数原単位 *EM(g/kW)*	排出係数原単位 *Q(g/h)*
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	104	0.5449	5.4	306.0
	バックホウ	0.45m^3	64	0.5449	5.4	188.3
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.1534	13.9	228.2
	ダンプトラック	10t	246	0.1512	14.0	520.7
	ラフタークレーン	25t	200	0.3202	5.3	339.4

表 6.7-29(3)　浮遊粒子状物質排出係数原単位（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	定格出力 *Pi(kW)*	*Br/b*	エンジン排出係数原単位 *EM(g/kW)*	排出係数原単位 *Q(g/h)*
本博覧会	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0m	92	0.5235	0.22	10.6
	タイヤローラー	8～20t	71	0.3027	0.22	4.7
	ダンプトラック	10t	246	0.1512	0.41	15.2
	ダンプトラック	4t	135	0.1512	0.41	8.4
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.1534	0.45	7.4
	トラッククレーン	10t 吊	125	0.1547	0.41	7.9
	ダンプトラック	10t_場外運搬含む	246	0.1512	0.41	15.2
	ダンプトラック	4t_場外運搬含む	135	0.1512	0.41	8.4
	トラッククレーン	4.9t 吊_場外運搬含む	107	0.1534	0.45	7.4
	バックホウ	0.09m^3	20	0.4811	0.42	4.0
	バックホウ	0.13m^3	25	0.4811	0.42	5.1
	バックホウ	0.28m^3	41	0.5357	0.27	5.9
	バックホウ	0.45m^3	64	0.5449	0.22	7.7
	バックホウ	0.8m^3	104	0.5449	0.22	12.5
	マカダムローラー	10t	55	0.4132	0.27	6.1
	モータグレーダー		138	0.3930	0.15	8.1
	ラフタークレーン	16t 吊	160	0.3202	0.15	7.7
	ラフタークレーン	25t 吊	200	0.3202	0.15	9.6
	ラフタークレーン	50t 吊	273	0.3202	0.15	13.1
	振動ローラ	3～4t	21	0.5031	0.42	4.4
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0m^3	164	0.5568	0.15	13.7
	ブルドーザー	32t	208	0.5568	0.15	17.4
	ダンプトラック	10t	246	0.1512	0.41	15.2
公園整備事業	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0m	92	0.5235	0.22	10.6
	タイヤローラー	8～20t	71	0.3027	0.22	4.7
	トラッククレーン	10t	107	0.1534	0.45	7.4
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.1534	0.45	7.4
	バックホウ	0.8m^3	104	0.5449	0.22	12.5
	バックホウ	0.09m^3	20	0.4811	0.42	4.0
	バックホウ	0.28m^3	41	0.5357	0.27	5.9
	バックホウ	0.45m^3	64	0.5449	0.22	7.7
	バックホウ	0.5m^3	64	0.5449	0.22	7.7
	ブルドーザー	46.4t	246	0.5380	0.41	54.3
	マカダムローラー	10t	55	0.4132	0.27	6.1
	モータグレーダー	3.1m	93	0.3846	0.22	7.9
	ラフタークレーン	16t	160	0.3202	0.15	7.7
	ラフタークレーン	25t 吊	200	0.3202	0.15	9.6
	ラフタークレーン	50t	257	0.3202	0.15	12.3
	小型バックホウ	0.13m^3	25	0.4811	0.42	5.1
	振動ローラ	3～4t	20	0.5031	0.42	4.2

表 6.7-29(4)　浮遊粒子状物質排出係数原単位（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	定格出力 *Pi(kW)*	*Br/b*	エンジン排出係数原単位 *EM(g/kW)*	排出係数原単位 *Q(g/h)*
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	104	0.5449	0.22	12.5
	バックホウ	0.45m^3	64	0.5449	0.22	7.7
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.1534	0.45	7.4
	ダンプトラック	10t	246	0.1512	0.41	15.2
	ラフタークレーン	25t	200	0.3202	0.15	9.6

表 6.7-30(1)　窒素酸化物年間排出量（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	窒素酸化物排出係数原単位 (g/h)	年間延べ稼働台数 (台/年)	年間[注1]稼働時間 (時間/年)	窒素酸化物年間排出量 (m^3/年)
本博覧会	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0m	260.1	1,040	5,824	792.2
	タイヤローラー	8～20t	116.1	1,347	7,543	457.8
	ダンプトラック	10t	520.7	2,711	15,182	4,134.6
	ダンプトラック	4t	285.8	2,142	11,995	1,792.7
	トラッククレーン	4.9t 吊	228.2	6,892	38,595	4,605.8
	トラッククレーン	10t 吊	270.7	3,310	18,536	2,624.7
	ダンプトラック	10t_場外運搬含む	520.7	6,242	34,955	9,519.5
	ダンプトラック	4t_場外運搬含む	285.8	150	840	125.5
	トラッククレーン	4.9t 吊_場外運搬含む	228.2	67	375	44.8
	バックホウ	0.09m^3	55.8	816	4,570	133.4
	バックホウ	0.13m^3	69.8	269	1,506	54.9
	バックホウ	0.28m^3	134.0	9,707	54,359	3,809.1
	バックホウ	0.45m^3	188.3	1,150	6,440	634.2
	バックホウ	0.8m^3	306.0	1,762	9,867	1,579.1
	マカダムローラー	10t	138.6	1,347	7,543	546.8
	モータグレーダー		287.4	1,347	7,543	1,134.0
	ラフタークレーン	16t 吊	271.6	2,526	14,146	2,009.1
	ラフタークレーン	25t 吊	339.4	2,052	11,491	2,040.0
	ラフタークレーン	50t 吊	463.3	2,004	11,222	2,719.4
	振動ローラ	3～4t	61.3	1,040	5,824	186.7
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0m^3	483.9	854	4,782	1,210.3
	ブルドーザー	32t	613.8	762	4,267	1,369.7
	ダンプトラック	10t	520.7	4,777	26,751	7,285.2
公園整備事業	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0m	260.1	6	34	4.6
	タイヤローラー	8～20t	116.1	6	34	2.1
	トラッククレーン	10t	228.2	281	1,574	187.8
	トラッククレーン	4.9t 吊	228.2	8	45	5.4
	バックホウ	0.8m^3	306.0	20	112	17.9
	バックホウ	0.09m^3	55.8	14	78	2.3
	バックホウ	0.28m^3	134.0	30	168	11.8
	バックホウ	0.45m^3	188.3	6	34	3.3
	バックホウ	0.5m^3	188.3	2	11	1.1
	ブルドーザー	46.4t	1,852.8	8	45	43.6
	マカダムローラー	10t	138.6	6	34	2.5
	モータグレーダー	3.1m	193.2	6	34	3.4
	ラフタークレーン	16t	271.6	65	364	51.7
	ラフタークレーン	25t 吊	339.4	13	73	13.0
	ラフタークレーン	50t	436.2	51	286	65.2
	小型バックホウ	0.13m^3	69.8	8	45	1.6
	振動ローラ	3～4t	58.4	12	67	2.0

注 1：日稼働時間は 8 時間、稼働率は 70%として計算しました。
注 2：窒素酸化物の年間排出量は 523mL/g として計算しました。

表 6.7-30(2)　窒素酸化物年間排出量（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	窒素酸化物排出係数原単位 (g/h)	年間延べ稼働台数 (台/年)	年間[注1]稼働時間 (時間/年)	窒素酸化物年間排出量 (m^3/年)
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	306.0	2,007	11,239	1,798.7
	バックホウ	0.45m^3	188.3	2,007	11,239	1,106.9
	トラッククレーン	4.9t 吊	228.2	1,032	5,779	689.6
	ダンプトラック	10t	520.7	2,985	16,716	4,552.4
	ラフタークレーン	25t	339.4	8,328	46,637	8,279.5

注 1：日稼働時間は 8 時間、稼働率は 70%として計算しました。
注 2：窒素酸化物の年間排出量は 523mL/g として計算しました。

表 6.7-30(3)　浮遊粒子状物質年間排出量（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	粒子状物質排出係数原単位(g/h)	年間延べ稼働台数(台/年)	年間[注1]稼働時間(時間/年)	粒子状物質年間排出量(kg/年)
本博覧会	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0m	10.6	1,040	5,824	61.7
	タイヤローラー	8～20t	4.7	1,347	7,543	35.7
	ダンプトラック	10t	15.2	2,711	15,182	231.5
	ダンプトラック	4t	8.4	2,142	11,995	100.4
	トラッククレーン	4.9t 吊	7.4	6,892	38,595	285.1
	トラッククレーン	10t 吊	7.9	3,310	18,536	147.0
	ダンプトラック	10t_場外運搬含む	15.2	6,242	34,955	533.0
	ダンプトラック	4t_場外運搬含む	8.4	150	840	7.0
	トラッククレーン	4.9t 吊_場外運搬含む	7.4	67	375	2.8
	バックホウ	0.09m^3	4.0	816	4,570	18.5
	バックホウ	0.13m^3	5.1	269	1,506	7.6
	バックホウ	0.28m^3	5.9	9,707	54,359	322.4
	バックホウ	0.45m^3	7.7	1,150	6,440	49.4
	バックホウ	0.8m^3	12.5	1,762	9,867	123.0
	マカダムローラー	10t	6.1	1,347	7,543	46.3
	モータグレーダー		8.1	1,347	7,543	61.4
	ラフタークレーン	16t 吊	7.7	2,526	14,146	108.7
	ラフタークレーン	25t 吊	9.6	2,052	11,491	110.4
	ラフタークレーン	50t 吊	13.1	2,004	11,222	147.2
	振動ローラ	3～4t	4.4	1,040	5,824	25.8
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0m^3	13.7	854	4,782	65.5
	ブルドーザー	32t	17.4	762	4,267	74.1
	ダンプトラック	10t	15.2	4,777	26,751	407.9
公園整備事業	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0m	10.6	6	34	0.4
	タイヤローラー	8～20t	4.7	6	34	0.2
	トラッククレーン	10t	7.4	281	1,574	11.6
	トラッククレーン	4.9t 吊	7.4	8	45	0.3
	バックホウ	0.8m^3	12.5	20	112	1.4
	バックホウ	0.09m^3	4.0	14	78	0.3
	バックホウ	0.28m^3	5.9	30	168	1.0
	バックホウ	0.45m^3	7.7	6	34	0.3
	バックホウ	0.5m^3	7.7	2	11	0.1
	ブルドーザー	46.4t	54.3	8	45	2.4
	マカダムローラー	10t	6.1	6	34	0.2
	モータグレーダー	3.1m	7.9	6	34	0.3
	ラフタークレーン	16t	7.7	65	364	2.8
	ラフタークレーン	25t 吊	9.6	13	73	0.7
	ラフタークレーン	50t	12.3	51	286	3.5
	小型バックホウ	0.13m^3	5.1	8	45	0.2
	振動ローラ	3～4t	4.2	12	67	0.3

注 1：日稼働時間は 8 時間、稼働率は 70%として計算しました。

表 6.7-30(4)　浮遊粒子状物質年間排出量（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	粒子状物質排出係数原単位(g/h)	年間延べ稼働台数(台/年)	年間[注1]稼働時間(時間/年)	粒子状物質年間排出量(kg/年)
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	12.5	2,007	11,239	140.1
	バックホウ	0.45m^3	7.7	2,007	11,239	86.2
	トラッククレーン	4.9t 吊	7.4	1,032	5,779	42.7
	ダンプトラック	10t	15.2	2,985	16,716	254.9
	ラフタークレーン	25t	9.6	8,328	46,637	448.0

注 1：日稼働時間は 8 時間、稼働率は 70%として計算しました。

イ．排出源の位置

予測対象時期における本博覧会の建設機械は、作業中に適宜移動を繰り返すこと、大気汚染物質濃度の評価期間である年間値でみた時に対象事業実施区域内における濃度の大きな偏りは生じにくいと考えられることから、事業実施区域内に点煙源をほぼ均等に設定しました（図 6.7-5)。他事業についても、本博覧会と同様の考え方により、他事業の事業実施区域内にほぼ均等に設定しました。

建設機械の排出源の高さは、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所　平成 25 年 3 月）に示される代表排気管高さを参考に、地上＋3.0m としました。

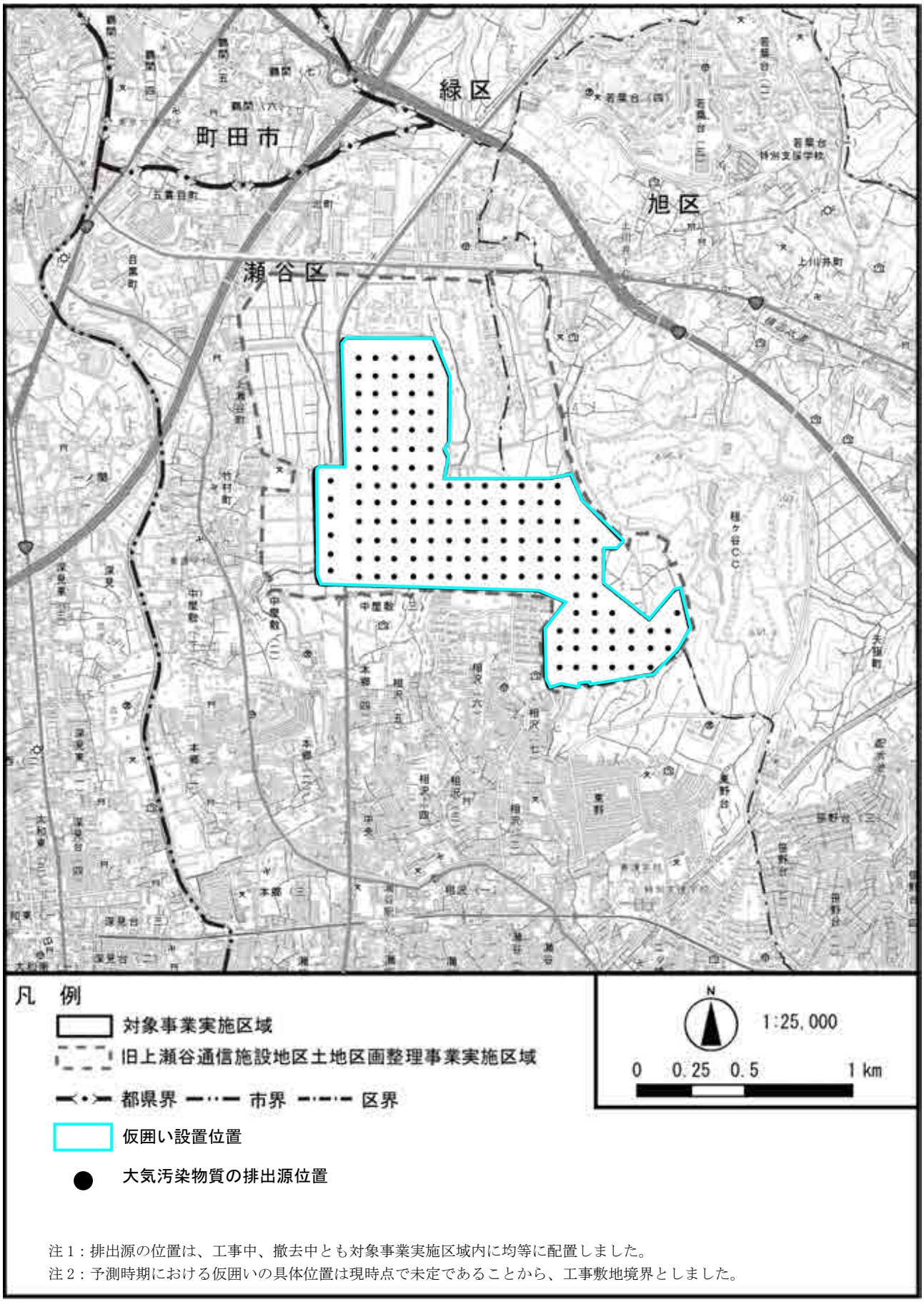

注１：排出源の位置は、工事中、撤去中とも対象事業実施区域内に均等に配置しました。
注２：予測時期における仮囲いの具体位置は現時点で未定であることから、工事敷地境界としました。

図 6.7-5(1)　建設機械の排出源の位置（工事中及び撤去中）

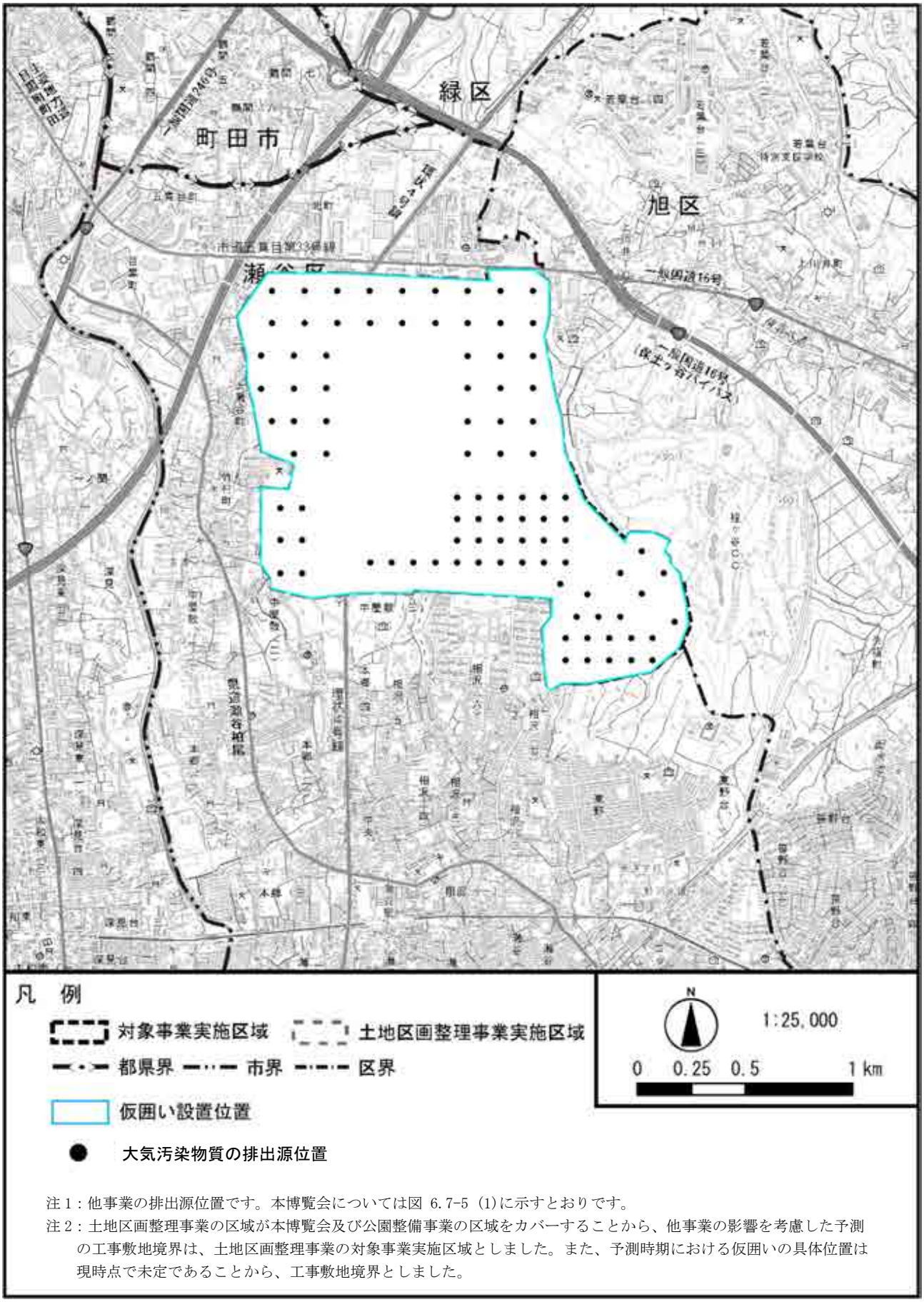

注１：他事業の排出源位置です。本博覧会については図 6.7-5 (1)に示すとおりです。
注２：土地区画整理事業の区域が本博覧会及び公園整備事業の区域をカバーすることから、他事業の影響を考慮した予測の工事敷地境界は、土地区画整理事業の対象事業実施区域としました。また、予測時期における仮囲いの具体位置は現時点で未定であることから、工事敷地境界としました。

図 6.7-5(2)　大気汚染物質の排出源の位置（他事業の排出源）

ウ．気象条件

予測に用いる気象条件のうち、風向・風速は、対象事業実施区域最寄りの気象観測所であり、地形的にも対象事業実施区域周辺と同様の状況に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局（対象事業実施区域の南側約 2.6km、観測高さ地上 18m）のデータを用いました。また、日射量は中区本牧測定局、放射収支量は金沢区長浜測定局のデータを用いました。大気安定度は、表 6.7-31 に示すパスキル安定度階級分類に基づき区分しました。

なお、排出源高さにおける風速については、風速の鉛直分布がべき法則に従うものとして、風速の高さ補正を次式により行いました。補正に用いたべき指数は、表 6.7-32 に示すアメリカ合衆国環境保護庁（EPA）が提案しているパスキル安定度階級別のべき指数を用いました。

表 6.7-31　パスキル安定度階級分類

風速（u）m/s	日射量（T）kw/㎡				放射収支量（Q）kw/㎡		
	T≧0.60	0.60>T≧0.30	0.30>T≧0.15	0.15>T	Q≧-0.020	-0.020>Q≧-0.040	-0.040>Q
u<2	A	A-B	B	D	D	G	G
2≦u<3	A-B	B	C	D	D	E	F
3≦u<4	B	B-C	C	D	D	D	E
4≦u<6	C	C-D	D	D	D	D	D
6≦u	C	D	D	D	D	D	D

資料:「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（公害研究対策センター　平成 12 年 12 月）

$$U = U_0 (H/H_0)^P$$

U　：排出源高さH（m）の風速（m/s）

U_0　：基準高さH_0（m）の風速（m/s）

H　：排出源の高さ（m）

H_0　：基準とする高さ（=18）（m）

p　：べき指数

表 6.7-32　パスキル大気安定度別のべき指数

大気安定度	A	B	C	D	E	F・G
べき指数 p	0.10	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（公害研究対策センター　平成 12 年 12 月）

エ．窒素酸化物（NO_X）濃度から二酸化窒素（NO_2）濃度への変換

窒素酸化物濃度を二酸化窒素濃度に変換する式は、統計モデルを使用しました。

統計モデルは、横浜市に設置された大気汚染常時監視測定局における5年間（平成29年度～令和3年度）の測定結果から、自排局と最寄りの一般局の年平均値の差を回帰分析して算出しました。詳細は資料編（p.資1.6-17～18参照）に示します。

$$Y = 0.1492\ X^{0.8132}$$

Y：二酸化窒素濃度(ppm)

X：窒素酸化物濃度(ppm)

オ．年平均値から1日平均値（年間98%値または年間2%除外値）への変換

年平均値から日平均値への換算式は、対象事業実施区域近傍の一般局における5年間（平成29年度～令和3年度）の測定結果を用いて算出しました。詳細は資料編（p.資1.6-20参照）に示します。

表 6.7-33　年平均値から1日平均値（年間98%値または年間2%除外値）への換算式

項目	換算式
二酸化窒素	日平均値の年間98%値　＝　2.0672　×　年平均値　＋　0.0045
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値　＝　2.0627　×　年平均値　＋　0.0077

カ．バックグラウンド濃度の設定

バックグラウンド濃度は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局における5年間（平成29年度～令和3年度）の年平均値を用いることとし、二酸化窒素は0.013ppm、浮遊粒子状物質は0.018 mg/m^3としました。

表 6.7-34　バックグラウンド濃度

測定局	年度	バックグラウンド濃度	
		二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m^3)
瀬谷区南瀬谷小学校	平成29年度	0.013	0.021
	平成30年度	0.013	0.019
	令和元年度	0.013	0.018
	令和2年度	0.012	0.016
	令和3年度	0.012	0.016
	平均値	0.013	0.018

⑥　予測結果

ア．本博覧会の予測結果

A　工事中

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-35 及び図 6.7-6 に示すとおりです。

建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される 1 年間の最大着地濃度（年平均値）の出現地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに、南側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は 0.004ppm、浮遊粒子状物質の寄与濃度は 0.0007mg/m^3 となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は二酸化窒素で 24%、浮遊粒子状物質で 4%と予測します。

表 6.7-35　予測結果（建設機械の稼働に伴う大気質濃度：工事中）

物質名		最大着地濃度出現地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素（ppm）	令和 8 年 2 月～令和 9 年 1 月	南側工事敷地境界	0.013	0.004	0.017	24%
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	令和 8 年 2 月～令和 9 年 1 月	南側工事敷地境界	0.018	0.0007	0.019	4%

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間 98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-36 に示すとおりです。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.040ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.047mg/m^3 と換算され、環境基準（二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）及び環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）に適合しています。

表 6.7-36　年平均値から日平均値への換算結果（工事中）

予測項目	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m^3）	
	年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の 2%除外値
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.017	0.040	0.019	0.047

注 1：環境基準は、二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。

注 2：環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。

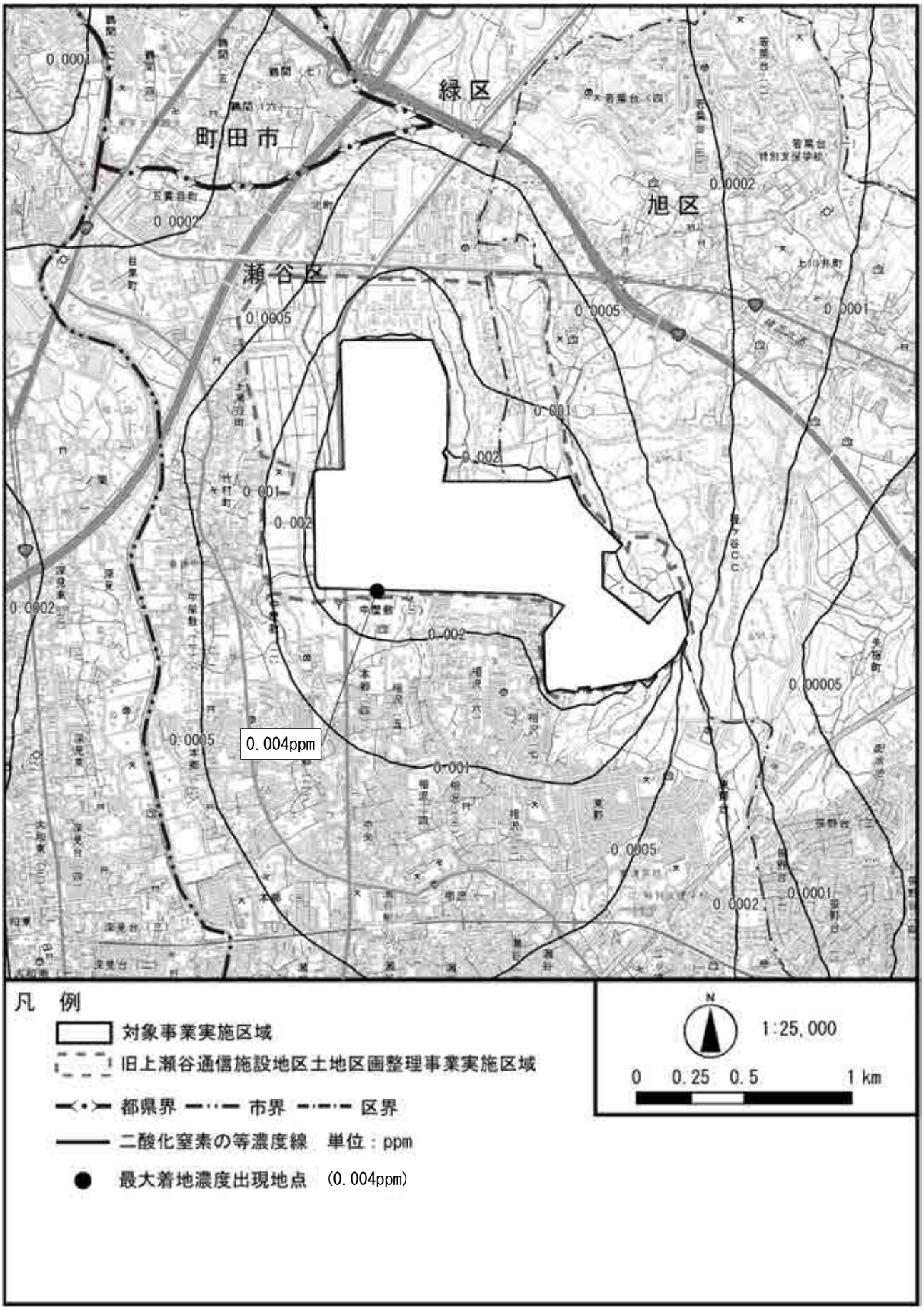

図 6.7-6(1)　予測結果（建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度：工事中）

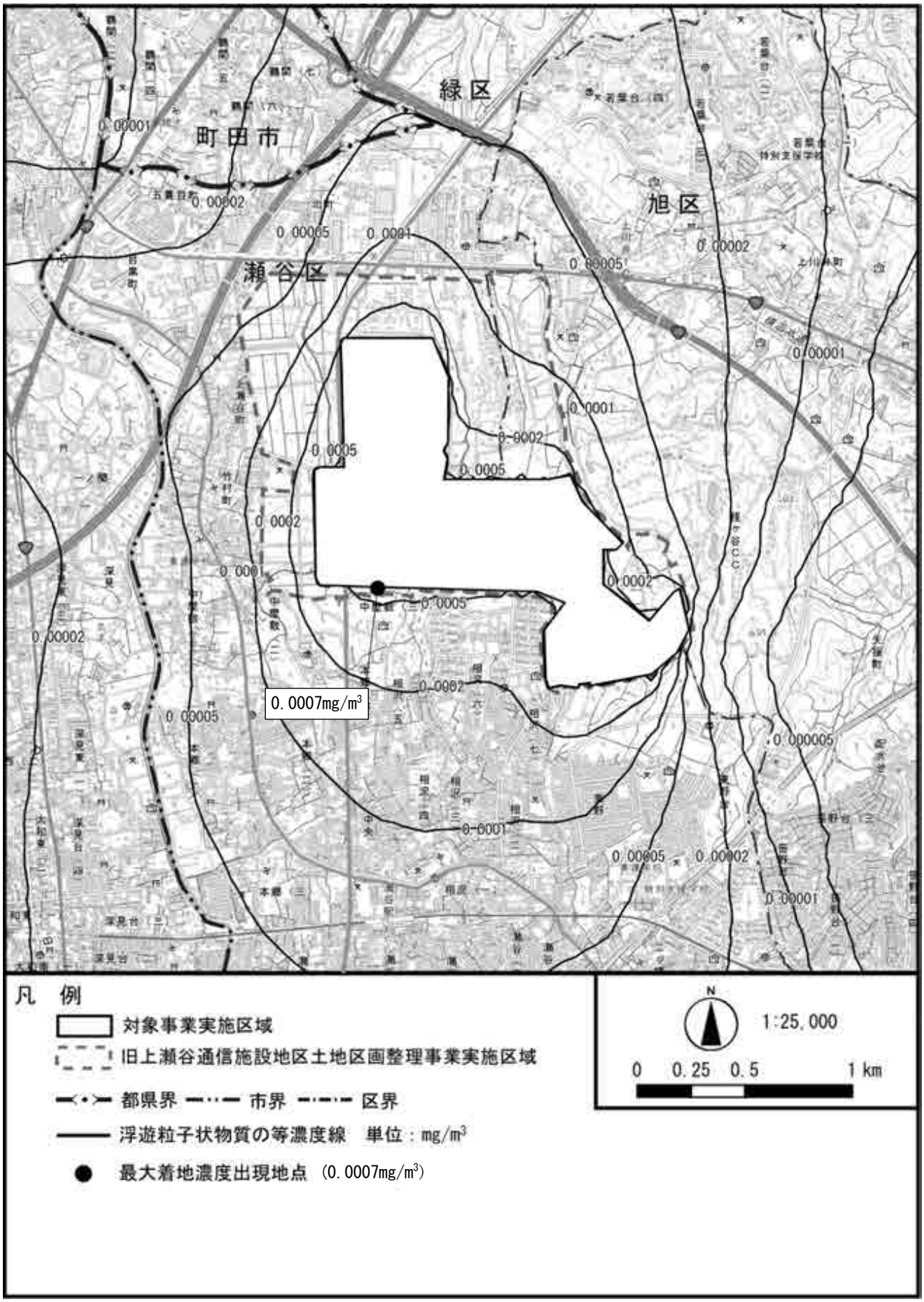

図 6.7-6(2)　予測結果（建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質濃度：工事中）

B　撤去中

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-37 及び図 6.7-7 に示すとおりです。

建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される 1 年間の最大着地濃度（年平均値）の出現地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに、南側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は 0.002ppm、浮遊粒子状物質の寄与濃度は 0.0004mg/m^3 となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は二酸化窒素で 13%、浮遊粒子状物質で 2%と予測します。

表 6.7-37　予測結果（建設機械の稼働に伴う大気質濃度：撤去中）

物質名		最大着地濃度出現地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素（ppm）	令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月	南側工事敷地境界	0.013	0.002	0.015	13%
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月	南側工事敷地境界	0.018	0.0004	0.018	2%

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間 98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-38 に示すとおりです。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.036ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.045mg/m^3 と換算され、環境基準（二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）及び環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）に適合しています。

表 6.7-38　年平均値から日平均値への換算結果（撤去中）

予測項目	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m^3）	
	年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の 2%除外値
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.015	0.036	0.018	0.045

注 1：環境基準は、二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。

注 2：環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。

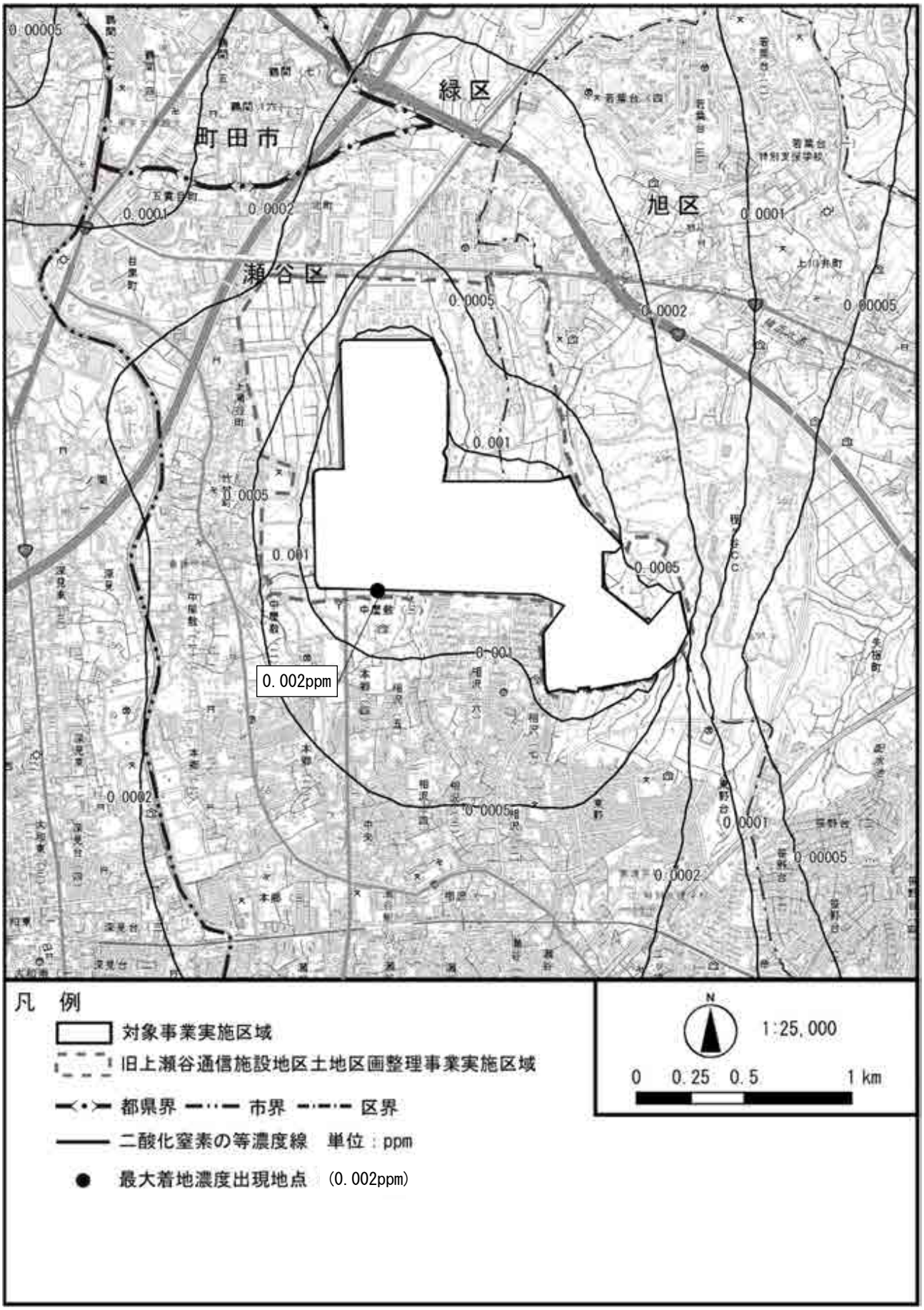

図 6.7-7(1)　予測結果（建設機械の稼働に伴う大気質濃度(二酸化窒素)：撤去中）

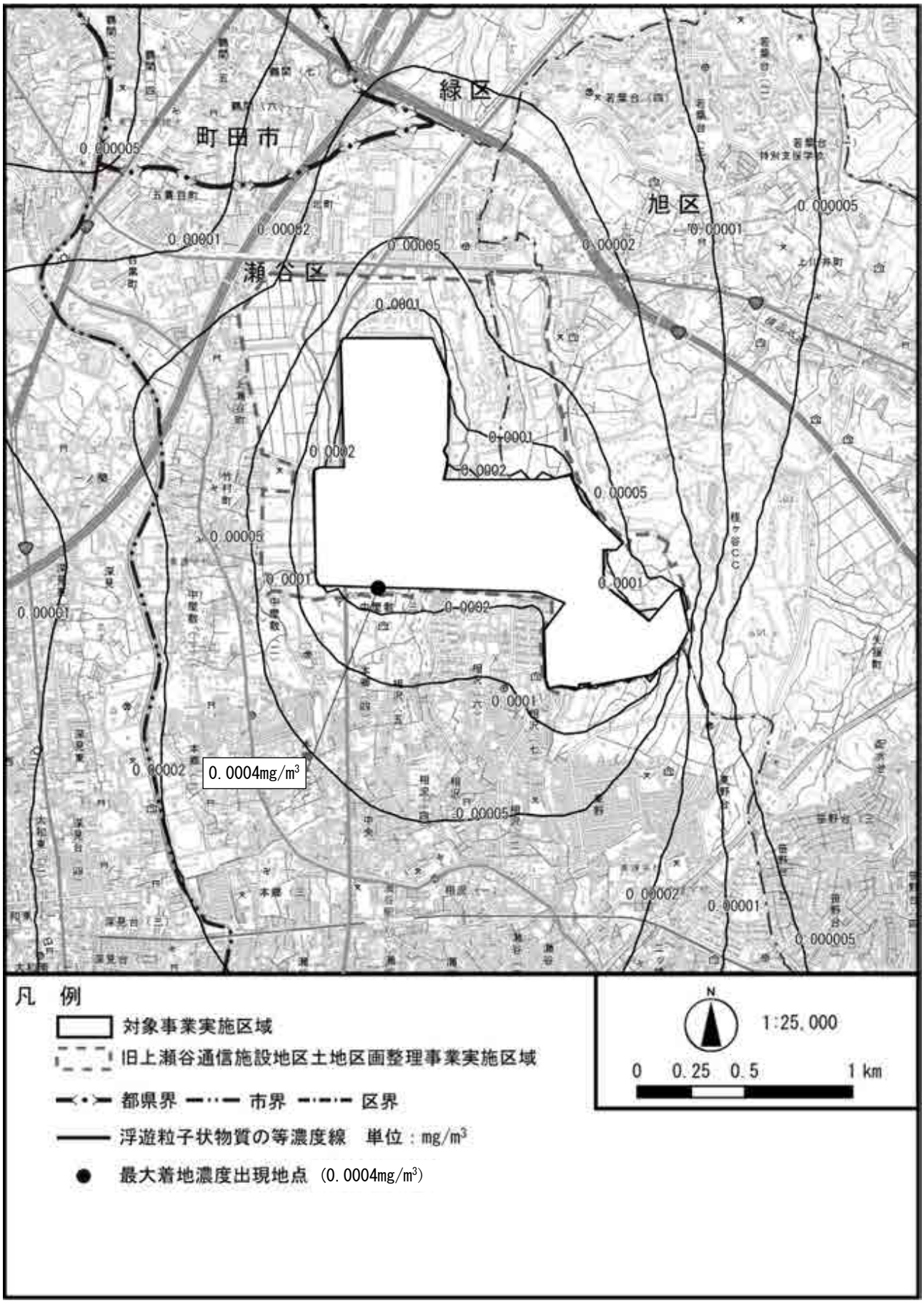

図 6.7-7 (2)　予測結果（建設機械の稼働に伴う大気質濃度(浮遊粒子状物質）：撤去中）

イ．他事業を考慮した予測結果

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-39 及び図 6.7-8 に示すとおりです。

建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される 1 年間の最大着地濃度（年平均値）の出現地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに、南側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は 0.004ppm、浮遊粒子状物質の寄与濃度は 0.0007mg/m^3 となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は二酸化窒素で 24%、浮遊粒子状物質で 4%と予測します。

表 6.7-39　予測結果（建設機械の稼働に伴う大気質濃度：他事業を考慮した予測）

物質名		最大着地濃度出現地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素（ppm）	令和 8 年 2 月～令和 9 年 1 月	南側工事敷地境界	0.013	0.004	0.017	24%
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	令和 8 年 2 月～令和 9 年 1 月	南側工事敷地境界	0.018	0.0007	0.019	4%

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間 98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-40 に示すとおりです。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.040ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.047mg/m^3 と換算され、環境基準（二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）及び環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）に適合しています。

表 6.7-40　　年平均値から日平均値への換算結果（他事業を考慮した予測）

予測項目	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m^3）	
	年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の 2%除外値
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.017	0.040	0.019	0.047

注 1：環境基準は、二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。

注 2：環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。

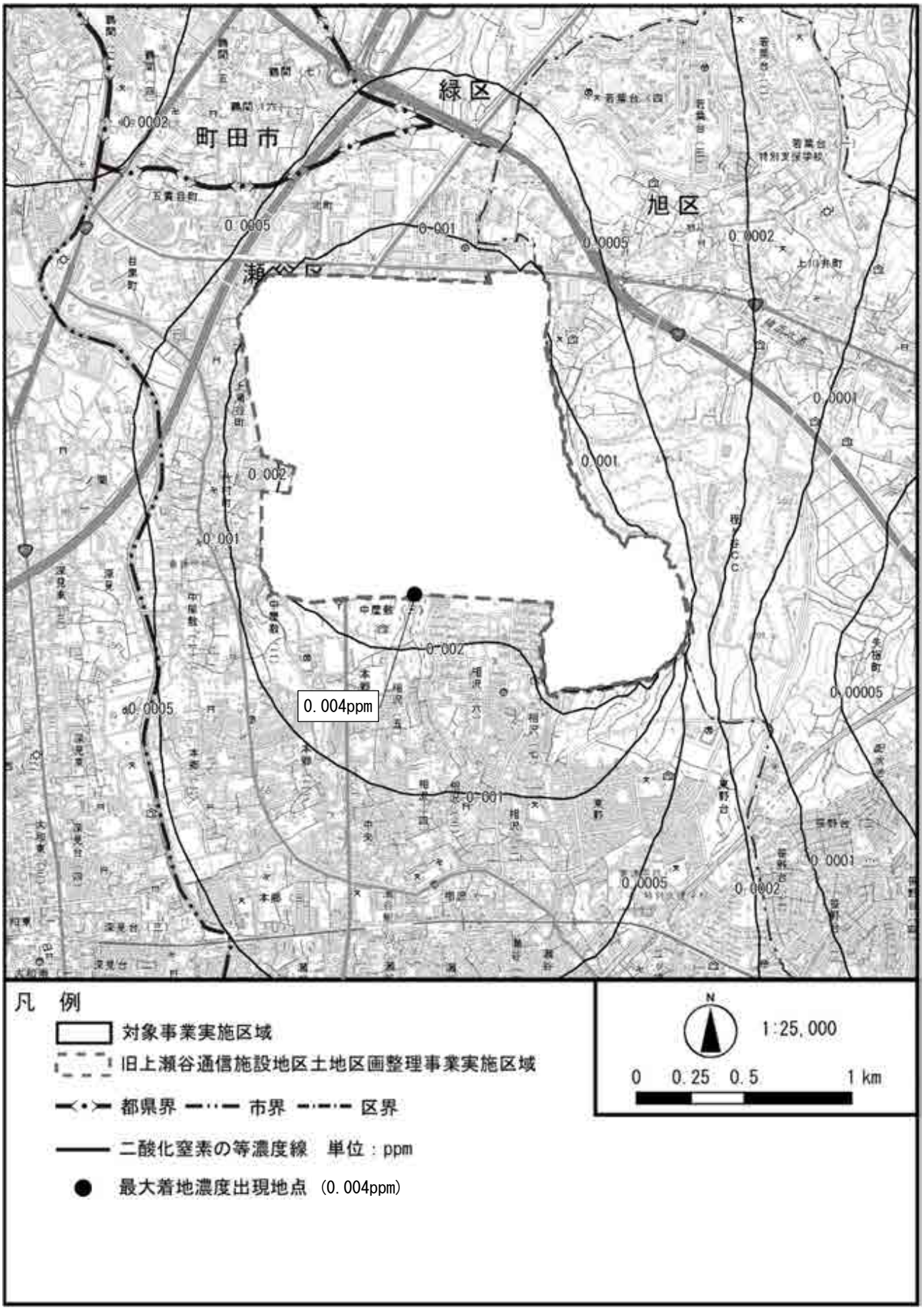

図 6.7-8(1)　予測結果（建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度：他事業を考慮した予測）

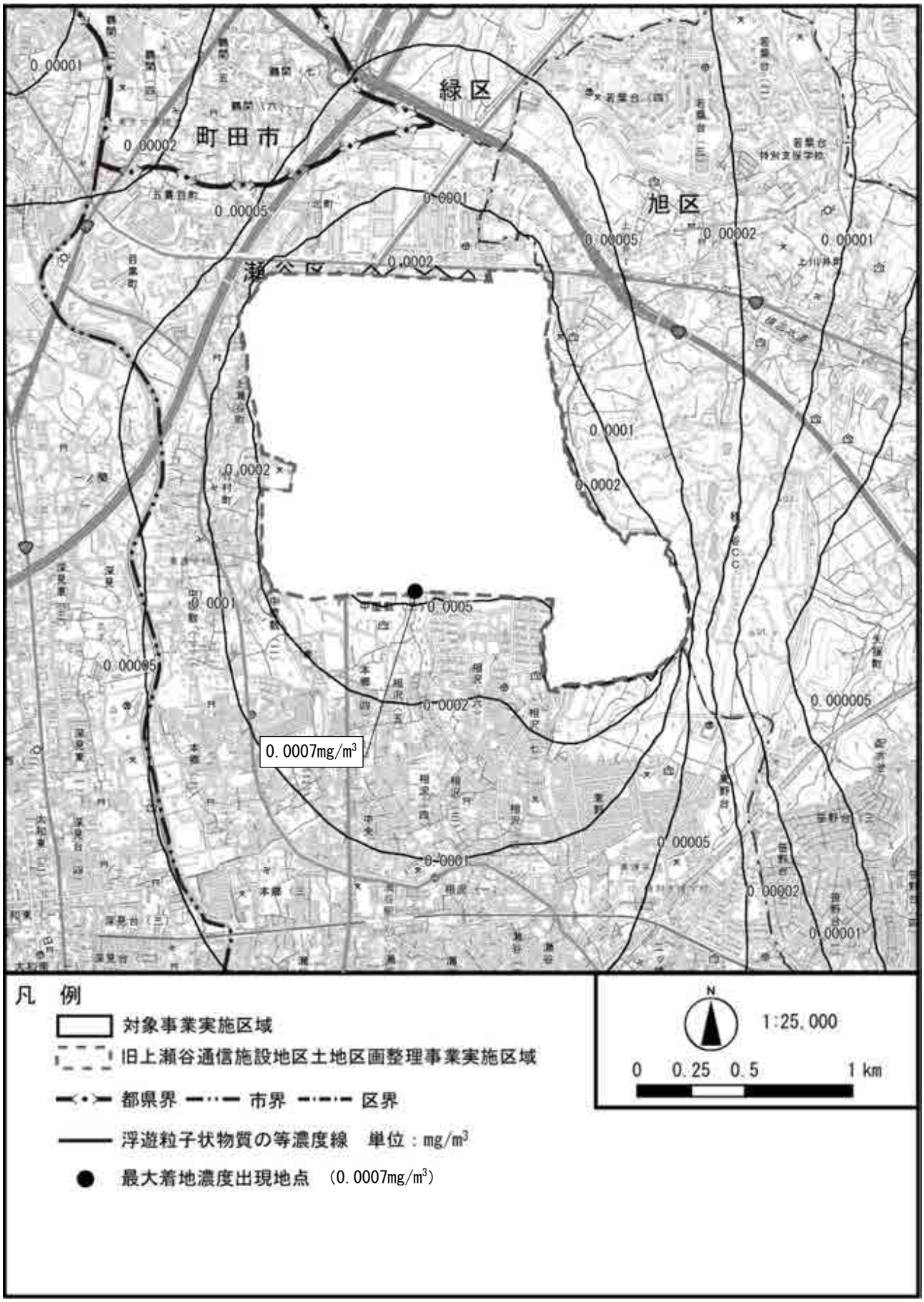

図 6.7-8(2)　予測結果（建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質濃度：他事業を考慮した予測）

(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

① 予測項目

工事用車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度(年平均値)としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。予測地点は、工事用車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、沿道環境大気質の現地調査地点1～4とします（表 6.7-41、前掲図 6.7-1（p.6.7-7）参照)。

また、予測高さは地上1.5mとしました。

表 6.7-41 工事用車両の走行に伴う大気質の予測地点（工事中及び撤去中）

予測地点	道路名
地点1	環状4号線
地点2	市道五貫目第33号線（八王子街道）
地点3	市道五貫目第33号線（八王子街道）
地点4	環状4号線

③ 予測時期

予測対象時期は、工事用車両の走行による影響が最大となる時期としました。工事用車両の年間の走行台数が最大となる時期として、工事中は令和8年2月～令和9年1月、撤去中は令和9年10月～令和10年9月としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の工事用車両の走行が一定程度見込まれ、累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、他事業の工事用車両の走行台数が本博覧会と比較して少なく、他事業による影響は小さいものと考えられます。以上のことから、累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

予測時期の設定根拠は資料編(p.資1.6-1～12参照)に示すとおりです。

④　予測方法

ア．予測手順及び方法

予測手順は、図 6.7-9 に示すとおりです。

年平均値の予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土技術政策総合研究所資料第 714 号、土木研究所資料第 4254 号　平成 25 年 3 月)に基づき、有風時(風速 1m/s を超える場合)にはプルーム式、弱風時(風速 1.0m/s 以下)にはパフ式を利用した点煙源拡散式としました。

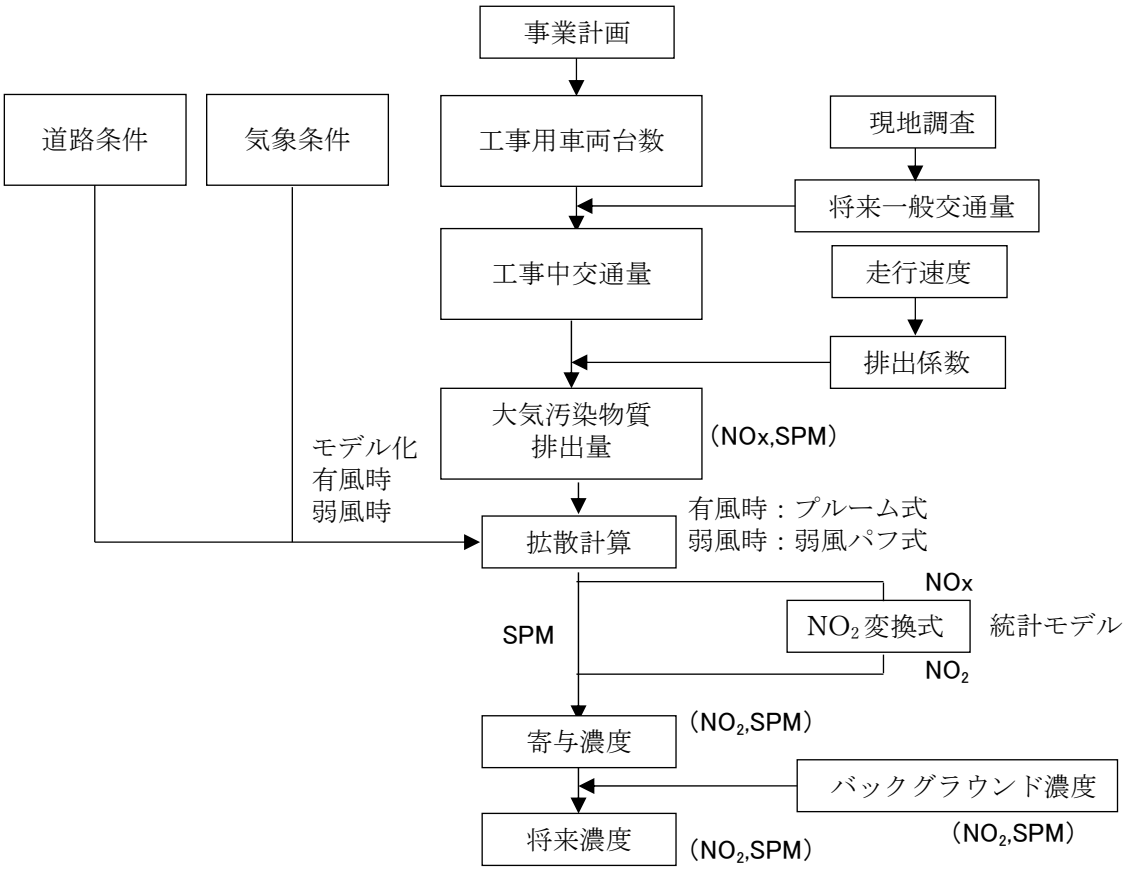

図 6.7-9　予測手順（工事用車両の走行に伴う大気質濃度）

イ．予測式

予測式は、次に示すとおりです。

【有風時:プルーム式】

$$C(x,y,z)=\frac{Q}{2\pi\cdot u\cdot\sigma_y\cdot\sigma_z}\cdot exp\left(-\frac{y^2}{2{\sigma_y}^2}\right)\left[exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\}+exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\}\right]$$

x	:	風向に沿った風下距離（m）
y	:	x 軸に直角な水平距離（m）
z	:	x 軸に直角な鉛直距離（m）
$C(x,y,z)$	:	地点（x,y,z）における窒素酸化物濃度（ppm） （または浮遊粒子状物質濃度（mg/m³））
Q	:	点煙源の窒素酸化物の排出量（ml/s） （または浮遊粒子状物質の排出量（mg/s））
u	:	平均風速（m/s）
H	:	排出源の有効煙突高さ（m）
σ_y,σ_z	:	水平(y軸)、鉛直(z軸)方向の拡散幅（m）

（拡散幅の設定）

・水平方向の拡散幅σ_y　（m）

$$\sigma_y=\frac{W}{2}+0.46L^{0.81}\qquad\left(X\geq\frac{W}{2}\right)$$
$$\sigma_y=\frac{W}{2}\qquad\left(X<\frac{W}{2}\right)$$

・鉛直方向の拡散幅σ_z　（m）

$$\sigma_z=\sigma_{z0}+0.31L^{0.83}\qquad\left(X\geq\frac{W}{2}\right)$$
$$\sigma_z=\sigma_{z0}\qquad\left(X<\frac{W}{2}\right)$$

σ_{z0}	:	鉛直方向初期拡散幅（m）（遮音壁のない場合σ_{z0}=1.5）
W	:	車道部幅員(m)
L	:	車道部端からの距離(m)
X	:	風向に沿った風下距離（m）

【弱風時:パフ式】

$$C(x,y,z)=\frac{Q}{(2\pi)^{3/2}\cdot\alpha^2\cdot\gamma}\cdot\left[\frac{1-exp\left(-\frac{l}{{t_0}^2}\right)}{2l}+\frac{1-exp\left(-\frac{m}{{t_0}^2}\right)}{2m}\right]$$

$$\because l=\frac{1}{2}\left[\frac{x^2+y^2}{\alpha^2}+\frac{(z-H)^2}{\gamma^2}\right]\quad、\quad m=\frac{1}{2}\left[\frac{x^2+y^2}{\alpha^2}+\frac{(z+H)^2}{\gamma^2}\right]$$

α,γ	:	拡散幅に関する係数 α＝0.3、γ＝0.18（昼間）、0.09（夜間）
t_0	:	初期拡散幅に相当する時間（=W/2α）

⑤ 予測条件

ア．交通条件

予測時点における交通量は、表 6.7-42 に示すとおり設定しました。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量[注]に本博覧会の工事用車両台数を加えて算出しました。予測にあたっては予測対象時期のうち台数最大月の交通量が 1 年間続くものとしました。

工事中交通量の設定の考え方の詳細は資料編（p.資 1.6-22～40）に示すとおりです。

注：「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業　環境影響評価準備書」（令和 5 年 3 月、横浜市）では、対象事業実施区域周辺における近年の自動車交通量の推移は、概ね横ばい又は減少傾向にあるが、安全側の観点で平日の現地調査結果が設定されており、本博覧会も同様の考え方を採用しました。

表 6.7-42(1)　予測交通量（工事用車両の走行に伴う大気質濃度：工事中）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,839	0	1,839
			小型車	7,509	61	7,570
			合計	9,348	61	9,409
		十日市場（北行）	大型車	1,409	364	1,773
			小型車	8,363	185	8,548
			合計	9,772	549	10,321
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	4,430	0	4,430
			小型車	9,769	60	9,829
			合計	14,199	60	14,259
		国道 246 号（西行）	大型車	4,584	0	4,584
			小型車	10,940	60	11,000
			合計	15,524	60	15,584
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	3,944	364	4,308
			小型車	8,106	124	8,230
			合計	12,050	488	12,538
		上川井（東行）	大型車	3,552	0	3,552
			小型車	7,966	0	7,966
			合計	11,518	0	11,518
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	1,136	0	1,136
			小型車	5,957	121	6,078
			合計	7,093	121	7,214
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,169	121	1,290
			小型車	6,265	121	6,386
			合計	7,434	242	7,676

表 6.7-42(2)　予測交通量（工事用車両の走行に伴う大気質濃度：撤去中）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量		
				将来一般交通量	工事用車両台数	撤去中交通量
				A	B	A+B
地点1	環状4号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,839	0	1,839
			小型車	7,509	93	7,602
			合計	9,348	93	9,441
		十日市場（北行）	大型車	1,409	0	1,409
			小型車	8,363	93	8,456
			合計	9,772	93	9,865
地点2	市道五貫目第33号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	4,430	0	4,430
			小型車	9,769	93	9,862
			合計	14,199	93	14,292
		国道246号（西行）	大型車	4,584	0	4,584
			小型車	10,940	93	11,033
			合計	15,524	93	15,617
地点3	市道五貫目第33号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	3,944	294	4,238
			小型車	8,106	190	8,296
			合計	12,050	484	12,534
		上川井（東行）	大型車	3,552	294	3,846
			小型車	7,966	190	8,156
			合計	11,518	484	12,002
地点4	環状4号線	目黒交番前（北行）	大型車	1,136	0	1,136
			小型車	5,957	93	6,050
			合計	7,093	93	7,186
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,169	97	1,266
			小型車	6,265	186	6,451
			合計	7,434	283	7,717

表 6.7-42(3)　予測交通量（工事用車両の走行に伴う大気質濃度：他事業を考慮した予測）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量		
				将来一般交通量	他事業を考慮した工事用車両台数	他事業を考慮した工事中交通量
				A	B	A+B
地点1	環状4号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,839	5	1,844
			小型車	7,509	139	7,648
			合計	9,348	144	9,492
		十日市場（北行）	大型車	1,409	414	1,823
			小型車	8,363	322	8,685
			合計	9,772	736	10,508
地点2	市道五貫目第33号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	4,430	5	4,435
			小型車	9,769	137	9,906
			合計	14,199	142	14,341
		国道246号（西行）	大型車	4,584	4	4,588
			小型車	10,940	137	11,077
			合計	15,524	141	15,665
地点3	市道五貫目第33号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	3,944	409	4,353
			小型車	8,106	201	8,307
			合計	12,050	610	12,660
		上川井（東行）	大型車	3,552	0	3,552
			小型車	7,966	18	7,984
			合計	11,518	18	11,536
地点4	環状4号線	目黒交番前（北行）	大型車	1,136	10	1,146
			小型車	5,957	236	6,193
			合計	7,093	246	7,339
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,169	130	1,299
			小型車	6,265	295	6,560
			合計	7,434	425	7,859

イ．道路条件

予測断面における道路条件は表 6.7-43、道路断面は図 6.7-10 に示すとおりです。

表 6.7-43　予測地点の道路条件（工事中及び撤去中）

予測地点	道路名	工事中		撤去中	
		車線数	道路幅員 (m)	車線数	道路幅員 (m)
地点 1	環状 4 号線	4 車線	24.0	4 車線	24.0
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	3 車線	19.9	4 車線	22.0
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	2 車線	11.2	4 車線	28.0
地点 4	環状 4 号線	4 車線	25.0	4 車線	25.0

注 ：道路幅員は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（令和 4 年 1 月、横浜市）を参照しました。地点 2 及び地点 3 は、横浜市による道路拡幅が予定されています。地点 4 は現況 2 車線ですが、土地区画整理事業による拡幅が予定されています。

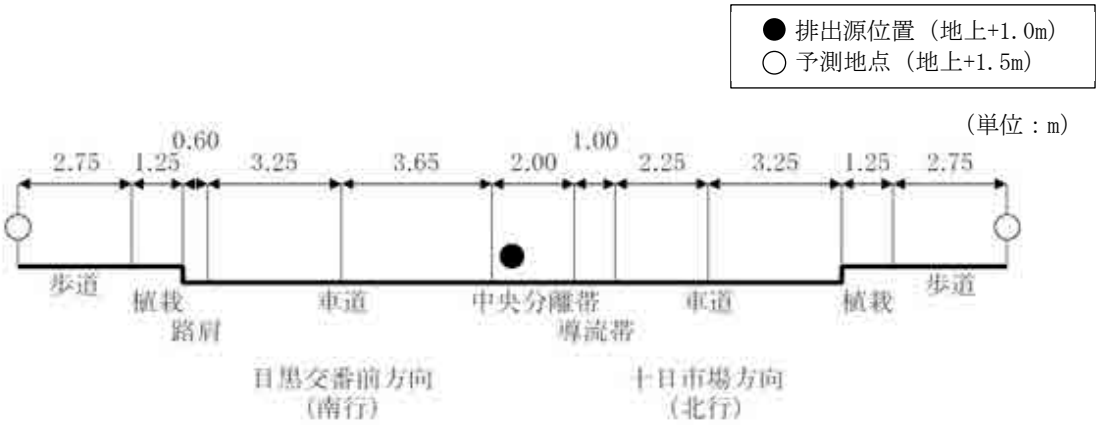

図 6.7-10(1)　道路断面（地点 1：工事中及び撤去中）

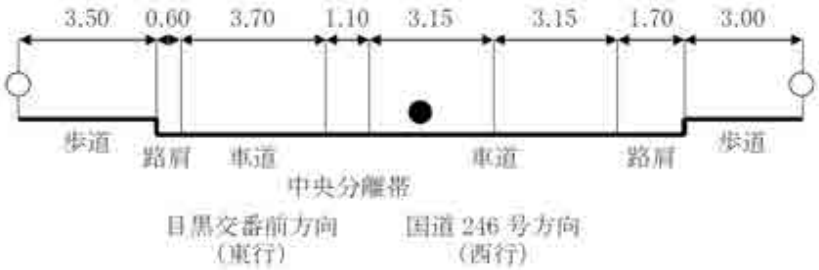

図 6.7-10(2)　道路断面（地点 2：工事中）

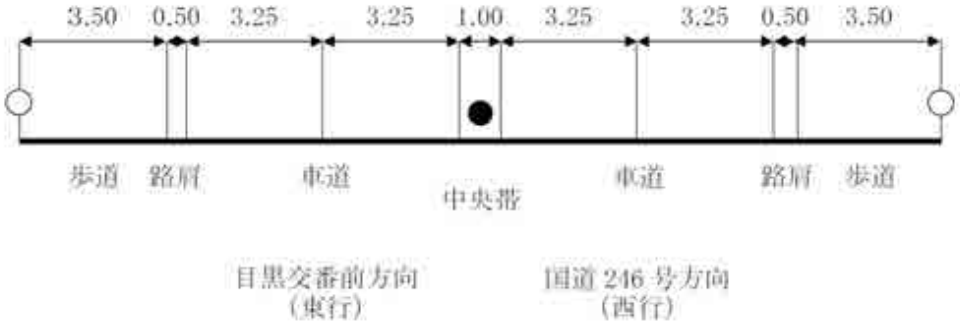

図 6.7-10(3)　道路断面（地点 2：撤去中）

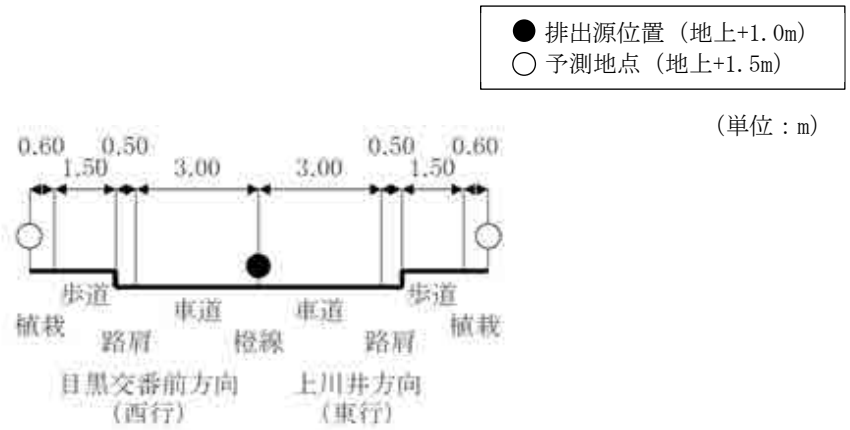

図 6.7-10(4)　道路断面（地点 3：工事中）

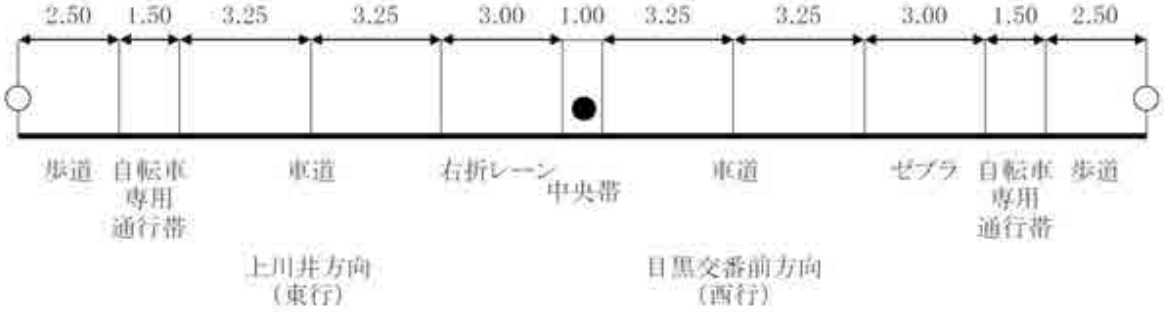

図 6.7-10(5)　道路断面（地点 3：撤去中）

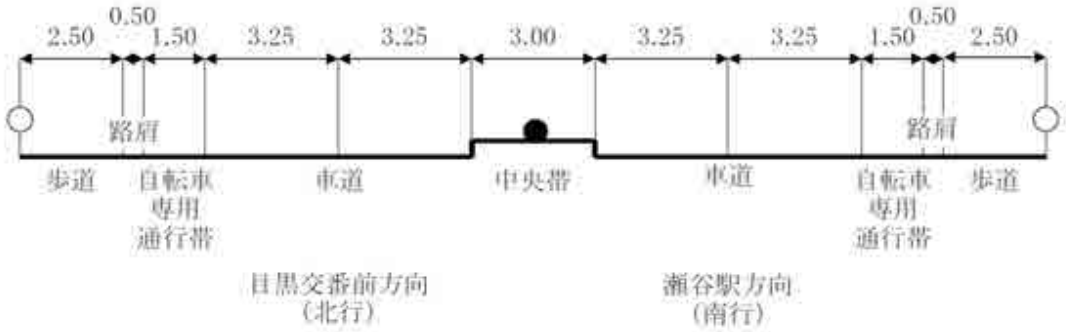

図 6.7-10(6)　道路断面（地点 4 工事中及び撤去中）

ウ．走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.7-44 に示すとおりです。

表 6.7-44　走行速度

単位：km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 4	環状 4 号線	40

エ．自動車排出係数

自動車排出係数は、表 6.7-45 に示すとおりです。

「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」（平成 24 年 2 月、国土技術政策総合研究所）における、2025 年次（令和 7 年度）と 2030 年次（令和 12 年度）の値から、工事中については令和 8 年度の値、撤去中については令和 9 年度の値を推計しました。

表 6.7-45　予測に用いた排出係数

年度	項目	走行速度 (km/h)	排出係数（g/km・台）	
			小型車	大型車
令和 8 年度	窒素酸化物（NO_X）	40	0.049	0.416
		50	0.042	0.348
	浮遊粒子状物質（SPM）	40	0.000546	0.006899
		50	0.000375	0.005750
令和 9 年度	窒素酸化物（NO_X）	40	0.049	0.400
		50	0.042	0.335
	浮遊粒子状物質（SPM）	40	0.000545	0.006840
		50	0.000374	0.005702

オ．排出源の位置

排出源の位置は、図 6.7-11 に示すとおりです。排出源は連続した点煙源として車道部の中央に、予測断面の前後 20m は 2m 間隔、その両側 180m は 10m 間隔で前後 400m にわたる配置としました。

排出源の高さは、路面より 1.0m として設定しました。

A　①平面図

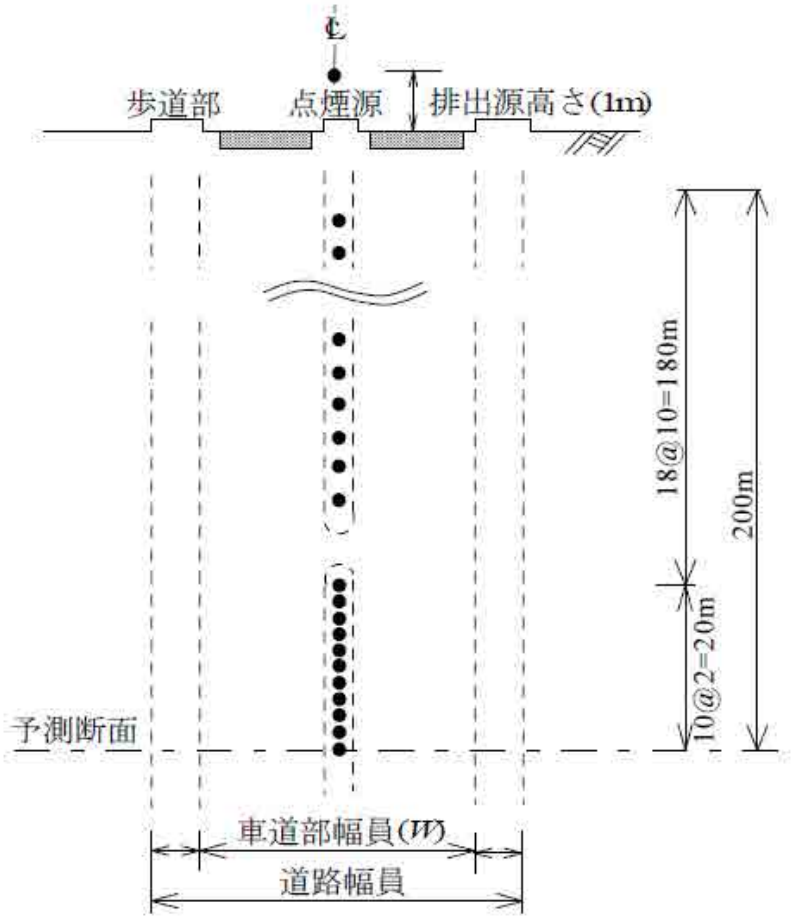

B　②断面図（点煙源は、道路中央で路面から 1m の高さに置く。）

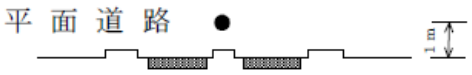

資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」
（国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所　平成 25 年 3 月）

図 6.7-11　点煙源の配置

カ．排出源高さの平均風速の算出

排出源高さの平均風速の算出は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-40 参照)。

キ．気象条件

予測に用いた気象条件は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました (p.6.7-40 参照)。

ク．窒素酸化物 (NO_X) 濃度の二酸化窒素 (NO_2) 濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

ケ．年平均値から 1 日平均値（年間 98%値または年間 2%除外値）への変換

年平均値から 1 日平均値（年間 98%値または年間 2%除外値）への変換は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

コ．バックグラウンド濃度の設定

バックグラウンド濃度は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

⑥ 予測結果

ア．本博覧会の予測結果

A　工事中

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-46 に示すとおりです。

本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になる 1 年間の工事用車両の走行に伴う将来濃度は二酸化窒素で 0.013685～0.015317ppm、浮遊粒子状物質で 0.018037～0.018177mg/m^3 となり、将来濃度に対する本博覧会の工事用車両の走行による寄与率は二酸化窒素で 0.01%～0.37%、浮遊粒子状物質で 0.01%未満～0.03%と予測します。

表 6.7-46(1)　工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素濃度：工事中）

単位：ppm

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率[注1]
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状４号線	東側	0.013	0.000753	0.000038	0.013791	0.28%
		西側		0.000786	0.000044	0.013830	0.32%
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側		0.001809	0.000002	0.014811	0.01%
		南側		0.001917	0.000001	0.014918	0.01%
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側		0.002262	0.000055	0.015317	0.36%
		北側		0.002209	0.000057	0.015266	0.37%
地点 4	環状４号線	西側		0.000720	0.000021	0.013741	0.15%
		東側		0.000666	0.000019	0.013685	0.14%

注１：寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.7-46(2)　工事用車両の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質濃度：工事中）

単位：mg/m^3

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率[注1]
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状４号線	東側	0.018	0.000039	0.000003	0.018042	0.02%
		西側		0.000041	0.000004	0.018045	0.02%
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側		0.000130	0.000001 未満	0.018130	0.01 未満
		南側		0.000140	0.000001 未満	0.018140	0.01 未満
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側		0.000172	0.000005	0.018177	0.03%
		北側		0.000166	0.000006	0.018172	0.03%
地点 4	環状４号線	西側		0.000039	0.000002	0.018041	0.01%
		東側		0.000036	0.000001	0.018037	0.01%

注１：寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間 98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-47 に示すとおりです。なお、日平均値への換算は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.033～0.036ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.045mg/m^3 と換算され、環境基準（二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）及び環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）に適合しています。

表 6.7-47　年平均値から日平均値への換算結果（工事中）

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m^3）	
			年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値[注1]	年平均値（予測結果）	日平均値の 2%除外値[注1]
地点 1	環状 4 号線	東側	0.013791	0.033	0.018042	0.045
		西側	0.013830	0.033	0.018045	0.045
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側	0.014811	0.035	0.018130	0.045
		南側	0.014918	0.035	0.018140	0.045
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側	0.015317	0.036	0.018177	0.045
		北側	0.015266	0.036	0.018172	0.045
地点 4	環状 4 号線	西側	0.013741	0.033	0.018041	0.045
		東側	0.013685	0.033	0.018037	0.045

注 1：環境基準は、二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。
注 2：環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。

B　撤去中

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-48 に示すとおりです。

本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になる 1 年間の工事用車両の走行に伴う将来濃度は二酸化窒素で 0.013669～0.014735ppm、浮遊粒子状物質で 0.018036～0.018126mg/m^3 となり、将来濃度に対する本博覧会の工事用車両の走行による寄与率は二酸化窒素で 0.01～0.39%、浮遊粒子状物質で 0.01%未満～0.03%と予測します。

表 6.7-48(1)　工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素濃度：撤去中）

単位：ppm

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率[注1]
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状 4 号線	東側	0.013	0.000738	0.000002	0.013740	0.01%
		西側		0.000770	0.000002	0.013772	0.01%
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側		0.001674	0.000002	0.014676	0.01%
		南側		0.001733	0.000002	0.014735	0.01%
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側		0.001237	0.000053	0.014290	0.37%
		北側		0.001182	0.000055	0.014237	0.39%
地点 4	環状 4 号線	西側		0.000706	0.000017	0.013723	0.12%
		東側		0.000653	0.000016	0.013669	0.12%

注１：寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.7-48(2)　工事用車両の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質濃度：撤去中）

単位：mg/m^3

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率[注1]
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状 4 号線	東側	0.018	0.000039	0.000001 未満	0.018039	0.01 未満
		西側		0.000041	0.000001 未満	0.018041	0.01 未満
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側		0.000121	0.000001 未満	0.018121	0.01 未満
		南側		0.000126	0.000001 未満	0.018126	0.01 未満
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側		0.000084	0.000004	0.018088	0.02%
		北側		0.000079	0.000005	0.018084	0.03%
地点 4	環状 4 号線	西側		0.000039	0.000001	0.018040	0.01%
		東側		0.000035	0.000001	0.018036	0.01%

注１：寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間 98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-49 に示すとおりです。なお、日平均値への換算は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.033～0.035ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.045mg/m^3 と換算され、環境基準（二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）及び環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）に適合しています。

表 6.7-49　年平均値から日平均値への換算結果（撤去中）

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m^3）	
			年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値[注1]	年平均値（予測結果）	日平均値の 2%除外値[注1]
地点 1	環状 4 号線	東側	0.013740	0.033	0.018039	0.045
		西側	0.013772	0.033	0.018041	0.045
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側	0.014676	0.035	0.018121	0.045
		南側	0.014735	0.035	0.018126	0.045
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側	0.014290	0.034	0.018088	0.045
		北側	0.014237	0.034	0.018084	0.045
地点 4	環状 4 号線	西側	0.013723	0.033	0.018040	0.045
		東側	0.013669	0.033	0.018036	0.045

注 1：環境基準は、二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。
注 2：環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。

イ．他事業を考慮した予測結果

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-50 に示すとおりです。

本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になる 1 年間の工事用車両の走行に伴う将来濃度は二酸化窒素で 0.013691～0.015326ppm、浮遊粒子状物質で 0.018037～0.018178 mg/m³ となり、将来濃度に対する本博覧会の工事用車両の走行による寄与率は二酸化窒素で 0.03～0.43%、浮遊粒子状物質で 0.01%未満～0.04%と予測します。

表 6.7-50(1)　工事用車両の走行に伴う大気質濃度
（二酸化窒素濃度：他事業を考慮した予測）

単位：ppm

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	他事業を考慮した工事用車両による寄与濃度	他事業を考慮した将来濃度	寄与率[注1]
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状４号線	東側	0.013	0.000753	0.000045	0.013798	0.33%
		西側		0.000786	0.000051	0.013837	0.37%
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側		0.001809	0.000004	0.014813	0.03%
		南側		0.001917	0.000004	0.014921	0.03%
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側		0.002262	0.000064	0.015326	0.42%
		北側		0.002209	0.000065	0.015274	0.43%
地点 4	環状４号線	西側		0.000720	0.000027	0.013747	0.20%
		東側		0.000666	0.000025	0.013691	0.18%

注１：寄与率は、「他事業を考慮した将来濃度」に占める「他事業を考慮した工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.7-50(2)　工事用車両の走行に伴う大気質濃度
（浮遊粒子状物質濃度：他事業を考慮した予測）

単位：mg/m³

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	他事業を考慮した工事用車両による寄与濃度	他事業を考慮した将来濃度	寄与率[注1]
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状４号線	東側	0.018	0.000039	0.000004	0.018043	0.02%
		西側		0.000041	0.000004	0.018045	0.02%
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側		0.000130	0.000001 未満	0.018130	0.01 未満
		南側		0.000140	0.000001 未満	0.018140	0.01 未満
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側		0.000172	0.000006	0.018178	0.03%
		北側		0.000166	0.000007	0.018173	0.04%
地点 4	環状４号線	西側		0.000039	0.000002	0.018041	0.01%
		東側		0.000036	0.000001	0.018037	0.01%

注１：寄与率は、「他事業を考慮した将来濃度」に占める「他事業を考慮した工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間 98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-51 に示すとおりです。なお、日平均値への換算は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.033～0.036ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.045mg/m^3 と換算され、環境基準（二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）及び環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）に適合しています。

表 6.7-51　年平均値から日平均値への換算結果（他事業を考慮した予測）

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m^3）	
			年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値[注1]	年平均値（予測結果）	日平均値の 2%除外値[注1]
地点 1	環状４号線	東側	0.013798	0.033	0.018043	0.045
		西側	0.013837	0.033	0.018045	0.045
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側	0.014813	0.035	0.018130	0.045
		南側	0.014921	0.035	0.018140	0.045
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側	0.015326	0.036	0.018178	0.045
		北側	0.015274	0.036	0.018173	0.045
地点 4	環状４号線	西側	0.013747	0.033	0.018041	0.045
		東側	0.013691	0.033	0.018037	0.045

注 1：環境基準は、二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。
注 2：環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。

(3) 関係車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度

① 予測項目

予測項目は、関係車両（来場者の自家用車、シャトルバス及び団体バス、資機材の運搬、廃棄物等の搬出及び施設の管理等を行う車両等）の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度（年平均値）としました。

② 予測地域･地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、関係車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、沿道環境大気質の現地調査地点 1～7 としました（表 6.7-52、前掲図 6.7-1（p.6.7-7）参照)。

表 6.7-52 関係車両の走行に伴う大気質の予測地点（開催中）

予測地点	道路名
地点 1	環状 4 号線
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）
地点 4	環状 4 号線
地点 5	深見第 228 号線
地点 6	環状 4 号線
地点 7	瀬谷地内線

③ 予測時期

予測対象時期は、開催期間中における来場者のピーク時期としました。

開催中においては、他事業（土地区画整理事業）の工事用車両の走行が生じる可能性がありますが、その台数は最大で 18 台/日程度と想定されます。本博覧会の関係車両の台数（表 6.7-53）と比べて少ないため、他事業による影響は極めて小さいと考えられます。

以上のことを踏まえ、開催中の他事業との累積的な影響の予測は行わないこととしました。

④　予測方法

ア．予測手順及び方法

予測手順は、「(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度」(p.6.7-52 参照）と同様[注]です。

注：ただし、手順図において「工事用車両」を「関係車両」と読み替えるものとします。

イ．予測式

予測式は、「(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度」の予測と同様としました（p.6.7-53 参照)。

⑤　予測条件

ア．交通条件

予測対象時期における交通量は、表 6.7-53 に示すとおり設定しました。

本博覧会の来場者のピーク時期において会場周辺で想定される交通状況を踏まえた開催中交通量（一般車両及び関係車両）を設定しました。設定手順としては、本博覧会が開催される 2027 年時点の将来交通量及び本博覧会の関係車両の交通量の OD 表を足し合わせることで、開催中の将来 OD 表を作成したのち、博覧会開催時に想定される道路交通網を設定し、転換率式併用 QV 分割配分手法を用いて配分対象道路への交通量配分を行いました。開催中の交通量の設定の詳細は資料編（p.資 1.8-46）に示しています。

表 6.7-53　予測交通量（関係車両の走行に伴う大気質濃度）（開催中）

単位：台/24 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	関係車両台数	開催中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,432	1,313	2,745
			小型車	4,662	3,098	7,760
			合計	6,094	4,411	10,505
		十日市場（北行）	大型車	1,199	1,313	2,512
			小型車	5,722	2,221	7,943
			合計	6,921	3,534	10,455
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	2,344	4	2,348
			小型車	5,802	1,672	7,474
			合計	8,146	1,676	9,822
		国道 246 号（西行）	大型車	2,239	4	2,243
			小型車	5,825	1,432	7,257
			合計	8,064	1,436	9,500
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	1,722	0	1,722
			小型車	4,541	4,073	8,614
			合計	6,263	4,073	10,336
		上川井（東行）	大型車	1,846	0	1,846
			小型車	4,489	4,864	9,353
			合計	6,335	4,864	11,199
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	1,310	1,317	2,627
			小型車	5,366	3,653	9,019
			合計	6,676	4,970	11,646
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,196	1,317	2,513
			小型車	4,769	5,040	9,809
			合計	5,965	6,357	12,322
地点 5	深見第 228 号線	環状 4 号線（西行）	大型車	541	0	541
			小型車	3,619	336	3,955
			合計	4,160	336	4,496
		細谷戸公園（東行）	大型車	458	181	639
			小型車	3,032	299	3,331
			合計	3,490	480	3,970
地点 6	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	853	578	1,431
			小型車	4,100	808	4,908
			合計	4,953	1,386	6,339
		瀬谷駅（南行）	大型車	765	578	1,343
			小型車	3,717	643	4,360
			合計	4,482	1,221	5,703
地点 7	瀬谷地内線	細谷戸公園（北行）	大型車	473	181	654
			小型車	3,647	326	3,973
			合計	4,120	507	4,627
		瀬谷駅（南行）	大型車	364	181	545
			小型車	2,787	289	3,076
			合計	3,151	470	3,621

注 ：「将来一般交通量」及び「関係車等両台数」は、来場者のピーク時期（利用者数：10.5 万人）に想定される台数を推定したものです。

イ．道路条件

予測地点における道路条件は表 6.7-54、道路断面は図 6.7-12 に示すとおりです。

表 6.7-54　予測地点の道路条件

予測地点	道路名	車線数	道路幅員(m)
地点 1	環状 4 号線	4 車線	24.0
地点 2	市道五貫目第 33 号線 （八王子街道）	4 車線	22.2
地点 3	市道五貫目第 33 号線 （八王子街道）	4 車線	28.0
地点 4	環状 4 号線	4 車線	25.0
地点 5	深見第 228 号線	2 車線	26.0
地点 6	環状 4 号線	2 車線	18.1
地点 7	瀬谷地内線	2 車線	15.4

注：道路幅員は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（令和 4 年 1 月、横浜市）を参照しました。

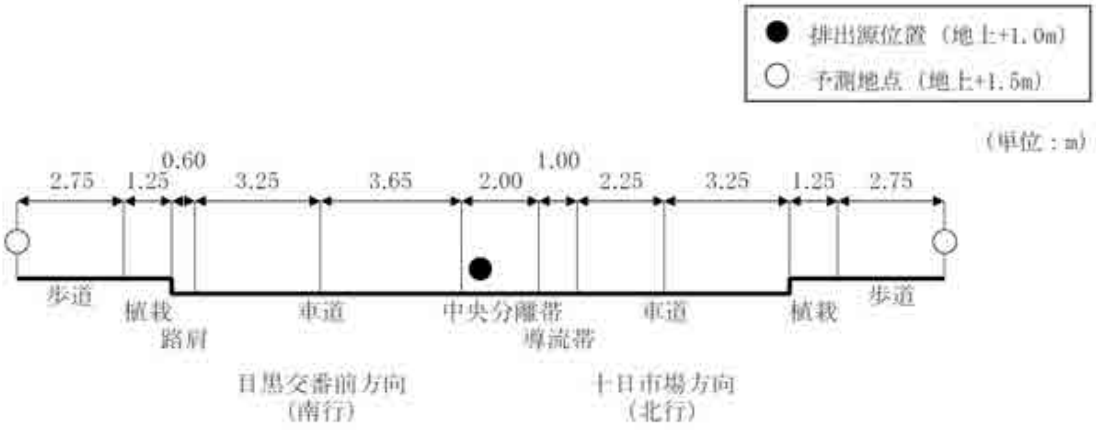

図 6.7-12(1)　予測地点の断面図（地点 1）

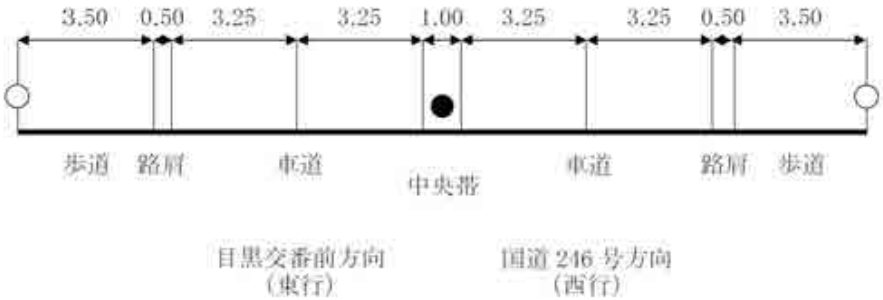

図 6.7-12(2)　予測地点の断面図（地点 2）

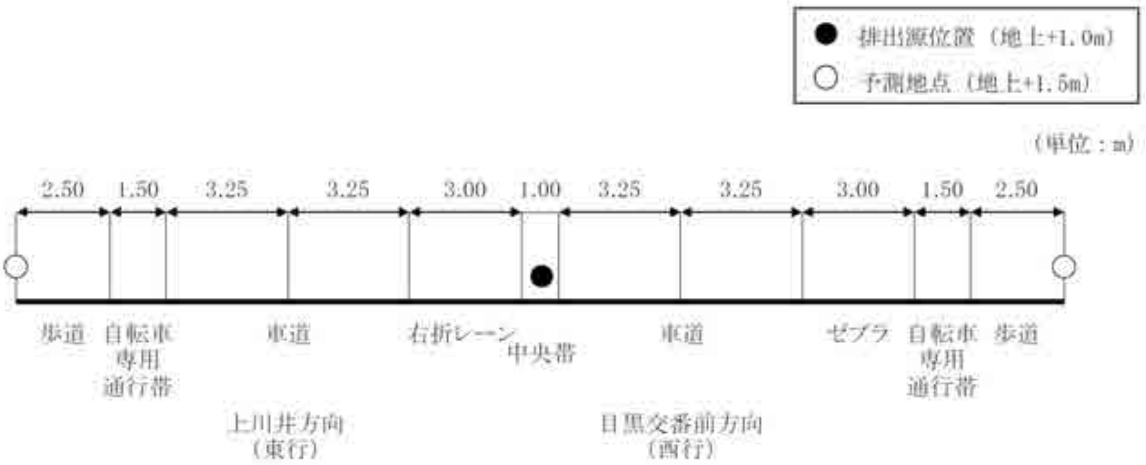

図 6.7-12(3)　予測地点の断面図（地点 3）

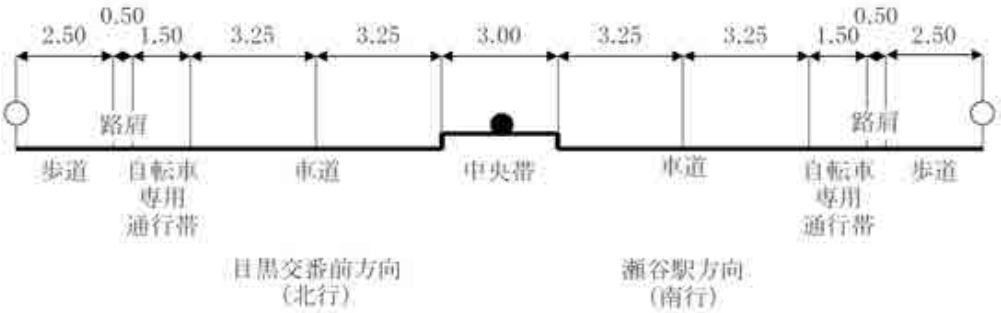

図 6.7-12(4)　予測地点の断面図（地点 4）

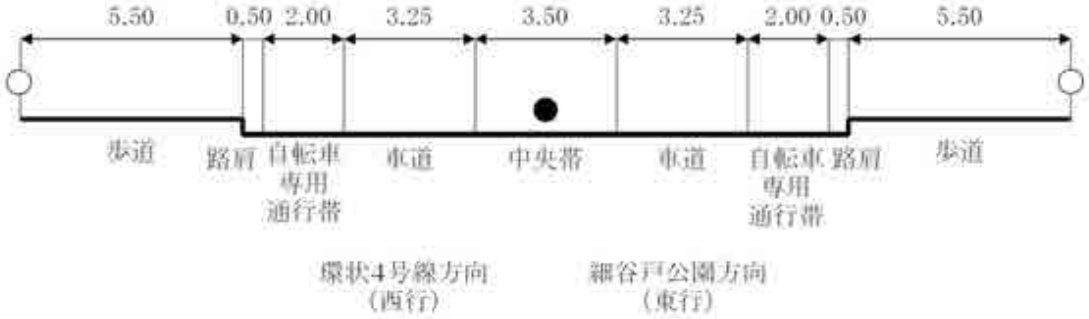

図 6.7-12(5)　予測地点の断面図（地点 5）

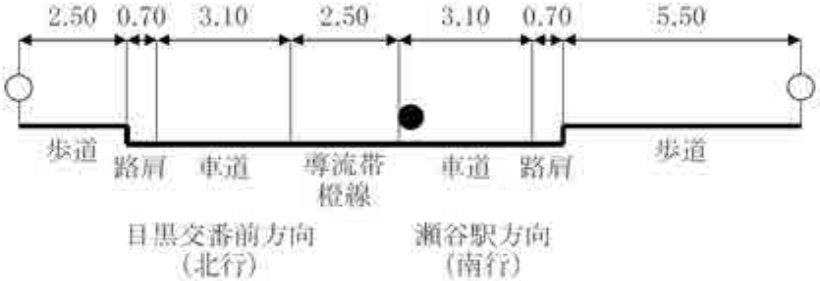

図 6.7-12(6)　予測地点の断面図（地点 6）

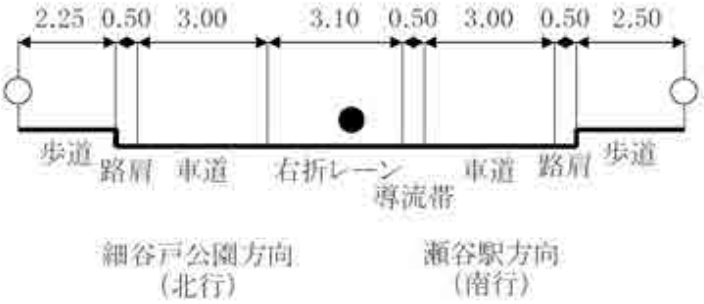

図 6.7-12(7)　予測地点の断面図（地点 7）

ウ．走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.7-55 に示すとおりです。

表 6.7-55　走行速度

単位：km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 4	環状 4 号線	40
地点 5	深見第 228 号線	40
地点 6	環状 4 号線	40
地点 7	瀬谷地内線	40

エ．自動車排出係数

自動車排出係数は、「(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度」の予測と同様としました（p.6.7-59 参照）。

オ．排出源の位置

排出源の高さは、「(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度」の予測と同様に、路面より 1.0m として設定しました（p.6.7-60 参照）。

また、排出源は連続した点煙源として車道部の中央に、予測断面の前後 20m は 2m 間隔、その両側 180m は 10m 間隔で前後 400m にわたる配置としました。

カ．排出源高さの平均風速の算出

排出源高さの平均風速の算出は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました（p.6.7-40 参照）。

キ．気象条件

予測に用いた気象条件は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました（p.6.7-40 参照)。

ク．窒素酸化物（NO_X）濃度の二酸化窒素（NO_2）濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

ケ．年平均値から 1 日平均値（年間 98%値または年間 2%除外値）への変換

年平均値から 1 日平均値（年間 98%値または年間 2%除外値）への変換は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

コ．バックグラウンド濃度の設定

バックグラウンド濃度は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

⑥ 予測結果

関係車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-56 に示すとおりです。

開催中の本博覧会の関係車両に伴う将来濃度（年平均値）は、二酸化窒素で 0.013434～0.014225ppm、浮遊粒子状物で 0.018022～0.018080mg/m^3 となり、将来濃度に対する本博覧会の関係車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で 0.3～3.6%、浮遊粒子状物で 0.01～0.22%であると予測します。

表 6.7-56(1)　関係車両の走行に伴う二酸化窒素濃度（開催中）

単位：ppm

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	関係車両による寄与濃度	開催中濃度	寄与率[注1]
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状４号線	東側	0.013	0.000599	0.000351	0.013950	2.5%
		西側		0.000629	0.000383	0.014012	2.7%
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側		0.000979	0.000049	0.014028	0.3%
		南側		0.000988	0.000047	0.014035	0.3%
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側		0.000685	0.000117	0.013802	0.8%
		北側		0.000673	0.000125	0.013798	0.9%
地点 4	環状４号線	西側		0.000714	0.000511	0.014225	3.6%
		東側		0.000665	0.000465	0.014130	3.3%
地点 5	深見第 228 号線	南側		0.000335	0.000100	0.013435	0.7%
		北側		0.000332	0.000102	0.013434	0.8%
地点 6	環状４号線	西側		0.000713	0.000277	0.013990	2.0%
		東側		0.000549	0.000210	0.013759	1.5%
地点 7	瀬谷地内線	西側		0.000456	0.000101	0.013557	0.7%
		東側		0.000421	0.000094	0.013515	0.7%

注 1：寄与率は、「開催中濃度」に占める「関係車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.7-56(2)　関係車両の走行に伴う浮遊粒子状物質濃度（開催中）

単位：mg/m^3

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	関係車両による寄与濃度	開催中濃度	寄与率[注1]
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状４号線	東側	0.018	0.000031	0.000026	0.018057	0.14%
		西側		0.000033	0.000028	0.018061	0.16%
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側		0.000062	0.000003	0.018065	0.02%
		南側		0.000063	0.000002	0.018065	0.01%
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側		0.000040	0.000006	0.018046	0.03%
		北側		0.000039	0.000007	0.018046	0.04%
地点 4	環状４号線	西側		0.000041	0.000039	0.018080	0.22%
		東側		0.000037	0.000035	0.018072	0.19%
地点 5	深見第 228 号線	西側		0.000015	0.000007	0.018022	0.04%
		東側		0.000015	0.000007	0.018022	0.04%
地点 6	環状４号線	西側		0.000040	0.000022	0.018062	0.12%
		東側		0.000029	0.000015	0.018044	0.08%
地点 7	瀬谷地内線	西側		0.000022	0.000007	0.018029	0.04%
		東側		0.000020	0.000006	0.018026	0.03%

注 1：寄与率は、「開催中濃度」に占める「関係車両による寄与濃度」の割合を示します。

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間 98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-57 に示すとおりです。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.032～0.034ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の 2%除外値で 0.045mg/m^3 と換算され、環境基準（二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）及び環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下）に適合しています。

表 6.7-57　年平均値から日平均値への換算結果（開催中）

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m^3）	
			年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の 2%除外値
地点 1	環状４号線	東側	0.013950	0.033	0.018057	0.045
		西側	0.014012	0.033	0.018061	0.045
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側	0.014028	0.033	0.018065	0.045
		南側	0.014035	0.034	0.018065	0.045
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側	0.013802	0.033	0.018046	0.045
		北側	0.013798	0.033	0.018046	0.045
地点 4	環状４号線	西側	0.014225	0.034	0.018080	0.045
		東側	0.014130	0.034	0.018072	0.045
地点 5	深見第 228 号線	西側	0.013435	0.032	0.018022	0.045
		東側	0.013434	0.032	0.018022	0.045
地点 6	環状４号線	西側	0.013990	0.033	0.018062	0.045
		東側	0.013759	0.033	0.018044	0.045
地点 7	瀬谷地内線	西側	0.013557	0.033	0.018029	0.045
		東側	0.013515	0.032	0.018026	0.045

注 1：環境基準は、二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。
注 2：環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m^3 以下。

なお、大気質の予測に用いた交通量については、開催時の実態に即した予測となるよう、来場者のピーク時期における将来一般交通量について推計しましたが、将来一般交通量として土地区画整理事業の現地調査結果である現況交通量（混雑時）を使用した場合の影響についても検証を行いました。検証の詳細は、資料編 p.資 1.6-49「1.6.1（7）現況交通量（混雑時）に基づく大気質の予測」に示すとおりです。

6.7.4 環境の保全のための措置

(1) 建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

環境の保全のための措置は、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.7-58 に示す内容を実施します。

表 6.7-58　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	・可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 ・工事現場内では、必要に応じて散水、掃除等、粉じんの飛散防止のための措置を行います。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う大気質への影響をできるだけ低減させます。

(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

環境の保全のための措置は、工事用車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.7-59 に示す内容を実施します。

表 6.7-59　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	・極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。 ・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。また、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う大気質への影響をできるだけ低減させます。

(3) 関係車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

環境の保全のための措置は、関係車両の走行に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.7-60 に示す内容を実施します。

表 6.7-60　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行	・公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、会場周辺への交通集中を抑制し、来場車両による負荷を低減します。 ・輸送車両（シャトルバス等）や搬出入車両は、効率的な運行を行うとともに、エコドライブを徹底します。また、輸送車両には環境配慮型車両（電気バス）を一部導入します。 ・自家用車での来場者に対しては、エコドライブの徹底や、環境配慮型車両（EV、FCV）での来場を促します。

6.7.5 評価

(1) 建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

工事中における建設機械の稼働に伴う大気質への寄与濃度は、二酸化窒素で 0.004ppm、浮遊粒子状物質で 0.0007mg/m^3 となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 24%、浮遊粒子状物質で 4%と予測します。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.040ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.047mg/m^3 であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

撤去中における建設機械の稼働に伴う大気質への寄与濃度は、二酸化窒素で 0.002ppm、浮遊粒子状物質で 0.0004mg/m^3 となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 13%、浮遊粒子状物質で 2%と予測します。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.036ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.045mg/m^3 であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した建設機械の稼働に伴う大気質への寄与濃度は、二酸化窒素で 0.004ppm、浮遊粒子状物質で 0.0007mg/m^3 となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 24%、浮遊粒子状物質で 4%と予測します。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.040ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.047mg/m^3 であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

環境保全措置として、可能な限りの排ガス対策型建設機械の採用、工事内容に合わせた建設機械の設定、集中稼働の回避、建設機械の使用時におけるアイドリングストップや高負荷運転の防止等の配慮の徹底、建設機械の点検・整備による性能維持を講じることで、より一層の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「(二酸化窒素) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm を超えないこと。」「(浮遊粒子状物質) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m^3 を超えないこと。」を達成するものと評価します。

(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

工事中における工事用車両の走行に伴う大気質への寄与率は、二酸化窒素が最大で0.37%、浮遊粒子状物質が最大で0.03%であり、影響の程度は著しいものではないと考えます。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.033～0.036ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.045mg/m^{3}であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

撤去中における工事用車両の走行に伴う大気質への寄与率は、二酸化窒素が最大で0.39%、浮遊粒子状物質が最大で0.03%であり、影響の程度は著しいものではないと考えます。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.033～0.035ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.045mg/m^{3}であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業を考慮した工事用車両の走行に伴う大気質への寄与率は、二酸化窒素が最大で0.43%、浮遊粒子状物質が最大で0.04%であり、影響の程度は著しいものではないと考えます。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.033～0.036ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.045mg/m^{3}であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

環境保全措置として、極力新しい排出ガス規制適合型の車両の使用、工事用車両の一極集中を回避するための計画的かつ効率的な運行計画の検討・実行、工事関係者に対するエコドライブ実施の指導、工事用車両の点検・整備による性能維持を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「(二酸化窒素) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。」「(浮遊粒子状物質) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m^{3}を超えないこと。」を達成するものと評価します。

(3) 関係車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

来場者のピーク時期（想定利用者数 10.5 万人）における、関係車両の走行に伴う大気質への寄与率は、二酸化窒素が最大で 3.6%、浮遊粒子状物質が最大で 0.22%であり、影響の程度は著しいものではないと考えます。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.032～0.034ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.045mg/m^3 であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

また、パークアンドライドによる会場周辺への自家用車の交通集中抑制のほか、搬出入車両の効率的な運行、エコドライブの周知徹底等を講じる等の環境の保全のための措置を講じることで可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「(二酸化窒素) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。」「(浮遊粒子状物質) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m^3 を超えないこと。」を達成するものと評価します。

6.8　騒音

6.8 騒音

本博覧会の実施に伴い、工事中及び撤去中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、開催中は施設の供用及び関係車両の走行が、周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中に生じる騒音による影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設機械の稼働に伴う騒音（工事中及び撤去中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域及びその周辺の一般環境騒音(L_{Aeq})は、平日で 44～48 デシベル、休日で 45～48 デシベルとされています。 ・既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L_{Aeq})は、平日で 60～73 デシベル、休日で 58～72 デシベルとされています。	p. 6. 8-9 ～6. 8-15
環境保全目標	・騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下とすること。	p. 6. 8-15
予測結果の概要	・工事中の建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{A5})は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、騒音レベル（L_{A5}）の最大値は、北側工事敷地境界において 64 デシベルと予測します。 ・撤去中の建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{A5})は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 9 年 10 月において、騒音レベル（L_{A5}）の最大値は、南側工事敷地境界において 67 デシベルと予測します。 ・土地区画整理事業及び公園整備事業を考慮した建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{A5})は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、騒音レベル（L_{A5}）の最大値は、東側工事敷地境界において 64 デシベルと予測します。	p. 6. 8-25 ～6. 8-29
環境の保全のための措置の概要	・可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う騒音をできるだけ低減させます。	p. 6. 8-55
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下とすること。」を達成するものと評価します。	p. 6. 8-57

注 1:調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（工事中及び撤去中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域及びその周辺の一般環境騒音(L_{Aeq})は、平日で 44～48 デシベル、休日で 45～48 デシベルとされています。 ・既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L_{Aeq})は、平日で 60～73 デシベル、休日で 58～72 デシベルとされています。	p.6.8-9 ～6.8-15
環境保全目標	・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。	p.6.8-15
予測結果の概要	・工事中について、本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和 8 年 9 月の道路交通騒音（L_{Aeq}）は、工事用車両の主要走行ルート上において 65.9～72.9 デシベルであり、予測 4 地点のうち 2 地点（地点 1、地点 4）で環境基準以下になると予測します。その他の 2 地点（地点 2、地点 3）では環境基準を上回るものの、これらの地点における本博覧会の工事用車両に起因する騒音レベルの増分は最大 0.2 デシベル（0.0～0.2 デシベル）と予測します。 ・撤去中について、本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和 9 年 10 月の道路交通騒音（L_{Aeq}）は、工事用車両の主要走行ルート上において 64.0～68.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで環境基準以下になると予測します。 ・同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した工事中（令和 8 年 9 月）の騒音レベルは、工事用車両の主要走行ルート上において 65.9～73.0 デシベルであり、予測 4 地点のうち 1 地点（地点 1）で環境基準を下回ると予測します。その他の 3 地点（地点 2、地点 3、地点 4）では環境基準を上回るものの、これらの地点における他事業を含む工事用車両に起因する騒音レベルの増分は最大 0.3 デシベル（0.0～0.3 デシベル）と予測します。	p.6.8-40 ～6.8-42
環境の保全のための措置の概要	・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。また、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う騒音をできるだけ低減させます。	p.6.8-55
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。	p.6.8-58

注 1:調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【関係車両の走行に伴う道路交通騒音（開催中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域及びその周辺の一般環境騒音(L_{Aeq})は、平日で 44～48 デシベル、休日で 45～48 デシベルとされています。 ・既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L_{Aeq})は、平日で 60～73 デシベル、休日で 58～72 デシベルとされています。	p.6.8-9 ～6.8-15
環境保全目標	・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。	p.6.8-15
予測結果の概要	・来場者のピーク時期（想定利用者数 10.5 万人）の道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、関係車両走行ルート上において昼間 60.7～68.2 デシベルであり、予測 7 地点のうち 4 地点（地点 1、地点 2、地点 3、地点 4）で環境基準を下回ると予測します。その他の 3 地点（地点 5、地点 6、地点 7）では将来一般交通量において環境基準を上回っており、これらの地点における本博覧会の関係車両に起因する騒音レベルの増分は最大 1.8 デシベル（0.5～1.8 デシベル）と予測します。このうち、地点 7 については、既存資料（土地区画整理事業）における道路交通騒音の測定結果では、環境基準を下回っていますが、開催中の予測結果では、将来一般交通量において環境基準を上回っています。これは、整備計画中の道路（瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線）が開通することによって、通過交通が増加する影響によるものと考えられます。 ・開催中に行われる土地区画整理事業の工事の影響を考慮した騒音レベルは、土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加がわずかであるため[注2]、各地点の騒音レベルへの影響は小さいと考えます。	p.6.8-49 ～6.8-50
環境の保全のための措置の概要	・公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、会場周辺への交通集中を抑制し、来場車両による負荷を低減します。 ・輸送車両（シャトルバス等）や搬出入車両は、効率的な運行を行うとともに、エコドライブを徹底します。また、輸送車両には環境配慮型車両（電気バス）を一部導入します。 ・自家用車での来場者に対しては、エコドライブの徹底や、環境配慮型車両（EV、FCV 等）での来場を促します。	p.6.8-56
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。	p.6.8-59

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

注 2：開催中における予測地点のうち、他事業の工事用車両の走行ルート上にある予測地点（地点 1～4）の関係車両の走行台数は 3,112～11,327 台/日（昼間 6～22 時）に対して、他事業の工事用車両走行台数は最大 18 台/日です。

【施設の供用に伴う騒音の影響（開催中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域及びその周辺の一般環境騒音(L_{Aeq})は、平日で 44～48 デシベル、休日で 45～48 デシベルとされています。 ・既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L_{Aeq})は、平日で 60～73 デシベル、休日で 58～72 デシベルとされています。	p.6.8-9 ～6.8-15
環境保全目標	・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。	p.6.8-15
予測結果の概要	・音響施設の使用に伴う騒音レベルは、対象事業実施区域南側にある住宅団地（県営細谷戸ハイツ等）周辺の予測地点における等価騒音レベルは、ケース 1（標準的な行催事）では 52～53 デシベルであり、環境基準値を下回ると想定します(「騒音に係る環境基準」(昼間 55 デシベル、「A 及び B」の類型))。また、ケース 2（大規模な行催事）の場合は 62～63 デシベル程度になると予測されますが、距離による減衰の他に空気や地表面、障害物等による減衰効果も期待されること、大規模な行催事は開・閉会など、開催する頻度は少ないことから、周辺環境への影響は限定的であると考えられます。	p.6.8-54
環境の保全のための措置の概要	・対象事業実施区域南側の住宅団地（県営細谷戸ハイツ等）の隣接地においては、大音量の音響設備の使用を原則として禁止します。 ・音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定します。ルールは、必要に応じて見直しを行います。 ・屋外スピーカーを使用する際には、必要に応じて、隣接する住宅団地や市民の森方向に到達する音を低減するための対策（指向性を有する音響機材の使用等）を講じます。 ・大規模な行催事を開催する場合には事前に周辺住宅等に周知を図り、理解が得られるよう努めます。 ・敷地境界への植栽によって、音響設備の使用による周辺住宅地への影響の低減を図ります。	p.6.8-56
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。	p.6.8-59

注 1:調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.8.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

① 騒音の状況（一般環境騒音、道路交通騒音）
② 地形、工作物の状況
③ 土地利用の状況
④ 騒音の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）
⑤ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査地点は、表 6.8-1 及び図 6.8-1 に示すとおりです。

一般環境騒音は対象事業実施区域周辺の 3 地点（地点 A、地点 B、地点 C)、道路交通騒音及び自動車交通量調査は、工事用車両及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（地点 1～7）とされています。

表 6.8-1 既存資料（土地区画整理事業）における騒音調査地点

項目	調査地点	所在地・路線
環境騒音	地点 A	瀬谷区瀬谷町
	地点 B	旭区上川井町
	地点 C	瀬谷区瀬谷町
道路交通騒音、交通量	地点 1	環状 4 号線
	地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）
	地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）
	地点 4	環状 4 号線
	地点 5	深見第 228 号線
	地点 6	環状 4 号線
	地点 7	瀬谷地内線

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査時期は、表 6.8-2 に示すとおり、平日及び休日に実施されています。

表 6.8-2 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査時期

調査時期	日時
平日	令和 2 年 10 月 27 日（火）10:00～令和 2 年 10 月 28 日（水）10:00
休日	令和 2 年 10 月 24 日（土）20:00～令和 2 年 10 月 25 日（日）20:00

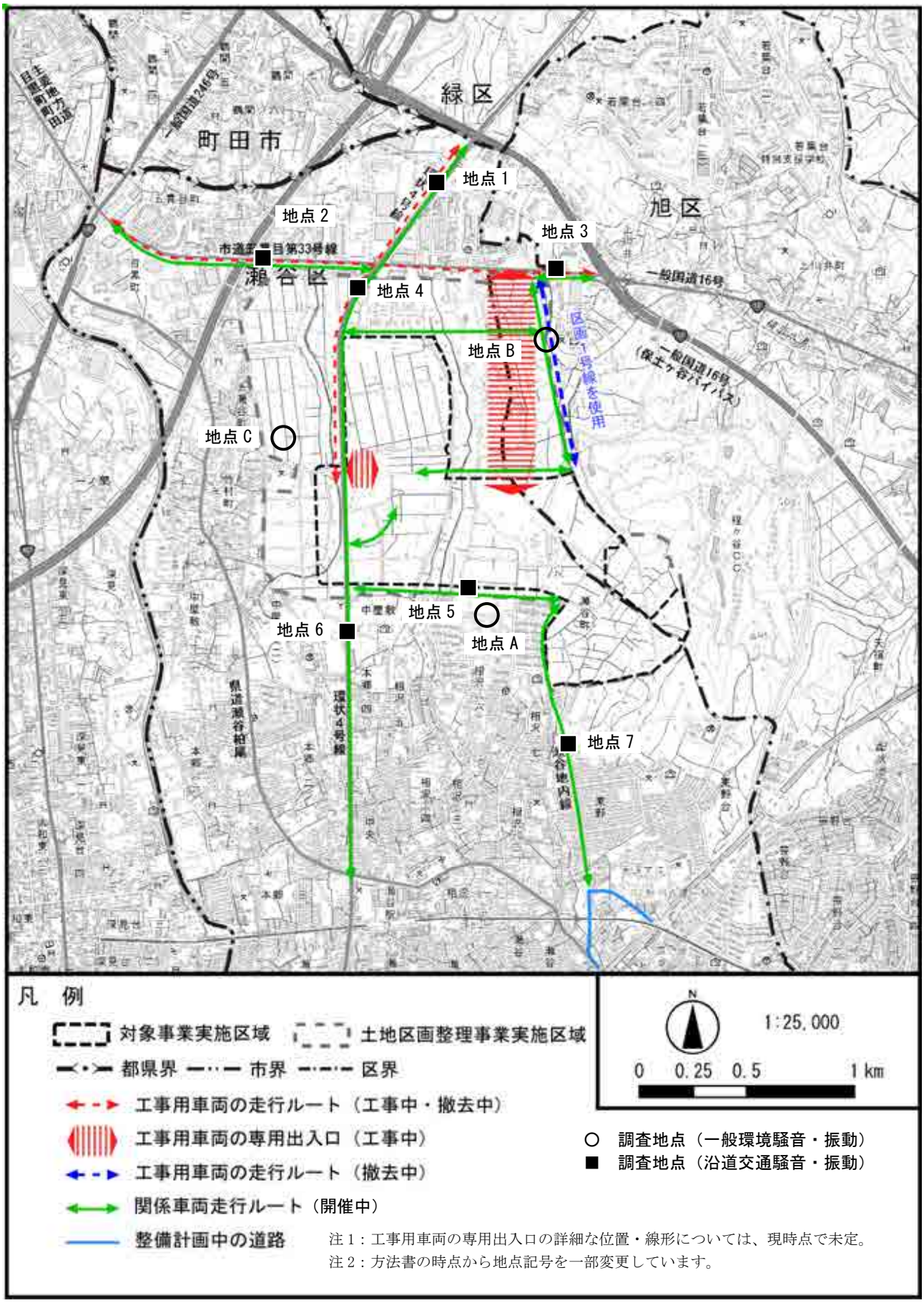

図 6.8-1　既存資料（土地区画整理事業）における騒音の調査地点図

(4) 調査方法

① 騒音の状況（一般環境騒音、道路交通騒音）

既存資料(土地区画整理事業)における騒音レベルの測定方法は表 6.8-3(1)に示すとおり、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）に定める方法に準拠して実施されています。

また、調査に使用された機器は表 6.8-3(2)に示すとおりです。

表 6.8-3(1) 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査方法

項目	方法
騒音レベル	計量法第 71 条の条件に合格した「普通騒音計」を使用して JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠し測定しました。 測定機器については、マイクロホンを地上高 1.2m に設置し、騒音計の周波数重み特性を A 特性に、時間重み特性を F (FAST) に設定して 24 時間の連続測定としました。

表 6.8-3(2) 既存資料（土地区画整理事業）における使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
騒音レベル	積分型 普通騒音計	リオン（株）	NL-42	周波数範囲：20～8,000Hz レベル範囲：25～138 デシベル

② 地形、工作物の状況

調査方法は、「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (4) ③ 地形、工作物の状況」(p.6.7-9 参照）と同様としました。

③ 土地利用の状況

調査方法は、「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (4) ④ 土地利用の状況」(p.6.7-10 参照）と同様としました。

④ 騒音の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

ア．既存資料調査

既存資料の収集・整理により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

自動車断面交通量の調査方法は「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (4) ⑤大気汚染物質の主要な発生源の状況」(p.6.7-10 参照）と同様としました。

⑤　関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

・「環境基本法」
・「騒音規制法」
・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
・「横浜市環境管理計画」
・「生活環境保全推進ガイドライン」

(5) 調査結果

① 騒音の状況（一般環境騒音、道路交通騒音）

既存資料（土地区画整理事業）における一般環境騒音及び道路交通騒音の測定結果は、表 6.8-4 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の環境騒音(L_{Aeq})は、平日昼間 44～48 デシベル、休日昼間 45～48 デシベルでした。すべての地点で環境基準を下回っていました。

対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L_{Aeq})は、平日昼間で 60～73 デシベル、休日昼間で 58～72 デシベルでした。地点 2、3、5、6 の平日及び休日は環境基準を上回り、地点 1、4、7 の平日及び休日は環境基準を下回っていました。

表 6.8-4(1) 測定結果（一般環境騒音）

単位：デシベル

調査地点	用途地域	地域類型[注1]	区分	時間帯[注2]	L_{Aeq}	環境基準との適合[注3]	環境基準
地点 A	第一種中高層住居専用地域	A（一般）	平日	昼間	44	○	55
			休日	昼間	45	○	
地点 B	市街化調整区域	B（一般）	平日	昼間	47	○	55
			休日	昼間	45	○	
地点 C	市街化調整区域	B（一般）	平日	昼間	48	○	55
			休日	昼間	48	○	

注 1：地域類型は表 6.8-5(1)の注釈に示すとおりです。
注 2：時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に基づく区分です（昼間 6～22 時）。
注 3：「環境基準との適合」の記号は次のとおりです。
「○」…環境基準以下、「×」…環境基準を上回る

表 6.8-4(2)　測定結果（道路交通騒音）

単位：デシベル

調査地点	用途地域	地域類型[注1]	区分	時間帯[注2]	L_{Aeq}	環境基準との適合[注3]	環境基準
地点 1	近隣商業地域	幹線	平日	昼間	66	○	70
			休日	昼間	63	○	
地点 2	準工業地域	C（道路）	平日	昼間	71	×	65
			休日	昼間	69	×	
地点 3	準工業地域	C（道路）	平日	昼間	73	×	65
			休日	昼間	72	×	
地点 4	市街化調整区域	幹線	平日	昼間	64	○	70
			休日	昼間	62	○	
地点 5	第一種中高層住居専用地域	A（道路）	平日	昼間	67	×	60
			休日	昼間	66	×	
地点 6	準住居地域	B（道路）	平日	昼間	67	×	65
			休日	昼間	67	×	
地点 7	第一種低層住居専用地域	A（道路）	平日	昼間	60	○	60
			休日	昼間	58	○	

注 1：地域類型は表 6.8-5(1)の注釈に示すとおりです。
注 2：時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に基づく区分です（昼間 6～22 時）。
注 3：「環境基準との適合」の記号は次のとおりです。
「○」…環境基準以下、「×」…環境基準を上回る

②　地形、工作物の状況

「第 6 章　6.7 大気質 6.7.1 (5) ③ 地形、工作物の状況」(p.6.7-23 参照) に示すとおりです。

③　土地利用の状況

「第 6 章　6.7 大気質 6.7.1 (5) ④ 土地利用の状況」(p.6.7-23 参照)に示すとおりです。

④　騒音の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

対象事業実施区域及びその周辺における主要な騒音の発生源としては、対象事業実施区域の北西を通る東名高速道路、対象事業実施区域の北東を通る一般国道16号(保土ケ谷バイパス)、対象事業実施区域の北側を通る市道五貫目第33号線（八王子街道)、対象事業実施区域内を南北に通る環状4号線、対象事業実施区域の南側を通る県道瀬谷柏尾を走行する自動車等があげられます。

現地調査による自動車断面交通量の状況は、「第6章　6.7 大気質 6.7.1 (5) ⑤ 大気汚染物質の主要な発生源の状況」(p.6.7-24参照）に示したとおりです。

⑤　関係法令、計画等

ア．「環境基本法」(法律第91号　平成5年11月)

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表 6.8-5に示すとおり、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号）が定められています。

事業実施区域の大部分は市街化調整区域であり、地域の類型はB類型（その他の地域）に該当します。

表 6.8-5(1)　騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間（6時～22時)	夜間（22時～6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注1：地域の類型は以下のとおりです。
AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等、特に静穏を要する地域
A ：専ら住居の用に供される地域
B ：主として住居の用に供される地域
C ：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表 6.8-5(2)　騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6時～22時)	夜間（22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注1：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分を指します。

表 6.8-5(3)　騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～6 時）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1：幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道及び市町村道を指します。（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限ります）
注 2：幹線交通を担う道路に近接する空間：次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定されます。
・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　：15m
・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

イ．「騒音規制法」（法律第 98 号　昭和 43 年 6 月）

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することが目的とされています。法律では、都道府県知事等により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制のための地域の指定について定められているほか、自動車騒音の許容限度について環境大臣が定めるよう規定されています。

なお、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 6.8-6 に示すとおりです。

表 6.8-6　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業	1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る） 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） 5 コンクリートプラント（混棟機の混棟容量が 0.45 ㎥以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混棟機の混棟重量が 200kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る）を使用する作業 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る）を使用する作業 8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る）を使用する作業
基準値	85 デシベル以下
作業時間	①：19 時～7 時の時間内でないこと、②22 時～6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	①：10 時間/日を超えないこと、②：14 時間/日を超えないこと
作業日数	連続 6 日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと
・騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。 ・騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。 (1)騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。 (2)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。 (3)騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。 (4)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。	

注 1：①…第 1 号区域

・住居系地域・近隣商業・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域

・工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から 8m までの区域

（ア）学校　（イ）保育所　（ウ）病院及び診療所

（エ）図書館　（オ）特別養護老人ホーム　（カ）幼保連携型認定こども園

②…第 2 号区域

・工業地域のうち 2 号区域以外の区域

注 2：建設作騒音が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる時は、1 日における作業時間を、第 1 号区域においては 10 時間未満 4 時間以上、第 2 号区域においては 14 時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができます。(昭和 43 年　建設省・厚生省告示第 1 号)

注 3：表内 6、7、8 の環境大臣が指定するものとは、「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー（平成 9 年　環境庁告示第 54 号)」をいいます。

ウ．「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（条例第 17 号　平成 7 年 3 月）

この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取組むための基本理念を定め、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

横浜市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施する責務を有するほか、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の健康又は生活環境の保全のため、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めています。

エ．「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（横浜市条例第 58 号　平成 14 年 12 月）

この条例は、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

条例では、事業所において発生する騒音の許容限度については表 6.8-7 に示すとおり定められています。

表 6.8-7　事業所において発生する騒音の許容限度（騒音の規制基準）

	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 及び 午後 6 時から 午前 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
工業専用地域	75 デシベル	75 デシベル	65 デシベル
その他の地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

注 1:騒音の測定の方法は、規格 Z8731 に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりです。
(1)騒音の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
(2)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
(3)騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値
(4)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の 90%レンジの上端の数値
注 2:騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点としました。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点としました。
注 3:この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しません。
資料:「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（横浜市　平成 15 年 3 月）

オ．「横浜市環境管理計画」（横浜市　平成 30 年 11 月）

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられています。

騒音・振動の保全に関しては、表 6.8-8 に示す環境目標が掲げられています。

表 6.8-8　「横浜市環境管理計画」における環境目標等

2025 年度までの 環境目標	音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上している。
達成状況の目安となる 環境の状況（騒音）	環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 市民の生活環境に関する満足度の向上

カ．生活環境保全推進ガイドライン（横浜市　平成 31 年 3 月）

このガイドラインは、横浜の環境の総合計画である「横浜市環境管理計画」の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針が示されています。

ガイドラインの中でまとめられている騒音に関する目標等は、表 6.8-9 に示すとおりです。

表 6.8-9　「生活環境保全推進ガイドライン」における環境目標等

目指す姿		安全安心で快適な生活環境の保全
音環境の保全	2025 年度までの 環境目標	◇騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
	達成の目安となる 環境の状況	◇環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ◇市民の生活環境に関する満足度の向上

6.8.2 環境保全目標の設定

騒音に係る環境保全目標は、表 6.8-10 に示すとおり設定しました。

表 6.8-10　環境保全目標（騒音）

区分	環境保全目標
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下とすること。
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
【開催中】 関係車両の走行	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
【開催中】 施設の供用	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

6.8.3 予測

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音

① 予測項目

予測項目は、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、建設機械の稼働に伴い、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

予測地点は、騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、建設機械が稼働する区域及び仮囲い（高さ 3m）の範囲を踏まえた敷地の境界線とするほか、等音線図を作成しました。

予測高さは、地上 1.2m としました。

③ 予測時期

予測時期は、対象事業実施区域境界において建設機械の稼働に伴う騒音による影響が大きくなると考えられる時期とし、建設機械の稼働台数等から、工事中は令和 8 年 9 月、撤去中は令和 9 年 10 月としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の建設機械の稼働が一定程度見込まれ、累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、工事中同様に建設機械の稼働が見込まれますが、他事業で主に使用される建設機械（ダンプトラック、バックホウ等）のパワーレベルが本事業のものと比べて 15dB 程度小さく（表 6.8-13（p.6.8-21）参照）、他事業による追加的な影響が小さいと考えられることから、累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

予測時期の設定根拠は資料編(p.資 1.7-1～4 参照)に示すとおりです。

表 6.8-11　建設機械の稼働に伴う騒音の予測時期

対象事業	予測時期	主な工種
本博覧会	令和 8 年 9 月	植栽工、設備工、園路広場工、施設整備工、出展整備工
土地区画整理事業	令和 8 年 9 月 (45 か月目[注])	土工事、調整池工事、擁壁工事、下水道工事
公園整備事業	令和 8 年 9 月 (36 か月目[注])	植栽工、建築

注 ：他事業については、下記の公開されている環境影響評価図書等により「か月目」と年月の対応を整理しました。

①「「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（令和 4 年 1 月、横浜市)」及び「「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価事後調査計画書（工事中その 1)」（令和 5 年 3 月横浜市)」

②「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業　環境影響評価準備書」（令和 5 年 3 月、横浜市）

④　予測方法

ア．予測手順及び方法

予測手順は、図 6.8-2 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う騒音は、騒音の伝搬理論式と複数音源による騒音レベルの合成式を用いて予測しました。

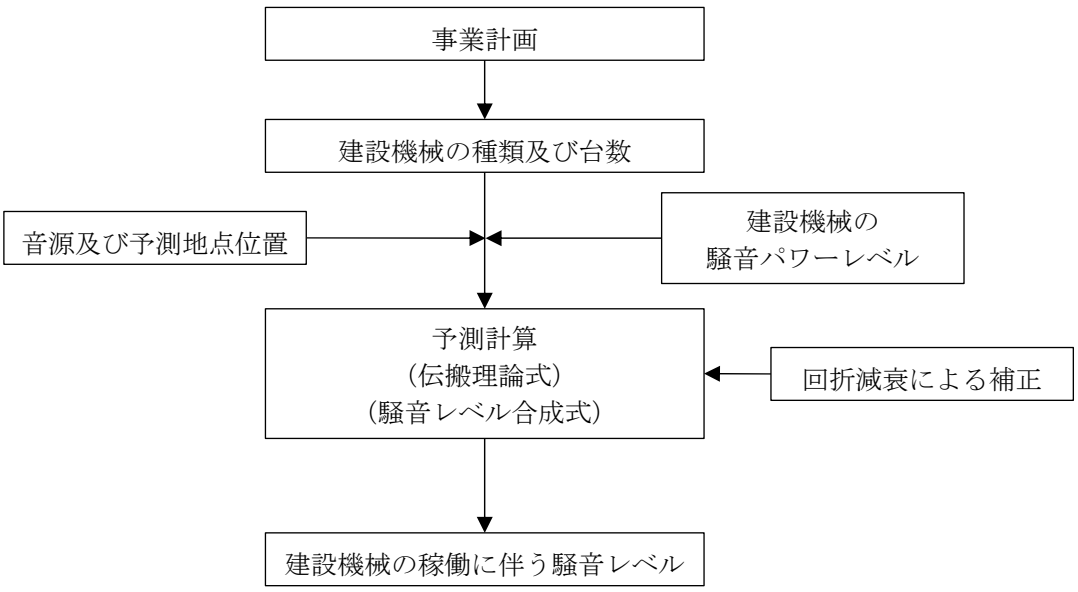

図 6.8-2　予測手順（建設機械の稼働に伴う騒音）

イ．予測式

予測式は、次に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う騒音の予測式は、騒音の伝搬理論式と複数音源による騒音レベルの合成式を用いました。また、建設機械の稼働により発生する騒音に関しては「建設工事騒音の予測モデル　“ASJ CN-Model 2007”」（日本音響学会誌　第 64 巻 4 号、平成 20 年 4 月）に準拠し、点音源の距離減衰式を用いました。

A　伝搬理論式

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20\log_{10} r_i + \Delta L_{cor,i}$$

i　：伝搬に影響を与える要因（$i = 1$：回折、$i = 2$：透過損失）

$L_{A,i}$　：予測点における騒音レベル（デシベル）

$L_{WA,i}$　：音源の騒音パワーレベル（デシベル）

r_i　：発生源から予測点までの距離（m）

$\Delta L_{cor,i}$　：伝搬に影響を与える各種要因に関する補正量
（回折、地表面効果、空気の音響吸収）の和（デシベル）

B　回折による減衰量

$\Delta L_{d,i}$

$$= \begin{cases} -10\log_{10}\delta - 18.4 & \delta \geq 1 \quad \text{（予測点から音源が見えない）} \\ -5 - 15.2\sinh^{-1}(\delta^{0.42}) & 0 < \delta \leq 1 \quad \text{（予測点から音源が見えない）} \\ -5 + 15.2\sinh^{-1}(\delta^{0.42}) & 0 < \delta \leq 0.073 \quad \text{（予測点から音源が見える）} \\ 0 & 0.073 < \delta \quad \text{（予測点から音源が見える）} \end{cases}$$

δ　：行路差（$= a + b + c$）

C　透過損失による減衰量

$\Delta L_2 = -20$

D　回折による減衰と透過損失による減衰の合成

$L_A = 10\log_{10}(10^{L_{A,1}/10} + 10^{L_{A,2}/10})$

L_A　：回折及び透過損失による減衰を考慮に入れた騒音レベル（デシベル）

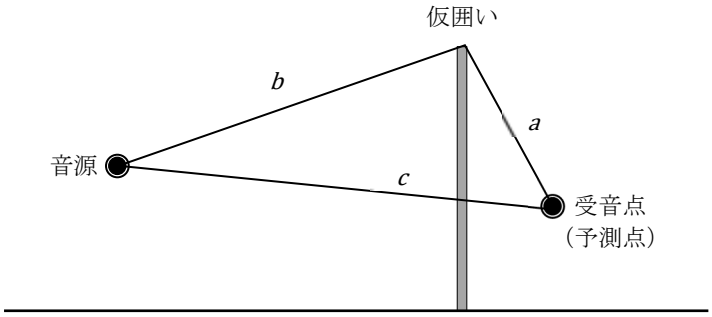

図 6.8-3　回折減衰イメージ

E　複数音源による騒音レベルの合成式

$L_A = 10log_{10}(10^{L_{A_1}/10} + 10^{L_{A_2}/10} + \cdots + 10^{L_{A_n}/10})$

L_A　：予測地点での合成騒音レベル（デシベル）

L_{An}　：予測地点での発生源nからの騒音レベル（デシベル）

⑤ 予測条件

ア．建設機械の種類及び台数

予測時期における建設機械の種類及び台数は、表 6.8-12 に示すとおりです。

音源として設定したこれらの建設機械がすべて同時に稼働することは少ないと考えられますが、すべてが同時に稼働すると仮定して設定しました。

表 6.8-12(1)　建設機械の種類及び台数（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	台数 (台/日)
本博覧会	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0m	4
	タイヤローラー	8～20t	5
	ダンプトラック	10t	16
	ダンプトラック	4t	11
	トラッククレーン	4.9t 吊	31
	トラッククレーン	10t 吊	16
	ダンプトラック	10t_場外運搬含む	26
	ダンプトラック	4t_場外運搬含む	1
	バックホウ	0.09m^3	4
	バックホウ	0.13m^3	2
	バックホウ	0.28m^3	43
	バックホウ	0.45m^3	7
	バックホウ	0.8m^3	8
	マカダムローラー	10t	5
	モーターグレーダー	-	5
	ラフタークレーン	16t 吊	12
	ラフタークレーン	25t 吊	11
	ラフタークレーン	50t 吊	9
	振動ローラ	3～4t	4
	計		220
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0m^3	6
	ブルドーザー	32t	6
	ダンプトラック	10t	39
	計		51
公園整備事業	トラッククレーン	10t	36
	ラフタークレーン	16t 吊	7
	ラフタークレーン	25t 吊	1
	計		44
計			315

表 6.8-12(2)　建設機械の種類及び台数（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	台数 (台/日)
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	10
	バックホウ	0.45m^3	10
	トラッククレーン	4.9t 吊	5
	ダンプトラック	10t	15
	ラフタークレーン	25t	42
	計		82

イ．建設機械の配置

予測対象時期における建設機械は、対象事業実施区域内に工区を想定し、各工区での予測対象時期における建設機械の稼働状況を踏まえて図 6.8-4 に示すとおり配置しました。なお、建設機械は作業中に移動を繰り返すことから、各工区内で均等に配置しました。

音源の高さは、建設機械のエンジンの高さを考慮して、地上 1.5m としました。

ウ．回折減衰による補正

工事の施工中は、鋼製仮囲い（高さ 3m）を設定する計画であるため、予測においては、鋼製仮囲いを回折条件として考慮しました。仮囲いの位置は、図 6.8-4 に示すとおりです。

なお、回折減衰による補正においては、鋼製仮囲いの透過損失（＝20 デシベル[注]）を考慮して、補正量を算出しました。

注：鋼製仮囲い（高さ 3m）の透過損失は、「建設工事騒音の予測モデル “ASJ CN-Model 2007”」（日本音響学会誌　第 64 巻 4 号、平成 20 年 4 月）に示されている遮音壁の音響等価損失の目安（一般の遮音壁や防音パネルを仮設物として設置した場合）を設定しました。

エ．建設機械の騒音レベル

建設機械の騒音パワーレベルは、表 6.8-13 に示すとおりです。

表 6.8-13(1)　建設機械の騒音パワーレベル（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	騒音パワーレベル（デシベル）	出典資料
本博覧会	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0m	105	①
	タイヤローラー	8～20t	104	①
	ダンプトラック	10t	102	③
	ダンプトラック	4t	102	③
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	①
	トラッククレーン	10t 吊	107	①
	ダンプトラック	10t_場外運搬含む	102	③
	ダンプトラック	4t_場外運搬含む	102	③
	バックホウ	0.09m^3	99	①
	バックホウ	0.13m^3	99	①
	バックホウ	0.28m^3	99	①
	バックホウ	0.45m^3	104	①
	バックホウ	0.8m^3	106	①
	マカダムローラー	10t	106	③
	モーターグレーダー	-	106	③
	ラフタークレーン	16t 吊	108	②
	ラフタークレーン	25t 吊	108	②
	ラフタークレーン	50t 吊	108	②
	振動ローラ	3～4t	101	①
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0m^3	106	①
	ブルドーザー	32t	105	①
	ダンプトラック	10t	102	③
公園整備事業	トラッククレーン	10t	107	①
	ラフタークレーン	16t 吊	108	②
	ラフタークレーン	25t 吊	108	②

注：音響パワーレベルは、下記出典を参考に設定しました。

出典：

①「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（国土交通省告示第 487 号、平成 13 年 4 月）

②「建設工事騒音の予測モデル“ASJ　CN-Model 2007”」（日本音響学会誌第 64 巻 4 号、平成 20 年 4 月）

③「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック第 3 版」（(社)日本建設機械化協会、平成 13 年）

表 6.8-13 (2)　建設機械の騒音パワーレベル（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	騒音パワーレベル（デシベル）	出典資料
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	121	③
	バックホウ	0.45m^3	104	①
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	①
	ダンプトラック	10t	102	③
	ラフタークレーン	25t	108	②

注：音響パワーレベルの出典は工事中に同じです。

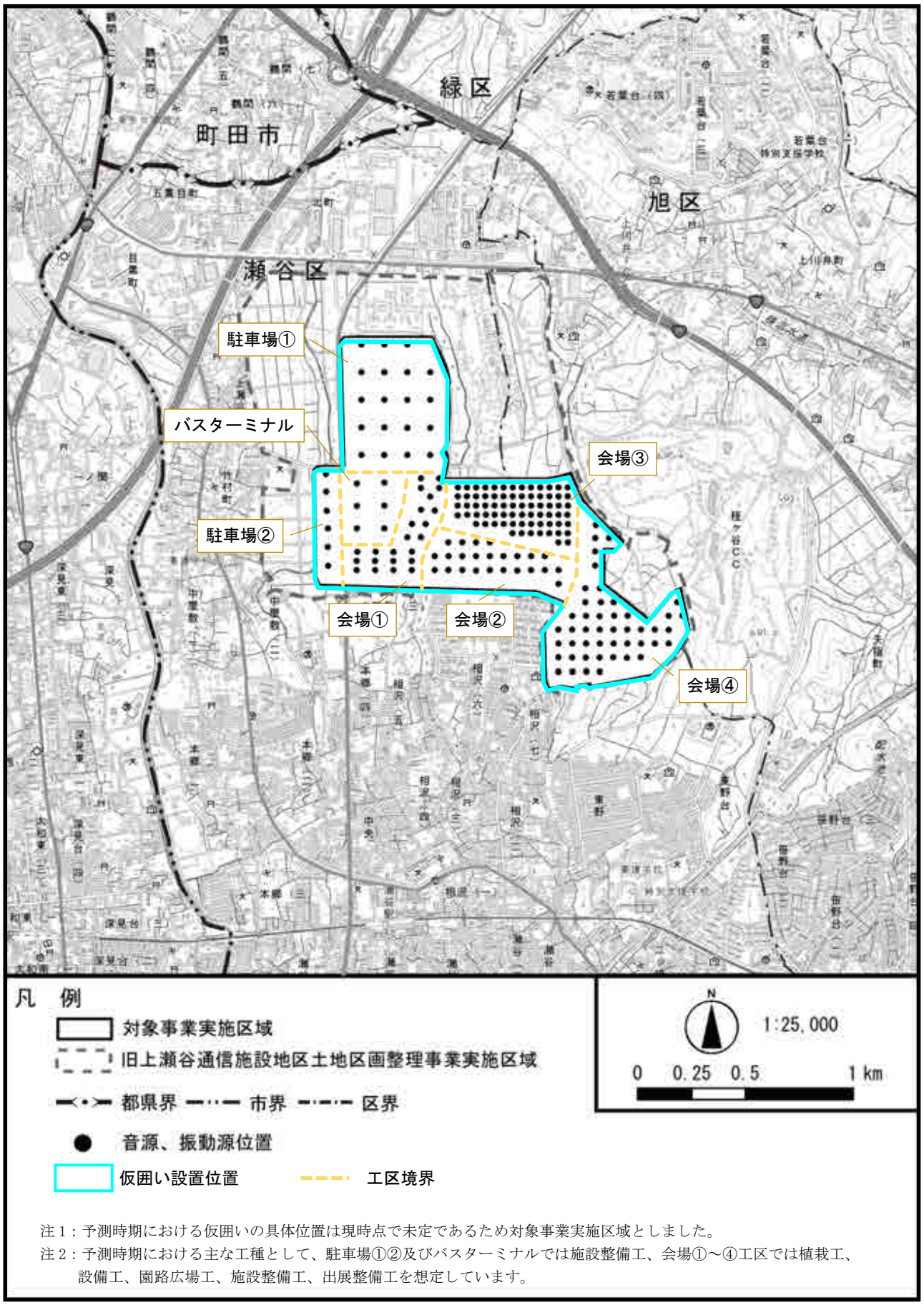

注１：予測時期における仮囲いの具体位置は現時点で未定であるため対象事業実施区域としました。
注２：予測時期における主な工種として、駐車場①②及びバスターミナルでは施設整備工、会場①～④工区では植栽工、設備工、園路広場工、施設整備工、出展整備工を想定しています。

図 6.8-4(1)　建設機械配置（工事中）

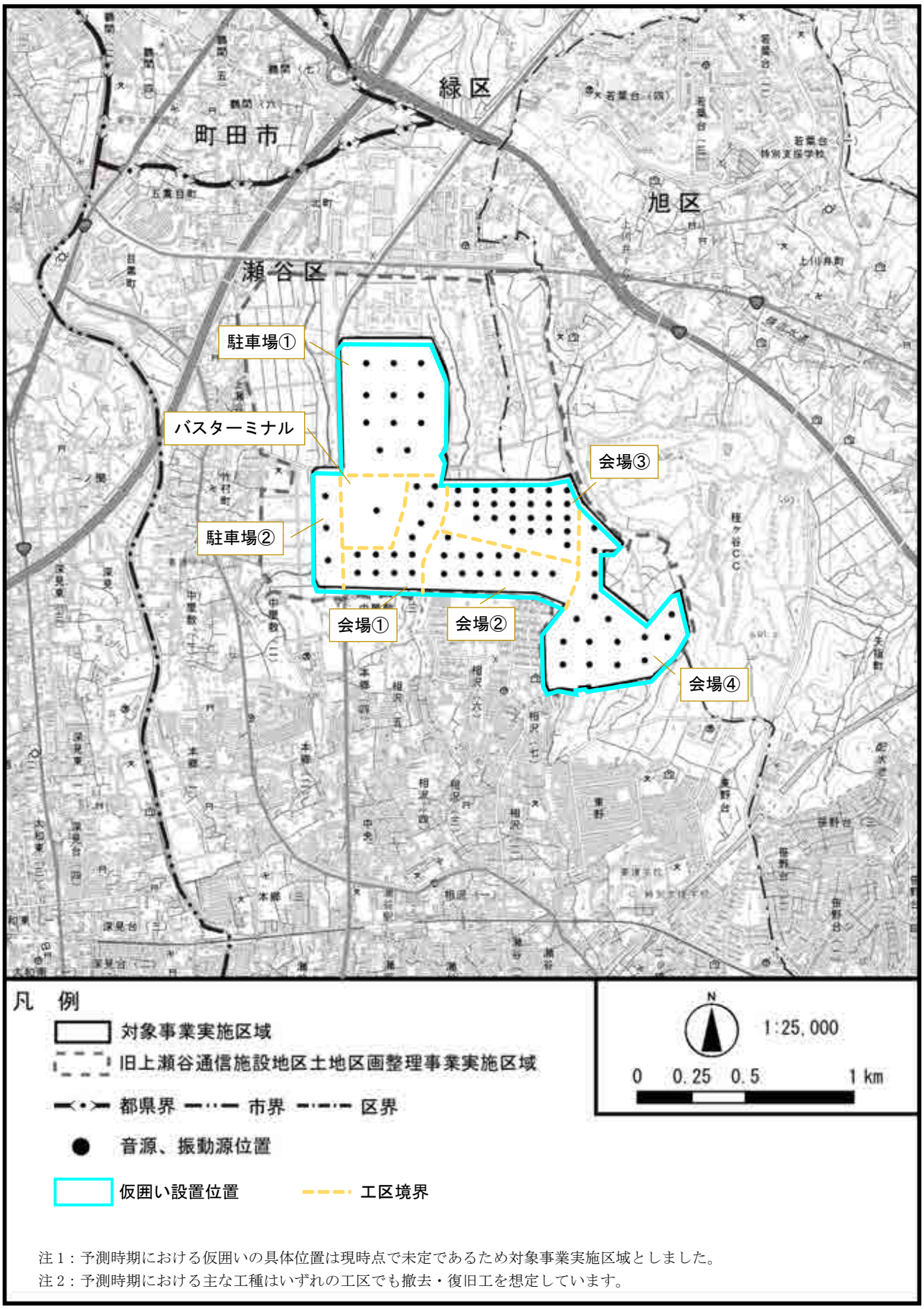

注１：予測時期における仮囲いの具体位置は現時点で未定であるため対象事業実施区域としました。
注２：予測時期における主な工種はいずれの工区でも撤去・復旧工を想定しています。

図 6.8-4(2)　建設機械配置（撤去中）

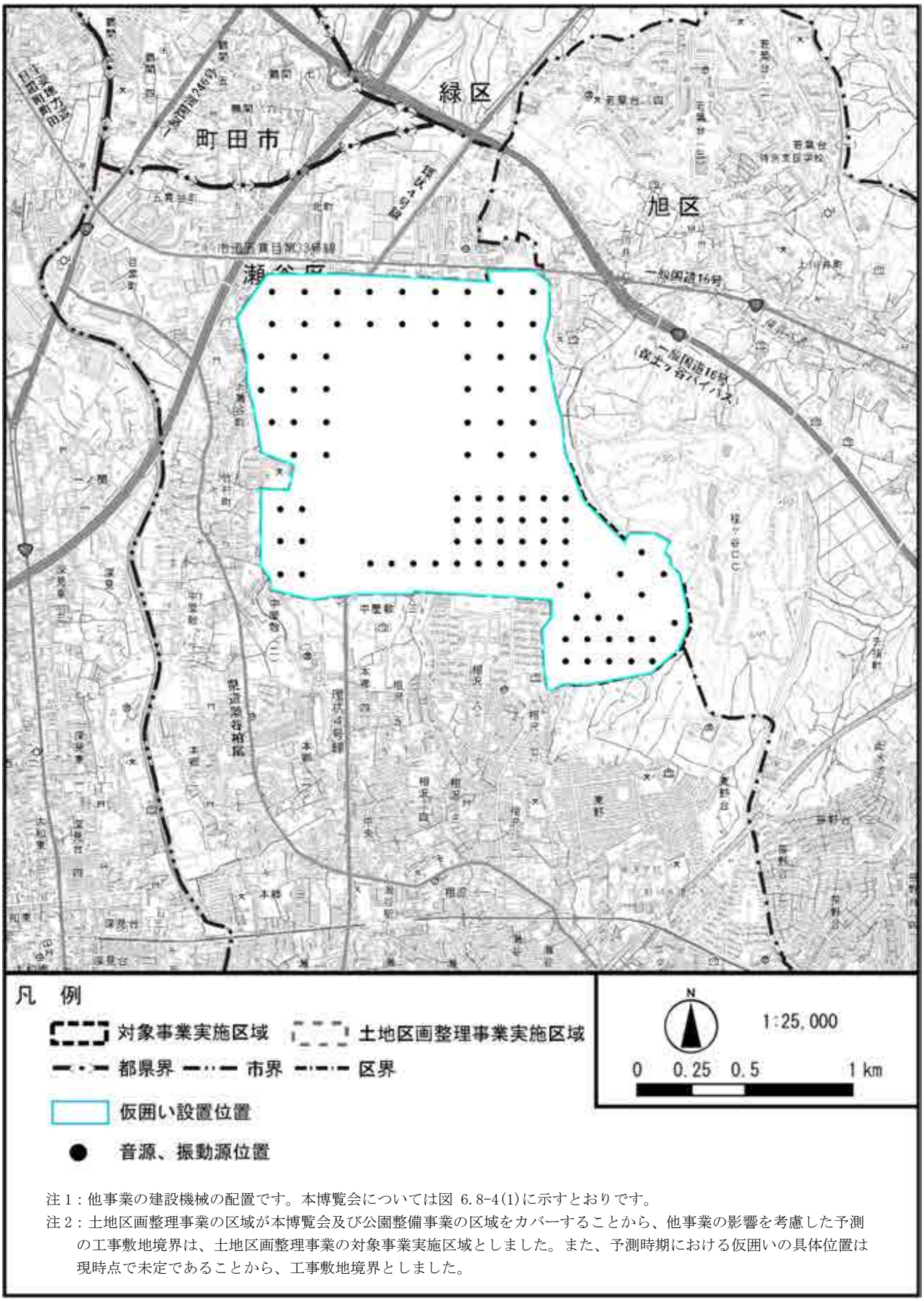

注１：他事業の建設機械の配置です。本博覧会については図 6.8-4(1)に示すとおりです。
注２：土地区画整理事業の区域が本博覧会及び公園整備事業の区域をカバーすることから、他事業の影響を考慮した予測の工事敷地境界は、土地区画整理事業の対象事業実施区域としました。また、予測時期における仮囲いの具体位置は現時点で未定であることから、工事敷地境界としました。

図 6.8-4(3)　建設機械配置（他事業の建設機械）

⑥ 予測結果

ア．本博覧会の予測結果

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、工事中について表 6.8-14 及び図 6.8-5、撤去中について表 6.8-15 及び図 6.8-6 に示すとおりです。

工事中について、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、騒音レベル（L_{A5}）の最大値は、北側工事敷地境界において 64 デシベルと予測します。

撤去中について、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 9 年 10 月において、騒音レベル（L_{A5}）の最大値は、南側工事敷地境界において 67 デシベルと予測します。

表 6.8-14　建設機械の稼働に伴う騒音（工事中）

単位：デシベル

予測時期	騒音レベル 最大地点	騒音レベル（L_{A5}） 最大値
令和 8 年 9 月	北側工事敷地境界	64

表 6.8-15　建設機械の稼働に伴う騒音（撤去中）

単位：デシベル

予測時期	騒音レベル 最大地点	騒音レベル（L_{A5}） 最大値
令和 9 年 10 月	南側工事敷地境界	67

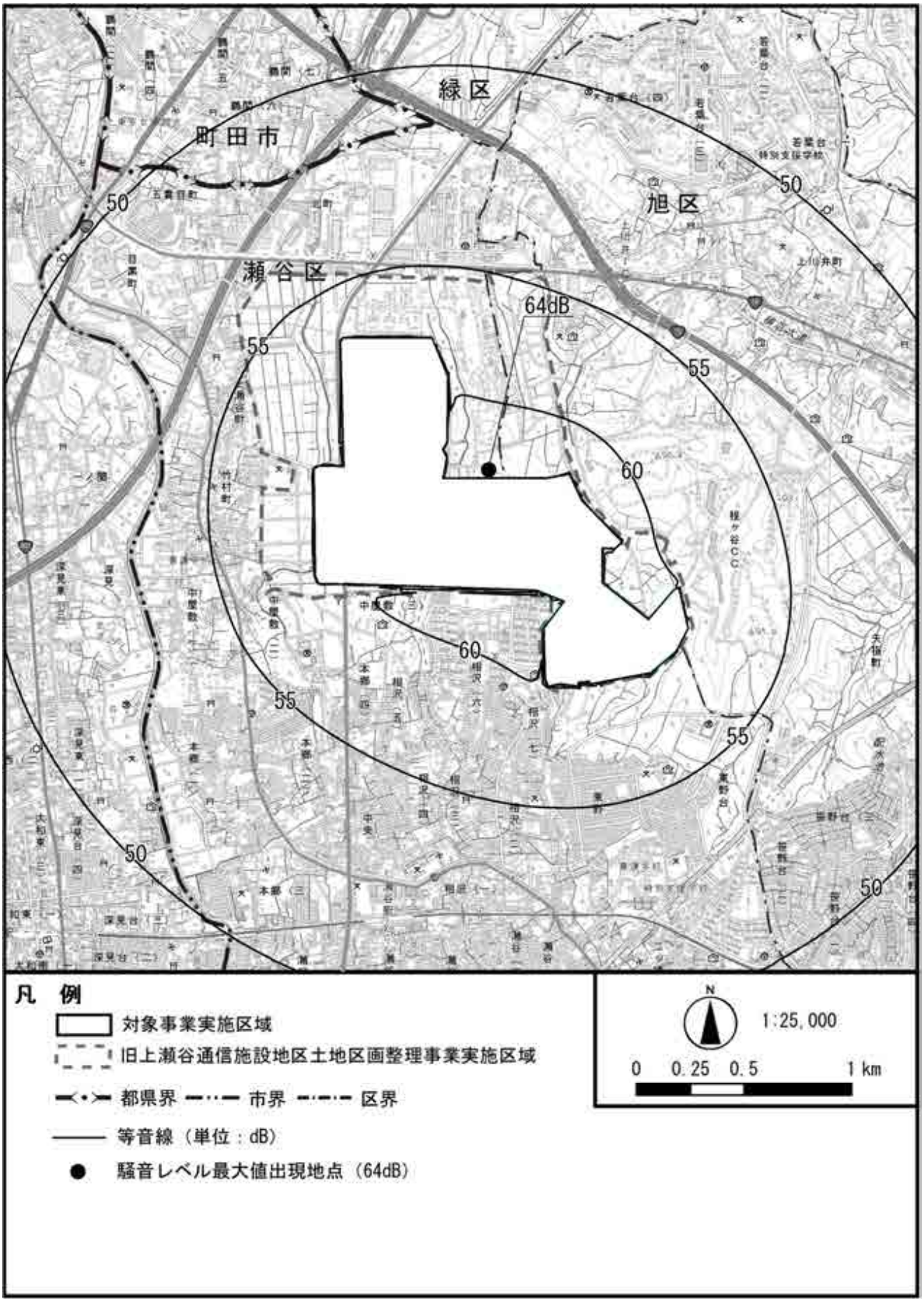

図 6.8-5　建設機械の稼働に伴う騒音予測結果（工事中：本博覧会のみ）

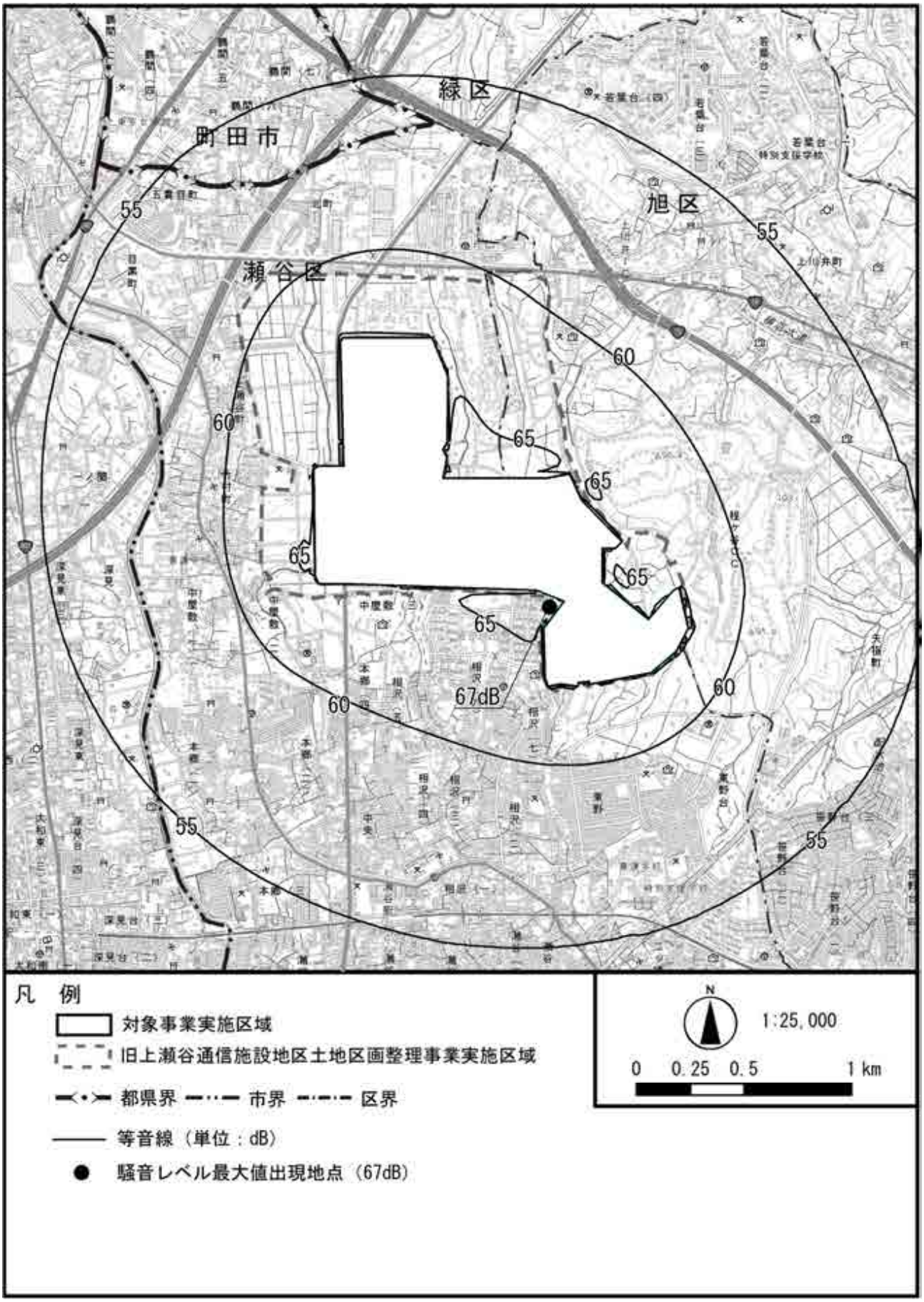

図 6.8-6　建設機械の稼働に伴う騒音予測結果（撤去中：本博覧会のみ）

イ．他事業を考慮した予測結果

他事業を考慮した建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 6.8-16 及び図 6.8-7 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、騒音レベル（L_{A5}）の最大値は、東側工事敷地境界において 64 デシベルと予測します。

表 6.8-16　建設機械の稼働に伴う騒音（他事業を考慮した予測）

単位：デシベル

予測時期	騒音レベル 最大地点	騒音レベル（L_{A5}） 最大値
令和 8 年 9 月 （本博覧会のみの 予測時期と同じ）	東側工事敷地境界	64

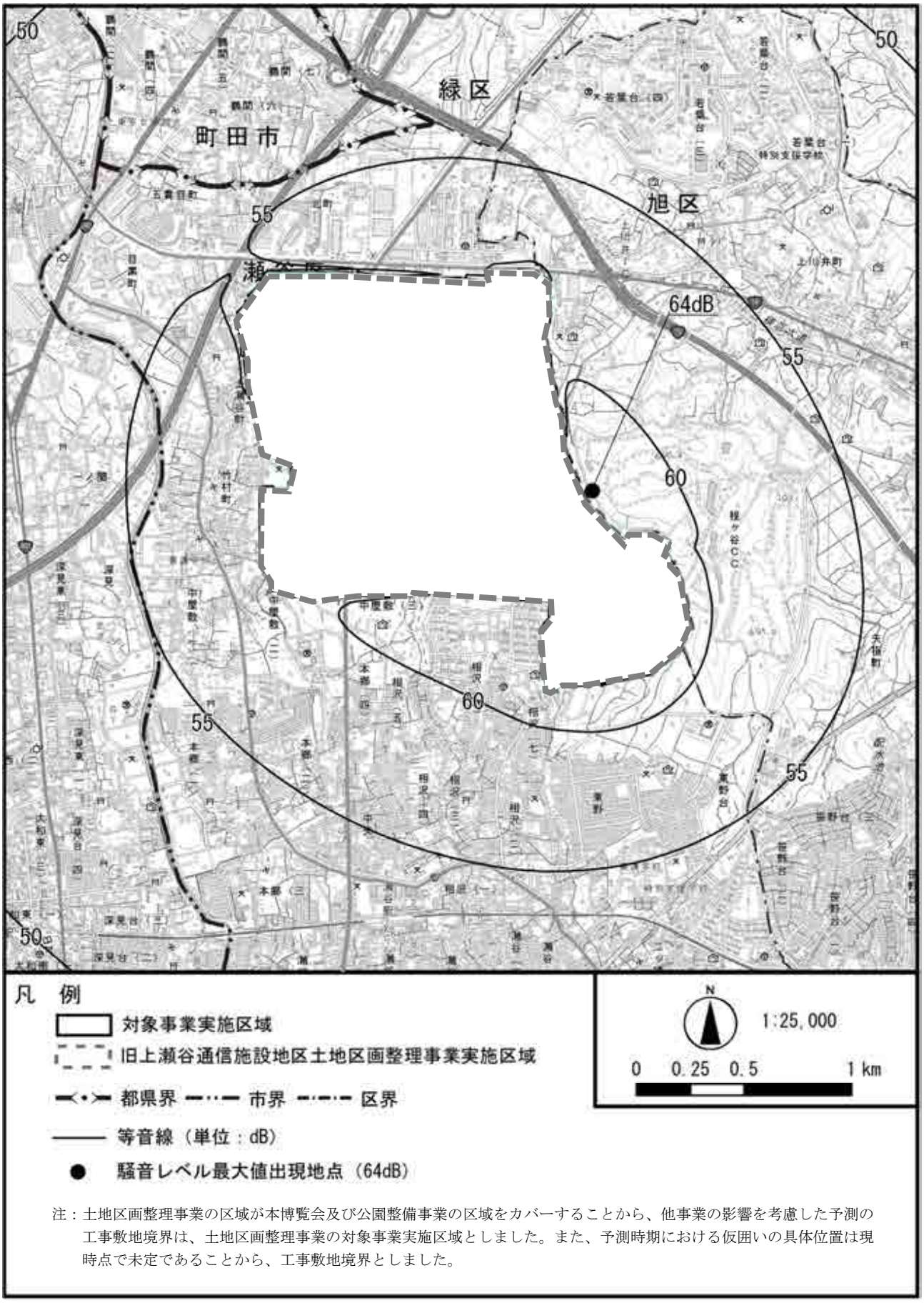

注：土地区画整理事業の区域が本博覧会及び公園整備事業の区域をカバーすることから、他事業の影響を考慮した予測の工事敷地境界は、土地区画整理事業の対象事業実施区域としました。また、予測時期における仮囲いの具体位置は現時点で未定であることから、工事敷地境界としました。

図 6.8-7　建設機械の稼働に伴う騒音予測結果（他事業を考慮した予測）

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、工事用車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、道路交通騒音及び自動車断面交通量の現地調査地点 1～4 としました（表 6.8-17、前掲図 6.8-1（p.6.8-6）参照）。

また、予測位置は道路端とし、予測高さは地上 1.2m としました。

表 6.8-17 工事用車両の走行に伴う騒音の予測地点

予測地点	道路名
地点 1	環状 4 号線
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）
地点 4	環状 4 号線

③ 予測時期

予測対象時期は、対象事業実施区域周辺において、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる時期とし、工事中は令和 8 年 9 月、撤去中は令和 9 年 10 月としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の工事用車両の走行が一定程度見込まれ、他事業との累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、他事業の工事用車両の走行台数が本博覧会と比較して少なく、他事業による影響は小さいものと考えられます。以上のことから、他事業を考慮した累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

予測時期の設定根拠は資料編(p.資 1.7-1～4 参照)に示すとおりです。

④　予測方法

ア．予測手順及び方法

予測手順は、図 6.8-8 に示すとおりです。

なお、工事中の地点 4、撤去中の地点 2、地点 3、地点 4 の予測においては、車線構造が現況より変わることから、現地調査結果を用いた補正を行わず、将来一般交通量、工事中交通量による等価騒音レベルの計算値を表記することとしました（後述「イ．道路条件」(p.6.8-37）参照)。

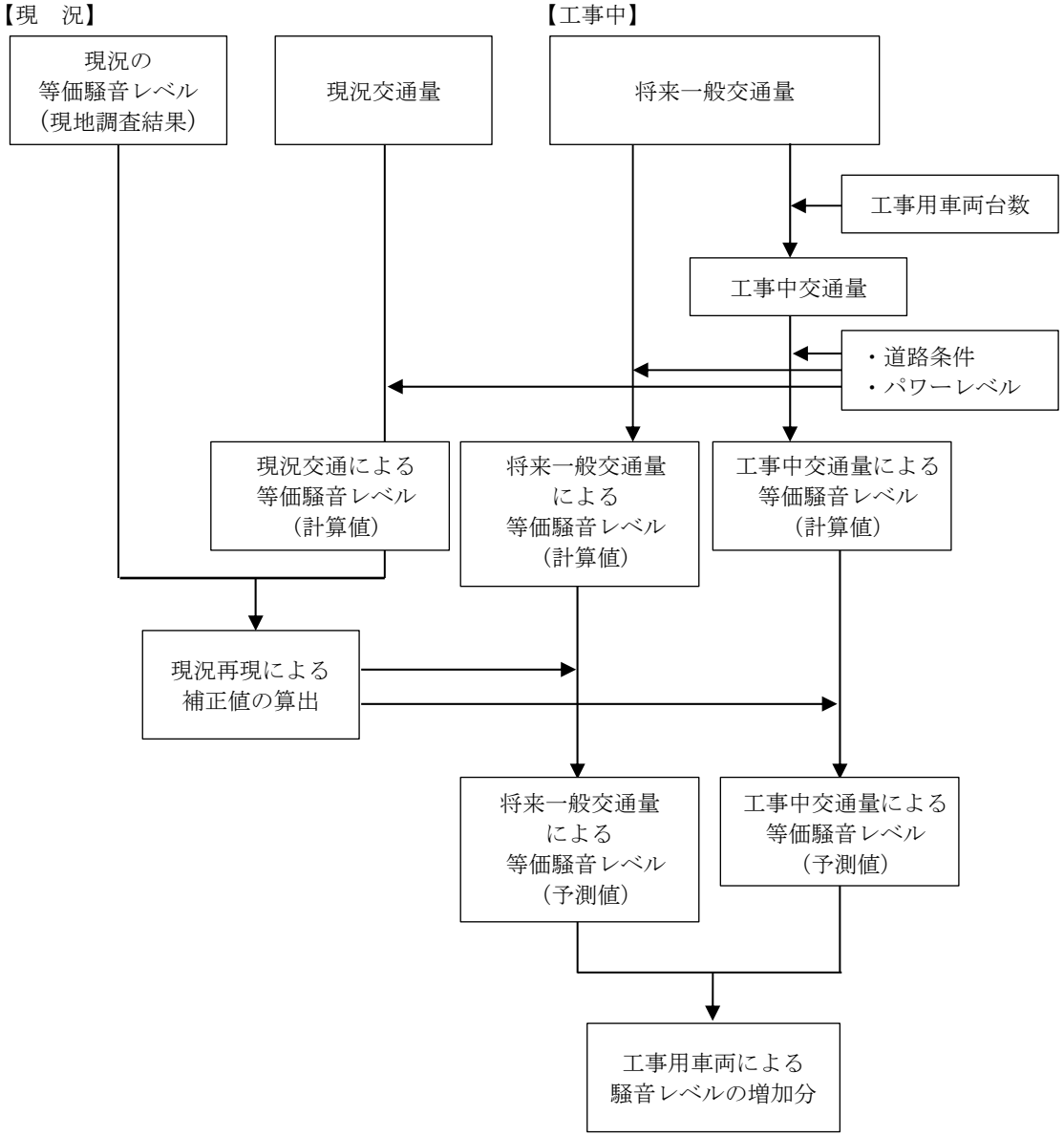

注：撤去中の予測手順は「工事中」を「撤去中」に読み替えるものとします。

図 6.8-8　予測手順（工事用車両の走行に伴う道路交通騒音）

イ．予測式

工事用車両の走行に伴う騒音は、以下のとおり、現況の騒音レベルに、工事用車両の走行に起因する騒音レベルの増分を加えることで算出します。

$$L_{Aeq} = L_{Aeq*} + \triangle L$$

L_{Aeq} ： 工事用車両走行時の等価騒音レベル（デシベル）

L_{Aeq*} ： 現況の等価騒音レベル（＝現地調査結果）（デシベル）

ΔL ： 工事用車両の走行に起因する騒音レベルの増分（デシベル）

なお、工事用車両の走行に起因する騒音レベルの増分は、次式により求めます。

$$\Delta L = 10\log_{10}\{(10^{L_{Aeq,R}/10} + 10^{L_{Aeq,HC}/10})/10^{L_{Aeq,R}/10}\}$$

$L_{Aeq,R}$ ： 現況の交通量から求められる等価騒音レベル（デシベル）

$L_{Aeq,HC}$ ： 工事用車両の台数から算出する等価騒音レベル（デシベル）

各交通量を条件とした等価騒音レベルの算出は、（社）日本音響学会により提案されている「道路交通騒音の予測モデル ″ASJ RTN-Model 2018″」を用いて行います。

予測にあたっては、1 台の自動車が単独で走行した時の予測地点における A 特性音圧レベルの時間変化（ユニットパターン）を求め、この時間積分値と交通量から、対象時間帯におけるエネルギー平均値である等価騒音レベルを算出しました。

A　等価騒音レベル(L_{Aeq})の基本式

$$L_{Aeq,T} = 10 \cdot \log_{10}\left(10^{\frac{L_{AE}}{10}}\frac{N_T}{T}\right)$$

$$= L_{AE} + 10 \cdot \log_{10}\frac{N_T}{T}$$

$$L_{AE} = 10 \cdot \log_{10}\left(\frac{1}{T_0}\sum_i 10^{\frac{L_{A,i}}{10}}\Delta t_i\right)$$

$L_{Aeq,T}$ ： 等価騒音レベル（デシベル）

L_{AE} ： ユニットパターンの時間積分値をレベル表示した値
（単発騒音暴露レベル)（デシベル）

NT ： T（秒）時間内の交通量（台）

$L_{A,i}$ ： i 番目の音源からの A 特性音圧レベル

T_0＝1 秒（基準の時間）

$\Delta t_i = \Delta li/Vi$（秒）

Δl_i ： i 番目の区間の長さ（m）

V_i ： i 番目の区間における自動車の走行速度（m/秒）

B　A 特性音圧レベル算定式

各音源からの A 特性音圧レベルの算出は、次式を用いました。

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20 \cdot \log_{10} r_i + \Delta L_{cor,i}$$

$L_{A,i}$　：　i 番目の音源位置から予測地点に伝搬する騒音の A 特性音圧レベル（デシベル）

$L_{WA,i}$　：　i 番目の音源位置における自動車走行騒音の A 特性音響パワーレベル（デシベル）

r_i　：　i 番目の音源位置から予測地点までの直達距離（m）

$\Delta L_{cor,i}$　：　i 番目の音源位置から予測地点に至る音の伝搬に影響を与える各種の減衰要素に関する補正量（デシベル）であり、次式で表される。

$\Delta L_{cor} = \Delta L_{dif} + \Delta L_{grnd} + \Delta L_{air}$

ΔL_{dif} ：回折に伴う減衰に関する補正量（デシベル）（0 デシベルとした）

ΔL_{grnd} ：地表面効果による減衰に関する補正量（デシベル）（0 デシベルとした）

ΔL_{air} ：空気の音響吸収による減衰に関する補正量（デシベル）（0 デシベルとした）

C　自動車走行騒音の A 特性音響パワーレベル基本式

A 特性音響パワーレベルは、「道路交通騒音の予測モデル ″ASJ RTN-Model 2018″」に示されている一般道路の非定常走行区間に適用する以下のパワーレベル式を用いて求めました。

大型車類：$L_{WA} = 88.8 + 10 \cdot \log_{10} V + C$

小型車類：$L_{WA} = 82.3 + 10 \cdot \log_{10} V + C$

L_{WA}　：　A 特性音響パワーレベル（デシベル）

V　：　走行速度（km/時）

C　：　基準値に対する補正項（ただし、基準値とは敷設後数年以内の密粒舗装道路を走行した際のパワーレベルをいいます。）で次式により表される。

$C = \Delta L_{surf} + \Delta L_{grad} + \Delta L_{dir}$

ΔL_{surf}：排水性舗装等による騒音低減に関する補正量（デシベル）（0 デシベルとした）

ΔL_{grad}：道路の縦断勾配による走行騒音の変化に関する補正量（デシベル）（0 デシベルとした）

ΔL_{dir}：自動車走行騒音の指向性に関する補正量（デシベル）（0 デシベルとした）

⑤ 予測条件

ア．交通条件

予測対象時期における交通量は、表 6.8-18 に示すとおりです。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量[注]に本博覧会の工事用車両台数を加えて算出しました。

工事用車両台数は、本博覧会の工事用車両台数が最大となる月（工事中：令和 8 年 9 月、撤去中：令和 9 年 10 月）の台数を用いました。

工事中交通量の設定の考え方の詳細は資料編（p.資 1.6-22～40）に示すとおりです。

注：「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業　環境影響評価準備書」（令和 5 年 3 月、横浜市）では、対象事業実施区域周辺における近年の自動車交通量の推移は、概ね横ばい又は減少傾向にあるが、安全側の観点で、将来一般交通量として平日の現地調査結果が設定されており、本博覧会業も同様の考え方を採用しました。

表 6.8-18(1)　予測交通量（工事用車両の走行に伴う道路交通騒音：工事中）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量		
				将来一般交通量	工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,617	0	1,617
			小型車	6,978	61	7,039
			合計	8,595	61	8,656
		十日市場（北行）	大型車	1,218	364	1,582
			小型車	7,809	185	7,994
			合計	9,027	549	9,576
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	3,416	0	3,416
			小型車	8,477	60	8,537
			合計	11,893	60	11,953
		国道 246 号（西行）	大型車	3,604	0	3,604
			小型車	9,931	60	9,991
			合計	13,535	60	13,595
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	3,170	364	3,534
			小型車	7,206	124	7,330
			合計	10,376	488	10,864
		上川井（東行）	大型車	2,784	0	2,784
			小型車	6,918	0	6,918
			合計	9,702	0	9,702
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	965	0	965
			小型車	5,336	121	5,457
			合計	6,301	121	6,422
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,034	121	1,155
			小型車	5,690	121	5,811
			合計	6,724	242	6,966

注 1：予測時間帯は「騒音に係る環境基準について」に基づく昼間（6～22 時）としました。

表 6.8-18(2)　予測交通量（工事用車両の走行に伴う道路交通騒音：撤去中）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量		
				将来一般交通量	工事用車両台数	撤去中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,617	0	1,617
			小型車	6,978	93	7,071
			合計	8,595	93	8,688
		十日市場（北行）	大型車	1,218	0	1,218
			小型車	7,809	93	7,902
			合計	9,027	93	9,120
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	3,416	0	3,416
			小型車	8,477	93	8,570
			合計	11,893	93	11,986
		国道 246 号（西行）	大型車	3,604	0	3,604
			小型車	9,931	93	10,024
			合計	13,535	93	13,628
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	3,170	294	3,464
			小型車	7,206	190	7,396
			合計	10,376	484	10,860
		上川井（東行）	大型車	2,784	294	3,078
			小型車	6,918	190	7,108
			合計	9,702	484	10,186
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	965	0	965
			小型車	5,336	93	5,429
			合計	6,301	93	6,394
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,034	97	1,131
			小型車	5,690	186	5,876
			合計	6,724	283	7,007

注 1：予測時間帯は「騒音に係る環境基準について」に基づく昼間（6～22 時）としました。

表 6.8-18(3)　予測交通量（工事用車両の走行に伴う道路交通騒音：他事業を考慮した予測）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量		
				将来一般交通量	他事業を考慮した工事用車両台数	他事業を顧慮した工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状４号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,617	5	1,622
			小型車	6,978	139	7,117
			合計	8,595	144	8,739
		十日市場（北行）	大型車	1,218	414	1,632
			小型車	7,809	322	8,131
			合計	9,027	736	9,763
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	3,416	5	3,421
			小型車	8,477	137	8,614
			合計	11,893	142	12,035
		国道 246 号（西行）	大型車	3,604	4	3,608
			小型車	9,931	137	10,068
			合計	13,535	141	13,676
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	3,170	409	3,579
			小型車	7,206	201	7,407
			合計	10,376	610	10,986
		上川井（東行）	大型車	2,784	0	2,784
			小型車	6,918	18	6,936
			合計	9,702	18	9,720
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	965	10	975
			小型車	5,336	236	5,572
			合計	6,301	246	6,547
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,034	130	1,164
			小型車	5,690	295	5,985
			合計	6,724	425	7,149

注 1：予測時間帯は「騒音に係る環境基準について」に基づく昼間（6～22 時）としました。

イ．道路条件

予測地点における道路条件は表 6.8-19、道路断面は図 6.8-9 に示すとおりです。

表 6.8-19　予測地点の道路条件（工事中及び撤去中）

予測地点	道路名	工事中		撤去中	
		車線数	道路幅員(m)	車線数	道路幅員(m)
地点 1	環状 4 号線	4 車線	24.0	4 車線	24.0
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	3 車線	19.9	4 車線	22.0
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	2 車線	11.2	4 車線	28.0
地点 4	環状 4 号線	4 車線	25.0	4 車線	25.0

注 1：道路幅員は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（令和 4 年 1 月、横浜市）を参照しました。地点 2 及び地点 3 は、横浜市による道路拡幅が予定されています。地点 4 は現況 2 車線ですが、土地区画整理事業による拡幅が予定されています。

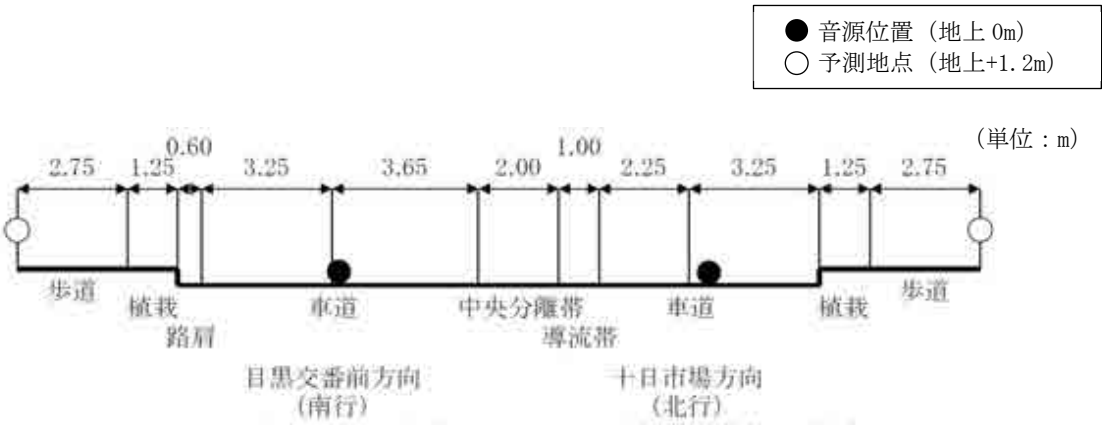

図 6.8-9(1)　道路断面（地点 1：工事中及び撤去中）

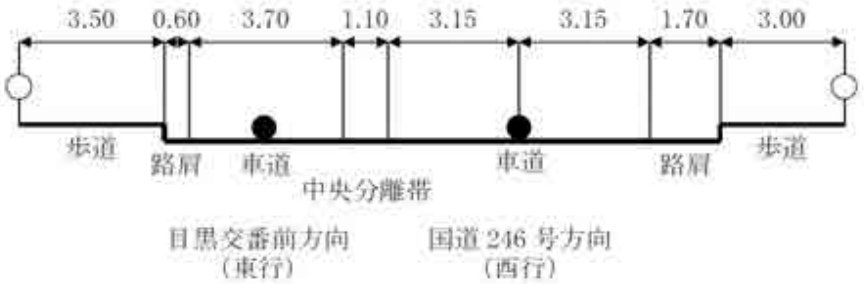

図 6.8-9(2)　道路断面（地点 2：工事中）

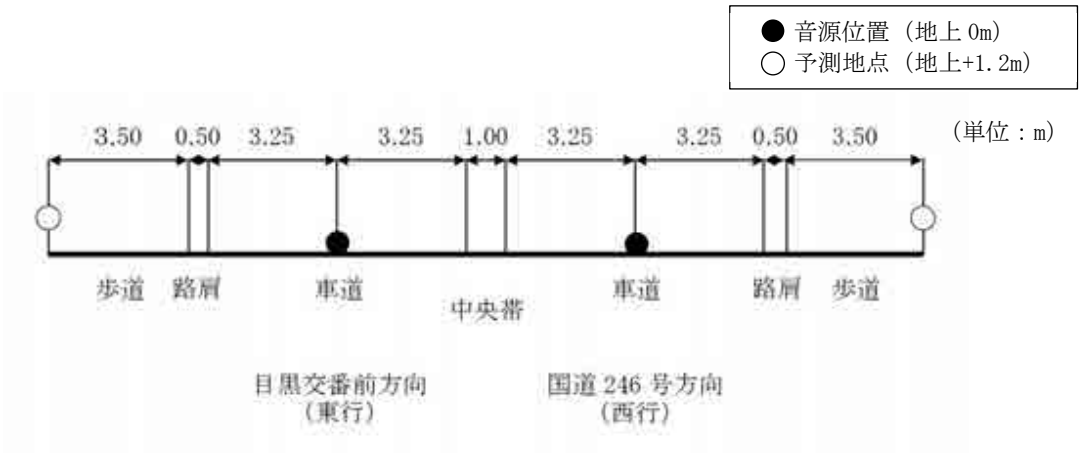

図 6.8-9(3)　道路断面（地点 2：撤去中）

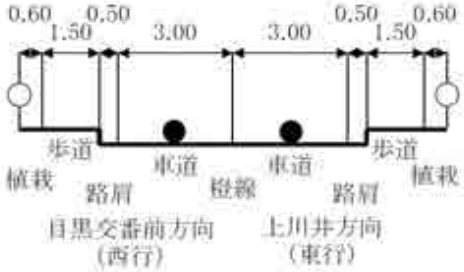

図 6.8-9(4)　道路断面（地点 3：工事中）

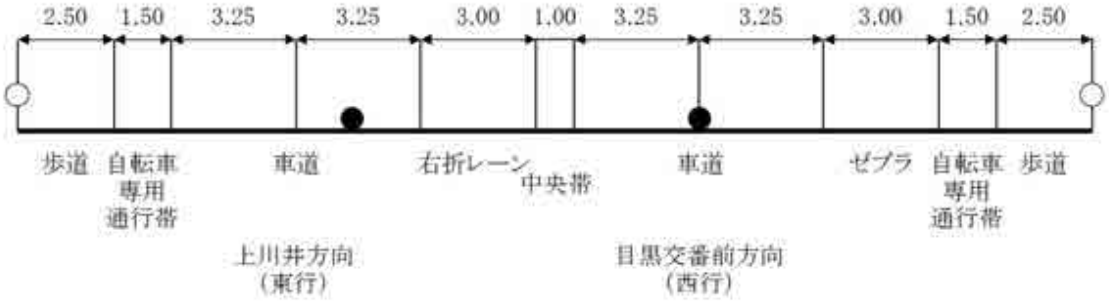

図 6.8-9(5)　道路断面（地点 3：撤去中）

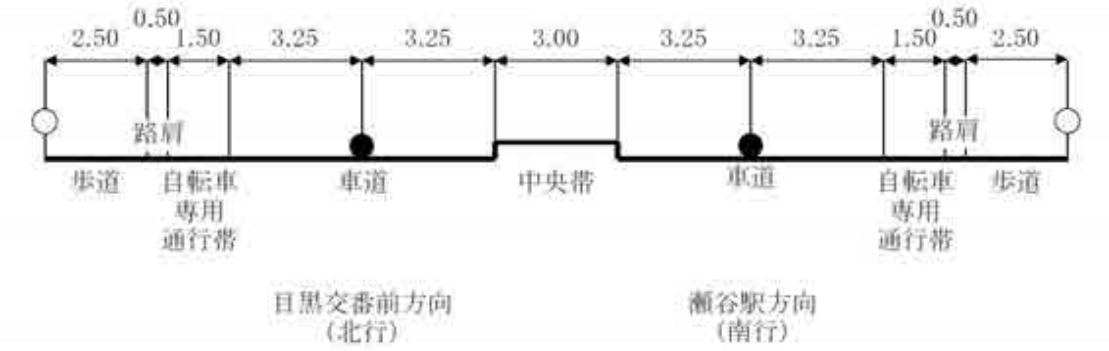

図 6.8-9(6)　道路断面（地点 4：工事中及び撤去中）

ウ． 走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.8-20 に示すとおりです。

表 6.8-20　予測地点の走行速度（工事中及び撤去中）

単位：km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 4	環状 4 号線	40

⑥ 予測結果

ア．本博覧会のみの予測結果

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、表 6.8-21（工事中）及び表 6.8-22（撤去中）に示すとおりです。

工事中において、工事用車両の走行台数が最大になる時点（令和 8 年 9 月）の道路交通騒音（L_{Aeq}）は 65.9～72.9 デシベルであり、予測 4 地点のうち 2 地点（地点 1、地点 4）で環境基準以下になると予測します。その他の 2 地点（地点 2、地点 3）については、環境基準は上回りますが、工事用車両に起因する騒音レベルの増分は最大 0.2 デシベル（0.0～0.2 デシベル）と予測します。

表 6.8-21(1)　工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（工事中：本博覧会のみ）

単位：デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル(L_{Aeq})		環境基準
			工事中交通量	環境基準との比較	
地点 1	環状 4 号線	東側	65.9	○	70
		西側	67.1	○	
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	71.9	×	65
		南側	71.0	×	
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	72.9	×	65
		北側	72.7	×	
地点 4	環状 4 号線	西側	69.8	○	70
		東側	70.0	○	

注 1：時間区分は、昼間：6～22 時です。
注 2：「環境基準との比較」は、「○」が基準以下、「×」が環境基準を上回ることを示します。
注 3：地点 4 の予測においては、車線構成が現況より変わることから、現地調査結果を用いた補正を行わず、将来一般交通量、工事中交通量による等価騒音レベルの計算値を用いています。

表 6.8-21(2)　環境基準超過地点における道路交通騒音の増加分（工事中：本博覧会のみ）

単位：デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル(L_{Aeq})		工事用車両による増加分
			将来一般交通量	工事中交通量	
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	71.9	71.9	0.0
		南側	71.0	71.0	0.0
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	72.7	72.9	0.2
		北側	72.6	72.7	0.1

注 1：時間区分は、昼間：6～22 時です。

撤去中において、工事用車両の走行台数が最大になる時点（令和 9 年 10 月）の道路交通騒音（L_{Aeq}）は 64.0～68.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで環境基準以下になると予測します。

表 6.8-22　工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（撤去中：本博覧会のみ）

単位：デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）		環境基準
			撤去中交通量	環境基準との比較	
地点 1	環状 4 号線	東側	65.7	○	70
		西側	66.7	○	
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	68.7	○	70
		南側	68.9	○	
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	66.3	○	70
		北側	67.8	○	
地点 4	環状 4 号線	西側	64.0	○	70
		東側	64.2	○	

注 1：時間区分は、昼間：6～22 時です。
注 2：騒音レベルの予測値は、撤去中の道路幅員及び道路構造を反映したものとなります。
注 3：「環境基準との比較」は、「○」が基準以下、「×」が環境基準を上回ることを示します。
注 4：地点 2 及び地点 3 は道路拡幅により適用される基準値が工事中とは異なります。
注 5：地点 2、地点 3 及び地点 4 の予測においては、車線構成が現況より変わることから、現地調査結果を用いた補正を行わず、将来一般交通量、工事中交通量による等価騒音レベルの計算値を用いています。

イ．他事業を考慮した予測結果

他事業を考慮した工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、表 6.8-23 に示すとおりです。

本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になる時点（令和 8 年 9 月）の他事業を考慮した道路交通騒音（L_{Aeq}）は 65.9～73.0 デシベルであり、予測 4 地点のうち 1 地点（地点 1）で環境基準以下になると予測します。その他の 3 地点（地点 2、地点 3、地点 4）については、環境基準は上回りますが、工事用車両に起因する騒音レベルの増分は最大 0.3 デシベル（0.0～0.3 デシベル）と予測します。

表 6.8-23(1)　工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（工事中：他事業を考慮した予測）

単位：デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル(L_{Aeq})		環境基準
			他事業を考慮した工事中交通量	環境基準との比較	
地点 1	環状 4 号線	東側	65.9	○	70
		西側	67.2	○	
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	71.9	×	65
		南側	71.0	×	
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	73.0	×	65
		北側	72.8	×	
地点 4	環状 4 号線	西側	69.9	○	70
		東側	70.1	×	

注 1：時間区分は、昼間：6～22 時です。
注 2：「環境基準との比較」は、「○」が基準以下、「×」が環境基準を上回ることを示します。

表 6.8-23(2)環境基準超過地点における道路交通騒音の増加分(工事中：他事業を考慮した予測)

単位：デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル(L_{Aeq})		工事用車両による増加分
			将来一般交通量	他事業を考慮した工事中交通量	
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	71.9	71.9	0.0
		南側	71.0	71.0	0.0
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	72.7	73.0	0.3
		北側	72.6	72.8	0.2
地点 4	環状 4 号線	西側	(69.7)	(69.9)	(0.2)
		東側	69.8	70.1	0.3

注 1：時間区分は、昼間：6～22 時です。
注 2：地点 4 の西側は環境基準以下であるため、本表では参考として括弧書きで示しています。

(3) 関係車両の走行に伴う道路交通騒音

① 予測項目

予測項目は、関係車両（来場者の自家用車、シャトルバス及び団体バス、資機材の運搬、廃棄物等の搬出及び施設の管理等を行う車両等）の走行に伴う道路交通騒音としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、関係車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、道路交通騒音及び自動車断面交通量の現地調査地点1～7としました（前掲図 6.8-1（p.6.8-6）参照）。

また、予測位置は道路端とし、予測高さは地上1.2mとしました。

表 6.8-24 関係車両の走行に伴う騒音の予測地点

予測地点	道路名
地点1	環状4号線
地点2	市道五貫目第33号線（八王子街道）
地点3	市道五貫目第33号線（八王子街道）
地点4	環状4号線
地点5	深見第228号線
地点6	環状4号線
地点7	瀬谷地内線

③ 予測時期

予測対象時期は、開催期間中における来場者のピーク時期としました。

開催中においては、他事業（土地区画整理事業）の工事用車両の走行が生じる可能性がありますが、その台数は最大で18台/日程度と想定されます。本博覧会の関係車両の台数(表 6.8-25)と比べて少ないため、他事業による影響は極めて小さいと考えられます。

以上のことを踏まえ、開催中の他事業との累積的な影響の予測は行わないこととしました。

④ 予測方法

ア．予測手順及び方法

予測手順は、「(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音」（p.6.8-31）と同様[注]です。

なお、地点 2、地点 3、地点 4 及び地点 5 の予測においては、現況と供用後で道路構造が変わることから、現地調査結果を用いた補正は行わず、将来一般交通量、開催中交通量による等価騒音レベルの計算値を表記することとしました。

注：ただし、手順図において「工事用車両」を「関係車両」と読み替えるものとします。

イ．予測式

予測式は、「(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音」と同様としました。(p.6.8-32～6.8-33 参照)

⑤ 予測条件

ア．交通条件

予測対象時期における交通量は、表 6.8-25 に示すとおり設定しました。

本博覧会の来場者のピーク時期（多客日）において会場周辺で想定される交通状況を踏まえた開催中交通量（一般車両及び関係車両）を設定しました。

表 6.8-25(1) 来場者のピーク時期（多客日）予測交通量（関係車両の走行に伴う道路交通騒音）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量		
				将来一般交通量	関係車両台数	開催中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,229	1,313	2,542
			小型車	4,001	3,098	7,099
			合計	5,230	4,411	9,641
		十日市場（北行）	大型車	1,030	1,313	2,343
			小型車	4,906	2,221	7,127
			合計	5,936	3,534	9,470
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	2,011	4	2,015
			小型車	4,975	1,672	6,647
			合計	6,986	1,676	8,662
		国道 246 号（西行）	大型車	1,919	4	1,923
			小型車	4,996	1,432	6,428
			合計	6,915	1,436	8,351

注 1：「将来一般交通量」及び「関係車等両台数」は、来場者のピーク時期（利用者数：10.5 万人）に想定される台数を推定したものです。

注 2：予測時間帯は昼間（6～22 時）としました。

表 6.8-25(2)　来場者のピーク時期（多客日）予測交通量（関係車両の走行に伴う道路交通騒音）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量		
				将来一般交通量	関係車両台数	開催中交通量
				A	B	A+B
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	1,460	0	1,460
			小型車	3,856	4,073	7,929
			合計	5,316	4,073	9,389
		上川井（東行）	大型車	1,567	0	1,567
			小型車	3,810	4,864	8,674
			合計	5,377	4,864	10,241
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	1,122	1,317	2,439
			小型車	4,602	3,653	8,255
			合計	5,724	4,970	10,694
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,027	1,317	2,344
			小型車	4,089	5,040	9,129
			合計	5,116	6,357	11,473
地点 5	深見第 228 号線	環状 4 号線（西行）	大型車	479	0	479
			小型車	3,194	336	3,530
			合計	3,673	336	4,009
		細谷戸公園（東行）	大型車	404	181	585
			小型車	2,678	299	2,977
			合計	3,082	480	3,562
地点 6	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	754	578	1,332
			小型車	3,619	808	4,427
			合計	4,373	1,386	5,759
		瀬谷駅（南行）	大型車	677	578	1,255
			小型車	3,281	643	3,924
			合計	3,958	1,221	5,179
地点 7	瀬谷地内線	細谷戸公園（北行）	大型車	441	181	622
			小型車	3,384	326	3,710
			合計	3,825	507	4,332
		瀬谷駅（南行）	大型車	339	181	520
			小型車	2,587	289	2,876
			合計	2,926	470	3,396

注 1：「将来一般交通量」及び「関係車等両台数」は、来場者のピーク時期（利用者数：10.5 万人）に想定される台数を推定したものです。

注 2：予測時間帯は昼間（6～22 時）としました。

イ．道路条件

予測地点における道路条件は表 6.8-26、道路断面は、図 6.8-10 に示すとおりです。

表 6.8-26　予測地点の道路条件

予測地点	道路名	車線数	道路幅員(m)
地点 1	環状 4 号線	4 車線	24.0
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	4 車線	22.2
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	4 車線	28.0
地点 4	環状 4 号線	4 車線	25.0
地点 5	深見第 228 号線	2 車線	26.0
地点 6	環状 4 号線	2 車線	18.1
地点 7	瀬谷地内線	2 車線	15.4

注 ：道路幅員は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（令和 4 年 1 月、横浜市）を参照しました。

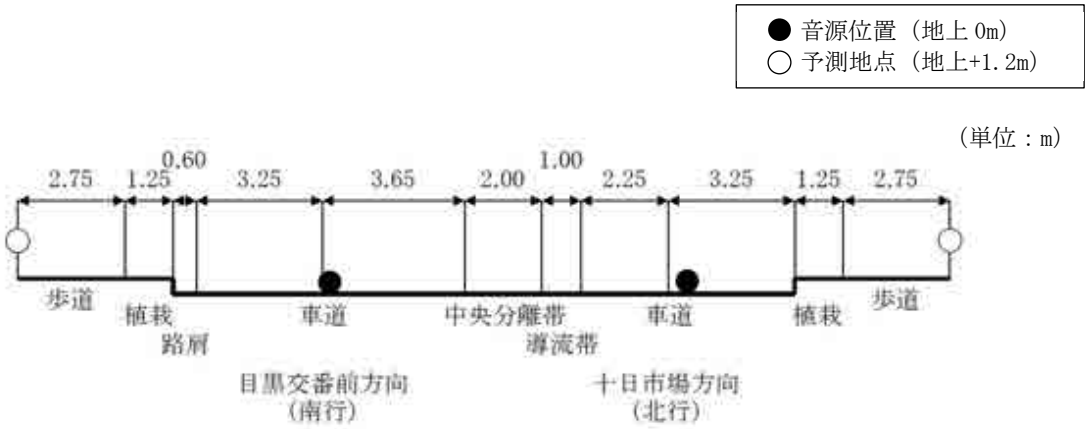

図 6.8-10(1)　道路断面（地点 1）

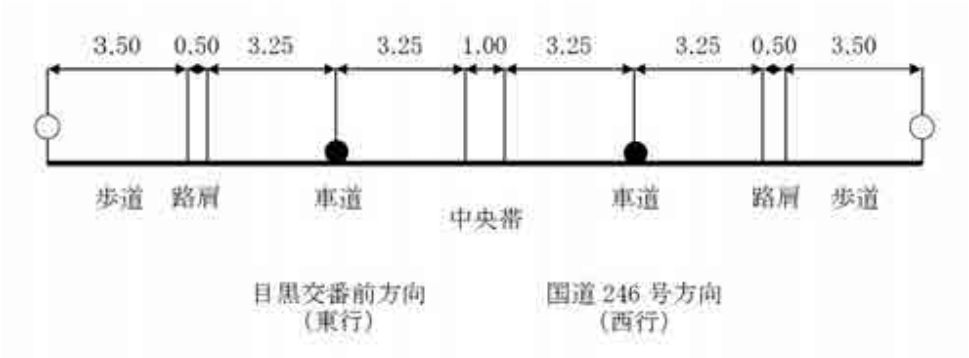

図 6.8-10(2)　道路断面（地点 2）

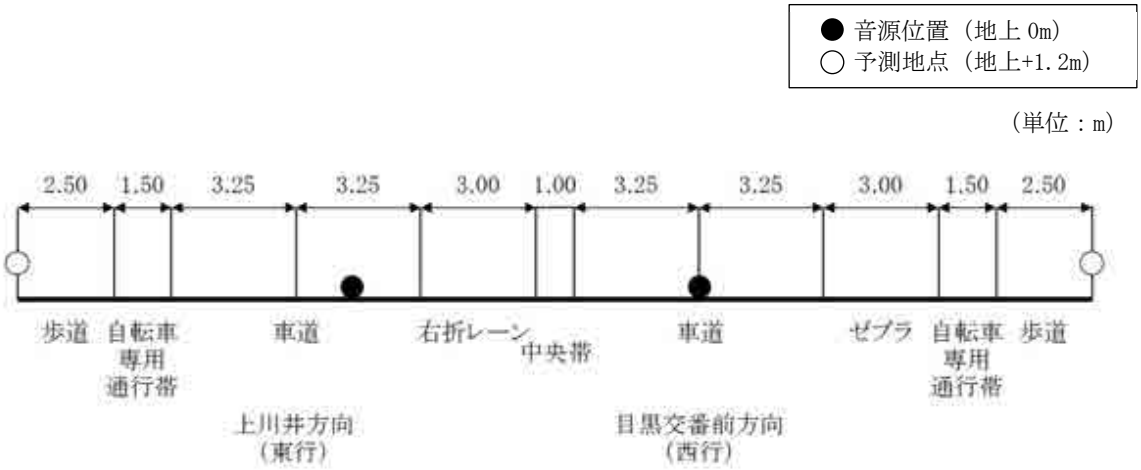

図 6.8-10(3)　道路断面（地点 3）

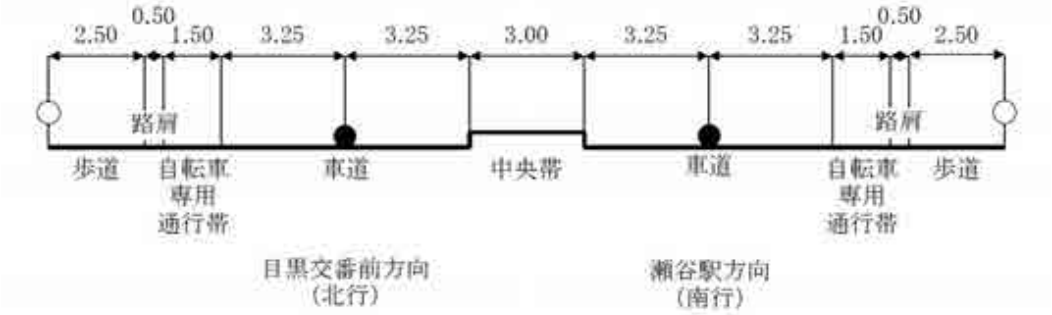

図 6.8-10(4)　道路断面（地点 4）

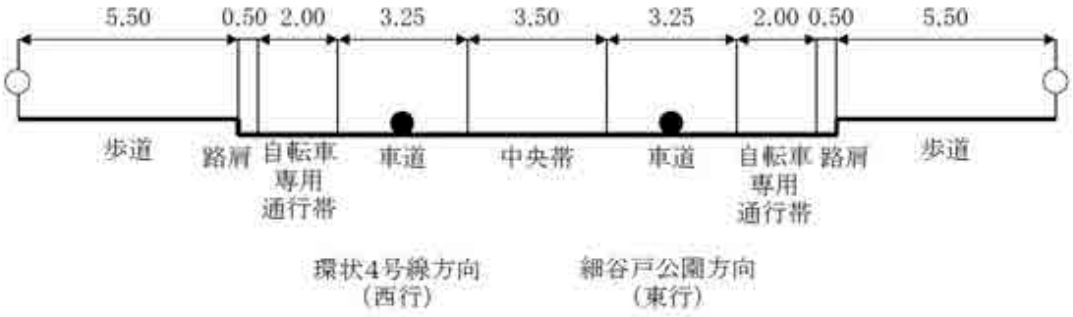

図 6.8-10(5)　道路断面（地点 5）

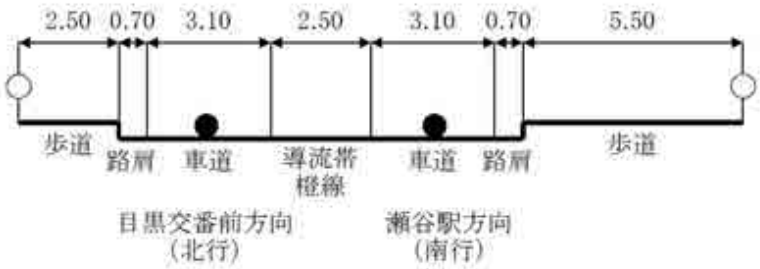

図 6.8-10(6)　道路断面（地点 6）

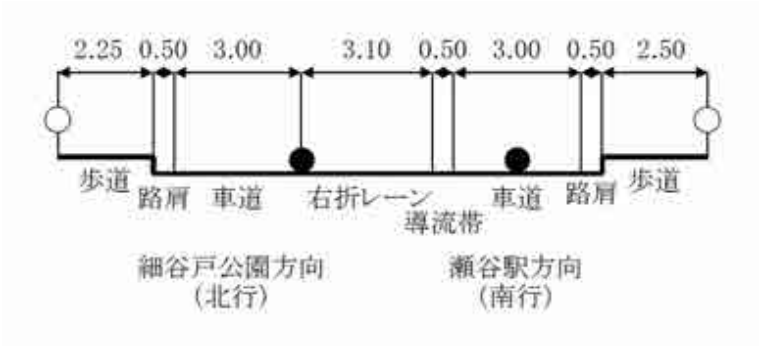

図 6.8-10(7)　道路断面（地点 7）

ウ．走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.8-27 に示すとおりです。

表 6.8-27　予測地点の走行速度

単位：km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 4	環状 4 号線	40
地点 5	深見第 228 号線	40
地点 6	環状 4 号線	40
地点 7	瀬谷地内線	40

⑥　予測結果

関係車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、表 6.8-28 に示すとおりです。

開催中交通量による道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、60.7～68.2 デシベルであり、予測 7 地点のうち 4 地点（地点 1、地点 2、地点 3、地点 4）で環境基準を下回ると予測します。その他の 3 地点（地点 5、地点 6、地点 7）については、将来一般交通量において環境基準を上回っており、関係車両による道路交通騒音レベルの増加分は最大 1.8 デシベル（0.5～1.8 デシベル）と予測します。このうち、地点 7 については、既存資料（土地区画整理事業）における道路交通騒音の測定結果（表 6.8-4）では、環境基準を下回っていますが、開催中の予測結果（表 6.8-28）では、将来一般交通量において環境基準を上回っています。これは、整備計画中の道路（瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線）が開通することによって、通過交通が増加する影響によるものと考えられます。

表 6.8-28(1)　関係車両の走行に伴う道路交通騒音（開催中）

単位：デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル(L_{Aeq})		環境基準
			開催中交通量	環境基準との比較	
地点 1	環状 4 号線	東側	66.7	○	70
		西側	67.8	○	
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	66.7	○	70
		南側	66.6	○	
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	64.2	○	70
		北側	66.0	○	
地点 4	環状 4 号線	西側	67.0	○	70
		東側	67.0	○	
地点 5	深見第 228 号線	南側	60.7	×	60
		北側	60.8	×	
地点 6	環状 4 号線	西側	68.2	×	65
		東側	66.4	×	
地点 7	瀬谷地内線	西側	65.3	×	60
		東側	64.7	×	

注 1：時間区分は、昼間：6～22 時です。
注 2：「環境基準との比較」は、「○」が基準以下、「×」が環境基準を上回ることを示します。

表 6.8-28(2)　環境基準超過地点における道路交通騒音の増加分（開催中）

単位：デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル(L_{Aeq})		関係車両による増加分
			将来一般交通量	開催中交通量	
地点 5	深見第 228 号線	南側	60.2	60.7	0.5
		北側	60.0	60.8	0.8
地点 6	環状 4 号線	西側	66.5	68.2	1.7
		東側	64.6	66.4	1.8
地点 7	瀬谷地内線	西側	64.4	65.3	0.9
		東側	63.7	64.7	1.0

注 1：時間区分は、昼間：6～22 時です。
注 2：将来一般交通量について、地点 5 の東側、地点 6 の西側、地点 7 の両側で環境基準を上回ります。

なお、騒音の予測に用いた交通量については、開催時の実態に即した予測となるよう、開催時の来場者のピーク時期における将来一般交通量について推計しましたが、将来一般交通量として土地区画整理事業の現地調査結果である現況交通量（混雑時）を使用した場合の影響についても検証を行いました。検証の詳細は、資料編 p.資 1.7-22「1.7.1 (6) 現況交通量（混雑時）に基づく道路交通騒音の予測」に示すとおりです。

(4) 施設の供用に伴う騒音

① 予測項目

行催事における音響施設の使用に伴う騒音としました。

② 予測地域・地点

予測地点は、対象事業実施区域の南側にある住宅団地（県営細谷戸ハイツ等）周辺における敷地境界付近 2 地点（地点 1、地点 2）としました（図 6.8-11（p.6.8-53）参照）。

注： 住宅団地等が面的に広がりをもつことを踏まえ、代表する地点として対象事業実施区域に近い北西端と北東端の 2 地点を設定しました。

③ 予測時期

予測時期は、開催期間中の行催事の開催時としました。

開催中は、本博覧会の実施区域周辺で他事業（土地区画整理事業）の工事が行われている可能性がありますが、行催事に起因する騒音と建設作業騒音とでは、音の性質や評価の考え方が異なることから、累積的な影響の予測を行わないこととしました。

④ 予測方法

予測方法は、「建設工事騒音の予測モデル　“ASJ CN-Model 2007”」（日本音響学会誌　第 64 巻 4 号、平成 20 年 4 月）に示される騒音の伝播理論式（距離減衰式）と、複数音源による騒音レベルの合成式を用いる方法としました。

予測式は次に示すとおりです。なお、騒音回折や透過損失等の補正項（回折、透過損失）はゼロとしました。

A　伝搬理論式

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20\log_{10} r_i + \Delta L_{cor,i}$$

i　：伝搬に影響を与える要因（$i=1$：回折、$i=2$：透過損失）

$L_{A,i}$　：予測点における騒音レベル（デシベル）

$L_{WA,i}$　：音源の騒音パワーレベル（デシベル）

r_i　：発生源から予測点までの距離（m）

$\Delta L_{cor,i}$　：伝搬に影響を与える各種要因に関する補正量
（※本予測では補正量＝0 とした）

B　複数音源による騒音レベルの合成式

$$L_A = 10log_{10}(10^{L_{A_1}/10} + 10^{L_{A_2}/10} + \cdots + 10^{L_{A_n}/10})$$

L_A　：予測地点での合成騒音レベル（デシベル）

L_{An}　：予測地点での発生源nからの騒音レベル（デシベル）

⑤ 予測条件

想定する音源の種類及び騒音パワーレベルは表 6.8-29 に示すとおりです。

音源の種類としては、催事施設で使用される音響機器としました。また、開催期間中の標準的な行催事（ケース 1：標準的な行催事）及び大規模な行催事（ケース 2：大規模な行催事）の 2 ケースを設定しました。

また、各音源と予測地点との距離は、表 6.8-30 及び図 6.8-11 に示すとおりです。

表 6.8-29　行催事に係る騒音源の設定

ケース[注1]	考え方	音源の騒音パワーレベル[注2]		
		音源 1 （行催事等）	音源 2 （行催事等）	音源 3 （行催事等）
ケース 1 （標準的な行催事）	開催期間中の標準的な規模の行催事が実施されるケース	106 デシベル		
ケース 2 （大規模な行催事）	開催期間中に数回程度想定される、比較的大規模な行催事が実施されるケース	117 デシベル		

注 1：ケース 1・2 とも、催事施設 3 か所同時に行催事が同時に開催されるものとして設定。

注 2：音源のパワーレベルは、愛・地球博の環境影響評価図書等を参考に設定された「2025 年日本国際博覧会環境影響評価書」（令和 4 年 6 月、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会）の騒音パワーレベルを参考とし、園芸博覧会という本博覧会の特性、本博覧会で想定される行催事の種類や形態を勘案し、設定しました。

ケース 1…「スペシャルデー、ナショナルデーイベント」に相当する値（106 デシベル）

ケース 2…「ステージイベント」に相当する値（117 デシベル）

表 6.8-30　予測地点と音源との距離

予測地点	音源との距離		
	音源 1 （行催事等）	音源 2 （行催事等）	音源 3 （行催事等）
地点 1	290m	510m	710m
地点 2	800m	560m	220m



図 6.8-11　音源及び予測地点の位置

⑥ 予測結果

距離減衰式による騒音の予測結果は表 6.8-31 に示すとおりです。

対象事業実施区域南側にある住宅団地（県営細谷戸ハイツ等）周辺の予測地点における等価騒音レベルは、ケース 1（標準的な行催事）では 52～53 デシベルであり、環境基準値を下回ると想定します（表 6.8-5(1)（p.6.8-11）に示す「騒音に係る環境基準」（昼間 55 デシベル、「A 及び B」の類型））。また、ケース 2（大規模な行催事）の場合は 62～63 デシベル程度になると予測されますが、距離による減衰の他に空気や地表面、障害物等による減衰効果も期待されること、大規模な行催事は開・閉会など、開催する頻度は少ないことから、周辺環境への影響は限定的であると考えられます。

表 6.8-31　距離減衰式による行催事に係る騒音の予測結果

単位：デシベル

ケース	予測地点	等価騒音レベル（L_{Aeq}）					環境基準値[注2]
		各音源からの寄与値			バックグラウンド値[注]	合成値	
		音源 1（行催事等）	音源 2（行催事等）	音源 3（行催事等）			
		A	B	C	D	A+B+C+D	
ケース 1（標準的な行催事）	地点 1	49	44	41	45	52	55
	地点 2	40	43	51		53	
ケース 2（大規模な行催事）	地点 1	60	55	52		62	
	地点 2	51	54	62		63	

注 1：バックグラウンド値は、現地調査結果（表 6.8-4(1)（p.6.8-9）参照）より、予測地点に近い「地点 A」における休日昼間の値を適用しました。

注 2：環境基準値は、「騒音に係る環境基準」（昼間 55 デシベル、「A 及び B」の類型）を示しています。

6.8.4 環境の保全のための措置

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音

環境の保全のための措置は、建設機械の稼働に伴う影響を低減するため、表 6.8-32 に示す内容を実施します。

表 6.8-32　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	・可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う騒音をできるだけ低減させます。

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

環境の保全のための措置は、工事用車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.8-33 に示す内容を実施します。

表 6.8-33　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。また、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う騒音をできるだけ低減させます。

(3) 関係車両の走行に伴う道路交通騒音

環境の保全のための措置は、関係車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.8-34 に示す内容を実施します。

表 6.8-34　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行	・公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、会場周辺への交通集中を抑制し、来場車両による負荷を低減します。 ・輸送車両（シャトルバス等）や搬出入車両は、効率的な運行を行うとともに、エコドライブを徹底します。また、輸送車両には環境配慮型車両（電気バス）を一部導入します。 ・自家用車での来場者に対しては、エコドライブの徹底や、環境配慮型車両（EV、FCV 等）での来場を促します。

(4) 施設の供用に伴う騒音

環境の保全のための措置は、施設の供用に伴う影響を低減するため、表 6.8-35 に示す内容を実施します。

表 6.8-35　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 施設の供用	・対象事業実施区域南側の住宅団地（県営細谷戸ハイツ等）の隣接地においては、大音量の音響設備の使用を原則として禁止し、大規模な行催事を開催する場合には事前に周辺住宅等に周知を図り、理解が得られるよう努めます。 ・音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定します。ルールは、必要に応じて見直しを行います。 ・屋外スピーカーを使用する際には、必要に応じて、隣接する住宅団地や市民の森方向に到達する音を低減するための対策（指向性を有する音響機材の使用等）を講じます。 ・敷地境界への植栽によって、音響設備の使用による周辺住宅地への影響の低減を図ります。

6.8.5 評価

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音

工事中の建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{A5})は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、北側工事敷地境界において最大 64 デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下となる結果になりました。

撤去中の本博覧会の建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{A5})は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 9 年 10 月において、南側工事敷地境界において最大 67 デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下となる結果になりました。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業を考慮した建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{A5})は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、東側工事敷地境界において最大 64 デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下となる結果になりました。

環境保全措置として、可能な限りの低騒音型建設機械の採用、工事内容に合わせた建設機械の設定、集中稼働の回避、工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて、建設機械の使用時におけるアイドリングストップや高負荷運転の防止等の配慮の徹底、建設機械の点検・整備による性能維持を講じることで、より一層の低減を図ります。さらに、横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う騒音をできるだけ低減させます。

以上のことから、環境保全目標「騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下とすること」を達成するものと評価します。

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

工事中について、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和8年9月の道路交通騒音（L_{Aeq}）は、工事用車両の主要走行ルート上において65.9～72.9デシベルであり、予測4地点のうち2地点（地点1、地点4）で環境基準以下になると予測します。環境基準を上回る2地点（地点2、地点3）について、工事用車両に起因する騒音レベルの増分は最大0.2デシベル（0.0～0.2デシベル）デシベルと予測します。

撤去中について、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和9年10月の道路交通騒音（L_{Aeq}）は、工事用車両の主要走行ルート上において64.0～68.9デシベルであり、予測4地点全てで環境基準以下になると予測します。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した工事中（令和8年9月）の道路交通騒音（L_{Aeq}）は、工事用車両の主要走行ルート上において65.9～73.0デシベルであり、予測4地点のうち1地点（地点1）で環境基準以下になると予測します。環境基準を上回る3地点（地点2、地点3、地点4）について、工事用車両に起因する騒音レベルの増分は最大0.3デシベル（0.0～0.3デシベル）と予測します。

環境保全措置として工事用車両の一極集中を回避するための計画的かつ効率的な運行計画の検討・実行、工事関係者に対するエコドライブ実施の指導を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。また、横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う騒音をできるだけ低減させます。

以上のことから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

(3) 関係車両の走行に伴う道路交通騒音

来場者のピーク時期（想定利用者数 10.5 万人）における、関係車両の走行に伴う将来交通量による道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、60.7～68.2 デシベルであり、予測 7 地点のうち 4 地点（地点 1、地点 2、地点 3、地点 4）では環境基準を下回り、あとの 3 地点（地点 5、地点 6、地点 7）では環境基準は超過するものの、これらの地点における本博覧会の関係車両に起因する騒音レベルの増分は最大 1.8 デシベル（0.5～1.8 デシベル）と予測します。

このうち、地点 7 については、既存資料（土地区画整理事業）における道路交通騒音の測定結果（表 6.8-4）では、環境基準を下回っていますが、開催中の予測結果（表 6.8-28）では、将来一般交通量において環境基準を上回っています。これは、整備計画中の道路（瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線）が開通することによって、通過交通が増加する影響によるものと考えられます。

また、パークアンドライドによる会場周辺への自家用車の交通集中抑制のほか、搬出入車両の効率的な運行、エコドライブの周知徹底等を講じる等の取組みにより可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

(4) 施設の供用に伴う騒音

本博覧会における音響施設の使用に伴う騒音レベルは、対象事業実施区域南側にある住宅団地（県営細谷戸ハイツ等）周辺の予測地点における等価騒音レベルは、ケース 1（標準的な行催事）では 52～53 デシベルであり、環境基準値を下回ると想定します（表 6.8-5(1)（p.6.8-11）に示す「騒音に係る環境基準」（昼間 55 デシベル、「A 及び B」の類型））。また、ケース 2（大規模な行催事）の場合は 62～63 デシベル程度になると予測されますが、距離による減衰の他に空気や地表面、障害物等による減衰効果も期待されること、大規模な行催事は開・閉会など、開催する頻度は少ないことから、周辺環境への影響は限定的であると考えられます。

また、行催事の運営においては、対象事業実施区域南側の住宅団地の隣接地における大音量の音響設備の使用を原則的に禁じること、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定すること、屋外スピーカーを使用する際には隣接する住宅団地や市民の森方向への到達音を低減するための対策（指向性を有する音響機材の使用等）を講じること、大規模な行催事を開催する場合には事前に周辺住宅等に周知を図り、理解が得られるよう努めること、敷地境界への植栽によって音響設備の使用による周辺住宅地への影響の低減に努めること等の環境の保全のための措置を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成すると評価します。

6.9　振動

6.9 振動

本博覧会の実施により、工事中及び撤去中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、開催中は関係車両の走行が、周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中に生じる振動による影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設機械の稼働に伴う振動（工事中及び撤去中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料（土地区画整理事業）における対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動レベル（L_{10}）は、平日昼間 26～31 デシベル、平日夜間 25 デシベル未満～27 デシベル、休日昼間 25 デシベル未満～28 デシベル、休日夜間 25 デシベル未満でした。 ・既存資料（土地区画整理事業）における対象事業実施区域周辺の道路交通振動レベル（L_{10}）は、平日昼間 36～56 デシベル、平日夜間 25～54 デシベル、休日昼間 34～49 デシベル、休日夜間 25 デシベル未満～49 デシベルでした。	p. 6. 9-8 ～6. 9-14
環境保全目標	・振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である 75 デシベル以下とすること。	p. 6. 9-14
予測結果の概要	・工事中の建設機械の稼働に伴う振動レベル（L_{10}）は、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、北側工事敷地境界において最大 53 デシベルと予測します。 ・撤去中の建設機械の稼働に伴う振動レベル（L_{10}）は、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和 9 年 10 月において、南西側工事敷地境界において最大 49 デシベルと予測します。 ・同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した振動レベル（L_{10}）は、本博覧会の予測時期である令和 8 年 9 月において、南西側工事敷地境界において最大 56 デシベルと予測します。	p. 6. 9-19 ～6. 9-23
環境の保全のための措置の概要	・可能な限り最新の低振動型建設機械や低振動の工法を採用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う振動をできるだけ低減させます。	p. 6. 9-44
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である 75 デシベルとすること」を達成するものと評価します。	p. 6. 9-45

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う道路交通振動（工事中及び撤去中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料（土地区画整理事業）における対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動レベル（L_{10}）は、平日昼間 26～31 デシベル、平日夜間 25 デシベル未満～27 デシベル、休日昼間 25 デシベル未満～28 デシベル、休日夜間 25 デシベル未満でした。 ・既存資料（土地区画整理事業）における対象事業実施区域周辺の道路交通振動レベル（L_{10}）は、平日昼間 36～56 デシベル、平日夜間 25～54 デシベル、休日昼間 34～49 デシベル、休日夜間 25 デシベル未満～49 デシベルでした。	p.6.9-8 ～6.9-14
環境保全目標	・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。	p.6.9-14
予測結果の概要	・工事中について、本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和 8 年 9 月の道路交通振動レベル（L_{10}）は、工事用車両の主要走行ルート上において昼間で 47.7～58.1 デシベル、夜間で 45.2～55.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。 ・撤去中について、本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和 9 年 10 月の道路交通振動レベル（L_{10}）は、工事用車両の主要走行ルート上において昼間で 47.6～52.9 デシベル、夜間で 45.2～51.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。 ・同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した振動レベル（L_{10}）は、工事用車両の主要走行ルート上において昼間で 47.7～58.2 デシベル、夜間で 45.3～55.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。	p.6.9-33 ～6.9-35
環境の保全のための措置の概要	・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。また、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う振動をできるだけ低減させます。	p.6.9-44
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」を達成するものと評価します。	p.6.9-46

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【関係車両の走行に伴う道路交通振動（開催中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料（土地区画整理事業）における対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動レベル（L_{10}）は、平日昼間 26～31 デシベル、平日夜間 25 デシベル未満～27 デシベル、休日昼間 25 デシベル未満～28 デシベル、休日夜間 25 デシベル未満でした。 ・既存資料（土地区画整理事業）における対象事業実施区域周辺の道路交通振動レベル（L_{10}）は、平日昼間 36～56 デシベル、平日夜間 25～54 デシベル、休日昼間 34～49 デシベル、休日夜間 25 デシベル未満～49 デシベルでした。	p.6.9-8 ～6.9-14
環境保全目標	・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。	p.6.9-14
予測結果の概要	・来場者のピーク時期（想定利用者数 10.5 万人）の道路交通振動レベル（L_{10}）は、関係車両の走行ルート上において、昼間で 43.8～50.3 デシベル、夜間で 44.1～50.1 デシベルであり、予測 7 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。 ・開催中に行われる土地区画整理事業の工事の影響を考慮した振動レベルは、土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加がわずかであるため[注2]、各地点の振動レベルへの影響は小さいと考えます。	p.6.9-42 ～6.9-43
環境の保全のための措置の概要	・公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、会場周辺への交通集中を抑制し、来場車両による負荷を低減します。 ・輸送車両（シャトルバス等）や搬出入車両は、効率的な運行を行うとともに、エコドライブを徹底します。また、輸送車両には環境配慮型車両（電気バス）を一部導入します。 ・自家用車での来場者に対しては、エコドライブの徹底や、環境配慮型車両（EV、FCV 等）での来場を促します。	p.6.9-44
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」を達成するものと評価します。	p.6.9-46

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

注 2：開催中における予測地点のうち、他事業の工事用車両の走行ルート上にある予測地点（地点 1～4）の関係車両の走行台数は 3,112～11,327 台/日に対して、他事業の工事用車両走行台数は最大 18 台/日です。

6.9.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

① 振動の状況（一般環境振動、道路交通振動）
② 地盤の状況（道路卓越振動数）
③ 地形、工作物の状況
④ 土地利用の状況
⑤ 振動の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）
⑥ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査地点は、表 6.9-1 及び図 6.9-1 に示すとおりです。一般環境振動は対象事業実施区域周辺の 3 地点（地点 A、地点 B、地点 C)、道路交通振動、地盤卓越振動数及び自動車交通量調査は、工事用車両及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（地点 1～7）とされています。

表 6.9-1 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点

項目	調査地点	所在地・路線
一般環境振動	地点 A	瀬谷区瀬谷町
	地点 B	旭区上川井町
	地点 C	瀬谷区瀬谷町
道路交通振動、交通量	地点 1	環状 4 号線
	地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）
	地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）
	地点 4	環状 4 号線
	地点 5	深見第 228 号線
	地点 6	環状 4 号線
	地点 7	瀬谷地内線

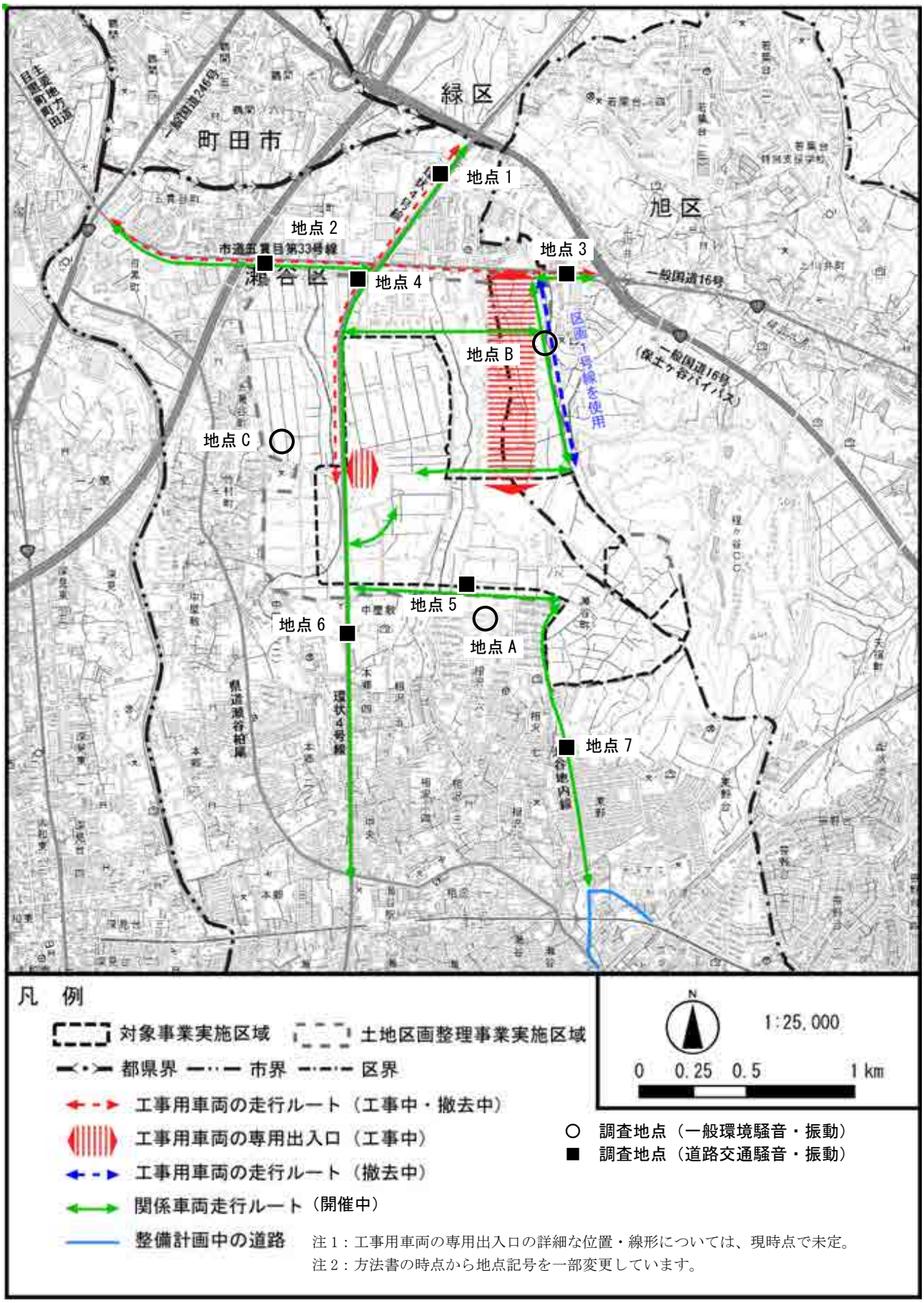

図 6.9-1　既存資料（土地区画整理事業）における振動の調査地点図

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査時期は、表 6.9-2 に示すとおり、平日及び休日に実施されています。

表 6.9-2　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査時期

調査項目	調査地点	調査時期
振動レベル	地点 A、B、C、 地点 1～7	平日：令和 2 年 10 月 27 日(火)10:00 ～令和 2 年 10 月 28 日(水)10:00 休日：令和 2 年 10 月 24 日(土)20:00 ～令和 2 年 10 月 25 日(日)20:00
地盤卓越振動数	地点 1～3、5～7	令和元年 11 月 7 日(木)6:00～22:00
	地点 4	令和 2 年 10 月 25 日(日)6:00～22:00

(4) 調査方法

①　振動の状況（一般環境振動、道路交通振動）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の測定方法は表 6.9-3(1)に示すとおり、「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に定める方法に準拠して実施されています。

また、調査に使用された機器は表 6.9-3(2)に示すとおりです。

表 6.9-3(1)　既存資料（土地区画整理事業）における調査方法（振動の状況）

項目	方法
振動レベル	計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」を使用して JIS Z 8735「振動レベルの測定法」に準拠し測定しました。 測定機器については、ピックアップを地表面に設置し、振動レベル計振動感覚補正回路を鉛直振動特性に設定し、鉛直方向について 24 時間の連続測定としました。

表 6.9-3(2)　既存資料（土地区画整理事業）における使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
振動レベル 地盤卓越振動数	振動レベル計	リオン（株）	VM-53A	周波数範囲：1～80Hz レベル範囲： VL　：25～120 デシベル（振動レベル） VAL：30～120 デシベル （振動加速度レベル）

②　地盤の状況（道路卓越振動数）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査方法は表 6.9-4 に示すとおり、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所　平成 25 年 3 月）に基づき、地盤卓越振動数が測定されています。

表 6.9-4　既存資料（土地区画整理事業）における調査方法（地盤の状況）

項目	方法
地盤卓越振動数	計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」をデータレコーダに接続し、大型車の単独走行 10 台の振動加速度レベルを収録し、室内で周波数分析を行いました。

③　地形、工作物の状況

調査方法は、「第 6 章　6.7 大気質 6.7.1（4）③ 地形、工作物の状況」（p.6.7-9 参照）と同様としました。

④　土地利用の状況

調査方法は、「第 6 章　6.7 大気質 6.7.1（4）④ 土地利用の状況」（p.6.7-10 参照）と同様としました。

⑤　振動の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

ア．既存資料調査

既存資料の収集・整理により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における自動車断面交通量の調査方法は「第 6 章　6.7 大気質 6.7.1（4）⑤　大気汚染物質の主要な発生源の状況」（p.6.7-10 参照）と同様としました。

⑥　関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

・「振動規制法」
・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
・「横浜市環境管理計画」
・「生活環境保全推進ガイドライン」

(5) 調査結果

① 振動の状況（一般環境振動、道路交通振動）

既存資料（土地区画整理事業）における一般環境振動及び道路交通振動の測定結果は、表 6.9-5 に示すとおりです。対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動（L_{10}）は、平日の昼間が 26～31 デシベル、夜間が 25 デシベル未満～27 デシベル、休日の昼間が 25 デシベル未満～28 デシベル、夜間が 25 デシベル未満とされています。なお、環境基準はありませんが、全地点の平日及び休日は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」における事業所において発生する許容限度を下回りました。

対象事業実施区域周辺の道路交通振動（L_{10}）は、平日の昼間が 36～56 デシベル、夜間が 25～54 デシベル、休日の昼間が 34～49 デシベル、夜間が 25 デシベル未満～49 デシベルとされています。全地点の昼間及び夜間は要請限度を下回っていました。

表 6.9-5(1) 測定結果（一般環境振動）

単位：デシベル

調査地点	用途地域	区域区分[注1]	区分	時間帯[注2]	L_{10}	許容限度との適合[注3]	許容限度[注3]
地点 A	第一種中高層住居専用地域	第 1 種	平日	昼間	26	○	60
			休日	昼間	28	○	
地点 B	市街化調整区域	第 1 種	平日	昼間	30	○	60
			休日	昼間	<25	○	
地点 C	市街化調整区域	第 1 種	平日	昼間	31	○	60
			休日	昼間	28	○	
地点 A	第一種中高層住居専用地域	第 1 種	平日	夜間	<25	○	55
			休日	夜間	<25	○	
地点 B	市街化調整区域	第 1 種	平日	夜間	27	○	55
			休日	夜間	<25	○	
地点 C	市街化調整区域	第 1 種	平日	夜間	<25	○	55
			休日	夜間	<25	○	

注 1：区域区分は、以下に示すとおりです。

【第 1 種区域】第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域

【第 2 種区域】近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 2：時間区分は、振動規制法に基づく区分です（昼間 8～19 時、夜間 19～8 時）。

注 3：「許容限度との適合」の記号は次のとおり。「許容限度」は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」に定められる、事業所において発生する振動の許容限度です。

「○」…許容限度以下、「×」…許容限度を上回る

注 4：「<25」は 25 デシベル未満を示します。

表 6.9-5(2)　測定結果（道路交通振動）

単位：デシベル

調査地点	用途地域	区域区分[注1]	区分	時間帯[注2]	L_{10}	要請限度との適合[注3]	要請限度[注3]
地点 1	近隣商業地域	第 2 種	平日	昼間	46	○	70
			休日	昼間	38	○	
地点 2	準工業地域	第 2 種	平日	昼間	46	○	70
			休日	昼間	40	○	
地点 3	準工業地域	第 2 種	平日	昼間	56	○	70
			休日	昼間	49	○	
地点 4	市街化調整区域	第 1 種	平日	昼間	43	○	65
			休日	昼間	37	○	
地点 5	第一種中高層住居専用地域	第 1 種	平日	昼間	51	○	65
			休日	昼間	49	○	
地点 6	準住居地域	第 1 種	平日	昼間	48	○	65
			休日	昼間	42	○	
地点 7	第一種低層住居専用地域	第 1 種	平日	昼間	36	○	65
			休日	昼間	34	○	
地点 1	近隣商業地域	第 2 種	平日	夜間	40	○	65
			休日	夜間	37	○	
地点 2	準工業地域	第 2 種	平日	夜間	45	○	65
			休日	夜間	40	○	
地点 3	準工業地域	第 2 種	平日	夜間	54	○	65
			休日	夜間	49	○	
地点 4	市街化調整区域	第 1 種	平日	夜間	40	○	60
			休日	夜間	36	○	
地点 5	第一種中高層住居専用地域	第 1 種	平日	夜間	41	○	60
			休日	夜間	40	○	
地点 6	準住居地域	第 1 種	平日	夜間	41	○	60
			休日	夜間	38	○	
地点 7	第一種低層住居専用地域	第 1 種	平日	夜間	25	○	60
			休日	夜間	<25	○	

注 1：区域区分は以下に示すとおりです。

【第 1 種区域】第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域

【第 2 種区域】近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 2：時間区分は、振動規制法に基づく区分です（昼間 8～19 時、夜間 19～8 時）。

注 3：「要請限度との適合」の記号は次のとおり。「要請限度」は、振動規制法で定められる道路交通振動の要請限度です。

「○」…要請限度以下、「×」…要請限度を上回る

注 4：「<25」は 25 デシベル未満を示します。

②　地盤の状況（地盤卓越振動数）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点における地盤卓越振動数(振動加速度レベルが最大を示す中心周波数の平均値)の調査結果は、表 6.9-6 に示すとおりです。地盤卓越振動数は 14.4～25.0Hz とされています。

表 6.9-6　測定結果（地盤卓越振動数）

調査地点	中心周波数帯（Hz）
地点 1	19.9
地点 2	25.0
地点 3	14.4
地点 4	17.2
地点 5	17.3
地点 6	16.5
地点 7	22.4

③　地形、工作物の状況

「第 6 章　6.7 大気質 6.7.1 (5) ③ 地形、工作物の状況」(p.6.7-23 参照）に示すとおりです。

④　土地利用の状況

「第 6 章　6.7 大気質 6.7.1 (5) ④ 土地利用の状況」(p.6.7-23 参照）に示すとおりです。

⑤　振動の主要発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

対象事業実施区域及びその周辺における主要な振動の発生源としては、対象事業実施区域の北西を通る東名高速道路、対象事業実施区域の北東を通る一般国道 16 号（保土ケ谷バイパス）、対象事業実施区域の北側を通る市道五貫目第 33 号線（八王子街道）、対象事業実施区域内を南北に通る環状 4 号線、対象事業実施区域の南側を通る県道瀬谷柏尾を走行する自動車等があげられます。

現地調査による自動車断面交通量の状況は、「第 6 章　6.7 大気質（5）⑤ 大気汚染物質の主要な発生源の状況」（p.6.7-24 参照）に示すとおりです。

⑥　関係法令、計画等

ア.　「振動規制法」（昭和 51 年 6 月　法律第 64 号）

道路交通振動の要請限度は、表 6.9-7(1)に示すとおり、「振動規制法」に基づく「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月　総理府令 58 号）により定められています。

なお、対象事業実施区域の北区間と南区間の大部分は第 1 種区域、対象事業実施区域の南区間の一部は第 2 種区域となります。

また、同法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は、表 6.9-7(2)に示すとおりです。

表 6.9-7(1)　道路交通振動に係る要請限度

	昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から 午前 8 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1：【第 1 種区域】第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域
【第 2 種区域】近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 6.9-7(2)　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業	1　くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打ちくい抜機を除く）を使用する作業 2　鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3　舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る） 4　ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）
基準値	75 デシベル以下
作業時間	①：19 時～7 時の時間内でないこと、②：22 時～6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	①：10 時間/日を超えないこと、②：14 時間/日を超えないこと
作業日数	連続 6 日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

・振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

・振動の測定方法は、次のとおりとする。

1 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

(1)緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

(2)傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

(3)温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

2 振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	3 デシベル	4 デシベル	5 デシベル	6 デシベル	7 デシベル	8 デシベル	9 デシベル
補正値	3 デシベル	2 デシベル		1 デシベル			

・振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1)測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値とする。

注 1：①…第 1 号区域
- 住居系地域・近隣商業・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域
- 工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域
  （ア）学校　（イ）保育所　（ウ）病院及び診療所
  （エ）図書館　（オ）特別養護老人ホーム　（カ）幼保連携型認定こども園

②…第 2 号区域
- 工業地域のうち 1 号区域以外の区域

注 2：建設作振動が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる時は、1 日における作業時間を、第 1 号区域においては 10 時間未満 4 時間以上、第 2 号区域においては 14 時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができます。

イ．「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 7 年 3 月　条例第 17 号）

この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取組むための基本理念を定め、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

横浜市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施する責務を有するほか、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の健康又は生活環境の保全のため、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めています。

ウ．「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月　横浜市条例第 58 号）

この条例は、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

条例では、事業所において発生する振動の許容限度は表 6.9-8 に示すとおり定められています。

表 6.9-8　事業所において発生する振動の許容限度（振動の規制基準）

	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 11 時から午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60 デシベル	55 デシベル
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル
工業地域	70 デシベル	60 デシベル
工業専用地域	70 デシベル	65 デシベル
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル

注 1:振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点としました。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点としました。

注 2:振動レベルの決定は、次のとおりです。

(1)測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値

(2)測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均

(3)測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔で 100 個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の 80%レンジの上端の数値

注 3:この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しません。

資料:「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（横浜市　平成 15 年 3 月）

エ. 「横浜市環境管理計画」（横浜市　平成 30 年 11 月）

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられています。

振動の保全に関しては、表 6.9-9 に示す環境目標が掲げられています。

表 6.9-9　「横浜市環境管理計画」における環境目標等

2025 年度までの 環境目標	音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上している。
達成状況の目安となる 環境の状況（振動）	環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 市民の生活環境に関する満足度の向上

オ. 「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市環境創造局　平成 31 年 3 月）

このガイドラインは、横浜の環境の総合計画である「横浜市環境管理計画」の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針が示されています。

ガイドラインの中でまとめられている振動に関する目標等は、表 6.9-10 に示すとおりです。

表 6.9-10　「生活環境保全推進ガイドライン」における環境目標等

目指す姿		安全安心で快適な生活環境の保全
音環境の保全	2025 年度までの 環境目標	◇騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
	達成の目安となる 環境の状況	◇環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ◇市民の生活環境に関する満足度の向上

6.9.2 環境保全目標の設定

振動に係る環境保全目標は、表 6.9-11 に示すとおり設定しました。

表 6.9-11　環境保全目標(振動)

区分	環境保全目標
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である 75 デシベル以下とすること。
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
【開催中】 関係車両の走行	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

6.9.3 予測

(1) 建設機械の稼働に伴う振動

① 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に伴う振動としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、建設機械の稼働に伴い、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

予測地点は、振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、建設機械が稼働する区域及び仮囲いの範囲を踏まえた敷地の境界線とするほか、等振動線図を作成しました。

予測高さは、地表面としました。

③ 予測時期

予測時期は、対象事業実施区域境界において建設機械の稼働に伴う振動による影響が大きくなると考えられる時期とし、建設機械の稼働台数等から、工事中は令和 8 年 9 月、撤去中は令和 9 年 10 月としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の建設機械の稼働が一定程度見込まれ、累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、工事中同様に建設機械の稼働が見込まれますが、本博覧会と他事業の建設機械の稼働台数の合算値は工事中より小さく、他事業の対象事業実施区域を予測敷地境界とした場合の影響の程度は、他事業を考慮した工事中を上回ることはないと推測されます。以上のことから、累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

予測時期の設定根拠は資料編(p.資 1.7-1～4 参照)に示すとおりです。

表 6.9-12　建設機械の稼働に伴う振動の予測時期

対象事業	予測時期	主な工種
本博覧会	令和 8 年 9 月	植栽工、設備工、園路広場工、施設整備工、出展整備工
土地区画整理事業	令和 8 年 9 月 (45 か月目[注])	土工事、調整池工事、擁壁工事、下水道工事
公園整備事業	令和 8 年 9 月 (36 か月目[注])	植栽工、建築

注 ：他事業については、下記の公開されている環境影響評価図書等により「か月目」と年月の対応を整理しました。

①「「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」(令和 4 年 1 月、横浜市)」及び「「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価事後調査計画書（工事中その 1)」(令和 5 年 3 月横浜市)」

②「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業　環境影響評価準備書」(令和 5 年 3 月、横浜市)

④　予測方法

ア．予測手順及び方法

予測手順は、図 6.9-2 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う振動には、点振動源の伝搬理論式を用いて、複数振動源による振動レベルを合成することにより予測しました。

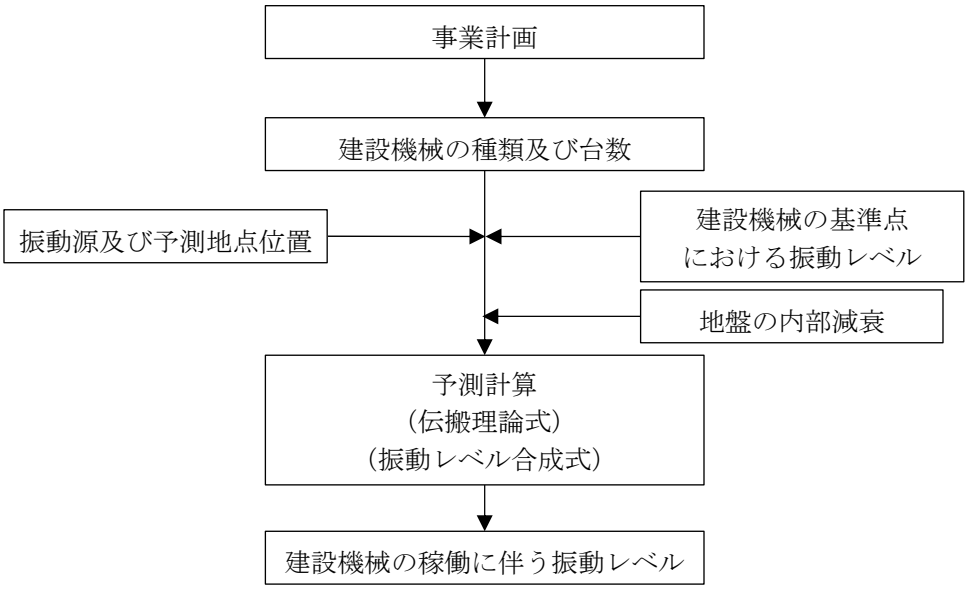

図 6.9-2　予測手順（建設機械の稼働に伴う振動）

イ．予測式

建設機械の稼働に伴う振動の予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号　平成 25 年 3 月）に示されている予測式を用いました。

A　点振動源の伝搬理論式

$$L(r) = L(r_0) - 15\log_{10}\left(\frac{r}{r_0}\right) - 8.68\alpha(r - r_0)$$

$L(r)$　：振動源からr[m]地点（予測点）の振動レベル（デシベル）

$L(r_0)$　：振動源からr_0[m]地点（基準点）の振動レベル（デシベル）

r　：振動源から予測点までの距離（m）

r_0　：振動源から基準点までの距離（m）

α　：内部減衰定数（0.01）

B　複数振動源による振動レベルの合成式

$$L = 10log_{10}\left(10^{L_1} + 10^{L_2/10} + \cdots + 10^{L_n/10}\right)$$

L　：合成振動レベル（デシベル）

$L_1, L_2, \cdots, L_n$　：各建設機械からの振動レベル（デシベル）

⑤ 予測条件

ア．建設機械の種類及び台数

予測対象時点における建設機械の種類及び台数は、表 6.9-13 に示すとおりです。

振動源として設定したこれらの建設機械が全て同時に稼働することは少ないと考えられますが、全てが同時に稼働すると設定しました。

表 6.9-13(1)　建設機械の種類及び台数（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	台数 (台/日)
本博覧会	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0m	4
	タイヤローラー	8～20t	5
	ダンプトラック	10t	16
	ダンプトラック	4t	11
	トラッククレーン	4.9t 吊	31
	トラッククレーン	10t 吊	16
	ダンプトラック	10t_場外運搬含む	26
	ダンプトラック	4t_場外運搬含む	1
	バックホウ	0.09m^3	4
	バックホウ	0.13m^3	2
	バックホウ	0.28m^3	43
	バックホウ	0.45m^3	7
	バックホウ	0.8m^3	8
	マカダムローラー	10t	5
	モーターグレーダー	-	5
	ラフタークレーン	16t 吊	12
	ラフタークレーン	25t 吊	11
	ラフタークレーン	50t 吊	9
	振動ローラ	3～4t	4
	計		220
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0m^3	6
	ブルドーザー	32t	6
	ダンプトラック	10t	39
	計		51
公園整備事業	トラッククレーン	10t	36
	ラフタークレーン	16t 吊	7
	ラフタークレーン	25t 吊	1
	計		44
計			315

表 6.9-13(2)　建設機械の種類及び台数（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	台数 (台/日)
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	10
	バックホウ	0.45m^3	10
	トラッククレーン	4.9t 吊	5
	ダンプトラック	10t	15
	ラフタークレーン	25t	42
	計		82

イ．建設機械の配置

建設機械の配置や稼働時間帯は「6.8　騒音」と同じとしました。

ウ．建設機械の振動レベル

建設機械の振動レベルは、表 6.9-14 に示すとおりです。

表 6.9-14(1)　建設機械の基準点での振動レベル（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	振動レベル（デシベル）	機側距離（m）	出典資料
本博覧会	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0m	55	5	①
	タイヤローラー	8～20t	55	7	②
	ダンプトラック	10t	56	5	①
	ダンプトラック	4t	56	5	①
	トラッククレーン	4.9t 吊	52	5	①
	トラッククレーン	10t 吊	52	5	①
	ダンプトラック	10t_場外運搬含む	56	5	①
	ダンプトラック	4t_場外運搬含む	56	5	①
	バックホウ	0.09m^3	66	5	①
	バックホウ	0.13m^3	66	5	①
	バックホウ	0.28m^3	66	5	①
	バックホウ	0.45m^3	66	5	①
	バックホウ	0.8m^3	66	5	①
	マカダムローラー	10t	61	7	②
	モーターグレーダー	-	54	7	②
	ラフタークレーン	16t 吊	52	5	①
	ラフタークレーン	25t 吊	52	5	①
	ラフタークレーン	50t 吊	52	5	①
	振動ローラ	3～4t	61	5	①
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0m^3	55	15	③
	ブルドーザー	32t	75	5	②
	ダンプトラック	10t	62	5	②
公園整備事業	トラッククレーン	10t	52	5	①
	ラフタークレーン	16t 吊	52	5	①
	ラフタークレーン	25t 吊	52	5	①

注：振動レベルは、下記出典①②を参考に設定。

①「建設工事に伴う騒音・振動の分析結果」（平成 22 年、東京都土木技術支援・人材育成センター年報）

②「建設工事に伴う振動対策ハンドブック第 3 版」（平成 13 年 2 月、社団法人日本建設機械化協会）

③「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 13 年　国土交通省）

表 6.9-14(2)　建設機械の基準点での振動レベル（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	振動レベル（デシベル）	機側距離（m）	出典資料
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	67	10	②
	バックホウ	0.45m^3	66	5	①
	トラッククレーン	4.9t 吊	52	5	①
	ダンプトラック	10t	56	5	①
	ラフタークレーン	25t	52	5	①

注：振動レベルの出典は工事中（表 6.9-14(1)）に同じ。

⑥ 予測結果

ア．本博覧会の予測結果

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、工事中について表 6.9-15 及び図 6.9-3、撤去中について表 6.9-16 及び図 6.9-4 に示すとおりです。

工事中について、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和8年9月における振動レベルの最大値は、北側工事敷地境界で53デシベルと予測します。

撤去中について、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和9年10月における振動レベルの最大値は、南西側工事敷地境界で49デシベルと予測します。

表 6.9-15　建設機械の稼働に伴う振動の予測結果（工事中：本博覧会のみ）

単位：デシベル

予測時期	振動レベル 最大地点	振動レベル（L_{10}） 最大値
令和8年9月	北側工事敷地境界	53

表 6.9-16　建設機械の稼働に伴う振動の予測結果（撤去中：本博覧会のみ）

単位：デシベル

予測時期	振動レベル 最大地点	振動レベル（L_{10}） 最大値
令和9年10月	南西側工事敷地境界	49

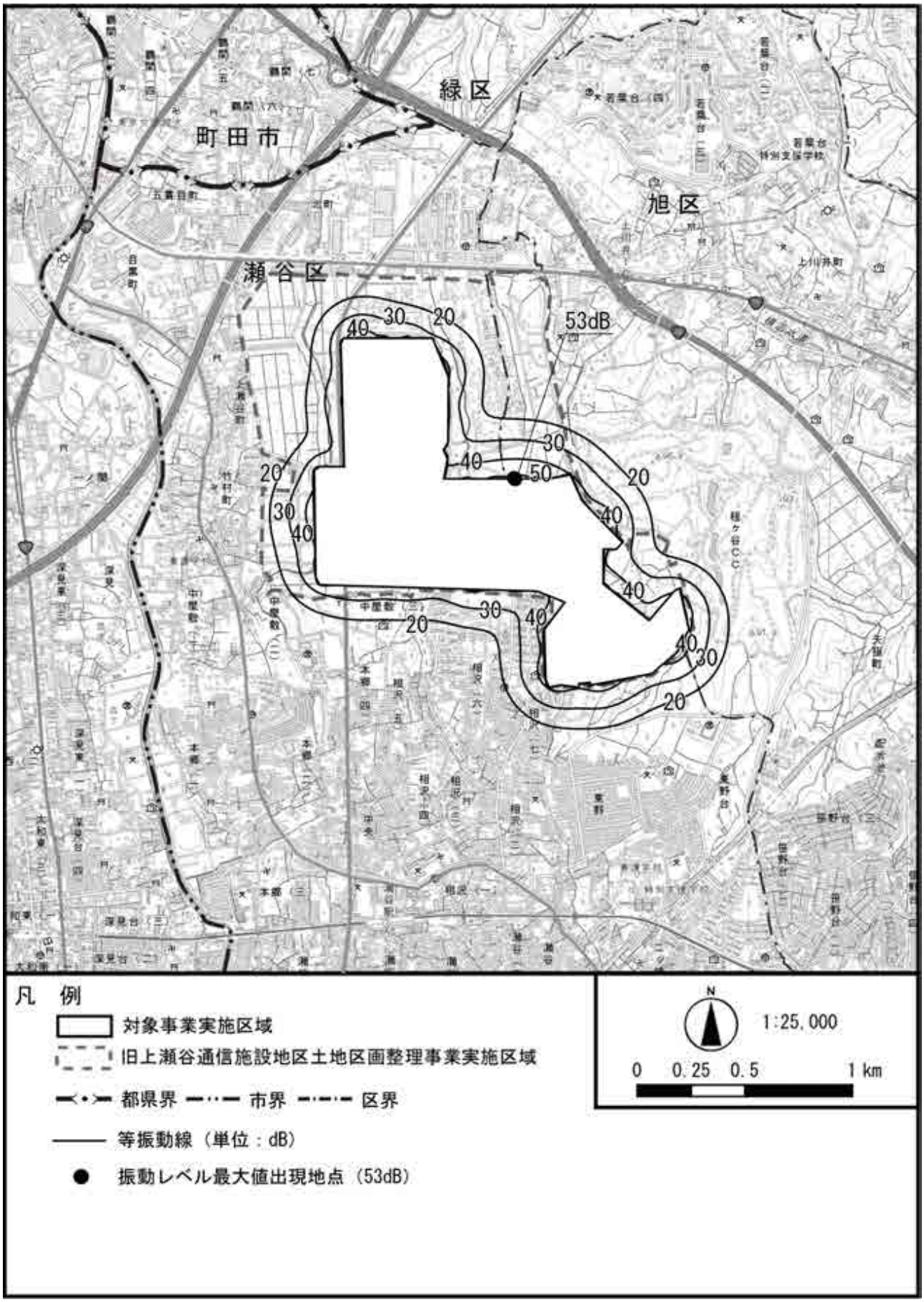

図 6.9-3　建設機械の稼働に伴う振動の予測結果（工事中：本博覧会のみ）

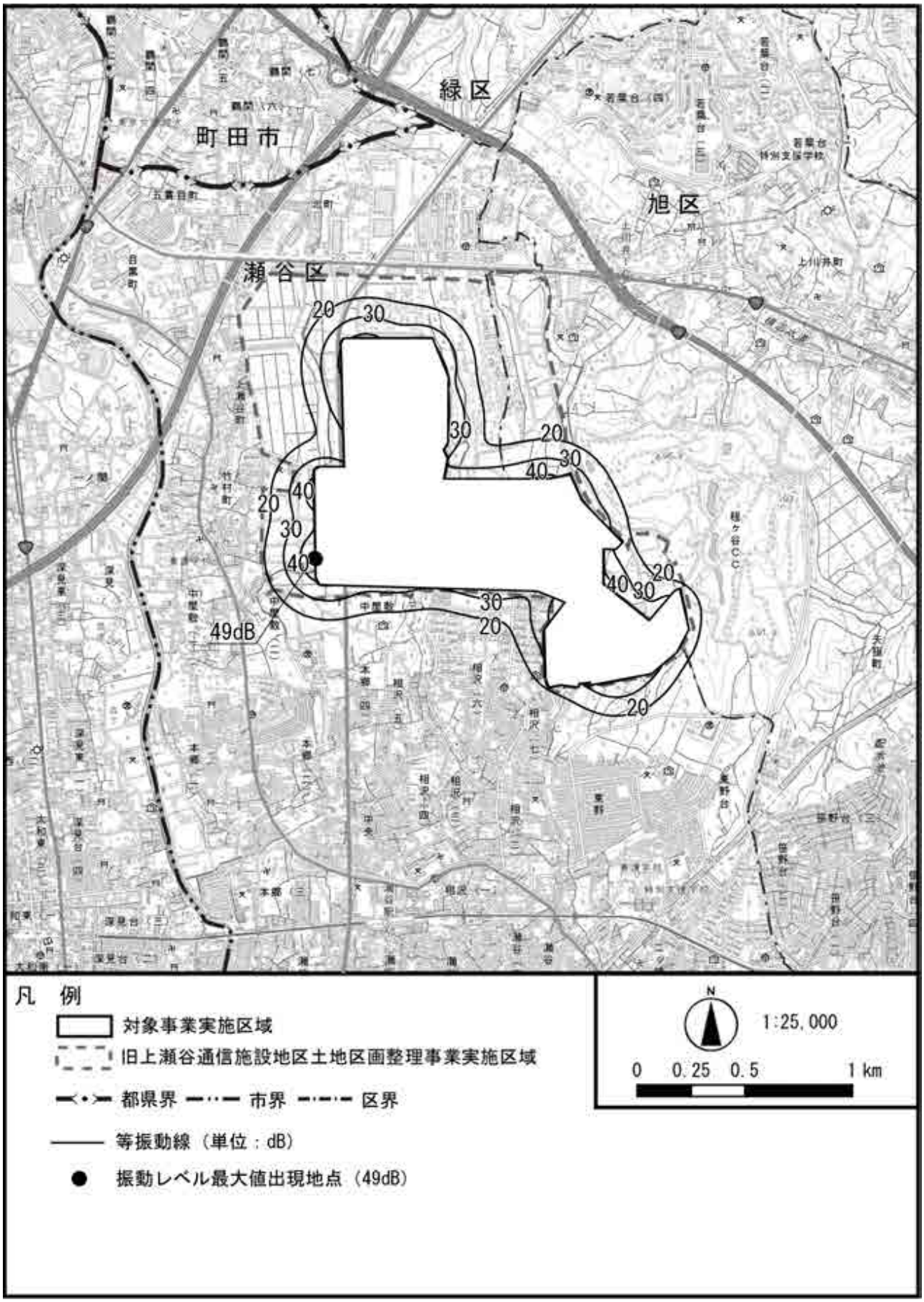

図 6.9-4　建設機械の稼働に伴う振動の予測結果（撤去中：本博覧会のみ）

イ．他事業を考慮した予測結果

他事業を考慮した建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、表 6.9-17 及び図 6.9-5 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、振動レベル（L_{10}）の最大値は、南西側工事敷地境界において 56 デシベルと予測します。

表 6.9-17　建設機械の稼働に伴う振動の予測結果（他事業を考慮した予測）

単位：デシベル

予測時期	振動レベル 最大地点	振動レベル（L_{10}） 最大値
令和 8 年 9 月 （本博覧会のみの予測時期と同じ）	南西側工事敷地境界	56

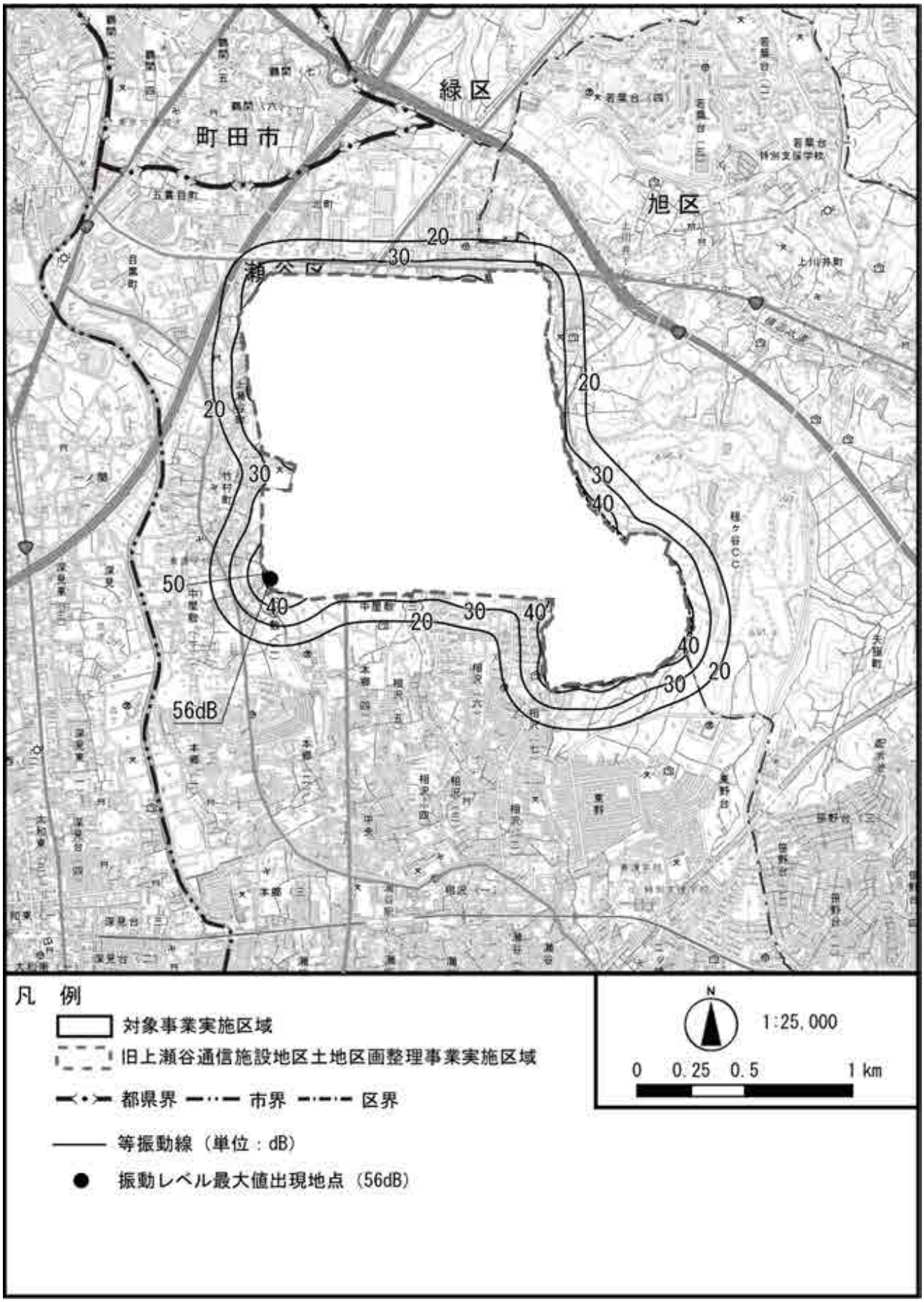

図 6.9-5　建設機械の稼働に伴う振動予測結果（他事業を考慮した予測）

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行により生じる道路交通振動としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、工事用車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、道路交通振動及び自動車断面交通量の現地調査地点 1～4 としました（表 6.9-18、前掲図 6.9-1（p.6.9-5）参照)。

また、予測位置は道路端とし、予測高さは地表面としました。

表 6.9-18　工事用車両の走行に伴う振動の予測地点

予測地点	道路名
地点 1	環状 4 号線
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）
地点 4	環状 4 号線

③ 予測時期

予測対象時期は、対象事業実施区域周辺において、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる時期とし、工事中は令和 8 年 9 月、撤去中は令和 9 年 10 月としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の工事用車両の走行が一定程度見込まれ、他事業との累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、他事業の工事用車両の走行台数が本博覧会と比較して少なく、他事業による影響は小さいものと考えられます。以上のことから、他事業を考慮した累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

予測時期の設定根拠は資料編(p.資 1.7-1～4 参照)に示すとおりです。

④　予測方法

ア．予測手順及び方法

予測手順は、図 6.9-6 に示すとおりです。

なお、工事中の地点 4、撤去中の地点 2、地点 3、地点 4 の予測においては、車線構造が現況より変わることから（後述「イ．道路条件」(p.6.9-30) 参照)、将来一般交通量、工事中交通量による振動レベルの計算値を表記する（現況値による補正なし）こととしました。

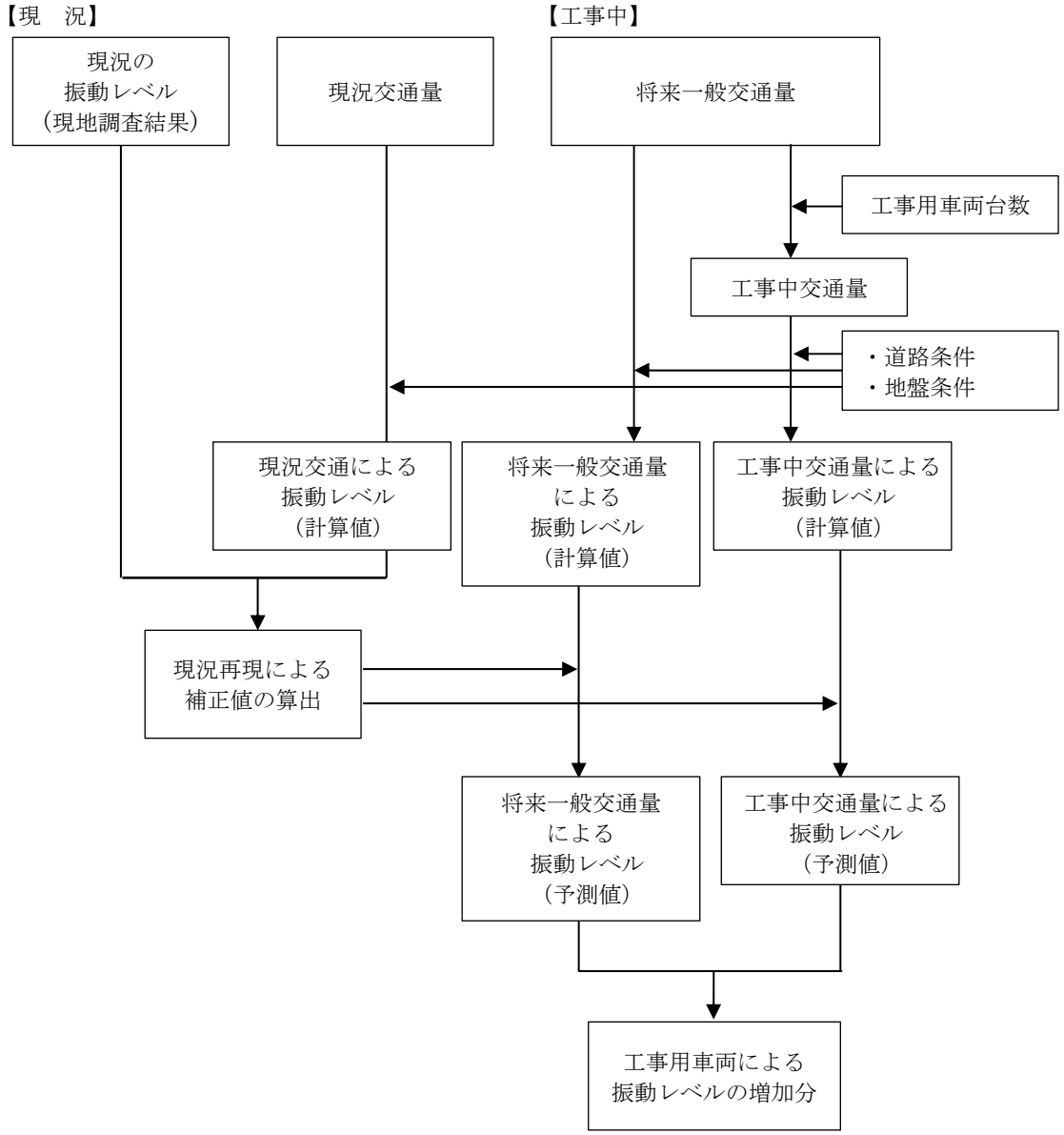

注：撤去中の予測手順は「工事中」を「撤去中」に読み替えるものとします。

図 6.9-6　予測手順（工事用車両の走行に伴う道路交通振動）

イ．予測式

工事用車両の走行に伴う振動の予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号　平成 25 年 3 月）に示されている予測式を用いました。

$$L_{10} = L_{10}^{*} - \alpha_l$$

$$L_{10}^{*} = a\log_{10}(\log_{10} Q^{*}) + b\log_{10} V + c\log_{10} M + d + \alpha_\sigma + \alpha_f + \alpha_s$$

L_{10}	：	振動レベルの 80%レンジ上端値（デシベル）
L_{10}^{*}	：	基準点における振動レベルの 80%レンジ上端値の予測値（デシベル）
Q^{*}	：	500 秒間の 1 車線当たり等価交通量（台/500 秒/車線）
		$\frac{500}{3{,}600} \times \frac{1}{M} \times (Q_1 + KQ_2)$
Q_1	：	小型車類時間交通量（台/時）
Q_2	：	大型車類時間交通量（台/時）
K	：	大型車の小型車への換算係数
V	：	平均走行速度（km/時）
M	：	上下車線合計の車線数
α_σ	：	路面の平坦性等による補正値（デシベル）
α_f	：	地盤卓越振動数による補正値（デシベル）
α_S	：	道路構造による補正値（デシベル）
α_l	：	距離減衰値（デシベル）
a, b, c, d	：	定数（表 6.9-19 参照）

表 6.9-19　道路交通振動予測式の定数及び補正値等（平面道路）

道路構造	K	a	b	c	d	α_σ	α_f	α_s	$\alpha_l = \beta \log(\gamma/5+1)/\log 2$ γ：基準点から予測地点までの距離（m）
平面道路	V≦100km/h のとき 13	47	12	3.5	27.3	$8.2\log_{10}\sigma$ ここで、 σ=5.0mm	8Hz≦f のとき $-17.3\log_{10} f$	0	β：粘土地盤では $0.068L_{10}^{*}-2.0$ β：砂地盤では $0.130L_{10}^{*}-3.9$

注 1：下線は、予測に用いた定数及び補正値等を示しています。
注 2：高架道路に併設された場合を除きます。
資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号　平成 25 年 3 月）

⑤ 予測条件

ア．交通条件

予測対象時期における工事中交通量は、表 6.9-20 に示すとおりです。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量[注]に本博覧会の工事用車両台数を加えて算出しました。

工事用車両台数は、本博覧会の工事用車両台数が最大となる月（工事中：令和 8 年 9 月、撤去中…令和 9 年 10 月）の台数を用いました。

工事中交通量の設定の考え方の詳細は資料編（p.資 1.6-22～40）に示すとおりです。

注：「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業　環境影響評価準備書」（令和 5 年 3 月、横浜市）では、対象事業実施区域周辺における近年の自動車交通量の推移は、概ね横ばい又は減少傾向にあるが、安全側の観点で、将来一般交通量として平日の現地調査結果が設定されており、本博覧会も同様の考え方を採用しました。

表 6.9-20(1)　予測交通量（工事用車両の走行に伴う道路交通振動：工事中）

単位：台/24 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,839	0	1,839
			小型車	7,509	61	7,570
			合計	9,348	61	9,409
		十日市場（北行）	大型車	1,409	364	1,773
			小型車	8,363	185	8,548
			合計	9,772	549	10,321
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	4,430	0	4,430
			小型車	9,769	60	9,829
			合計	14,199	60	14,259
		国道 246 号（西行）	大型車	4,584	0	4,584
			小型車	10,940	60	11,000
			合計	15,524	60	15,584
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	3,944	364	4,308
			小型車	8,106	124	8,230
			合計	12,050	488	12,538
		上川井（東行）	大型車	3,552	0	3,552
			小型車	7,966	0	7,966
			合計	11,518	0	11,518
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	1,136	0	1,136
			小型車	5,957	121	6,078
			合計	7,093	121	7,214
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,169	121	1,290
			小型車	6,265	121	6,386
			合計	7,434	242	7,676

表 6.9-20(2)　予測交通量（工事用車両の走行に伴う道路交通振動：撤去中）

単位：台/24 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	工事用車両台数	撤去中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,839	0	1,839
			小型車	7,509	93	7,602
			合計	9,348	93	9,441
		十日市場（北行）	大型車	1,409	0	1,409
			小型車	8,363	93	8,456
			合計	9,772	93	9,865
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	4,430	0	4,430
			小型車	9,769	93	9,862
			合計	14,199	93	14,292
		国道 246 号（西行）	大型車	4,584	0	4,584
			小型車	10,940	93	11,033
			合計	15,524	93	15,617
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	3,944	294	4,238
			小型車	8,106	190	8,296
			合計	12,050	484	12,534
		上川井（東行）	大型車	3,552	294	3,846
			小型車	7,966	190	8,156
			合計	11,518	484	12,002
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	1,136	0	1,136
			小型車	5,957	93	6,050
			合計	7,093	93	7,186
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,169	97	1,266
			小型車	6,265	186	6,451
			合計	7,434	283	7,717

表 6.9-20(3) 予測交通量(工事用車両の走行に伴う道路交通振動：他事業を考慮した予測)

単位：台/24 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	他事業を考慮した工事用車両台数	他事業を考慮した工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状４号線	目黒交番前(南行)	大型車	1,839	5	1,844
			小型車	7,509	139	7,648
			合計	9,348	144	9,492
		十日市場(北行)	大型車	1,409	414	1,823
			小型車	8,363	322	8,685
			合計	9,772	736	10,508
地点 2	市道五貫目第 33 号線(八王子街道)	目黒交番前(東行)	大型車	4,430	5	4,435
			小型車	9,769	137	9,906
			合計	14,199	142	14,341
		国道 246 号(西行)	大型車	4,584	4	4,588
			小型車	10,940	137	11,077
			合計	15,524	141	15,665
地点 3	市道五貫目第 33 号線(八王子街道)	目黒交番前(西行)	大型車	3,944	409	4,353
			小型車	8,106	201	8,307
			合計	12,050	610	12,660
		上川井(東行)	大型車	3,552	0	3,552
			小型車	7,966	18	7,984
			合計	11,518	18	11,536
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前(北行)	大型車	1,136	10	1,146
			小型車	5,957	236	6,193
			合計	7,093	246	7,339
		瀬谷駅(南行)	大型車	1,169	130	1,299
			小型車	6,265	295	6,560
			合計	7,434	425	7,859

イ．道路条件

予測地点における道路条件は表 6.9-21、道路断面は、図 6.9-7 に示すとおりです。

予測の基準点[注1]の位置は、最も外側の車線の中心から 5m の位置に設定しました。

注：基準点とは、道路交通振動の距離減衰を算出する際に基準となる地点です。

表 6.9-21　予測地点の道路条件（工事中及び撤去中）

予測地点	道路名	工事中		撤去中	
		車線数	道路幅員 (m)	車線数	道路幅員 (m)
地点 1	環状 4 号線	4 車線	24.0	4 車線	24.0
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	3 車線	19.9	4 車線	22.0
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	2 車線	11.2	4 車線	28.0
地点 4	環状 4 号線	4 車線	25.0	4 車線	25.0

注 ：道路幅員は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（令和 4 年 1 月、横浜市）を参照しました。地点 2 及び地点 3 は、横浜市による道路拡幅が予定されています。地点 4 は、現状 2 車線ですが、土地区画整理事業による拡幅が予定されています。

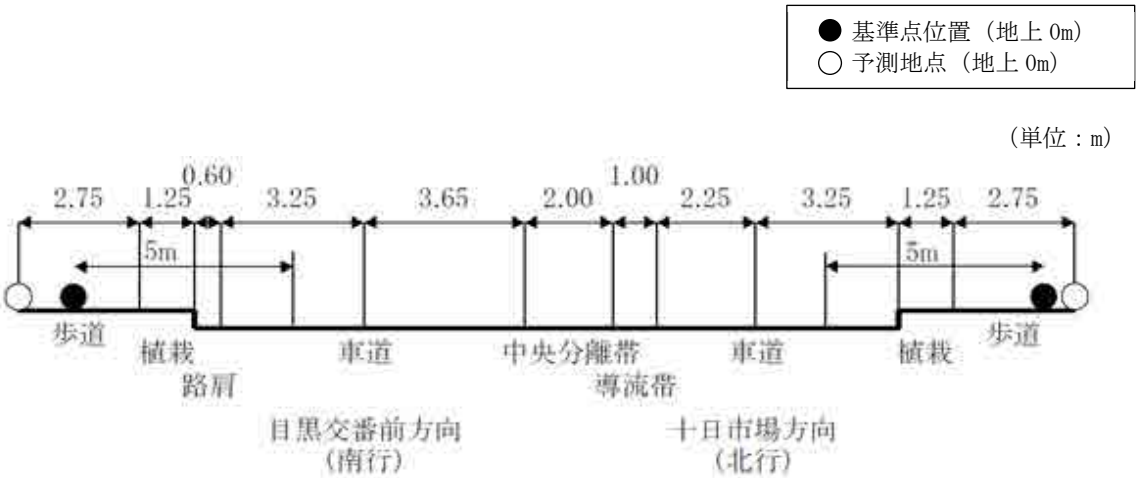

図 6.9-7(1)　道路断面（地点 1：工事中及び撤去中）

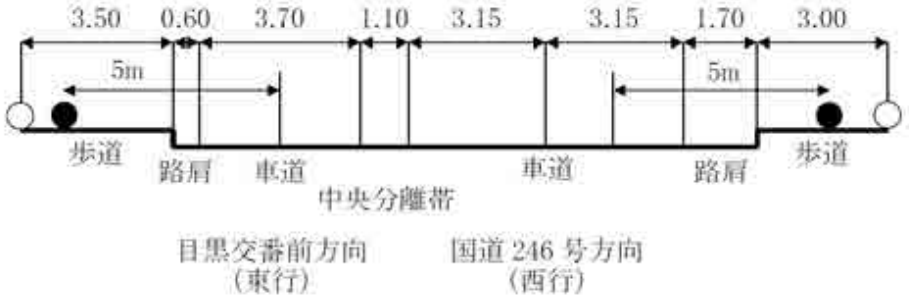

図 6.9-7(2)　道路断面（地点 2：工事中）

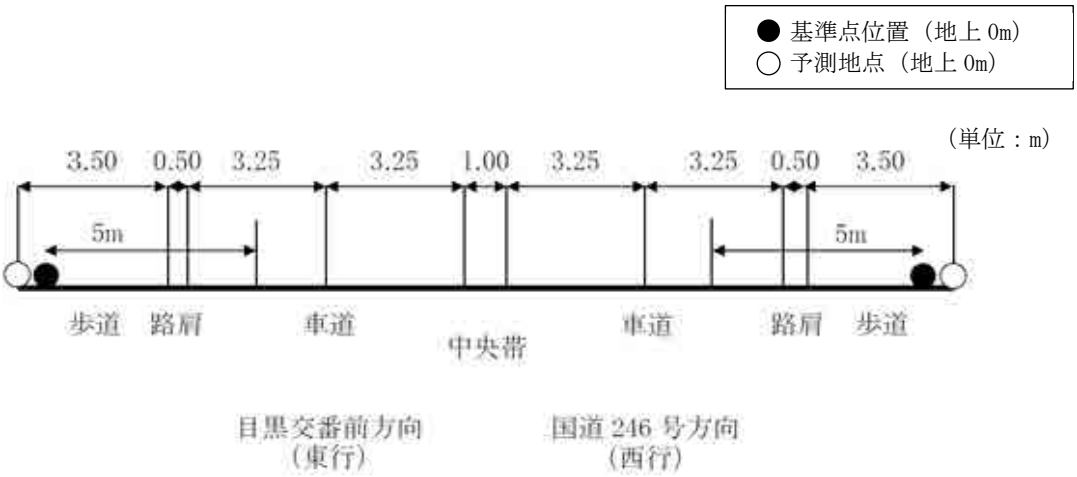

図 6.9-7(3)　道路断面（地点 2：撤去中）

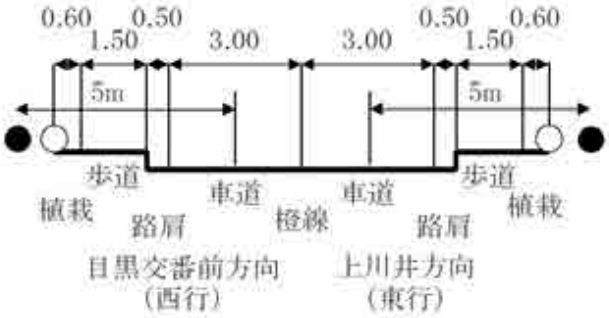

図 6.9-7(4)　道路断面（地点 3：工事中）

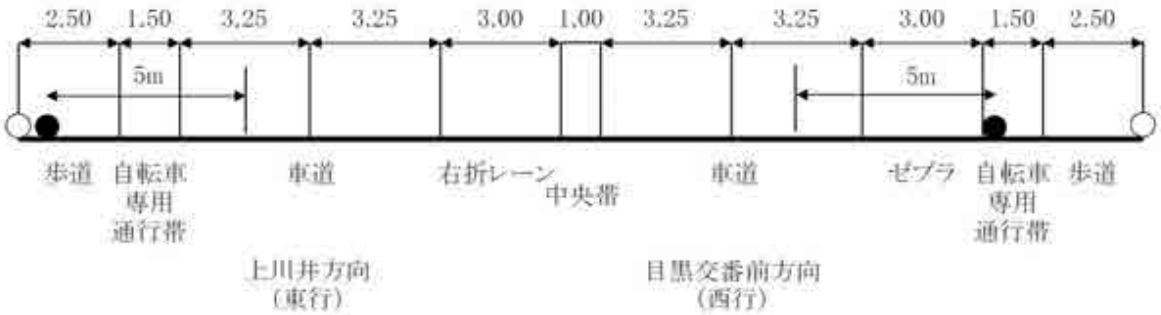

図 6.9-7(5)　道路断面（地点 3：撤去中）

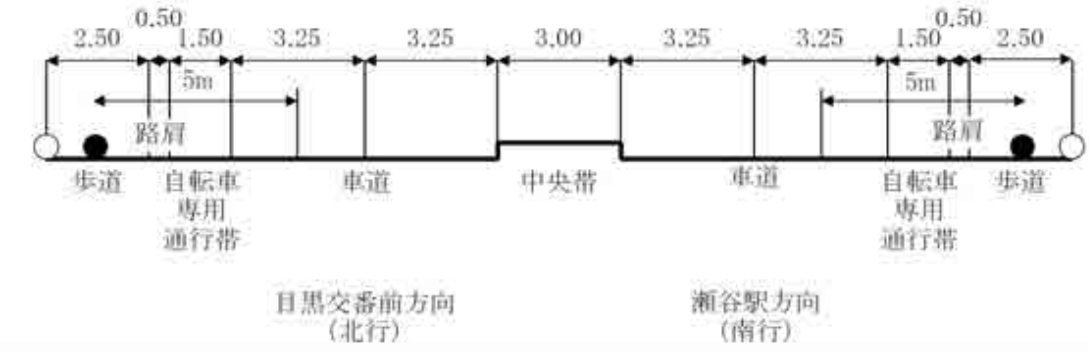

図 6.9-7(6)　道路断面（地点 4：工事中及び撤去中）

ウ.　走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.9-22 に示すとおりです。

表 6.9-22　予測地点の走行速度

単位：km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 4	環状 4 号線	40

⑥ 予測結果

ア．本博覧会のみの予測結果

工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、表 6.9-23（工事中）及び表 6.9-24（撤去中）に示すとおりです。

工事中において、工事用車両の走行台数が最大になる時点の道路交通振動レベル（L_{10}）は、昼間で 47.7～58.1 デシベル、夜間で 45.2～55.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

撤去中において、工事用車両の走行台数が最大になる時点の道路交通振動レベル（L_{10}）は、昼間で 47.6～52.9 デシベル、夜間で 45.2～51.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

表 6.9-23　工事用車両の走行に伴う道路交通振動（工事中：本博覧会のみ）

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通振動レベル(L_{10})（予測時間帯の最大値）		要請限度
				工事中交通量	要請限度との比較	
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	48.1	○	70
			西側	48.3	○	
	地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	48.2	○	70
			南側	48.1	○	
	地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	58.1	○	70
			北側	58.1	○	
	地点 4	環状 4 号線	西側	47.7	○	65
			東側	47.7	○	
夜間	地点 1	環状 4 号線	東側	45.2	○	65
			西側	45.3	○	
	地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	46.7	○	65
			南側	46.6	○	
	地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	55.9	○	65
			北側	55.9	○	
	地点 4	環状 4 号線	西側	46.7	○	60
			東側	46.7	○	

注 1：予測時間帯は、昼間 8 時～19 時、夜間 19～8 時としました。
注 2：道路交通振動レベルの値は、予測時間帯のうち、各地点において工事用車両が通過する時間帯の最大値を示します。
注 3：「要請限度との比較」は、「○」が限度以下、「×」が限度を上回ることを示します。

表 6.9-24　工事用車両の走行に伴う道路交通振動（撤去中：本博覧会のみ）

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通振動レベル(L_{10})（予測時間帯の最大値）		要請限度
				撤去中交通量	要請限度との比較	
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	47.6	○	70
			西側	47.8	○	
	地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	49.2	○	70
			南側	49.2	○	
	地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	51.9	○	70
			北側	52.9	○	
	地点 4	環状 4 号線	西側	47.6	○	65
			東側	47.6	○	
夜間	地点 1	環状 4 号線	東側	45.2	○	65
			西側	45.4	○	
	地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	47.5	○	65
			南側	47.5	○	
	地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	50.9	○	65
			北側	51.9	○	
	地点 4	環状 4 号線	西側	46.8	○	60
			東側	46.8	○	

注 1：予測時間帯は、昼間 8 時～19 時、夜間 19～8 時としました。
注 2：振動レベルの予測値は、撤去中の道路幅員及び道路構造を反映したものとなります。
注 3：道路交通振動レベルの値は、予測時間帯のうち、各地点において工事用車両が通過する時間帯の最大値を示します。
注 4：「要請限度との比較」は、「○」が限度以下、「×」が限度を上回ることを示します。

イ．他事業を考慮した予測結果

工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、表 6.9-25 に示すとおりです。

他事業を考慮した工事中において、工事用車両の走行台数が最大になる時点の道路交通振動（L_{10}）は、昼間で 47.7～58.2 デシベル、夜間で 45.3～55.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

表 6.9-25　工事用車両の走行に伴う道路交通振動（工事中：他事業を考慮した予測）

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通振動レベル(L_{10})（予測時間帯の最大値）		要請限度
				他事業を考慮した工事中交通量	要請限度との比較	
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	48.2	○	70
			西側	48.4	○	
	地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	48.2	○	70
			南側	48.1	○	
	地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	58.2	○	70
			北側	58.2	○	
	地点 4	環状 4 号線	西側	47.7	○	65
			東側	47.7	○	
夜間	地点 1	環状 4 号線	東側	45.3	○	65
			西側	45.5	○	
	地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	46.8	○	65
			南側	46.7	○	
	地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	55.9	○	65
			北側	55.9	○	
	地点 4	環状 4 号線	西側	47.1	○	60
			東側	47.1	○	

注 1：予測時間帯は、昼間 8 時～19 時、夜間 19～8 時としました。
注 2：道路交通振動レベルの値は、予測時間帯のうち、各地点において工事用車両が通過する時間帯の最大値を示します。
注 3：「要請限度との比較」は、「○」が限度以下、「×」が限度を上回ることを示します。

(3) 関係車両の走行に伴う道路交通振動

① 予測項目

予測項目は、関係車両（来場者の自家用車、シャトルバス及び団体バス、資機材の運搬、廃棄物等の搬出及び施設の管理等を行う車両等）の走行に伴う道路交通振動としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、関係車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、道路交通振動及び自動車断面交通量の現地調査地点1～7としました（表 6.9-26、前掲図 6.9-1（p.6.9-5）参照)。

また、予測位置は道路端とし、予測高さは地表面としました。

表 6.9-26 関係車両の走行に伴う振動の予測地点

予測地点	道路名
地点1	環状4号線
地点2	市道五貫目第33号線（八王子街道）
地点3	市道五貫目第33号線（八王子街道）
地点4	環状4号線
地点5	深見第228号線
地点6	環状4号線
地点7	瀬谷地内線

③ 予測時期

予測対象時期は、開催期間中における来場者のピーク時期としました。

開催中においては、他事業（土地区画整理事業）の工事用車両の走行が生じる可能性がありますが、その台数は最大で18台/日程度と想定されます。本博覧会の関係車両の台数（表6.9-27）と比べて少ないため、他事業による影響は極めて小さいと考えられます。

以上のことを踏まえ、開催中の他事業との累積的な影響の予測は行わないこととしました。

④ 予測方法

ア．予測手順及び方法

予測手順は、「(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動」(p.6.9-25) と同様[注]です。

なお、地点 2、地点 3、地点 4、地点 5 の予測においては、現況と開催中で道路構造が変わることから現地調査結果を用いた補正は行わず、将来一般交通量、開催中交通量による振動レベルの計算値を表記することとしました。

注：ただし、手順図において「工事用車両」を「関係車両」と読み替えるものとします。

イ．予測式

予測式は、「(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動」(p.6.9-26 参照) と同様としました。

⑤ 予測条件

ア．交通条件

予測対象時期における交通量は、表 6.9-27 に示すとおりです。

本博覧会の来場者のピーク時期（多客日）に会場周辺で想定される交通状況を踏まえた開催中交通量（一般車両及び関係車両）を設定しました。

表 6.9-27(1) 予測交通量（関係車両の走行に伴う道路交通振動）（開催中）

単位：台/24 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	関係車両車両台数	開催中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,432	1,313	2,745
			小型車	4,662	3,098	7,760
			合計	6,094	4,411	10,505
		十日市場（北行）	大型車	1,199	1,313	2,512
			小型車	5,722	2,221	7,943
			合計	6,921	3,534	10,455
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	2,344	4	2,348
			小型車	5,802	1,672	7,474
			合計	8,146	1,676	9,822
		国道 246 号（西行）	大型車	2,239	4	2,243
			小型車	5,825	1,432	7,257
			合計	8,064	1,436	9,500

注 1：時間区分は、昼間 8～19 時、夜間 19～8 時です。

注 2：「将来一般交通量」及び「関係車等両台数」は、来場者のピーク時期（利用者数：10.5 万人）に想定される台数を推定したものです。

表 6.9-27(2)　予測交通量（関係車両の走行に伴う道路交通振動）（開催中）

単位：台/24 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	関係車両車両台数	開催中交通量
				A	B	A+B
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	1,722	0	1,722
			小型車	4,541	4,073	8,614
			合計	6,263	4,073	10,336
		上川井（東行）	大型車	1,846	0	1,846
			小型車	4,489	4,864	9,353
			合計	6,335	4,864	11,199
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	1,310	1,317	2,627
			小型車	5,366	3,653	9,019
			合計	6,676	4,970	11,646
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,196	1,317	2,513
			小型車	4,769	5,040	9,809
			合計	5,965	6,357	12,322
地点 5	深見第 228 号線	環状 4 号線（西行）	大型車	541	0	541
			小型車	3,619	336	3,955
			合計	4,160	336	4,496
		細谷戸公園（東行）	大型車	458	181	639
			小型車	3,032	299	3,331
			合計	3,490	480	3,970
地点 6	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	853	578	1,431
			小型車	4,100	808	4,908
			合計	4,953	1,386	6,339
		瀬谷駅（南行）	大型車	765	578	1,343
			小型車	3,717	643	4,360
			合計	4,482	1,221	5,703
地点 7	瀬谷地内線	細谷戸公園（北行）	大型車	473	181	654
			小型車	3,647	326	3,973
			合計	4,120	507	4,627
		瀬谷駅（南行）	大型車	364	181	545
			小型車	2,787	289	3,076
			合計	3,151	470	3,621

注 1：時間区分は、昼間 8～19 時、夜間 19～8 時です。

注 2：「将来一般交通量」及び「関係車等両台数」は、来場者のピーク時期（利用者数：10.5 万人）に想定される台数を推定したものです。

イ．道路条件

予測地点における道路条件は表 6.9-28、道路断面は図 6.9-8 に示すとおりです。

予測の基準点[注]の位置は、最も外側の車線の中心から 5m の位置に設定しました。

注：基準点とは、道路交通振動の距離減衰を算出する際に基準となる地点です。

表 6.9-28　予測地点の道路条件

予測地点	道路名	車線数	道路幅員(m)
地点 1	環状 4 号線	4 車線	24.0
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	4 車線	22.2
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	4 車線	28.0
地点 4	環状 4 号線	4 車線	25.0
地点 5	深見第 228 号線	2 車線	26.0
地点 6	環状 4 号線	2 車線	18.1
地点 7	瀬谷地内線	2 車線	15.4

注：道路幅員は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（令和 4 年 1 月、横浜市）を参照しました。

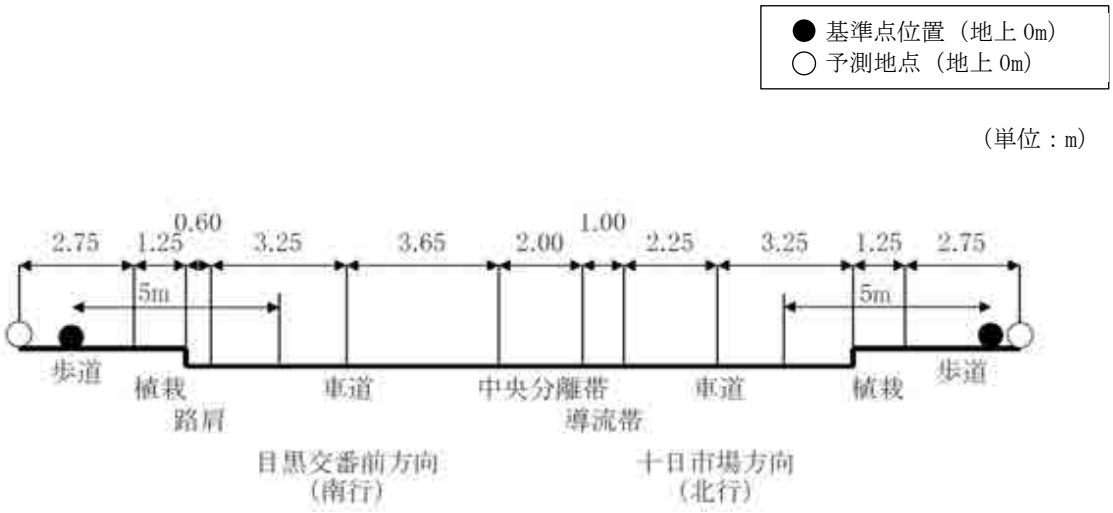

図 6.9-8(1)　道路断面（地点 1）

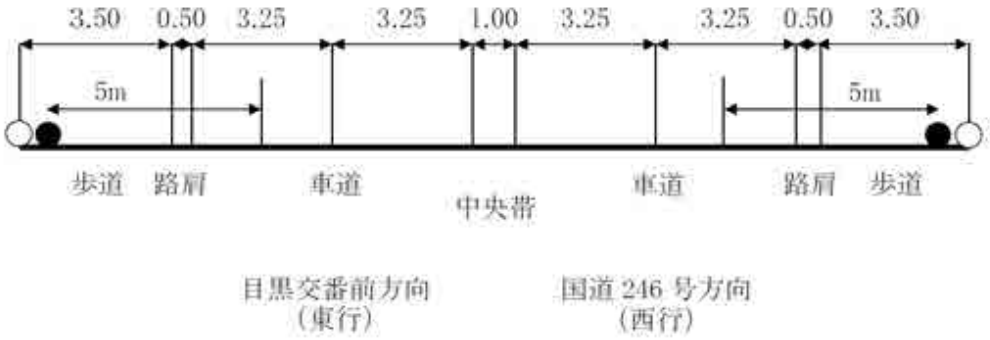

図 6.9-8(2)　道路断面（地点 2）

● 基準点位置（地上 0m）
○ 予測地点（地上 0m）

（単位：m）

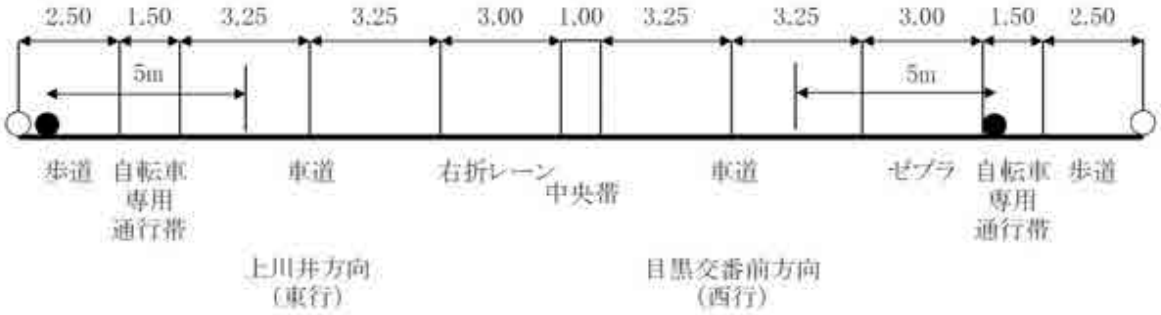

図 6.9-8(3)　道路断面（地点 3）

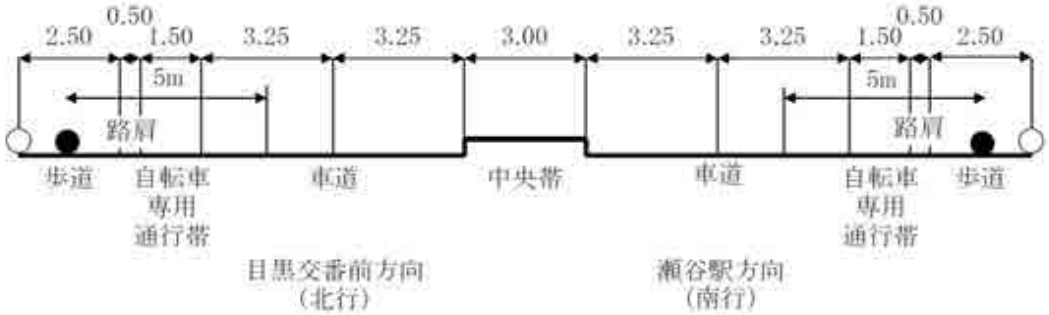

図 6.9-8(4)　道路断面（地点 4）

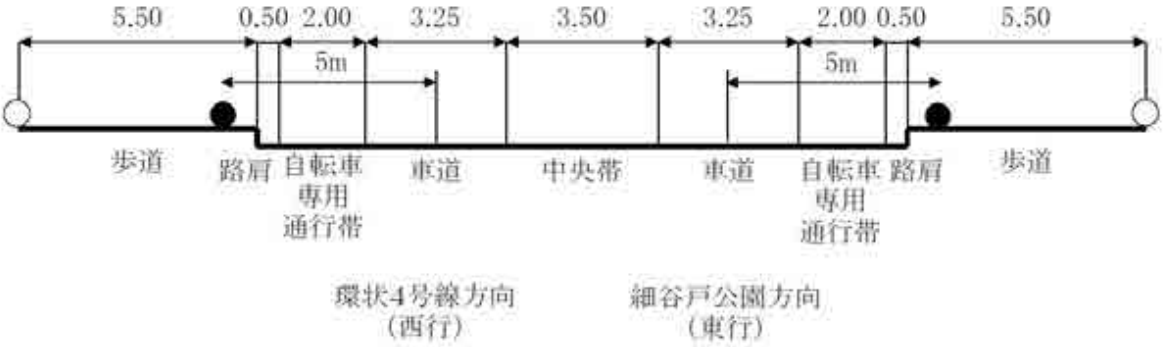

図 6.9-8(5)　道路断面（地点 5）

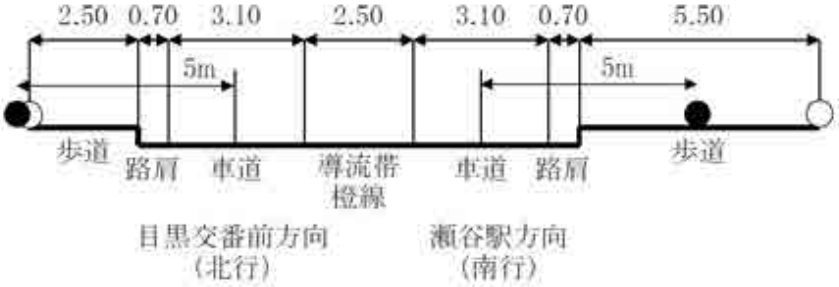

図 6.9-8(6)　道路断面（地点 6）

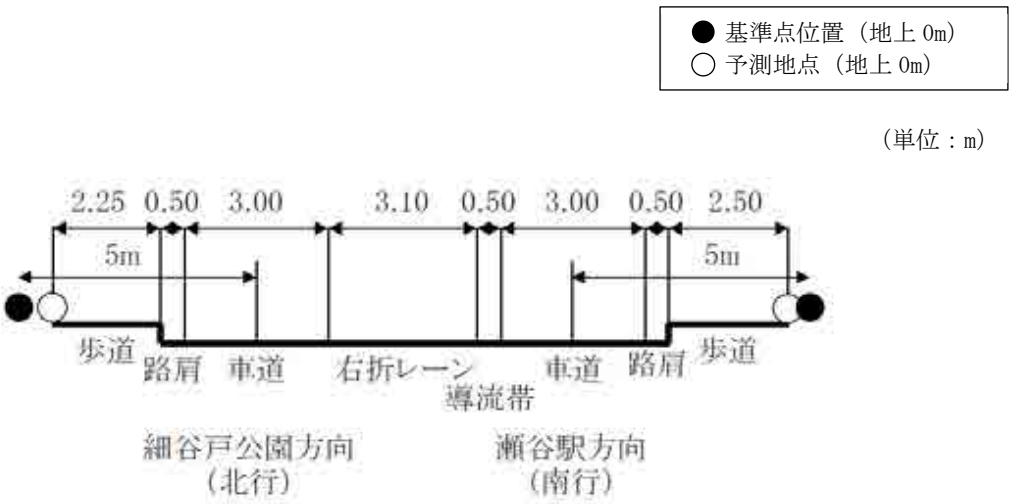

図 6.9-8(7)　道路断面（地点 7）

⑥ 予測結果

関係車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、表 6.9-29 に示すとおりです。

開催中の来場者のピーク時期における交通量による道路交通振動レベル（L_{10}）は、昼間で 43.8～50.3 デシベル、夜間で 44.1～50.1 デシベルであり、予測 7 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

表 6.9-29　関係車両の走行に伴う道路交通振動（開催中）

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通振動レベル(L_{10})（予測時間帯の最大値）		要請限度
				開催中交通量	要請限度との比較	
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	43.8	○	70
			西側	44.0	○	
	地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	46.4	○	70
			南側	46.4	○	
	地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	49.2	○	70
			北側	50.1	○	
	地点 4	環状 4 号線	西側	50.3	○	65
			東側	50.3	○	
	地点 5	深見第 228 号線	南側	46.6	○	65
			北側	46.6	○	
	地点 6	環状 4 号線	西側	47.1	○	65
			東側	46.1	○	
	地点 7	瀬谷地内線	西側	47.4	○	65
			東側	47.3	○	
夜間	地点 1	環状 4 号線	東側	44.1	○	65
			西側	44.3	○	
	地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	45.7	○	65
			南側	45.7	○	
	地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	48.4	○	65
			北側	49.3	○	
	地点 4	環状 4 号線	西側	50.1	○	60
			東側	50.1	○	
	地点 5	深見第 228 号線	南側	46.6	○	60
			北側	46.6	○	
	地点 6	環状 4 号線	西側	46.9	○	60
			東側	46.0	○	
	地点 7	瀬谷地内線	西側	46.2	○	60
			東側	46.1	○	

注 1：予測時間帯は、昼間 8 時～19 時、夜間 19～8 時としました。
注 2：道路交通振動レベルの値は、予測時間帯のうち、各地点において関係車両が通過する時間帯の最大値を示します。
注 3：「要請限度との比較」は、「○」が限度以下、「×」が限度を上回ることを示します。

なお、振動の予測に用いた交通量については、開催時の実態に即した予測となるよう、開催時の来場者のピーク時期における将来一般交通量について推計しましたが、将来一般交通量として土地区画整理事業の現地調査結果である現況交通量を使用した場合の影響についても検証を行いました。検証の詳細は、資料編 p.資 1.7-25「1.7.1（7）現況交通量（混雑時）に基づく道路交通振動の予測」に示すとおりです。

6.9.4 環境の保全のための措置

(1) 建設機械の稼働に伴う振動

環境の保全のための措置は、建設機械の稼働に伴う振動を低減するため、表 6.9-30 に示す内容を実施します。

表 6.9-30　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	・可能な限り最新の低振動型建設機械や低振動の工法を採用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う振動をできるだけ低減させます。

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

環境の保全のための措置は、工事用車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.9-31 に示す内容を実施します。

表 6.9-31　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。また、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う振動をできるだけ低減させます。

(3) 関係車両の走行に伴う道路交通振動

環境保全のための措置は、関係車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.9-32 に示す内容を実施します。

表 6.9-32　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行	・公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、会場周辺への交通集中を抑制し、来場車両による負荷を低減します。 ・輸送車両（シャトルバス等）や搬出入車両は、効率的な運行を行うとともに、エコドライブを徹底します。また、輸送車両には環境配慮型車両（電気バス）を一部導入します。 ・自家用車での来場者に対しては、エコドライブの徹底や、環境配慮型車両（EV、FCV 等）での来場を促します。

6.9.5 評価

(1) 建設機械の稼働に伴う振動

工事中における建設機械の稼働に伴う振動レベル(L_{10})は、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和8年9月に、北側工事敷地境界において最大53デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である75デシベル以下となる結果になりました。

撤去中における建設機械の稼働に伴う振動レベル(L_{10})は、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和9年10月に、南西側工事敷地境界において最大49デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である75デシベル以下となる結果になりました。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した振動レベルは、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和8年9月において、南西側工事敷地境界において最大で56デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である75デシベル以下となる結果になりました。

環境保全措置として、可能な限りの低振動型建設機械及び工法の採用、工事内容に合わせた建設機械の設定、集中稼働の回避、建設機械の使用時におけるアイドリングストップや高負荷運転の防止等の配慮の徹底、建設機械の点検・整備による性能維持を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である75デシベル以下とすること。」を達成するものと評価します。

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

工事中について、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和8年9月の道路交通振動（L_{10}）は、工事用車両の主要走行ルート上において昼間で47.7～58.1デシベル、夜間で45.2～55.9デシベルであり、予測4地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

撤去中について、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和9年10月の道路交通振動（L_{10}）は、工事用車両の主要走行ルート上において昼間で47.6～52.9デシベル、夜間で45.2～51.9デシベルであり、予測4地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した振動レベルは、工事用車両の主要走行ルート上において昼間で47.7～58.2デシベル、夜間で45.3～55.9デシベルであり、予測4地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

環境保全措置として、工事用車両の一極集中を回避するための計画的かつ効率的な運行計画の検討・実行、工事関係者に対するエコドライブ実施の指導を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。また、横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う振動をできるだけ低減させます。

以上のことから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

(3) 関係車両の走行に伴う道路交通振動

来場者のピーク時期（想定利用者数10.5万人）における、関係車両の走行に伴う将来交通量による道路交通振動レベル（L_{10}）は、昼間で43.8～50.3デシベル、夜間で44.1～50.1デシベルであり、予測7地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

また、パークアンドライドによる会場周辺への自家用車の交通集中抑制のほか、搬出入車両の効率的な運行、エコドライブの周知徹底等を講じる等の取組みにより可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

6.10　地域社会（交通混雑、歩行者の安全）

6.10 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）

本事業の実施により、工事中及び撤去中は工事用車両の走行、開催中は関係車両の走行が周辺の主要道路等での交通流や歩行者の安全に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中及び撤去中、開催中の自動車及び歩行者・自転車に対する影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事及び撤去における工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果は、平日では地点2（目黒交番前）のB断面で18,309台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,829台/12hでした。休日では地点2（目黒交番前）のB断面で16,664台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地点1（目黒）のC断面で17,234台/12h、次いで地点2（目黒交番前）のB断面で17,166台/12hでした。 ・ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点2（目黒交番前）が最大であり、平日は2,549台/1時間、休日は2,218台/1時間、混雑時は2,349台/1時間でした。 ・既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は65.7～115.5%、休日は64.6～116.1%でした。	p6.10-12～6.10-38
環境保全目標	・周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。	p6.10-40
予測結果の概要	・工事中において、工事中交通量による交差点需要率が最も高い交差点は、地点2（目黒交番前）の平日0.819ですが、限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する工事中交通量の交差点需要率の増加量は最大で0.046（休日の地点2（目黒交番前））です。平日休日を通じて、車線の交通容量比が高い（1.0を超過）交差点は、平日の地点2（目黒交番前）の1車線（A断面右折方向）ですが、この車線は工事用車両の通過ルートではないため、本博覧会による影響はありません。 ・撤去中において、撤去中交通量による交差点需要率が最も高い交差点は、地点1（目黒）の休日0.680ですが、限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する撤去中交通量の交差点需要率の増加量は、最大で0.036（休日の地点3（上川井IC））です。平日休日を通じて、車線の交通容量比が高い（1.0を超過）交差点はありません。 ・他事業を考慮した工事中の予測においても、本博覧会のみの場合と同様、工事用車両の通過ルート上で車線の交通容量比が1.0を上回る車線はなく、他事業を考慮した場合の各交差点への影響はありません。 ・交通混雑が想定される時間帯における工事関係者の退場時間を調整するなど、工事用車両の走行を適切に管理することから、工事用車両による各交差点への影響は小さいと考えます。	p6.10-45～6.10-52

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事及び撤去における工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	・施工計画を具体化していく上で、合理的な運行計画を検討するとともに、土地区画整理事業や公園整備事業との調整も含めて、工事用車両台数の削減を図ります。また、工事用車両ルートの分散化を検討します。 ・対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留を防止します。 ・工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業とも連携し、工事関係者の交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施します。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業とも連携し、出退勤時における渋滞しやすい路線、交差点などを周知し、出退勤時間をずらすなど回避に努めるよう、工事関係者に対して周知徹底します。	p6.10-78
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。	p6.10-90

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事及び撤去における工事用車両の走行に伴う歩行者の安全】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果は、平日では地点 2（目黒交番前）の B 断面で 18,309 台/12h、次いで地点 1（目黒）の C 断面で 16,829 台/12h でした。休日では地点 2（目黒交番前）の B 断面で 16,664 台/12h、次いで地点 1（目黒）の C 断面で 16,283 台/12h でした。また、混雑時では地点 1（目黒）の C 断面で 17,234 台/12h、次いで地点 2（目黒交番前）の B 断面で 17,166 台/12h でした。 ・ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点 2（目黒交番前）が最大であり、平日は 2,549 台/1 時間、休日は 2,218 台/1 時間、混雑時は 2,349 台/1 時間でした。 ・既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は 65.7～115.5%、休日は 64.6～116.1%でした。 ・対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状 4 号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第 33 号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。	p6.10-12～6.10-38
環境保全目標	・歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。	p6.10-40
予測結果の概要	・工事用車両の主な走行ルートである環状 4 号線には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。また、市道五貫目第 33 号線の大部分はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されており、ほとんどの箇所で歩行者と自動車が分離されています。以上より、歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。	p6.10-54
環境の保全のための措置の概要	・工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。 ・児童の通学時間帯における搬出入を極力抑えた運行計画を策定します。 ・工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。	p6.10-78
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。	p6.10-90

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催中における関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果は、平日では地点 2（目黒交番前）の B 断面で 18,309 台/12h、次いで地点 1（目黒）の C 断面で 16,829 台/12h でした。休日では地点 2（目黒交番前）の B 断面で 16,664 台/12h、次いで地点 1（目黒）の C 断面で 16,283 台/12h でした。また、混雑時では地点 1（目黒）の C 断面で 17,234 台/12h、次いで地点 2（目黒交番前）の B 断面で 17,166 台/12h でした。 ・ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点 2（目黒交番前）が最大であり、平日は 2,549 台/1 時間、休日は 2,218 台/1 時間、混雑時は 2,349 台/1 時間でした。 ・既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は 65.7～115.5%、休日は 64.6～116.1%でした。	p6.10-12 ～6.10-38
環境保全目標	・周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。	p6.10-40
予測結果の概要	・開催中の来場者のピーク時期（想定利用者数：10.5 万人）における交通量による交差点需要率は、最大で地点 12 の 0.985 であり、地点 12 を除く全ての交差点で限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する開催中交通量の交差点需要率の増加は、最大で地点 4（滝沢）の 0.398 と予測されます。 ・車線の交通容量比が最も高い交差点は、地点 12 の C 断面右折方向の 1.296 であり、それ以外の全ての車線では交通容量比が 1.0 を下回る結果となっています。なお、地点 12 は、駐車場の出入口から区画 3 号線を通り環状 4 号線に合流する地点であり、C 断面右折方向の車線を走行する車両は全て駐車場から退場する関係車両です。したがって、地点 12 から北側出入口の区間に関係車両が滞留する可能性はありますが、退場できるまで駐車場内に滞留することになるため、環状 4 号線を走行する一般交通流に影響を与えることはありません。地点 12 における退場時の滞留を緩和するため、地点 10 及び地点 2 を経由した迂回経路の運用について効果を検討したところ、一定程度の緩和が期待されます。 ・将来交通量による単路部の交通容量比は地点 7 で 0.440 となり 1.0 を下回ります。 ・無信号交差点（地点 11）の処理については、「従道路流入部の交通容量」が「設定する予測交通量」より多くなることから、交通処理が可能と予測します。 ・会場出入口における来場車の滞留長検討の結果、いずれの出入口においても、環状 4 号線等の幹線道路までの滞留が発生することはなく、周辺交通への影響は発生しないと予測します。 ・以上の結果と、予測時期とした多客日が生じる期間は限定的であること、会場周辺の交通混雑緩和のため公共交通の利用を推奨することなどから、関係車両による各交差点への影響は小さいと考えます。	p6.10-64 ～6.10-66

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催中における関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	・会場周辺の交通混雑緩和のため、公共交通の利用を推奨し、会場近傍の４駅からシャトルバスを運行します。また、多客日などの混雑時には、パークアンドライドを導入します（「第 2 章 2.3.3 輸送計画（5）交通混雑緩和策（駐車場の効率的な運用）」p.2-35 参照）。 ・周辺環境への影響を考慮し、パークアンドライド駐車場は配慮が特に必要な地域（専ら住居の用に供される地域[注1]）には、原則、選定しないようにします。 ・パークアンドライド駐車場は、終日利用を前提としているため、全数に予約制を導入することで、来場する自家用車台数の上限を設定するとともに、入出庫時の推奨ルートなどを情報提供することにより、交通集中の緩和に努め、利用を促進するための運営方法についても検討していきます。 ・パークアンドライド駐車場及びその周辺道路の交通状況の予測・評価[注2]については、具体的な候補地が決まり次第、環境影響評価手続きとは別に実施します（既存の駐車場を活用する場合は除く）。また、既存の駐車場の交通状況や大気質、騒音、振動についても、候補地の周辺状況を踏まえ必要に応じて予測・評価します。これらの予測・評価の結果については、あらかじめ周辺住民等へ周知を行うとともに、その内容を本博覧会協会のホームページで公表します。 ・パークアンドライドも含め、本博覧会の輸送計画については、交通管理者など関係機関や外部有識者等からのご意見をいただきながら調整を進めていきます。 ・駐車場の事前予約の導入など、会場周辺へ自家用車（来場者）が過度に集中することを抑制します。 ・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場内に滞留できるスペースを十分に確保します。 ・自家用車以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、公共交通機関の利用について、ホームページでの周知等を行います。特に利用が集中する可能性がある時期（大型連休等）には周知を強化します。 ・会場周辺で利用が集中する夕方等の時間帯において、会場内に滞在する利用者に対して、ピーク時間を避けた帰宅行動をアナウンスで促す等、可能な限りの周知・利用調整に努めます。 ・車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。 ・車両の出入口等には誘導員を配置し、横断歩行者等を適切に誘導することにより、円滑な車両の通行と歩行者の安全確保を図ります。 ・退場時の来場車両の滞留が予想される地点 12 において、滞留緩和策として、地点 10 及び地点 2 を経由した迂回経路の採用、ピーク時間帯の事前周知、横断者の誘導等について検討し、実施に向けて交通管理者等との協議を進めていきます。	p6.10-79
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。	p6.10-91

注１：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

注２：現地調査や資料調査等をもとに交通状況について予測・評価。

注３：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催中における関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果は、平日では地点 2（目黒交番前）の B 断面で 18,309 台/12h、次いで地点 1（目黒）の C 断面で 16,829 台/12h でした。休日では地点 2（目黒交番前）の B 断面で 16,664 台/12h、次いで地点 1（目黒）の C 断面で 16,283 台/12h でした。また、混雑時では地点 1（目黒）の C 断面で 17,234 台/12h、次いで地点 2（目黒交番前）の B 断面で 17,166 台/12h でした。 ・ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点 2（目黒交番前)が最大であり、平日は 2,549 台/1 時間、休日は 2,218 台/1 時間、混雑時は 2,349 台/1 時間でした。 ・既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は 65.7～115.5%、休日は 64.6～116.1%でした。 ・対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状 4 号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第 33 号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。	p6.10-12 ～6.10-38
環境保全目標	・歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。	p6.10-40
予測結果の概要	・関係車両の走行ルートである市道五貫目第 33 号線、環状 4 号線及び瀬谷地内線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所で歩行者と自動車が分離されています。 ・土地区画整理事業実施区域内については、環状 4 号線(北区間)では幅 2.5m の歩道が道の両側に、環状 4 号線(南区間)と区画 1 号線～3 号線は、幅 5.5m の歩道が道の両側に設けられる計画となっています。 ・シャトルバスの運用にあたっては、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないような適切な運行本数を確保した計画とします。また、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるよう、滞留スペースの確保や誘導員の配置など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携して対策を講じます。 ・以上のことから周辺への影響は小さく、歩行者等の安全は確保されるものと考えます。	p6.10-70
環境の保全のための措置の概要	・注意板の設置等により歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。 ・車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。 ・車両の出入口等には誘導員を配置し、横断歩行者等を適切に誘導することにより、円滑な車両の通行と歩行者の安全確保を図ります。 ・歩行者の横断については、乱横断を避けるため、適切な案内誘導により、信号のある場所で行うよう誘導します。なお、横浜市の土地区画整理事業で新規に整備する区域内道路については、本博覧会の開催期間中は一般交通の通行は行わないことを想定しています。 ・シャトルバスの運用にあたっては、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないような適切な運行本数を確保した計画とします。また、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるよう、滞留スペースの確保や誘導員の配置など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携して対策を講じます。	p6.10-80
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。	p6.10-92

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.10.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

① 日常生活圏等の状況
- ・公共施設等の位置
- ・学区、通学路の状況
- ・避難場所等の状況

② 地域交通の状況
- ・主要な交通経路及び交通量の状況
- ・主要交差点部における交通処理
- ・交通安全対策の状況
- ・交通事故の発生状況

③ 歩行者の状況

(2) 調査地域・地点

① 日常生活圏等の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

② 地域交通の状況

自動車交通量の把握については、「既存資料（土地区画整理事業）」において工事用車両及び関係車両の走行が想定される主要交差点として、表 6.10-1 及び図 6.10-1 に示す信号交差点 6 ヶ所(地点 1～6)及び 1 断面(地点 7)で、現地調査が実施されています。

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

表 6.10-1 調査地点

地点番号	地点名	道路名
1	目黒交差点	市道五貫目第 33 号線と国道 246 号の交差部
2	目黒交番前交差点	市道五貫目第 33 号線と環状 4 号線の交差部
3	上川井インター交差点	市道五貫目第 33 号線と保土ヶ谷バイパスの交差部
4	滝沢交差点	環状 4 号線
	瀬谷土橋公園入口	環状 4 号線
	瀬谷土橋公園前	市道若葉台第 152 号線
5	中瀬谷消防署出張所北側	環状 4 号線
6	瀬谷中学校前	環状 4 号線
7	－	瀬谷地内線

③ 歩行者の状況

歩行者及び自転車の交通量の把握については、「既存資料（土地区画整理事業）」において工事用車両及び関係車両の走行が想定される主要交差点として、表 6.10-1 及び図 6.10-1 に示す信号交差点 6 ヶ所(地点 1～6)で、現地調査が実施されています。

(3) 調査時期

地域交通及び歩行者の状況については、既存資料（土地区画整理事業）において表 6.10-2 に示す日時で、現地調査が実施されています。日常生活圏等及び交通安全対策等の状況については、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

表 6.10-2 既存資料（土地区画整理事業）における地域交通・歩行者の状況の調査日時

調査項目		調査日時
自動車交通量調査 渋滞長・滞留長調査 信号現示調査 歩行者・自転車交通量	地点 1～3、5、6	休日：令和元年 5 月 11 日(土)22 時～12 日(日)22 時 平日：令和元年 5 月 14 日(火)7 時～15 日(水)7 時 混雑時[注3]：令和元年 5 月 3 日(金)7 時～4 日(土)7 時 [注1] 令和元年 10 月 13 日(日)22 時～14 日(月)22 時
	地点 4	休日：令和 2 年 9 月 26 日(土)22 時～27 日(日)22 時 平日：令和 2 年 9 月 29 日(火)7 時～30 日(水)7 時 混雑時[注3]：令和 2 年 9 月 21 日(月・祝)7 時～22 日(火・祝)7 時
自動車断面交通量	地点 7 [注1]	休日：令和 2 年 10 月 24 日(土)20 時～25 日(日)20 時 平日：令和 2 年 10 月 27 日(火)10 時～28 日(水)10 時
飽和交通流率 [注2]	地点 1～3	休日：令和元年 10 月 6 日(日)15 時～18 時 平日：令和元年 10 月 8 日(火)16 時～19 時
	地点 4	休日：令和 2 年 11 月 29 日(日)15 時～18 時 平日：令和 2 年 11 月 25 日(水)16 時～19 時
	地点 5	休日：令和元年 10 月 6 日(日)15 時～18 時 平日：令和元年 10 月 8 日(火)7 時～10 時
	地点 6	休日：令和元年 10 月 6 日(日)14 時～17 時 平日：令和元年 10 月 8 日(火)7 時～10 時

注 1：調査日の 8 時 40 分頃、地点 2～3 間の市道五巻目第 33 号線沿いで交通事故が発生し、14 時 20 分頃まで当該区間は通行止めとなり、迂回経路による交通整理が行われたことから、10 月に混雑時の再調査を実施しました。

注 2：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む 3 時間を抽出して実施しました。

注 3：混雑時は、大型連休や行楽シーズン等の一般に交通量が増加するとされる時期を対象に設定しました。

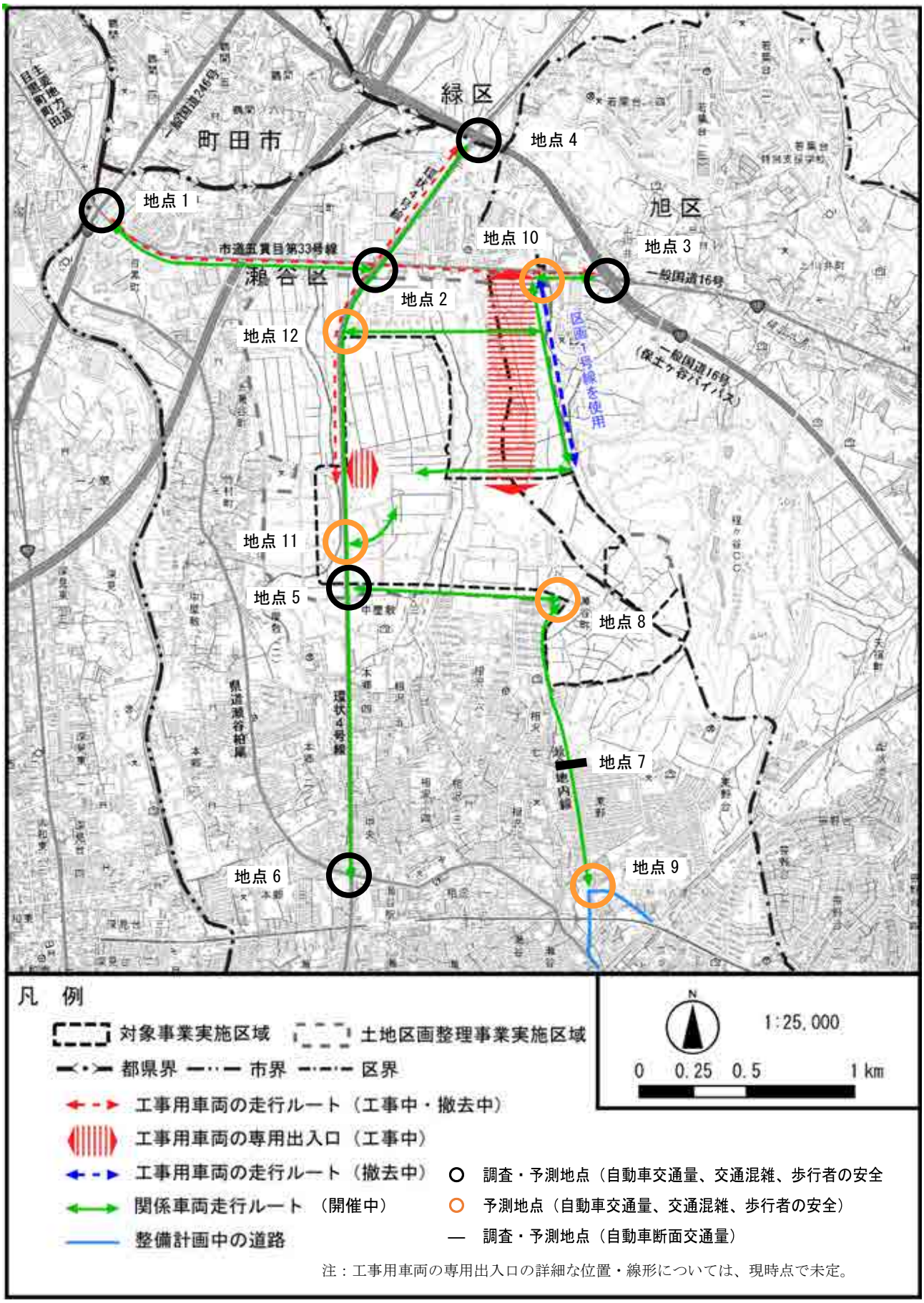

図 6.10-1 既存資料（土地区画整理事業）における地域交通・歩行者の状況の調査等地点図

(4) 調査方法

① 日常生活圏等の状況

公共施設の位置、学区、通学路の状況及び避難場所等の状況を区民利用施設マップ等から整理しました。

② 地域交通の状況

ア．主要な交通経路及び交通量の状況

A 主要な道路網・交通経路、交通量の状況

道路交通センサス等の既存資料の収集・整理により把握しました。

B バス停留所の位置

バス路線図等の既存資料の収集・整理により把握しました。

イ．主要交差点部における交通処理

A 自動車交通量調査

既存資料（土地区画整理事業）において調査対象とした交差点を通過する車両について、方向別（右折・直進・左折等）、車種別、時間帯別に観測し、15 分ごとに集計されています。車種は、表 6.10-3 に示すとおり、大型車、小型車及び二輪車の 3 種類分類となっています。

表 6.10-3 既存資料（土地区画整理事業）における車種分類表

種 別			ナンバープレートの車頭番号等
1	大型車	大型貨物車	0・1・9
		バス	2
2	小型車	小型貨物車	4・6
		乗用車	3．5．7 のうち白、黄、黒地のプレート
3	二輪車		自動二輪、原動機付自転車

注 1：自衛隊車両・外交官車両・車頭番号が 8 等の独自のナンバープレートを付した車両は、それぞれの形態に応じ車種を想定し、上記の車種に分類しました。

B 信号現示調査

既存資料（土地区画整理事業）において調査対象とした交差点で、信号のスプリット及びサイクル長が観測されています。観測は表 6.10-4 に示す時間帯とし、各観測時間帯に 3 サイクル程度となっています。

表 6.10-4 既存資料（土地区画整理事業）における観測時間帯

観測時間帯			
朝	昼	夕	夜
7 時～8 時	12 時～13 時	17 時～18 時	22 時～23 時

C　渋滞長調査

既存資料（土地区画整理事業）において調査対象とした交差点の流入部ごとに滞留長[注1]及び渋滞長[注2]が観測されています。

距離は地図から読み取り、5m 単位で計測し、15 分ごとに集計しています。

D　道路現況調査

既存資料（土地区画整理事業）において、調査対象の交差点の交差点形状、車線構成、道路幅員、交通規制、道路標識の状況について把握されています。

E　飽和交通流率調査

自動車交通量調査結果を踏まえ、既存資料（土地区画整理事業）において、継続した渋滞が発生する交差点を対象に飽和交通流率調査[注3]が実施されています。なお、「継続した渋滞」とは、前調査 1 時間の渋滞長が次の調査 1 時間に繰り越した場合とし、繰越があった場合においても特定の時間帯のみで渋滞が認められ、渋滞発生から 1 時間以内に渋滞が解消している場合には、調査対象外としました。

調査は調査対象交差点の各流入部について、車線毎に 10 サイクル程度を対象にして、10 台程度（滞留車両）の信号変化後（赤⇒青）の停止線通過時間（1/100 秒単位）を調査しました。その結果から各車線の平均車頭時間を算出し、車線毎の飽和交通流率（3,600/平均車頭時間）を算出しました。

注 1：「滞留長」：該当流入方向を制御する信号が赤から青に変わる瞬間の待ち行列長（停止線から該当車両までの距離）

注 2：「渋滞長」：上記待ち行列長最後尾車両が 1 回の青信号で通過できなかった場合の捌け残り長（停止線から該当車両までの距離）

注 3：「飽和交通流率」：信号が青を表示している時間の間中、車両の待ち行列が連続して存在しているほど需要が十分ある場合に、交差点流入部を追加しえる最大流率。単位：台/有効青時間 1 時間

ウ．交通安全対策の状況

既存資料（土地区画整理事業）において、工事用車両の主要な走行ルートを主として、現地踏査により対象事業実施区域及びその周辺の歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備状況等を把握しています。また、既存資料等を収集・整理する事で交通事故発生状況を把握しました。

③　歩行者の状況

既存資料（土地区画整理事業）において調査対象とした交差点の横断歩道を通行する歩行者及び自転車について、方向別、歩行者・自転車別、時間帯別に観測し、15 分ごとに集計されています。

(5) 調査結果

① 日常生活圏の状況

ア．公共施設等の位置

対象事業実施区域周辺における公共施設等は、「第 3 章　3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況」（p.3-130～3-144 参照）に示すとおりです。

イ．学区、通学路の状況

事業実施区域及びその周辺の小学校、中学校の通学区域は、図 6.10-2 に示すとおりです。対象事業実施区域周辺は、上瀬谷小学校、瀬谷小学校、大門小学校、相沢小学校、二つ橋小学校、上川井小学校、若葉台小学校、瀬谷中学校、東野中学校、都岡中学校、若葉台中学校の学区が設定されており、通学路があります。

また、横浜市の各小学校では、小学校から半径約 500m の範囲をスクールゾーンの対象としており、横浜市のホームページでは「通学路交通安全プログラム」が公表されています。スクールゾーン対策における考え方は、表 6.10-5 に示すとおりです。

なお、そのほかの対象事業実施区域周辺の主な教育機関等は、南側に「わらべ細谷戸保育園」、西側に「横浜市中屋敷保育園」、南東側に「神奈川県立瀬谷高等学校」が立地しています。

表 6.10-5　横浜市におけるスクールゾーン対策における考え方

項目	対策の考え方	具体的内容
ゾーンの明示	スクールゾーンであることをゾーン内住民及び通行車両に明示する。	・広報紙や各種印刷物により住民に周知する。 ・標識、路面標示その他の方法で通行車両の注意を喚起する。
意識高揚	ゾーン内での事故絶滅のため、諸対策への住民の参加、協力を得て、通行車両の安全運転励行、意識高揚に努める。	・広報紙等の印刷物、掲出物を活用し、交通安全のため、なすべきことの周知徹底を図る。 ・速度違反等の無謀運転や路上駐車、物件放置等の道路不正使用を無くすため、ゾーン内住民の自主活動を助長し意識高揚に努める。
通学路の安全	交通規制、交通安全施設を設け、児童の通学時間帯における通行及び横断時の危険を低減する。	・通学路においては、車両の進入禁止等を導入し、児童と自動車の分離を促進する。 ・一方通行、車種別の通行制限の拡大と安全施設の充実を図り、また速度制限を強化することにより危険度の低減を期する。 ・駐車禁止を拡大するとともに違法駐車車両、放置物件の早期排除を推進する。 ・横断箇所を限定し、集中的に対策を行う。 ・通学路における無謀運転排除のため規制、指導、取締りの実施に努める。
歩行者の安全	通学路以外の道路で、児童、歩行者、自転車の安全な通行を確保し、また横断時の危険を低減する。	・歩行者用道路の設定拡充や安全施設の充実等有効と思われる対策を進める。 ・違法駐車車両、放置物件の早期排除に努める。 ・指導、取締りの強化を図る。 ・広幅員道路での歩車道分離を促進する。 ・交通安全広報及び教育を徹底する。

資料：「スクールゾーン活動のしおり」（横浜市道路局ホームページ　令和 4 年 10 月閲覧）

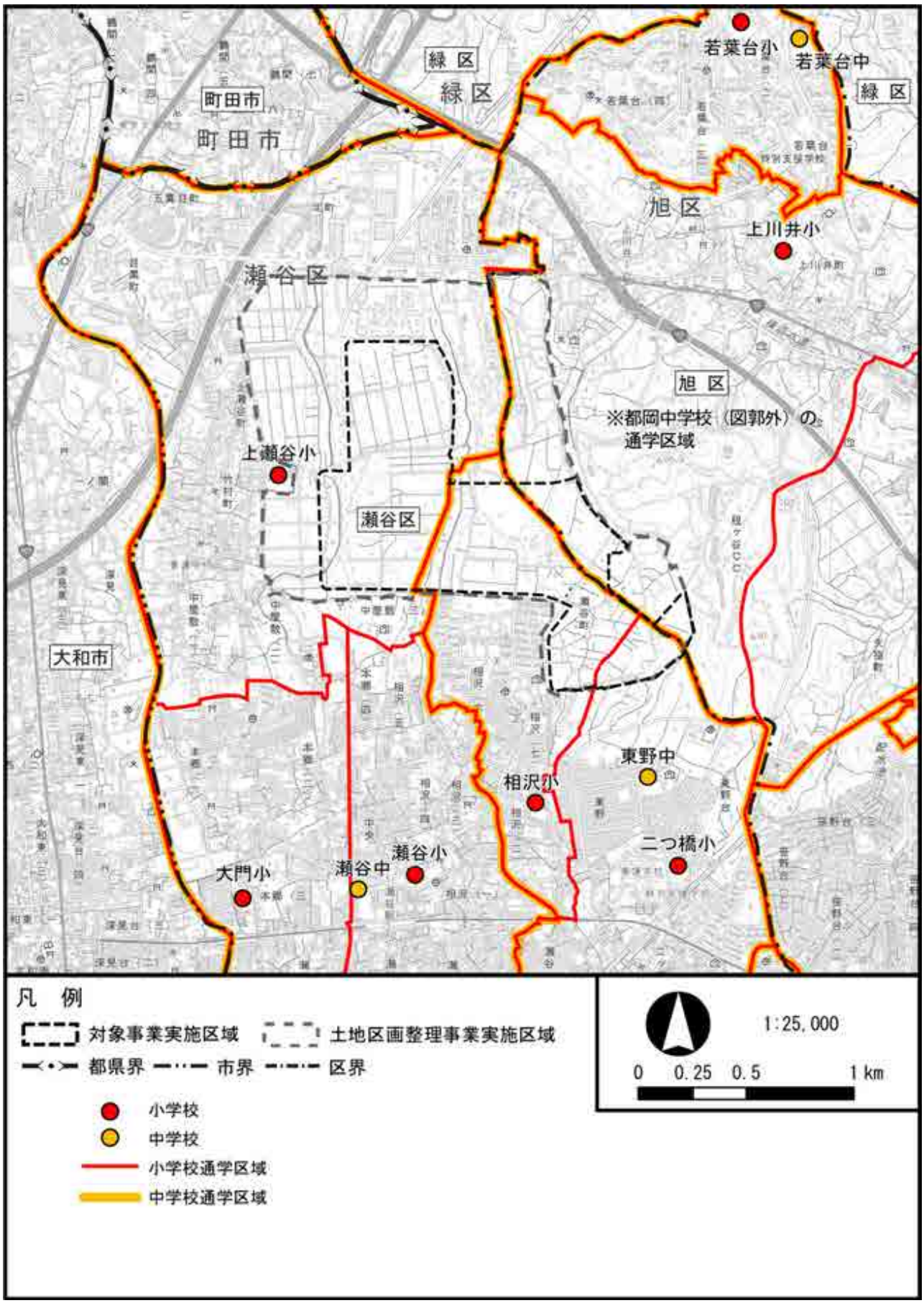
若葉台小
若葉台中
緑区
緑区
緑区
町田市
町田市
旭区
上川井小
瀬谷区
旭区
※都岡中学校（図郭外）の
通学区域
上瀬谷小
瀬谷区
大和市
東野中
相沢小
二つ橋小
瀬谷小
瀬谷中
大門小
凡例
対象事業実施区域
土地区画整理事業実施区域
都県界
市界
区界
小学校
中学校
小学校通学区域
中学校通学区域
1:25,000
0
0.25
0.5
1 km

図 6.10-2　学区の状況

ウ．避難場所等の状況

広域避難場所は、災害対策基本法の規定に基づき作成した「横浜市防災計画」によって定めています。

広域避難場所は大規模火災時に避難する場所であり、一時（いっとき）避難場所は、一時的に避難して様子をみたり、広域避難場所へ避難するために地域住民が集結したりする場所です。一時避難場所は、自治会・町内会が選定することになっています。

対象事業実施区域周辺における広域避難場所は、表 6.10-6 に示すとおり、「旧上瀬谷通信施設一帯」、「程ケ谷カントリー倶楽部」及び「若葉台団地」を広域避難場所として指定しています。

横浜市では、身近な市立の小・中学校等を震災時避難場所に指定し、地域防災拠点として防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料等の備蓄を進め、また、被害情報等の情報受伝達手段として、各拠点に専用の携帯電話を配備しています。

対象事業実施区域及びその周辺における地域防災拠点として上瀬谷小学校、相沢小学校、二つ橋小学校、瀬谷小学校、瀬谷中学校、大門小学校及び若葉台特別支援学校（横浜わかば学園）が指定されています。各学校の位置は、「第 3 章　3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況　図 3.3-13 教育機関等の位置図」（p.3-132 参照）に示すとおりです。

表 6.10-6　避難場所等の状況

広域避難所名称	割り当て地区			
	総面積（㎡）	収容定員 (a) 人	避難計画人口 (b) 人	収容率 {(b/a)×100}％
旧上瀬谷通信施設一帯（瀬谷区瀬谷町、中屋敷三丁目、旭区上川井町）	（瀬谷区）相沢一～七丁目、東野、東野台、卸本町の一部、上瀬谷町、北町の一部、五貫目町、瀬谷町、瀬谷一～六丁目、竹村町、中央、中屋敷一～三丁目、二ツ橋町の一部、本郷一～四丁目、目黒町 （旭区）上川井町の一部			
	1,155,975	1,113,364	53,949	4.8
程ケ谷カントリー倶楽部（旭区上川井町、下川井町、矢指町）	（旭区）今宿町、金が谷、金が谷一、二丁目、上川井町の一部、川井本町、笹野台一～四丁目、下川井町、矢指町			
	693,113	647,252	26,471	4.1
若葉台団地（旭区若葉台一～四丁目）	（旭区）上川井町の一部、若葉台一～四丁目			
	745,487	509,234	16,561	3.3

資料：「広域避難場所」（横浜市総務局危機管理部地域防災課ホームページ　令和 5 年 8 月閲覧）

②　地域交通の状況

ア．主要な交通経路及び交通量の状況

A　主要な道路網・交通経路

「第 3 章　3.3.4 交通の状況」（p.3-124～129 参照）に示すとおり、対象事業実施区域周辺の主要な道路網は、対象事業実施区域に沿って環状 4 号線が、南側には県道瀬谷柏尾が存在しています。また、対象事業実施区域の北側には市道五貫目第 33 号線が存在しています。

工事中の工事用車両の主な走行ルートは「第 2 章　2.4.3 工事用車両の走行ルート」（p.2-45 参照）に示すとおり、環状 4 号線、市道五貫目第 33 号線の利用を想定しています。

B　交通量の状況

「第 3 章　3.3.4 交通の状況」(p.3-124～129 参照）に示すとおり、対象事業実施区域周辺の交通量は、環状 4 号線の昼間 12 時間の交通量は、瀬谷区本郷三丁目 16 の観測地点（観測地点番号：13）で 10,160 台～10,214 台（平成 17 年度、平成 27 年度観測)、瀬谷中学校前の観測地点（観測地点番号：14）で 14,121 台（平成 27 年度観測)、瀬谷区北町 25-1 の観測地点（観測地点番号：15）で 6,766 台（平成 17 年度観測）となっています。市道五貫目第 33 号線の昼間 12 時間の交通量は、旭区上川井町 1966 の観測地点（観測地点番号：22）で 13,136 台～16,875 台（平成 22 年度、平成 27 年度観測)、瀬谷区北町 40 の観測地点（観測地点番号：23）で 21,299 台（平成 17 年度観測）となっています。県道瀬谷柏尾の昼間 12 時間の交通量は、瀬谷区中央七丁目 3 の観測地点（観測地点番号：20）で 10,853 台（平成 17 年度観測)、二ツ上橋の観測地点（観測地点番号：21）で 7,061 台～9,308 台（平成 22 年度、平成 27 年度観測）となっています。

なお、パークアンドライド駐車場周辺における交通量の調査地点は図 6.10-3 及び図 6.10-4 に、調査結果は表 6.10-7 及び表 6.10-8 に示すとおりです。

表 6.10-7　パークアンドライド駐車場周辺（横浜青葉 IC）の交通量の状況（平日 12 時間）

路線名	観測地点番号	観測地点名[注2]	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度	
			交通量（台）	大型車混入率（%）	交通量（台）	大型車混入率（%）	交通量（台）	大型車混入率（%）
東名高速道路	24	東名高速道路～一般国道 246 号横浜青葉 IC	63,995	27.9	68,823	25.9	64,464	23.4
	25	一般国道 246 号横浜青葉 IC～横浜町田 IC	76,279	32.8	71,007	25.7	67,948	22.9
一般国道 246 号	26	青葉区荏田町 1236-7(江田駅東交差点)	28,109	22.6	33,475	20.7	38,022	16.6
主要地方道 横浜上麻生線	27	市ヶ尾	5,074	16.7	19,693	13.6	20,061	12.3

注 1：交通量は、昼間（午前 7 時～午後 7 時）の 12 時間交通量を示しています。
注 2：「観測地点名」は実際の住所表記とは異なる場合があります。
資料：「平成 27 年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス)」(国土交通省　平成 29 年 6 月)
「平成 22 年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス)」(国土交通省　平成 23 年 9 月)
「平成 17 年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス)」(国土交通省　平成 18 年 6 月)

表 6.10-8　パークアンドライド駐車場周辺（相模大野駅周辺）の交通量の状況（8～9 時）

路線名	方面	一般交通量（台/時）
県道 51 号	会場へ向かう車両（上り）	511
	P&R 駐車場へ向かう車両（下り）	505

注 1：一般交通量は、パークアンドライド駐車場に接する県道 51 号の調査地点における値を示します。
資料：「令和３年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス)」(国土交通省　令和５年６月)

C　バス停留所の位置

「第 3 章　3.3.4 交通の状況」(p.3-124、127 参照）に示すとおり、対象事業実施区域周辺には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行しています。なお、対象事業実施区域内への乗り入れはありません。

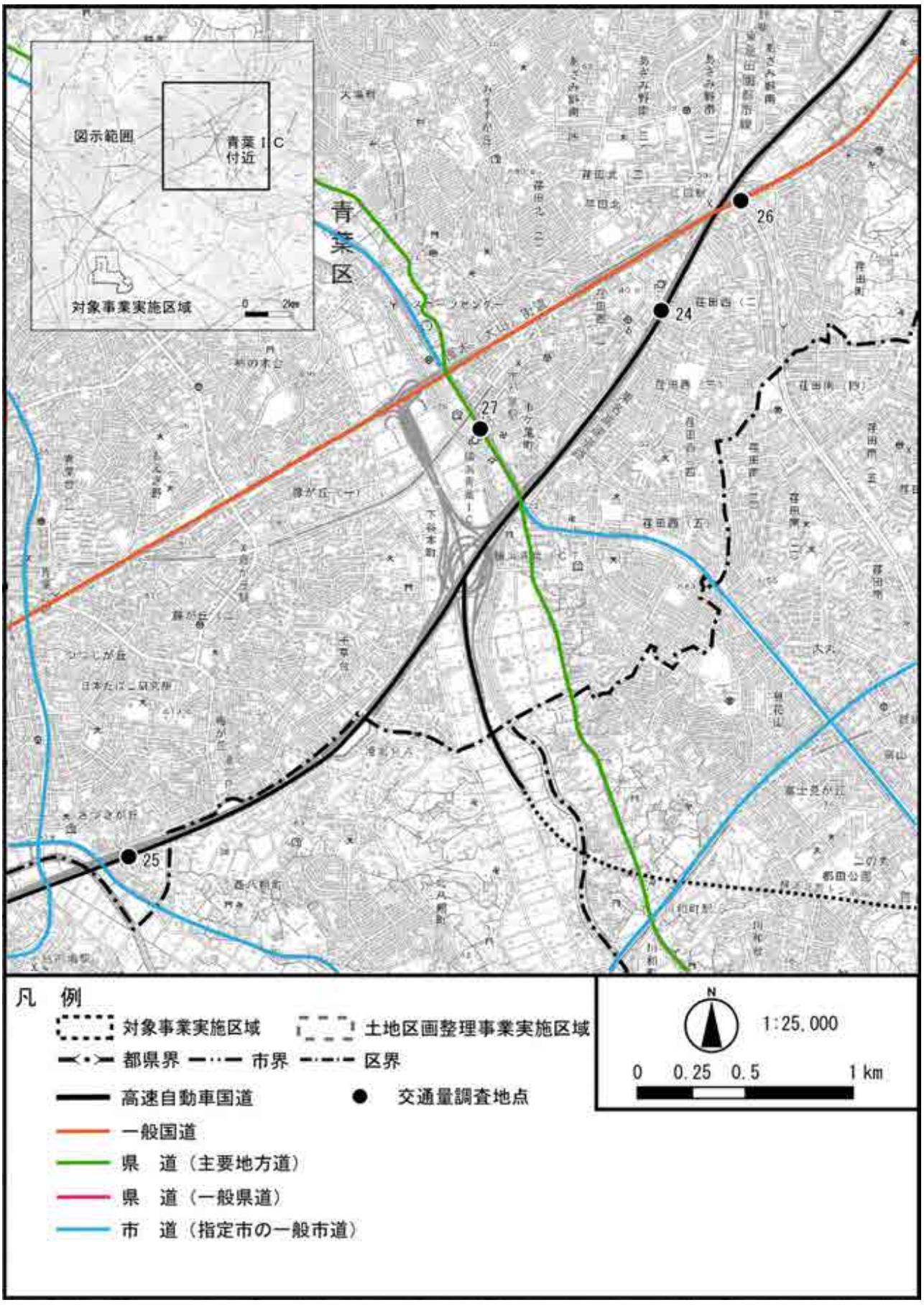

図 6.10-3　主要道路網及び交通量調査地点（パークアンドライド駐車場周辺）



図 6.10-4　相模大野駅周辺の交通量調査路線（県道 51 号）

イ．主要交差点部における交通処理

A　自動車交通量調査

既存資料（土地区画整理事業）における信号交差点6ヶ所(地点1～6)及び1断面(地点7)の交差点形状（断面位置)、または道路構造図は図 6.10-5 に、各交差点の自動車交通量調査結果は表 6.10-9 に示されています。

調査が実施された信号交差点6ヶ所(地点1～6)及び1断面(地点7)の12時間断面交通量において、最も多かったのは、平日では地点2（目黒交番前）のB断面で18,309台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,829台/12hでした。休日では地点2（目黒交番前）のB断面で16,664台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地点1（目黒）のC断面で17,234台/12h、次いで地点2（目黒交番前）のB断面で17,166台/12hでした。

ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点2（目黒交番前）が最大であり、平日は2,549台/1時間、休日は2,218台/1時間、混雑時は2,349台/1時間でした。

地点 1　目黒

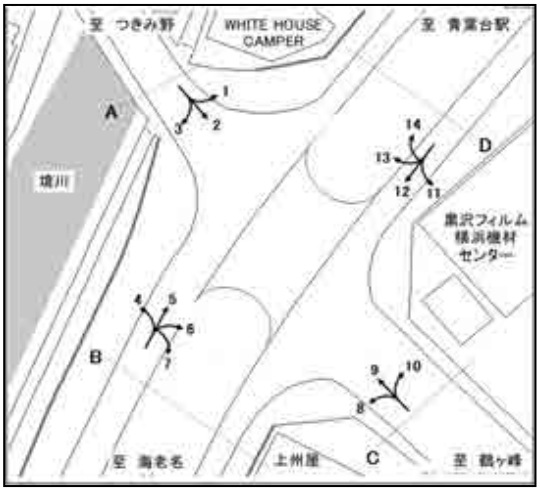

地点 2　目黒交番前

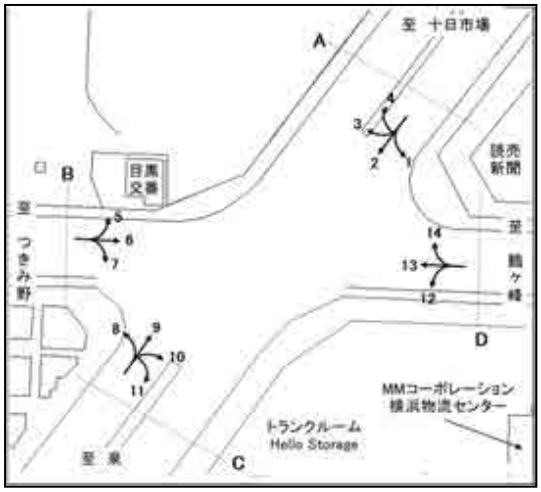

地点 3　上川井 IC

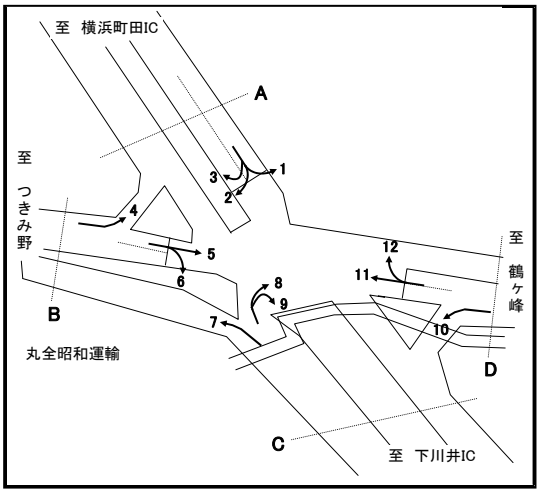

地点 4（1）滝沢

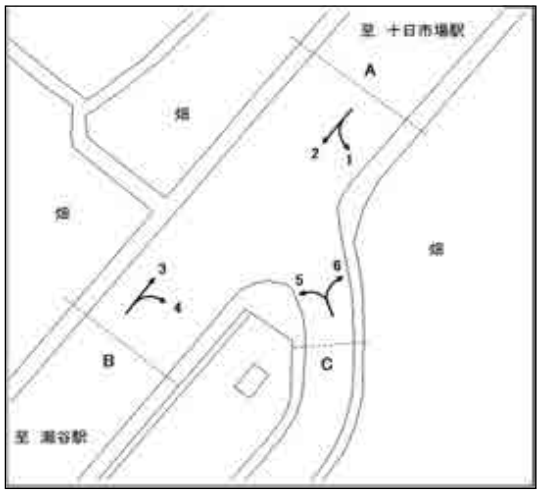

地点 4（2）瀬谷土橋公園入口



地点 4（3）瀬谷土橋公園前

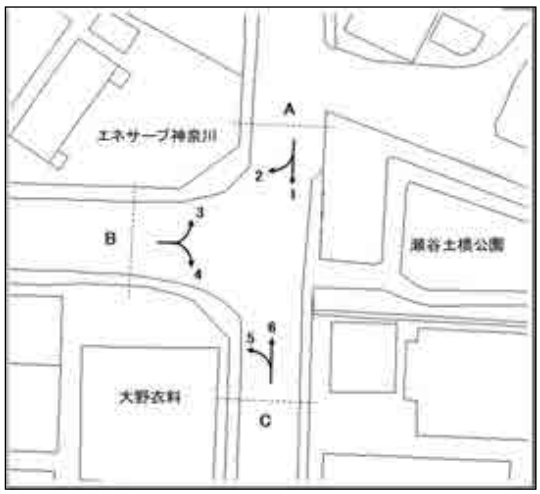

図 6.10-5(1)　交差点の断面位置

地点 5　中瀬谷消防署出張所北側



地点 6　瀬谷中学校前

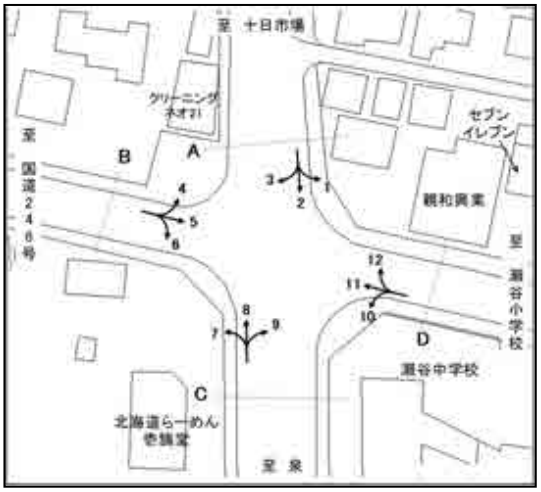

図 6.10-5(2)　交差点の断面位置

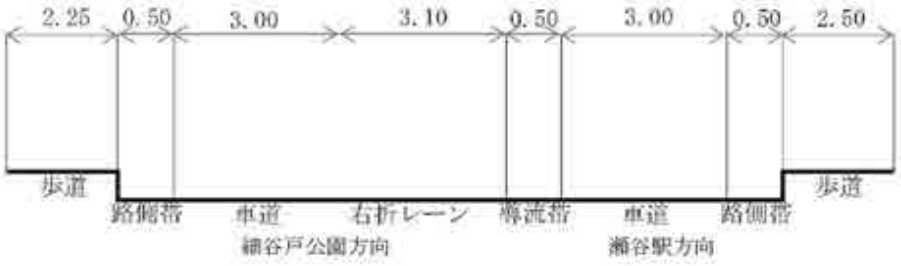

図 6.10-5(3)　道路構造図（地点 7）

表 6.10-9(1)　既存資料(土地区画整理事業)における現地調査結果（自動車断面交通量：平日）

調査地点（交差点名）	断面	24時間（7-翌7時）		12時間（7-19時）		ピーク時間帯		
		断面交通量（台）	大型車混入率（%）	断面交通量（台）	大型車混入率（%）	時間帯	交差点流入台数（台）注1	
地点1（目黒）	A	20,945	22.0	13,887	21.7	17：45～18：45	493	2,289
	B	14,330	36.4	8,986	37.6		424	
	C	26,139	31.3	16,829	31.3		970	
	D	10,734	23.4	7,478	23.6		402	
地点2（目黒交番前）	A	13,356	14.3	9,740	15.4	17：00～18：00	471	2,549
	B	28,052	30.3	18,309	30.4		929	
	C	13,179	14.3	9,247	14.9		348	
	D	24,363	31.3	15,470	31.4		801	
地点3（上川井IC）	A	5,448	26.2	4,038	25.7	17：00～18：00	151	1,946
	B	22,423	34.2	14,580	34.0		788	
	C	17,779	36.9	11,482	36.5		503	
	D	15,118	19.1	10,970	19.3		504	
地点4（滝沢）	A	21,900	13.3	16,354	14.1	18：00～19：00	637	2,045
	B	20,305	17.3	15,141	17.7		723	
	C	8,703	22.4	6,423	22.1		685	
地点4（瀬谷土橋公園入口）	A	19,439	17.1	14,460	17.6	17：30～18：30	754	1,694
	B	15,984	16.4	11,793	17.6		483	
	C	7,971	22.7	5,921	22.5		457	
地点4（瀬谷土橋公園前）	A	9,408	25.6	7,006	25.0	7：30～8：30	490	825
	B	7,990	22.4	6,035	22.2		217	
	C	4,196	35.6	3,105	34.1		118	
地点5（中瀬谷消防署出張所北側）	A	17,220	12.0	12,099	12.3	7：00～8：00	598	1,459
	B	15,186	12.9	10,657	13.1		620	
	C	5,426	4.6	4,232	4.7		241	
地点6（瀬谷中学校前）	A	15,025	12.6	10,715	12.9	7：45～8：45	458	2,206
	B	13,417	6.6	9,726	7.3		598	
	C	20,475	11.1	14,771	11.4		723	
	D	13,679	6.8	9,896	7.6		427	
地点7	－	3,545	4.1	2,910	4.6	18：00～19：00	302	－

注1：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

表 6.10-9(2)　既存資料(土地区画整理事業)における現地調査結果（自動車断面交通量：休日）

調査地点（交差点名）	断面	24時間（7-翌7時）		12時間（7-19時）		ピーク時間帯		
		断面交通量（台）	大型車混入率（%）	断面交通量（台）	大型車混入率（%）	時間帯	交差点流入台数（台）注1	
地点1（目黒）	A	19,635	8.1	13,878	5.9	16：45～17：45	588	2,175
	B	13,589	36.4	9,179	9.8		320	
	C	23,908	13.5	16,283	9.5		875	
	D	8,946	11.9	6,132	7.8		392	
地点2（目黒交番前）	A	11,403	5.2	8,597	4.5	16：45～17：45	388	2,218
	B	23,880	12.5	16,664	9.4		823	
	C	11,287	5.6	8,209	4.3		344	
	D	20,310	31.3	13,960	9.7		663	
地点3（上川井IC）	A	3,810	10.2	2,799	9.0	16：45～17：45	100	1,714
	B	19,251	13.9	13,260	10.4		632	
	C	15,320	14.8	10,629	11.0		533	
	D	12,743	6.2	9,556	5.2		449	
地点4（滝沢）	A	17,635	4.7	13,759	4.2	15：45～16：45	511	1,480
	B	14,961	7.0	11,567	5.8		631	
	C	6,236	9.6	4,678	7.6		338	
地点4（瀬谷土橋公園入口）	A	14,300	6.5	11,095	5.4	15：45～16：45	480	1,175
	B	11,444	5.7	8,771	4.7		447	
	C	5,142	9.3	4,010	7.7		248	
地点4（瀬谷土橋公園前）	A	5,742	12.6	4,364	9.7	14：00～15：00	213	462
	B	5,248	9.6	4,092	8.0		187	
	C	1,802	33.9	1,238	28.3		62	
地点5（中瀬谷消防署出張所北側）	A	15,654	4.9	11,463	3.5	16：30～17：30	509	1,217
	B	13,484	5.2	9,736	3.7		443	
	C	5,546	1.8	4,495	1.5		265	
地点6（瀬谷中学校前）	A	12,098	2.4	9,128	2.2	14：30～15：30	449	2,158
	B	13,417	6.6	9,726	7.3		429	
	C	19,580	3.8	14,664	2.9		892	
	D	12,958	3.4	9,836	3.0		388	
地点7	－	2,524	1.3	2,082	1.3	15：00～16：00	229	－

注1：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

表 6.10-9(3) 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査結果(自動車断面交通量：混雑時)

調査地点（交差点名）	断面	24時間（7-翌7時）		12時間（7-19時）		ピーク時間帯		
		断面交通量（台）	大型車混入率（%）	断面交通量（台）	大型車混入率（%）	時間帯	交差点流入台数（台）注1	
地点1（目黒）	A	21,056	12.0	14,576	9.9	11:15～12：15	558	2,192
	B	13,614	19.8	8,991	17.8		351	
	C	25,227	18.2	17,234	16.0		895	
	D	9,937	14.2	6,945	12.8		388	
地点2（目黒交番前）	A	12,777	8.8	9,425	8.0	16：45～17：45	445	2,349
	B	25,161	18.7	17,166	17.3		831	
	C	12,046	9.0	8,705	8.2		433	
	D	20,894	20.0	13,838	18.2		640	
地点3（上川井IC）	A	4,662	15.9	3,340	15.7	17：45～18：45	106	1,748
	B	20,191	20.7	13,557	18.5		663	
	C	15,950	21.9	10,839	19.3		529	
	D	13,865	10.7	10,130	10.1		450	
地点4（滝沢）	A	22,733	8.1	17,126	8.5	17：30～18：30	635	1,769
	B	19,021	10.3	14,317	10.2		702	
	C	7,332	11.6	5,105	10.4		432	
地点4（瀬谷土橋公園入口）	A	18,287	10.2	13,779	10.1	15：45～16：45	631	1,462
	B	15,144	9.6	11,455	9.8		410	
	C	6,383	11.7	4,724	10.6		421	
地点4（瀬谷土橋公園前）	A	7,353	13.9	5,456	11.3	15：45～16：45	430	638
	B	6,383	11.3	4,791	9.7		144	
	C	2,528	30.4	1,831	23.8		64	
地点5（中瀬谷消防署出張所北側）	A	15,055	9.8	10,875	9.4	10：45～11：45	426	1,127
	B	13,176	11.1	9,414	10.8		448	
	C	5,131	5.2	4,127	5.5		253	
地点6（瀬谷中学校前）	A	14,517	7.5	10,635	6.7	11:15～12：15	487	2,077
	B	13,152	3.9	9,786	4.0		443	
	C	19,982	6.3	14,575	5.7		620	
	D	13,739	4.2	10,440	4.2		527	

注1：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

B　信号現示

対象事業実施区域周辺の信号交差点（6ヶ所）における信号現示調査結果は、資料編（p.資1.8-1～資1.8-27参照）に示すとおりです。

なお、地点4（瀬谷土橋公園前）は信号機のない交差点です。

C　渋滞の状況

調査が実施された信号交差点 6 ヶ所において、最も渋滞長が長くなった時間帯の渋滞長調査結果は、表 6.10-10 に示すとおりです。渋滞の発生状況は、以下のとおりでした。

a.平日渋滞の状況

地点 1（目黒）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は A 断面の 450m でした。地点 2（目黒交番前）は、B 断面以外で渋滞が発生しており、最大は D 断面の 350m でした。地点 3（上川井 IC）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は B 断面の 190m でした。地点 4（滝沢）は、C 断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は 400m でした。地点 4（瀬谷土橋公園入口）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は A 断面の 250m でした。地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は A 断面の 480m でした。地点 6（瀬谷中学校前）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は A 及び C 断面の 90m でした。

b.休日渋滞の状況

地点 1（目黒）は、C 断面以外で渋滞が発生しており、最大は D 断面の 110m でした。地点 2（目黒交番前）は、A 断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は 60m でした。地点 3（上川井 IC）は、D 断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は 20m でした。地点 4（滝沢）は、渋滞の発生はみられませんでした。地点 4（瀬谷土橋公園入口）は、B 断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は 50m でした。地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は B 断面の 100m でした。地点 6（瀬谷中学校前）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は D 断面の 50m でした。

c.混雑時渋滞の状況

地点 1（目黒交差点）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は D 断面の 210m でした。地点 2（目黒交番前）は、B 断面以外で渋滞が発生しており、最大は D 断面の 220m でした。地点 3（上川井 IC）は、C と D 断面のみ渋滞が発生しており、最大は D 断面の 30m でした。地点 4（滝沢）は、A 断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は 300m でした。地点 4（瀬谷土橋公園入口）は、C 断面以外で渋滞が発生しており、最大は A 断面の 260m でした。地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は B 断面の 240m でした。地点 6（瀬谷中学校前）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は D 断面の 600m でした。

表 6.10-10(1) 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査結果（最大渋滞長：平日・休日）

調査地点（交差点名）	流入断面	流入車線構成	平日渋滞長最大時			休日渋滞長最大時		
			観測時間	滞留長(m)	渋滞長(m)	観測時間	滞留長(m)	渋滞長(m)
地点1（目黒）	A	2	7:45～8:00	680	450	16:45～17:00	160	30
	B	2	12:30～12:45	200	100	10:15～10:30	130	70
	C	3	12:00～12:15	260	170	渋滞なし	－	－
	D	2	10:15～10:30	150	130	17:45～18:00	150	110
地点2（目黒交番前）	A	3	16:15～16:30	130	90	12:45～13:00	110	60
	B	3	渋滞なし	－	－	渋滞なし	－	－
	C	3	8:00～8:15	270	110	渋滞なし	－	－
	D	2	12:00～12:15	450	350	渋滞なし	－	－
地点3（上川井 IC）	A	2	6:30～6:45	130	30	渋滞なし	－	－
	B	2	6:00～6:15	380	190	渋滞なし	－	－
	C	2	10:00～10:15	70	30	渋滞なし	－	－
	D	2	8:00～8:15	150	20	10:00～10:15	80	20
地点4（滝沢）	A	2	渋滞なし	－	－	渋滞なし	－	－
	B	3	渋滞なし	－	－	渋滞なし	－	－
	C	2	19:00～19:15	600	400	渋滞なし	－	－
地点4（瀬谷土橋公園入口）	A	2	18:15～18:30 18:45～19:00	350	250	渋滞なし	－	－
	B	3	6:45～7:00	60	20	9:00～9:15	80	50
	C	2	18:30～18:45	150	20	渋滞なし	－	－
地点5（中瀬谷消防署出張所北側）	A	1	8:00～8:15	530	480	10:45～11:00	180	60
	B	1	8:45～9:00	400	300	12:15～12:30	170	100
	C	1	15:00～15:15	70	20	16:45～17:00	150	70
地点6（瀬谷中学校前）	A	3	12:00～12:15	200	90	14:45～15:00	150	20
	B	2	8:00～8:15	140	50	16:30～16:45	80	30
	C	3	6:45～7:00 7:15～7:30 8:15～8:30 8:30～8:45	150	90	15:15～15:30	130	40
	D	2	19:00～19:15	130	70	16:15～16:30	120	50

注1：滞留長：信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離を指します。本表では、最大渋滞長を記録した時間帯の渋滞長を示しています。

注2：渋滞長：滞留時最後尾車両が1回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線からの距離を指します。1回の青信号で通過できた場合の渋滞長は0mとなります。本表は、調査を行った日の最大渋滞長を記録した時間帯を抽出しています。

表 6.10-10(2)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果（最大渋滞長：混雑時）

調査地点 （交差点名）	流入 断面	流入 車線 構成	混雑時渋滞長最大時		
			観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)
地点 1 （目黒）	A	2	17:00～17:15	500	160
	B	2	5:30～5:45 7:00～7:15 17:15～17:30	100	20
	C	3	12:00～12:15	120	20
	D	2	13:15～13:30	260	210
地点 2 （目黒交番前）	A	3	11:45～12:00	160	120
	B	3	渋滞なし	－	－
	C	3	8:30～8:45	110	20
	D	2	13:30～13:45	430	220
地点 3 （上川井 IC）	A	2	渋滞なし	－	－
	B	2	渋滞なし	－	－
	C	2	10:30～10:45	100	10
	D	2	17:30～17:45	140	30
地点 4 （滝沢）	A	2	11:15～11:30	430	300
	B	3	渋滞なし	－	－
	C	2	渋滞なし	－	－
地点 4 （瀬谷土橋公園入口）	A	2	11:15～11:30	350	260
	B	3	10:00～10:15	50	50
	C	2	渋滞なし	－	－
地点 5 （中瀬谷消防署出張所北側）	A	1	16:45～17:00	160	40
	B	1	14:30～14:45	350	240
	C	1	11:15～11:30	80	10
地点 6 （瀬谷中学校前）	A	3	11:30～11:45	210	60
	B	2	18:30～18:45	90	30
	C	3	14:15～14:30	170	40
	D	2	10:45～11:00	680	600

注 1：滞留長：信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離を指します。本表では、最大渋滞長を記録した時間帯の渋滞長を示しています。

注 2：渋滞長：滞留時最後尾車両が 1 回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線からの距離を指します。1 回の青信号で通過できた場合の渋滞長は 0m となります。本表は、調査を行った日の最大渋滞長を記録した時間帯を抽出しています。

D　道路現況調査

地点 1～6 の道路現況調査結果（交差点形状、車線構成及び道路幅員）は、資料編（p.資 1.8-28～資 1.8-43 参照）に示すとおりです。

E　飽和交通流率

飽和交通流率調査は、既存資料（土地区画整理事業）における現況交通量調査結果を踏まえ、地点 1～6 の 6 交差点を対象に行いました。飽和交通流率の実測値は、表 6.10-11 に示すとおりです。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で得られた各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は 65.7～115.5%、休日は 64.6～116.1%とされています。

表 6.10-11(1)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果(飽和交通流率：平日)

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入車線 構成	飽和交通流率		
			算定値(台) ①	実測値(台) ②	比率(%) ②/①
地点 1 （目黒交差点）	A	左直	1,656	1,305	78.8
		右	1,656	-	-
	B	左直	1,672	1,391	83.2
		右	1,546	1,324	85.6
	C	左	1,253	1,075	85.8
		直	1,784	1,340	75.1
		右	1,654	1,643	99.3
	D	左直	1,563	1,444	92.4
		右	1,717	1,739	101.3
地点 2 （目黒交番前）	A	左直	1,916	1,651	86.2
		直	1,926	1,515	78.7
		右	1,665	1,738	104.4
	B	左	1,377	1,076	78.1
		直	1,792	1,361	75.9
		右	1,661	1,248	75.1
	C	左直	1,760	1,359	77.2
		直	1,932	1,536	79.5
		右	1,566	1,508	96.3
	D	左直	1,726	1,330	77.1
		右	1,487	-	-
地点 3 （上川井 IC）	A	左	1,515	1,330	87.8
		右	1,267	1,049	82.8
	B	直	1,830	1,337	73.1
		右	1,616	1,425	88.2
	C	右	1,629	1,221	75.0
	D	直	1,866	1,410	75.6
		右	1,690	1,362	80.6
地点 4 （滝沢）	A	左直	1,663	1,540	92.6
		直	1,656	1,490	90.0
	B	直	1,948	1,577	81.0
		右	1,406	-	-
	C	左右	1,476	1,548	104.9
		右	1,735	1,581	91.1
地点 4 （瀬谷土橋公園入口）	A	左直	1,744	1,232	70.6
		直	1,900	1,641	86.4
	B	直	1,920	1,263	65.7
		右	1,465	1,114	76.0
	C	左	1,568	-	-
		右	1,730	1,616	93.4
地点 5 （中瀬谷消防署出張所北側）	A	直左	1,674	1,283	76.6
	B	直右	1,646	1,282	77.9
	C	右左	1,505	1,426	94.8
地点 6 （瀬谷学校前）	A	左	960	-	-
		直	1,828	1,712	93.7
		右	1,620	-	-
	B	左直	1,758	1,613	91.8
		右	1,733	2,002	115.5
	C	左	1,461	1,100	75.3
		直	1,872	1,432	76.5
		右	1,658	1,471	88.7
	D	左直	1,656	1,273	76.9
		右	1,712	1,333	77.9

注 1：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む 3 時間を抽出して実施しました。

注 2：表中の「-」は、自動車交通量調査において交通需要が十分に観測されなかったため、飽和交通流率調査を実施していないことを表します。

表 6.10-11(2)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果(飽和交通流率：休日)

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入車線 構成	飽和交通流率		
			算定値(台) ①	実測値(台) ②	比率(%) ②/①
地点 1 （目黒交差点）	A	左直	1,713	1,326	77.4
		右	1,737	1,395	80.3
	B	左直	1,753	1,354	77.2
		右	1,667	1,420	85.2
	C	左	1,423	1,275	89.6
		直	1,851	1,528	82.5
		右	1,762	1,447	82.1
	D	左直	1,683	1,364	81.0
		右	1,730	1,443	83.4
地点 2 （目黒交番前）	A	左直	1,909	1,561	81.8
		直	1,960	1,480	75.5
		右	1,712	1,722	100.6
	B	左	1,444	1,316	91.1
		直	1,886	1,419	75.2
		右	1,739	-	-
	C	左直	1,849	1,242	67.2
		直	1,972	1,546	78.4
		右	1,661	1,564	94.2
	D	左直	1,845	1,479	80.2
		右	1,744	-	-
地点 3 （上川井 IC）	A	左	1,626	1,600	98.4
		右	1,479	-	-
	B	直	1,924	1,523	79.2
		右	1,672	1,584	94.7
	C	右	1,791	1,392	77.7
	D	直	1,924	1,467	76.2
		右	1,764	1,513	85.8
地点 4 （滝沢）	A	左直	1,757	1,509	85.9
		直	1,940	1,348	69.5
	B	直	1,968	1,490	75.7
		右	1,543	-	-
	C	左右	1,445	1,146	79.3
		右	1,789	1,419	79.3
地点 4 （瀬谷土橋公園入口）	A	左直	1,799	1,405	78.1
		直	1,938	1,666	86.0
	B	直	1,952	1,478	75.7
		右	1,750	1,464	83.7
	C	左	1,613	-	-
		右	1,778	1,585	89.1
地点 5 （中瀬谷消防署出張所北側）	A	直左	1,789	1,230	68.8
	B	直右	1,823	1,177	64.6
	C	右左	1,528	1,310	85.7
地点 6 （瀬谷学校前）	A	左	1,552	1,802	116.1
		直	1,962	1,674	85.3
		右	1,800	-	-
	B	左直	1,836	1,690	92.0
		右	1,787	1,920	107.4
	C	左	1,519	1,371	90.3
		直	1,978	1,516	76.6
		右	1,769	1,452	82.1
	D	左直	1,680	1,357	80.8
		右	1,768	-	-

注 1：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む 3 時間を抽出して実施しました。

注 2：表中の「-」は、自動車交通量調査において交通需要が十分に観測されなかったため、飽和交通流率調査を実施していないことを表します。

F　交差点需要率(信号交差点)

現況の交差点需要率は、表 6.10-12 に示すとおりです。交差点需要率は、平日では地点 2（目黒交番前）で 0.793、地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）で 0.700 の順で高い値を示しました。休日では地点 1（目黒）で 0.680、地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）で 0.666 の順で高い値を示しました。混雑時では地点 2（目黒交番前）で 0.666、地点 1（目黒）で 0.642 の順で高い値を示しました。現況の交差点需要率は、交差点処理が困難とされる限界需要率を超える交差点はありませんでした。

また、車線の交通容量比については表 6.10-13 に示すとおりです。平日及び混雑時の地点 2（目黒交番前）A 断面の右折専用車線で、1.0 を超過しており、通行可能な最大量を超えた交通量が発生している状態となっています。

表 6.10-12　既存資料（土地区画整理事業）における現況の交差点需要率（信号交差点）

時期	交差点名		時間帯[注1]	交差点需要率[注2]	限界需要率[注3]
平日	地点 1	目黒	17：45～18：45	0.697	0.894
	地点 2	目黒交番前	17：00～18：00	0.793	0.900
	地点 3	上川井 IC	17：00～18：00	0.680	0.847
	地点 4	滝沢	18：00～19：00	0.474	0.878
		瀬谷土橋公園入口	17：30～18：30	0.502	0.913
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	7：00～8：00	0.700	0.889
	地点 6	瀬谷中学校前	7：45～8：45	0.537	0.840
休日	地点 1	目黒	16：45～17：45	0.680	0.894
	地点 2	目黒交番前	16：45～17：45	0.612	0.894
	地点 3	上川井 IC	16：45～17：45	0.492	0.829
	地点 4	滝沢	15：45～16：45	0.357	0.900
		瀬谷土橋公園入口	15：45～16：45	0.332	0.900
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	16：30～17：30	0.666	0.882
	地点 6	瀬谷中学校前	14：30～15：30	0.520	0.840
混雑時	地点 1	目黒	11：15～12：15	0.642	0.894
	地点 2	目黒交番前	16：45～17：45	0.666	0.897
	地点 3	上川井 IC	17：45～18：45	0.505	0.836
	地点 4	滝沢	17：30～18：30	0.449	0.878
		瀬谷土橋公園入口	15：45～16：45	0.442	0.908
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	10：45～11：45	0.590	0.878
	地点 6	瀬谷中学校前	11：15～12：15	0.508	0.840

注 1：「時間帯」は交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

注 2：交差点需要率：交差点需要率とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効青時間の比率(交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値(現示の需要率)の合計で示される値です。信号制御の損失時間のために限界需要率(注 3)が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注 3：限界需要率：「(サイクル長－損失時間(黄色＋赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.10-13　既存資料（土地区画整理事業）における現況の交通容量比

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比[注1]		
				平日	休日	混雑時
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.809	0.969	0.790
			右折	0.278	0.184	0.389
		B	左折・直進	0.628	0.410	0.527
			右折	0.872	0.711	0.687
		C	左折	0.719	0.736	0.584
			直進	0.943	0.670	0.744
			右折	0.316	0.194	0.192
		D	左折・直進	0.492	0.559	0.433
			右折	0.709	0.806	0.903
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603	0.426	0.500
			直進	0.603	0.426	0.500
			右折	1.116	0.913	1.054
		B	左折	0.279	0.245	0.294
			直進	0.815	0.729	0.639
			右折	0.287	0.140	0.191
		C	左折・直進	0.524	0.513	0.769
			直進	0.524	0.513	0.769
			右折	0.737	0.489	0.368
		D	左折・直進	0.984	0.770	0.745
			右折	0.031	0.054	0.010
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.748	0.341	0.379
		B	直進	0.865	0.592	0.582
			右折	0.786	0.653	0.679
		C	右折	0.609	0.475	0.411
		D	直進	0.626	0.517	0.624
			右折	0.319	0.293	0.230
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.512	0.386	0.540
			直進	0.512	0.386	0.540
		B	直進	0.418	0.363	0.436
			右折	0.044	0.037	0.023
		C	左折・右折	0.642	0.317	0.420
			右折	0.659	0.453	0.547
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.364	0.415
			直進	0.636	0.364	0.415
		B	直進	0.300	0.228	0.191
			右折	0.389	0.304	0.324
		C	左折	0.274	0.042	0.239
			右折	0.568	0.462	0.761
地点 5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	直進･左折	0.919	0.801	0.645
		B	直進･右折	0.782	0.592	0.578
		C	右折･左折	0.634	0.818	0.885
地点 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.324	0.192	0.188
			直進	0.556	0.543	0.599
			右折	0.057	0.084	0.069
		B	左折･直進	0.705	0.423	0.433
			右折	0.507	0.358	0.439
		C	左折	0.616	0.546	0.354
			直進	0.788	0.815	0.595
			右折	0.246	0.501	0.354
		D	左折･直進	0.816	0.730	0.933
			右折	0.282	0.133	0.225

注 1：車線の交通容量比：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを示します。

ウ．交通安全対策の状況

対象事業実施区域及びその周辺の道路における歩車道分離状況及び信号機、横断歩道等の交通安全施設の整備状況は図 6.10-6 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状 4 号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第 33 号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。

なお、深見第 228 号線（対象事業実施区域の南側に面する生活道路）や県道瀬谷柏尾の一部は歩道が整備されていません。

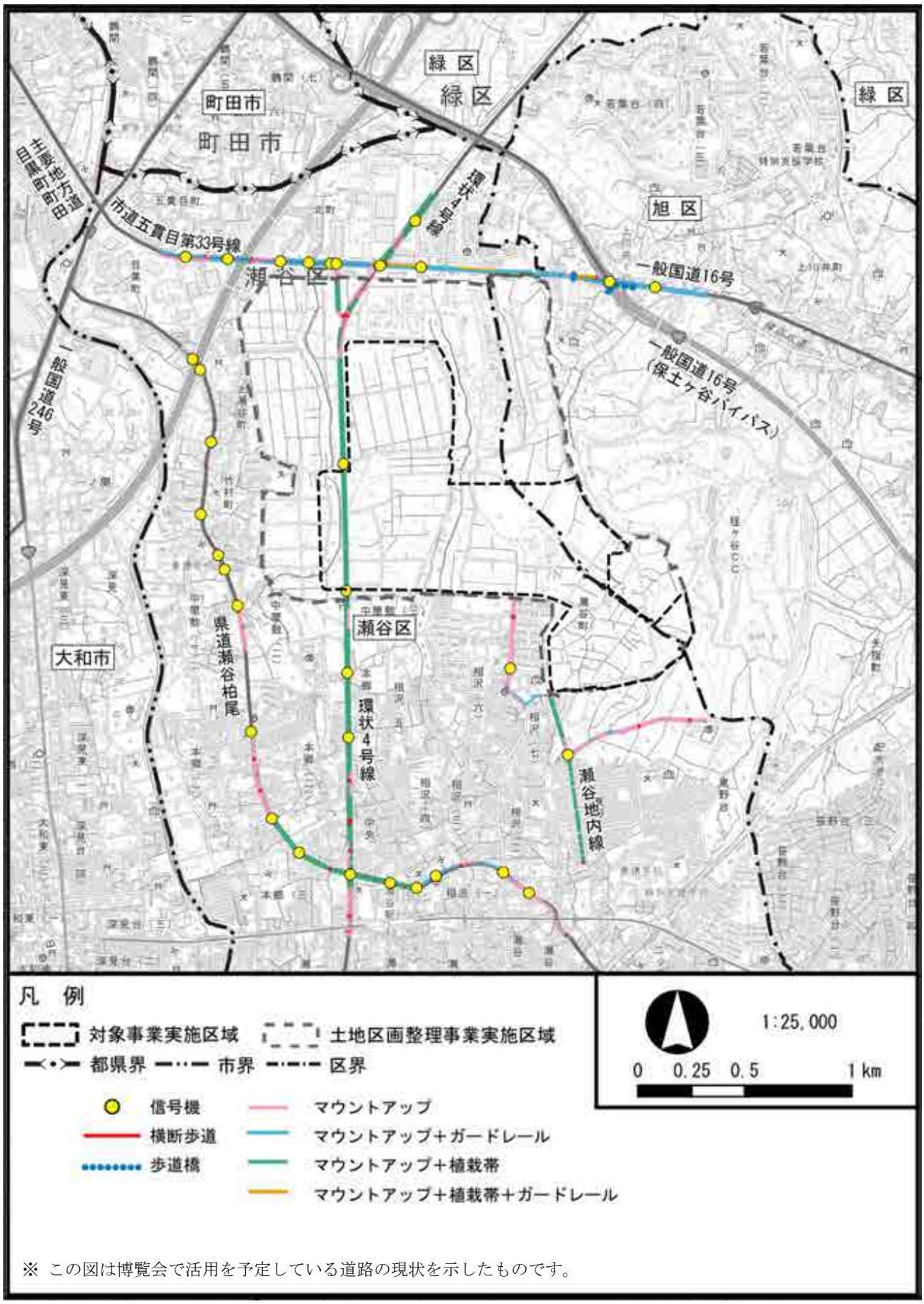

※ この図は博覧会で活用を予定している道路の現状を示したものです。

図 6.10-6　交通安全施設の整備状況

エ．交通事故の発生状況

横浜市全域及び対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区の令和 3 年における事故発生状況は、表 6.10-14 及び表 6.10-15 に示すとおりです。

表 6.10-14　対象事業実施区域周辺の類型別交通事故発生状況（令和 3 年）

単位：件

区分	車両相互							人対車両				単独	合計
	正面衝突	出会い頭	追突	右折	左折	その他	小計	横断歩道横断中	歩道外横断	その他	小計		
横浜市全域	105	869	1,704	1,044	576	1,642	5,940	634	339	642	1,615	328	7,883
瀬谷区	6	51	77	48	46	86	314	20	13	18	51	10	375
旭区	7	51	99	95	38	92	382	40	32	43	115	22	519

資料：「横浜市内の交通事故統計 令和 3 年（2021 年）」（横浜市道路局　令和 4 年 5 月）

表 6.10-15　区別交通事故発生状況（令和 3 年）

区分	交通事故件数（件）	死者（人）	負傷者（人）
横浜市全域	7,883	36	8,997
瀬谷区	375	2	419
旭区	519	1	606

資料：「横浜市内の交通事故統計 令和 3 年（2021 年）」（横浜市道路局　令和 4 年 5 月）

③　歩行者の状況

ア．歩行者等交通量調査の状況

横断歩道部における歩行者・自転車交通量については、既存資料（土地区画整理事業）において、地点 1～6 の 6 交差点で調査が実施されています。

既存資料（土地区画整理事業）において調査が実施された 6 交差点の交差点形状（断面位置）は図 6.10-7 に、調査結果は、表 6.10-16 に示すとおりです。

既存資料（土地区画整理事業）において調査が実施された 6 地点のうち、歩行者と自転車の合計数が最も多かったのは、平日は地点 6（瀬谷中学校前）のキーク断面で 2,200 人・台/12 時間であり、休日は地点 6（瀬谷中学校前）のオーカ断面で 1,717 人・台/12 時間であり、混雑時は地点 4（瀬谷土橋公園入口）のウーエ断面で 1,313 人・台/12 時間とされています。また、ピーク時間帯の最も歩行者・自転車交通量が多かったのは、平日は地点 6（瀬谷中学校前）のキーク断面で 734 人・台/時間(7:30～8:30)であり、休日は地点 6（瀬谷中学校前）のオーカ断面で 206 人・台/時間(16:15～17:15)であり、混雑時は地点 6（瀬谷中学校前）のアーイ断面で 122 人・台/時間(16:30～17:30)とされています。

地点 1　目黒

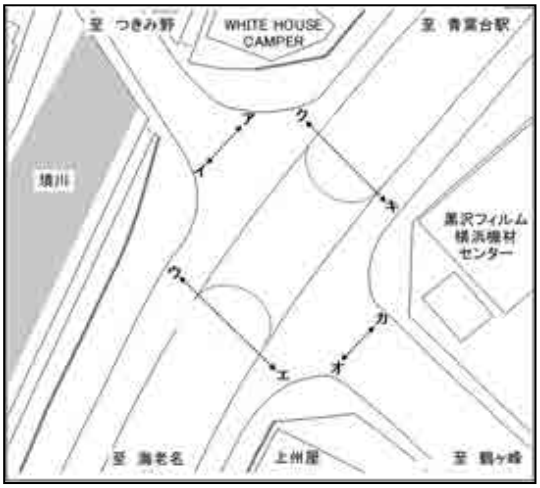

地点 2　目黒交番前

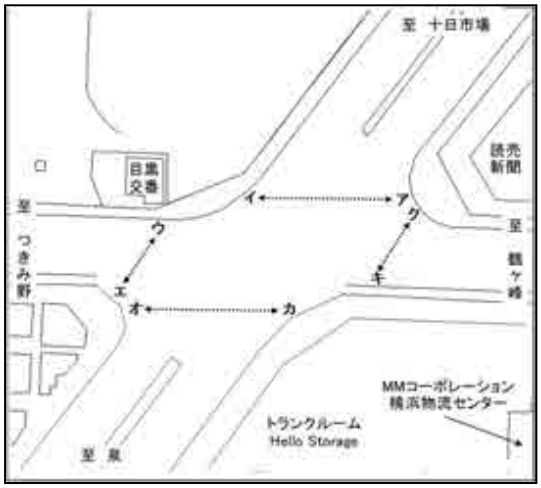

地点 3　上川井 IC

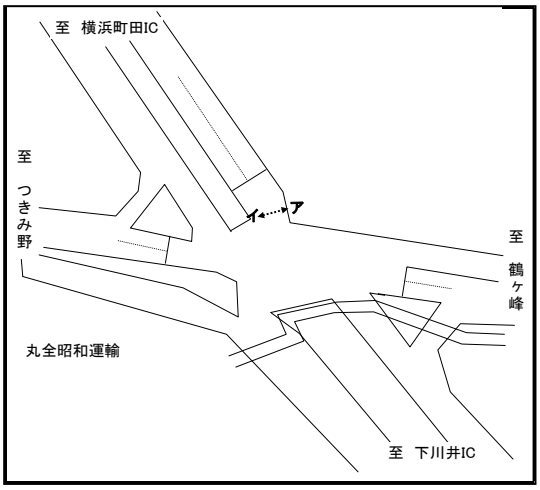

地点 4（1）滝沢

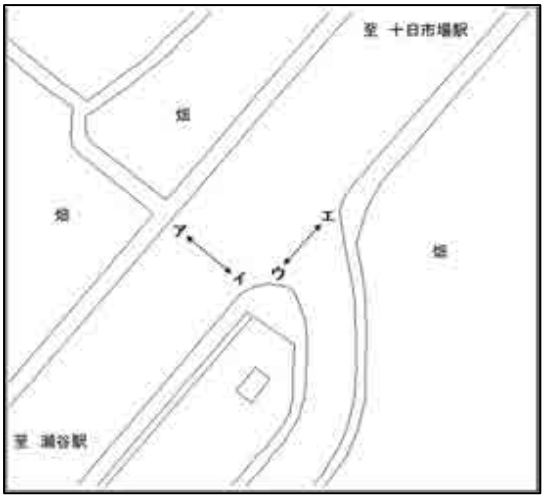

地点 4（2）瀬谷土橋公園入口

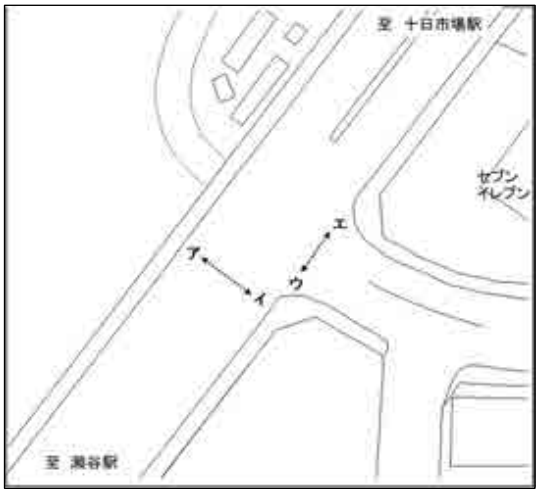

地点 4（3）瀬谷土橋公園前

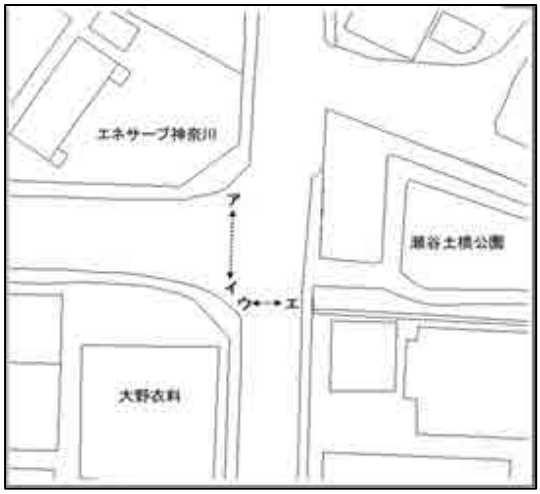

図 6.10-7(1)　交差点の断面位置

地点 5　中瀬谷消防署出張所北側

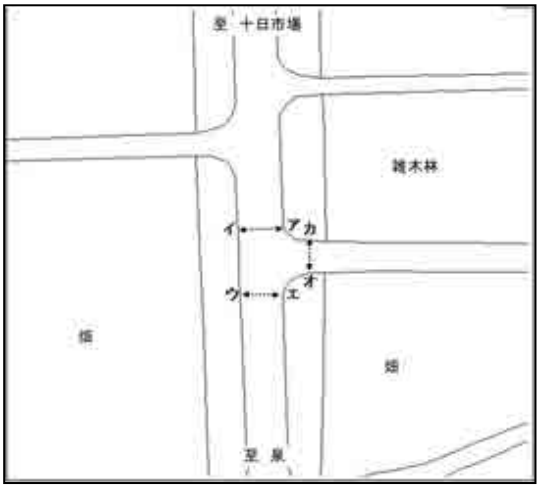

地点 6　瀬谷中学校前

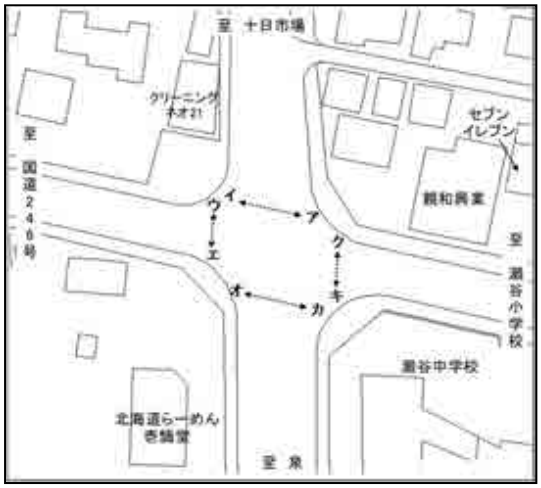

図 6.10-7(2)　交差点の断面位置

表 6.10-16(1)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果

（歩道部歩行者等交通量：平日）

調査地点（交差点名）		断面	24時間（7-翌7時）			12時間（7-19時）			ピーク時間帯	
			歩行者（人）	自転車（台）	計	歩行者（人）	自転車（台）	計	時間帯	歩行者・自転車（人・台/時間）
地点1（目黒）		ｱｰｲ	128	165	293	101	115	216	7:30～8:30	48
		ｳｰｴ	228	264	492	178	169	347		108
		ｵｰｶ	93	107	200	68	70	138		24
		ｷｰｸ	218	310	528	139	207	346		74
地点2（目黒交番前）		ｱｰｲ	91	176	267	81	123	204	7:45～8:45	59
		ｳｰｴ	36	85	121	29	61	90		21
		ｵｰｶ	28	62	90	20	45	65		15
		ｷｰｸ	33	70	103	27	61	88		19
地点3（上川井IC）		ｱｰｲ	220	153	373	156	113	269	7:45～8:45	79
地点4	滝沢	ｱｰｲ	17	7	24	17	6	23	8：00～9：00	2
		ｳｰｴ	142	313	455	119	251	370		91
	瀬谷土橋公園入口	ｱｰｲ	37	25	62	24	23	47	8：00～9：00	6
		ｳｰｴ	126	275	401	84	232	316		89
	瀬谷土橋公園前	ｱｰｲ	94	33	127	80	23	103	12：00～13：00	36
		ｳｰｴ	45	32	77	37	22	59		8
地点5（中瀬谷消防署出張所北側）		ｱｰｲ	11	33	44	5	27	32	17：00～18：00	4
		ｳｰｴ	27	78	105	17	63	80		18
		ｵｰｶ	101	196	297	51	110	161		40
地点6（瀬谷中学校前）		ｱｰｲ	1,639	158	1,797	1,234	89	1,323	7：30～8：30	395
		ｳｰｴ	1,156	203	1,359	947	162	1,109		198
		ｵｰｶ	2,063	208	2,271	1,539	158	1,697		341
		ｷｰｸ	2,451	362	2,813	1,967	233	2,200		734

表 6.10-16(2)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果
（歩道部歩行者等交通量：休日）

調査地点（交差点名）		断面	24時間（7-翌7時）			12時間（7-19時）			ピーク時間帯	
			歩行者（人）	自転車（台）	計	歩行者（人）	自転車（台）	計	時間帯	歩行者・自転車（人・台/時間）
地点1（目黒）		ｱｰｲ	213	464	677	190	434	624	16：45～17：45	75
		ｳｰｴ	242	390	632	175	294	469		68
		ｵｰｶ	159	385	544	127	334	461		50
		ｷｰｸ	301	543	844	249	461	710		96
地点2（目黒交番前）		ｱｰｲ	49	208	257	36	158	194	9：15～10：15	14
		ｳｰｴ	30	152	182	28	135	163		9
		ｵｰｶ	51	118	169	42	88	130		26
		ｷｰｸ	51	149	200	45	114	159		32
地点3（上川井IC）		ｱｰｲ	157	192	349	114	157	271	14：45～15：45	40
地点4	滝沢	ｱｰｲ	10	9	19	8	9	17	10：15～11：15	3
		ｳｰｴ	120	196	316	86	166	252		39
	瀬谷土橋公園入口	ｱｰｲ	30	10	40	20	9	29	10：15～11：15	4
		ｳｰｴ	81	172	253	55	147	202		30
	瀬谷土橋公園前	ｱｰｲ	14	13	27	10	10	20	15：15～16：15,15:30～16:30	5
		ｳｰｴ	9	11	20	8	6	14		2
地点5（中瀬谷消防署出張所北側）		ｱｰｲ	36	48	84	34	40	74	9：45～10：45	15
		ｳｰｴ	56	96	152	48	81	129		25
		ｵｰｶ	260	282	542	197	200	397		40
地点6（瀬谷中学校前）		ｱｰｲ	1,080	397	1,477	823	340	1,163	16：15～17：15	135
		ｳｰｴ	703	492	1,195	578	414	992		112
		ｵｰｶ	1,483	569	2,052	1,232	485	1,717		206
		ｷｰｸ	1,164	753	1,917	964	630	1,594		165

表 6.10-16(3)　既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果
（歩道部歩行者等交通量：混雑時）

調査地点（交差点名）		断面	24時間（7-翌7時）			12時間（7-19時）			ピーク時間帯	
			歩行者（人）	自転車（台）	計	歩行者（人）	自転車（台）	計	時間帯	歩行者・自転車（人・台/時間）
地点1（目黒）		ｱｰｲ	132	139	271	95	101	196	8：15～9：15	35
		ｳｰｴ	110	126	236	64	80	144		25
		ｵｰｶ	86	147	233	66	111	177		43
		ｷｰｸ	217	215	432	167	149	316		61
地点2（目黒交番前）		ｱｰｲ	37	86	123	25	49	74	8：00～9：00	18
		ｳｰｴ	24	25	49	20	17	37		13
		ｵｰｶ	39	51	90	25	35	60		9
		ｷｰｸ	23	58	81	15	32	47		7
地点3（上川井IC）		ｱｰｲ	155	78	233	119	53	172	7：15～8：15	38
地点4	滝沢	ｱｰｲ	22	12	34	21	11	32	7：30～8：30	3
		ｳｰｴ	132	296	428	113	248	361		54
	瀬谷土橋公園入口	ｱｰｲ	46	22	68	33	17	50	10：45～11：45	3
		ｳｰｴ	137	239	376	1,114	199	1,313		54
	瀬谷土橋公園前	ｱｰｲ	30	25	55	25	21	46	11：30～12：30	15
		ｳｰｴ	23	27	50	19	20	39		10
地点5（中瀬谷消防署出張所北側）		ｱｰｲ	10	11	21	10	10	20	7：00～8：00	3
		ｳｰｴ	16	42	58	5	25	30		4
		ｵｰｶ	105	165	270	45	101	146		49
地点6（瀬谷中学校前）		ｱｰｲ	1,078	135	1,213	788	89	877	16：30～17：30	122
		ｳｰｴ	525	203	728	413	157	570		80
		ｵｰｶ	1,075	138	1,213	902	118	1,020		95
		ｷｰｸ	729	240	969	606	181	787		90

6.10.2 環境保全目標の設定

地域社会に係る環境保全目標は、表 6.10-17 に示すとおり設定しました。

表 6.10-17　環境保全目標(地域社会（交通混雑、歩行者の安全））

区分	環境保全目標
工事及び撤去における工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。
工事及び撤去における工事中の歩行者・自転車の安全	歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。
開催中における関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。
開催中における関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全	歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。

6.10.3 予測

(1) 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び工事中の歩行者・自転車の安全

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び工事中の歩行者・自転車の安全としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、工事用車両ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路並びに工事用車両と歩行者との交差頻度が高い工事施工ヤード周辺としました。

予測地点は、図 6.10-1 に示す、工事用車両ルートとして想定される主要交差点の 4 地点（地点 1～4）としました。

なお、地点 2（目黒交番前）、地点 3（上川井 IC）については、交差点構造の変更が予定されており、撤去中の予測は変更後の交差点構造で行いました。変更後の交差点の構造図は後述「(2) 開催における関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び歩行者・自転車の安全」（図 6.10-9、p6.10-56）に示すとおりです。

③ 予測時期

予測対象時期は、工事中及び撤去中とし、1 日あたりの工事用車両の走行台数が最大となる時期（工事中…令和 8 年 9 月、撤去中…令和 9 年 10 月）としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の工事用車両の走行が一定程度見込まれ、累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、他事業の工事用車両の走行がほとんどなく、他事業による影響は小さいものと考えられます。以上のことから、累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

予測時期の設定根拠は資料編(p.資 1.7-1～4 参照)に示すとおりです。

④　予測方法

工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）の予測手順は、図 6.10-8 に示すとおりです。各信号交差点への流入交通量の合計がピークとなる時間帯における信号交差点の交差点需要率を「改訂平面交差の計画と設計 基礎編 -計画・設計・交通信号制御の手引-」（一般社団法人交通工学研究会、平成 30 年 11 月）に示される方法に準拠して算出しました。

なお、交差点需要率の算定にあたって、飽和交通流率の設定は、表 6.10-11 に示す実測値を適用しました。飽和交通流率の実測値がない場合は、上記文献を参考に値を設定しました。

歩行者の安全については、現状の交通安全施設及び歩行者・自転車の状況の整理と、本博覧会で実施する施策等を整理することで定性的に予測しました。

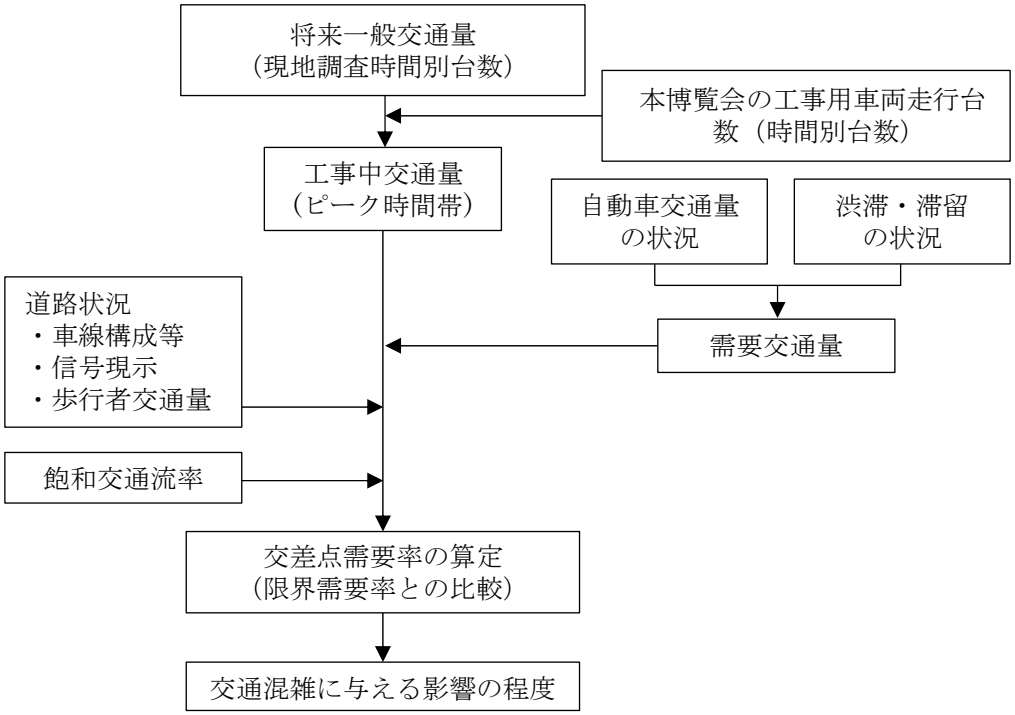

注 1：撤去中の予測手順は「工事中」を「撤去中」に読み替えるものとします。

図 6.10-8　予測手順（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車））

⑤ 予測条件

ア．交通量

予測対象時期における交通量は、表 6.10-18 に示すとおりです。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量[注]に本博覧会の工事用車両台数を加えて算出しました。

工事用車両台数は、本博覧会の工事用車両台数が最大となる月（工事中…令和 8 年 9 月、撤去中…令和 9 年 10 月）の台数を用いました（詳細は資料編 p.資 1.7-2）参照)。

注：「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価書」（令和 5 年 3 月、横浜市）では、対象事業実施区域周辺における近年の自動車交通量の推移は、概ね横ばい又は減少傾向にあるが、安全側の観点で、将来一般交通量として現地調査結果が設定されており、本博覧会も同様の考え方（平日又は休日の現地調査結果を設定）を採用しました。

表 6.10-18(1) 予測対象時点（工事中）の交通量

地点番号 （交差点名）	時期	工事中の ピーク時間帯	方向	将来一般交通量 (1 時間あたり)		工事用車両台数 (1 時間あたり)	
				大型車	小型車	大型車	小型車
地点 1（目黒）	平日	17:00～18:00	CB	98	249	0	30
			CD	15	93	0	30
	休日	17:00～18:00	CB	38	349	0	30
			CD	2	64	0	30
地点 2（目黒交番前）	平日	17:00～18:00	CA	10	188	0	61
			CB	3	49	0	60
			DA	3	7	0	124
	休日	17:00～18:00	CA	5	239	0	61
			CB	3	30	0	60
			DA	1	21	0	124
地点 3（上川井 IC）	平日	17:00～18:00	AD	23	102	0	31
	休日	17:00～18:00	AD	6	73	0	31
地点 4（滝沢）	平日	17:00～18:00	BA	34	684	0	31
			BC	11	15	0	124
	休日	17:00～18:00	BA	11	600	0	31
			BC	7	6	0	124
地点 4 （瀬谷土橋公園入口）	平日	17:00～18:00	BA	26	408	0	155
			BC	16	33	0	30
	休日	17:00～18:00	BA	13	391	0	155
			BC	5	43	0	30

表 6.10-18(2)　予測対象時点（撤去中）の交通量

地点番号 （交差点名）	時期	撤去中の ピーク時間帯	方向	将来一般交通量 （1 時間あたり）		工事用車両台数 （1 時間あたり）	
				大型車	小型車	大型車	小型車
地点 1（目黒）	平日	17:00～18:00	CB	98	249	0	46
			CD	15	93	0	47
	休日	17:00～18:00	CB	38	349	0	46
			CD	2	64	0	47
地点 2（目黒交番前）	平日	17:00～18:00	CA	10	188	0	93
	休日	17:00～18:00	CA	5	239	0	93
地点 3（上川井 IC）	平日	17:00～18:00	BC	77	398	0	95
			BD	39	255	0	95
	休日	17:00～18:00	BC	43	351	0	95
			BD	13	209	0	95
地点 4（滝沢）	平日	17:00～18:00	BA	34	684	0	47
	休日	17:00～18:00	BA	11	600	0	47
地点 4 （瀬谷土橋公園入口）	平日	17:00～18:00	BA	26	408	0	46
			BC	16	33	0	47
	休日	17:00～18:00	BA	13	391	0	46
			BC	5	43	0	47
地点 10	平日	17:00～18:00	CD	－	－	0	190
	休日	17:00～18:00	CD	－	－	0	190

注 ：地点 10 は新設される交差点であり将来交通量の基となる CD 方向の現況値がないため、撤去中交通量は工事用車両台数のみとしました。

イ．交通規制等

工事用車両の走行ルートにおける交通規制等の状況は、現地調査において把握している現在の交通規制に従いました。

⑥ 予測結果

ア．工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

A　本博覧会の予測結果

a.工事中

工事用車両の走行に伴う対象事業実施区域周辺の主要信号交差点におけるピーク時間帯の交差点需要率は表 6.10-19、車線の交通容量比は表 6.10-20 及び表 6.10-21 に示すとおりです。

工事中交通量による交差点需要率が最も高い交差点は、地点 2（目黒交番前）の平日 0.819 ですが、限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する工事中交通量の交差点需要率の増加量は最大で 0.046（休日の地点 2（目黒交番前））です。

平日休日を通じて車線の交通容量比が高い（1.0 を超過）交差点は、平日の地点 2（目黒交番前）の 1 車線（A 断面右折方向）ですが、この車線は、工事用車両のルートではないため、本博覧会による影響はありません。

交通混雑が想定される時間帯における工事関係者の退場時間を調整するなど、工事用車両の走行を適切に管理することから、工事用車両による各交差点への影響は小さいと考えます。

表 6.10-19 交差点需要率（信号交差点）（工事用車両の走行に伴う交通混雑(自動車)：工事中）

時期	交差点名		時間帯[注1]	交差点需要率[注4]			限界需要率[注5]
				現況[注2]	工事中[注3]	増分	
				A	B	B-A	
平日	地点 1	目黒	17:00～18:00	0.629	0.629	0.000	0.889
	地点 2	目黒交番前	17:00～18:00	0.789	0.819	0.030	0.900
	地点 3	上川井 IC	17:00～18:00	0.680	0.702	0.022	0.847
	地点 4	滝沢	17:00～18:00	0.455	0.456	0.001	0.904
		瀬谷土橋公園入口	17:00～18:00	0.502	0.524	0.022	0.913
休日	地点 1	目黒	17:00～18:00	0.680	0.680	0.000	0.894
	地点 2	目黒交番前	17:00～18:00	0.612	0.658	0.046	0.894
	地点 3	上川井 IC	17:00～18:00	0.492	0.492	0.000	0.829
	地点 4	滝沢	17:00～18:00	0.363	0.374	0.011	0.900
		瀬谷土橋公園入口	17:00～18:00	0.310	0.348	0.038	0.900

注 1:「時間帯」は工事用車両運行時間帯での交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

注 2:「現況」については、横浜市の土地区画整理事業の自動車交通量現地調査結果の値を基に算出しています。

注 3:「工事中」は将来一般交通量(現況交通量)に本博覧会において想定している工事中の工事用車両台数を加えた交通量にて検討した結果です。

注 4:「交差点需要率」とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率(交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値(現示の需要率)の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率(注 4)が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注 5:「限界需要率」とは、「(サイクル長－損失時間(黄色＋赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.10-20 車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：工事中/平日）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比[注1]		
				現況	工事中	増分
				A	B	B-A
地点1	目黒	A	左折・直進	0.877	0.877	0.000
			右折	0.245	0.245	0.000
		B	左折・直進	0.526	0.526	0.000
			右折	0.780	0.780	0.000
		C	左折★	0.783	0.842	0.059
			直進	0.868	0.868	0.000
			右折★	0.254	0.319	0.065
		D	左折・直進	0.480	0.480	0.000
			右折	0.679	0.679	0.000
地点2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603	0.603	0.000
			直進	0.603	0.603	0.000
			右折	1.072	1.072	0.000
		B	左折	0.279	0.279	0.000
			直進	0.815	0.815	0.000
			右折	0.287	0.287	0.000
		C	左折・直進★	0.524	0.781	0.257
			直進★	0.524	0.781	0.257
			右折	0.737	0.737	0.000
		D	左折・直進	0.984	0.984	0.000
			右折★	0.031	0.354	0.323
地点3	上川井 IC	A	左折・右折★	0.748	0.883	0.135
		B	直進	0.865	0.865	0.000
			右折	0.786	0.786	0.000
		C	右折	0.609	0.609	0.000
		D	直進	0.626	0.626	0.000
			右折	0.319	0.319	0.000
地点4	滝沢	A	左折・直進	0.453	0.453	0.000
			直進	0.453	0.453	0.000
		B	直進★	0.403	0.420	0.017
			右折★	0.053	0.253	0.200
		C	左折・右折	0.606	0.606	0.000
			右折	0.631	0.631	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.636	0.000
			直進	0.636	0.636	0.000
		B	直進★	0.300	0.402	0.102
			右折★	0.389	0.581	0.192
		C	左折	0.274	0.274	0.000
			右折	0.568	0.568	0.000

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。
注2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。
注3：「★」は工事用車両の走行ルートであることを示します。

表 6.10-21　車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：工事中/休日）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比[注1]		
				現況	工事中	増分
				A	B	B-A
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.969	0.000
			右折	0.184	0.184	0.000
		B	左折・直進	0.410	0.410	0.000
			右折	0.711	0.711	0.000
		C	左折★	0.736	0.790	0.054
			直進	0.670	0.670	0.000
			右折★	0.194	0.280	0.086
		D	左折・直進	0.559	0.559	0.000
			右折	0.806	0.806	0.000
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.426	0.000
			直進	0.426	0.426	0.000
			右折	0.907	0.907	0.000
		B	左折	0.245	0.245	0.000
			直進	0.729	0.729	0.000
			右折	0.140	0.140	0.000
		C	左折・直進★	0.513	0.748	0.235
			直進★	0.513	0.748	0.235
			右折	0.489	0.489	0.000
		D	左折・直進	0.770	0.770	0.000
			右折★	0.054	0.350	0.296
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折★	0.328	0.424	0.096
		B	直進	0.592	0.592	0.000
			右折	0.653	0.653	0.000
		C	右折	0.475	0.475	0.000
		D	直進	0.517	0.517	0.000
			右折	0.293	0.293	0.000
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.357	0.357	0.000
			直進	0.357	0.357	0.000
		B	直進★	0.364	0.382	0.018
			右折★	0.025	0.204	0.179
		C	左折・右折	0.257	0.257	0.000
			右折	0.470	0.470	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.313	0.313	0.000
			直進	0.313	0.313	0.000
		B	直進★	0.232	0.319	0.087
			右折★	0.298	0.473	0.175
		C	左折	0.052	0.052	0.000
			右折	0.460	0.460	0.000

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。（該当なし）
注 2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。
注 3：「★」は工事用車両の走行ルートであることを示します。

b.撤去中

工事用車両の走行に伴う対象事業実施区域周辺の主要信号交差点における交差点需要率は表 6.10-22、車線の交通容量比は表 6.10-23 及び表 6.10-24 に示すとおりです。

撤去中交通量による交差点需要率が最も高い交差点は、地点 1（目黒）の休日 0.680 ですが、限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する撤去中交通量の交差点需要率の増加量は最大で 0.036（休日の地点 3（上川井 IC））です。

平日休日を通じて、車線の交通容量比が高い（1.0 を超過）交差点はありません。

交差点需要率の増加量が負値となっている交差点（地点 2、地点 3）がありますが、交差点形状の変更に起因するものです。なお、交通容量比についても同様です。また、現況交通量に対する撤去中交通量の車線の交通容量比の増加量は、最大で 0.704（平日の地点 2（目黒交番前）の B 断面左直方向）ですが、この車線は工事用車両の走行はありません。工事用車両が走行する車線の中での交通容量比の増加量の最大値は 0.299（平日の地点 4（瀬谷土橋公園入口）の B 断面右折方向）となっています。

交通混雑が想定される時間帯における工事関係者の退場時間を調整するなど、工事用車両の走行を適切に管理することから、工事用車両による各交差点への影響は小さいと考えます。

表 6.10-22　交差点需要率（信号交差点）（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：撤去中）

時期	交差点名		時間帯[注1]	交差点需要率[注4]			限界需要率[注5]
				現況[注2]	撤去中[注3]	増分	
				A	B	B-A	
平日	地点 1	目黒	17:00～18:00	0.629	0.629	0.000	0.889
	地点 2	目黒交番前	17:00～18:00	0.789	0.332	-0.457	0.900
	地点 3	上川井 IC	17:00～18:00	0.680	0.655	-0.025	0.847
	地点 4	滝沢	17:00～18:00	0.455	0.457	0.002	0.904
		瀬谷土橋公園入口	17:00～18:00	0.502	0.536	0.034	0.913
	地点 10	-	17:00～18:00	-	0.191	-	0.518
休日	地点 1	目黒	17:00～18:00	0.680	0.680	0.000	0.894
	地点 2	目黒交番前	17:00～18:00	0.612	0.398	-0.214	0.894
	地点 3	上川井 IC	17:00～18:00	0.492	0.528	0.036	0.829
	地点 4	滝沢	17:00～18:00	0.363	0.379	0.016	0.900
		瀬谷土橋公園入口	17:00～18:00	0.310	0.339	0.029	0.900
	地点 10	-	17:00～18:00		0.176	-	0.518

注 1:「時間帯」は工事用車両運行時間帯での交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

注 2:「現況」については、横浜市の土地区画整理事業の自動車交通量現地調査結果の値を基に算出しています。

注 3:「撤去中」は将来一般交通量(現況交通量)に本博覧会において想定している撤去中の工事用車両台数を加えた交通量にて検討した結果です。

注 4:「交差点需要率」とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率(交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値(現示の需要率)の合計で示される値です。信号制御の損失時間のために限界需要率(注 4)が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注 5:「限界需要率」とは、「(サイクル長－損失時間(黄色＋赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.10-23 車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：撤去中/平日）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
				現況	撤去中	増分
				A	B	B-A
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.877	0.877	0.000
			右折	0.245	0.245	0.000
		B	左折・直進	0.526	0.526	0.000
			右折	0.780	0.780	0.000
		C	左折★	0.783	0.871	0.088
			直進	0.868	0.868	0.000
			右折★	0.254	0.356	0.102
		D	左折・直進	0.480	0.480	0.000
			右折	0.679	0.679	0.000
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603	0.004	-0.599
			直進	0.603	なし	-
			右折	1.072	0.837	-0.235
		B	左折（左直）	0.279	0.983	0.704
			直進	0.815	0.983	0.168
			右折	0.287	0.424	0.137
		C	左折・直進★	0.524	0.060	-0.464
			直進★	0.524	なし	-
			右折	0.737	0.533	-0.204
		D	左折・直進	0.984	0.905	-0.079
			(直進)		0.905	-
			右折	0.031	0.058	0.027
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.748	0.801	0.053
			(右折)	-	0.198	-
		B	(左折)	-	0.029	-
			直進★	0.865	0.461	-0.404
			右折★	0.786	0.983	0.197
		C	(左折可)	-	0.259	-
			右折	0.609	0.813	0.204
		D	(左折可)	-	0.054	-
			直進	0.626	0.514	-0.112
			右折	0.319	0.338	0.019
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.453	0.453	0.000
			直進	0.453	0.453	0.000
		B	直進★	0.403	0.429	0.026
			右折	0.053	0.053	0.000
		C	左折・右折	0.606	0.606	0.000
			右折	0.631	0.631	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.636	0.000
			直進	0.636	0.636	0.000
		B	直進★	0.300	0.331	0.031
			右折★	0.389	0.688	0.299
		C	左折	0.274	0.274	0.000
			右折	0.568	0.568	0.000
地点 10	-	A	左折・直進	-	0.010	-
			右折	-	0.000	-
		B	左折・直進	-	0.845	-
			直進	-	0.845	-
			右折	-	0.000	-
		C	左折・直進	-	0.000	-
			右折★	-	0.149	-
		D	左折	-	0.000	-
			直進	-	0.829	-
			右折	-	0.024	-

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。
注 2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。
注 3：「★」は工事用車両の走行ルートであることを示します。

表 6.10-24　車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：撤去中/休日）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
				現況	撤去中	増分
				A	B	B-A
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.969	0.000
			右折	0.184	0.184	0.000
		B	左折・直進	0.410	0.410	0.000
			右折	0.711	0.711	0.000
		C	左折★	0.736	0.819	0.083
			直進	0.670	0.670	0.000
			右折★	0.194	0.329	0.135
		D	左折・直進	0.559	0.559	0.000
			右折	0.806	0.806	0.000
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.010	-0.416
			直進	0.426	なし	-
			右折	0.907	0.682	-0.225
		B	左折（左直）	0.245	0.838	0.593
			直進	0.729	0.838	0.109
			右折	0.140	0.269	0.129
		C	左折・直進★	0.513	0.258	-0.255
			直進★	0.513	なし	-
			右折	0.489	0.344	-0.145
		D	左折・直進	0.770	0.686	-0.084
			(直進)	-	0.686	-
			右折	0.054	0.098	0.044
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.328	0.396	0.068
			(右折)	-	0.096	-
		B	(左折)	-	0.009	-
			直進★	0.592	0.324	-0.268
			右折★	0.653	0.798	0.145
		C	(左折可)	-	0.243	-
			右折	0.475	0.712	0.237
		D	(左折可)	-	0.048	-
			直進	0.517	0.406	-0.111
			右折	0.293	0.292	-0.001
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.357	0.357	0.000
			直進	0.357	0.357	0.000
		B	直進★	0.364	0.392	0.028
			右折	0.025	0.025	0.000
		C	左折・右折	0.257	0.257	0.000
			右折	0.470	0.470	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.313	0.313	0.000
			直進	0.313	0.313	0.000
		B	直進★	0.232	0.258	0.026
			右折★	0.298	0.563	0.265
		C	左折	0.052	0.052	0.000
			右折	0.460	0.460	0.000
地点 10	-	A	左折・直進	-	0.010	-
			右折	-	0.000	-
		B	左折・直進	-	0.753	-
			直進	-	0.753	-
			右折	-	0.000	-
		C	左折・直進	-	0.000	-
			右折★	-	0.149	-
		D	左折	-	0.000	-
			直進	-	0.738	-
			右折	-	0.014	-

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。（該当なし）
注 2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。
注 3：「★」は工事用車両の走行ルートであることを示します。

B　他事業を考慮した予測結果

工事用車両の走行に伴う対象事業実施区域周辺の主要信号交差点におけるピーク時間帯の交差点需要率は表 6.10-25、車線の交通容量比は表 6.10-26 及び表 6.10-27 に示すとおりです。

工事中交通量による交差点需要率が最も高い交差点は、地点 2（目黒交番前）の平日 0.844 ですが、限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する工事中交通量の交差点需要率の増加量は最大で 0.073（休日の地点 2（目黒交番前））です。

他事業を考慮した予測においても、本博覧会のみの場合と同様、工事用車両の通過ルート上で車線の交通容量比が 1.0 を上回る車線はなく、他事業を考慮した場合の各交差点への影響はありません。また、現況交通量に対する工事中交通量の車線の交通容量比の増加量は、最大で 0.410（平日の地点 2（目黒交番前）の C 断面左折/直進方向）となっています。

交通混雑が想定される時間帯における工事関係者の退場時間を調整するなど、工事用車両の走行を適切に管理することから、工事用車両による各交差点への影響は小さいと考えます。

表 6.10-25 交差点需要率（信号交差点）（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：他事業を考慮した予測）

時期	交差点名		時間帯[注1]	交差点需要率[注4]			限界需要率[注5]
				現況[注2]	他事業を考慮した工事中[注3]	増分	
				A	B	B-A	
平日	地点 1	目黒	17:00～18:00	0.629	0.638	0.009	0.889
	地点 2	目黒交番前	17:00～18:00	0.789	0.844	0.055	0.900
	地点 3	上川井 IC	17:00～18:00	0.680	0.727	0.047	0.847
	地点 4	滝沢	17:00～18:00	0.455	0.467	0.012	0.904
		瀬谷土橋公園入口	17:00～18:00	0.502	0.532	0.030	0.913
休日	地点 1	目黒	17:00～18:00	0.680	0.680	0.000	0.894
	地点 2	目黒交番前	17:00～18:00	0.612	0.685	0.073	0.894
	地点 3	上川井 IC	17:00～18:00	0.492	0.502	0.010	0.829
	地点 4	滝沢	17:00～18:00	0.363	0.391	0.028	0.900
		瀬谷土橋公園入口	17:00～18:00	0.310	0.375	0.065	0.900

注 1:「時間帯」は工事用車両運行時間帯での交差点の流入交通量のピーク時間を示します。
注 2:「現況」は将来一般交通量(現況交通量)のみで見たときのピーク時間における値です。
注 3:「工事中」は将来一般交通量(現況交通量)に本博覧会において想定している工事中の工事用車両台数及び他事業の工事用車両台数を加えた交通量にて検討した結果です。
注 4:「交差点需要率」とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率(交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値(現示の需要率)の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率(注 4)が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。
注 5:「限界需要率」とは、「(サイクル長－損失時間(黄色＋赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.10-26 車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）
：他事業を考慮した予測/平日）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比[注1]		
				現況	他事業を考慮した工事中	増分
				A	B	B-A
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.877	0.877	0.000
			右折	0.245	0.262	0.017
		B	左折・直進	0.526	0.526	0.000
			右折	0.780	0.780	0.000
		C	左折★	0.783	0.874	0.091
			直進★	0.868	0.899	0.031
			右折★	0.254	0.353	0.099
		D	左折・直進	0.480	0.480	0.000
			右折	0.679	0.679	0.000
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603	0.603	0.000
			直進	0.603	0.603	0.000
			右折	1.072	1.072	0.000
		B	左折	0.279	0.279	0.000
			直進	0.815	0.815	0.000
			右折	0.287	0.287	0.000
		C	左折・直進★	0.524	0.934	0.410
			直進★	0.524	0.934	0.410
			右折★	0.737	0.860	0.123
		D	左折・直進	0.984	0.984	0.000
			右折★	0.031	0.440	0.409
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折★	0.748	0.981	0.233
		B	直進★	0.865	0.880	0.015
			右折★	0.786	0.795	0.009
		C	右折	0.609	0.609	0.000
		D	直進	0.626	0.626	0.000
			右折	0.319	0.319	0.000
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.453	0.453	0.000
			直進	0.453	0.453	0.000
		B	直進★	0.403	0.448	0.045
			右折★	0.053	0.290	0.237
		C	左折・右折	0.606	0.606	0.000
			右折	0.631	0.631	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.636	0.000
			直進	0.636	0.636	0.000
		B	直進★	0.300	0.452	0.152
			右折★	0.389	0.657	0.268
		C	左折	0.274	0.274	0.000
			右折	0.568	0.568	0.000

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。
注 2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。
注 3：「★」は工事用車両の走行ルートであることを示します。

表 6.10-27　車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：他事業を考慮した予測/休日）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比[注1]		
				現況	他事業を考慮した工事中	増分
				A	B	B-A
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.969	0.000
			右折	0.184	0.191	0.007
		B	左折・直進	0.410	0.410	0.000
			右折	0.711	0.711	0.000
		C	左折★	0.736	0.820	0.084
			直進★	0.670	0.697	0.027
			右折★	0.194	0.327	0.133
		D	左折・直進	0.559	0.559	0.000
			右折	0.806	0.806	0.000
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.426	0.000
			直進	0.426	0.426	0.000
			右折	0.907	0.907	0.000
		B	左折	0.245	0.245	0.000
			直進	0.729	0.729	0.000
			右折	0.140	0.140	0.000
		C	左折・直進★	0.513	0.887	0.374
			直進★	0.513	0.887	0.374
			右折★	0.489	0.619	0.130
		D	左折・直進	0.770	0.770	0.000
			右折★	0.054	0.430	0.376
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折★	0.328	0.495	0.167
		B	直進★	0.592	0.607	0.015
			右折★	0.653	0.662	0.009
		C	右折	0.475	0.475	0.000
		D	直進	0.517	0.517	0.000
			右折	0.293	0.293	0.000
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.357	0.357	0.000
			直進	0.357	0.357	0.000
		B	直進★	0.364	0.413	0.049
			右折★	0.025	0.237	0.212
		C	左折・右折	0.257	0.257	0.000
			右折	0.470	0.470	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.313	0.313	0.000
			直進	0.313	0.313	0.000
		B	直進★	0.232	0.361	0.129
			右折★	0.298	0.539	0.241
		C	左折	0.052	0.052	0.000
			右折	0.460	0.460	0.000

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。（該当なし）
注 2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。
注 3：「★」は工事用車両の走行ルートであることを示します。

イ．工事用車両の走行に伴う歩行者の安全

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果は、平日では地点 2（目黒交番前）の B 断面で 18,309 台/12h、次いで地点 1（目黒）の C 断面で 16,829 台/12h でした。休日では地点 2（目黒交番前）の B 断面で 16,664 台/12h、次いで地点 1（目黒）の C 断面で 16,283 台/12h でした。また、混雑時では地点 1（目黒）の C 断面で 17,234 台/12h、次いで地点 2（目黒交番前）の B 断面で 17,166 台/12h でした。

ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点 2（目黒交番前）が最大であり、平日は 2,549 台/1 時間、休日は 2,218 台/1 時間、混雑時は 2,349 台/1 時間でした。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は 65.7～115.5%、休日は 64.6～116.1%でした。

対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状 4 号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第 33 号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。

工事用車両の主な走行ルートである環状 4 号線及び市道五貫目第 33 号線においては、ほとんどの箇所で歩行者と自動車が分離されています(前掲図 6.10-6（p.6.10-33）参照)。

以上より、歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。

(2) 開催における関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び歩行者・自転車の安全

① 予測項目

予測項目は、関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び開催中の歩行者・自転車の安全としました。

また、会場隣接駐車場入口に来場車両が集中することで、周辺交通へ影響を及ぼす可能性があるため、会場隣接駐車場付近を対象とする滞留長の予測も行いました。

② 予測地域・地点

予測地域は関係車両の走行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路としました。

予測地点は、図 6.10-1 に示すとおり、関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点（地点 1～6、地点 9～12）の 10 地点及び、1 断面（地点 7）としました。

また、予測地点のうち 8 地点（地点 1～6、地点 9、地点 12）においては、歩行者等による来場者の影響を考慮し、地点 10（歩車分離交差点）及び断面 7 は、歩行者等による自動車の進行の妨げがないため、歩行者等の影響については考慮していません。無信号交差点（地点 11）については、シャトルバスの出入りのみであり、誘導員の配置等による円滑な誘導を実施することから、歩行者等の影響は考慮していません。

なお、地点 2（目黒交番前)、地点 3（上川井 IC）及び地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）交差点については、交差点構造の変更が予定され、地点 9 は新設されるため、将来の交差点構造で予測しました。これらの交差点の構造図は図 6.10-9 に示すとおりです。

地点 8 については、開催期間中は東方向と南方向のみ通行を可能とするため、予測対象外としました。

また、会場隣接駐車場付近を対象とする滞留長の予測については、会場隣接駐車場の出入口付近を予測地点としました。

③ 予測時期

予測対象時期は、開催期間の来場者のピーク時期としました。

開催中においては、他事業（土地区画整理事業）の工事用車両の走行が生じる可能性がありますが、その台数は最大で 18 台/日程度と想定されます。本博覧会の関係車両の台数と比べて小さいため、他事業との累積的な影響を考慮した場合の影響の程度は、本博覧会のみによる影響と同程度であると考えられます。また、影響が最大となる来場者のピーク時期は、開催中に 10 日程度（表 6.10-29）と限られます。

以上のことを踏まえ、開催中の他事業との累積的な影響の予測は行わないこととしました。

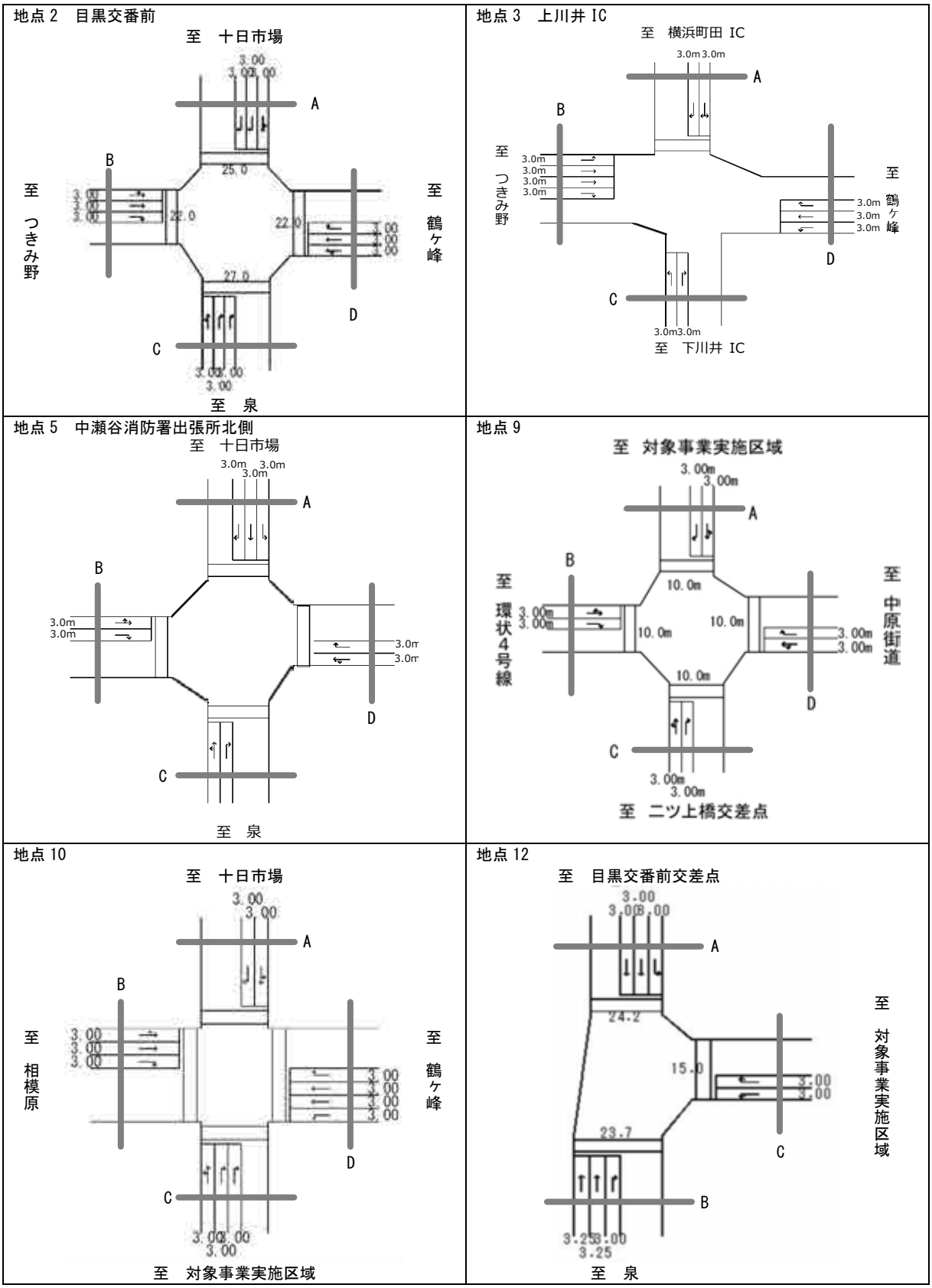

注　：地点 9 については、開催中は B 断面が未開通であり 3 差路となっています。博覧会終了後、将来的には十字路として供用される予定です。
地点 2 については、AC 及び CA 方向に立体交差が併設される条件としています。

図 6.10-9　将来交差点構造

④　予測方法

関係車両の走行に伴う交通混雑の予測手順は、図 6.10-10 に示すとおりです。各信号交差点への流入交通量の合計がピークとなる時間帯における信号交差点の交差点需要率を「改訂平面交差の計画と設計 基礎編 -計画・設計・交通信号制御の手引-」（一般社団法人交通工学研究会、平成 30 年 11 月）に示される方法に準拠して算出しました。交差点需要率の算定にあたって、飽和交通流率の基本値の設定は、既存資料（土地区画整理事業）による実測値を用いました。なお、開催時については、会場周辺で予定されている道路整備や交差点改良等を含めて実態に即した予測となるよう、本博覧会の開催される期間であることを考慮し、既存資料（土地区画整理事業）ではなく、来場者のピーク時期の予測交通量を推計して予測を行いました。予測手法としては、交通管理者や所管省庁等との協議・調整において他事業との整合を図る観点から、転換率式併用 QV 分割配分手法を採用し、予測条件は、表 6.10-28 に示すとおりです（資料編 p.資 1.8-46 参照）。

また、単路である地点 7 については流入交通量がピークとなる時間帯における単路部の交通容量比を「道路の交通容量」（社団法人日本道路協会、昭和 59 年 9 月）に示される方法に準拠して算出しました。

無信号交差点である地点 11 については、「改訂平面交差の計画と設計 基礎編 -計画・設計・交通信号制御の手引-」（一般社団法人交通工学研究会、平成 30 年 11 月）を参考に、従道路（環状 4 号線に接続する道路（土地区画整理区域内の区域内道路））から左折して南側へ向かう車両（シャトルバス）が、主道路（環状 4 号線）を走る車両の間隙をぬって合流できる交通量の最大値（交通容量）を以下の式により求め、この値と従道路で設定する予測交通量を比較しました。

$$C = Q \times (\exp(-Q \cdot T1)) / (1 - \exp(-Q \cdot T2))$$

C ：従道路流入部の交通容量［pcu/秒］
Q ：主道路の往復交通需要[pcu/秒]
T1：臨界流入ギャップ［秒］（＝9.2）
T2：流入車両の追従車頭時間［秒］（＝5.2）

注１：「道路の交通容量」（社団法人日本道路協会、昭和 59 年 9 月）を参考にし、実態に即したよう、現地調査結果による大型補正係数（2.24）を用いました（資料編 p.資 1.8-147「1.8.2(6) 現地調査から推定した交差点 11 の大型補正係数について」）。
注２：上記の計算式における「pcu」は「乗用車換算台数」を示す。

駐車場出入口における渋滞予測は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日、経済産業省告示 16 号）に示された「各入口に必要な入庫待ちスペース」の算定式に基づき、時間当たりに駐車場入り口に流入する車両台数とゲート等の処理速度から発生する滞留長と待ちスペースとの比較等により予測しました。

歩行者の安全については、現状の交通安全施設の整理と、土地区画整理事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測しました。

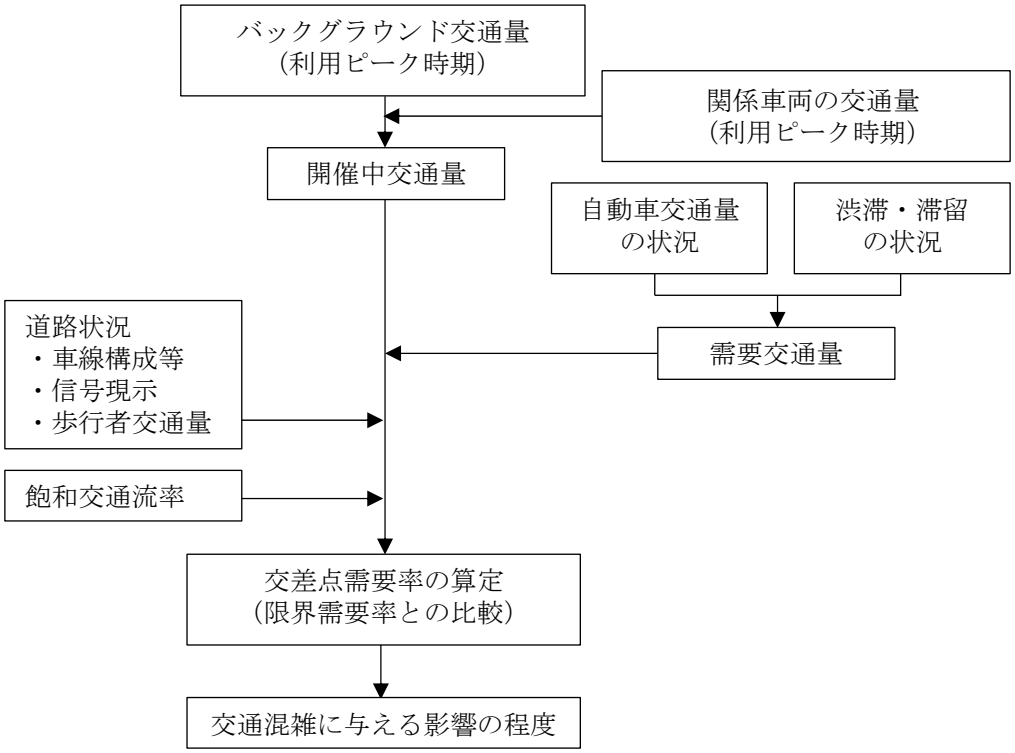

図 6.10-10　予測手順（関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車））

表 6.10-28　交通量推計の前提条件等について

項目	条件等
配分手法	高速転換率併用分割配分
配分回数、分割比率	10 回、1/10
交通流の推計時点	令和９年時点
推計の状況 （整備の有無）	有
推計に用いた OD 表	道路交通センサスをベースとした自動車 OD 表 （平成 22 年度　全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)）
開発交通量の考慮	有 （考慮した開発交通（トリップ数）：23,631 台トリップ／日※ ※想定する駅シャトルバス、団体バス、P&R シャトルバスの各台数を含む）

⑤　予測条件

ア．交通量

開催中の交通量は、来場者のピーク時期の台数を基に設定しました。多客日（10.5 万人）における輸送機関別の来場者数及び来場車両の想定は表 6.10-29 に示すとおりであり（パークアンドライドを含む）、鉄道駅からのシャトルバスの想定は表 6.10-30 に示すとおりです。関係車両の交通量の詳細は、資料編（p.資 1.8-46 参照）に示しています。

なお、歩行者等については、来場車両と歩行者等のピーク時間が異なるため、来場者のピーク時間における交通量を設定しました（表 6.10-31 及び図 6.10-12）。

なお、交通量の予測にあたっては、過去の園芸博覧会における時間別の入退場者数の実績等を参考に推計しており、現時点での本博覧会の多客日における時間別滞在者数の想定については、図 6.10-11 に示すとおりです。

表 6.10-29　多客日における輸送機関別の来場者数及び来場車両台数

輸送の分類	来場者の想定（1 日当たり）				
	自家用車	団体バス	公共交通	徒歩等	総数
多客日(10.5 万人) 10 日程度	約 43,000 人 (約 14,300 台)	約 16,000 人 (約 500 台)	約 40,000 人	約 6,000 人	約 105,000 人

注：現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整による変更する可能性があります。

表 6.10-30　鉄道駅からの発着シャトルバス台数

駅名	台数
瀬谷駅	約 700 延台/日
三ツ境駅	約 350 延台/日
南町田グランベリーパーク駅	約 650 延台/日
十日市場駅	約 900 延台/日
合計	約 2,600 延台/日

注 1：現時点の想定であり、今後関係機関等との調整による変更の可能性があります。
注 2：空港等からの直行バス台数は、近隣 4 駅のシャトルバスに比べて少なく会場周辺のアクセスルートも同じであることから、合計値（約 2,600 延台/日）に含めています。

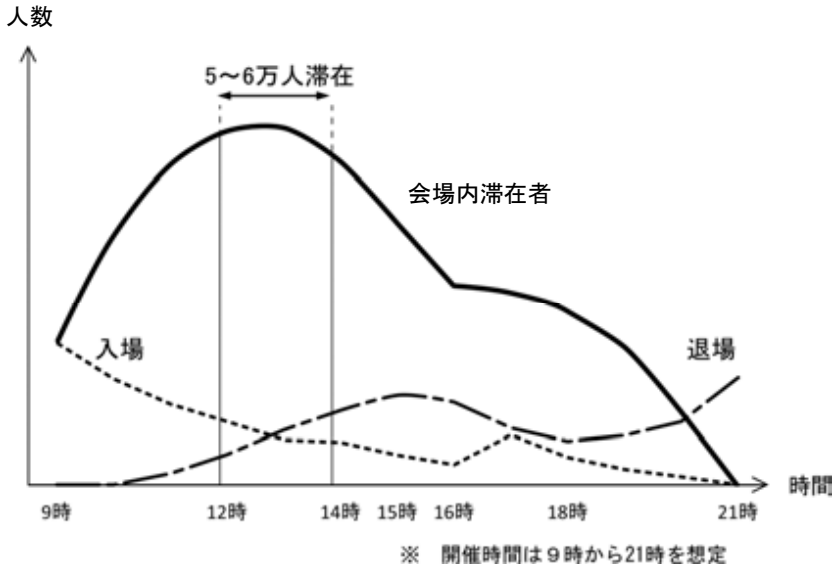

図 6.10-11　多客日における時間別滞在者数のイメージ

表 6.10-31　多客日における歩行者等の交通量

地点	ピーク時間	断面	歩行者等(人/時)
地点 1 目黒	20:00～ 21:00	A	24(0)
		B	120(96)
		C	24(0)
		D	120(96)
地点 2 目黒交番前	20:00～ 21:00	A	22(0)
		B	22(0)
		C	22(0)
		D	66(44)
地点 3 上川井 IC	20:00～ 21:00	A	99(66)
		B	－
		C	－
		D	－
地点 4 滝沢	20:00～ 21:00	A	－
		B	33(0)
		C	132(66)
地点 4 瀬谷土橋公園入口	20:00～ 21:00	A	－
		B	34(0)
		C	102(68)
地点 5 中瀬谷消防署出張所北側	20:00～ 21:00	A	960(920)
		B	40(0)
		C	160(160)
		D	600(560)
地点 6 瀬谷中学校前	20:00～ 21:00	A	180(72)
		B	108(36)
		C	144(36)
		D	432(360)
地点 9	20:00～ 21:00	A	150(0)
		B	150(0)
		C	150(0)
		D	390(240)
地点 12	20:00～ 21:00	A	0(0)
		B	40(0)
		C	120(80)

注 1：（　）は、歩行者等のうち本博覧会の来場者数です。
注 2：信号 1 サイクルあたり横断者数が 1 人未満の場合は 1 人として計上しました。
注 3：地点 5（A）は、西側駐車場からの来場者による横断数を計上しました。
注 4：地点 9 は、新設交差点であり、信号 1 サイクルあたり 5 人として計上しました。
注 5：予測交差点のうち地点 10（歩車分離交差点）及び断面 7 は、歩行者等による自動車の進行の妨げがないため歩行者等データの設定はありません。

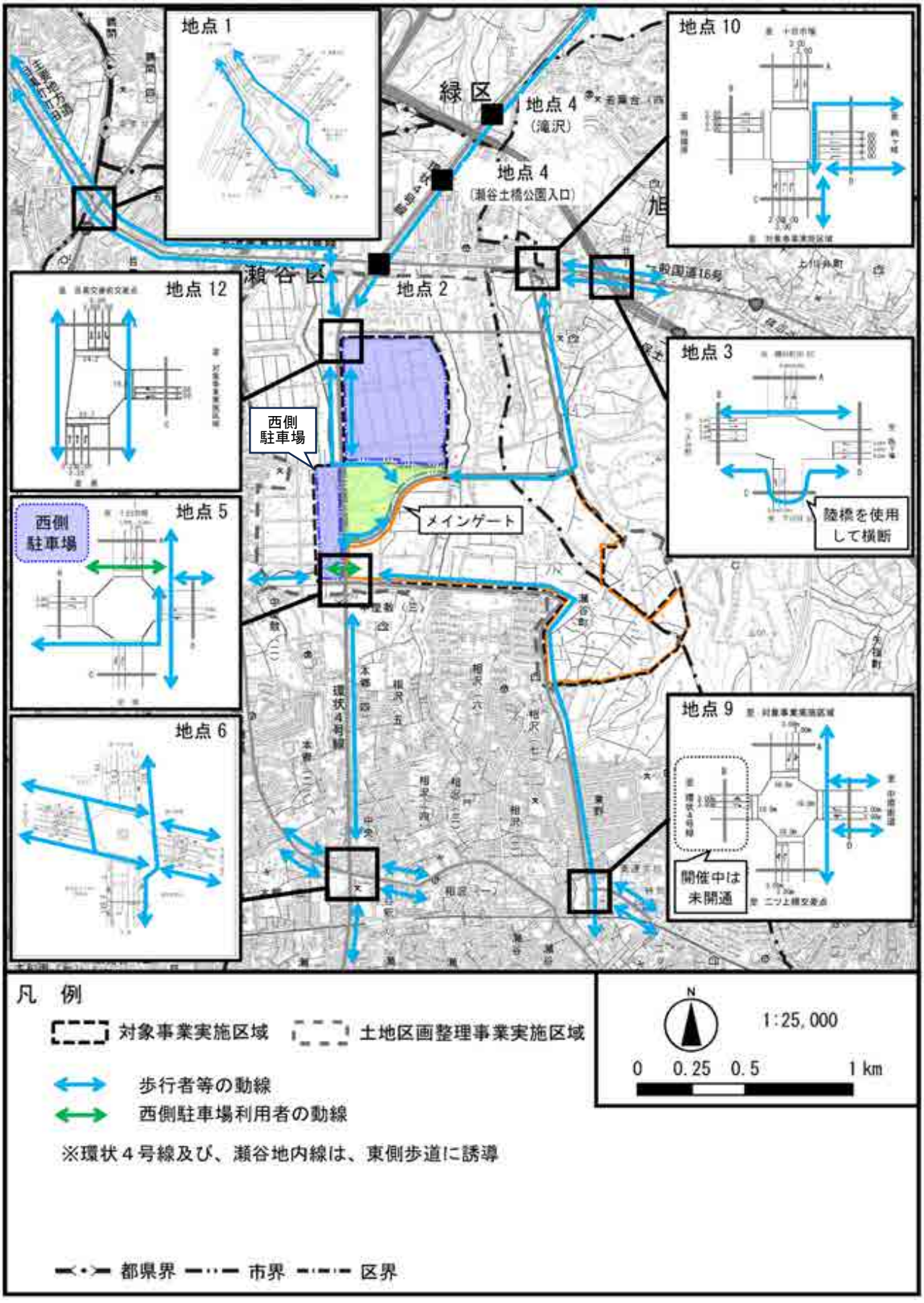

図 6.10-12　開催中の予測に用いた歩行者等の想定ルート

イ．交通規制等

関係車両の主な走行ルートにおける交通規制等の状況は、現地調査において把握している現在の交通規制に従いました。また、地点 2（目黒交番前)、地点 3（上川井 IC）及び地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）交差点については、将来、交差点構造の変更が予定されているため、将来の交差点構造で予測しました。信号現示は、本博覧会の開催時の交通状況を想定して設定しました。

なお、会場隣接駐車場やバスターミナルにおける車両（自家用車、団体バス、公共交通（シャトルバス)）の出入りについては、左折を基本とし、右折が必要な場合は信号を経由することを予測条件としています（関係機関等と調整中)。

ウ．駐車場出入口付近における予測に関する予測諸元

駐車場出入口付近における予測に関する予測諸元は表 6.10-32、出入口までの進入経路は図 6.10-13 に示すとおりです。

駐車場のゲートについては現在検討中であり、滞留長の算定にあたっては、ゲート数は 1 又は２基、処理速度は 8 秒/台[注]として設定しました。

注 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日、経済産業省告示 16 号）における平面自走式駐車場の値を参考としました。

表 6.10-32　駐車場出入口付近における予測に関する諸元

地点		面する道路	交通量	ゲート
出入口 1	北側駐車場の北側入口	区画 3 号線	714 台/h	2 基
出入口 2	北側駐車場の南側入口	区画 2 号線	577 台/h	2 基
出入口 3	西側駐車場の入口	環状 4 号線	162 台/h	1 基

注 1：交通量は、午前中ピーク時間帯（9 時～10 時）における交通量です。
注 2：ゲートの台数については現時点での案です。

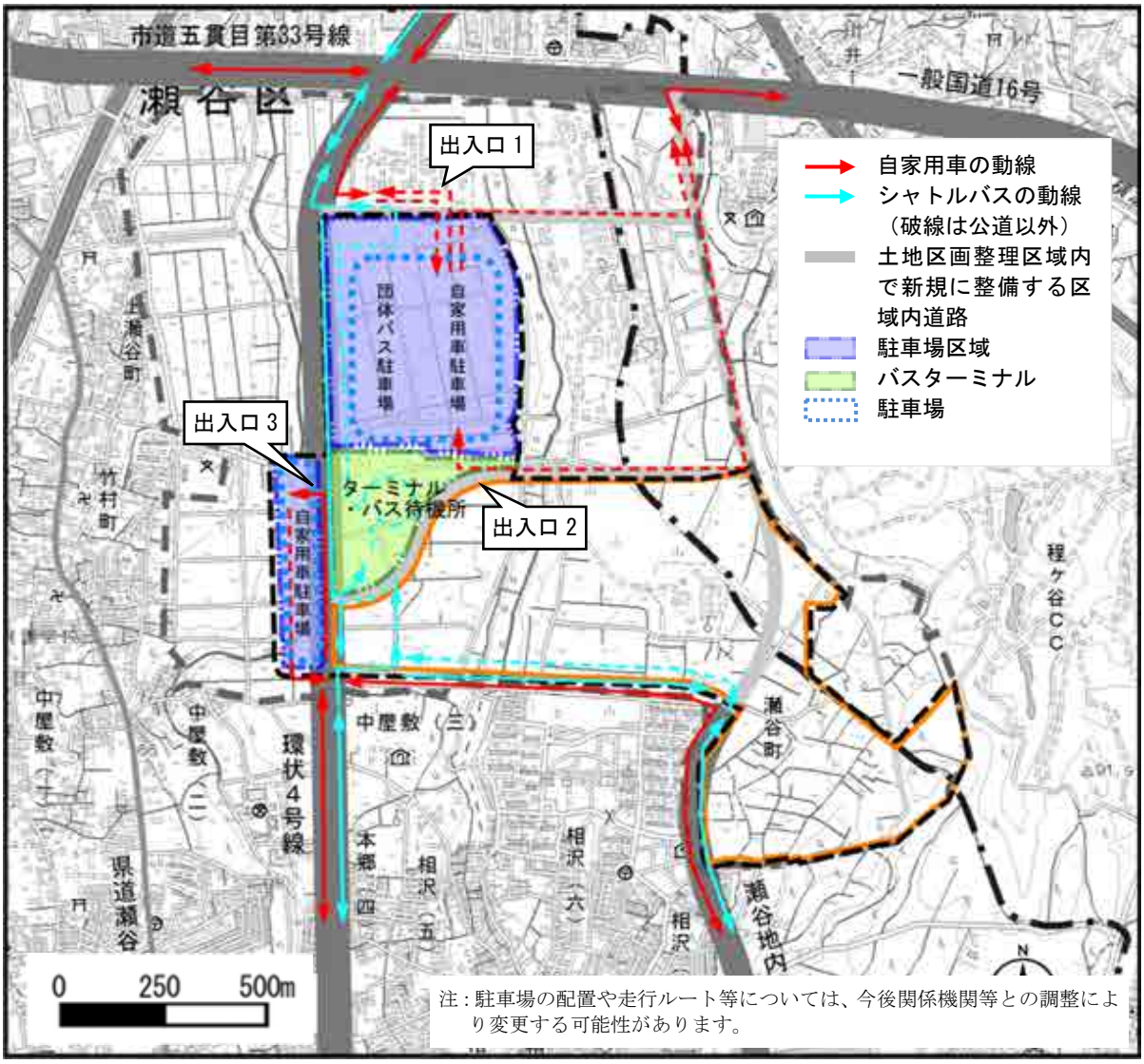

図 6.10-13　駐車場出入口までの主な進入経路

⑥　予測結果

ア．関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

A　交差点部における交通混雑（自動車）

予測対象時期における交差点需要率は表 6.10-33、車線の交通容量比は表 6.10-34、単路部（断面 7）の交通容量比は表 6.10-35、無信号交差点（交差点 11）での交通処理検討結果は表 6.10-36 に示すとおりです。

開催中の来場者のピーク時期（想定利用者数：10.5 万人）における交通量による交差点需要率は、最大で地点 12 の 0.985 であり、地点 12 を除く全ての交差点で限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する開催中交通量の交差点需要率の増加は、最大で地点 4（滝沢）の 0.398 と予測されます。

車線の交通容量比が最も高い交差点は、地点 12 の C 断面右折方向の 1.296 であり、それ以外の全ての車線では交通容量比が 1.0 を下回る結果となっています。なお、地点 12 は、駐車場の出入り口から区画 3 号線を通り環状 4 号線に合流する地点であり、C 断面右折方向の車線を走行する車両は全て駐車場から退場する関係車両です。したがって、地点 12 から北側出入口の区間に関係車両が滞留する可能性はありますが、退場できるまで駐車場内に滞留することになるため、環状 4 号線を走行する一般交通流に影響を与えることはありません。地点 12 における退場時の滞留を緩和するため、地点 10 及び地点 2 を経由した迂回経路の運用について効果を検討したところ、一定程度の緩和が期待されます（資料編 p.1.8-139「1.8.2(3)地点 12 における迂回経路採用時の滞留緩和効果の試算」参照）。本地点については、退場車両の滞留緩和策（迂回経路の運用、駐車場及び区域内道路における滞留スペースの確保、ピーク時間帯の事前周知、横断者の適切な誘導等）について検討・調整を進めていきます。

将来交通量による単路部の交通容量比は断面 7 で 0.440 となり 1.0 を下回ります（表 6.10-35）。

無信号交差点（地点 11）については、「従道路流入部の交通容量」が「設定する予測交通量」より多くなることから、交通処理が可能と予測します（表 6.10-36）。

なお、環状 4 号線から地点 11 を経由したバスターミナルへの進入については、全て左折であり、誘導員の配置等も検討していることから、大きな滞留は発生しないと想定します。また、環状 4 号線は片側 2 車線に拡幅され、地点 11 から信号のある地点 12 までは十分な距離があるため、歩行者等の横断などによって地点 11 を左折する際に車線の滞留が生じても、残りの 1 車線だけで通過交通については、交通処理は可能であると考えます（資料編 p.資 1.8-150「1.8.2(7)北側から地点 11 に至るシャトルバスによる環状 4 号線の交通への影響について」参照）。

表 6.10-33　交差点需要率（信号交差点）（関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車））

時期	交差点名		交差点需要率（ピーク時間帯）注1			限界需要率注2
			現況(2019 年)	開催中(2027 年)	増分	
			A	B	B-A	
利用ピーク時期	地点 1	目黒	0.680 (16:45～17:45)	0.797 (17:00～18:00)	0.117	0.890
	地点 2	目黒交番前	0.612 (16:45～17:45)	0.370 (17:00～18:00)	-0.242	0.912
	地点 3	上川井 IC	0.492 (16:45～17:45)	0.769 (20:00～21:00)	0.277	0.836
	地点 4	滝沢	0.363 (17:00～18:00)	0.761 (10:00～11:00)	0.398	0.873
		瀬谷土橋公園入口	0.310 (17:00～18:00)	0.552 (17:00～18:00)	0.242	0.908
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	0.666 (16:30～17:30)	0.546 (17:00～18:00)	-0.120	0.867
	地点 6	瀬谷中学校前	0.497 (16:15～17:15)	0.650 (16:00～17:00)	0.153	0.840
	地点 9	－	－	0.472 (17:00～18:00)	－	0.917
	地点 10	－	－	0.455 (20:00～21:00)	－	0.518
	地点 12	－	－	0.985 (20:00～21:00)	－	0.889

注 1：交差点需要率:交差点需要率とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率(交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値(現示の需要率)の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率(注 2)が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注 2：限界需要率…「(サイクル長－損失時間(黄色－赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

注 3：網掛けは、交差点需要率が限界需要率を上回ったことを示します。

表 6.10-34(1)　車線の交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：開催中）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
				現況	開催中	増分
				A	B	B-A
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.855	-0.114
			右折	0.184	0.247	0.063
		B	左折・直進	0.410	0.828	0.418
			右折	0.711	0.913	0.202
		C	左折	0.736	0.673	-0.063
			直進	0.670	0.406	-0.264
			右折	0.194	0.310	0.116
		D	左折・直進	0.559	0.720	0.161
			右折	0.806	0.611	-0.195
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.325	-0.101
			右折	0.426	0.653	0.227
			右折	0.907	0.653	-0.254
		B	左折・直進	0.245	0.581	0.336
			直進	0.729	0.581	-0.148
			右折	0.140	0.809	0.669
		C	左折・直進	0.513	0.179	-0.334
			右折	0.513	0.250	-0.263
			右折	0.489	0.250	-0.239
		D	左折・直進	0.770	0.528	-0.242
			直進	-	0.528	-
			右折	0.054	0.027	-0.027
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.328	0.314	-0.014
			右折	-	0.049	-
		B	左折	-	0.919	-
			直進	0.592	0.473	-0.119
			右折	0.653	0.921	0.268
		C	左折可	-	0.080	-
			右折	0.475	0.609	0.134
		D	左折可	-	0.042	-
			直進	0.517	0.391	-0.126
			右折	0.293	0.080	-0.213
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.357	0.871	0.514
			直進	0.357	0.871	0.514
		B	直進	0.364	0.416	0.052
			右折	0.025	0.005	-0.020
		C	左折・右折	0.257	0.942	0.685
			右折	0.470	0.737	0.267
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.313	0.735	0.422
			直進	0.313	0.735	0.422
		B	直進	0.232	0.322	0.090
			右折	0.298	0.906	0.608
		C	左折	0.052	0.082	0.030
			右折	0.460	0.331	-0.129

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。（該当なし）

注 2：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.10-34(2)　車線の交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：開催中）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
				現況	開催中	増分
				A	B	B-A
地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	A	左折	0.801	0.463	-
			直進		0.425	-
			右折	-	0.000	-
		B(-)	左折・直進	-	0.033	-
			右折	-	0.095	-
		C(B)	左折・直進	0.592	0.475	-
			右折		0.154	-
		D(C)	左折・直進	0.818	0.077	-
			右折		0.965	-
地点 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.173	0.155	-0.018
			直進	0.527	0.756	0.229
			右折	0.096	0.096	0.000
		B	左折・直進	0.451	0.561	0.110
			右折	0.454	0.610	0.156
		C	左折	0.354	0.576	0.222
			直進	0.667	0.811	0.144
			右折	0.484	0.531	0.047
		D	左折・直進	0.823	0.938	0.115
			右折	0.167	0.156	-0.011
地点 9	-	A	左折・直進	-	0.621	-
			右折	-	0.000	-
		B	左折・直進	-	0.000	-
			右折	-	0.000	-
		C	左折・直進	-	0.289	-
			右折	-	0.000	-
		D	左折・直進	-	0.000	-
			右折	-	0.401	-
地点 10	-	A	左折・直進	-	0.007	-
			右折	-	0.000	-
		B	左折・直進	-	0.581	-
			直進	-	0.581	-
			右折	-	0.000	-
		C	左折・直進	-	0.000	-
			右折	-	0.985	-
		D	左折	-	0.000	-
			直進	-	0.571	-
			右折	-	0.006	-

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。（該当なし）

注 2：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

注 3：交差点 5 の断面記号のうち括弧書きのものは、交差点改良前のものです。流入車線構成や右左折方向が大きく変わることから増分は「-」（比較しない）としています。

表 6.10-34(3)　車線の交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：開催中）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
				現況	開催中	増分
				A	B	B-A
地点 12	（名称なし）	A	左折	－	0.000	－
			直進	－	0.722	－
		B	直進	－	0.310	－
			右折	－	0.000	－
		C	左折	－	0.004	－
			右折	－	1.296	－

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。
注 2：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.10-35　単路部における交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑：断面 7）

時期	ピーク時間帯	車線数	基本容量（台/h）	補正係数					可能交通容量（台/h）	ピーク時流入交通量（台/h）	交通容量比[注]
				車線幅員	側方余裕	沿道条件	大型混入				
			往復合計	3.0m	0.50m 両側	市街地（駐車有）		大型車混入率			
現況（休日）	15:00～16:00	2	2500	0.94	0.95	0.75	0.981	1.8%	1,643	229	0.139
開催中	16:00～17:00						0.907	14.97	1,518	668	0.440

注　：交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.10-36 無信号交差点での交通処理検討（関係車両の走行に伴う交通混雑：地点 11）

時期	交差点名	車線数	主道路の交通量（pcu/時）	従道路流入部の交通量（pcu/時）	従道路流入部の交通容量（pcu/時）	一時停止交通処理の可否
				①	②	①<②であれば可能
開催中	地点 11	4	564	222	239	OK

注 1：「主道路」は環状 4 号線、「従道路」は環状 4 号線に接続する道路（土地区画整理区域内の区域内道路）を指しています。
注 2：「pcu」は「乗用車換算台数」を示します。

なお、交通混雑の予測に用いた交通量については、開催時の実態に即した予測となるよう、開催時の来場者のピーク時期における将来一般交通量について推計しましたが、将来一般交通量として土地区画整理事業の現地調査結果における現況交通量（混雑時）を使用した場合の影響についても検証を行いました。検証の詳細は、資料編 p.資 1.8-150「1.8.2 (8) 現況交通量（混雑時）を将来一般交通量とした場合の開催時の交通混雑について」に示すとおりです。

検証の結果、瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線の開通及び広域交通網の変化を考慮すると、開催時の一般交通量を推計することで、開催時の実態に即した予測になると考えます。

また、交差点改良等の議論が行われていない４交差点（地点１（目黒）、地点４（滝沢）、地点４（瀬谷土橋公園入口）、地点６（瀬谷中学校前））について、各交差点の右折レーンでの滞留長が実際に確保されているレーンなどに収まっているか確認しました。地点４（滝沢：C 断面）、地点４（瀬谷土橋公園入口：B 断面）及び、地点６（瀬谷中学校前：B 断面）の３地点を除き、滞留長が右折レーン等に収まっていることが確認できました。右折レーン等に収まっていない３地点について、地点４（滝沢：C 断面）及び地点６（瀬谷中学校前：B 断面）の滞留は、全て一般交通によるものであり、本博覧会の来場車両が要因ではないと想定します。検討結果については、資料編 p.資 1.8-163「1.8.2 (9) 交差点における滞留長の影響について」に示します。

B　駐車場出入口付近における渋滞（自動車）

午前中のピーク時間帯（9 時～10 時）における駐車場出入口付近での滞留長及び予測結果は表 6.10-37 に示すとおりです。

会場出入口における来場車の滞留長検討の結果、いずれの出入口においても、環状 4 号線等の幹線道路までの滞留が発生することはなく、周辺交通への影響は発生しないと予測します。

以上の結果と、予測時期とした多客日が生じる期間は限定的であること、会場周辺の交通混雑緩和のため公共交通の利用を推奨することなどから、関係車両による各交差点への影響は小さいと考えます。

表 6.10-37　駐車場出入口付近における渋滞（自家用車）

地点		面する道路	滞留長	予測結果
出入口 1	北側駐車場の北側入口	区画 3 号線	約 24m	ピーク時間帯にはゲート位置から約 24m の滞留が発生する可能性がありますが、駐車場出入口から環状 4 号線までの距離（約 300m）は、発生する滞留長よりも長いため、環状 4 号線への影響を回避できると予測します。
出入口 2	北側駐車場の南側入口	区画 2 号線	約 2m	ピーク時間帯にはゲート位置から約 2m の滞留が発生する可能性がありますが、駐車場出入口から市道五貫目第 33 号線（八王子街道）までの距離（約 2km）は、発生する滞留長よりも長いため、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）への影響を回避できると予測します。
出入口 3	西側駐車場の入口	環状 4 号線	滞留は生じない[注]	ピーク時間帯には滞留が発生しないと考えられますが、基幹道路に面していることから、駐車場内に滞留場所を確保することで、環状 4 号線への影響を回避できると予測します。

注 ：予測方法で示す算定式より、（出入口 3 への 1 分当たりの来台数×1.6－出入口の 1 分当たりゲート処理可能台数）×6 ＜0、となったことから「滞留長は生じない」としました。

イ．関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全

関係車両の走行ルートである市道五貫目第 33 号線、環状 4 号線及び瀬谷地内線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所で歩行者と自動車が分離されています（前掲図 6.10-6（p.6.10-33）参照）。

土地区画整理事業実施区域内については、環状 4 号線（北区間）では幅 2.5m の歩道が道の両側に、環状 4 号線（南区間）と区画 1 号線～3 号線は、幅 5.5m の歩道が道の両側に設けられる計画となっています。

シャトルバスの運用にあたっては、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないような適切な運行本数を確保した計画とします。また、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるよう、滞留スペースの確保や誘導員の配置など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携して対策を講じることから周辺への影響は小さいと考えます。

以上より、歩行者等の安全は確保されるものと考えます。

※ 鉄道からシャトルバスへの乗換えを行う結節点について

現在、近傍の鉄道４駅（瀬谷、三ツ境、南町田グランベリーパーク、十日市場）からシャトルバスの発着を想定しており、鉄道からの来場者は、各駅で約 1～3 千人/時（多客日のピーク時）を現時点で見込んでいます。このため、鉄道からシャトルバスへの乗換えを行う際に、来場者が滞留し、駅利用者や歩行者に影響が及ぼさないように、次の対策等を検討します。（図 6.10-14）。

・円滑な輸送を行うため、複数の発着バースの設置や運行本数の確保を行います。
・駅改札から待機空間までの適切な経路の設定や案内誘導、待機空間の十分な確保、誘導員の配置やロープ等の仕切りなどにより、整列乗車の徹底や駅利用者等の動線の確保を行います。
・混雑が予想される時期や時間帯については、鉄道事業者等と連携して事前に駅利用者や周辺住民等に周知します。

なお、シャトルバス発着バース及び駅周辺の待機空間については、現時点では確定していませんが、引き続き、鉄道事業者や道路管理者等の関係機関等との調整を進めていきます。現時点での検討状況を次に示します。

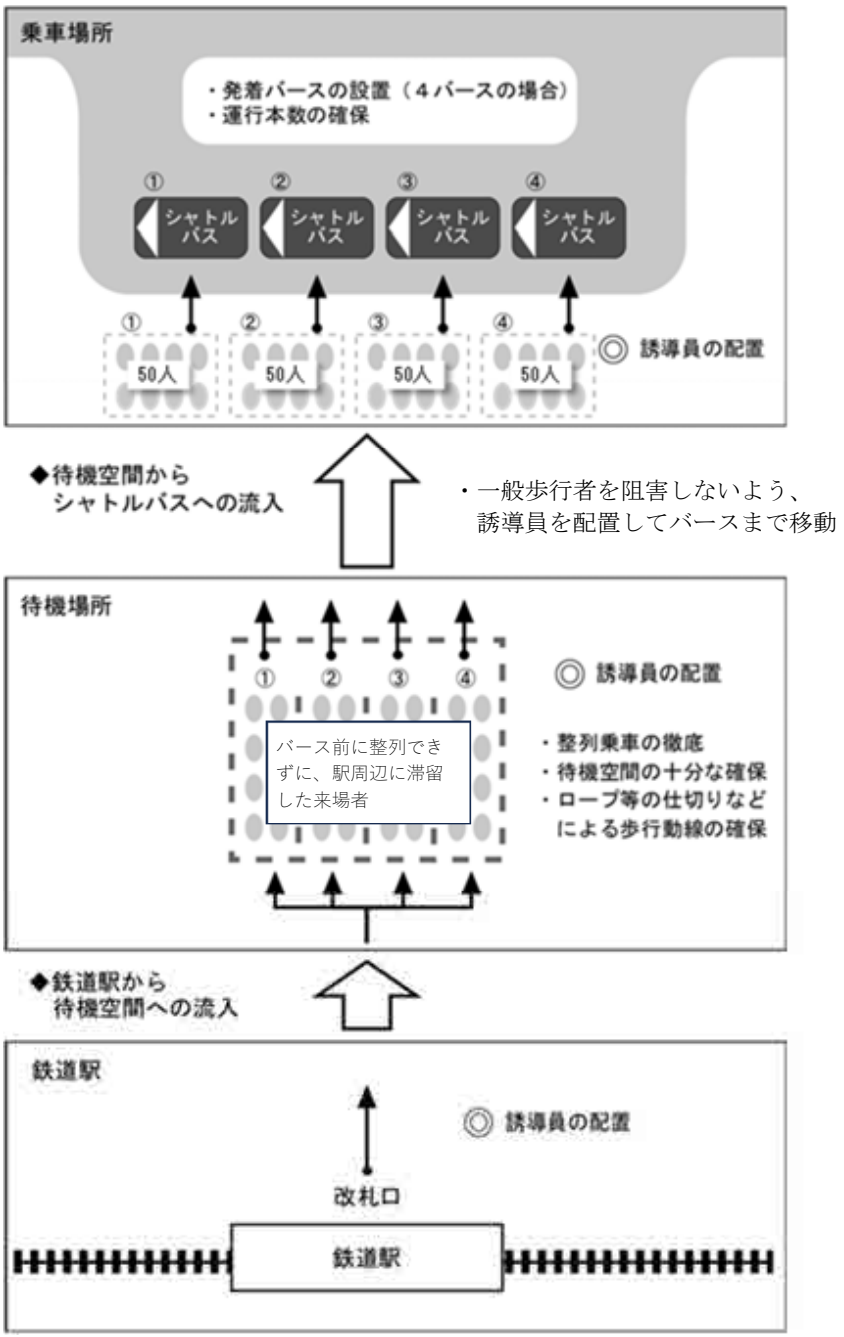

図 6.10-14　駅からシャトルバスへの乗り換え時の対策等（イメージ）

ウ．会場周辺４駅でのシャトルバスの運行について

（来場者が集中した場合の会場周辺４駅での滞留）

各駅のシャトルバスの発着場所等の詳細については、現在、土地所有者や交通管理者等の関係者との調整を進めており、現時点における本博覧会としての検討状況について示します。

各駅の来場者のピーク時期における、シャトルバスの利用者数を基に、必要となる運行本数及び運用バース数を想定するとともに、鉄道とバスの輸送力の違いによる来場者等の滞留の可能性について検証を行いました。

シャトルバスの発着駅における待機場所での滞留については、来場者が鉄道駅に均等に到着するのではなく、一定時間に集中した場合（ピーク時の前半の鉄道に集中した場合）を想定して検証を行いました。

検証に当たっては、ピーク時の各駅の時間当たりの総来場者人数に対する、鉄道１本当たりの平均来場者数を算出し、この値に割増係数※を乗じた数値をもって、来場者が一定時間に集中した場合の鉄道１本当たりの来場者人数として、会場周辺４駅の滞留について試算しました（表 6.10-39及び表 6.10-40）。

その結果、バース前での待機を考慮しても、歩道や商業施設等を活用することで、駅前広場等の待機場所での滞留は可能であることを確認しました。

※　「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年２月１日経済産業省告示１６号）」に記載の「駐車待ちスペースの確保」に用いる係数（1.6 倍）を準用

表 6.10-38　シャトルバス発着駅の概要

項目	シャトルバス発着駅				備考
	十日市場駅	南町田グランベリーパーク駅	三ツ境駅	瀬谷駅	
路線名（略称）	ＪＲ横浜線	東急田園都市線	相模鉄道線本線	相模鉄道線本線	
乗降客数（2021 年度）	33,018 人/日	37,963 人/日	46,531 人/日	35,684 人/日	日平均、JR は乗車人員を 2 倍
列車本数・平均運行間隔	上り 8 本/時 下り 6 本/時 （約 9 分間隔）	上り 13 本/時 下り 13 本/時 （約 5 分間隔）	上り 8 本/時 下り 8 本/時 （約 7 分間隔）	上り 8 本/時 下り 9 本/時 （約 7 分間隔）	休日 9 時台のダイヤ
一般路線バス乗降場	駅南口広場	駅北口広場	駅北口バスターミナル、駅南口バスターミナル、南口バス停	駅北口バスターミナル、駅南口バスターミナル	

資料：「横浜市統計書　第 9 章第 13 表 鉄道、軌道駅別利用人員」（横浜市ホームページ　令和 5 年 8 月閲覧）
「2021 年度乗降人員」（東急電鉄ホームページ　令和 5 年 8 月閲覧）
「南町田グランベリーパーク路線 時刻表」（東急電鉄ホームページ　令和 5 年 8 月閲覧）
「駅・時刻表」（相鉄グループホームページ　令和 5 年 8 月閲覧）
「十日市場駅の時刻表（横浜線）」（JR 東日本ホームページ　令和 5 年 8 月閲覧）
注：平均運行間隔は、1 時間あたりの運行本数から上り・下り別に運行間隔を計算し、その平均値を求めた。

表 6.10-39　多客日における会場周辺４駅でのシャトルバス運行の想定

		瀬谷駅	十日市場駅	南町田グランベリーパーク駅	三ツ境駅
ピーク時の利用者数	総来場者数（人/時）	2,200	2,500	2,000	1,100
ピーク時におけるシャトルバスの運行本数	運行本数（本／時）	約 40	約 50	約 40	約 20

注：鉄道１本当たりの平均来場者数については、瀬谷駅（上り：63 人/本、下り：188 人/本）、十日市場駅（上り：113 人/本、下り：270 人/本）、南町田グランベリーパーク駅（上り：15 人/本、下り：141 人/本）、三ツ境駅（上り：15 人/本、下り：122 人/本）として試算。

表 6.10-40　来場者が集中した場合の会場周辺４駅での滞留について

乗換駅	滞留数（人）	バース前の待機		待機場所での滞留数（人）			待機場所（駅前広場等）の必要面積（㎡）	＜参考＞駅前広場の面積（㎡）
		待機数（人）	待機面積（㎡）	合　計	歩道・施設等	駅前広場等		
瀬谷駅	657	200	120	457	－	457	457	約 2,000
十日市場駅	729	200	120	529	454	75	75	約 1,000
南町田グランベリーパーク駅	799	200	120	599	－	599	599	約 1,800
三ツ境駅	502	100	60	402	100	302	302	約 700

注１：必要となる一人当たりの待機面積は 1.0 ㎡として試算
注２：歩道での滞留については、幹線道路（環状 4 号線等）の歩道幅員が約 3m であることを踏まえ、一般の通行への影響を考慮して、２列（0.75×2＝1.5m）として試算
注３：バース前での待機は、１バース当たり 50 人、約 30 ㎡（50 人×0.6 ㎡≒30 ㎡、0.75m×0.75m=0.56 ㎡≒0.6 ㎡）として試算
注４：歩道・施設等での滞留人数
十日市場駅：歩道延長(170m)÷0.75×２列＝227 人×2 列≒454 人
三ツ境駅　：施設内通路延長(37m)÷0.75×２列＝50 人×2 列≒100 人　施設内通路：約 5m
注５：滞留数は、滞留空間の人数が最大となった時刻における人数を示す。（図 6.10-15、図 6.10-17、図 6.10-19、図 6.10-21）

A　瀬谷駅における鉄道とバスの輸送力の違いによる滞留の検証

ピーク時の鉄道ダイヤの本数（上り８本、下り９本、合計 17 本）のうち、前半の 11 本に来場者が集中するとした場合を試算※したところ滞留人数は最大で約 657 人となります。

瀬谷駅の駅前広場等において、滞留に必要となる面積は、約 457 ㎡と試算します。瀬谷駅の駅前広場等の面積は約 2,000 ㎡であることから、滞留は可能であると想定します（図 6.10-16）。

※　前半の列車に来場者を集中させたため、後半の列車による来場者は未計上となる。

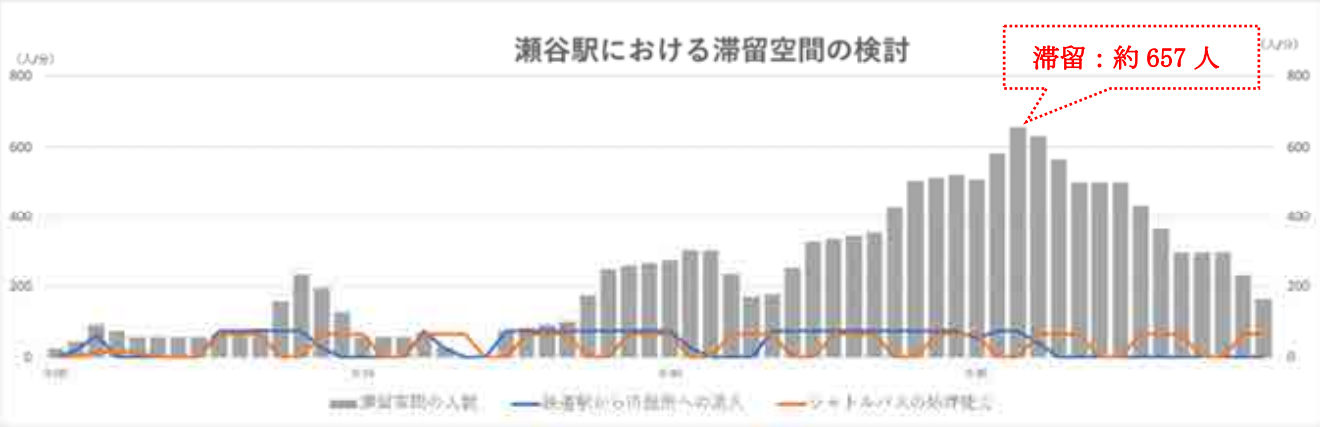

図 6.10-15　瀬谷駅における滞留空間の検証



航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年 6 月～8 月）

図 6.10-16　瀬谷駅周辺の待機場所での滞留のイメージ

B　十日市場駅における鉄道とバスの輸送力の違いによる滞留の検証

ピーク時の鉄道ダイヤの本数（上り８本、下り６本、合計 14 本）のうち、前半の９本に来場者が集中するとした場合を試算※したところ滞留人数は最大で約 729 人となります。

十日市場駅では周辺の歩道等を活用することで、駅前広場等において、滞留に必要となる面積は、約 75 ㎡と試算します。十日市場駅の駅前広場等の面積は約 1,000 ㎡であることから、滞留は可能であると想定します（図 6.10-18）。

※　前半の列車に来場者を集中させたため、後半の列車による来場者は未計上となる。

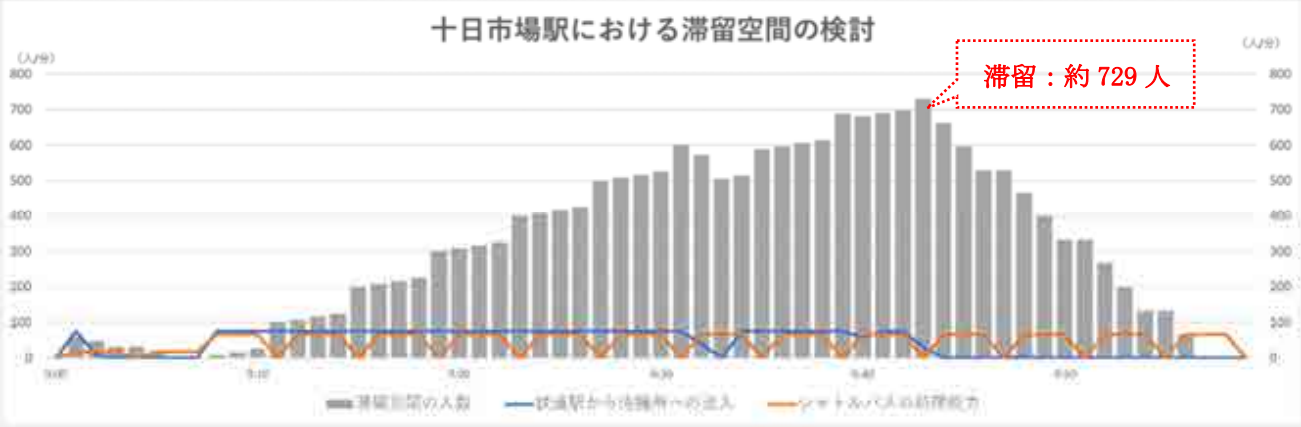

図 6.10-17　十日市場駅における滞留空間の検証



航空写真出典：国土地理院ウェブサイト　地理院地図（全国最新写真（シームレス）撮影期間：2019 年 6 月～8 月）

図 6.10-18　十日市場駅周辺の待機場所での滞留のイメージ

C　南町田グランベリーパーク駅における鉄道とバスの輸送力の違いによる滞留の検証

ピーク時の鉄道ダイヤの本数（上り 13 本、下り 13 本、合計 26 本）のうち、前半の 17 本に来場者が集中するとした場合を試算※したところ滞留人数は最大で約 799 人となります。

南町田グランベリーパーク駅の駅前広場等において、滞留に必要となる面積は、約 599 ㎡と試算します。南町田グランベリーパーク駅の駅前広場等の面積は約 1,800 ㎡であることから、滞留は可能であると想定します（図 6.10-20）。

※　前半の列車に来場者を集中させたため、後半の列車による来場者は未計上となる。

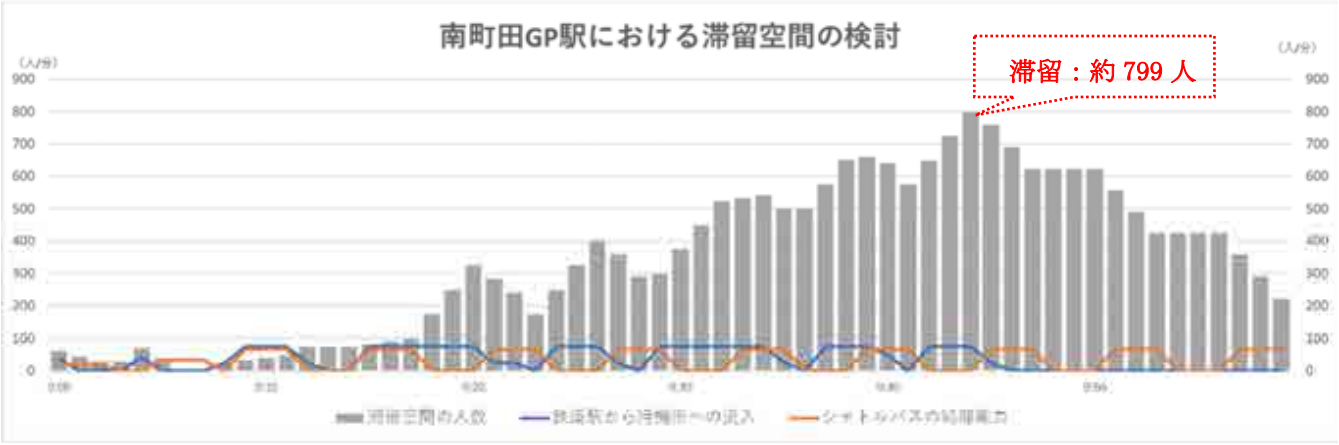

図 6.10-19　南町田グランベリーパーク駅における滞留空間の検証



航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年 6 月～8 月）

図 6.10-20　南町田グランベリーパーク駅周辺の待機場所での滞留のイメージ

D　三ツ境駅における鉄道とバスの輸送力の違いによる滞留の検証

ピーク時の鉄道ダイヤの本数（上り８本、下り８本、合計 16 本）のうち、前半の 10 本に来場者が集中するとした場合を試算※したところ滞留人数は最大で約 502 人となります。

三ツ境駅では隣接する商業施設や周辺の歩道等を活用することで、駅前広場等において、滞留に必要となる面積は、約 302 ㎡と試算します。三ツ境駅の駅前広場等の面積は約 700 ㎡であることから、滞留は可能であると想定します（図 6.10-22）。

※　前半の列車に来場者を集中させたため、後半の列車による来場者は未計上となる。



図 6.10-21　三ツ境駅における滞留空間の検証

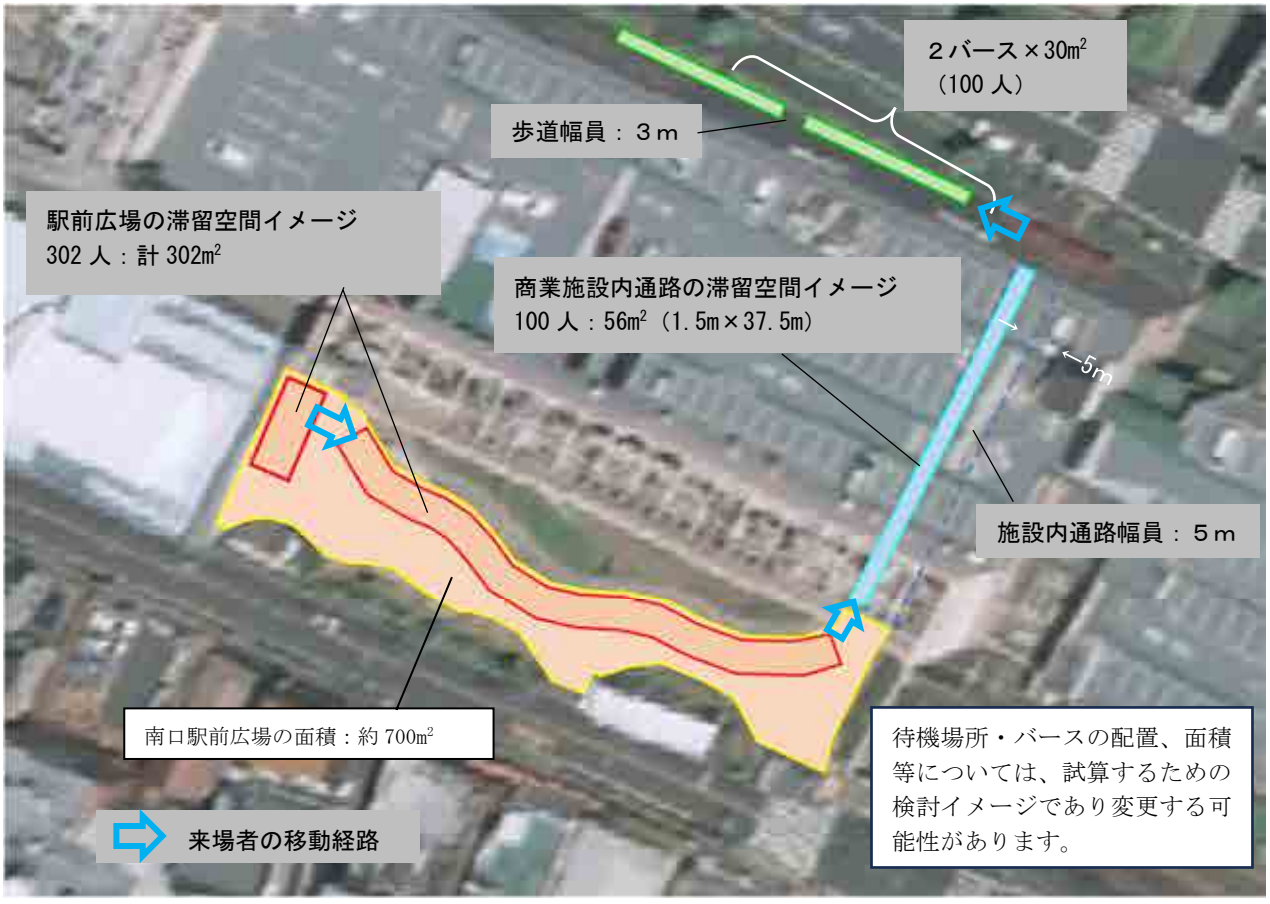

航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年 6 月～8 月）

図 6.10-22　三ツ境駅周辺の待機場所での滞留のイメージ

6.10.4 環境の保全のための措置

(1) 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

環境の保全のための措置は、工事中の工事用車両の走行による影響を低減するため、表6.10-41に示す内容を実施します。

表 6.10-41　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	・施工計画を具体化していく上で、合理的な運行計画を検討するとともに、土地区画整理事業や公園整備事業との調整も含めて、工事用車両台数の削減を図ります。また、工事用車両ルートの分散化を検討します。 ・対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留を防止します。 ・工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業とも連携し、工事関係者の交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施します。 ・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業とも連携し、出退勤時における渋滞しやすい路線、交差点などを周知し、出退勤時間をずらすなど回避に努めるよう、工事関係者に対して周知徹底します。

(2) 工事用車両の走行に伴う歩行者の安全

環境の保全のための措置は、工事中の歩行者等の安全な通行が確保されるよう、表6.10-42に示す内容を実施します。

表 6.10-42　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行に伴う歩行者の安全	・工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。 ・児童の通学時間帯における搬出入を極力抑えた運行計画を策定します。 ・工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。

(3) 関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

環境の保全のための措置は、関係車両の走行による影響を低減するため、表 6.10-43 に示す内容を実施します。

表 6.10-43　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	・会場周辺の交通混雑緩和のため、公共交通の利用を推奨し、会場近傍の４駅からシャトルバスを運行します。また、多客日などの混雑時には、パークアンドライドを導入します（「第 2 章 2.3.3 輸送計画（5）交通混雑緩和策（駐車場の効率的な運用）」p.2-35 参照）。 ・周辺環境への影響を考慮し、パークアンドライド駐車場は配慮が特に必要な地域（専ら住居の用に供される地域※1）には、原則、選定しないようにします。 ・パークアンドライド駐車場は、終日利用を前提としているため、全数に予約制を導入することで、来場する自家用車台数の上限を設定するとともに、入出庫時の推奨ルートなどを情報提供することにより、交通集中の緩和に努め、利用を促進するための運営方法についても検討していきます。 ・パークアンドライド駐車場及びその周辺道路の交通状況の予測・評価※2については、具体的な候補地が決まり次第、環境影響評価手続きとは別に実施します（既存の駐車場を活用する場合は除く）。また、既存の駐車場の交通状況や大気質、騒音、振動についても、候補地の周辺状況を踏まえ必要に応じて予測・評価します。これらの予測・評価の結果については、あらかじめ周辺住民等へ周知を行うとともに、その内容を本博覧会協会のホームページで公表します。 ・パークアンドライドも含め、本博覧会の輸送計画については、交通管理者など関係機関や外部有識者等からのご意見をいただきながら調整を進めていきます。 ・駐車場の事前予約の導入など、会場周辺へ自家用車（来場者）が過度に集中することを抑制します。 ・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場内に滞留できるスペースを十分に確保します。 ・自家用車以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、公共交通機関の利用について、ホームページでの周知等を行います。特に利用が集中する可能性がある時期（大型連休等）には周知を強化します。 ・会場周辺で利用が集中する夕方等の時間帯において、会場内に滞在する利用者に対して、ピーク時間を避けた帰宅行動をアナウンスで促す等、可能な限りの周知・利用調整に努めます。また、混雑が予想される日は、事前にホームページ等での情報発信を行うなど、会場周辺の一般交通への情報を発信します。 ・車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。 ・車両の出入口等には誘導員を配置し、横断歩行者等を適切に誘導することにより、円滑な車両の通行と歩行者の安全確保を図ります。 ・退場時の来場車両の滞留が予想される地点 12 において、滞留緩和策として、地点 10 及び地点 2 を経由した迂回経路の採用、ピーク時間帯の事前周知、横断者の誘導等について検討し、実施に向けて交通管理者等との協議を進めていきます。

※1　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
※2　現地調査や資料調査等をもとに交通状況について予測・評価。

(4) 関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全

環境の保全のための措置は、関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全な通行が確保されるよう、表 6.10-44 に示す内容を実施します。

表 6.10-44　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全	・注意板の設置等により歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。 ・車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。 ・車両の出入口等には誘導員を配置し、横断歩行者等を適切に誘導することにより、円滑な車両の通行と歩行者の安全確保を図ります。 ・歩行者の横断については、乱横断を避けるため、適切な案内誘導により、信号のある場所で行うよう誘導します。なお、横浜市の土地区画整理事業で新規に整備する区域内道路については、本博覧会の開催期間中は一般交通の通行は行わないことを想定しています。 ・シャトルバスの運用にあたっては、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないような適切な運行本数を確保した計画とします。また、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるよう、滞留スペースの確保や誘導員の配置など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携して対策を講じます。

(5) パークアンドライドの実施による影響

本博覧会では、「6.10.4　環境の保全のための措置　(3) 関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車)」で示したように、多客日等においては、会場周辺の交通混雑緩和のための対策としてパークアンドライドを実施することとしており、会場周辺では、パークアンドライド駐車場の効果が期待されています。

パークアンドライド駐車場の配置については、高速道路や主要な幹線道路など、会場周辺の広域道路網や来場者の方向別交通量割合（自家用車）などを踏まえ、パークアンドライドをより効率的で効果的に運用できるよう、方面別にゾーンを設定し、候補地を選定していきます（図 6.10-23)。各ゾーンの駐車台数は、約 800 から 1,000 台を目安とし、ゾーンによっては駐車場を複数個所で設置して、各ゾーンの合計で、約 4,000 台を確保していきます。

候補地選定の考え方については、大気質、騒音、振動による周辺環境への影響を考慮し、環境保全上の配慮が特に必要な地域（専ら住居の用に供される地域[注1]）には、原則、選定しないようにします。

また、パークアンドライド駐車場は、終日利用を前提としているため、全数に予約制を導入することで、来場する自家用車台数の上限を設定するとともに、入出庫時の推奨ルートなどを情報提供することにより、交通集中の緩和に努めます。既存駐車場を活用する場合については、一般の利用も考慮した台数となるよう調整していきます。

現時点でのパークアンドライド駐車場は、横浜青葉インターチェンジの高架下付近及び相模大野駅周辺を想定しています。パークアンドライド駐車場の候補地周辺では、パークアンドライド駐車場に自家用車等が集中することによる交通渋滞の影響を検討しました。

なお、パークアンドライドも含め、本博覧会の輸送計画[注2]については、交通管理者など関係機関や外部有識者等からのご意見をいただきながら調整を進めていきます。引き続き、会場周辺の交通混雑緩和のため、公共交通の利用を推奨するとともに、自家用車での来場にあたっては、パークアンドライド駐車場の利用を促進するため、予約方法や利用料金などを工夫した効果的な運営方法についても検討していきます。

注１：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地

注２：本博覧会として、「２０２７年国際園芸博覧会　来場者輸送基本計画」を公表（令和 6 年 3 月 25 日）

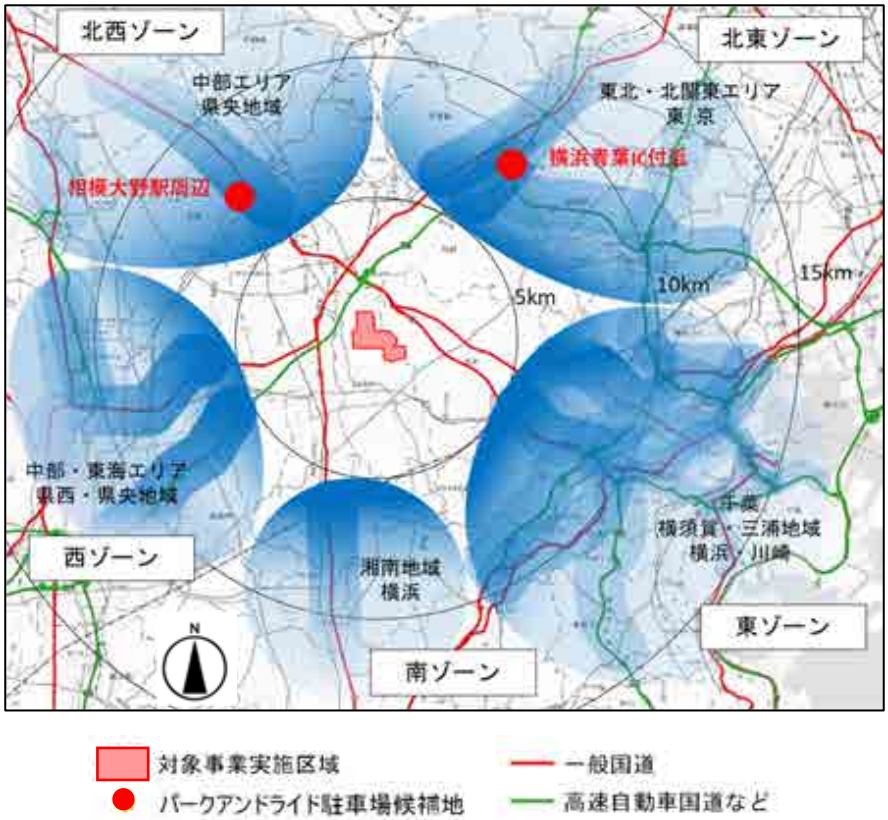

・会場まで概ね 30 分以内の距離
・輸送効率を考え、駐車場の規模は、１か所あたり約 300 台以上を想定
・既存駐車場の活用など施設整備費用の縮減
・各ゾーンの駐車台数の目安：約 800～1,000 台

※ 現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 6.10-23　パークアンドライド駐車場の配置の考え方（再掲）

① 横浜青葉 IC 付近

ア．検討方法

パークアンドライド駐車場周辺における影響の検討方法は表 6.10-45 に示すとおりです。

表 6.10-45 パークアンドライド駐車場周辺における影響の検討方法

検討項目	交通混雑
検討地域	パークアンドライド駐車場候補地周辺の沿道
検討時期	開催期間の来場者のピーク時期
検討方法	・利用可能なデータの入手状況を踏まえ、ルート上の 1 地点（市ヶ尾交差点）で、交差点解析[注]を補足的に行いました。

注 ：交差点解析の方法は、「6.10.3 (2) 開催における関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び歩行者・自転車の安全」（p6.10-57）と同様です。

イ．検討条件

パークアンドライド駐車場候補地への出入りルートは表 6.10-46 及び図 6.10-24 に示すとおりです。

表 6.10-46 パークアンドライド駐車場候補地（横浜青葉 IC）への主な出入りルート

出入区分	ルート	ルートの状況
パークアンドライド駐車場へ入る時	ルート①(東)	・東側方面から国道 246 号（厚木街道）を通ってきた車両は、駐車場候補地の北北西で左折し、ランプ部の高架下を通ってパークアンドライド駐車場へ至ります。
	ルート②(西)	・西側方面から来た車両は、駐車場候補地の北（市ヶ尾交差点）で右折し、パークアンドライド駐車場へ至ります。
	ルート③(南)	・東名高速道路や横浜北西線を経由した車両は青葉 IC 料金所を通過し、ランプ部の高架下を通ってパークアンドライド駐車場へ至ります。
パークアンドライド駐車場から出る時	ルート①(東)	・パークアンドライド駐車場を出た車両は、ランプ部の高架下を北に進み、国道 246 号（厚木街道）に合流します。
	ルート②(西)	・パークアンドライド駐車場を出た車両は、ランプ部の高架下を北に進み、国道 246 号（厚木街道）に合流します。
	ルート③(南)	・パークアンドライド駐車場を出た車両は、ランプ部の高架下を北に進み、ランプ部より青葉 IC 料金所を経由し、東名高速道路や横浜北西線へ合流します。

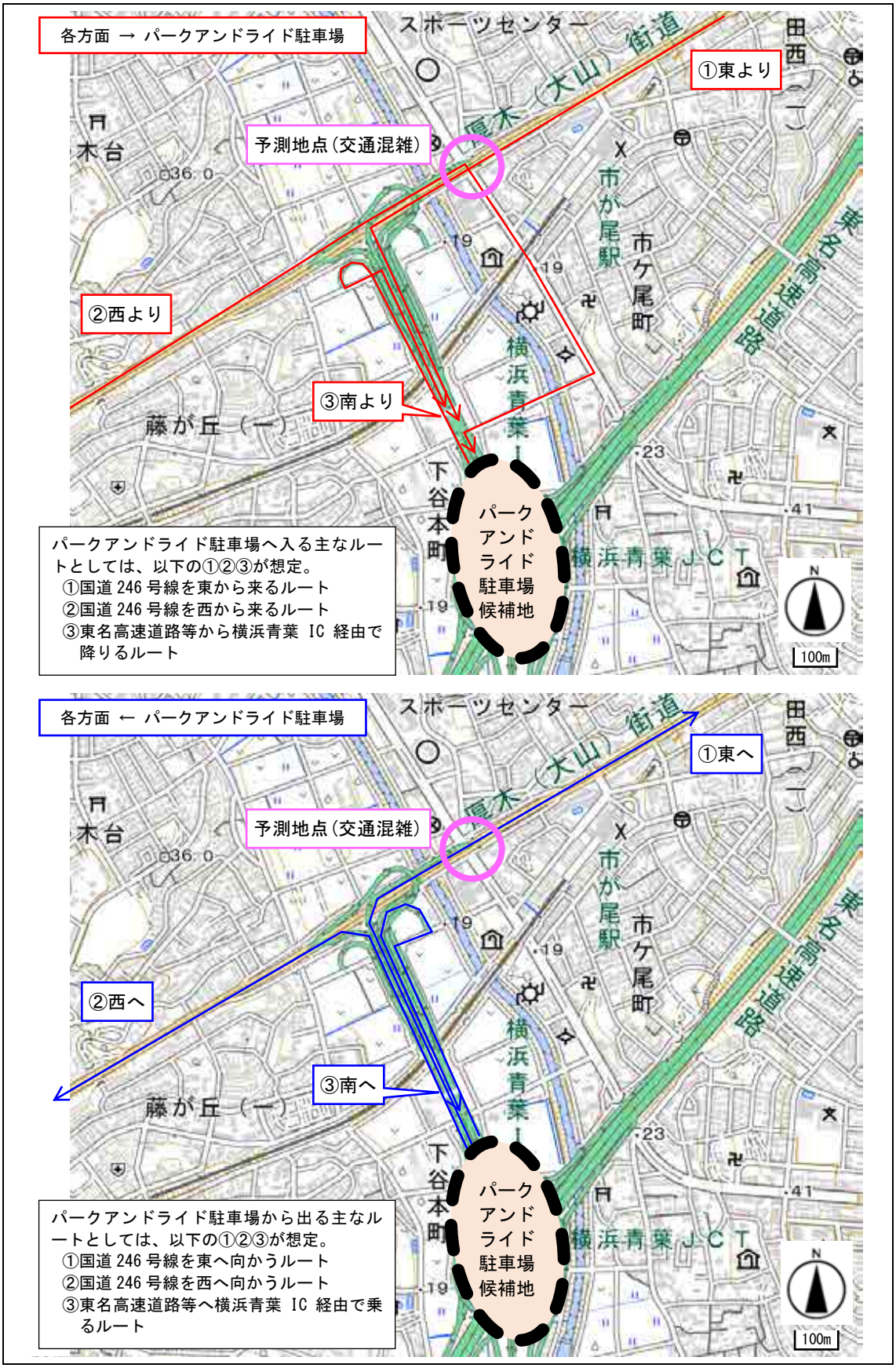

図 6.10-24　パークアンドライド駐車場候補地（横浜青葉 IC）への主な出入りルート

設定した関係車両の台数は表 6.10-47、ピーク時間帯におけるルートを走行する台数は表 6.10-48 に示すとおりです。

パークアンドライド駐車場を利用する自家用車の大半（90%）は、東名高速道路や横浜北西線をルート①を使用するものとし、残りはルート②③を利用するものと仮定し、各ルートにおける台数を設定しました。

表 6.10-47　関係車両の想定台数

区分	台数	利用者数
自家用車	600 台/日[注1]	1,800 人
シャトルバス	52 台/日[注2]	

注 1：駐車場収容台数は 600 台と設定し、1 日 1 回利用されるものとしました。
注 2：シャトルバス台数は、自家用車 1 台当たり乗車人数＝3（人/台）、シャトルバス 1 台当たり乗車人数＝35（人/台）として計算しました。

表 6.10-48　ルートを走行する関係車両の台数（ピーク時間帯）

ルート	朝（8:00～9:00）			夕方（17:00～18:00）		
	大型（シャトルバス）	小型（自家用車）	計	大型（シャトルバス）	小型（自家用車）	計
ルート①(東)	0	4	4	0	5	5
ルート②(西)	8	5	13	8	5	13
ルート③(南)	0	80	80	0	91	91

注 1：各時間帯への配分は、過去の同種イベント（大阪花の万博、淡路・浜名湖花博）における平均的な入退場の時間別割合から入退場モデルを設定し、時間帯別値へ配分しました。ただし、会場とパークアンドライド駐車場との離隔があることから 1 時間の早まり/遅れを考慮しています。（例：会場で 9 時台に入場する利用者は、駐車場へ 8 時台に到着）

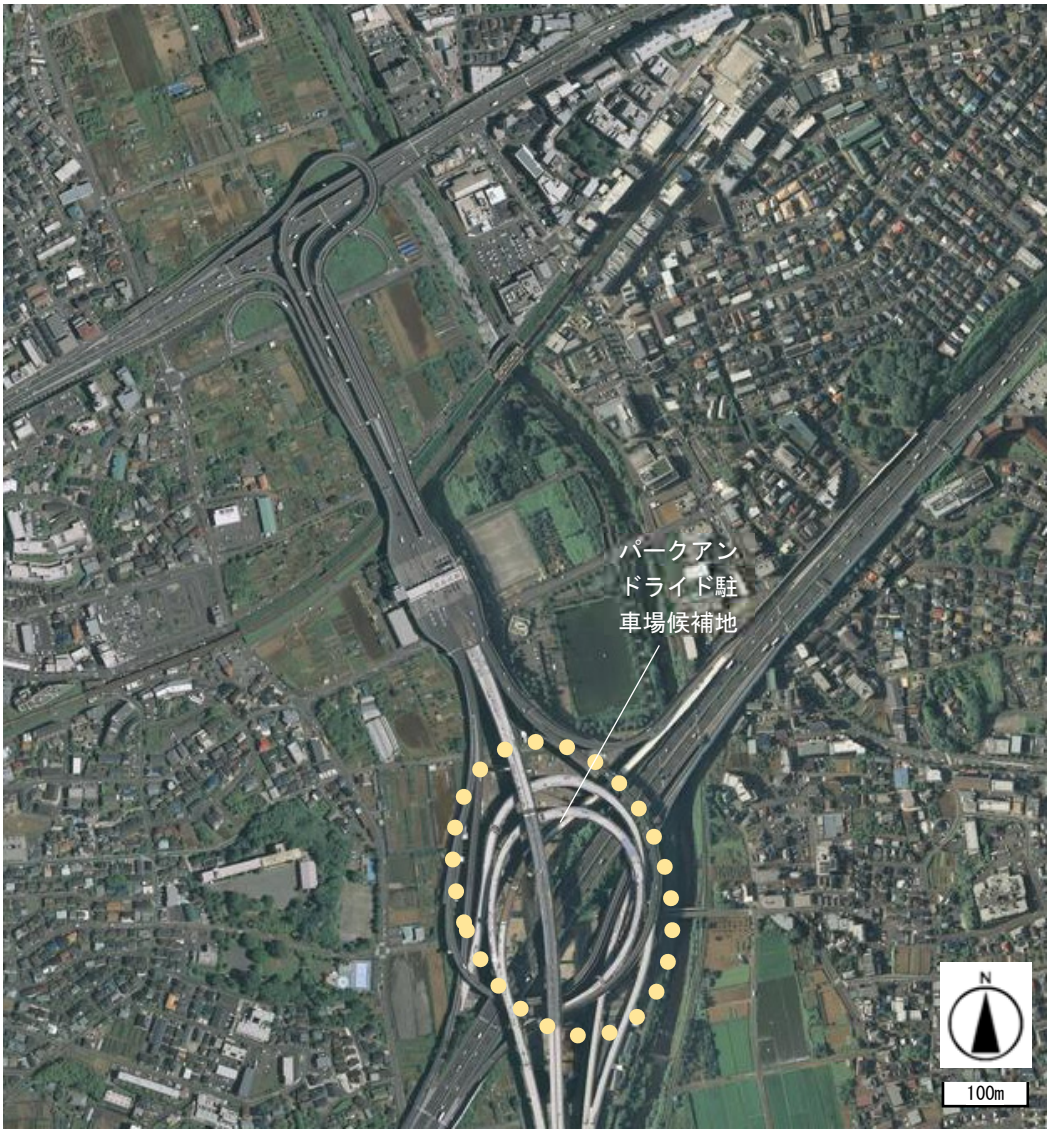

出典：国土地理院ウェブサイト　地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年 6 月～8 月）を加工

図 6.10-25　パークアンドライド駐車場候補地（横浜青葉 IC）周辺の状況

ウ．検討結果

交差点解析を行った地点（市ヶ尾交差点）における交差点需要率は表 6.10-49 に示すとおりです。交差点需要率の増加は朝の時間帯で 0.003、夕方の時間帯で 0.009 となりました。

表 6.10-49　交差点需要率の予測結果【参考】

パークアンドライド駐車場候補地	交差点	対象時間	交差点需要率		
			現況交通量（一般交通）	開催中交通量（一般交通+パークアンドライド関連車両）	増加分
横浜青葉 IC	市ヶ尾	朝（9:00～10:00）	0.625	0.628	0.003
		夕（17:00～18:00）	0.508	0.517	0.009

注１：交差点解析に用いた現況交通量は資料①、道路条件（信号現示、車線数等）は資料②に基づき設定しました。
注２：現況交通量は平日の測定値であり、開催中の利用時期と比べて少ないことが予想されるため、予測結果はあくまで参考値となります。
資料①「令和３年度交通量調査（横浜市道路局計画調整部企画課ホームページ、令和５年６月閲覧）」
資料②　横浜市からの提供資料より作成。

②　相模大野駅周辺

相模大野駅周辺の候補地である「相模大野立体駐車場」及び「相模大野駅西側自動車駐車場」は、都市計画法に基づく「駐車場整備地区[注1]」に位置し、相模原市が「都市計画駐車場[注2]」として、整備したもので、収容台数はあわせて約 1,500 台となっています。本博覧会では、駐車場の利用状況等を踏まえ[注3]、約 600 台をパークアンドライド駐車場として使用することを想定しています（図 6.10-26 及び図 6.10-27）。

また、候補地のある場所は、幹線道路である県道 51 号に面した場所にあり、用途地域は商業地域となっています。現地を確認したところ（国道 16 号から候補地に至る県道 51 号に隣接する建物及び候補地の隣接地）、環境保全上の配慮が特に必要な施設[注4]はありませんでした。交通渋滞については、資料調査[注5]したところ、直近の交差点である「相模大野」のピーク時における交差点需要率（休日）は、限界需要率を下回っていることを確認しています。また、県道 51 号におけるピーク時（8～9 時）の交通量についても、断面交通容量を下回ると予測します（表 6.10-50）。なお、国道 16 号と県道 51 号が交差する地点（谷口陸橋下交差点）については、主要渋滞箇所[注6]には該当しないことを確認しています。

注１：「自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域」において、都市計画で駐車場整備地区を定めることができるとされている。相模原市では地区内に駐車場整備計画を定めて都市計画駐車場を配置し、大規模な店舗等には条例に基づき駐車場の附置義務を課している。
注２：都市計画・総合都市交通体系の観点から、交通の円滑化、交通安全の確保等、都市交通施設として整備の必要性が高く、広く一般公共の用に供する基幹的かつ恒久的な駐車場については、都市計画駐車場として位置付けている。
注３：相模大野駅周辺の候補地では、来場車両と一般車両を合わせて総駐車台数の約 8 割を想定（1,492 台×0.41＋約 600 台）/1,492 台≒1,212/1,492≒0.82）。
注４：環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成 26 年６月 27 日、環境省）に記載されてる学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点等
注５：（仮称）相模大野４丁目計画環境影響評価書（令和４年２月）より
（交差点「相模大野」の休日におけるピーク時は 12 時）
注６：神奈川県　地域の主要渋滞箇所（一般道）　平成 24 年度



地区名	ピーク時利用台数	駐車場整備台数	需給率（需要/供給）
相模大野地区	平日：９６５台 休日：８７４台	２，０９４台 （公１，４９２台 民６０２台）	平日：４６．１％ 休日：４１．７％

図 6.10-26　相模原市駐車場ビジョン（令和５年 11 月）より抜粋



図 6.10-27　相模大野駅周辺の状況

【候補地の概要】

（１）相模大野立体駐車場：所在地（相模原市南区相模大野 4-4-2）、収容台数（794 台）

（２）相模大野駅西側自動車駐車場：所在地（相模原市南区相模大野 3-2-2）、収容台数（698 台）

表 6.10-50　県道 51 号におけるピーク時（8～9 時）の交通量

	一般交通量[注1]（台/時）	来場車両交通量[注2]（台/時）	合計（台/時）	断面交通容量[注3]（台/時）
会場へ向かう車両（上り）	511	11（大型）	522	1,764
P&R 駐車場へ向かう車両（下り）	505	131（小型 120、大型 11）	636	1,764

注 1：「令和３年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 Web サイト　令和６年３月閲覧）

注 2：想定駐車台数約 600 台のうち、ピーク時においては約 120 台/時（約 20%程度）が国道 16 号を経由して、利用し、シャトルバスについては往復 11 台（120 台×3 人÷35 人）が利用することとしました。

注 3：断面交通容量

＝[基本交通容量]×[車線幅員に関する補正]×[側方余裕に関する補正]×[沿道状況に関する補正]×[大型車に関する補正]＝2,200×1.0×0.98×0.875×0.935＝1,764［台/時］

③　検討結果を踏まえた対応

検討の結果、パークアンドライド駐車場周辺における交通混雑等の影響は小さいものと考えられます。

検討結果を踏まえ、利用者等に対して周辺の生活道路へ進入をできるだけ避けて幹線道路を利用するよう周知を徹底するとともに、駐車場周辺ではパークアンドライド利用車両を適切に誘導すること等により、周辺への影響をできるだけ小さくするよう努めます。

なお、会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）の位置及び規模が未定であるため、パークアンドライド駐車場及びその周辺道路の交通状況の予測・評価については、具体的な候補地が決まり次第、環境影響評価手続きとは別に実施します（既存の駐車場を活用する場合は除く）。また、既存の駐車場の交通状況や大気質、騒音、振動についても、候補地の周辺状況を踏まえ必要に応じて予測・評価します。あわせて、「第８章　事後調査の実施に関する事項」に示すとおり、会場及びパークアンドライド駐車場の周辺の周辺交通への影響について事後調査項目として選定し、開催期間中の多客日となることが想定される５月の連休期間（１回）に事後調査を実施します。

6.10.5 評価

(1) 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

工事中において、工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）は、交差点需要率の観点からは、いずれの交差点においても限界需要率を下回っています。車線の交通容量比は、工事用車両が通過するルート上の車線については、いずれも 1.0 を下回る結果となっています。また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した工事中の予測においても同様です。

撤去中において、工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）は、交差点需要率の観点からは、いずれの交差点においても限界需要率を下回っています。車線の交通容量比は、工事用車両が通過するルート上の車線については、いずれも 1.0 を下回る結果となっています。

今後、工事計画の深度化を進める中で、更なる工事用車両台数の削減を図るとともに、交通混雑が想定される時間帯における工事関係者の退場時間を調整するなど、工事用車両の走行を適切に管理することから、工事用車両による交差点への影響は小さいと考えます。

予測結果より得られた、交通混雑が生じやすい場所や時間帯についての知見を踏まえ、工事中及び撤去中は、環境保全措置として、土曜日や祝日の工事にあたっては、対象事業実施区域周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数の調整を行うとともに、対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留の防止等を行います。また、工事関係者に対して、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（渋滞箇所の回避、時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。

以上のことから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

(2) 工事用車両の走行に伴う歩行者の安全

工事用車両の主な走行ルートである環状 4 号線には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。また、市道五貫目第 33 号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されており、ほとんどの箇所で歩行者と自動車が分離されています。

工事中及び撤去中は、環境保全措置として、工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保するとともに、児童の通学時間帯における搬出入を極力抑えた運行計画の策定等を行います。

以上のことから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。

(3) 関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）は、交差点需要率の観点からは、地点 12 を除く全ての交差点において限界需要率を下回っています。また、車線の交通容量比は、地点 12 の C 断面右折方向の車線のみ 1.0 を超過しますが、それ以外のいずれの車線においても 1.0 を下回る結果となっています。なお、地点 12 は、駐車場の出入口から区画 3 号線を通り環状 4 号線に合流する地点であり、C 断面右折方向の車線を走行する車両は全て駐車場から退場する関係車両です。したがって、地点 12 から北側出入口の区間及び駐車場内に退場する関係車両が滞留する可能性はありますが、環状 4 号線を走行する一般交通流に影響を与えることはありません。地点 12 については、退場車両の滞留の緩和策（迂回経路の運用、駐車場及び区域内道路における滞留スペースの確保、ピーク時間帯の事前周知、横断者の適切な誘導等）について検討・調整を進めていきます。

また、会場出入口における来場時の滞留長検討の結果、いずれの出入口においても、環状 4 号線等の幹線道路までの滞留が発生することはなく、周辺交通への影響は発生しないと予測します。

開催中は、環境保全措置として、会場周辺の交通混雑緩和のため、公共交通の利用を推奨し、主要駅からシャトルバスを運行、駐車場の事前予約の導入、多客日等のパークアンドライドの導入を実施します。また、必要駐車台数を確保した駐車場を整備するとともに、路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースの確保等を行います。

以上の結果と、予測時期とした多客日が生じる期間は限定的であること、会場周辺の交通混雑緩和のため公共交通の利用を推奨することなどから、関係車両による各交差点への影響は小さいと考えます。

以上のことから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

(4) 関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全

関係車両の走行ルートである市道五貫目第 33 号線、環状 4 号線及び瀬谷地内線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所で歩行者と自動車が分離されています。

土地区画整理事業実施区域内については、環状 4 号線(北区間)では幅 2.5m の歩道が道の両側に、環状 4 号線(南区間)と区画 1 号線～3 号線は、幅 5.5m の歩道が道の両側に設けられる計画となっています。

開催中は、環境保全措置として注意板の設置等により歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。

車両の出入口等には誘導員を配置し、横断歩行者等を適切に誘導することにより、円滑な車両の通行と歩行者の安全確保を図ります。

歩行者の横断については、乱横断を避けるため、適切な案内誘導により、信号のある場所で行うよう誘導します。また、横浜市の土地区画整理事業で整備する区域内道路については、本博覧会の開催期間中は一般交通の通行は行わないことを想定しています。

なお、シャトルバスの運用にあたっては、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないような適切な運行本数を確保した計画とします。また、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるよう、滞留スペースの確保や誘導員の配置など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携して対策を講じることから周辺への影響は小さいと考えます。

以上のことから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。

6.11　景観

6.11 景観

本博覧会の実施により、周辺眺望地点からの景観等に変化を生じさせるおそれがあります。

このことから、周辺の主要な眺望地点からの景観等を把握するために、調査、予測、評価を行いました。以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【施設の存在により変化する景観の状況】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。 ・対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。対象事業実施区域周辺では、東側に川井・矢指風致地区の緑地等があります。また、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、主要な景観資源といえます。 ・対象事業実施区域の景観については、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、土地区画整理事業により土地の改変等が実施され、本博覧会の整備前には公園整備事業による樹木や園路等は整備されていますが、造成地[注2]となっています。	p.6.11-13 ～6.11-28
環境保全目標	・周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。	p.6.11-28
予測結果の概要	【地域景観の特性の変化】 ・対象事業実施区域内では、横浜市が可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めることができると予測します。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことで、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。 【主要な景観資源の変化】 ・対象事業実施区域内においては、横浜市の土地区画整理事業により土地の改変等が実施され、本博覧会の整備前には樹木や園路等のみが整備された造成地となっていますが、本博覧会による展示施設等の施設や駐車場等の整備が行われることにより、新たな景観形成が図られると予測します。 ・横浜市の土地区画整理事業実施区域外に存在する景観資源は、直接改変は行われないことから、改変による影響はないと予測します。 ・横浜市の土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失しますが、本博覧会の開催までに横浜市が移植や植樹等を行うため、会場内に新たな桜の名所につながる景観が創出されると予測します。 【主要な眺望地点からの景観の変化】 ・No.15（瀬谷市民の森(2)）においては、横浜市が既存樹木や対象事業実施区域内の境界付近に瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を行うことから、景観への影響は小さいと予測します。 ・No.16（瀬谷みはらし公園）においては、本博覧会で整備した会場施設、庭園及び園路等により、新たな景観が創出されますが、横	p.6.11-36 ～6.11-72

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

注２：造成地：切土や盛土等により、住宅等を建設できる状態にした更地の土地

【施設の存在により変化する景観の状況】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	浜市及び本博覧会が瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を行うことから、景観への影響は最小限に止められると予測します。 ・№19（竹村町公園）においては、造成地を挟んで会場施設等を遠望できますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は横浜市により高木等が植栽されていることから、景観への影響が小さいと予測します。 ・№22、23、24、27、30、33（近景域）については、会場施設等の整備により新たな景観が形成されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は横浜市により高木等が植栽されていることから、景観への影響が小さいと予測します。また、本事業では周辺景観に調和した施設等の意匠、素材、色彩等となるよう配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。 【囲繞景観の変化】 ・場の状態及び眺めの状態は、横浜市の土地区画整理事業による土地の改変等が実施され、公園整備事業による樹木や園路等のみが整備された造成地の状態から、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われるため、新たな景観形成が図られます。本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めることができると予測します。瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、横浜市がそれらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことから、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。 ・本博覧会の開催中の利用の状態については、多くの来場者や関係者が会場施設、庭園、駐車場等の施設を利用すると予測します。 ・囲繞景観の価値は、自然性は、大門川右岸域、土地利用混在域、大規模農地域では、造成地の状態から駐車場やバスターミナルとなり、整備前の低い状態から大きな変化はないと予測します。相沢川谷戸地域、和泉川源流域では、地形を生かした保全対象種の生育・生息環境等が整備されており、開催中は博覧会の新たな整備が加わりますが、整備前からの高い状態から大きな変化はないと予測します。大規模草地域では、横浜市により保全される地形や樹林地をいかしながら、庭園整備や植栽等を行うため、向上すると予測します。視認性は、相沢川谷戸地域、大規模農地域では、予測地点の近くには視界を遮る施設はないことから、整備前の高い状態から大きな変化はないと予測します。大規模草地域、和泉川源流域では、仮設の建築物やフェンスが整備されますが、視認性に大きな変化はなく低いと予測します。大門川右岸域、土地利用混在域では、フェンスや植栽が整備されることから、低くなると予測します。利用性は、全地域で、整備前の立ち入りが制限された状態から、開催中は駐車場やバスターミナル、会場区域となることから向上すると予測します。土地利用混在域では、バスターミナルは誰でも自由に立ち入ることができるため、向上して高い状態になると予測します。	p.6.11-36 ～6.11-72

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在により変化する景観の状況】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	（つづき） 固有性は、大門川右岸域、大規模農地域では、整備前の低い状態から大きな変化はないと予測します。相沢川谷戸地域、和泉川源流域では、地形を生かした保全対象種の生育・生息環境等が整備されており、開催中は博覧会の新たな整備が加わりますが、整備前の高い状態から大きな変化はないと予測します。大規模草地域では、整備前の造成地の状況から、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかすとともに、庭園整備や植栽等を行うため、他にはない独特の要素となることから、向上して高い状態になると予測します。土地利用混在域は中程度の状態になると予測します。親近性は、全地域で、整備前の立ち入りが制限された状態から、周辺環境との調和に配慮した建築物等や四季を彩る植栽などが整備され、地域の人々に親しまれる要素となることから、向上すると予測します。土地利用混在域は中程度の状態になり、その他は高い状態になると予測します。	p. 6. 11-36 ～6. 11-72
環境の保全のための措置の概要	【対象事業実施区域全体】 ・横浜市の公園整備事業による会場区域の境界の高木を含む樹木の植栽を活用するとともに、博覧会でも植栽を行います。 ・駐車場やバスターミナルにおいては、周辺の景観との調和を考慮して、植栽等による修景を行います。 ・博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。 ・横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。 ・会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。 【相沢川谷戸地域及び和泉川源流域】 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画します。 ・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が創出される範囲及びその周辺において、保全・創出した環境が継続するよう適切に維持管理します。	p. 6. 11-73
評価の概要	・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。	p. 6. 11-74 ～6. 11-76

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.11.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

① 地域景観の特性
② 主要な景観資源の状況
③ 主要な眺望地点からの景観
④ 囲繞景観の状況
⑤ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

① 地域景観の特性

対象事業実施区域及びその周辺としました。

② 主要な景観資源の状況

主要な景観資源を選定するにあたっては、対象事業実施区域及びその周辺から 16 地点を選定しました。選定した調査地点の位置は、表 6.11-1 及び図 6.11-1 に示すとおりです。

③ 主要な眺望地点からの景観

対象事業実施区域周辺で不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所を主要な眺望地点とし、表 6.11-1 及び図 6.11-1 に示す対象事業実施区域周辺の 29 地点としました。

④ 囲繞景観の状況

周辺の公園、車道、林道、農道等の周辺住民等が立ち入り可能な地点から、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できる地点として、表 6.11-1 及び図 6.11-1 に示す５地点（６方向：No.25 は２方向）としました。

⑤ 関係法令・計画等

対象事業実施区域に関係する関係法令・計画等としました。

表 6.11-1(1)　主要な眺望地点、景観資源及び囲繞景観

区分の状況	No.	名称	資料[注2]
主要な景観資源（16 地点）	A	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑧
	B	川井・矢指風致地区の緑地	⑨
	C	海軍道路沿いの桜並木	①
	D	瀬谷中央公園	①
	E	瀬谷本郷公園	①
	F	東野第一公園	①
	G	野境道路	①
	H	相沢川ウォーク	①
	I	東山・関ヶ原の水辺	①
	J	瀬谷第一公園	①
	K	瀬谷第二公園	①
	L	瀬谷第三公園	①
	M	南台公園	①
	N	瀬谷町小川アメニティ	⑩
	－	丹沢の山並み（遠景）	—
	－	富士山（遠景）	—
主要な眺望地点からの景観（人が集まる要素をもった地区）（29 地点）	1	瀬谷市民の森	①、②
	2	追分市民の森	②
	3	矢指市民の森	②
	4	上川井市民の森	②
	5	東山ふれあい樹林	①
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	⑪
	7	深見歴史の森（城山史跡公園）	③
	8	泉の森	④
	9	ふれあいの森	④
	10	鶴間公園	⑤
	11	つくし野セントラルパーク	⑤
	12	三保市民の森	⑥
	13	新治市民の森	⑥
	14	よこはま動物園ズーラシア	⑦
	15	瀬谷市民の森(2)	①、②
	16	瀬谷みはらし公園	—
	17	中屋敷三丁目公園	—
	18	本郷四丁目第二公園	—
	19	竹村町公園	⑫
	20	上瀬谷町東公園	⑫
	22	旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域　南側）	—
	23	深見第 228 号線（対象事業実施区域　南側）	—
	24	深見第 228 号線（対象事業実施区域　西側）	—
	26	上川井第 129 号線（対象事業実施区域　東側）	—
	27	旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域　北側）	—
	30	旧上瀬谷通信施設内通路	—
	31	旧上瀬谷通信施設内通路	—
	33	環状４号線歩道（対象事業実施区域　北側）	—
	34	旧上瀬谷通信施設内通路	—

表 6.11-1(2)　主要な眺望地点、景観資源及び囲繞景観

区分	No.	名称	資料[注2]
囲繞景観の状況 （５地点）	21	上瀬谷第 172 号線（対象事業実施区域　南側） ：和泉川源流域	―
	25	環状４号線（対象事業実施区域　西側） 西側：大門川左岸域 東側：人工的土地利用域	―
	28	旧上瀬谷通信施設地区内道路（対象事業実施区域西側）：相沢川谷戸地域	―
	29	農道（対象事業実施区域　北側）：大規模草地域	―
	32	旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域北側）：大規模農地域	―

注１：表中の地点番号は図 6.11-1(1)及び(2)に対応しています。
注２：資料の番号は、下記の番号と対応しています。
資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ　令和４年 10 月閲覧）
②「「市民の森」指定一覧　横浜市」（横浜市ホームページ　令和４年 10 月閲覧）
③「大和市内の保全緑地」（大和市ホームページ　令和４年 10 月閲覧）
④「大和市の観光スポット」（大和市ホームページ　令和４年 10 月閲覧）
⑤「町田市 観光」（町田市ホームページ　令和４年 10 月閲覧）
⑥「緑区 観光」（横浜市ホームページ　令和４年 10 月閲覧）
⑦「旭区 区の紹介」（横浜市ホームページ　令和４年 10 月閲覧）
⑧「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年６月改定）」（横浜市ホームページ　令和４年 10 月閲覧）
⑨「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ　令和４年 10 月閲覧）
⑩「小川アメニティ、せせらぎ緑道　一覧」（横浜市ホームページ　令和４年 10 月閲覧）
⑪「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」（フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ　令和４年 10 月閲覧）
⑫「瀬谷区内公園一覧」（横浜市ホームページ令和４年 10 月閲覧）

(3) 調査時期

①　地域景観の特性

入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

②　主要な景観資源の状況

ア．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における主要な景観資源の状況の現地踏査は、以下の時期に実施されています。

地点 A～D、F～M、遠景：平成 31 年４月２日(火)、令和２年２月 29 日(土)

イ．既存資料（公園整備事業）調査

既存資料（公園整備事業）における主要な景観資源の状況の現地踏査は、以下の時期に実施されています。

地点 E：令和３年９月 21 日(火)、令和３年 12 月 13 日(月)、20 日(月)

地点 N：令和３年８月 27 日（金)、令和４年１月 17 日（月）

③　主要な眺望地点からの景観、囲繞景観の状況

ア．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における主要な眺望地点からの景観の現地調査は、以下の時期に実施されています。

地点１～14：令和２年１月 21 日(火)、令和２年９月９日（水）

地点 15、16～20：令和２年９月５日(土)、令和２年 12 月 17 日(木)

既存資料（土地区画整理事業）における囲繞景観の現地調査は、以下の時期に実施されています。

地点 25、32：令和２年 10 月 5 日(月)、16 日（金)、令和２年 12 月 17 日（木）

イ．既存資料（公園整備事業）調査

既存資料（公園整備事業）における主要な眺望地点からの景観及び囲繞景観の状況の現地調査は、以下の時期に実施されています。

地点 16、22～27：令和３年９月 21 日(火)～22 日(水)、令和３年 12 月 13 日(月)、20 日(月)

地点 28、29：令和４年８月２日(火)

ウ．現地調査

主要な眺望地点からの景観及び囲繞景観の状況の現地調査は、以下の時期に実施しました。

地点 21、30、31：令和４年９月 14 日(水)

地点 33：令和５年３月１日(水)

地点 34：令和５年６月 23 日(金)

表 6.11-2　既存資料調査及び現地調査と景観調査地点の一覧

調査区分	調査日	調査地点																																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
主要な眺望地点からの景観		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●			●	●		●	●
囲繞景観																						●				●			●	●			●		
既存資料（区画）	R2.1.22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			
	R2.9.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			
	R2.9.5															○	○	○	○	○	○													
	R2.12.17															○	○	○	○	○	○					○							○		
	R2.10.5																									○							○		
	R2.10.16																									○							○		
既存資料（公園）	R3.9.21																○						○	○	○	○	○	○						
	R3.9.22																○						○	○	○	○	○	○						
	R3.12.13																○						○	○	○	○	○	○						
	R3.12.20																○						○	○	○	○	○	○						
	R4.8.2																												○	○					
現地調査	R4.9.14																					○									○	○			
	R5.3.1																																	○	
	R5.6.23																																		○

④　関係法令・計画等

入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

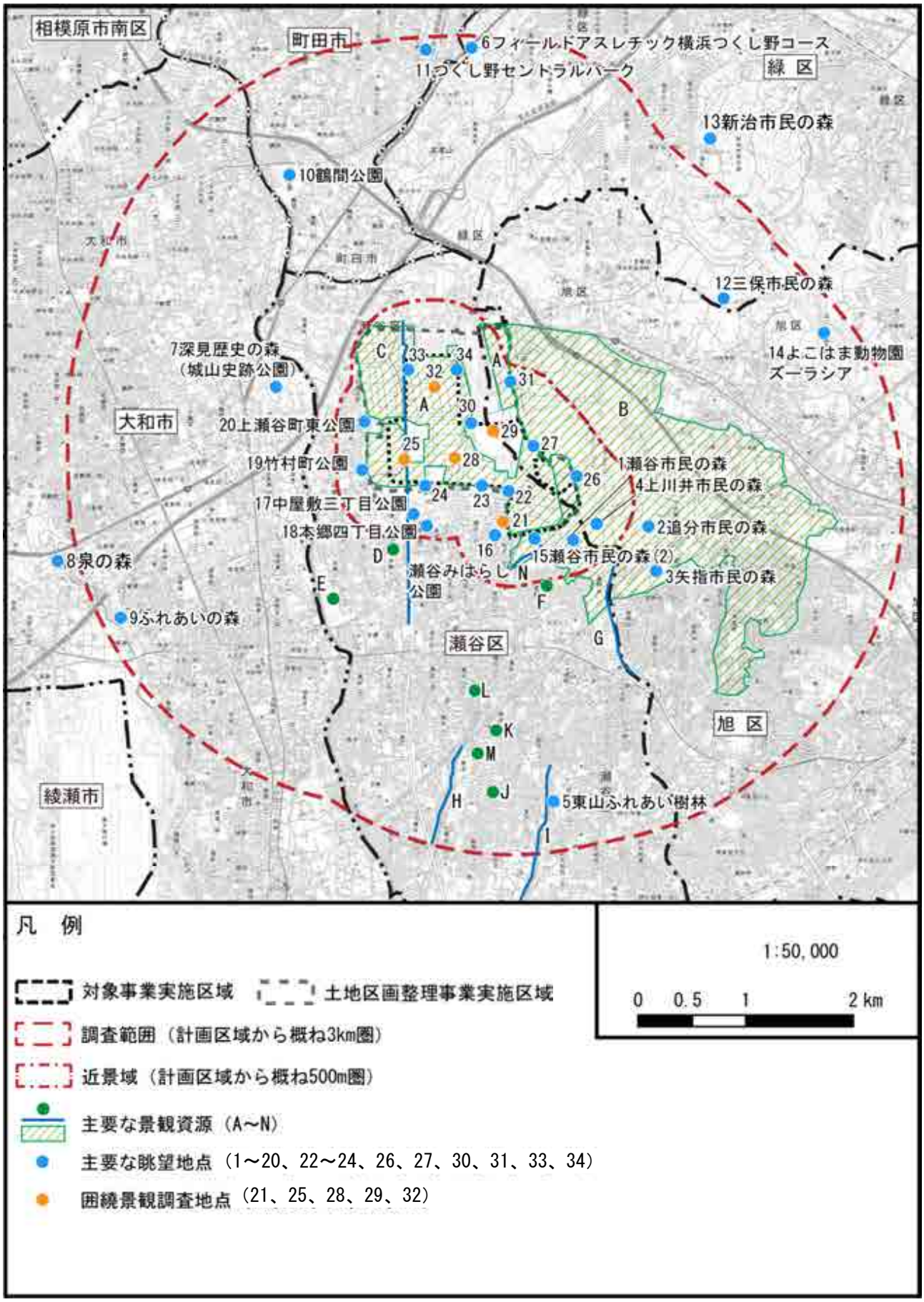

図 6.11-1　景観の調査地点図

(4) 調査方法

① 地域景観の特性

「地形図」等の既存資料の収集・整理及び現地踏査を行い、主要な景観要素及び地域景観の特性を把握しました。

② 主要な景観資源の状況

ア．既存資料（土地区画整理事業）調査

以下の地点の主要な景観資源の状況について、既存資料の収集・整理及び現地踏査より把握されています。

・地点 A～D、F～M、遠景

イ．既存資料（公園整備事業）調査

以下の地点の主要な景観資源の分布状況について、既存資料の収集・整理及び現地踏査により把握されています。

・地点 E、N

③ 主要な眺望地点からの景観、囲繞景観の状況

ア．既存資料（土地区画整理事業）調査

主要な眺望地点からの景観及び囲繞景観の状況は、既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査及び写真撮影により把握されています。

撮影条件は表 6.11-3、囲繞景観の整理、解析方法は表 6.11-4、価値認識の対象と代表的な指標例は表 6.11-5、各認識項目における価値の評価の考え方は表 6.11-6 に示すとおりです。

表 6.11-3 景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ(m)
1～14	SONY SLT-A65V	35mm フィルム換算：33mm	地盤＋1.5m 注1
15,16～20,25,32	Nikon D5500	35mm フィルム換算：33mm	地盤＋1.5m 注1

注１：撮影地点での撮影高さを示しています。

表 6.11-4　囲繞景観の整理、解析方法

区分	整理、解析方法
景観区の区分	調査地域内[注1]の植生、地形及び利用等の状況について、現地踏査及び文献その他の資料調査に基づき、対象事業実施区域を景観区に区分しました。
景観区の場の状態	現地踏査及び文献その他の資料調査により、区分した景観区ごとの地形要素（標高、傾斜等）、生物要素（植生等）、人文要素（道路、建造物、耕作地等）を把握しました。
利用の状態	現地踏査により区分した景観区ごとの利用者の属性や利用目的等を把握しました。
眺めの状態	写真撮影により、区分した景観区ごとの眺めの状態を把握しました。
価値の状況	現地踏査や写真撮影により、当該地域の囲繞景観の価値認識にとって重要な観点が何かを把握し、価値認識を捉えるための指標を選定しました。価値認識の対象と代表的な指標例は表 6.11-5 に示すとおりです。 指標の選定にあたっては、景観が有する普遍価値[注2]（自然性、視認性、利用性等）と固有価値[注3]（固有性、親近性等）という価値の分類を考慮し、それぞれの中から当該地域において重要と思われる価値認識がなされている対象及び関わりが深い代表的指標を選定しました。なお、価値の評価として表 6.11-6 に示すとおり、”高い”は「◎」、”中程度”は「○」、”低い”は「△」の３段階に分けました。

注１：対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内としました。
注２：普遍価値は、誰もが普遍的に共有しているような価値のこととしました。
注３：固有価値は、特定の地域での価値のこととしました。

表 6.11-5　価値認識の対象と代表的な指標例

価値の分類	認識項目	代表的な指標（例）
普遍価値	自然性	植生自然度、緑化の状況、大径木の存在、生物の生息・生育環境　等
	視認性	見られやすさ（被視頻度）　等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ（利用者のアクセス性）　等
固有価値	固有性	他にはない独特の要素の存在　等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在　等

表 6.11-6　各認識項目における価値の評価の考え方

認識項目	価値の状況	
自然性	◎	自然性が十分に残されている、十分な緑化ができている、十分な大径木が存在している、生物が生息・生育できる環境が十分に確保されている
	○	自然性が一定程度は残されている、一定程度は緑化できている、大径木が存在している、生物が生息・生育できる環境が一定程度は確保されている
	△	自然性が残されているとはいえない、緑化できていない、 大径木は存在していない、生物が生息・生育できる環境が確保されていない
視認性	◎	地域の主要な景観構成要素を明瞭に視認することができる
	○	地域の主要な景観構成要素を一定程度は視認することができる
	△	地域の主要な景観構成要素を視認することができない
利用性	◎	多くの人が利用している、法令等による制限がなく、誰でも自由に利用できる
	○	利用している人がいる、許可・承諾が得られれば、誰でも利用することができる
	△	人の利用がない、法令等によって制限され、利用ができない
固有性	◎	他にはない独特の要素（人と自然環境が調和した上瀬谷固有の景観（和泉川の源頭部、相沢川の谷戸、里地の田園風景、遠景の大山山系、海軍道路の桜並木、大規模な草地　等)、もしくはその要素を継承する景観）が存在している
	○	独特の要素（人と自然環境が調和した景観（庭園、植栽、田畑、山川などの自然的風景　等)）が存在している
	△	独特の要素は存在しない
親近性	◎	地域の人々に親しまれる要素（地域の人々が親近感を感じてきた上瀬谷の景観（相沢川の谷戸、里地の田園風景、海軍広場、桜並木、野球場、植木畑、遠景の大山山系　等)、もしくはその要素を継承する景観）が十分に存在している
	○	地域の人々に親しまれる要素が一定程度は存在している
	△	地域の人々に親しまれる要素は存在しない

イ．既存資料（公園整備事業）調査

主要な眺望地点からの景観及び囲繞景観の状況は、既存資料（公園整備事業）における現地踏査及び写真撮影により把握されています。

撮影条件は表 6.11-7、囲繞景観の整理、解析方法は「ア．既存資料（区画整理）調査」と同様とされています。

表 6.11-7　景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ(m)
22～29	Canon EOS 80D	35mm フィルム換算：28mm	地盤＋1.5m 注1

注１：撮影地点での撮影高さを示しています。

ウ．現地調査

主要な眺望地点からの景観及び囲繞景観の状況を、現地踏査及び写真撮影により把握しました。

撮影条件は表 6.11-8、囲繞景観の整理、解析方法は「ア．既存資料（土地区画整理事業）調査」と同様としました。

表 6.11-8　景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ(m)
21,30,31,33,34	NikonD7000	35mm フィルムカメラ換算：28mm、33mm	地盤＋1.5m 注1

注１：撮影地点での撮影高さを示しています。

④　関係法令・計画等

以下の関係法令等の内容を整理しました。

・「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」
・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
・「横浜市景観計画」
・「横浜市環境管理計画」
・「横浜市景観ビジョン」

(5) 調査結果

① 地域景観の特性

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区は、約 242ha の広大な敷地で、全体的にほぼ平坦な地形であるため、眺望が開けた開放的な景観となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観を形成しています。

対象事業実施区域の西側に隣接する海軍道路には約 300 本の桜が植栽されており、瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森等の横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、対象事業実施区域の東側には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、対象事業実施区域の北側は、土地区画整理事業実施区域の範囲内においては、対象事業実施区域と同様に農用地を中心としたのどかな景観となっていますが、さらに北側には、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路等による人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や市街化調整区域となっています。

② 主要な景観資源の状況

主要な景観資源の状況は、図 6.11-2 に示すとおりです。

対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。対象事業実施区域周辺では、東側に川井・矢指風致地区の緑地等があります。また、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、主要な景観資源といえます。

No.A（旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域）：対象事業実施区域及びその周辺



【景観資源の状況】
横浜市でも有数のまとまった農地が広がっています。

No.B（川井・矢指風致地区の緑地）：対象事業実施区域及びその周辺



【景観資源の状況】
ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は東急ニュータウン地区をはじめとする良好な住宅地を形成しています。

No.C（海軍道路沿いの桜並木）：対象事業実施区域及びその周辺



【景観資源の状況】
海軍道路の両側には約 300 本のソメイヨシノがあります。春には、海軍道路に隣接する海軍広場が開放され、花見客で賑わいます。

注１：写真は、桜の開花期（平成31年４月２日(火)）に撮影されたものです。

No.D（瀬谷中央公園）：対象事業実施区域から約 670m



【景観資源の状況】
瀬谷中央公園は、こどもログハウス"まるたのしろ"やゲートボールができる広場等があります。瀬谷中央公園沿いには大門川が流れており、大門川せせらぎ緑道があります。

図 6.11-2(1)　主要な景観資源の状況

No.E（瀬谷本郷公園）：対象事業実施区域から約 1,400m



【景観資源の状況】
瀬谷本郷公園は、ピクニックに最適な芝生の広場や、アスレチック、砂場、滑り台等の遊具があるほか、野球場やテニスコートもあります。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No.F（東野第一公園）：対象事業実施区域から約 500m



【景観資源の状況】
対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No.G（野境道路）：対象事業実施区域から約 600m



【景観資源の状況】
四季を通じて美しい景観のプロムナードで、春には瀬谷高校入口まで続く桜並木が市民に親しまれています。

No.H（相沢川ウォーク）：対象事業実施区域から約 2,500m



【景観資源の状況】
相沢川両岸流域の緑と水、桜が鑑賞できる約１km のプロムナードです。

図 6.11-2(2)　主要な景観資源の状況

No.Ⅰ（東山・関ヶ原の水辺）：対象事業実施区域から約 2,200m



【景観資源の状況】
この一帯は季節により、「あじさい」や「ヒガンバナ」をみることができます。
さらに、東山ふれあい樹林を一体に、緑と水辺が見事に調和された自然を楽しむエリアで、西側に桜並木、土手に芝が植えられた和泉川の景勝地となっています。
また、関ケ原の水辺は、和泉川の水辺として最初に整備された水辺です。

No.Ｊ（瀬谷第一公園）：対象事業実施区域から約 2,400m



【景観資源の状況】
対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No.Ｋ（瀬谷第二公園）：対象事業実施区域から約 1,800m



【景観資源の状況】
対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No.Ｌ（瀬谷第三公園）：対象事業実施区域から約 1,500m



【景観資源の状況】
対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

図 6.11-2(3)　主要な景観資源の状況

No.M（南台公園）：対象事業実施区域から約 2,050m



【景観資源の状況】
対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No.N（瀬谷町小川アメニティ）：対象事業実施区域から約 120m



【景観資源の状況】
瀬谷区の東部「瀬谷市民の森」から流れる田園風景の中の小川アメニティです。和泉川の源流で、「そだ」を使った護岸は、自然にやさしく風情のある風景です。休耕田を利用したトンボ池もあり、様々な生き物やフデリンドウ、ホトトギス、オカトラノオなど、市内では少なくなっている野草を楽しむことができます。

図 6.11-2(4)　主要な景観資源の状況

遠景（丹沢の山並み）：対象事業実施区域から約 30km
遠景（富士山）：対象事業実施区域から約 70km



【景観資源の状況】
対象事業実施区域付近からでも、天候が良ければ丹沢の山並みや富士山の一部を視認することができます。

【富士山拡大写真】



富士山については、写真では明瞭に写っていないものの、肉眼では頂上の一部を視認できます。

図 6.11-2(5)　主要な景観資源の状況

③ 主要な眺望地点からの景観

主要な眺望地点からの景観の状況は、表 6.11-9 に示すとおりです。

表 6.11-9(1) 主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離(m)	眺望景観の状況
1	瀬谷市民の森	100	和泉川の源流にある、起伏の少ない明るい森です。スギやヒノキなどの針葉樹と、クヌギ・コナラなどの雑木林、オオシマザクラなどの大木もあり、自然観察に適しています。対象事業実施区域は、樹林越しにわずかに視認されます。
2	追分市民の森	600	対象事業実施区域の南東側約 600m に位置する「追分市民の森」の散策路上の地点です。奥には隣接している上川井市民の森の樹木が見えます。追分市民の森及び上川井市民の森の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
3	矢指市民の森	900	対象事業実施区域の南東側約 900m に位置する「矢指市民の森」の散策路上の地点です。奥には隣接している追分市民の森の樹木が見えます。追分市民の森の樹木により、対象事業実施区域は視認できません。
4	上川井市民の森	20	対象事業実施区域の南東側に隣接する「上川井市民の森」の散策路上の地点です。林内の樹木により見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
5	東山ふれあい樹林	2,500	対象事業実施区域の南側約 2,500m に位置する「東山ふれあい樹林」内の地点です。林内の樹木の隙間から片側に広がる住宅地が見えます。林内の樹木や周辺の住宅地により、対象事業実施区域は視認できません。
6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	2,700	対象事業実施区域の北側約 2,700m に位置する「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」内の地点です。自然の野山に造られた木製遊具に自らの体力と判断力で挑戦していく自然体感型運動施設です。隣接する工場や樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
7	深見歴史の森（城山史跡公園）	1,400	対象事業実施区域の北西側約 1,400m に位置する「深見歴史の森（城山史跡公園）」内の地点です。正面には、深見歴史の森の中心部に位置する畑が広がり、その奥に深見歴史の森内の樹木が見えます。周辺の樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
8	泉の森	3,100	引地川の源流、大和水源地一帯の樹林地が泉の森です。「湿生植物園」や「水車小屋」、「郷土民家園」、「ふれあいキャンプ場」などがあります。周辺の樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
9	ふれあいの森	3,000	対象事業実施区域の南西側約 3,000m に位置する「ふれあいの森」内の地点です。正面にふれあいの森内の花壇、その奥に樹林が広がっています。周辺の樹林により見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
10	鶴間公園	2,700	対象事業実施区域の北西約 2,700m に位置する「鶴間公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めています。道路沿いの生垣及び落葉樹の隙間から住宅街が見え、市街地景観を呈しています。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
11	つくし野セントラルパーク	2,700	対象事業実施区域の北西約 2,700m に位置する「つくし野セントラルパーク」内の地点です。公園の北側と南側には小山状の雑木林があり、散策を楽しむことができます。中央には平坦な広場があり、地域住民の憩いの空間となっています。周辺の樹林により、対象事業実施区域は視認できません。

表 6.11-9(2)　主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離(m)	眺望景観の状況
12	三保市民の森	2,000	対象事業実施区域の北東側約2,000mに位置する「三保市民の森」の散策路上の地点です。三保市民の森内の樹木の隙間から若葉台団地の高層マンションや団地内の樹木が見えます。周辺のマンションや樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
13	新治市民の森	3,100	横浜の原風景ともいえる里山の景観が多く残されています。薪や炭を得るための雑木林や建材を得るためのスギの林、日々の糧を得る畑や水田がモザイク状に広がります。周辺の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
14	よこはま動物園 ズーラシア	2,400	対象事業実施区域の東側約2,400mに位置するズーラシアの南端の地点です。正面の住宅地は撮影地点より高くなっており、住宅地につながる階段、斜面に整備された生垣や樹木が見え、その奥に住宅が見えます。撮影地点が周辺より低い位置にあることから、見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
15	瀬谷市民の森(2)	20	対象事業実施区域の南東側に隣接する「瀬谷市民の森」の散策路上の地点です。瀬谷市民の森の落葉樹の隙間から左奥側に集合住宅が見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域（対象事業実施区域内）であり、なだらかな丘陵地に樹木や緑地の緑がわずかに見えますが、樹木により見通しは良くありません。
16	瀬谷みはらし公園	90	対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷みはらし公園」内の小高い丘の上の地点です。なだらかな丘陵地に樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。北東方向の道路越しに対象事業実施区域が視認できます。
17	中屋敷三丁目公園	350	対象事業実施区域の南側約350mに位置する「中屋敷三丁目公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。右側の樹木の間からは、対象事業実施区域の手前のまとまった樹木や農地が見えます。本地点及びその周辺は平坦な地形であることから、周辺の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
18	本郷四丁目公園第二公園	400	対象事業実施区域の南側約400mに位置する「本郷四丁目公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。正面の公園内の樹木の隙間からは対象事業実施区域の南側の地域が見えます。左側から中央にかけて事業所の建物、中央よりやや右側に対象事業実施区域の手前の樹木、右側に老人福祉施設が見え、市街地景観を呈しています。中央付近の樹木の隙間から僅かに対象事業実施区域が視認できます。
19	竹村町公園	300	対象事業実施区域の西側約300mに位置する「竹村町公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域内の農地や樹木等のまとまった緑が見えます。
20	上瀬谷町東公園	300	対象事業実施区域の西側約300mに位置する「上瀬谷町東公園」内の地点です。本地点からは公園内の樹木や上瀬谷小学校の建物等により対象事業実施区域は視認できません。
22	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 南側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第228号線からつながる旧上瀬谷通信施設内通路上の地点です。正面に対象事業実施区域内の樹林及び草地が視認でき、その奥に対象事業実施区域の北東側に位置する樹林地が見えます。

表 6.11-9(3)　主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離(m)	眺望景観の状況
23	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線上の地点です。南側には対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に県営瀬谷団地の集合住宅が見えます。北側には対象事業実施区域内の樹林及び草地が見え、深見第 228 号線の奥には上川井市民の森に連なる樹林が視認できます。
24	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線の歩道上の地点です。深見第 228 号線を挟んで西側には畑及び樹林が広がり、北側には対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林が視認できます。
26	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	0	対象事業実施区域の東側に隣接する上川井第 129 号線上の地点です。上川井第 129 号線の東側のフェンス内には対象事業実施区域外の樹林、西側には対象事業実施区域内の樹林が広がり、見通しは良くありません。
27	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	0	対象事業実施区域の北側に位置する旧上瀬谷通信施設内通路上の地点です。通路の北東側には草地、南西側には果樹園及び植栽樹群が広がっており、対象事業実施区域内の樹林が点在する草地が視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。
30	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	0	対象事業実施区域内の道路上の地点です。旧上瀬谷通信施設内の囲障区域へ至る道路であり、交通量は多くありません。本地点からは対象事業実施区域内の相沢川の谷戸地形を間近に視認することが可能です。
31	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域　北東側)	300	対象事業実施区域外の北側約 300m に位置する道路上の地点です。堀谷戸川の左岸に位置し、農地の拡がりを視認することが可能です。方法書時点からの対象事業実施区域の変更に伴い、本地点からは南の方向に対象事業実施区域の一部を視認することが可能です。
33	環状４号線歩道 (対象事業実施区域 北側)	0	対象事業実施区域の北西側に隣接する海軍道路（環状４号線）の歩道上の地点で、比較的交通量の多い地点です。本地点からは対象事業実施区域内北側の草地や農地といった人工的土地利用域を視認することが可能です。
34	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	0	対象事業実施区域内の道路上の地点です。本地点からは相沢川の谷戸地形を間近に視認することが可能ですが、方法書時点からの対象事業実施区域の変更に伴い、相沢川左岸側は対象事業実施区域外となっています。西側には樹林があり、対象事業実施区域内は視認できません。

④ 囲繞景観の状況

ア．景観区の区分及び場の状態

調査地域内の植生、地形及び利用等の状況から、人工的土地利用域、谷戸地域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域の４つの景観区に区分しました。

区分した景観区の状況及び場の状態は、表 6.11-10 及び図 6.11-3 に示すとおりです。

表 6.11-10　景観区の区分及び場の状態

景観区の区分	場の状態
大門川右岸域	［地形］ 標高（平均）：約 64m、河川沿いの低地 ［現存植生等］ 畑地、植栽樹群、果樹園、ムクノキーエノキ群落
土地利用混在域	［地形］ 標高（平均）：約 68.5m、高低差が小さい ［現存植生等］ グラウンド、畑地、植栽樹群、果樹園、メヒシバーエノコログサ群落、人工構造物、イネ科草本群落
相沢川谷戸地域	［地形］ 標高（平均）：約 64.5m、谷戸地形が形成されている。 ［現存植生等］ 水田、畑地、休耕地、メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落
大規模草地域	［地形］ 標高（平均）：約 70.5m、高低差が小さい ［現存植生等］ メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、植栽樹群、畑地、スギ・ヒノキ植林、人工構造物
和泉川源流域	［地形］ 標高（平均）：約 74.5m、和泉川周辺は標高が低く、瀬谷市民の森に近接する付近は対象事業実施区域内で最も標高が高い ［現存植生等］ 和泉川周辺は、メヒシバーエノコログサ群落が大部分を占めており、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物が分布 瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布
大規模農地域	［地形］ 標高（平均）：約 72.0m、平坦な地形 ［現存植生等］ 畑地、植栽樹群、メヒシバーエノコログサ群落、人工構造物、グラウンド

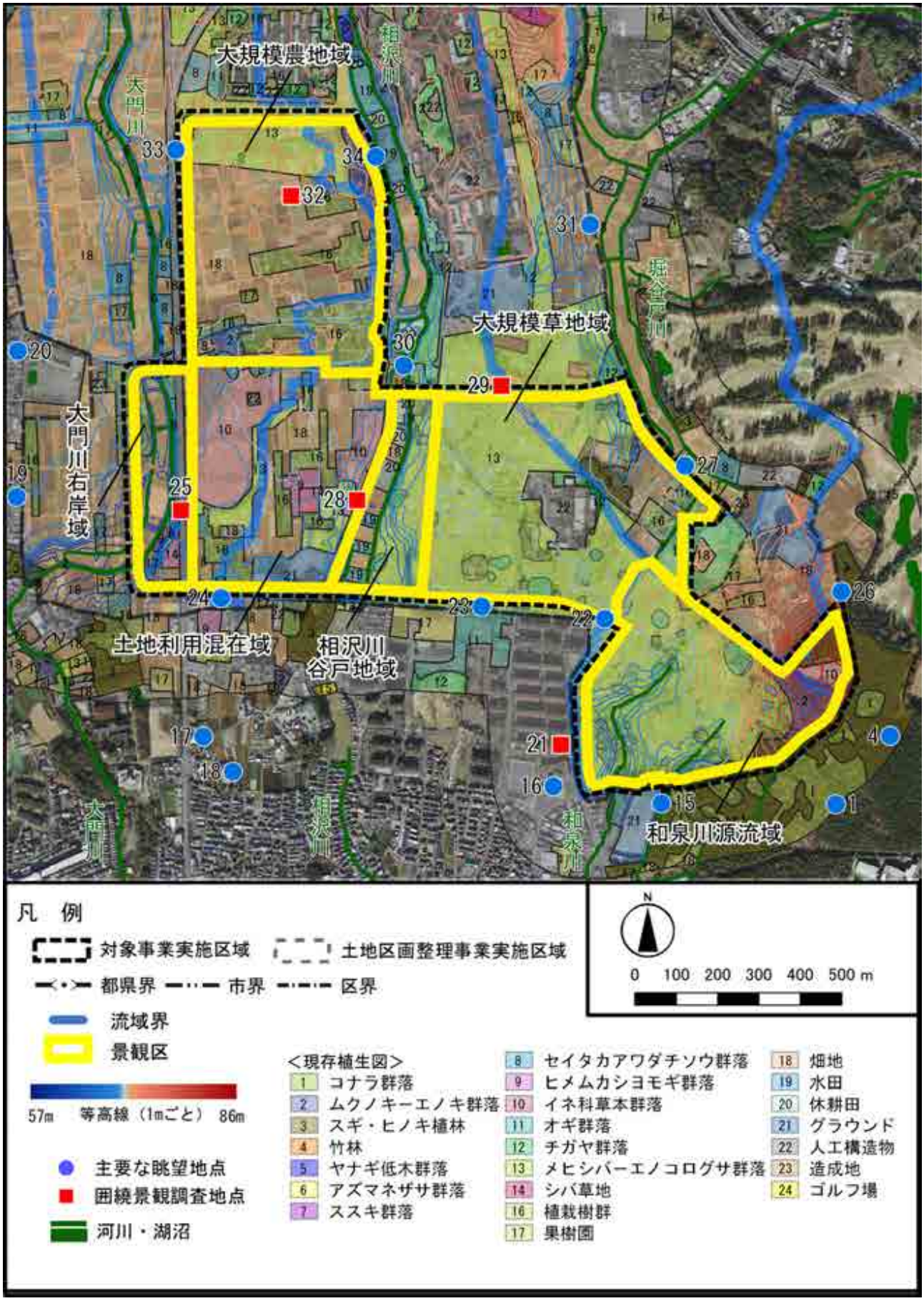

図 6.11-3　景観区の区分

イ．利用の状態

景観区ごとの利用の状態は、表 6.11-11 に示すとおりです。

表 6.11-11　景観区ごとの利用の状態

景観区の区分	利用の状態
大門川右岸域	大門川右岸の流域が該当します。果樹園や畑地といった農地が６割以上を占めており、農業従事者等が作業に訪れています。なお、農業専用地区には関係者以外の立ち入りが禁止されています。
土地利用混在域	大門川左岸及び相沢川右岸の流域が該当します。畑地や果樹園といった農地が約４割を占めており農業従事者等が作業に訪れているほか、野球用のグラウンドが２面あり、グラウンド利用者も訪れています。
相沢川谷戸地域	相沢川周辺の谷戸地域が該当します。東側の樹林が点在する広大な草地域との境界付近は関係者以外立ち入ることができませんが、畑地や果樹園では農業従事者等が作業に訪れています。
大規模草地域	対象事業実施区域の中央部に広がる草地域が該当します。基本的には関係者以外立ち入ることができませんが、農道が整備されており、畑地では農業従事者等が作業に訪れています。また、旧上瀬谷通信施設内通路が整備されており、地域住民に利用されています。
和泉川源流域	対象事業実施区域南東部に位置する和泉川流域と瀬谷市民の森及び上川井市民の森と連続性のある樹林地が該当します。対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、隣接する瀬谷市民の森、上川井市民の森は、散策または自然との触れ合い活動の場として、市民に広く利用されています。
大規模農地域	対象事業実施区域北側に位置する大門川左岸の流域が該当します。果樹園や畑地といった農地が約５割、植栽樹群が約３割を占めており、農業従事者等が作業に訪れています。北側は草地となっています。

ウ．眺めの状態

景観区ごとの眺めの状態は、表 6.11-12 に示すとおりです。

表 6.11-12　景観区ごとの眺めの状態

景観区の区分	地点	眺めの状態
大門川右岸域	25 西	大門川右岸側の平地に農地、樹林地が広がっています。遠景には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。
土地利用混在域	25 東	概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、対象事業実施区域内の草地及び植栽樹群が広く視認できます。隣接する海軍道路沿いには桜並木が見えます。対象事業実施区域内の樹林により瀬谷市民の森及び上川井市民の森は視認できません。
相沢川谷戸地域	28	目前に相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥に対象事業実施区域内の草地及び樹林が見えます。対象事業実施区域内の樹林の隙間からわずかに上川井市民の森が視認できます。
大規模草地域	29	対象事業実施区域内の草地及び樹林が視野の大部分を占めています。農道の東側にはゴルフ場との境界に分布する樹林、西側には囲障区域の樹林が見え、樹林の隙間からわずかに瀬谷市民の森が視認できます。
和泉川源流域	21	ゆるやかな起伏を持った乾性草地と植栽樹群を近景域に眺めることができます。それらの背後には瀬谷市民の森の樹林が見えます。
大規模農地域	32	概ね平坦な地形で遮るものがないため視認性はよく、農地や植栽樹群の拡がりが見えます。また、遠景には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。

注１：表中の地点番号は図 6.11-3 に対応しています。

エ．価値の状況

景観区の場の状態、利用の状態、眺めの状態を踏まえ、囲繞景観についての普遍価値及び固有価値に区分し、その価値の状況を整理しました。

囲繞景観の価値の状況は、表 6.11-13 に示すとおりです。

表 6.11-13(1)　景観区ごとの価値の状況

景観区の区分	価値軸	認識項目	価値の状況	
大門川右岸域	普遍価値	自然性	○	まとまった農地が分布しており、自然性は中程度。
		視認性	◎	視認性は高い。
		利用性	○	農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎	まとまりのある農地として固有性は高い。
		親近性	○	農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、親近性は中程度。
土地利用混在域	普遍価値	自然性	○	グラウンド等の人工的土地利用のほか農地があり、自然性は中程度。
		視認性	○	視認性は中程度。
		利用性	◎	畑地や果樹園では農業従事者等が作業されており、グラウンド（野球場）は地域住民に広く利用されているため、利用性は高い。
	固有価値	固有性	○	周辺に似たような環境があるため、固有性は中程度。
		親近性	◎	畑地や果樹園では農業従事者等が作業されており、グラウンド（野球場）は地域住民に広く利用されているため、親近性は高い。
相沢川谷戸地域	普遍価値	自然性	◎	谷戸地形となっており、草地、樹林、水田、畑地が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎	視認性は高い。
		利用性	○	南東部は関係者以外立ち入りが禁止されているが、生物多様性保全上の重要な里地里山に指定されており、水田、畑地、果樹園では農業従事者等が作業されているため、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎	周辺に類似した環境はないため固有性は高い。
		親近性	○	南東部は関係者以外立ち入りが禁止されているが、生物多様性保全上の重要な里地里山に指定されており、水田、畑地、果樹園では農業従事者等が作業されているため、親近性は中程度。
大規模草地域	普遍価値	自然性	◎	草地、樹林が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎	平坦な地形のため視認性は高い。
		利用性	○	対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているが、畑地では農業従事者等が作業されており、旧上瀬谷通信施設内通路は地域住民に利用されているため、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎	周辺に類似した環境はないため固有性は高い。
		親近性	○	対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているが、畑地では農業従事者等が作業されており、旧上瀬谷通信施設内通路は地域住民に利用されているため、親近性は中程度。

注：価値の状況に付けたマークの意味は、以下のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-13(2)　景観区ごとの価値の状況

景観区の区分	価値軸	認識項目	価値の状況	
和泉川源流域	普遍価値	自然性	◎	草地、植林、まとまった樹林が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎	視認性は高い。
		利用性	△	対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているため利用性は低い。
	固有価値	固有性	◎	湧水の源流となっており固有性は高い。
		親近性	△	対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているため親近性は低い。
大規模農地域	普遍価値	自然性	○	まとまった農地が分布しており、自然性は中程度。
		視認性	◎	視認性は高い。
		利用性	○	農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、利用性は中程度と考えられます。
	固有価値	固有性	◎	まとまりのある農地として固有性は高い。
		親近性	○	農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、親近性は中程度と考えられます。

注：価値の状況に付けたマークの意味は、以下のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

⑤　関係法令・計画等

ア．「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」（横浜市条例第２号 平成 18 年２月）

この条例は、魅力ある都市景観の創造によって、地域の個性と市民等の豊かな発想が調和した、人をひきつける質の高い都市の実現を図ることを目的として定められています。

条例では、事業者の責務として、その事業活動を通じて、地域の個性との調和に配慮し、積極的に魅力ある都市景観の創造に努めること、さらに、横浜市が実施する都市景観の創造に関する施策に協力することが定められています。

なお、条例では、魅力ある都市景観の形成を図る必要がある地区を「都市景観協議地区」として横浜市が指定することができ、現在指定されているのは、「関内地区都市景観協議地区」、「みなとみらい 21 中央地区都市景観協議地区」、「みなとみらい 21 新港地区都市景観協議地区」であり、対象事業実施区域周辺には協議地区の指定はありません。

イ．「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（横浜市条例第 17 号 平成７年３月）

この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取組むための基本理念を定めるとされています。その中で、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進して、次世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定めています。

条例では、事業者の責務として、事業活動に関して、環境への負荷の低減、そのほか環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、横浜市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力することが定められています。

ウ．「横浜市景観計画」（横浜市 平成 25 年 11 月）

横浜市では、景観法に基づき、市内全域を対象区域とする景観計画が定められています。横浜市の景観形成の羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」を踏まえ、地域で大切にしたい価値観や目標を実現するための地区ごとに定める景観計画及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく都市景観協議地区の推進と、全市民で共有される価値観を実現するた

めの景観計画の活用により、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成を図ることを基本方針としています。

エ．「横浜市環境管理計画」（横浜市 平成 30 年 11 月）

横浜市では、この計画を進めることで、横浜の豊かな自然環境の創造と保全、さらなる市民生活の安全・安心の実現を目指すとしています。

計画では、総合的な視点による基本政策である「基本政策２　環境と経済」「基本政策３環境とまちづくり」の中で、以下の取組方針が示されています。

・地域資源を生かしたシティプロモーションの展開
・良好な環境を創出する公園の整備・維持管理・経営

オ．「横浜市景観ビジョン」（横浜市 平成 18 年 12 月）

横浜市景観ビジョンは、横浜市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立って示されたもので、良好な景観をつくることが、豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野等を含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組であることを、市民・事業者・行政で共有し、協働して景観づくりに取り組むための契機とすることを目指して策定されています。

景観ビジョンでは、目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性として、以下のテーマが示されています。

(1) 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
(2) 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
(3)歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
(4)水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
(5)身近な生活空間での景観づくり
(6)人々の交流や賑わいの景観づくり
(7)街の個性を引き立たせる夜間景観
(8)周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
(9)屋外広告物の景観的配慮
(10)想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

また、この景観形成のテーマを踏まえ、地区ごとの個性をいかした景観魅力づくりが示されており、「水・緑と農のある郊外」は以下の方向性が示されています。

・豊富な自然資源や社寺等の歴史資源を生かし、楽しみながらめぐることのできる景観を目指します。
・地域の交流や活動を生み出していくよう、緑地や農地をいかした景観づくりを行います。
・不法投棄やポイ捨て、違法駐車、違法看板などのない、安全で安心できる景観を目指します。

・大きな土地利用等がある場合は、既存の緑地・農地及びそれらで営む人々に配慮し、周囲と調和する景観づくりを目指します。

⑥ その他

対象事業実施区域の景観については、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、土地区画整理事業により土地の改変等が実施され、本博覧会の整備前には公園整備事業による樹木や園路等は整備されていますが、造成地となっています。

6.11.2 環境保全目標の設定

景観に係る環境保全目標は、表 6.11-14 に示すとおり設定しました。

表 6.11-14 環境保全目標(景観)

区分	環境保全目標
【開催中】 会場施設等の存在	周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。

6.11.3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、施設の存在により変化する景観の状況として、以下を予測しました。

① 地域景観の特性の変化
② 主要な景観資源の変化
③ 主要な眺望地点からの景観の変化
④ 囲繞景観の変化

(2) 予測地域・地点

① 地域景観の特性の変化

予測地域は、調査地域と同じく対象事業実施区域及びその周辺としました。

② 主要な景観資源の変化

予測地点は、調査地点と同じく対象事業実施区域及びその周辺の 16 地点としました。

③ 主要な眺望地点からの景観の変化

予測地点は、表 6.11-15 に示す判定基準に従って、調査を行った 34 地点を整理しました。判定基準は、主要な眺望地点から対象事業実施区域方向の眺望が開けており、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できること、また、なるべく多方角からの眺望地点を予測地点として選定することを念頭においています。

整理の結果、予測地点は、調査を行った 34 地点のうち、表 6.11-16 に示すとおり、眺望景観の予測地点として 9 地点を選定しました。

表 6.11-15 予測地点として選定する判定基準

項目	優先度	判定基準
視認性	◎	対象事業実施区域方向の眺望が比較的開けている、または対象事業実施区域内の計画建物や施設等の半分以上が眺望可能と想定される
	○	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により一部遮蔽される、または対象事業実施区域内の計画建物や施設等の半分以下が眺望可能と想定される
	△	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等のほとんどが眺望できない
認知度	◎	不特定多数の人を集客し、各種イベントが頻繁に行われたり、観光地等として広く知られていたりする地点、またはその施設に極めて近い場所
	○	不特定多数の人が集まったり利用したりする可能性が高く、地域の自治活動等、地域の人が日常的に利用する地点
	△	上記以外の眺望地点

表 6.11-16(1)　予測地点の選定結果（主要な眺望地点からの景観の変化）

地点	主要な眺望地点	距離(m)	視認性	認知度	選定結果	選定・非選定の理由
1	瀬谷市民の森	100	○	◎	—	対象事業実施区域内の計画建物や施設等は、樹林越しにわずかに視認されますが、比較的視認性の高い地点 15 瀬谷市民の森(2)に代表させることとし、選定しません。
2	追分市民の森	600	△	◎	—	追分市民の森及び上川井市民の森の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
3	矢指市民の森	900	△	◎	—	追分市民の森の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
4	上川井市民の森	20	△	◎	—	上川井市民の森内の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
5	東山ふれあい樹林	2,500	△	◎	—	東山ふれあい樹林内の樹木や周辺の住宅地で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	2,700	△	◎	—	隣接する工場や樹林により、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
7	深見歴史の森（城山史跡公園）	1,400	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
8	泉の森	3,100	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
9	ふれあいの森	3,000	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
10	鶴間公園	2,700	△	◎	—	周辺の住宅により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
11	つくし野セントラルパーク	2,700	△	◎	—	周辺の樹林により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
12	三保市民の森	2,000	△	◎	—	周辺のマンションや樹林により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
13	新治市民の森	3,100	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
14	よこはま動物園ズーラシア	2,400	△	◎	—	周辺の住宅地により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。

注１：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

表 6.11-16(2)　予測地点の選定結果（主要な眺望地点からの景観の変化）

地点	主要な眺望地点	距離(m)	視認性	認知度	選定結果	選定・非選定の理由
15	瀬谷市民の森(2)	20	○	◎	選定	視認性は乏しいですが、対象事業実施区域内の計画建物や施設等を南東側から眺望できる地点として選定しました。
16	瀬谷みはらし公園	90	◎	◎	選定	和泉川源流域を眺望できる地点として選定しました。
17	中屋敷三丁目公園	350	△	◎	―	周辺の樹木により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
18	本郷四丁目第二公園	400	○	◎	―	周辺の住宅により対象事業実施区域内の計画建物や施設等方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
19	竹村町公園	300	○	◎	選定	対象事業実施区域西側の眺望地点として選定しました。
20	上瀬谷町東公園	300	△	◎	―	周辺の建物等により対象事業実施区域方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
22	旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	選定	開催中のシャトルバスのルートとして利用する場所であるため選定しました。
23	深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	選定	上川井市民の森と連続する樹林地を眺望できる地点として選定しました。
24	深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	選定	開催中のシャトルバスのルートとして利用する場所であるため選定しました。
26	上川井第 129 号線(対象事業実施区域 東側)	0	○	○	―	周辺の樹木により対象事業実施区域方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
27	旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側)	100	◎	○	選定	対象事業実施区域内の計画建物や施設等を東側から眺望できる地点として選定しました。
30	旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域北側)	0	◎	○	選定	相沢川の谷戸地形を北側から眺望できる地点として選定しました。
31	旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北東側)	300	◎	○	―	対象事業実施区域の見直しに伴い距離を隔てることとなり、眺望の変化を把握しにくいため、選定しません。[注2]
33	環状４号線歩道（対象事業実施区域 北側)	0	◎	◎	選定	開催中に駐車場区域を眺望できる地点として選定しました。
34	旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域北側)	0	◎	○	―	西側には樹林があり、対象事業実施区域内はほとんど視認できないため、選定しません。[注2]

注１：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。
注２：対象事業実施区域の見直しに伴い非選定となった No.31、No.34 の２地点における眺望の現況及びフォトモンタージュについては、資料編 p.資 1.9-22～資 1.9-26 に掲載しました。

④　囲繞景観の変化

囲繞景観の予測地点は、６つの景観区を代表する地点として選定した、図 6.11-4 に示す現況調査地点５地点（６方向）としました。景観区の区分と現存植生図及び、本博覧会の計画図を重ね合わせたものを図 6.11-4 及び図 6.11-5 に示します。

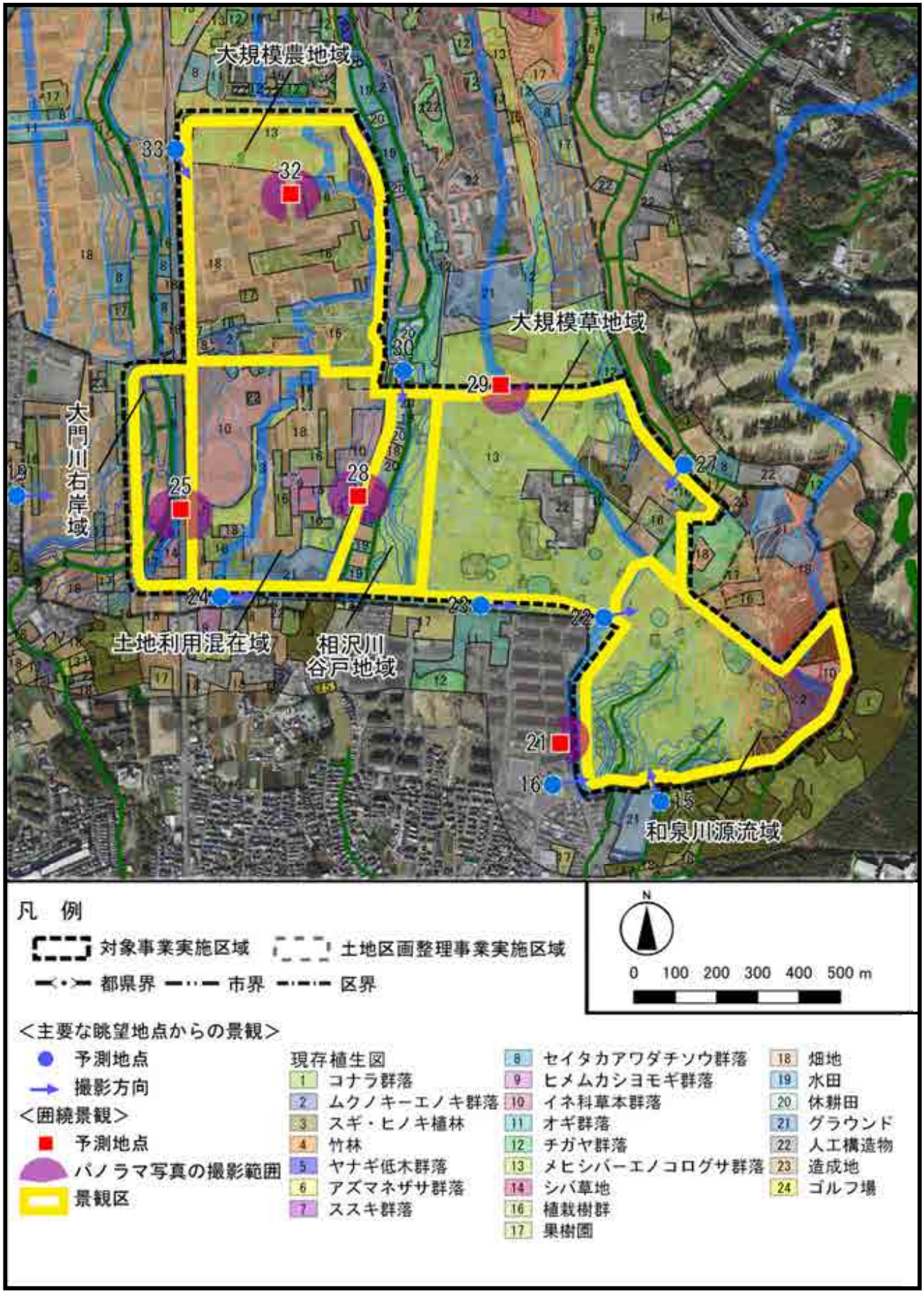

図 6.11-4　予測地点（景観区と現存植生図）

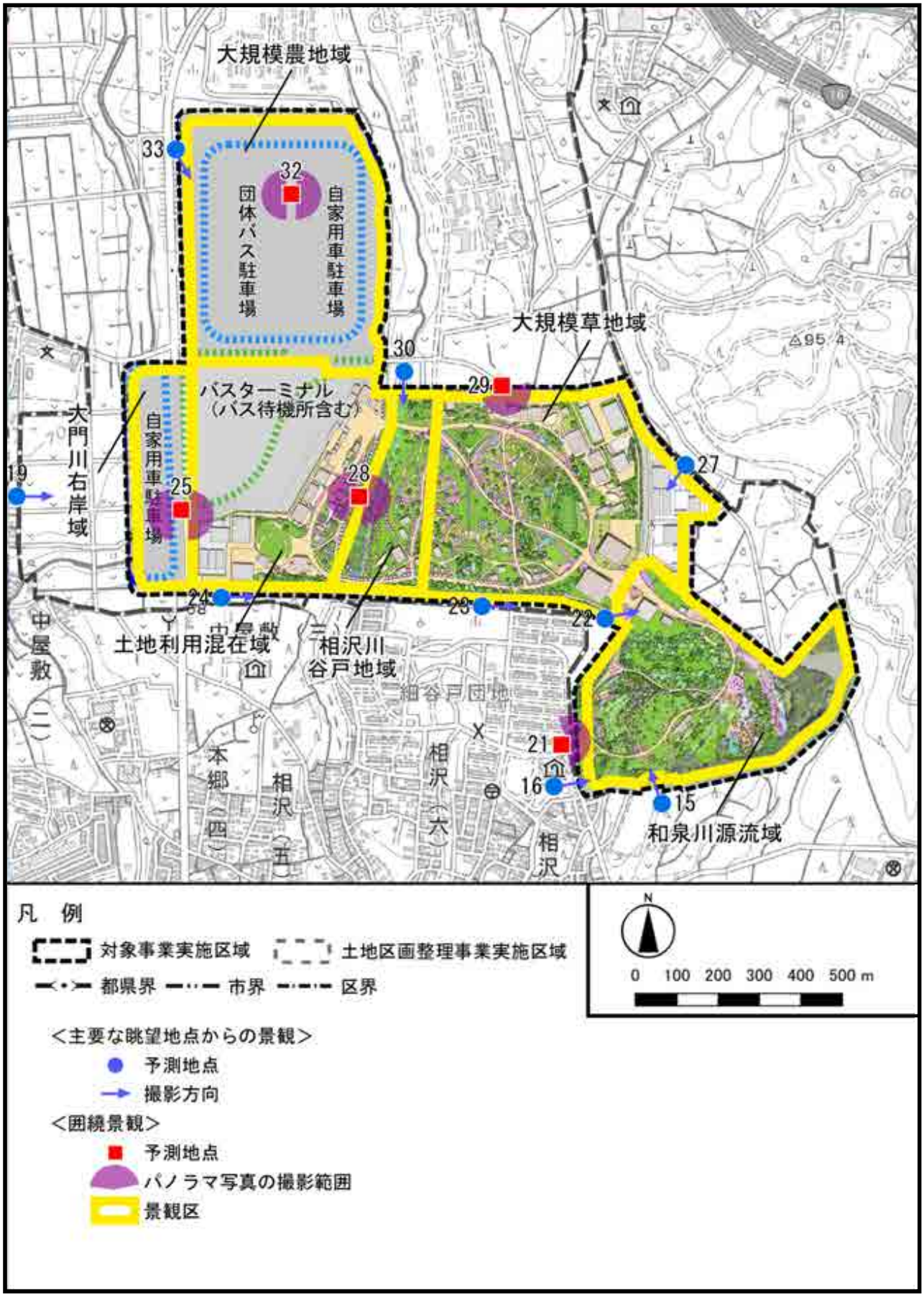

図 6.11-5　予測地点（景観区と計画図）

(3) 予測時期

予測時期は、開催中としました。

(4) 予測方法

① 地域景観の特性の変化

本博覧会の種類、規模及び地域景観の特性を踏まえ定性的に予測しました。

② 主要な景観資源の変化

景観資源と事業計画を重ね合わせ、景観資源への影響の程度を定性的に予測しました。

③ 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点から撮影した現況写真に、基本計画を基に本博覧会の会場施設等を合成したフォトモンタージュを作成し、会場及び駐車場等の存在を踏まえた眺望地点からの景観の変化の程度を定性的に予測しました。

比較対象とした本博覧会の整備前の状況については、区画整理事業における予測結果の活用や、予測結果を参考として区画整理事業による造成後であり、かつ、公園整備事業の１次整備後の状況を再現しました。

なお、大規模草地域及び和泉川源流域内に現在の草地環境（乾性草地）を活用した広場を複数箇所整備する予定ですが、具体的な場所が未定のため、フォトモンタージュには、反映していません。

④ 囲繞景観の変化

現況と事業計画を重ね合わせ、景観区の場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化、普遍価値及び固有価値の変化の観点で囲繞景観に及ぼす変化の程度を定性的に予測しました。

比較対象とした本博覧会の整備前の状況については、区画整理事業における予測結果の活用や、予測結果を参考として区画整理事業による造成後であり、かつ、公園整備事業の１次整備後の状況を再現しました。

なお、大規模草地域及び和泉川源流域内に現在の草地環境（乾性草地）を活用した広場を複数箇所整備する予定ですが、具体的な場所が未定のため、フォトモンタージュには、反映していません。

(5) 予測結果

① 地域景観の特性の変化

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区には、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が広がっており、周辺には森林地域や住宅地、工業地域等が分布しています。

対象事業実施区域内では、横浜市が可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めることができると予測します。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことで、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。

なお、本博覧会会場区域の展示や仮設施設等は開催期間後に速やかに撤去され、公園としての再整備が行われる予定であり、開催中に現出する景観の継続期間は約半年間となります。

② 主要な景観資源の変化

景観資源と事業計画を重ね合わせたものは、図 6.11-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域内においては、横浜市の土地区画整理事業により樹木や草地等が撤去された造成地となっていますが、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われることにより、新たな景観形成が図られると予測します。

横浜市の土地区画整理事業実施区域外に存在する景観資源は、直接改変は行われないことから、景観への影響はないと予測します。

横浜市の土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失しますが、本博覧会の開催までに横浜市が移植や植樹等を行うため、会場内に新たな桜の名所につながる景観が創出されると予測します。

③　主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点からの景観の変化についての予測結果は、以下に示すとおりです。

ア．No.15 瀬谷市民の森(2)

本地点は対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷市民の森」の散策路上の地点です。

本地点からは、写真　6.11-1(1)に示すように、瀬谷市民の森のコナラ等の落葉樹の隙間から左側奥に集合住宅が見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域（対象事業実施区域内）であり、樹木や草地の緑がわずかに見えますが、樹木により見通しはよくありません。

本博覧会の整備前には、写真　6.11-1(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の造成地が視認されますが、現況からの大きな印象の変化はありません。



開催中においては、会場区域内の園路や庭園等が出現しますが、写真　6.11-1(3) に示すように、目前に見える瀬谷市民の森の樹木は残置されることから、対象事業実施区域はわずかに視認できる程度です。また、対象事業実施区域の境界付近には瀬谷市民の森との連続性に配慮した環境植栽を施すことから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。



写真 6.11-1(1)　No.15 瀬谷市民の森(2)（現況）



写真 6.11-1(2)　No.15 瀬谷市民の森(2)（整備前）

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。



写真 6.11-1(3)　No.15 瀬谷市民の森(2)（開催中）

イ．No.16 瀬谷みはらし公園

本地点は対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷みはらし公園」内の小高い丘の上の地点です。

本地点からは、写真 6.11-2(1)に示すように、東側の道路越しに対象事業実施区域が眺望できます。なだらかな丘陵地に、樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-2(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の造成地に公園の一次整備による植栽や園路等が視認されるものと想定されます。これら公園の一次整備による施設等は開催後も存置することになります。

開催中においては、写真 6.11-2(3)に示すように、本博覧会で整備した会場施設、庭園及び園路等が視認され、新たな景観が創出されますが、対象事業実施区域の境界付近には横浜市による瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を施すことから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、仮設の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。





写真 6.11-2(1)　No.16 瀬谷みはらし公園（現況）



写真 6.11-2(2)　No.16 瀬谷みはらし公園（整備前）

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-2(3)　No.16 瀬谷みはらし公園（開催中）

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

ウ．No.19 竹村町公園

本地点は対象事業実施区域の西側に近接する「竹村町公園」内に位置します。

本地点からは、写真 6.11-3(1)に示すように、公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域西側の農地や樹木等のまとまった緑が見えます。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-3(2)に示すように、公園の背後に視認されていた既存の樹木は撤去され、土地区画整理事業実施後の造成地が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-3(3)に示すように、造成地を挟んで駐車場区域や会場施設等を遠望できますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等によって植栽されていることから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。なお、視認されている公園施設である建築物及び樹木や園路等は存置することとなります。遠景の庭園等の仮設の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。





写真 6.11-3(1)　No.19 竹村町公園（現況）



写真 6.11-3(2)　No.19 竹村町公園（整備前）

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-3(3)　No.19 竹村町公園（開催中）

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

エ．No.22 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側)

本地点は対象事業実施区域の南側の道路上に位置します。住民による日常的な道路の利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点は、写真 6.11-4(1)に示すように、東西に向かう区域内道路と南に向かう瀬谷地内線の分岐点であり、その北側に草地が広がっています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-4(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の造成地や区域内道路、公園の一次整備による展示建築施設や植栽等が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-4(3)に示すように、会場内の公園整備事業へ引き継ぐことを想定している施設等の出現により新たな景観が形成されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等によって植栽されていることから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。また、周辺景観に調和した施設等の意匠、素材、色彩等となるよう配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、仮設の建築物や外周フェンス等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。





写真 6.11-4(1)　No.22 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側)



写真 6.11-4(2)　No.22 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側)（整備前）

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-4(3)　No.22 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側)（開催中）

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

オ. No.23 深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側)

本地点は対象事業実施区域の南側の道路上に位置します。住民による日常的な道路の利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点からは、写真 6.11-5(1)に示すように、東に向かう道路の北側に草地が広がっており、道路との境界にある近景の樹木が視野の多くを占めています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-5(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の拡幅された区域内道路及び造成地、公園の一次整備による植栽等が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-5(3)に示すように、会場施設等の整備により新たな景観が形成されますが、会場区域の外周部は横浜市の公園整備による高木等が植栽されること、本博覧会で市民の森等からの連続性に配慮した植栽を追加で整備することから、本博覧会の整備前と比較して十分な緑化が図られると予測します。また、周辺景観に調和した素材、色彩等となるよう外周フェンス等の施設についても配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、仮設の外周フェンス等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。





写真 6.11-5(1)　No.23 深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側)（現況）



写真 6.11-5(2)　No.23 深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側)（整備前）

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-5(3)　No.23 深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側)（開催中）

※　周辺道路や街路樹など横浜市が整備する施設等については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

カ．No.24 深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側)

本地点は対象事業実施区域の南側の道路上に位置します。住民による日常的な道路の利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点からは、写真 6.11-6(1)に示すように、道路が東に向かって通っており、その左右には耕作地と野球グラウンドが存在しています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-6(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の区域内道路及び造成地、公園の一次整備による植栽等が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-6(3)に示すように、会場施設や外周フェンス等の整備により新たな景観が形成されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等によって植栽されていることから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。また、周辺景観に調和した素材、色彩等となるよう、外周フェンス等の施設についても配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、仮設の建築物や外周フェンス等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。





写真 6.11-6(1)　No.24 深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側)（現況）



写真 6.11-6(2)　No.24 深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側)（整備前）

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-6(3)　No.24 深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側)（開催中）

※　周辺道路や街路樹など横浜市が整備する施設等については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

キ. No.27 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側)

本地点は対象事業実施区域内東側の無舗装道路上に位置します。農業従事者等による日常的な利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点からは、写真 6.11-7(1)に示すように、農道が南西に向かって伸びており、その左右に樹林が存在しています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-7(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の造成地、公園の一次整備による植栽等と、遠方の住宅団地が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-7(3)に示すように展示植物補給のための植物バックヤード等として整備され、ビニールハウスやその周辺の植栽が視認されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は植栽や外周フェンスを設置することから、本博覧会の整備前の造成地と比較して周囲とは遮蔽されていますが、緑豊かな新たな景観が形成されると予測します。なお、視認されている手前に広がる植物バックヤードや外周フェンス等の仮設の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。





写真 6.11-7(1)　No.27 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側)(現況)



写真 6.11-7(2)　No.27 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側)（整備前）

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-7(3)　No.27 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側)（開催中）

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

ク．No.30 旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北側）

本地点は対象事業実施区域内の道路上に位置します。農業従事者等による日常的な利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点の南側は、写真 6.11-8(1)に示すように、相沢川の谷戸地形に農地が広がり、その周辺には樹林が存在しています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-8(2)に示すように、土地区画整理事業によって創出された保全対象種の生息・生育環境とその両側に造成地が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-8(3)に示すように、保全対象種の生息・生育環境を保全・活用し、その周辺も既存樹林をいかした植栽とすることから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。なお、視認されている樹木や保全対象種の生息・生育環境は存置し、保全することになります。遠景の仮設の庭園等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。





写真 6.11-8(1)　No.30 旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北側）（現況）



写真 6.11-8(2)　No.30 旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北側）（整備前）

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-8(3)　No.30 旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北側）（開催中）

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

ケ．No.33 環状４号線歩道（対象事業実施区域　北側）

本地点は対象事業実施区域の北西側の道路上に位置します。農業従事者等による日常的な利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点の南側は、写真 6.11-9(1)に示すように、草地や農地が広がり、その向こうに樹林が存在しています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-9(2)に示すように、土地区画整理事業によって創出された造成地が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-9(3)に示すように、駐車場区域と会場施設が視認されますが、会場区域の外周部はプランター植栽や外周フェンス等を設置することから、本博覧会の整備前の造成地と比較して緑化された駐車場による賑わいの空間が形成されると予測します。なお、視認されている仮設の駐車場やプランター植栽等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。





写真 6.11-9(1) No.33 環状４号線歩道（対象事業実施区域　北側）（現況）



写真 6.11-9(2)　No.33 環状４号線歩道（対象事業実施区域　北側）（整備前）

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-9(3)　No.33 環状４号線歩道（対象事業実施区域　北側）（開催中）

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

④ 囲繞景観の変化

ア．場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の状況

景観区の区分と本博覧会の基本計画を重ね合わせたものは、図 6.11-5 に示すとおりです。

また、景観区ごとに改変率、開催中における利用の状態、眺めの状態の変化は、表 6.11-17 に示すとおりです。対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により、改変される可能性がありますが、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業においては、可能な限り現況の地形や樹林地が保全を行う計画となっています。本事業では、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部に加え、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業により保全される地形や樹林地等もいかしながら、博覧会開催に必要な施設の整備を行います。

表 6.11-17(1)　景観区ごとの改変面積及び開催中における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区の区分	整備前面積 (ha)	改変面積 (ha)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
大門川右岸域	約 7.2	約 7.2	現況では農業従事者等に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの駐車場を利用する来場者が訪れることになります。	大門川右岸域は、土地区画整理事業により、改変される可能性があります。本博覧会の整備前には造成地となり、横浜市により環状４号線が拡幅整備されます。本博覧会で駐車場を整備する計画であることから、眺めの状態は変化すると予測します。
土地利用混在域	約 24.9	約 24.9	現況では農業従事者等に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの博覧会来場者が訪れることになります。	土地利用混在域は、土地区画整理事業により、改変される可能性があります。本博覧会の整備前には造成地となり、横浜市により環状４号線が拡幅整備されます。公園の一次整備による園路や植栽が整備されます。本博覧会でバスターミナルや屋外出展、屋内展示施設、サービス施設、営業施設、催事施設等を整備する計画であることから、眺めの状態は変化すると予測します。
相沢川谷戸地域	約 8.1	約 8.1	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農業従事者等や地域住民に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの博覧会来場者が訪れることになります。なお、保全対象種の生息・生育環境への一般の立入はできません。	相沢川谷戸地域は、土地区画整理事業により、対象事業実施区域内で保全活用する既存樹林地を除き、改変される可能性があります。本博覧会の整備前には造成地となり、横浜市による現況の谷戸地形を活かした保全対象種の生息・生育環境や公園の一次整備による園路や植栽が整備されます。本博覧会では、これらを保全・活用する計画であることから、整備前からの眺めの状態に大きな変化はないと予測します。

表 6.11-17(2)　景観区ごとの改変面積及び開催中における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区の区分	整備前面積(ha)	改変面積(ha)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
大規模草地域	約 31.8	約 31.8	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農業従事者等や地域住民に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの博覧会来場者が訪れることになります。	大規模草地域は、土地区画整理事業により、対象事業実施区域内で保全活用する既存の草地環境の一部、大径木及び既存樹林地等を除き、改変される可能性があります。本博覧会の整備前には造成地となり、横浜市による大径木の保全や区域内道路の整備が実施されます。また、公園の一次整備により、園路や植栽、大径木の移植などが実施されます。本博覧会で屋外出展、屋内展示施設、サービス施設、催事施設、管理運営施設等を整備する計画であることから、眺めの状態は変化すると予測します。
和泉川源流域	約 24.8	約 19.8 注2	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの博覧会来場者が訪れることになります。なお、保全対象種の生息・生育環境への一般の立入はできません。	和泉川源流域は、土地区画整理事業により、対象事業実施区域内で保全活用する既存の草地環境の一部及び瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地を除き、改変される可能性があり、本博覧会の整備前には造成地となり公園の一次整備による園路の造成や植栽が整備されます。北部は、本博覧会で屋外出展、屋内展示施設等を整備するため、眺めの状態が変化しますが、南部は、和泉川源流部の地形をいかし、南東部の樹林地は瀬谷市民の森等との連続性に配慮した樹林地の保全や地上式調整池（調整池４）の整備が横浜市によって行われる計画であり、本博覧会ではこれらを保全・活用することから、本博覧会の整備前からの眺めの状態に大きな変化はないと予測します。
大規模農地域	約 28.1	約 28.1	現況では農業従事者等に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの駐車場を利用する来場者が訪れることになります。	大規模農地域は、土地区画整理事業により、改変される可能性があり、本博覧会の整備前には造成地となります。本博覧会で駐車場を整備する計画であることから、眺めの状態は変化すると予測します。

注１：四捨五入の関係から合計値が対象事業実施区域面積と一致しません。

イ．囲繞景観の現地調査地点からの眺めの変化の程度

囲繞景観の現地調査地点においてフォトモンタージュを作成し、予測地点からの眺めの変化の程度を定性的に予測しました。

予測結果は表 6.11-18、フォトモンタージュは写真 6.11-10 に示すとおりです。

表 6.11-18(1)　囲繞景観現地調査地点からの眺めの変化

調査地点	景観区	現況	整備前	開催中
No.25 西方向	大門川右岸域	大門川右岸側の平地に農地、樹林地が広がっています。遠景には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。	区画整理事業により造成が行われ、一面の造成地と拡幅された環状 4 号線が出現します。	対象事業実施区域内の造成地に駐車場等が整備され、新たな景観形成が図られます。沿道の植栽や駐車場等の緑化により緑の視認量は本博覧会の整備前よりも増加します。一方、遠景域の丹沢の山並みや富士山の眺望は、一部が仮設の植栽により遮られると予測します。
No.25 東方向	土地利用混在域	概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、対象事業実施区域内の草地及び植栽樹群が広く視認できます。隣接する海軍道路沿いには桜並木が見えます。対象事業実施区域内の樹林により瀬谷市民の森及び上川井市民の森は視認できません。	区画整理事業により造成が行われ、一面の造成地と拡幅された環状４号線、区域内道路が出現します。また、公園整備事業の一次整備により、高木植栽が整備されます。	対象事業実施区域内の造成地に、駐車場・バスターミナル、修景植栽等が整備され、新たな景観形成が図られます。修景植栽により緑の視認量は本博覧会の整備前よりも増加します。
No.28	相沢川谷戸地域	目前に相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥に対象事業実施区域内の草地及び樹林が見えます。対象事業実施区域内の樹林の隙間からわずかに上川井市民の森が視認できます。	区画整理事業により造成地が出現するほか、谷筋には横浜市により保全対象種の生息・生育環境が創出されます。また、公園整備事業の一次整備により、高木植栽や園路が整備されます。	対象事業実施区域内の造成地に会場施設、修景植栽等が整備され、新たな景観形成が図られます。土地区画整理事業により創出される保全対象種の生息・生育環境については、保全・活用します。
No.29	大規模草地域	対象事業実施区域内の草地及び樹林が視野の大部分を占めています。農道の東側にはゴルフ場との境界に分布する樹林、西側には囲障区域の樹林が見え、樹林の隙間からわずかに瀬谷市民の森が視認できます。	本博覧会の整備前には、土地区画整理事業実施後の造成地に公園の一次整備による高木植栽が出現します。	対象事業実施区域内の造成地に本博覧で整備する建築物や修景植栽、園路等が整備され、新たな景観形成が図られます。視認される主な建築物はバックヤードの管理運営施設であり、比較的間近に視認できます。新たな植栽により緑の視認量は本博覧会の整備前よりも増加します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、管理運営施設や営業施設等の仮設の施設は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。

表 6.11-18(2)　囲繞景観現地調査地点からの眺めの変化

調査地点	景観区	現況	整備前	開催中
No.21	和泉川源流域	ゆるやかな起伏を持った乾性草地と植栽樹群を近景域に眺めることができます。それらの背後には瀬谷市民の森の樹林が見えます。	区画整理事業により造成が行われ、一面の造成地が出現するほか、地上式調整池（調整池４）が創出されます。また、公園の一次整備による植栽等が出現します。	対象事業実施区域内の造成地に修景植栽、園路、仮設の外周フェンス等が整備され、中近景域を中心に新たな景観が形成されます。瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことで、周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られます。
No.32	大規模農地域	概ね平坦な地形で遮るものがないため視認性はよく、農地や植栽樹群の拡がりが見えます。また、遠景には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。	区画整理事業により造成が行われ、一面の造成地が出現します。	対象事業実施区域内の造成地に駐車場が整備され、新たな景観形成が図られます。駐車場等の緑化により緑の視認量は本博覧会の整備前よりも増加します。



［現況］



［整備前］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



［開催中］

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10 (1)　No.25［西方向］（大門川右岸域）



［現況］



［整備前］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



［開催中］

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(2)　No.25[東方向]（土地利用混在域）



［現況］



［整備前］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

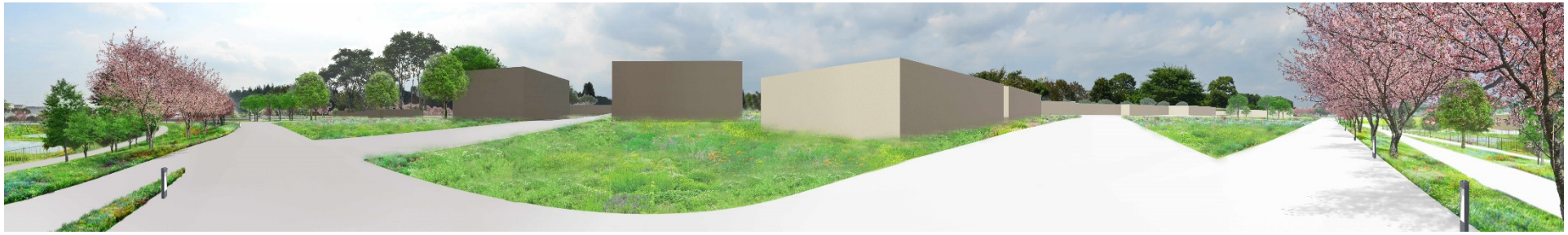

［開催中］

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(3)　No.28［西方向］（土地利用混在域）



［現況］



［整備前］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



［開催中］

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(4)　No.28[東方向]（相沢川谷戸地域）



［現況］



［整備前］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



［開催中］

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(5)　No.29（大規模草地域）



［現況］



［整備前］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



［開催中］

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(6)　No.21（和泉川源流域）



［現況］



［整備前］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



［開催中］

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(7)　No.32[西方向]（大規模農地域）



［現況］



［整備前］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。



［開催中］

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(8)　No.32[東方向]（大規模農地域）

ウ．囲繞景観の価値の変化の程度

景観区の場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の程度の予測結果を踏まえ、設定した認識項目に着目した価値の変化の程度は、表 6.11-19 に示すとおりです。

表 6.11-19(1)　景観区ごとの価値の変化の程度（大門川右岸域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	（○）△→△	本博覧会の整備前は、造成地の状態であり、自然性は低いと予測します。 開催中は、アスファルト等で舗装された駐車場等となり、場内はプランターなどで緑化しますが、開催後には撤去することから、普遍価値とは評価できないため、低いと予測します。
	視認性	（◎）○→△	本博覧会の整備前は、土地区画整理事業の造成用地であり、平坦な地形で視界を遮る構造物等がないことから、整備中の環状４号線の桜並木や、西側には遠景として大山や丹沢山地が明瞭に視認することができます。なお、西側の大門川は土地区画整理事業による造成で暗渠化されています。整備前の視認性は中程度であると予測します。 開催中は、整備が完了した環状４号線の桜並木が明瞭に視認できます。また、本博覧会の駐車場が整備され、調査地点においては、仮設のフェンスや植栽に遮られ、大山や丹沢山地の視認性は部分的に低下すると予測します。
	利用性	（○）△→○	本博覧会の整備前は、立ち入りが制限された土地区画整理事業の造成地であり、一般の利用はできないため、利用性は低いと予測します。 開催中は、駐車場利用者が多数訪れ、入場券を取得することで誰でも利用ができるようになることから、利用性は向上して中程度になると予測します。
固有価値	固有性	（◎）△→△	本博覧会の整備前は、主要な景観構成要である海軍道路の桜並木や遠景の大山山系が視認できますが、これらと一体となって里地の景観を形成していた畑地や大門川は改変され、造成地の状態となっています。このため、固有性は低いと予測します。 開催中は駐車場等となり、遠景の大山山系は視認できますが、人と自然環境が調和した独特の要素が形成できているとは言えないことから、固有性は低いと予測します。
	親近性	（○）△→○	本博覧会の整備前は、主要な景観構成要素である海軍道路の桜並木や遠景の大山山系が視認できますが、これらと一体となって里地の景観を形成していた畑地や大門川は改変され、造成地の状態となっています。このため、親近性は低いと予測します。 開催中は、駐車場等となりますが、遠景の大山山系は視認でき、場内は桜などの上瀬谷らしい四季を彩る花木によって緑化され、人々に親しまれてきた上瀬谷の景観が一定程度、継承されることから、親近性は向上して、中程度になると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。
また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-19(2)　景観区ごとの価値の変化の程度（土地利用混在域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	（○）△→△	本博覧会の整備前は、公園整備による植栽等を除き造成地の状態であり、自然性は低いと予測します。 開催中は、アスファルト等で舗装されたバスターミナルや会場区域の一部として整備し、プランターや植栽などで緑化しますが、その多くは開催後には撤去することから、普遍価値とは評価できないため、低いと予測します。
	視認性	（○）○→△	本博覧会の整備前は、比較的平坦な地形であり、整備中の環状４号線の桜並木は視認できますが、東側の瀬谷市民の森は公園整備事業の高木植栽等によって視認できません。整備前の視認性は中程度であると予測します。 開催中は、本博覧会のバスターミナルや会場の一部となっていますが、フェンスや植栽が整備されることから、環状４号線の桜並木は視認できません。開催中の視認性は低くなると予測します。
	利用性	（◎）△→◎	本博覧会の整備前は、立ち入りが制限された造成地であり、一般の利用はできないため、利用性は低いと予測します。 開催中は、来場者やシャトルバスの利用者が多数訪れます。バスターミナルは誰でも自由に利用できるようになり、会場区域は入場券を取得することで誰でも利用ができるようになることから、利用性は高くなると予測します。
固有価値	固有性	（○）△→○	本博覧会の整備前は、主要な景観構成要素であった畑地や植木畑は改変され、造成地の状態となっています。このため、固有性は低いと予測します。 開催中は、バスターミナルや会場区域が整備されます。会場区域には、里地の景観の継承につながる植栽や庭園の整備に加え、周辺環境との調和に配慮したメインゲート、建築物等が整備されます。このため、人と自然環境が調和した独特の景観が形成されることから、固有性は向上して、中程度になると予測します。
	親近性	（◎）△→○	本博覧会の整備前は、主要な景観構成要素であった海軍広場、野球場、植木畑等は改変され、造成地の状態となっています。このため、地域の人々に親しまれる要素はないことから、親近性は低いと予測します。 開催中は、桜などの上瀬谷らしい四季を彩る植栽、庭園の整備に加え、地域の人々に親しまれてきた海軍広場や野球場での賑わいの継承につながる周辺環境との調和に配慮したメインゲート、建築物、行催事施設等が整備されます。このため、人々に親しまれてきた上瀬谷の景観が一定程度、継承されることから、親近性は向上して、中程度になると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-19(3)　景観区ごとの価値の変化の程度（相沢川谷戸地域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	（◎）◎→◎	本博覧会の整備前は、横浜市により、現況の谷戸地形をいかした保全対象種の生息・生育環境が創出されていますが、その他の区域は、公園整備事業による植栽等を除き造成地の状態となっています。生物が生息・生育できる環境は確保されており、自然性は高いと予測します。 開催中は、横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境を保全・活用することから、生物が生息・生育できる環境は十分に確保されており、新たな植栽や庭園等を整備し、十分に緑化することから、自然性は高くなると予測します。
	視認性	（◎）◎→◎	本博覧会の整備前は、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境が創出され、予測地点の近くには視界を大きく遮る構造物がないことから、視認性は高いと予測します。 開催中は、保全対象種の生息・生育環境を保全するため、フェンス等の立ち入り防止柵が整備されますが、予測地点の近くには視界を大きく遮る構造物がないことから、視認性に変化はなく、高いと予測します。
	利用性	（○）△→○	本博覧会の整備前は、立ち入りが制限された造成地であり、一般の利用はできないため、利用性は低いと予測します。 開催中は、来場者が多数訪れ、会場区域は入場券を取得することで誰でも利用ができるようになることから、利用性は向上して中程度になると予測します。
固有価値	固有性	（◎）◎→◎	本博覧会の整備前は、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境が創出され、相沢川の谷戸などに見られた上瀬谷固有の景観を継承した他にはない独特の要素が存在することから、固有性は高いと予測します。 開催中は、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境に加え、会場区域として桜などの上瀬谷らしい植栽や庭園等を整備するため、相沢川の谷戸などに見られた上瀬谷固有の景観を継承した他にはない独特の要素となることから、固有性はさらに高くなると予測します。
	親近性	（○）△→◎	本博覧会の整備前は、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境が創出されますが、立ち入りが制限された造成地であるため、地域の人々に親しまれる要素にはならないことから、親近性は低いと予測します。 開催中は、本博覧会の会場には、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境、周辺環境との調和に配慮した建築物、桜などの上瀬谷らしい四季を彩る植栽などが整備されます。来場者の立ち入りは可能となって、これらは地域の人々が親近感を感じてきた上瀬谷の景観を継承する要素となることから、親近性は大きく向上し、高くなると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-19(4)　景観区ごとの価値の変化の程度（大規模草地域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	（◎）○→◎	本博覧会の整備前は、既存の大径木や草地環境の一部が保全され、外周部には公園整備による植栽等が整備されていますが、その他の区域は造成地の状態です。自然性や生物が生息・生育できる環境は一定程度確保され、一定程度の緑化は行われていますが、自然性は中程度であると予測します。 開催中は、既存の大径木や草地環境の一部が保全・活用され、周辺環境との調和に配慮した建築物、四季を彩る植栽などが整備されます。自然性や生物が生息・生育できる環境は一定程度確保されており、新たな植栽や庭園等を整備することで十分に緑化できることから、自然性は高くなると予測します。
	視認性	（◎）△→△	本博覧会の整備前は、既存の大径木が保全され、外周部には公園整備による植栽等が整備されていることから、予測地点の近くは視認性が低いと予測します。 開催中は、仮設の建築物や外周部にフェンス等の立ち入り防止柵が整備されますが、視認性に変化はなく、低いと予測します。
	利用性	（○）△→○	本博覧会の整備前は、立ち入りが制限された造成地であり、一般の利用はできないため、利用性は低いと予測します。 開催中は、来場者が多数訪れ、会場区域は入場券を取得することで誰でも利用ができるようになることから、利用性は向上して中程度になると予測します。
固有価値	固有性	（◎）○→◎	本博覧会の整備前は、大規模な草地は改変され、造成地の状態となっていますが、既存の大径木や草地環境の一部が保全され、外周部には公園整備による植栽等が整備されています。このため、固有性は中程度であると予測します。 開催中は、既存の大径木や草地環境の一部が保全され、会場区域には、桜などの上瀬谷らしい植栽や庭園等を整備するため、上瀬谷固有の景観を継承した他にはない独特の要素であることから、固有性は高くなると予測します。
	親近性	（○）△→◎	本博覧会の整備前は、既存の大径木や大規模な草地環境の一部が保全されますが、立ち入りが制限された造成地であるため、地域の人々に親しまれる要素にはならないことから、親近性は低いと予測します。 開催中は、会場区域には、既存の大径木や草地環境の一部が保全・活用され、周辺環境との調和に配慮した建築物、桜などの上瀬谷らしい四季を彩る植栽などが整備されます。これらは地域の人々が親近感を感じてきた上瀬谷の景観を継承する要素となることから、親近性は大きく向上し、高くなると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-19(5)　景観区ごとの価値の変化の程度（和泉川源流域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	（◎）◎→◎	本博覧会の整備前は、横浜市によって瀬谷市民の森に隣接する既存樹林が保全されるとともに、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）が創出されます。その他の区域は、公園整備事業による植栽等を除き造成地の状態となっています。地域の自然性は一定程度残され、生物が生息・生育できる環境は十分に確保されることから、自然性は高いと予測します。 開催中は、既存樹林や地上式調整池を保全・活用するとともに、新たな植栽や庭園等を整備して十分に緑化することから、整備前と同様に自然性は高いと予測します。
	視認性	（◎）△→△	本博覧会の整備前は、横浜市によって既存樹林が保全され、外周部には公園整備による高木の植栽等が整備されていることから、予測地点の近くは視認性が低いと予測します。 開催中は、仮設の建築物や外周部にフェンス等の立ち入り防止柵が整備されますが、視認性に変化はなく、低いと予測します。
	利用性	（△）△→○	本博覧会の整備前は、立ち入りが制限された造成地であり、一般の利用はできないため、利用性は低いと予測します。 開催中は、来場者が多数訪れ、会場区域は入場券を取得することで誰でも利用ができるようになることから、利用性は向上して中程度になると予測します。
固有価値	固有性	（◎）◎→◎	本博覧会の整備前は、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）が創出され、和泉川の源頭部の景観を継承した他にはない独特の要素が存在することから、固有性は高いと予測します。 開催中は、地上式調整池（調整池４）に加え、会場区域として桜などの上瀬谷らしい植栽や庭園等を整備するため、和泉川の源頭部の景観を継承した他にはない独特の要素となることから、固有性はさらに高くなると予測します。
	親近性	（△）○→◎	本博覧会の整備前は、造成地の状態ですが、地域の人々に親しまれている既存樹林は保全されるため、親近性は中程度であると予測します。なお、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）が創出されますが、立ち入りが制限された造成地であるため、地域の人々に親しまれる要素にはならないと予測します。 開催中は、人々に親しまれてきた既存樹林や、動植物の生息・生育環境の景観を継承する地上式調整池（調整池４）に加え、周辺環境との調和に配慮した建築物、桜などの上瀬谷らしい四季を彩る植栽や庭園などが整備され、地域の人々が親近感を感じてきた上瀬谷の景観を継承する要素となることから、親近性は向上して、高くなると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。
また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-19(6)　景観区ごとの価値の変化の程度（大規模農地域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	（○）△→△	本博覧会の整備前は、一部の既存樹木は残されていますが、土地区画整理事業による造成地の状態であり、自然性は低いと予測します。 開催中は、アスファルト等で舗装された駐車場として整備し、プランターや植栽などで緑化しますが、開催後には撤去することから、普遍価値とは評価できないため、低いと予測します。
	視認性	（◎）◎→◎	本博覧会の整備前は、土地区画整理事業の造成地であり、平坦な地形で視界を遮る構造物等がないことから、整備中の環状４号線の桜並木や、西側には遠景として大山や丹沢山地が明瞭に視認することができ、整備前の視認性は高いと予測します。 開催中は、本博覧会の駐車場が整備され、周囲にフェンスが設置されますが面積は広大であり、整備が完了した環状４号線の桜並木及び、大山や丹沢山地の見え方には大きな変化はなく、視認性は高いと予測します。
	利用性	（○）△→○	本博覧会の整備前は、立ち入りが制限された土地区画整理事業の造成地であり、一般の利用はできないため、利用性は低いと予測します。 開催中は、駐車場利用者が多数訪れ、入場券を取得することで誰でも利用ができるようになることから、利用性は向上して中程度になると予測します。
固有価値	固有性	（◎）△→△	本博覧会の整備前は、海軍道路の桜並木や遠景の大山山系は視認できますが、これらと一体となって里地の景観を構成していた畑地や植木畑は改変され、造成地の状態となっています。このため、固有性は低いと予測します。 開催中は駐車場等となり、海軍道路の桜並木や遠景の大山山系は視認できますが、人と自然環境が調和した独特の要素が形成できているとは言えないことから、固有性は低いと予測します。
	親近性	（○）△→○	本博覧会の整備前は、海軍道路の桜並木や遠景の大山山系は視認できますが、これらと一体となって里地の景観を構成していた畑地や植木畑は改変され、造成地の状態となっています。このため、親近性は低いと予測します。 開催中は、駐車場等となりますが、海軍道路の桜並木や遠景の大山山系は視認できます。場内は桜などの上瀬谷らしい四季を彩る花木によって緑化され、人々に親しまれてきた上瀬谷の景観が一定程度、継承されることから、親近性は向上して、中程度になると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い

6.11.4 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、周辺景観との調和を図るため、表 6.11-20 に示す内容を実施します。

表 6.11-20　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 会場施設等の存在	【対象事業実施区域全体】 ・横浜市の公園整備事業による会場区域の境界の高木を含む樹木の植栽を活用するとともに、博覧会でも植栽を行います。 ・駐車場やバスターミナルにおいては、周辺の景観との調和を考慮して植栽等による修景を行います。 ・博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。 ・横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。 ・会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。 【相沢川谷戸地域及び和泉川源流域】 ・横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画します。 ・横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、保全・創出した環境が継続するよう適切に維持管理します。

6.11.5 評価

(1) 地域景観の特性の変化

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区には、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が広がっており、周辺には森林地域や住宅地、工業地域等が分布しています。

対象事業実施区域内では、横浜市が可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めることができると予測します。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことで、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。

さらに、環境保全措置として、横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めるほか、会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと」を達成するものと評価します。

(2) 主要な景観資源の変化

対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により土地改変等が実施され、公園整備事業による樹木や園路等のみが整備された造成地となっていますが、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われることにより、新たな景観形成が図られると予測します。

横浜市の土地区画整理事業実施区域外に存在する景観資源は、直接改変は行われないことから、改変による影響はないと予測します。

横浜市の土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失しますが、桜並木については本博覧会の開催までに横浜市が移植や植樹等を行うため、会場内に新たな桜の名所となる景観が創出されると予測します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

(3) 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点のうち、№1（瀬谷市民の森）においては、横浜市が既存樹木や対象事業実施区域内の境界付近に瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を行うことから、景観への影響は小さいと予測します。№16（瀬谷みはらし公園）においては、本博覧会で整備した会場施設、庭園及び園路等により、新たな景観が創出されますが、横浜市が瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を行うことから、景観への影響は最小限に止められると予測します。№19（竹村町公園）においては、造成地を挟んで会場施設等を遠望できますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等が植栽されていることから、景観への影響が小さい

と予測します。

№22、23、24、27、30、33（近景域）については、会場施設等の整備により新たな景観が形成されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等が植栽されていることから、景観への影響が小さいと予測します。また、周辺景観に調和した施設等の意匠、素材、色彩等となるよう配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。

さらに、横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。駐車場やバスターミナルにおいては周辺の景観との調和を考慮して、植栽等による修景を行います。横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息に配慮した園路の配置及び利用を計画します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

（4）囲繞景観の変化

場の状態及び眺めの状態は、対象事業実施区域内は、横浜市が保全した大径木や瀬谷市民の森に隣接した既存樹林地、及び本博覧会が活用する現在の草地環境（乾性草地）の一部を除き、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により土地改変等が実施され、公園整備事業による樹木や園路等のみが整備された造成地の状態から、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われるため、新たな景観形成が図られます。

本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めることができると予測します。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、横浜市がそれらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことから、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。

本博覧会の開催中の利用の状態については、多くの来場者や関係者が会場施設、庭園、駐車場等の施設を利用すると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。

囲繞景観の価値は、自然性は、大門川右岸域、土地利用混在域、大規模農地域では、造成地の状態から駐車場やバスターミナルとなり、整備前の低い状態から大きな変化はないと予測します。相沢川谷戸地域、和泉川源流域では、地形を生かした保全対象種の生育・生息環境等が整備されており、開催中は博覧会の新たな整備が加わりますが、整備前からの高い状態から大きな変化はないと予測します。大規模草地域では、横浜市により保全される地形や樹林地のほか、現在の草地環境（乾性草地）の一部、及び大径木をいかしながら、庭園整備や植栽等を行うため、向上すると予測します。

視認性は、相沢川谷戸地域、大規模農地域では、予測地点の近くには視界を遮る施設はないことから、整備前の高い状態から大きな変化はないと予測します。大規模草地域、和泉川源流域では、仮設の建築物やフェンスが整備されますが、視認性に大きな変化はなく低いと予測します。大門川右岸域、土地利用混在域では、フェンスや植栽が整備されることから、低くなると予測します。

利用性は、全地域で、整備前の立ち入りが制限された状態から、開催中は駐車場やバス

ターミナル、会場区域となることから向上すると予測します。土地利用混在域では、バスターミナルは誰でも自由に立ち入ることができるため、向上して高い状態になると予測します。

固有性は、大門川右岸域、大規模農地域では、整備前の低い状態から大きな変化はないと予測します。相沢川谷戸地域、和泉川源流域では、地形を生かした保全対象種の生育・生息環境等が整備されており、開催中は博覧会の新たな整備が加わりますが、整備前の高い状態から大きな変化はないと予測します。大規模草地域では、整備前の造成地の状況から、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかすとともに、庭園整備や植栽等を行うため、他にはない独特の要素となることから、向上して高い状態になると予測します。土地利用混在域は中程度の状態になると予測します。

親近性は、全地域で、整備前の立ち入りが制限された状態から、周辺環境との調和に配慮した建築物等や四季を彩る植栽などが整備され、地域の人々に親しまれる要素となることから、向上すると予測します。土地利用混在域は中程度の状態になり、その他は高い状態になると予測します。

さらに、横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。駐車場やバスターミナルにおいては周辺の景観との調和を考慮して、植栽等による修景を行います。横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺においては、生物の生息に配慮した園路の配置及び利用を計画します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

6.12　触れ合い活動の場

6.12 触れ合い活動の場

本博覧会の実施により、工事中及び撤去中は工事用車両の走行、開催中は施設の供用及び関係車両の走行により、触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中及び撤去中、開催中における触れ合い活動の場への影響を把握するため、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事中及び撤去中の工事用車両の走行、開催中の関係車両の走行、施設の供用（行催事の実施）に伴う主要な触れ合い活動の場への影響】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・海軍道路の桜並木は、環状４号線の約３㎞ の直線道路に、約 300 本の桜が植えられており、瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷桜の見どころスポット」として紹介されています。 ・瀬谷市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、昭和 51 年４月に開園された広さ 19.1ha の市民の森です。 ・上川井市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、瀬谷市民の森と追分市民の森の間にあり、平成 30 年４月に開園された、広さ 10.1ha の市民の森です。 ・鎌倉古道北コース、武相国境・緑の森コースは、いずれも瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で示されている５コースの中の１つです。	p. 6. 12-6 ～6. 12-11
環境保全目標	・自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。	p. 6. 12-12
予測結果の概要	・触れ合い活動の場の消失又は改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースは、本博覧会の対象事業実施区域外（環状４号線等の公道は対象事業実施区域外）に位置していることから、本博覧会による触れ合い活動の場の消失又は改変は生じないと予測します。 ・触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度について、海軍道路（鎌倉古道北コースを含む）は、本博覧会及び土地区画整理事業、公園整備事業の工事用車両の走行ルートに位置しています。工事用車両の走行により、利用状況に変化が生じる可能性がありますが、海軍道路の両側には現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも横浜市の土地区画整理事業によって歩道が整備される予定であることから、歩行者への影響は小さいと考えられます。開催中の関係車両の走行に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、開催中に本博覧会の関係車両及び土地区画整理事業の工事用車両、関係車両が海軍道路、鎌倉古道北コース、武相国境・緑の森コースの一部及び瀬谷市民の森の西端を通行しますが、いずれも横浜市によって、本博覧会の開催までに歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、上川井市民の森に本博覧会の関係車両及び土地区画整理事業の関係車両が通行する可能性は、位置関係から非常に低いと考えられます。 ・開催中における施設の供用（行催事の実施）に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、屋外での音響設備の使用が想定される行催事施設等からの離隔は十分に確保されるとともに、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースにおい	p. 6. 12-13 ～6. 12-15

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事中及び撤去中の工事用車両の走行、開催中の関係車両の走行、施設の供用（行催事の実施）に伴う主要な触れ合い活動の場への影響】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	ては、当該予測地点との間に存置する既存樹林地により遮蔽されていることから、これら自然との触れ合い活動の場への影響は小さいと予測します。なお、海軍道路と鎌倉古道北コースについては、一部が環状４号線を活用していますが、道路交通騒音の影響下にあることから、音響施設の使用に伴う影響は小さいと予測します。 ・触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースまでの経路は、本博覧会の対象事業実施区域外に位置しているため、本博覧会による触れ合い活動の場までの経路等の改変はなく、影響は生じないと予測します。 ・なお、本博覧会の対象事業実施区域では、横浜市が多様な品種の桜の植栽を行うことにより、新たな桜の名所づくりを進めており、本博覧会でも利活用していきます。	p. 6. 12-13 ～6. 12-15
環境の保全のための措置の概要	【工事中及び撤去中（工事用車両の走行）】 ・工事の内容、作業期間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周辺住民等への周知を行います。 ・工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者・一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 【開催中（関係車両の走行）】 ・自家用車以外の交通手段（公共交通機関）の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 ・来場者による会場周辺での駐輪を防止するため、本博覧会の対象事業実施区域内に来場者等の駐輪場を整備します。 ・搬入車両の効率的な運行を促進し、走行台数の削減に努めます。 ・ホームページなどで来場者に対する安全運転の周知を行い、歩行者優先などの安全運転を励行します。また、搬入車両の運転者に対してもガイドラインなどを通じて安全運転の周知を行い、歩行者優先などの安全運転を励行します。 【開催中（施設の供用）】 ・瀬谷市民の森等との連続性に配慮して、対象事業実施区域内の南東部の樹林を残置します。 ・会場内及び敷地境界への植栽によって、音響設備の使用や夜間照明による周辺緑地への影響の低減に努めます。 ・対象事業実施区域南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物への配慮として、屋外において音響設備、夜間照明を使用する際に、スピーカーや照明の設置方向に留意するなどの運営ルールを設定します。	p. 6. 12-16

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事中及び撤去中の工事用車両の走行、開催中の関係車両の走行、施設の供用（行催事の実施）に伴う主要な触れ合い活動の場への影響】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
評価の概要	・予測結果を踏まえ、影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。	p. 6. 12-17

注１：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.12.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

① 触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況等
② 触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等
③ 触れ合い活動の場までの経路、交通手段

(2) 調査地域・地点

既存資料調査は、対象事業実施区域周辺としました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査地点は、図 6.12-1 に示すとおり海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースとしています。

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査は、各調査地点の利用状況が多いと思われる時期とされています。既存資料（土地区画整理事業）における聞き取り調査は、瀬谷市民の森に対して行われました。聞き取り調査の日時等は、表 6.12-1 に示すとおりです。

表 6.12-1 既存資料（土地区画整理事業）における聞き取り調査の日時等

調査地点	日時	聞き取り相手
瀬谷市民の森	令和２年 10 月 22 日（木）	市民の森愛護会

(4) 調査方法

既存資料の収集・整理及び既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査により、主要な触れ合いの活動の場における利用状況及び利用環境を把握し、結果の整理及び解析を行いました。

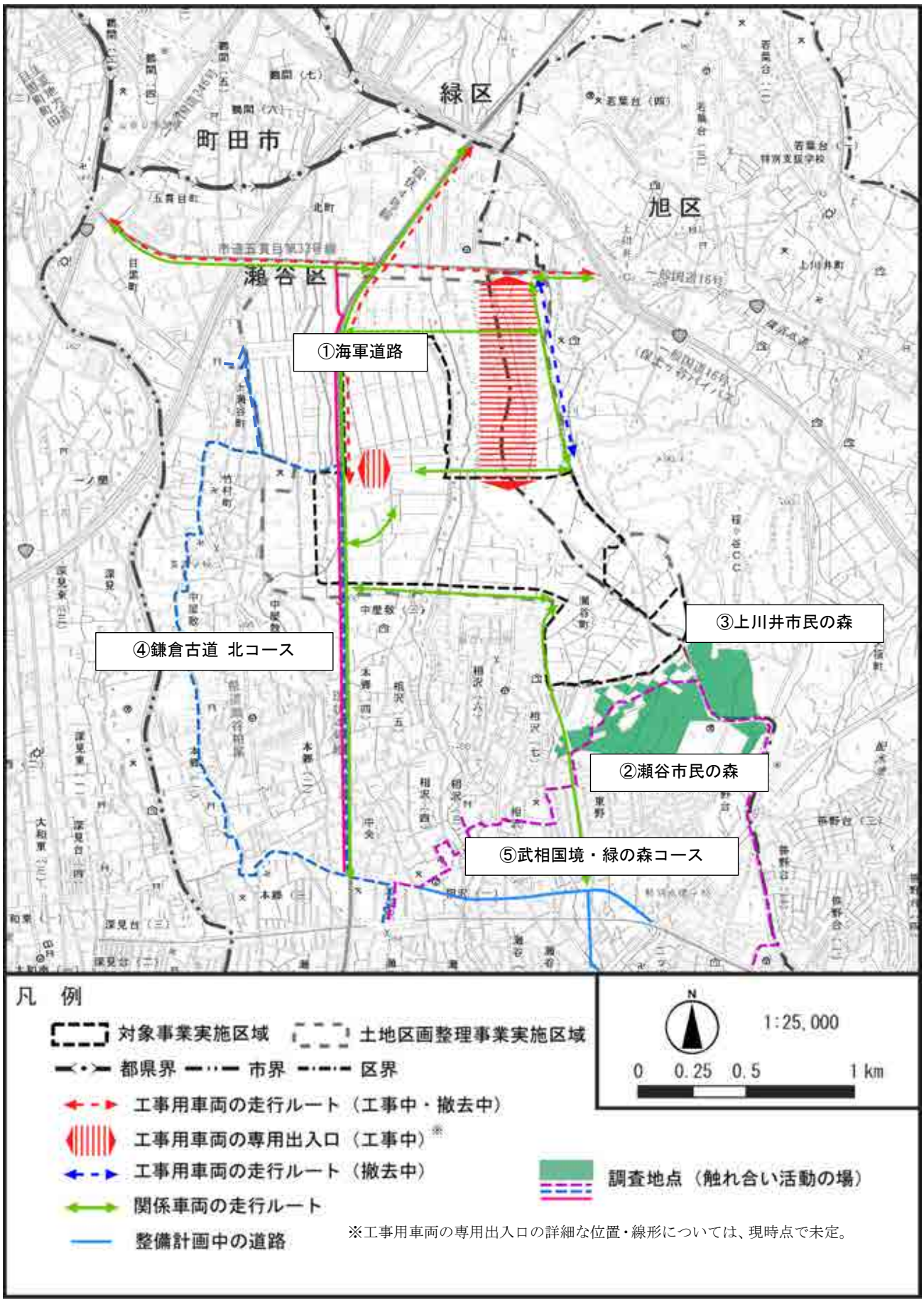

図 6.12-1　既存資料（土地区画整理事業）における触れ合い活動の場の調査地点図

(5) 調査結果

既存資料調査の結果及び既存資料（土地区画整理事業）の現地調査の結果は以下に示すとおりです。

① 海軍道路

海軍道路の調査結果は、表 6.12-2 に示すとおりです。

表 6.12-2 調査結果（海軍道路）

触れ合い活動の場の概要	名称	海軍道路
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	環状４号線の瀬谷中学校交差点付近から八王子街道に至る約３km
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等		海軍道路の桜並木は、環状４号線の約３km の直線道路に、約 300 本の桜が植えられており、瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷桜の見どころスポット」として紹介されています。毎年３月下旬から４月初旬にかけて道路を覆う桜のアーチを見ようと多くの人が訪れます。また、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道」の鎌倉古道 北コースの中にも盛り込まれています。 桜の開花時期には、隣接する旧上瀬谷通信施設の“はらっぱ”が一般開放され、仮設トイレも設置されます。平成 31 年３月 30 日(土)には、瀬谷区制 50 周年記念イベント「上瀬谷お花見 DAY」が開催されたこと等により、３月 23 日(土)から４月７日(日)の期間に横浜市が調査した結果によると約4,200 人が訪れました。 また、毎年新春には、瀬谷区陸上競技協会が主催となり、瀬谷区内在住、在勤、在クラブ、在学(小学生５年以上)が参加資格となる「瀬谷区マラソン大会」が開催され、海軍道路はコースの一部として利用されています。平成 29 年度から令和元年度までの３年間の参加者は、平均約 930 名となっています。
触れ合い活動の場までの経路、交通手段		相鉄本線 瀬谷駅より徒歩約 25 分 神奈川中央交通バス バス停「中屋敷」より徒歩８分


目黒交番前交差点南側約 200m


海軍広場付近


県立瀬谷西高等学校南側約 200m


市立上瀬谷小学校東側約 100m

令和３年３月 27 日撮影

② 瀬谷市民の森

瀬谷市民の森の調査結果は、表 6.12-3 に示すとおりです。

既存資料（土地区画整理事業）における瀬谷市民の森愛護会からの聞き取り調査の概要は表 6.12-4 に示すとおりです。

表 6.12-3 調査結果（瀬谷市民の森）

触れ合い活動の場の概要	名称	瀬谷市民の森
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	広さ 19.1ha の市民の森
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等		瀬谷市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、昭和 51 年４月に開園された広さ 19.1ha の市民の森です。森の中は起伏が少ない明るい森で、道路沿いに簡易トイレが１箇所設置されています。スギ、ヒノキ等の針葉樹や、クヌギ、コナラ等の雑木林、オオシマザクラ等の大木があり、自然観察に適しています。また、和泉川の源流域となっており、源流となる水がしみ出して一筋の流れとなってゆく様子を見ることができます。 瀬谷市民の森の周辺は、古文書に「相模国世野原」あるいは「武州瀬谷原」と記される等、相模国と武蔵国の国境に位置していました。鎌倉時代（1333 年）には新田義貞がこの辺りで鎌倉攻めの陣揃えを行い、また室町時代（1417 年）に起きた上杉禅秀の乱における主戦場となった世野原の戦いは、この辺りで展開されたと伝えられています（現地において瀬谷区が設置した看板には「瀬谷の原」と記載されていました。）。
触れ合い活動の場までの経路、交通手段		神奈川中央交通バス バス停「西部病院前」より徒歩１分









令和３年３月 27 日撮影

表 6.12-4　既存資料（土地区画整理事業）における聞き取り調査の概要

・利用者数のデータは取っていません。追分市民の森のようなお花畑等がないので、利用者は追分市民の森と比較して少ないと思います。
・愛護団体としての登録等はされていませんが、野草の会やホタルの会等個別に活動をしている団体があります。
・利用目的は、散策やハイキング、ジョギングの他、虫取り、秋にはキノコ狩り等様々な利用がなされています。
・利用者が多いのは春の時期で、秋のキノコ狩りの時期も多いです。利用時間は昼前後が多く、弁当を食べている人もいます。
・駐車場はないので、車でのアクセスはできません。
・利用者は、相模鉄道・三ツ境駅からバスを使うか、周辺（近隣）から徒歩で来る人がほとんどです。
・アクセス道路となっている「なかみち」沿いには、桜並木があります。
・瀬谷高校の生徒のうちバスの利用者は、野境道路のバス停（西部病院前）から「なかみち」を通って登校し、自転車の利用者は瀬谷地内線を使って登校しています。

③　上川井市民の森

上川井市民の森の調査結果は、表 6.12-5 に示すとおりです。

表 6.12-5　調査結果（上川井市民の森）

触れ合い活動の場の概要	名称	上川井市民の森
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	広さ 10.1ha の市民の森
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等		上川井市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、瀬谷市民の森と追分市民の森の間にあり、平成 30 年４月に開園された、広さ 10.1ha の市民の森です。 上川井市民の森は、ヒノキ、スギ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられ、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森等と一体的に利用されています。
触れ合い活動の場までの経路、交通手段		神奈川中央交通バス バス停「西部病院前」より徒歩１分









令和２年 12 月 13 日撮影

④　鎌倉古道 北コース

鎌倉古道 北コースの調査結果は、表 6.12-6 に示すとおりです。

表 6.12-6　調査結果（鎌倉古道 北コース）

触れ合い活動の場の概要	名称	鎌倉古道 北コース
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	相鉄本線の北側の鎌倉古道・上道沿道にある神社仏閣等を巡る約 7.5km のハイキングコース
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等		鎌倉古道 北コースとは、瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」（全５コース）の中の１つです。 鎌倉古道 北コースは、相鉄本線の北側の鎌倉古道・上道（かみのみち）沿道にある神社仏閣や、瀬谷最大の農業地である上瀬谷農業専用地区、環状４号線（海軍道路）を巡る約 7.5km のハイキングコースです。 北コースに沿って歩いていくと、途中には神社仏閣以外にも、かつての川口製絲株式會社の正門跡、市名木・古木指定のケヤキ、瀬谷銀行跡等を見ることができます。 なお、北コースに含まれる上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と、環状４号線（海軍道路）の一部は、土地区画整理事業実施区域内となっています。 また、瀬谷区では瀬谷の魅力を知ってもらう取組として、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成 29 年度から令和元年度の参加者数（利用者数）は延べ 681 人となっています。
触れ合い活動の場までの経路、交通手段		相鉄本線 瀬谷駅より徒歩約０分









令和２年 11 月 28 日撮影

⑤　武相国境・緑の森コース

武相国境・緑の森コースの調査結果は、表 6.12-7 に示すとおりです。

表 6.12-7　調査結果（武相国境・緑の森コース）

触れ合い活動の場の概要	名称	武相国境・緑の森コース
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	相鉄本線 瀬谷駅と三ツ境駅間の約 4.5km
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等		武相国境・緑の森コースは、瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で示されている５コースの中の１つです。 武相国境・緑の森コースは、相鉄本線・瀬谷駅と三ツ境駅の間において、源頼朝や徳川家康ゆかりの史跡や神社仏閣、瀬谷市民の森、野境道路を巡る約 4.5km のハイキングコースです。 なお、瀬谷区では瀬谷の魅力を知ってもらう取組として、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成 29 年度から令和元年度の参加者数（利用者数）の延べ人数は 144 人となっています。
触れ合い活動の場までの経路、交通手段		相鉄本線 瀬谷駅・三ツ境駅より徒歩約０分


長天寺


和泉川源流広場


諏訪社



令和２年 11 月 28 日撮影

6.12.2 環境保全目標の設定

触れ合い活動の場に係る環境保全目標は、表 6.12-8 に示すとおり設定しました。

表 6.12-8　環境保全目標

区分	環境保全目標
【工事中】 工事用車両の走行	自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。
【開催中】 関係車両の走行 施設の供用	
【撤去中】 工事用車両の走行	

6.12.3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、触れ合い活動の場の消失又は改変の程度、触れ合い活動の場への利用状況の変化の程度、触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度としました。

(2) 予測地域・地点

予測地域は、工事の実施及び本博覧会の実施に伴い触れ合い活動の場としての機能に影響が生じるおそれがある海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースとしました。

(3) 予測時期

工事中及び撤去中における工事用車両の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響の予測対象時期は、工事期間及び撤去工事期間全体としました。

開催中における施設の供用及び関係車両の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響の予測時期は、開催期間全体としました。また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業、公園整備事業の影響を考慮しました。

(4) 予測方法

調査で把握した主要な触れ合い活動の場の状況と施工計画及び事業計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測しました。

(5) 予測条件

工事中及び撤去中の工事用車両の主な走行ルートは、図 6.12-1 に示すとおりです。

関係車両の主な走行ルートは、図 6.12-1 に示すとおりです。

施設の供用（行催事の実施等）に伴う影響要因として、屋外イベントでの音響施設や夜間照明の使用が考えられます。その内容は、表 6.12-9 に示すとおりです。なお、行催事の実施箇所については、第２章の図 2-7（p. 2-22 参照）に示すとおりです。

表 6.12-9　行催事の実施等に伴う影響要因とその概要

影響要因	概要
音響施設の使用	行催事（屋外イベント）、体験プログラム等での拡声器の使用、展示における BGM の使用等の屋外における音響設備の使用
夜間照明の使用	行催事（屋外イベント）の照明、展示に対する夜間照明の使用、屋外における夜間照明の使用

(6) 予測結果

触れ合い活動の場の予測結果は、「ア.触れ合い活動の場の消失又は改変の程度」、「イ.触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度」、「ウ.触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度」に示すとおりです。

予測にあたり、表 6.12-10 に示すとおり、本博覧会と土地区画整理事業及び公園整備事業の工事期間及び触れ合い活動の場への影響が生じる可能性がある期間を整理しました。土地区画整理事業の工事は令和４年度から 78 ヶ月、公園整備事業の工事は令和５年度から 246 ヶ月を予定し、本博覧会の工事は令和６年度から 35 ヶ月及び閉会後の令和９年 10 月から 12 ヶ月を

予定しており、工事期間の一部が重複します。

表 6.12-10　工事及び撤去工事期間、開催期間及び触れ合い活動の場への影響

区分		工事年度											
		令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15
工事及び撤去工事期間	土地区画整理事業	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	11 年目	12 年目
	公園整備事業		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	11 年目
	本博覧会			1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目					
触れ合い活動の場への影響	海軍道路												
	瀬谷市民の森												
	上川井市民の森												
	武相国境・緑の森コース												

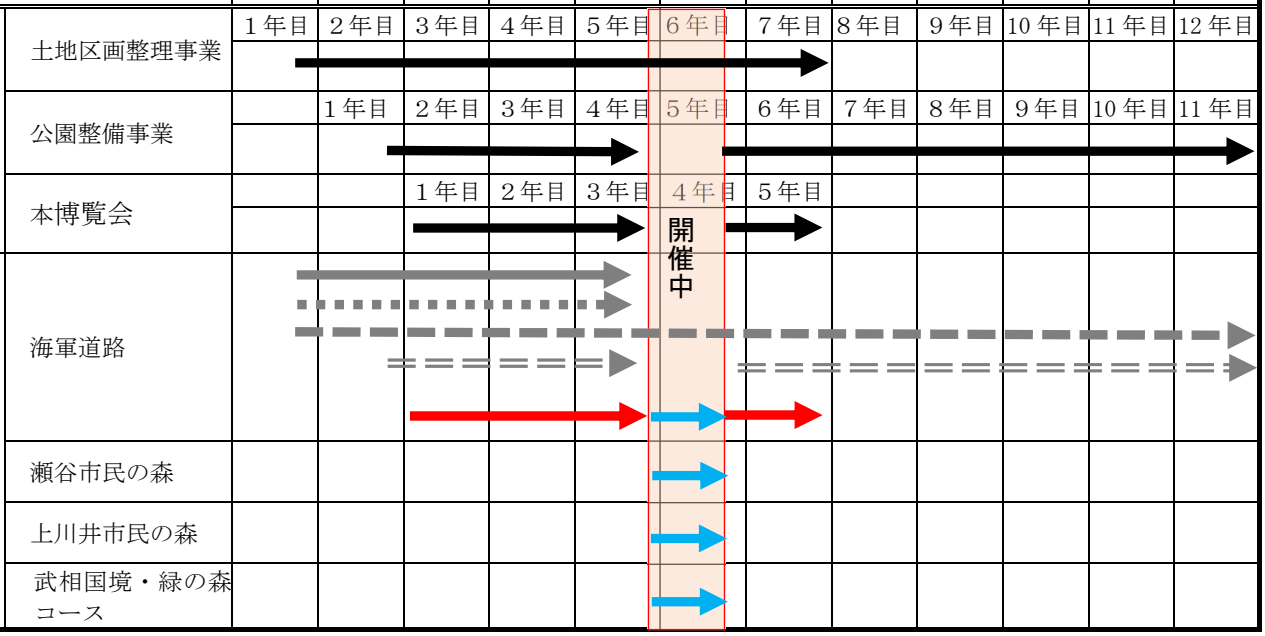

注 1 ：土地区画整理事業の工事により海軍道路の桜並木が消滅する可能性のある期間
土地区画整理事業の工事により環状 4 号線の歩道の改変の可能性のある期間
土地区画整理事業の工事用車両及び関係車両の走行の影響の可能性のある期間
公園整備事業の工事用車両の走行の影響の可能性のある期間
本博覧会の工事用車両の走行の影響の可能性のある期間
本博覧会の関係車両の走行及び施設の供用（行催事の実施）の影響の可能性のある期間

①　触れ合い活動の場の消失又は改変の程度

触れ合い活動の場の消失又は改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースは、本博覧会の対象事業実施区域外に位置しているため（環状 4 号線等の公道は対象事業実施区域外）、本博覧会による触れ合い活動の場の消失又は改変は生じないと予測します。

なお、本博覧会の開催中においては、会場区域そのものが自然と触れ合う活動の場となり、新たな触れ合い活動の場が創出されると考えられます。

②　触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度

工事中及び撤去中の触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度について、海軍道路（鎌倉古道北コースを含む）は、本博覧会及び土地区画整理事業、公園整備事業の工事用車両の走行ルートに位置しています。工事用車両の走行により、利用状況に変化が生じる可能性がありますが、海軍道路の両側には現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも横浜市の土地区画整理事業によって歩道が整備される予定であることから、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境緑の森コースには、本博覧会及び土地区画整理事業、公園整備事業の工事用車両は通行しません。

また、開催中の関係車両の走行に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、開催中に本博覧会の関係車両及び土地区画整理事業の工事用車両、関係車両が海軍道路、鎌倉古道北コース、武相国境・緑の森コースの一部及び瀬谷市民の森の西端を通行しますが、いずれも横浜市によって、本博覧会の開催までに歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、上川井市民の森に本博覧会の関係車両及び土地区画整理事業の関係車両が通行する可能性は、位置関係から非常に低いと考えられます。

開催中における施設の供用（行催事の実施）に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、屋外での音響設備の使用が想定される行催事の実施箇所からの離隔は十分に確保されるとともに、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースにおいては、当該予測地点との間に存置する既存樹林地により遮蔽されていることから、これら自然との触れ合い活動の場への影響は小さいと予測します。なお、海軍道路と鎌倉古道北コースについては、一部が環状４号線を活用していますが、道路交通騒音の影響下にあることから、音響施設の使用に伴う影響は小さいと予測します。

③　触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度

触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースまでの経路は、本博覧会の対象事業実施区域外に位置しているため、本博覧会による触れ合い活動の場までの経路等の改変はなく、影響は生じないと予測します。

6.12.4 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、工事中及び撤去中の工事用車両の走行、開催中の関係車両の走行及び施設の供用（行催事の実施）に伴う主要な触れ合い活動の場への影響を低減するため、表 6.12-11 に示す内容を実施します。

表 6.12-11　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中及び撤去中】 工事用車両の走行	・工事の内容、作業期間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周辺住民等への周知を行います。 ・工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者・一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。
【開催中】 関係車両の走行	・自家用車以外の交通手段（公共交通機関）の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 ・来場者による会場周辺での駐輪を防止するため、本博覧会の対象事業実施区域内に来場者等の駐輪場を整備します。 ・搬入車両の効率的な運行を促進し、走行台数の削減に努めます。 ・ホームページなどで来場者に対する安全運転の周知を行い、歩行者優先などの安全運転を励行します。また、搬入車両の運転者に対してもガイドラインなどを通じて安全運転の周知を行い、歩行者優先などの安全運転を励行します。
【開催中】 施設の供用	・瀬谷市民の森等との連続性に配慮して、対象事業実施区域内の南東部の樹林を残置します。 ・会場内及び敷地境界への植栽によって、音響設備の使用や夜間照明による周辺緑地への影響の低減に努めます。 ・対象事業実施区域南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物への配慮として、屋外において音響設備、夜間照明を使用する際に、スピーカーや照明の設置方向に留意するなどの運営ルールを設定します。

6.12.5 評価

触れ合い活動の場の消失又は改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースは、本博覧会の対象事業実施区域外に位置していることから、触れ合い活動の場の消失又は改変は生じないと予測されます。

触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度について、海軍道路（鎌倉古道北コースを含む）は、本博覧会及び土地区画整理事業、公園整備事業の工事用車両の走行ルートに位置しています。工事用車両の走行により、利用状況に変化が生じる可能性がありますが、海軍道路の両側には現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも歩道を整備する予定であることから、歩行者への影響は小さいと考えられます。開催中の関係車両の走行に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、開催中に本博覧会の関係車両及び土地区画整理事業の工事用車両、関係車両が海軍道路、鎌倉古道北コース、武相国境・緑の森コースの一部及び瀬谷市民の森の西端を通行しますが、いずれも横浜市によって歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、上川井市民の森に本博覧会の関係車両及び土地区画整理事業の関係車両が通行する可能性は、位置関係から非常に低いと考えられます。

開催中における施設の供用（行催事の実施）に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、屋外での音響設備の使用が想定される行催事施設等からの離隔は十分に確保されるとともに、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースにおいては、当該予測地点との間に存置する既存樹林地により遮蔽されていることから、これら自然との触れ合い活動の場への影響は小さいと予測します。なお、海軍道路と鎌倉古道北コースについては、一部が環状４号線を活用していますが、道路交通騒音の影響下にあることから、音響施設の使用に伴う影響は小さいと予測します。

触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースまでの経路は、本博覧会の対象事業実施区域外に位置しているため、本博覧会による触れ合い活動の場までの経路等の改変はなく、影響は生じないと予測します。

なお、本博覧会の対象事業実施区域では、横浜市が多様な品種の桜の植栽を行うことにより、新たな桜の名所づくりを進めており、本博覧会でも利活用していきます。

また、環境保全措置として、工事中及び撤去中は、工事の内容等の早期周知、工事用車両の出入口付近に誘導員の配置、工事用車両の運転者に対する交通安全教育、開催中は、瀬谷市民の森等との連続性に配慮した南東部の樹林の残置、来場者等に対する公共交通機関の利用促進、屋外において音響設備、夜間照明を使用する際の運営ルールの設定等を講じることで、可能な限りの影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

第 7 章　環境影響の総合的な評価

第7章　環境影響の総合的な評価

本博覧会は、気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、我が国が培ってきた自然との関係性の中で、自然環境が持つ多様な機能を暮らしにいかす知恵や文化について、その価値を再評価し、持続可能な社会の形成に活用するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会を創造することを目的として開催するものです。

本博覧会の会場となる旧上瀬谷通信施設地区は、長年にわたり通信施設として土地利用が制限されてきたことから、農地や緩やかな起伏の草地など豊かな自然環境が広がり、南北に流れる相沢川、和泉川の源流部、谷戸地形等の貴重な自然環境が残っています。そうした中、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」（2020 年３月、横浜市）に基づき、農業振興と都市的な土地利用による新しいまちづくりが進められています。本博覧会の会場区域において実装されるバイオスウェルや雨水浸透施設等のグリーンインフラや、開催中に展開される様々な取組は、レガシーとして引き継がれ、将来のまちづくりに貢献するものと考えられます。

今回、事業計画の内容から、環境影響評価項目として温室効果ガス、生物多様性（動物、植物、生態系）、水循環（湧水の流量、河川の流量）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）、大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観、触れ合い活動の場の計 10 項目を選定し、調査、予測を行いました。

その結果、大部分の項目において、国や横浜市が定めている基準を満足、または周辺環境に著しい影響を及ぼさないなどと予測され、さらに、環境の保全のための措置を講じることで、影響の低減が図れるものと考えます。

また、輸送計画については、来場者を円滑かつ快適に会場まで輸送するとともに、周辺環境への影響をできる限り軽減できるよう、ハード・ソフトの両面から交通計画の継続的な検討を進めていきます。

騒音については、音響設備の音量や稼働時間について適切なルールを設定することにより、概ね環境基準を満たしますが、環境基準を超過する音量が発生することが想定される大規模な行催事を開催する場合には、事前に周辺住宅等に周知を図り、理解が得られるよう努めます。

以上、各環境影響評価項目の評価結果から、本事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画段階や工事中、開催中、撤去中に様々な環境の保全のための措置を講じることで一定の影響の回避や低減が見込めることから、事業者の実行可能な範囲で環境に対する配慮が検討された計画であると評価します。

しかしながら、会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）の位置及び規模が未定であることや、横浜市から引き渡しを受けることになる横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境を適正に維持管理し、保全対象種の生息・生育の状況を確認したうえで、本博覧会の開催後に横浜市に返還する必要があることから、次章に示すとおり事後調査を実施し、本事業の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図ります。

第 8 章　事後調査の実施に関する事項

第8章　事後調査の実施に関する事項

8.1 事後調査の考え方

事後調査は、環境影響が予測されるとして調査・予測・評価を行った環境影響評価項目に対して、予測・評価の不確実性を補い、環境の保全のための措置等の適正な履行状況を確認することを目的とし、対象事業実施区域及びその周辺の環境調査、工事または施設の状況調査等を実施するものです。

事後調査は、環境影響評価において、環境保全目標は達成するものの、環境に及ぼす影響が比較的大きいと想定された環境影響評価項目、並びに予測・評価において、不確実性が大きいと考える環境影響評価項目を対象として行います。

8.2 事後調査項目の選定

事後調査を実施する環境影響評価項目として選定した理由及び選定しなかった理由は、表 8.2-1 から表 8.2-3 に示すとおりです。

表 8.2-1 (1)　事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目	環境影響要因	選定の有無	選定した理由・選定しない理由
温室効果ガス	建設機械の稼働	×	工事中の温室効果ガスは、建設機械や工事用車両のアイドリングストップ徹底やエネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）の使用等の環境保全措置によって、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制できると考えられることから、選定しません。
	工事用車両の走行	×	
	建設行為等の実施	×	
生物多様性（動物）	建設行為等の実施	○	本博覧会の工事に伴う動物・植物への直接的影響はありません。また、瀬谷市民の森等の対象事業実施区域周辺や、土地区画整理事業において創出される保全対象種の生息・生育環境等に対する間接的な影響の程度は小さいと考えます。 横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境については、本博覧会の工事中に横浜市から引き渡しを受けることが想定されます。横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境を適正に維持管理し、本博覧会の開催後に返還することから、横浜市から引き渡しを受けた直後の移設・移植された保全対象種の生息・生育の状況を確認するため、選定します。
生物多様性（植物）	建設行為等の実施	○	
生物多様性（生態系）	建設行為等の実施	×	本博覧会の工事に伴う動物・植物・生態系への直接的影響はありません。また、瀬谷市民の森等の対象事業実施区域周辺や、土地区画整理事業において創出される保全対象種の生息・生育環境等に対する間接的な影響の程度は小さいため、選定しません。
水循環（湧水の流量）	建設行為等の実施	×	本博覧会の建設行為等による湧水の流量への影響は小さいと予測されることから、選定しません。
廃棄物・建設発生土（一般廃棄物）	建設行為等の実施	×	工事に伴う一般廃棄物の排出が想定されないことから、選定しません。
廃棄物・建設発生土（産業廃棄物）	建設行為等の実施	×	発生する廃棄物等について適正に処理するため、選定しません。
大気質（大気汚染）	建設機械の稼働	×	本博覧会及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う沿道大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。

表 8.2-1 (2)　事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目	環境影響要因	選定の有無	選定した理由・選定しない理由
騒音	建設機械の稼働	×	本博覧会及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う騒音の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
振動	建設機械の稼働	×	本博覧会及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う振動の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
地域社会（交通混雑）	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う各交差点への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
地域社会（歩行者の安全）	工事用車両の走行	×	工事用車両等の出入口に誘導員を配置するなど、適切な環境の保全のための措置を行うため、工事中の歩行者の安全性は、確保できることから、選定しません。
触れ合い活動の場	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う触れ合い活動の場への影響は小さいと予測されるため、選定しません。

表 8.2-2 (1)　事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（開催中）

環境影響評価項目	環境影響要因	選定の有無	選定した理由・選定しない理由
温室効果ガス	施設の供用	×	省エネルギー型機器等の導入や再生可能エネルギーの活用など、適切な環境の保全のための措置を行うため、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制できると考えられることから、選定しません。
	関係車両の走行	×	
	外来植物を含む植栽等の管理	×	
生物多様性（動物）	会場施設等の存在	○	本博覧会による会場施設等の存在及び施設の供用に伴う動物・植物への直接的影響はなく、適切な環境の保全のための措置を行うことから、瀬谷市民の森等の対象事業実施区域周辺や、土地区画整理事業において創出される保全対象種の生息・生育環境等に対する間接的な影響は小さいと考えます。 会場施設等の存在及び施設の供用については、横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境を適正に維持管理し、本博覧会の開催後に返還することから、横浜市により移設・移植された保全対象種の生息・生育の状況を確認し、必要に応じた対応策を検討するため、選定します。 なお、本博覧会では外来植物を含む植栽等の管理を適切に行うため、動物、植物への影響は小さいと考えることから、外来植物を含む植栽等の管理は選定しません。
	施設の供用	○	
	外来植物を含む植栽等の管理	×	
生物多様性（植物）	会場施設等の存在	○	
	施設の供用	○	
	外来植物を含む植栽等の管理	×	
生物多様性（生態系）	会場施設等の存在	×	本博覧会による会場施設等の存在及び施設の供用に伴う生態系への直接的影響はなく、適切な環境の保全のための措置を行うことから、瀬谷市民の森等の対象事業実施区域周辺や、土地区画整理事業において創出される保全対象種の生息・生育環境等に対する間接的な影響は小さいと考えます。また、外来植物を含む植栽等の管理を適切に行うため、生態系への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	施設の供用	×	
	外来植物を含む植栽等の管理	×	

表 8.2-2（2）　事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（開催中）

環境影響評価項目	環境影響要因	選定の有無	選定した理由・選定しない理由
水循環 （湧水の流量）	会場施設等の存在	×	雨水浸透の確保に努めるなど、適切な環境の保全のための措置を行うため、湧水の流量への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
水循環 （河川の流量）	会場施設等の存在	×	雨水浸透の確保に努めるなど、適切な環境の保全のための措置を行うため、河川の流量への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	外来植物を含む植栽等の管理	×	
廃棄物・建設発生土 （一般廃棄物）	施設の供用	×	発生する廃棄物等について適正に処理するため、選定しません。
	外来植物を含む植栽等の管理	×	
廃棄物・建設発生土 （産業廃棄物）	施設の供用	×	
	外来植物を含む植栽等の管理	×	
大気質 （大気汚染）	関係車両の走行	×	本博覧会の関係車両の走行に伴う沿道大気環境への影響は小さいと考えられるため、選定しません。
騒音	施設の供用	×	本博覧会の施設の供用に伴う騒音の影響は小さいと考えられるため、選定しません。
	関係車両の走行	×	本博覧会の関係車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられるため、選定しません。
振動	関係車両の走行	×	本博覧会の関係車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考えられるため、選定しません。
地域社会 （交通混雑）	関係車両の走行	○	パークアンドライド駐車場の位置など不確定要素があるため、会場及びパークアンドライド駐車場の周辺の周辺交通への影響について事後調査項目として選定します。
地域社会 （歩行者の安全）	関係車両の走行	×	駐車場やバックヤード出入口に誘導員を配置するなど、適切な環境の保全のための措置を行うため、開催中の歩行者の安全性は、確保できることから、選定しません。
景観	会場施設等の存在	×	会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮するとともに、植栽等をいかして周辺景観と調和した会場施設等の整備に努めることから、選定しません。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。
触れ合い活動の場	関係車両の走行	×	関係車両の走行に伴う触れ合い活動の場への影響は小さいと予測されるため、選定しません。
	施設の供用	×	施設の供用に伴う触れ合い活動の場への影響は小さいと考えられるため、選定しません。

表 8.2-3　事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（撤去中）

環境影響評価項目	環境影響要因	選定の有無	選定した理由・選定しない理由
温室効果ガス	建設機械の稼働	×	撤去中の温室効果ガスは、建設機械や工事用車両のアイドリングストップ徹底やエネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）の使用等の環境保全措置によって、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制できると考えられることから、選定しません。
	工事用車両の走行	×	
生物多様性（動物）	仮設施設等の撤去	○	仮設施設等の撤去に伴う、瀬谷市民の森等の対象事業実施区域周辺や、土地区画整理事業において創出される保全対象種の生息・生育環境等に対する間接的な影響は小さいと考えます。 横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境については、撤去中に横浜市に返還することが想定されます。横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境を適正に維持管理し、本博覧会の開催後に返還することから、横浜市に返還する直前に移設・移植された保全対象種の生息・生育の状況を確認するため、選定します。
生物多様性（植物）	仮設施設等の撤去	○	
生物多様性（生態系）	仮設施設等の撤去	×	仮設施設等の撤去に伴う、瀬谷市民の森等の対象事業実施区域周辺や、土地区画整理事業において創出される保全対象種の生息・生育環境等に対する間接的な影響は小さいと考えられることから、選定しません。
廃棄物・建設発生土（一般廃棄物）	仮設施設等の撤去	×	発生する廃棄物等について適正に処理するため、選定しません。
廃棄物・建設発生土（産業廃棄物）	仮設施設等の撤去	×	
大気質（大気汚染）	建設機械の稼働	×	本博覧会及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う沿道大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
騒音	建設機械の稼働	×	本博覧会及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う騒音の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
振動	建設機械の稼働	×	本博覧会及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う振動の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
地域社会（交通混雑）	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う各交差点への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
地域社会（歩行者の安全）	工事用車両の走行	×	工事用車両等の出入口に誘導員を配置するなど、適切な環境の保全のための措置を行うため、撤去中の歩行者の安全性は、確保できることから、選定しません。
触れ合い活動の場	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う触れ合い活動の場への影響は小さいと予測されるため、選定しません。

8.3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表 8.3-1 に示すとおりです。

なお、事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境保全のための措置の実施状況を確認し、選定した項目の事後調査結果とあわせて報告します。また、地域社会については、事後調査によって得られた結果を、その後の開催期間中における対策の検討に活用します。

表 8.3-1　事後調査の内容

項目	細目	調査項目	調査頻度	調査位置	調査時期	調査方法
生物多様性	動物・植物	保全対象種の生息・生育状況（横浜市により移設・移植された保全対象種）（表 8.3-2）	３回（開催前、開催中、開催後に各１回）	相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域における横浜市の土地区画整理事業により創出された保全対象種の生息・生育環境	開催前※1、開催中、開催後※2の適時	横浜市が移設・移植した保全対象種（動物・植物）の生息・生育状況及びその環境について資料調査（土地区画整理事業で実施する事後調査等）を実施する。その上で、必要に応じて、情報を補完するため、表 8.3-3 に示す横浜市の土地区画整理事業の調査手法に準じて、現地調査を実施する。調査地点については、移設・移植した保全対象種の配置や生態等に応じて選定する。
地域社会	交通混雑	交差点交通量及び渋滞長、信号現示	開催期間中に１回	会場周辺の主要交差点（地点 1～6、地点 9～12 の 10 地点）及びパークアンドライドの駐車場周辺の主要交差点（ただし、既存の駐車場を活用する場合を除く）	開催期間中の多客日となることが想定される５月の連休期間	ハンドカウンターを使用して、方向別、時間別、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）に計測する。 滞留長、渋滞長については、現地において 15 分ごとに距離を計測する。 信号現示については、朝・昼・夕・夜の各時間帯に３サイクル程度、信号のスプリット及びサイクル長を観測する。

※１　横浜市から引き渡しを受けるのは、令和８年度を想定。
※２　横浜市に返還するのは、令和９～10 年度を想定。

表 8.3-2　旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業で実施する保全対象種の移設・移植種数

項目	移設・移植種数	保全対象種
動物	両生類：1種 昆虫類：7種 魚　類：2種 底生動物：1種 陸産貝類：1種 合　計：12種	シュレーゲルアオガエル、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、クツワムシ、エサキコミズムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、アブラハヤ、ホトケドジョウ、マルタニシ、スナガイ
植物	維管束植物：10種 付着藻類：3種 蘚苔類：1種 合　計：14種	ミズニラ、ヒメミズワラビ、タコノアシ、ヒロハノカワラサイコ、ウスゲチョウジタデ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ、チャイロカワモズク、アオカワモズク、シャジクモ、イチョウウキゴケ

出典：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その２）（令和６年２月横浜市）

表 8.3-3(1)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業で実施する事後調査等の手法（動物）

調査項目	調査方法	
両生類及び爬虫類	任意観察法及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認するほか、爬虫類では脱皮殻、カエル類では鳴き声等により、種の判別を行い、記録します。
昆虫類	任意観察法及び任意採取法（スウイーピング法、ビーティング法）	調査範囲内を網羅的に踏査し、スウィービング法（草を捕虫網でなぎ払い、止まっている昆虫類を採取）やビーティング法（木の枝・草などを叩き、下に受けた捕虫網に落ちた昆虫類を採取）で採取する他、種の判別の可能なものは目視、鳴き声等で種の判別を行い、記録します。
	ライトトラップ（走光性昆虫）	夜間に光源（BOX 法）を置き、光に集まってくる昆虫類を採取します。 調査地点は、６地点程度を予定し、ライトトラップは１地点あたり１個を１晩設置します。
	ベイトトラップ（地上徘徊性昆虫）	誘引餌を入れたコップの口が地面と同じレベルとなるように埋め、コップに落下した昆虫類を採取します。誘引餌はカルピスや酢等の混合液を使用します。 調査地点は、６地点程度を予定し、ベイトトラップは１地点あたり 10 個程度を１晩設置します。
	鳴声調査（クツワムシ）	クツワムシ成虫の発生時期である夏季の夜間に、調査範囲内の草地環境を踏査し、クツワムシの鳴き声を確認し、記録します。
魚類	任意観察法及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網を用いて魚類を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録します。また水域の状況に応じて、投網、定置網、かご網、サデ網、セル瓶を使用します。また、水面から種の判別の可能なものは目視で確認し、記録します。調査地点は、調査範囲内の水系に７地点を予定します。なお、開渠から暗渠への切替前年には、対象事業実施区域内の相沢川及び大門川全域を調査範囲とします。ホトケドジョウについては、生息環境（水質・流速・水深・河床材料等）を記録するとともに、確認環境の写真撮影を行います。なお、生息状況及び環境に変化が見られた場合には、有識者等の助言・指導を仰ぐこととします。
底生動物	任意観察法及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網、サーバーネットを用いて底生動物を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録します。採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行います。 調査地点は、調査範囲内の水系に７地点を予定します。
陸産貝類	任意観察法及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認し、種の判別を行い、記録します。

出典：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その２）（令和６年２月横浜市）より作成

表 8.3-3(2)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業で実施する事後調査等の手法（植物）

調査項目	調査方法	
維管束植物	任意観察及び採取	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視により確認された維管束植物（シダ植物及び種子植物）をすべて記録します。なお、現地で種名の確認が困難な場合は必要に応じて標本を持ち帰り、室内において実体顕微鏡による同定を行います。
付着藻類	任意観察及び採取	調査範囲の水域の代表点及びその周辺において、目視により、礫・河床・コンクリート護岸等に付着している付着藻類の採取及び確認を行います。 目視による種の同定が困難な場合には、植物体の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行います。
蘚苔類	任意観察及び採取	調査範囲のうち、蘚苔類の好適環境を中心に、目視により蘚苔類の確認を行います。目視による種の同定が困難な場合には、蘚苔類の群落の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行います。

出典：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その２）（令和６年２月横浜市）より作成

第 9 章　対象地域

第9章　対象地域

「横浜市環境影響評価条例」第 26 条第１項に規定される対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域）は、動物、植物、生態系、騒音、景観、地域社会の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域から約 200m圏にかかる町丁の全域及び一部地域としました。

対象地域の町丁は、表 9-1 及び図 9-1 に示すとおりです。

表 9-1　対象地域

区名	町丁名	周知地域
旭区	上川井町	一部地域
瀬谷区	瀬谷町	全域
	中屋敷二丁目	全域
	中屋敷三丁目	全域
	相沢五丁目	全域
	相沢六丁目	全域
	相沢七丁目	全域

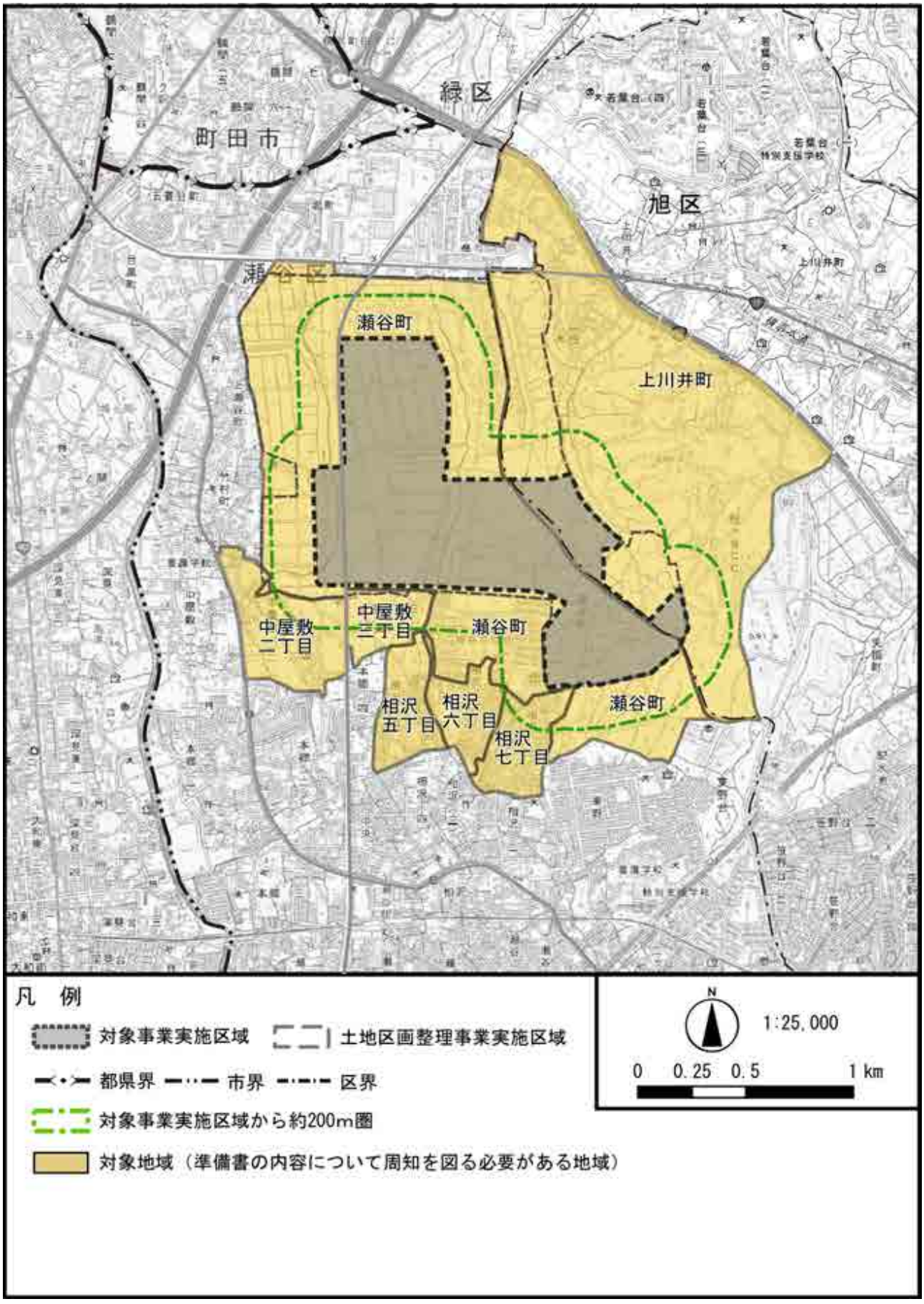
緑区
町田市
旭区
瀬谷区
瀬谷町
上川井町
中屋敷
二丁目
中屋敷
三丁目
瀬谷町
相沢
五丁目
相沢
六丁目
瀬谷町
相沢
七丁目
凡　例
対象事業実施区域
土地区画整理事業実施区域
都県界
市界
区界
対象事業実施区域から約200m圏
対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）
N
1:25,000
0　0.25　0.5　1 km

図 9-1　対象地域

２０２７年国際園芸博覧会

環境影響評価書

２分冊の２

令和６年８月

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会

＜ 総 目 次 ＞

【２分冊の１】

第 1 章 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項 1-1
第 2 章 対象事業の計画内容 2-1
第 3 章　地域の概況及び地域特性 3-1
第 4 章　配慮指針に基づいて行った配慮の内容 4-1
第 5 章　環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定 5-1
第 6 章　環境影響評価の予測及び評価 6-1
第 7 章　環境影響の総合的な評価 7-1
第 8 章　事後調査の実施に関する事項 8-1
第 9 章　対象地域 9-1

【２分冊の２】

第 10 章　準備書に対する意見、見解等 10-1
第 11 章　審査会に提出した資料等 11-1
第 12 章　方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項 12-1
第 13 章　方法書に対する意見、見解等 13-1

【資料編】

第 1 章 調査・予測・評価関連 ..... 資 1.1-1

＜２分冊の２　目次＞

第 10 章　準備書に対する意見、見解等 10-1

10.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解 10-1

10.2 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解 10-15

10.3 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解 10-98

第 11 章　審査会に提出した資料等 11-1

11.1 方法書段階の審査会に提出した資料 11-4

11.2 事業内容等修正届出書段階の審査会に提出した資料 11-36

11.3 準備書段階の審査会に提出した資料 11-63

第 12 章　方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項 12-1

第 13 章　方法書に対する意見、見解等 13-1

13.1 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解 13-1

13.2 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解 13-14

13.3 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解 13-20

13.4 事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解 13-23

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図25000又は電子地形図（タイル）を加工して作成したものである。

第 10 章　準備書に対する意見、見解等

第10章　準備書に対する意見、見解等

10.1　説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

10.1.1　説明会の開催状況

説明会は、表 10.1-1 に示す日時で計４回開催し、準備書の概要を参加者に説明しました。

表 10.1-1　準備書に関する説明会の開催結果

回	開催日時	会場	参加人数
第１回	令和５年10月27日（金） 18:30～20:30	瀬谷公会堂 （瀬谷区二ツ橋町190）	80名
第２回	令和５年10月28日（土） 18:00～20:00	旭区役所新館２階大会議室 （旭区鶴ケ峰１丁目４番地12）	15名
第３回	令和５年10月29日（日） 18:30～20:30	瀬谷公会堂 （瀬谷区二ツ橋町190）	39名
第４回	令和５年10月30日（月） 18:30～20:30	旭公会堂 （旭区鶴ケ峰１丁目４番地12）	26名
合計			160名

10.1.2 説明会における質疑、意見の概要及び事業者の説明

各開催日の質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 10.1-2～表 10.1-5 に示すとおりです。整理に当たっては、発言順とし、項目欄を設けました。

なお、「説明会における質疑、意見の概要」及び「事業者の説明」において「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」は、「土地区画整理事業」、「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」は、「公園整備事業」とそれぞれ記載しています。

表 10.1-2(1)　説明会（第１回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	水循環	自然との調和といっているが、なぜ相沢川を暗渠にするのか。暗渠にするのであれば、川幅や深さなど整備内容を教えてほしい。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。河川は暗渠になりますが、将来公園となる区間は、横浜市が新たに水辺空間等を創出する計画です。本博覧会では、それを保全・活用するため、自然との調和した計画であると考えます。 また、暗渠の整備内容については、横浜市で検討を進めていると聞いています。
		雨水浸透桝の設置などにより地下浸透させるとあるが、駐車場や園路は舗装するので、相沢川に流れ込む雨水量は多くなると考える。 また、相沢川は昔からよく氾濫し、今年も内水氾濫で道路冠水が起きており、不安を感じている。	駐車場や園路など本博覧会の施設整備では、できる限り雨水を地下に浸透させるなど、河川の流量の増加を軽減できるよう努めます。 また、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業では、雨水流出抑制のため、調整池を整備することになっています。
B	施工計画	横浜市の土地区画整理事業で公表しているまちづくりニュースでは、工事用車両の走行ルートは東京湾と相模湾の分水嶺を外して、もっと西側となっている。資料が古いのではないか。そうであれば、この環境影響評価が信頼できるのか疑問である。	準備書で示した工事用車両の走行ルートについては、北側からアクセスするという考え方を示したものです。具体的なルートについては、今後、横浜市と調整していきます。
C	輸送計画	環状４号線は、現状では朝夕に交通渋滞が発生している。シャトルバスについて、何台保有し、どの様な運行計画なのか。特に、瀬谷駅のシャトルバスの運行について教えてほしい。 また、瀬谷駅を発着するシャトルバスは、現状のバスターミナルを使うのか。	シャトルバスは、瀬谷駅、三ツ境駅、南町田グランベリーパーク駅、十日市場駅の４駅から発着し、一日の延べ台数は約2,600台となります。瀬谷駅は一日の延べ台数で、約700台となります。 シャトルバスの保有台数については、今後の検討となります。 瀬谷駅のシャトルバスについては、既存のバスターミナルを基本に考えていますが、引き続き、関係事業者等と調整を進めていきます。

表 10.1-2(2)　説明会（第１回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	輸送計画	環状４号線については、中瀬谷消防署より北側は４車線になるが、南側は２車線のままだと聞いている。 車線が４車線から２車線に絞られるのに、なぜ環状４号線への影響が限定的だと評価しているのか。	自家用車による来場は、北側からが９割、南側からは１割であると想定しています。 現在、横浜市が瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線の整備を進めており、南側から来場する自家用車は、環状４号線と新しくできる路線に分散されると考えます。 自家用車の方面別の分担率や道路の整備状況などを勘案し、環状４号線への影響は限定的であると評価しています。
D	輸送計画	瀬谷駅から会場までのルートは、瀬谷から会場までのシャトルバスだけなのか。 新たな交通システムは導入するのか。	本博覧会では、瀬谷駅から会場までの主な交通手段として、シャトルバスの運行を想定しています。 新たな交通については、横浜市が引き続き、検討を進めていると聞いていますが、本博覧会での活用は想定していません。
E	対象事業の計画	来場者数の目標値である1,000万人は過大であり、想定を下回った場合は赤字となって新たに公費が支出されることが懸念される。来場者数の目標値は何を根拠として算定したのか教えてほしい。	多くの人口を抱える首都圏で初めて開催する国際園芸博覧会であり、目標である有料来場者数1,000万人以上は達成できるものと考えます。
	対象事業の計画	相沢川を暗渠にし、来場者数1,500万人という過大な目標を立てている。 和泉川や相沢川では環境保全団体が子供たちに水田の体験学習等を行っており、土地と密接に繋がった市民運動を展開していくことが大事であると考える。 横浜に残された最後の里山の自然環境を最大限に生かして、地域住民のための跡地利用をもう少ししっかり検討してほしい。	横浜市は相沢川の水を活用して、保全対象種の生息・生育環境となる水辺空間等を創出することになっています。本博覧会では横浜市と協力しながら、この水辺空間等を保全・活用するなど、自然環境を最大限活用するとともに、地域住民の理解と協力が得られるよう努めていきます。
F	対象事業の計画	壮大な上瀬谷の自然環境のうち、現在の草地環境の一部しか保全しないのに、どうやって自然を生かした博覧会といえるのか。 今からでも河川の暗渠化をやめて、水田を活かした博覧会にできないのか。	横浜市は相沢川の水を活用して、保全対象種の生息・生育環境となる水辺空間等を創出することになっており、現況の緑地等を保全するエリアもあります。 本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行います。 本博覧会では横浜市と協力しながら、この水辺空間等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。

表 10.1-2(3)　説明会（第１回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	その他	代表者の氏名について、方法書では会長名だったが、事務総長名に変更しているのはなぜなのか。 本日の説明会の参加者数が少ないと感じている。開催案内は関係する区の全域に配布すべきだと考える。 瀬谷柏尾線など現状では歩道がない道路があり、交通事故の発生が懸念される。 国際園芸博覧会は、2027年に開催しなくても誰も困らない。先ずは道路整備をしたうえで、次に環境整備という手順を踏んでほしい。	事務総長は会長と同様に代表権があり、事務手続きのときは事務総長名で申請しています。 説明会の開催案内については、約２万部を印刷して、対象事業実施区域の周辺に各戸配布しています。 また、できるだけ多くの方に知っていただくため、博覧会協会ホームページで本日のスライド等を読み上げた動画や、本日お配りした資料等をご覧になっていただけるようにしています。 道路整備については、ご意見として承るとともに、横浜市にも伝えます。
	輸送計画	準備書には、1,000万人以上が来場しても影響しない、渋滞しないとあるが、仕事で環状４号線や瀬谷柏尾線を使っているが、もし渋滞が発生したら、営業補償してもらえるのか。	開催中の交通については、将来の道路の整備状況を踏まえ、予測・評価を行っています。会場周辺の主要な交差点おける交差点需要率等から、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないことを確認しています。 交通渋滞に伴って、営業補償を行うという考えはありません。
B（再質問）	対象事業の計画	大門川による高低差が大きい環状４号線の西側にも駐車場があるが、国際園芸博覧会のために大門川を全部埋め立てるということか。	横浜市のまちづくりにおいて、大門川を埋め立てて平坦にするという計画になっており、本博覧会では、駐車場として活用します。本博覧会のための造成ではありません。
H	その他	準備書に記載されている国際園芸博覧会の目的が理解できない。 また、説明会は２時間では短すぎる。	ご要望については、ご意見として承りました。
I	生物多様性	準備書では、保全対象種の生息・生育環境の周辺で工事を実施するが、それらの環境は改変しないと記載してある。ホトケドジョウのいる和泉川源流域は改変しない計画なのか。	横浜市によって基盤整備等が実施され、保全対象種の生息・生育環境等が創出されます。本博覧会では、保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用します。
J	その他	細谷戸団地前の道路は、現在も多くの車が往来しており、以前には交通事故もあった。 近隣住民のために道路整備を優先してほしい。	横浜市の土地区画整理事業で拡幅整備する道路であり、両側に歩道が整備されることになっています。
	騒音	細谷戸団地の北側には営業施設が近接しており、騒音の発生が懸念される。静かに暮らしたいので、営業施設は移動してほしい。	細谷戸団地の北側道路は横浜市の土地区画整理事業によって拡幅されます。また、営業施設との間には植樹帯や管理用道路を整備することになっており、細谷戸団地からは十分に離隔がとれるようにしたいと考えています。

表 10.1-2(4)　説明会（第１回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
J	輸送計画	細谷戸団地の前の道路を通らないよう、車両の出入口は八王子街道からにすれば良いと考える。	ご要望については、ご意見として承りました。
K	騒音	騒音レベルが70デシベルと記載されているが、環境への影響としてはどういうことになるのか。評価基準が妥当であるか知りたい。	法令等に基づく環境基準に適合しているということです。
	その他	環境影響評価審査会とはどのような組織なのか。審査委員は横浜市の内部から登用しているのか。 環境の保全のための措置については、マニュアル書等が作成されるのか。環境が維持されていることを確認するためには、定期的に評価していくべきだと考える。	横浜市環境影響評価審査会は、市の諮問機関であり、審査委員は外部有識者等から構成されています。 環境の保全のための措置が、確実に履行できるよう、ガイドライン等を策定していきます。
L	その他	国際園芸博覧会を開催することによる経済的な効果はどの程度だと考えているのか。 また、現在の予算以上の支出にならないようにしてほしい。	会場整備などによる経済波及効果は十分に見込め、日本の経済に好影響を与えると考えています。 予算については、効率的で効果的な執行に努めていきます。

表 10.1-3(1)　説明会（第２回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	施工計画	施工計画としては、横浜市の土地区画整理事業で基盤整備し、公園整備事業で園路等を整備したうえで、博覧会が施設や植栽等の整備を行うということで良いか。 各事業が個別に環境影響評価を行っているのであれば、関係はどうなっているのか。３事業の工事が重なっている時期では、工事による影響は３倍になるのではないか。	施工計画はその通りです。 各事業が個別に環境影響評価の手続きを行っており、横浜市の土地区画整理事業は法令に基づく手続きであり、公園整備事業及び本博覧会は横浜市の条例に基づく手続きです。各事業の環境影響評価においては、他事業による影響も考慮していますが、実施時期が異なるので、進捗状況に応じた予測評価となっています。
B	輸送計画	程ヶ谷カントリー倶楽部の外周道路について、抜け道として利用されることを懸念している。 また、現状ではゴルフ場の外周道路から博覧会の会場まで、人の行き来があるが、開催時にはどの様になっているのか教えてほしい。	工事車両や関係車両等の走行ルートとして、程ヶ谷カントリー倶楽部の外周道路を使う計画はありません。周辺住宅地も含め、抜け道にならないよう、立て看板を設置するなど、推奨ルートを周知するとともに、工事関係者等の指導も徹底します。 着工に向けては、今後、程ヶ谷カントリー倶楽部や周辺住民等と話し合っていきたいと考えています。 本博覧会は有料での開催であり、フェンス等を設置するので会場区域の通り抜けはできません。現状では散策などの通行がありますが、本博覧会の工事中、撤去中は、工事の安全を確保しながら対応を検討することになります。
C	その他	程ヶ谷カントリー倶楽部の外周道路から開催地まで砂利道でつながっているが、今後どの様になるのか教えてほしい。	ご指摘の場所は、本博覧会の区域外となります。
D	その他	安全な道路を作ってほしい。何十年も道路舗装が改修されていないので、大きなトラックが通ると大きい音や振動がする。 また、細谷戸周辺に駐車場がないので、博覧会とは別に一般の人が利用できる駐車場を整備してほしい。 瀬谷みはらし公園にゴミを捨てる人がおり、毎日ゴミ拾いをしている。博覧会の来場者等がゴミを捨てないようにしてほしい。	道路整備、駐車場の設置及び瀬谷みはらし公園へのゴミの廃棄については、ご意見があったことを横浜市に伝えます。 また、本博覧会の来場者が周辺にゴミを廃棄しないよう周知徹底していきます。

表 10.1-3(2)　説明会（第２回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	その他	博覧会の収入源はどうなっているのか。 水循環における有効流出量の増加分について、税金を使って整備する土地区画整理事業の調整池で対応するのであれば、なぜ税金を二重に使って博覧会で雨水貯留浸透施設等を作るのか。	建設費については、国、民間、横浜市や神奈川県などの地方が、それぞれ1/3を負担します。運営費については、主としてチケット販売が収入となります。 雨水の河川への流出対策としては、横浜市が整備する調整池で対応しますが、本博覧会では、雨水貯留浸透施設等を整備し、環境への負荷をできるだけ低減させることで、「GREEN×EXPO2027」に相応しい取り組みとして国内外に発信していきます。
	地域社会	目黒交番前の交差点では、立体交差の工事を行うようだが、交差点需要率を算定する際に、工事期間中に車線が減少することは予測評価に反映しているのか。 また、2024年には建設業の週休２日制が義務化されるようだが、予測評価に反映しているのか。平日の交通量が増加することを懸念している。	現時点では、目黒交番前の工事などの詳細については、明らかになっていないため、本博覧会の環境影響評価においては、現況の交差点の条件で工事中の予測評価を行っています。また、建設業に係る制度や運用についても詳細が明らかになっていないため、交通量への反映は行っていません。 今後、工事を実施する中で対応を検討していくことになります。
F	輸送計画	現状でも中原街道などでは渋滞が発生しており、細い道にも迂回する車が入ってくる。工事車両や来場車両を処理できるか心配だ。博覧会とズーラシアの両方に行く人もあると考えており、シャトルバスの走行もあって、さらなる渋滞が発生することを懸念している。 また、東名高速道路との接続が整備されるという話も聞いているが、周辺道路の整備状況についても情報提供してほしい。	本博覧会の来場者は、多客日では自家用車が約14,300台であり、そのうち約10,000台が会場隣接駐車場を利用すると想定しています。来場車両の方面別割合は、北側からが９割、南側からが１割であり、保土ヶ谷バイパスや東名高速道路の利用が多いと想定しています。 スライドでお示しした通り、横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、それらを踏まえて予測評価を行っています。 本博覧会の開催に向けて、これらの予測結果を踏まえ、駐車場の予約制度や経路情報の発信などを行って、抜け道対策も含めて、来場者の適切な交通誘導を行っていきます。
G	生物多様性	生物の生息状況について示されているが、博覧会の工事で環境が改変されて、動植物がいなくなったらどうするのか。	本博覧会の会場区域内には、横浜市によって基盤整備等が実施され、保全対象種の生息・生育環境等が創出されます。本博覧会では、これらの周辺で施設整備を行いますが、改変は行いません。工事による影響が出ないよう、十分に配慮するとともに、横浜市と連携しながら、これらを保全・活用していきます。 また、既存樹林地を保全・活用するとともに、現状の草地環境の一部を保全した広場も整備し、横浜市に引き継いでいきます。

表 10.1-3(3)　説明会（第２回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	温室効果ガス	土地を改変したあとの地球温暖化に対する影響についてはどう対処するのか。	できるだけ温室効果ガスを削減していきたいと考えています。電気については再生可能エネルギー100％を目指しており、エネルギーの地産地消や、太陽光発電なども考えています。建築については仮設建築物のレンタル・リースで建設機械の稼働を減らすなどの努力をしていきます。
H	輸送計画・地域社会	準備書資料編に主要渋滞箇所が掲載されているが、中原街道の渋滞は考慮しているのか。５月の連休にはズーラシアに来る人たちで渋滞している。 交通量は調べたということだが、通過にかかる時間は調べたのか。土日や休日は横浜青葉インターチェンジも混雑しており、30分以内で会場に来ることはできないと思う。通過時間について勘案してほしい。	開催時の道路整備状況を踏まえて推計を行っています。来場者は北側から９割、南側から１割と想定しています。三ツ境下草柳線や瀬谷地内線の整備が進み、上川井インターチェンジの交差点も改良されるので、中原街道の負荷は低減されると想定しています。博覧会の開催時には、推奨ルートを示すなど運営面でも配慮していきます。 交通量については、東名高速の渋滞状況も含め、時間帯ごとの分析を進めているところです。
	その他	建設資材の高騰や人手不足等が原因で、大阪関西万博は整備が遅れていると聞いており、横浜でも同様の問題が懸念される。2027年の開催を延期するという選択肢はないのか。渋滞で生活に影響があるものであれば、規模を縮小してほしい。	本博覧会は大阪関西万博とは規模や内容が異なり、建物はレンタル・リースにするなどの工夫も考えています。 適切な工期を設定し、2027年の開催が遅れないよう取り組んでいきたいと考えています。
A（再質問）	その他	準備書資料編に掲載されている図は、国土交通省の神奈川県における主要渋滞箇所に関する資料から引用したものということだが、環境アセスメントは既存資料からのデータを使用しても良いのか。事例はあるのか。	国土交通省の資料を引用していることで間違いないです。環境影響評価で既存資料からの引用を行うことは認められているし、過去事例でも既存資料の引用は行われています。引用したものは、出典を記載しています。

表 10.1-4(1)　説明会（第３回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	生物多様性	生物多様性について、環境保全目標として数値目標は設定しないのか。 博覧会による騒音は、動物や昆虫などの生息環境として妥当な目標といえるのか。 生物多様性に関する事後調査は行わないのか。	本博覧会による生物多様性への影響を考慮し、環境保全目標を設定しています。数値目標は設定していません。 騒音については、法令等に基づく環境基準を下回ると予測しています。 本博覧会では、横浜市により創出された保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するとともに、環境の保全のための措置を着実に実施することから、生物多様性については事後調査を実施しません。
B	生物多様性	本日の説明者は、７月と９月に開催された横浜市環境影響評価審査会での意見を把握しているのか。 審査会では生物多様性については、全改変され、量も質も変わるので、出来ないことは示すべきだという意見があった。 ホトケドジョウの生息環境が残るというのは飾り言葉に過ぎないと考える。この準備書に記載されている評価では駄目だと思う。	本博覧会の準備書については、今後、横浜市環境影響評価審査会に諮ります。７月と９月に開催された審査会は別事業についての審査であると認識しています。 本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業によって基盤整備された土地をお借りして開催するものです。 準備書の評価については、本博覧会が周辺環境にどのような影響を与え、それに対して、どのような措置をとるかという内容となっています。
C	輸送計画	新交通システムや新たなインターチェンジは、2027年の開催に間に合うのか。検討状況を教えてほしい。	本博覧会では、新交通システムや新たなインターチェンジを活用することを前提に予測・評価を行っていません。新交通システムや新たなインターチェンジは、横浜市が検討を進めていると聞いています。
D	水循環	相沢川や和泉川で工事をするようだが、最近の豪雨では氾濫しそうになっており、大丈夫であるか懸念している。	相沢川、和泉川、大門川では、法令等に基づき、横浜市が調整池を整備して、雨水流出抑制を実施することとなっています。 本博覧会でも透水性舗装や浸透枡等の整備により、雨水を地下に浸透させることで、河川への負荷をできるだけ軽減できるよう配慮しています。
	輸送計画	博覧会の来場車両は北側からで、調査地点もすべて瀬谷駅の北側となっている。南側は大丈夫だと聞いたが、環状４号線は現状でも渋滞しており、瀬谷柏尾線は生活道路なので、南側からの交通量の増加分を吸収できないと思う。日常生活や物流への影響を懸念している。どこが責任をとってくれるのか。	工事用車両の入退場については、主に北側の八王子街道からのアクセスを想定しています。 開催中の来場車両については、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスなど北側からのアクセスが多く、割合としては北側からが９割、南側からが１割と想定します。 南側からのアクセスについては、横浜市により瀬谷地内線が整備されるので、交通量が分散して、環状４号線への負荷は低減されると想定しています。

表 10.1-4(2)　説明会（第３回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	その他	博覧会開催後は、自然公園になるのか、どのようなものになるのか教えてほしい。	開催後は、対象事業実施区域のうち会場区域の一部は、横浜市の公園として整備されます。その他は、横浜市の土地区画整理事業によって、まちづくりが進められると認識しています。
F	生物多様性	生態系への影響を軽減できると予測しているが、軽減の程度がわずかなのか、大幅なのかなどが書かれていない。駐車場については、透水性のある舗装としても、草木はなくなってしまうので、影響が軽減できるとはいえないと考える。	定量的な評価は難しいですが、横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境等を改変せず、保全・活用することや、現況の草地環境を生かした広場を整備し、横浜市に引き継ぐことなどから、生態系への影響を軽減できると考えます。
G	その他	高圧の電線等が設置されると、電磁波による生態系や人体への影響が懸念される。	本博覧会は、庭園を主体としたイベントであり、通常の範囲での電力需給を考えています。生態系や人体に影響を与えるような大量の電気を供給する施設等の設置は想定していません。
	景観	以前と比べると景観が悪くなっているように感じている。もう少し自然が多く残るような景観にしてほしい。	ご要望については、ご意見として承りました。
H	水循環	和泉川は以前よりも水位変動が激しい。先日の大雨で過去最高水位まで上がってしまった。博覧会の整備により透水性が落ち、一気に雨水が川に流れ込むことを懸念している。雨水を地下に浸透させることが重要であると考える。市民の森を西の方に広げてほしいと考えており、市民とともに、時間をかけて森を再生していく方向で検討してほしい。	本博覧会の会場区域については、横浜市と連携しながら緑化を進め、公園に引き継いでいきたいと考えています。 駐車場については、博覧会の開催後は速やかに撤去して返還することになっています。その後は、横浜市の土地区画整理事業によって、まちづくりが進められると認識しています。
I	その他	住民等の生活に直接関係する事業なのに、なぜ横浜市の職員は来ていないのか。市税を使っていることを考えてもらいたい。	説明会については、横浜市の環境影響評価条例に基づいて開催しており、本博覧会の事業主体である本協会が実施することになっています。説明会でいただいたご意見等については、環境影響評価審査会でも報告することとなっています。
		本日の参加者が少ないと考える。博覧会には興味がないということであり、市全体でもっとアピールする必要があると考える。	いただいたご意見も踏まえ、多くの皆様が関心を持っていただけるように努めていきます。
	地域社会	上瀬谷小学校の登下校の時間帯に工事用の大型車両が通過するのは心配だ。歩道はいつ頃に整備されるのか。	本博覧会の開催までに横浜市が歩道を整備すると考えています。 また、本博覧会の工事の事業者が決まった段階で、小学校も含めて周辺にお住まいの皆様のご意見を聞きながら、交通安全対策等を検討していきたいと考えています。

表 10.1-4(3)　説明会（第３回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
J	その他	2031年に同じ場所にテーマパークが開かれるという話を聞いたが、2027年に開催される博覧会との関連性はあるのか。	テーマパークについては、横浜市のまちづくりの一環で誘致を進めていると認識しています。本博覧会とは直接、結びつくものではありませんが、今後、テーマパークの事業者と連携できることがあれば検討していきたいと考えています。
K	地域社会	博覧会会場の西側には、県立の特別支援学校があって、北側の道路は通学バスの経路として使っていると思うが、影響は考慮しているのか。	今後、事業を進める中で、特別支援学校に確認して、必要があれば対応していきたいと考えます。
L	会場運営計画	前横浜市長が、会場でコンサートをやると人が来ると話していたが、コンサートの開催は考えているのか。	行催事等の具体的な内容はこれからの検討となります。
	その他	資料の最後に意見書が提出できると書いてあるが、市庁舎か区役所に行かないと用紙が入手できない。意見書用紙を説明会でも配布してほしい。	意見書の用紙は区役所及び市庁舎で配布しているほか、横浜市のホームページからの電子申請も可能となっています。 環境影響評価の手続きについては、資料に記載されている横浜市の環境影響評価課にご確認ください。
M	生物多様性	生物多様性についは、広大な草地と樹林、谷戸と水辺があってはじめて生物多様性が保たれると考える。準備書の評価はおかしいと思う。	本博覧会では、仮設の庭園や建物等を整備しますが、影響を軽減できるよう、環境の保全のための措置を実施していきます。
	その他	博覧会の問題点を公表していくべきだと考える。そうすれば、説明会の参加者も増えると思う。	環境影響評価準備書の内容については、説明会を開催するだけでなく、協会のホームページなどで広く周知し、市民の皆様等からのご意見をいただいて、事業に反映させていきたいと考えています。

表 10.1-5(1)　説明会（第４回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	輸送計画	渋滞予測には、博覧会に従事する工事関係者や従業員等の通勤車両は考慮されているのか。 瀬谷駅から会場までは、歩きか自家用車しかないと考えるが、どのような形で通勤するのか。	工事関係者や従業員等については、輸送計画の中で考慮されていますが、通勤の時間帯までは整理できていません。詳細については、今後の検討となりますが、通勤には公共交通の利用を中心に考えています。 なお、現状でも細谷戸団地までのバスはあるので、今後、事業者との調整等も考えていきます。
B	その他	公園整備事業に対して意見書を提出したが、博覧会の環境影響評価には反映されないのか。 予測・評価で活用した調査結果は、どんなデータを使ったのか。 土地区画整理事業や公園整備事業とは、同じ場所で同様の工事をするのに、情報共有できているのか。	公園整備事業に対する意見書は、本博覧会の環境影響評価への意見書としては取り扱えません。 土地区画整理事業や公園整備事業での調査結果を活用しています。また、景観など本博覧会が独自に調査を行ったものもあります。 本博覧会では、横浜市と情報共有しながら事業を進めています。
C	対象事業の計画	施設配置計画図は、開催中の博覧会のレイアウトを示しているのか。 主な環境配慮事項及び公園に引き継ぐ施設の図は、博覧会開催後のレイアウトなのか。	施設配置計画図については、開催中のレイアウトを示しており、主な環境配慮事項及び公園に引き継ぐ施設の図については、開催後に公園に引き継ぐ施設等を示しています。 園路の形状や配置など詳細については、引き続き、検討を進めているところです。
D	対象事業の計画	協会の理事・幹事から、この場所の自然を生かした博覧会にしてほしいという意見があったようだが、この意見は反映しているのか。	本博覧会では、現況の自然を生かした整備を計画しています。
	その他	横浜市の「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」の意見募集では、何も作らず現状の自然を生かしてほしいという意見が最も多かった。横浜市は、博覧会やテーマパークは基本計画で決まっているので、意見は取り入れないと回答していた。 開催を望んでいない市民が一定数いるので、博覧会協会は、規模の縮小、場所の変更、開催の延期など、横浜市に対して、市民の不安を払拭するような意見を言えないのか。	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」については、将来のまちづくりについて、横浜市が意見募集したものであると認識しています。 本協会としては、対象事業実施区域で国際園芸博覧会を開催することを想定しています。

表 10.1-5(2)　説明会（第４回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
B（再質問）	植栽地管理計画	海外からの植物は、どのように管理をするのか。 法令等を遵守するということだが、適切、慎重ということに関して、市民の認識とずれがあると感じる。具体的にわかりやすく示してほしい。	海外からの植物については、関係法令等に適合した適切な管理を行います。 ご要望については、ご意見として承りました。
E	その他	説明会について、４日間連続で全て夕方からの実施はやめてほしい。土日は日中で、一般の方も来られる時間帯にしてほしい。	会場確保の都合により、このような日程となりました。 ご要望については、ご意見として承りました。
	輸送計画	自家用車について、北側から６割・南側から４割と想定して予測できないか。渋滞を起こさない来場者数として、500万人程度を前提として環境影響評価をやり直してほしい。	首都圏での開催であることを考慮し、有料来場者数を1,000万人以上と想定しており、北側からの来場車両が多くなると予測しています。根拠のない割合で予測することはできません。
	生物多様性	公園整備事業の環境影響評価によると、調整池４は、水が涸れてしまうので、生き物は死滅してしまう。	調整池４は横浜市が、生物の生息・生育に寄与するものを整備することになっている。 本博覧会では、横浜市が整備したものを保全・活用するということになります。
A（再質問）	その他	条例による説明会はもうないのか。 環境影響評価に関わらず、今後、国際園芸博覧会として、市民に対する説明会は行われるのか。横浜市の事業も含め、３事業を通して説明してほしかった。	条例に基づく環境影響評価に関する説明会はありません。また、現時点で博覧会協会として予定している説明会はありません。 ご要望については、ご意見として承りました。
C（再質問）	対象事業の計画	駐車場・バスターミナルは、全てアスファルト舗装にするのか。開催後はどうなるのか。	駐車場・バスターミナルの舗装については、できるだけ透水性を確保することを想定しています。開催後は速やかに解体・撤去して、横浜市の土地区画整理事業に返還することになります。
B（再質問）	輸送計画	徒歩等で来場する人は、６パーセントと記載されているが、どこを起点に会場にアクセスするのか。周辺の地域とは、どのくらいの距離を想定しているのか。 歩道が非常に狭いので、混雑して安全性が損なわれることを心配している。	過去の博覧会の傾向などを踏まえて、周辺の地域から徒歩等で来る割合を推計しています。 周辺地域については、一般的に徒歩等で来場できる距離を想定しています。 徒歩による来場については、周辺の整備された歩道を想定していますが、安全に来場できるよう、引き続き、検討していきます。

表 10.1-5(3)　説明会（第４回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
F	その他	条例に基づく説明会はこれで終わりということだが、事業計画を見直したうえで説明会をやり直してほしい。 評価書の前にも説明会を開催してほしい。博覧会だけでなく、関連３事業が連携して説明会を開催してほしい。	横浜市の条例に基づいて手続きを進めており、説明会をやり直すことは考えていません。 今後は、縦覧期間中の意見書や、審査会でのご意見を踏まえ、事業計画に反映し、評価書としてとりまとめ、公告・縦覧することになります。
G	地域社会	開催時の交通量を予測する際は、道路拡幅や交差点改良などを考慮しているのか。 地点２の近くに事業所があるが、工事中の需要率が限りなく1.0に近い予測となっている。これは最大の値なのか。 出退勤時間をずらすと記載されているがどういうことを想定しているのか。	開催時における道路の整備状況等を考慮して予測・評価を行っています。 工事中の需要率は、一般の交通量が最も多い時間帯に、工事用車両の台数を考慮して予測しています。 混雑を緩和するため、工事の従事者に時差を設けて出退勤を働きかけることを想定しています。
H	その他	博覧会協会が開催した共創キックオフミーティングでは、植物の出展料が無料になっていたのはなぜか。	キックオフということで、一例を示しているものであり、今後、詳細について検討を進めていきます。
B（再質問）	水循環	和泉川流域は、直前の天気によって流れや流量が変わるような環境である。杭を打つのが少ないから影響はないと言われても、納得いかない。 和泉川の周辺は、東京湾と相模湾の分水界であり、起伏を変えることによって影響が出ることを懸念している。	建築物はレンタル・リースとし、帯水層を遮断するような規模・深さの基礎を設置することは想定していません。 本博覧会の整備では、大規模な造成は行わず、現況の地形を活かすため、影響は少ないものと考えています。

10.2 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「２０２７年国際園芸博覧会　環境影響評価準備書」に対し、43 通の意見書（延べ意見数 77 件）が提出されました。意見項目と意見数は、表 10.2-1 に示すとおりです。

意見の内容と事業者の見解は、表 10.2-2（1）～（44）に示すとおりです。なお、整理にあたっては、意見書は原則として原文を記載していますが、個人情報等は「(伏字)」と表現しています。新聞の切り抜き、写真等は、著作権保護の観点から掲載していません。また、内容を可能な範囲で項目別に分類し、整理しています。

なお、「事業者の見解」において「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」は、「土地区画整理事業」、「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」は、「公園整備事業」とそれぞれ記載しています。

表 10.2-1　意見項目と意見数

意見項目		意見数
事業計画	事業方針	9 件
	会場計画	9 件
	運営計画	8 件
	輸送計画	13 件
	関連事業との関係	1 件
	施工計画	2 件
環境影響評価	生物多様性	4 件
	水循環	5 件
	地域社会	7 件
	環境影響評価手続	3 件
その他	説明会	5 件
	中止の要望	5 件
	誘致の経緯	2 件
	会議の公開	1 件
	事業評価	1 件
	情報提供の依頼	1 件
	道路整備	1 件
合計		77 件（意見書 43 通）

注１：複数の項目に該当する意見があるため、各項目の意見数の合計と　延べ意見数の合計は一致しないことがあります。

表 10.2-2(1)　意見書の内容と事業者の見解(1)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	事業方針	花博のために上瀬谷の環境を破壊しないでください。 今ある自然を残すため樹木の伐採をしない 川をコンクリートで埋めない 花博を中止または最小限の規模で実施する 横浜市はみどり税までとって緑の手入れをしているのに、なぜ花博で環境破壊しようとするのですか？テーマパーク作るための地上げですか？利権はやめてください。 手付かずの自然は未来のために残すべきです。たった６ヶ月、しかも横浜市のはじっこという辺鄙な場所でディズニーランド並みの集客は無謀です。 上瀬谷は今ある自然を残してください。 テーマパークではなく自然公園やキャンプ場にするといいです。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。有料来場者数については、過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから１千万人を想定しています。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、相沢川は暗渠になりますが、将来公園となる区間は、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 なお、本博覧会の開催後は、横浜市はテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を目指し検討を進めています。
事業計画	事業方針	デザインとコンセプトの問題だと思います。 豊かな自然と調和するSDGsに則った花博にして欲しいと思います。 コンクリートに囲まれたテーマパークのような博覧会はうんざりです。 土と草のにおいがする中で、世界の色々な花が見られたら最高だと思います。 そして、木陰にテーブルと椅子があり、アイスコーヒーを飲んだりソフトクリームを食べたりできれば、とっても楽しい休日を満喫できるのでは？ バリアフリーにも配慮してほしいです。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 会場整備については、多くの来場者・利用者が安全で快適に博覧会を楽しめるよう、園路や建物などのバリアフリーに配慮します。 なお、本博覧会の運営等に関するご要望については、ご意見として承ります。
事業計画	事業方針	瀬谷の素晴らしい自然環境と桜並木を花博のために損なうことは本末転倒です。都会の近くに残された豊かな自然は金銭に換えられない貴重な価値を持っています。丸ごと保全して将来の世代に引き継ぐことが地球環境と次世代に対する現在の市民と行政の責任と考えます。自然環境や桜並木を破壊して行う花博などあまりにも馬鹿げています。公共の財産を損なって一部の企業が利益を上げるそのような事業を行政が後押しし、税金を使うことは市民への背任であり許されません。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 （次ページに続く）

表 10.2-2(2)　意見書の内容と事業者の見解(2)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	事業方針		（前ページからの続き） 本博覧会協会としては、適切な運営により、魅力的で上瀬谷らしい博覧会にして、多くの方にご来場いただき、ご満足いただけるよう努めてまいります。 なお、海軍道路（環状４号線）の桜並木については老朽化が進んでおり、横浜市が植え替えによって再生を進めると聞いています。
事業計画	事業方針	花博だけでなく、関内駅前の高層ビル建設にしても、 大規模な再開発で地域振興を図る方法は、効果の期待できない時代遅れのやり方になっている。 一部の企業の目先の利益のための計画は即刻止めて、地に足の着いた市民の暮らしを豊かにする持続可能な方法を根本から考え直すべきだ。 ここにつぎ込む巨額の予算があるなら、公共交通の整備・運賃値下げなどに使った方が「自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造」ができるのではないか？ そもそも緑地をつぶして「花と緑のあふれる暮らし」を謳ったイベントを開催するなど矛盾している。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 本博覧会協会としては、適切な運営により、魅力的で上瀬谷らしい博覧会にして、多くの方にご来場いただき、ご満足いただけるよう努めてまいります。 なお、本博覧会の開催後は、横浜市は公共交通の整備を含め、テーマパークを核としたまちづくりを目指し検討を進めています。
事業計画	事業方針	「2.6生物多様性の保全」には「本博覧会では、生態系の中心である植物の自然資本財としての多様な価値を再認識、活用するとともに、自然との共生や時間・空間を含めたシェアがもたらす幸福感を可視化することを目指しています。」とあります。しかし、博覧会の会場を作るために、もともと現地に存在している生態系を壊すことに変わりはありません。環境に不可逆的な損害を与えてまで、持続が不可能な博覧会を開く必要が果たしてあるのか疑問に感じます。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。

表 10.2-2(3)　意見書の内容と事業者の見解(3)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	事業方針	グリーンインフラの考え方に強い違和感を抱いている。 ①旧上瀬谷通信施設地区の自然環境特性の継承と向上 まとまりのある樹林や、谷戸地形、生息する生物といった既存の自然環境をできる限り保全・活用し、さらにそのポテンシャルを向上させます。また、コモンズ等で体現する自然との共生の場、自然を通じたコミュニティ形成の場の基盤を形成します。 計画に当たっては、微細な地形分析による流域と水系の保全と活用、既存樹木の保全や雨水浸透を生かした緑陰や施設の配置、環境シミュレーションの実施による会場内温熱環境の把握と卓越風の活用などについての検討を行い持続可能な都市基盤のモデルとなる会場をつくります とあるが、これまであった谷戸地形などは、先行する土地区画整理事業の方で、相沢川は暗渠化され切り回され、ほとんど跡形なく造成（盛土・切土）がなされ、水田などもなくなる。既に改変された場所を利用するに過ぎない事業者が、積極的に既存の自然環境をできるだけ保全活用し、さらにそのポテンシャルを向上させる機会はないはずである。 従って、この部分は削除していただきたい。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、相沢川は暗渠になりますが、将来公園となる区間は、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 ご要望については、ご意見として承ります。
事業計画	事業方針	[２]横浜市民の声、特に近隣住民の声を聞いて計画に反映させて欲しい。説明会では現状の自然を残したいという意見が多かった。区画整理事業での全面的改変の後では環境の保全はできないことは明白であるにも関わらず、影響は小さい、環境は保全される、など無責任な答弁ばかりであった。今からでも環境保全の見地から、花博の縮小を含めた計画の全面的見直しを市に働きかけて欲しい。	横浜市の環境影響評価条例では、事業者自らが対象事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させることになっています。 本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、この準備書意見見解書についても、公告・縦覧されます。また、過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから、本博覧会は適切な規模であると考えます。多くの方々に来場していただけるよう、機運の醸成と魅力的なコンテンツ作りなどに取り組んでいきます。
事業計画	事業方針	[６]CO2を削減し地球温暖化を止めようという声は日増しに大きくなってきている。それと逆行するような、例えば、樹木を伐採し、草地を消滅させ、水循環を改変する花博は花博の精神に反するのではないでしょうか。そうならないように、できれば花博の縮小、園芸種ではない野生植物の博覧会、自然保護区のような博覧会にするように今から舵を切ることはできないでしょうか。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。相沢川と大門川については、本博覧会の開催までに暗渠になると聞いています。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、相沢川については、将来公園となる区間は、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな （次ページに続く）

表 10.2-2(4)　意見書の内容と事業者の見解(4)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	事業方針		（前ページからの続き） 植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 本博覧会では環境影響評価項目として水循環（湧水の流量、河川の流量）を選定し、本博覧会の整備前と開催中の雨水流出量の変化について算出し、予測評価を行っています。 なお、本博覧会の運営等に関するご要望については、ご意見として承ります。
事業計画	事業方針	意見2　「対象事業の目的及び基本認識(環境影響評価準備書準説明会資料P9)」を数段階ブレークダウンすべきである 補足2.1　「地域・経済の創造」はアクセス拠点・会場に至るルートごとに明確にすべきである。会場内と地域は分けて考えるべきである 補足2.2　「社会的な課題解決への貢献」は交通集中など予想される負の課題を含むべきである 補足2.3　会期終了までに実現できる課題、会期終了後も継続する課題を明確にすべきである 添付１：「環境影響評価準備書説明会資料」P9、（本文「環境影響評価準備書準」P2-4） 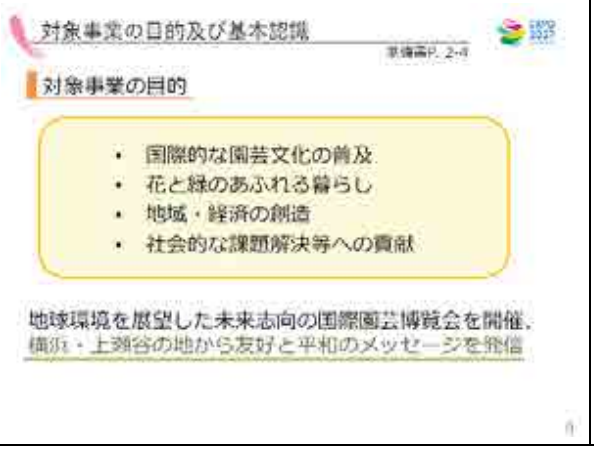	国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催します。

表 10.2-2(5)　意見書の内容と事業者の見解(5)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	会場計画	開発計画の総論では「開発対象地域の自然が非常に貴重なもの」と捉え保全することを謳っています。これは大変妥当であり敬意を表します。しかし、実際に打ち出されている計画では、あまりにもその言葉に合致しない内容になっていると言わざるを得ません。 自然保全を考える時、水は重要な要素であって、私たちヒトにとっても植物は勿論、野生の生物にとっても生きていくうえで水は必須であります。 水に関連したことについて3点の具体的要望があります。 1点目、相沢川を多自然工法等により、これを「より自然度の高い川」に改修すべきと考えます。 川の暗渠化では川は死んでしまいますし、多額の工事費がかかります。現在の相沢川は3面コンクリートです。多自然工法等により、これを「より自然度の高い川」に改修すべきです。幸いにも相沢川の源流域は現在も谷戸の状態が保たれていて、比較的安定した水の供給が可能です。 2点目、『環境保全ゾーン』に水田を設定して頂きたい。大谷戸は瀬谷区最後の水田のある谷戸です。私たちは14年に亘って「冬みず田んぼ」で稲作を行ってきました。水田は豊かな生態系を生み出し、日本の原風景・谷戸としても貴重であり、「環境教育」の絶好のフィールドにもなります。「賑わいゾーン」の水田とともに『環境保全ゾーン』にも水田を設置してください。 3点目、開発対象の全域にわたって雨水の浸透を図ってください。私は約20年間、毎日東山の水辺で和泉川の水位を中心に、水質調査・水生生物観察を続けています。近年の激しい異常気象にも影響されて水位が非常に不安定になり、それに従って生物多様性が弱まっています。東山の水辺では本年2月、「瀬切れ」が14日、「干上がり」は8日もありました。この地域の河川水のおよそ半分は開発対象地域からの湧水です。開発対象の全域にわたって雨水の浸透を図ってください。さらに計画されている「日本庭園」は池のある庭園としてください。それにはホトケドジョウ等和泉川源流域に生息する魚類も生息できますし、池から地下水脈への浸透だけでなく和泉川水位が低下したときには放流も可能になります。 （次ページに続く）	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、相沢川は暗渠になりますが、将来公園となる区間は、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。具体的な整備内容については、横浜市が検討を進めていると聞いています。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、環境影響評価項目として開催中の水循環（河川の流量）を選定し、予測評価を行っています。本博覧会の駐車場や園路などの施設整備では、できる限り雨水を地下に浸透させるよう努めます。 なお、主催者庭園や参加者庭園等の具体的な整備内容については、引き続き、検討を進めていきます。ご要望については、ご意見として承ります。

表 10.2-2(6)　意見書の内容と事業者の見解(6)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	会場計画	（前ページからの続き） 湧水は森から供給されます。涵養林としての森の再生は必須です。どんぐり苗などの植樹などで、多くの横浜市民が森再生に参加できるようになります。 瀬谷区の「災害用井戸」の水も瀬谷区で最も海抜の高いこの地域から供給されています。 地球レベルで異常気象が発生している現在、環境問題は単なる理想論ではなく、対処すべき今日的な重要課題になっています。 次世代のために、より良い自然を引き継いでいきたいものです。	
事業計画	会場計画	◎細谷戸地区から　歩行者が歩いて入場出来る入口をお願いします。 ◎今でも　散歩してる　健康の為に　お願いします。歩く人がいます。 ＜関連する添付資料を、巻末５に掲載＞ ◎旧上瀬谷通信施設７７年前日本の基地でした。◎細谷戸地区私たち住民永く住んでます。 ◎道路整備が悪く排水も詰まり、事故事件と毎日が苦しんでます。 ＜関連する添付資料を、巻末６に掲載＞	対象事業実施区域の周辺については、本博覧会の開催までに横浜市が道路の整備を実施することになっており、歩道や排水施設等も整備すると聞いています。 なお、入口の設置など、本博覧会に関するご要望については、ご意見として承ります。それ以外のご要望については、横浜市をはじめとする関係機関等にお問い合わせください。
事業計画	会場計画	会場計画に関して 準備書ｐ.2-22 「現存する草地環境の保全・活用区域」が小さすぎます。 今（2023年12月）ならまだ、横浜市の土地区画整理事業・公園整備事業で破壊されていない草地がたくさんあります。 今からでも、「SDGsに反する、国際園芸博覧会」といわれないために、 横浜市に土地区画整理事業と公園整備事業の見直しを求め、アセスをやり直して、 真にSDGsに叶う花博にすべきと意見します。 グリーンウオッシュ花博なんて、横浜市民として恥ずかしい。 どうか、上瀬谷の自然を、花博協会として守る方向に横浜市を動かしてください。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 本博覧会については、横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めています。横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業の環境影響評価手続は完了しています。

表 10.2-2(7)　意見書の内容と事業者の見解(7)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	会場計画	長年この地域で野鳥観察をしてきて、瀬谷の基地跡地は開発するべき場所ではなく、奇跡的に残された保全するべき緑地であると私は捉えています。自宅の郵便受けに投げ込まれていた「2027年国際園芸博覧会環境影響評価準備書の概要等について」を読みました。ずいぶんいろんなことを考えておられるのだなと感心しました。これで実際に生態系への影響が軽減される（影響があることは確かということか）のかどうか私にはわかりませんが、気づいたことを書きます。 ・駐車場について(p.2－p.3, p.8, p.12) 6000台分の駐車場は大きすぎます。「駐車場内に滞留できるスペースを確保する」と書かれていますが、そんなにたくさん来たら、駐車場へ行く前に渋滞で大変です。「駐車場の事前予約を導入する」ならもっとずっと狭い駐車場で足ります。上限台数を減らし、車で来ないように伝えればいいです。 「できる限り透水性の素材で構成するなど、雨水の地下浸透量の確保に努める」と書かれていますが、踏み固められた土は水の浸透を阻みます。これだけ広範囲の土をなぜ覆い隠してしまおうとするのか、どうして土を生かそうとしないのか理解できません。それに「開催後に撤去する」のであれば狭いほうが効率がいいです。 将来やるかもしれないテーマパークを見据えての開発なら、度を越した見切り発信です。まだ決まっていないはずです。もしテーマパークにするなら農業に関するものにしてはどうか、というような要望が何年か前に日本野鳥の会神奈川支部から出ていたと思いますが、どうなりましたでしょうか？私はこの件には関係していませんが、要望には賛同します。人間が人間らしく生きていくために、今いちばん必要なテーマだと思います。	本博覧会の駐車場については、会場隣接駐車場として自家用車と団体バスを合わせて約6,000台分を設置する計画で検討しています。また、多客日等においては、自家用車を駐車する会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）を約4,000台設置して、会場外駐車場と会場を往復するシャトルバスを運行する計画です。本博覧会としては、過去の園芸博覧会の実績等を参考にしながら、パークアンドライド駐車場を含めて駐車場を予約制にするなど運営方法等を工夫することで、しっかりと対応していきます。 横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。輸送計画については、渋滞を回避、低減できるよう、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。 本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。本博覧会では環境影響評価項目として水循環（湧水の流量、河川の流量）を選定し、本博覧会の整備前と開催中の雨水流出量の変化について算出し、予測評価を行っています。 駐車場・バスターミナルの舗装については、できるだけ透水性を確保することを想定しています。開催後は速やかに解体・撤去して、横浜市の土地区画整理事業に返還することになります。 なお、本博覧会の開催後は、横浜市はテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を目指し検討を進めています。本博覧会の運営等に関するご要望については、ご意見として承ります。

表 10.2-2(8)　意見書の内容と事業者の見解(8)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	会場計画	2027年国際園芸博覧会環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見 10月下旬のNHKの時論公論という番組で、大阪万博についてとりあげていましたが、その中で環境に配慮し成功した2005年愛知万博のことが引用されていました。当時、博覧会国際事務局(BIE)は、“現代社会の要請に応えられる今日的なテーマ”を掲げ、地球規模の課題解決の場にと博覧会の位置づけを変えました。これを受け開かれたのが2005年愛知万博です。開催予定地でオオタカの営巣が確認され開催への反対運動もあり、会場面積を大幅に縮小、“環境問題への対応”を打ち出しました。この自然の叡智テーマの「環境万博」は、目標を上回る来場者数となり、BIEは「祝意と賛辞」を宣言、高く評価しました。番組では、万博の意味を本質的に掘り下げ、開催の意義を説明することこそ、今求められているとしています。2027年国際園芸博覧会開催地とその周辺には、豊かな自然環境と生態系が残っていることが環境影響評価準備書でも確認されており、それを守りさらに広めていくきっかけの国際園芸博覧会のはずです。以前、林市長時に「開発のための起爆剤」と国際園芸博覧会を位置づけ、開催後はテーマパーク建設が予定され、関連して道路建設も予定していることには大いに抵抗を感じます。国際園芸博覧会は人の手で緑・植物を育む国際園芸協会の博覧会と理解します。自然破壊が世界的にさけばれる中、博覧会の準備から後片付け、その後の土地利用に至るまで、行っていることが緑を育み自然を守ることにつながるのか、常にそこに立ち返って考えることが必要です。また、そうした具体的取り組みをしていることを人々に知らせることも必要です。この趣旨から以下の意見を述べます。 ○まず、多種の絶滅危惧種、豊かな自然環境・生態系保護の観点から、愛知万博同様、規模の縮小・開催地面積の縮小を求めます。 草原地帯の周辺に大量の箱物があり、時論公論でも指摘されていましたが、現在は世界各地で新技術等の見本市が開かれ、広く報道されたり、インターネットでも見ることができるので、自然を破壊してまで大量の箱物をつくるのは時代遅れのやり方で、箱物を最小限に抑え、現存する緑を残してください。 （次ページに続く）	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから、規模は適切であると考えます。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では、展示植栽等への薬剤等の使用はできるだけ抑制します。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 また、駐車場等については、透水性・保水性・遮熱性舗装等を可能な限り導入してヒートアイランド現象の抑制に向けた取組を進めるとともに、植栽等による修景を行って、緑化に努めます。 本博覧会の対象事業実施区域については、横浜市の土地区画整理事業により土地の改変等が実施され、横浜市が保全した緑地や本博覧会で整備する現在の草地環境を保全した広場等を除き、造成地の状態となっています。隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とします。 なお、建築物の高さや本博覧会の運営など、ご要望については、ご意見として承ります。道路の通り抜けなど、それ以外のご要望については、横浜市をはじめとする関係機関等にお問い合わせください。横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業の環境影響評価における事後調査では、生物多様性に関する調査を行うことになっています。

表 10.2-2(9)　意見書の内容と事業者の見解(9)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	会場計画	（前ページからの続き） 草原地帯周辺部の箱物によって猛禽類やキジ、小鳥類が狩や身を隠すのに利用している多数の樹木が伐採されてしまうと、人間にとっても台風などの暴風や冬の北風、夏の直射日光などをさえぎるものがなくなってしまうことにもなります。箱物を抑え緑を残すことは、博覧会国際事務局(BIE)の意思にも沿い、現在の資材高騰や労働力不足の状況にも寄与すると考えます。箱物の予定地になっている環状4号線沿いから広場の南部、東部にかけて植えられている木々や、広場の北から東へ植えられている木々や林の塊は草原地帯と同様に残してください。 庭園・園路についても同じようなことが言え、インターネットでCGでつくった庭園を紹介したり、VRゴーグルで見ることは十分できると思うので、大規模な庭園、大量の庭園や園路はやめ、横浜市内最後の草原地帯と草原性生物の生息環境を残すとともに大量の資材や労働力を必要としないことが、今日的なやり方だと思います。 このような工夫をすることで、広大な駐車場や道路建設も必要なくなり、貴重な自然や原風景を残してください。 ○農薬には配慮する予定のようですが、農薬は使用しないでください。猛禽類の保護、生態系全体を保全してください。 ○駐車場を小さくし植生を施してください。 駐車場を小さくし公共交通機関やシャトルバスの利用を勧めることもAIPH(国際園芸家協会)が主催者に求めるサステナビリテイ(持続可能性)戦略に応えることになります。また、設置することが必要な箱物については駐車場面積の中へ移設することで現存する緑を残し、やはりサステナビリテイ(持続可能性)戦略にも応えることになります。同時に駐車場の地面は舗装せずヒートアイランド化しないよう工夫し、植生のある形にしてください。 ○園路はP,2-24の地図に青線で表示されている「来場者の主動線」のみに限定し広大な草原地帯を残してください。 大量の園路を草原地帯に張りめぐらせると、ヒバリ、キジ等の繁殖・生息、猛禽類の狩等に被害を与え、生態系全体の破壊につながります。 ○大量の人々を一挙に草原地帯に流入させないでください。営巣地はヒナが巣立つまで立ち入り禁止区域にしてください。 （次ページに続く）	

表 10.2-2(10)　意見書の内容と事業者の見解(10)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	会場計画	（前ページからの続き） 大量の人々をなんの制限もなく草原地帯に流入させると、生物の生息・繁殖・狩、生態系自体に大きなダメージを与えます。草原地帯への散策人数を季節(時期)時間帯などで制限するなど草原地帯への流入人口数を抑える方策を実施してください。これにより、猛禽類の狩やキジや小鳥類の子育てなどができ、共生可能にしてください。 具体例　草原地帯への散策時間は、正午～午後3時まで(夏季5月下旬から8月下旬は午後4時まで)など、鳥類が活動的な時間帯は避けるようにする。 また、草原内に営巣している場所は巣立つまで人が近寄れないように立ち入り禁止区域にする。 〇道路について。国道16号から南へ伸び細谷戸ハイツの東側へ抜ける道路は細谷戸ハイツの北東部のあたりで通り抜けできないように見えますが(P2-19　図2-6など)、ひきつづき車、オートバイの通り抜けができないようにしてください。 この場所は細谷戸ハイツ北側にある草原地帯と東側にある草原地帯とを結びつけるとても重要な場所で、キジや哺乳類などがどちらの草原地帯にも往来できるようにできるだけ面積を広くとり、緑化して生物が身を隠し安心して往来できるようにしてください。あるいは車等を通すなら地下を通してください。 また、準備・片付け時、同じ道路の国道16号から入り南へ伸びる部分を建築資材等の運搬にも使う予定のようですが、オオタカやフクロウの生息、繁殖に影響がないか再確認をお願いします。 〇草原地帯に高い建造物、電線を建てたり敷設することはやめてください。猛禽類の狩などに支障をきたします。 地図中の建物の高さ、電線については準備書では確認できなかったのですが平屋を基本とし、電線は地下を通してください。 〇テーマ「幸せを創る明日の風景」について。多くの人が、上瀬谷通信施設の跡地とその周辺の自然をそのまま残してほしいと願っています。自分の愛する自然や風景、猛禽類などの生き物を追い立てられ、だめにされるようなことをされて、いくらきれいな庭園を見せられても幸せではありません。CG、インターネット、VRゴーグル等の活用により、自然や生物にダメージを与えないでください。	

表 10.2-2(11)　意見書の内容と事業者の見解(11)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	会場計画	①基本方針を「自然環境重視の博覧会」としてください 準備書を見ると、開催地とその周辺は多種多数の動植物が確認され、草原を中心とした独特で豊かな生態系が残っている貴重な自然環境であると認識しています。 2005年に行われた愛知万博では開催地における希少種オオタカに配慮しメイン会場の位置の変更や開発面積を縮小し、大きく環境に配慮した形で行われました。その結果540ヘクタールが切り開かれる予定だった里山は保全され、現在「海上の森」として愛知県を代表するような多様な生物が生息する都市近郊林として市民に親しまれています。これを手本として、開催方法及び跡地利用について「自然環境重視(生物多様性の保全を重視)の花博」としてください。 ②生態系保全ゾーンを設けてください。 生態系への影響を考慮すると計画地の中に生態系保全ゾーンを設置することが望ましいと考えられます。準備書の「図2-4　旧上瀬谷通信施設地区の土地利用計画と本博覧会の区域」によれば保全ゾーン(人が立ち入らない区域)の設置がありません。集客の分散、駐車場の縮小などの工夫で使用面積を縮小し、生態系保全ゾーンを設置してください。 ⑥和泉川源流を保全してください。 現在庭園が計画されている地区は和泉川の源流部でもあります。下流の自然環境への影響も大きい地区です。大規模な庭園は源流部の自然環境を大きく損なうものと思います。自然環境の保全を重要課題として日本人の原風景でもあり、また生物の多様性にもつながる里山環境(草地・小川・雑木林・場合によっては水田など)をデザイン(保全・創造)してください。また除草剤などの農薬は河川への影響を考慮して使用を避けてください。 以上　日本野鳥の会神奈川支部　(伏字)	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから、規模は適切であると考えます。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域において、新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会では、この創出した範囲は、生物の生息・生育環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とします。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。また、本博覧会では、展示植栽等への薬剤等の使用はできるだけ抑制するとともに、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 なお、本博覧会のテーマは「幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～」です。本テーマには、一人ひとりが心に「幸福感を深める」ための種を自分の意志で蒔き、これを人や環境との関わりの中で育み、生命力にあふれ、個性豊かに、多彩な花を咲かせること、それが豊かさを深める社会の風景である、という思いを込めています。また、テーマを展開し、具現化するための切り口として、４つのサブテーマを設定します。

表 10.2-2(12)　意見書の内容と事業者の見解(12)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	会場計画	③恒久的な大型建造物は極力少なくしてください。 紙準備書「図2-6会場区域内の施設配置図」には営業施設など現在は草原環境をとなっている地区に多くの建造物が計画されています。草原はこの地域の自然環境の特徴でもあります。自然環境を重視した跡地利用の観点から恒久的な建造物は避けてください。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。本博覧会で整備する施設の多くは仮設施設であり、公園整備事業で整備する建築物や園路等を除き、本博覧会開催後、速やかに撤去し、横浜市に返却します。また、本博覧会で整備した植栽等の施設の一部は公園に引き継ぎます。駐車場、バスターミナルについては、会場区域と同様に、横浜市の土地区画整理事業による造成、基幹インフラ等の整備が完了した後、整備を行い、本博覧会開催後、速やかに撤去し、横浜市に返却します。
事業計画	会場計画	④駐車場を縮小してください。 駐車場が必要以上に広いと感じます。上記した草原環境に予定されている建造物を駐車場予定地に移し駐車場の面積を縮小してください。また同時に自然環境に配慮し駐車場は舗装せずヒートアイランド現象を引き起こさないよう工夫し、公共交通機関やシャトルバスの利用も勧めてください。	過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから、駐車場も含め、本博覧会の規模は適切であると考えます。会場周辺の混雑緩和のため、会場隣接駐車場に必要台数を確保するとともに、来場者へ公共交通機関の利用を促進します。駐車場については、会場隣接駐車場として自家用車と団体バスを合わせて約6,000台分を設置する計画で検討しています。また、多客日等においては、自家用車を駐車する会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）を約4,000台設置して、会場外駐車場と会場を往復するシャトルバスを運行する計画です。過去の園芸博覧会の実績等を参考にしながら、パークアンドライド駐車場を含めて駐車場を予約制にするなど運営方法等を工夫することで対応していきます。 また、駐車場等については、透水性・保水性・遮熱性舗装等を可能な限り導入してヒートアイランド現象の抑制に向けた取組を進めるとともに、植栽等による修景を行って、緑化に努めます。
事業計画	会場計画	⑤現状の植生を保存してください。 現状の植栽や樹林を保存してください。主に環状4号線沿いから広場の南部、東部にかけての植栽、広場の北から東の植栽や樹林です。 これらの樹木は建造物の設置場所や駐車場の南部になってしまう予定のように見えますが、鳥類(小鳥類、猛禽類、キジなど)が身を隠し休息する場所にもなっています。大量の建造物をなくし、現状の植栽や樹林を残すことは持続可能性の取組でもあり、ヒートアイランド現象を防ぐことにもつながります。	本博覧会の駐車場・バスターミナルについては、横浜市の土地区画整理事業により土地の改変等が実施されますが、横浜市は現況の樹木等はできるだけ保全すると聞いています。

表 10.2-2(13)　意見書の内容と事業者の見解(13)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	運営計画	③（その他）　準備書１０章の「表１０．１－４（４）質問者Ｌ項目その他」で、環境への影響が大きいとなれば「環境影響評価の手続き」の中で市民や審査会の意見を踏まえて計画を改善していくと記述してあります。一方、「表１０．１－４（３）質問者Ｊ事業計画」での事業費の意見に対して「「建設費３２０億円、運営費３６０億円で試算しているが、引き続き精査する」と述べていますが、最後に「本博覧会の運営は本博覧会協会で行う事になっている」という文言が付け加わっています。大阪万博のように事業費が大幅に上振れしても、事業費の問題は同協会が対応し、横浜市民の意見を反映させる仕組みは作らないのですか。この園芸博覧会は国の事業だからというのであれば、有料入場者数が１０００万人に届かず、運営費に大幅な赤字が出た場合はもちろん、今後開催までの期間に行われるであろう様々な博覧会宣伝イベントへの市税の使用はやめてください。それらの費用は博覧会協会の責任で、国税なり会員企業からの強制寄付等で負担する策を早急に協会に考えさせてください。	環境影響評価は、事業者自らが対象事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。有料来場者数については、過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから１千万人を想定しています。事業費については、建設費には、国、民間、横浜市や神奈川県などの地方自治体が、それぞれ３分の１ずつ負担し、運営費は、主としてチケット販売が収入となります。本博覧会協会としては、適切な運営により、魅力的で上瀬谷らしい博覧会にして、多くの方にご来場いただき、ご満足いただけるよう努めてまいります。
事業計画	運営計画	会場計画（動線計画）に関して。 準備書p.2-24 来場者出入口が、一カ所しかありません。 多客日に10万人が訪れ、その日に関東大震災並みの大地震が起きた場合と、 パビリオンで火災が発生した場合の、避難計画はどうなっていますか？	２０２７年国際園芸博覧会基本計画（2023年1月）では、推進計画において、大規模自然災害や火災などのリスク管理について記載し、総合的な危機管理を目指していくこととしています。準備書に記載している会場区域内における動線計画図については、来場者の主動線及び出入口の考え方を示したものであり、具体的な緊急用動線については検討を進めているところです。準備書においても目的・用途に沿って来場者用動線、管理用動線、緊急用動線等に分けて整理することとしています。引き続き、全ての参加者が安心して参加できる博覧会の運営に取り組んでいきます。
事業計画	運営計画	2、いまのままの想定有料来場者数では、本当にそれだけ人が来たら大渋滞。 人が来なかったら大赤字です。 コロナ前の予測では危険です。 想定有料来場者数を見直し規模の縮小を求めます。 3、また、具体的な数字（後背人口が4000万人だから、ではなく）で有料来場者数の根拠を示して下さい。	有料来場者数の想定については、博覧会の規模や開催期間等を前提として、国内の地域ごとの居住人口、開催地までの距離、道路や鉄道などの交通アクセスの状況を総合的に考慮した、数学的な推計モデルに基づいた算定を行っています。多くの方々に来場していただけるよう、機運の醸成と魅力的なコンテンツ作りなどに取り組むとともに、適切な運営を行っていきます。 輸送計画については、横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。

表 10.2-2(14)　意見書の内容と事業者の見解(14)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	運営計画	事業者は来場者数を半年で1000万人と想定している。この想定により、当初に比べ駐車場バスターミナルの面積を大幅に増やすしかなく今回の準備書では計画上42.9haも確保しなければならない。会場区域に対して半分以上の57%、全体に対しても36%以上が駐車場関連のスペースである。ふつう考えれば自然豊かな駐車場などというものはないわけだから、この一事を見ても、環境への負荷が大きいイベントを計画していることが解る。そもそも、想定来場者数の確度とはいかほどのものなのであろうか？ これは、運営費を単価3000円程度の入場料で賄うためにはじき出された根拠のない数字なのではないだろうか？ 私の知り合いに聞いても、上瀬谷で計画されている園芸博のことを知っている人はまれである。開催されたら行くかと聞くと、興味ない、との答えである。我々下々の庶民にとって、このイベントは、認知度も訴求力も全然高くないのではないか？そこで第一の提案だが、まずは、しっかりした世論調査を実施して、どれくらいの来場者があるのか、把握してほしい。もちろん不確定性や、その時々の社会状況での変動はあるだろうが、それすらやっていないで、いきなり1000万人のイベント開催などやってはいけない。一方で1000万人を遥かに超える来場者が来ても、駐車場のキャパシティは超え、隣接道路の渋滞は必定、騒音など含め静かに暮らしている近隣住民への負荷は限りない。会場の南に隣接するのは団地を含めた普通の住宅街である。また、例えばシャトルバス運行などにおいては、現況の交通事情からかけ離れた現実味の低い想定による事前評価がなされているようにもみえる。一方、来場者が少ないと、赤字になり、その負担は最終的には市民に覆いかぶさることになるだろう。Y150がコケた事例も記憶に新しいところだ。どちらに転んでも、普通の生活道路に囲まれている上瀬谷に1000万人の来場者を想定するイベントに幸せな未来はない。 そこで、第二の提案は、入場料を3000円程度、等とせずに、もっと高額のイベントにして、入場者数を思いっきり絞り込めばよいのではないか？富裕層のみが金を落としてくれるイベントにして、開催規模をもっと縮小する（入場者数は現計画の1/10以下）のである。環境負荷を低減し、一方で赤字イベントにさせないための唯一の方法と考える。	本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。有料来場者数の想定については、博覧会の規模や開催期間等を前提として、国内の地域ごとの居住人口、開催地までの距離、道路や鉄道などの交通アクセスの状況を総合的に考慮した、数学的な推計モデルに基づいた算定を行っています。多くの方々に来場していただけるよう、機運の醸成と魅力的なコンテンツ作りなどに取り組むとともに、赤字とならないよう、適切な運営を行っていきます。 横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞や、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすような騒音は生じないと予測しています。 駐車場については、会場隣接駐車場として自家用車と団体バスを合わせて約6,000台分を設置する計画で検討しています。また、多客日等においては、自家用車を駐車する会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）を約4,000台設置して、会場外駐車場と会場を往復するシャトルバスを運行する計画です。本博覧会としては、過去の園芸博覧会の実績等を参考にしながら、パークアンドライド駐車場を含めて駐車場を予約制にするなど運営方法等を工夫することで、しっかりと対応していきます。 なお、本博覧会の運営等に関するご要望については、ご意見として承ります。

表 10.2-2(15)　意見書の内容と事業者の見解(15)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	運営計画	意見4　「表2-8:類似事例の実績(「環境影響評価準備書」P2-25)」に来場者数等を追記すべきである 補足4.1　来場者数(実績)を追記すべきである 補足4.2　入場料収入の予算・実績を追記すべきである 補足4.3　国外からの来場者数(予定・実績)を追記すべきである 添付１：「環境影響評価準備書」P2-25 	本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、準備書には同条例に基づく手続きを進めるうえで必要となる事項を記載しています。ご要望については、ご意見として承ります。
事業計画	運営計画	意見12　予算厳守で対象事業を実施すべきである 補足12.1　予算増大はより大きな環境破壊に通じると認識すべきである。現在の予算は何時のものか明確にすべきである 補足12.2　予算増大の可能性ある場合は、予算に納まるまで対象事業を縮小すべきである	本博覧会の事業費は過去の事例を参考に、課題を分析した上で、適切な収支運営が図られるよう収支計画を策定しています。また、想定入場者数を確保するために、多くの人に来ていただける魅力的な博覧会にするよう検討しています。 なお、事業費については、２０２７年国際園芸博覧会基本計画（2023年１月）において、会場建設費は320億円、運営費は360億円を見込んでいます。 ご要望については、ご意見として承ります。
事業計画	運営計画	・周辺環境に配慮した行催事の実施について(p.4) 地図で示された３カ所の周辺環境に配慮した行催事が実施される予定の場所のうち、いちばん右の円で囲まれた箇所は森に近すぎます。この周辺に「多数の来場者が長時間に亘って滞在する」ことを考え、ここは無いほうがいいです。 ・準備書にはありませんが下記が必要と思います 瀬谷市民の森や上川井市民の森の周辺と、p.5の地図で言う動植物調査地域内で打ち上げ花火をやらない 対象事業実施区域内の野猫の保護（横浜市や民間団体などの協力を得られると思います)	行催事等の具体的な内容はこれからの検討となりますが、環境への影響をできるだけ回避、低減できるよう適切なルールを設定します。 なお、本博覧会の開催後は、横浜市はテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を目指し検討を進めています。本博覧会の運営等に関するご要望については、ご意見として承ります。

表 10.2-2(16)　意見書の内容と事業者の見解(16)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	運営計画	国際園芸博覧会　構想 クラスA1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定) 参加者数1500万人 ・地域連携やICT(情報通信技術)活用などの多様な参加形態を含む ・有料来場者数:1,000万人以上 市民は、こんなに来ないと思っている。 ¨最上位の国際園芸博覧会(A1)¨オランダアルメーレ市(約60ha)¨2022年 約40ヵ国参加予定¨約200万人想定¨成長する緑の都市～Growing Green Cities～◆ 横浜市令和4年令和4年度予算第一特別委員会03月18日一12号 giji.city.yokohama.lg.jp/tenant/yokohama/MinuteView.html?council_id=889&schedule_id=13&is_search=false&view_years=2022 https://gikaichukei.city.yokohama.lg.jp/g07_Video_View.asp?SrchID=4870 ＜質疑の引用については、巻末４に掲載＞ 1000万人こなければ赤字になり市民に負担を負わせる。山中市長の答弁は無責任すぎる。これはBIEに申請を出す前。市長、市の幹部の責任は重い。 また土地の区画整備事業においても保留地の売買締結は花博後で、これでは、事業ができないのではないか。安く売られる可能性大。市の負担がいくらになるかわからない。 大阪と同じ。	有料来場者数については、過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから１千万人を想定しています。 本博覧会の事業費は過去の事例を参考に、課題を分析した上で、適切な収支運営が図られるよう収支計画を策定しています。また、想定入場者数を確保するために、多くの人に来ていただける魅力的な博覧会にするよう検討しています。 なお、横浜市はテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を目指し検討を進めています。
事業計画	輸送計画	シャトルバスの詳細を今後検討しているとしながら、交通量予測には大型車の時間帯別通行量が入っています。それを元にバス発着各駅に必要なバス乗り場の数や待機列の想定図は作れるはずにも関わらず準備書にありません。各駅滞留人数の予測もありません。 準備書の前段階で、市長意見書でも、環境影響評価審査会でも、輸送計画の詳細を求められていました。この準備書は横浜市の要求する水準を満たしていないので再提出してください。	環境影響評価準備書は、現時点で想定される来場者の予測等をもとに記載しています。また、横浜市環境影響評価審査会での意見等を踏まえ、シャトルバス発着駅におけるバス乗り場や待機場所の想定及び、滞留人数の予測については、環境影響評価書に記載します。輸送計画の詳細については、引き続き、道路管理者やバス事業者等との調整を進めています。なお、本博覧会については、横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めています。

表 10.2-2(17)　意見書の内容と事業者の見解(17)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	輸送計画	◎交通渋滞　減へらす ＜関連する添付資料を、巻末５に掲載＞	輸送計画の詳細については、引き続き、道路管理者やバス事業者等との調整を進めています。横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。輸送計画については、渋滞を回避、低減できるよう、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。
事業計画	輸送計画	輸送計画に関して。 準備書ｐ.2-29、30 多客日は自家用車が14300台とありますが、準備書ｐ.2-25，26には駐車場は自家用車が5400台とあります。 駐車場が足りないままに花博を開催することは、環境の保全の見地から重大な欠陥であると考えます。 来場者数の見直しをはかるか、駐車場が十分な台数を確保できない場合は、花博の中止、確保できるまで延期をすべきと意見します。 なお。 この意見があったにも拘わらず、現況計画のまま花博を強行し、大渋滞を招いた際は、責任は誰がとりますか。教えてください。	駐車場については、会場隣接駐車場として自家用車と団体バスを合わせて約6,000台分を設置する計画で検討しています。駐車場台数については、これまで日本で開催された３回の園芸博覧会（国際花と緑の博覧会、淡路花博及び浜名湖花博）の実績等を踏まえて、会場隣接駐車場は概ね2回転すると想定しています。また、多客日等においては、自家用車を駐車する会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）約4,000台設置して、会場外駐車場と会場を往復するシャトルバスを運行する計画です。本博覧会としては、過去の園芸博覧会の実績等を参考にしながら、パークアンドライド駐車場を含めて駐車場を予約制にするなど運営方法等を工夫することで、しっかりと対応していきます。 なお、横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。 ご要望については、ご意見として承ります。
事業計画	輸送計画	地域社会 準備書ｐ.6.10-65，66 シャトルバス乗り換えに関して。 鉄道駅における待機場所に関して、 「十分な待機場所を確保」 「約千人～３千人/時（想定）」 とありますが、三ツ境駅、瀬谷駅、十日市場駅を利用する市民としては、 「どこに数千人をバス待ちできる場所があるねん」と思います。 1、三ツ境駅はバスターミナル自体が狭く、１時間に数千人待機の場合、バスは一台50人くらい乗車として、捌くのに千人で20台のバスが必要です。仮に道路待機するにしても、真夏に数千人が涼しく待機できる場所はありません。もしあるというのでしたら図や写真で示してください。 （次ページに続く）	環境影響評価準備書は、現時点で想定される来場者の予測等をもとに記載しており、輸送計画の詳細については、引き続き、道路管理者やバス事業者等との調整を進めています。また、横浜市環境影響評価審査会での意見等を踏まえ、シャトルバス発着駅におけるバス乗り場や待機場所の想定及び、滞留人数の予測については、環境影響評価書に記載します。 ２０２７年国際園芸博覧会基本計画（2023年1月）では、推進計画において、猛暑などのリスク管理について記載し、総合的な危機管理を目指していくこととしています。引き続き、全ての参加者が安心して参加できる博覧会の運営計画となるよう取り組んでいきます。 なお、本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、やり直すことは考えていません。

表 10.2-2(18)　意見書の内容と事業者の見解(18)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	輸送計画	（前ページからの続き） 2、十日市場駅は通学時間帯はとても混みます。１時間に数千人待機の場合、バスは一台50人くらい乗車として、捌くのに千人で20台のバスが必要です。十日市場駅は、真夏に数千人が涼しく待機できる場所はありません。もしあるというのでしたら図や写真で示してください。 3、瀬谷駅のバスターミナルは日陰ですが、瀬谷駅周辺の道路は二車線が中心。春秋の「瀬谷フェス」「広場開放」「はらっぱ開放」において相沢周辺でものすごい渋滞に遭遇したことがあります。１時間に数千人待機の場合、バスは一台50人くらい乗車として、捌くのに千人で20　台のバスが必要です。日陰はありますが真夏に数千人が涼しく待機できる場所はありません。もしあるというのでしたら図や写真で示してください。 4、1～3、三駅に関して、真夏に数千人が涼しく待機できる場所があるというのでしたら図や写真で示してほしいと回答を求めましたが、そのような場所を現在具体的に示せない場合は、来場者の命の危険があると思います。シャトルバスによる「約千人～３千人/時（想定）」という想定を今すぐ見直しアセスをやり直してください。 5、私はここに、現在のシャトルバス輸送計画アセスは不十分であるとの指摘を意見しました。十分納得できる回答がなく花博に突入し被害者が出た場合、国際園芸博覧会協会が責任を取り被害者に補償することを確約してください。 以上5点に回答を求めます	
事業計画	輸送計画	意見1　対象事業の計画を明確にして、再度の環境影響評価・説明会を実施すべきである 補足1.1　通称上瀬谷ライン建設が頓挫して来場者の大量輸送は困難と判断する。 シャトルバスによる輸送計画は「表6.10-36:シャトルバスの発着駅の概要(環境影響評価準備書P6.10-66)」、「図6.10-12:駅からシャトルバスへの乗り換え時の対策等(イメージ)(環境影響評価準備書」P6.10-66)」から実現性は不明確である。 （次ページに続く）	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。シャトルバスなど輸送計画の詳細については、引き続き、道路管理者やバス事業者等との調整を進めています。本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、再度の環境影響評価に係る説明会を開催することは考えていません。

表 10.2-2(19)　意見書の内容と事業者の見解(19)

項目		意見書の内容	事業者の見解
		（前ページからの続き） 「図1.8-4:シャトルバスの発着駅の現況図(環境影響評価準備書資料編P1.8-44・45)」を見ても想定規模での実現は疑問である。予定の集客が困難ならば対象事業を中止あるいは縮小すべきである 添付１：「環境影響評価準備書」P6.10-66 表6.10-36  添付２：「環境影響評価準備書」P6.10-66図6.10-12 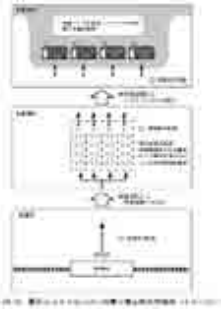 添付３：「環境影響評価準備書資料編」P1.8-44・45 図1.8-4（一部）  補足1.2　対象事業と他事業の関係が不明確と認識する。 対象事業実施後に公園事業を進める場合、直ちに公園事業を進める場合の環境負荷の差を明確にすべきである。対象事業の環境負荷が大きいならば対象事業を中止あるいは縮小すべきである 補足1.3　計画遂行する場合に生ずると思われる具体的な問題は以下に述べる	

表 10.2-2(20)　意見書の内容と事業者の見解(20)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	輸送計画	意見5　大量輸送手段を欠く状況下の具体的な輸送計画を明確にすべきである。 補足5.1　「図2-12:自家用車の主な走行ルート（「環境影響評価書準備書」P2-30)」によれば、自家用車は武相分水界を通過させて東側から進入する。ルートは特異(東京湾・相湾分水界)な地形を通過するので環境に与える影響は大きい。それに伴い水系に変化をきたさないことも明確にすべきである。 他事業であったとしても対象事業が利用することは明白であり、全体計画が明確になるまで着手は遅らせるべきである 補足5.2　パークアンドライドが機能するための方策を明確にすべきである 補足5.3　横浜市域は会場の東側にも、神奈川県域は会場の西側にも広がる。会場周辺の駐車場に停車したいのは運転者心理と思うが、道路上での入場待ちやパークアンドライド駐車場への振り分けを明確にすべきである 添付１：「環境影響評価準備書」P2-30 図2-11 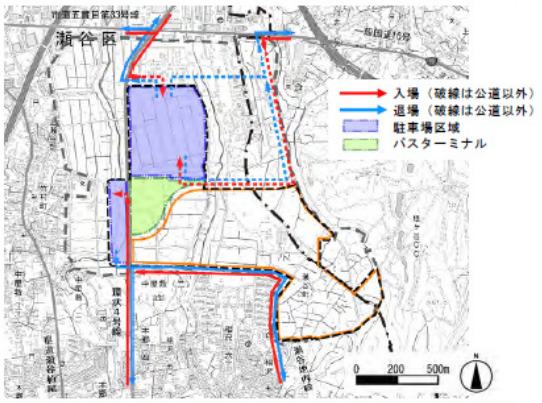 ※　現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。 図 2-11　自家用車の主な走行ルート（対象事業実施区域周辺）	自家用車の主な走行ルートは、環状４号線、市道五貫目第33号線、瀬谷地内線を主なルートとし、横浜市の土地区画整理事業の区域内においては、同事業で整備する区域内道路を活用することを想定しています。自家用車及び団体バスは、会場に隣接する駐車場を利用しますが、多客日等においては、自家用車を駐車する会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）を設置して、会場外駐車場と会場を往復するシャトルバスを運行する計画です。多客日等への対応としては、周辺の交通量などを踏まえ、交通混雑に配慮しながら、会場隣接駐車場を最大限有効に稼働させるとともに、パークアンドライド駐車場を含めて駐車場を予約制にするなど運営方法等を工夫することで、対応していきます。

表 10.2-2(21)　意見書の内容と事業者の見解(21)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	輸送計画	意見6　「表2-9:交通機関別分担率(「環境影響評価準備書」P2-30)」中の徒歩等で来場する人の来場可能な範囲を明確にすべきである。 説明会の質問に対する回答(「説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明」P18最下段)は具体性を欠いた。記録されていないが更問に「起点は瀬谷・三ツ境・南町田駅か？」「十日市場駅！」。さらに「公共交通機関を利用して欲しい！」「６％と書いてあるが？」と進んだ(注:確認願う) 補足6.1　十日市場駅から約6km、三ツ境から約4.5km(野境道路経由)、南町田駅から約4km(東名IC前経由)、徒歩等で来場困難なことを明確にすべきである 補足6.2　瀬谷駅から2km強、徒歩等で来場可能な範囲であることを明確にすべきである 補足6.3　ゆえに徒歩等で来場可能な範囲は約2km以内と明確にすべきである。瀬谷区内も相鉄線以南は約2kmを超えるので来場可能な範囲に含まれないことを明確にすべきである 補足6.4　もし徒歩等で来場可能な範囲が約2km以内で不適当ならば、何km程度が適当か明確にすべきである。輸送計画全体に影響する 添付１：「環境影響評価準備書」P2-30  添付２：「説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明」P18 最下段 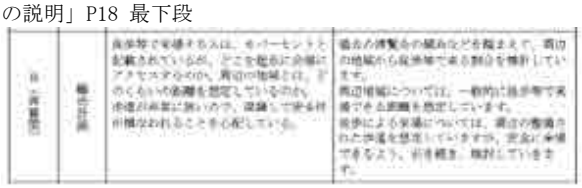 添付３：「環境影響評価準備書」P2-34 	過去の博覧会の傾向などを踏まえて、周辺の地域から徒歩等で来場する割合を推計しています。本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、準備書には同条例に基づく手続きを進めるうえで必要となる事項を記載しています。 ご要望については、ご意見として承ります。

表 10.2-2(22)　意見書の内容と事業者の見解(22)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	輸送計画	意見7　徒歩等で来場する人６％は現実味がないことを明確にすべきである。理由は歩行距離、道路事情に加えて夏季の暑熱である。６％は来場者数1500万人ならば90万人、1000万人ならば60万人であり、それだけの人の移動は困難である 補足7.1　気候等を加味して歩行困難と考える期間を想定、数値(6%)を減少すべきである 補足7.2　瀬谷区の人口は約12.2万人、全区民が徒歩等で来場と仮定すると約7.3回転・約4.9回転になり非現実的である。しかも瀬谷区の東南端は約6kmであり、徒歩等で来場できる住民は半減するだろう。 距離を加味して数値(6%)を減少すべきである 補足7.3　「徒歩による来場については、周辺の整備された歩道を想定していますが、安全に来場できるよう、引き続き、検討していきます」とする。 海軍道路・八王子街道から外れると整備された歩道は少ない。集団が入場ゲートから連続して安全に歩ける区間を明確にして、数値(6%)を減少すべきである 補足7.4　徒歩等による来場の数値(6%)減少分は、他の輸送手段へ振替えて計画を見直すべきである	過去の博覧会の傾向などを踏まえて、対象事業実施区域である瀬谷区や旭区も含め、周辺の地域から徒歩等で来場する割合を推計しています。 ご要望については、ご意見として承ります。
事業計画	輸送計画	意見8　シャトル発着駅別の輸送計画を明確にすべきである(意見1補足1.1参照) 補足8.1　徒歩等で来場する人の数値(6%)の減少分を加味して輸送計画を見直すべきである 補足8.2　発着駅別に来場者を明確にすべきである 補足8.3　発着駅周辺の環境整備を明確にすべきである 補足8.4　特に三ツ境駅からのルートを明確にすべきである 意見１補足1.1参照	シャトルバス発着駅におけるバス乗り場や待機場所の想定など、輸送計画の詳細については、引き続き、道路管理者やバス事業者等との調整を進めています。なお、シャトルバスの発着台数及びシャトルバスの三ツ境駅からのルートについては、準備書に記載していますのでご確認ください（参照：P6.10-57　表6.10-28　鉄道駅からの発着シャトルバス台、P2-33　図2-16 シャトルバス走行ルート（対象事業実施区域周辺））。本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、準備書には同条例に基づく手続きを進めるうえで必要となる事項を記載しています。 ご要望については、ご意見として承ります。

表 10.2-2(23)　意見書の内容と事業者の見解(23)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	輸送計画	輸送計画　シャトルバスの運行について 三ツ境駅ではシャトルバスの待機場所の確保も難しく、また来場者が多数の場合、並ぶ場所もないことが懸念されます。 現在でも三ツ境駅北口バスターミナルは人があふれていることがあります。 シャトルバスの運行により一般の路線バスが減便されたり、駅周辺が混雑で利用しにくい等の事態が生じないようお願いします。 また瀬谷駅からのシャトルバスは先日上瀬谷のはらっぱでのイベント開催時に環状４号線が渋滞して動けないようなことがありました。瀬谷駅前も待機場所等の確保が難しいと思われます。想定されている多数の来場者をスムーズに誘導できるのか心配です。 周辺の道路整備は横浜市が行うようですが現在の計画で大丈夫なのでしょうか。	シャトルバスの運行など、輸送計画の詳細については、引き続き、道路管理者やバス事業者等との調整を進めています。横浜市環境影響評価審査会での意見等を踏まえ、シャトルバス発着駅におけるバス乗り場や待機場所の想定及び、滞留人数の予測については、環境影響評価書に記載します。 横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。
事業計画	輸送計画	十日市場のシャトルバス乗り場には1時間に60本以上の発着が見込まれるが不可能である。路線バスの乗り場が6か所、その他バス乗り場が1か所、降車場が3か所が現状のすべてである。最低でも5か所はシャトルバスが占有するはずだが、そんな余地はない。輸送計画は破綻しているにも関わらず、その事実を隠した準備書で手続きを進めることは許されない。実現可能、具体案を明記した準備書を作り直し、縦覧からやり直すことを求める。 非表示	横浜市環境影響評価審査会での意見等を踏まえ、シャトルバス発着駅におけるバス乗り場の想定については、環境影響評価書に記載します。本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、準備書を作り直し、縦覧からやり直すことは考えていません。
事業計画	輸送計画	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画　令和2年3月31日 ④新たな交通の導入 計画地における大規模な土地利用転換に伴い、発生が想定される交通需要に対応し、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する、瀬谷駅を起点とした新たな交通の導入を図ります。 Https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/plandesign/kihonkeikaku.files/kihonnkeikaku.pdf （次ページに続く）	環境影響評価方法書は、対象事業の計画内容、環境影響評価を行うにあたっての調査・予測の手法などを示した図書であり、環境影響評価準備書において、輸送計画も含め、方法書の段階で記載していなかった事業計画の内容等についても記載しています。 シャトルバスの運行など、輸送計画の詳細については、引き続き、道路管理者やバス事業者等との調整を進めています。横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中 （次ページに続く）

表 10.2-2(24)　意見書の内容と事業者の見解(24)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	輸送計画	（前ページからの続き） 国際園芸博覧会基本構想では、1500万人の来場者を見込むため新交通システムは不可欠と言われていました。 上瀬谷ライン」無期延期へ－跡地開発次第で復活も当面はバス 掲載日2021/12/21 横浜の新交通、集客の根拠なく選定市幹部に聞くと… 2021年4月26日 ところが、平原敏英副市長は、米大手映画会社との交渉が不調に終わったことを「昨年3月か4月には知っていた」と証言した。この話を小池局長にぶつけると、「そうなんですか」と驚いた表情を見せた。 　平原副市長は「一つの事業者がダメになっても、テーマパークがダメになったわけじゃない。相手は他にもいっぱいいる」と話す。 　結局、昨年9月ごろに相鉄HDから具体案は提示されなかった。曽我室長によると、交渉がまだまとまっておらず、テーマパークを核とした複合集客施設の検討を続けるので、待ってほしいと説明があつたという。 　テーマパークの成否は新交通システムの事業決定に直結する。 　国土交通省鉄道局の担当者は「収支計画や需要予測がはっきりしなければ、とても許可は出せない」と言う。テーマパークなどの具体像が示され、利用客の見込みが立たなければ、軌道法に基づく上瀬谷ラインの特許は認められないということだ。 　平原副市長は2020年の3月、4月には相鉄のテーマパーク誘致が失敗。新交通システムも難しいことを知っていた 上瀬谷通信施設跡地(横浜市旭、瀬谷区)の土地区画整理事業を巡り、3月28日に開かれた市都市計画審議会で、施行区域や環境影響評価書が可決された。市は今後都市計画決定し、2022年度から土地区画整理工事に着手する方針。 令和5年11月2日第11回環境影響評価審査会議事録より抜粋 　＜会議録の抜粋については、巻末３に掲載＞ やはりシャトルバスは難しいと思います。環状4号線は今でも週末は渋滞がひどい。 国際園芸博覧会協会の問題は無いは、信じられません。運転手の確保も難しい・。	（前ページからの続き） において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。輸送計画については、渋滞を回避、低減できるよう、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。 　なお、横浜市はテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を目指し検討を進めています。

表 10.2-2(25)　意見書の内容と事業者の見解(25)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	輸送計画	【輸送計画】 参加者1500万人では ①鉄道 各ターミナル駅は大混雑しパニック状態に陥るでしょう。 電車も大混雑し、座席に座りたい人も座れなくなり住民、生活者にとっては大迷惑です💢 開催期間は外出を控える人達が続出するでしょう。 ②団体バス 添付(次ページ)の資料によりますと、瀬谷駅近くの瀬谷中学校前の交差点では、朝から夕方まで400台以上の大型車が花博会場に向かうこととなっています。大型車とは大型バスだと思われますが、海軍道路をバスで占拠するつもりですか？ＳＤＧＳどころか、公害問題です💢💢💢 また、瀬谷中学校前の交差点のみならず、他の多数の交差点や道路の混雑で、近隣の区や市にも影響が及び通勤や通学や通院等にも支障が生じ、死活問題となります💢💢💢 ③歩道、車道 相鉄の瀬谷駅から上瀬谷までは、「歩道も車道も狭い」です！ 土地買収して拡張しなければ、空間的にも心理的にも摩擦が生じそうです。2027年の開催までに「拡張整備」できますか？？ ＜関連する添付資料を、巻末８に掲載＞	シャトルバスの運用にあたっては、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるように、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないよう、適切に運行本数を確保した計画とすることや、滞留スペースの確保など、道路管理者やバス事業者等の関係者と連携し対策を講じます。輸送計画の詳細については、引き続き、道路管理者やバス事業者等との調整を進めていきます。横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。輸送計画については、渋滞を回避、低減できるよう、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。現状では、環状４号線には歩道が設置されています。本博覧会協会としては、歩行者の安全が確保できるよう、誘導員配置による誘導等を行っていきます。 なお、瀬谷駅から対象事業実施区域までの環状４号線の歩道拡幅など、ご要望については、横浜市をはじめとする関係機関等にお問い合わせください。
事業計画	関連事業との関係	意見3　「図2-21:土地区画整理事業本事業、公園整備事業と本博覧会の関係(環境影響評価準備書P2-42)」において、会期中および前後の工事期間中ごとに、対象事業・周辺地域の環境影響評価を明確にすべきである 補足3.1　対象事業が横浜市から借用する範囲、借用時・返却時の状態を明確にすべきである 補足3.2　対象事業が借用する期間を明確にすべきである。返却後の瑕疵を担保すべきである 補足3.3　駐車場工事は雨水処理を含めてどの層に含まれるか明確にすべきである 補足3.4　対象事業と他事業で必要とするインフラの差異を明確にして、差異があれば返却時に現状復元することを明確にすべきである (次ページに続く)	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。本博覧会の会場区域については、横浜市の土地区画整理事業による造成、基幹インフラ等及び公園整備事業による植栽、建築物、園路等の整備が完了した後、本博覧会で使用する仮設建築物、園路等を整備します。本博覧会で整備する施設の多くは仮設施設であり、公園整備事業で整備する建築物や園路等を除き、本博覧会開催後、速やかに撤去し、令和10年度を目安に横浜市に返却します。また、本博覧会で整備した植栽等の施設の一部は公園に引き継ぎます。 駐車場・バスターミナルについては、会場区域と同様に、横浜市の土地区画整理事業による造成、基幹インフラ等の整備が完了した後、整備を行い、本博覧会開催後、速やかに撤去し、横浜市に返却します。

表 10.2-2(26)　意見書の内容と事業者の見解(26)

項目		意見書の内容	事業者の見解
		（前ページからの続き） 添付１：「環境影響評価準備書」P2-42  	
事業計画	施工計画	◎旧上瀬谷通信施設７７年前日本の基地でした。博覧会の施設整備でわ。 ◎事故が起きないように、労働災害がおきないようにお願いします。 ◎地鎮祭をしてください。 事故が起きないように、労働災害がおきないようにお願いします。 ＜関連する添付資料を、巻末７に掲載＞	本博覧会の施設整備においては、事故等が発生しないよう安全には十分に配慮して行います。 地鎮祭の実施など、本博覧会に関するご要望については、ご意見として承ります。
事業計画	施工計画	意見9　「工事用車両の走行ルートの説明会質問の回答(説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明P7下から2段目)」は、「北側からアクセスするという考え方を示したものです」とのこと。しかし走行ルート周辺「環境影響評価準備書(P2-46　図2-22一部)」は地形上の特異点(東京湾・相模湾分水界)で環境に与える影響は極めて大きい。 土地区画整理事業が明確にならない限りは他ルートに変更すべきである 補足9.1　八王子街道の上瀬谷通信隊入口付近から、囲障地区特薬庫に至る既設の舗装道路、あるいは他の既設道路を優先して利用すべきである 補足9.2　「工事用車両のための仮設道路を作る工事(まちづくりニュース第2号)」以外の工事用車両の走行ルートを造成する必然性があれば明確にすべきである 補足9.3　八王子街道に面する地形は8mほどの崖である。少なくとも土地区画整理事業など全体計画が明確にならない時点で造成工事による環境破壊を開始すべきでない （次ページに続く）	工事用車両の主な走行ルートは、環状４号線、市道五貫目第33号線を主なルートとし、横浜市の土地区画整理事業の区域内においては、同事業で設置する工事用車両専用の出入口や通路等を活用することを想定しています。 ご要望については、ご意見として承ります。

表 10.2-2(27)　意見書の内容と事業者の見解(27)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	施工計画	（前ページからの続き） 補足9.4　「土地区画整理事業質問の要旨と市からの回答(項目20-18)」で同様の質問をしている。回答は民有地とあるが、認定路線図に記載の道路もあり、旧上瀬谷通信隊への進入路が民有地とも思えなかった。市民の意見等は前広に受け止めるべきではないか 添付１：「説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明」P7 下から２段目 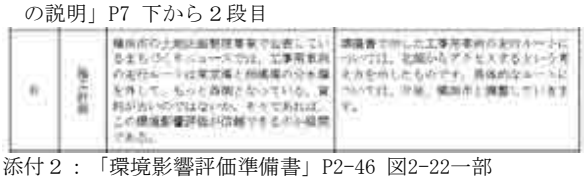 添付２：「環境影響評価準備書」P2-46 図2-22一部  添付３：「まちづくりニュース第２号」 	

表 10.2-2(28)　意見書の内容と事業者の見解(28)

項目		意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	生物多様性	・瀬谷市民のひとりとして準備書なるものの存在も知らされず「花博」のイメージだけで考えていた上瀬谷の開発が自然を大切にしているか否かも判らずのうちに進められることにＩＲ計画の時と同じ違和感を感じます。 ・上瀬谷の貴重な里山の自然に以前から詳しく各小学校で地域の自然の多様性生物層の厚さをお子達に伝えて下さっている（伏字）さまの提言を真摯に受け入れ次の世代に里山の現状をバトンタッチできることを基に智慧を出し合って下さいますよう頼みます。 ・（伏字）さまは「瀬谷環境ネット」の（伏字）をなさってます。 ・ノスリ（里山の代名詞）、オオタカ（広いところがないとエサをとれない）、カワセミ、ホトトギス（古今和歌集に最多出てる）、ツバメ、ジョウビタキ、チョウゲンボン、カカゲラ、ハイタカ、イタチ、カンラダカ、ゲンジボタル、ホトケドジョウ、ハイイロゲンゴロウ、めだか←以上もっと居たのだけれど私がノートメモできた（伏字）様の話内容の生き物名です。	本博覧会については、横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めています。環境影響評価準備書の内容については、説明会を開催するだけでなく、協会のホームページなどで広く周知し、市民の皆様等からのご意見をいただいて、事業に反映させていきたいと考えています。多くの皆様が本博覧会に関心を持っていただけるよう努めていきます。 本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、横浜市が保全対象種の生息・生育環境となる水辺空間等を創出することになっています。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。 なお、本事業の対象事業実施区域で確認された動植物については、準備書に記載されていますので、ご確認ください。 （p6.2-28～106, p6.3-13～32）
環境影響評価	生物多様性	[３]生物多様性について、影響を軽減できるような措置を実施するという回答であったが、具体的な話ではなく納得できる説明になっていない。例えば相沢川を暗渠にし谷戸をなくすだけでも生物は確実にダメージを受けるわけで、どれだけ軽減されるのかを具体的に明らかにしない限り論理的な説明とは言えない。 [５]相沢川と大門川の暗渠化について暗渠化によって生物多様性は確実に失われる。湿地もしくは水田が復活されるようですが、暗渠化された相沢川からの取水もしくは井戸からの取水では現在の多様な生物は残れない。生物多様性や環境保全にとって暗渠化は百害あって一利なしである。計画変更ができないのであれば計画縮小か、さらには現状は保持できないことの注意喚起をお願いしたい。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。相沢川と大門川については、本博覧会の開催までに暗渠になると聞いています。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、相沢川については、将来公園となる区間は、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 なお、本博覧会の運営等に関するご要望については、ご意見として承ります。
環境影響評価	生物多様性	生物多様性など自然環境について 博覧会実施のための工事では環境の改変はしないので環境は保全されるということが準備書には書かれており、先日の説明会でも幾度となくいわれていました。けれどもそれ以前に行われている横浜市による土地区画整理事業や公園整備事業により、かなりの土地改変がされてしまいます。 （次ページに続く）	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。有料来場者数については、過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから１千万人を想定しています。本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業による造成、基幹インフラ等及び公園整備事業による植栽、建築物、園路等の整備が完了した後、本博覧会で使用する仮設建築 （次ページに続く）

表 10.2-2(29)　意見書の内容と事業者の見解(29)

項目		意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	生物多様性	（前ページからの続き） 生物の多様性を守るためにはできるだけ現状を維持することが大切だと思います。 進行中の土地区画整理事業により現在生息している動植物はすでに影響を受けています。昨今の気候変動の状況を考慮して現在の計画を見直す大英断が望まれます。大規模な土地改変をしてしまってからでは取り返しがつきません。特に博覧会後に開発される地域（大規模大規模駐車場を含む北側の地域）の工事を考え直してください。 交通インフラも整わない陸の孤島の上瀬谷で1,000万人の来場者を迎えるという無謀な計画、近隣住民にとっては不安しかありません。 上瀬谷で園芸博覧会を開催する意味がわかりません。	（前ページからの続き） 物、園路及び駐車場等を整備します。会場区域のうち、約60ヘクタールについては、本博覧会の閉会後に横浜市が公園として整備する計画であり、残りの会場区域と駐車場・バスターミナルについては、横浜市がテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を目指し検討を進めています。 本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。
環境影響評価	生物多様性	6.4生物多様性（生態系） 「影響はほとんどない」と書かれているが、横浜市の土地区画整備事業、公園整備事業によりホトケドジョウは絶滅となるでしょう。それを、博覧会協会は「生物への影響はない」と説明会で説明した。正しくは、「横浜市が行う別の事業により生物には大きな影響を与えるが、その改変後に博覧会協会の事業を行うので生物への影響はない」である。情報隠蔽と言っても過言ではない。もう一度３つの事業を合わせて合同で市民への説明会を開催すべきである。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、３つの事業合同での説明会を開催することは考えていません。
環境影響評価	水循環	水循環に関して。 準備書ｐ.6.5 近年頻発する線状降水帯が上瀬谷でおこった場合の環境影響評価が行われていません。 暗渠にする相沢川があふれるなど考えられると思います。 線状降水帯が期間中に上瀬谷に発生した場合の環境影響評価を行い、私に回答してください。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。本博覧会では環境影響評価項目として水循環（湧水の流量、河川の流量）を選定し、本博覧会の整備前と開催中の雨水流出量の変化について算出し、予測評価を行っています。本博覧会の駐車場や園路などの施設整備では、できる限り雨水を地下に浸透させるなど、河川の流量の増加を軽減できるよう努めます。 また、２０２７年国際園芸博覧会基本計画（2023年1月）では、推進計画において、大規模自然災害等のリスク管理について記載し、総合的な危機管理を目指していくこととしています。 なお、横浜市の土地区画整理事業では、雨水流出抑制のため、法令等に基づく調整池を整備することになっています。

表 10.2-2(30)　意見書の内容と事業者の見解(30)

項目		意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	水循環	［４］水循環について、大規模な造成は行わないから影響は少ないと答えていた。この点については２つ疑問点がある。１つは［３］（p.2-43、表2-7(28)参照）に述べたようにどれくらい影響が少ないかを示していないのはおかしいのではないか。もう１つは区画整理事業で相沢川を切り回し、谷戸を壊し草地を平らにしてしまうことに触れていないことである。「本博覧会では影響は少ない」とだけ言うのではなく、市民に跡地改変全体でどれくらい影響が出るのか示すのが市民への本当の思いやりなのではないだろうか。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。相沢川については、本博覧会の開催までに暗渠になると聞いています。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、相沢川については、将来公園となる区間は、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 本博覧会では環境影響評価項目として水循環（湧水の流量、河川の流量）を選定し、本博覧会の整備前と開催中の雨水流出量の変化について算出し、予測評価を行っています。
環境影響評価	水循環	意見10　駐車場造成が対象事業ではなかったとしても、対象事業のためであることは明白で、雨水処理を明確にすべきである 補足10.1　透水性舗装の場合の保水力は、樹木等に被覆された地面に対してどの程度になるか明確にすべきである 補足10.2　保水される雨水以外は現在所属する水系以外に流出しないことを明確にすべきである 補足10.3　大門川の既存の遊水地で能力不足でないことを明確にすべきである	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。本博覧会では環境影響評価項目として水循環（湧水の流量、河川の流量）を選定し、本博覧会の整備前と開催中の雨水流出量の変化について算出し、予測評価を行っています。本博覧会の駐車場や園路などの施設整備では、できる限り雨水を地下に浸透させるなど、河川の流量の増加を軽減できるよう努めます。なお、横浜市の土地区画整理事業では、雨水流出抑制のため、大門川流域も含め、法令等に基づく調整池を整備することになっています。
環境影響評価	水循環	意見11　対象事業が帯水層を遮断するような基礎を設置することはないとのことだが、地表面の被覆による保水力の変化を明確にすべきである 補足11.1　地下水系を把握しているか 補足11.2　和泉川支流(上川井市民の森内)を不定期に観察している。目視ではあるが水量は敏感に変化することが感じられる。他河川も同様であるが、工事により変化しないことを監視すべきである。環境変化が生じた場合は直ちに相応の対応をすべきである	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。本博覧会では環境影響評価項目として水循環（湧水の流量、河川の流量）を選定し、本博覧会の整備前と開催中の雨水流出量の変化について算出し、予測評価を行っています。本博覧会の駐車場や園路などの施設整備では、できる限り雨水を地下に浸透させるなど、河川の流量の増加を軽減できるよう努めます。なお、横浜市は、雨水流出抑制のため、法令等に基づく調整池を整備することになっています。

表 10.2-2(31)　意見書の内容と事業者の見解(31)

項目		意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	水循環	【自然保護と生活の安全】 水源や、各河川に手を入れるのは、やめてください！！ 昨今の「異常気象」で、豪雨のたびに氾濫の危険に脅かされたり、長く雨が降らないと水枯れしたり、と、以前にも増して自然を見守らなければならない状態になっています。 こんな状態の時に、手を入れるなんて、もってのほかです💢💢💢	対象事業実施区域においては、横浜市の土地区画整理事業によって造成が行われるため、本博覧会では必要に応じて不陸の整正や整地作業などを実施して施設整備を行う計画です。構造物の基礎設置のための掘削などの作業土工を行いますが、帯水層を遮断するような連続的な土地の改変は行わず、本博覧会で湧水源の直接改変はしません。水利用・排水処理については、公営上水道、公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。本博覧会の駐車場や園路などの施設整備では、できる限り雨水を地下に浸透させるなど、河川の流量の増加を軽減できるよう努めます。なお、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業では、雨水流出抑制のため、調整池を整備することになっています。
環境影響評価	地域社会	①交通混雑の調査地点12か所は全て相鉄線の北側です。幹線道路である中原街道の二つ上橋や、厚木街道の瀬谷駅入口や瀬谷４から花博会場へ向かう交差点での渋滞調査がされていないのは何故ですか。	地域社会（交通混雑）の調査地点については、対象事業実施区域及びその周辺において工事用車両及び関係車両の走行が想定される主要な交差点等とし、開催中及び撤去中の道路整備状況も踏まえて選定しています。
環境影響評価	地域社会	①（交通混雑）　唯一事後調査が必要とされた交通渋滞の調査頻度が開催中に1回、しかも５月の連休期間というのは、どのような意図で決定されたのでしょうか。本来なら３月末から４月初めにかけての春休み中にまず１回調査し、その結果をふまえて対策が必要なら改善策を実施し、再度２回目の調査を行うべきではないでしょうか。	事後調査については、パークアンドライド駐車場の位置など不確定要素があるため、会場及びパークアンドライド駐車場の周辺交通への影響について事後調査項目として選定しています。事後調査によって得られた交通混雑の調査結果は、その後の開催期間中における対策の検討に活用するため、調査時期は準備書に記載したパークアンドライドなどの「環境の保全のための措置」の状況について確認できる、開催期間中の多客日（５月の連休期間を想定）としています。
環境影響評価	地域社会	開催時の交通量予測に徒歩来場者が反映されていません。環状4号線の会場南側の交差点では、1時間1,000人以上は来るはずです。左折の交通容量が半減します。誤った予測で環境影響評価をしても無意味ですので、準備書を作り直して手続きをやり直してください。	歩行者等の横断による環状４号線等への影響が懸念されることから、横浜市環境影響評価審査会での意見等を踏まえ、開催時における来場者も含めた歩行者等による影響について予測し、環境影響評価書に記載します。本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、やり直すことは考えていません。

表 10.2-2(32)　意見書の内容と事業者の見解(32)

項目		意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	地域社会	どこまでおおきなことをやるのか？ そこまで畑をだめにしてやることがあるのか、、、 瀬谷は自然がたくさんあってよいと思う。 美味しい野菜が、食べれなくなった、、、 交通もかなり渋滞するだろうね。 渋滞したら、、瀬谷住んでる方々大迷惑。いまでも海軍道路混んでるので、、、やるなら、ほんと、どうにかしてほしいと思います。	本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。開催中の交通については、将来の道路の整備状況を踏まえ、予測・評価を行っています。横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。輸送計画については、渋滞を回避、低減できるよう、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。
環境影響評価	地域社会	資料1.6-44 表 1.6-20 開催中の断面交通量（地点 5：深見第 228 号線）について、東行き花博関係の大型車通行量が多すぎる。ここは三ツ境へ向かうシャトルバスしか通らないはずだが、瀬谷地内線の交通量より圧倒的に多い。このように、準備書にはあり得ない誤りがある以上、それを元にした説明で意見を述べても無意味である。準備書の再提出と縦覧のやり直しを求める。	ご指摘のとおり、資料1.6-44 表 1.6-20 開催中の断面交通量（地点 5：深見第 228 号線）に誤りがありました。正しい断面交通量は巻末10の表に示すとおりです。 なお、環境影響評価準備書　資料編には、誤りがありましたが、準備書に記載している大気質、騒音及び振動の予測・評価については、正しい断面交通量を用いて算定していることを確認しています。
環境影響評価	地域社会	6.10地域社会（交通混雑、歩行者の安全） 10月に実施された住民への説明会では、周辺住民に対する渋滞の緩和措置が十分ではなかった。瀬谷区や旭区の住民が「普段から瀬谷駅の南側の渋滞がひどい」と訴えているのに、それを無視した回答だった。 もう一度市民への説明会を開くべきである。	横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。輸送計画については、渋滞を回避、低減できるよう、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、説明会を開催することは考えていません。
環境影響評価	地域社会	今回の環境影響評価準備書の根拠となっている横浜市による旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書には｢特に配慮が必要な施設(教育機関等)｣として瀬谷区･旭区･緑区･そして大和市･町田市の保育所･幼稚園･小中高等学校･大学･そして特別支援学校が記載されています　にも関わらずこれらの施設に対する配慮が｢(徒歩による)通学路の安全確保｣の想定だけに限られているのは問題です　10月30日瀬谷公会堂での説明会で｢花博会場から一番近い瀬谷支援学校の通学バスルートについて把握し配慮はしているのか？｣との質問が出ましたが（伏字）整備課長は｢国際園芸博覧会はこれから工事を行うのでこれから考える　支援学校の登下校バスは子どもの乗り降りに時間がかかると思われるので本当に必要であれば対策を考える｣と答えたの （次ページに続く）	横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。輸送計画については、渋滞を回避、低減できるよう、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。 今後、事業を進める中で、特別支援学校や福祉施設等に確認して、課題がある場合には、必要に応じて対応について検討していきます。 ご要望については、ご意見として承ります。

表 10.2-2(33)　意見書の内容と事業者の見解(33)

項目		意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	地域社会	（前ページからの続き） みでした　瀬谷支援学校には5台の通学バスがあり(質問時の6台は誤り)花博会場への推奨ルートである八王子街道を経由して若葉台方面に行くコースもあるそうです　また障害を持つ子どもの安全確保のため各コースのバスの所要時間は1時間以内と配慮されています　しかしながら「2027年国際園芸博覧会環境影響評価準備書資料編」を見ると工事中･花博期間中共に登下校の時間に環状4号線には相当数の車両の出入りがあると予測されています「これから考える」で障害のある子どもの通学の安全が守れますか？瀬谷･若葉台･三ツ境の特別支援学校には下校時刻放課後等デイサービスの送迎車の出入りも多いです　更に旧上瀬谷通信施設地区には教育機関だけでなく中屋敷地区センターやデイサービスらんど・ハートリンク瀬谷・デイサービスセンター陽と花・ファミリーイン瀬谷デイサービスセンター・ブルーミングケア横浜瀬谷のお年寄りのための施設また多くの公園があります　相鉄線沿線地域以外は少ないバスや自家用車に頼る周辺住民の生活特に送迎バスや車に乗らざるを得ないこれらの施設に通う人達の生活を考慮していない環境影響評価は全く意味を成していないと思われます　10月6日と13日に国際園芸博覧会の理事監事が現地と旭区の里山ガーデンを視察したとのXポストを見ましたが連休を避けた平日昼間では道路の混雑具合はわかりません　またスーツやスカート革靴やヒールでの「現地視察」はふざけているとしか思えません　2027年国際園芸博覧会は旧上瀬谷通信施設地内だけでなく周辺地域を歩いてまた自分の運転する車で何度も訪れ問題点を体感してください	
環境影響評価	環境影響評価手続	全体に関して 1、この花博事業は、横浜市の土地区画整理事業が進み、公園整備事業が行われ、それを受けて、「横浜市に（整備された）土地をお借りして花博を行う」 のだそうですね（準備書説明会にて、（伏字）課長回答）。 しかし、横浜市による川の暗渠化切回し、桜並木全伐採、草地湿地をほぼコンクリで埋め･･･という旧上瀬谷通信施設の自然大改変は、まだ行われていません。 花博のサブテーマは 「自然との調和」「緑や農による共存」「連携による解決」です。 （次ページに続く）	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、相沢川は暗渠になりますが、将来公園となる区間は、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。海軍道路（環状４号線）の桜並木については老朽化が進んでおり、横浜市が （次ページに続く）

表 10.2-2(34)　意見書の内容と事業者の見解(34)

項目		意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	環境影響評価手続	（前ページからの続き） どうか、三事業連携したアセスをやり直してください。 自然との調和のために、緑をもっと残し農による共存（なにとなにが共存するのか曖昧ですね）を行うために、土地区画整理事業・公園整備事業と連携し、相沢川の切回し暗渠化を止め、たった数キロメートルの拡幅のための海軍道路桜並木の全伐採をやめ、現況水田を残して自然を生かした花博になるように、アセスをやり直し、花博の計画を見直してください。	（前ページからの続き） 植え替えによって再生を進めると聞いています。 なお、本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、やり直すことは考えていません。横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業の環境影響評価手続は完了しています。
環境影響評価	環境影響評価手続	2023年12月6日に開催された、第13回横浜市環境影響評価審査会において、 「２０２７年国際園芸博覧会環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/hyokashinsa/kiroku/r5_kaisaikiroku.files/0138_20231204.pdf 「２０２７年国際園芸博覧会環境影響評価準備書に関する補足資料」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/hyokashinsa/kiroku/r5_kaisaikiroku.files/0141_20231205.pdf が出ている。 これによると、補足資料では準備書の数値の書き換えなどがあり、また、審査会委員による指摘事項に関してはのちの環境影響評価審査会で回答が出るという。 内容によっては、2027年国際園芸博覧会環境影響評価準備書の説明会（10月開催）では住民に説明されたことと異なる環境評価・予測となる事項もある。 住民には不十分な改変前の準備書説明会だけで良いと、国際園芸博覧会協会は考えるのか？ 環境影響評価審査会の質疑を踏まえた上で、今一度改変点や附則付帯事項に関して、住民説明会を開くべきである。	横浜市の環境影響評価条例では、事業者自らが対象事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させることになっています。横浜市環境影響評価審査会での指摘事項等への対応ついては、環境影響評価書に反映させて、公告・縦覧することになります。本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、環境影響評価書に係る説明会を開催することは考えていません。

表 10.2-2(35)　意見書の内容と事業者の見解(35)

項目		意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	環境影響評価手続	4、このように、 「現在のアセスは不十分」 「現在計画を見直し渋滞も赤字もない花博にすべき」 という意見を私は提出しました。 にもかかわらず、アセスをやりなおさず現行計画のまま花博を強行し、大渋滞大赤字を招いた場合、 花博協会は私に「貴重な意見を無視した結果、あなたさまの予想通り大渋滞大赤字を招いてしまってすみませんでした」と、謝罪することを求めます	本博覧会の事業費は過去の事例を参考に、課題を分析した上で、適切な収支運営が図られるよう収支計画を策定しています。また、想定入場者数を確保するために、多くの人に来ていただける魅力的な博覧会にするよう検討しています。 輸送計画については、横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。 なお、本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、やり直すことは考えていません。横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業の環境影響評価手続は完了しています。
その他	説明会	10月に実施された説明会では、全てが同時刻からの開催であり、夕方からの参加が難しい人はいずれも参加できない状態となった。 また、参加人数の多かった日は質問時間が足りなくなって強制終了となった。 これでは説明会を行ったとはいえない。 曜日や時間帯を分けて、また連続で開催するという事のないようにして再度説明会を実施してください。 現在の状態のままでは、横浜市はアリバイ作りのために説明会を行ったという印象である。	準備書の説明会については、会場の予約状況から開催日時しか確保することができませんでしたが、環境影響評価準備書の内容については、説明会を開催するだけでなく、本協会のホームページに説明会と同じ内容の動画を縦覧期間中に配信するなど、広く周知を行っています。本博覧会については、横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、説明会をやり直すことは考えていません。
その他	説明会	今ある自然を壊してまで、大々的なイベントを開催する意味がわかりません。なぜ今ある緑を守らないのでしょうか?壊された自然はそう簡単に元には戻らないと思いませんか。素人でも想像できることです。交通手段も限られ、車が渋滞すれば排気ガスも増えるでしょう。また、瀬谷駅にどれだけの人が乗り降りできるのでしょうか？そもそも地元住民のほとんどは、園芸博の詳細については今どんな段階なのか知りませんし、本当に、やるの？と曖昧な感想しか持っていません。住民の声を聞いて、現状をを説明してください。今からでも大々的に説明会を開いてください。入場料を払ってまで観に行きたいと思えるイベント企画が （次ページに続く）	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。横浜市は本博覧会の開催までに、現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、保全対象種の生息・生育環境等を創出することになっています。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 （次ページに続く）

表 10.2-2(36)　意見書の内容と事業者の見解(36)

項目		意見書の内容	事業者の見解
その他	説明会	（前ページからの続き） されているのでしょうか？自然を守ることにお金を使って欲しいです。	（前ページからの続き） 　また、横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。大気質についても、本博覧会の開催によって周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないと予測しています。瀬谷駅の乗降客数については、2021年度の時点で1日に約3万5千人であると認識しています（横浜市統計書）。 　説明会については、横浜市の環境影響評価条例に基づいて開催しており、説明会でいただいたご意見等については、環境影響評価審査会でも報告することとなっています。環境影響評価準備書の内容については、説明会を開催するだけでなく、協会のホームページなどで広く周知し、市民の皆様等からのご意見をいただいて、事業に反映させることになります。説明会の開催についてのご要望については、ご意見として承ります。
その他	説明会	10月の説明会で、国際園芸博覧会協会の（伏字）課長は、回答に困ると 「我々は横浜市の土地を半年間お借りして博覧会を開催させていただく。条例に基づいて説明会を行っている。」 などと、回答になっていないような同じような発言を繰り返しました。 とても市民に向き合って説明を正しく行い、質問を受け付けて意見を聞くような態度ではなかったです。 今一度改めて説明会を開催してください。 また、横浜市の土地区画整備事業、公園整備事業と共に3事業でまとめて説明会をしてください。 その理由としては、いずれの説明会でも、別の事業のことなのでわからないなどとたらい回しにした回答が目立っていたためです。	準備書の説明会においては、事業者としての見解をお伝えできるよう努めました。 　本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、説明会をやり直すことや、３つの事業合同での説明会を開催することは考えていません。
その他	説明会	私は10月29日の説明会に行きました。市の職員がいなかったので、皆さん怒っていました。花博をやるというのは、2016年に、そういう話が出て、横浜市が市民の意見も聞かず、選挙の争点にもせずに、着々と進めてきたことなので、横浜市が全面に出て説明するべきです。 横浜市の土地区画整理事業で基盤整備が行われ、その後、公園整備事業の方でインフラ整備、主要な園路などが整備された上で、博覧会に必要な施設が造られるという、そういった構 （次ページに続く）	本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づき手続きを進めています。同条例では対象事業の事業者が環境影響評価準備書に係る説明会を開催することになっており、本博覧会協会が説明を行っています。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。なお、横浜市はテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を目指し検討を進めています。

表 10.2-2(37)　意見書の内容と事業者の見解(37)

項目		意見書の内容	事業者の見解
その他	説明会	（前ページからの続き） 造になっているので、市民としては、わかりづらいです。４ページの（３）供用時のアの生物多様性の（ア）、１行目に「生息・生育環境は現況に近い状態に回復すると予測しているが」とある。しかし全改変後なので、誤解をまねく。市民から見ると、自然を破壊し、テーマパークにして、国際園芸博覧会をやるという奇妙な構図になる。 令和4年度予算第一特別委員会　3月18日 ＜質疑の引用については、巻末１に掲載＞	
その他	説明会	環境影響評価方法書説明会の問題点 https://note.com/ari_waka/n/n9d9944870481 令和４年６月 私は、この説明会には参加していませんが。参加した方のレポートを見ると、特に輸送の件でなにも決まっていないことがわかります。 このあと、国は横浜市の言うことを鵜呑みにしてBIEに申請してしまいました。 横浜市は国やBIEに対して虚偽発言をしています。 2022年5月事務次長・業務執行理事　小林一美前横浜市副市長が、説明 令和５年７月31日年第６回環境影響評価審査会議事録　より ＜議事録の引用については、巻末２に掲載＞ 山中市長が令和4年の予算特別審査会で「できる」といったことは問題です。BIEの申請前に大口をたたいたことになり、信用できません。今、市長としての責任ある仕事はしておらず、花博の成功は、ありえません。	環境影響評価方法書は、対象事業の計画内容、環境影響評価を行うにあたっての調査・予測の手法などを示した図書であり、環境影響評価準備書において、輸送計画も含め、方法書の段階で記載していなかった事業計画の内容等についても記載しています。 横浜市長の発言や横浜市会の議事録については、横浜市にお問い合わせください。
その他	中止の要望	花博に一言 大阪の万博と同じ、無駄、税金の無駄でしか無い 今ある自然を潰して、花博を開催？ 環境を考えるなら、中止一択 花博への予定来場数が デズニーやユニバーサル並み あの交通の便の悪いところに、人が来るとでも？ 横浜市は他に税金を掛けるところが沢山ある もはや万博は要らぬもの	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。有料来場者数については、過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから１千万人を想定しています。横浜市は本博覧会の開催までに、周辺の道路整備を進めるとともに、現況の緑地等をできるだけ保全し、保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。 本博覧会では横浜市と協力しながら、この保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。

表 10.2-2(38)　意見書の内容と事業者の見解(38)

項目		意見書の内容	事業者の見解
その他	中止の要望	花の博覧会を開催するために今ある緑を壊すとは、ナンセンスの極み。 正気？ 頭おかしいんじゃない？ 上瀬谷の広大な草地には、国鳥であるキジを筆頭にたくさんの生き物が生息し、渡り鳥も飛来する。 工事期間中、それらの生き物はどこに身を潜めるというのか？ 仮に花博が環境に配慮して開催されたとしても、一度失われた自然は元に戻らない。 取り返しのつかない事態になる前に中止にすべきだ。 緑を壊すな！ 生き物を殺すな！ 「幸せを作る明日の風景」だっけ？ SDGsだのなんだのもっともらしいスローガンを掲げたところで、花博開催後のテーマパーク開発が真の目的であることは、もうとっくにバレバレですよ。 花博を大義名分に市民の血税で基盤整備し、あとから大企業がノコノコとしゃしゃり出てくるって筋書きなんですよね？ 公務員諸君。 それでいいのか？ あなた方は公益のために存在する筈だ。 あなたがたに良心はないのか？  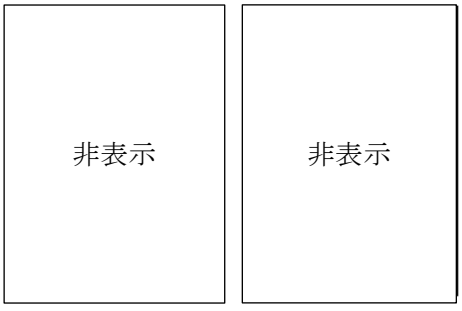	本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。 なお、本博覧会の開催後は、横浜市はテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を目指し検討を進めています。

表 10.2-2(39)　意見書の内容と事業者の見解(39)

項目		意見書の内容	事業者の見解
その他	中止の要望	上瀬谷通信所跡地は、米軍に接収されていたからこそ破壊と開発を免れ、里山の自然が残った。それを日本人が壊すのは、皮肉としか言い様がない。 せっかく残った里山を根こそぎにし、花見の名所として知られ市民に親しまれている桜並木を伐採して、花博用の偽物の「自然」を作り、花博が終わればそれすら壊して不動産会社に売り払い、テーマパークにするなどSDGsとは真逆であり、決して市民の利益にはならない。 上瀬谷通信所跡地は貴重な生物も生息し、現状そのままで既に自然のテーマパークである。そして、かけがえのない横浜市と市民の財産だ。 それを行政も政治も喜々として開発業者に差し出そうとしているのは、嘆かわしい限りである。 横浜市は不動産会社でも、イベント会社でも、広告代理店でもないはずだ。直ちに開発と花博の開催中止、及び上瀬谷通信所跡地の環境保全を強く求める。 横浜市は、おのが本分と役目を忘れるべからず。	海軍道路（環状４号線）の桜並木については老朽化が進んでおり、横浜市が植え替えによって再生を進めると聞いています。会場区域のうち、約60ヘクタールについては、本博覧会の閉会後に横浜市が公園として整備する計画であり、残りの会場区域と駐車場・バスターミナルについては、横浜市がテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を目指し検討を進めています。 本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています
その他	中止の要望	【昨今の世界情勢、社会情勢】 大阪で予定されている2025年の万博は、昨今の物価高騰や人手不足、また、珍しいものはインターネットでも見ることができるということで、パビリオン建設に諸外国の足並みがそろわず頓挫しかかっています。 ほんの一部の利権者たちや政治家たちの利潤のための博覧会は税金の無駄使いであり横浜市民はもとより、近隣市民、県民国民にとっても大迷惑です。 山中竹春現市長が一日も早く失脚し、市民生活と自然を大切に思う新しい市長の下で、この上瀬谷の計画が白紙になることを願ってやみません。	本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。多くの方々に来場していただけるよう、機運の醸成と魅力的なコンテンツ作りなどに取り組むとともに、赤字とならないよう、適切な運営を行っていきます。

表 10.2-2(40)　意見書の内容と事業者の見解(40)

項目		意見書の内容	事業者の見解
その他	中止の要望	横浜花博の会場となる上瀬谷の海軍跡地は、里山があり、絶滅危惧種が生息しているそうですね。また海軍道路には桜並木があるそうで。 ところが、横浜花博を開催するために、桜並木を伐採し、川を暗渠とし、田んぼを埋め、木々も伐採し、コンクリートで覆うと聞きました。今ある里山も破壊して、人工的な里山エリアを造るとか。絶滅危惧種が生息する生態系も破壊されるリスクが高いそうですね。 横浜花博は、花博のくせに桜並木を伐採するとか意味が分かりません。自然との共生を謳ってるようですが、どう見ても、環境を破壊するだけですね。 横浜花博は中止が適切と思います。	本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業の施工中の土地を借りて半年間、開催するものです。横浜市は現況の緑地等をできるだけ保全するとともに、相沢川は暗渠になりますが、将来公園となる区間は、横浜市が新たに保全対象種の生息・生育環境等を創出する計画です。本博覧会でも現在の草地環境を保全した広場を整備するとともに、新たな植栽も行うことから、自然と調和した計画であると考えます。本博覧会では横浜市と協力しながら、緑地や保全対象種の生息・生育環境等を保全・活用するなど、「GREEN×EXPO2027」に相応しい博覧会にしたいと考えています。なお、海軍道路（環状４号線）の桜並木については老朽化が進んでおり、横浜市が植え替えによって再生を進めると聞いています。
その他	誘致の経緯	そもそも。 2006年に返還指針が策定されたときは、花博のはの字もなかった。 （資料https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/kichi/beigun/atochiriyou.files/0003_20180911.pdf） 上記資料ｐ.14より 「２上瀬谷通信施設 ～農・緑・防災の大規模な野外活動空間～ 返還施設の中でも最大の面積であり、広大で豊かな緑環境を有しているとともに、広域道路交通の利便性が高いことから、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点として位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間の形成を目指します。」 そして、防災空間の形成や自然を生かした跡地利用ということがうたわれています。 2027年に国際園芸博覧会を招致しようという話は、 いつ、 誰が提案したのですか？ 回答お願いいたします。 資料があれば添付もお願いいたします。	本博覧会の誘致は横浜市会が政府に対して要請し、その後市長が正式に誘致を表明しています。令和元年９月の国際園芸家協会（AIPH）年次総会において、横浜市として国際園芸博覧会開催を申請し、承認を受けています。誘致の経緯などの詳細については、横浜市にお問い合わせください。
その他	誘致の経緯	②（その他）　準備書１０章の「表１０．１－３（３）質問者H」で、博覧会の誘致は横浜市会が政府に対して要請し、その後市長が正式に誘致を表明したとの記述がありますが、市議会で討議され、採決で決まったのであれば、その時の議事録を閲覧する方法を教えてください。	横浜市会の議事録については、横浜市のホームページから閲覧することができます。詳細については、横浜市にお問い合わせください。

表 10.2-2(41)　意見書の内容と事業者の見解(41)

項目		意見書の内容	事業者の見解
その他	会議の公開	会議はどうぞ解放してください、オンタイムで市民が見られるように	横浜市環境影響評価審査会については、会場での傍聴が可能です。 同審査会は横浜市の諮問機関であり、詳細については、横浜市にお問い合わせください。
その他	事業評価	②園芸博覧会のテーマ「幸せを創る明日の風景」を具現化するための切り口として「自然との調和」「緑や農による共存」「新産業の創出」「連携による解決」を示すことにより、「幸せを創る明日の風景」を体現していくと詩っています。そのための施設として各種庭園、各種建物の建設が計画されていますが、それらの施設が上記４つの目的を達成できたかどうかはどのように評価するのですか。多額の税金を投入するのですから、博覧会終了後どのようにフォローし、初期の目的がどのような形の成果となったのか、ならなかったのかの報告形式を事前に示してください。	本博覧会のテーマは「幸せを創る明日の風景～Scenery of the Future for Happiness～」です。本テーマには、一人ひとりが心に「幸福感を深める」ための種を自分の意志で蒔き、これを人や環境との関わりの中で育み、生命力にあふれ、個性豊かに、多彩な花を咲かせること、それが豊かさを深める社会の風景である、という思いを込めています。また、テーマを展開し、具現化するための切り口として、４つのサブテーマを設定します。生態系サービスに支えられている人と自然の新たな関係を構築するための基盤とそれを支える主体の将来像を示す観点から「自然との調和」及び「緑や農による共存」を、また、これに基づく心の豊かさや幸せがあふれる都市の持続可能性を示す観点から、新たな価値創造による「新産業の創出」を、さらに、新たな価値を生み出し課題解決につなげる多様な主体の参加システムの在り方として「連携による解決」を示すことにより、本博覧会において「幸せを創る明日の風景」を体現していきます。 なお、本博覧会のテーマやサブテーマについては、各種庭園、各種建物の達成目標や成果を示すものではありません。
その他	情報提供の依頼	[１]園芸博の環境影響についてのマイナスの側面や反対する声を、横浜市民や国民全体に知らせて欲しい。瀬谷駅には花博の宣伝ポスターが常時貼られており、問題点は全く伏せられている。	横浜市の環境影響評価条例では、事業者自らが対象事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させることになっています。本博覧会は横浜市の環境影響評価条例に基づいて手続きを進めており、この準備書意見見解書についても、公告・縦覧されます。また、過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから、本博覧会は適切な規模であると考えます。多くの方々に来場していただけるよう、機運の醸成と魅力的なコンテンツ作りなどに取り組んでいきます。

表 10.2-2(42)　意見書の内容と事業者の見解(42)

項目		意見書の内容	事業者の見解
その他	道路整備	対象事業実施区域から200m（100m）圏内に住んでいます。 自然環境には、配慮されていることがよくわかりました。ありがとうございます。 生活環境について 特に深見第228号線、区画1号線(以下「228号」とします)の道路について書かせていただきます。 この道の名称を知る人は少ないですが、地域住民の生活には重要な道路です。 10月下旬の説明会で、228号が歩道付きの道路に新しくなるとの事でした。 今までいろいろ文書が発行、投函されましたが、今実際にある道路なのか、実際にある道路のすぐ隣に新しく道路ができるのかよく理解できなかったので、申し出が遅くなりましたが、述べさせていただきます。  《《228号線の拡幅、歩道付きの道路工事ではなくではなく、区画2号線の西の端につながるような新しい道を作って下さい》》（以下、新しい道路を「甲」とします。資料2) 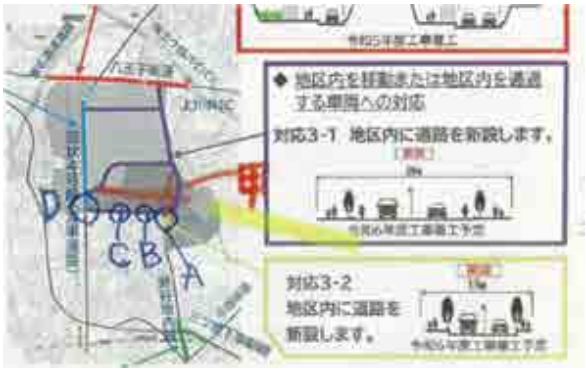 （次ページに続く）	シャトルバスについては会場区域内に設けた通路を使用しますが、一般車両の通行は想定していません。横浜市は本博覧会の開催に向けて、道路拡幅や交差点改良を進めており、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中において、交通流に影響を与えるような渋滞は生じないと予測しています。輸送計画については、渋滞を回避、低減できるよう、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。対象事業実施区域の周辺については、本博覧会の開催までに、深見228号線も含め、横浜市が道路の整備を実施することになっており、歩道も整備すると聞いています。 なお、竹林の活用など本博覧会に関するご要望については、ご意見として承ります。道路工事や交通安全などに関するご要望については、横浜市や交通管理者等にお問い合わせください。 深見第228号線の周辺におけるゴミの廃棄については、ご意見があったことを横浜市に伝えます。また、本博覧会の来場者が周辺にゴミを廃棄しないよう周知徹底していきます。

表 10.2-2(43)　意見書の内容と事業者の見解(43)

項目		意見書の内容	事業者の見解
その他	道路整備	（前ページからの続き） 主な理由 ・博覧会開催中、三ツ境駅からのシャトルバスは228号ではなく、公道以外の道路を通るとの事なので、会場の最南端に228号と並行して道路ができることと思われます。でしたら、新しい道路の甲を通ってバスターミナルに直接行けるようにしてほしいです。 博覧会終了後も、D地点付近の渋滞も少しは減ると思います。 ・人目がない時間帯にゴミを捨てる人がよくいました。今後も時間帯によっては人目がない道となりそうです。しかしこまめにゴミを回収する人も掃除をする人もいません。通行量が増えるとゴミも増えると思われます。 ・B地点について　細野戸ハイツ5街区東側につながる瀬谷地内線ができ大変便利になりました。 しかし相沢のバス通り方向から来た車と、A地点から西に直進する車のヒヤリ、ハット事案がよくあります。 B地点の南側十字路には「必ず止まれ」の横断幕もありますが。 甲の道路ができれば、B地点の危険は少し減ります。 ・228号道路工事のために一時期でも通行止めなるのは非常に困ります。 かといって228号は不要なわけではなく、いつかは幅広くなり、自転車も車も通りやすくなってほしいです。 しかし、もし甲の道路ができれば、228号はしばらく現状のままとなるかもしれないのでEの新しくできる予定の道路ををもう少し東側に延ばしてほしいです。 ・E（会場内西地区にはいずれ野球場ができることを前提として） 徒歩と自転車は相沢調整池と、みどりの会町内会の間の名もなき道を通り、C地点に出る方法があります。今までは野球少年がよくこの道を通っていました。野球場に行くためには、信号がないので228号をよく見て渡り、数十メートルほど228号を通ります。それが危険です。なのでEの道路をC点付近に伸ばし228号を少しでも安全に通ってもらいたいです。（資料３中央の図） （次ページに続く）	

表 10.2-2(44)　意見書の内容と事業者の見解(44)

項目		意見書の内容	事業者の見解
その他	道路整備	（前ページからの続き） ※文中の区画1号線2号線は、資料1 ABCDは、資料2　　Eは、資料3 小さい理由はまだまだありますが、書き切れないのでここまでとします。 ＜資料1～3については、巻末９に掲載＞ その他の要望 　会場予定地の中央部に荒れ放題の竹林があります。ぜひきれいにしてください。そして、高さはそんなにありませんが、竹林の小径として欲しいです。 　色々と計画が進んでいることと思いますが、ぜひご検討のほどよろしくお願いいたします。	

令和４年度予算第一特別委員会３月１８日

◆井上委員　花博と上瀬谷開発について伺います。

先日、瀬谷環境ネットの皆さんに御案内いただいて開発予定地を見てきました。スライドを御覧ください。（資料を表示）広大な草原が広がるすばらしい環境です。これはお借りした写真ですけれども、谷戸には湧き水を引いた水田があります。

それから、これも開発区域の中ですけれども、写真の部分から地下水がしみ出して、これが源流となって和泉川が始まっていると。そういうところがまさにこの開発区域の中にあるのです。

次、開発区域を水源としている川には絶滅危惧種のホトケドジョウ、それから区域内の水路にはホタルの餌になるカワニナもいて、まさに生物多様性、貴重な命の営み、ここにしかない自然環境を体感してまいりました。

ここを横浜市はどうしようとしているのかということで、スライドを御覧ください。これは環境影響評価資料からの抜粋です。242 ヘクタール全域全改変というふうに明記してあります。

それから擁壁工事、これは擁壁工事で景観がどう変わるか。これもアセスの資料ですけれども、コンクリートの擁壁が造られるということによって激変します。

また、区域内には河川２本、この地図の茶色の点線が、分かりづらいですが水色が現在の川、茶色の点線でまさに直線、直角にして蓋をかけて暗渠化すると、こういう計画なのです。

それから、先ほどもお話がありましたが、区域内にある海軍道路の桜並木、本当に有名な名所だと思います。この桜並木、何と全部伐採するという計画になっています。

市長、こういうことをやっておいて、花博では自然との共生ということをうたっているのですけれども、矛盾を感じませんでしょうか。（私語する者あり）

◎山中市長　令和２年３月に策定した旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画におきましては、豊かな自然環境を生かすとともに地区全体でグリーンインフラを活用することなどにより郊外部の活性化拠点の形成を目指すこととしてございます。一方、国際園芸博覧会は、グリーンインフラを実装し、自然との共生による心豊かな生活、そして緑や自然環境を一層尊重する社会に生まれ変わることを伝えることを開催意義としてございます。したがいまして、上瀬谷のまちづくりと博覧会の意義は整合していると考えております。

◆井上委員　桜並木が倒れてきたら駄目ではないかと後ろから聞こえてきていますが、倒れそうなやつはもう切ってしまっているのです。切り株になっています。今残っているのの半分は健全だと。普通であったらば道路局の管理上は切るものではないということも確認をしております。市長は、今開発区域内、少し写真で紹介しましたけれども、直接ここを御覧になっているのでしょうか。

◎山中市長　はい、視察をしてございます。

◆井上委員　実際御覧になってどう思われましたか。横浜市はこの開発区域内の自然を別のところに移して創出すると言っているのです。それが本当にできるとお感じになったでしょうか。

◎山中市長　できると考えてございます。（「よし」と呼ぶ者あり）

◆井上委員　花博で水資源の環境の徹底した活用とかと言っているわけです。そのことと、先ほどのように自然の共生とか、それから自然のそのままを活用するとかということを言っているわけです。そのことと区域の開発全体のところについてやはり整合が取れていないのではないでしょうか。

◎山中市長　上瀬谷のまちづくり、それから博覧会等の定義、全て整合していると承知しております。

巻末２

令和５年７月31日年第６回環境影響評価審査会　議事録　より

藤井委員　モズとかヒバリとかカワラヒワが確認されるので現況に近い状態に回復するという御見解だと思うのですけども、実際はそんな甘いものではないと思うのですよね。その種類がいたから、特にここは鳥に限定されていますけども、その鳥が いたから環境が回復されたかというとそういうことではなくて、実際に は生態系全体を通して初めて回復したかどうかの判断ができると思うの ですよね。その鳥がいたから、餌を食べに猛禽類が来たから環境が現況 に近い状況に回復するというのは、やはり言葉としては言い過ぎかなと 思うので、ここはもう一度検討していただければなと思いました。 もう１点は、（補足資料）49 ページのところです。止水を維持していた だけないかという話だったと思います。下流域に影響するというお話で すよね。ホトケドジョウが生息している実際の湧水が出ている環境に、 上にもし水を溜めてそこから流すと温度が変わって影響するのではない かということで上には溜めない、枯れたら枯れたままにするという話だと思います。調整池４の本来の目的というか、私たちが期待しているも のは、枯れたら枯れたまま放っておくというものではなく、できるだけ 生態系、生物多様性を高めてもらう、多様度を高めてもらうために水辺 環境を造ってほしいということでした。もしそれが下のホトケドジョウ に影響するということであれば、例えば迂回する水路を造ってホトケド ジョウの生息地、生息環境よりも下に水を流すとかですね、何かしらい ろいろ方法はあると思うので、ホトケドジョウに影響するから水は維持 しませんという部分をもう少し検討いただけないかなというお願いで す。 最後に（補足資料）57 ページです。私の意見に対しての御回答だと思 います。これを見ておっしゃることは分かるのですけれども、何が言い たかったかというと、移植していただけるのはすごくいいことで、とて もありがたい話なのですけれど、トンボ類とかそういうものを移植する 意味があるのかという話です。卵とか卵塊と言いますけども、トンボが 産んだ卵をどうやって持ってくのか、ほぼ目に見えないもので水底に沈んでまっているものをどうするのかという話もあります。もう少しで きるもの、できないものを整理していただければなと思って意見は出させていただいていました。現状、保全対象種として、まだナツアカネと かが入っています。これをどうするかですよね。実際生まれて成虫になったナツアカネは、今頃多分あのエリアにはいなくて、高い標高の避暑地に行っていると思います。また秋ぐらいになったら戻ってきて産卵するというサイクルだと思うのですけれど、そういうものを移植するというのが言葉として正しいのか。書いていただくのはいいのですけれど、できるのかできないのか、本当に書く意味があるのかということが気に なったので、御検討いただければと思いました。

基本的に、現況に近い状態に回復は無理ですよね、という意見 だったと思います。現況に近い状態とは何なのかという話以前に、これだけ大きく改変していく中で現況に近い状態に回復しますという言葉自体が無理ではないのかということが根底にあったと思います。その上で 現況に近い状態は何なのかというと、指標的にされているものでもいい のですけど、鳥を挙げて、こういう鳥が帰ってきたから現況に近い状態に回復しましたというのは、開発側の意見としては良くないのかなと。壊れたものは壊れたものとして認めてもらいたいですし、その上でどう いうミティゲーション的なものを考えるかということです。環境が壊れたということをまず大前提に認めてもらって、その上でどういうふうに していくかだと思うので、現況に近い状態に回復しますという言葉自体 に問題があるという意見だと私は受け取っていました

【宮澤委員】 はい、藤井委員から御指名があったので。私が指摘させさせていただいたのは、現況に戻るということは考えられないだろうということです。もう少し正直に言うと、多分モズとかそういうものが戻るとしても、多少しか戻らないだろうと。残念だけど。 そういうところまでの予測評価を書かなければ正直じゃないというのは、多分藤井委員もおっしゃっていることだろうと思うのですね。従前 のように戻るのですかといったら、そんなことはないわけです。圧倒的に自然度が落ちているわけですから、ボリューム的にもうんと小さなものしか戻らないので、仮に戻ったとしてもですね。そこは、どういう表現がいいかというのはなかなか難しいかもしれませんけども、でも書かざるを得ないだろうなと思います。

【藤井委員】 今の部分、もう一点だけ補足をさせてください。 ここでカワラヒワ、ヒバリ、モズという３種類を挙げていただいています。ヒバリはかなり説得力があると思うのですが、カワラヒワとモズ は適応する環境がかなり幅広くて、ヒバリのような限定された環境ではないです。カワラヒワとモズが戻ってきているから環境が回復しているという展開には多分ならないと思うので、その辺は一度検討された方が いいかなと思いました。ければと思います。

では、あと残り２点ですね。（補足資料）49 ページのホトケドジョウの 関連、それと（補足資料）57 ページの移植の話ですね。御回答お願いします。 【事 業 者 】 ホトケドジョウが保全対象種というところで、まずこれを一つ大事な ものとしていると土地区画整理事業の方からは聞いてございます。ホトケドジョウの生息環境としては、湧水環境がとても大事で必須条件だと いうところです。この湧水がちょろちょろ流れている状況が安定した水 温を供給する前提条件になっていると考えており、これを最優先で整えていくことが必要だと専門家から御意見をいただいていますので、計画 に反映させていただきたいと考えております。 藤井委員からいただきました、下流域に分水するとか止水環境をつくるという検討についてですが、現況、湧水がすごく少ない状態で分水等 できるほどの流量が果たしてあるのか、

少し難しいかなと考えていると ころです。湧水期は一時期止まってしまう部分もございますので、現況の中で止水環境がどこまでできるかは少し難しいかなと考えております。

【藤井委員】この事業をやっていく中で、調整池に私は、他の委員の方も そうだと思うのですけど、いろいろ期待をしている部分がありました。 止水域を造って生物多様性的にすごく良い環境ができるのではないかと 期待するものがありました。その期待するべきものの一つの調整池が、ほとんど水が溜まりませんよ、雨が降らなければ枯れてしまいます というものだと、期待したものではないのだなというところから、でき れば溜めていけないのかという話だったのです。逆に、少し溜めて枯れてを繰り返すと、生物の中にはダメージが与えられるものも出てくると 思います。水が溜まっているときにそこに定着したと思えば、枯れて死んでしまうようなことです。水を溜めたことでそこに誘致してしまった けれど、誘致したものは全部死んでしまった。特にトンボとかはそうで しょうね。卵を産みに水があるから来たのに、結局枯れて全て卵が駄目 になってしまうのだったら、もう水は溜めない方がいいという話になっ てしまいます。調整池に期待するものが私の中ではあったので、ぜひ溜める方向で考えてほしいと言ったのですけども、根本的にどうやって も溜まらないという話であれば仕方ないのかなと思います。不明確なままアセス手続きが、どんどん進んでしまいますと、後になって事後調査したら全然違うことが起こっていたというようなことだって起こりかねないです。今の段階で難しいと予想されることに関しては、評価書までの間に、是非 明確にしていただきたいというのが私からの要望です。

【事 業 者 】 現状、井戸を汲み上げたり水道水を使うみたいな話になりますと、やはり水質の環境が大きく変わってしまうのではないかと懸念をしております。止水域を設けるという話につきましても、専門家の先生方からお話を聞いている限りでは、私どもとしては今ホトケドジョウをどう保全するかというふうに考えておりますので、止水域を設けることは少し難しいのではないかなと考えております。引き続き、私どもとしても専門家の先生の意見を踏まえながら、検討を進めさせていただくしかないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。【事 業 者 ありがとうございます。なお、調整池の設えにつきましては、環境 の保全措置として土地区画整理事業が主体でやっていく内容でございます。我々としては、今、土地区画整理事業から今後の検討等もどのよう にやっていくかをヒアリングした上でお答えさせていただいています。 実際、その検討はこれからというところです。 我々として御指摘をいただいた上で土地区画整理事業の方に伝えて参 りますが、まだ土地区画整理事業も具体的な検討までできている段階で はありません。今回新たにいただきました人工的に湧水を作るという話 も、当然まだ検討がされているものではないと認識しております。 土地区画整理事業にもいただいた御指摘は伝えた上で、実際やれるやれないも含めて検討するようお伝えしたいと思っております。

令和5年 11 月2日　第11回　環境影響評価審査会　議事録より抜粋
p14　田中伸治委員

同事業の対象地は…まず一つ目は、スライドでは 119 ページで御説明いただいたと思いま すが、地域社会の交通の予測のところになります。予測の方法として、 ここには「実態に即した予測となるよう既存資料ではなく」という書かれ方をしているのですけれども、本編の方ですと、準備書の 6.7-69 ペー ジ、あるいは資料編で資 1.8-46 ページの方を見ますと、転換率式併用Q V分割配分手法といった方法を採られたように理解したのですけれど も、これは方法書の審議の段階で出てきてない方法だと思うのですけれども、これを使うことがどうしてなのかということと、これを使ってこの準備書で予測をしていいのかといった辺りをお聞きしたいのですけど、いかがでしょうか。【事 業 者 】様々な交通の予測のシ ミュレーションがある中でですね、私どもの方でこれを採用させていた だいたのは、博覧会にはかなり広域から皆さんいらっしゃるということ がありますので、それに適した手法で検討したいということで、この手 法を選んだところでございます。一方で出入口だとか、直近の部分のところについての情報に関しては、この方法を補うような形で、別途、渋滞長であったりですとか、そういったところはシミュレーションして、 数字を算出している形を取らせていただいてございます。【田中伸治委員】その方法が、方法書審議の段階から変わったことについてはなぜです か。【事 業 者 】その手法がということですけれども、その辺はまたちょっと整理して 次回以降にまたもう一度、お答えさせていただけないでしょうか。【田中伸治委員】はい、分かりました。アセスのプロセスにも関わる内容かと思います ので、しっかり御説明いただきたいと思います。 では、個別のことをいくつか申し上げるのですけれども、パークアン ドライドで会場から離れたところにも駐車場を設けるということで、今回、青葉インター付近の場所を一つお示しいただきました。こちらについては、このような予測をしていただいたことでよかったと思うのですけども、その他の場所についても、やはりこれは示していただきたいと 思いますので、決まり次第、こちらのアセスの場で御説明いただきたい と思います。 続きまして、資料で言いますと、126 ページのスライドですかね、交差 点の評価、需要率の評価をしていただいております。この中の地点 12 が 限界需要率を超えている。特に中身を見ますと、東からの流入の車両に よる右折で交通容量比が 1.0 を超えているように、資料編などを見ます と分かるのですけれども、これがどのぐらい超えているかというところ を見ると、滞留長が 348mという計算結果が出ていまして、この滞留長を 延ばすとおそらく駐車場の出入口を超えてしまうような滞留長になって いるかと思います。さらにですね、計算内容を見ますと、右折する車と 同時に横断歩道で青が出ているのですけれども、歩行者の影響を考慮されていないようなので、これ

をきちんと考慮すると更に影響は大きくなるかなというふうに思います。どういった検討内容、それから評価をしているのかという辺りを、御説明いただきたいなと思います。 それから同じページの地点 11 については、これは信号がない交差点の ようなのですけれども、バスターミナルの出入口になるかと思います。 信号がない交差点の場合の予測方法というものを用いているかと思うの ですけれども、その計算過程が見た限りでは確認できなかったので、資 料編の方も一通り見たのですけれども、地点 11 に関しての計算内容というのが確認できなかったので、これを示していただきたいと思います。 かつ無信号交差点での評価なのですけれども、もしかするとその評価に 使ったパラメータが乗用車のものではないかなと思いまして、ここはバスターミナルの入口なので、かなりの割合で大型車のバスが使うところ だと思います。その場合はきちんとそういった大型車が、例えば無信号 16 交差点なので、本線の車両の間を縫って流入するということが必要なの ですけども、当然大型車はその時間が乗用車よりも余分にかかります。 素早く動けませんから。そういったことをきちんと反映した上で、評価 をしてもらう必要があるかなというふうに思います。 続いて、駐車場に関してなのですけども、その次の 127 ページのスラ イドになりますが、出入口が3箇所ということで、滞留長の数値などを 示していただいて大きな影響はないというお話だったのですけれども、 各出入口のピーク時の流入台数というのが本編の方などにありまして、 出入口1がピーク時は1時間当たり 714 台、出入口2は1時間当たり 577 台ということのようです。一方、出入口1、2とも8秒に1台、車が入れるという設定で計算されているのですけども、これですと1時間に 450 台しか入れないということになりまして、例えば出入口1ですと 260 台 分足りないということになります。ですので、1時間経ちますと、その ピーク時1時間で 260 台分がまだ入れずに並んでいるはずなのですけれども、出入口 1 の滞留長 69mというのはどうしても計算が合わないの で、多分、予測のやり方を誤っていると思います。 参照されている経済産業省の「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」というものですが、ここに滞留長の計算方法が 書いてあるのですけども、その前提として、その大店立地の指針の8ページを御覧いただくと分かるのですが、「各出入口における入庫処理能力 がピーク1時間に予想される来客の自動車台数を上回るような駐車場形 式を選定することが必要である」というふうにありますので、まず、714 台とか、577 台という数字が 450 台を上回っている時点でNGなのです ね。ここがきちんと 450 台を下回るような台数になった上で、滞留長を 計算していただくのが正しいかと思います。これについては修正していただく必要があろうかと思います。 あとはですね、シャトルバスの関係です。（スライド）131 ページで、 4つの駅で合計 1 日当たり 2,600 台という台数なのですけれども、質問 の一つは、これ以外に、空港などからの直行バスというのが検討されて いるようなのですけれども、それらの台数がどのくらいのボリュームに なるのかということと、それについても、この周

辺道路の評価、交差点 の評価などに考慮する必要があるかと思いますので、その辺りが考慮されているのかいないのかといったことを明確にしていただく必要があろうかと思います。 それから、各駅でこういったシャトルバスを発着させる必要があって、それについてはまだ未定ということで、次のページ（スライド 132 ページ）に概念だけ示していただいているのですけれども、ここについ てもやはり本当に発着できるかという検討は、この審議の中でもう少し 先の日にちになるかもしれませんけれども、示していただく必要があろうかなというふうに思います。例えば、十日市場の駅ですと 1 日当たり 延べ 900 台ということなので、出発と到着で 900 台ということかと考え ると、450 台出発させなければいけないのですけども、例えば、先ほどの 大店立地の指針の中でも示されているような典型的なピーク率というの が 14.4%とありまして、ピーク時、1時間当たりでこれを計算すると 62、3 台になるということなのですけれども、本当に1時間に 60 台、1 分に1台が発着できるようなバース数とか、乗り降りの方法というのが 17 確保できるのかと、この辺りもそれぞれの駅できちんと予測評価をして いただく必要があるかと思います。以上になります。

横浜市　令和　４年　令和４年度予算第一特別委員会　03 月 18 日－12 号

giji.city.yokohama.lg.jp/tenant/yokohama/MinuteView.html?council_id=889&schedule_id=13&is_search=false&view_years=2022

https://gikaichukei.city.yokohama.lg.jp/g07_Video_View.asp?SrchID=4870

井上委員　会計のことについて次にお聞きします。
　スライドを御覧ください。これではなかったけれども、先に出してしまいましたが、会場建設費と運営費のそれぞれ金額とどのように賄う計画か、平原副市長に伺います。

◎平原副市長　国際園芸博覧会の会場建設費は 320 億円、運営費は 360 億円と想定してございます。会場建設費は国、地方自治体、民間資金等で１対１対１の割合で賄います。運営費は入場料金等で賄う予定でございまして、具体的な収支計画は今後博覧会協会において策定してまいります。

◆井上委員　具体的にはこれからということですが、現状でも計画は出しています。今、収支の主な収入を占めるのが入場料ということでした。入場料についてどのような計画なのか、入場者数と入場料金を伺います。

◎平原副市長　有料来場者数は 1000 万人以上、入場料金は大人の当日入場券で 3500 円と想定しております。

◆井上委員　大人で 3500 円、1000 万人、市長、これは本当に実現できるとお考えでしょうか。

◎山中市長　過去の博覧会の実績並びに首都圏の後背人口などから、有料来場者数といたしまして 1000 万人は見込めると想定してございます。

◆井上委員　ここで出すのでしたけれども、有料入場者数の比較を出してみました。これはコロナ前の実績値を、花博は半年ですので半分に換算してあります。そうすると、東京ディズニーランドで 830 万人、大阪ＵＳＪが 695 万人なのです。これで横浜市の花博で、これを超える人を呼んでこなくてはいけないと。しかもコロナ前ですから、ディズニーランドを超える集客が本当にできるその根拠があるのか、市長はどうお考えでしょうか。

◎山中市長　先ほど申し上げたとおり有料来場者数として 1000 万人は見込めると想定してございます。また、ディズニーランド等はオープンから物すごく時間がたっております。その間の時間がたち平準化した半年間当たりの換算としてございます。一方花博は新しいイベントとして行います。それを比較することはできないと考えてございます。

◆井上委員　今根拠ということで２つおっしゃったのだけれども、市長は根拠を検討したデータは御覧になりましたか。

◎山中市長　国のデータとか本市のデータ等でざっと拝見はしてございます。

◆井上委員　私も聞きました、1000 万人。元は 1500 万人で出していたのだけれども、1500 万人を見込めるといった根拠は紙１枚です。しかもこれは 2017 年の招致検討委員会で出したときに紙１枚。後背人口とか、確かに過去大阪万博、大阪万博をやっているのはまさにバブルの時期です。そういうので出されているのだけれども、市長に伺いたいのですけれども、このときとは明らかに一つはコロナの問題があります。そして、本当に痛ましいことではあるけれども、戦争が起きたりして非常に国際情勢、経済情勢、今ますます不透明になっています。この数字は 30 年前の大阪万博ではなくて今の状況についての検討をされたのでしょうか。

◎山中市長　現在、痛ましいことではございますが、国際情勢の不安定化、そしてコロナが起こっております。しかしながら、花博というのは今から５年後でございます。ですので、委員は５年後も今の状況が続くと考えて御質問をされているのでしょうか。

◆井上委員　答えてもいいけれども、本当は質問時間から除いてほしいけれども。同じ状況ではないかもしれないけれども、非常に不安定化していると、このことは確かではないですか。市長に伺います。そう思いませんか、安定していくと思われますか。

◎山中市長　物事を比較するときには、科学とかはそうなのですけれども、同じ条件で比較をするということが基本でございます。例えば先ほどのＵＳＪやディズニーランドと一過性、時間がかかって今平準化されてきたものと花博のような閣議決定されているクラスのイベントを比較するといった比較ではなくて、我々としては 1000 万人の実現可能性を想定しているというふうに申し上げた次第です。

◆井上委員　過去博から考えて 1000 万人と言っているわけだけれども、実はそれは比較はできないのだという自己矛盾に陥っているように思います。

次の支出についても見たいと思います。先ほど建設費 320 億円、運営費 360 億円のお話がありました。これの外に実は関連事業費というのがあります。平原副市長、今の計画の中で来場者の輸送をどうすることになっているか、また、関連事業費というのが花博会計の外に出ているのはなぜなのか、御説明ください。

◎平原副市長　残念ながら新交通が間に合わないという状況は御説明しておりますけれども、その代替としてシャトルバスの充実をこれから図っていかなければいけないということでございますので、来場者の輸送に関わる経費につきましては、これから博覧会の運営費に計上されることというふうになっております。

◆井上委員　外に出しているのはなぜかというところを聞いたのですけれども、関連事業費は今花博の会計に入っていないのです。

◎小池技監兼都市整備局長　お答えします。運営費というのは園芸博そのものを運営する費用でございます。関連事業費というのは、園芸博の運営そのものではなくて、それに関連して例えば周りでまちづくりをするとか、園芸博の開催に合わせて効果的に園芸博を開催するために周りで行われる関連事業、こういったことも関連事業費として計上して行っていくと、国のほうの考え方でもそういうことが示されております。

◆井上委員　つまり、花博のためにやるものはやはり花博の会計に入れなければいけないと。なので、その後も使えるものであれば外に出して関連事業費でやるということで新交通はそちらに入れていたけれども、新交通が駄目になったのだから花博のためのシャトルバスをやらなければいけない。そうすると、今まで外に出して、あそこで500万人来場輸送。往復だから本当は1000万人分やるということだったのだけれども、それが今度は花博の会計のほうに、410億円が全部乗るわけではないけれども、新たに花博の会計の中で輸送事業を見込まなければいけない。市長、そこの理解はどうですか。

◎山中市長　委員の御指摘されたとおりかと思います。

◆井上委員　そうすると、今のこの運営費360億円は膨らみますか、市長、そこはどうですか。

◎山中市長　金額的にはその部分が加わるかと思います。

◆井上委員　そうすると、360億円を賄うのに先ほど1000万人、3500円というのを計算しているわけです。ここはどう変わるのでしょうか。

◎山中市長　その部分も含めまして現在検討しているところでございますので、また詳細を申し上げたいと思います。

◆井上委員　６月にＢＩＥに申請すると伺っています。あと３か月です。そこで、今みたいな、いや、まだ決まっていませんでやるのですか。

◎山中市長　それまでに算定するようにいたします。

◆井上委員　今のお話をまとめると、収入は1000万人有料入場者数、これは目標ではないです、360億円を出すのに必須です。損益分岐点です。そこを下回ったら赤字になるという数字です。それがディズニーランドと比べられないのだというお話があったけれども、明らかに過大だと思います。一方で支出のほうは、事業会計の外に出していた部分を中に入れなければいけないわけですから、現在の360億円は過小です。そうしますと、必ずこれは収支不均衡で赤字必至ではないでしょうか、どうでしょうか。

◎山中市長　収入の分は過大見積りにならないように、支出の分は過小見積りにならないようにいたします。

◆井上委員　収支が合わなくなる事態の想定はしているのでしょうか。

◎山中市長　収支が合うようにきちんと計画を詰めてまいりたいと思います。

◆井上委員　合わなくなることの想定はしていないのですか。

◎山中市長　博覧会の収支計画については博覧会協会が策定してございます。この収支計画に基づきまして、毎年度協会におきまして収支と支出の状況を正確に把握して、監査、そして国の監督指導の下適正に管理をしていくことになります。なお、仮に赤字を想定した場合におきましても博覧会協会に赤字にならないようにいたします。赤字にならないようにいたしますが、赤字を想定した場合におきましても、博覧会協会において適正に処理していくことが原則となってございます。

◆井上委員　市長はＹ150の経緯とか、なぜそうなったのかについては振り返られましたか。

◎山中市長　Ｙ150と今回の花博のことを委員は比べておられるのでしょうか。
〔井上委員「私は明確に聞いたから、今比べているというか、Ｙ150のことをちゃんと振り返り、総括、反省点をやりましたか、分かっていますかということ」と呼び、「立って質問しろよ」と呼ぶ者あり、井上委員「一度聞いていることですから」と呼ぶ〕

◎山中市長　Ｙ150は委員も御存じのように地方博です。そのときの赤字となった理由にはいろいろな説がございますので、どれか一つということは真偽は定かではございませんが、地方博として行ったＹ150と今回閣議決定されてＡ１クラスとしてまさに国家的なイベントとして行う花博を比べることはできないと思います。花博におきましては、きちんと支出、収入を管理して、先ほど申し上げたとおり協会が収支計画を策定してございますが、横浜市としてもしっかりと取り組めるよう、今庁内一丸となって進めているところでございます。

◆井上委員　協会で適正にという答弁があったからＹ150のことを聞いたのだけれども、Ｙ150も協会なのです。しかし、結局赤字の後を持ったのは、横浜市が赤字の分市費を投入しているわけではないですか。500万人来ると見込んで124万人、４分の１も来なかったのです。あえて前科と申しますが、横浜市にはそういうことがあるから、赤字を想定しないとか、赤字にならないように努力するとかでは全く担保があるとは言えないということを申し上げております。

将来のまちづくりについて伺います。市長は昨年９月の新聞インタビューで、ここの開発に関して、テーマパークをつくるかどうかから検討すべきだ、構想を進める場合のメリット、デメリット、進めない場合のメリット、デメリットをよく検討したいとおっしゃっています。その後、検討はされたのでしょうか。

◎山中市長　テーマパークにつきましては、現在まちづくり協議会が検討パートナーとともにさらなる具体化に向けて継続的に検討をしているところでございます。私どもといたしましては、具体案を見て検討すべきと考えてございます。

◆井上委員　まだ決定していないとしても名乗りを上げそうな事業者はいるのかというものは市長は知っているのですか。

◎山中市長　まちづくり協議会が検討パートナーとともにさらなる具体化に向け継続的に検討している段階と承知してございます。

◆井上委員　具体的には市長も分からないと。では、テーマパークがもし来なかったらどういうことが起きるのでしょうか。

◎山中市長　現在まちづくり協議会が具体化に向けて継続的に検討してございますので、そういった趣旨の御質問についてはお答えは差し控えさせていただきます。

◆井上委員　市施行で区画整理しようとしているのです。新年度予算にその着工の工事費が入っています。横浜市としてこれが現実性があるのかどうかは把握しなければ駄目ではないですか。

◎平原副市長　上瀬谷は70年にわたって接収されておりまして、基盤整備も何もできていないと。これから70年我慢していた地権者の皆様に土地をお返しして有効利用を図ってもらおうということで、そんな中でテーマパークの話が出てきているわけでございます。今テーマパークについては地権者とまちづくり協議会が検討中でございますけれども、それに応えるべく基盤整備は横浜市の区画整理事業でしっかりやっていきたいと考えております。

◆井上委員　テーマパークが来なかったらどうするのかということは考えていないと、市長です。

◎平原副市長　今まちづくり協議会が一生懸命検討してございます。具体的な事業者、検討パートナーではなくて、どんな内容にするかということも見え始めていると聞いてございますので、確実にテーマパークが整備できるようにこれからもまちづくり協議会を横浜市としても支援していきたいと思います。

◆井上委員　市長に伺いたいのですけれども、市施行での区画整理事業で今計画を立てているわけですから、これで590億円総事業費になっています。そのときに土地が見込みどおりに売れないと。結局開発経費を市の負担で穴埋めしなくてはならない、こういうことではないでしょうか。

◎山中市長　見込みどおりにいかないということであれば委員のおっしゃるとおりになるかと思いますが、そうならないように我々としても考えております。

◎小池技監兼都市整備局長　今の委員の御質問に補足でお答えいたします。今穴埋めというお言葉があったのですが、これは市施行でやっている区画整理ですから穴埋めということではなくて、区画整理は補助金が入り保留地を処分し、その残ったところは市が負担するというのはこれは施行者として当然のことですから、穴埋めということではございません。

◆井上委員　市施行と称して市のお金を入れる。この部分が、結局テーマパークで予定どおりに売れなければそこが膨らむのでしょうと、公費が余計に入るということですか。
〔井上委員「何で局長になっちゃったの」と呼ぶ〕

◎小池技監兼都市整備局長　その部分については今事業計画をいろいろ見積りをしながら立てておりますので、また市がどのくらい負担していくのか整理をして、事業計画の中で御説明をしていきたいと考えております。

巻末５

◎提出用書類　　ご署名 [redacted]

① 旧上瀬谷通信施設地区既存施設解体工事(その１)の全体について改善要望



◎ 花とみどり、農、水の風景が広がる

上瀬谷の環境の創出を

● 交通渋滞 減へらす ◎ 細谷戸地区から 歩行者が歩いて入場出来る 入口をお願いします。

② 旧上瀬谷通信施設地区既存施設解体工事(その１)の全体について良かった点

◎ 旧上瀬谷通信施設既存施設解体工事・囲障区域南側

(オペレショウン地区)建築物等の上屋解体工事

お疲れさまです ありがとうございます。今後ともよろしくお願いします [redacted]

③ コミュニケーションボードについて

非表示

◎ いろいろなかたが、

みましたありがとうございます。

◎ ご迷惑かけてすみません。

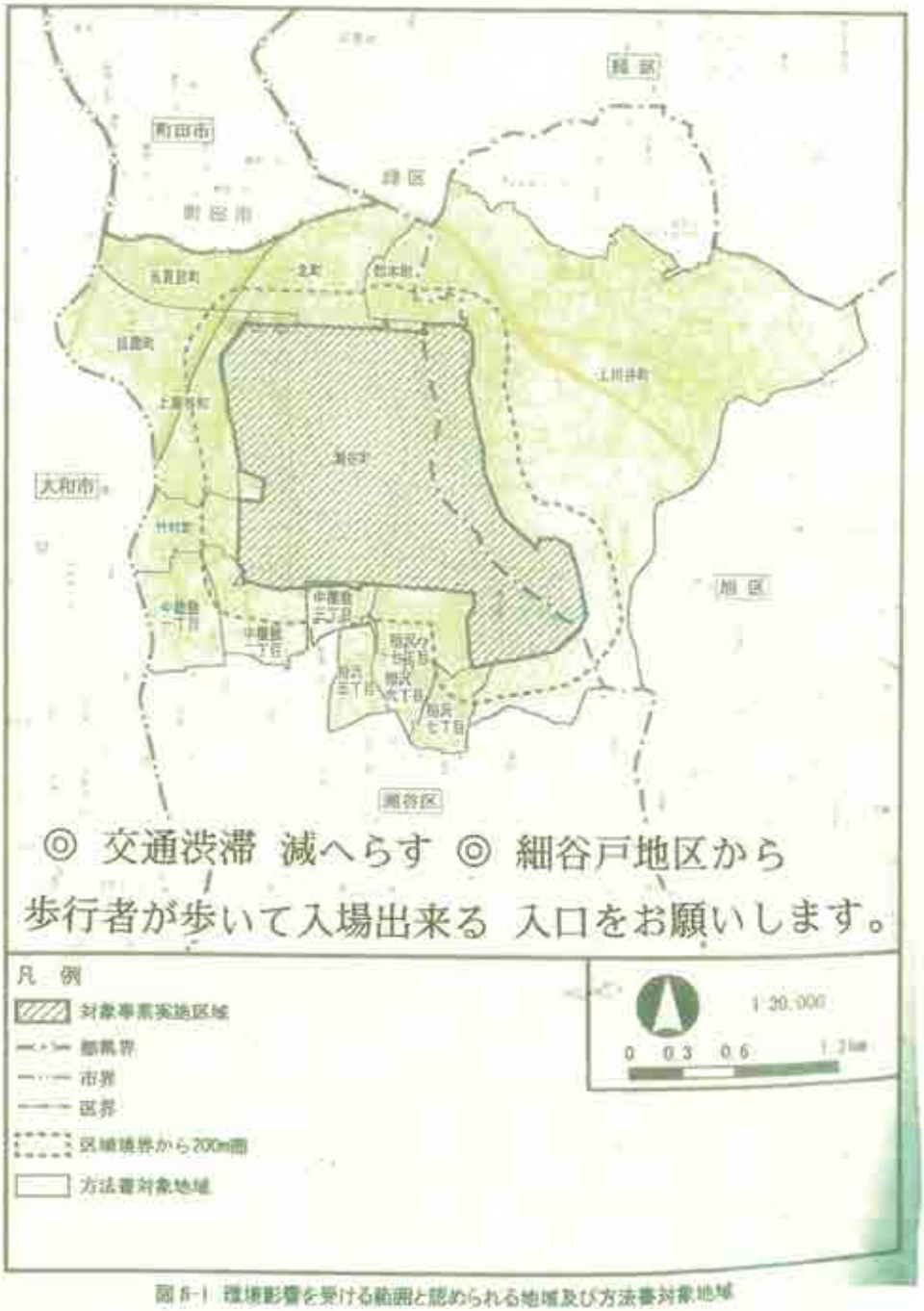

図 6-1 環境影響を受ける範囲と認められる地域及び方法書対象地域

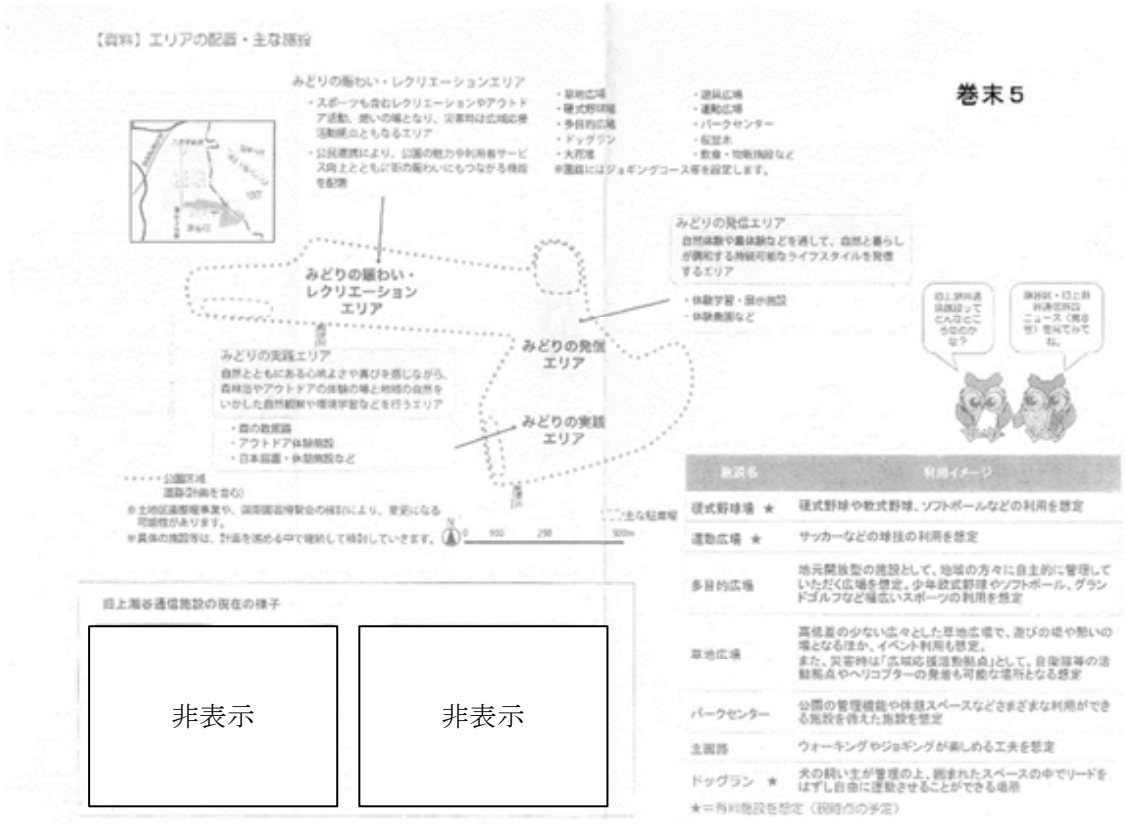
【資料】エリアの配置・主な施設
巻末5
みどりの賑わい・レクリエーションエリア
・スポーツも含むレクリエーションやアウトドア活動、憩いの場となり、災害時は広域応援活動拠点のともなるエリア
・公民連携により、公園の魅力や利用者サービス向上とともに街の賑わいにもつながる機能を配置
・芝生広場
・硬式野球場
・多目的広場
・ドッグラン
・大芝生
・遊具広場
・運動広場
・パークセンター
・桜並木
・飲食・物販施設など
※園路にはジョギングコース等を設定します。
みどりの賑わい・レクリエーション エリア
みどりの発信エリア
自然体験や農体験などを通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルを発信するエリア
・体験学習・展示施設
・体験農園など
みどりの発信 エリア
みどりの実践エリア
自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴やアウトドアの体験の場と地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行うエリア
・森の散策路
・アウトドア体験施設
・日本庭園・休憩施設など
みどりの実践 エリア
・・・・・公園区域
道路(計画を含む)
※土地区画整理事業や、国庫補助等の検討により、変更になる可能性があります。
※具体の施設等は、計画を進める中で随時検討していきます。
主な駐車場
0 100 250 500m
旧上海谷通信施設の現在の様子
非表示
非表示
施設名
利用イメージ
硬式野球場 ★
硬式野球や軟式野球、ソフトボールなどの利用を想定
運動広場 ★
サッカーなどの球技の利用を想定
多目的広場
地元開放型の施設として、地域の方々に自主的に管理していただく広場を想定。少年軟式野球やソフトボール、グランドゴルフなど幅広いスポーツの利用を想定
芝生広場
高低差の少ない広々とした芝地広場で、遊びの場や憩いの場となるほか、イベント利用も想定。
また、災害時は「広域応援活動拠点」として、自衛隊等の活動拠点やヘリコプターの発着も可能な場所となる想定
パークセンター
公園の管理機能や休憩スペースなどさまざまな利用ができる施設を備えた施設を想定
主園路
ウォーキングやジョギングが楽しめる工夫を想定
ドッグラン ★
犬の飼い主が管理の上、囲まれたスペースの中でリードをはずし自由に運動させることができる場所
★＝有料施設を想定（現時点の予定）

非表示

（仮称）旧上瀬谷通信施設公園
基本計画（案）

公園概要 所在地：瀬谷区瀬谷町・旭区上川井町 / 公園種別：広域公園 / 面積：約65ha



公園計画の基本テーマ

「みどり」で広がる暮らしの風景

花と緑、農、水の風景が広がる上瀬谷で、「みどり」とともにある持続可能で多様なライフスタイル※を実践・発信する。



※自然環境とのつながりを体感し、花や農を身近に感じながら心身ともに健やかな生活を楽しむ

GREEN×EXPO 2027 会場

Nature-based Design

会場は夢洲の地区・緑地区に位置する広大な埋め立て地であり、2015年に港湾計画が改訂された約242haの広大な土地で、そのうち約100haが緑地公園となります。土壌汚染が制限されてきたことから、湿地や草原やから池状の草地などの自然環境が広がり、南北に流れる約2kmの運河跡、砲台跡や埋め立て時の痕跡など自然資本が残っています。

GREEN×EXPO 2027では、この特徴的な環境を活かし、かつて高層ビル建設の障害となった地盤改良や、雨水を用いた水の流れ、風の軸など、残された歴史的な自然資本を活かした会場づくり（Nature-based Design）を進めます。このような2つのコンセプトと3つのゾーンが構築され、日本の植物資源と文化を活かした最先端技術の融合が図られます。





GREEN×EXPO 2027の会場では、メインゲートを入ると、まずUrban GX Villageで未来のGXを体験することができます。

国際交流ゾーンでは世界各国の魅力文化に触れ、Farm & Food Villageではこれからの食と農を、花と緑の中で体験できます。

さらに、テーマ館で植物に満たな世界に出会い、国立文化園で日本の魅力文化の奥深さを知ることができます。その先には、日本各地の絶景や豊かな緑の広がる美しいいのち輝く風景を実感できます。



GXが実現する未来都市の風景を提案します。カーボンニュートラルを中心に、自然の力を社会課題解決に活かす技術（NbS）を世界に発信します。

GX分野｜くらし／まちづくり・移動・交通／技術・産業／再生可能エネルギー

5つのVillage

GREEN×EXPO 2027独自の取り組みとなるテーマの重要要素としてGXを実現する5つのVillageを設けます。

主催者と参加者がテーマを共有しながら、「幸せを創る明日の風景」の創出に取り組みます。

パートナーの皆様と共に創る

GX Prototyping

花と緑に彩られた幸せの風景と
自然の力を活かした明日の風景の実体化



食と農が連携し、共存する「さと」の風景を提案します。心身が満たされ、健康であること、その豊かさを実感できるコンテンツを展開します。

GX分野｜健康・食と農



土地に根ざし暮らしながら多様な生業を生み出してきた日本の叡智を継承。自然と共存しつつ、豊かな恵みを生み出す未来の伝統風景を提案します。

GX分野｜くらし／製塩・食と農／生態系・自然環境



次代を担う子どもたちが自然と戯れ、楽しみながら学ぶことができるコンテンツを環境、暮らしが実感になる風景を提案します。

GX分野｜くらし



木々の緑と美しい花を背景に、生物多様性や里山と森林の連環をテーマにした学びのプログラムを提供する、新たな里山の風景を提案します。

GX分野｜くらし／生態系・自然環境

3つのゾーン

GREEN×EXPO 2027の骨格となる3つのゾーンを設けます。

ウォーターフロントゾーン

世界各国や関係団体などと連携・協働体制による出展、世界の最先端、多様な文化が多様性に出会う国際交流ゾーンです。

国際交流ゾーン

GREEN×EXPO2027のテーマを具現するメインテーマ館のほか、花と緑、ガーデンデザインなどの多様なコンベンションが展開による最先端技術を提示します。

日本ゾーン

日本政府による最先端の展示施設の他、企業等による国際交流展示、自治体等による出展が実現し、日本の魅力文化の奥行きに触れることができます。

※2023年3月現在の予定。今後の調整状況により変更になる可能性があります。


瀬谷2023フェスティバル
10/15(日)
10:00-15:00
旧上瀬谷通信施設のはらっぱ
※雨天中止
ステージ
ものづくりエリア
模擬店
キッズエリア
※写真は昨年の様子です。
無料シャトルバスをご利用ください。
会場
9:30~15:30
瀬谷駅北口
一般駐車場は有料です。(1日1,000円)
公共交通機関・無料シャトルバスを利用したご来場にご協力ください。
会場
当日の開催可否やイベントの詳細は、区ホームページをご確認ください。
瀬谷フェスティバル 2023
検索
パソコン・スマートフォンをお持ちでない方は、
横浜市コールセンター
045-664-2525 (当日8:00~)
●イベント内容は変更または中止となる場合があります。●写真は昨年の様子です。●ペットを連れてのご来場はご遠慮ください。
●当日は会場の様子を区職員が撮影します。撮影した写真は、区ホームページや広報誌・SNSなどに掲載することがあります。
主催 瀬谷フェスティバル実行委員会・瀬谷区役所 問合せ 瀬谷区役所地域振興課 TEL 367-5691

啓示板

◎細谷戸地区に
◎安全・安心の街づくりを

巻末6

地域の人たちと一緒に、子どもたちと向き合える
環境を
交通部は、今後も粘り強く信号機設置を、横断歩
道を、駐車場を
どうか協力をお願いします。

◎ 署名 運動に協力を・
お願いします。

安全・安心の街づくりに

◎



道路の横断に 注意しよう

◎ 横断歩道を渡りましょう。

非表示

非表示

細谷戸連合町内会 交通部

[redacted]

巻末６

非表示

巻末６

非表示

巻末７

非表示

巻末７

非表示

巻末７

非表示

巻末７

非表示

巻末７

非表示

巻末７

非表示

巻末7

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業等現場事務所の設置について

日頃から、横浜市政にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

横浜市では、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業等の施工管理のため、当該地区近接に横浜市職員等が常駐する現場事務所の設置を検討しています。

今般、現場事務所設置に向けた概略がまとまりましたので、次のとおりお知らせします。

※ 本資料に記載の内容は、現時点の検討中のものであり、変更となる場合がございます。

1 設置予定地及び施設概要

(1) 設置予定地（県有地）

地番：瀬谷町 5810-6／敷地面積：約 990 ㎡





引用元 Google社「Google マップ」

(2) 施設概要

階数	地上2階
構造	鉄骨造（プレハブ）
延床面積	約 750 ㎡
設置期間（予定）	令和6年度から令和 18 年度まで

※1．執務時間は原則 8 時 30 分から 17 時 15 分です。

※2．設置を予定している施設は事務所施設のため、騒音を伴う作業を行う予定はありません。

※3．設置予定地周辺に 8 台程度の駐車場を設ける予定です。

2 今後の予定

・令和5年 11 月中旬頃以降：契約締結手続き、工事説明会実施

・令和6年1月頃：工事着手（4カ月程度の工期を想定）

・令和6年4月以降：完成次第入居

【連絡先】
横浜市都市整備局上瀬谷整備推進課
担当　　：仲、福田
電話番号：045-671-2061

令和5年10月吉日　RS公園-10

旧上瀬谷通信施設地区の工事に関するお知らせ

（仮称）旧上瀬谷通信施設公園中央エリア2，3地区整備工事について

このたび、（仮称）旧上瀬谷通信施設公園の整備を行うこととなりましたので、ここにお知らせいたします。工事期間中は地域の皆様にご迷惑をお掛けするかと思いますが、安全対策には十分に配慮し、工事を進めてまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。なお、工事に関してご不明な点やお気付きの点等がございましたら、下記の施工者までご連絡ください。

■（仮称）旧上瀬谷通信施設公園中央エリア2地区整備工事

施工者：田澤園・小林園建設共同企業体　現場代理人 [redacted] 045-361-1957

監督員：横浜市 環境創造局 公園緑地整備課　中村・加藤　045-671-4615

■（仮称）旧上瀬谷通信施設公園中央エリア3地区整備工事

施工者：藤・生駒建設共同企業体　現場代理人 [redacted] 045-322-5721

監督員：横浜市 環境創造局 公園緑地整備課　伊澤・森島　045-671-4615

施工場所：瀬谷区瀬谷町7449-5ほか

工事予定：令和5年11月中旬 ～ 令和6年3月31日（予定）

作業時間：月～土曜日　8：00～17：00

※天候や工事の進捗状況により時間が前後する場合があります。

作業内容：基盤整備工事（園路等）、排水工事、電気設備工事、給水工事、植栽工事

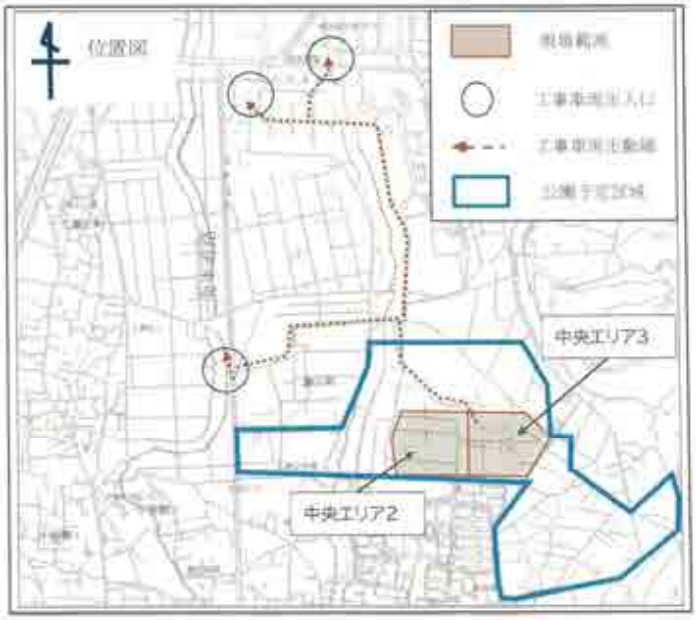

巻末8

表 1.9-7(3) 開催中の方向別交通量（地点6 蓮谷中学校前 将来一般＋花博交通）

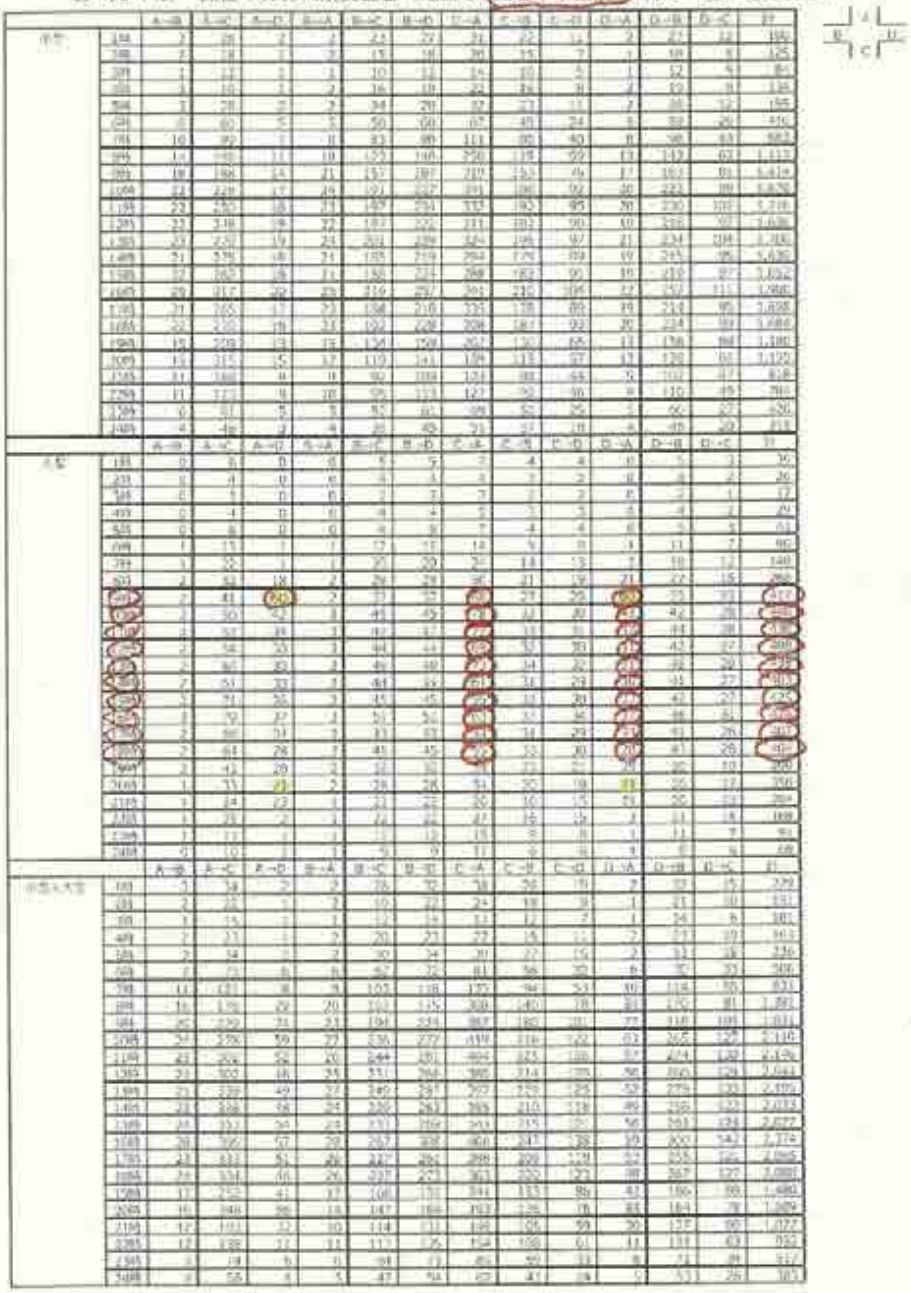

図1.9-67

（[redacted] P. 3/4）

資料1

■環境配慮事項

相沢川、和泉川周辺等については、土地区画整理事業が主体となり本事業と調整を図る他、主に次の事項を行います。

【相沢川周辺】
相沢川の谷戸地形をいかし、樹林、多自然水路（開放水面）、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地という環境区分を連続的に確保させ、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育を可能とします。

【相沢川周辺の環境保全措置の平面イメージ】





【和泉川周辺】
現況の地形、地層をいかして浸透水から水路への流れを保全し、湧水環境に生息・生育する動植物に適した環境を整備し、ホトケドジョウの生息を可能とします。

【和泉川周辺の環境保全措置の断面イメージ】



【地上式調整池（調整池４）】
洪水調節機能の確保・維持及び、動植物の生息・生育環境の創出に寄与します。また、河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成し、生物の生息・生育環境の連続性を確保します。

【地上式調整池の断面イメージ】



■動線計画

車両動線計画について、南北方向の道路は、西側に環状４号線の拡幅整備が計画され、東側にも市道五貫目第 33 号線及び瀬谷地内線に接続する区画１号線が計画されています。東西方向の道路は、上記の南北方向の道路をつなぐ区画２号線及び区画３号線が計画されています。車両などによる公園へのアクセス動線は、東西２本の南北方向の道路からのアクセスが主になると想定されます。

歩行者のアクセス動線は、環状４号線沿いに検討されている新たな交通からのアクセス動線が主になると想定されます。

また、対象事業実施区域内の歩行者主動線は、回遊性のある動線を形成する計画とします。

【園内動線計画のイメージ】



【車両・歩行者動線計画（対象事業実施区域周辺）】



■今後のスケジュール



■工事工程

本事業は、令和５年度に着工し、令和９年に開催する国際園芸博覧会時には整備を一時中断して、開会後、整備を再開します。その後、段階的に整備していき、工事期間は令和 25 年度までを目標としています。



■工事概要等

・土地区画整理事業によって造成や整地が行われるため本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して、施設整備を行う計画です。

・本事業は、国際園芸博覧会で利用し、その後公園施設として残存する主要な園路、インフラ設備等の基盤整備及び植栽地等を対象とする一次整備工事と開催後に公園の必要施設の整備を対象として整備を行う二次整備工事に分けています。

■工事用車両及び車両のルート



■工事用車両の走行ルート

・工事用車両の走行ルートは環状４号線、市道五貫目第 33 号線を主なルートとし、二次整備時は土地区画整理事業地内の区画１号線、２号線を追加します。

・一次整備工事の着工時は、環状４号線からの出入口を使用し、土地区画整理事業の仮設道路が使用可能となればそちらに工事用車両を分散する計画です。

■工事排水計画

・工事排水は、公共下水道に排出する計画ですが、排水管の敷設・接続工事が完了するまでは、仮設調整池へ集水し、上澄み水を公共用水域に放流する計画です。

■緑の保全と創造

①グリーンインフラの展開

グリーンインフラの導入によって自然が持つ多様な機能を発信し、気候変動に適応した新たなモデルとなる公園とします。

【グリーンインフラ実施のイメージ】

豊かな緑量を確保し、緑陰や風による快適空間の創出や生物多様性の保全に努めます。加えて、雨水貯留、スウェル等の浸透・貯留施設の整備、植栽管理により、流域単位での水循環を行います。



【スウェル】

・高速盛等に帯状に整備した浸透です。

大雨時に水を集め、一時的に貯留し、ゆっくりと浸透させることで、雨水の流出を抑制します。



【雨水貯留】

地下の停止層へ雨水を導き、一時的に貯留し、情報及び表面から地中へ浸透させることで、雨水の流出を抑制します。



土地区画整理事業としての基盤整備全体スケジュール

現在、地区内では本格整備に先行して、既存施設の撤去工事を行っています。また、将来的な土地利用を見据えて、仮換地指定[※1]のための設計を行っています。仮換地指定後は、「GREEN×EXPO 2027」の開催およびその後のまちづくりに向けて、道路や調整池等のインフラ整備を実施します。「GREEN×EXPO 2027」開催後も整備を進め、令和15年度までに全ての整備を完了させる予定です。



※1 【仮換地指定とは？】
土地区画整理事業の区域内の権利者に対し、換地計画（組合が定める換地設計などを定めたもの）に基づいて、従来の土地に代えて使用、収益をしてもらう土地を区域内の他の適当な位置に指定すること。

※2 【清算期間とは？】
全ての事業が完了し、公共施設（もともと所有していた土地の場所（所有権等）も明確化、清算すること。

令和5年度　主な工事の実施場所と内容（予定）



広域避難場所について



【広域避難場所とは？】
大地震により発生した火災が多発し延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために一時的に避難する場所です。

工事期間中は、時期によって避難可能な場所や広さが変わりますが、この広域避難場所を利用すると想定している人数に対しては、十分な広さを確保します。
避難可能な場所については、今後、横浜市ウェブサイトや現地に掲示するなどして、お知らせしていきます。

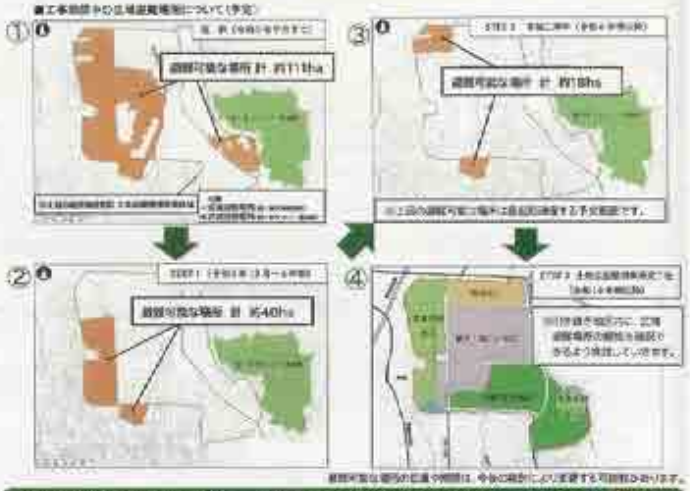

海軍道路の桜を次世代につなげるための接ぎ木が成長しています



海軍道路の桜は、年々老木化が進んでいます。将来次世代につなげるために、令和4年10月に策定した「新たな桜の名所づくりに向けた基本計画」をもとに、令和5年2月に、横浜市立上瀬谷小学校の5年生の児童と接ぎ木のイベントを行いました。
接ぎ木は、その後、上瀬谷小学校で大切に育てられ、桜守の成長も見守られます。
この取組を通じて、桜の記憶を継承していきます。

令和5年2月時点　　令和5年5月時点

お問い合わせ先　横浜市都市整備局上瀬谷整備推進課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話：045-671-2361 FAX：045-550-4098
E-mail：ip-kamiseyasu@city.yokohama.lg.jp

令和5年7月発行（第2号）

旧上瀬谷通信施設地区 まちづくりニュース

旧上瀬谷通信施設地区について



Q：どんな場所？
A：相鉄線「瀬谷駅」から約2km北に位置し、平成27年6月に返還された米軍施設の跡地で、約242.5ヘクタールの広大な土地です。

※横浜スタジアム約70個分（球場面積：1.2ヘクタール）

Q：どのように使われるの？
A：令和2年3月に策定した「旧上瀬谷通信施設地区土地利用基本計画」に基づき、「農業振興地区」、「観光・憩いの地区」、「物流地区」、「公園・防災地区」の4つの地区に分けて土地利用を行います。令和9年3月には、「公園・防災地区」の全域及び「観光・憩いの地区」の一部において、旧上瀬谷通信施設地区（以下、「地区」と略します。）のまちづくりの舞台となる「GREEN×EXPO 2027」（2027年国際園芸博覧会）が開催されます。

「GREEN×EXPO 2027」（2027年国際園芸博覧会）

＜開催期間＞
2027年3月19日～9月26日

Q：GREEN×EXPO 2027とは？



A：開内で7項目、1部3項では初の万博です。
会場ではまず、圧倒的な花と緑で来場者をお迎えします。
そして、地球環境の基盤である自然、植物への理解を深め、私たち人間もその一部として共に暮らしていく社会を目指し、「自然・人・社会が共に持続するための最適解」を示していく、そしてグリーンイノベーションによる 今と 全く違う新しい未来の姿を、暮らしから世界に発信します。



Q：どれくらいの人が来るの？
A：現在会開催期間中の有料来場者を2,000万人以上と設定して、準備を進めています。
会場までは、公共交通機関、徒歩、バス、自家用車、自転車など様々な手段での来場を想定しています。

＜交通機関別分担率の想定と会場までの所要時間＞



＜自家用車の渋滞緩和策について＞
周辺の交通渋滞対策として、公共交通、駐車場に必要台数を確保するとともに、来場者へ公共交通機関の利用を促します。
また、開催期間中、来場者が集中が想定される来場日時においては、会場外にも駐車場を設け、そこからのシャトルバス等の運行も検討しています。

「GREEN×EXPO 2027」の開催や、その後の新たなまちづくりに向け、地域内のインフラ整備や、円滑なアクセスを実現するための交通基盤整備が本格化します。次のページでは、令和5年度の工事概要や、特に関心が寄せられている交通基盤整備の概要をお知らせします。


「GREEN×EXPO 2027」の開催とその後のまちづくりに向けた交通基盤整備
Q：どのような渋滞対策を行うの？
GREEN×EXPO 2027のアクセスルート
上瀬谷 まちづくりニュース
検索
●目黒交番前交差点の立体化
Q：「新たな交通」と「新たなインターチェンジ」とは？
GREEN×EXPO 2027後のまちづくりに向けた交通基盤整備


資料3
旧上瀬谷通信施設地区 まちづくりニュース
「GREEN×EXPO 2027」（2027年国際園芸博覧会）
GREEN×EXPO 2027 会場
Nature-based Design
3つのゾーン
5つのVillage

巻末9

表 1.6-20　開催中の断面交通量（地点 5：深見第 228 号線）

地点 5　深見第 228 号線

一般交通量								花博交通量								開催中交通量（一般+花博）							
時間帯	東行き			西行き			計	時間帯	東行き			西行き			計	時間帯	東行き			西行き			計
	小型	大型	計	小型	大型	計			小型	大型	計	小型	大型	計			小型	大型	計	小型	大型	計	
1時	29	4	33	35	5	40	73	1時	0	0	0	0	0	0	0	1時	29	4	33	35	5	40	73
2時	25	4	29	31	4	35	64	2時	0	0	0	0	0	0	0	2時	25	4	29	31	4	35	64
3時	24	3	27	29	4	33	60	3時	0	0	0	0	0	0	0	3時	24	3	27	29	4	33	60
4時	27	4	31	32	4	36	67	4時	0	0	0	0	0	0	0	4時	27	4	31	32	4	36	67
5時	47	8	55	57	9	66	121	5時	0	0	0	0	0	0	0	5時	47	8	55	57	9	66	121
6時	79	12	91	93	14	107	198	6時	0	0	0	0	0	0	0	6時	79	12	91	93	14	107	198
7時	133	21	154	159	24	183	337	7時	0	0	0	0	0	0	0	7時	133	21	154	159	24	183	337
8時	167	25	192	200	30	230	422	8時	0	6	6	41	0	41	47	8時	167	31	198	241	30	271	469
9時	165	25	190	197	29	226	416	9時	0	24	24	48	0	48	72	9時	165	49	214	245	29	274	488
10時	183	28	211	219	33	252	463	10時	0	15	15	37	0	37	52	10時	183	43	226	256	33	289	515
11時	199	30	229	237	35	272	501	11時	7	12	19	30	0	30	49	11時	206	42	248	267	35	302	550
12時	202	30	232	241	36	277	509	12時	12	10	22	26	0	26	48	12時	214	40	254	267	36	303	557
13時	184	28	212	220	33	253	465	13時	19	10	29	24	0	24	53	13時	203	38	241	244	33	277	518
14時	206	31	237	245	37	282	519	14時	26	10	36	20	0	20	56	14時	232	41	273	265	37	302	575
15時	207	31	238	247	38	285	523	15時	28	12	40	16	0	16	56	15時	235	43	278	263	38	301	579
16時	201	30	231	240	36	276	507	16時	29	12	41	22	0	22	63	16時	230	42	272	262	36	298	570
17時	200	30	230	238	35	273	503	17時	22	10	32	40	0	40	72	17時	222	40	262	278	35	313	575
18時	174	26	200	207	31	238	438	18時	20	10	30	22	0	22	52	18時	194	36	230	229	31	260	490
19時	138	21	159	165	25	190	349	19時	24	10	34	10	0	10	44	19時	162	31	193	175	25	200	393
20時	126	19	145	151	23	174	319	20時	83	30	113	0	0	0	113	20時	209	49	258	151	23	174	432
21時	114	17	131	135	20	155	286	21時	29	10	39	0	0	0	39	21時	143	27	170	135	20	155	325
22時	98	15	113	116	17	133	246	22時	0	0	0	0	0	0	0	22時	98	15	113	116	17	133	246
23時	64	10	74	77	12	89	163	23時	0	0	0	0	0	0	0	23時	64	10	74	77	12	89	163
24時	40	6	46	48	7	55	101	24時	0	0	0	0	0	0	0	24時	40	6	46	48	7	55	101

10.3 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本事業の準備書に対し、横浜市環境影響評価条例第 31 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの審査書の送付を、令和６年６月 26 日に受けました。

審査書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 10.3-1 に示すとおりです。また、審査書の内容及び事業者の見解は、表 10.3-2 に示すとおりです。

表 10.3-1　審査書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和６年７月５日から令和６年８月５日まで（32 日間）
縦覧対象区	旭区、瀬谷区
縦覧場所	みどり環境局　環境影響評価課、 旭区役所区政推進課　広報相談係、瀬谷区役所区政推進課　広報相談係

表 10.3-2(1)　審査書の内容及び事業者の見解

項目		意見の内容	事業者の見解
1 事業計画	（1）	国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を博覧会の目的としていることから、GREEN×EXPO にふさわしいサステナブルな博覧会の実現に向けて、関係者や来場者と一体となって、カーボンニュートラルや生物多様性の保全・向上、資源循環について積極的な姿勢で取り組んでください。	本博覧会としては、スコープ１及び２について、排出対策により削減できない温室効果ガス（二酸化炭素）に関してはオフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指すなど、カーボンニュートラルに積極的に取り組みます。また、土地区画整理事業によって創出される水辺空間等の保全・活用や、既存の草地環境を保全した広場の整備など、生物多様性の保全・向上に積極的に取り組みます。さらに、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を徹底します。 都市生活が自然とともにある未来を市民・民間企業・行政が共に考え、行動を起こし、アイデアを形にする取組を展開することにより、関係者や来場者と一体となって、GREEN×EXPOにふさわしいサステナブルな博覧会の実現に向けて、積極的な姿勢で取り組みます。 （第２章 p.2-12、37、47、48）

表 10.3-2(2)　審査書の内容及び事業者の見解

項目		意見の内容	事業者の見解
1　事業計画	（2）	輸送計画の深度化に当たっては、公共交通の利用促進策をはじめとして、シャトルバスの運行計画、会場隣接駐車場とパークアンドライド駐車場における予約制の導入や料金設定等の運用、安全な誘導など、円滑な来場者の輸送を実現するための運営について検討し、確実に履行してください。	本博覧会の輸送計画については、「２０２７年国際園芸博覧会　来場者輸送基本計画」を策定し、引き続き、交通管理者など関係機関や外部有識者等からのご意見をいただきながら調整を進めていきます。あわせて、公共交通の利用促進を積極的に進めるとともに、シャトルバスの運行計画、会場隣接駐車場とパークアンドライド駐車場における予約制の導入や料金設定等の運用、安全な誘導などを着実に実施することで、円滑な来場者の輸送を実現していきます。 （第２章 p.2-32、35）
	（3）	対象事業実施区域内においては、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）により保全対象種の生息・生育環境が整備された後に、博覧会が開催され、博覧会開催後は会場区域が公園として利用されます。関連事業である土地区画整理事業や（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業（以下「公園整備事業」という。）と連携して、工事や保全対象種の生息・生育環境の維持管理の計画を具体化するとともに、新たに対策が必要となった場合は適切に対応するなど環境の配慮に努めてください。 また、庭園や現況の草地環境を生かした広場など新たな緑環境の整備を行うことから、そこで得られた生態系の影響に関する知見を公園整備事業に引き継いでください。	保全対象種の生息・生育環境について、開催中における維持管理を「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課　平成25年３月）や他都市の先進的な事例なども参考にして実施するとともに、新たに対策が必要となった場合は適切に対応するなど、関連事業と連携して環境の配慮に努めます。 また、庭園や現況の草地環境を生かした広場など、新たな緑環境から得られた生態系への影響に関する知見を公園整備事業へと引き継ぎます。 （第２章 p.2-48、第６章p.6.2-128～129、p.6.3-46、p.6.4-30～31）

表 10.3-2(3)　審査書の内容及び事業者の見解

項目			意見の内容	事業者の見解
2　環境影響評価項目	(1)工事中、開催中及び撤去中	ア　全般	(ｱ)　AIPH（国際園芸家協会）の規則等に基づき、博覧会の持続可能性の目標等を示すサステナビリティ戦略等を策定し、取組を進めるとしていることから、サステナビリティ戦略等における温室効果ガスの削減や生物多様性、水循環、廃棄物等についての取組内容を環境の保全のための措置として評価書に記載してください。	AIPH（国際園芸家協会）の規則等に基づくサステナビリティ戦略等に記載している、スコープ１及び２は、排出対策により削減できない温室効果ガス（二酸化炭素）に関してはオフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指すこと、保全対象種の生育環境の保全のため横浜市と連携しながら維持管理すること、できる限り透水性の素材で構成するなど雨水の地下浸透量の確保に努めること、及び「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を徹底することなどを、環境の保全のための措置として評価書に記載しました。 （第６章 p.6.1-38、40、p.6.2-127～129、p.6.3-43～44、p6.4-30、p.6.5-28、p.6.6-28、29）
			(ｲ)　事業者の見解は重要な情報であることから、審査会で補足説明し、質疑において回答した内容については可能な限り評価書に記載してください。	スコープ１及び２については、排出対策により削減できない温室効果ガス（二酸化炭素）に関してはオフセットを実施することや、駐車場・バスターミナルや園路など雨水浸透の阻害が懸念される整備範囲においては、評価書で算定した範囲に留まらず、できる限り透水性の素材で構成することなど、審査会で補足説明し、質疑において回答した内容については可能な限り評価書に記載しました。 （第６章　p.6.1-38、40、45、46、p.6.5-28　等）
			(ｳ)　予測条件について、対象事業実施区域内は土地区画整理事業の造成工事によって全て改変される可能性があるとしていますが、関連事業で一部保全した樹林地や大径木を博覧会でも保全し、現況の草地環境を生かした広場を整備する計画としています。評価書ではその前提を踏まえた記載としてください。	本博覧会では、関連事業で一部保全した樹林地や大径木を保全するとともに、現況の草地環境を生かした広場を整備する計画であり、評価書では、それを踏まえた記載としました。 （第６章　p.6.2-115、116、124、131、p.6.3-38、41、47、p.6.4-20～22、25、33、p.6.5-16、19）

表 10.3-2(4)　審査書の内容及び事業者の見解

項目			意見の内容	事業者の見解
2　環境影響評価項目	(1)工事中、開催中及び撤去中	イ　生物多様性	(ｱ)　注目すべき種であるホトケドジョウは、「和泉川源流域」のほか対象事業実施区域外の堀谷戸川の下流でも生息を確認していることから、堀谷戸川流域である対象事業実施区域内の「樹林が点在する広大な草地域」と「堀谷戸川左岸の耕作地域」を動物の予測地域に加えてください。ホトケドジョウは、環境変化に弱い要因があると考えられることから、その影響要因を踏まえて予測評価してください。 　また、大径木を保全するとしていることから、大径木が存在する「樹林が点在する広大な草地域」を植物の予測地域に加えてください。	堀谷戸川の下流でもホトケドジョウの生息が確認されているため、堀谷戸川流域である「樹林が点在する広大な草地域」と「堀谷戸川左岸の耕作地域」を動物の予測地域に加えました。ホトケドジョウへの環境変化に伴う、影響要因を踏まえて予測評価しました。 　また、本博覧会において大径木は重要な構成要素であるため、横浜市が保全した大径木の保全・活用に向け、大径木が存在する「樹林が点在する広大な草地域」を植物の予測地域に加え、予測評価しました。 （第６章 p.6.2-100、114～116、122、123、125、127～130、132、p.6.3-37、40～44、46、47）
			(ｲ)　土地区画整理事業が整備する保全対象種の生息・生育環境については、保全対象種の移設・移植の状況に不確定要素があることから、土地区画整理事業の事後調査を踏まえた上で博覧会として必要な情報を補完するため、事後調査項目として動物と植物を選定し、工事中、開催中、撤去中に事後調査を適切に実施してください。	土地区画整理事業の事後調査を踏まえた上で、博覧会として必要な情報を補完するため、横浜市が移設・移植した保全対象種（動物・植物）の生息・生育状況及びその環境について、事後調査項目として動物と植物を選定し、開催前（工事中）、開催中、開催後（撤去中）の適切な時期に、それぞれ事後調査を実施します。 （第 6 章　p.6.2-127 ～ 129 、p.6.3-43、44、第８章　p.8-1、2、4～7）

表 10.3-2(5)　審査書の内容及び事業者の見解

項目			意見の内容	事業者の見解
2　環境影響評価項目	(2)開催中	ア　温室効果ガス	電力は再生可能エネルギーの100％活用を目指し、省エネルギー型製品の導入等により温室効果ガスの削減に努力するとしていますが、エネルギー源として都市ガスやプロパンガスの使用も想定していることから、カーボンニュートラルを目指した積極的な環境の保全のための措置を評価書に記載してください。	都市ガスやプロパンガスの使用もエネルギー源として想定しているため、スコープ１及び２は、排出対策により削減できない温室効果ガス（二酸化炭素）に関してはオフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指すなど、カーボンニュートラルを目指した環境の保全のための措置を評価書に記載しました。 （第６章 p.6.1-38、40、43）
		イ　水循環	対象事業実施区域の堀谷戸川流域において会場施設等の存在に伴う雨水流出量の変化量が少なくないことから、堀谷戸川の予測地点より上流域全体における変化量についても算出し、影響の程度を評価書に記載してください。	本博覧会の会場施設等の存在に伴う、堀谷戸川の予測地点より上流の集水域への影響を把握するため、予測地点より上流域全体における雨水流出量の変化量についても算出し、影響の程度を評価書に記載しました。 （第６章 p.6.5-22、24～26、31）
		ウ　廃棄物・建設発生土	(ｱ)　廃棄物を可能な限り削減するとしていることから、植物残さの堆肥化などリサイクルの推進やリユース食器の利用推進、食品ロスの削減、ごみ分別の徹底等について具体的な取組を検討し、評価書に記載してください。	本博覧会としては、可能な限り廃棄物の削減に取り組むため、植物残さの堆肥化などリサイクルの推進やリユース食器の利用推進、食品ロスの削減、ごみ分別の徹底等について、ガイドラインの作成や来場者・出展者等への要請など具体的な取組みを評価書に記載しました。 （第６章 p.6.6-28、29、32）
			(ｲ)　過去の博覧会等の原単位から廃棄物の発生量を予測し、それに対し可能な限り廃棄物を削減するとしていることから、博覧会開催中の一般廃棄物と産業廃棄物の発生量、再資源化量、処分量について公表してください。また、資源循環の観点から、リサイクルした堆肥を博覧会でどの程度活用したかについても公表してください。 公表に当たっては、統計を取って種類ごとや来場者１人当たりの量を示すなど、今後の博覧会に生かせるように努めてください。	本博覧会の開催中の一般廃棄物と産業廃棄物の発生量、再資源化量、処分量を把握して公表します。また、本博覧会の廃棄物からリサイクルした堆肥について、どの程度活用したかも含め、本博覧会協会のホームページ等で公表します。 公表にあたっては、統計を取って発生した廃棄物の種類ごとや来場者１人当たりの発生量を示すなど、今後の博覧会に生かせるように努めます。 （第６章 p.6.6-29、32）

表 10.3-2(6)　審査書の内容及び事業者の見解

項目			意見の内容	事業者の見解
2　環境影響評価項目	(2)開催中	エ 騒音	関係車両の走行に伴う騒音レベルについて、現況では環境基準を満たしていますが、予測で環境基準を上回る地点があります。その要因を考察し、評価書に記載してください。	地点７の関係車両の走行に伴う騒音レベルについては、現況では環境基準を満たしていますが、予測で環境基準を上回る要因を考察し、瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線の開通がその要因として考えられる旨を評価書に記載しました。 （第６章 p.6.8-49）
		オ　地域社会	(ｱ)　将来一般交通量を転換率式併用ＱＶ分割配分手法で推計していますが、分割回数やその比率等によって予測が変わることから、予測条件を評価書に記載してください。	転換率式併用ＱＶ分割配分手法について、分割回数やその比率等の予測条件を評価書に記載しました。 （第６章 p.6.10-57）
			(ｲ)　輸送計画では多客日において徒歩等により約6,000人の来場者を想定していることから、その来場経路や人数割合を示した上で、交差点を横断する来場者を考慮して交通混雑を予測評価してください。	輸送計画で示した多客日における約6,000人の徒歩等による来場者の来場経路や、人数割合を示した上で、交差点を横断する来場者を考慮して交通混雑の予測評価を行いました。 （第６章 p.6.10-59～61、65～68）
			(ｳ)　交差点需要率が限界需要率を上回り、車線の交通容量比が1.0を上回る交差点においては、一般交通流への影響はないとしていますが、関係車両の滞留への対策を検討し、評価書に記載してください。	地点12の交差点においては、交差点需要率が限界需要率を上回り、車線の交通容量比が1.0を上回るため、地点10及び地点2を経由した迂回経路の運用など、関係車両の滞留への対策を検討し、評価書に記載しました。 （第６章 p.6.10-64、79、91）
			(ｴ)　無信号交差点において、バスターミナルからのシャトルバスが環状４号線に左折するに当たり、大型車は小型車に比べて時間を要することから、実測した結果を踏まえて予測評価してください。	無信号交差点の地点11においては、バスターミナルからのシャトルバスが環状４号線に左折するにあたり、大型車は小型車に比べて時間を要するため、実測した結果を踏まえて予測評価し、評価書に記載しました。 （第６章 p.6.10-57、68）

表 10.3-2(7)　審査書の内容及び事業者の見解

項目			意見の内容	事業者の見解
2　環境影響評価項目	(2)開催中	オ　地域社会	(ｵ)　会場周辺４駅からのシャトルバスについて、各駅におけるバス乗り場や滞留場所、滞留人数を具体的にした上で、駅からの流入が変動することを踏まえて来場者の滞留による駅利用者への影響を予測評価してください。	各駅におけるバス乗り場や駅前広場や歩道などの滞留場所、滞留人数を具体的にした上で、駅からの流入が変動することを踏まえて、会場周辺４駅からのシャトルバスについて、来場者の滞留による駅利用者への影響を予測評価しました。 （第６章 p.6.10-70～77、80、92）
			(ｶ)　パークアンドライド駐車場の場所が全ては示されていないことから、候補地選定の考え方を評価書に記載してください。 また、具体的な候補地が決まり次第、既存の駐車場を活用する場合を除き、周辺道路の交通状況を予測評価し、あらかじめ周辺住民等へ周知するとともに公表してください。併せて、候補地の周辺状況を踏まえ必要に応じて大気質、騒音、振動等についても同様に行ってください。	環境保全上の配慮が特に必要な地域（専ら住居の用に供される地域）には、原則、選定しないようにするなど、パークアンドライド駐車場の候補地選定の考え方を評価書に記載しました。 また、パークアンドライド駐車場及びその周辺道路の交通状況の予測・評価については、具体的な候補地が決まり次第、環境影響評価手続きとは別に実施します（既存の駐車場を活用する場合は除く）。併せて、既存の駐車場の交通状況や大気質、騒音、振動についても、候補地の周辺状況を踏まえ必要に応じて予測・評価します。これらの予測・評価の結果については、あらかじめ周辺住民等へ周知を行うとともに、その内容を本博覧会協会のホームページで公表することを評価書に記載しました。 （第６章 p.6.10-79、81、89）
		カ 景観	(ｱ)　囲繞景観では背景に自然環境があることも景観に含まれることから、対象事業実施区域内の囲繞景観の予測地点において360度撮影をしている場合は、その地点の環境を反映するために全方向を対象に予測評価してください。	対象事業実施区域内の囲繞景観の予測地点において360度撮影をしている地点25に加え、地点28及び32についても全方向を対象に予測評価しました。 （第６章　p.6.11-33、34、61、66、68、72、75、76）
			(ｲ)　囲繞景観における価値認識について、普遍価値の利用性は利用のアクセス性、固有価値は人と環境との調和の観点からの評価とするとともに、具体的な評価の考え方を評価書に記載してください。価値の変化はその考え方を基に、景観の変容も踏まえて予測評価してください。	囲繞景観における価値認識について、普遍価値の利用性は利用のアクセス性、固有価値は人と環境との調和の観点から、評価の考え方を整理しました。また、この評価の考え方を基に、景観区ごとの価値の変化の程度について、景観の変容も踏まえて予測評価しました。 （第６章　p.6.11-9～11、67～72、75、76）

第 11 章　審査会に提出した資料等

第11章　審査会に提出した資料等

本博覧会に関する横浜市環境影響評価審査会の開催状況及び概要は、表　11-1 に示すとおりです。

表 11-1（1）　本博覧会に関する審査会の開催状況及び概要

年月日		手続の段階	審査概要
令和4年	5月 31 日	方法書	【令和４年度　第２回横浜市環境影響評価審査会】 方法書の概要説明（事業者） 質疑応答
	7月 11 日		【令和４年度　第４回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-5～11-15 1　会場コンセプト及び会場配置計画図について 2　国際園芸博覧会までに整備される施設等について 3　輸送計画について 4　市民の森等に対する景観影響について 5　和泉川上流域における湧水及び河川流量の影響について 質疑応答
	7月 28 日		【令和４年度　第５回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-16～11-32 6　土地区画整理事業、公園整備事業及び本博覧会による整備について 7　本博覧会における景観の調査・予測・評価の考え方 8　堀谷戸川流域における動物、植物、生態系に関する調査・予測・評価の考え方について 9　堀谷戸川の河川の流量への影響について 質疑応答
	9月１日		【令和４年度　第７回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-33～11-35 10　国際園芸博覧会における温室効果ガスの算定対象及び環境配慮について 質疑応答
	9月 29 日		【令和４年度　第９回横浜市環境影響評価審査会】 方法書に係る検討事項一覧の説明（事務局）
	10 月 14 日		【令和４年度　第 10 回横浜市環境影響評価審査会】 方法書に係る答申（案）審議（事務局）
令和5年	3月 16 日	事業内容等修正届出書	【令和４年度　第 17 回横浜市環境影響評価審査会】 修正届出書添付資料の概要説明（事業者） 質疑応答
	4月 27 日		【令和５年度　第１回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-37～11-46 1　駐車場・バスターミナル等の整備の考え方について 2　交通分担率について 3　駐車場・バスターミナル等の設置検討エリアにおける生物への配慮について 4　駐車場等の撤去に伴う廃棄物について 5　本博覧会と公園整備事業について 6　方法書修正届出書添付資料の周知状況及び意見書について 質疑応答

表 11-1（2）　本博覧会に関する審査会の開催状況及び概要

年月日		手続の段階	審査概要
令和５年	６月 12 日	事業内容等修正届出書	【令和５年度　第３回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-47～11-56 7　駐車場・バスターミナル等の整備区域における予測・評価の考え方について 8　駐車場・バスターミナル等の整備区域における生物の移動に対する対策について 9　交通分担率について 質疑応答
	６月 22 日		【令和５年度　第４回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-57～11-62 10 景観調査地点の追加について 11 駐車場出入口の交通混雑に関する予測評価について 12 駐車場の収容台数の考え方について 質疑応答
	７月 10 日		【令和５年度　第５回横浜市環境影響評価審査会】 ２０２７年国際園芸博覧会の修正が環境に及ぼす影響に係る答申（案）審議（事務局）
	11 月２日	準備書	【令和５年度　第 11 回横浜市環境影響評価審査会】 準備書の概要説明（事業者） 質疑応答
	12 月６日		【令和５年度　第 13 回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-64～11-77 1　開催中の一般交通量の設定方法について 2　横浜青葉 IC 付近以外のパークアンドライド駐車場について 3　地点 12 における滞留長と歩行者の影響について 4　地点 11 における無信号交差点の予測計算過程について 5　駐車場出入口における滞留長予測結果の見直しについて 6　空港等からの直行バスの台数と予測計算への反映状況について 7　堀谷戸川上流域における流出量の増加量について 質疑応答
	12 月 19 日		【令和５年度　第 14 回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-78～11-110 8　動植物の予測地域について 9　全国都市緑化よこはまフェアでの生態系影響に関する知見について 10 囲繞景観の撮影範囲の追加について 11 囲繞景観の予測評価について 質疑応答
令和６年	１月 10 日		【令和５年度　第 15 回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-111～11-123 12　窒素酸化物の濃度に関するＮＯｘ、ＮＯ２変換の統計モデルへの影響について 13 転換率式併用ＱＶ分割配分手法について 14 迂回経路の運用における地点 10 及び地点 2 の予測評価について 15 地点 12 における滞留長について 16 地点 11 で左折する大型車の乗用車換算係数について 17　地点 11 におけるシャトルバスの左折に伴う環状４号線への影響について 質疑応答

表 11-1（3）　本博覧会に関する審査会の開催状況及び概要

年月日		手続の段階	審査概要
令和6年	1月31日	準備書	【令和５年度　第16回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-124～11-155 18 現況の交通量を一般交通量とした場合の開催時の交通混雑について 19 現況の交通量を一般交通量とした場合の開催時の大気質、騒音及び振動について 20 転換率式併用 QV 分割配分手法について（２） 21 迂回経路の運用における地点 10 及び地点 2 の予測評価について（２） 22 パークアンドライド駐車場の配置の考え方について 23 廃棄物の処理方法及び堆肥化について 24 レンタル・リース建築物の撤去に伴う廃棄物の原単位について 25 再資源化の取組について 26 石膏ボードの使用の可能性について 27 サステナビリティ戦略における廃棄物の削減等に関する取組について 質疑応答
	2月16日		【令和５年度　第17回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-156～11-157 28 サステナビリティ戦略における温室効果ガスの削減等に関する取組について 質疑応答
	2月29日		【令和５年度　第18回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-158～11-171 29 囲繞景観の予測評価について（２） 30 触れ合い活動の場について 31 ホトケドジョウへの影響要因について 32 廃棄物原単位及び廃棄物に関する環境保全措置について 質疑応答
	3月15日		【令和５年度　第19回横浜市環境影響評価審査会】 意見陳述 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-172～11-211 33 本博覧会に来場する歩行者等の影響を考慮した交通混雑について 34 交差点における滞留長の影響について 35 パークアンドライド駐車場の候補地の取り扱いについて 36 会場周辺４駅でのシャトルバスの運行について 37 ホトケドジョウへの追加の環境保全措置について 38 横浜市が創出する保全対象種の生息・生育環境について 質疑応答
	4月22日		【令和６年度　第１回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）　p. 11-212～11-229 39 意見陳述でのオオアカバナの情報について 40 相沢川及び和泉川周辺に創出される保全対象種の生息・生育環境の調査と維持管理について 41 会場周辺４駅でのシャトルバスの運行について（２） 42 パークアンドライド駐車場の候補地の取り扱いについて（２） 質疑応答
	5月23日		【令和６年度　第２回横浜市環境影響評価審査会】 答申（案）作成のための検討事項整理（事務局）
	6月11日		【令和６年度　第３回横浜市環境影響評価審査会】 準備書に係る答申（案）審議（事務局）

11.1　方法書段階の審査会に提出した資料

方法書時の審査会では、審査会委員からの質問に対する回答を、補足資料を用いて説明しました。その際に使用した資料を次頁以降に掲載します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

1　会場コンセプト及び会場配置計画図について

令和４年度第２回環境影響評価審査会の際にご提示することとしていた会場配置等について、事業計画の進捗に伴い、最新の情報を補足説明します。

(1) 会場コンセプト

事業計画の進捗に伴い、以下のとおり会場コンセプトを更新しました。

【更新前】

里山で培われた思想・行動が未来を広げ、花と緑が輝き、人と自然が共に紡ぐ
明日の風景（Scene）

【更新後】

① 自然環境ポテンシャルに基づき、自然に寄り添う快適な空間の提供

② 明快な動線配置と、多様なシーンを生む視点場の創出

③ 参加者の出展計画による多様な土地利用に対応することが可能な会場計画

④ あらゆる主体がつながり、将来まちづくりにつながる会場

(2) 会場配置計画図

図１－１のとおり、会場配置計画図を更新しました。

補足資料１　会場コンセプト及び会場配置計画図について



図１－１　会場配置計画図

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

２　国際園芸博覧会までに整備される施設等について

ご意見の趣旨

・日本庭園などの施設が国際園芸博覧会後にどういう形で残るのか、どの範囲が残るのかという情報がないと、撤去された後のことを想定できないので、最終的に残る環境を示していただきたいと思います。
・土地区画整理事業、及び公園整備事業で何を整備し、国際園芸博覧会では何を整備するのか、また撤去する部分がどこなのか、が分かるように資料を提出していただきたいと思います。

事業者の見解

本博覧会の会場区域内において、本博覧会で整備を行う施設等、本博覧会の開催までに土地区画整理事業、及び公園整備事業により整備される施設等について、以下のとおり整理しました。

整理した内容を反映させた図については、図２－１のとおりです。

なお、令和４年６月２日に横浜市において、（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）の策定に関する記者発表があり、図２－２の公園基本計画図が公表されました。記者発表資料によると、公園整備事業区域が拡張され、この拡張区域には公民連携手法の導入が予定されています。そのため、本博覧会の閉会後には、区域の大半が公園になります。公民連携手法の導入が予定されている公園整備事業区域の整備内容については、引き続き公園整備事業と調整していきます。

① 土地区画整理事業
・保全対象種の生息環境と自然に配慮した環境整備（水色ハッチ）

② 公園整備事業（博覧会会場の基盤整備）
・将来の公園施設としても使用が見込まれる主要園路、インフラ設備（上下水道、電気）等の基盤整備、植栽地等

③ 本博覧会

レガシー継承施設（オレンジ色ハッチ）については、恒久的な施設としての継承に向けて、公園整備事業と引き続き調整していきます。

また、本博覧会後は、以下の施設等については撤去します。
・仮設施設（赤色ハッチ）
・本博覧会時のみ使用する園路等

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



図２－１　国際園芸博覧会までに整備される施設等



図２－２　公園基本計画図

4

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

３　輸送計画について

ご意見の趣旨

・鉄道で会場に直接アクセスはできなくなったようなので、基本的には道路上の車・バスで来場することになると思う。期間中1,000万人の来場者があるということだが、これを本当に運べる輸送計画になっているのかと思いました。
・周辺への影響、あるいは地域の方への影響も出てくるかと思いますので、輸送計画をもっと詳細に示していただきたいと思います。
・バスターミナルの位置が環状４号線の西側なので、バスを降りた来場者は道路を横断して会場に行くと思います。横断方法がどのようになっているのか。仮に平面で横断する場合は、歩行者が渡っている間は、車はそこを通れなくなるので、車の処理の方にも影響が出ます。そのあたりどうお考えになっているか。

事業者の見解

環境影響評価方法書の提出以降における輸送計画の検討における更新内容、及び環状４号線の歩行者横断に関する交通への影響について、補足説明します。

なお、輸送計画については、現在、検討を進めているところですが、以下の更新内容を踏まえ、予測・評価を行います。

(1) 輸送手段について

横浜は陸路（鉄道及び道路）、空路、海路によりアクセスが可能であるため、来場者は多様なアクセス手段が利用できます。

輸送手段として、来場者の動向にあわせた輸送手段及び適切なルート設定と、既存の交通インフラを活用し、快適で円滑なアクセスルートを計画していくため、現時点では、図３　１に示す輸送アクセス分担を想定しています。

その上で、シャトルバスの速達性及び定時性の向上や、来場者の平準化、経路選択などがスムーズに進むMaaS※など、ICTを活用した円滑な輸送対策を検討します。

※ MaaS（Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段になると考えられている。

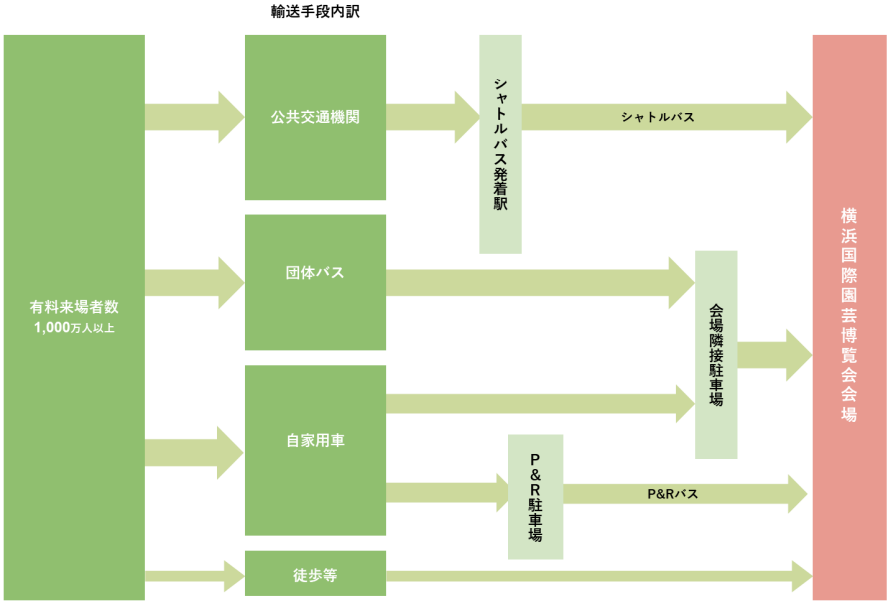

図３－１　輸送アクセス分担

5

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

(2) 公共交通について

会場付近の鉄道等は図３－２の通り、南側に相模鉄道本線瀬谷駅と三ツ境駅、北側に東急田園都市線南町田グランベリーパーク駅、JR横浜線十日市場駅があるなど、複数の鉄道駅が利用可能であることから、シャトルバス発着場については、特定の路線に集中しないよう考慮し、来場者の会場アクセス性が高く、効率的に運行できる路線を選定していきます。

現時点では以下の４駅をシャトルバス発着駅（候補）としています。

【輸送計画の更新に伴うシャトルバス発着駅（候補）】
相模鉄道本線　：瀬谷駅、三ツ境駅
東急田園都市線：南町田グランベリーパーク駅
JR横浜線　　：十日市場駅

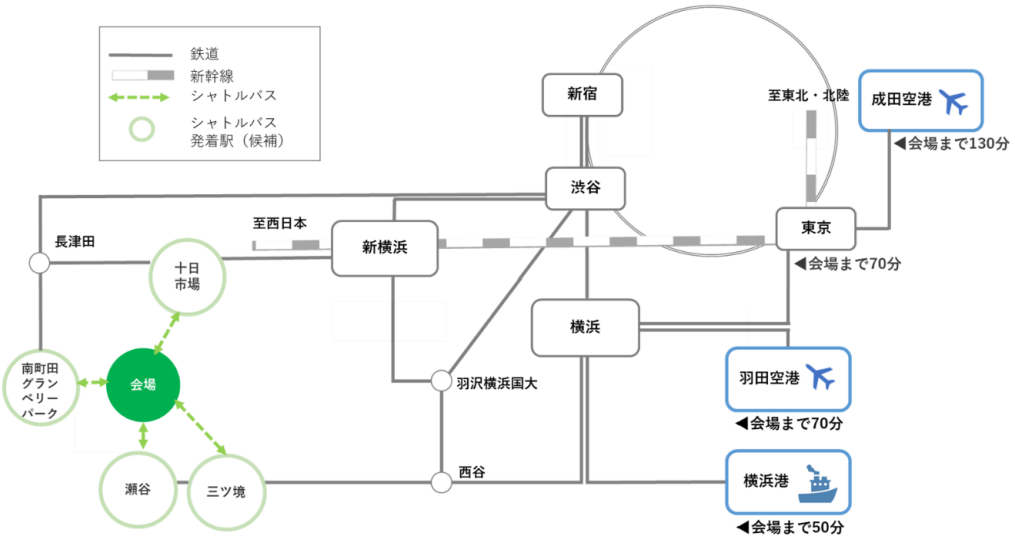

図３－２　鉄道図

(3) 環状４号線の歩行者横断に関する交通への影響について

環状４号線の横断方式については、横断位置を含め、検討中です。

平面交差とする場合には、自動車交通への影響が考えられるため、方法書p. 6-40の図 6. 11-1における交差点５及び11において、歩行者の横断を考慮し、交通混雑の予測を行います。また、これらの予測地点以外で横断が行われる場合には、予測地点の追加についても検討します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

４　市民の森等に対する景観影響について

ご意見の趣旨

景観に関して、公園整備事業でも申し上げたのですが、この風致地区の方に、市民の森の方に日本庭園を造られる影響については、きちんと本博覧会の影響として評価をしていただきたい。

事業者の見解

市民の森の隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮します。

方法書に掲載した景観の現地調査地点（p.6-43　図 6.12-1(2)　景観現地調査地点）は図４－１に示すとおりであり、これらの地点において土地区画整理事業及び公園整備事業で実施した現地調査結果を活用して景観の現況把握を行い、事業計画に基づき予測・評価を行います。

公園整備事業においては、瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地からなる周辺景観との調和について、近景域の調査地点から事業の実施に伴う公園施設の存在による囲繞景観の構成要素の変化を予測・評価することを、令和３年度第10回横浜市環境影響評価審査会において説明しています。図４－２に示した調査地点■16,21～27は、公園整備事業において調査を実施する近景域の調査地点であり、囲繞景観の予測に用いる写真を矢印方向に撮影することとしています。

本博覧会においては、これらの写真を用いて、調査地点■16,21～27から開催中の会場施設及び背後の樹林地を見込むフォトモンタージュを作成することにより、市民の森等を構成要素とする囲繞景観の変化の程度を予測・評価します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

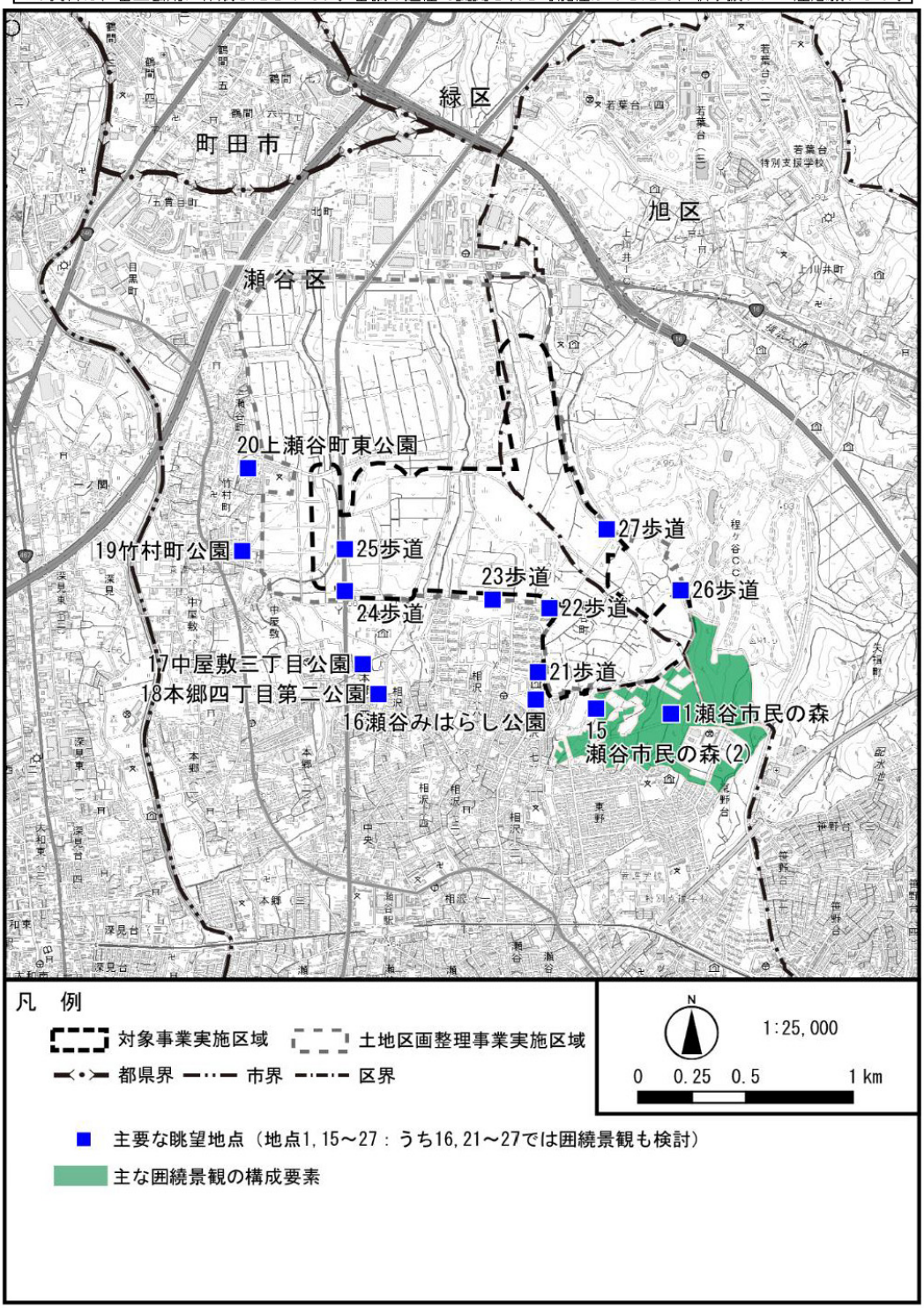

図４－１　景観現地調査地点（方法書p.6-43　図 6.12-1(2)）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

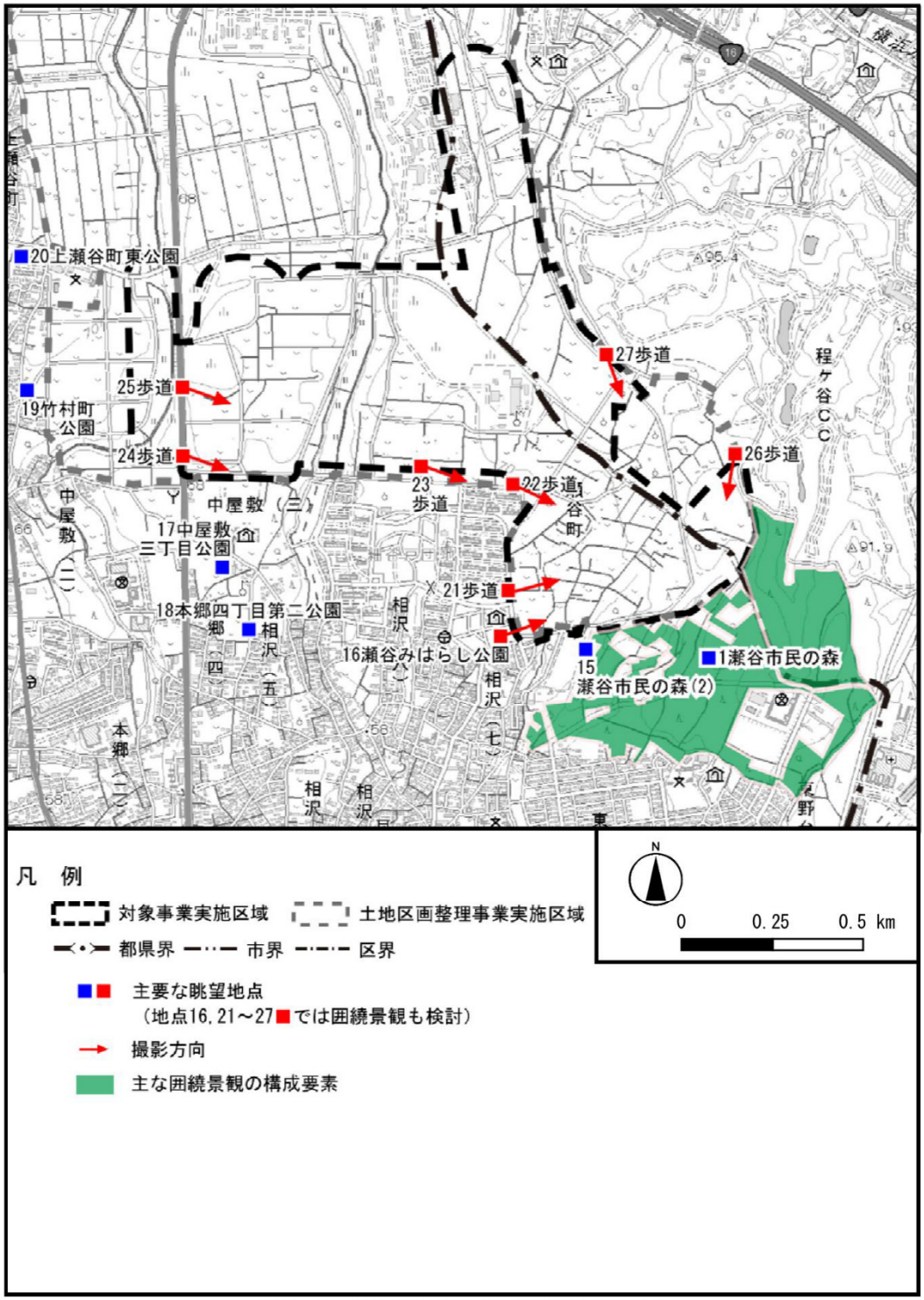

図４－２　近景域における景観現地調査地点

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

５　和泉川上流域における湧水及び河川流量の影響について

ご意見の趣旨

方法書の段階では、工事中については湧水の流量の調査、評価を行うということになっていますが、一方で河川の方は評価項目には選定していません。和泉川の上流域の流量というのは、その上流域の湧水に何らかの大きな影響を及ぼすことがあれば、影響が出てくることは、当然考えられます。河川を評価項目として選定しない場合でも、湧水の流量調査結果に基づいて和泉川上流域の流量についても、ある程度の適切な評価、あるいは適切な把握に努めるとした方がいいのではないかと考えています。

事業者の見解

方法書に掲載した湧水の流量の現地調査地点（p.6-20　図 6.5-1　湧水現地調査地点）は図５－１に示すとおりであり、これらの地点において土地区画整理事業及び公園整備事業で実施した現地調査結果を活用して現況把握を行い、事業計画に基づき予測・評価を行います。

和泉川は対象事業実施区域の南東部に位置し、湧水を水源とする河川です。公園整備事業では、対象事業実施区域及びその周辺に分布する３支流を対象に、図５－１に示す湧水３～８の地点において調査を実施し、工事中は施工計画の内容を、供用時は事業計画の内容を勘案し、湧水の流況への影響について定性的に予測・評価することとしています。そして、事業実施に伴う涵養源や支流の形態及び流量への影響について調査、予測・評価することで、和泉川下流への影響についても適切に把握できるとの考え方を、令和３年度第14回横浜市環境影響評価審査会において説明しています。

本博覧会の環境影響評価においては、公園整備事業で実施する和泉川上流域の３支流における湧水の流量の現地調査結果を引用して現況を把握した上で、工事中は建設行為等の実施、開催中は会場施設の存在を影響要因として、湧水の流量への影響について定性的に予測・評価を行います。その結果に基づき、和泉川上流域における河川の流量への影響についても適切に評価します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

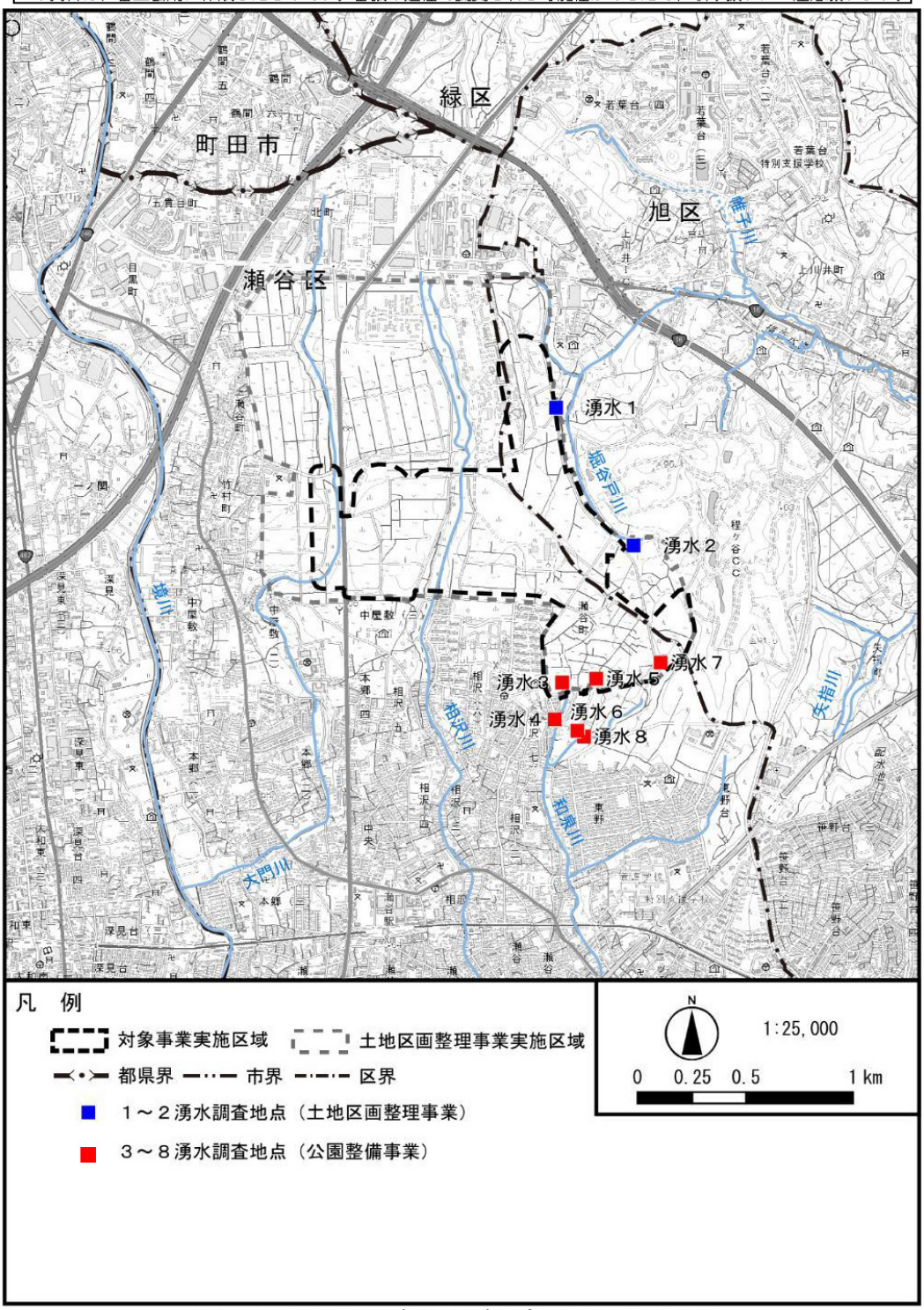

図５－１　湧水現地調査地点（方法書p.6-20　図 6.5-1）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

6　土地区画整理事業、公園整備事業及び本博覧会による整備について

ご意見の趣旨

・土地区画整理事業とのリンクが追い付いていないです。事業者側としては示されたとのことですけれども、分かりません。
・相沢川の再自然化みたいなものを考えたときに、今回どこの事業で何をして、例えば園路はどこの事業で作り、ガーデンはどこが作るとか、決まっていたらきちんと教えてほしいです。
・ミティゲーションはどういう状況なのか、教えてください。
・方法書説明会資料で土地区画整理事業では、この事業区域内は全部暗渠化するということですよね。それに対して、土地区画整理事業で一部を暗渠化することになっているというふうに回答されているのですけれども、これは正確ですか。

事業者の見解

土地区画整理事業、公園整備事業、本博覧会による整備の流れ、整備対象について、（１）及び（２）により、補足説明します。また、相沢川における整備や暗渠化の範囲などについて、土地区画整理事業及び公園整備事業に確認しましたので、（３）により報告します。

（1）土地区画整理事業、公園整備事業、本博覧会による整備の流れ

令和４年度　**土地区画整理事業**による先行工事着手（米軍施設撤去）【図６－１】

令和５年度　**土地区画整理事業**による全面工事着手（造成工事及び基盤整備工事）
公園整備事業による一次整備工事の実施【図６　２】

【公園整備事業の工事内容（参考）】
将来の公園施設としても使用が見込まれる主要園路、植栽、インフラ設備（上下水道、電気）等の基盤整備

令和６年度　**本博覧会**による本博覧会時のみ使用する仮設施設、園路、駐車場、バスターミナル等を整備【図６－３】

博覧会後　**本博覧会**による博覧会のみ使用する仮設施設、園路、駐車場、バスターミナル等を撤去
公園整備事業による二次整備工事の開始【図６－４】

補足資料６　土地区画整理事業、公園整備事業及び本博覧会による整備について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

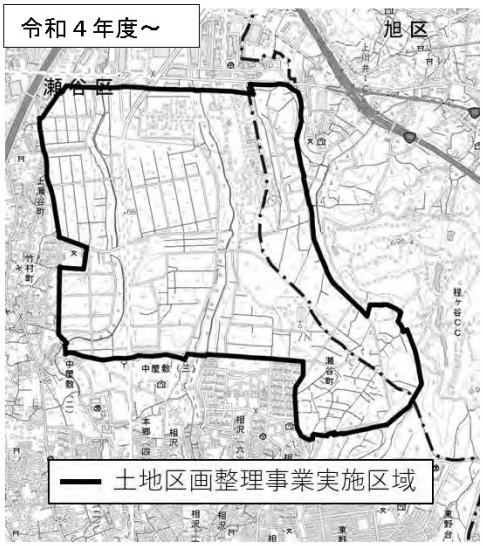

図６－１　ステップ１

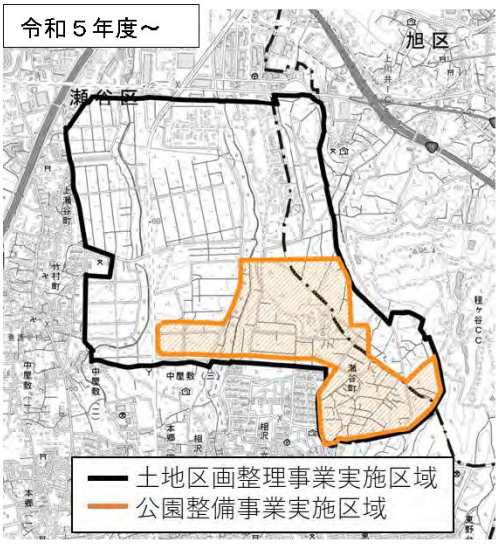

図６－２　ステップ２

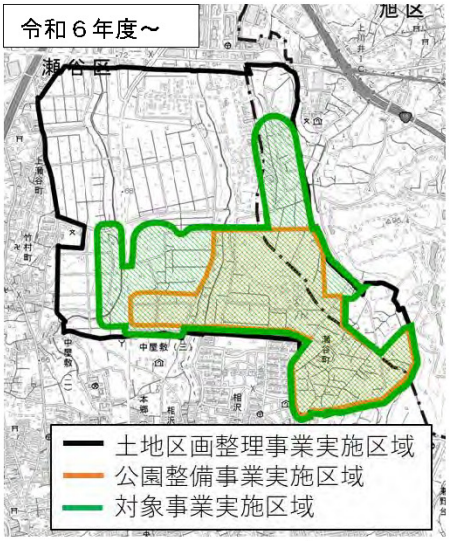

図６－３　ステップ３



図６－４　ステップ４

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

(2) 国際園芸博覧会までに整備される施設等

現時点における本博覧会で整備を行う施設等、本博覧会の開催までに土地区画整理事業、及び公園整備事業により整備される施設等について、以下のとおり整理しています。

整理した内容を反映させた図については、図６－５のとおりです。

なお、本博覧会で整備する仮設施設については、博覧会後に撤去します。また、図６－６（方法書p.2-2 図2-1(1)対象事業実施区域）でお示ししているバスターミナル及び駐車場区域内において整備する施設についても博覧会後に撤去します。

① 土地区画整理事業

・保全対象種の生息環境と自然に配慮した環境整備（水色ハッチ）
・土地区画整理事業の対象事業実施区域内におけるインフラ設備（道路、上下水道等）

② 公園整備事業（博覧会会場の基盤整備）

・将来の公園施設としても使用が見込まれる主要園路、インフラ設備（上下水道、電気）等の基盤整備、植栽地等

③ 本博覧会

レガシー継承施設（オレンジ色ハッチ）については、恒久的な施設としての継承に向けて、公園整備事業と引き続き調整していきます。

また、本博覧会後は、以下の施設等については撤去します。

・仮設施設（赤色ハッチ）
・本博覧会時のみ使用する園路等
・駐車場
・バスターミナル

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



図６－５　国際園芸博覧会までに整備される施設等

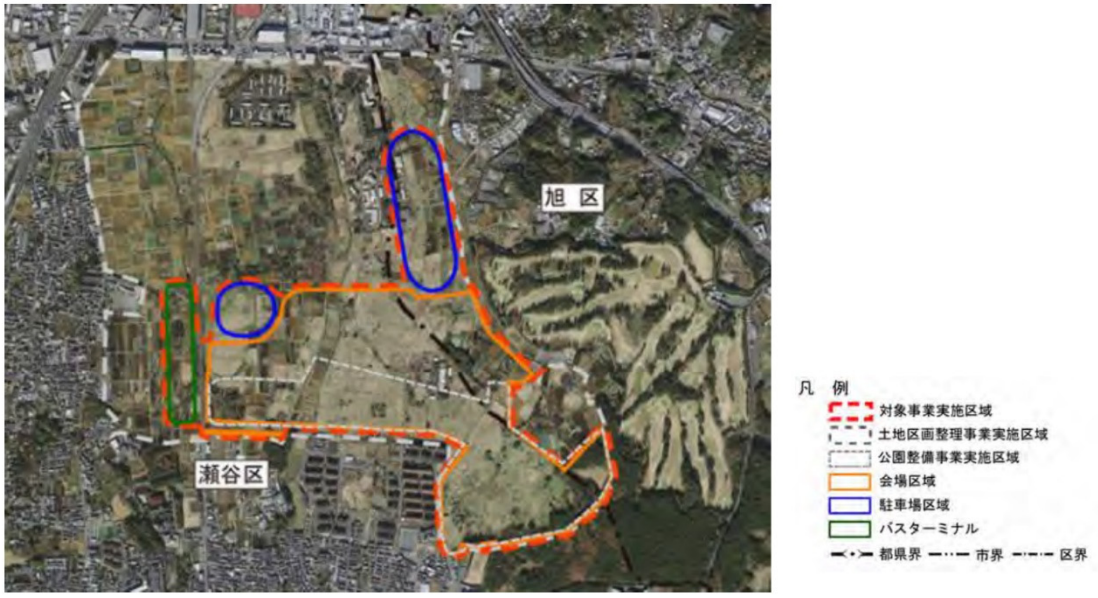

図６－６　対象事業実施区域（方法書p. 2-2（1）図２－１）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（3）相沢川の整備等について

相沢川における整備や暗渠化の範囲などについて、土地区画整理事業及び公園整備事業に確認を行い、以下の通り整理しました。

なお、土地区画整理事業により創出される生物生息空間については、本博覧会において保全・活用します。



図６−７　相沢川の整備等について

■場所毎の整備主体（図６−７ 相沢川の整備等について）

①既存の地形を活かした整備を公園整備事業で実施

②将来、公園の主要園路となる部分を公園整備事業で整備

③保全対象種の生息環境として湿地環境及び草地環境を土地区画整理事業で整備。整備にあたっては公園整備事業と連携。なお、当該部分には相沢川から取水したオープンの水路（流れ）が創出。

④相沢川の切り回しについて、土地区画整理事業で整備

【その他】

・土地区画整理事業で創出した保全対象種の生息環境について、本博覧会では整備は行いません。本博覧会では、保全・活用します。

・保全・活用の詳細については、引き続き横浜市（土地区画整理事業及び公園整備事業）と調整していきます。

・土地区画整理事業により、保全対象種の生息環境における事後調査が実施されます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

■暗渠化の範囲について

土地区画整理事業で整備される相沢川の切り回しについては、令和３年度第10回環境影響評価課審査会において、茶色の破線で示されたとおり、暗渠化し、切り回すことが報告されています。また、保全対象種の生息環境の創出については、暗渠化した相沢川から取水することも報告されています。

上記の考え方について、現時点で変更ないことを横浜市に確認しています。

公園区域が拡張されましたが、拡張部分も含め、公園区域において相沢川の水辺空間の創出について、検討が進められています。

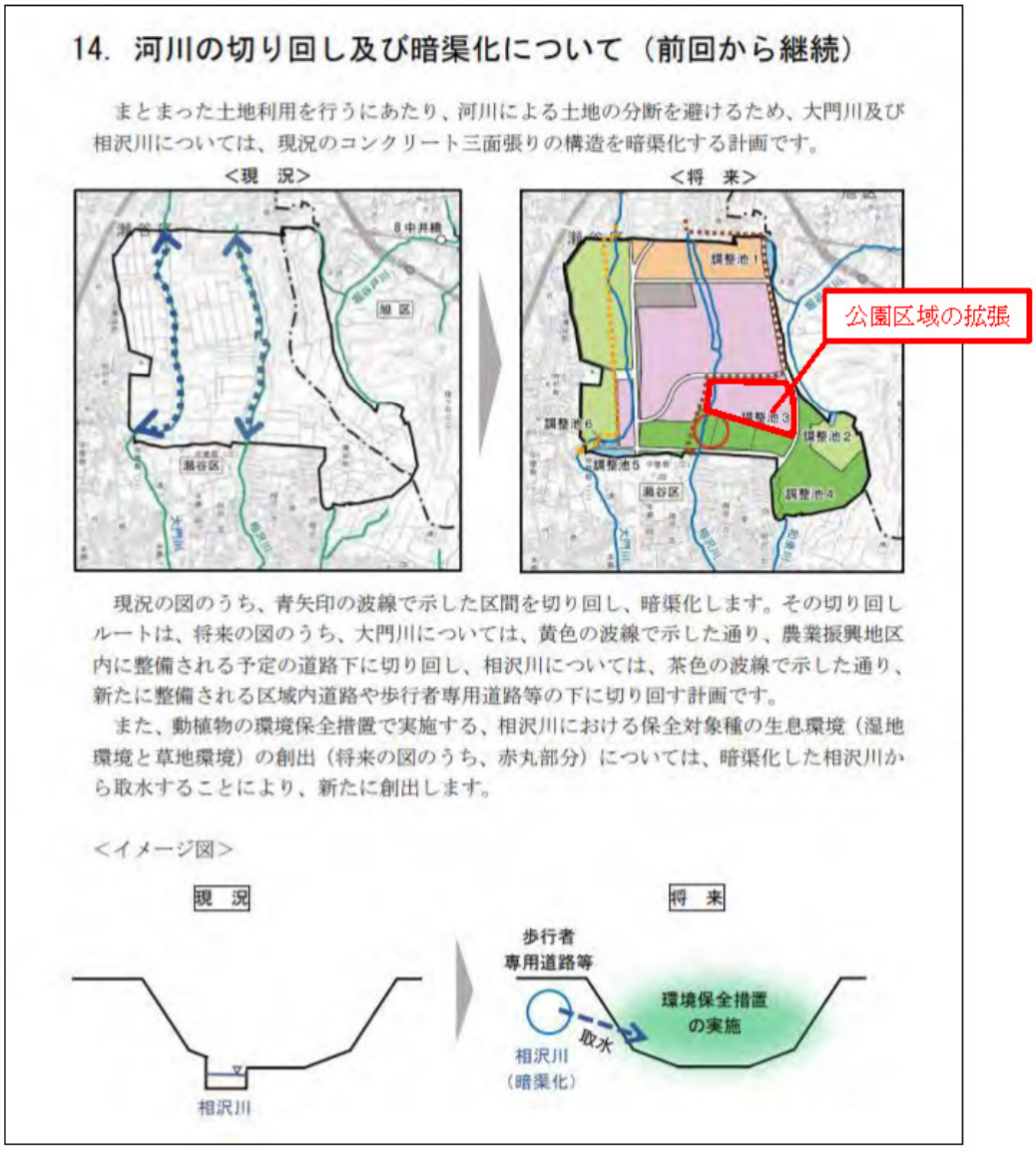

令和３年度第10回環境影響評価審査会
旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価に関する補足資料（p.2）に一部追記

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

7　本博覧会における景観の調査・予測・評価の考え方

ご意見の趣旨

囲繞景観の要素を市民の森だけに絞っているような印象を受けますが、東側のゴルフ場の際に残る樹林や流域の境界部分にある広い畑なども構成要素になってくると思います。この内部に関して評価する視点を検討いただきたいです。具体的には、環境保全措置が見える地点が含まれるといいのではないかと考えます。また、堀谷戸川に隣接する駐車場ゾーンで景観の影響が大きそうですので、きちんと調査する必要があるのではないでしょうか。

事業者の見解

本博覧会の環境影響評価においては、開催中の「会場施設等の存在」を影響要因として景観を環境影響評価項目に選定していますが、ここで定義している会場施設等には駐車場やバスターミナルも含んでいます。現況において眺望利用が行われている主要な眺望点や身近な視点場から会場施設等を見込む景観の変化の程度を、代表的な地点からのフォトモンタージュを作成することにより予測・評価することとしています。

予測には、土地区画整理事業及び公園整備事業で実施された景観調査の結果を最大限に活用しますが、既往の調査成果だけでは環境保全措置が見える地点や、駐車場区域の整備に伴う景観影響を把握できる地点が不足していることから、新たな調査地点として図７－１に示す２地点（相沢川における環境保全措置を見込む追加地点１、堀谷戸川に隣接する駐車場区域の景観影響を把握できる追加地点２）を追加し、景観の現況を把握した上で予測・評価を行います。

なお、写真撮影に際しては対象事業実施区域内をカバーするとともに、調査地点を取り巻く景観構成要素を把握できるように360°のパノラマ撮影を行います。予測に際しては、市民の森方向だけでなく、各予測地点から会場施設等の背景として視認される樹林や農地等の景観構成要素にも着目し、それらの見え方の変化についても予測・評価します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

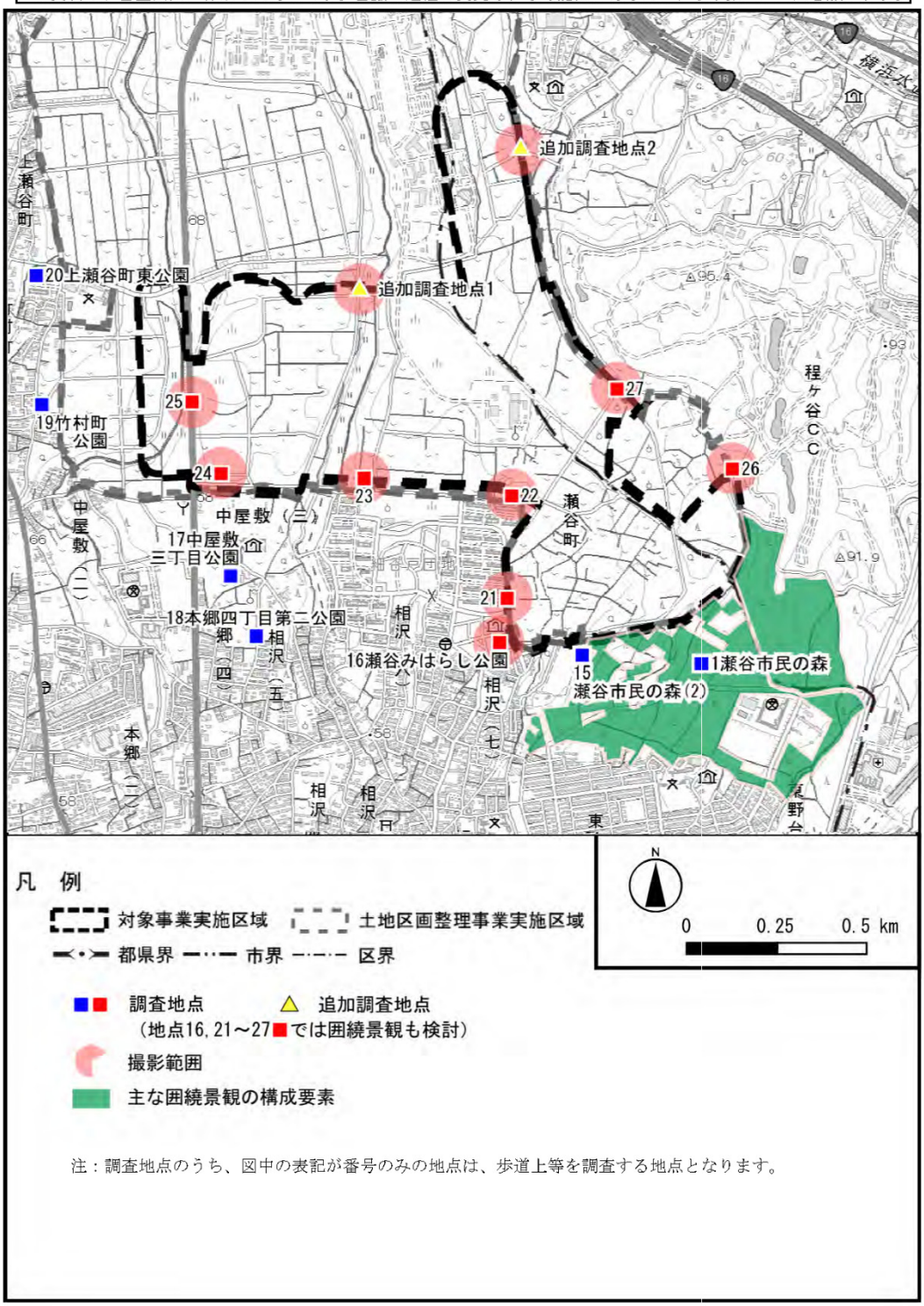

注：調査地点のうち、図中の表記が番号のみの地点は、歩道上等を調査する地点となります。

図７－１　近景域における景観現地調査地点

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

8　堀谷戸川流域における動物、植物、生態系に関する調査・予測・評価の考え方について

ご意見の趣旨

鳥類ラインセンサスのルートが、少し事業計画の区域内から外れている部分があります。堀谷戸川の流域の方を見ないで、相沢川の方を遡っていくようになっています。堀谷戸川の方の影響も相沢川と同等と言うのはちょっと難しい部分があるというのが印象です。

アセス自体の目的が、現状の把握に重きを置かれている部分があるというふうに感じますが、影響としてきちんと予測していただくことが大事かなと思います。対象事業実施区域の中の流域ごとの生物のデータをどれぐらい取れるのかといったときに、堀谷戸川流域の部分はほぼ入っていないと思います。堀谷戸川流域で大きな駐車場エリアを作るということによる影響の予測に際して、データもなく、影響の予測もできないような計画になっていないでしょうか。

事業者の見解

調査の実施状況

方法書資料編のp.資料7～27に、土地区画整理事業において実施した動植物の調査地点と流域界を重ねた図を示しています。ご指摘のとおり、堀谷戸川流域内には鳥類の定点の設定がなく、センサスルートも設定されていませんが、一般鳥類の任意観察法においては、図８－１に示すように、堀谷戸川流域内も含めてできるだけ網羅できるよう踏査が行われています。

一般鳥類の重要種確認位置を図８－２に示しました。この図には任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法の結果が含まれていますが、定点やセンサスルートの設定がない堀谷戸川流域においても任意観察の結果として一定数の鳥類が確認されております。

他の動物群や植物についてみると、対象事業実施区域外となる堀谷戸川の河川には魚類・底生動物、付着藻類の調査地点はあるものの、河川沿いに陸上動物の調査地点はありません。しかしながら、哺乳類、両生類・爬虫類、維管束植物（植物相）を対象に、堀谷戸川の河川沿いを含む流域内をできる限り踏査し、生物相の把握に努めています。

以上のことから、堀谷戸川流域においても生物の生育・生息状況に関する調査結果はある程度得られており、次項に示す環境影響の予測評価を行う上で必要な生物相の現状把握はできているものと考えます。

予測・評価の実施方針

本博覧会の環境影響評価においては、生物多様性に関する項目の予測地域を「対象事業実施区域及びその端部から約200mまでの範囲」としており、堀谷戸川流域内に計画されている駐車場区域の周辺についても含まれています。

また、本博覧会の環境影響評価においては、本博覧会に必要な庭園や展示施設、駐車場やバスターミナル等の仮設施設を整備する「建設行為等の実施」を、生物多様性に対する工事中の影響要因としています。この「建設行為等」は、土地区画整理事業の工事によって現況の生育・生息環境が改変を受け、公園整備事業の工事によって園路や植栽等が整備された状態を起点として実施するものです。

本博覧会において実施する建設行為等は、土地区画整理事業において改変された土地で行われる

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

ものであり、新たな影響が生じる可能性はないため、工事中の直接的影響は対象外とし、隣接する市民の森等の生息環境や土地区画整理事業によって対象事業実施区域内に創出される水辺空間等の生息環境に対する間接的影響を予測することとしています。

同様に、開催中については「会場施設等の存在」、「施設の供用」（参加者の利用、行催事の実施等）、「外来植物を含む植栽等の管理」を影響要因とし、撤去中については「仮設施設の撤去」を影響要因として、隣接する市民の森等の生息環境や土地区画整理事業によって対象事業実施区域内に創出された水辺空間等の生息環境に対する間接的影響を予測することとしています。

堀谷戸川流域の駐車場区域では、工事中または撤去中においては、駐車場の構造・形式に応じて想定される工種に基づき、建設中または撤去中の騒音レベル等の工事影響を推定し、それが予測地域の動物、植物、生態系に及ぼす間接的影響を定性的に予測します。予測に際しては、駐車場区域周辺において生息が確認された重要種や環境条件から生息する可能性が考えられる重要種、そこに形成される生態系を対象に、工事影響の種類ごとに、どのような種群にどのような影響が想定されるかを整理します。

開催中においては、駐車場という新たな土地利用の存在が予測地域の動物、植物、生態系に及ぼす影響について、駐車場の地表面の性状等の条件を踏まえて定性的に予測します。予測に際しては、駐車場の地表面の性状等に基づき、どの様な種群にどのような影響が想定されるかを整理します。

評価に際しては、環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

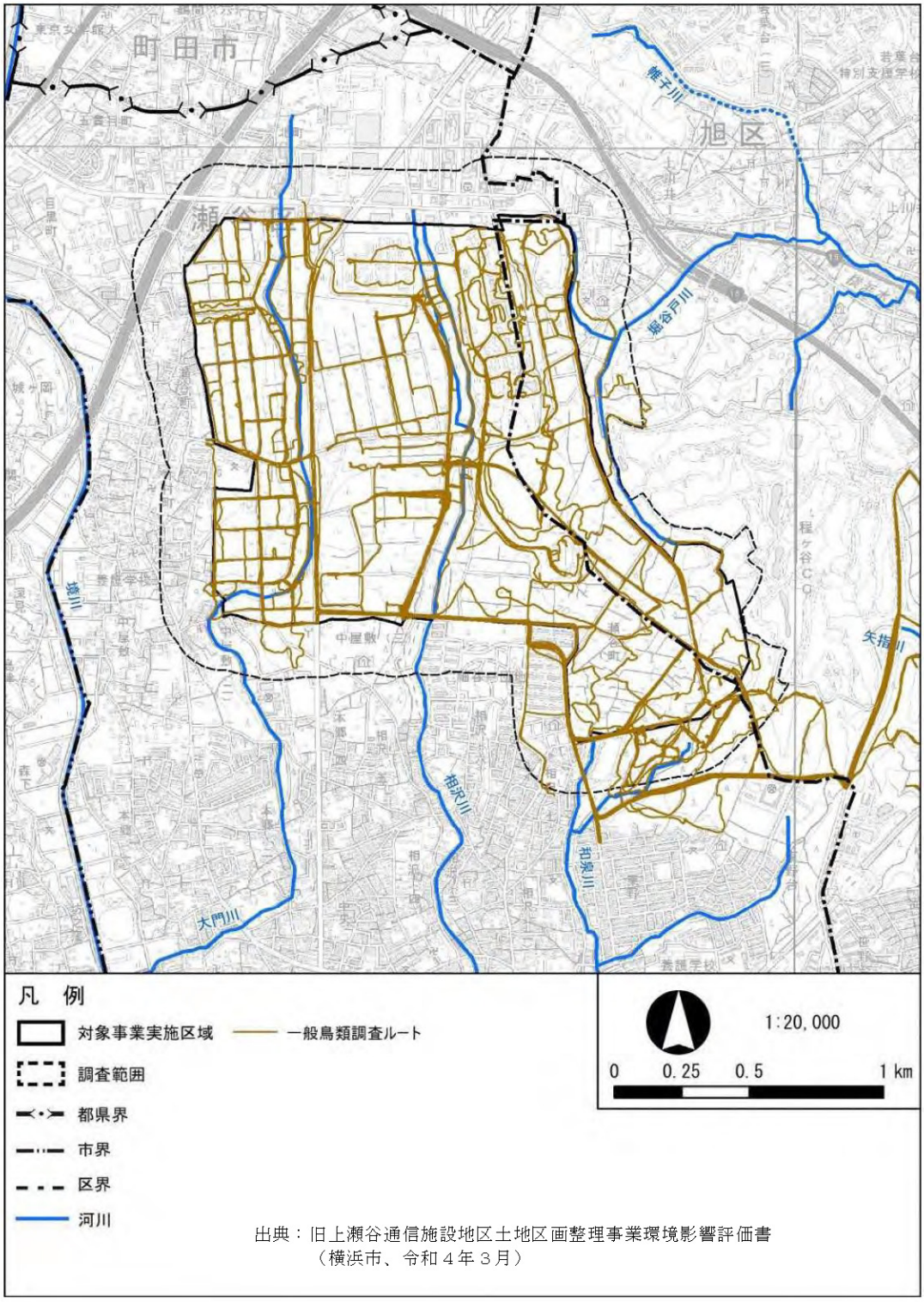

図８－１　動物踏査ルート図（一般鳥類）

11

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

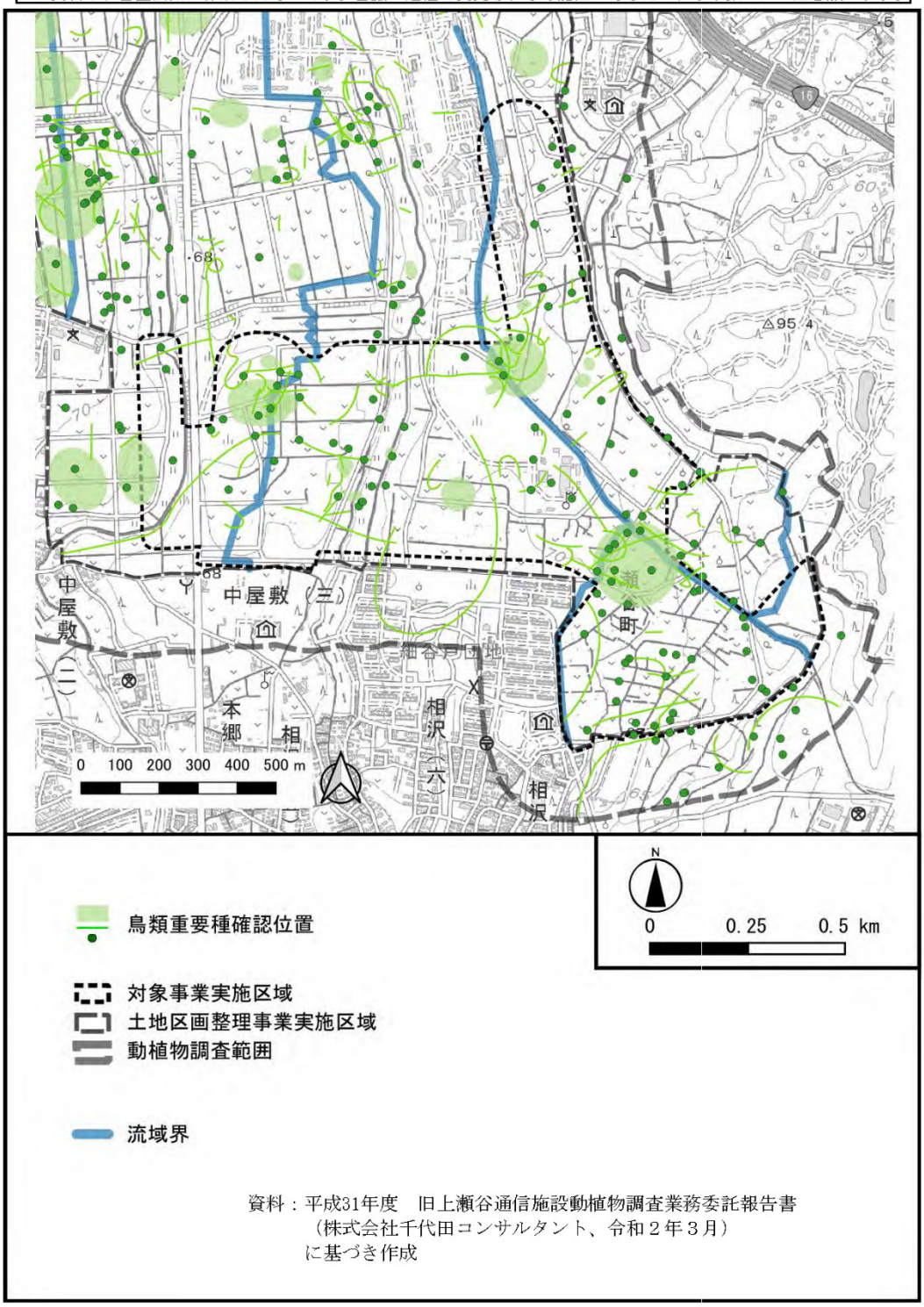

資料：平成31年度　旧上瀬谷通信施設動植物調査業務委託報告書
（株式会社千代田コンサルタント、令和２年３月）
に基づき作成

図８－２　鳥類重要種確認位置

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

９　堀谷戸川の河川の流量への影響について

ご意見の趣旨

駐車場は博覧会終了後に撤去するということが決まっていたとしても、工事中及び開催中はアスファルトやセメントのようなもので駐車場を整備する可能性はあるわけです。そうしますと、やはり堀谷戸川に対する影響は無視できないかなと思います。現時点では評価項目として河川は入っていませんが、かなり広い駐車場なので、そこは見直す必要があるかなという印象を持っています。

事業者の見解

堀谷戸川の集水域の状況

堀谷戸川上流部における集水域のうち、右岸側は対象事業実施区域外のゴルフ場等、左岸側は対象事業実施区域内の農地や草地、最上流部は対象事業実施区域外の農地等となっています。

対象事業実施区域内に含まれる集水域の約２分の１が駐車場区域、残りが会場区域となっています。

調査の実施状況

図９－１に示す堀谷戸川の地点５（方法書p.6-22　図 6.6-1 河川現地調査地点）において、平常時、降雨時の流量調査を土地区画整理事業で実施済みです。

また、図９－１に示す堀谷戸川の左岸側流域内の湧水１、湧水２地点（方法書p.6-20　図 6.5-1 湧水現地調査地点）において、平常時（渇水時、豊水時）の湧水量調査を土地区画整理事業で実施済みです。

本博覧会の環境影響評価では、以上の調査結果を活用し、堀谷戸川における河川流量及び湧水量の現況を把握します。

予測・評価の実施方針

方法書においては、開催中の植栽への灌水に河川水を利用することを影響要因として、水循環（河川の流量）を環境影響評価項目に選定し、下流側への影響を予測することとしています。

また、工事中の建設行為等の実施、開催中の会場施設等の存在を影響要因として、水循環（湧水の流量）を環境影響評価項目に選定し、湧水流量への影響を予測することとしています。

堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域とその外側に広がっており、対象事業実施区域内の湧水以外の水源も考慮する必要があります。ここでは開催中の会場施設等の存在を影響要因として、水循環（河川の流量）を環境影響評価項目に追加選定し、駐車場区域及び会場区域における土地被覆の状況を踏まえ、河川の流量への影響を予測することとします。なお、工事中においては工事の進捗に併せて土地利用状況は変化し、工事完了の時点で影響が最大化するため、工事完了後の状態となる開催中に代表させることとしました。また、撤去中においては、駐車場等による被覆が撤去され、影響要因が減少する状況であることから、選定しておりません。

以上を踏まえ、方法書p.5-2　表5-2　環境影響要因と環境影響評価項目の関連表、p.5-6　表5-4(1) 環境影響評価項目案を選定した理由・選定しない理由（開催中）、p.6-21　表6.6-2　水循環（河川の流量）に係る予測・評価手法の一部を以下に示すとおり修正します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

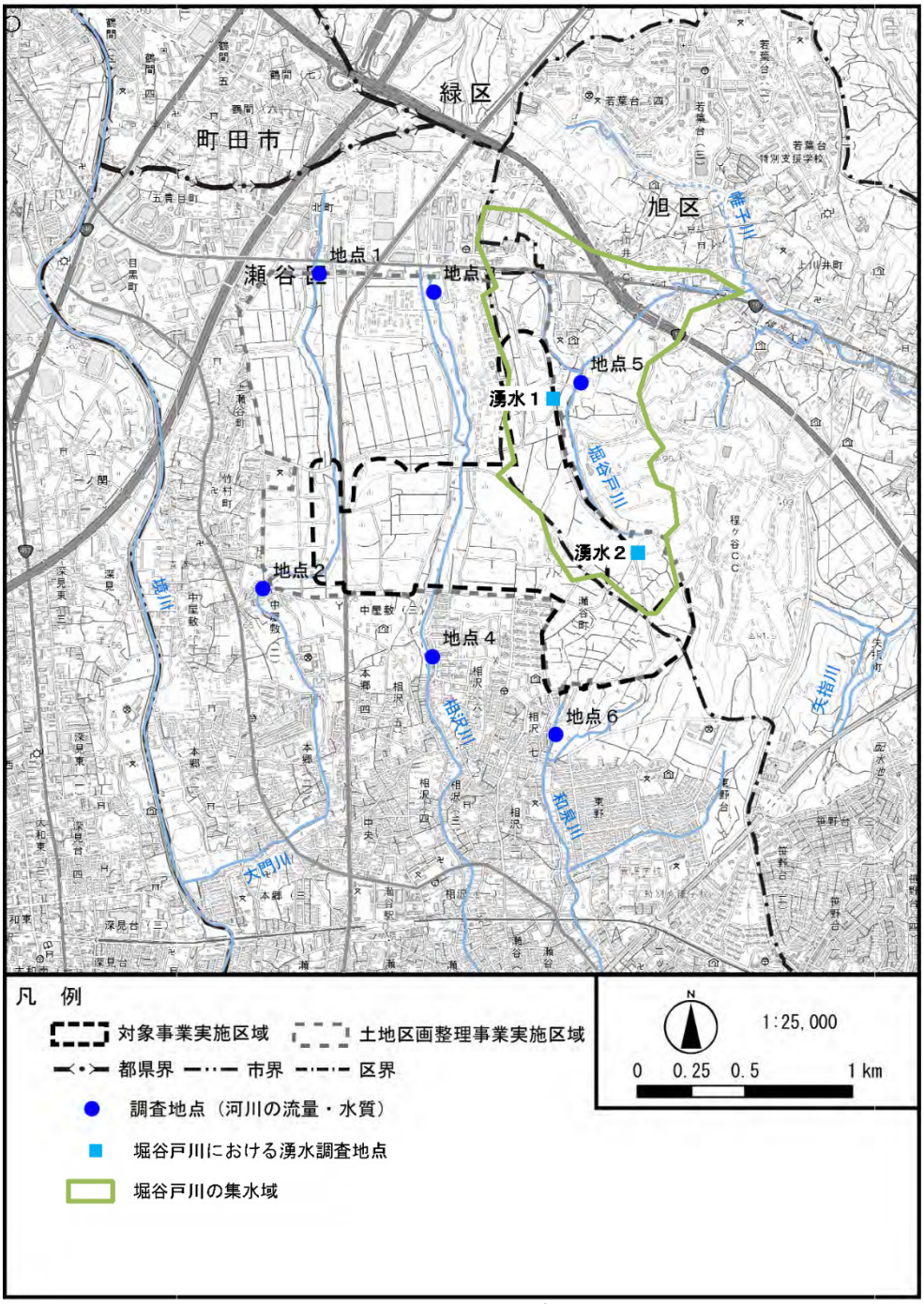

図９－１　河川現地調査地点

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 5-2　環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び創出に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目		細目	工事中			開催中				撤去中		
			環境影響要因	建設機械の稼働	工事用車両の走行	建設行為等の実施	会場施設等の存在	施設の供用	関係車両の走行	外来植物を含む植栽等の管理	建設機械の稼働	工事用車両の走行	仮設施設等の撤去
地球環境への負荷の低減	温室効果ガス		温室効果ガス	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	－	－	○	○	○	－	○	－	－	○
		植物	植物	－	－	○	○	○	－	○	－	－	○
		生態系	生態系	－	－	○	○	○	－	○	－	－	○
	水循環		地下水位及び湧水の流量	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－
			河川の形態、流量	－	－	－	○	－	－	○	－	－	－
			海域の流況	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土		一般廃棄物	－	－	○	－	○	－	○	－	－	○
			産業廃棄物	－	－	○	－	○	－	○	－	－	○
			建設発生土	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	大気質		大気汚染	○	○	－	－	－	○	－	○	○	－
	水質・底質		公共用水域の水質	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			公共用水域の底質	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			地下水の水質	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	土壌		土壌汚染	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	騒音		騒音	○	○	－	－	○	○	－	○	○	－
	振動		振動	○	○	－	－	－	○	－	○	○	－
	地盤		地盤沈下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	悪臭		悪臭	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	低周波音		低周波音	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電波障害		ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ電波障害	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	日影		日照阻害	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			シャドーフリッカー	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	風害		局地的な風向・風速	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	安全		土地の安定性	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			浸水	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			火災・爆発	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			有害物漏洩	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
快適な地域環境の確保	地域社会		地域分断	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			交通混雑	－	○	－	－	－	○	－	－	○	－
			歩行者の安全	－	○	－	－	－	○	－	－	○	－
	景観		景観	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
	触れ合い活動の場		触れ合い活動の場	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－
	文化財等		文化財等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

：修正箇所

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 5-4(1)　環境影響評価項目案を選定した理由・選定しない理由（開催中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	関係車両の走行及び植栽等の管理やその他施設運営におけるエネルギー使用に伴い温室効果ガスの発生が見込まれることから、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は土地区画整理事業により改変され、公園整備事業により整備される予定の土地であり、本博覧会の開催中において、現存する動物、植物、生態系に対する直接的影響はありません。しかし、会場施設等の存在や施設の供用、外来植物を含む植栽等の管理に伴い、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物		
	生態系		
水循環	湧水水量及び地下水位	○	対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、会場施設等の存在によって集水域の土地利用の変化が想定されるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、開催中に、掘削や地下埋設施設の設置、地下水の揚水を行わず、地下水位への影響が想定されないため、地下水位の細目については環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	○	本博覧会において河川の改修は行いませんが、**一部河川の源流部において土地利用の変化が想定されること、**植栽等の管理において灌水の水源の一部として河川水を利用する可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の運営によって発生する事業排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接放流することはありません。
	海域の流況	×	本博覧会は、内陸部においてのみ実施されるものであり、海域への影響が想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	開催中における施設や植栽等の管理・運営に伴い、一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	開催中における施設や植栽等の管理・運営に伴い、産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	開催中における土砂の発生は想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	関係車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	施設運営によって発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	施設運営よって発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

：修正箇所

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

6.6 水循環（河川の流量）

水循環（河川の流量）に係る調査手法は表 6.6-1 に、予測・評価手法は表 6.6-2 に示すとおりです。

表 6.6-1　水循環（河川の流量）に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
1.水循環の状況 ・河川の形態及び流量の状況	資料	土地区画整理事業評価書において実施されている現地調査の結果を収集・整理します。 同評価書における現地調査の方法は以下のとおりです。 河川の流量 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて河川の流量を測定し、調査結果の整理を行います。 渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各１回実施します。また、降雨時の調査を２回実施します。 ・平常時：２回（渇水期、豊水期） ・降雨時：２回	河川の流量 対象事業実施区域周辺の６地点とします。 （図 6.6-1 参照）
2.地形、地質の状況	資料	地形図等の既存資料による情報の収集・整理により調査します。	対象事業実施区域及びその周辺とします。
3.降水量の状況	資料	横浜地方気象台で観測されている降水量等の既存資料の収集・整理により把握します。	横浜地方気象台

表 6.6-2　水循環（河川の流量）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
開催中	外来植物を含む植栽等の管理	開催中の植栽等の管理に伴う河川の流量の変化の内容及びその程度	開催期間全体とします。	対象事業実施区域の下流側となる４地点（地点２、地点４、地点５、地点６）とします。 （図 6.6-1 参照）	調査で把握した河川の状況と事業計画を比較することで、河川の流量への影響の程度を定性的に予測します。
	会場施設等の存在	**集水域の土地利用の変更に伴う河川の流量の変化の内容及びその程度**	**開催期間全体とします。**	**対象事業実施区域を源流部とする河川のうち、堀谷戸川を対象とします。（図 6.6-1 参照）**	**調査で把握した河川の状況と事業計画を比較することで、河川の流量への影響の程度を定性的に予測します。**
環境影響要因		評価の手法			
開催中	外来植物を含む植栽等の管理 **会場施設等の存在**	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した河川の状況等を踏まえ、河川の流量の変化により水循環の状況に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定します。			

：修正箇所

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

10　国際園芸博覧会における温室効果ガスの算定対象及び環境配慮について

10-1　本博覧会で整備する建築物について

ご意見の趣旨

建設施設はすべて仮設建築でしょうか。または博覧会後継続利用される建築物も含まれますか。仮設建築の場合でもZEB-Ready認証を取得している事例はあるようですが、博覧会後に継続利用される施設があれば特にZEB認証の取得を目指すと明記しても良いように思います。

事業者の見解

本博覧会で整備する建築物については、レガシーとして継続利用されるものを除きその大半は仮設であり、リースやプレハブ建築を想定していますが、具体の仕様については今後検討を進めていきます。

展示施設等の一部施設については、レガシーとして継承利用する恒久施設として整備する予定ですが、恒久施設の設計与件等については、公園の整備主体である横浜市環境創造局と調整を進めています。

本博覧会で整備する建築物については、ZEB認証及びZEB-Ready認証等の取得を含め、環境負荷を抑える設計となるよう検討を進めていきます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

10-2　植栽管理に伴う二酸化炭素排出量の算定対象について

ご意見の趣旨

博覧会の性質上、開催時の灌水や散水のための上水の使用や下水処理にかかる温室効果ガス排出量は少なくない量のように思いますが、p.6-3の植栽管理に伴う二酸化炭素排出量には含まれるのでしょうか。

また、雨水利用に努めるなど何らかの対策は計画されていますか。

事業者の見解

「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に基づき温室効果ガス排出量の算定を行いますが、エネルギー起源CO2の排出量については、燃料の使用、他者から供給された電気の使用、他者から供給された熱の使用の3つが算定の対象となります。

本博覧会における植栽管理では、バックヤード等で用いる機器や冷暖房において燃料や電気を使用することから、これらのエネルギー使用に由来するCO2の排出量を算定します。

なお、開催中の潅水や散水に多くの上水を使用することを踏まえ、上水の使用に伴う温室効果ガスの排出量についても参考値として算定した上で、節水等の対策を通じて排出量の削減に努めます。

また、下水は公共下水道に接続しますが、潅水や散水を行った水はそのまま地下浸透するため、下水処理の負担増には該当しないと考えています。

潅水や散水に伴う上水使用量の削減対策としては、通常の節水対策に加えて、方法書の表4-1　配慮指針に基づいて行った配慮の内容のうち「本事業に係る配慮事項(5)」（方法書p.4-2）に示したとおり、雨水の有効活用を行います。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

10-3　国産材や地域材の活用について

ご意見の趣旨

方法書p.2-26において、炭素固定の資材として木造や木質化の検討をされるようですが、ウッドマイルズの観点からも国産材はもちろんのこと地域材も積極活用することが望まれますが、ご検討の予定はあるのでしょうか。SDGsの目標期間内の催し物でもあり、地域の人工林の資源循環や水の循環を考える場を博覧会で提供する意義は大きいものと思います。

事業者の見解

本博覧会では、会場内の建築物全般において、環境に配慮した素材を選び、特に国産材や地域材等の木材を積極的に使用していくことを検討していきます。

11.2　事業内容等修正届出書段階の審査会に提出した資料

事業内容等修正届出書時の審査会では、審査会委員からの質問に対する回答を、補足資料を用いて説明しました。その際に使用した資料を次頁以降に掲載します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

1　駐車場・バスターミナル等の整備の考え方について

ご意見の趣旨

今の段階でどこに駐車場、バスターミナルを配置するのかが決まらないと、適切な調査項目やその方法が見極められないのではないでしょうか。
拡張部分が70ヘクタールと大きいので、施設配置の話がすぐにできないのは分かりますが、せめてゾーニングで示すとか、周辺との関係を示してほしいです。
広げた範囲の駐車場、バスターミナル以外の土地利用の検討はどのようになっているのでしょうか。
駐車場、バスターミナルエリアがかなり広がったが、あくまで検討エリアということで、実質的な駐車場、バスターミナルは以前と同じ20ヘクタールということでしょうか。

事業者の見解

本博覧会協会において、駐車場・バスターミナル等の配置等を検討する際の参考として、「駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア」について、それぞれの特性を踏まえた区域に整理した資料をご提示します。
本博覧会協会としては、土地区画整理事業による整備状況、幹線道路からのアクセス及び周辺環境への影響などを総合的に判断すると、以下のＣ及びＤ区域が適地であると考えます。この２区域の利活用ができるよう、引き続き、横浜市と調整を進めていきます。
また、駐車場・バスターミナル等については、適切な駐車台数となるよう、方法書でご提示した台数から増設する方向で検討することになりますが、規模については、Ｃ及びＤ区域として示した面積の範囲内で整備することとします。
なお、「駐車場・バスターミナル等の検討エリア」のうち、本博覧会で活用しない区域については、準備書において環境影響評価の対象事業実施区域から除外し、同対象事業実施区域を縮小します。

【参考資料：各区域の考え方】

Ａ：会場入口から距離があり、駐車場・バスターミナルの整備には課題があると考える区域【約14ha】
Ｂ：相沢川周辺の谷戸地形により、駐車場等の整備には課題があると考える区域　【約14ha】
Ｃ：環状4号線に隣接した、土地の起伏が少ない駐車場の整備に適していると考える区域【約30ha】
Ｄ：環状４号線に隣接し、会場入口の滞留のためのエントランス空間やバスターミナルに適していると考える区域　【約12ha】

補足資料１　駐車場・バスターミナル等の整備の考え方について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

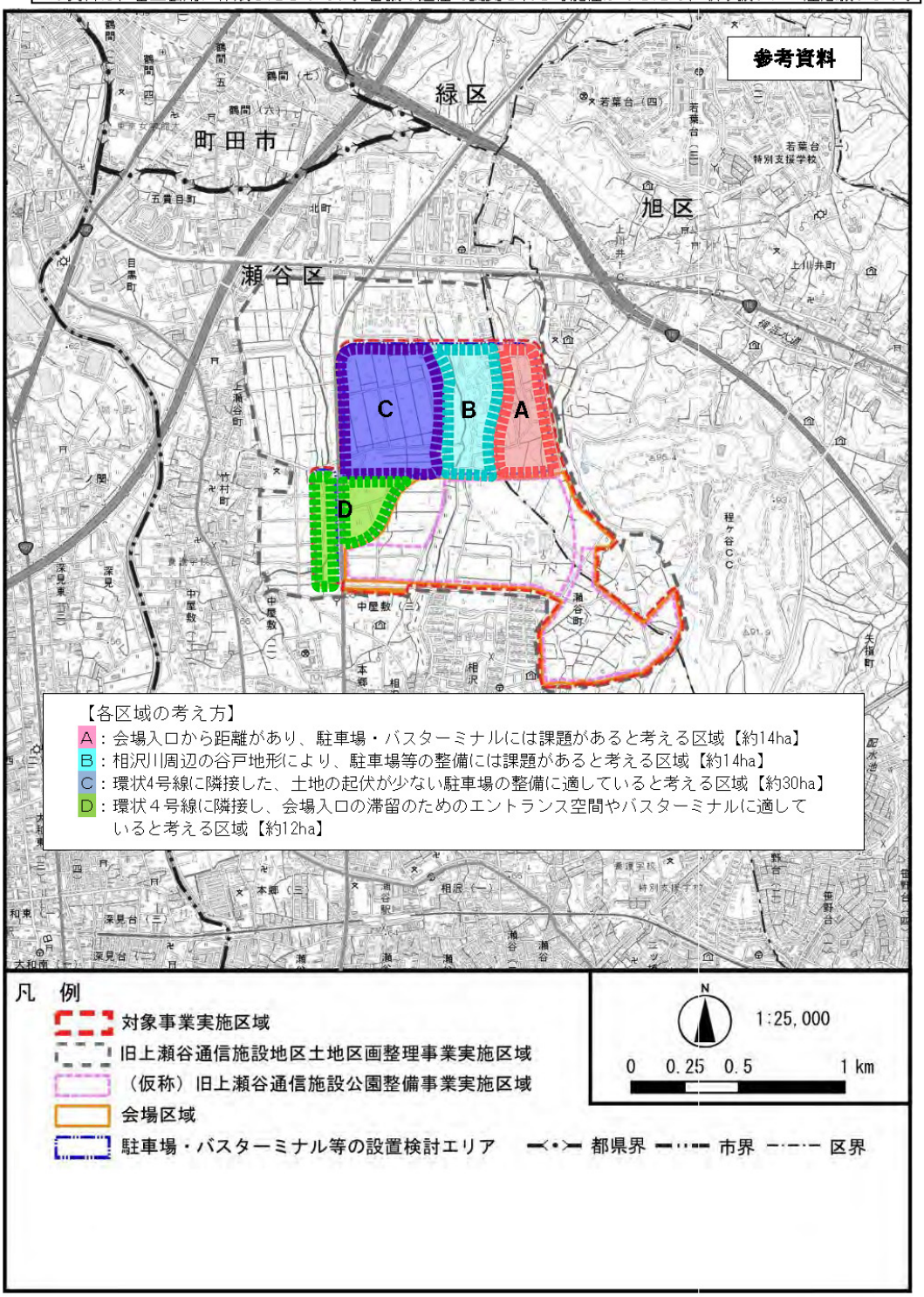

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

2　交通分担率について

ご意見の趣旨

パークアンドライド駐車場や駐車場をどの程度確保する必要があるのかに関わってくるので、準備書ではなく、やはり想定される交通分担率がどの程度なのか、本来であれば今の段階で示していただく必要があると思います。

事業者の見解

本博覧会の交通分担率については、横浜市の報告書（「2027 横浜国際園芸博覧会（計画案）」2021年３月）において、新交通の運行を前提として、自家用車の交通分担率は約３割強と試算しています。

その後の調整により、新交通の運行に代わって、近傍の鉄道駅からのシャトルバス等を強化することなどで対応することになりました。

本博覧会協会としては、現在、交通分担率を精査中であり、詳細については準備書でご提示したいと考えていますが、自家用車の分担率については、新交通の有無に関わらず、横浜市の報告書と同等の３割強であると想定しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

3　駐車場・バスターミナル等の設置検討エリアにおける生物への配慮について

ご意見の趣旨

駐車場、バスターミナルを造る過程で当然舗装というのが入ってきて、周りに土地区画整理後に生息し始めた生態系が一回定着しているわけですけれど、それがまた拡散し始めます。そうすると、その土地区画整理後にできた生態系の、例えば逃避ルートというものが、駐車場やバスターミナルの配置によって変わってきます。そうであれば、きちんと土地区画整理後にできた生態系に対する保全措置として、この50ヘクタール内の影響の低減をどう保全措置として盛り込むのかということが分かるような調査を行っていかないといけないのではないでしょうか。追加調査は方法書で盛り込んでいただきたいと思います。

事業者の見解

本博覧会の駐車場やバスターミナルの整備工事については、新たに動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事終了後、速やかに着工するため、引き続き調整を進めます。
また、工事によって攪乱を受けた環境を好む動物が定着しにくい対策を検討します。
なお、本博覧会の整備工事の着工までに、新たに配慮すべき動植物が定着した場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外へ移動できるような対策を検討します。

図　本博覧会の駐車場・バスターミナル等の整備について（イメージ）

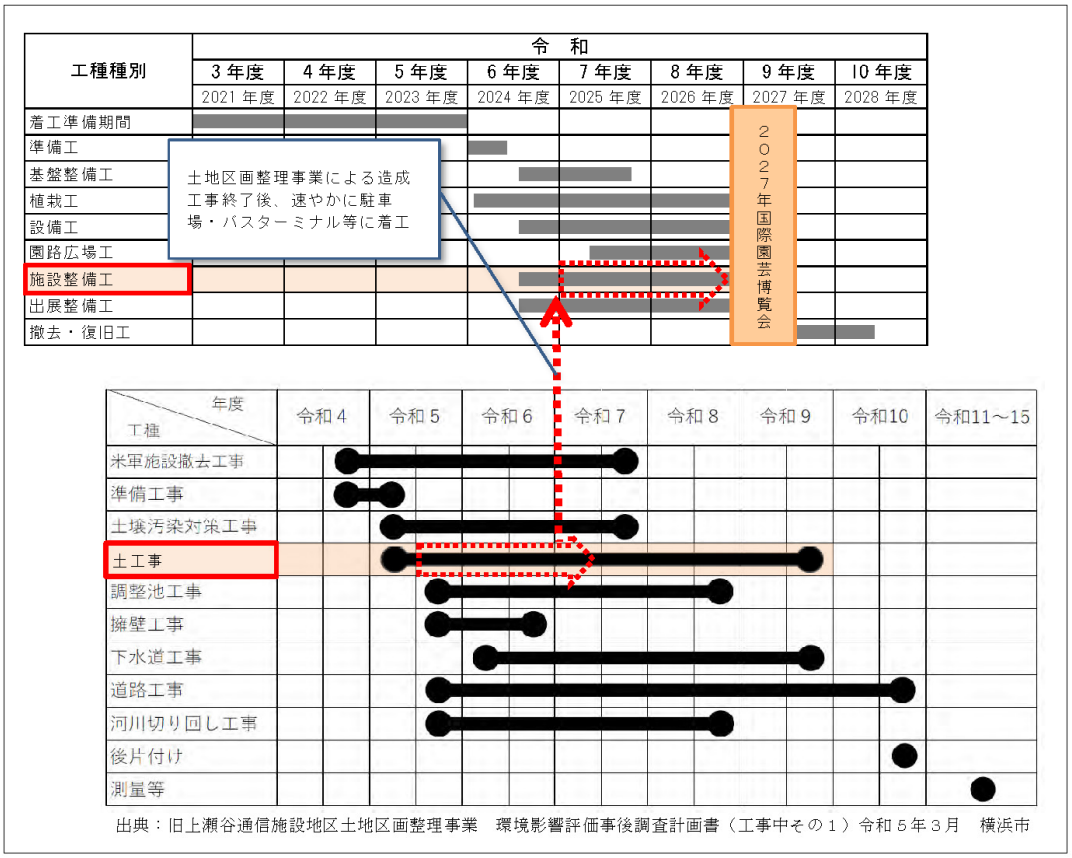

出典：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その１）令和５年３月　横浜市

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

4　駐車場等の撤去に伴う廃棄物について

ご意見の趣旨

駐車場やバスターミナルは博覧会専用の駐車場で、博覧会終了後は駐車場の舗装等は作り変え、また別の用途になるのでしょうか。仮設の施設だけ撤去するような記載ですが、広範に駐車場等を整備し、完全に更地にして返すとなると、コンクリート塊等が大量に出てくることもあり得るのでしょうか。適切に対応することを、何か後に残すような形で、約束してほしいと要望します。

事業者の見解

本博覧会で整備する駐車場は、博覧会後に撤去する仮設の施設に該当し、下記の表6.7-2の通り予測・評価を実施します。

駐車場は砂利やアスファルトによる整備を想定していますが、形状や土地被覆の性状を工夫するなど、駐車場の撤去において発生する廃棄物をできるだけ削減できるよう努めます。

また、建設リサイクル法などの関係法令等に基づき、適正に再資源化を行って、廃棄物の最終処分量を最小限にとどめます。

なお、駐車場の具体的な形状及び土地被覆の性状については準備書でお示しします。

表6.7-2　廃棄物・建設発生土に係る予測・評価手法（抜粋）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</td><td colspan="4">予測の手法</td></tr>
<tr><td>予測項目</td><td>予測時期</td><td>予測地域・地点</td><td>予測方法</td></tr>
<tr><td rowspan="4">撤去中</td><td rowspan="4">仮設施設等の撤去</td><td>仮設施設等の撤去に伴い発生する一般廃棄物の内容及びその程度</td><td rowspan="2">撤去工事期間全体とします。</td><td rowspan="2">対象事業実施区域とします。</td><td rowspan="2">事業計画（仮設施設）や仮設施設等の撤去に係る計画をもとに発生量を推定するとともに、本博覧会で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、発生量と最終処分量を予測します。</td></tr>
<tr><td>仮設施設等の撤去に伴い発生する産業廃棄物の内容及びその程度</td></tr>
<tr><td colspan="4">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="4">環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再利用等によって最終処分量を最小限にとどめる水準等から適切な内容を設定します。</td></tr>
</table>

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

5　本博覧会と公園整備事業について

ご意見の趣旨

公園の計画との整合も整理してほしいです。

事業者の見解

２０２７年国際園芸博覧会　基本計画及び（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）に記載されている計画が比較できる資料を作成しました。

ご提示した計画図は、本博覧会については令和５年１月に公表したものであり、公園については、横浜市が令和４年６月に公表したものです。

公園計画との整合が分かりにくい部分もありますが、水辺空間の保全活用、生物の生息空間への配慮、既存樹林地等の保全及びレガシーとして継承する施設など、主な環境配慮事項や施設配置等についての基本的な考え方は、公園計画と合致していると考えています。引き続き、公園と詳細な内容について調整を進め、分かりやすくご提示できるよう整理していきます。

なお、本博覧会の開催時のみ使用する施設や園路等については、仮設施設として本博覧会協会が設置し、開催後、速やかに撤去することになります。本博覧会後は公園施設として利活用する施設や主要な園路等については公園が整備します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



出典：２０２７年国際園芸博覧会基本計画、2023年1月、公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会

（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業　施設配置計画に係る環境配慮事項及びその実施位置

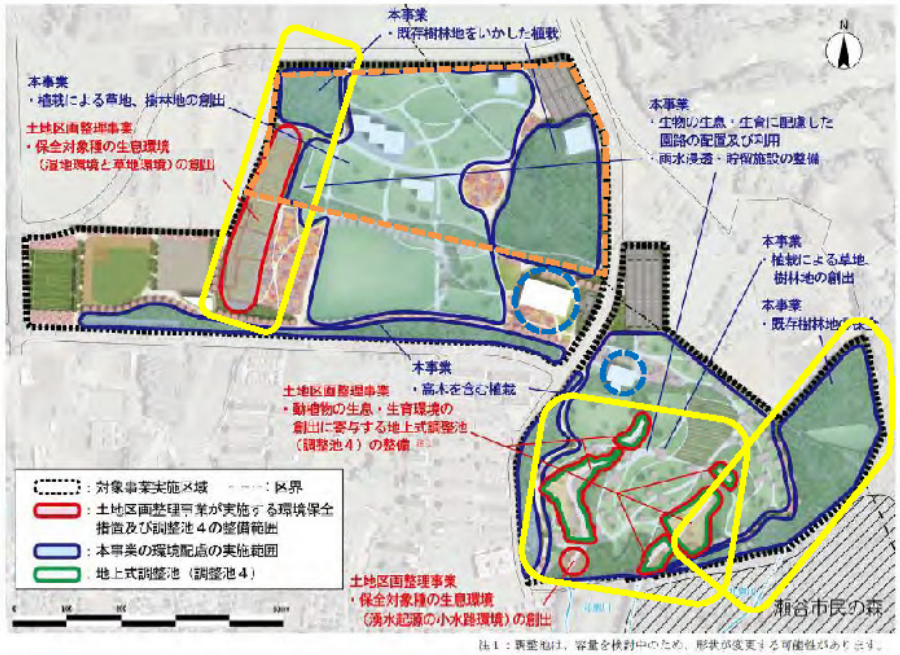

出典：（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価準備書、令和５年３月、横浜市

主な配慮事項　公園に継承する施設　公民連携手法による整備予定区域※

※　公園整備において事業提案の公募を行い具体的な施設の決定を行う予定であり、本博覧会では、その結果を踏まえて活用を検討する。

7

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

6　方法書修正届出書添付資料の周知状況及び意見書について

２０２７年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書修正届出書添付資料（以下、「修正届出書」とします。）に関して自主的に実施した意見募集における周知状況及び意見書の提出状況については以下のとおりです。修正届出書に関する意見書の提出はありませんでした。

(1)　修正届出書及び意見書提出の周知について

ア　対象事業実施区域周辺の居住者等に対する周知

横浜市の協力のもと、瀬谷区及び旭区の自治会町内会の代表者（連合町内会長及び瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会）への説明を実施したうえで、各自治会町内会に別添のチラシを配布して修正届出書の概要及び意見書の提出について周知を図りました。

① 会長説明：2023年２月16日（瀬谷区）、２月17日（旭区）、
３月13日（瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会）
② 配布部数：391部（瀬谷区：155部、旭区：236部）
③ 配布資料：2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書の修正手続きについて

イ　対象事業実施区域内の関係者等に対する周知

横浜市の協力のもと、地権者組織である「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」への説明を実施しました。

① 説　　明：２回（2023年３月９日、11日）
② 配布資料：2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書の修正手続きについて

ウ　インターネットによる周知

修正届出書及び意見書の提出について、本協会のホームページに修正届出書の掲載及び動画の配信などにより周知を図りました。

なお、修正届出書の説明資料及び動画配信については、令和４年度第17回環境影響評価審査会でご説明した内容と同様のものです。

① 期　　間：2023年３月７日から４月５日まで（30日間）
② 資　　料：修正届出書、意見書用紙、修正届出書の説明資料及びの説明動画

(2)　修正届出書に関する意見書の提出ついて

(1)のとおり周知を行いましたが、修正届出書に関する意見書の提出はありませんでした。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書の修正手続きについて

本博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、旧上瀬谷通信施設地区の一部を会場として活用し、開催するものです。

本博覧会の環境影響評価については、横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価方法書の手続きを昨年に完了しましたが、検討の深度化に伴って、対象事業実施区域の変更が必要となったため、同条例に基づく方法書の修正手続きを行うこととなりました。

１　修正の概要

本博覧会の事業計画の更なる深度化に伴い、駐車台数を十分に確保するとともに、円滑な輸送計画となるよう、方法書における「駐車場区域」及び「バスターミナル」を「駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア」として再編します。

この再編に伴って環境影響評価の対象事業実施区域を拡張するため、方法書の修正手続きを実施します。

なお、駐車場・バスターミナル等については、横浜市や関係機関等と調整し、検討を進めており、整備する可能性のある最大の区域を環境影響評価の対象実施区域に設定しています。駐車場・バスターミナル等は、再編したエリアの一部に設置する予定です。

事業者の氏名	名　　称：　公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会 代表者の氏名：　事務総長・代表理事　河村 正人
対象事業の名称	２０２７年国際園芸博覧会
環境影響評価の 対象事業の種類、規模	・開発行為に係る事業（第１分類事業） ・対象事業実施区域の面積：約 150.0ha （会場区域　：　約 80.0ha、 駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア：約 70.0ha）

【参　考】

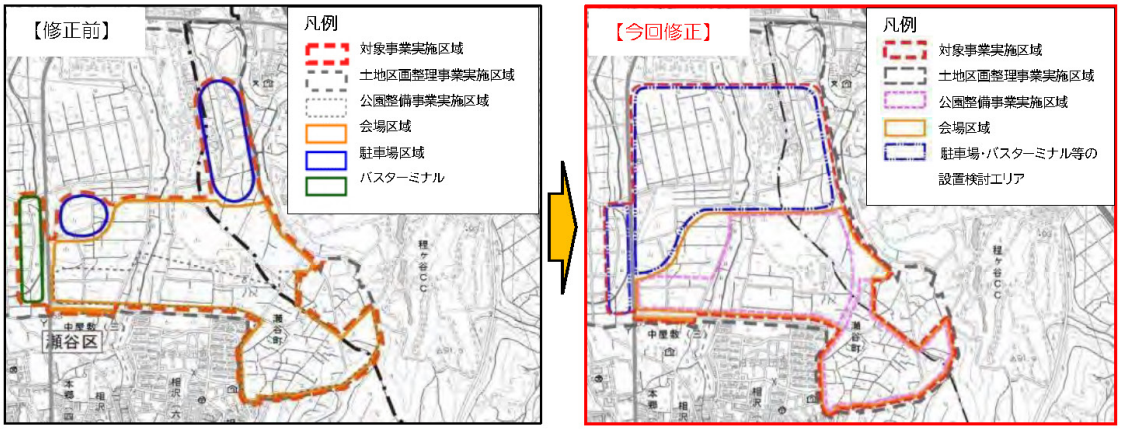

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

２　修正した方法書（修正届出書添付資料）の閲覧及び意見書の提出について

修正した方法書（修正届出書添付資料）の内容にご意見のある方は意見書を提出できます。

■方法書修正届出書添付資料の閲覧

期　間	令和５年３月７日から４月５日まで（30 日間）
場　所	①　公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会ホームページ ②　横浜市ホームページ（環境創造局環境影響評価課） ※①についてホームページをご覧になれない方は、本協会でも閲覧いただけます。 ※②については横浜市環境影響評価審査会の開催後（3/16 以降）に掲載予定
時　間	協会窓口で閲覧する場合は午前８時 45 分から午後５時 30 分まで

■意見書の提出

期　間	令和５年３月７日から４月５日まで（30 日間）
提出方法	意見書用紙に記入し、公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会（環境課）に電子メールにて提出（持参、郵送も可）。
本協会の連絡先等	公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会 環境課 〒231-0013 横浜市中区住吉町１丁目１３番地　松村ビル 電話番号：045-307-2056 メールアドレス：kankyo@expo2027yokohama.or.jp

３　その他

本手続きに伴う説明会の開催はありません。公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会ホームページにおいて、説明会に代わる動画を公開しています。

【参　考】

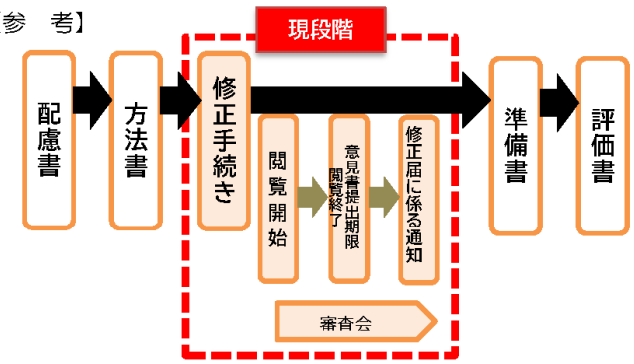

※　環境影響評価（環境アセスメント）制度
事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度。

※　事業内容の修正
対象事業の種類、規模等を修正する場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは当該修正を行う旨を市長に届け出なければならない。（横浜市環境影響評価条例第39条）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

７　駐車場・バスターミナル等の整備区域における予測・評価の考え方について

ご意見の趣旨

今回の事業区域の拡張範囲では、公園内の相沢川沿い保全サイトと連続する谷戸環境や、堀谷戸川源流域の保全のあり方を検討する必要があります。

土地区画整理後すぐに駐車場等を施工するとしても、土地被覆の人工化による周辺の生態系・水循環・景観への影響を予測し直す必要があります。

ＡＢＣＤと４か所あるが、ＣとＤに絞っていくのであれば、むしろ大門川あるいは相沢川が流域と重なってくる可能性があります。そこはまた変更しなければならないかと思います。

事業者の見解

本博覧会の工事中及び開催中における駐車場・バスターミナルの整備による周辺環境への影響が予測評価の対象であることを明確にするため、生物多様性（動物、植物、生態系）、水循環（河川の流量）及び景観の予測方法の記載内容を表6.2-2(1)、表6.3-2(1)、表6.4-2(1)、表6.6-2及び表6.12-2のとおり修正します。

また、水循環（河川の流量）の予測地域・地点について、表 6.6-2のとおり大門川及び相沢川を対象として追加します。

なお、本博覧会の駐車場・バスターミナルについては、横浜市が土地区画整理事業で基盤整備を実施した土地を一時的に活用させていただき、閉会後、速やかに返還するため、本博覧会による土地造成は実施しません。土地被覆の性状等については、水循環等に配慮して透水性にするなどの検討を進めています。駐車場・バスターミナル等の設置検討エリアのうち、前回の審査会でお示したＡ区域及びＢ区域については、本博覧会協会としては、準備書において環境影響評価の対象事業実施区域から除外する方向で、引き続き、横浜市との調整を進めていきます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 6.2-2(1)　生物多様性（動物）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等の実施	工事の実施に伴う動物相の変化の内容及びその程度	工事期間全体とします。	対象事業実施区域及びその端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。（図 6.2-1～図 6.2-4 参照）	調査で把握した動物相及び生息環境の状況と**会場及び駐車場等の**施工計画を比較することで、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生息環境とする動物への間接的影響の程度を定性的に予測します。
開催中	会場施設等の存在	会場施設等の存在に伴う動物相の変化の内容及びその程度	開催期間全体とします。	対象事業実施区域及びその端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。（図 6.2-1～図 6.2-4 参照）	調査で把握した動物相及び生息環境の状況と会場**及び駐車場等の施設**計画を比較することで、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生息環境とする動物への間接的影響の程度を定性的に予測します。**なお、動物に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場・バスターミナル等設置検討エリアにおける駐車場の形状や土地被覆の性状を踏まえて行います。**
撤去中	仮設施設等の撤去	仮設施設等の撤去に伴う動物相の変化の内容及びその程度	撤去期間全体とします。	対象事業実施区域及びその端部から約 200ｍまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。（図 6.2-1～図 6.2-4 参照）	調査で把握した動物相及び生息環境の状況と仮設施設**や駐車場**等の撤去に係る計画を比較することで、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生息環境とする動物への間接的影響の程度を定性的に予測します。

※修正届出書から修正した箇所は、赤文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 6.3-2(1)　生物多様性（植物）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等の実施	工事の実施に伴う植物相の変化の内容及びその程度	工事期間全体とします。	対象事業実施区域及びその端部から約200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。（図 6.3-1 参照）	調査で把握した植物相及び植生の状況と**会場及び駐車場等の**施工計画を比較することで、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生育環境とする植物への間接的影響の程度を定性的に予測します。
開催中	会場施設等の存在	会場施設等の存在に伴う植物相の変化の内容及びその程度	開催期間全体とします。	対象事業実施区域及びその端部から約200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。（図 6.3-1 参照）	調査で把握した植物相及び植生の状況と会場**及び駐車場等の施設**計画を比較することで、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生育環境とする植物への間接的影響の程度を定性的に予測します。**なお、植物に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場・バスターミナル等設置検討エリアにおける駐車場の形状や土地被覆の性状を踏まえて行います。**
撤去中	仮設施設等の撤去	仮設施設等の撤去に伴う植物相の変化の内容及びその程度	仮設施設等の撤去中とします。	対象事業実施区域及びその端部から約200mまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。（図 6.3-1 参照）	調査で把握した植物相及び植生の状況と仮設施設**や駐車場**等の撤去に係る計画を比較することで、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生育環境とする植物への間接的影響の程度を定性的に予測します。

※修正届出書から修正した箇所は、赤文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 6.4-2(1)　生物多様性（生態系）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等の実施	工事の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度	工事期間全体とします。	対象事業実施区域及びその端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。（図 6.2-1 参照）	調査で把握した生態系の状況と**会場及び駐車場等の**施工計画を比較することで、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等に形成される生態系への間接的影響の程度を定性的に予測します。
開催中	会場施設等の存在	会場施設等の存在に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度	開催期間全体とします。	対象事業実施区域及びその端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。（図 6.2-1 参照）	調査で把握した生態系の状況と会場**及び駐車場等の施設**計画を比較することで隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等に形成される生態系への間接的影響の程度を定性的に予測します。**なお、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場・バスターミナル等設置検討エリアにおける駐車場の形状や土地被覆の性状を踏まえて行います。**
撤去中	仮設施設等の撤去	仮設施設等の撤去に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度	仮設施設等の撤去中とします。	対象事業実施区域及びその端部から約 200m の範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。（図 6.2-1 参照）	調査で把握した生態系の状況と、仮設施設**や駐車場**等の撤去に係る計画を比較することで、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等に形成される生態系への間接的影響の程度を定性的に予測します。

※修正届出書から修正した箇所は、赤文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 6.6-2　水循環（河川の流量）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
開催中	外来植物を含む植栽等の管理	開催中の植栽等の管理に伴う河川の流量の変化の内容及びその程度	開催期間全体とします。	対象事業実施区域の下流側となる４地点（地点２、地点４、地点５、地点６）とします。（図 6.6-1 参照）	調査で把握した河川の状況と事業計画を比較することで、河川の流量への影響の程度を定性的に予測します。
	会場施設等の存在	**集水域の土地利用の変更に伴う河川の流量の変化の内容及びその程度**	**開催期間全体とします。**	**上流部の集水域に対象事業実施区域が含まれる河川のうち、大門川、相沢川、堀谷戸川を対象とします。（図 6.6-1 参照）**	**現況及び開催中における雨水の地下浸透に寄与する土地利用面積を比較することで、会場及び駐車場等の存在を踏まえた河川の流量への影響の程度を定性的に予測します。**

※修正届出書から修正した箇所は、赤文字・下線で示しています。

表 6.12-2　景観に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
開催中	会場施設等の存在	施設の存在により変化する景観の状況	開催期間とします。	現地調査地点のうち、対象事業実施区域を視認可能な地点とします。（図 6.12-1 参照）	対象事業実施区域を視認可能な主要な眺望地点からのフォトモンタージュを作成することより、**会場及び駐車場等の存在を踏まえた**眺望景観の変化の程度を定性的に予測します。**対象事業実施区域を景観構成要素に基づき複数の景観区に区分し、対象事業実施区域内部や**近景域の調査地点**から各景観区を代表する地点を選定し**、囲繞景観の変化の程度を定性的に予測します。

※修正届出書から修正した箇所は、赤文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

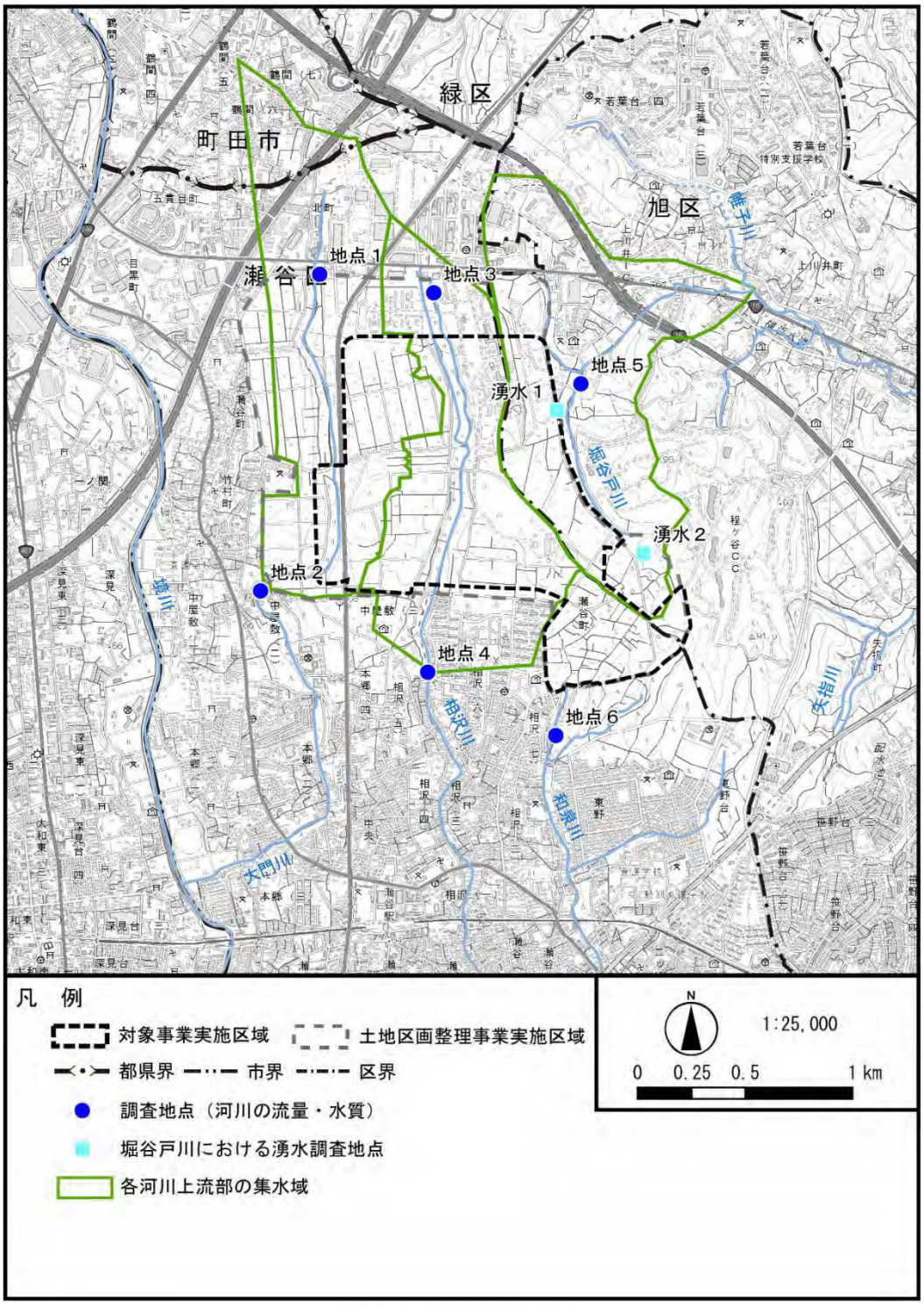

図6.6-1　河川現地調査地点

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

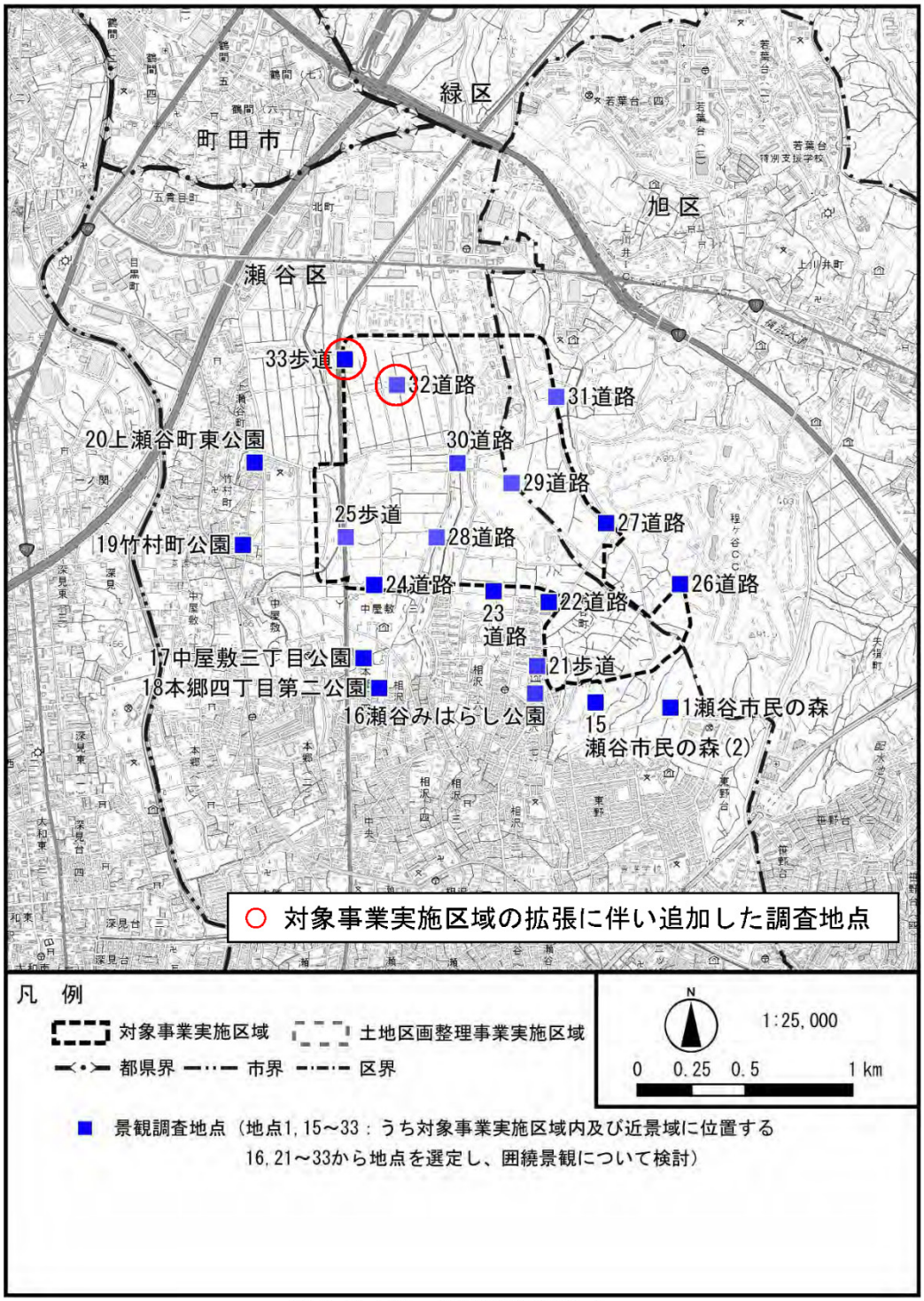

図 6.12-1(2)　景観現地調査地点

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

８　駐車場・バスターミナル等の整備区域における生物の移動に対する対策について

ご意見の趣旨

駐車場・バスターミナルのような広範囲の人工被覆化が起きることによる長期的影響について、具体に予測・評価されていないように思います。

博覧会が土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら生物の移動に対してとる対策とは、具体的に方法書での何の予測・評価に基づくどのような保全措置を指されているのでしょうか。

事業者の見解

本博覧会の駐車場・バスターミナルについては、博覧会終了後、速やかに解体・撤去し、横浜市の土地区画整理事業で創出した保全種の生育・生息環境等に影響が出ないようにします。

土地被覆の性状等については、透水性に配慮した検討を進めています。

また、本博覧会の駐車場・バスターミナルについては、新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工するとともに、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始します。

工事中や使用開始までの期間については、巡回点検を行うなど適切に管理するとともに、新たに配慮すべき動植物が定着しにくくなるような対策を検討します。

これらの対応にも関わらず、配慮すべき動植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動物の避難経路や移植場所の確保など、確認された動植物に応じた対策について検討します。

配慮すべき動植物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。

図 本博覧会の駐車場・バスターミナル等の整備について（イメージ）

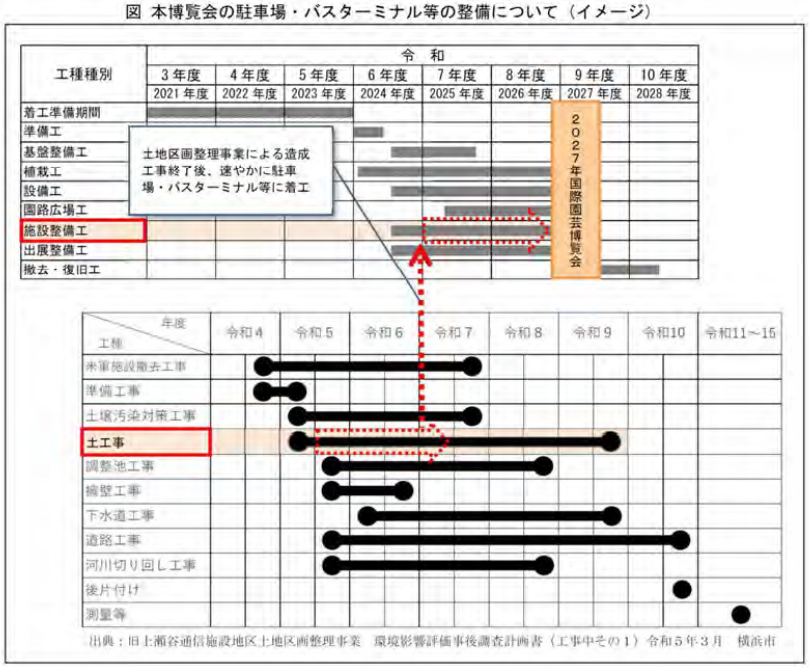

出典：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その１）令和５年３月　横浜市

8

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

９　交通分担率について

ご意見の趣旨

補足資料１と２は連動しており、従来の20ヘクタールから、その倍以上に駐車場スペースを拡大するということは、どの程度そこに自家用車、もしくはバスで訪れる、その台数を想定するのかということが明確になった上での面積、場所だと思います。そこで分担率、想定台数、シャトルバスと自家用車と、それから団体バスがどれぐらい想定されるのかというところが、前提条件になると思います。

事業者の見解

博覧会開催期間中の有料来場者を1,000万人以上と想定しており、国や自治体、交通事業者や関係団体の協力のもと輸送アクセスについて検討しています。会場までの来場手段として、近隣の鉄道駅からのシャトルバス等を利用する「公共交通機関」、観光ツアー等による「団体バス」、「自家用車」、「徒歩等」を想定しています。

なお、会場に隣接した駐車場・バスターミナルについては、前回の審査会でお示したＣ区域及びＤ区域に限定して設置する方向で、横浜市と調整を進めていきます。駐車台数については、周辺の交通量などを踏まえ、適正な駐車台数となるよう、方法書で提示した約3,000台から、最大でも倍程度（自家用車：約 5,000台）を目安に検討を進めており、詳細については、準備書においてご提示します。

ア　輸送アクセスの方法と交通機関別分担率の想定（全開催期間平均）

（ア）公共交通機関（33%）
・会場周辺4駅※からのシャトルバス輸送（※図を参照）
・主要ターミナル駅等からの直行バス

（イ）団体バス（27%）
・観光バス、修学旅行等

（ウ）自家用車（34%）
・会場隣接駐車場
・会場外駐車場からのシャトルバス

（エ）徒歩等（6%）
・近隣住民を想定

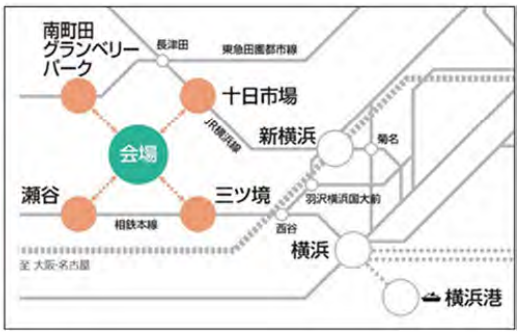

イ　自家用車の混雑緩和策について

周辺の混雑緩和のため、会場隣接駐車場に必要台数を確保するとともに、来場者へ公共交通機関の利用を促進しますが、開催期間中、来場者の集中が想定される多客日等においては、会場駐車場の他に会場外駐車場（横浜青葉ICなど複数箇所を想定）を設け、そこからのシャトルバス輸送を実施します。なお、開催期間中の多客日は、10.5万人／日、10日程度（自家用車：約14,000台）を想定し検討を進めています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

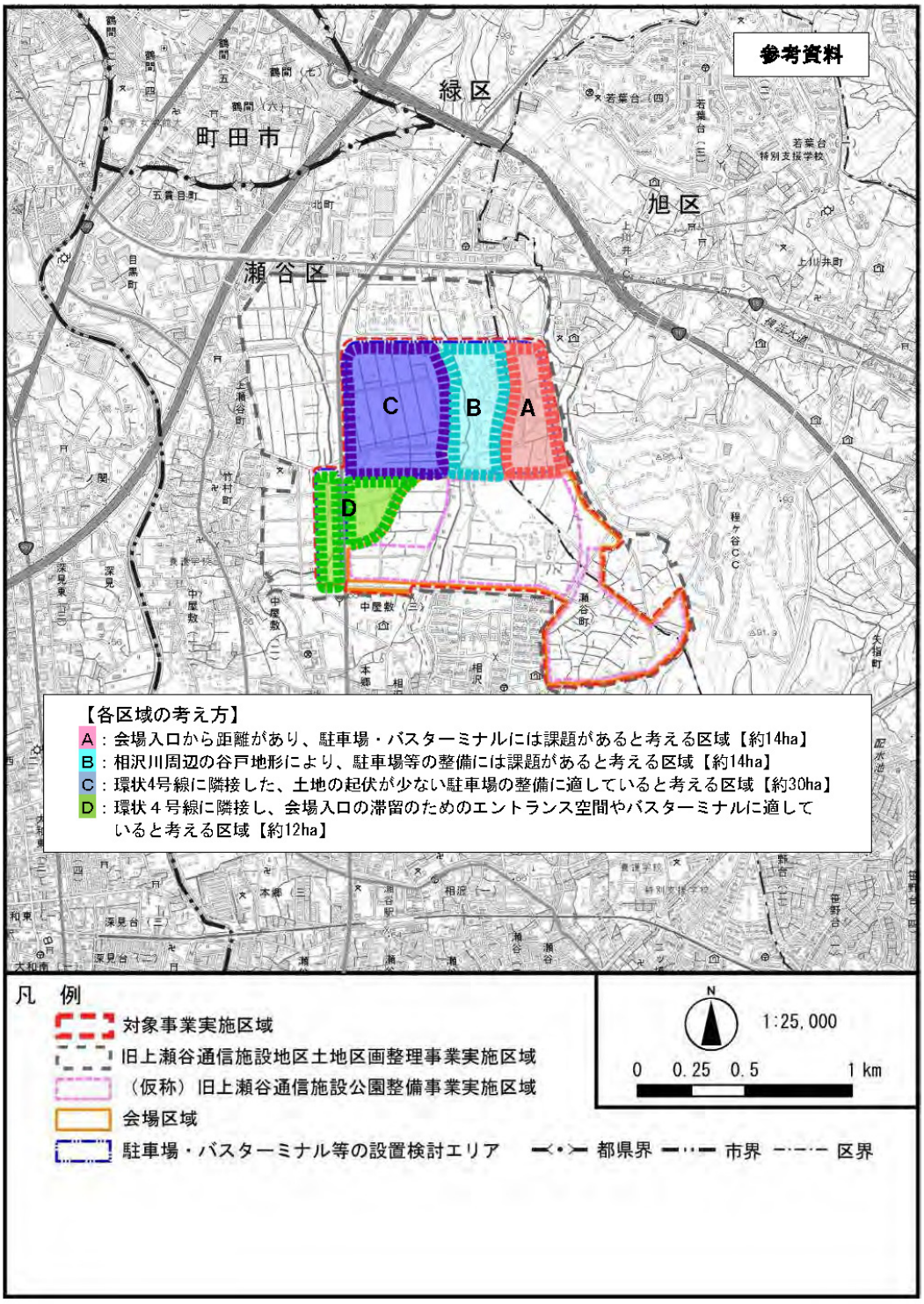

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

10　景観調査地点の追加について

ご意見の趣旨

景観の調査地点についてＣ区域に加えてもらいましたが、Ｂ区域にもう１点やはり加えるべきではないかと思います。地点31と32の間に、もう１点追加をお願いしたいというのが私の意見です。

事業者の見解

前回の審査会でのご意見を踏まえ、Ｂ区域内に相沢川上流部の景観（囲繞景観を含む）を把握できる調査地点を１か所、追加選定しました。

なお、駐車場・バスターミナル等の設置検討エリアのうち、Ａ区域及びＢ区域については、本博覧会協会としては、準備書において環境影響評価の対象事業実施区域から除外する方向で、横浜市との調整を進めています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

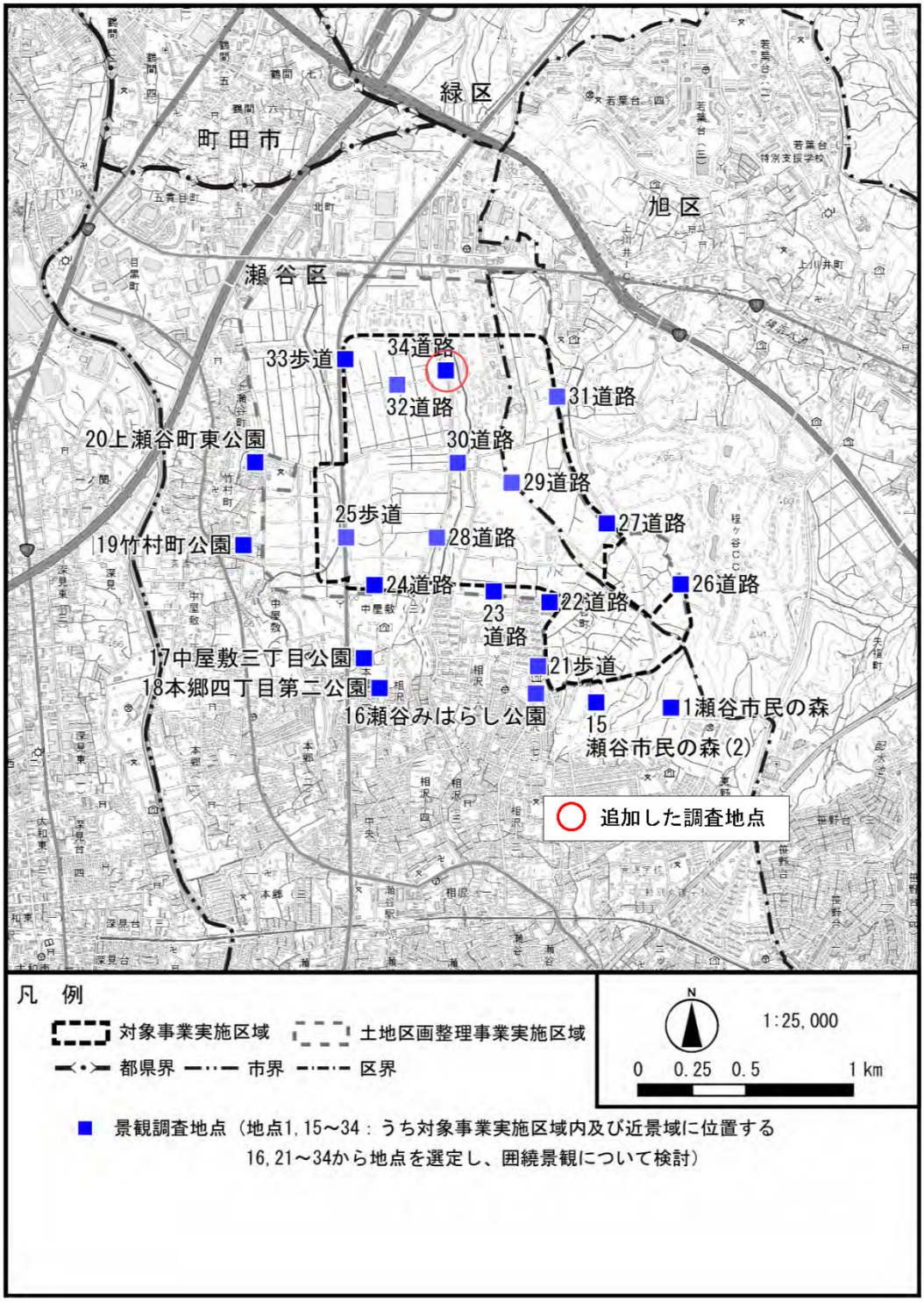

図 6.12-1(2)　景観現地調査地点

2

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

11　駐車場出入口の交通混雑に関する予測評価について

ご意見の趣旨

駐車場の入口、あるいはバスターミナルの入口がどこに設けられるのか現在示されてはいないのですけれども、これについても示していただく必要があるかなと思います。

駐車場出入口がどこに設けられ、そこでどのぐらいの交通流率が確保できるのか、といったことを過去のデータなどから設定し、それに基づく予測を行う必要があろうかと思います。

事業者の見解

本博覧会の会場隣接駐車場・バスターミナルにおける来場車両等の動線及び出入口などの詳細については、現在、関係機関等との調整を進めているところです。詳細については、準備書においてお示しすることになりますが、現時点での想定についてご提示します。

また、前回の審査会でのご意見を踏まえ、駐車場の出入口における滞留と周辺交通への影響についても予測評価を行うこととし、開催中における予測地点、予測方法を表6.11-2(1)及び図6.11-1のとおり修正します。

なお、車両の出入りについては、左折を基本とすることで関係機関等と調整するとともに、駐車場内に通路を一定区間設けて場内での車両の滞留を可能とするなど、周辺交通への影響をできるだけ軽減できるよう検討していきます。

表 6.11-2(1)　地域社会（交通混雑、歩行者の安全）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
開催中	関係車両の走行	関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）の程度	開催期間の利用ピーク時とします。	関係車両の走行ルートとして想定される主要11交差点（交差点１～６、８～12）、１断面（断面７）及び会場隣接駐車場・バスターミナルの出入口付近とします。（図 6.11-1 参照）	交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測します。 また、会場隣接駐車場・バスターミナルの出入口付近の滞留等による影響についても予測します。

※修正届出書から修正した箇所は、赤文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

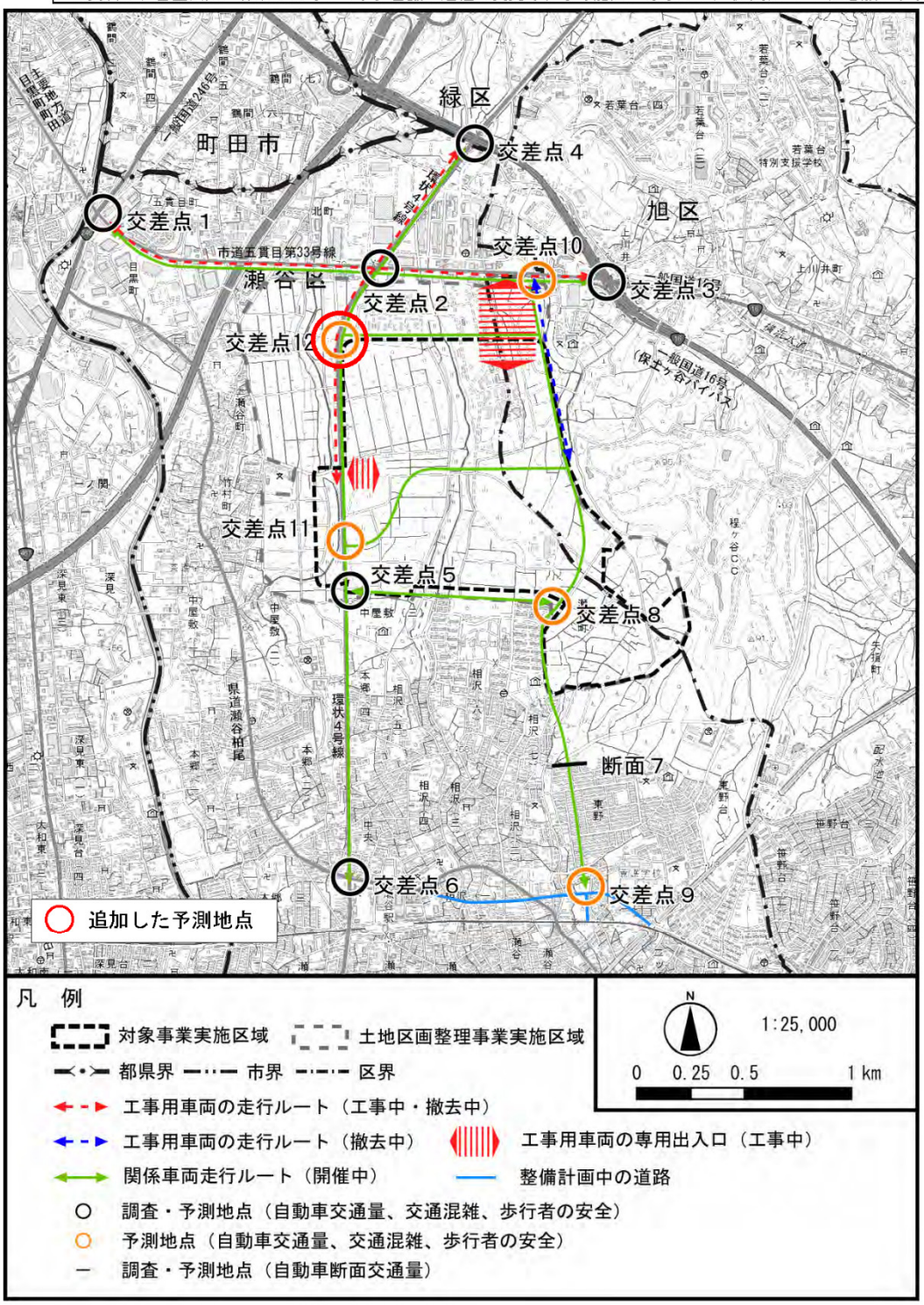

図 6.11-1　地域社会現地調査地点

4

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

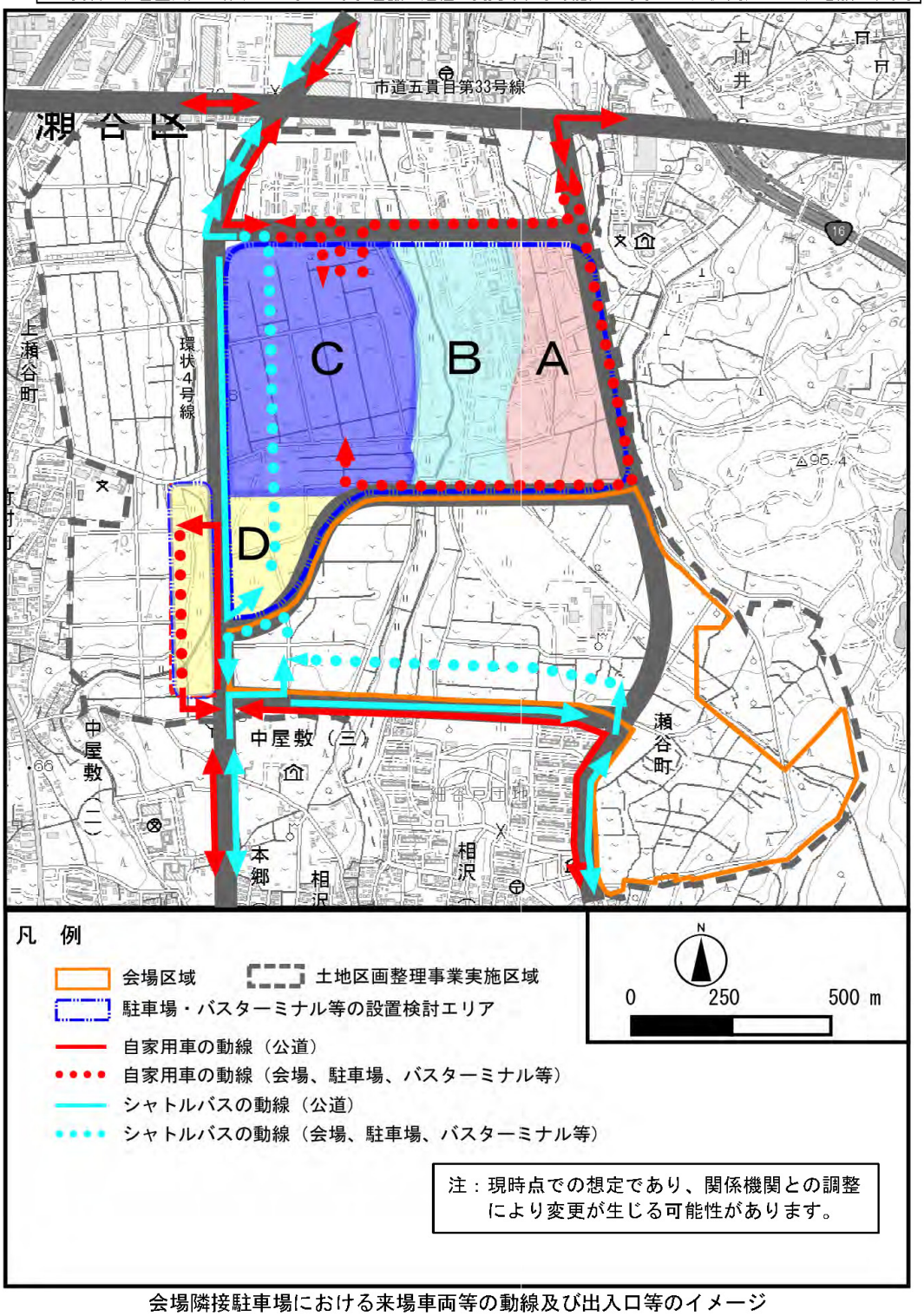

会場隣接駐車場における来場車両等の動線及び出入口等のイメージ

5

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

12　駐車場の収容台数の考え方について

ご意見の趣旨

ピーク時に１日1万4000台来場すると、パークアンドライドを使いつつ会場に来る車は1万台を想定しているとのこと。2回転できるというような計算上、会場周辺の駐車台数は5000台で良いのではないかという話だと思いますが、まず回転率、2回転が確保できるかどうかというあたりを過去のデータなどに基づいて示す必要があると思います。

こういった大規模イベントで、多くの人は午前中に会場に来て、午後くらいまで過ごして帰ろうというようなことを考えるかと思うので、単に平均滞在時間で、例えば4時間だから、開いている時間8時間に対して2回転が確保できるというような計算はおそらく成り立たないと思います。

事業者の見解

開催期間中の多客日については、早朝や夕方以降など、時間延長を検討しており、10.5万人／日、10日程度（自家用車：約 14,000台）においては、会場隣接駐車場に加え、パークアンドライドによる会場外駐車場を活用することで、本博覧会で必要となる自家用車等の駐車台数を確保したいと考えています。

会場隣接駐車場については、周辺の交通量などを踏まえ、適正な駐車台数となるよう、方法書で提示した約3,000台から、最大でも倍程度（自家用車：約 5,000台）を目安としていますが、これまで日本で開催された３回の園芸博覧会（国際花と緑の博覧会、淡路花博及び浜名湖花博）での実績等（回転率：約 1.4 ～ 2.3）を踏まえ、現時点で概ね２回転と想定しています。

残りはパークアンドライドによる会場外の駐車場を活用するとともに、過去の園芸博覧会の実績等を参考にしながら、駐車場を予約制にするなど運営方法等を工夫することで、対応していきたいと考えています。

なお、会場隣接駐車場の回転率については、過去の園芸博覧会における時間別の入退場者数の実績等※を参考に推計しています。

※　過去の園芸博覧会の回転率

１日の総来場者数を滞在者が最大となる時間の人数で除したもの等から試算

11.3　準備書段階の審査会に提出した資料

準備書時の審査会では、審査会委員からの質問に対する回答を、補足資料を用いて説明しました。その際に使用した資料を次頁以降に掲載します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

1　開催中の一般交通量の設定方法について

ご意見の趣旨

地域社会の交通混雑の予測において、実態に即した予測となるよう、既存資料ではなく交通量を推計（転換率式併用QV分割配分手法）して、一般交通量を設定したと思うが、方法書の審査の段階では提示されていないので、これを使用した理由とその妥当性について聞きたい。

事業者の見解

会場周辺の道路整備については、方法書の段階では明示されていなかった、目黒交番前交差点の立体化等の交差点改良、八王子街道及び環状４号線の拡幅整備等に加え、瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線が開催までの開通に向けて整備を進めることが明らかになりました（図1-1参照　横浜市会　令和５年９月14日）。

これらの道路整備が実現すると会場周辺の交通は現況から変化し、特に、瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線の交通量は増加すると想定されます。また、現況の交通量※の調査結果は、横浜北西線の開通前のものが多く、会場への主要なアクセス道路となる保土ヶ谷バイパスや環状４号線などの交通量についても変化すると想定されます。

したがって、本博覧会の準備書においては、開催時の実態に即した予測となるよう、これらの交差点改良や道路拡幅等の状況を反映させるとともに、本博覧会の開催によって発生する交通量だけでなく、開催時のピークにおける一般交通量についても推計し、その結果を用いて予測評価を行うこととしました。

上述のとおり、準備書の予測評価を行いましたが、審査会でのご指摘を踏まえ、方法書で記載したとおり、現況の交通量（休日）に本博覧会の開催によって発生する交通量（多客日）を加えた条件で、会場周辺の交通混雑について予測し、その検証結果を次回以降の審査会でご提示したいと考えます。

また、開催中における大気、騒音及び振動の予測についても交通混雑と同様に検証し、その結果についても次回以降の審査会でご提示したいと考えます。

なお、転換率式併用QV分割配分手法は、高速道路を含むような広域的な交通量推計に適していると考えており、博覧会においては、遠方からの来場が多く期待されることから、この手法を採用しています。

※　「現況の交通量」は、土地区画整理事業により実施された既存資料によるものです。
調査時期：地点1～3、5、6（令和元年５、10月）
地点4、7（令和２年10月）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（参考）図1-1　交通流の変化について

【博覧会会場周辺】

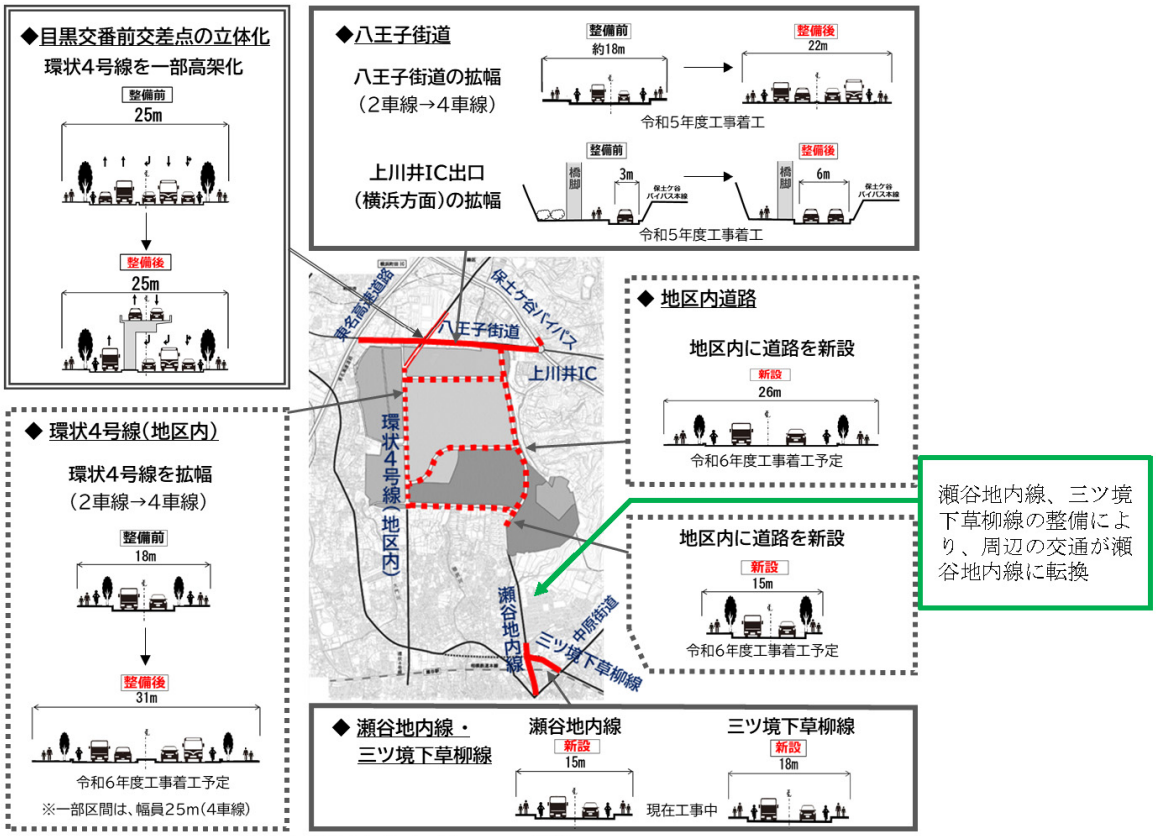

瀬谷地内線、三ツ境下草柳線の整備により、周辺の交通が瀬谷地内線に転換

資料：令和５年９月14日横浜市会資料より作成（資1.8-142参照）

【広域図】

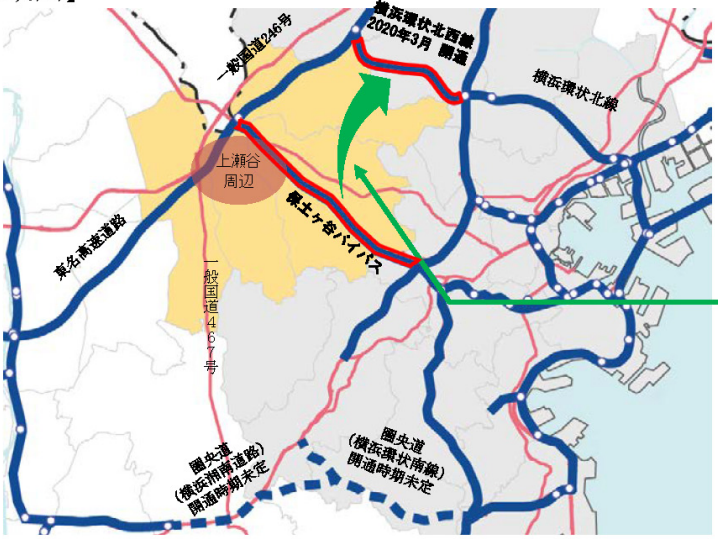

横浜北西線の開通により、保土ヶ谷バイパスの交通量が転換することから八王子街道や環状４号線の交通量が変化

資料：（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価準備書に関する補足資料（3 将来交通量の増加・減少要因について）より作成

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

2　横浜青葉IC付近以外のパークアンドライド駐車場について

ご意見の趣旨

パークアンドライド駐車場について、横浜青葉インター付近の場所を示し、予測したのはよかったと思うが、その他の場所についても、決まり次第、審査会で説明してほしい。

事業者の見解

会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）は、多客日（10.5万人/日、10日程度）への対応として、必要に応じて約4,000台を確保することを想定しています。準備書においては、現時点で想定している横浜青葉インターチェンジの高架下付近を候補地として記載しています。

そのほかの候補地についても、「会場まで概ね30分以内の距離」、「輸送効率を考え、駐車場の規模は、１か所あたり約300台以上を想定」などの観点から選定を行っているところです。

審査会での説明にあたっては、土地所有者等の承諾や合意を得ることが前提であり、開催直前まで公表できないケースが想定されることから、環境影響評価手続きの期間中にすべてのパークアンドライド駐車場をご提示することは極めて困難です。

そのため、パークアンドライド駐車場については、交通混雑の観点から事後調査を実施するなかで、その影響について明らかにしたいと考えています。

なお、パークアンドライド駐車場の設置にあたっては、出入口や通行ルートの設定など周辺交通への影響が極力低減できるよう、交通管理者等への相談も行っていきたいと考えています。

表 2-1　事後調査の内容（開催中）

項目	細目	調査項目	調査頻度	調査位置	調査時期	調査方法
地域社会	交通混雑	交差点交通量及び渋滞長、信号現示	開催期間中に１回	会場周辺の主要交差点（地点1～6、地点9～12の10地点）及びパークアンドライドの駐車場周辺の主要交差点 （ただし、既存の駐車場を活用する場合を除く）	開催期間中の多客日となることが想定される５月の連休期間	ハンドカウンターを使用して、方向別、時間別、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）に計測する。 滞留長、渋滞長については、現地において15分ごとに距離を計測する。 信号現示については、朝・昼・夕・夜の各時間帯に３サイクル程度、信号のスプリット及びサイクル長を観測する。

（準備書p8-5より引用）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

3　地点12における滞留長と歩行者の影響について

ご意見の趣旨

交差点需要率の評価で、地点12の交通容量比が1.0を超えている車線があり、滞留長も駐車場の出入口を超えてしまうと思う。

また、右折する車と同時に横断歩道があるが、歩行者による影響について、どの様な検討、評価をしているのか説明してほしい。

事業者の見解

地点12については、横浜市の土地区画整理事業によって新設される交差点であり、開催中の運用については、交通管理者等と協議しながら検討を進めることになります。

ご指摘を踏まえ、ピーク時（20:00～21:00）における地点12の車線交通容量比について、北側の横断歩道の歩行者の影響を考慮して予測を行いました。

予測結果としては、北側に向かう右折車線の交通容量比は1.501、滞留長は約350ｍとなります。

対応策としては、会場隣接駐車場と土地区画整理事業の地区内道路（以下、「区域内道路」という。）は、約400ｍの区間で接していますが、本博覧会の開催時は一般車両の通行はないことから、会場隣接駐車場の出入口については、地点12からできるだけ離隔を確保することで、滞留長が区域内道路内に収まるよう検討を進めるとともに、出口までの車路を活用するなど駐車場区域内に十分な滞留場所を確保します。

また、地点12の滞留を緩和するため、ピーク時の運用として、地点10からの退出について、交通管理者等との協議を進めていきます。あわせて、来場者にはピーク時間を事前に周知し、混雑を避けて帰宅するようアナウンスしていきます。

なお、既存資料（土地区画整理事業）を参照すると、地点12のピーク時（20:00～21:00）における環状４号線上の交差点（地点２及び地点５）の歩行者・自転車交通量は極めて少ない結果となっています。環状４号線には、地点12以外の横断箇所も複数あり、来場者の主な横断箇所は、会場の西側駐車場に近接した「中瀬谷消防署出張所北側（地点5）」及び「上瀬谷小学校東側」の交差点（信号と横断歩道）であると想定します。

補足資料３　地点 12 における滞留長と歩行者の影響について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

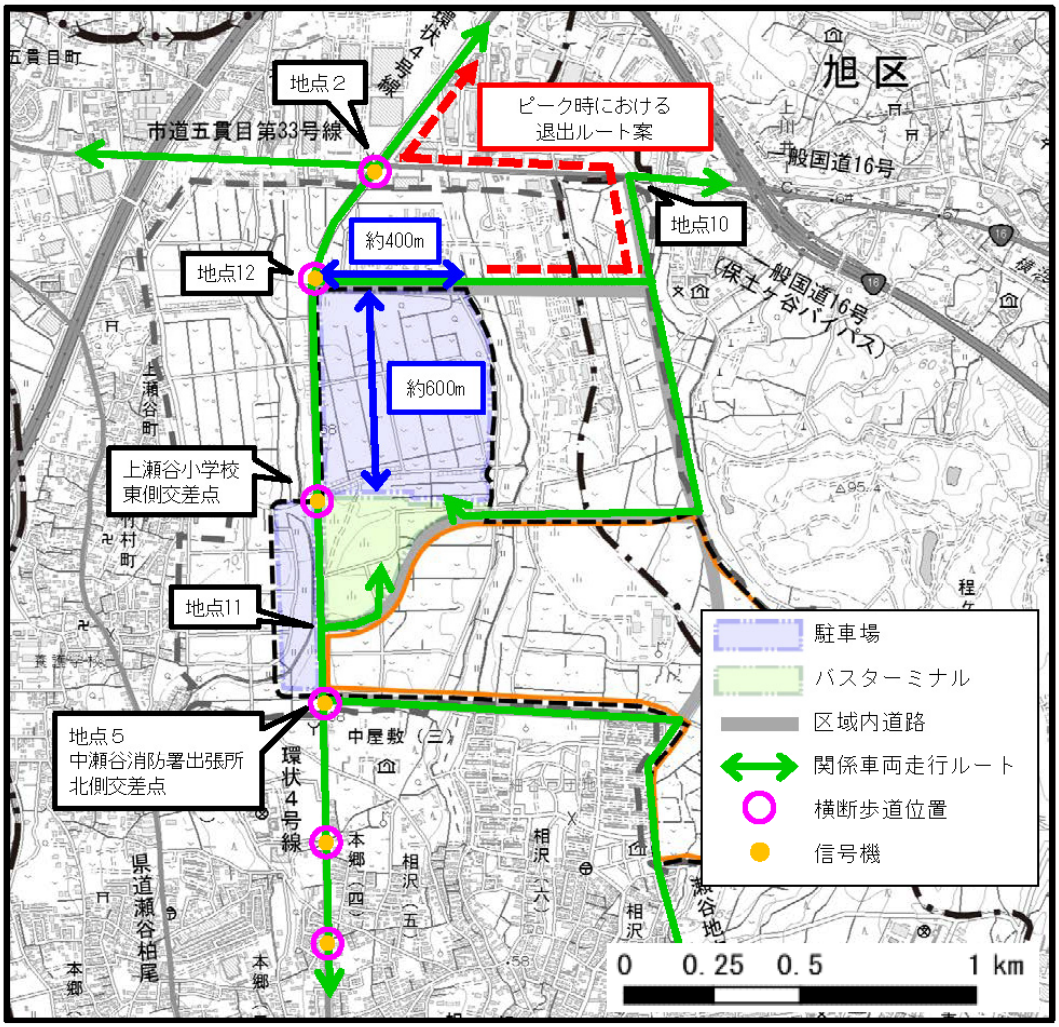

図3-1　会場周辺の対策

表3-1　地点12における東側からの右折交通量

地点名		単位	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
地点１２	関係車両（小型＋大型）東→北	台	0	0	38	117	83	176	250	363	483	543	570	445	389	429	1394	486	0

※準備書資料編より作成（資1.8-79参照）

表3-2　環状４号線の交差点における歩行者・自転車交通量

地点名		単位	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
地点２（目黒交番前）	歩行者・自転車	人・台	43	38	66	63	62	63	38	44	65	60	51	48	48	25	25	15	17
地点５（中瀬谷消防署出張所北側）	歩行者・自転車	人・台	62	58	33	39	77	43	45	34	49	35	78	66	43	17	19	14	12

※歩行者・自転車交通量は、各交差点における全方向の交通量を示しています。
※旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価書【資料編】より作成

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（地点12 ／ 開催中ピーク時 20:00～21:00）

交差点名		係4 A交差点							
流入部		A		C		B			
車線の種類		左折	直進	左折	右折	直進	右折		
車線数		1	2	1	1	2	1		
飽和交通流率の基本値	SB	1800	2000	1800	1800	2000	1800		
車線幅員による補正率	αw	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（車線幅員）	m	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.25)	(3.00)		
縦断勾配による補正率	αG	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)		
大型車混入による補正率	αT	1.000	0.739	0.682	0.928	0.882	1.000		
（大型車混入率）	%	(0.00)	(60.63)	(66.67)	(11.06)	(19.16)	(0.00)		
左折車混入による補正率	αLT								
（左折率）	L %			0.15	0.15				
（歩行者による低減率）	fp			68	68				
（有効青時間）	秒			68	53				
（歩行者用青時間）	秒			53	53				
歩行者混入による補正率	αL	1.000		0.803	0.803				
右折車混入による補正率	αRT								
（右折率）	R %								
（右折車の通過確率）	f								
（有効青時間）	秒								
（現示変り目のさばけ台数増分）									
KER：台／サイクル									
（交差点内滞留台数）									
K：台／サイクル									
飽和交通流率	SA	1800	2956	1059	1442	3628	1800		
設計交通量	q	0	380	3	1394	292	0		
右折補正交通量	qR－N								
								現示の需要率	交差点の需要率
交差点流入部の需要率	ρ	0.000	0.129	0.003	0.967	0.083	0.000		
必要現示率	1 ϕ	0.000	0.129			0.069		0.129	1.110
	2 ϕ					0.014	0.000	0.014	
	3 ϕ			0.003	0.967			0.967	
有効青時間（秒）	1 ϕ	16	16			20		サイクル長（秒）	
	2 ϕ					4	4	90	
	3 ϕ			68	68				
信号青時間比	G／C	16/ 90	16/ 90	68/ 90	68/ 90	24/ 90	4/ 90		
可能交通容量	Ci	320	626	683	929	941	80		
交通容量比	q／Ci	0.000	0.722	0.004	1.501	0.310	0.000		
交通処理策のチェック		OK	OK	OK	NG	OK	OK		
滞留長	Ls（m）	0.0	78.1	1.7	548.3	50.6	0.0		

※ N=kDK×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／車1時間）

A：至　海軍道路入口交差点
B：至　泉区
C：至　（郵地東A交差点）

交差点概略図

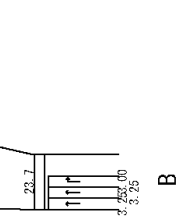

交通量図

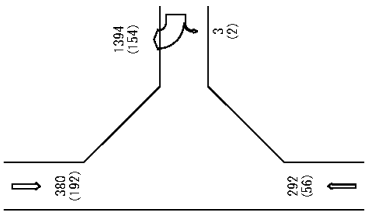

上段：方向別合計交通量［台/時］
下段：（大型車混入台数）［台/時］

現示方式の図示

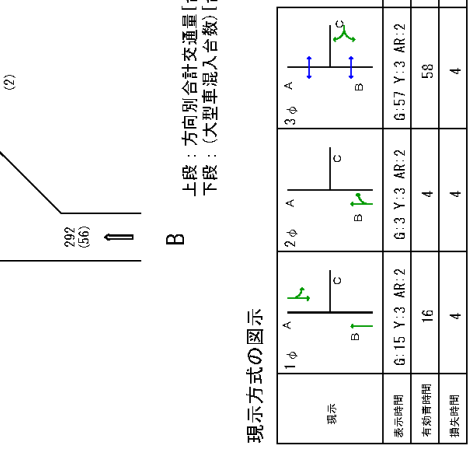

図3-2　交差点需要率の計算

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

4　地点11における無信号交差点の予測計算過程について

ご意見の趣旨

地点11は、信号がない交差点で、バスターミナルの出入口になるが、予測の計算過程が確認できなかったので、示してほしい。ここはバスターミナルの出入口なので、その評価には乗用車でなく大型車であることを考慮する必要がある。

事業者の見解

地点11からのシャトルバスの退場については、「平面交差の計画と設計　基礎編」（(社)交通工学研究会、平成30年11月）を参考に、従道路から左折して南側へ向かう車両（シャトルバス）が、主道路を走る車両の間隙をぬって合流できる交通量の最大値（交通容量）を以下の式により求め、この値が従道路で設定する予測交通量を上回ることをもって、交通処理ができるかどうか予測しました。

大型車の考慮については、参考図書には大型車の考慮に関する考え方やパラメータが示されていないため、「道路の交通容量」（社団法人日本道路協会、昭和59年初版）に記載のある大型車補正（乗用車換算係数2.0）を用いて試算したところ、「従道路流入部の交通容量」は、「設定する予測交通量」より多くなることから、交通処理が可能となる予測結果となりました。

なお、環状４号線から地点11を経由したバスターミナルへの進入については、全て左折であり、誘導員の配置等も検討していることから、大きな滞留は発生しないと想定します。また、環状４号線は片側２車線に拡幅され、地点11から信号のある地点12までは十分な距離があるため、歩行者等の横断などによって片側車線に滞留が生じても、残りの車線だけで通過交通は処理できると考えます。

【算定式（平面交差の計画と設計　基礎編）】

$$C = Q \times (\exp(-Q \cdot T_1)) / (1 - \exp(-Q \cdot T_2))$$

C ：従道路流入部の交通容量［台/秒］
Q ：主道路の往復交通需要［台/秒］
※　本地点では左折して南側へ行く車両が評価対象となるため、北から南への主道路交通量（466[台/時]）を設定した。検討対象車線は片側2車線道路であるが、外側1車線に全交通量が走行すると想定した。
T_1：臨界流入ギャップ［秒］（＝9.2）
T_2：流入車両の追従車頭時間［秒］（＝5.2）

補足資料４　地点 11 における無信号交差点の予測計算過程について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

【準備書での算定結果】

C＝(466/3600)×(exp(-(466/3600)×9.2))/(1-exp(-(466/3600)×5.2))［台/秒］

＝0.0803［台/秒］

≒289［台/時］　＞　設定する予測交通量 99［台/時］

※　主道路の一般車両交通量（466台）と従道路の関係車両交通量（99台）はそれぞれ1日のうちに最大となる台数で計算しています。

【大型車を考慮した算定結果】

主道路の交通需要（大型補正後）＝387＋79×2.0＝545［pcu/時］

設定する予測交通量（大型補正後）　＝99×2.0＝198［pcu/時］　※　pcuは乗用車換算台数

C：従道路流入部の交通容量

＝(545/3600)×(exp(-(545/3600)×9.2))/(1-exp(-(545/3600)×5.2))［pcu/秒］

＝0.0690［pcu/秒］

≒248［pcu/時］　＞　設定する予測交通量 198［pcu/時］

※　乗用車換算の方法については、上記文献「平面交差の計画と設計　基礎編」に記載のある1.7と、「道路の交通容量」（社団法人日本道路協会、昭和59年初版）に記載のある2.0がありますが、今回は、2.0を用いて試算しました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

5　駐車場出入口における滞留長予測結果の見直しについて

ご意見の趣旨

駐車場出入口の滞留長について、準備書で参照している「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」では、「各出入口における入庫処理能力がピーク1時間に予想される来客の自動車台数を上回るような駐車場形式を選定することが必要である」とあるため修正する必要がある。

事業者の見解

ご指摘のとおり、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づいて、ゲート数を再検討しました（算定結果①参照）。その結果、出入口１及び２について、ゲート数を２か所とすることで、ピーク１時間の流入台数を処理できると予測します。

また、車両の来場の偏りを考慮した場合に生じる滞留長を算定すると、出入口１では24.2m、出入口２では2.3mとなりますが、各出入口から交差点までは来場車両が滞留できる十分なスペースが確保されているため、周辺交通への影響は発生しないと予測します（算定結果②参照）。

なお、来場車両が円滑に入退場できるよう、ゲートは適切な位置に設置するとともに誘導員を配置します。また、周辺道路に影響が出ないよう区域内道路や駐車場区域内に十分な滞留場所を確保します。

算定結果①（ゲート数）

【出入口 1】　ゲート２台の場合：来台数＝714(台/時)＜処理可能台数＝3600/4＝900(台/時)

【出入口 2】　ゲート２台の場合：来台数＝577(台/時)＜処理可能台数＝3600/4＝900(台/時)

※ゲートの処理能力：8（秒/台))

算定結果②（滞留長）

【出入口 1】　［入口に必要な駐車待ちスペース］＝（11.9×1.6－15.0）×6＝24.2（m）

【出入口 2】　［入口に必要な駐車待ちスペース］＝（9.6×1.6－15.0）×6＝2.3（m）

※［入口に必要な駐車待ちスペース］＝
（当該入口の１分当たりの来台数×1.6－当該入口の１分当たり入庫処理可能台数）×平均車頭間隔
※平均車頭間隔：6（m)、ゲートの処理能力：8（秒/台）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

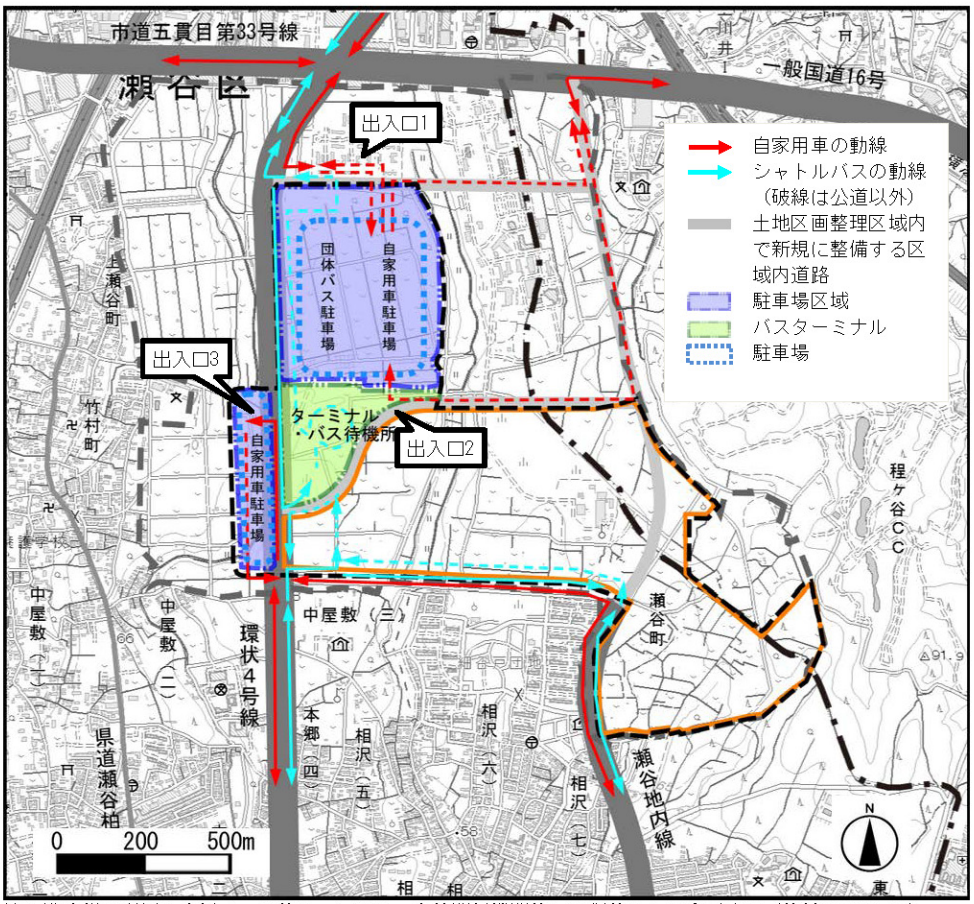

注：駐車場の配置や走行ルート等については、今後関係機関等との調整により変更する可能性があります。

図5-1　駐車場出入口までの主な進入経路

（準備書p6.10-59より引用）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

6　空港等からの直行バスの台数と予測計算への反映状況について

ご意見の趣旨

空港などからの直行バスの台数はどの程度なのか。それらが周辺道路や交差点の評価に考慮されているのか。

事業者の見解

直行バスについては、会場までの主要な交通手段ではなく、近傍の４駅からのシャトルバスを補完するための措置として考えています。現時点では、羽田空港、新横浜駅、横浜駅等を発着場所として想定しています。

直行バスの台数は、公共交通（近傍の４駅からのシャトルバス）と比べて少ないと想定しており、会場周辺では公共交通と同じアクセスルートを走行することから、本博覧会の準備書においては、公共交通の総数（約2,600延台/日）に包含して予測評価を行っています。

事業主体や運行形態など、直行バスの詳細については、バス事業者など関係事業者等と調整を進めているところであり、具体的な台数については、準備書で示した公共交通の総数（約2,600延台/日）の範囲内で検討を進めます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

7　堀谷戸川上流域における流出量の増加量について

ご意見の趣旨

有効流出量の変化が４流域合計で1.09とありますが、流域の場合は個別に見ていく必要がある。例えば堀谷戸川は対象事業実施区域内で1.20、20%の増加となっており、変化量は少なくないが、堀谷戸川の調査地点の上流域でどの程度の増加になるかを示すことで影響の程度がわかりやすいと思う。

事業者の見解

堀谷戸川における流量調査地点の上流域の流域面積は62.24haであり、対象事業実施区域内[A]にはその18%に相当する11.43haが含まれており、対象事業実施区域外[B]の面積は50.81haとなっています。

準備書においては、堀谷戸川流域における開催中の有効流出量は、整備前の1.20倍と試算しましたが、対象事業実施区域外[B]を含めた堀谷戸川上流域における有効流出量は、整備前の1.07倍となります。

表7-1　堀谷戸川における整備前及び開催中の土地利用区分と雨水流出係数

土地利用区分	雨水流出係数	堀谷戸川					
		対象事業実施区域内[A]		対象事業実施区域外[B]		[A+B]	
		整備前	開催中	整備前	開催中	整備前	開催中
宅地	0.90	0.00	1.69	2.28	2.28	2.28	3.97
水路、池沼	1.00	0.00	0.00	0.50	0.50	0.50	0.50
ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50	0.00	0.00	8.06	8.06	8.06	8.06
コンクリート等の不浸透性素材により舗装された土地（法面を除く）	0.95	0.76	2.36	0.00	1.87	0.76	4.24
透水性舗装	0.53	0.76	2.36	0.00	0.00	0.76	2.36
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	6.20	2.14	13.33	11.46	19.54	13.60
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	3.70	2.87	26.63	26.63	30.33	29.50
面積合計（ha）		11.43		50.81		62.24	
雨水流出係数		0.50	0.63	0.47	0.49	0.48	0.51

※整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

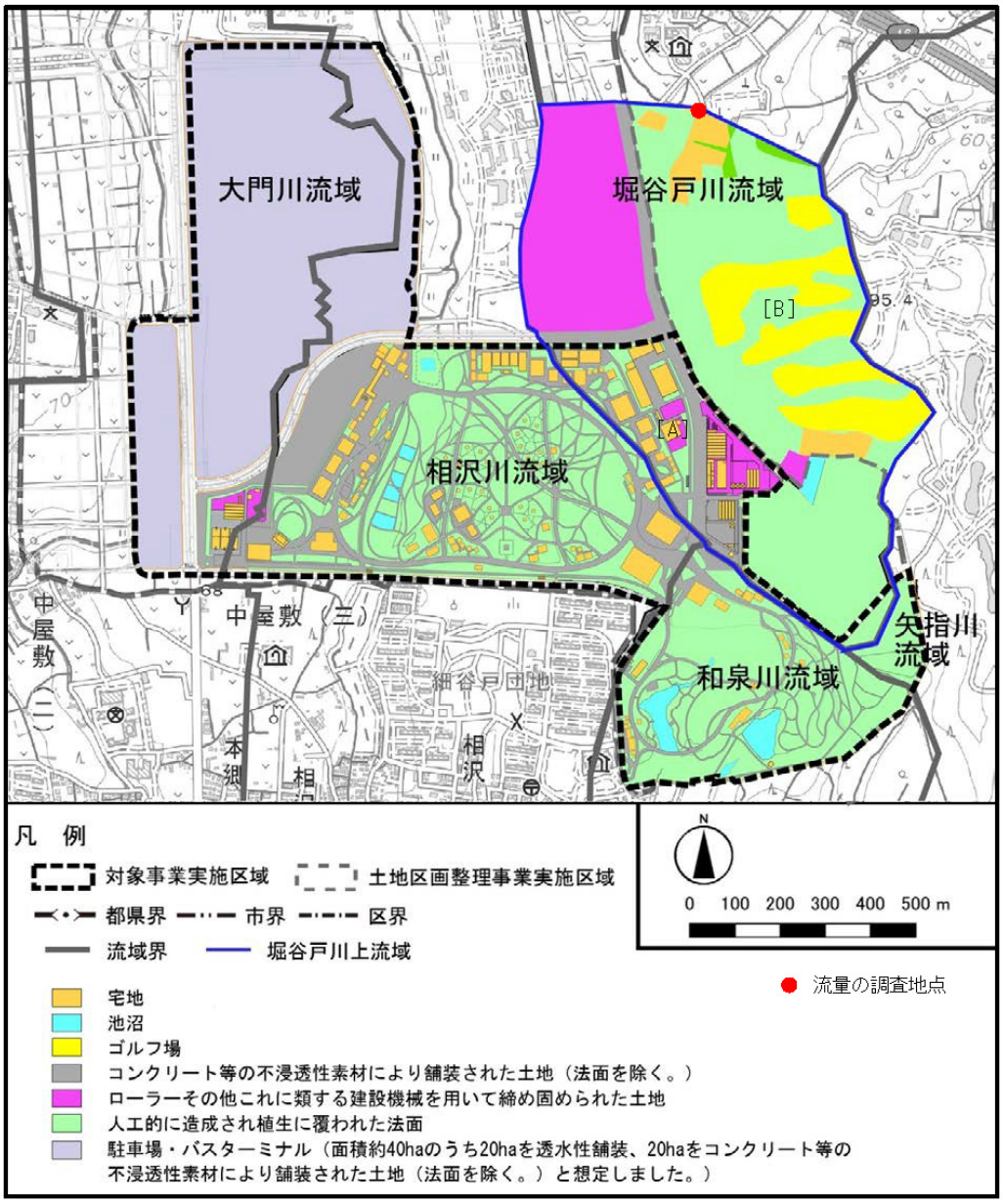

※対象事業実施区域外の土地利用区分については、土地区画整理事業の土地利用計画図及び現存植生図を参考に作成しました。
※コンクリート等の不浸透性素材により舗装された土地のうち、園路などについては、できる限り透水性を確保します。

図7-1　開催中の土地利用区分図

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 7-2（1）　雨水流出量の変化（雨水浸透施設※1 の効果反映前）

有効流出量	堀谷戸川流域		
	対象事業実施区域内[A]	対象事業実施区域外[B]	[A+B]
整備前の有効流出量(㎥) (a)	11,705	48,992	60,697
開催中の有効流出量(㎥) (b)	14,829	50,718	65,547
流出量の変化量（㎥） (b)-(a)	3,125	1,726	4,850
流出量の増加率 (b)/(a)	1.27	1.04	1.08

※1　本博覧会において設置する浸透桝、浸透トレンチ及び横浜市の公園整備事業で設置が想定されるバイオスウェル、礫間貯留

※2　有効流出量＝降雨量×流域面積×流出係数
降雨量：10年確率降雨（205㎜/24h）

表 7-2（2）　雨水浸透施設の効果を考慮した雨水流出量

流出量・浸透量	堀谷戸川流域		
	対象事業実施区域内[A]	対象事業実施区域外[B]	[A+B]
開催中の有効流出量（㎥）(a)	14,829	50,718	65,547
雨水浸透施設による浸透量（㎥） (b)	785	0	785
最終流出量 (a)-(b)	14,044	50,718	64,762

表 7-2（3）　雨水流出量の変化（雨水浸透施設の効果を反映）

有効流出量	堀谷戸川流域		
	対象事業実施区域内[A]	対象事業実施区域外[B]	[A+B]
整備前の有効流出量(㎥) (a)	11,705	48,992	60,697
対策後の開催中の最終流出量(㎥) (b)	14,044	50,718	64,762
流出量の変化量（㎥） (b)-(a)	2,339	1,726	4,065
流出量の増加率 (b)/(a)	1.20	1.04	1.07

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

8　動植物の予測地域について

ご意見の趣旨

本博覧会の実施により間接的影響を受けるおそれがあると認められる地域を予測対象にしているが、堀谷戸川の下流側ではホトケドジョウが確認されており、堀谷戸川の集水域については予測地域に含めるべきではないか。

大径木については、具体に予測・評価し、保全措置を具体化すべき対象と考える。

事業者の見解

本博覧会は、横浜市の土地区画整理事業により改変された土地において実施することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森や対象事業実施区域内に創出される保全対象種の生息・生育環境等に対する間接的影響について予測・評価することとしました。

既存資料における現地調査結果（平成30年～令和元年）では、堀谷戸川の下流には注目すべき種であるホトケドジョウの生息が確認されており（図8-1参照）、生息環境が水域である本種は本博覧会による影響からの忌避行動が困難であることから、ご指摘を踏まえ、堀谷戸川の流域を含む「(3)樹林が点在する広大な草地」及び「(6)堀谷戸川左岸の耕作地域」を動物の予測地域として追加選定し（表8-1参照）、工事中、開催中及び撤去中におけるホトケドジョウへの影響について予測評価を行うこととしました（表8-2参照）。

また、既存資料における現地調査結果（平成30年～平成31年）では、対象事業実施区域内に大径木が確認されていますが（表8-5、図8-2参照）、本博覧会では大径木は植栽計画における重要な構成要素と考えているため、保全対象種に準じて取り扱うこととし、「(3)樹林が点在する広大な草地」を植物の予測地域として追加選定して、工事中、開催中及び撤去中における大径木への影響について予測・評価を行うこととしました（表8-3参照）。

補足資料８　動植物の予測地域について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（１）予測評価（動物）について

堀谷戸川の流域を含む「(3)樹林が点在する広大な草地」及び「(6)堀谷戸川左岸の耕作地域」を表8-1のとおり、動物の予測地域として追加選定し、工事中、開催中及び撤去中におけるホトケドジョウへの影響について、表8-2のとおり予測評価を行いました。

なお、準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

表 8-1　予測地域

予測地域		予測時期		
		工事中	開催中	撤去中
対象事業実施区域内	(1)人工的土地利用域			
	(2)相沢川周辺の谷戸地域	○注２	○注２	○注２
	(3)樹林が点在する広大な草地域	**○注４**	**○注４**	**○注４**
	(4)和泉川源流域	○注２	○注２	○注２
	(5)樹林が点在する耕作地域	注３		
	(6)堀谷戸川左岸の耕作地域	**○注４**	**○注４**	**○注４**
対象事業実施区域外（区域の端部から約200ｍまでの範囲）	(7)住宅地域	○	○	○
	(8)樹林域	○	○	○

注１：○は、各予測項目に対する予測対象とした地域を示します。
空欄は、土地区画整理事業の実施によって予測対象の注目すべき種が存在しない可能性が高いと想定するため、間接的影響の予測対象から除外した地域を示します。

注２：相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域の範囲のうち、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲を対象としました。

注３：駐車場整備範囲に新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工し、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始しますが、これらの対応にも関わらず、配慮すべき動物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動物の避難経路の確保など、確認された動物に応じた対策について検討します。

注４：堀谷戸川の下流には注目される種であるホトケドジョウの生息が確認されており、生息環境が水域である本種は本博覧会による影響からの忌避行動が困難であることから、堀谷戸川の流域を予測地域として選定しました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 8-2　ホトケドジョウの予測及び環境保全措置等について

<table>
<tr><th>項目</th><th>工事中・撤去中</th><th>開催中</th></tr>
<tr><td>予測項目</td><td colspan="2">・準備書のとおり</td></tr>
<tr><td>予測地域</td><td colspan="2">・表 8-1 に示すとおり予測地域を修正し、準備書本文（p6.2-114）に下記を追記します。
堀谷戸川の下流には注目される種であるホトケドジョウの生息が確認されており、生息環境が水域である本種は本博覧会による影響からの忌避行動が困難であることから、堀谷戸川の流域を含む、樹林が点在する広大な草地及び堀谷戸川左岸の耕作地域の２地域を予測の対象としました。</td></tr>
<tr><td>予測時期</td><td colspan="2">・準備書のとおり</td></tr>
<tr><td>予測方法</td><td colspan="2">・準備書本文（p6.2-115）の①②③に下記を追記します。
堀谷戸川の下流には注目される種であるホトケドジョウの生息が確認されており、生息環境が水域である本種は本博覧会による影響からの忌避行動が困難であることから、堀谷戸川の流域を含む地域について、雨水・汚水排水等に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。</td></tr>
<tr><td>予測条件</td><td colspan="2">・準備書本文（p6.2-116）に下記内容を追記します。
堀谷戸川の下流には注目される種であるホトケドジョウの生息が確認されており、生息環境が水域である本種は本博覧会による影響からの忌避行動が困難であることから、堀谷戸川の流域を含む地域の雨水・汚水排水等に係る影響について配慮します。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td>・準備書（p6.2-122「表 6.2-36 注目すべき種の主な生息環境」）に下表を追記します。
<table><tr><th colspan="2">主な生育環境</th><th>区分</th><th>注目すべき種</th></tr><tr><td>(3)</td><td>樹林が点在する広大な草地</td><td>魚類</td><td>なし（堀谷戸川の下流にホトケドジョウが生息）</td></tr><tr><td>(6)</td><td>堀谷戸川左岸の耕作地域</td><td>魚類</td><td>なし（堀谷戸川の下流にホトケドジョウが生息）</td></tr></table>・準備書本文（p6.2-123）に下記を追記します。
エ 堀谷戸川の流域を含む地域
堀谷戸川の下流には注目される種であるホトケドジョウの生息が確認されており、工事に伴う排水等については、堀谷戸川に流入しないよう、公共下水道に接続して適切に処理することから、ホトケドジョウなど動物相への影響は小さいと予測します。</td><td>・準備書本文（p6.2-125）に下記を追記します。
エ 堀谷戸川の流域を含む地域
本博覧会では、展示植栽等への薬剤等の使用はできるだけ抑制するとともに、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。
また、表土を保全し、園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養に努めることから、ホトケドジョウなど動物相への影響は小さいと予測します。</td></tr>
<tr><td>環境の保全のための措置</td><td>・準備書本文（p6.2-126）に下記を追記します。
【堀谷戸川の流域を含む地域】
・工事に伴う排水等については、堀谷戸川に流入しないよう、公共下水道に接続して適切に処理します。
・配慮すべき動物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、同調査で得られた情報等も活用していきます。</td><td>・準備書本文（p6.2-128）に下記を追記します。
【堀谷戸川の流域を含む地域】
・本博覧会では、展示植栽等への薬剤等の使用はできるだけ抑制するとともに、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。
また、表土を保全し、園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養に努めます。</td></tr>
</table>

補足資料８　動植物の予測地域について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（２）予測評価（植物）について

「(3)樹林が点在する広大な草地」について、表8-3のとおり、植物の予測地域として追加選定し、工事中、開催中及び撤去中における大径木への影響について、表8-4のとおり予測評価を行いました。

なお、準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

表 8-3　予測地域

予測地域		予測時期		
		工事中	開催中	撤去中
対象事業実施区域内	(1)人工的土地利用域			
	(2)相沢川周辺の谷戸地域	○注2	○注2	○注2
	(3)樹林が点在する広大な草地域	**○注4**	**○注4**	**○注4**
	(4)和泉川源流域	○注2	○注2	○注2
	(5)樹林が点在する耕作地域	注3		
	(6)堀谷戸川左岸の耕作地域			
対象事業実施区域外（区域の端部から約200ｍまでの範囲）	(7)住宅地域	―	―	―
	(8)樹林域	○	○	○

注１：○は、各予測項目に対する予測対象とした地域を示します。
　　－は、既存資料（土地区画整理事業）において、注目すべき種の生育が確認されなかったため、対象から除外した地域を示します。
　　空欄は、土地区画整理事業の実施によって予測対象の注目すべき種が存在しない可能性が高いと想定するため、間接的影響の予測対象から除外した地域を示します。なお対象事業実施区域内の人工的土地利用域、樹林が点在する広大な草地域、樹林が点在する耕作地域、堀谷戸川左岸の耕作地域の４地域については、土地区画整理事業による造成に伴い、同事業の実施前の植物相は存在しない可能性が高いと想定するため、予測の対象外としました。

注２：谷戸地域及び和泉川源流域の範囲のうち、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲を対象としました。

注３：駐車場整備範囲に新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工し、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始しますが、これらの対応にも関わらず、配慮すべき植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への移植場所の確保など、確認された植物に応じた対策について検討します。

注４：大径木が確認されているため、予測地域として選定しました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 8-4　大径木の予測及び環境保全措置等について

<table>
<tr><th>項目</th><th>工事中・撤去中</th><th>開催中</th></tr>
<tr><td>予測項目</td><td colspan="2">・準備書本文（p6.3-37）を下記のとおり修正します。

予測項目は、陸生植物の植物相、水生植物の植物相、大径木の変化の内容及びその程度としました。</td></tr>
<tr><td>予測地域</td><td colspan="2">・表 8-4 に示すとおり予測地域を修正し、準備書本文（p6.3-37）に下記を追記します。

対象事業実施区域内に大径木が確認されていますが、本博覧会において大径木は重要な構成要素であるため、保全対象種に準じて取り扱うこととし、樹林が点在する広大な草地を植物の予測地域として追加選定して、工事中、開催中及び撤去中における大径木への影響について予測・評価を行うこととしました。
なお、対象事業実施区域内の人工的土地利用域、樹林が点在する耕作地域、堀谷戸川左岸の耕作地域の３地域については、土地区画整理事業による造成に伴い、同事業の実施前の植物は存在しない可能性が高いと想定するため、予測の対象外としました。</td></tr>
<tr><td>予測時期</td><td colspan="2">・準備書のとおり</td></tr>
<tr><td>予測方法</td><td colspan="2">・準備書本文（p6.3-38）の①、②、③に下記を追記します。

①、③：大径木の本博覧会の工事に伴う間接的影響の程度を定性的に予測しました
②：大径木の本博覧会の開催に伴う間接的影響の程度を定性的に予測しました。</td></tr>
<tr><td>予測条件</td><td colspan="2">・準備書本文（p6.3-39）に下記を追記します。

大径木については、本博覧会において大径木は植栽計画における重要な構成要素であるため、保全対象種に準じて取り扱うこととしました。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td>・準備書本文（p6.3-40）について、下記のとおり修正します。

人工的土地利用域、堀谷戸川左岸の耕作地域、住宅地域では注目すべき種の生育が確認されなかったため、予測対象から除外しました。

・準備書（p6.3-40「表 6.2-36 注目すべき種の主な生息環境」）に下表を追記します。
<table><tr><th colspan="2">主な生育環境</th><th>区分</th><th>注目すべき種</th></tr><tr><td>(3)</td><td>樹林が点在する広大な草地域</td><td>維管束植物</td><td>なし（大径木は保全対象種に準じて取り扱う）</td></tr></table>・準備書本文（p6.3-41）に下記を追記します。

エ　樹林が点在する広大な草地
横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても保全・活用することから、大径木への影響は小さいと予測します。工事作業員や重機による大径木の根際の踏み固めが生じないよう、大径木の周辺への立入りを制限するなど、作業員への周知徹底を図るため、大径木への影響は小さいと予測します。</td><td>・準備書本文（p6.3-42）に下記を追記します。

エ　樹林が点在する広大な草地
横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても横浜市と連携しながら適切な管理に努めることから、大径木への影響は小さいと予測します。</td></tr>
<tr><td>環境の保全のための措置</td><td>・準備書本文（p6.3-42）に下記を追記します。
【樹林が点在する広大な草地】
・横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても保全・活用します。
・工事作業員や重機による根際の踏み固めが生じないよう、大径木の周辺への立入りを制限するとともに、事前教育の実施などにより、作業員への周知徹底を図ります。</td><td>・準備書本文（p6.3-43）に下記を追記します。
【樹林が点在する広大な草地】
・横浜市の公園整備事業において、利用可能な大径木を保存または移植して活用する計画であり、本博覧会においても横浜市と連携しながら適切な管理に努めます。なお、現存する草地環境（乾性草地）の一部を保全して、広場として横浜市に継承します。</td></tr>
</table>

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 8-5　大径木確認状況の概要（準備書 6.3-21 より引用）

No.	種名	本数	
		対象事業実施区域内	対象事業実施区域外
1	ソメイヨシノ	4	467
2	サワラ	1	106
3	ヒマラヤスギ	2	58
4	マテバシイ	－	25
5	モミジバスズカケノキ	3	7
6	ケヤキ	－	8
7	シラカシ	－	8
8	アカマツ	－	6
9	カイヅカイブキ	4	1
10	スダジイ	－	5
11	オオシマザクラ	－	3
12	クロガネモチ	－	3
13	タイサンボク	－	3
14	ミズキ	2	1
15	イロハモミジ	1	1
16	カラスザンショウ	－	2
17	カラマツ	－	2
18	クロマツ	－	2
19	シダレヤナギ	－	2
20	スギ	－	2
21	ハリギリ	－	2
22	イチイガシ	－	1
23	ウラジロモミ	－	1
24	エノキ	－	1
25	エンジュ	－	1
26	キリ	－	1
27	クヌギ	－	1
28	ドイツトウヒ	－	1
29	トウネズミモチ	－	1
30	ヒノキ	－	1
31	モミ	－	1

注 1：大径木定義は下記のとおりです。
平成 30 年度調査：「環境相自然環境保全基礎調査　巨樹巨木林調査」（環境省自然環境局　生物多様性センター）
平成 31 年度調査：「平成 26 年度大径木再生指針　東京都建設局公園緑地部」（平成 26 年 7 月発行）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

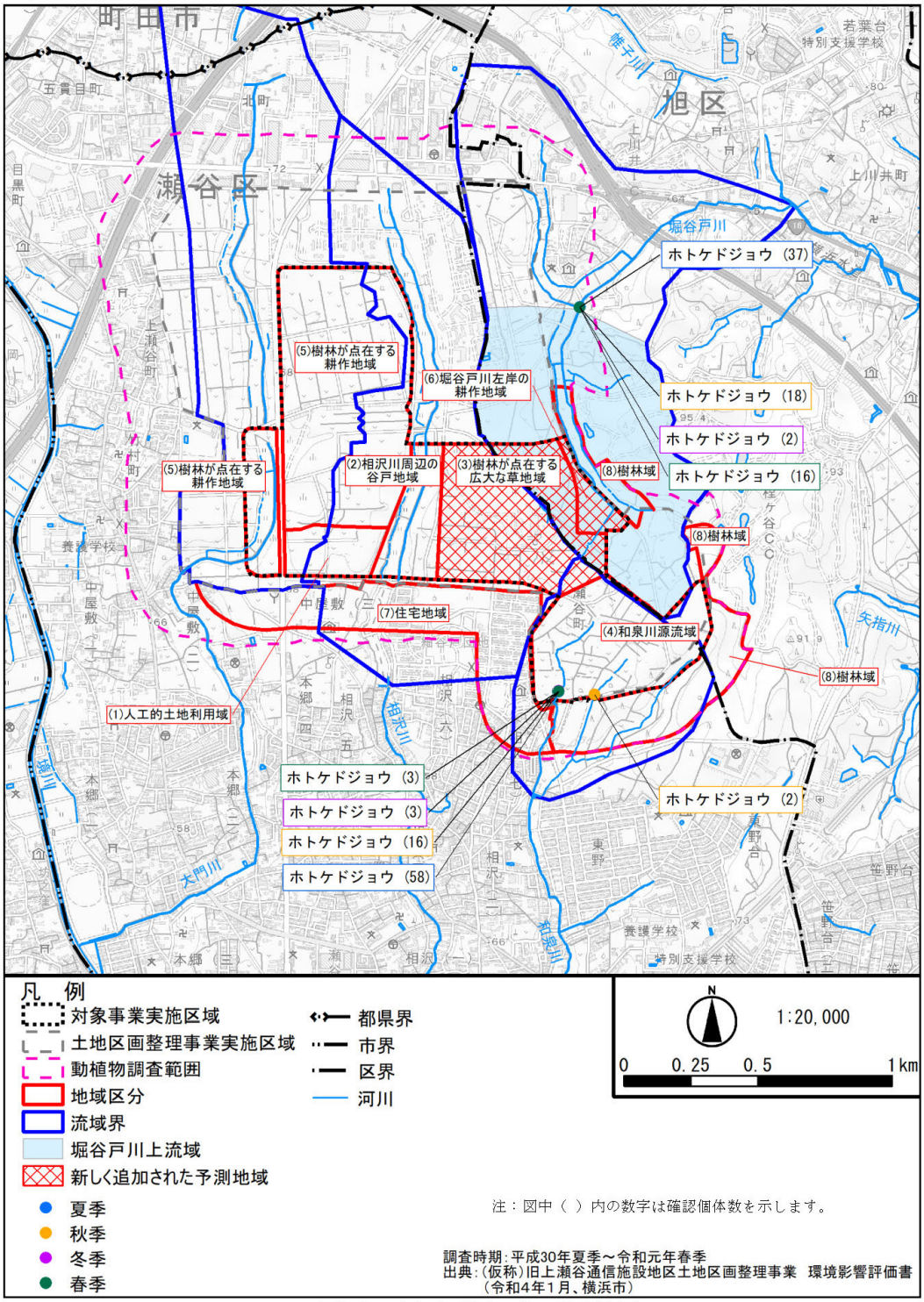

図8-1　ホトケドジョウの確認位置

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

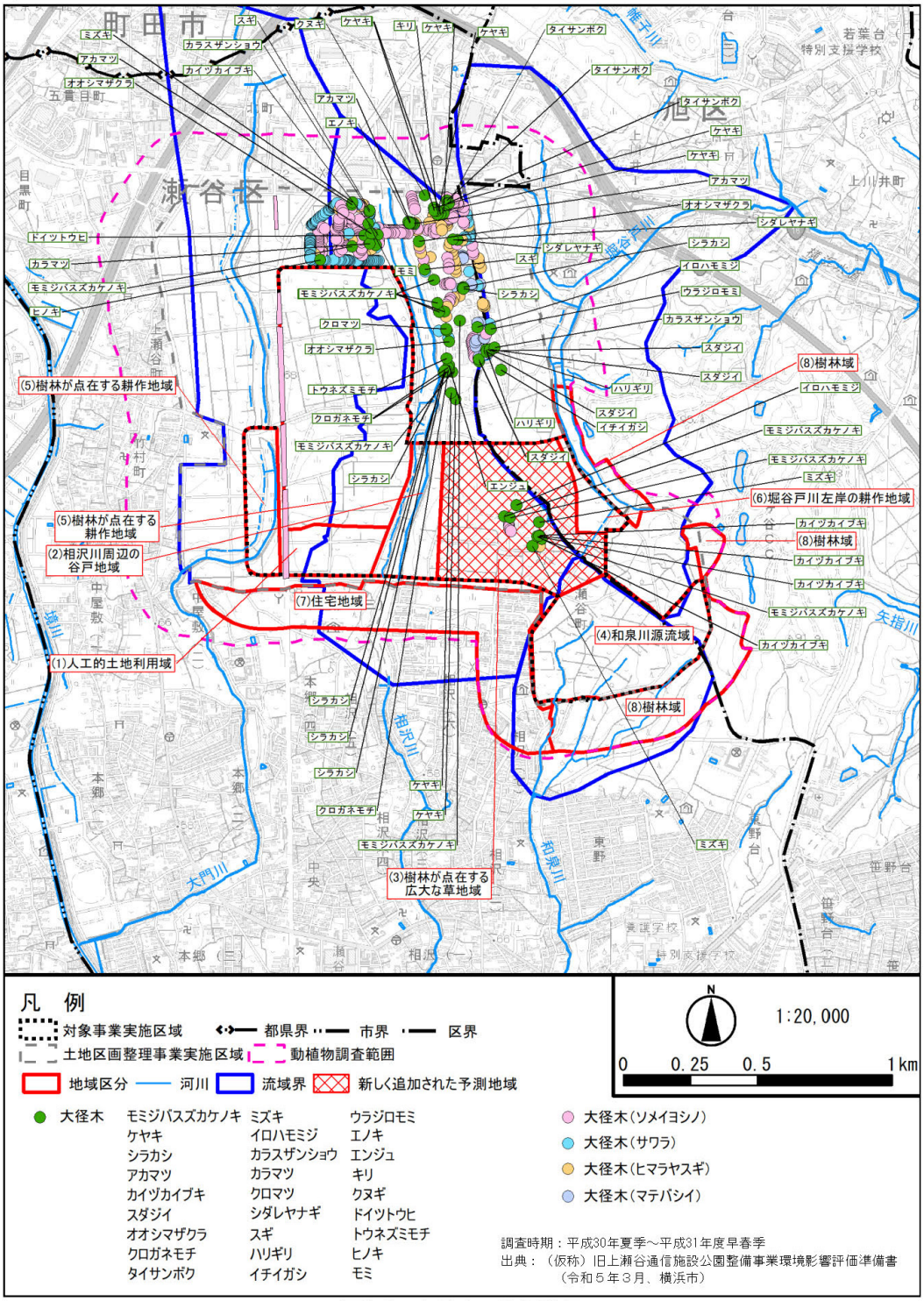

図8-2　大径木の確認位置

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

９　全国都市緑化よこはまフェアでの生態系影響に関する知見について

ご意見の趣旨

植栽地管理に関して、全国都市緑化フェアでは、ズーラシアの周辺で、同じように園芸的なイベントが実施されているが、そのときの生態系の影響に関する知見などについて収集しているのか。知見がある場合には、どのようなモニタリングで、どのような問題点が生じているのか伺いたい。

事業者の見解

２０１７年に開催された都市緑化フェアの開催時における、生態系に配慮した植栽地管理の詳細について、以下のとおり、改めて横浜市に確認しました。横浜市から確認した内容については、今後の博覧会の管理運営に生かしていきたいと考えます。

なお、都市緑化フェアとしての生態系の影響に関するモニタリングについては、実施していないと聞いています。

【整備にあたっての配慮】

・生物調査に基づいて、希少生物の生息・生育場所の改変をできるだけ行わないように配慮。
・谷戸の源流の一部を生物多様性ゾーンとして位置付け、生物多様性に配慮した整備（湿地環境の保全等）を実施。

【緑化フェア開催時（管理運営）の配慮】

・希少生物の生息・生育場所については、来場者の立ち入りを制限。
・生物多様性ゾーンにおいて、生物多様性に配慮した管理や手入れとして、外来植物を選択的に除去することなどを実施。
・昆虫等の生息情報をもとに、生息地の環境を考慮して、頻度、草丈等の調整をしながら草刈りを実施し、併せて農薬等の使用を原則禁止とした。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

10　囲繞景観の撮影範囲の追加について

ご意見の趣旨

調査地点の背景に自然環境があることも、景観の予測に含まれると思います。囲繞景観の地点28と地点32については、360度方向を対象として予測してほしい。

事業者の見解

ご指摘を踏まえ、図10-1に示すとおり地点28と地点32のフォトモンタージュを作成しました。作成したフォトモンタージュは、「補足資料11　囲繞景観の予測評価について」において、「土地利用混在域」及び「大規模農地域」の予測評価の再検討に活用しました。

景観区ごとの開催中における利用の状態、眺めの状態の変化などについては、変更はありませんでした。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

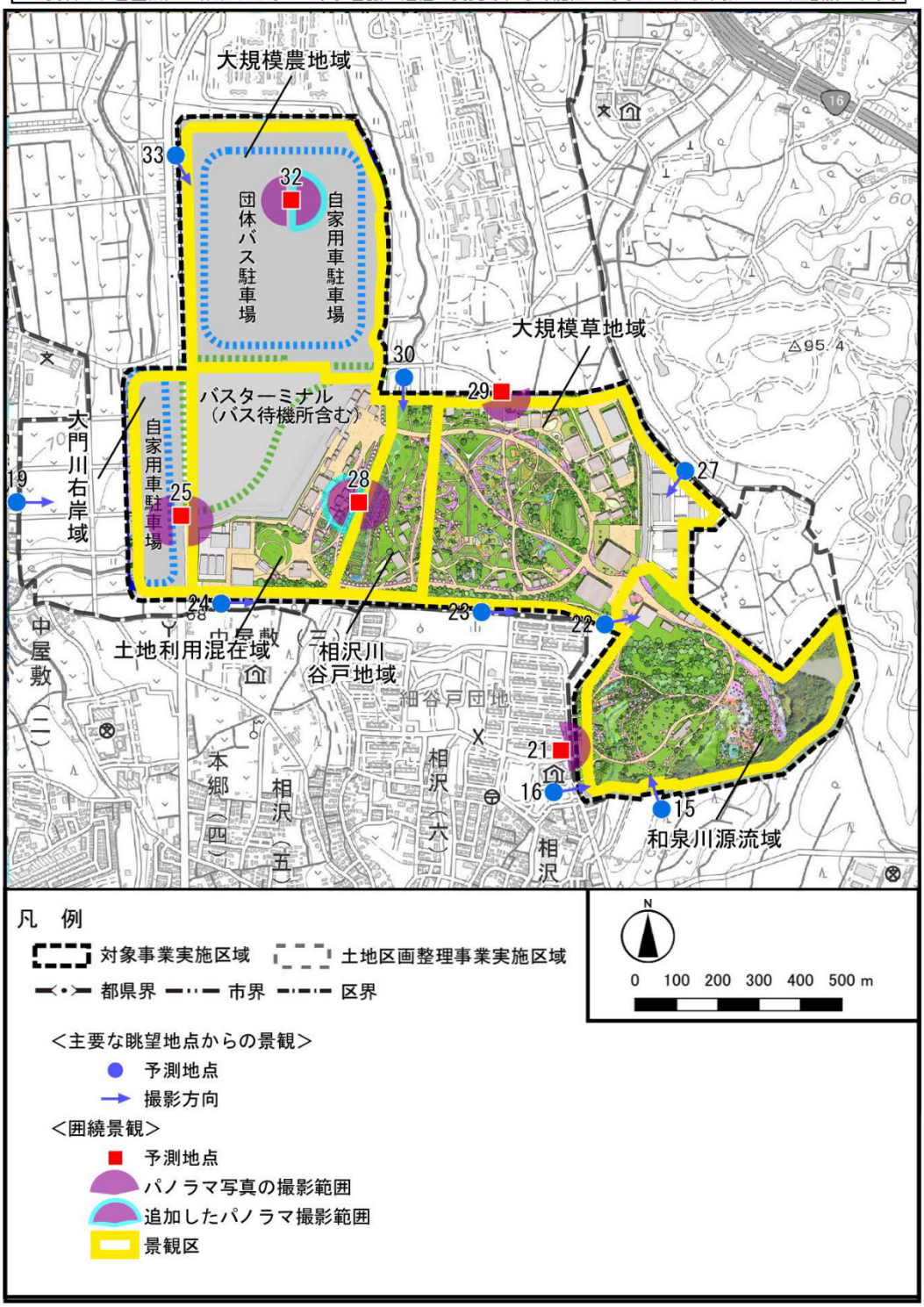

図10-1　予測地点（景観区と計画図）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



［現況］

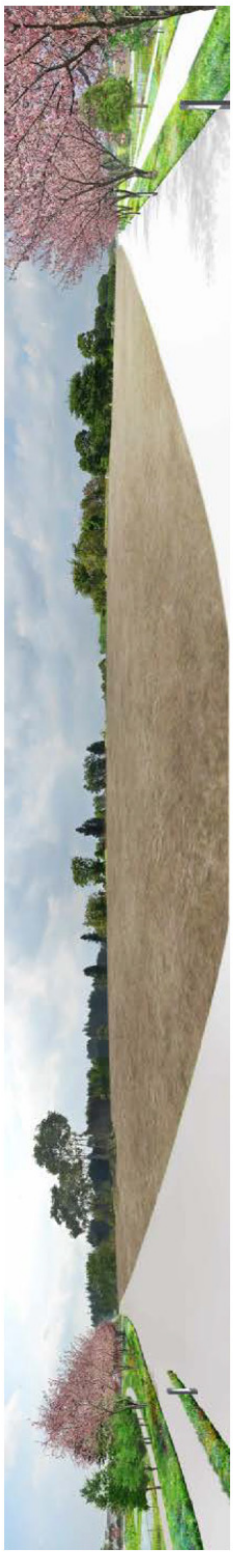

［整備前］



［開催中］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

図10-2(1)　囲繞景観の追加予測（No. 28西側）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

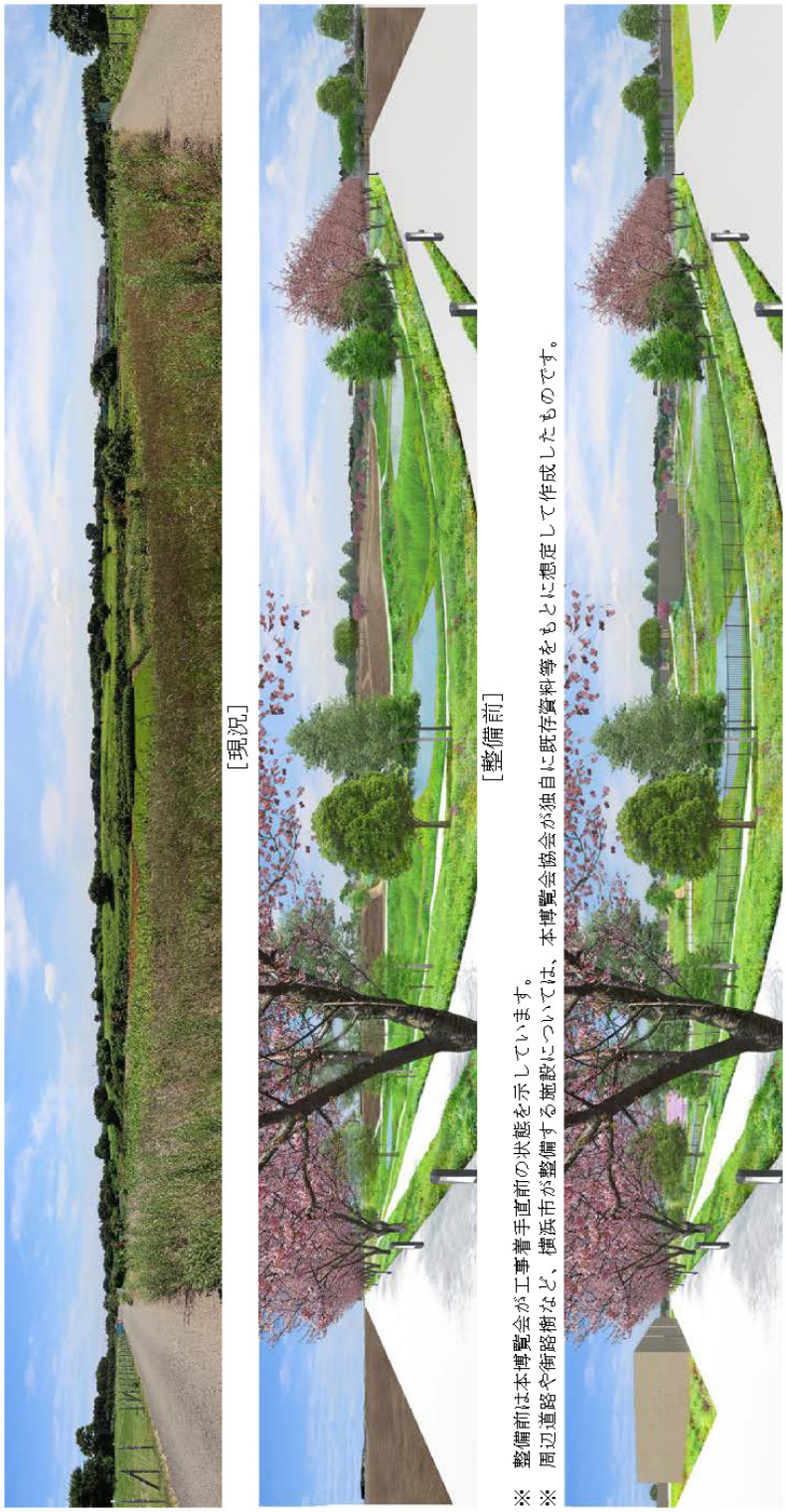

※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。
※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

図 10-2(2) No.28 東側（相沢川谷戸地域）【参考】

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



［現況］

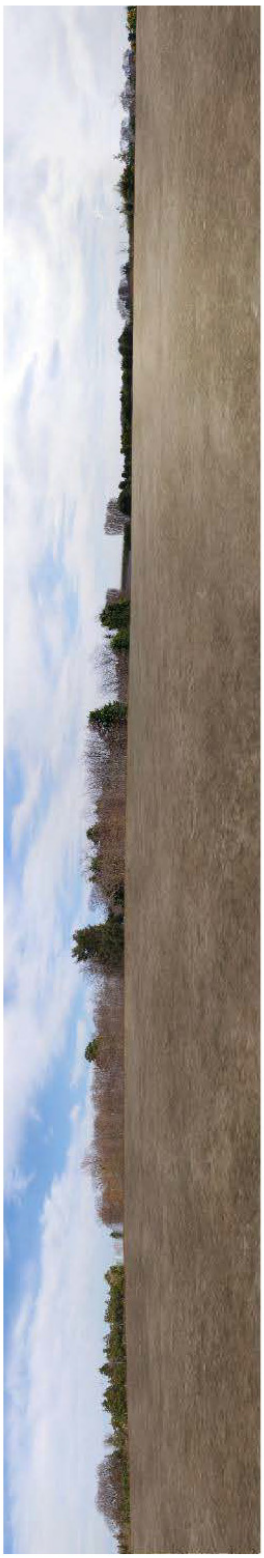

［整備前］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



［開催中］

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

図10-2(3)　囲繞景観の追加予測（No. 32東側）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

図 10-2(4)　No.32 西側（大規模農地域）【参考】

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

11　囲繞景観の予測評価について

ご意見の趣旨

囲繞景観の指標例の中で、どれを重視し、どのように組み合わせて評価したのかを示してほしい。利用性については、本来であれば自然的な景観とそれに関わる人の活動で捉えると思うが、博覧会の場合は観光的な利用が中心になるので、利用者数や属性などではなく、利用のアクセス性の観点から評価してほしい。

事業者の見解

本博覧会の準備書では、横浜市の公園整備事業と比較できるよう、公園整備事業の準備書で用いていた指標例を活用して評価しましたが、ご指摘を踏まえ、囲繞景観における代表的な指標例について、本博覧会に整合するよう、表11-1(1)のとおり修正しました。あわせて、修正した指標例について、評価の考え方を整理し、その考え方に基づいて、囲繞景観の予測評価を表11-2(1)～(6)及び表11-3のとおり修正しました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 11-1(1)　価値認識の対象と代表的な指標例［修正後］

価値の分類	認識項目	代表的な指標（例）
普遍価値	自然性	植生自然度、**緑化の状況**、大径木の存在、**生物の生息・生育環境**　等
	視認性	見られやすさ（被視頻度）　等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ**（利用者のアクセス性）**　等
固有価値	固有性	他にはない独特の要素の存在　等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在　等

準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

表 11-1(2)　価値認識の対象と代表的な指標例［修正前］

価値の分類	認識項目	代表的な指標（例）
普遍価値	自然性	植生自然度、緑被率、大径木の存在、水際線の形態、河川の流路の形状、水の清浄さ　等
	視認性	見られやすさ（被視頻度）　等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ、利用者の属性の幅　等
固有価値	固有性	地名とかかわりの深い要素の存在 他にはない独特の要素の存在　等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在　等

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

【評価の考え方】

自然性	◎	自然性が十分に残されている、十分な緑化ができている、十分な大径木が存在している、生物が生息・生育できる環境が十分に確保されている
	○	自然性が一定程度は残されている、一定程度は緑化できている、大径木が存在している、生物が生息・生育できる環境が一定程度は確保されている
	△	自然性が残されているとはいえない、緑化できていない、大径木は存在していない、生物が生息・生育できる環境が確保されていない

視認性	◎	地域の主要な景観構成要素を明瞭に視認することができる
	○	地域の主要な景観構成要素を一定程度は視認することができる
	△	地域の主要な景観構成要素を視認することができない

利用性	◎	多くの人が利用している、法令等による制限がなく、誰でも自由に利用できる
	○	利用している人がいる、許可・承諾が得られれば、誰でも利用することができる
	△	人の利用がない、法令等によって制限され、利用ができない

固有性	◎	他にはない独特の要素が存在している
	○	独特の要素が存在している
	△	独特の要素は存在しない

親近性	◎	地域の人々に親しまれる要素が十分に存在している
	○	地域の人々に親しまれる要素が一定程度は存在している
	△	地域の人々に親しまれる要素は存在しない

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 11-2(1)　景観区ごとの価値の変化の程度（大門川右岸域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	△→△	**本博覧会の整備前は、造成地の状態であり、自然性は低いと予測します。** **開催中は、アスファルト等で舗装された駐車場等となり、場内はプランターなどで緑化しますが、開催後には撤去することから、普遍価値とは評価できないため、低いと予測します。**
	視認性	**○→△**	**本博覧会の整備前は、土地区画整理事業の造成用地であり、平坦な地形で視界を遮る構造物等がないことから、整備中の環状４号線の桜並木や、西側には遠景として大山や丹沢山地が明瞭に視認することができます。なお、西側の大門川は土地区画整理事業による造成で暗渠化されています。整備前の視認性は中程度であると予測します。** **開催中は、整備が完了した環状４号線の桜並木が明瞭に視認できます。また、本博覧会の駐車場が整備され、調査地点においては、仮設のフェンスや植栽に遮られ、大山や丹沢山地の視認性は部分的に低下すると予測します。**
	利用性	△→**○**	**本博覧会の整備前は、立ち入りが制限された土地区画整理事業の造成地であり、一般の利用はできないため、利用性は低いと予測します。** **開催中は、駐車場利用者が多数訪れ、入場券を取得することで誰でも利用ができるようになることから、利用性は向上して中程度になると予測します。**
固有価値	固有性	△→△	**本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中は駐車場等となりますが、他にはない独特の要素は存在しないことから、固有性は低いと予測します。**
	親近性	△→○	**本博覧会の整備前は、造成地の状態であり、地域の人々に親しまれる要素はないことから、親近性は低いと予測します。** **開催中は、駐車場等となりますが、場内は四季を彩る花木によって緑化され、地域の人々に親しまれる要素になることから、親近性は向上すると予測します。**

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い
　　準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



［現況］



［整備前］



［開催中］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

図 11-2(1)　No. 25［西方向］（大門川右岸域）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 11-2(2)　景観区ごとの価値の変化の程度（土地利用混在域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	△→△	本博覧会の整備前は、公園整備による植栽等を除き造成地の状態であり、自然性は低いと予測します。 開催中は、アスファルト等で舗装されたバスターミナルや会場区域の一部として整備し、プランターや植栽などで緑化しますが、その多くは開催後には撤去することから、普遍価値とは評価できないため、低いと予測します。
	視認性	○→△	本博覧会の整備前は、比較的平坦な地形であり、整備中の環状４号線の桜並木は視認できますが、東側の瀬谷市民の森は公園整備事業の高木植栽等によって視認できません。整備前の視認性は中程度であると予測します。 開催中は、本博覧会のバスターミナルや会場の一部となっていますが、フェンスや植栽が整備されることから、環状４号線の桜並木は視認できません。開催中の視認性は低くなると予測します。
	利用性	△→◎	本博覧会の整備前は、立ち入りが制限された造成地であり、一般の利用はできないため、利用性は低いと予測します。 開催中は、来場者やシャトルバスの利用者が多数訪れます。バスターミナルは誰でも自由に利用できるようになり、会場区域は入場券を取得することで誰でも利用ができるようになることから、利用性は高くなると予測します。
固有価値	固有性	△→◎	本博覧会の整備前は、造成地の状態であり、他にはない独特の要素は存在しないことから、固有性は低いと予測します。 開催中はバスターミナルや会場区域として整備され、本博覧会のメインゲート・建築物等が整備されるなど、他にはない独特の要素となることから、固有性は高くなると予測します。
	親近性	△→◎	本博覧会の整備前は、造成地の状態であり、地域の人々に親しまれる要素はないことから、親近性は低いと予測します。 開催中は、周辺環境との調和に配慮したメインゲート・建築物や四季を彩る植栽が整備され、地域の人々に親しまれる要素となることから、親近性は向上すると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い
　　準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



［現況］



［整備前］



［開催中］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

図 11-2(2)　No.25［東方向］（土地利用混在域）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



［現況］

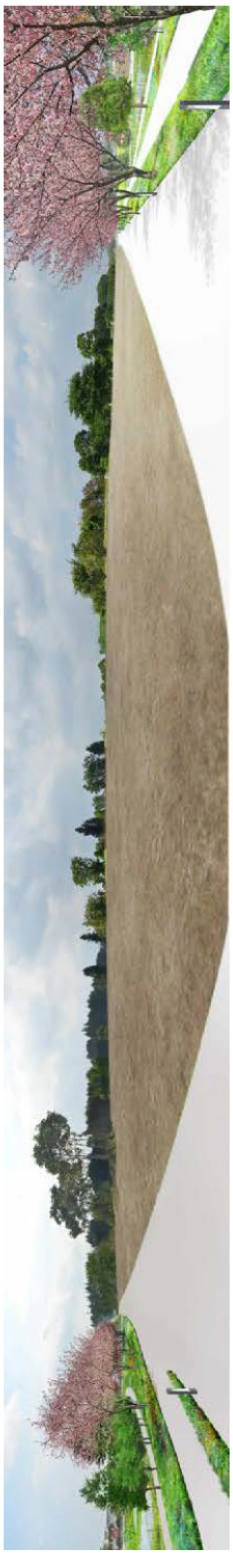

［整備前］



［開催中］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

図 11-2(3)　No.28［西方向］（土地利用混在域）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 11-2(3)　景観区ごとの価値の変化の程度（相沢川谷戸地域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	本博覧会の整備前は、横浜市により、現況の谷戸地形をいかした保全対象種の生息・生育環境が創出されていますが、その他の区域は、公園整備事業による植栽等を除き造成地の状態となっています。生物が生息・生育できる環境は確保されており、自然性は高いと予測します。 開催中は、横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境を保全・活用することから、生物が生息・生育できる環境は十分に確保されており、新たな植栽や庭園等を整備し、十分に緑化することから、自然性は高くなると予測します。
	視認性	◎→◎	本博覧会の整備前は、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境が創出され、予測地点の近くには視界を大きく遮る構造物がないことから、視認性は高いと予測します。 開催中は、保全対象種の生息・生育環境を保全するため、フェンス等の立ち入り防止柵が整備されますが、予測地点の近くには視界を大きく遮る構造物がないことから、視認性に変化はなく、高いと予測します。
	利用性	△→○	本博覧会の整備前は、立ち入りが制限された造成地であり、一般の利用はできないため、利用性は低いと予測します。 開催中は、来場者が多数訪れ、会場区域は入場券を取得することで誰でも利用ができるようになることから、利用性は向上して中程度になると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	本博覧会の整備前は、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境が創出され、他にはない独特の要素が存在することから、固有性は高いと予測します。 開催中は、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境に加え、会場区域として新たな植栽や庭園等を整備するため、他にはない独特の要素となることから、固有性はさらに高くなると予測します。
	親近性	△→◎	本博覧会の整備前は、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境が創出されますが、立ち入りが制限された造成地であるため、地域の人々に親しまれる要素にはならないことから、親近性は低いと予測します。 開催中は、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境、周辺環境との調和に配慮した建築物、四季を彩る植栽などが整備され、地域の人々に親しまれる要素となることから、親近性は大きく向上し、高くなると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い
　　準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

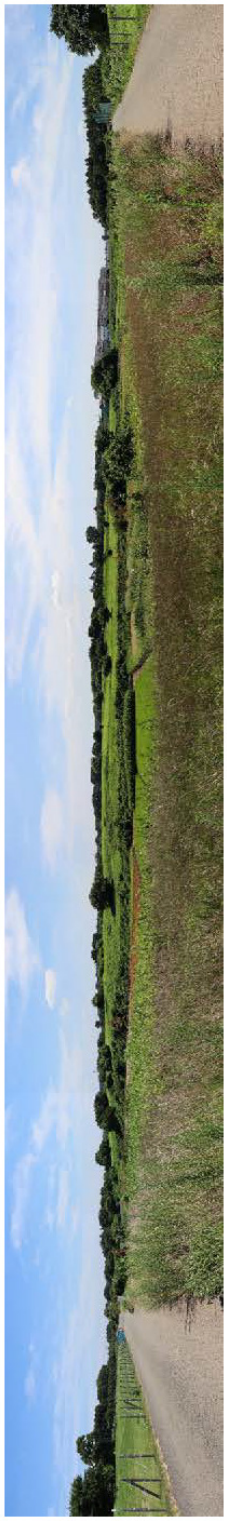

［現況］



［整備前］



［開催中］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

図 11-2(4)　No.28［東方向］（相沢川谷戸地域）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 11-2(4)　景観区ごとの価値の変化の程度（大規模草地域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	○→◎	本博覧会の整備前は、既存の大径木や草地環境の一部が保全され、外周部には公園整備による植栽等が整備されていますが、その他の区域は造成地の状態です。自然性や生物が生息・生育できる環境は一定程度確保され、一定程度の緑化は行われていますが、自然性は中程度であると予測します。 開催中は、既存の大径木や草地環境の一部が保全・活用され、周辺環境との調和に配慮した建築物、四季を彩る植栽などが整備されます。自然性や生物が生息・生育できる環境は一定程度確保されており、新たな植栽や庭園等を整備することで十分に緑化できることから、自然性は高くなると予測します。
	視認性	△→△	本博覧会の整備前は、既存の大径木が保全され、外周部には公園整備による植栽等が整備されていることから、予測地点の近くは視認性が低いと予測します。 開催中は、仮設の建築物や外周部にフェンス等の立ち入り防止柵が整備されますが、視認性に変化はなく、低いと予測します。
	利用性	△→○	本博覧会の整備前は、立ち入りが制限された造成地であり、一般の利用はできないため、利用性は低いと予測します。 開催中は、来場者が多数訪れ、会場区域は入場券を取得することで誰でも利用ができるようになることから、利用性は向上して中程度になると予測します。
固有価値	固有性	○→◎	本博覧会の整備前は、造成地の状態ですが、既存の大径木や草地環境の一部が保全され、外周部には公園整備による植栽等が整備されています。これらの独特の要素が存在することから、固有性は中程度であると予測します。 開催中は、既存の大径木や草地環境の一部が保全され、会場区域として新たな植栽や庭園等を整備するため、他にはない独特の要素となることから、固有性は高くなると予測します。
	親近性	△→◎	本博覧会の整備前は、既存の大径木や草地環境の一部が保全されますが、立ち入りが制限された造成地であるため、地域の人々に親しまれる要素にはならないことから、親近性は低いと予測します。 開催中は、既存の大径木や草地環境の一部が保全・活用され、周辺環境との調和に配慮した建築物、四季を彩る植栽などが整備されます。これらは地域の人々に親しまれる要素となることから、親近性は大きく向上し、高くなると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い
　　準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

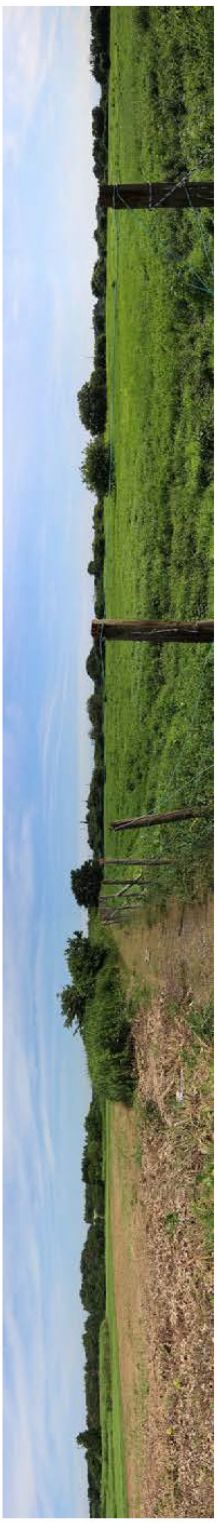

［現況］

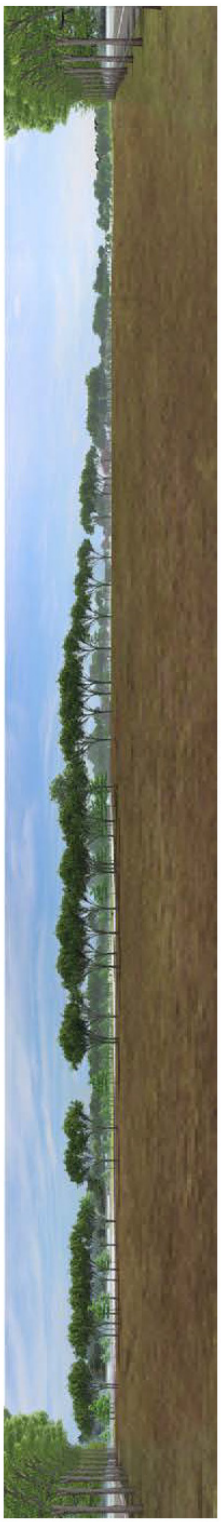

［整備前］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



［開催中］

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

図 11-2(5)　No. 29（大規模草地域）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 11-2(5)　景観区ごとの価値の変化の程度（和泉川源流域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	本博覧会の整備前は、横浜市によって瀬谷市民の森に隣接する既存樹林が保全されるとともに、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）が創出されます。その他の区域は、公園整備事業による植栽等を除き造成地の状態となっています。地域の自然性は一定程度残され、生物が生息・生育できる環境は十分に確保されることから、自然性は高いと予測します。 開催中は、既存樹林や地上式調整池を保全・活用するとともに、新たな植栽や庭園等を整備して十分に緑化することから、整備前と同様に自然性は高いと予測します。
	視認性	△→△	本博覧会の整備前は、横浜市によって既存樹林が保全され、外周部には公園整備による高木の植栽等が整備されていることから、予測地点の近くは視認性が低いと予測します。 開催中は、仮設の建築物や外周部にフェンス等の立ち入り防止柵が整備されますが、視認性に変化はなく、低いと予測します。
	利用性	△→○	本博覧会の整備前は、立ち入りが制限された造成地であり、一般の利用はできないため、利用性は低いと予測します。 開催中は、来場者が多数訪れ、会場区域は入場券を取得することで誰でも利用ができるようになることから、利用性は向上して中程度になると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	本博覧会の整備前は、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）が創出され、他にはない独特の要素が存在することから、固有性は高いと予測します。 開催中は、地上式調整池（調整池４）に加え、会場区域として新たな植栽や庭園等を整備するため、他にはない独特の要素となることから、固有性はさらに高くなると予測します。
	親近性	○→◎	本博覧会の整備前は、造成地の状態ですが、地域の人々に親しまれている既存樹林は保全されるため、親近性は中程度であると予測します。なお、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）が創出されますが、立ち入りが制限された造成地であるため、地域の人々に親しまれる要素にはならないと予測します。 開催中は、既存樹林や地上式調整池（調整池４）に加え、周辺環境との調和に配慮した建築物、四季を彩る植栽などが整備され、地域の人々に親しまれる要素となることから、親近性は大きく向上し、高くなると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い
　　準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



［現況］



［整備前］

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



［開催中］

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

図11-2(6)　No. 21（和泉川源流域）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 11-2(6)　景観区ごとの価値の変化の程度（大規模農地域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	△→△	本博覧会の整備前は、一部の既存樹木は残されていますが、土地区画整理事業による造成地の状態であり、自然性は低いと予測します。 開催中は、アスファルト等で舗装された駐車場として整備し、プランターや植栽などで緑化しますが、開催後には撤去することから、普遍価値とは評価できないため、低いと予測します。
	視認性	◎→◎	本博覧会の整備前は、土地区画整理事業の造成地であり、平坦な地形で視界を遮る構造物等がないことから、整備中の環状４号線の桜並木や、西側には遠景として大山や丹沢山地が明瞭に視認することができ、整備前の視認性は高いと予測します。 開催中は、本博覧会の駐車場が整備され、周囲にフェンスが設置されますが面積は広大であり、整備が完了した環状４号線の桜並木及び、大山や丹沢山地の見え方には大きな変化はなく、視認性は高いと予測します。
	利用性	△→○	本博覧会の整備前は、立ち入りが制限された土地区画整理事業の造成地であり、一般の利用はできないため、利用性は低いと予測します。 開催中は、駐車場利用者が多数訪れ、入場券を取得することで誰でも利用ができるようになることから、利用性は向上して中程度になると予測します。
固有価値	固有性	△→△	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中は駐車場等となりますが、他にはない独特の要素は存在しないことから、固有性は低いと予測します。
	親近性	△→○	本博覧会の整備前は、造成地の状態であり、地域の人々に親しまれる要素はないことから、親近性は低いと予測します。 開催中は、駐車場等となりますが、場内は四季を彩る花木によって緑化され、地域の人々に親しまれる要素になることから、親近性は向上すると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い
　　準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

図11-2(7)　No. 32［西方向］（大規模農地域）

※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

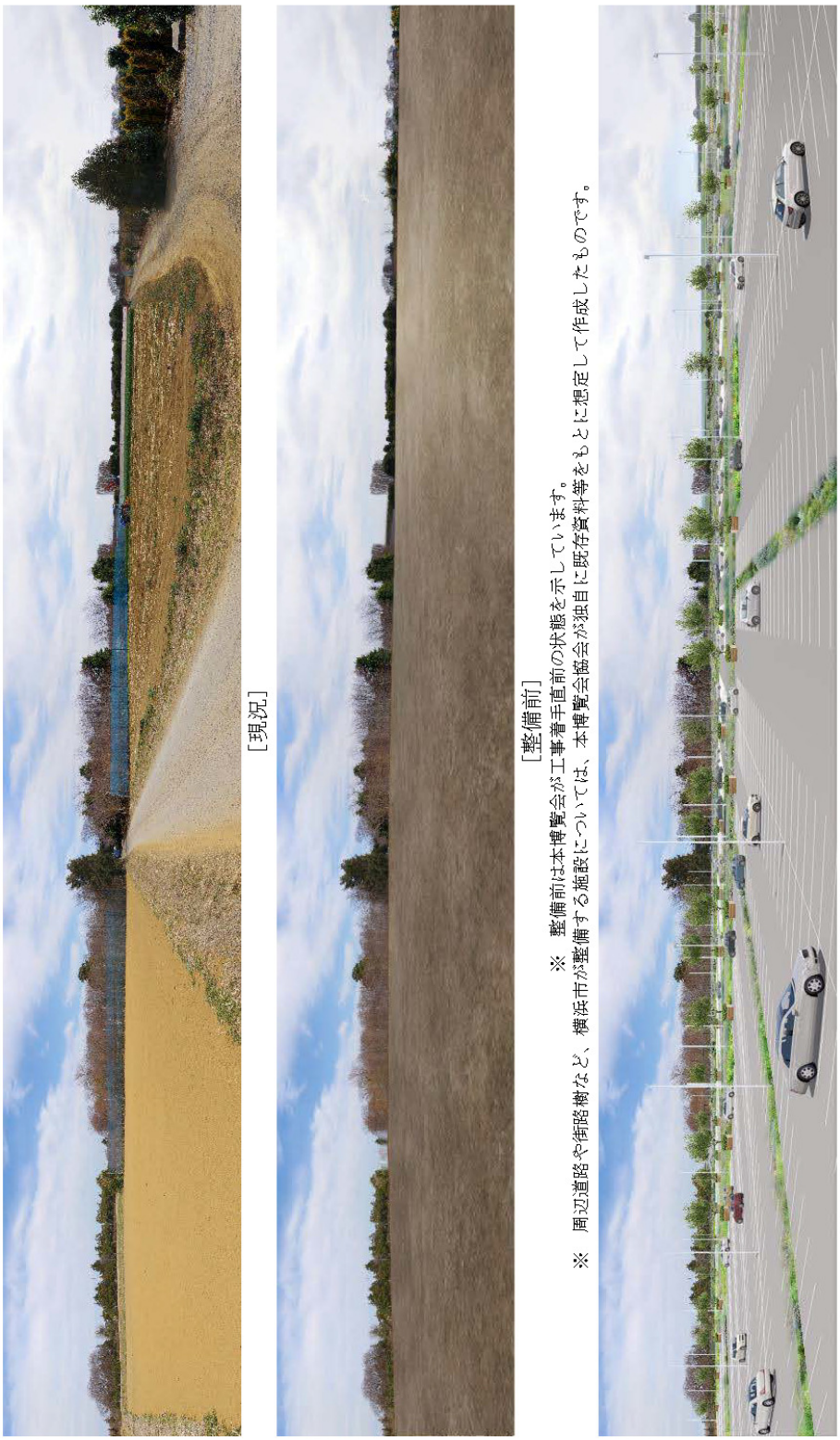

※　整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
※　周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

図11-2(8)　No. 32［東方向］（大規模農地域）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 11-3　6.11.5 評価（４）囲繞景観の変化

（４）囲繞景観の変化

場の状態及び眺めの状態は、横浜市の土地区画整理事業による土地改変等が実施され、公園整備事業による樹木や園路等のみが整備された造成地の状態から、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われるため、新たな景観形成が図られます。本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、横浜市がそれらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことから、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。

本博覧会の開催中の利用の状態については、多くの来場者や関係者が会場施設、庭園、駐車場等の施設を利用すると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。

囲繞景観の価値は、自然性は、**大門川右岸域、土地利用混在域、大規模農地域では、造成地の状態から駐車場やバスターミナルとなり、整備前の低い状態から大きな変化はないと予測します。相沢川谷戸地域、和泉川源流域では、地形を生かした保全対象種の生育・生息環境等が整備されており、開催中は博覧会の新たな整備が加わりますが、整備前からの高い状態から大きな変化はないと予測します。大規模草地域では、**横浜市により保全される地形や樹林地をいかしながら、庭園整備や植栽等を行うため、向上すると予測します。

視認性は、相沢川谷戸地域、大規模農地域では、予測地点の近くには視界を遮る施設はないことから、整備前の高い状態から大きな変化はないと予測します。大規模草地域、和泉川源流域では、仮設の建築物やフェンスが整備されますが、視認性に大きな変化はなく低いと予測します。大門川右岸域、土地利用混在域では、フェンスや植栽が整備されることから、低くなると予測します。

利用性は、全地域で、整備前の立ち入りが制限された状態から、開催中は駐車場やバスターミナル、会場区域となることから向上すると予測します。土地利用混在域では、バスターミナルは誰でも自由に立ち入ることができため、向上して高い状態になると予測します。

固有性は、**大門川右岸域、大規模農地域では、整備前の低い状態から大きな変化はないと予測します。相沢川谷戸地域、和泉川源流域では、地形を生かした保全対象種の生育・生息環境等が整備されており、開催中は博覧会の新たな整備が加わりますが、整備前の高い状態から大きな変化はないと予測します。土地利用混在域、大規模草地域では、整備前の造成地の状況から、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかすとともに、庭園整備や植栽等を行うため、他にはない独特の要素となることから、向上して高い状態になると予測します。**

親近性は、**全地域で、整備前の立ち入りが制限された状態から、周辺環境との調和に配慮した建築物等や四季を彩る植栽などが整備され、地域の人々に親しまれる要素となることから、向上して高い状態になると予測します。**

さらに、横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。駐車場やバスターミナルにおいては周辺の景観との調和を考慮して、植栽等による修景を行います。横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺においては、生物の生息に配慮した園路の配置及び利用を計画します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

12　窒素酸化物の濃度に関するＮＯｘ、ＮＯ２変換の統計モデルへの影響について

ご意見の趣旨

既存資料（土地区画整理事業）では、窒素酸化物の濃度がＮＯもＮＯ２もどちらも高いという状況にみえます。ＮＯｘ、ＮＯ２変換の統計モデルに影響する可能性があるので確認していただきたい。

事業者の見解

二酸化窒素（NO2）及び窒素酸化物（NOx）について、調査地点の実測値（一般環境大気質：地点A、沿道大気質：地点c）と大気汚染常時監視測定局（以下、「常時監視局」という。）における測定値との関係を図12-1（一般環境）及び図12-2（沿道）に示します。

一般環境大気質（地点A）の平均値については、NO2及びNOxとも概ね各常時監視局（一般局）の標準偏差の範囲内に収まっています。

沿道大気質（地点c）については、NO2の平均値は概ね各常時監視局（自排局）の標準偏差の範囲内に収まっていますが、NOxの平均値及び最大値は、常時監視局に比べて高い値を示しています。

また、沿道大気質（地点c）については、NO2の占める割合が小さくなっています（表12-1）。

NOxの濃度が高くなっているのは、NOxの濃度は発生源からの距離に影響されるため、常時監視局（自排局）の測定地点と比べて、NOxの発生源（自動車）と測定地点との距離が近いことが影響していると考えます（表12-2）。

また、NO2の占める割合が小さいことは、自動車からの排出ガスの大部分がNOであり、拡散の過程において空気中の酸素によりNO2に変化していくことから、発生源に近いほどNO2の割合が低いことを反映したものと考えます。

沿道大気質の測定地点が道路端に近いことから、NOxの濃度は高い値を示していますが、一般環境大気質については、実測値が常時観測局の標準偏差の範囲内にあることをふまえると、準備書で示すNOx-NO2変換式の適用については支障がないものと考えます。

表 12-1　沿道環境における NO2 が NOx に占める割合の比較

		常時監視局（自排局）								調査地点
		鶴見区下末吉小学校	西区浅間下交差点	港南区港南中	戸塚区矢沢交差点	旭区都岡小学校	青葉台	資源循環局都筑工場前	磯子区滝頭	地点c
沿道環境	NO2平均①	0.01969	0.02308	0.01751	0.01822	0.01680	0.01756	0.01490	0.01875	0.02393
	NOx平均②	0.02721	0.03943	0.02473	0.02639	0.03103	0.02774	0.01909	0.02803	0.05550
	NO2①/NOx②	72%	59%	71%	69%	54%	63%	78%	67%	43%

※NOxに占めるNO2の割合は日データもありますが、換算式の作成にはNOx及びNO2の年間平均値どうしを使っていることから、ここでは年間平均値より算出しました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

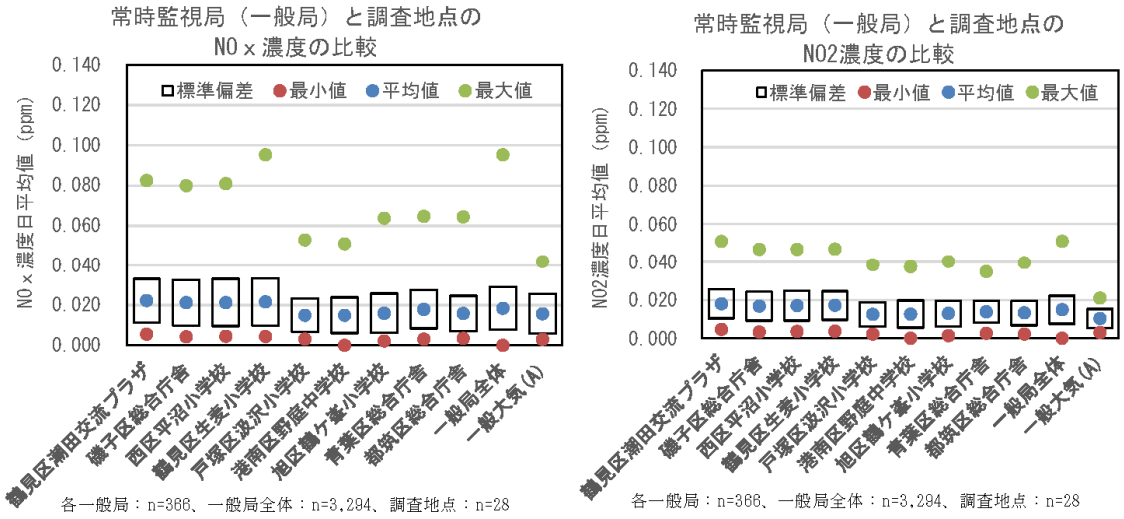

※　調査地点は4季×7日間のデータ（28日）、常時監視局データは同一年度における1年間分のデータ（366日）

図 12-1　現地調査と常時監視局の測定データの比較（一般環境 / 左：NO_X、右：NO2）

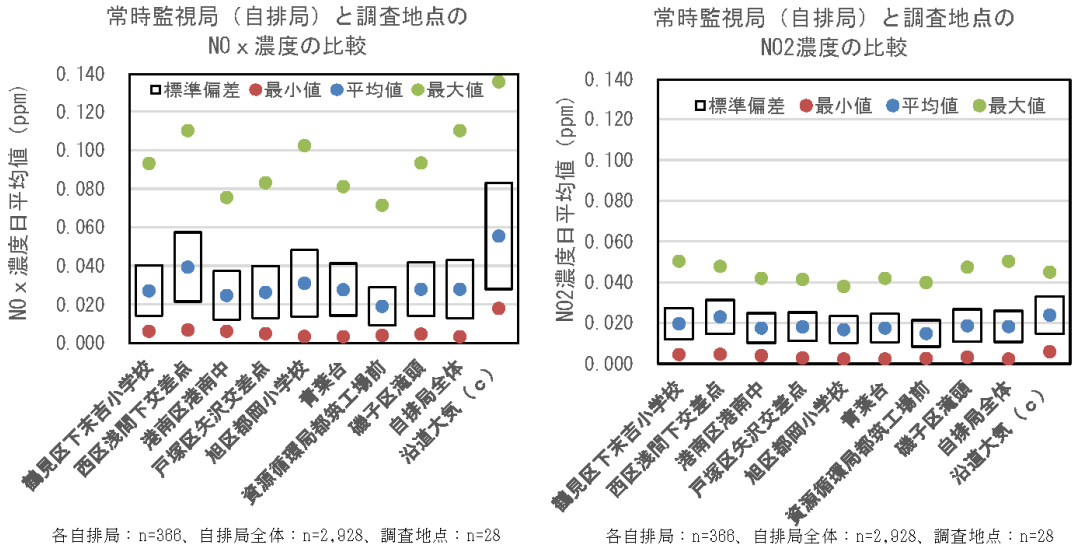

※　調査地点は4季×7日間のデータ（28日）、常時監視局データは同一年度における1年間分のデータ（366日）

図12-2　現地調査と常時監視局の測定データの比較（沿道環境 / 左：NO_X、右：NO2）

表12-2　常時監視局及び沿道大気質調査地点における道路端からの距離

		常時監視局（自排局）									調査地点
沿道環境		鶴見区下末吉小学校	西区浅間下交差点	港南区港南中	戸塚区矢沢交差点	旭区都岡小学校	青葉台	資源循環局都筑工場前	磯子区滝頭	平均	地点c
	主要道路からの距離	約５ｍ	約５ｍ	約４ｍ	約６ｍ	約３ｍ	約５ｍ	約16ｍ	約５ｍ	約6.1ｍ	約２ｍ

資料：横浜市大気汚染調査報告書　第６３報（令和４年度、横浜市環境創造局）より作成

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

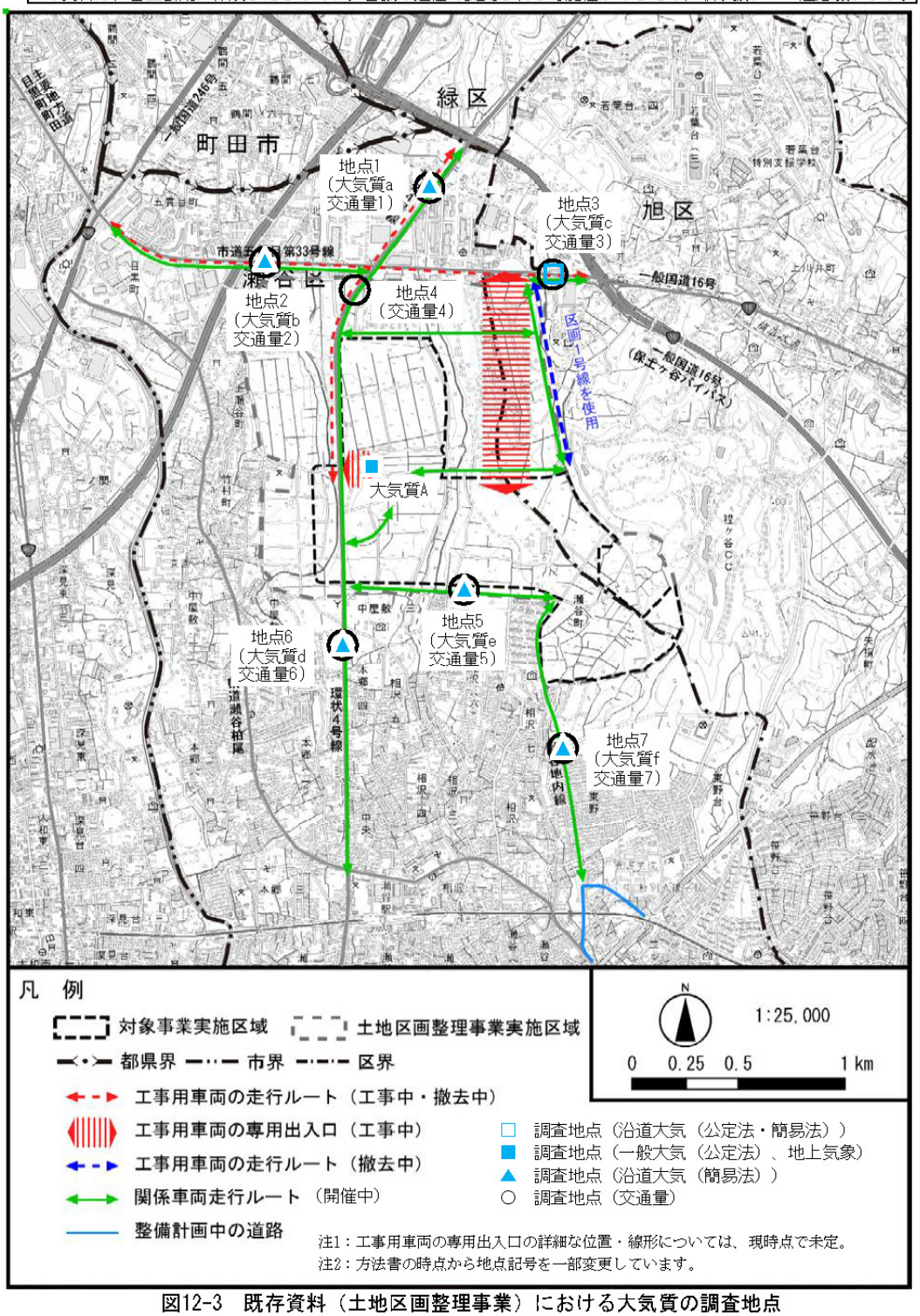

図12-3　既存資料（土地区画整理事業）における大気質の調査地点

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

13　転換率式併用ＱＶ分割配分手法について

ご意見の趣旨

転換率式併用ＱＶ分割配分手法について、分割配分手法がこれまで広くは使われてきたが、分割の仕方によって、結果が異なる可能性があるという欠点もあり、現在では、主に均衡配分という手法が用いられていると思うが、これを用いなかったのはどうしてか。

事業者の見解

準備書の作成段階において、方法書の段階では明示されていなかった、会場周辺の交差点改良や道路拡幅整備等について、横浜市が公表しました（横浜市会　令和５年９月14日）。

会場周辺の交通は、現況から変化すると想定されるため、本博覧会の準備書においては、開催時の実態に即した予測となるよう、これらの交差点改良や道路拡幅等の状況を反映させるとともに、開催時のピークにおける一般交通量についても推計し、その結果を用いて予測評価を行うこととしました。

本博覧会では、交通管理者や所管省庁等との協議・調整において、当該地域の他の事業との整合を図る観点から、推計手法については、分割配分手法により実施しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

14　迂回経路の運用における地点10及び地点2の予測評価について

ご意見の趣旨

地点12の滞留を緩和するため、ピーク時の運用として、地点10からの退出を行うのであれば、経路上にある地点10と地点2についても改めて予測評価を行う必要がある。

事業者の見解

地点12における来場車両の滞留を緩和するため、地点10及び地点2を経由した迂回経路の運用について、地点10及び地点2における交差点の予測評価を行いました。検討に当たっては、本博覧会の開催時における環状４号線や八王子街道の整備状況を考慮するとともに、地点10及び地点2に交通混雑が発生しないよう、迂回させる車両数を設定（200台/時）し、迂回路を利用した場合における、地点10、地点2及び地点12の交通容量比を試算しました（表14-1）。

この迂回経路の運用により、地点12の交通容量比及び交差点需要率は改善され、来場車両による滞留については、一定程度の緩和が期待できることから、引き続き、交通管理者等との調整を進めていきます。

なお、地点12については、来場車両のピーク時（20:00～21:00）における北側の横断歩道の利用は限定的であると想定され、環状４号線には地点12以外の横断箇所も複数あることから、案内看板の設置や誘導員を配置するなど、北側の横断歩道による影響については極力生じさせないように努めていきます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

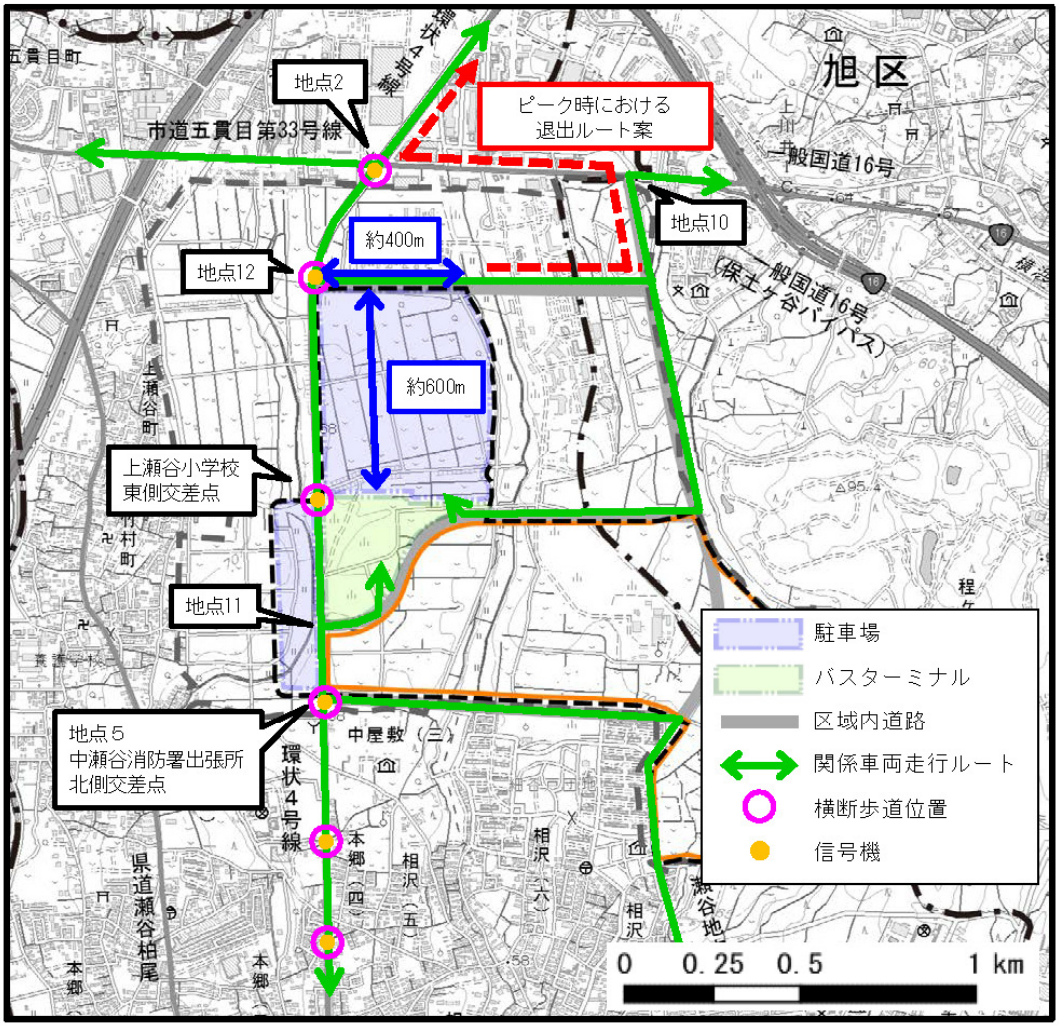

図14−1　ピーク時における迂回経路案

表 14−1　迂回経路の運用効果の試算結果

	迂回経路の運用	地点 10	地点 2	地点 12	
		交通容量比（左折）	交通容量比（右折）	交通容量比（右折）	交差点需要率
横断歩道による影響を考慮しない場合	なし	0.000	0.027	1.296	0.978
	あり	0.612	0.700	1.110	0.858
横断歩道による影響を考慮した場合	なし	0.000	0.027	1.501	1.110
	あり	0.612	0.700	1.285	0.971

補足資料 14　迂回経路の運用における地点 10 及び地点 2 の予測評価について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

【試算条件】

・地点12を右折して帰宅する来場車両台数（1,394台）のうち一部について、地点10から退出させ、その後は地点2（右折）を経由して環状４号線を北上することを想定。

・地点2（目黒交番）のピーク時（17～18時）におけるD断面の右折車線（東→北方向）の可能交通容量（297台※1[台/時]）の約7割(297×0.7≒200)を迂回車両として設定

【試算結果】

・地点10の交通容量比（C断面左折直進車線：南→西）について

迂回車両（200台）が加わった場合の車両台数＝0※1＋200＝200[台/時]

当該車線の可能交通容量＝327※1[台/時]

当該車線の交通容量比＝200/327＝0.612

・地点2の交通容量比（D断面右折車線：東→北）について

迂回車両（200台）が加わった場合の車両台数＝8※1＋200＝208[台/時]

当該車線の可能交通容量＝297※1[台/時]

当該車線の交通容量比＝208/297＝0.700

・地点12の交通容量比（C断面右折車線：東→北）及び交差点需要率について

（横断歩道による影響を考慮しない場合）

迂回車両（200台）を減じた場合の車両台数＝1,394※1－200＝1,194[台/時]

当該車線の可能交通容量＝1,076※1[台/時]

当該車線の交通容量比＝1,194/1,076＝1.110

当該車線の交通需要率＝設計交通量÷飽和交通流率＝(1,394－200)/1,670※1＝0.715

この需要率を反映した交差点全体の交通需要率＝0.129※1＋0.014※1＋0.715＝0.858

（横断歩道による影響を考慮した場合）

迂回車両（200台）を減じた場合の車両台数＝1,394※2－200＝1,194[台/時]

当該車線の可能交通容量＝929※2[台/時]

当該車線の交通容量比＝1,194/929＝1.285

当該車線の需要率＝設計交通量÷飽和交通流率＝(1,394－200)/1,442※2＝0.828

この需要率を反映した交差点全体の交通需要率＝0.129※2＋0.014※2＋0.828＝0.971

※1：地点12は準備書資料編p1.8-138、地点10は同p1.8-137、地点2はp1.8-130より。

※2：２０２７年国際園芸博覧会環境影響評価準備書に関する補足資料３（第13回横浜市環境影響評価審査会（12月8日））より

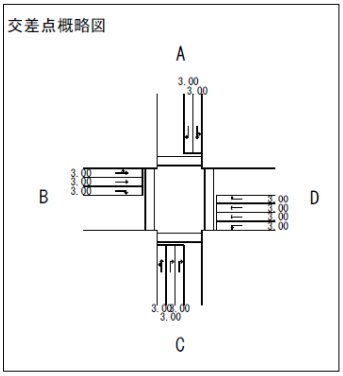

図 14-2　地点 10 交差点概略図

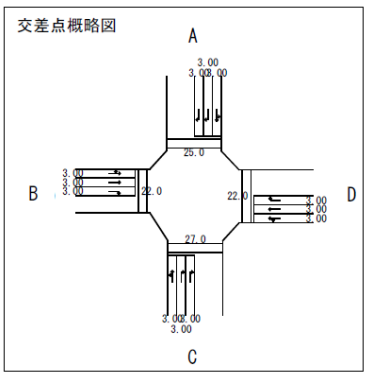

図 14-3　地点 2 交差点概略図

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

15　地点12における滞留長について

ご意見の趣旨

予測し直した滞留長が約350mと準備書資料編の値と変わっていないが、結果がどうして変わらないのか教えてほしい。

事業者の見解

滞留長は、信号交差点において、１回の赤信号で滞留する車列の長さであり、渋滞長が存在していない状態で、赤信号表示終了時に流入部に形成されていた待ち行列の末尾位置として計測されます。滞留長は信号サイクルと来場車両数を用いて算定しますが、第13回 横浜市環境影響評価審査会（12月6日）において、ご提示した補足説明資料（歩行者横断の考慮あり）では、信号サイクルや来場車両数を変えていないことから、準備書（歩行者横断の考慮なし）と同じ値となっています。以下に滞留長の計算式を示します。

なお、地点12においては、右折車線の交通容量比が1を超過しており、信号1サイクルで捌き切れない車両と次の信号サイクルによる滞留長によって、土地区画整理事業の区域内道路や駐車場内に地点12からの退場待ちの車両が発生すると想定します（表15-1）。

このため、区域内道路及び駐車場内に車両が滞留できるスペースをできるだけ多く確保するとともに、ピーク時間について事前周知することで、来場車両の退出時間が集中しないよう促していきます。

＜滞留長の計算式＞

車両台数：1,394台/時（小型1,240、大型154）
ピーク時間帯における信号サイクル数：3600[秒]÷90[秒/回]＝40[回]
小型車の滞留長＝1サイクル当たり車両台数[台/回]×小型車の車頭間隔[＝6m]
＝(1,240÷40)×6＝186.0[m/回]
大型車の滞留長＝1サイクル当たり車両台数[台/回]×大型車の車頭間隔[＝12m]
＝(154÷40)×12＝46.2[m/回]

「平面交差の計画と設計　基礎編」（(社)交通工学研究会、平成30年11月）を参考に、確率的な要素を考慮したパラメータ（付加車線長係数：1.5）を考慮し、滞留長を以下のとおり算出しました。

滞留長＝1.5×(186.0＋46.2)＝348.3[m/回]

表 15-1　退場待ち車両の試算結果

	迂回経路の運用	地点 12		
		交通容量比（右折）	退場待ち車両台数（台）	備考
横断歩道による影響を考慮しない場合	なし	1.296	318	計算①
	あり	1.110	118	計算②
横断歩道による影響を考慮した場合	なし	1.501	465	計算③
	あり	1.285	265	計算④

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

【退場待ち車両の試算結果】

＜計算①＞

・退場待ち車両台数［台/時］＝ピーク1時間の退場台数［台/時］－可能交通容量［台/時］

＝1,394－1,076※1＝318［台/時］

（参考：退場待ち車両の総延長［m/時］）
退場待ち車両長（大型車）［m/時］＝車両台数［台/時］×大型車混入率×車頭間隔［m/台］
＝(318×11%)×12＝35×12＝420［m］
退場待ち車両長（小型車）［m/時］＝車両台数［台/時］×大型車混入率×車頭間隔［m/台］
＝(318×89%)×6＝283×6＝1,698［m］
退場待ち車両長［m/時］＝1,698＋420＝2,118［m］
※　来場車両の大型車混入率：（大型車 154÷全車両 1,394≒11%）

＜計算②＞

・退場待ち車両台数［台/時］＝1,194－1,076＝118［台/時］

（参考：退場待ち車両の総延長［m/時］）
退場待ち車両長（大型車）［m/時］＝(118×13%)×12＝15×12＝180［m］
退場待ち車両長（小型車）［m/時］＝(118×87%)×6＝103×6＝618［m］
退場待ち車両長［m/時］＝618＋180＝798［m］
※　来場車両の大型車混入率：（大型車 154÷全車両 1,194≒13%）

＜計算③＞

・退場待ち車両台数［台/時］＝1,394－929※2＝465［台/時］

（参考：退場待ち車両の総延長［m/時］）
退場待ち車両長（大型車）［m/時］＝(465×11%)×12＝51×12＝612［m］
退場待ち車両長（小型車）［m/時］＝(465×89%)×6＝414×6＝2,484［m］
退場待ち車両長［m/時］＝2,484＋612＝3,096［m］
※　来場車両の大型車混入率：（大型車 154÷全車両 1,394≒11%）

＜計算④＞

・退場待ち車両台数［台/時］＝1,194－929＝265［台/時］

（参考：退場待ち車両の総延長［m/時］）
退場待ち車両長（大型車）［m/時］＝(265×13%)×12＝34×12＝408［m］
退場待ち車両長（小型車）［m/時］＝(265×87%)×6＝231×6＝1,386［m］
退場待ち車両長［m/時］＝1,386＋408＝1,794［m］
※　来場車両の大型車混入率：（大型車 154÷全車両 1,194≒13%）

※1：準備書資料編p1.8-138より。
※2：２０２７年国際園芸博覧会環境影響評価準備書に関する補足資料３（第13回横浜市環境影響評価審査会（12月6日））より

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

16　地点11で左折する大型車の乗用車換算係数について

ご意見の趣旨

ガイドライン等に数値が示されているわけではないので、実測を行って大型車の左折時の影響を設定する必要があると思う。バスの左折が多いような交差点で実測すれば、乗用車に対してバスがどのくらい時間がかかるかは明確に求めることができると思う。

事業者の見解

環状４号線の「瀬谷中学校前」の交差点を調査地点として、北側から走行する大型バス及び乗用車が左折するのに要する時間を計測しました（ビデオ撮影日：令和５年10月15日）。調査した結果、大型バス、乗用車ともに各８台について計測することができました。

計測方法は、環状４号線を左折する車両の先端が横断歩道（赤線IN）を通過してから、車両の後端が瀬谷柏尾線の横断歩道（赤線OUT）を通過するまでに要する時間を計測しました。計測位置については、図16-1に示すとおりです。

計測した結果、大型バスが左折するのに要した時間は平均で12.15秒、乗用車の時間は平均で5.42秒であり、大型バスは乗用車の2.24倍の時間を要しました（表16-1参照）。この比率を大型車両の補正係数として、無信号交差点（地点11）における交通処理について予測したところ、「従道路流入部の交通容量」は、「設定する予測交通量」より多くなることから、交通処理が可能となる結果となりました。



資料：©横浜市財政局　地図情報システムデータ

図 16-1　瀬谷中学校前における車両左折時間計測位置

表 16-1　左折に要する時間（秒）の計測結果

NO	1	2	3	4	5	6	7	8	平均（秒）
大型バス	10.62	9.66	14.03	14.76	14.03	10.43	15.6	8.06	12.15
乗用車	6.72	5.91	4.85	4.47	4.81	6.24	6.05	4.27	5.42

※計測にあたっては、横断中の歩行者や先行車両によって左折に要する時間が影響を受けていないと認められる事例について計測対象とした。

補足資料 16　地点 11 で左折する大型車の乗用車換算係数について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

【算定式（平面交差の計画と設計　基礎編）】

$C = Q \times (\exp(-Q \cdot T_1)) / (1-\exp(-Q \cdot T_2))$

C ：従道路流入部の交通容量［台/秒］
Q ：主道路の往復交通需要［台/秒］
※　本地点では左折して南側へ行く車両が評価対象となるため、北から南への主道路交通量（466[台/時]）を設定した。検討対象車線は片側2車線道路であるが、外側1車線に全交通量が走行すると想定した。
T_1：臨界流入ギャップ［秒］（=9.2）
T_2：流入車両の追従車頭時間［秒］（=5.2）

【準備書（p6.10-63「表6.10-33」）での算定結果】

$C = (466/3600) \times (\exp(-(466/3600) \times 9.2)) / (1-\exp(-(466/3600) \times 5.2))$［台/秒］
$= 0.0803$［台/秒］
$\fallingdotseq 289$［台/時］　＞　設定する予測交通量 99［台/時］

※　主道路の一般車両交通量（466台）と従道路の関係車両交通量（99台）はそれぞれ1日のうちに最大となる台数で計算しています。

【大型車を考慮した算定結果】

主道路の交通需要（大型補正後）＝387＋79×2.24＝564［pcu/時］
設定する予測交通量（大型補正後）　＝99×2.24＝222［pcu/時］　※　pcuは乗用車換算台数

C：従道路流入部の交通容量
$= (564/3600) \times (\exp(-(564/3600) \times 9.2)) / (1-\exp(-(564/3600) \times 5.2))$［pcu/秒］
$= 0.0665$［pcu/秒］
$\fallingdotseq 239$［pcu/時］　＞　設定する予測交通量 222［pcu/時］

※　乗用車換算の方法については、大型車、乗用車の信号交差点における左折時間の比率の実測値、2.24を用いて試算しました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

17　地点11におけるシャトルバスの左折に伴う環状４号線への影響について

ご意見の趣旨

環状４号線からバスターミナルへの進入の際に横断歩道がある場合は、歩行者による影響を考慮すべきである。地点11から地点12までは十分な距離があると書かれているが、途中に上瀬谷小学校東側という信号交差点があるので、確認していただく必要がある。残る１車線でも処理できると書かれていますが、具体的な数値で示していただきたい。片側２車線の道路が１車線になったとしても、直進通過車両が処理できるかを確認していただければいいと思う。

事業者の見解

環状４号線を北側から走行するシャトルバスが、地点11で左折して区域内道路に入る際に、歩行者の横断により一時的に左側車線の通行ができなくなる可能性があるため、一般交通に対する影響について検討しました。

地点11のピーク時間（15～16時）において、一般交通は466台（資料編p1.8-74）であり、一般交通はシャトルバスによって車線変更する必要はありますが、環状４号線は開催時に４車線に拡幅されており、片側１車線の可能交通容量は1,242[台/時]と算定されるため、一般交通の走行に支障はないと想定します。

地点11から上瀬谷小学校東側交差点までは約360ｍですが、この交差点での交通量を考慮しても片側一車線で一般交通は処理できると考えます。地点12までは約960ｍの距離があります。

なお、地点11については、土地区画整理事業によって環状４号線が現状の２車線から４車線に拡幅されますが、無信号の交差点となるため、東西方向の歩行者の横断は想定していません。また、南北方向については、区域内道路が本博覧会の開催時点で供用しないことから、横断歩道の設置など具体的な形状等は決まっていませんが、開催中の歩行者等の安全を確保できるよう、誘導員の配置等の対応について、交通管理者等との調整を進めていきます。

補足資料 17　地点 11 におけるシャトルバスの左折に伴う環状４号線への影響について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

＜片側１車線の可能交通容量の算定結果＞

当該車線の交通容量＝CB×γL×γC×γI×γT

＝2,200×1×0.86×0.875×0.75

＝1,242［台/時］

ここに、CB ：基本交通容量（＝2,200 pcu/時）

γL：車線幅員に関する補正（＝1※1）

γC：側方余裕に関する補正（＝0.86※2）

γI：沿道状況に関する補正（＝0.875※3）

γT：大型車に関する補正（＝0.75※4）

※1：3.25m以上の場合の補正値

※2：スピードダウンしたシャトルバスと中央分離帯に挟まれて左右両側とも余裕がないと仮定した場合の補正値

※3：駐停車の影響を考慮する必要ない市街地条件の補正値

※4：当該車線の大型車混入率を踏まえた補正値

資料：「道路の交通容量」（社団法人日本道路協会、昭和59年初版）

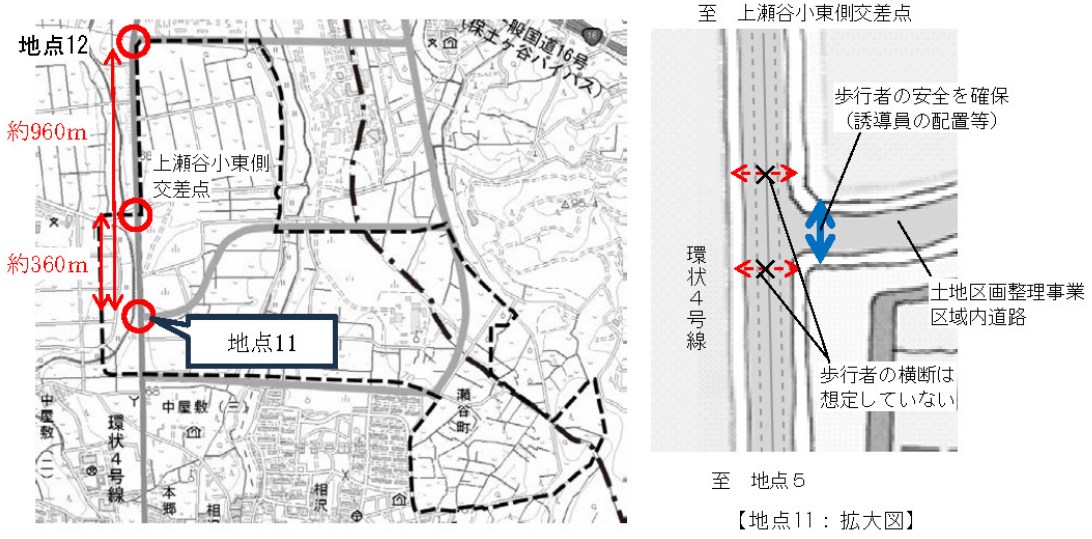

図 17-1　地点 11 における歩行者の動線

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

18　現況の交通量を一般交通量とした場合の開催時の交通混雑について

ご意見の趣旨

地域社会の交通混雑の予測において、実態に即した予測となるよう、既存資料ではなく交通量を推計（転換率式併用QV分割配分手法）して、一般交通量を設定したと思うが、方法書の審査の段階では提示されていないので、これを使用した理由とその妥当性について聞きたい（第11回環境影響評価審査会（11月２日）でのご意見）。

事業者の見解

第13回環境影響評価審査会（12月６日）でお示しした、現況の交通量（混雑時※）に本博覧会の開催によって発生する交通量（多客日）を加えた条件を用いて、開催中における会場周辺の交通混雑について予測した検証結果をご提示します。検証にあたっては、現況の交通量調査を行っている地点1～7を対象としました。地点1～6については、交差点需要率及び交通容量比を試算するとともに、地点7については、単路部における交通容量比を試算しました。

予測結果としては、全ての地点において、交差点需要率は限界需要率を下回り（表18-1）、交差点需要率が最大となるのは、地点1（目黒）で0.774でした。交通容量比については、地点2（目黒交番前）及び地点4（瀬谷土橋公園入口）を除いて全車線で1.0を下回りました（表18-2）。交通容量比が1.0を上回る車線が生じた２交差点については、当該車線の交通容量比は地点2（目黒交番前）のB断面右折方向で1.246、地点4（瀬谷土橋公園入口）のB断面右折方向で1.882でしたが、信号現示を調整することで、地点2は0.851、地点4は0.945となり、1.0を下回ると想定します。

地点7の交通容量比については0.346であり、準備書で算出した交通容量比を下回りました（準備書の交通容量比：0.440）が、瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線の開通等による交通量の変化が反映されていないことが要因であると想定されます。

本博覧会協会としては、瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線の開通及び広域交通網の変化を考慮すると、準備書のとおり、開催時の一般交通量を推計することで、開催時の実態に即した予測になると考えます。

※混雑時は、大型連休や行楽シーズン等の一般に交通量が増加するとされる時期を対象に設定しました。

表 18-1　現況交通量を用いた予測結果（交差点需要率）

時期	交差点名		交差点需要率（ピーク時間帯）注1			②の限界需要率注2
			準備書記載の結果	現況交通量による結果	差	
			①	②	①-②	
利用ピーク時期	地点１	目黒	0.793 (17:00～18:00)	0.774 (18:00～19:00)	0.019	0.894
	地点２	目黒交番前	0.370 (17:00～18:00)	0.509 (17:00～18:00)	-0.139	0.912
	地点３	上川井 IC	0.732 (20:00～21:00)	0.632 (17:00～18:00)	0.100	0.836
	地点４	滝沢	0.754 (10:00～11:00)	0.628 (17:00～18:00)	0.126	0.890
		瀬谷土橋公園入口	0.550 (17:00～18:00)	0.699 (16:00～17:00)	-0.149	0.908
	地点５	中瀬谷消防署出張所北側	0.398 (17:00～18:00)	0.365 (17:00～18:00)	0.033	0.867
	地点６	瀬谷中学校前	0.647 (16:00～17:00)	0.544 (17:00～18:00)	0.103	0.840

注1：交差点需要率:交差点需要率とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率(交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値(現示の需要率)の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率(注2)が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注2：限界需要率…「(サイクル長－損失時間(黄色－赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 18-2(1)　現況交通量を用いた予測結果（車線毎の交通容量比）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
				準備書記載の結果	現況交通量による結果	差
				①	②	①-②
地点1	目黒	A	左折・直進	0.925	0.872	0.053
			右折	0.252	0.235	0.017
		B	左折・直進	0.804	0.463	0.341
			右折	0.884	0.886	-0.002
		C	左折	0.722	0.725	-0.003
			直進	0.444	0.803	-0.359
			右折	0.316	0.456	0.140
		D	左折・直進	0.699	0.639	0.060
			右折	0.592	0.754	-0.162
地点2	目黒交番前	A	左折・直進	0.325	0.373 〈0.334〉	-0.048
			右折	0.653	0.820 〈0.820〉	-0.167
			右折	0.653	0.820 〈0.820〉	-0.167
		B	左折・直進	0.581	0.813 〈0.813〉	-0.232
			直進	0.581	0.813 〈0.813〉	-0.232
			右折	0.809	0.851 〈1.246〉	-0.042
		C	左折・直進	0.179	0.214 〈0.192〉	-0.035
			右折	0.250	0.284 〈0.284〉	-0.034
			右折	0.250	0.284 〈0.284〉	-0.034
		D	左折・直進	0.557	0.753 〈0.753〉	-0.196
			直進	0.557	0.753 〈0.753〉	-0.196
			右折	0.027	0.017 〈0.024〉	0.010
地点3	上川井IC	A	左折・右折	0.359	0.583	-0.224
			右折	0.056	0.622	-0.566
		B	左折	0.811	0.219	0.592
			直進	0.429	0.328	0.101
			右折	0.940	0.811	0.129
		C	左折可	0.080	0.340	-0.260
			右折	0.696	0.431	0.265
		D	左折可	0.042	0.057	-0.015
			直進	0.354	0.769	-0.415
			右折	0.082	0.235	-0.153
地点4	滝沢	A	左折・直進	0.878	0.710	0.168
			直進	0.878	0.710	0.168
		B	直進	0.410	0.497	-0.087
			右折	0.004	0.046	-0.042
		C	左折・右折	0.945	0.810	0.135
			右折	0.758	0.448	0.310
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.844	0.783 〈0.624〉	0.061
			直進	0.844	0.783 〈0.624〉	0.061
		B	直進	0.350	0.298 〈0.298〉	0.052
			右折	0.884	0.945 〈1.882〉	-0.061
		C	左折	0.070	0.254 〈0.254〉	-0.184
			右折	0.284	0.747 〈0.747〉	-0.463

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

※ < >は信号現示を調整する前の値です。

表 18-2(2)　現況交通量を用いた予測結果（車線毎の交通容量比）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
				準備書記載の結果	現況交通量による結果	差
				①	②	①-②
地点5	中瀬谷消防署出張所北側	A	左折	0.295	0.203	0.092
			直進	0.386	0.485	-0.099
			右折	0.000	0.000	0.000
		B(-)	左折・直進	0.038	0.038	0.000
			右折	0.092	0.092	0.000
		C(B)	左折・直進	0.432	0.496	-0.064
			右折	0.125	0.171	-0.046
		D(C)	左折・直進	0.085	0.134	-0.049
			右折	0.553	0.310	0.243
地点6	瀬谷中学校前	A	左折	0.132	0.266	-0.134
			直進	0.756	0.679	0.077
			右折	0.091	0.105	-0.014
		B	左折・直進	0.589	0.584	0.005
			右折	0.627	0.367	0.260
		C	左折	0.561	0.357	0.204
			直進	0.811	0.777	0.034
			右折	0.507	0.398	0.109
		D	左折・直進	0.980	0.851	0.129
			右折	0.161	0.343	-0.182

※ < >は信号現示を調整する前の値です。
※ 地点５の断面記号のうち（ ）内のものは、交差点改良前のものです。

表 18-2(2)　現況交通量を用いた予測結果（単路部：断面 7）

準備書記載（推計交通量による予測）			現況交通量を用いた予測		
可能交通容量（台/h）	ピーク時流入交通量（台/h）	交通容量比※1	可能交通容量（台/h）	ピーク時流入交通量※2（台/h）	交通容量比※1
1,518	668	0.440	1,399	484	0.346

※1　交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。
※2　ピーク時流入交通量の時間帯は11：00～12：00です。算出方法は、表18－3の予測条件参照。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

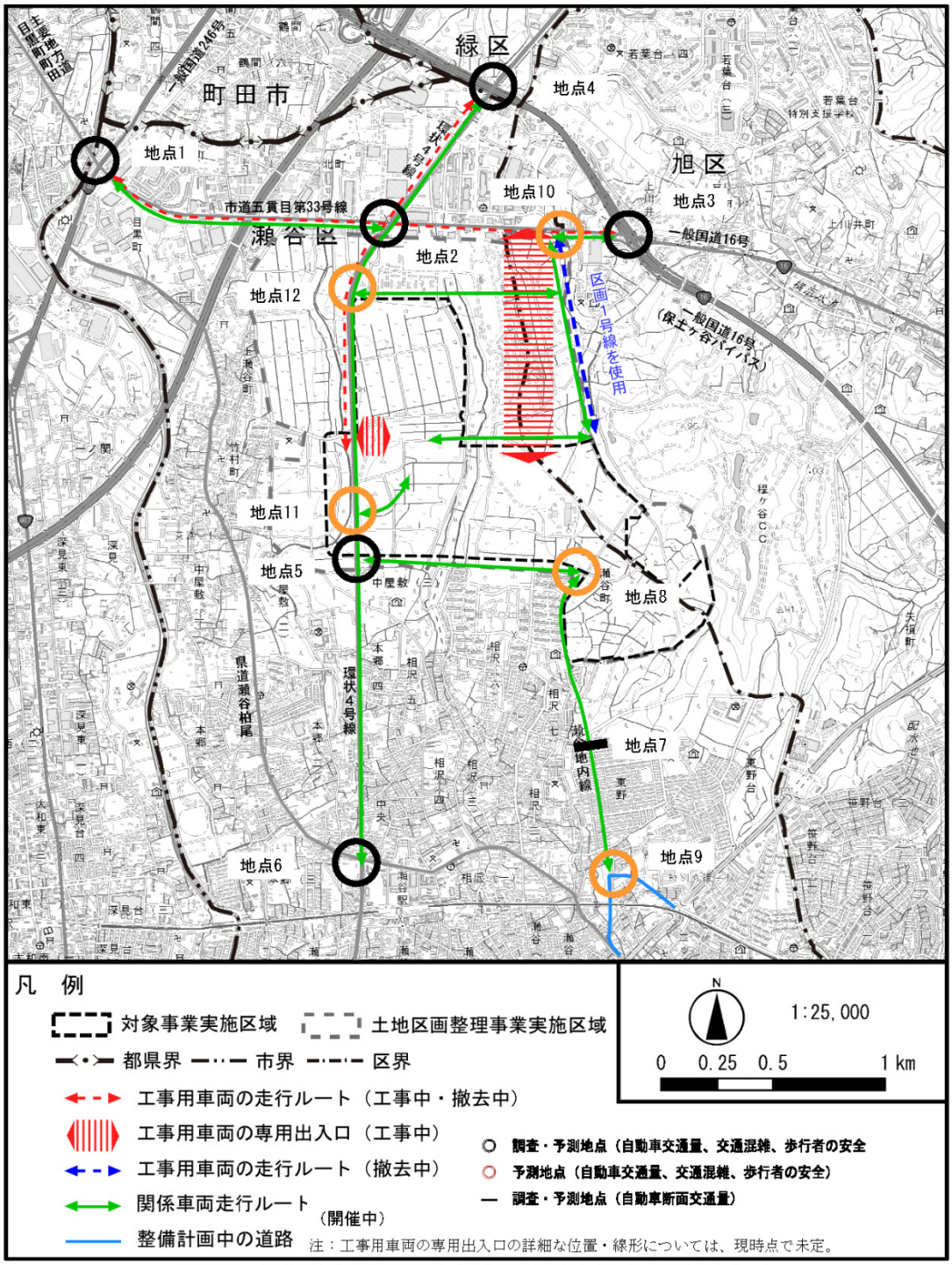

図18-1　地域社会の調査等地点図（準備書p6.10-9「図6.10-1」）

補足資料 18　現況の交通量を一般交通量とした場合の開催時の交通混雑について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 18-3　現況交通量を用いた予測方法等について

予測項目	予測項目は、関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）としました。
予測地域・地点	予測地域は関係車両の走行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路としました。 予測地点は、準備書 p6.10-9 の図 6.10-1 に示すとおり、関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点のうち、現況交通量調査結果がある 6 地点（地点 1～6）及び、1 断面（地点 7）としました。 なお、地点 2（目黒交番前）、地点 3（上川井 IC）及び地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）交差点については、交差点構造の変更が予定されるため、将来の交差点構造で予測しました。 これらの交差点の構造図は準備書 p6.10-55 の図 6.10-8 に示すとおりです。
予測時期	準備書記載のとおり
予測方法	準備書 p6.10-56 の記載内容のうち、バックグランド交通量について、既存資料（土地区画整理事業）を用いて予測しました。 ＜予測手順図＞ 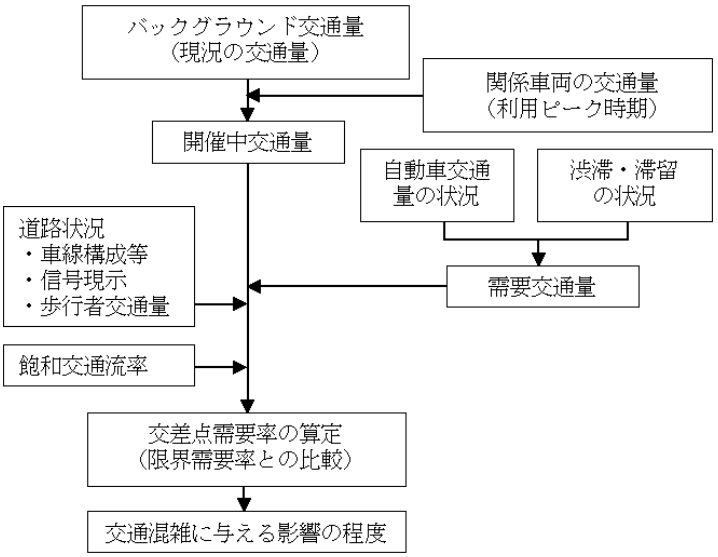
予測条件	準備書 6.10-57 の記載内容のうち、開催中の交通量について、現況の交通量（混雑時）を基に設定しました。ただし、地点 7 は混雑時に現地調査が行われていないため、地点 5 の交差点における方向別交通量（混雑時）より現況の断面交通量を設定し、この断面交通量に、利用ピーク時期の関係車両の交通量を加えた交通量としました。また、信号現示は、現況（混雑時）を採用しますが、開催時までに交差点改良が実施される地点 2 及び地点 5 については、準備書で採用した信号現示としました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

①開催中交差点交通量（地点1（目黒）：ピーク時　18：00～19：00 / 一般交通量は現況値使用）

流入部		A		B		C			D		
車線の種類		左折･直進	右折	左折･直進	右折	左折	直進	右折	左折･直進	右折	
車線数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
飽和交通流率の基本値	S B	1540	1446	1541	1534	1517	1569	1478	1591	1503	
車線幅員による補正率	α w	0.950	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
（車線幅員）	m	(2.70)	(2.90)	(3.20)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.20)	(3.10)	
縦断勾配による補正率	α G	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
大型車混入による補正率	α T	0.949	0.936	0.959	0.885	0.921	0.962	0.973	0.943	0.964	
（大型車混入率）	%	(7.72)	(9.80)	(6.06)	(18.58)	(12.22)	(5.69)	(3.90)	(8.70)	(5.37)	
左折車混入による補正率	α L T	0.951		0.881					0.878		
（左折率）	L %	(22.6)		(64.4)					(66.3)		
（歩行者による低減率）	f p	0.12		0.13		0.12			0.13		
（有効青時間）	秒	72		35		72			35		
（歩行者用青時間）	秒	62		25		62			25		
横断歩行者による補正率	α L					0.897					
右折車混入による補正率	α R T										
（右折率）	R %										
（右折車の通過確率）	f		0.570					0.649			
（有効青時間）	秒		72					72			
（現示変り目のさばけ台数増分）			2(45)					2(45)			
KER：台/サイクル											
（交差点内滞留台数）											
K：台/サイクル											
飽和交通流率	S A	1320	1353	1302	1358	1253	1509	1438	1317	1449	
設計交通量	q	518	51	132	226	409	545	154	184	205	
		(117+401)		(85+47)					(122+62)		
右折補正交通量	q R－N		6					109			
交差点流入部の需要率	ρ	0.392	0.004	0.101	0.166	0.326	0.361	0.076	0.140	0.141	

		現示の需要率	交差点の需要率
必要現示率	1 φ	0.140	0.774
	2 φ	0.166	
	3 φ	0.392	
	4 φ	0.076	
有効青時間(秒)	1 φ	サイクル長(秒)	
	2 φ	160	
	3 φ		
	4 φ		

		A		B		C			D		
信号青時間比	G／C	72/160	6/160	35/160	30/160	72/160	72/160	6/160	35/160	30/160	
可能交通容量	C i	594	217	285	255	564	679	338	288	272	
交通容量比	q／C i	0.872	0.235	0.463	0.886	0.725	0.803	0.456	0.639	0.754	
交通処理案のチェック		OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	
滞留長	L s (m)		22.4		107.2	183.6		64.0		86.4	

※ N=KER×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）

A：至　つきみ野
B：至　海老名
C：至　鶴ヶ峰
D：至　青葉台駅

交差点概略図

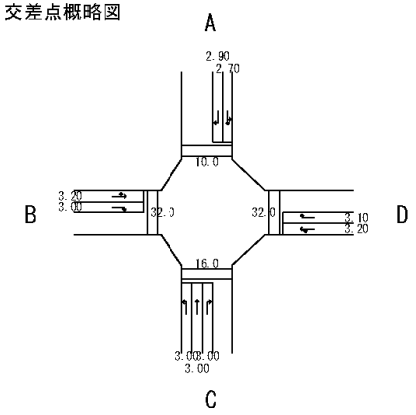

交通量図

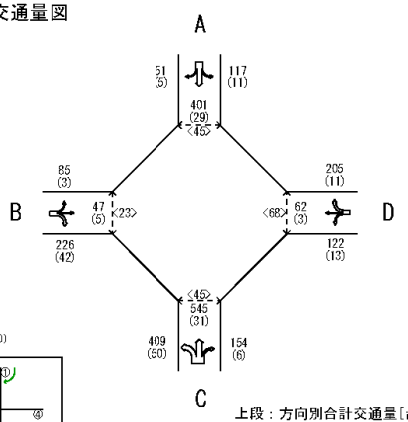

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：(大型車混入台数)[台/時]
<歩行者数>[人/時]

現示方式の図示

（※記号の対応関係は次のとおり。①…A、②…B、③…C、④…D）

現示	1 φ	2 φ	3 φ	4 φ	
表示時間	G:35 Y:3 AR:1	G:30 Y:3 AR:2	G:72 Y:3 AR:0	G:6 Y:3 AR:2	C=160
有効青時間	35	30	72	6	G=143
損失時間	4	5	3	5	L=17

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

②-1 開催中交差点交通量（地点2（目黒交番前）：ピーク時　17：00～18：00 / 一般交通量は現況値使用）　【信号現示調整前】

流入部		A		B			C		D		
車線の種類		左折･直進	右折	左折･直進	直進	右折	左折･直進	右折	左折･直進	直進	右折
車線数		1	2	1	1	1	1	2	1	1	1
飽和交通流率の基本値	SB	2000	1800	2000	2000	1800	2000	1800	2000	2000	1800
車線幅員による補正率	αw	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
（車線幅員）	m	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)
縦断勾配による補正率	αG	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
大型車混入による補正率	αT	0.998	0.968	0.939	0.931	0.978	0.976	0.930	0.928	0.907	1.000
（大型車混入率）	%	(0.27)	(4.76)	(9.30)	(10.62)	(3.23)	(3.55)	(10.71)	(11.01)	(14.65)	(0.00)
左折車混入による補正率	αLT	0.994		0.880			0.800		0.940		
（左折率）	L%	(2.4)		(56.7)					(26.8)		
（歩行者による低減率）	fp	0.13		0.13			0.13		0.13		
（有効青時間）	秒	96		43			96		43		
（歩行者用青時間）	秒	89		38			89		38		
横断歩行者による補正率	αL										
右折車混入による補正率	αRT										
（右折率）	R%										
（右折車の通過確率）	f					0.547					0.585
（有効青時間）	秒					43					43
（現示変り目のさばけ台数増分）						2(42)					2(42)
KER：台/サイクル											
（交差点内滞留台数）											
K：台/サイクル											
飽和交通流率	SA	1984	3484	1653	1862	1760	1562	3348	1745	1814	1800
設計交通量	q	374	168*1	723		279	169	56	678		6
		(9+365)		(205+518)			(169+0)		(91+587)		
右折補正交通量	qR－N					117					0

交差点流入部の需要率		A	B	C	D	現示の需要率	交差点の需要率
	ρ	0.189	0.048	0.206	0.066	0.108	0.017	0.191	0.000		
必要現示率	1φ	0.189				0.108				0.189	0.509
	2φ		0.048				0.017			0.048	
	3φ			0.206				0.191		0.206	
	4φ				0.066				0.000	0.066	
有効青時間(秒)	1φ	96				96				サイクル長(秒)	
	2φ		10				10			170	
	3φ			43				43			
	4φ				6				6		
信号青時間比	G／C	96/170	10/170	43/170	6/170	96/170	10/170	43/170	6/170		
可能交通容量	Ci	1120	205	889	224	882	197	900	255		
交通容量比	q／Ci	0.334	0.820	0.813	1.248	0.192	0.284	0.753	0.024		
交通処理案のチェック		OK	OK	OK	NG	OK	OK	OK	OK		
滞留長	Ls(m)		37.4		122.4		13.2		2.6		

※ N=KER×(9600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）

A：至　十日市場
B：至　つきみ野
C：至　泉
D：至　鶴ヶ峰

＊1　現況交通量は、現地調査の渋滞長を加味して設定しました。予測時間帯の1時間終了時において渋滞長が発生していた場合、その渋滞も当該1時間の交通需要であるとみなし、渋滞長を車両台数に換算して交通量を補正して交差点解析に用いました。渋滞長から車両台数への換算は、予測時間帯での平均的な大型車混入率及び方向別割合を参考に設定しました。

交差点概略図

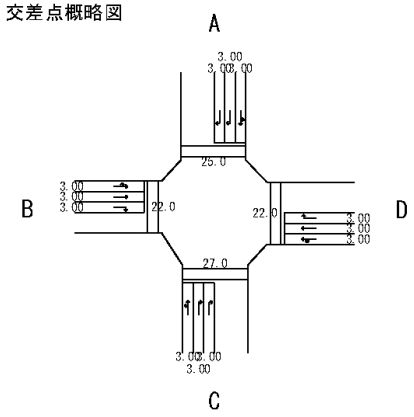

交通量図

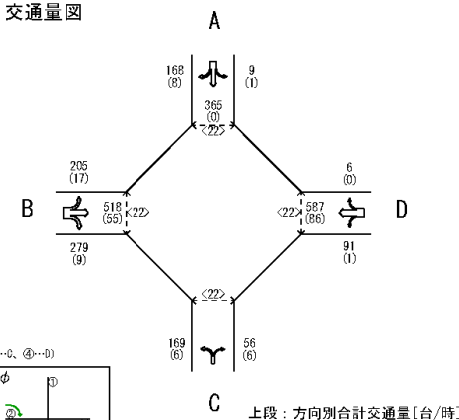

上段：方向別合計交通量［台/時］
下段：（大型車混入台数）［台/時］
〈歩行者数〉［人/時］

現示方式の図示

（※記号の対応関係は次のとおり。①…A、②…B、③…C、④…D）

現示	1φ	2φ	3φ	4φ	
表示時間	G:95 Y:3 AR:1	G:10 Y:2 AR:3	G:42 Y:3 AR:0	G:6 Y:2 AR:3	C=170
有効青時間	96	10	43	6	G=155
損失時間	3	5	2	5	L=15

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

②-2 開催中交差点交通量（地点2（目黒交番前）：ピーク時　17：00～18：00 / 一般交通量は現況値使用）　【信号現示調整後】

流入部		A		B			C		D				
車線の種類		左折·直進	右折	左折·直進	直進	右折	左折·直進	右折	左折·直進	直進	右折		
車線数		1	2	1	1	1	1	2	1	1	1		
飽和交通流率の基本値	SB	2000	1800	2000	2000	1800	2000	1800	2000	2000	1800		
車線幅員による補正率 （車線幅員）	αw m	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)		
縦断勾配による補正率 （縦断勾配）	αG %	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)		
大型車混入による補正率 （大型車混入率）	αT %	0.998 (0.27)	0.968 (4.76)	0.939 (9.30)	0.931 (10.62)	0.978 (3.23)	0.976 (3.55)	0.930 (10.71)	0.928 (11.01)	0.907 (14.65)	1.000 (0.00)		
左折車混入による補正率 （左折率） （歩行者による低減率） （有効青時間） （歩行者用青時間） 横断歩行者による補正率	αLT L% fp 秒 秒 αL	0.994 (2.4) 0.13 86 79		0.880 (56.7) 0.13 43 38			0.800 0.13 86 79		0.940 (26.8) 0.13 43 38				
右折車混入による補正率 （右折率） （右折車の通過確率） （有効青時間） （現示変り目のさばけ台数増分） KER：台/サイクル （交差点内滞留台数） K：台/サイクル	αRT R% f 秒					0.547 43 2(42)					0.585 43 2(42)		
飽和交通流率	SA	1984	3484	1653	1862	1760	1562	3348	1745	1814	1800		
設計交通量	q	374 (9+365)	168*1	723 (205+518)		279	169 (169+0)	56	678 (91+587)		6		
右折補正交通量	qR−N					117					0	現示の需要率	交差点の需要率
交差点流入部の需要率	ρ	0.189	0.048	0.206		0.066	0.108	0.017	0.191		0.000		
必要現示率	1φ	0.189					0.108					0.189	0.509
	2φ		0.048					0.017				0.048	
	3φ			0.206					0.191			0.206	
	4φ					0.066					0.000	0.066	
有効青時間(秒)	1φ	86					86					サイクル長(秒)	
	2φ		10					10				170	
	3φ			43					43				
	4φ					16					16		
信号青時間比	G/C	86/170	10/170	43/170		16/170	86/170	10/170	43/170		16/170		
可能交通容量	Ci	1004	205	889		328	790	197	900		360		
交通容量比	q/Ci	0.373	0.820	0.813		0.851	0.214	0.284	0.753		0.017		
交通処理案のチェック		OK	OK	OK		OK	OK	OK	OK		OK		
滞留長	Ls(m)		37.4			122.4		13.2			2.6		

※ N=KER×(3600/C), N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）

A：至　十日市場
B：至　つきみ野
C：至　泉
D：至　鶴ヶ峰

＊1　現況交通量は、現地調査の渋滞長を加味して設定しました。予測時間帯の1時間終了時において渋滞長が発生していた場合、その渋滞も当該1時間の交通需要であるとみなし、渋滞長を車両台数に換算して交通量を補正して交差点解析に用いました。渋滞長から車両台数への換算は、予測時間帯での平均的な大型車混入率及び方向別割合を参考に設定しました。

交差点概略図

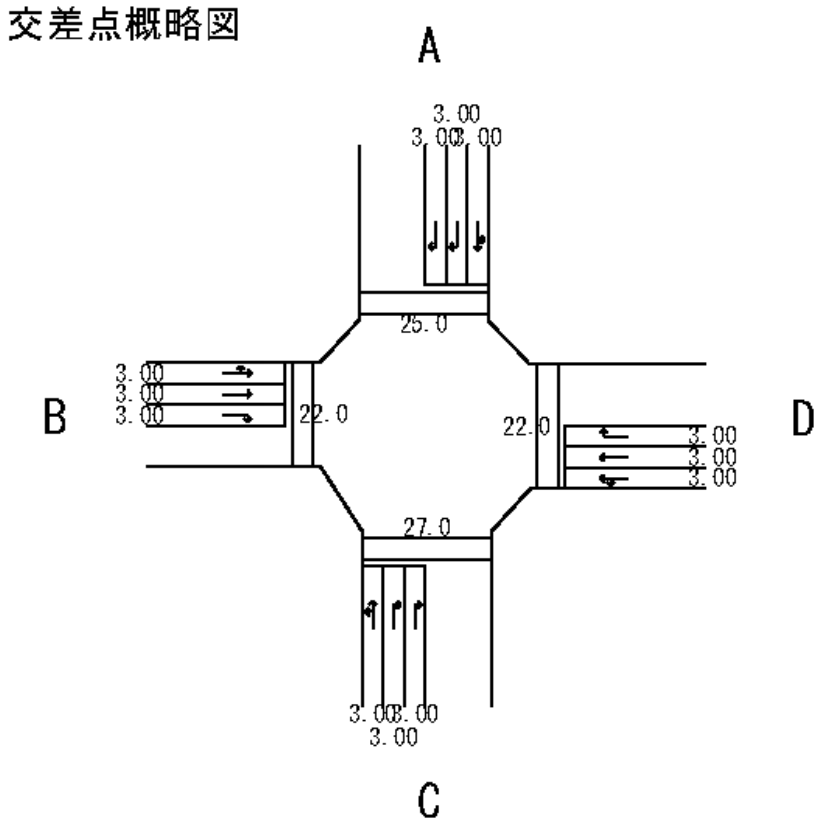

交通量図

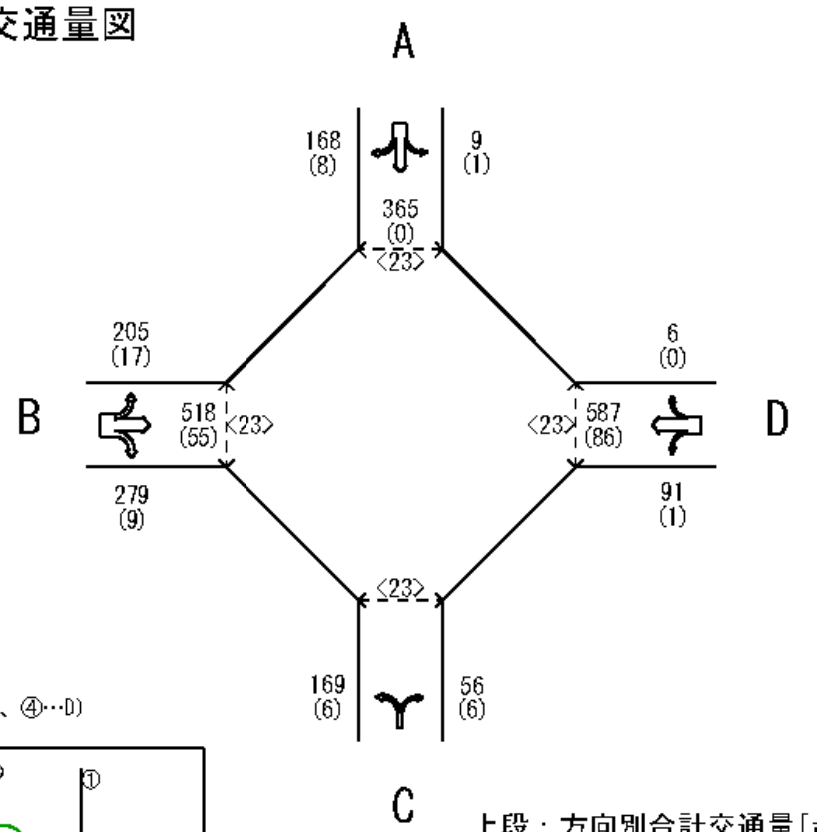

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：(大型車混入台数)[台/時]
〈歩行者数〉[人/時]

現示方式の図示

（※記号の対応関係は次のとおり。①…A、②…B、③…C、④…D）

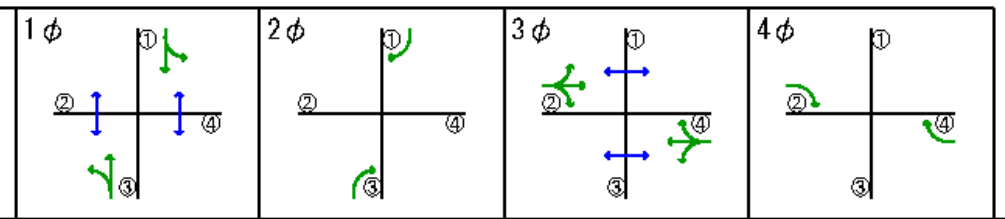

現示	1φ	2φ	3φ	4φ	
表示時間	G:85 Y:3 AR:1	G:10 Y:2 AR:3	G:42 Y:3 AR:0	G:16 Y:2 AR:3	C=170
有効青時間	86	10	43	16	G=155
損失時間	3	5	2	5	L=15

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

③開催中交差点交通量（地点3（上川井IC）：ピーク時　17：00～18：00 / 一般交通量は現況値使用）

流入部		A		B			C		D				
車線の種類		左折･右折	右折	左折	直進	右折	左折可	右折	左折可	直進	右折		
車線数		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
飽和交通流率の基本値	SB	1711	1711	1800	1583	1705	1800	1400	1800	1525	1544		
車線幅員による補正率	αw	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（車線幅員）	m	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.60)	(3.20)	(3.00)	(3.00)	(3.00)		
縦断勾配による補正率	αG	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)		
大型車混入による補正率	αT	0.927	0.988	0.984	0.990	0.938	0.909	0.994	0.986	0.959	0.951		
（大型車混入率）	%	(11.18)	(1.68)	(2.31)	(1.48)	(9.47)	(14.36)	(0.92)	(1.96)	(6.08)	(7.41)		
左折車混入による補正率	αLT												
（左折率）	L%												
（歩行者による低減率）	fp												
（有効青時間）	秒												
（歩行者用青時間）	秒												
横断歩行者による補正率	αL	1.000		1.000									
右折車混入による補正率	αRT	1.000											
（右折率）	R%	(28.0)											
（右折車の通過確率）	f	1.000											
（有効青時間）	秒	20											
（現示変り目のさばけ台数増分）													
KER：台/サイクル													
（交差点内滞留台数）		2(65)											
K：台/サイクル													
飽和交通流率	SA	1586	1690	1771	3134	1599	*1636	1992	*1775	1462	1468		
設計交通量	q	168	191	173	271	507	557	109	102	296	135		
		(121+47)											
右折補正交通量	qR－N												
交差点流入部の需要率	ρ	0.106	0.113	0.098	0.086	0.317	-	0.078	-	0.202	0.092	現示の需要率	交差点の需要率
必要現示率	1φ	0.106	0.113	0.040				0.078				0.113	0.632
	2φ			0.058	0.086					0.202		0.202	
	3φ					0.317					0.092	0.317	
有効青時間(秒)	1φ	20	20	20				20				サイクル長(秒)	
	2φ			29	29					29		110	
	3φ					43					43		
信号青時間比	G／C	20/110	20/110	49/110	29/110	43/110	110/110	20/110	110/110	29/110	43/110		
可能交通容量	Ci	288	307	789	826	625	1636	253	1775	385	574		
交通容量比	q／Ci	0.583	0.622	0.219	0.328	0.811	0.340	0.431	0.057	0.769	0.235		
交通処理案のチェック		OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK		
滞留長	Ls(m)		53.4	48.7		152.6		30.2			39.9		

※ N=KER×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）

A：至　横浜町田IC
B：至　つきみ野
C：至　下川井IC
D：至　鶴ヶ峰

交差点概略図

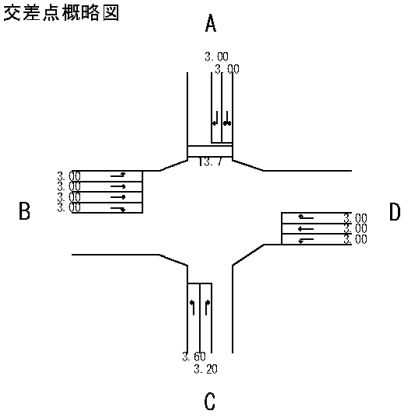

交通量図

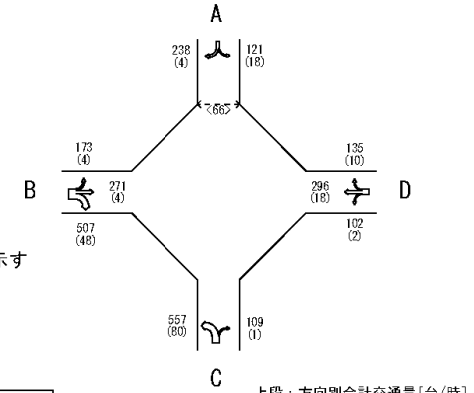

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：（大型車混入台数）[台/時]
〈歩行者数〉[人/時]

現示方式の図示　※ 破線矢印は「左折可」標識を示す

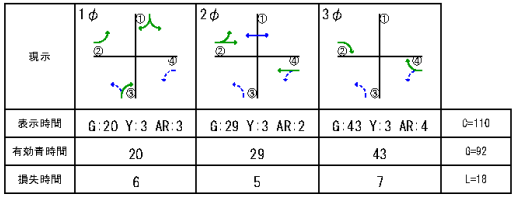

表示時間	G:20 Y:3 AR:3	G:29 Y:3 AR:2	G:43 Y:3 AR:4	O=110
有効青時間	20	29	43	O=92
損失時間	6	5	7	L=18

（※記号の対応関係は次のとおり。①…A、②…B、③…C、④…D）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

④開催中交差点交通量（地点4（滝沢）：ピーク時　17：00～18：00 / 一般交通量は現況値使用）

流入部		A		B		C		
車線の種類		左折･直進	直進	直進	右折	左折･右折	右折	
車線数		1	1	2	1	1	1	
飽和交通流率の基本値	ＳＢ	1547	1547	1507	1800	1457	1432	
車線幅員による補正率	αｗ	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
（車線幅員）	ｍ	(3.10)	(3.20)	(3.00)	(3.00)	(3.10)	(3.20)	
縦断勾配による補正率	αＧ	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
（縦断勾配）	％	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
大型車混入による補正率	αＴ	0.961	0.945	0.950	0.837	0.880	0.981	
（大型車混入率）	％	(5.79)	(8.38)	(7.54)	(27.78)	(19.55)	(2.80)	
左折車混入による補正率	αＬＴ	0.902						
（左折率）	Ｌ％	(41.8)						
（歩行者による低減率）	ｆｐ	0.16				0.16		
（有効青時間）	秒	44				34		
（歩行者用青時間）	秒	35				25		
横断歩行者による補正率	αＬ					0.882		
右折車混入による補正率	αＲＴ					1.000		
（右折率）	Ｒ％					(0.0)		
（右折車の通過確率）	ｆ				0.499	1.000		
（有効青時間）	秒				47	34		
（現示変り目のさばけ台数増分）					1(36)			
KER：台/サイクル								
（交差点内滞留台数）								
K：台/サイクル								
飽和交通流率	ＳＡ	1341	1462	2864	1507	1131	1405	
設計交通量	ｑ	875 (183+692)		783	18	312 (312+0)	214	
右折補正交通量	ｑＲ－Ｎ				0			
交差点流入部の需要率	ρ	0.312		0.273	0.000	0.276	0.152	現示の需要率 / 交差点の需要率
必要現示率	1 φ	0.312		0.233				0.312 / 0.628
	2 φ			0.040	0.000			0.040
	3 φ					0.276	0.152	0.276
有効青時間(秒)	1 φ	44		47				サイクル長(秒)
	2 φ			8	8			100
	3 φ					34	34	
信号青時間比	Ｇ／Ｃ	44/100		55/100	8/100	34/100	34/100	
可能交通容量	Ｃｉ	1233		1575	395	385	478	
交通容量比	ｑ／Ｃｉ	0.710		0.497	0.046	0.810	0.448	
交通処理案のチェック		ＯＫ		ＯＫ	ＯＫ	ＯＫ	ＯＫ	
滞留長	Ｌｓ(ｍ)				5.8		55.0	

※ N=KER×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）

A：至　十日市場駅
B：至　瀬谷駅
C：

交差点概略図

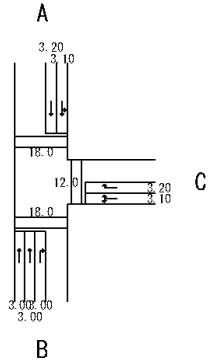

交通量図

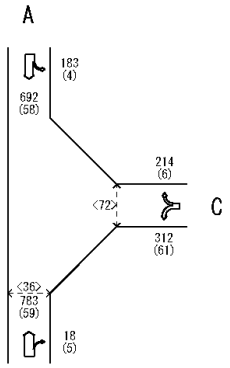

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：(大型車混入台数)[台/時]
〈歩行者数〉[人/時]

現示方式の図示

(※記号の対応関係は次のとおり。①…A、②…B、③…C)

現示	1φ	2φ	3φ	
表示時間	G:44 Y:3 AR:0	G:8 Y:3 AR:2	G:34 Y:3 AR:3	C=100
有効青時間	47	8	34	G=89
損失時間	0	5	6	L=11

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

⑤-1開催中交差点交通量（地点4（瀬谷土橋公園入口）：ピーク時　16：00～17：00 / 一般交通量は現況値使用）【信号現示調整前】

流入部		A		B		C			
車線の種類		左折･直進	直進	直進	右折	左折	右折		
車線数		1	1	2	1	1	1		
飽和交通流率の基本値	ＳＢ	1661	1661	1511	1571	1800	1614		
車線幅員による補正率	αｗ	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（車線幅員）	ｍ	(3.20)	(3.20)	(3.30)	(3.00)	(3.30)	(3.60)		
縦断勾配による補正率	αＧ	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（縦断勾配）	％	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)		
大型車混入による補正率	αＴ	0.897	0.901	0.938	0.748	0.956	0.967		
（大型車混入率）	％	(16.35)	(15.61)	(9.41)	(48.21)	(6.60)	(4.84)		
左折車混入による補正率	αＬＴ	0.950							
（左折率）	Ｌ％	(20.9)							
（歩行者による低減率）	ｆｐ	0.15				0.15			
（有効青時間）	秒	54				29			
（歩行者用青時間）	秒	42				17			
横断歩行者による補正率	αＬ					0.912			
右折車混入による補正率	αＲＴ								
（右折率）	Ｒ％								
（右折車の通過確率）	ｆ								
（有効青時間）	秒								
（現示変り目のさばけ台数増分）									
ＫＥＲ：台/サイクル									
（交差点内滞留台数）									
Ｋ：台/サイクル									
飽和交通流率	ＳＡ	1415	1497	2834	1175	1569	1561		
設計交通量	ｑ	901 (94+807)		542	224	106	310		
右折補正交通量	ｑＲ－Ｎ								
交差点流入部の需要率	ρ	0.309		0.191	0.191	0.068	0.199	現示の需要率	交差点の需要率
必要現示率	1 φ	0.309		0.161				0.309	0.699
	2 φ			0.030	0.191			0.191	
	3 φ					0.068	0.199	0.199	
有効青時間(秒)	1 φ	54		59				サイクル長(秒)	
	2 φ			11	11			109	
	3 φ					29	29		
信号青時間比	Ｇ／Ｃ	54/109		70/109	11/109	29/109	29/109		
可能交通容量	Ｃｉ	1443		1820	119	418	415		
交通容量比	ｑ／Ｃｉ	0.624		0.298	1.882	0.254	0.747		
交通処理案のチェック		ＯＫ		ＯＫ	ＮＧ	ＯＫ	ＯＫ		
滞留長	Ｌｓ(ｍ)				90.5	30.8	88.6		

※ N=KER×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）

A：至　十日市場駅
B：至　瀬谷駅
C：

交差点概略図

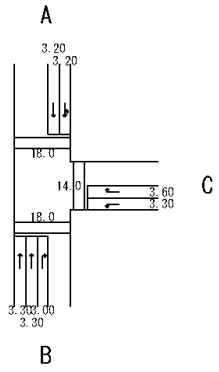

交通量図

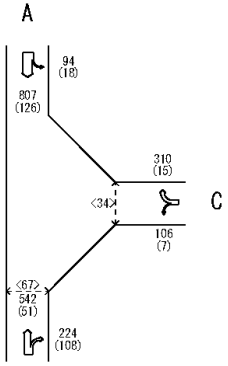

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：(大型車混入台数)[台/時]
　　<歩行者数>[人/時]

現示方式の図示

(※記号の対応関係は次のとおり。①…A、②…B、③…C)

現示	1φ	2φ	3φ	
表示時間	G:54 Y:3 AR:2	G:11 Y:3 AR:2	G:29 Y:3 AR:2	C=109
有効青時間	59	11	29	G=99
損失時間	0	5	5	L=10

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

⑤-2開催中交差点交通量（地点4（瀬谷土橋公園入口）：ピーク時　16：00～17：00 / 一般交通量は現況値使用）【信号現示調整後】

流入部		A		B		C			
車線の種類		左折･直進	直進	直進	右折	左折	右折		
車線数		1	1	2	1	1	1		
飽和交通流率の基本値	ＳＢ	1661	1661	1511	1571	1800	1614		
車線幅員による補正率	αｗ	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（車線幅員）	ｍ	(3.20)	(3.20)	(3.30)	(3.00)	(3.30)	(3.60)		
縦断勾配による補正率	αＧ	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（縦断勾配）	％	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)		
大型車混入による補正率	αＴ	0.897	0.901	0.938	0.748	0.956	0.967		
（大型車混入率）	％	(16.35)	(15.61)	(9.41)	(48.21)	(6.60)	(4.84)		
左折車混入による補正率	αＬＴ	0.954							
（左折率）	Ｌ％	(20.9)							
（歩行者による低減率）	ｆｐ	0.15				0.15			
（有効青時間）	秒	43				29			
（歩行者用青時間）	秒	31				17			
横断歩行者による補正率	αＬ					0.912			
右折車混入による補正率	αＲＴ								
（右折率）	Ｒ％								
（右折車の通過確率）	ｆ								
（有効青時間）	秒								
（現示変り目のさばけ台数増分）									
ＫＥＲ：台/サイクル									
（交差点内滞留台数）									
Ｋ：台/サイクル									
飽和交通流率	ＳＡ	1421	1497	2834	1175	1569	1561		
設計交通量	ｑ	901		542	224	106	310		
		(94+807)							
右折補正交通量	ｑＲ－Ｎ								
交差点流入部の需要率	ρ	0.309		0.191	0.191	0.068	0.199	現示の需要率	交差点の需要率
必要現示率	1 φ	0.309		0.131				0.309	0.699
	2 φ			0.060	0.191			0.191	
	3 φ					0.068	0.199	0.199	
有効青時間(秒)	1 φ	43		48				サイクル長(秒)	
	2 φ			22	22			109	
	3 φ					29	29		
信号青時間比	Ｇ／Ｃ	43/109		70/109	22/109	29/109	29/109		
可能交通容量	Ｃｉ	1151		1820	237	418	415		
交通容量比	ｑ／Ｃｉ	0.783		0.298	0.945	0.254	0.747		
交通処理案のチェック		ＯＫ		ＯＫ	ＯＫ	ＯＫ	ＯＫ		
滞留長	Ｌｓ(ｍ)				90.5	30.8	88.6		

※ N=KER×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）

A：至　十日市場駅
B：至　瀬谷駅
C：

交差点概略図

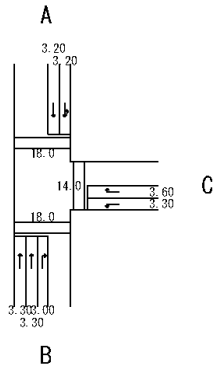

交通量図

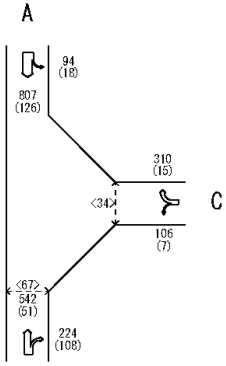

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：(大型車混入台数)[台/時]
　　<歩行者数>[人/時]

現示方式の図示

(※記号の対応関係は次のとおり。①…A、②…B、③…D)

現示	1φ	2φ	3φ	
表示時間	G:43 Y:3 AR:2	G:22 Y:3 AR:2	G:29 Y:3 AR:2	C=109
有効青時間	48	22	29	G=99
損失時間	0	5	5	L=10

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

⑥開催中交差点交通量（地点5（中瀬谷消防署出張所北側）：ピーク時　17：00～18：00 ／ 一般交通量は現況値使用）

流入部		A		B		C		D		
車線の種類		左折	直進	右折	左折・直進	右折	左折・直進	右折	左折・直進	右折
車線数		1	1	1	1	1	1	1	1	1
飽和交通流率の基本値	S B	1800	2000	1800	2000	1800	2000	1800	2000	1800
車線幅員による補正率	α w	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
（車線幅員）	m	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.25)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)
縦断勾配による補正率	α G	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
大型車混入による補正率	α T	0.939	0.822	1.000	1.000	1.000	0.968	0.782	0.894	1.000
（大型車混入率）	%	(9.36)	(21.01)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(4.69)	(39.76)	(16.98)	(0.00)
左折車混入による補正率	α L T					1.000			0.769	
（左折率）	L %					(0.0)				
（歩行者による低減率）	f p	0.18				0.18			0.18	
（有効青時間）	秒	44				44			26	
（歩行者用青時間）	秒	42				42			22	
横断歩行者による補正率	α L	0.828								1(40)
右折車混入による補正率	α R T					1.000			0.979	
（右折率）	R %			0.612		(0.0)		0.642	26	
（右折車の通過確率）	f			44		0.18		44		
（有効青時間）	秒			1(40)		44		1(40)		
（現示変り目のさばけ台数/増分）						42				
KDR：台／サイクル										
（交差点内滞留台数）										
K：台／サイクル										
飽和交通流率	S A	1399	1744	1800	2000	1800	1936	1408	1375	1800
配計交通量	q	139	414	0	22	48	469	83	53	166
					(0+22)		(0+469)		(53+0)	
右折補正交通量	q_R－N			0				43		

			現示の需要率	交差点の需要率
交差点流入部の需要率	ρ	0.099	0.092	0.365
必要現示率	1 φ	0.099	0.242	
	2 φ		0.031	
	3 φ		0.092	
有効青時間（秒）	1 φ	44	サイクル長（秒）	
	2 φ		90	
	3 φ			

損失青時間比	G／C	44/ 90	44/ 90	8/ 90	26/ 90	26/ 90	44/ 90	8/ 90	28/ 90	26/ 90
可能交通容量	C i	684	853	666	578	520	946	486	397	535
交通容量比	q／C i	0.203	0.486	0.000	0.038	0.092	0.496	0.171	0.134	0.310
交通処理案のチェック		OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
滞留長	L s (m)	34.2	0.0		10.8			26.1		37.4

※ N=KDR×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）

A：至　十日市場
B：
C：至　泉
D：

交差点概略図

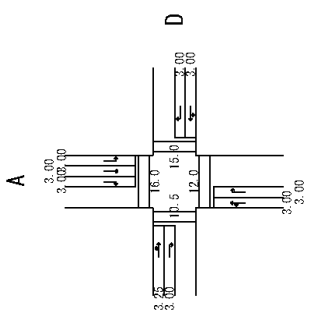

交通量図

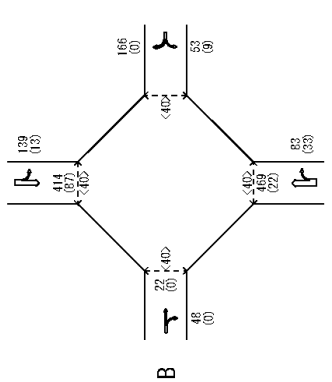

現示方式の図示

（※記号の対応関係は次のとおり，①→A，②→B，③→C，④→D）

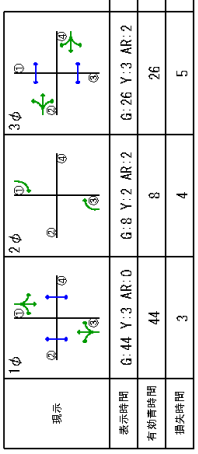

表示時間	G:44 Y:3 AR:0	G:8 Y:2 AR:2	G:26 Y:3 AR:2	C=90
有効青時間	44	8	26	G=78
損失時間	3	4	5	L=12

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

⑦開催中交差点交通量（地点6（瀬谷中学校前））：ピーク時　17：00～18：00 / 一般交通量は現況値使用）

流入部		A			B		C			D			
車線の種類		左折	直進	右折	左折･直進	右折	左折	直進	右折	左折･直進	右折		
車線数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
飽和交通流率の基本値	SB	1999	1708	1800	1835	1932	1530	1576	1473	1541	1800		
車線幅員による補正率	αw	1.000	1.000	1.000	0.950	1.000	1.000	1.000	1.000	0.950	1.000		
（車線幅員）	m	(3.00)	(3.00)	(2.75)	(2.90)	(2.80)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(2.90)	(2.80)		
縦断勾配による補正率	αG	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)		
大型車混入による補正率	αT	0.856	0.933	0.963	0.980	0.993	0.975	0.969	0.985	0.973	0.861		
（大型車混入率）	%	(24.11)	(10.29)	(5.56)	(2.91)	(1.06)	(3.64)	(4.58)	(2.17)	(3.90)	(23.08)		
左折車混入による補正率	αLT				0.968					0.925			
（左折率）	L%				(14.9)					(32.3)			
（歩行者による低減率）	fp	0.16			0.16		0.16			0.19			
（有効青時間）	秒	35			32		35			32			
（歩行者用青時間）	秒	25			20		25			20			
横断歩行者による補正率	αL	0.886					0.886						
右折車混入による補正率	αRT												
（右折率）	R%												
（右折車の通過確率）	f			0.642		0.776			0.667		0.760		
（有効青時間）	秒			35		32			35		32		
（現示変り目のさばけ台数増分）				2(72)		2(72)			2(72)		2(72)		
KER：台/サイクル													
（交差点内滞留台数）													
K：台/サイクル													
飽和交通流率	SA	1516	1594	1733	1654	1918	1322	1527	1451	1318	1550		
設計交通量	q	141	379	36	309	188	165	415	138	359	156		
					(46+263)					(116+243)			
右折補正交通量	qR－N			0		0			0		0		
交差点流入部の需要率	ρ	0.093	0.238	0.000	0.187	0.000	0.125	0.272	0.000	0.272	0.000	現示の需要率	交差点の需要率
必要現示率	1φ	0.093	0.238				0.125	0.272				0.272	0.544
	2φ			0.000					0.000			0.000	
	3φ				0.187					0.272		0.272	
	4φ					0.000					0.000	0.000	
有効青時間(秒)	1φ	35	35				35	35				サイクル長(秒)	
	2φ			8					8			100	
	3φ				32					32			
	4φ					9					9		
信号青時間比	G／C	35/100	35/100	8/100	32/100	9/100	35/100	35/100	8/100	32/100	9/100		
可能交通容量	Ci	530	558	342	529	512	462	534	347	422	455		
交通容量比	q／Ci	0.266	0.679	0.105	0.584	0.367	0.357	0.777	0.398	0.851	0.343		
交通処理案のチェック		OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK		
滞留長	Ls(m)	43.8		9.5		47.5	42.7		35.2		48.0		

※ N=KER×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）

A：至　十日市場
B：至　国道２４６号
C：至　泉
D：至　瀬谷小学校

交差点概略図

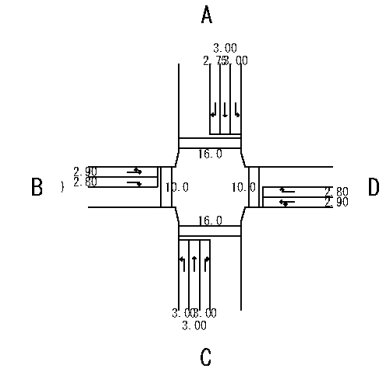

交通量図

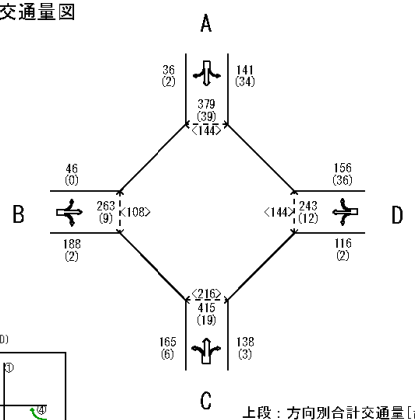

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：(大型車混入台数)[台/時]
<歩行者数>[人/時]

現示方式の図示

（※記号の対応関係は次のとおり。①…A、②…B、③…C、④…D）

現示	1φ	2φ	3φ	4φ	
表示時間	G:35 Y:3 AR:0	G:8 Y:3 AR:2	G:32 Y:3 AR:0	G:9 Y:3 AR:2	C=100
有効青時間	35	8	32	9	Q=84
損失時間	3	5	3	5	L=16

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

19　現況の交通量を一般交通量とした場合の開催時の大気質、騒音及び振動について

ご意見の趣旨

地域社会の交通混雑の予測において、実態に即した予測となるよう、既存資料ではなく交通量を推計（転換率式併用QV分割配分手法）して、一般交通量を設定したと思うが、方法書の審査の段階では提示されていないので、これを使用した理由とその妥当性について聞きたい（第11回 環境影響評価審査会（11月２日）でのご意見）。

関係車両の走行に伴う道路交通騒音の地点7について、令和２年の現地調査の時点では環境基準を満たしていたところが、こういう事業によって予測だと５デシベル程度増加すると、結果として環境基準を満たせなくなる。環状４号線の混雑の緩和として瀬谷地内線に車両を誘導すると、騒音の環境が悪化することが懸念される。（第13回 環境影響評価審査会（12月６日）でのご意見）

事業者の見解

第13回環境影響評価審査会（12月６日）でお示しした、現況の交通量（混雑時）に本博覧会の開催によって発生する交通量（多客日）を加えた条件を用いて、開催中における大気質、騒音及び振動について検証した結果をご提示します。検証にあたっては準備書と同様に、地点1～7(図19-1及び19-2)において、大気質濃度、道路交通騒音レベル、道路交通振動レベルについて試算しました。

大気質の予測結果としては、二酸化窒素は0.032～0.034ppm、浮遊粒子状物質は0.045mg/m^3であり、環境基準及び環境目標値（二酸化窒素：0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m3 以下）に適合しています（表19-1）。

振動の予測結果としては、昼間で42.9～50.6 デシベル、夜間で41.1～49.6 デシベルであり、予測７地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します（表19-3）。

騒音の予測結果としては、昼間で58.3～68.6デシベルであり、予測7地点のうち5地点（地点1、地点2、地点3、地点4、地点5）で環境基準を下回ると予測します。その他の2地点（地点6、地点7）では環境基準を上回っていますが、将来一般交通量において、すでに環境基準を上回っています。これらの２地点における本博覧会の関係車両に起因する騒音レベルの増分は最大1.6デシベル（1.5～1.6デシベル）と予測します（表19-2）。

なお、今回の予測値と準備書での予測値を比較すると、地点5及び7については、一般交通に起因する騒音レベルは準備書の方が高い値（地点5：2.8～3.0、地点7：2.2～2.4デシベル）となっていますが、これは、準備書の予測値が瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線の開通による通過交通の増加を考慮しているためと想定します。

現地調査において、地点7の平日及び休日の騒音レベルは環境基準を下回りますが、現況の交通量（混雑時）を用いた今回の予測値（一般交通に起因する騒音レベル）は61.5～62.0デシベルであり、環境基準を上回ります。

また、本博覧会の開催までには、瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線は開通しており、地点７は通過交通の増加によって現地調査時点よりも騒音レベルは高くなると想定します。

本博覧会としては、公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、地点７も含め会場周辺への交通集中による影響の低減に努めます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 19-1　現況交通量を用いた予測結果（大気）

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素（ppm） 日平均値の年間98%値		浮遊粒子状物質（mg/m³） 日平均値の2%除外値	
			準備書記載の結果	現況交通量による結果	準備書記載の結果	現況交通量による結果
地点 1	環状４号線	東側	0.033	0.033	0.045	0.045
		西側	0.033	0.033	0.045	0.045
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側	0.033	0.034	0.045	0.045
		南側	0.034	0.034	0.045	0.045
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側	0.033	0.033	0.045	0.045
		北側	0.033	0.033	0.045	0.045
地点 4	環状４号線	西側	0.034	0.034	0.045	0.045
		東側	0.034	0.033	0.045	0.045
地点 5	深見第 228 号線	西側	0.032	0.032	0.045	0.045
		東側	0.032	0.032	0.045	0.045
地点 6	環状４号線	西側	0.033	0.034	0.045	0.045
		東側	0.033	0.033	0.045	0.045
地点 7	瀬谷地内線	西側	0.033	0.032	0.045	0.045
		東側	0.032	0.032	0.045	0.045

注1：環境基準は、二酸化窒素0.04ppmから0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m³以下。
注2：環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

表 19-2　現況交通量を用いた予測結果（騒音）

単位：デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル（L_{Aeq}） 準備書記載の結果			現況交通量による結果			差分		環境基準
			一般	開催中	増加	一般	開催中	増加	一般	開催中	
			A	B	B-A	C	D	D-C	A-C	B-D	
地点 1	環状 4 号線	東側	63.9	66.7	2.8	62.7	66.1	3.4	1.2	0.6	70
		西側	65.1	67.8	2.7	63.9	67.2	3.3	1.2	0.6	
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	66.3	66.7	0.4	66.8	67.2	0.4	-0.5	-0.5	70
		南側	66.3	66.6	0.3	66.9	67.2	0.3	-0.6	-0.6	
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	63.0	64.2	1.2	64.1	65.1	1.0	-1.1	-0.9	70
		北側	64.8	66.0	1.2	65.7	66.7	1.0	-0.9	-0.7	
地点 4	環状 4 号線	西側	63.9	67.0	3.1	61.9	66.2	4.3	2.0	0.8	70
		東側	63.6	67.0	3.4	62.0	66.4	4.4	1.6	0.6	
地点 5	深見第 228 号線	南側	60.2	60.7	0.5	57.4	58.3	0.9	**2.8**	**2.4**	60
		北側	60.0	60.8	0.8	57.0	58.5	1.5	**3.0**	**2.3**	
地点 6	環状 4 号線	西側	66.5	68.2	1.7	67.1	68.6	1.5	-0.6	-0.4	65
		東側	64.6	66.4	1.8	65.3	66.9	1.6	-0.7	-0.5	
地点 7	瀬谷地内線	西側	64.4	65.3	0.9	62.0	63.5	1.5	**2.4**	**1.8**	60
		東側	63.7	64.7	1.0	61.5	63.0	1.5	**2.2**	**1.7**	

注1：時間区分は、昼間：6～22時です。
注2：網掛けは環境基準を上回ることを示します。
注3：「一般」は一般交通量のみによる騒音寄与レベル、「開催中」は開催中交通量（一般車両＋関係車両）による騒音レベルです。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 19-3　現況交通量を用いた予測結果（振動）

単位：デシベル

	予測地点	道路名	予測位置	道路交通振動レベル(L_{10}) 準備書記載の結果 一般 A	準備書記載の結果 開催中 B	準備書記載の結果 増加 B-A	現況交通量による結果 一般 C	現況交通量による結果 開催中 D	現況交通量による結果 増加 D-C	差分 一般 A-C	差分 開催中 B-D	要請限度
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	39.8	43.8	4.0	37.6	43.2	5.6	2.2	0.6	70
			西側	40.0	44.0	4.0	37.8	43.4	5.6	2.2	0.6	
	地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	46.1	46.4	0.3	46.6	46.8	0.2	-0.5	-0.4	70
			南側	46.1	46.4	0.3	46.6	46.8	0.2	-0.5	-0.4	
	地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	48.4	49.2	0.8	49.4	49.7	0.3	-1.0	-0.5	70
			北側	49.2	50.1	0.9	50.3	50.6	0.3	-1.1	-0.5	
	地点 4	環状 4 号線	西側	46.1	50.3	4.2	43.5	49.8	6.3	2.6	0.5	65
			東側	46.1	50.3	4.2	43.5	49.8	6.3	2.6	0.5	
	地点 5	深見第 228 号線	南側	43.7	46.6	2.9	41.8	42.9	1.1	1.9	3.7	65
			北側	43.7	46.6	2.9	41.8	42.9	1.1	1.9	3.7	
	地点 6	環状 4 号線	西側	43.9	47.1	3.2	45.4	46.5	1.1	-1.5	0.6	65
			東側	43.1	46.1	3.0	44.5	45.6	1.1	-1.4	0.5	
	地点 7	瀬谷地内線	西側	45.0	47.4	2.4	42.7	44.6	1.9	2.3	2.8	65
			東側	44.9	47.3	2.4	42.7	44.7	2.0	2.2	2.6	
夜間	地点 1	環状 4 号線	東側	41.6	44.1	2.5	35.7	45.1	9.4	5.9	-1.0	65
			西側	41.8	44.3	2.5	35.8	45.3	9.5	6.0	-1.0	
	地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	北側	45.4	45.7	0.3	44.1	44.7	0.6	1.3	1.0	65
			南側	45.4	45.7	0.3	44.1	44.7	0.6	1.3	1.0	
	地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	南側	46.5	48.4	1.9	47.8	49.6	1.8	-1.3	-1.2	65
			北側	47.3	49.3	2.0	47.0	48.7	1.7	0.3	0.6	
	地点 4	環状 4 号線	西側	44.6	50.1	5.5	40.5	49.6	9.1	4.1	0.5	60
			東側	44.6	50.1	5.5	40.5	49.6	9.1	4.1	0.5	
	地点 5	深見第 228 号線	南側	42.5	46.6	4.1	33.2	41.3	8.1	9.3	5.3	60
			北側	42.5	46.6	4.1	33.2	41.3	8.1	9.3	5.3	
	地点 6	環状 4 号線	西側	42.8	46.9	4.1	42.7	47.6	4.9	0.1	-0.7	60
			東側	42.1	46.0	3.9	42.0	46.7	4.7	0.1	-0.7	
	地点 7	瀬谷地内線	西側	41.2	46.2	5.0	35.4	41.1	5.7	5.8	5.1	60
			東側	41.1	46.1	5.0	35.5	41.1	5.6	5.6	5.0	

注1：予測時間帯は、昼間8時～19時、夜間19～8時としました。
注2：道路交通振動レベルの値は、各地点において関係車両が通過する時間帯の最大値を示します。
注3：網掛けは要請限度を上回ることを示します（該当なし）。

表 19-4　現況値を使用した予測方法等（大気質、騒音及び振動）

	大気質	騒音	振動
予測項目	準備書記載のとおり		
予測地域・地点	準備書記載のとおり（図 19-1 参照）	準備書記載のとおり（図 19-2 参照）	準備書記載のとおり（図 19-2 参照）
予測時期	準備書記載のとおり		
予測方法	準備書記載のとおり		
予測条件	準備書 p6.7-69 の記載内容のうち、予測交通量（準備書 p6.7-70「表 6.7-53」）の将来一般交通量について、現況の交通量（混雑時）を基に設定しました（表 19-5(1)参照）。	準備書 p6.8-44 の記載内容のうち、予測交通量（準備書 p6.8-44～45「表 6.8-25(1)～(2)」）の将来一般交通量について、現況の交通量（混雑時）を基に設定しました（表 19-5(2)参照）。	準備書 p6.9-37 の記載内容のうち、予測交通量（（準備書 p6.9-37～38「表 6.9-27(1)～(2)」）の将来一般交通量について、現況の交通量（混雑時）を基に設定しました（表 19-5(1)参照）。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

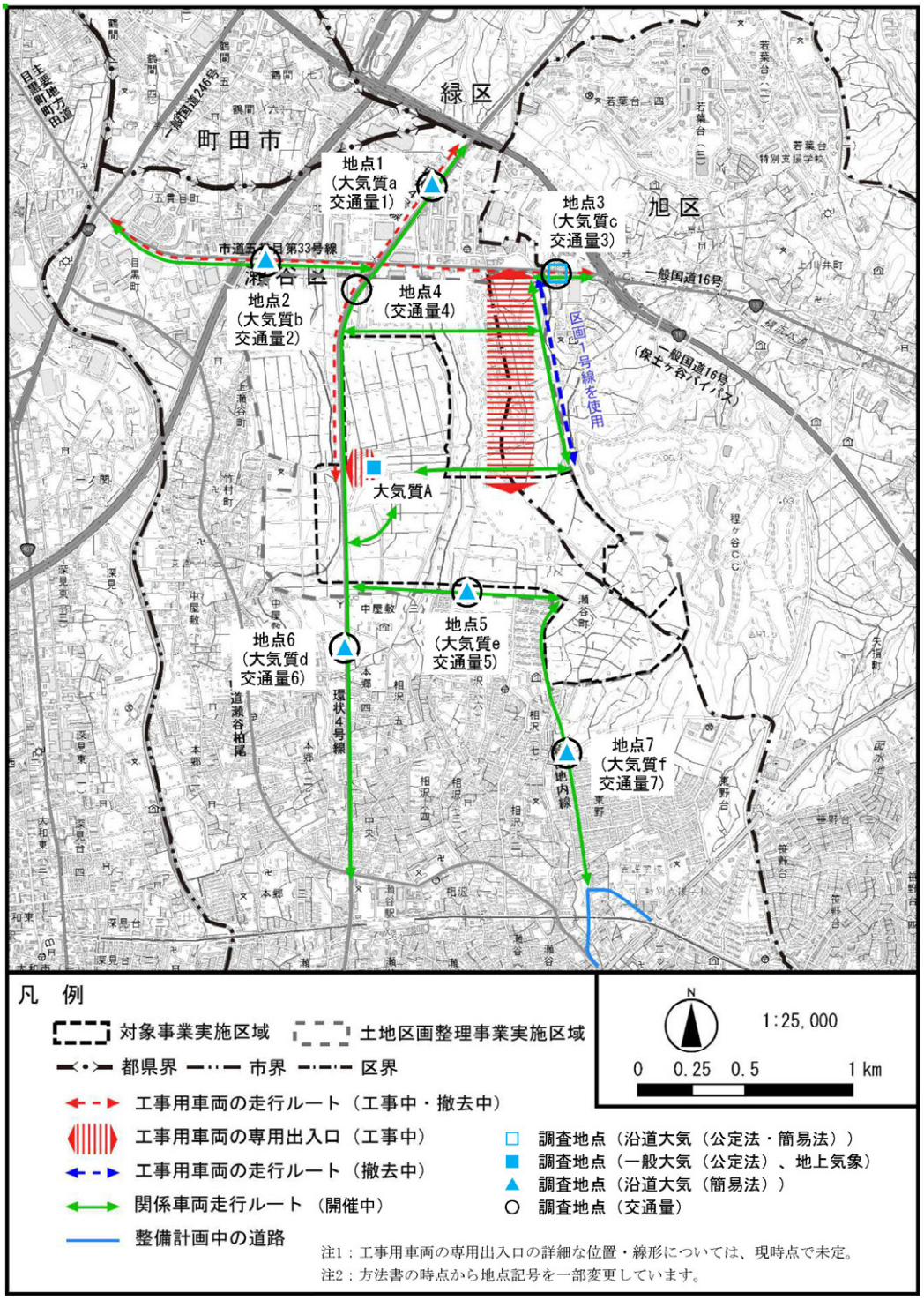

図 19-1　大気質の調査地点図（準備書 p6.7-7「図 6.7-1」）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

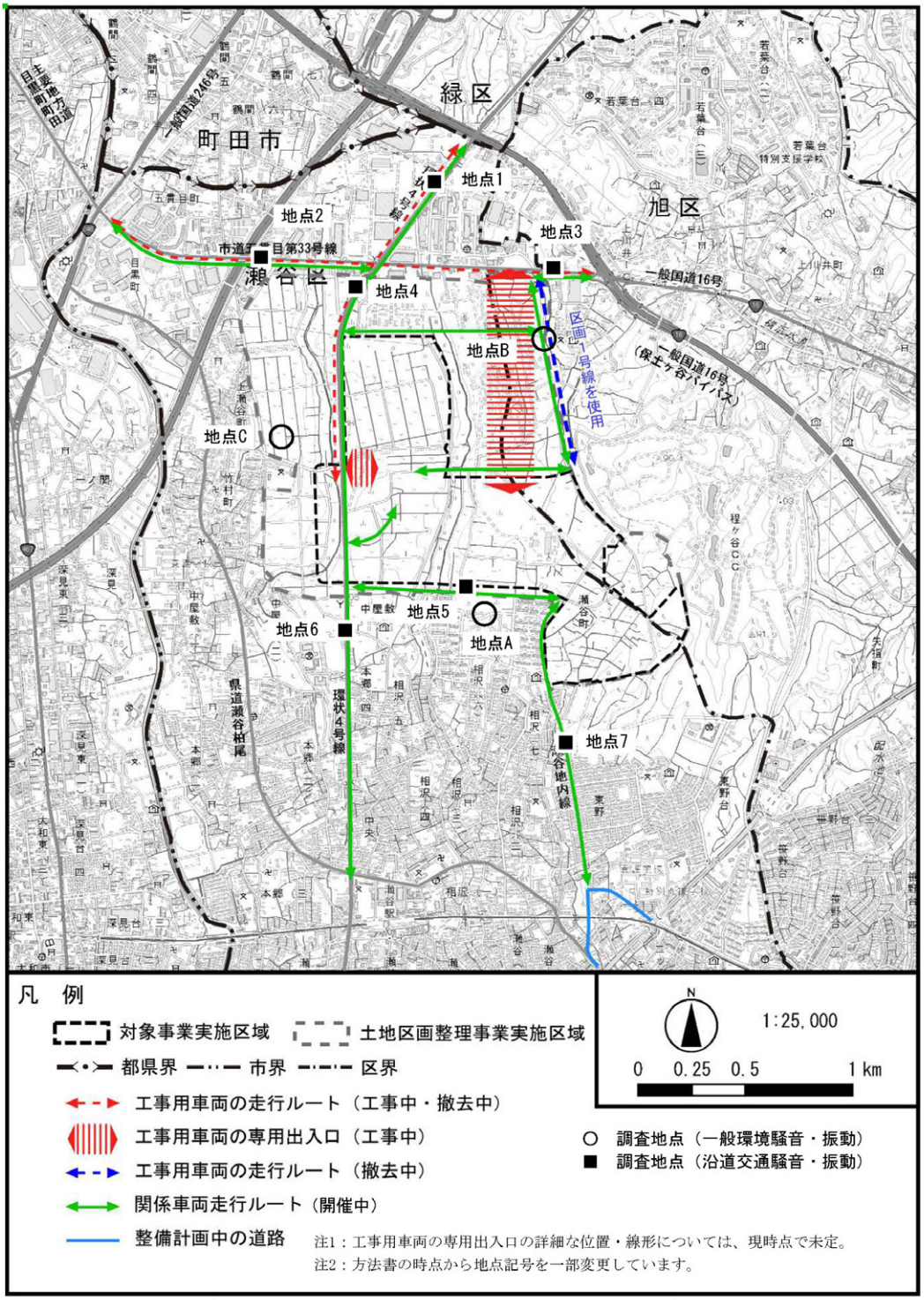

図 19-2　騒音及び振動の調査地点図（準備書 p6.8-6「図 6.8-1」及び p6.9-5「図 6.9-1」）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 19-5(1)　現況値を使用した予測の設定交通量（大気質、振動）

単位：台/24時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量		
				将来一般交通量※	関係車両台数	開催中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	大型車	549	1,313	1,862
			小型車	5,850	3,098	8,948
			合計	6,399	4,411	10,810
		十日市場（北行）	大型車	577	1,313	1,890
			小型車	5,797	2,221	8,018
			合計	6,374	3,534	9,908
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	2,348	4	2,352
			小型車	10,196	1,672	11,868
			合計	12,544	1,676	14,220
		国道 246 号（西行）	大型車	2,358	4	2,362
			小型車	10,263	1,432	11,695
			合計	12,621	1,436	14,057
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	2,133	0	2,133
			小型車	8,187	4,073	12,260
			合計	10,320	4,073	14,393
		上川井（東行）	大型車	2,120	0	2,120
			小型車	7,969	4,864	12,833
			合計	10,089	4,864	14,953
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	514	1,317	1,831
			小型車	5,320	3,653	8,973
			合計	5,834	4,970	10,804
		瀬谷駅（南行）	大型車	572	1,317	1,889
			小型車	5,638	5,040	10,678
			合計	6,210	6,357	12,567
地点 5	深見第 228 号線	環状 4 号線（西行）	大型車	159	0	159
			小型車	2,583	336	2,919
			合計	2,742	336	3,078
		細谷戸公園（東行）	大型車	107	181	288
			小型車	2,282	299	2,581
			合計	2,389	480	2,869
地点 6	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	760	578	1,338
			小型車	5,957	808	6,765
			合計	6,717	1,386	8,103
		瀬谷駅（南行）	大型車	704	578	1,282
			小型車	5,755	643	6,398
			合計	6,459	1,221	7,680
地点 7	瀬谷地内線	細谷戸公園（北行）	大型車	159	181	340
			小型車	2,583	326	2,909
			合計	2,742	507	3,249
		瀬谷駅（南行）	大型車	107	181	288
			小型車	2,282	289	2,571
			合計	2,389	470	2,859

※混雑時においては、既存資料（土地区画整理事業）で自動車断面交通量の現地調査を行っていないため、交差点における方向別交通量の現地調査結果を基に、断面交通量を推計しました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 19-5(2)　現況値を使用した予測の設定交通量（騒音）

単位：台/16時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16時間交通量		
				将来一般交通量※	関係車両台数	開催中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	大型車	430	1,313	1,743
			小型車	5,274	3,098	8,372
			合計	5,704	4,411	10,115
		十日市場（北行）	大型車	450	1,313	1,763
			小型車	5,283	2,221	7,504
			合計	5,733	3,534	9,267
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	1,789	4	1,793
			小型車	8,718	1,672	10,390
			合計	10,507	1,676	12,183
		国道 246 号（西行）	大型車	1,853	4	1,857
			小型車	9,217	1,432	10,649
			合計	11,070	1,436	12,506
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	1,619	0	1,619
			小型車	7,207	4,073	11,280
			合計	8,826	4,073	12,899
		上川井（東行）	大型車	1,571	0	1,571
			小型車	6,849	4,864	11,713
			合計	8,420	4,864	13,284
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	404	1,317	1,721
			小型車	4,803	3,653	8,456
			合計	5,207	4,970	10,177
		瀬谷駅（南行）	大型車	461	1,317	1,778
			小型車	4,948	5,040	9,988
			合計	5,409	6,357	11,766
地点 5	深見第 228 号線	環状 4 号線（西行）	大型車	145	0	145
			小型車	2,413	336	2,749
			合計	2,558	336	2,894
		細谷戸公園（東行）	大型車	100	181	281
			小型車	2,057	299	2,356
			合計	2,157	480	2,637
地点 6	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	600	578	1,178
			小型車	5,242	808	6,050
			合計	5,842	1,386	7,228
		瀬谷駅（南行）	大型車	585	578	1,163
			小型車	5,018	643	5,661
			合計	5,603	1,221	6,824
地点 7	瀬谷地内線	細谷戸公園（北行）	大型車	145	181	326
			小型車	2,413	326	2,739
			合計	2,558	507	3,065
		瀬谷駅（南行）	大型車	100	181	281
			小型車	2,057	289	2,346
			合計	2,157	470	2,627

※混雑時においては、既存資料（土地区画整理事業）で自動車断面交通量の現地調査を行っていないため、交差点における方向別交通量の現地調査結果を基に、断面交通量を推計しました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

20　転換率式併用QV分割配分手法について（２）

ご意見の趣旨

分割配分は分割の仕方によって出てくる結果が変わり得るものであるため、どのように分割をしたのかなど、今後、第三者がこれをきちんと検証できるような情報を記載していただくことが必要であると思う（第15回環境影響評価審査会（１月10日）でのご意見）。

事業者の見解

本博覧会では、交通管理者や所管省庁等との協議・調整において、当該地域の他の事業との整合を図る観点から、推計手法については、分割配分手法により実施しています。

審査会でのご指摘を踏まえ、推計の過程等が検証できるよう、配分回数や分割比率など前提となる条件等について整理しました。

表20-1　交通量推計の前提条件等について

項　目	今回の推計
配分手法	高速転換率併用分割配分
配分回数、分割比率	10 回、1/10
交通流の推計時点	R9 時点
推計の状況（整備の有無）	有 （開発を含めた環境影響評価を行うため）
推計に用いた OD 表	道路交通センサスをベースとした自動車 OD 表 （H22 センサス）
開発交通量の考慮	有 （考慮した開発交通（トリップ数）：23,631 台トリップ／日※ ※想定する駅シャトルバス、団体バス、P&R シャトルバスの各台数を含む）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

21　迂回経路の運用における地点10及び地点2の予測評価について（２）

ご意見の趣旨

地点10と地点2について、交通容量比はそれぞれ示していますが、これを踏まえて、交差点需要率についてはどのようになったのか。

交通容量比が1.0を超えている場合と、交差点需要率が限界需要率を超えてしまう場合は、どのように処理するかも検討していただければと思う（第15回環境影響評価審査会（１月10日）でのご意見）。

事業者の見解

第15回横浜市環境影響評価審査会（1月10日）において、ご提示した迂回経路の運用効果について、地点10及び地点2における交差点需要率を試算しました。試算した結果、地点10及び地点2における交通需要率はいずれの場合も限界需要率を下回りました（表21-1）。

この迂回経路の運用は、迂回台数として200台/時を設定した場合の効果を試算したもので、地点12の交通容量比及び交差点需要率は改善され、来場車両による滞留については、一定程度の緩和が期待できることから、引き続き、交通管理者等との調整を進めていきます。

なお、地点12においては、右折車線の交通容量比が1を超過しており、信号1サイクルで捌き切れない車両と次の信号サイクルによる滞留長によって、土地区画整理事業の区域内道路や駐車場内に地点12からの退場待ちの車両が発生すると想定します。

また、地点12については、来場車両のピーク時（20:00～21:00）における北側の横断歩道の利用は限定的であると想定されますが、迂回経路を運用しても横断歩道の影響を考慮した条件では、交差点需要率が限界需要率も超える結果となります。

このため、区域内道路及び駐車場内に車両が滞留できるスペースをできるだけ多く確保するとともに、ピーク時間について事前周知することで、来場車両の退出時間が集中しないよう促していきます。あわせて、案内看板の設置や誘導員を配置するなど、北側の横断歩道による影響についてはできるだけ生じさせないように努めていきます。

表 21-1　迂回経路の運用効果の試算結果

迂回経路の運用	地点 12			地点 10		地点 2	
	横断歩道による影響	交通容量比（右折）	交差点需要率（限界需要率：0.867）	交通容量比（左折）	交差点需要率（限界需要率：0.518）	交通容量比（右折）	交差点需要率（限界需要率：0.912）
なし	考慮しない場合	1.296	0.978	0.000	0.455	0.027	0.370
あり		1.110	0.858	0.612	0.455	0.700	0.495
なし	考慮した場合	1.501	1.110	0.000	0.455	0.027	0.370
あり		1.285	0.971	0.612	0.455	0.700	0.495

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

【試算結果】

・地点10の交差点需要率（迂回経路の運用がある場合）について

当該車線（C断面左折直進車線）の交通需要率

＝設計交通量[台/時]÷飽和交通流率[台/時]＝(0[※1]＋200[※2])/2,000[※1]＝0.100

交差点全体の交通需要率＝0.079[※1](1φ)＋0.161(2φ)＋0.215[※1](3φ)＋0.000[※1](4φ)＝0.455

注：当該車線の信号現示(2φ)では別車線（C断面右折車線）の交通需要率が最大であるため、2φの必要現示率としては別車線の値（0.161）を採用

・地点2の交差点需要率（迂回経路の運用がある場合）について

当該車線（D断面右折車線）の交通需要率

＝設計交通量[台/時]÷飽和交通流率[台/時]＝(8[※1]＋200[※2])/1,656[※1]＝0.126

交差点全体の交通需要率＝0.184[※1](1φ)＋0.038[※1](2φ)＋0.147[※1](3φ)＋0.126(4φ)＝0.495

注：当該車線の信号現示(4φ)では本車線の交通需要率が最大であるため、4φの必要現示率としては本車線の値（0.126）を採用

※1 地点10は準備書資料編p1.8-137、地点2は準備書資料編p1.8-130より。

※2 迂回台数として設定した200[台/時]

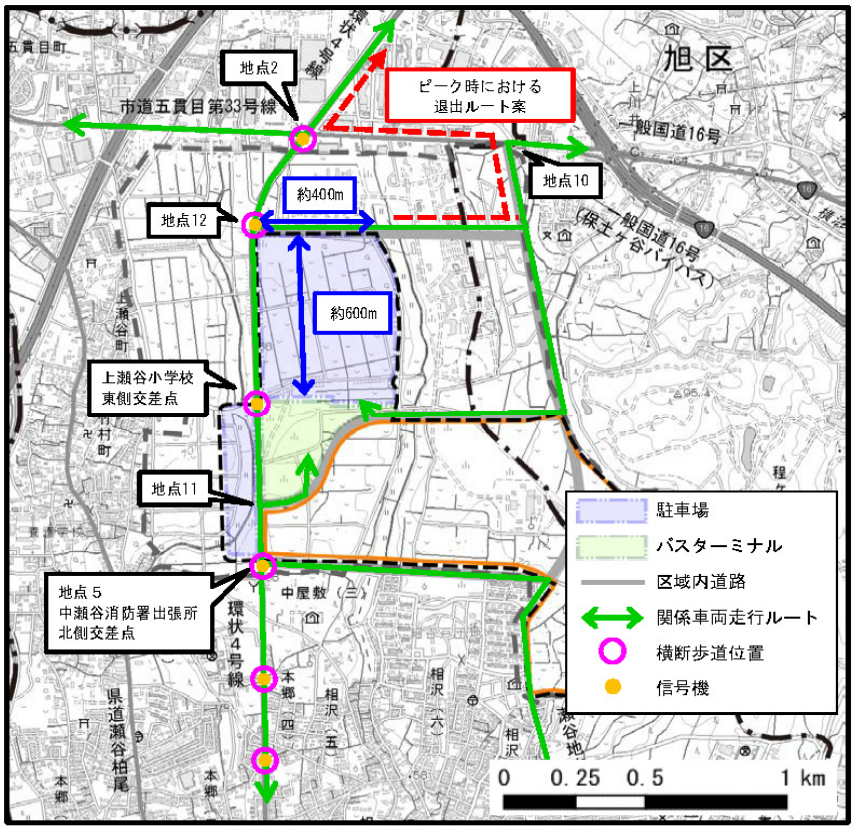

図21-1　ピーク時における迂回経路案

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

22　パークアンドライド駐車場の配置の考え方について

ご意見の趣旨

パークアンドライド駐車場は、事後調査は当然必要だと思うが、計画が未定なまま環境アセスの審査を終了すると、本当に適正な審査の手続と言えるのか疑問に感じる。やはり計画を示してもらい、それを審査するのがアセスかと思う。

地権者との関係もあるのでピンポイントは難しいにせよ、大体このあたりで何台といった情報で、できるものをできる段階でしっかりと出していってもらう方向で事業者に対応を求める（第13回環境影響評価審査会（12月6日）でのご意見）。

事業者の見解

本博覧会では、多客日（10.5万人/日、10日程度）などへの対応として、会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）を約4,000台確保する予定です。準備書においては、現時点で想定している横浜青葉インターチェンジの高架下付近を記載しています。それ以外の候補地についても、現在、「会場まで概ね10km程度の距離」、「輸送効率を考え、駐車場の規模は、１か所あたり約300台以上を想定」などの観点から選定を進めています。

本審査会でのご指摘を踏まえ、土地所有者等の承諾等が得られた候補地については、必要に応じて予測評価し追加資料として順次ご提示する予定ですが、全ての候補地をご提示できないことも想定されることから、駐車場の配置の考え方について、以下のとおりご提示します。

本博覧会では、市内や近県だけでなく、国内の広域からの来場者が見込まれ、会場までのアクセスは、高速道路や主要な幹線道路が使用されると想定します。

このため、パークアンドライド駐車場の配置については、高速道路や主要な幹線道路など、会場周辺の広域道路網や準備書（p2-31）に示した来場者の方向別交通量割合（自家用車）などを踏まえ、パークアンドライドをより効率的で効果的に運用できるよう、方面別にゾーンを設定し、候補地を選定していきます（図22-1）。各ゾーンの駐車台数は、約800から1,000台を目安とし、ゾーンによっては駐車場を複数個所で設置して、各ゾーンの合計で、約4,000台を確保していきます。

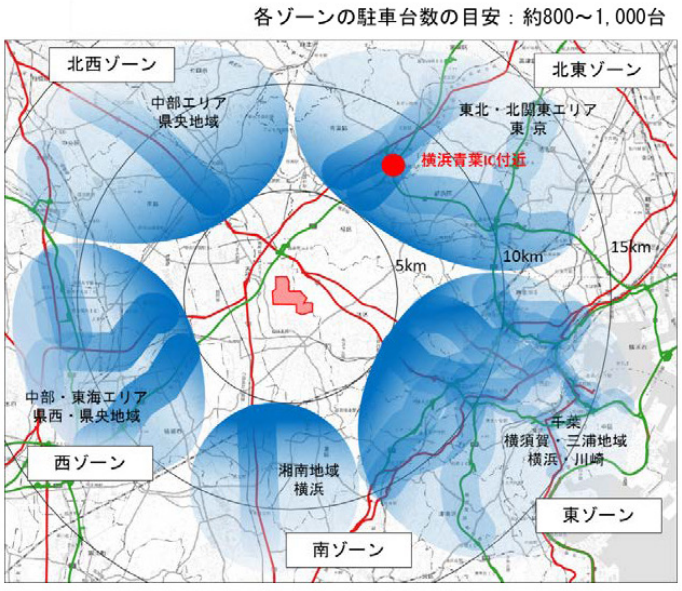

図22-1　パークアンドライド駐車場の配置の考え方

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

23　廃棄物の処理方法及び堆肥化について

ご意見の趣旨

廃棄物について、どこでどのように処理をするのか、その処理が本当に適切なのかという処理のことが何も書かれていないように思う。

近隣に本当にあるのかも含めて、どのように探して、どうやって取り組んでいくのか、もう少し説明が必要なのではないかと思う。

堆肥化できるということをどのように担保するのかというところが、必要ではないかと思う（第11回環境影響評価審査会（11月２日）でのご意見）。

事業者の見解

本博覧会の開催中に発生する一般廃棄物は、可燃ごみ（約1,688ｔ/期間）、紙類（約736ｔ/期間）、食品残渣（約607ｔ/期間）、植物残渣（約43ｔ/期間）及び不燃ごみ（約86ｔ/期間）となっており、対象事業実施区域では処理せず、入札等の適正な手続きにより、横浜市内をはじめとする近隣の事業者等と契約締結して適切に処分します。可燃ごみについては、市内４か所にある横浜市の焼却工場で処分することになります。紙類及び不燃ごみについてはリサイクル業者が、食品残渣及び植物残渣については、横浜市長の許可を受けている一般廃棄物処理業者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）によって処理することを想定しています。

本博覧会では廃棄物の処理量を削減するため、食品ロスの削減やリユース食器類の使用の推進など、準備書に記載した環境の保全のための措置を着実に実行するとともに、可燃ごみ、紙類及び不燃ごみについては、出展者や参加者等の協力のもと、分別を徹底することで、リサイクルが可能となるよう努めます。

また、横浜市内の一般廃棄物処理業者は、13社（14施設：図23-1）であり、このうち食品残渣の処理を行っているのは４社、植物残渣の処理を行っているのは10社となっています。食品残渣については、堆肥、飼料、バイオマス発電の燃料など、植物残渣については、堆肥、燃料チップなどとしてリサイクルされています。一般廃棄物処理業者の処理能力としては、食品残渣は約227ｔ/日、植物残渣は約2,172ｔ/日となっており（表23-1）、本博覧会から発生する食品残渣及び植物残渣をリサイクルするための処理能力は十分に確保できると考えます。

本博覧会では、食品残渣及び植物残渣の処理については、バイオマス発電の燃料としての活用や堆肥化などのリサイクルを行っている一般廃棄物処理業者を選定していきます。

なお、産業廃棄物についても、一般廃棄物と同様に、廃棄物の処理量を削減に向けて３Ｒの推進に努めていきます。

表 23-1　開催中の廃棄物の発生量及び処理能力について

	本博覧会からの発生量	一般廃棄物処理業者の処理能力
食品残渣	約 3t/日	約 227t/日
植物残渣	約 14t/回	約 2,172t/日

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

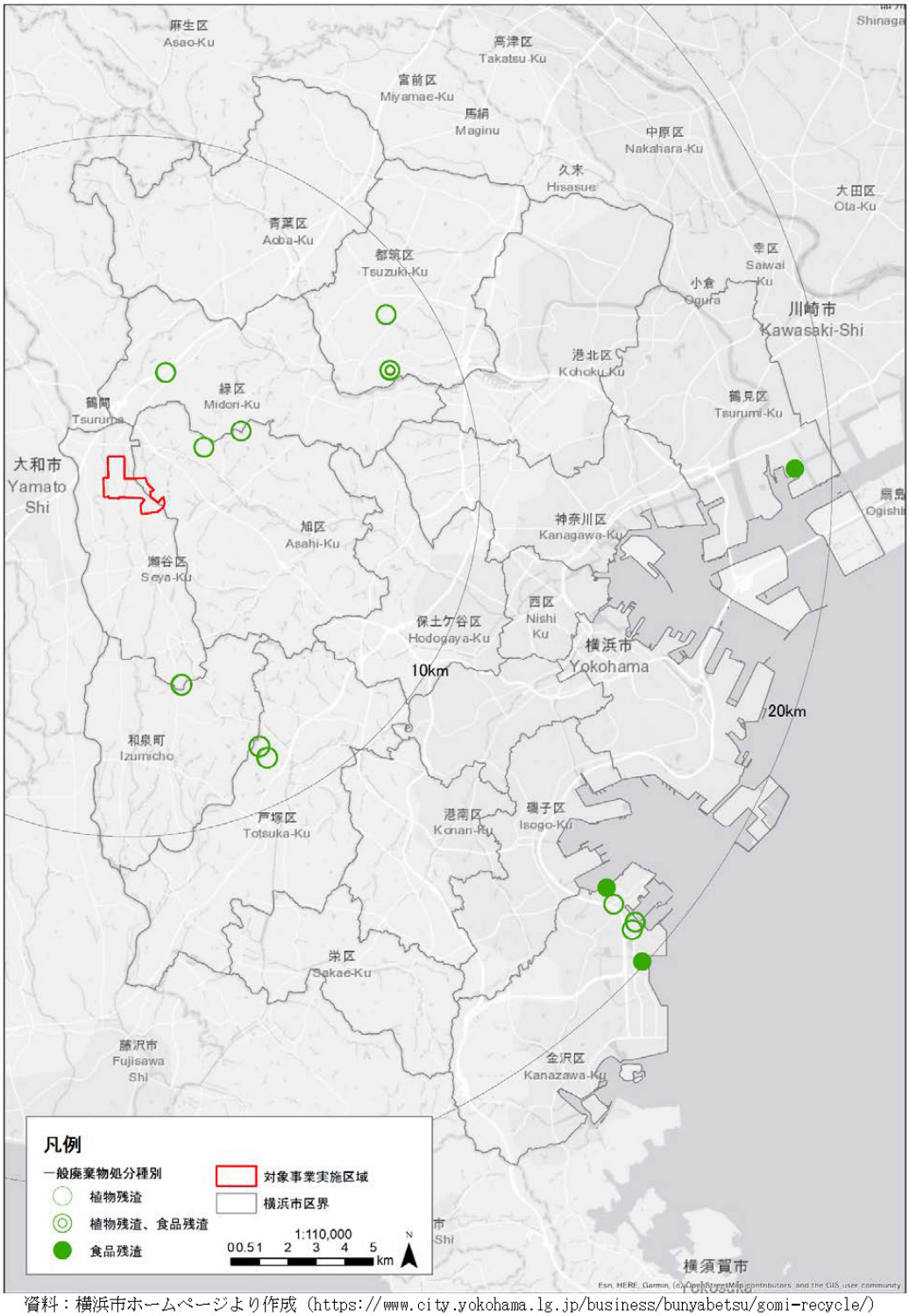

資料：横浜市ホームページより作成（https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/）

図23-1　一般廃棄物処理施設位置図

27

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

24　レンタル・リース建築物の撤去に伴う廃棄物の原単位について

ご意見の趣旨

建築物をレンタル・リースするとして、普通の建物を壊す場合の30%としているが、その根拠や前例を教えてください（第11回環境影響評価審査会（11月２日）でのご意見）。

事業者の見解

本博覧会における仮設建築物（レンタル・リース）から発生する廃棄物量については、Ｇ８北海道洞爺湖サミット（2008年７月開催）の国際メディアセンターのリユース実績（重量比：74.1%）を参考に30%と設定しました。同施設は、国土交通省北海道開発局が事業主体となり建築され、建物使用期間が2か月（2008年６月～７月）に限定され、構造は鉄骨造、基礎は覆工板とH鋼で構成した置き基礎構造となっています。リユース実績の内訳は、表24-1に示す通りです。

表 24-1　参考事例における主な再使用部材等

部位	再利用材料名
構造部材	山留材、覆工板
外部	屋根折板、外壁角波鉄板、環境ウォール集成材、環境ウォール植栽、旗竿ポール
内部	OAフロア、タイルカーペット、グラスウールボード、ケナフ膜、断熱材、木製床パネル
電気設備	太場光パネル一般型、太場光パネルシースルー型、キユービクル・分電盤、照明器具、スイッチ、放送機器等
機械設備	エレベーター（15人乗り）、空調機、衛生陶器

※参照資料：「官庁施設における３Ｒの取り組みについて―北海道洞爺湖サミット国際メディアセンター整備事業の事例報告―」（久光 英春，平成21年度国土交通省　国土技術研究会資料）
※資機材の総重量11,308t、うちリース材及び再使用された資機材の重量8,378tからリユース実績74.1%とされている。

＜施設概要＞

名　　称：北海道洞爺湖サミット国際メディアセンター
所 在 地：北海道虻田郡留寿都村
整備主体：北海道開発局
主な用途：記者会見場
使用期間：2008年６月～７月
延床面積：10,692㎡
構　　造：鉄骨造
階　　数：2階建

※ 審査会提出時から誤記について修正しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

25　再資源化の取組について

ご意見の趣旨

平均の数値を持ってきて、再資源化率を出して発生量を予測されるのはいいが、そこからどうやって取り組んで減らしていくか、そもそも出ないようにするかを環境保全措置には述べていただければと思う（第11回環境影響評価審査会（11月２日）でのご意見）。

事業者の見解

本博覧会で発生する廃棄物を削減するため、工事中、開催中及び撤去中において、準備書に記載した環境の保全のための措置を着実に実行していきます。

また、工事中及び撤去中において、建築物の内装部材等は、できるだけリユースできるよう努めるとともに、やむを得ずリユースできない場合には、リサイクル率の高い素材（木材、金属など）を用いた製品・部材等を選択することとし、環境の保全のための措置に追記します（表25-1）。

表 25-1　環境の保全のための措置（工事及び撤去の実施により発生する廃棄物等）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為の実施 【撤去中】 仮設施設等の撤去	・会場施設については公園施設を利活用するとともに、レンタル・リースの採用により、産業廃棄物の削減を進めます。 **・建築物の内装部材等は、できるだけリユースできるよう努めるとともに、やむを得ずリユースできない場合には、リサイクル率の高い素材（木材、金属など）を用いた製品・部材等を選択します。** ・会場整備のため植物を搬入しますが、一般廃棄物である植物残渣等については、条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り堆肥化するとともに、植物トレーやポット等の産業廃棄物についてはリユース（返却）を推進します。 ・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付の上、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台サイドカバーを使用する等適切な対策を講じます。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づきプラスチック類等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

26　石膏ボードの使用の可能性について

ご意見の趣旨

仮設でも「石膏ボード」が廃棄物に計上されているが、石膏ボードはリサイクル率が低く、一般に処分が困難である。本当に使わざるを得ないものなのか。用途や必要性を伺いたい（第11回環境影響評価審査会（11月２日）後の送付意見）。

事業者の見解

石膏ボードは防・耐火性、遮音性、施工性及び経済性などに優れているため、内装の仕上げ材や間仕切り壁などとして広く建築物の内装部材として使用されています。また、東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会会場仮設施設、洞爺湖サミットや伊勢志摩サミットの国際メディアセンターの内装等、短期の開催でも石膏ボードは使用されていることから、本博覧会の準備書における予測評価では、石膏ボードの使用を予測条件としました。

本博覧会の建築物の内装部材の全てについて、石膏ボードの使用を取りやめることは困難ですが、できるだけ他の部材を使用することとし、リユースできるよう努めます。やむを得ずリユースできない場合には、内装部材については、リサイクル率の高い素材（木材、金属など）を用いた製品・部材等を選択し、積極的なリサイクルに努めます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

27　サステナビリティ戦略における廃棄物の削減等に関する取組について

ご意見の趣旨

AIPHの規則等に、サステナビリティ戦略を作るようにとだけ書いてあるのか、AIPHの規則そのものに廃棄物をなるべく削減するように等が書いてあるのか。環境保全について具体的なルールがあるのか。サステナビリティ戦略は、いつ、誰が、どこで、どのように作るのかを教えてください（第11回環境影響評価審査会（11月２日）でのご意見）。

事業者の見解

サステナビリティ戦略等は、国際園芸博覧会の開催を承認するAIPH（国際園芸家協会）※1が、博覧会主催者に策定するよう義務付けた要求事項です。この戦略は、2021年10月に公表されたAIPHの規則等に基づくものです。主な内容としては、基本方針、及び目的と目標（エネルギーや廃棄物と解体など）を博覧会主催者が設定し、具体的な取組等を記載して、進捗管理を行うことになっています(表27-1)。

AIPHの規則等では、博覧会の持続可能性の目標等を示す、サステナビリティ戦略とその実施計画を開催の３年前までに策定することになっており、策定後は、AIPHに提出して約半年程度の審査を経て承認等を受けることになります。AIPHの規則等には、設定すべき目標に関する数値などの記述はありませんが、AIPHが定めるサステナビリティ・ポリシー※2や本博覧会の取り巻く背景等を踏まえ、本博覧会としての目標を設定することになっています。

本博覧会協会としては、有識者からなる「持続可能性有識者委員会」を設置して、専門的視点からご意見等をいただくとともに、国、神奈川県及び横浜市等の関係者と協議しながら、2024年３月の策定・公表を目途に作成を進めています（現時点での検討状況：表27 3及び4）。

本博覧会の準備書においては、廃棄物について、AIPHの規則等に基づき、サステナビリティ戦略等を策定し、削減等に関する取組を進めていくことを記載していますが、審査会でのご意見を踏まえ、評価書においては、同戦略等を策定・公表するとともに、サステナビリティレポート※3についても公表することについても追記します（表27-2）。

※1 国際園芸博覧会の開催承認を行う主体。
※2 AIPHは2021年に、組織の意思決定や活動が人々や環境に影響を与える分野を特定し、サステナビリティにポジティブな変化をもたらすことができる機会を取りまとめた「サステナビリティ・ポリシー」を策定した。
※3 AIPH規則等に基づき、AIPHに提出する報告書。

表27-1　サステナビリティ戦略等の主な内容について

項目	概要
基本方針	１人権、２労働、３腐敗防止、４ダイバーシティ＆インクルージョン、５アクセシビリティ、６環境の６分野について「基本方針」を設定し、取組の方向性をもとに推進。
目的と目標	５つの「目的」、12 の「目標」について、指標を設定し、取組を推進。 【目的】１気候変動対策、２生物多様性の保全、３サステナブルな調達と資源管理、 ４公平性と包摂性、５サステナビリティ教育と意識向上 【目標】１生物多様性、２水環境、３脱炭素、４エネルギー、５公害対策、 ６廃棄物と解体、７建設、８デザイン・計画、９交通・会場内移動、 10 海外からの参加者、11 サステナブルなイベント運営、12 レガシー

表27-2　評価書での修正箇所

項目	工事中・開催中・撤去中
環境の保全のための措置の実施による廃棄物の削減	・準備書本文（p.6.6-28）の下記内容を評価書では追記します。 本博覧会では、AIPH の規則等に基づき、サステナビリティ戦略等を策定**・公表するとともに、サステナビリティレポートについても公表して**、廃棄物の削減等に関する取組を進めていきます。

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表27-3　サステナビリティ戦略の目的（案）

5つの目的	具体的な取組例
1 気候変動対策	• 計画地周辺における自然環境との連続性を持った緑のネットワークの構築 • GREEN×EXPO 2027の脱炭素化の推進
2 生物多様性の保全	• グリーンインフラを基軸とした会場計画の検討 • 環境アセスメント（環境影響評価）の適切な実施
3 サステナブルな調達と資源管理	• 持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用
4 公平性と包摂性	
5 サステナビリティ教育と意識向上	• 情報発信を意識した展示解説・修景植栽の検討

表27-4　サステナビリティ戦略の目標（案）

12の目標	具体的な取組例
1 生物多様性	• グリーンインフラを基軸とした会場計画の検討 • 環境アセスメント（環境影響評価）の適切な実施
2 水環境	• 灌水消費量の削減
3 脱炭素	• GREEN×EXPO 2027の脱炭素化の推進
4 エネルギー	• 再生可能エネルギー100%の電気の調達 • 省エネ型の設備の導入 • 建築のパッシブデザイン導入
5 公害対策	• 環境アセスメント（環境影響評価）の適切な実施
6 廃棄物と解体	• 「GREEN サーキュラー建築」による循環経済の推進 • 3R+Renewableの推進

12の目標	具体的な取組例
7 建設	• 将来公園施設の積極的な活用 • 持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用
8 デザイン・計画	• 設計配慮指針の策定
9 交通・会場内移動	• 公共交通等による会場アクセスの向上 • ユニバーサルデザインの導入
10 海外からの参加者（外国政府・国際機関等）	• 公式参加者（外国政府・国際機関等）向けウェブページの開設
11 サステナブルなイベント運営	• ESMS（イベント・サステナビリティマネジメントシステム）の構築（ISO20121の認証取得・運用） • 食品ロスの削減の推進 • プラスチック等の使い捨て容器の削減
12 レガシー	• 博覧会施設の公園への継承 • 博覧会の持続可能性に関する取組の継承

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

28　サステナビリティ戦略における温室効果ガスの削減等に関する取組について

ご意見の趣旨

温室効果ガスにおけるサステナビリティ戦略について、環境の保全の措置に明記をするというのは、事後に検証した結果を公表していく旨を文章に追記するということなのか。評価書段階で、そのように書いていくということなのか（第13回環境影響評価審査会（12月６日）でのご意見）。

事業者の見解

サステナビリティ戦略等は、国際園芸博覧会の開催を承認するAIPH（国際園芸家協会）※1が、博覧会主催者に策定するよう義務付けた要求事項で、基本方針、及び目的と目標（脱炭素やエネルギーなど）を博覧会主催者が設定し、具体的な取組等を記載して、進捗管理を行うことになっています。

AIPHの規則等では、博覧会の持続可能性の目標等を示す、サステナビリティ戦略とその実施計画を開催の３年前までに策定することになっており、策定後は、AIPHに提出して約半年程度の審査を経て承認等を受けることになります。

本博覧会協会としては、有識者からなる「持続可能性有識者委員会」を設置して、専門的視点からご意見等をいただくとともに、国、神奈川県及び横浜市等の関係者と協議しながら、2024年３月の策定・公表を目途に作成を進めています（現時点での検討状況：表28-2～4）。

本博覧会の準備書においては、AIPHの規則等に基づきサステナビリティ戦略等を策定し、温室効果ガスの削減等に関する取組を進めていくことを記載していますが、審査会でのご意見を踏まえ、評価書においては、同戦略等を策定・公表するとともに、サステナビリティレポート※2についても公表することを追記します（表28-1）。

※1 国際園芸博覧会の開催承認を行う主体。
※2 AIPH規則等に基づき、AIPHに提出する報告書。

表28-1　評価書での修正箇所

項目	工事中・開催中・撤去中
環境保全措置の実施による温室効果ガスの削減	・準備書本文（p.6.1-43）の下記内容を評価書では追記します。 本博覧会では、AIPH の規則等に基づき、サステナビリティ戦略等を策定**・公表するとともに、サステナビリティレポートについても公表して**、更なる温室効果ガスの削減等に関する取組を進めていきます。

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表28-2　サステナビリティ戦略の目的（案）

5つの目的	具体的な取組例
1 気候変動対策	• 計画地周辺における自然環境との連続性を持った緑のネットワークの構築 • GREEN×EXPO 2027の脱炭素化の推進
2 生物多様性の保全	• グリーンインフラを基軸とした会場計画の検討 • 環境アセスメント（環境影響評価）の適切な実施
3 サステナブルな調達と資源管理 4 公平性と包摂性	• 持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用
5 サステナビリティ教育と意識向上	• 情報発信を意識した展示解説・修景植栽の検討

表28-3　サステナビリティ戦略の目標（案）

12の目標	具体的な取組例
1 生物多様性	• グリーンインフラを基軸とした会場計画の検討 • 環境アセスメント（環境影響評価）の適切な実施
2 水環境	• 灌水消費量の削減
3 脱炭素	• GREEN×EXPO 2027の脱炭素化の推進
4 エネルギー	• 再生可能エネルギー100%の電気の調達 • 省エネ型の設備の導入 • 建築のパッシブデザイン導入
5 公害対策	• 環境アセスメント（環境影響評価）の適切な実施
6 廃棄物と解体	• 「GREEN サーキュラー建築」による循環経済の推進 • 3R+Renewableの推進

12の目標	具体的な取組例
7 建設	• 将来公園施設の積極的な活用 • 持続可能性に配慮した調達コードの策定・運用
8 デザイン・計画	• 設計配慮指針の策定
9 交通・会場内移動	• 公共交通等による会場アクセスの向上 • ユニバーサルデザインの導入
10 海外からの参加者（外国政府・国際機関等）	• 公式参加者（外国政府・国際機関等）向けウェブページの開設
11 サステナブルなイベント運営	• ESMS（イベント・サステナビリティマネジメントシステム）の構築（ISO20121の認証取得・運用） • 食品ロスの削減の推進 • プラスチック等の使い捨て容器の削減
12 レガシー	• 博覧会施設の公園への継承 • 博覧会の持続可能性に関する取組の継承

表28-4　サステナビリティ戦略の目標と指標【抜粋】（案）

目標	指標
3　脱炭素	
脱炭素化に向けた温室効果ガスの排出削減	温室効果ガスのスコープごとの排出量※
4　エネルギー	
建築のパッシブデザイン導入	建築のパッシブデザイン導入
省エネ型の設備の導入	省エネ型の設備の導入
再生可能エネルギーの最大限の活用	再生可能エネルギー電気の利用率

※スコープ１及び２については、排出対策により削減できないCO_2に関して、オフセットを実施し、実質排出量ゼロを目指します。

3

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

29　囲繞景観の予測評価について（２）

ご意見の趣旨

固有価値で固有性、親近性があるが、もう少し人と環境との調和の観点から価値を評価するような文言にして、その中に新しく作られる博覧会施設の調和のあり方を書くと、景観の固有価値という意味での理解が増しやすいと感じた。人工物自体にクローズアップしないような予測、評価の再検証をすると有り難いと思う。

今まで蓄積されてきた景観の変容についてきちんと評価していただくことが大事なのだと思う。例えば、里地の田園景観というものを、どう評価したのかということも読み取れるように書いたらと思う。（第14回環境影響評価審査会（12月19日）でのご意見）

事業者の見解

ご指摘を踏まえ、固有価値における固有性及び親近性ついて、評価の考え方を整理し、その考え方に基づいて、囲繞景観の予測評価を表29-2(1)～(6)及び表29-3のとおり修正しました。

表 29-1　価値認識の対象と代表的な指標例［修正後］

価値の分類	認識項目	代表的な指標（例）
普遍価値	自然性	植生自然度、**緑化の状況**、大径木の存在、**生物の生息・生育環境**　等
	視認性	見られやすさ（被視頻度）　等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ**（利用者のアクセス性）**　等
固有価値	固有性	他にはない独特の要素の存在　等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在　等

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

【評価の考え方】

固有性	◎	他にはない独特の要素（人と自然環境が調和した上瀬谷固有の景観（和泉川の源頭部、相沢川の谷戸、里地の田園風景、遠景の大山山系、海軍道路の桜並木、大規模な草地　等）、もしくはその要素を継承する景観）が存在している
	○	独特の要素（人と自然環境が調和した景観（庭園、植栽、田畑、山川などの自然的風景　等））が存在している
	△	独特の要素は存在しない

親近性	◎	地域の人々に親しまれる要素（地域の人々が親近感を感じてきた上瀬谷の景観（相沢川の谷戸、里地の田園風景、海軍広場、桜並木、野球場、植木畑、遠景の大山山系等）、もしくはその要素を継承する景観）が十分に存在している
	○	地域の人々に親しまれる要素が一定程度は存在している
	△	地域の人々に親しまれる要素は存在しない

※補足資料 11 から修正した箇所は、赤文字で示しています。
※マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 29-2(1)　景観区ごとの価値の変化の程度（大門川右岸域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
固有価値	固有性	（◎）△→△	本博覧会の整備前は、主要な景観構成要である海軍道路の桜並木や遠景の大山山系が視認できますが、これらと一体となって里地の景観を形成していた畑地や大門川は改変され、造成地の状態となっています。このため、固有性は低いと予測します。 開催中は駐車場等となり、遠景の大山山系は視認できますが、人と自然環境が調和した独特の要素が形成できているとは言えないことから、固有性は低いと予測します。
	親近性	（○）△→○	本博覧会の整備前は、主要な景観構成要素である海軍道路の桜並木や遠景の大山山系が視認できますが、これらと一体となって里地の景観を形成していた畑地や大門川は改変され、造成地の状態となっています。このため、親近性は低いと予測します。 開催中は、駐車場等となりますが、遠景の大山山系は視認でき、場内は桜などの上瀬谷らしい四季を彩る花木によって緑化され、人々に親しまれてきた上瀬谷の景観が一定程度、継承されることから、親近性は向上して、中程度になると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い
注２：準備書から修正した箇所は太文字・下線で示し、補足資料11から修正した箇所は赤文字で示しています。

表 29-2(2)　景観区ごとの価値の変化の程度（土地利用混在域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
固有価値	固有性	（○）△→○	本博覧会の整備前は、主要な景観構成要素であった畑地や植木畑は改変され、造成地の状態となっています。このため、固有性は低いと予測します。 開催中は、バスターミナルや会場区域が整備されます。会場区域には、里地の景観の継承につながる植栽や庭園の整備に加え、周辺環境との調和に配慮したメインゲート、建築物等が整備されます。このため、人と自然環境が調和した独特の景観が形成されることから、固有性は向上して、中程度になると予測します。
	親近性	（◎）△→○	本博覧会の整備前は、主要な景観構成要素であった海軍広場、野球場、植木畑等は改変され、造成地の状態となっています。このため、地域の人々に親しまれる要素はないことから、親近性は低いと予測します。 開催中は、桜などの上瀬谷らしい四季を彩る植栽、庭園の整備に加え、地域の人々に親しまれてきた海軍広場や野球場での賑わいの継承につながる周辺環境との調和に配慮したメインゲート、建築物、行催事施設等が整備されます。このため、人々に親しまれてきた上瀬谷の景観が一定程度、継承されることから、親近性は向上して、中程度になると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い
注２：準備書から修正した箇所は太文字・下線で示し、補足資料11から修正した箇所は赤文字で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 29-2(3)　景観区ごとの価値の変化の程度（相沢川谷戸地域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
固有価値	固有性	（◎）◎→◎	本博覧会の整備前は、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境が創出され、相沢川の谷戸などに見られた上瀬谷固有の景観を継承した他にはない独特の要素が存在することから、固有性は高いと予測します。 開催中は、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境に加え、会場区域として桜などの上瀬谷らしい植栽や庭園等を整備するため、相沢川の谷戸などに見られた上瀬谷固有の景観を継承した他にはない独特の要素となることから、固有性はさらに高くなると予測します。
	親近性	（○）△→◎	本博覧会の整備前は、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境が創出されますが、立ち入りが制限された造成地であるため、地域の人々に親しまれる要素にはならないことから、親近性は低いと予測します。 開催中は、本博覧会の会場には、谷戸地形を生かした保全対象種の生息・生育環境、周辺環境との調和に配慮した建築物、桜などの上瀬谷らしい四季を彩る植栽などが整備されます。来場者の立ち入りは可能となって、これらは地域の人々が親近感を感じてきた上瀬谷の景観を継承する要素となることから、親近性は大きく向上し、高くなると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い
注２：準備書から修正した箇所は太文字・下線で示し、補足資料11から修正した箇所は赤文字で示しています。

表 29-2(4)　景観区ごとの価値の変化の程度（大規模草地域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
固有価値	固有性	（◎）○→◎	本博覧会の整備前は、大規模な草地は改変され、造成地の状態となっていますが、既存の大径木や草地環境の一部が保全され、外周部には公園整備による植栽等が整備されています。このため、固有性は中程度であると予測します。 開催中は、既存の大径木や草地環境の一部が保全され、会場区域には、桜などの上瀬谷らしい植栽や庭園等を整備するため、上瀬谷固有の景観を継承した他にはない独特の要素であることから、固有性は高くなると予測します。
	親近性	（○）△→◎	本博覧会の整備前は、既存の大径木や大規模な草地環境の一部が保全されますが、立ち入りが制限された造成地であるため、地域の人々に親しまれる要素にはならないことから、親近性は低いと予測します。 開催中は、会場区域には、既存の大径木や草地環境の一部が保全・活用され、周辺環境との調和に配慮した建築物、桜などの上瀬谷らしい四季を彩る植栽などが整備されます。これらは地域の人々が親近感を感じてきた上瀬谷の景観を継承する要素となることから、親近性は大きく向上し、高くなると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い
注２：準備書から修正した箇所は太文字・下線で示し、補足資料11から修正した箇所は赤文字で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 29-2(5)　景観区ごとの価値の変化の程度（和泉川源流域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
固有価値	固有性	（◎）◎→◎	本博覧会の整備前は、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）が創出され、和泉川の源頭部の景観を継承した他にはない独特の要素が存在することから、固有性は高いと予測します。 開催中は、地上式調整池（調整池４）に加え、会場区域として桜などの上瀬谷らしい植栽や庭園等を整備するため、和泉川の源頭部の景観を継承した他にはない独特の要素となることから、固有性はさらに高くなると予測します。
	親近性	（△）○→◎	本博覧会の整備前は、造成地の状態ですが、地域の人々に親しまれている既存樹林は保全されるため、親近性は中程度であると予測します。なお、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池４）が創出されますが、立ち入りが制限された造成地であるため、地域の人々に親しまれる要素にはならないと予測します。 開催中は、人々に親しまれてきた既存樹林や、動植物の生息・生育環境の景観を継承する地上式調整池（調整池４）に加え、周辺環境との調和に配慮した建築物、桜などの上瀬谷らしい四季を彩る植栽や庭園などが整備され、地域の人々が親近感を感じてきた上瀬谷の景観を継承する要素となることから、親近性は向上して、高くなると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い
注２：準備書から修正した箇所は太文字・下線で示し、補足資料11から修正した箇所は赤文字で示しています。

表 29-2(6)　景観区ごとの価値の変化の程度（大規模農地域）

価値軸	認識項目	価値の変化[注1]	価値の変化の状況
固有価値	固有性	（◎）△→△	本博覧会の整備前は、海軍道路の桜並木や遠景の大山山系は視認できますが、これらと一体となって里地の景観を構成していた畑地や植木畑は改変され、造成地の状態となっています。このため、固有性は低いと予測します。 開催中は駐車場等となり、海軍道路の桜並木や遠景の大山山系は視認できますが、人と自然環境が調和した独特の要素が形成できているとは言えないことから、固有性は低いと予測します。
	親近性	（○）△→○	本博覧会の整備前は、海軍道路の桜並木や遠景の大山山系は視認できますが、これらと一体となって里地の景観を構成していた畑地や植木畑は改変され、造成地の状態となっています。このため、親近性は低いと予測します。 開催中は、駐車場等となりますが、海軍道路の桜並木や遠景の大山山系は視認できます。場内は桜などの上瀬谷らしい四季を彩る花木によって緑化され、人々に親しまれてきた上瀬谷の景観が一定程度、継承されることから、親近性は向上して、中程度になると予測します。

注１：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い
注２：準備書から修正した箇所は太文字・下線で示し、補足資料11から修正した箇所は赤文字で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 29-3　6.11.5 評価（４）囲繞景観の変化

（４）囲繞景観の変化

場の状態及び眺めの状態は、横浜市の土地区画整理事業による土地改変等が実施され、公園整備事業による樹木や園路等のみが整備された造成地の状態から、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われるため、新たな景観形成が図られます。本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、横浜市がそれらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことから、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。

本博覧会の開催中の利用の状態については、多くの来場者や関係者が会場施設、庭園、駐車場等の施設を利用すると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。

囲繞景観の価値は、自然性は、**大門川右岸域、土地利用混在域、大規模農地域では、造成地の状態から駐車場やバスターミナルとなり、整備前の低い状態から大きな変化はないと予測します。相沢川谷戸地域、和泉川源流域では、地形を生かした保全対象種の生育・生息環境等が整備されており、開催中は博覧会の新たな整備が加わりますが、整備前からの高い状態から大きな変化はないと予測します。大規模草地域では、**横浜市により保全される地形や樹林地をいかしながら、庭園整備や植栽等を行うため、向上すると予測します。

視認性は、相沢川谷戸地域、大規模農地域では、予測地点の近くには視界を遮る施設はないことから、整備前の高い状態から大きな変化はないと予測します。大規模草地域、和泉川源流域では、仮設の建築物やフェンスが整備されますが、視認性に大きな変化はなく低いと予測します。大門川右岸域、土地利用混在域では、フェンスや植栽が整備されることから、低くなると予測します。

利用性は、全地域で、整備前の立ち入りが制限された状態から、開催中は駐車場やバスターミナル、会場区域となることから向上すると予測します。土地利用混在域では、バスターミナルは誰でも自由に立ち入ることができため、向上して高い状態になると予測します。

固有性は、**大門川右岸域、大規模農地域では、整備前の低い状態から大きな変化はないと予測します。相沢川谷戸地域、和泉川源流域では、地形を生かした保全対象種の生育・生息環境等が整備されており、開催中は博覧会の新たな整備が加わりますが、整備前の高い状態から大きな変化はないと予測します。大規模草地域では、整備前の造成地の状況から、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかすとともに、庭園整備や植栽等を行うため、他にはない独特の要素となることから、向上して高い状態になると予測します。土地利用混在域は中程度の状態になると予測します。**

親近性は、**全地域で、整備前の立ち入りが制限された状態から、周辺環境との調和に配慮した建築物等や四季を彩る植栽などが整備され、地域の人々に親しまれる要素となることから、向上すると予測します。土地利用混在域は中程度の状態になり、その他は高い状態になると予測します。**

さらに、横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。駐車場やバスターミナルにおいては周辺の景観との調和を考慮して、植栽等による修景を行います。横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺においては、生物の生息に配慮した園路の配置及び利用を計画します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

※準備書から修正した箇所は太文字・下線で示し、補足資料11から修正した箇所は赤文字で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

30　触れ合い活動の場について

ご意見の趣旨

区画１号線と瀬谷地内線の間の区域内道路は地域の交通、特に自転車等を考えると、自然との触れ合いの新たなルートになり得ると考えている。区域内道路との接続を踏まえて、どのように自転車通行や地域の方々の自然との触れ合いのルートに対して、活用できるような形で整備されるのかということを教えていただきたい。

触れ合い活動の保全措置の方に、自転車の利用という観点があって、駐輪場の整備について書いてあるので、そういったところの具体性をお願いしたい。

（第16回環境影響評価審査会（１月31日）でのご意見）

事業者の見解

区画１号線と瀬谷地内線の間の区域内道路については、工事中は、建設機械の稼働や工事用車両の通行があり、安全管理のため、原則、工事や本博覧会の関係者以外の通行はできないようにします。

本博覧会の開催中は、一般の出入口は１か所であり、区域内道路は会場区域の一部として活用するため、来場者や本博覧会の関係者以外の通行はできないようにします。

撤去中については、工事中と同様に、原則、工事や本博覧会の関係者以外は通行できないようにし、区域内道路に整備した仮設の施設等については、本博覧会の開催後、速やかに撤去します。

本博覧会の工事中・開催中・撤去中において、当該道路を新たな「触れ合い活動の場」として利用することはできませんが、「瀬谷市民の森」や「上川井市民の森」からの一般の通行が、現状ではあることから、対象事業実施区域内及び隣接する公道については、動植物など周辺への環境にも配慮しながら会場区域の外周に迂回路を設けるなど、横浜市と連携しながら対応を検討していきます。

また、準備書における開催中の環境の保全のための措置については、来場者による会場周辺での駐輪を防止するため、本博覧会の対象事業実施区域内に来場者等の駐輪場を整備することを示したものであることから、表30-1のとおり修正し、環境影響評価書に反映させます。

表 30-1　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行	・自家用車以外の交通手段（公共交通機関）の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 **・来場者による会場周辺での駐輪を防止するため、本博覧会の対象事業実施区域内に来場者等の駐輪場を整備します。** ・搬入車両の効率的な運行を促進し、走行台数の削減に努めます。 ・ホームページなどで来場者に対する安全運転の周知を行い、歩行者優先などの安全運転を励行します。また、搬入車両の運転者に対してもガイドラインなどを通じて安全運転の周知を行い、歩行者優先などの安全運転を励行します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

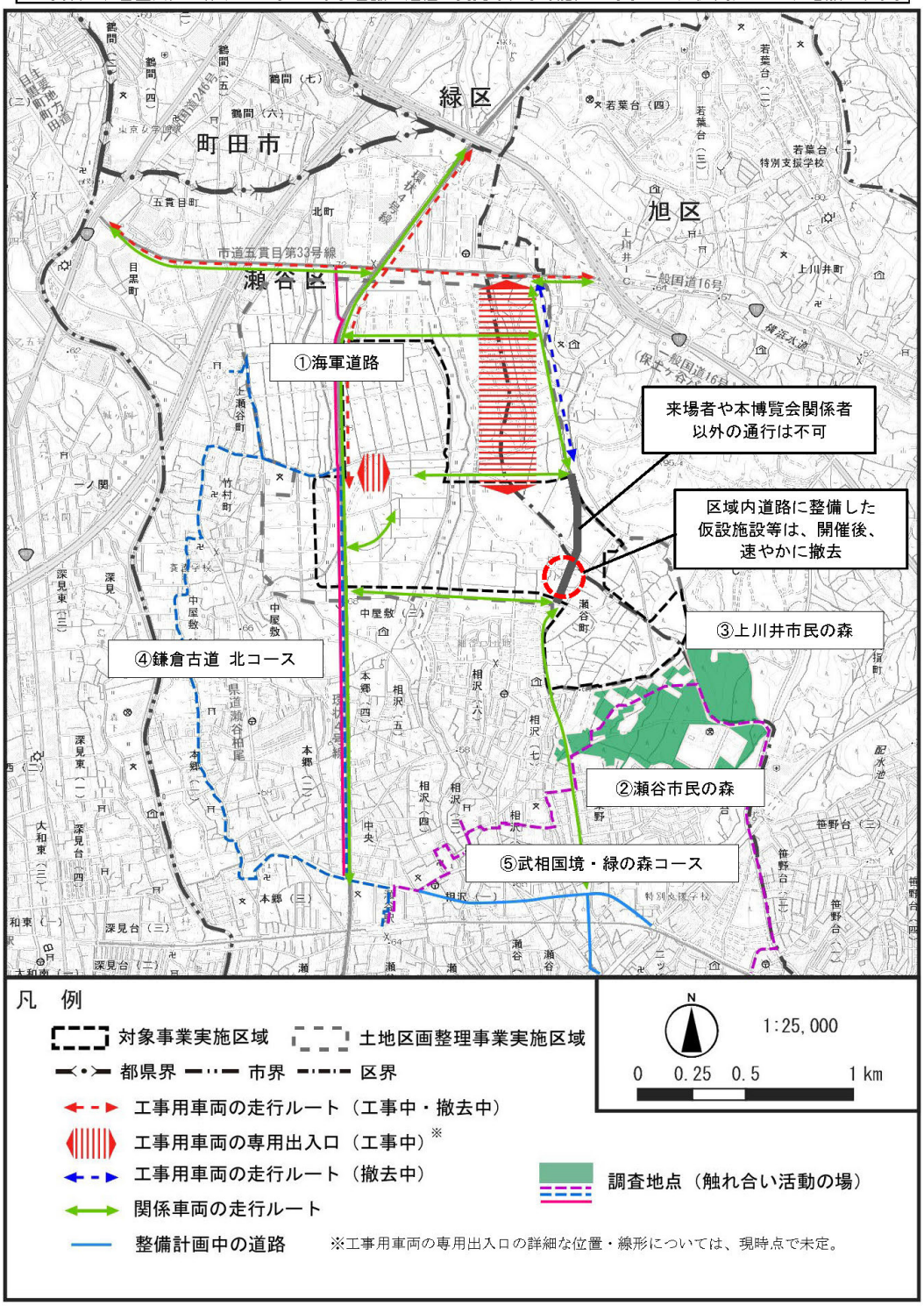

図 30-1　既存資料（土地区画整理事業）における触れ合い活動の場の調査地点図

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

31　ホトケドジョウへの影響要因について

ご意見の趣旨

ホトケドジョウが希少種であるということは、何かしら環境変化に弱い要因があると思う。その要因を具体的に挙げていただいて、その要因に対して影響がないというような整理をしていただきたい。

（第14回環境影響評価審査会（12月19日）でのご意見）

事業者の見解

ホトケドジョウの生息に影響を及ぼす要因について、参考資料等をもとに、表31-1のとおり整理しました。主な要因としては、「濁水、汚水、農薬等の流入」、「湧水や河川流量の減少」であると想定します。

なお、準備書に記載した環境の保全のための措置のうち、各要因に対応する内容を抽出し、表31-2に整理しました。これらの環境の保全のための措置を踏まえ、各要因による影響を予測した結果、いずれの要因においてもホトケドジョウへの影響は回避または低減できると予測します。

表 31-1　ホトケドジョウの生息に影響を及ぼす要因について

種名	生態
ホトケドジョウ	東北地方から近畿地方にかけての本州に分布します。 体長は 40～60mm。口ひげは４対（８本）で、尾鰭の後端は丸く、独特の丸く太短い体をもち、中層をよく泳ぎます。河川上・中流域や河川敷の湿地、農業用水路、丘陵地細流、池沼などに生息します。水質が良好で植生が豊富な緩やかな流れのある場所を好みます。雑食性で水生小動物などを捕食しています。繁殖期は３～６月で、多回産卵で、水草や植物の根などにばらばらと産みつけます。１年で成熟し、２～６年ほど生きます。水温が低下すると湧水域に集まり集団で越冬します。**横浜市により策定された河川・海域の生物指標においては、水質階級のうち「大変きれい（BOD 3mg/L 以下）」の指標種に選定されています[1)]。** **本種の主な生息環境は湧水源によって涵養される細流ですが、低山から平野部の谷戸に形成されるこうした湧水依存環境は開発の影響を受けやすく、多くの生息地が消滅しています[2)3)]。また、水路のコンクリート化や農薬の過剰散布[2)3)]、工事によるアルカリ排水の流入等[4)]による生息環境の悪化も減少の一因であるとされています。**

※参考資料
1)「横浜の川と海の生物（第13報・河川編）」（2012，横浜市環境科学研究所）
2)「レッドデータブック2014：日本の絶滅のおそれのある野生生物」（2015，環境省自然環境局野生生物課）
3)「淡水魚類図鑑　ホトケドジョウ」（神奈川県ホームページ　令和６年２月閲覧）
4)「盛土法面下部の2本の小川の保全の成果と限界」（2012，応用植物生態学研究，2：5-8）

※準備書から追記・修正した箇所は太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 31-2　ホトケドジョウに影響する要因と予測結果について

時期	影響要因	環境の保全のための措置等（抜粋）	予測結果
工事中 撤去中	濁水、汚水、農薬等の流入	・工事排水等が流入しないよう公共下水道に接続して適切に処理します。（補足資料 8「表 8-2」）	濁水、汚水の流入による影響は回避されるものと予測します。
開催中	濁水、汚水、農薬等の流入	・源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。（準備書 p6.2-127「表 6.2-38(1)」） ・展示植栽等への薬剤等の使用はできるだけ抑制するとともに、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。（補足資料 8「表 8-2」）	濁水、汚水、農薬等の流入に伴う影響は低減されるものと予測します。
	湧水や河川流量の減少	・本博覧会では、湧水調査地点 1～8 の直接改変をすることはありません。（準備書 p6.5-18「⑥予測結果」） ・園路など雨水浸透の阻害が懸念される整備範囲においては、できる限り透水性の素材で構成するなど、雨水の地下浸透量の確保に努めます。（準備書 p6.5-25「表 6.5-14」） ・主要な建築物に浸透枡や浸透トレンチ、園路周辺にバイオスウェルを設置し、地下水の涵養に努めます。（準備書 p6.5-25「表 6.5-14」）	湧水や河川の流量への影響は低減されるものと予測します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

32　廃棄物原単位及び廃棄物に関する環境保全措置について

ご意見の趣旨

石膏ボードの件は、補足資料の見解の内容を環境の保全のための措置に明記し、評価書にも盛り込んでいただきたい。

食品残さ、植物残さなどについても、具体的な施策としてリサイクルを確保していくことを、環境の保全のための措置に書いていただきたい。その際に、堆肥化のリサイクルを優先するような、いわゆる循環型社会の優先順位を担保することも記載いただければと思う。

可燃ごみについては、２つ指摘したいが、１つ目は可能な限りリユース食器を使うと言いながら、紙コップや割り箸が出てくるのは、全事業者がリユース食器を使うのではないことを表していると思う。もう１つは、可燃ごみの注釈で、「汚れた容器包装プラスチック等も含む」と書いてある。容器包装プラスチックは事業者から発生する場合は産業廃棄物で、横浜市の焼却施設に持っていくのは法令違反になる。可燃ごみの算定が間違っていると思われる。推計のし直しも必要で、いかに廃棄物を具体的に減らすかを、きちんと考えていただければと思う。

博覧会としてはこういう対策をとって、ここまで減らしますといったような記述を期待したい。それがまだ書けなくて、可能な限りとしか書けないというのであれば、逆に事後調査で全部実際どうだったかを報告していただきたい。（第16回環境影響評価審査会（１月31日）でのご意見）

事業者の見解

石膏ボードの取り扱いについては、表32-1のとおり、工事中及び撤去中の環境の保全のための措置に追記します。また、表32-2のとおり、開催中に発生する植物残渣等の処理については、堆肥化等のリサイクルを行っている一般廃棄物処理業者を選定するなど適切な処理に努めるとともに、リサイクルした堆肥等を博覧会として活用するなど、資源のリサイクルを確保していくことを、開催中の環境の保全のための措置に追記します。

準備書における開催中の廃棄物の発生量については、「2025 年日本国際博覧会環境影響評価書」で用いた発生原単位をもとに算出しています。同評価書では、種類別排出割合については、「愛・地球博」の実績をもとにしており、紙コップや割り箸も対象としていますが、本博覧会では、表32-2のとおり、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」の徹底や、食品ロスの削減に向けたガイドラインの策定・公表など、廃棄物の発生量の削減に向けて取り組んでいきます。あわせて、一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量・再資源化量・処分量について、本博覧会協会のホームページ等で公表します。

なお、環境の保全のための措置については、表32-1及び32-2のとおり整理するとともに、記載した具体的な取組みについては、環境影響評価書に追記します。

また、準備書で算出した可燃ごみの発生量には、焼却処分したプラスチック類が含まれると考えられるため※1、参考にした発生原単位には、分別されず混入したプラスチック類も含まれると想定した値であることを記載するとともに、横浜市の事業系ごみにおけるプラスチック類の混入率※2を用いて、可燃ごみ、プラスチック類の発生量及び処分量を再計算しました。修正内容については、環境影響評価書に反映させます。

※１　資料：愛・地球博閉幕後データ集（http://www.expo2005.or.jp/jp/jpn/data/index.html）
「2005年日本国際博覧会環境レポート」（2006年、財団法人2005年日本国際博覧会協会）

※２　混入率：事業系ごみにおけるプラスチック類の混入率（５年間平均14.9%）を使用。
「令和元年～令和５年度事業概要」（横浜市資源循環局）より

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 32-1　環境の保全のための措置（工事中及び撤去中）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為の実施 【撤去中】 仮設施設等の撤去	**【全般】** ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づきプラスチック類等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付の上、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 **【本協会】** **・建築物の内装部材等は、できるだけリユースできるよう努めるとともに、やむを得ずリユースできない場合には、リサイクル率の高い素材（木材、金属など）を用いた製品・部材等を選択します。** **・建築物の内装部材において、石膏ボード等のリサイクル率の低い部材はできるだけ使用しないよう努めます。** ・会場整備のため植物を搬入しますが、一般廃棄物である植物残渣等については、条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り堆肥化するとともに、植物トレーやポット等の産業廃棄物についてはリユース（返却）を推進します。 ・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・会場施設については公園施設を利活用するとともに、レンタル・リースの採用により、産業廃棄物の削減を進めます。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台サイドカバーを使用する等適切な対策を講じます。 **【出展者等への要請】** **・博覧会の開催に必要な工事等について、持続可能性に配慮した調達を行うことを目的とした「持続可能性に配慮した調達コード」を策定し、サプライヤー、出展者等の関係者に遵守を要請することで、「3R+Renewable」等の取組を推進します。** **・調達コード等を通じ、サプライヤー、出展者等の関係者に対して、工事等で調達する資機材等の包装、梱包及び輸送資材等の最小化に取り組むとともに、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい包装等を使用するよう、要請していきます。**

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 32-2　環境の保全のための措置（施設の供用、外来植物を含む植栽等の管理により発生する廃棄物等）

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 施設の供用 外来植物を含む植栽等の管理	**【全般】** **・素材が何であるかに関わらず、使い捨てのものをできるだけ減らすことを検討するとともに、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を徹底し、これを徹底した後になお残る廃棄物については適正に処理するように取り組みます。** ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、ワンウェイプラスチックの合理化について適正に対応します。また、同法律に基づき、プラスチック類等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。 **【本協会】** ・発生した廃棄物は分別し、再資源化可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。 ・花壇や植栽などから発生する植物残渣については、条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き**堆肥化等のリサイクルを行っている一般廃棄物処理業者を選定するなど適切な処理に努めるとともに、リサイクルした堆肥等を博覧会として活用するなど、資源のリサイクルを確保していきます**。 ・植物トレーやポット等の産業廃棄物のリユース（返却）を推進します。 **・本博覧会では、AIPH の規則等に基づき、サステナビリティ戦略等を策定、公表するとともに、サステナビリティレポートについても公表して、廃棄物の削減等に関する取組を進めていきます。** **・一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量・再資源化量・処分量について、本博覧会協会のホームページ等で公表します。** **【来場者・出展者等への要請等】** ・来場者や出展者等に対し、食品ロスの削減やごみ分別の徹底、**マイバッグ等の利用、ごみ等の持ち帰りなど、**廃棄物の削減について普及啓発を図ることで、会場で発生する食品残渣などの一般廃棄物を可能な限り削減します。 ・再生可能素材のパッケージの使用や、飲食サービスにおけるリユース食器類の使用を推進するなど、プラスチック由来の廃棄物削減に取組みます。**また、紙等の再生可能資源に代替できるものは、対応するよう要請していきます。** **・食品ロスの削減等を推進するため、ガイドラインを策定・公表し、出展者には無理なく食べきれる量やサイズのメニューの提供、来場者には削減への協力を要請していきます。** **・博覧会の開催に必要な物品・サービス等について、持続可能性に配慮した調達を行うことを目的とした「持続可能性に配慮した調達コード」を策定し、サプライヤー、出展者等の関係者に遵守を要請することで、「3R+Renewable」等の取組を推進します。** **・調達コード等を通じ、サプライヤー、出展者等の関係者に対して、調達する物品等の包装、梱包及び輸送資材等の最小化に取り組むとともに、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい容器包装等を使用するよう、要請していきます。**

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 32-3　事業系一般廃棄物及び産業廃棄物品目別発生原単位

廃棄物の種類		品目別発生原単位
事業系一般廃棄物	可燃ごみ[注2]	126.3g/人・日
	紙コップ	5.2g/人・日
	割り箸	0.1g/人・日
	パンフレット	2.7g/人・日
	新聞・チラシ	0.6g/人・日
	OA 用紙	0.2g/人・日
	段ボール	53.9g/人・日
	食品残渣[注3]	47.3g/人・日
	植物残渣[注4]	108.7g/m²・回
	不燃ごみ[注5]	6.7g/人・日
産業廃棄物	プラスチック類	17.5g/人・日
	ペットボトル	19.6g/人・日
	発泡スチロール	0.2g/人・日
	びん	19.2g/人・日
	アルミ缶	0.5g/人・日
	スチール缶	0.9g/人・日
	業務用缶	1.4g/人・日
	廃食用油	3.5g/人・日
	トレー[注6]	300g/枚
	ポット[注7]	2g/個

注１：発生原単位は、過去の国内で開催された国際博覧会（大阪万博、沖縄海洋博、つくば博、大阪園芸博、愛・地球博）における開催期間中の廃棄物排出量の原単位の平均値（306g/人）及び愛・地球博の種類別排出割合をもとに設定された「2025 年日本国際博覧会環境影響評価書」の発生原単位を参考とし、本博覧会独自の廃棄物を加えて設定しました。

注２：分別・再資源化可能な紙類、食品残渣以外の可燃ごみ（参考にした発生原単位には、分別されず混入したプラスチック類も含まれると想定し設定した値です）。

注３：飲食店から廃棄される食品残渣（生ごみ等）としました。

注４：日常的な管理作業、植替え作業（１、２年草・球根類の当初ローテーション）により発生するものとしました。

注５：分別・再資源化可能なかん、びん、ペットボトル等以外の不燃ごみとしました。

注６：ポット運搬用の資材としました。

注７：１、２年草、球根類用の資材としました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 32-4　開催中に発生する廃棄物量、再資源化量及び処分量

廃棄物の種類		廃棄物発生量[注2注6] (t/期間)	再資源化量[注3注6] (t/期間)	処分量[注4注6] (t/期間)
事業系一般廃棄物	可燃ごみ[注1]	**1,436.1**	0.0	**1,436.1**
	パンフレット・新聞・チラシ・OA用紙・段ボール	736.0	635.2	100.8
	食品残渣	606.5	188.0	418.5
	植物残渣	42.7	32.9	9.8
	不燃ごみ	85.9	25.6	60.3
	合計	**2,907.3**	881.8	**2,025.5**
産業廃棄物	プラスチック類・発泡スチロール	**478.4**	**296.6**	**181.8**
	ペットボトル	251.3	216.1	35.2
	びん	246.2	189.6	56.6
	業務用缶・アルミ缶・スチール缶	35.9	35.9	0.0
	廃食用油	44.9	42.6	2.2
	トレー・ポット	369.6	229.2	140.4
	合計	**1,426.3**	**1,010.0**	**416.3**
合計		4,333.6	**1,891.8**	**2,441.8**

注１：　表 6.6-18の紙コップ、割りばしを含みます。

注２：廃棄物発生量は、表 6.6-16～表 6.6-17に示す活動量と表 6.6-18に示す発生原単位から算出しました。

注３：再資源化量は、発生量に表 6.6-19に示す再資源化率をかけて算出しました。

注４：発生量から再資源化量をひいて算出しました。

注５：小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

注６：可燃ごみ及びプラスチック類・発泡スチロールの発生量等は、可燃ごみの中にプラスチック類が混入している可能性があるため、横浜市の事業系ごみにおけるプラスチック類の混入率14.9%（５年間平均）を用いて、可燃ごみ中のプラスチック類の量を想定し、これを考慮した可燃ごみの量とプラスチック類・発泡スチロールの発生量、再資源化量、処分量を算定しました。

＜可燃ごみへのプラスチックごみ混入を考慮した廃棄物発生量＞

可燃ごみ発生量

＝1,687.5ｔ（準備書に記載した量）×（1-0.149（事業系ごみのプラスチック類混入率））

＝1,436.1ｔ（準備書より251.4t減）

修正後のプラスチック類発生量

＝227.0ｔ（準備書に記載した量）＋1,687.5ｔ（準備書に記載した可燃ごみ量）×0.149（事業系ごみのプラスチック類混入率）

＝227.0ｔ＋251.4t＝478.4ｔ（準備書より251.4t増）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

33　本博覧会に来場する歩行者等の影響を考慮した交通混雑について

ご意見の趣旨

輸送計画では、多客日は徒歩で約6,000 人の想定で、これらの人がどこの経路を通って会場に来て、帰るのか。一番近いのは瀬谷駅なので、この方面からの来場が多いと思うが、途中に交差点５や６があるので、ここを南北方向に横断する歩行者の数はそれなりに多いと思う。多客日のピークでは、交差点での影響はそれなりに大きくなると思う。それを含めた交差点の評価を行う必要があると思う（第13回環境影響評価審査会（12月6日）でのご意見）。

事業者の見解

準備書では、本博覧会に来場する歩行者等による影響を考慮していなかったため、表33-1のとおり設定条件を見直して、あらためて予測評価を行いました（表33-3）。

ご指摘のあった地点５については、西側駐車場や瀬谷駅方面からの来場者等の横断による影響を受けますが、信号現示を調整することで、交差点需要率は限界需要率を下回り、車線の交通容量比も1を下回りました。地点６についても、瀬谷駅方面からの来場者等の横断による影響を受けますが、信号現示を調整することで、交差点需要率は限界需要率を下回り、車線の交通容量比も1を下回りました。地点12については、補足資料14及び21で示したとおり、環状４号線の歩行者の横断については、地点12の北側の横断歩道の横断に伴う来場車両の滞留が軽減できるように南側の横断歩道を利用するよう誘導しますが、限界需要率を上回り、車線の交通容量比が1を上回る車線があります。このため、地点10及び２を経由した迂回経路の運用、区域内道路及び駐車場内における車両の滞留スペースの確保、及びピーク時間の事前周知等による退場時間の集中回避などの対応を行っていきます（表33-6）。

なお、歩行者等による来場者の影響を考慮する必要がある予測地点において、本博覧会に来場する歩行者等による影響を考慮して予測評価を行いましたが、地点12を除き、交差点需要率は限界需要率を下回り（表33-4）、車線の交通容量比も1を下回っています（表33-5）。修正した内容については、環境影響評価書に反映させます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表33-1　来場者（歩行者等）を考慮した予測方法について

予測項目	準備書記載のとおりです。
予測地域・地点	予測地域は、準備書記載のとおりです。 予測地点は、図 33-1（準備書 p6.10-9 の図 6.10-1）に示すとおり、関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点（地点 1～6、地点 9～12）の 10 地点及び、1 断面（地点 7）としました。 また、歩行者等による来場者の影響を考慮する必要がある予測地点は、8 地点（地点 1～6、地点 9、地点 12）としました。 なお、地点 2（目黒交番前）、地点 3（上川井 IC）及び地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）交差点については、交差点構造の変更が予定され、地点 9 は新設されるため、将来の交差点構造で予測しました。これらの交差点の構造図は準備書 p6.10-55 の図 6.10-8 に示すとおりです。
予測時期	準備書記載のとおりです。
予測方法	準備書記載のとおりです。
予測条件	準備書 6.10-57 の記載内容のうち、歩行者等については、表 33-2 に示すとおり、開催期間中のピーク時における交通量を設定しました。

表33-2　開催期間中のピーク時における歩行者等の交通量

地点	ピーク時間	断面	歩行者等(人/時)
地点 1 目黒	20:00～ 21:00	A	24(0)
		B	120(96)
		C	24(0)
		D	120(96)
地点 2 目黒交番前	20:00～ 21:00	A	22(0)
		B	22(0)
		C	22(0)
		D	66(44)
地点 3 上川井 IC	20:00～ 21:00	A	99(66)
		B	－
		C	－
		D	－
地点 4-1 滝沢	20:00～ 21:00	A	－
		B	33(0)
		C	132(66)
地点 4-2 瀬谷土橋公園入口	20:00～ 21:00	A	－
		B	34(0)
		C	102(68)
地点 5 中瀬谷消防署出張所北側	20:00～ 21:00	A	960(920)
		B	40(0)
		C	160(160)
		D	600(560)
地点 6 瀬谷中学校前	20:00～ 21:00	A	180(72)
		B	108(36)
		C	144(36)
		D	432(360)
地点 9	20:00～ 21:00	A	150(0)
		B	150(0)
		C	150(0)
		D	390(240)
地点 12	20:00～ 21:00	A	0(0)
		B	40(0)
		C	120(80)

注1：（ ）は、来場者数
注2：信号１サイクルあたりの横断者数が１人以下となる場合は１人以上として計上
注3：地点5（A）は、西側駐車場からの来場者による横断数を計上
注4：地点9は、新設交差点であり、信号１サイクルあたり5人として計上

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

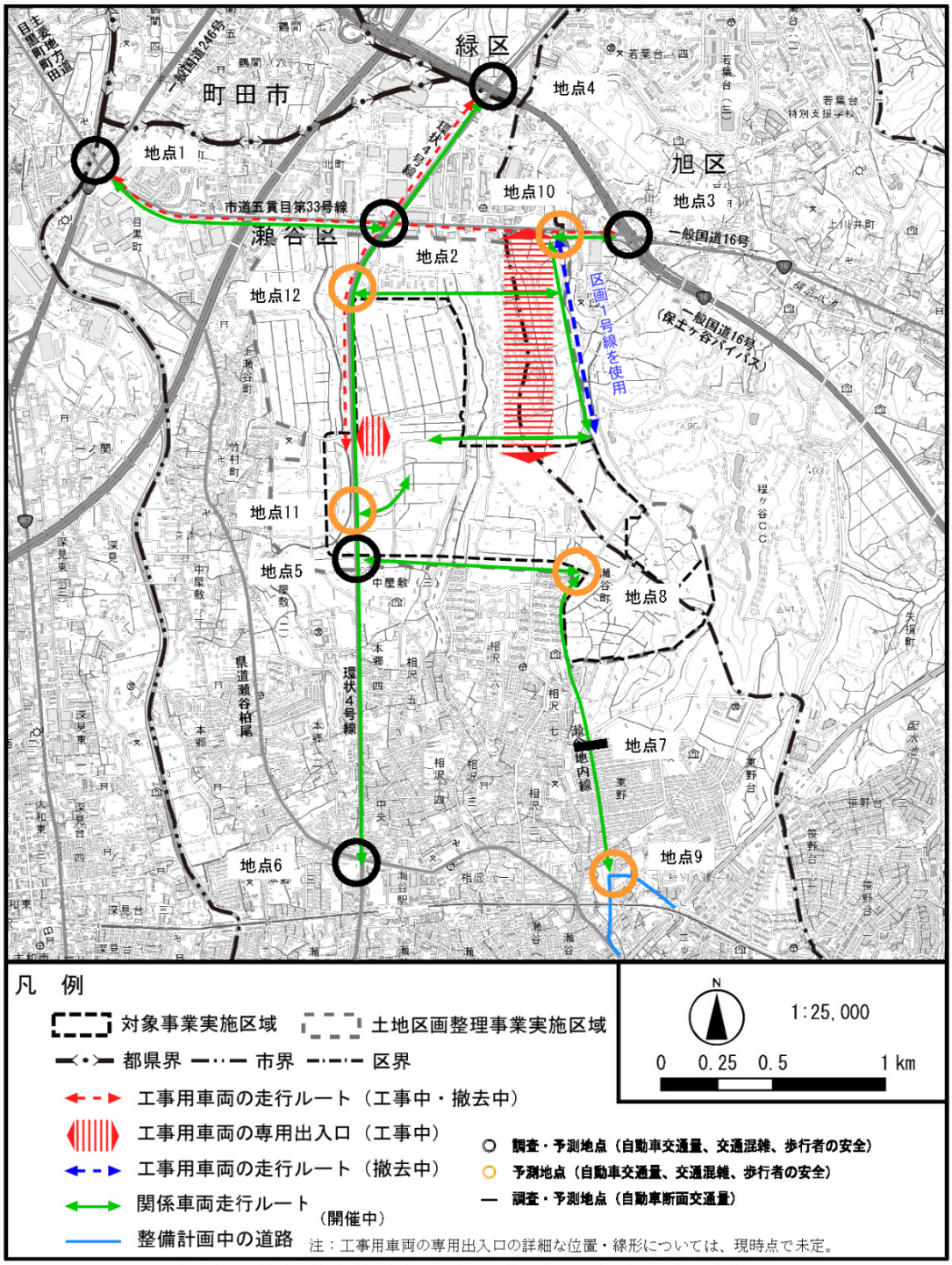

図33-1　地域社会の調査等地点図（準備書p6.10-9「図6.10-1」）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表33-3　来場者（歩行者等）を考慮した予測結果（地点５、地点６、地点12）

交差点名		交差点需要率（ピーク時間帯）		断面	流入車線構成	車線の交通容量比	
		準備書記載の結果 ＜限界需要率＞	再予測結果 ＜限界需要率＞			準備書記載の結果	再予測結果
地点5	中瀬谷消防署出張所北側	0.398 ＜0.880＞ (17:00～18:00)	0.546 ＜0.867＞ (17:00～18:00)	A	左折	0.295	0.463
					直進	0.386	0.425
					右折	0.000	0.000
				B	左折・直進	0.038	0.033
					右折	0.092	0.095
				C	左折・直進	0.432	0.475
					右折	0.125	0.154
				D	左折・直進	0.085	0.077
					右折	0.553	0.965
地点6	瀬谷中学校前	0.647 ＜0.840＞ (16:00～17:00)	0.650 ＜0.840＞ (16:00～17:00)	A	左折	0.132	0.155
					直進	0.756	0.756
					右折	0.091	0.096
				B	左折・直進	0.589	0.561
					右折	0.627	0.610
				C	左折	0.561	0.576
					直進	0.811	0.811
					右折	0.507	0.531
				D	左折・直進	0.980	0.938
					右折	0.161	0.156
地点12	(名称なし)	0.978 ＜0.867＞ (20:00～21:00)	0.985 ＜0.889＞ (20:00～21:00)	A	左折	0.000	0.000
					直進	0.722	0.722
				B	直進	0.310	0.310
					右折	0.000	0.000
				C	左折	0.004	0.004
					右折	1.296	1.296

※「平面交差の計画と設計　基礎編」（(社)交通工学研究会、平成30年11月）に基づき予測評価
※ 網掛けは、交差点需要率が限界需要率を上回る、又は交通容量比が1を上回ることを示す。

表33-4　来場者（歩行者等）を考慮した予測結果（交差点需要率）

時期	交差点名		交差点需要率（ピーク時間帯）注1			限界需要率注2
			現況(2019 年)	開催中(2027 年)	増分	
			A	B	B-A	
利用ピーク時期	地点 1	目黒	0.680 (16:45～17:45)	0.797 (17:00～18:00)	0.117	0.890
	地点 2	目黒交番前	0.612 (16:45～17:45)	0.370 (17:00～18:00)	-0.242	0.912
	地点 3	上川井 IC	0.492 (16:45～17:45)	0.769 (20:00～21:00)	0.277	0.836
	地点 4	滝沢	0.363 (17:00～18:00)	0.761 (10:00～11:00)	0.398	0.873
		瀬谷土橋公園入口	0.310 (17:00～18:00)	0.552 (17:00～18:00)	0.242	0.908
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	0.666 (16:30～17:30)	0.546 (17:00～18:00)	-0.120	0.867
	地点 6	瀬谷中学校前	0.497 (16:15～17:15)	0.650 (16:00～17:00)	0.153	0.840
	地点 9	－	－	0.472 (17:00～18:00)	－	0.917
	地点 12	－	－	0.985 (20:00～21:00)	－	0.889

注1：交差点需要率:交差点需要率とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率(交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値(現示の需要率)の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率(注2)が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。
注2：限界需要率…「(サイクル長－損失時間(黄色－赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。
注3：網掛けは、交差点需要率が限界需要率を上回ったことを示します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表33-5(1)　来場者（歩行者等）を考慮した予測結果（車線の交通容量比）(1/2)

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
				現況	開催中	増分
				A	B	B-A
地点1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.855	-0.114
			右折	0.184	0.247	0.063
		B	左折・直進	0.410	0.828	0.418
			右折	0.711	0.913	0.202
		C	左折	0.736	0.673	-0.063
			直進	0.670	0.406	-0.264
			右折	0.194	0.310	0.116
		D	左折・直進	0.559	0.720	0.161
			右折	0.806	0.611	-0.195
地点2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.325	-0.101
			右折	0.426	0.653	0.227
			右折	0.907	0.653	-0.254
		B	左折・直進	0.245	0.581	0.336
			直進	0.729	0.581	-0.148
			右折	0.140	0.809	0.669
		C	左折・直進	0.513	0.179	-0.334
			右折	0.513	0.250	-0.263
			右折	0.489	0.250	-0.239
		D	左折・直進	0.770	0.528	-0.242
			直進	-	0.528	-
			右折	0.054	0.027	-0.027
地点3	上川井IC	A	左折・右折	0.328	0.314	-0.014
			右折	-	0.049	-
		B	左折	-	0.919	-
			直進	0.592	0.473	-0.119
			右折	0.653	0.921	0.268
		C	左折可	-	0.080	-
			右折	0.475	0.609	0.134
		D	左折可	-	0.042	-
			直進	0.517	0.391	-0.126
			右折	0.293	0.080	-0.213
地点4	滝沢	A	左折・直進	0.357	0.871	0.514
			直進	0.357	0.871	0.514
		B	直進	0.364	0.416	0.052
			右折	0.025	0.005	-0.020
		C	左折・右折	0.257	0.942	0.685
			右折	0.470	0.737	0.267
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.313	0.735	0.422
			直進	0.313	0.735	0.422
		B	直進	0.232	0.322	0.090
			右折	0.298	0.906	0.608
		C	左折	0.052	0.082	0.030
			右折	0.460	0.331	-0.129

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表33-5(2)　来場者（歩行者等）を考慮した予測結果（車線の交通容量比）(2/2)

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
				現況	開催中	増分
				A	B	B-A
地点5	中瀬谷消防署出張所北側	A	左折	0.801	0.463	-
			直進		0.425	-
			右折	-	0.000	-
		B(-)	左折・直進	-	0.033	-
			右折	-	0.095	-
		C(B)	左折・直進	0.592	0.475	-
			右折		0.154	-
		D(C)	左折・直進	0.818	0.077	-
			右折		0.965	-
地点6	瀬谷中学校前	A	左折	0.173	0.155	-0.018
			直進	0.527	0.756	0.229
			右折	0.096	0.096	0.000
		B	左折・直進	0.451	0.561	0.110
			右折	0.454	0.610	0.156
		C	左折	0.354	0.576	0.222
			直進	0.667	0.811	0.144
			右折	0.484	0.531	0.047
		D	左折・直進	0.823	0.938	0.115
			右折	0.167	0.156	-0.011
地点9	-	A	左折・直進	-	0.621	-
			右折	-	0.000	-
		B	左折・直進	-	0.000	-
			右折	-	0.000	-
		C	左折・直進	-	0.289	-
			右折	-	0.000	-
		D	左折・直進	-	0.000	-
			右折	-	0.401	-
地点12	（名称なし）	A	左折	-	0.000	-
			直進	-	0.722	-
		B	直進	-	0.310	-
			右折	-	0.000	-
		C	左折	-	0.004	-
			右折	-	1.296	-

※ 網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。
※ 交差点5 の断面記号のうち括弧書きのものは、交差点改良前のものです。流入車線構成や右左折方向が大きく変わることから増分は「-」（比較しない）としています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

① 開催中交差点交通量（地点1（目黒）：ピーク時　17：00～18：00 / 歩行者等による影響を考慮）

流入部		A		B		C			D		
車線の種類		左折･直進	右折	左折･直進	右折	左折	直進	右折	左折･直進	右折	
車線数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
飽和交通流率の基本値	SB	1540	1446	1541	1534	1517	1569	1478	1591	1503	
車線幅員による補正率	αw	0.950	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
（車線幅員）	m	(2.70)	(2.90)	(3.20)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.20)	(3.10)	
縦断勾配による補正率	αG	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
大型車混入による補正率	αT	0.886	0.896	0.844	0.812	0.831	0.876	0.960	0.935	0.866	
（大型車混入率）	%	(18.30)	(16.51)	(26.40)	(33.18)	(29.08)	(20.24)	(5.93)	(10.00)	(22.08)	
左折車混入による補正率	αLT	0.918		0.886					0.859		
（左折率）	L%	(35.5)		(61.4)					(77.9)		
（歩行者による低減率）	fp	0.14		0.13		0.14			0.13		
（有効青時間）	秒	70		32		70			32		
（歩行者用青時間）	秒	60		22		60			22		
横断歩行者による補正率	αL					0.880					
右折車混入による補正率	αRT										
（右折率）	R%										
（右折車の通過確率）	f		0.768					0.733			
（有効青時間）	秒		70					70			
（現示変り目のさばけ台数増分）			2(46)					2(46)			
KER：台/サイクル											
（交差点内滞留台数）											
K：台/サイクル											
飽和交通流率	SA	1190	1296	1152	1246	1109	1374	1419	1278	1302	
設計交通量	q	459	109	197	220	337	252	135	190	154	
		(163+296)		(121+76)					(148+42)		
右折補正交通量	qR－N		63					89			
交差点流入部の需要率	ρ	0.386	0.049	0.171	0.177	0.304	0.183	0.063	0.149	0.118	

											現示の需要率	交差点の需要率
必要現示率	1φ			0.171					0.149		0.171	0.797
	2φ				0.177					0.118	0.177	
	3φ	0.386				0.304	0.183				0.386	
	4φ		0.049					0.063			0.063	
有効青時間(秒)	1φ			32					32		サイクル長(秒)	
	2φ				30					30	155	
	3φ	70				70	70					
	4φ		6					6				
信号青時間比	G／C	70/155	6/155	32/155	30/155	70/155	70/155	6/155	32/155	30/155		
可能交通容量	Ci	537	441	238	241	501	621	435	264	252		
交通容量比	q／Ci	0.855	0.247	0.828	0.913	0.673	0.406	0.310	0.720	0.611		
交通処理案のチェック		OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK		
滞留長	Ls(m)		49.2		113.5	168.6		55.4		72.9		

※ N=KER×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）
※ 来場者の歩行者ルートが複数ある場合は、歩行者数を等分

A：至　つきみ野
B：至　海老名
C：至　鶴ヶ峰
D：至　青葉台駅

現示方式の図示

	1φ	2φ	3φ	4φ	
現示	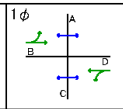	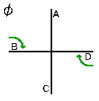	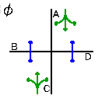	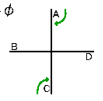	
表示時間	G:32 Y:3 AR:1	G:30 Y:3 AR:2	G:70 Y:3 AR:0	G:6 Y:3 AR:2	C=155
有効青時間	32	30	70	6	Ge=138
損失時間	4	5	3	5	L=17

交差点概略図

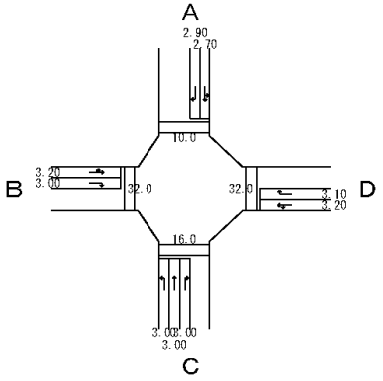

交通量図

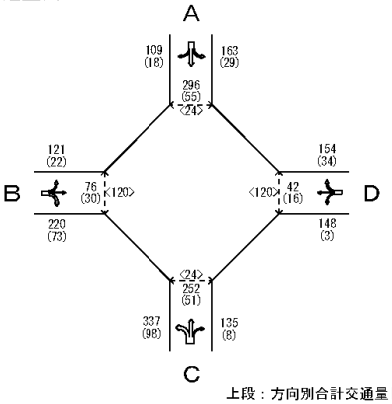

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：(大型車混入台数)[台/時]
〈歩行者数〉[人/時]

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

②開催中交差点交通量（地点2（目黒交番前）：ピーク時　17：00～18：00 / 歩行者等による影響を考慮）

流入部		A		B			C		D				
車線の種類		左折･直進	右折	左折･直進	直進	右折	左折･直進	右折	左折･直進	直進	右折		
車線数		1	2	1	1	1	1	2	1	1	1		
飽和交通流率の基本値	S B	2000	1800	2000	2000	1800	2000	1800	2000	2000	1800		
車線幅員による補正率 （車線幅員）	α w m	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)		
縦断勾配による補正率 （縦断勾配）	α G %	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)		
大型車混入による補正率 （大型車混入率）	α T %	1.000 (0.00)	0.833 (28.70)	0.828 (29.78)	0.822 (31.00)	0.971 (4.26)	0.957 (6.45)	0.682 (66.67)	0.869 (21.61)	0.832 (28.85)	0.920 (12.50)		
左折車混入による補正率 （左折率） （歩行者による低減率） （有効青時間） （歩行者用青時間） 横断歩行者による補正率	α L T L% f p 秒 秒 α L	0.999 (0.5) 0.13 96 89		0.912 (40.1) 0.13 43 38			0.800 0.13 96 89		0.920 (36.2) 0.13 43 38				
右折車混入による補正率 （右折率） （右折車の通過確率） （有効青時間） (現示変り目のさばけ台数増分) KER：台/サイクル (交差点内滞留台数) K：台/サイクル	α R T R% f 秒					0.684 43 2(42)					0.673 43 2(42)		
飽和交通流率	S A	1998	2998	1510	1644	1748	1531	2456	1599	1664	1656		
設計交通量	q	367 (2+365)	115	464 (93+371)		258	155 (155+0)	36	436 (79+357)		8		
右折補正交通量	q R－N					1					0	現示の需要率	交差点の需要率
交差点流入部の需要率	ρ	0.184	0.038	0.147		0.001	0.101	0.015	0.134		0.000		
必要現示率	1φ	0.184					0.101					0.184	0.370
	2φ		0.038					0.015				0.038	
	3φ			0.147					0.134			0.147	
	4φ					0.001					0.000	0.001	
有効青時間(秒)	1φ	96					96					サイクル長(秒)	
	2φ		10					10				170	
	3φ			43					43				
	4φ					6					6		
信号青時間比	G／C	96/170	10/170	43/170		6/170	96/170	10/170	43/170		6/170		
可能交通容量	C i	1128	176	798		319	865	144	825		297		
交通容量比	q／C i	0.325	0.653	0.581		0.809	0.179	0.250	0.528		0.027		
交通処理案のチェック		OK	OK	OK		OK	OK	OK	OK		OK		
滞留長	L s (m)		31.5			114.3		12.8			3.8		

※ N=KER×(3600/C), N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）
※ 環状4号線の来場者の歩行ルートは、東側歩道を通行することを想定

A：至　十日市場
B：至　つきみ野
C：至　泉
D：至　鶴ヶ峰

交差点概略図

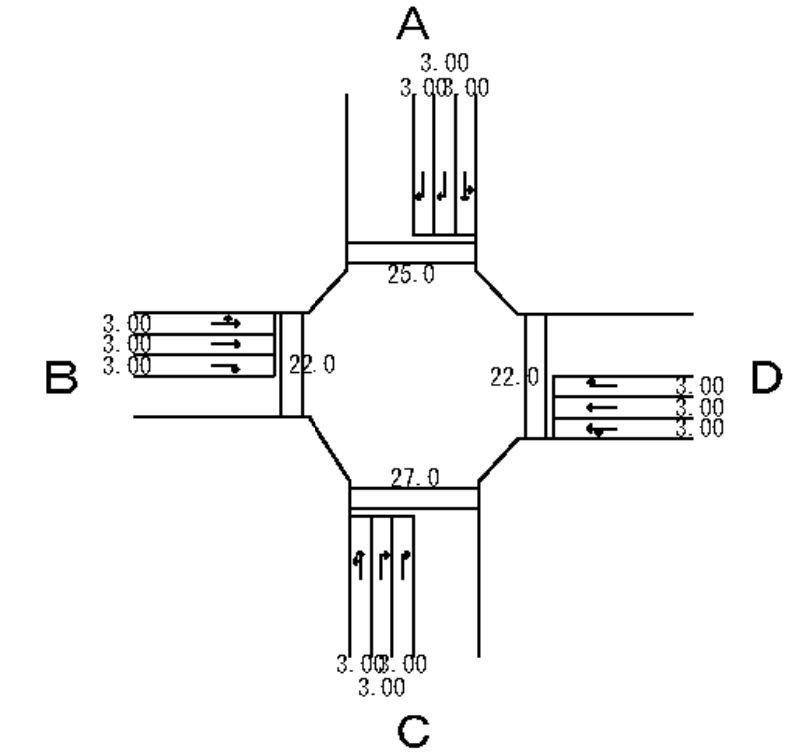

交通量図

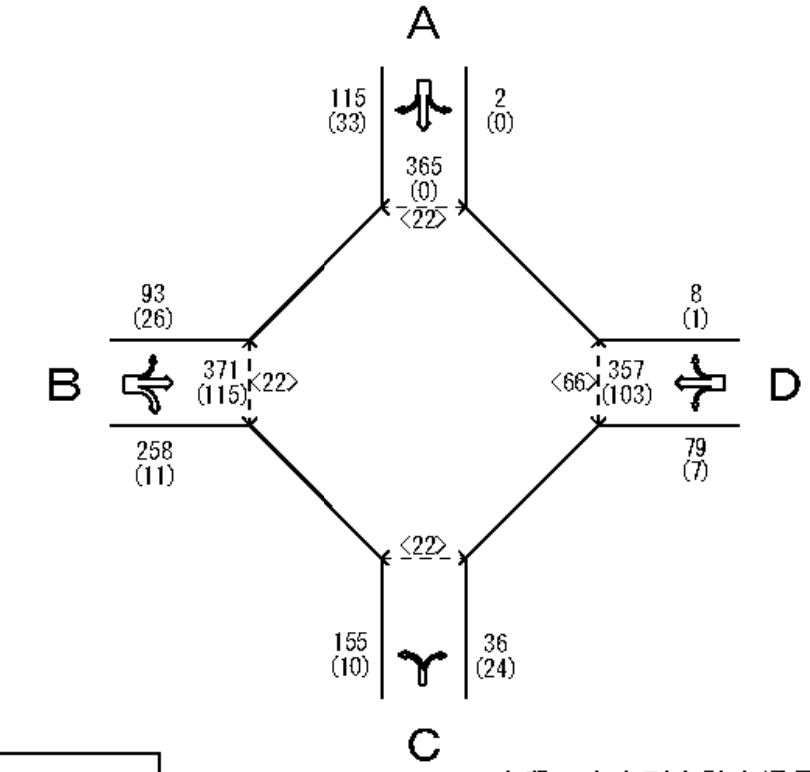

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：(大型車混入台数)[台/時]
　　　<歩行者数>[人/時]

現示方式の図示

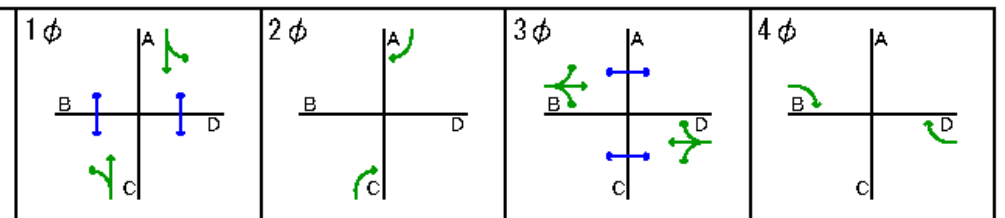

現示	1φ	2φ	3φ	4φ	
表示時間	G:95 Y:3 AR:1	G:10 Y:2 AR:3	G:42 Y:3 AR:0	G:6 Y:2 AR:3	C=170
有効青時間	96	10	43	6	G=155
損失時間	3	5	2	5	L=15

8

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

③開催中交差点交通量（地点3（上川井IC）：ピーク時　20：00～21：00 / 歩行者等による影響を考慮）

流入部		A		B			C		D		
車線の種類		左折･右折	右折	左折	直進	右折	左折可	右折	左折可	直進	右折
車線数		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
飽和交通流率の基本値	SB	1711	1711	1800	1583	1705	1800	1400	1800	1525	1544
車線幅員による補正率	αw	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
（車線幅員）	m	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.60)	(3.20)	(3.00)	(3.00)	(3.00)
縦断勾配による補正率	αG	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
大型車混入による補正率	αT	0.883	0.826	1.000	0.929	0.960	0.824	0.944	0.935	0.853	0.907
（大型車混入率）	%	(18.84)	(30.00)	(0.00)	(10.90)	(5.90)	(30.51)	(8.55)	(9.86)	(24.63)	(14.58)
左折車混入による補正率	αLT										
（左折率）	L%										
（歩行者による低減率）	fp			0.15							
（有効青時間）	秒			45							
（歩行者用青時間）	秒			29							
横断歩行者による補正率	αL	1.000		0.903							
右折車混入による補正率	αRT	1.000									
（右折率）	R%	(0.0)									
（右折車の通過確率）	f	1.000									
（有効青時間）	秒	16									
（現示変り目のさばけ台数増分）											
KER：台/サイクル											
（交差点内滞留台数）		2(65)									
K：台/サイクル											
飽和交通流率	SA	1511	1413	1625	2942	1637	*1483	1322	*1683	1301	1400
設計交通量	q	69	10	611	367	644	118	117	71	134	48
		(69+0)									
右折補正交通量	qR－N										
交差点流入部の需要率	ρ	0.046	0.007	0.376	0.125	0.393	-	0.089	-	0.103	0.034

		現示の需要率	交差点の需要率
必要現示率	1φ	0.134	0.769
	2φ	0.242	
	3φ	0.393	
有効青時間(秒)	1φ	サイクル長(秒)	
	2φ	110	
	3φ		

信号青時間比	G／C	16/110	16/110	45/110	29/110	47/110	110/110	16/110	110/110	29/110	47/110
可能交通容量	Ci	220	206	665	776	699	1483	192	1683	343	598
交通容量比	q／Ci	0.314	0.049	0.919	0.473	0.921	0.080	0.609	0.042	0.391	0.080
交通処理案のチェック		OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
滞留長	Ls(m)		3.6	168.0		187.5		34.9			15.1

※ N=KER×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）
※ 来場者の歩行者ルートが複数ある場合は、歩行者数を等分
※ Cは歩道橋あり、B及びDは横断歩道なし

A：至　横浜町田 IC
B：至　つきみ野
C：至　下川井 IC
D：至　鶴ヶ峰

交差点概略図

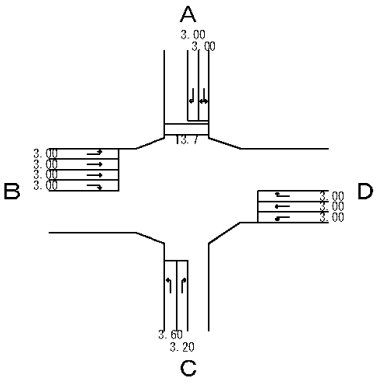

交通量図

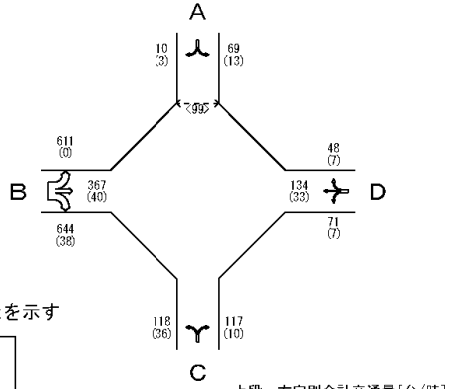

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：(大型車混入台数)[台/時]
〈歩行者数〉[人/時]

現示方式の図示　※ 破線矢印は「左折可」標識を示す

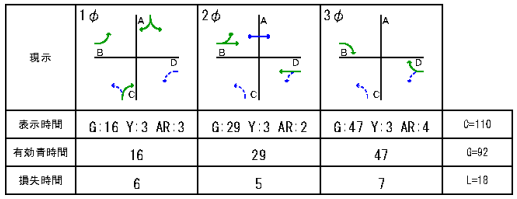

表示時間	G:16 Y:3 AR:3	G:29 Y:3 AR:2	G:47 Y:3 AR:4	O=110
有効青時間	16	29	47	O=92
損失時間	6	5	7	L=18

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

④開催中交差点交通量（地点4-1（滝沢）：ピーク時　10：00～11：00 ／ 歩行者等による影響を考慮）

流入部		A	B		C		
車線の種類		左折・直進	直進	右折	左折・右折	右折	
車線数		1	1	2	1	1	
飽和交通流率の基本値	SB	1547	1547	1800	1457	1432	
車線幅員による補正率	αw	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
（車線幅員）	m	(3.10)	(3.20)	(3.00)	(3.10)	(3.20)	
縦断勾配による補正率	αG	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
大型車混入による補正率	αT	0.916	0.863	1.000	0.773	0.886	
（大型車混入率）	%	(13.04)	(22.63)	(0.00)	(41.86)	(18.68)	
左折車混入による補正率	αLT	0.863					
（左折率）	L%	(66.4)					
（歩行者による低減率）	fp	0.15			0.15		
（有効青時間）	秒	52			38		
（歩行者用青時間）	秒	43			29		
横断歩行者による補正率	αL				0.886		
右折車混入による補正率	αRT				1.000		
（右折率）	R%				(0.0)		
（右折車の通過確率）	f			0.493	1.000		
（有効青時間）	秒			55	38		
（現示変り目のさばけ台数増分）				1(32)			
KER：台／サイクル							
（交差点内滞留台数）							
K：台／サイクル							
飽和交通流率	SA	1209	1361	2002	1800	996	1267
設計交通量	q	1064		601	2	325	323
		(350+704)				(325+0)	
右折補正交通量	qR－N				0		

交差点流入部の需要率		ρ	0.412		0.231	0.000	0.326	0.265	現示の需要率	交差点の需要率
必要現示率	1φ		0.412		0.208				0.412	0.761
	2φ				0.023	0.000			0.023	
	3φ						0.326	0.265	0.326	
有効青時間(秒)	1φ		82		65				サイクル長(秒)	
	2φ				6	6			110	
	3φ						38	38		
借号青時間比	G／C		82/110		61/110	6/110	36/110	38/110		
可能交通容量	Ci		1210		1443	443	345	438		
交通容量比	q／Ci		0.871		0.416	0.005	0.942	0.737		
交通処理案のチェック			OK		OK	OK	OK	OK		
滞留長	Ls(m)					0.5		106.3		

※ N=qCR×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）
※ 網状4号線の歩行ルートは、東側歩道を通行することを想定

A：至　十日市駅
B：至　姫谷駅
C：

交差点概略図

交通量図

現示方式の図示

	1φ	2φ	3φ	
表示時間	G:52 Y:3 AR:0	G:6 Y:3 AR:2	G:38 Y:3 AR:3	C=110
有効青時間	52	6	38	G=96
損失時間	3	5	6	L=14

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

⑤開催中交差点交通量（地点4-2（瀬谷土橋公園入口））：ピーク時　17：00～18：00 ／ 歩行者等による影響を考慮）

流入部		A	B		C		
車線の種類		左折・直進	直進	右折	左折	右折	
車線数		1	2	1	1	1	
飽和交通流率の基本値	S B	1661	1511	1571	1800	1614	
車線幅員による補正率	α w	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
（車線幅員）	m	(3.20)	(3.30)	(3.00)	(3.30)	(3.60)	
縦断勾配による補正率	α G	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
大型車混入による補正率	α T	0.877	0.876	0.895	1.000	0.951	
（大型車混入率）	%	(19.98)	(20.29)	(62.76)	(0.00)	(7.41)	
左折車混入による補正率	α L T	0.947					
（左折率）	L %	(23.2)					
（歩行者による低減率）	f p	0.15			0.15		
（有効青時間）	秒	49			29		
（歩行者用青時間）	秒	37			17		
横断歩行者による補正率	α L				0.912		
右折車混入による補正率	α R T						
（右折率）	R %						
（右折車の通過確率）	f						
（有効青時間）	秒						
（現示変り目のさばけ台数増分）							
KER：台／サイクル							
（交差点内滞留台数）							
K：台／サイクル							
飽和交通流率	S A	1380	1460	2048	1092	1642	1536
設計交通量	q	939		547	145	36	135
		(109+830)					
右折補正交通量	q R－N						

交差点流入部の需要率		ρ		0.331		0.207	0.133	0.022	0.088	現示の需要率	交差点の需要率
必要現示率	1 φ	0.331			0.160					0.331	0.552
	2 φ				0.047	0.133				0.133	
	3 φ						0.022	0.088		0.088	
有効青時間（秒）	1 φ	64			64					サイクル長（秒）	
	2 φ				16	16			29	109	
	3 φ								29		
信号青時間比	G／C	49/109			70/109	16/109		29/109	29/109		
可能交通容量	C i	1277			1701	160		437	408		
交通容量比	q／C i	0.735			0.322	0.906		0.082	0.331		
交通処理案のチェック		OK			OK	OK		OK	OK		
滞留長	L s (m)				64.3	9.8		39.5			

※ N=SCR×(3600/C)、N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ ＊交通容量（台／実1時間）
※ 現状4号線の来場者の歩行ルートは、東側歩道を通行することを想定

A：至　十日市場駅
B：至　瀬谷駅
C：

交差点概略図

交通量図

上段：方向別合計交通量［台/時］
下段：〈大型車混入台数）［台/時］
〈歩行者数〉［人/時］

現示方式の図示

表示時間	G:49 Y:3 AR:2	G:16 Y:3 AR:2	G:29 Y:3 AR:2	C=109
有効青時間	54	16	29	0=69
損失時間	0	5	5	L=10

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

⑥開催中交差点交通量（地点5（中瀬谷消防署出張所北側）：ピーク時　17：00～18：00 / 歩行者等による影響を考慮）

流入部		A			B		C		D			
車線の種類		左折	直進	右折	左折·直進	右折	左折·直進	右折	左折·直進	右折		
車線数		1	1	1	1	1	1	1	1	1		
飽和交通流率の基本値	SB	1800	2000	1800	2000	1800	2000	1800	2000	1800		
車線幅員による補正率 （車線幅員）	αw m	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.25)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)	1.000 (3.00)		
縦断勾配による補正率 （縦断勾配）	αG %	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)		
大型車混入による補正率 （大型車混入率）	αT %	0.884 (18.72)	0.816 (32.14)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	0.911 (14.03)	0.746 (48.53)	0.964 (5.26)	0.923 (12.00)		
左折車混入による補正率 （左折率） （歩行者による低減率） （有効青時間） （歩行者用青時間） 横断歩行者による補正率	αLT L% fp 秒 秒 αL	 0.40 40 38 0.620		 0.18 48 46 0.828	1.000 (0.0) 0.56 30 26	 0.18 30 26 0.844	1.000 (0.0) 0.18 40 38	 0.40 48 46 0.617	0.769 0.18 30 26	 0.56 30 26 0.515		
右折車混入による補正率 （右折率） （右折車の通過確率） （有効青時間） （現示変り目のさばけ台数増分） KER：台/サイクル （交差点内滞留台数） K：台/サイクル	αRT R% f 秒											
飽和交通流率	SA	987	1632	1490	2000	1519	1822	829	1483	856		
設計交通量	q	203	308	0	22 (0+22)	48	385 (0+385)	68	38 (38+0)	275		
右折補正交通量	qR−N										現示の需要率	交差点の需要率
交差点流入部の需要率	ρ	0.206	0.189	0.000	0.011	0.032	0.211	0.082	0.026	0.321		
必要現示率	1φ	0.206	0.189	0.000			0.211	0.068			0.211	0.546
	2φ			0.000				0.014			0.014	
	3φ				0.011	0.032			0.026	0.321	0.321	
有効青時間(秒)	1φ	40	40	40			40	40			サイクル長(秒)	
	2φ			8				8			90	
	3φ				30	30			30	30		
信号青時間比	G/C	40/ 90	40/ 90	48/ 90	30/ 90	30/ 90	40/ 90	48/ 90	30/ 90	30/ 90		
可能交通容量	Ci	438	725	795	667	506	810	442	494	285		
交通容量比	q/Ci	0.463	0.425	0.000	0.033	0.095	0.475	0.154	0.077	0.965		
交通処理案のチェック		OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK		
滞留長	Ls(m)	54.2		0.0		10.8		22.7		69.3		

※ N=KER×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）
※ 環状4号線の来場者の歩行ルートは、東側歩道を通行することを想定
※ Aは、西側駐車場からの来場者による横断数を計上
※ Bからの来場者はC、Dを横断することを想定

A:至　十日市場
B:
C:至　泉
D:

交差点概略図

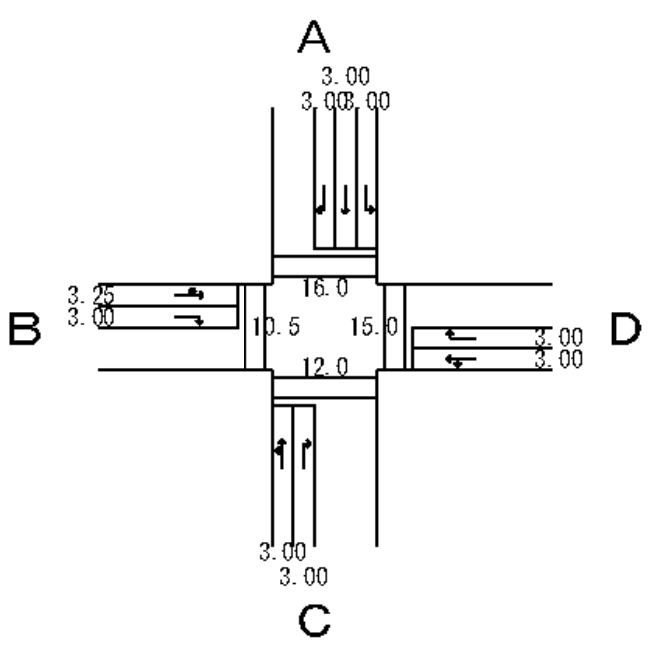

交通量図

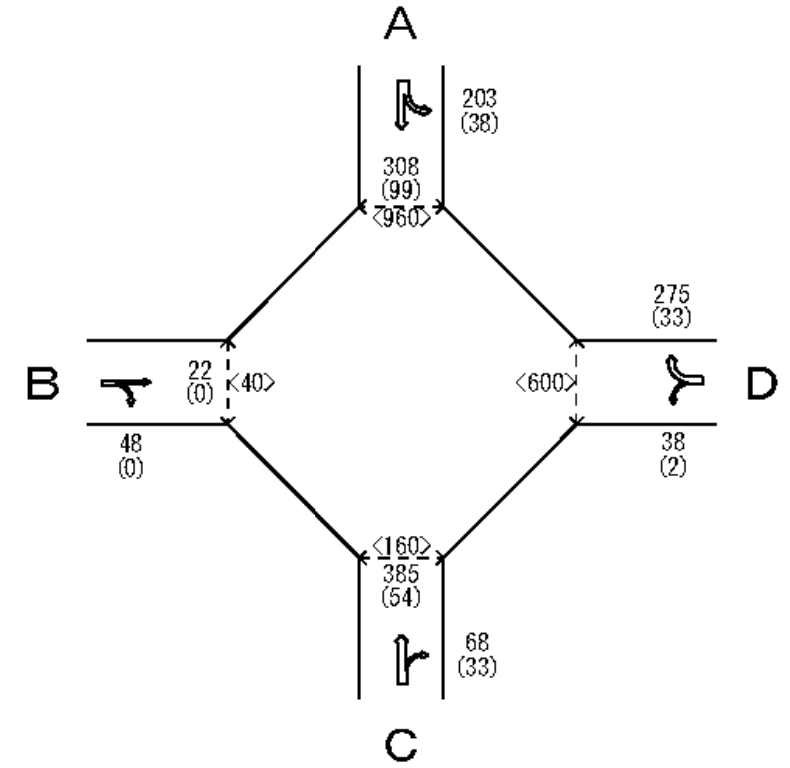

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：(大型車混入台数)[台/時]
　　　<歩行者数>[人/時]

現示方式の図示

現示	1φ	2φ	3φ	
	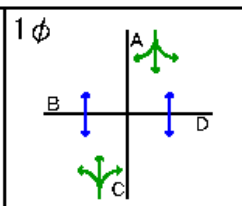	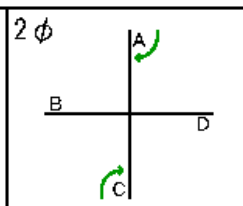	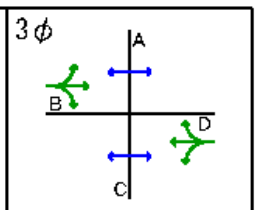	
表示時間	G:40 Y:3 AR:0	G:8 Y:2 AR:2	G:30 Y:3 AR:2	C=90
有効青時間	40	8	30	G=78
損失時間	3	4	5	L=12

12

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

⑦開催中交差点交通量（地点6（瀬谷中学校前））：ピーク時　16：00～17：00 / 歩行者等による影響を考慮）

流入部		A			B		C			D		
車線の種類		左折	直進	右折	左折・直進	右折	左折	直進	右折	左折・直進	右折	
車線数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
飽和交通流率の基本値	SB	1999	1708	1800	1835	1932	1530	1576	1473	1541	1800	
車線幅員による補正率	αw	1.000	1.000	1.000	0.950	1.000	1.000	1.000	1.000	0.950	1.000	
（車線幅員）	m	(3.00)	(3.00)	(2.75)	(2.90)	(2.80)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(2.90)	(2.80)	
縦断勾配による補正率	αG	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	
大型車混入による補正率	αT	0.691	0.878	0.930	0.899	0.882	0.905	0.901	0.863	0.889	0.695	
（大型車混入率）	%	(63.79)	(19.90)	(10.71)	(16.07)	(19.10)	(14.98)	(15.63)	(24.64)	(17.87)	(62.71)	
左折車混入による補正率	αLT				0.980					0.928		
（左折率）	L%				(8.3)					(32.1)		
（歩行者による低減率）	fp	0.32			0.16		0.16			0.16		
（有効青時間）	秒	35			39		35			39		
（歩行者用青時間）	秒	25			27		25			27		
横断歩行者による補正率	αL	0.771					0.886					
右折車混入による補正率	αRT											
（右折率）	R%											
（右折車の通過確率）	f			0.648		0.730			0.652		0.724	
（有効青時間）	秒			35		39			35		39	
（現示変り目のさばけ台数増分）				2(72)		2(72)			2(72)		2(72)	
KER：台/サイクル												
（交差点内滞留台数）												
K：台/サイクル												
飽和交通流率	SA	1065	1500	1674	1536	1704	1227	1420	1256	1208	1251	
設計交通量	q	58	397	28	336	267	247	403	138	442	59	
					(28+308)					(142+300)		
右折補正交通量	qR－N			0		0			0		0	
交差点流入部の需要率	ρ	0.054	0.265	0.000	0.219	0.000	0.201	0.284	0.000	0.366	0.000	現示の需要率 / 交差点の需要率
必要現示率	1φ	0.054	0.265				0.201	0.284				0.284 / 0.650
	2φ			0.000					0.000			0.000
	3φ				0.219					0.366		0.366
	4φ					0.000					0.000	0.000
有効青時間(秒)	1φ	35	35				35	35				サイクル長(秒)
	2φ			5					5			100
	3φ				39					39		
	4φ					5					5	
信号青時間比	G／C	35/100	35/100	5/100	39/100	5/100	35/100	35/100	5/100	39/100	5/100	
可能交通容量	Ci	373	525	293	599	438	429	497	260	471	377	
交通容量比	q／Ci	0.155	0.756	0.096	0.561	0.610	0.576	0.811	0.531	0.938	0.156	
交通処理案のチェック		OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	
滞留長	Ls(m)	23.8		7.8		79.5	71.0		43.0		24.0	

※ N=KER×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）
※ 環状4号線の来場者の歩行ルートは、東側歩道を通行することを想定
※ 来場者の歩行者ルートが複数ある場合は、歩行者数を等分

A：至　十日市場
B：至　国道246号
C：至　泉
D：至　瀬谷小学校

交差点概略図

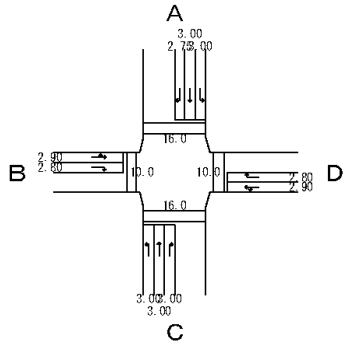

交通量図

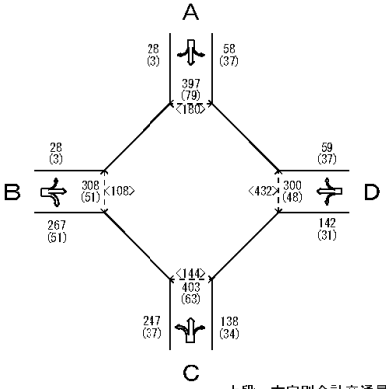

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：(大型車混入台数)[台/時]
〈歩行者数〉[人/時]

現示方式の図示

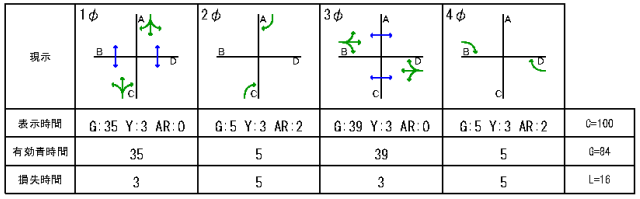

	1φ	2φ	3φ	4φ	
表示時間	G:35 Y:3 AR:0	G:5 Y:3 AR:2	G:39 Y:3 AR:0	G:5 Y:3 AR:2	C=100
有効青時間	35	5	39	5	G=84
損失時間	3	5	3	5	L=16

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

⑧開催中交差点交通量（地点9：ピーク時　17：00～18：00 / 歩行者等による影響を考慮）

流入部		A		B		C		D	
車線の種類		左折･直進	右折	左折･直進	右折	左折･直進	右折	左折･直進	右折
車線数		1	1	1	1	1	1	1	1
飽和交通流率の基本値	SB	2000	1800	2000	1800	2000	1800	2000	1800
車線幅員による補正率	αw	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
（車線幅員）	m	(3.00)	(3.20)	(3.00)	(3.00)	(3.20)	(3.20)	(3.00)	(3.00)
縦断勾配による補正率	αG	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
大型車混入による補正率	αT	0.909	1.000	1.000	1.000	0.936	1.000	1.000	0.885
（大型車混入率）	%	(14.29)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(9.73)	(0.00)	(0.00)	(18.47)
左折車混入による補正率	αLT	0.783		1.000		1.000		1.000	
（左折率）	L%	(54.5)		(0.0)		(0.0)		(0.0)	
（歩行者による低減率）	fp	0.30	0.13	0.13	0.13	0.13	0.30	0.13	0.13
（有効青時間）	秒	57	57	34	53	57	57	34	53
（歩行者用青時間）	秒	52	52	29	48	52	52	29	48
横断歩行者による補正率	αL		0.881		0.882		0.726		0.882
右折車混入による補正率	αRT								
（右折率）	R%								
（右折車の通過確率）	f								
（有効青時間）	秒								
（現示変り目のさばけ台数増分）									
KER：台/サイクル									
（交差点内滞留台数）									
K：台/サイクル									
飽和交通流率	SA	1424	1586	2000	1588	1872	1307	2000	1405
設計交通量	q	420	0	0	0	257	0	0	249
		(229+191)		(0+0)		(0+257)		(0+0)	
右折補正交通量	qR－N								
交差点流入部の需要率	ρ	0.295	0.000	0.000	0.000	0.137	0.000	0.000	0.177

		現示の需要率	交差点の需要率
必要現示率	1φ		0.472
	2φ	0.063	
	3φ	0.295	

		サイクル長(秒)
有効青時間(秒)	1φ	
	2φ	120
	3φ	

		A		B		C		D	
必要現示率	1φ			0.000	0.000			0.000	0.114
	2φ				0.000				0.063
	3φ	0.295	0.000			0.137	0.000		
有効青時間(秒)	1φ			34	34			34	34
	2φ				19				19
	3φ	57	57			57	57		
信号青時間比	G／C	57/120	57/120	34/120	53/120	57/120	57/120	34/120	53/120
可能交通容量	Ci	676	753	567	701	889	621	567	621
交通容量比	q／Ci	0.621	0.000	0.000	0.000	0.289	0.000	0.000	0.401
交通処理案のチェック		OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
滞留長	Ls(m)		0.0		0.0		0.0		88.5

※ N=KER×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）
※ 瀬谷地内線の来場者の歩行ルートは、東側歩道を通行することを想定
※ 来場者の歩行者ルートが複数ある場合は、歩行者数を等分
※ 地点9は、新設交差点であり、信号1サイクルあたり5人として計上

A：至　対象事業実施区域
B：至　環状4号線
C：至　二ツ上橋交差点
D：至　中原街道

現示方式の図示

現示	1φ	2φ	3φ	
表示時間	G:34 Y:2 AR:0	G:19 Y:2 AR:2	G:57 Y:2 AR:2	C=120
有効青時間	34	19	57	G=110
損失時間	2	4	4	L=10

交差点概略図

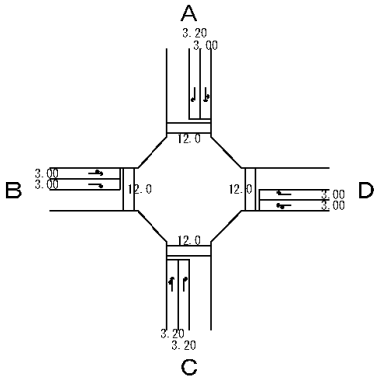

交通量図

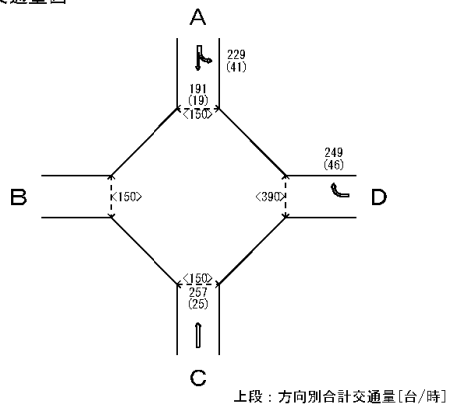

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：(大型車混入台数)[台/時]
〈歩行者数〉[人/時]

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

⑨ 開催中交差点交通量（地点12：ピーク時　20：00～21：00 / 歩行者等による影響を考慮）

交差点名		標4A交差点							
流入部		A		B		C			
車線の種類		左折	直進	直進	右折	左折	右折		
車線数		1	2	2	1	1	1		
飽和交通流率の基本値	SB	1800	2000	2000	1800	1800	1800		
車線幅員による補正率	αw	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（車線幅員）	m	(3.00)	(3.00)	(3.25)	(3.00)	(3.00)	(3.00)		
縦断勾配による補正率	αG	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)		
大型車混入による補正率	αT	1.000	0.739	0.882	1.000	0.682	0.928		
（大型車混入率）	%	(0.00)	(50.53)	(19.18)	(0.00)	(66.67)	(11.06)		
左折車混入による補正率	αLT								
（左折率）	L%								
（歩行者による低減率）	fp	0.14				0.18			
（有効青時間）	秒	16				68			
（歩行者用青時間）	秒	16				47			
横断歩行者による補正率	αL	0.869				0.864			
右折車混入による補正率	αRT								
（右折率）	R%								
（右折車の通過確率）	f								
（有効青時間）	秒								
（現示変り目のさばけ台数増分）									
KER：台/サイクル									
（交差点内滞留台数）									
K：台/サイクル									
飽和交通流率	SA	1564	2966	3628	1800	1048	1670		
設計交通量	q	0	380	292	0	3	1394		
右折補正交通量	qR−N								
交差点流入部の滞留率	ρ	0.000	0.129	0.063	0.000	0.003	0.835	現示の滞留率	交差点の滞留率
必要現示率	1φ	0.000	0.129	0.062	0.000			0.129	0.965
	2φ			0.021	0.000			0.021	
	3φ					0.003	0.835	0.835	
有効青時間（秒）	1φ	16	16	18				サイクル長（秒）	
	2φ			6	6			90	
	3φ					58	58		
信号青時間比	G／C	16/ 90	16/ 90	24/ 90	6/ 90	68/ 90	68/ 90		
可能交通容量	Ci	278	526	941	120	676	1076		
交通容量比	q／Ci	0.000	0.722	0.310	0.000	0.004	1.296		
交通処理案のチェック		OK	OK	OK	OK	OK	NG		
滞留長	Ls(m)	0.0	78.6	60.6	0.0	1.7	348.3		

※ N=SCR×(3600/C)、N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／車1時間）
※ 標状4号線の歩行ルートは、東側歩道を通行することを想定
※ 本博覧会の開催中は、Aの横断歩道は使用しないように誘導

A：至　海軍道路入口交差点
B：至　（幕地東A交差点）
C：至　泉区

交差点概略図

交通量図

現示方式の図示

表示時間	G:15 Y:3 AR:0	G:5 Y:3 AR:2	G:57 Y:3 AR:2	C=90
有効青時間	16	6	58	G=90
損失時間	2	4	4	L=10

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 33-6　迂回経路の運用効果の試算結果（歩行者等による影響を考慮）

迂回経路の運用	地点 12			地点 10		地点 2	
	北側の横断歩道	交通容量比（右折）	交差点需要率（限界需要率：0.889）	交通容量比（左折）	交差点需要率（限界需要率：0.518）	交通容量比（右折）	交差点需要率（限界需要率：0.912）
なし	使用しないように誘導した場合	1.296	0.985	0.000	0.455	0.027	0.370
あり		1.110	0.865	0.612	0.455	0.700	0.495
なし	誘導しない場合	1.515	1.127	0.000	0.455	0.027	0.370
あり		1.298	0.987	0.612	0.455	0.700	0.495

【試算条件】

・地点12を右折して帰宅する来場車両台数（1,394台）のうち約200台を地点10から退出させ、その後は地点2（右折）を経由して環状４号線を北上することを想定。

・地点2（目黒交番）のピーク時（17～18時）におけるD断面の右折車線（東→北方向）の可能交通容量（297台※1[台/時]）の約7割(297×0.7≒200)を迂回車両として設定。

【試算結果】

○地点12の交通容量比（C断面右折車線：東→北）及び交差点需要率について

（横断歩道による影響を考慮しない場合）

迂回車両（200台）を減じた場合の車両台数＝1,394※1－200＝1,194[台/時]
当該車線の可能交通容量＝1,076※1[台/時]
当該車線の交通容量比＝1,194/1,076＝1.110
当該車線の交通需要率＝設計交通量÷飽和交通流率＝1,194/1,670※1＝0.715
交差点需要率＝0.129(1φ)※1＋0.021(2φ)※1＋0.715(3φ)＝0.865

（横断歩道による影響を考慮した場合）

迂回車両（200台）を減じた場合の車両台数＝1,394※2－200＝1,194[台/時]
当該車線の可能交通容量＝920※2[台/時]
当該車線の交通容量比＝1,194/920＝1.298
当該車線の交通需要率＝設計交通量÷飽和交通流率＝1,194/1,427※2＝0.837
交差点需要率＝0.129(1φ)※2＋0.021(2φ)※2＋0.837(3φ)＝0.987

○地点10の交通容量比（C断面左折直進車線：南→西）について

迂回車両（200台）が加わった場合の車両台数＝0※3＋200＝200[台/時]
当該車線の可能交通容量＝327※3[台/時]
当該車線の交通容量比＝200/327＝0.612
当該車線の交通需要率＝設計交通量÷飽和交通流率＝(0※3＋200)/2,000※3＝0.100
交差点全体の交通需要率＝0.079※3(1φ)＋0.161※3(2φ)＋0.215※3(3φ)＋0.000※3(4φ)＝0.455

注：当該車線の信号現示(2φ)では別車線（C断面右折車線）の交通需要率が最大であるため、2φの必要現示率としては別車線の値（0.161）を採用

○地点2の交通容量比（D断面右折車線：東→北）について

迂回車両（200台）が加わった場合の車両台数＝8※4＋200＝208[台/時]
当該車線の可能交通容量＝297※4[台/時]
当該車線の交通容量比＝208/297＝0.700
当該車線の交通需要率＝設計交通量÷飽和交通流率＝208/1,656※4＝0.126
交差点需要率＝0.184※4(1φ)＋0.038※4(2φ)＋0.147※4(3φ)＋0.126(4φ)＝0.495

注：当該車線の信号現示(4φ)では本車線の交通需要率が最大であるため、4φの必要現示率としては本車線の値（0.126）を採用

※1　本補足資料p.14の計算シートより。
※2　本補足資料p.17の計算シートより。
※3　準備書資料編p1.8-137より。
※4　本補足資料p.8の計算シートより。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

○開催中交差点交通量（地点12：ピーク時　20：00～21：00 / 歩行者等による影響を考慮）

交差点名		環４A交差点							
流入部		A		B		C			
車線の種類		左折	直進	直進	右折	左折	右折		
車線数		1	2	2	1	1	1		
飽和交通流率の基本値	SB	1800	2000	2000	1800	1800	1800		
車線幅員による補正率	αw	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（車線幅員）	m	(3.00)	(3.00)	(3.25)	(3.00)	(3.00)	(3.00)		
縦断勾配による補正率	αG	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000		
（縦断勾配）	%	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)		
大型車混入による補正率	αT	1.000	0.739	0.882	1.000	0.682	0.928		
（大型車混入率）	%	(0.00)	(50.53)	(19.18)	(0.00)	(66.67)	(11.05)		
左折車混入による補正率	αLT								
（左折率）	L%								
（歩行者による低減率）	fp	0.14				0.18	0.18		
（有効青時間）	秒	16				58	58		
（歩行者用青時間）	秒	15				47	47		
横断歩行者による補正率	αL	0.869				0.854	0.854		
右折車混入による補正率	αRT								
（右折率）	R%								
（右折車の通過確率）	f								
（有効青時間）	秒								
（現示変り目のさばけ台数増分）									
KER：台/サイクル									
（交差点内滞留台数）									
K：台/サイクル									
飽和交通流率	SA	1564	2956	3528	1800	1048	1427		
設計交通量	q	0	380	292	0	3	1394		
右折補正交通量	qR－N								
交差点流入部の需要率	ρ	0.000	0.129	0.083	0.000	0.003	0.977	現示の需要率	交差点の需要率
必要現示率	1φ	0.000	0.129	0.062				0.129	1.127
	2φ			0.021	0.000			0.021	
	3φ					0.003	0.977	0.977	
有効青時間(秒)	1φ	16	16	18				サイクル長(秒)	
	2φ			6	6			90	
	3φ					58	58		
信号青時間比	G／C	16/ 90	16/ 90	24/ 90	6/ 90	58/ 90	58/ 90		
可能交通容量	Ci	278	526	941	120	676	920		
交通容量比	q／Ci	0.000	0.722	0.310	0.000	0.004	1.515		
交通処理策のチェック		OK	OK	OK	OK	OK	NG		
滞留長	Ls(m)	0.0	78.5	50.6	0.0	1.7	348.3		

※ N=KER×(3600/C)，N：1時間で右折車が交差点内に滞留する台数
※ *交通容量（台／実1時間）
※ 環状4号線の来場者の歩行ルートは、東側歩道を通行することを想定

A：至　海軍道路入口交差点
B：至　（跡地東A交差点）
C：至　泉区

17

現示方式の図示

現示	1φ	2φ	3φ	
表示時間	G:15 Y:3 AR:0	G:5 Y:3 AR:2	G:57 Y:3 AR:2	C=90
有効青時間	16	6	58	G=80
損失時間	2	4	4	L=10

Aの横断歩道を使用する場合（参考）

交差点概略図

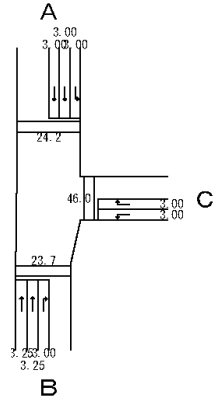

交通量図

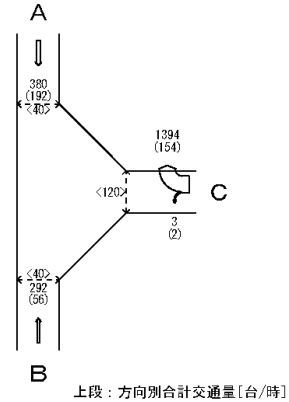

上段：方向別合計交通量[台/時]
下段：（大型車混入台数）[台/時]
〈歩行者数〉[人/時]

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

34　交差点における滞留長の影響について

ご意見の趣旨

滞留長が、実際に交差点で確保されている右折レーンなどに収まっているかどうか確認が必要ではないかと思う。交差点の改良等の議論をしているところもあるかと思うが、そうではない交差点はチェックして、収まるかを示してほしい（第17回環境影響評価審査会（1月31日）でのご意見）。

事業者の見解

改良等の議論が行われていない４交差点（地点1（目黒）、地点4-1（滝沢）、地点4-2（瀬谷土橋公園入口）、地点6（瀬谷中学校前））について、各交差点の右折レーンでの滞留長が実際に確保されているレーンなどに収まっているか確認しました。現状では、地点4-1（滝沢：C断面）、地点4-2（瀬谷土橋公園入口：B断面）及び、地点6（瀬谷中学校前：B断面）の３地点を除き、滞留長が右折レーン等に収まっていることが確認できました（表34-1、表34-2）。

右折レーン等に収まっていない３地点については、地点4-1（滝沢：C断面）及び地点6（瀬谷中学校前：B断面）の滞留は、全て一般交通によるものであり、本博覧会の来場車両が要因ではないと想定します。

また、地点4-1（滝沢：C断面）については、横断歩道のないＴ字路であり、右折車両の滞留による環状４号線への影響はないと想定します。地点4-2（瀬谷土橋公園入口：B断面）については、環状４号線の当該区間は片側２車線であり、右折車両の滞留によって右側車線が通行できなくなった場合でも、左側車線の断面交通容量を勘案すると直進車両の通行は可能であると考えます（直進車両台数：547台/時＜１車線での断面交通容量：1,105台/時[注1]）。

注１　1車線の断面交通容量は、以下の式で計算（1月10日審査会補足資料17の方法に同じ）。
当該車線の交通容量＝[基本交通容量]×[車線幅員に関する補正]×[側方余裕に関する補正]
×[沿道状況に関する補正]×[大型車に関する補正]
＝2,200×0.94×0.86×0.875×0.71＝1,105［台/時］

表34-1　滞留長（歩行者等による影響を考慮）と現況車線長の比較結果

地点	断面	車線	右折レーン等※1[m]	滞留長予測値[m]		備考
				開催中車両①（一般車両＋博覧会関係車両）	一般車両②	
地点１ 目黒	A	右折	51	49.2	49.2	博覧会関係車両なし
	B	右折	168	113.5	103.1	
	C	右折	97	55.4	28.3	
	D	右折	166	72.9	72.9	博覧会関係車両なし
地点 4-1 滝沢	A	右折なし	－	－	－	
	B	右折	81	0.5	0.5	博覧会関係車両なし
	C	右折	46	105.3	105.3	博覧会関係車両なし
地点 4-2 瀬谷土橋公園入口	A	右折なし	－	－	－	
	B	右折	55	64.3	0.0	
	C	右折	63	39.5	39.5	博覧会関係車両なし
地点６ 瀬谷中学校前	A	右折	63	7.8	7.8	博覧会関係車両なし
	B	右折	71	79.5	79.5	博覧会関係車両なし
	C	右折	55	43.0	43.0	博覧会関係車両なし
	D	右折	86	24.0	7.3	

※1　車両通行が可能な幅員（本線と合わせて5m以上）が確保されている区間
※2　網掛けは「滞留長」が「右折レーン等の長さ」を超過している車線

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

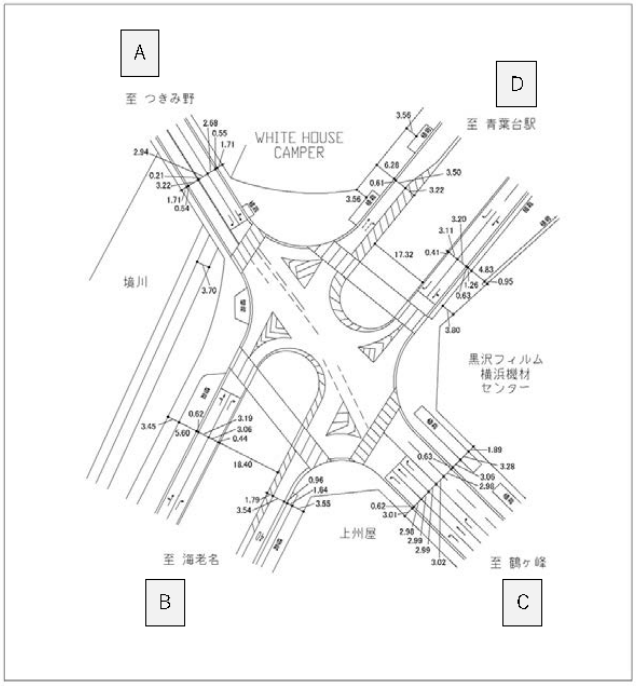

図34−1　交差点構造図（地点1　目黒）

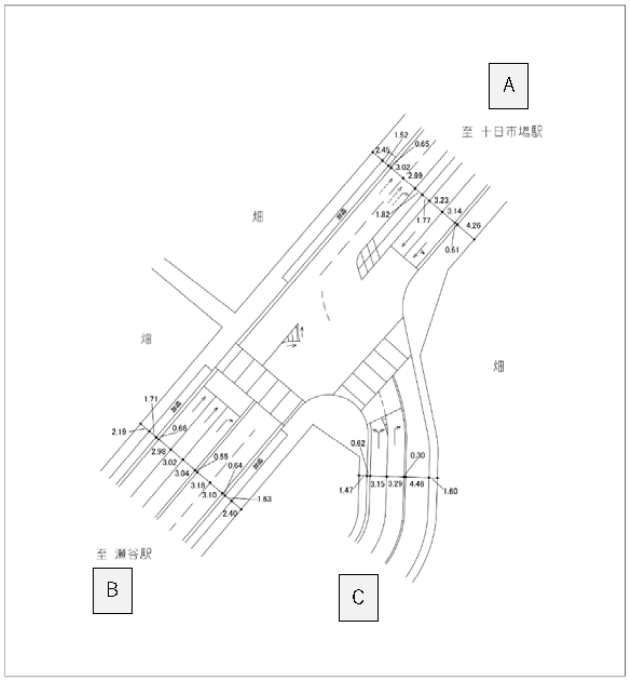

図34−2　交差点構造図（地点4−1　滝沢）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

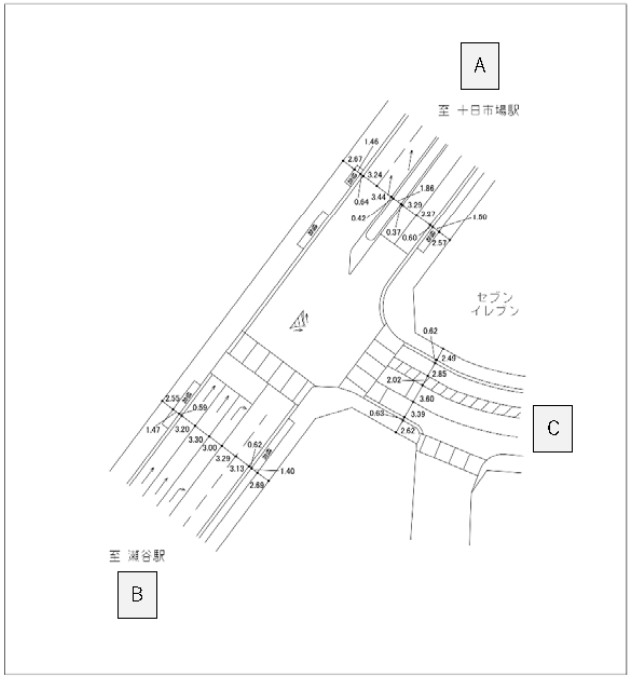

図34-3　交差点構造図（地点4-2　瀬谷土橋公園入口）

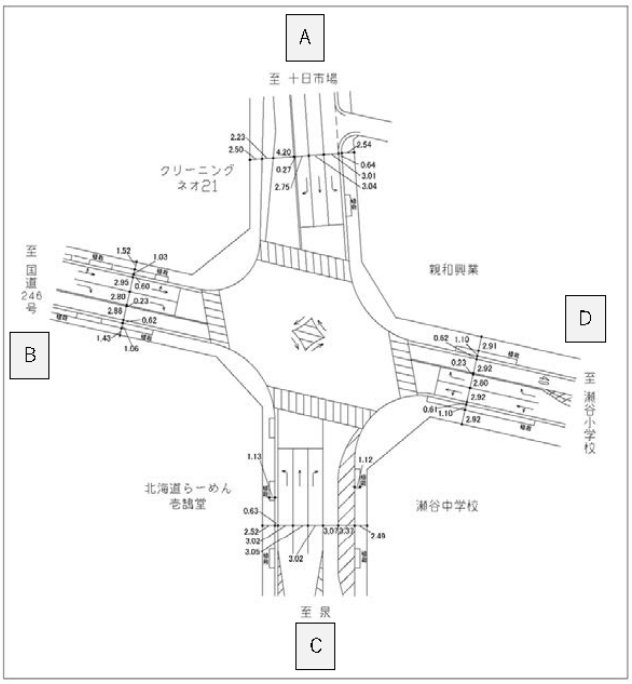

図34-4　交差点構造図（地点6　瀬谷中学校前）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

35　パークアンドライド駐車場の候補地の取り扱いについて

ご意見の趣旨

パークアンドライド駐車場については、場所が特定されたところは、順次、情報を追加でご提示いただきたいと思う（第16回環境影響評価審査会（１月31日）でのご意見）。

事業者の見解

パークアンドライド駐車場について、新たな候補地をご提示します（図35-1）。候補地は横浜市外にある既存駐車場を活用します。本博覧会で使用する駐車台数については、引き続き、土地所有者等との調整を進めるとともに、誘導員の配置など交通混雑や安全対策について、道路管理者や交通管理者等の関係機関との調整を進めていきます。

パークアンドライド駐車場の候補地については、現在、土地所有者等との調整を進めていますが、準備書掲載の横浜青葉ＩＣ付近及び今回ご提示した候補地以外は、現段階で、ご提示することは困難です。

そのため、各候補地及びその周辺道路の交通状況の予測・評価については、環境影響評価手続きとは別に、あらかじめ周辺住民等への説明会等の周知を行うとともに、本博覧会協会のホームページで公表することとし、表35-1のとおり、環境の保全のための措置に追記します（既存の駐車場を活用する場合を除く）。

なお、開催期間中の多客日についても、会場周辺及びパークアンドライドの駐車場周辺の主要交差点において、準備書に記載したとおり事後調査を実施します。

【候補地の概要】

（１）相模大野立体駐車場
　　所在地：相模原市南区相模大野4-4-2
　　収容台数：794台

（２）相模大野駅西側自動車駐車場
　　所在地：相模原市南区相模大野3-2-2
　　収容台数：698台

上記（１）、（２）の駐車場の収容台数のうち、本博覧会ではあわせて約600台を想定
駐車場へのアクセスは国道16号を経由することを想定

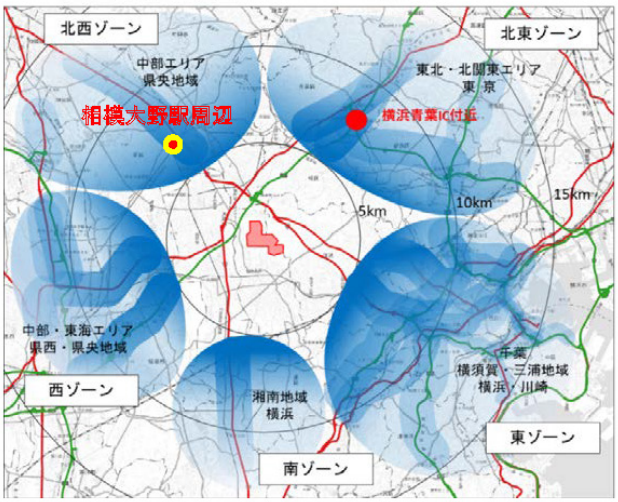

図35-1　新たなパークアンドライド駐車場候補地位置図

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

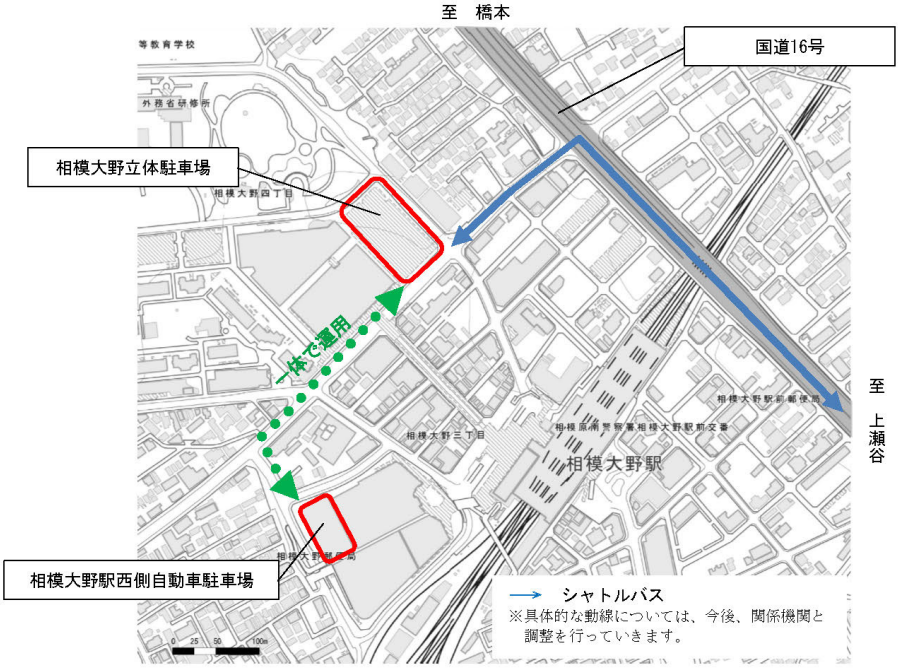

出典：国土地理院ウェブサイト地理院地図（標準地図）

図 35-2　相模大野駅周辺拡大図

表 35-1　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	・会場周辺の交通混雑緩和のため、公共交通の利用を推奨し、会場近傍の 4 駅からシャトルバスを運行します。また、多客日などの混雑時には、パークアンドライドを導入します（第 2 章参照）。 **・パークアンドライド駐車場の候補地及びその周辺道路の交通状況の予測・評価については、環境影響評価手続きとは別に、あらかじめ周辺住民等への説明会等の周知を行うとともに、本博覧会協会のホームページで公表します（既存の駐車場を活用する場合を除く）。** ・駐車場の事前予約の導入など、会場周辺へ自家用車（来場者）が過度に集中することを抑制します。 ・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場内に滞留できるスペースを十分に確保します。 ・自家用車以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、公共交通機関の利用について、ホームページでの周知等を行います。特に利用が集中する可能性がある時期（大型連休等）には周知を強化します。 ・会場周辺で利用が集中する夕方等の時間帯において、会場内に滞在する利用者に対して、ピーク時間を避けた帰宅行動をアナウンスで促す等、可能な限りの周知・利用調整に努めます。また、混雑が予想される日は、事前にホームページ等での情報発信を行うなど、会場周辺の一般交通への情報を発信します。 ・車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

36　会場周辺４駅でのシャトルバスの運行について

ご意見の趣旨

各駅のシャトルバスの発着については未定で、本当に発着できるかという検討は、審議の中で示す必要があると思う。本当に発着できるバース数や乗り降りの方法が確保できるかも各駅で予測評価する必要があると思う（第11回環境影響評価審査会（11月２日）でのご意見）。

シャトルバスがきちんと運行できるかは非常に重要な問題だと考えている。かなり高頻度でシャトルバスを出すので、本当に成り立つかが極めて心配です。特に瀬谷駅、三ツ境駅の辺りは道路等も厳しいので、きちんと成り立つかが確認できないと、駐車場必要台数にも疑念が発生してしまう。周辺の道路状況、それからバスのバースとの関係できちんと成り立ちうるかを気にしている（第13回環境影響評価審査会（12月６日）でのご意見）。

事業者の見解

各駅のシャトルバスの発着場所等の詳細については、現在、土地所有者や交通管理者等の関係者との調整を進めており、現時点における本博覧会としての検討状況についてご提示します。

各駅のピーク時（多客日）における、シャトルバスの利用者数を基に、必要となる運行本数及び運用バース数を想定するとともに、鉄道とバスの輸送力の違いによる来場者等の滞留の可能性について検証を行いました。

また、バースの確保、利用者の円滑な誘導、周辺住民等の駅利用への影響及びバスターミナルから周辺道路への出入りについては瀬谷駅を例に考え方等を整理し、他の３駅についてもシャトルバスの乗降場所や運行ルート等についての検討状況をご提示します。

なお、現在、想定しているシャトルバスの発着駅では、鉄道による輸送力がバスより高いため、バスへの乗換によって生じる来場者の滞留について検証を行っています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（１）瀬谷駅

ア　シャトルバス運行の想定

多客日における朝ピーク時（９時台）については、乗降場所として４バースを設置し、約５分間隔での運行を行うことで、１時間に約40本となる運行計画を想定しています（表36-1）。

表36-1　多客日における瀬谷駅のシャトルバス運行の想定

利用者数		運行本数	運用バース数
１日当たり	ピーク時（9 時台）	ピーク時	ピーク時
約 11,000 人	約 2,200 人/ｈ	約 40 本/ｈ （約 50 人/台　乗車想定）	4 バース

※　現時点での想定であり、数値等は今後、見直しや変更する可能性があります

イ　バース確保の考え方

現在、瀬谷駅北口バスターミナルについては、路線バスをはじめ、一般車の送迎、タクシーや公立支援学校、企業輸送バスなど複数の車両が利用していますが、バス事業者など関係者と、路線バス乗降場の移設などについて協議・調整を行うことで、４バースの乗降場所及び後発バスの待機スペースを確保する計画です（図36-1）。

なお、後発分の待機スペースについては、ターミナル内の既存待機バースなどを活用することで、連続的なシャトルバス運行が可能になると考えます。引き続き、バス事業者など関係者との調整を進めていきます。

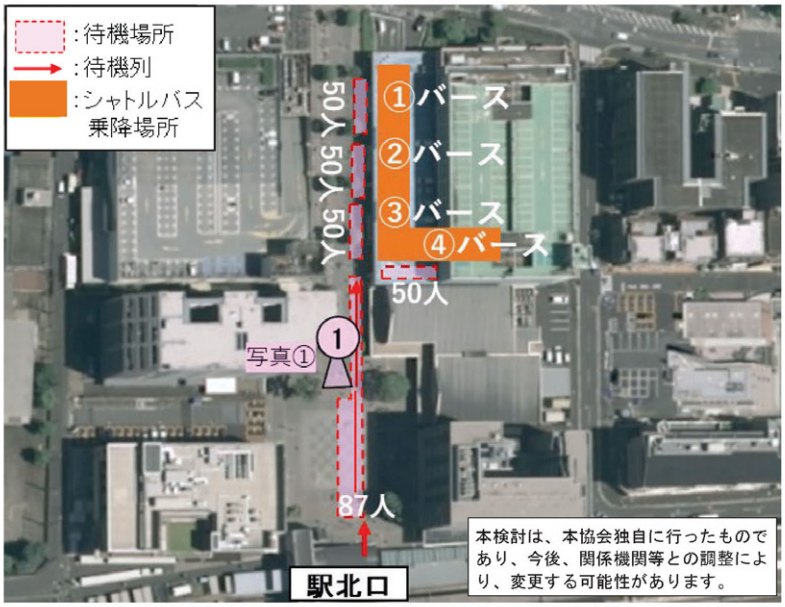

航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年6 月～8 月）

図 36-1　瀬谷駅におけるバス乗り場等（乗降場所（バース）、待機所）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

ウ　鉄道とバスの輸送力の違いによる滞留の検証

鉄道ダイヤの本数（上り８本、下り９本、合計17本）から、上下線毎に鉄道１本当たりの来場者を算出し（約129人/本）、試算したところ滞留人数は最大で約287人となります。各バースの前で乗車待機する人数は200人（50人×４バース）であり、駅周辺に滞留する人数は87人となって、利用者の待機時間は約10分以内であると想定しています（図36-2）。

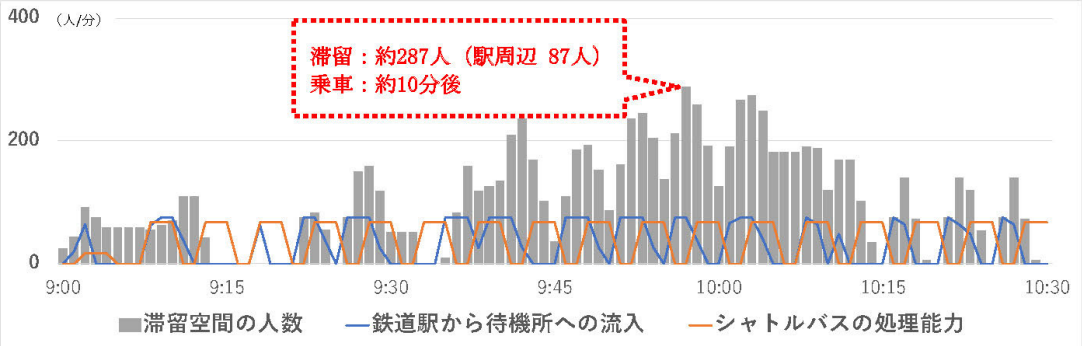

図 36-2　瀬谷駅における滞留空間の検証

エ　利用者の円滑な誘導

シャトルバスが約５分間隔で発車するためには、各バース前に約50人が整列した状態で待機し、速やかに乗車が開始できるよう、案内誘導する必要があります。来場者だけでなく一般通行者との交錯が発生しないよう、適切な誘導等により安全に配慮する計画を検討しています。現時点での試算では、駅前広場内に幅員５ｍ以上の空間が確保できることから、一般通行と来場者の待機は可能であると想定します（図36-3）。



図 36-3　瀬谷駅におけるシャトルバス利用者の待機イメージ

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

オ　バスターミナルから周辺道路への出入り

バスターミナル出入口部の信号交差点において、スムーズに左折する必要があります。現在、当該交差点においては横断歩道があり、歩行者の安全性を確保するとともに、シャトルバス定時性を確保するために、信号現示の変更による歩車分離型の交差点に改良するなどの対応を検討し、交通管理者と協議・調整を行っていきます。瀬谷中学校前の交差点においても右折するため、同様に協議・調整・検討していきます。

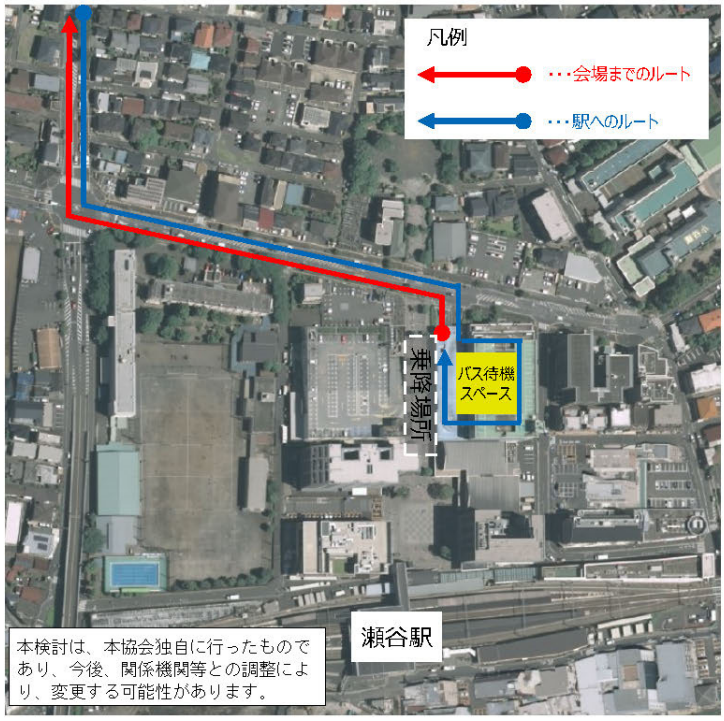

航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年6 月～8 月）

図 36-4　バスターミナル周辺におけるシャトルバスのルート図

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（２）十日市場駅

ア　シャトルバス運行の想定

多客日における朝ピーク時（９時台）については、４バースを設置し、約４分間隔での運行を行うことで、１時間に約50本の運行計画を想定しています（表36-2）。シャトルバスの乗降場所や運行ルート等の検討状況については、図36-5,6,7のとおりです。

表36-2　多客日における十日市場駅のシャトルバス運行の想定

利用者数		運行本数	運用バース数
１日当たり	ピーク時（9 時台）	ピーク時	ピーク時
約 13,000 人	約 2,500 人/ｈ	約 50 本/ｈ （約 50 人/台　乗車想定）	４バース

※　現時点での想定であり、数値等は今後、見直しや変更する可能性があります



航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年6 月～8 月）

図 36-5　十日市場駅におけるバス乗り場等（乗降場所（バース）、待機所）



図 36-6　十日市場駅におけるシャトルバス利用者の待機イメージ

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

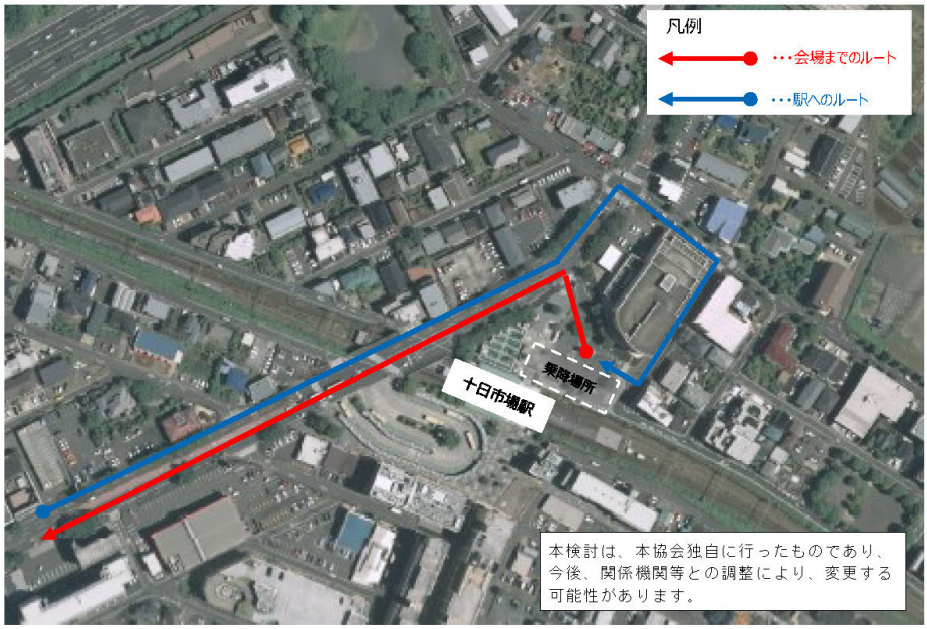

航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年6 月～8 月）

図 36-7　バスターミナル周辺におけるシャトルバスのルート図

イ　鉄道とバスの輸送力の違いによる滞留の可能性

鉄道ダイヤの本数（上り８本、下り６本、合計14本）から、上下線毎に鉄道１本当たりの来場者を算出し（約179人/本）、試算したところ滞留人数は最大で約175人となります。

バースで待機する人数は200人（50人×４バース）であり、駅周辺に人は滞留はしないで、利用者の待機時間は約４分以内であると想定しています（図36-8）。

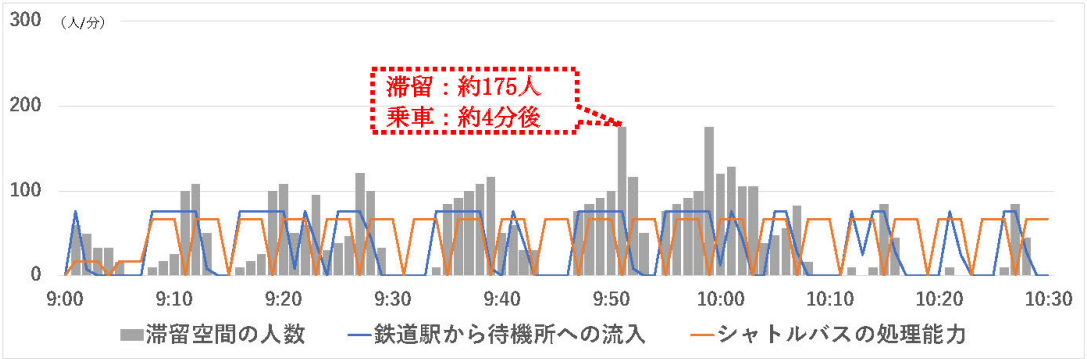

図36-8　十日市場駅における滞留空間の検証

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（３）南町田グランベリーパーク駅

ア　シャトルバス運行の想定

多客日における朝ピーク時（９時台）については、乗降場所として４バースを設置し、約６分間隔での運行を行うことで、１時間に約40本となる運行計画を想定しています（表36-3）。シャトルバスの乗降場所や運行ルート等の検討状況については、図36-5, 6, 7のとおりです。

表36-3　多客日における南町田グランベリーパーク駅のシャトルバス運行の想定

利用者数		運行本数	運用バース数
１日当たり	ピーク時（9 時台）	ピーク時	ピーク時
約 10,000 人	約 2,000 人/ｈ	約 40 本/ｈ （約 50 人/台　乗車想定）	４バース

※　現時点での想定であり、数値等は今後、見直しや変更する可能性があります



航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年6 月～8 月）

図 36-9　南町田グランベリーパーク駅におけるバス乗り場等（乗降場所（バース）、待機所）

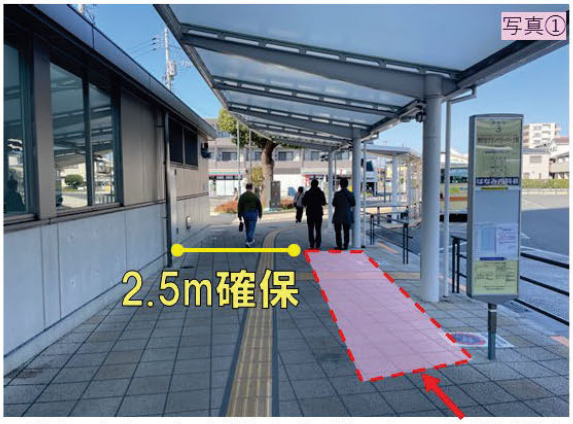

図 36-10　南町田グランベリーパーク駅におけるシャトルバス利用者の待機イメージ

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

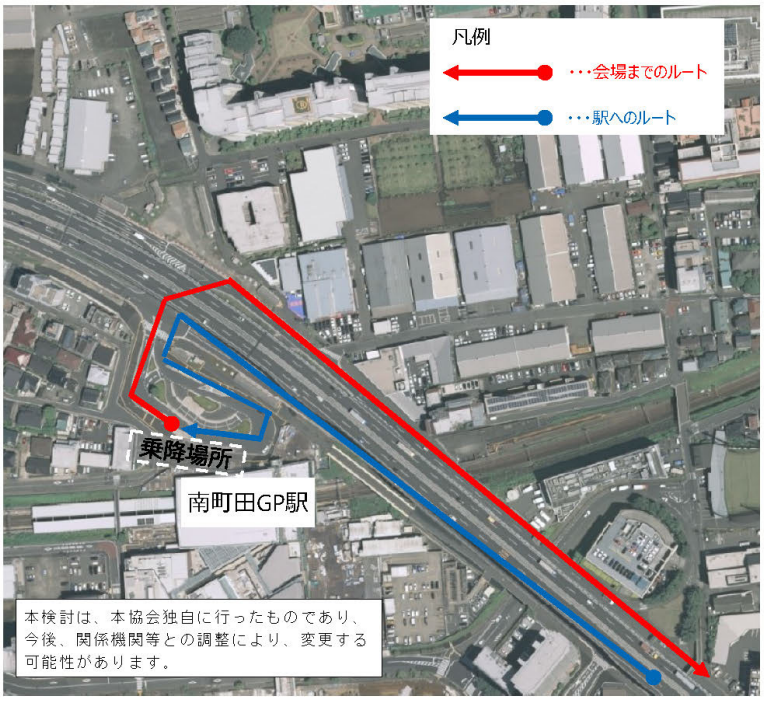

航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年6 月～8 月）

図 36-11　バスターミナル周辺におけるシャトルバスのルート図

イ　鉄道とバスの輸送力の違いによる滞留の検証

鉄道ダイヤの本数（上り13本、下り13本、合計26本）から、上下線毎に鉄道１本当たりの来場者を算出し（約77人/本）、試算したところ滞留人数は最大で約203人となります。各バースの前で乗車待機する人数は200人（50人×４バース）であり、駅周辺に滞留する人数は約3人となって、利用者の待機時間は約12分であると想定しています（図36-10）。

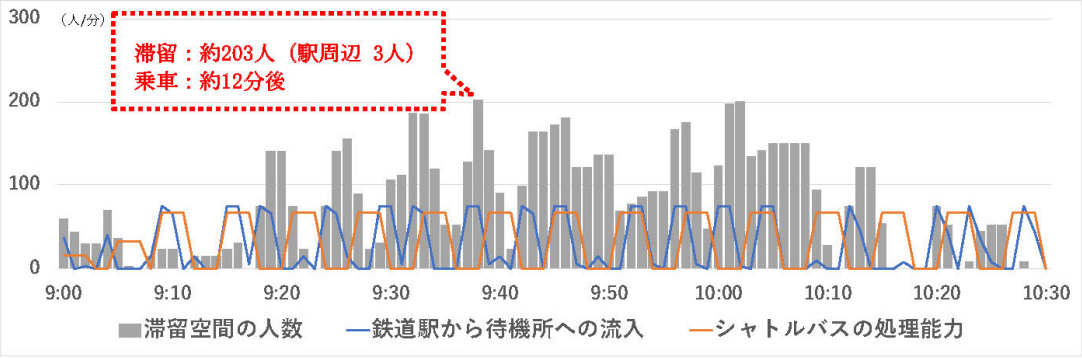

図 36-12　南町田グランベリーパーク駅における滞留空間の検証

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（４）三ツ境駅

ア　シャトルバス運行の想定

多客日における朝ピーク時（９時台）については、乗降場所として２バースを設置し、約６分間隔での運行を行うことで、１時間に約20本となる運行計画を想定しています（表36-4）。シャトルバスの乗降場所や運行ルート等の検討状況については、図36-13, 14, 15のとおりです。

表36-4　多客日における三ツ境駅のシャトルバス運行の想定

利用者数		運行本数	運用バース数
１日当たり	ピーク時（9 時台）	ピーク時	ピーク時
約 6,000 人	約 1,100 人/ｈ	約 20 本/ｈ （約 50 人/台　乗車想定）	２バース

※　現時点での想定であり、数値等は今後、見直しや変更する可能性があります

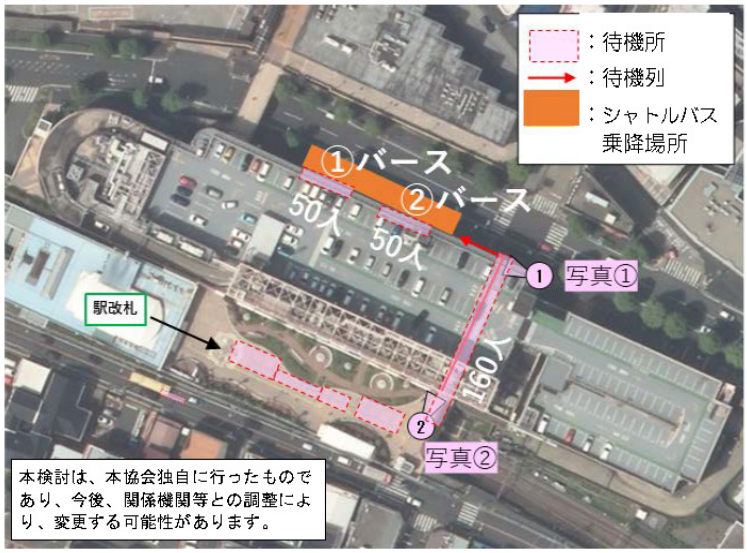

航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真（シームレス）撮影期間：2019 年6 月～8 月）

図 36-13　三ツ境駅におけるバス乗り場等（乗降場所（バース）、待機所）

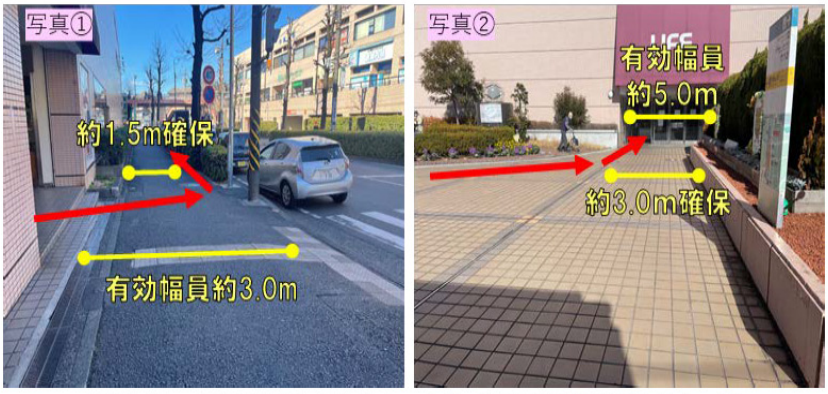

図 36-14　三ツ境駅におけるシャトルバス利用者の待機イメージ

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

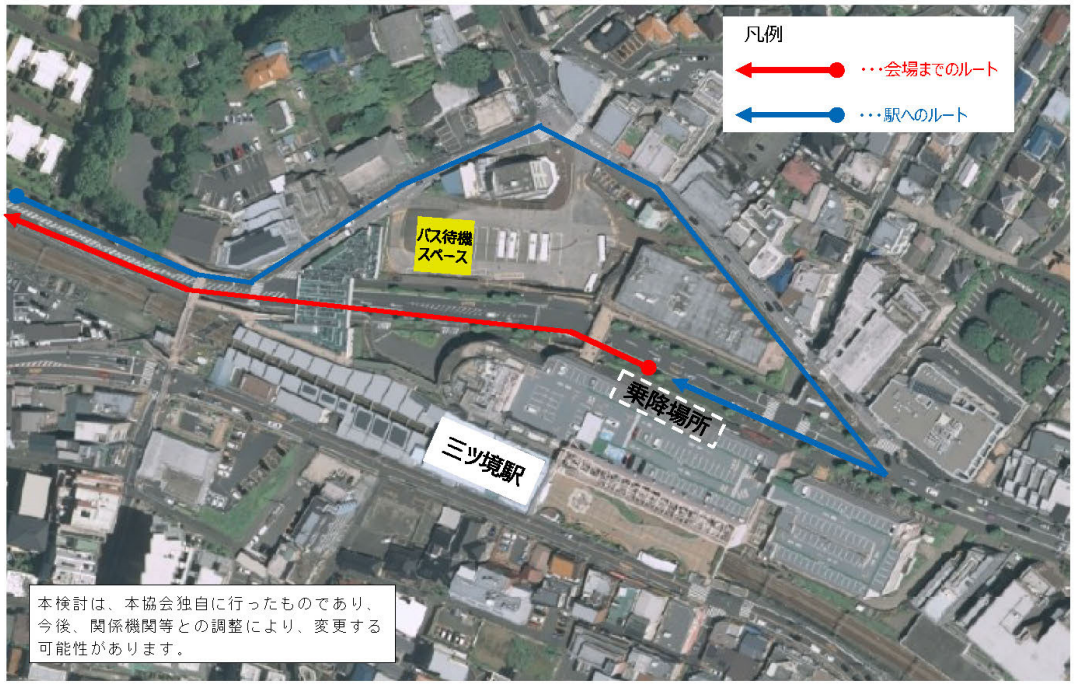

航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年6 月～8 月）

図 36-15　バスターミナル周辺におけるシャトルバスのルート図

イ　鉄道とバスの輸送力の違いによる滞留の検証

鉄道ダイヤの本数（上り８本、下り８本、合計16本）から、上下線毎に鉄道１本当たりの来場者を算出し（約69人/本）、試算したところ滞留人数は最大で約260人となります。各バースの前で乗車待機する人数は100人（50人×２バース）であり、駅周辺に滞留する人数は約162人となって、利用者の待機時間は約18分以内であると想定しています（図36-14）。

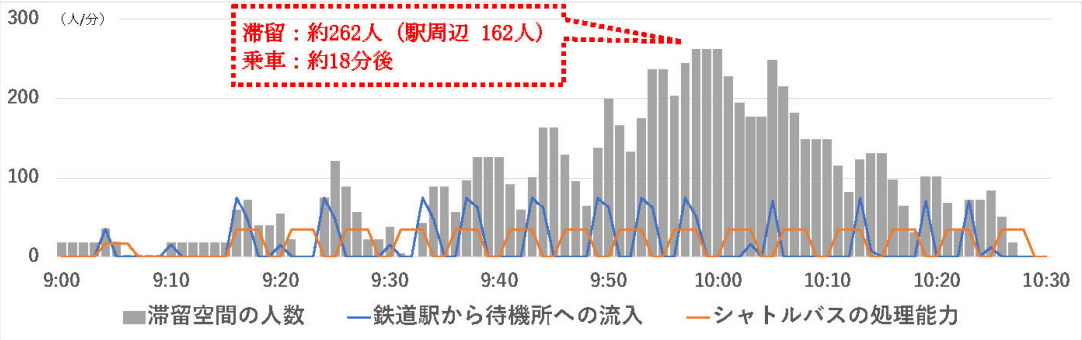

図 36-16　三ツ境駅における滞留空間の検証

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

37　ホトケドジョウへの追加の環境保全措置について

ご意見の趣旨

流出環境は、区画事業後の裸地の状態よりも路面や建築物の増加によって表流水の増大が見込まれるので、調整池へ流入した水が小水路に対して影響を及ぼすのではないかと思う。それから夏場は、ある程度の湧水の涵養がない限り、小水路に流れる水量や水質の悪化も想定される。

小水路環境は、事前に保全措置ができている環境で、手を付けないから安定して維持できるかというと、やはり湧水起源であり、例えば堆積の影響なども生じるかもしれない。安定的に水路環境が保全措置として機能するために、博覧会の間に何らかの、もう少し安定的に生息できるような追加的な措置があってもいいと思う。ホトケドジョウは湧水依存種なので、湧水環境をどのように維持するのか、底質が重要な種なので底質の維持をどう実現するのかという措置で、２つ重要な点があると思う。

参考にしている知見も、ホトケドジョウはかなり研究があるはずで、実際に保全措置がされている種だと思うので、生息条件に関する知見や保全措置の検証事例を挙げながら、博覧会の間に存続し続けられるという根拠にしていただきたいと思う（第17回環境影響評価審査会（２月29日）でのご意見）。

事業者の見解

本博覧会では、主要な建築物に浸透枡や浸透トレンチ等の雨水浸透・貯留施設を設置して、地下水の涵養に努めますが、ホトケドジョウなど保全対象種の生息・生育環境が維持できるよう、湧水の保全に努めるとともに、湧水源を涵養するため、横浜市が整備したものも含め、雨水浸透・貯留施設が、落ち葉や土砂等の堆積による浸透機能の低下が生じないよう、定期的に清掃するなど適切に維持管理することを、環境の保全のための措置に追記しました。

また、横浜市が創出したホトケドジョウの生息・生育環境を保全するため、有識者へのヒアリングを実施して、表37-1のとおり、環境の保全のための措置に追記しました。上記の追記した内容については、環境影響評価書に反映させます。

なお、本博覧会では、ホトケドジョウの生息環境の適切な維持管理に向けて横浜市と協議し、市が「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年３月）を基本として考えていることを踏まえ、このガイドラインや他都市における先進的な事例などを参考に、横浜市と連携しながら取り組んでいきます。

補足資料 37　ホトケドジョウへの追加の環境保全措置について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 37-1　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置（抜粋）
【開催中】 ・会場施設等の存在 ・施設の供用 ・外来植物を含む植栽等の管理	【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 **・ホトケドジョウなど保全対象種の生息・生育環境が維持できるよう、湧水の保全に努めるとともに、湧水源を涵養するため、横浜市が整備したものも含め、雨水浸透・貯留施設が、落ち葉や土砂等の堆積による浸透機能の低下が生じないよう、定期的に清掃するなど適切に維持管理します。** **・ホトケドジョウなど保全対象種の生息・生育環境の保全のため、定期的に点検を行って、豪雨等で流出した土砂等の堆積物の撤去、繁茂し過ぎた抽水植物等の除去、及びアメリカザリガニなど魚類を捕食する外来生物等の駆除を行うなど、人為的な攪乱も含め、横浜市が創出した小水路環境等を「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年３月）や他都市の先進的な事例なども参考にし、横浜市と連携しながら維持・管理します。** ・横浜市が整備した地上式調整池（調整池４）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑える**ほか、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。また、本博覧会会場では、ネオニコチノイド系の農薬など、ホトケドジョウの餌となる水生昆虫等への影響が懸念される農薬の散布は行いません。**

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

表 37-2　有識者ヒアリングの概要（参考）

実施日：2024 年３月４日、対象：魚類専門家　博物館所属
・保全対象種の生息・生育環境を創出する際には、現状の生息・生育環境を継承していくことが重要である。 ・ホトケドジョウを捕食したり、生息環境の水草を切断したりするアメリカザリガニを定期的に駆除することはホトケドジョウを保全する上で効果があると考える。 ・ネオニコチノイド系の農薬は、ホトケドジョウが捕食する水生昆虫への影響が懸念されるので散布は避ける必要がある。 ・ホトケドジョウの生息・生育環境となる湧水起源の小水路環境については、上流側の調整池４に抽水植物を植栽すると、種子等が下流側に拡散して繁茂し過ぎることが懸念されるため、定期的に除去するなど適切な維持管理が必要である。 ・ホトケドジョウの生息環境については、川崎市の生田緑地の水路で、適切な維持管理が実践されているので参考にするとよい。

【参考：雨水浸透貯留施設の整備に伴う雨水流出量の低減効果】

流域	和泉川流域	４流域合計
開催中の有効流出量/整備前の有効流出量 （透水性舗装＋浸透桝等の雨水浸透貯留施設）	1.01	1.09

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

【参考：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その１）」（令和５年３月、横浜市）における環境保全措置】

（6）保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の設え

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出については、和泉川の源流部で確認されたホトケドジョウのハビタットタイプを整理し、必要な環境区分を抽出した結果、表 7.1-3 に示す小水路の環境区分が必要となります。

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出に係る断面イメージ図は図 7.1-1 に示すとおりです。

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出に際し、以下の点に留意して実施します。

・産卵環境や稚魚の生息環境を創出するため、水草が繁茂した環境とします。
・ホトケドジョウは雑食性であるため、水生昆虫や藻類等が生息・生育できる環境とします。
・水面への緑陰の形成や昆虫類等の餌資源供給のため、水際は草地環境とします。
・現在の湧水地から湧水を導水する計画とし、水質は現状を維持します。

今後、公園整備事業等の関連事業と調整を図りながら、具体的な配置などの詳細について検討していきます。

表 7.1-3　保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）区分整理

環境区分	保全対象種
小水路環境 （浅い水域、緩やかな流れ、砂泥底）	魚類：ホトケドジョウ

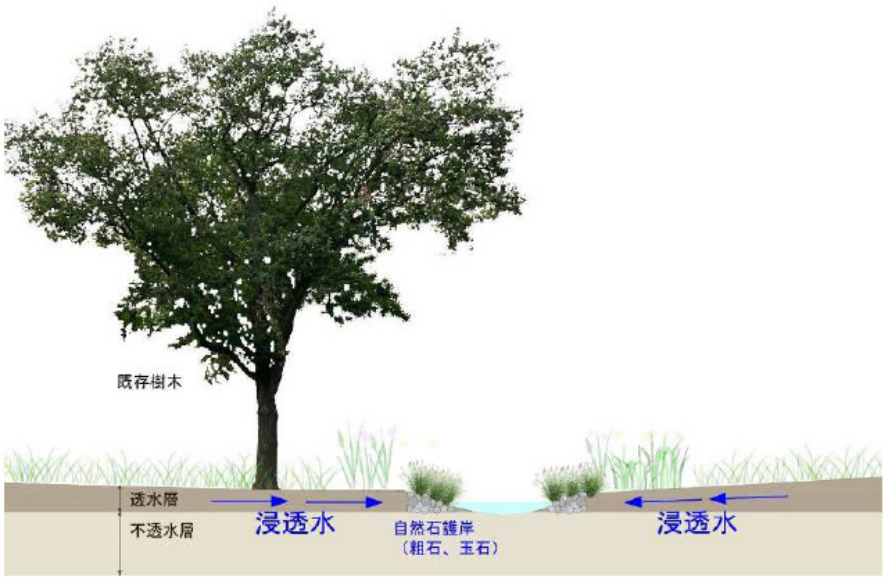

図 7.1-1　保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出に係る断面イメージ図

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

【参考：横浜市森づくりガイドライン（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年３月）】

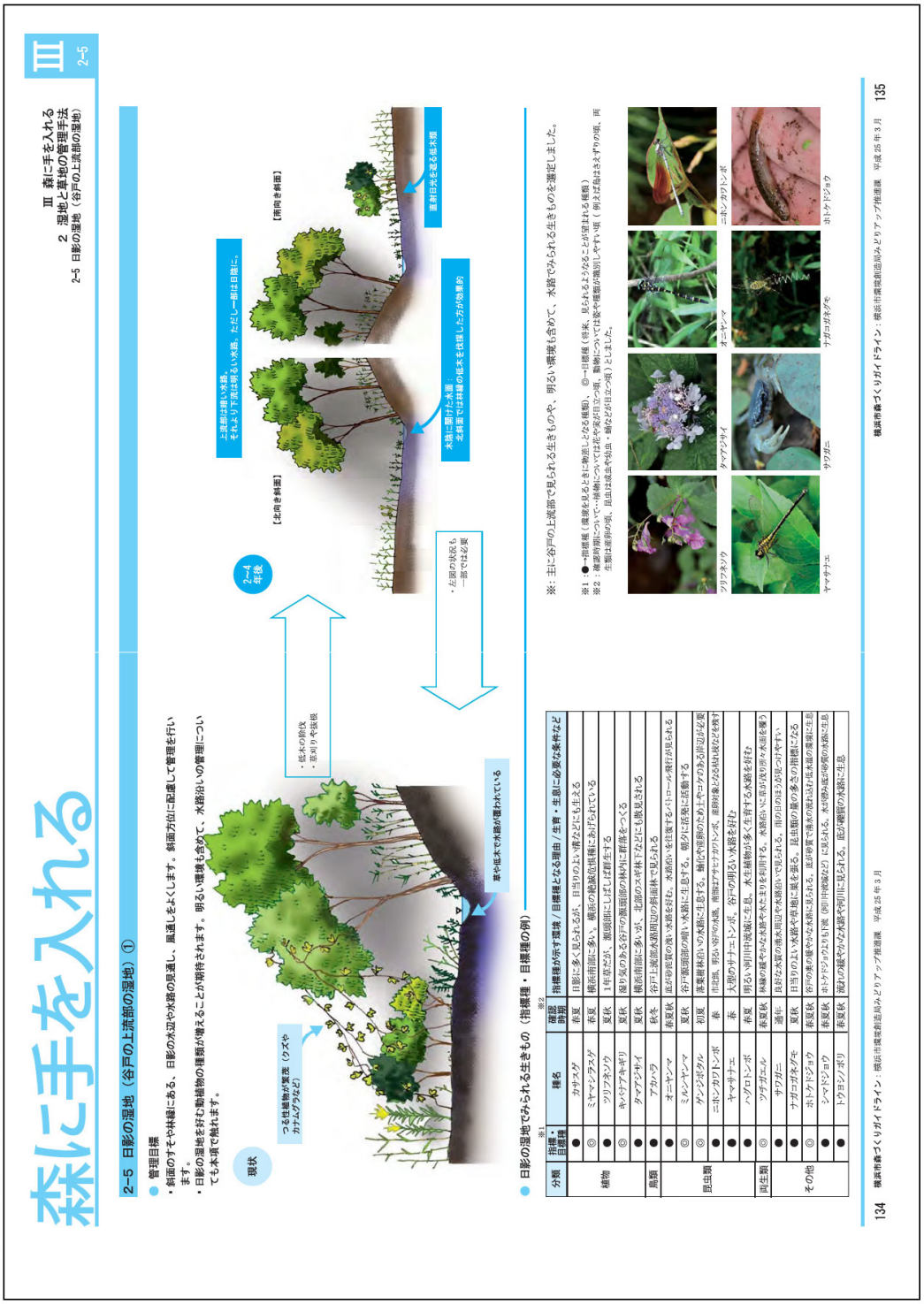

森に手を入れる

2-5 日影の湿地（谷戸の上流部の湿地）①

● 管理目標
・斜面のすそや林縁にある、日影の水辺や水路の見通し、風通しをよくします。斜面方位に配慮して管理を行います。
・日影の湿地を好む動植物の種類が増えることが期待されます。明るい環境も含めて、水路沿いの管理についても本項で触れます。

現状

● 日影の湿地でみられる生きもの（指標種・目標種の例）

分類	指標・目標	種名	確認時期	指標種が示す環境／目標種となる理由／生育・生息に必要な条件など
植物	●	カサスゲ	春夏	日影に多く見られるが、日当りのよい湿地などにも生える。
	◎	ミヤマシラスゲ	春夏	横断帯前に多い。横断の結成在個体にみられている。
	●	ツリフネソウ	夏秋	1年草だが、湿環部にしばしば群生する。
	◎	キバナアキギリ	夏秋	湿り気のある谷戸の湿環部の林内に群落をつくる。
	●	タマアジサイ	夏秋	横断帯前に多いが、北面のスギ林下などにも散見される。
鳥類	●	アカハラ	秋冬	谷戸上流部水路周辺の斜面林で見られる。
昆虫類	●	オニヤンマ	春夏秋	底砂礫質の多い水路を好む。水路沿いを住環するパトロール飛行が見られる。
	◎	ミルンヤンマ	夏秋	谷戸湿環部の暗い水路に生息する。明るく活発に活動する。
	◎	ゲンジボタル	初夏	清澄緩林沿いの水路に生息する。餌化や産卵のためよどみやコケのある状況が必要。
	●	ニホンカワトンボ	春	市域内、明るい谷戸の水路、湿環部アサヒナカワトンボ、湿環部型とどの結成などを残す。
	●	ヤマサナエ	春	大型のサナエトンボ。谷戸の明るい水路を好む。
	●	ハグロトンボ	春夏	明るい河川中流域に生息。水生植物が多く生育する水路を好む。
両生類	◎	シブガエル	春夏秋	林縁の緩やかな水路や水たまりを利用する。水路沿いに苔が成り始や水路を嫌う。
	●	サワガニ	通年	良好な水質の湧水周辺や水路沿いで見られる。雨の日のほうが見つけやすい。
その他	●	ナガエガネガエモ	夏秋	日当りのよい水路や中地に属を張る。昆虫類の量の多さの指標にもなる。
	◎	ホトケドジョウ	春夏秋	谷戸の湿環やかな水路に見られる。底砂礫や底が細かい泥質の水路に生息。
	●	シマドジョウ	春夏秋	ホトケドジョウとも同（関川中流域など）に見られる。水が豊かな底や細かい泥に生息。
	●	トウヨシノボリ	春夏秋	流れの緩やかな水路や河川に見られる。底が礫質の水路に生息。

※1：●…指標種（環境を見るために物差しとなる種類）、◎…目標種（将来、見られるようなることが望まれる種類）
※2：確認時期について…林縁については花や実が目立つ頃、動物については姿や個体が識別しやすい頃（例えば鳥はさえずりの頃、両生類は産卵の頃、昆虫は成虫や幼虫・蛸などが目立つ頃）としました。
※3：主に谷戸の上流部で見られる生きものや、明るい環境と合わて、水辺でみられる生きものを選定しました。

森に手を入れる

2-5 日影の湿地（谷戸の上流部の湿地）②

● 作業内容

① 日影の水際の刈り取り

○水際の風通しを良くし、刈り取り時は、植物の根元より少し高め（10～20cm 程度）から刈り取る。また、根を傷めないようにする。
○指標種や目標種など、守りたい植物が確認されたら、位置を記録し、翌年以降の作業の参考にする。
【南向き斜面】
＊南向き斜面では、植物の生育が良いため、年に2～3回程度の刈り取りを基本とする。開花結実前の6～7月は、侵入してきた草本などを選択的に取り除く。冬季は草本を一掃する。なお、植物のボリュームが増えたり、種類数が減少している場合は、秋季に刈り取りを行う。秋季の刈り取りは、開花結実後に実施する。
＊南側に低木を残し、林縁部を日すると効果的。
【北向き斜面】
＊北向き斜面では、作業によるダメージを受けやすい。冬季に2～3年に1回程度の草刈り、簡単な清掃を行う。北向き斜面でも明るい場所で、同じ種類が広がりすぎた場合は、6～7月に侵入してきた草本などを選択的に取り除く。
→刈り取り・抜き取りで地表近くまで日があたるようにして、草丈の低い植物の生育を促す。

② つる植物の除去と維持

○水辺の草本植物に覆い被さる、つる植物を除去する。
○一部に、つる植物の生育できる場所も確保する。
＊一年生のつる植物（カナムグラ・アレチウリなど）は、種子が散布されないように花が咲く夏前に抜き取る。
＊多年生のつる植物（クズなど）については、冬季に葉を落とした蔓茎の切り取りや根茎を掘り起こす。切り取った蔓茎は放置すると発根の可能性があるため、運び出す。
→覆い被さった林縁に日があたるようにして、植物の生育を促し、風通しをよくする。
→つる植物にたよって生息する生きものを、計画的に保全する。

③ 水路の管理

○2～3年に1回程度、水路に堆積した落ち葉や土砂を掻き出す。水路に土砂が堆積しやすい場所では、年に1回実施する。
○水路の清掃は、昆虫類がある程度成長している、冬季に実施する。
○水路から取り出した落ち葉や土砂などは、水路の周りに一旦仮置きし、生きものが水路に戻った後、暫く乾燥させてから持ち出す。
○コケが良く生育している場所では、清掃時にコケを痛めないようにする。周辺を明るくし過ぎて乾燥させてしまわないように注意する。
→水路や水際に適度に日があたるようにして、植物の生育を促し、昆虫類などの生息地を形成する。


景観の例：林縁の日陰の水路


景観の例：林内の日陰の水路（谷戸の源頭部などで見られる）

● 作業スケジュールと注意点

作業	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①日影の水際の刈り取り	南向き斜面では、1年に2～3回実施。			■	■		■	■				■	
	北向き斜面では、2～3年に1回を基本とし、必要に応じて初夏にも実施。			■								■	
②つる植物の除去と維持	毎年（つる植物が衰退するまで）。以降はつる植物が繁茂したら実施。		■	■	■		■					■	
③水路の管理	2～3年に1回、冬季に実施。											■	

ホタルが見られる場合は時期を遅らせる。
つる植物（カナムグラ・アレチウリなど）は、つるが生長する前、花が咲く前に。
取り除きたい侵入植物が増え、種類数が減少してきた場合に実施。

■ こうなったら、注意！！

症状	診断	処方
○カワニナが少ない	○カワニナが食べる落ち葉や石に発生する藻類が繁茂するには、栄養と光が足りないのかも知れません。また、カルシウムが不足している可能性もあります。	○日中水面に日が差し込むように、水際の刈り取りをしましょう。水路に落下した落ち葉は全て取り除くのではなく、一部を残しておきましょう。また、日が差し込むことによって、コケもよく生育します。
○水路が壊れてしまった	○水際の作業時に、あらかじめルートを設定しておかないと、水際を崩してしまう可能性があります。	○水際は、崩れやすいため、作業などで通過する場所は、盛土して安定した水際にしてもよいでしょう。畦畔をイメージした盛土は、植物にとっても効果的です。

ワンポイントアドバイス

● **待つ管理**
植物の種子は、土中で長い年月保存され、ある日条件が良くなると、発芽することがあります。何時の日か芽を出すことを待ち続けて草を刈り続けた結果、10 年後にチダケサシが花を咲かせたことがあるそうです。刈り取りは大変ですが、何時の日にか咲く花を想いながら鎌を振れば、手も腰も軽くなるかも知れません。

● **横浜市のカエル**
ツチガエルは、水田脇の用水路などで、かつてはよく見られました。しかし、現在横浜では、ほとんどで見ることができなくなりました。今では、トウキョウダルマガエルやシュレーゲルアオガエルも少なくなっているようです。良好な水辺環境を指標する、これらカエルが再び横浜市でよく見られるようになるといいですね。

● **水辺とイボタノキ**
イボタノキは、林縁をはじめ明るい樹林内でも見られます。このイボタノキを食樹とするチョウにウラゴマダラシジミがいます。ウラゴマダラシジミの幼虫や蛹が見つかるところは、どういう訳か沢や池などに張り出したイボタノキです。水辺に張り出したイボタノキがあったら、ウラゴマダラシジミも見られるかもしれません。5～7月頃になったら成虫を探してみましょう。

● **水路のトンボ**
同じ水路でも、ヤゴのすみかは種類によって違います。浅い流れで、泥や落ち葉が堆積しているような場所ではオニヤンマ、細かい砂利の河床にはダビドサナエ、植物や根にはハグロトンボ、薄暗い水路ではミルンヤンマ、明るい水路ではヤマサナエなどです。水路にいろいろな表情があると、トンボの種類も増えます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

補足資料 37 ホトケドジョウへの追加の環境保全措置について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

【参考：川崎市生田緑地での取り組み】

ホトケドジョウは絶滅に瀕した希少魚であり、飼育して保護することは、もちろん重要です。しかし、試験場や動物園でしかホトケドジョウを見ることができない。そんな最悪の事態は絶対に避けなければなりません。保護の最終目標は、自然水域における生息地の復元にあるのです。試験場では、川崎市や伊勢原市、秦野市等の各市町村や市民団体に対し、保護活動の指導を行ったり、生息地復元活動に協同で取り組んでいます。

川崎市の生田緑地では、行政・専門家・市民が連携してホトケドジョウの保全活動に取り組んでいます。この地域のホトケドジョウは岡本太郎美術館の建設により、絶滅に危機にありましたが、試験場で保護飼育を実施して、種苗生産に成功しました。

平行して、川崎市が主体となり、生田緑地ホトケドジョウ保護育成委員会が結成され、保全対策が検討された結果、４つの復元池が造成されました。試験場で増殖したホトケドジョウを放流し、毎年、繁殖が確認されています。

現在は「生田緑地の谷戸とホトケドジョウを守る会」と市公園事務所が主体となって維持管理を行っており、毎年、ホトケドジョウの調査やビオトープ内の泥の上げ、外来種駆除などを行っています。

ホトケドジョウの生息地は、生田緑地のように都市部の谷戸源流域に残っています。そのため、本種の生息地を保全することは、結果的に都市部の水源地を保全することになるので、流域河川の環境から見ても、意義の大きい取り組みです。





湧き水が流れ、植物が水の周りにあり、浅く、泥のつもったこんな場所にホトケドジョウは生活しています。

出典：神奈川県ホームページ　淡水魚類図鑑　ホトケドジョウ（抜粋）
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a4y/images/hotokedojou.html

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

38　横浜市が創出する保全対象種の生息・生育環境について

ご意見の趣旨

環境保全措置のところに、移植の対象種と移植先の情報などが記載されていることが通常だと思うが、それが区画事業で行われている前提であれば、どこまで行われている前提に立った環境保全措置なのかが分かるように対応していただきたいと思う（第17回環境影響評価審査会（２月29日）でのご意見）。

事業者の見解

横浜市の土地区画整理事業に、移設・移植の対象とする保全対象種について確認したところ、本博覧会の準備書作成時点から変わらず、表38-1のとおり、動物13種（生態系の対象種シオカラトンボ（幼虫）を含む）、植物14種となっています。

また、工事中にこれらの種が確認された場合には、創出した生息・生育環境もしくは工事区域外の生息適地へ移設・移植することになっています。創出した生息・生育環境の環境区分とそこへ移設・移植される保全対象種については、表38-2のとおりです。移植・移設については、保全対象種の生息・生育環境として適した環境区分に実施することになっています。

これらの保全対象種は、創出される水辺空間に、定着することが期待できることから、本博覧会の準備書では、これを前提に予測評価を行っています。

本博覧会では、保全対象種の生息・生育環境等が維持・保全できるよう、環境の保全のための措置を着実に実行するとともに、横浜市と連携しながら、適切な維持管理に努めていきます。

表 38-1　保全対象種の移設・移植種数

項目	移設・移植対象種数	保全対象種
動物	両 生 類：１種 昆 虫 類：７種 魚　　類：２種 底生動物：１種 陸産貝類：１種 合　　計：12 種	両 生 類：シュレーゲルアオガエル 昆 虫 類：ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、 クツワムシ、エサキコミズムシ、 コマルケシゲンゴロウ、コガムシ 魚　　類：アブラハヤ、ホトケドジョウ 底生動物：マルタニシ 陸産貝類：スナガイ
植物	維管束植物：10 種 付 着 藻 類：３種 蘚　苔　類：１種 合　　計：14 種	維管束植物：ミズニラ、ヒメミズワラビ、タコノアシ、 ヒロハノカワラサイコ、ウスゲチョウジタデ、 ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、 セイタカハリイ、ハリイ 付 着 藻 類：チャイロカワモズク、アオカワモズク、 シャジクモ 蘚　苔　類：イチョウウキゴケ
生態系	昆虫類：１種	昆虫類：シオカラトンボ（幼虫）

出典：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その１）」（令和５年３月、横浜市）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 38-2　保全対象種の生息・生育環境の区分

区域	環境区分	保全対象種
和泉川	湧水起源の小水路環境 （浅い水域、緩やかな流れ、砂泥底）	魚類：ホトケドジョウ
相沢川	①　湿地環境（推進 5cm、泥底）	昆 虫 類：ナツアカネ（幼虫）、エサキコミズムシ、シオカラトンボ（幼虫） 底生動物：マルタニシ 植　　物：ヒメミズワラビ、ウスゲチョウジタデ、シャジクモ、イチョウウキゴケ
	②　湿性草地（草丈の低い草地）	昆虫類：ケラ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ 植　物：ミズニラ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ
	③　水路（水深 20～40cm、砂礫底）	魚　類：アブラハヤ
	④　湿地環境（水深 10～20cm、泥底）	昆虫類：コマルケシゲンゴロウ、コガムシ
	⑤　湿性草地（草丈の高い草地）	昆虫類：ショウリョウバッタモドキ
	⑥　水路（水深 10～20cm、砂泥底）	昆虫類：ハグロトンボ（幼虫）、ヤマサナエ（幼虫）
	⑦　樹林（落葉広葉樹）	（他の環境区分との連続性により保全されるため、対象種は下記で記載します）
	⑧　乾性草地	昆虫類：トノサマバッタ 植　物：ヒロハノカワラサイコ
	⑤⑥⑦水路周辺の湿性草地、樹林のまとまり	昆虫類：ハグロトンボ（成虫）、ヤマサナエ（成虫）
	①～⑦湿地環境、水路、湿性草地等のまとまり	鳥　類：キセキレイ 爬虫類：ヤマカガシ
	①②④⑤⑦湿地環境、湿性草地、樹林のまとまり	両生類：シュレーゲルアオガエル 爬虫類：ヒバカリ、シマヘビ 昆虫類：ナツアカネ（成虫）、シオカラトンボ（成虫）

出典：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その１）」（令和５年３月、横浜市）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

39　意見陳述でのオオアカバナの情報について

ご意見の趣旨

どこにどういう生き物が生息しているのかは、その地域で昔から活動されている団体が持っている情報がすごく大きい。地元の方の持っている知識にどこまでアクセスしたのか、アプローチしたのか確認させていただきたい。

意見陳述の中に、絶滅危惧種の情報などが挙げられているが、認知する体制ができていないのではないかと、非常に懸念している（第19回環境影響評価審査会（３月15日）でのご意見）。

事業者の見解

本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業が実施した現地調査等の結果を引用しており、土地区画整理事業の専門家等ヒアリング結果※において、市民団体からオオアカバナに関する情報があったことを確認しています。本博覧会としても、横浜市の協力のもと、瀬谷区及び旭区の自治会町内会や環境活動を行っている団体等と意見交換していますが、現時点では、オオアカバナについて、直接、情報は得られていません。

事務局からいただいた意見陳述人からの情報については、本事業の対象事業実施区域外ですが、横浜市の土地区画整理事業に共有するとともに、その確認状況について照会しました。横浜市の土地区画整理事業からは、情報のあったオオアカバナについては、既往調査では確認ができませんでしたが、関係者等へのヒアリングや現地調査を行い、事後調査結果の共有を含め、事業者間で連携・協力を図りながら適切に対応していくとの回答がありました。

本博覧会としては、引き続き、地域及び横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。これら修正した内容は、工事中、開催中、撤去中の環境の保全のための措置に追記し（表39-1及び2）、環境影響評価書に反映させます。

※　旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価書　p9.10(動物)-100
（ヒアリング結果は、本博覧会準備書資料編p資1.2-50に引用）

表 39-1　工事中及び撤去中の環境の保全のための措置（抜粋）

区分	環境の保全のための措置（抜粋）
【工事中】 ・建設行為の実施 【撤去中】 ・仮設施設等の撤去	【対象事業実施区域全体】 **・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。**

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

表 39-2　開催中の環境の保全のための措置（抜粋）

区分	環境の保全のための措置（抜粋）
【開催中】 ・会場施設の存在 ・施設の供用 ・外来植物を含む植栽等の管理	【対象事業実施区域全体】 **・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。**

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

40　相沢川及び和泉川周辺に創出される保全対象種の生息・生育環境の調査と維持管理について

ご意見の趣旨

土地区画整理事業の保全措置は、博覧会にも引き継がれることになるが、博覧会の段階での調査や予測に基づいて、アップデートされるべきではないかと思う。土地区画整理事業にお任せではなくて、博覧会自体の影響もモニタリングしていかなければいけないと思う。新たな種への対応とか、新たに造成されて造られた環境における調査は、やはり博覧会の中でもやっていく必要があるのではないか。

事後調査計画はおそらく土地区画整理事業としての事後調査計画で、事後調査計画を含め、事後調査であるとか、そのための評価というのは博覧会も実施するべきではないか。

令和３年度調査は、土地区画整理事業が行った調査ということであれば、それを明記したことを確認させていただければと思う。（第19回環境影響評価審査会（３月15日）でのご意見）。

事業者の見解

横浜市の土地区画整理事業で相沢川及び和泉川周辺に創出される保全対象種の生息・生育環境については、本博覧会が借り受けるまでに、移設・移植する保全対象種に関する情報を共有したうえで、連携しながら維持管理を行うことになります。本博覧会の閉会後は、横浜市の公園整備事業に引き継いでいきます。本博覧会では、保全対象種の生息・生育環境の適切な維持管理に向けて横浜市と協議し、市が「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年３月）を基本として考えていることを踏まえ、このガイドラインや他都市における先進的な事例などを参考に、横浜市と連携しながら取り組んでいきます。その際には、土地区画整理事業が実施する生物多様性（動物、植物、生態系）に関する事後調査結果等を活用していきます。

土地区画整理事業からの協力が得られることは確認していますが、ご指摘のとおり、事後調査は同事業として必要となる事項を調査することになるため、保全対象種の生息・生育環境の維持管理の観点から、本博覧会として必要となる情報が十分に得られない可能性もあります。

本博覧会としては、同事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため、移設・移植する保全対象種に関する調査を開催前、開催中及び開催後の適切な時期に同事業の事後調査に準じて実施します（参考資料１）。その結果、注意が必要な外来種等の刈り取りや駆除など、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と連携しながら対応策を検討して実施します。その内容については、本博覧会協会のホームページ等で公表します。これら修正した内容は、工事中、開催中、撤去中の環境の保全のための措置に追記し（表40-1～3）、環境影響評価書に反映させます。

また、横浜市に事後調査について照会を行ったところ、横浜市からは、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中における事後調査の詳細については本博覧会協会と協議しながら進めていくと回答がありました。

なお、横浜市の土地区画整理事業の環境影響評価事後調査計画書（工事中その２）が公表されたので、図40-1及び表40-4のとおり更新箇所について修正します。また、令和３年度調査に関する記載内容を確認したところ、記載箇所は１か所であり、表40-5のとおり修正し、環境影響評価書に反映させます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 40-1　工事中及び撤去中の環境の保全のための措置【動物、植物】（抜粋）

区分	環境の保全のための措置（抜粋）
【工事中】 ・建設行為の実施 【撤去中】 ・仮設施設等の撤去	【対象事業実施区域全体】 **・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。** 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 **・横浜市の土地区画整理事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため、移設・移植する保全対象種に関する調査を開催前、開催中及び開催後の適切な時期に実施します。その結果、注意が必要な外来種等の刈り取りや駆除など、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と連携しながら対応策を検討して実施します。その内容については、本博覧会協会のホームページ等で公表します。**

※ 準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

表 40-2　開催中の環境の保全のための措置【動物】（抜粋）

区分	環境の保全のための措置（抜粋）
【開催中】 ・会場施設等の存在 ・施設の供用 ・外来植物を含む植栽等の管理	【対象事業実施区域全体】 **・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。** 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 **・和泉川源流域においては、ホトケドジョウなど保全対象種の生息・生育環境が維持できるよう、湧水の保全に努めるとともに、湧水源を涵養するため、横浜市が整備したものも含め、雨水浸透・貯留施設が、落ち葉や土砂等の堆積による浸透機能の低下が生じないよう、定期的に清掃するなど適切に維持管理します。** **・ホトケドジョウや湿地環境など保全対象種の生息・生育環境の保全のため、定期的に点検を行って、豪雨等で流出した土砂等の堆積物の撤去、繁茂し過ぎた抽水植物等の除去、及びアメリカザリガニなど魚類を捕食する外来生物等の駆除を行うなど、人為的な攪乱も含め、横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境を「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年３月）や他都市の先進的な事例なども参考にし、横浜市と連携しながら維持・管理します。** ・横浜市が整備した地上式調整池（調整池４）における保全対象種の生息環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えるほか、使用する場合には、魚毒性の低いものを選定します。また、本博覧会会場では、ネオニコチノイド系の農薬など、ホトケドジョウの餌となる水生昆虫等への影響が懸念される農薬の散布は行いません。 **・横浜市の土地区画整理事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため、移設・移植する保全対象種に関する調査を開催前、開催中及び開催後の適切な時期に実施します。その結果、注意が必要な外来種等の刈り取りや駆除など、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と連携しながら対応策を検討して実施します。その内容については、本博覧会協会のホームページ等で公表します。**

※ 準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 40-3　開催中の環境の保全のための措置【植物】（抜粋）

区分	環境の保全のための措置（抜粋）
【開催中】 ・会場施設等の存在 ・施設の供用 ・外来植物を含む植栽等の管理	【対象事業実施区域全体】 **・地域及び横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等からの情報収集に努めるとともに、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業等と事後調査結果の共有等、事業者間で連携・協力を図りながら進めていきます。** 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】 **・湿地環境など保全対象種の生息・生育環境の保全のため、定期的に点検を行って、豪雨等で流出した土砂等の堆積物の撤去、繁茂し過ぎた抽水植物等の除去、及び外来生物等の除去を行うなど、人為的な攪乱も含め、横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境を「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年３月）や他都市の先進的な事例なども参考にし、横浜市と連携しながら維持・管理します。** **・横浜市の土地区画整理事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため、移設・移植する保全対象種に関する調査を開催前、開催中及び開催後の適切な時期に実施します。その結果、注意が必要な外来種等の刈り取りや駆除など、本博覧会として環境の保全のための措置が必要となった場合には、横浜市の土地区画整理事業や公園整備事業等と連携しながら対応策を検討して実施します。その内容については、本博覧会協会のホームページ等で公表します。**

※ 準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

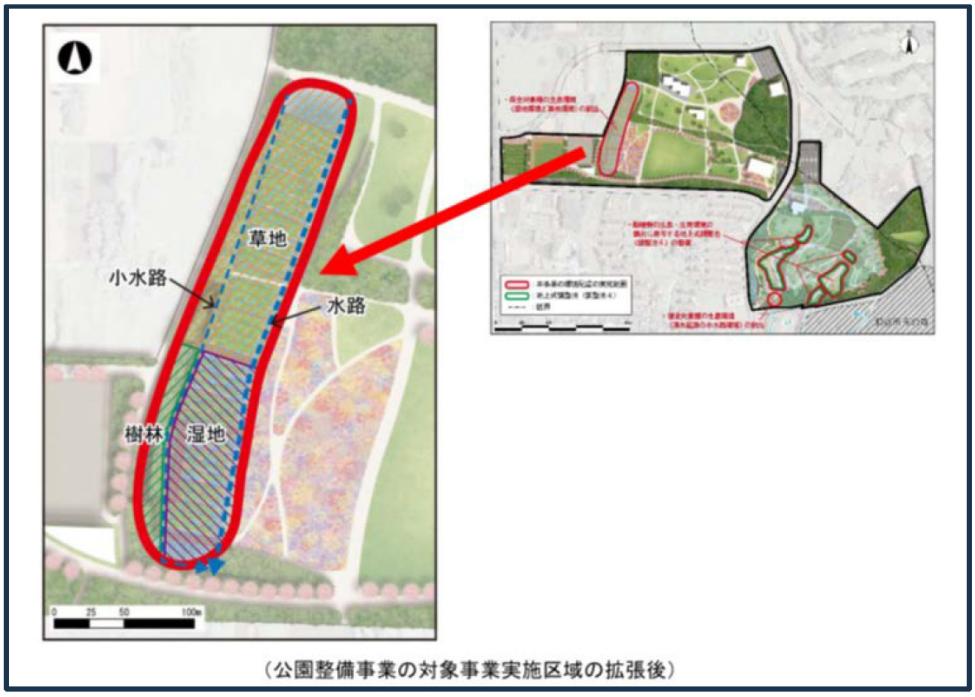

出典：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価事後調査計画書（工事中その２）（令和６年２月横浜市）

図40-1　保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る平面イメージ図

表40-4　保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）区域整理

環境区分	保全対象種
①湿地環境 （水深５cm、泥底）	昆虫類：ナツアカネ（幼虫）、エサキコミズムシ、 シオカラトンボ（幼虫） 底生動物：マルタニシ 植物：ヒメミズワラビ、ウスゲチョウジタデ、シャジクモ、 イチョウウキゴケ
②湿性草地 （草丈の低い草地）	昆虫類：ケラ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、 アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ 植物：ミズニラ、タコノアシ、ヌマトラノオ、アマナ、 ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ
③水路 （水深 20～40cm、砂礫底）	魚類：アブラハヤ 植物：チャイロカワモズク、アオカワモズク
④湿地環境 （水深 10～20cm、泥底）	昆虫類：コマルケシゲンゴロウ、コガムシ
⑤湿性草地 （草丈の高い草地）	昆虫類：ショウリョウバッタモドキ
⑥水路 （水深 10～20cm、砂泥底）	昆虫類：ハグロトンボ（幼虫）、ヤマサナエ（幼虫）
⑦樹林 （落葉広葉樹）	（他の環境区分との連続性により保全されるため、 対象種は下記で記載します）
⑧乾性草地	昆虫類：トノサマバッタ 植物：ヒロハノカワラサイコ
⑤⑥⑦ 水路周辺の湿性草地、樹林のまとまり	昆虫類：ハグロトンボ（成虫）、ヤマサナエ（成虫）
①～⑦ 湿地環境、水路、湿性草地等のまとまり	鳥類：キセキレイ 爬虫類：ヤマカガシ
①②④⑤⑦ 湿地環境、湿性草地、樹林のまとまり	両生類：シュレーゲルアオガエル 爬虫類：ヒバカリ、シマヘビ 昆虫類：ナツアカネ（成虫）、シオカラトンボ（成虫）

出典：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価事後調査計画書（工事中その２）（令和６年２月横浜市）

6

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 40-5　維管束植物の注目すべき種の確認種目録

No.	分類群	科	種	確認位置								選定基準			
				区域内						区域外					
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	①	②	③	④
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ											NT	VU
2		ミズワラビ	ヒメミズワラビ												NT
3	離弁花類	ユキノシタ	タコノアシ											NT	
4		バラ	ヒロハノカワラサイコ					●						VU	VU
5		アカバナ	ウスゲチョウジタデ		●			●						NT	
6	合弁花類	サクラソウ	ヌマトラノオ	－	－	－	－	－	－	－	－				VU
7		アカネ	ヤブムグラ								●			VU	VU
8	単子葉類	ユリ	アマナ								●				NT
9		イネ	ミズタカモジ		●									VU	
10		カヤツリグサ	セイタカハリイ	－	－	－	－	－		－	－				VU
11			ハリイ	－	－	－	－	－	－	－	－				VU
12	重要な種の保護の観点から、非表示としております。														
13															
合計	－	11科	13種	0	2	0	0	2	0	0	4	0	0	8	10

注１　種類及び配列は原則として、「植物目録1987」（環境庁 昭和63 年１月）に準拠しました。

注２　注目すべき種の選定基準は以下のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和25 年５月30 日法律第214 号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年６月５日法律第75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和２年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドリスト（植物編）2022」（神奈川県 令和４年３月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I 類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

注３　ヌマトラノオ、ハリイは、「神奈川県レッドリスト（植物編）2020」（神奈川県 令和２年10 月）で新たに注目すべき種に指定された種であり、現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。
既存資料（土地区画整理事業）における令和３年度の調査では、確認されませんでした。

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

参考資料１

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業　環境影響評価事後調査計画書（工事中その２）【抜粋】

表4.3-3(2)　事後調査等の手法（動物）

調査項目	調査方法	
両生類及び爬虫類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認するほか、爬虫類では脱皮殻、カエル類では鳴き声等により、種の判別を行い、記録します。
昆虫類	任意観察法 及び任意採取法 （スウィーピング法、 ビーティング法）	調査範囲内を網羅的に踏査し、スウィーピング法（草を捕虫網でなぎ払い、止まっている昆虫類を採取）やビーティング法（木の枝・草などを叩き、下に受けた捕虫網に落ちた昆虫類を採取）で採取する他、種の判別の可能なものは目視、鳴き声等で種の判別を行い、記録します。
	ライトトラップ （走光性昆虫）	夜間に光源（BOX 法）を置き、光に集まってくる昆虫類を採取します。 調査地点は、６地点程度を予定し、ライトトラップは１地点あたり１個を１晩設置します。
	ベイトトラップ （地上徘徊性昆虫）	誘引餌を入れたコップの口が地面と同じレベルとなるように埋め、コップに落下した昆虫類を採取します。 誘引餌はカルピスや酢等の混合液を使用します。 調査地点は、６地点程度を予定し、ベイトトラップは１地点あたり 10 個程度を１晩設置します。
	鳴声調査 （クツワムシ）	クツワムシ成虫の発生時期である夏季の夜間に、調査範囲内の草地環境を踏査し、クツワムシの鳴き声を確認し、記録します。
魚類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網を用いて魚類を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録します。また水域の状況に応じて、投網、定置網、かご網、サデ網、セル瓶を使用します。 また、水面から種の判別の可能なものは目視で確認し、記録します。 調査地点は、調査範囲内の水系に７地点を予定します。なお、開渠から暗渠への切替前年には、対象事業実施区域内の相沢川及び大門川全域を調査範囲とします。 ホトケドジョウについては、生息環境（水質・流速・水深・河床材料等）を記録するとともに、確認環境の写真撮影を行います。 なお、生息状況及び環境に変化が見られた場合には、有識者等の助言・指導を仰ぐこととします。
底生動物	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網、サーバーネットを用いて底生動物を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録します。 採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行います。 調査地点は、調査範囲内の水系に７地点を予定します。
	定量調査	方形枠にて水底を囲い、方形枠内に生息する底生動物をすべて採取し、種名、個体数を記録します。 採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行います。 調査地点は、調査範囲内の水系に４地点を予定します。
陸産貝類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認し、種の判別を行い、記録します。

表4.3-5　事後調査等の手法（植物）

調査項目	調査方法	
維管束植物	任意観察及び採取	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視により確認された維管束植物（シダ植物及び種子植物）をすべて記録します。 なお、現地で種名の確認が困難な場合は必要に応じて標本を持ち帰り、室内において実体顕微鏡による同定を行います。
付着藻類	任意観察及び採取	調査範囲の水域の代表点及びその周辺において、目視により、礫・河床・コンクリート護岸等に付着している付着藻類の採取及び確認を行います。 目視による種の同定が困難な場合には、植物体の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行います。
	定量採集	方形枠にて礫・河床・コンクリート護岸等を囲い、方形枠内に付着している付着藻類をすべて採取し、種名、総細胞数を記録します。 採取した付着藻類は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行います。
蘚苔類	任意観察及び採取	調査範囲のうち、蘚苔類の好適環境を中心に、目視により蘚苔類の確認を行います。 目視による種の同定が困難な場合には、蘚苔類の群落の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行います。

8

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

41　会場周辺４駅でのシャトルバスの運行について（２）

ご意見の趣旨

電車から降りてくる人数は変動があるので、待ち行列の変動やバス停までの歩行経路上の混雑についても想定しておく必要があると思う。

予測は難しいが、例えば、大規模小売店舗立地法の関係で1.6倍する計算方法があり、それを参考に設定していただく方法があると思う。（第19回環境影響評価審査会（３月15日）でのご意見）。

事業者の見解

ご指摘を踏まえ、シャトルバスの発着駅における待機場所での滞留について、補足資料36で示した来場者が鉄道駅に均等に到着するのではなく、一定時間に集中した場合（ピーク時の前半の鉄道に集中した場合）を想定して検証を行いました。

検証に当たっては、ピーク時の各駅の時間当たりの総来場者人数に対する、鉄道１本当たりの平均来場者数を算出し、この値に割増係数※を乗じた数値をもって、来場者が一定時間に集中した場合の鉄道１本当たりの来場者人数として、会場周辺４駅の滞留について試算しました（表41-1及び2）。

その結果、バース前での待機を考慮しても、歩道や商業施設等を活用することで、駅前広場等の待機場所での滞留は可能であることを確認しました。

シャトルバスの運用にあたっては、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないような適切な運行本数を確保した計画とします。また、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるよう、滞留スペースの確保や誘導員の配置など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携して対策を講じます（図41-9）。この内容については、環境の保全のための措置に追記し（表41-3）、環境影響評価書に反映させます。

なお、各駅のシャトルバスの発着場所等の詳細については、引き続き、土地所有者や道路管理者等の関係者との調整を進めていきます。

※「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年２月１日経済産業省告示16号）」に記載の「駐車待ちスペースの確保」に用いる係数（1.6倍）を準用

補足資料 41　会場周辺４駅でのシャトルバスの運行について（２）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表41-1　多客日における会場周辺４駅でのシャトルバス運行の想定

		瀬谷駅	十日市場駅	南町田グランベリーパーク駅	三ツ境駅
ピーク時の利用者数	総来場者数（人/時）	2,200	2,500	2,000	1,100
ピーク時における シャトルバスの運行本数	運行本数（本／時）	約 40	約 50	約 40	約 20

※鉄道１本当たりの平均来場者数については、瀬谷駅（上り：63人/本、下り：188人/本）、十日市場駅（上り：113人/本、下り：270人/本）、南町田グランベリーパーク駅（上り：15人/本、下り：141人/本）、三ツ境駅（上り：15人/本、下り：122人/本）として試算。

表41-2　来場者が集中した場合の会場周辺４駅での滞留について

乗換駅	滞留数（人）	バース前の待機		待機場所での滞留数（人）			待機場所（駅前広場等）の必要面積（㎡）	＜参考＞駅前広場の面積（㎡）
		待機数（人）	待機面積（㎡）	合　計	歩道・施設等	駅前広場等		
瀬谷駅	657	200	120	457	－	457	457	約 2,000
十日市場駅	729	200	120	529	454	75	75	約 1,000
南町田グランベリーパーク駅	799	200	120	599	－	599	599	約 1,800
三ツ境駅	502	100	60	402	100	302	302	約 700

※　必要となる一人当たりの待機面積は1.0㎡として試算

※　歩道での滞留については、幹線道路（環状4号線等）の歩道幅員が約3mであることを踏まえ、一般の通行への影響を考慮して、２列（0.75×2＝1.5m）として試算

※　バース前での待機は、１バース当たり50人、約30㎡（50人×0.6㎡≒30㎡、0.75m×0.75m=0.56㎡≒0.6㎡）として試算

※　歩道・施設等での滞留人数

十日市場駅：歩道延長(170m)÷0.75×２列＝227人×2列≒454人

三ツ境駅　：施設内通路延長(37m)÷0.75×２列＝50人×2列≒100人　施設内通路：約5m

※　滞留数は、滞留空間の人数が最大となった時刻における人数を示す。（図41-1、図41-3、図41-5、図41-7）

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（１）瀬谷駅における鉄道とバスの輸送力の違いによる滞留の検証

ピーク時の鉄道ダイヤの本数（上り８本、下り９本、合計17本）のうち、前半の11本に来場者が集中するとした場合を試算※したところ滞留人数は最大で約657人となります。

瀬谷駅の駅前広場等において、滞留に必要となる面積は、約457㎡と試算します。瀬谷駅の駅前広場等の面積は約2,000㎡であることから、滞留は可能であると想定します（図41-2）。

※　前半の列車に来場者を集中させたため、後半の列車による来場者は未計上となる。

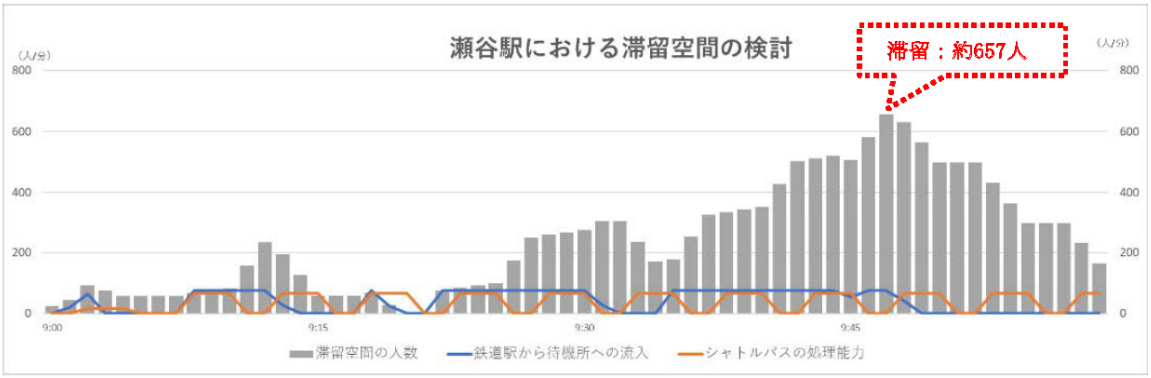

図41-1　瀬谷駅における滞留空間の検証

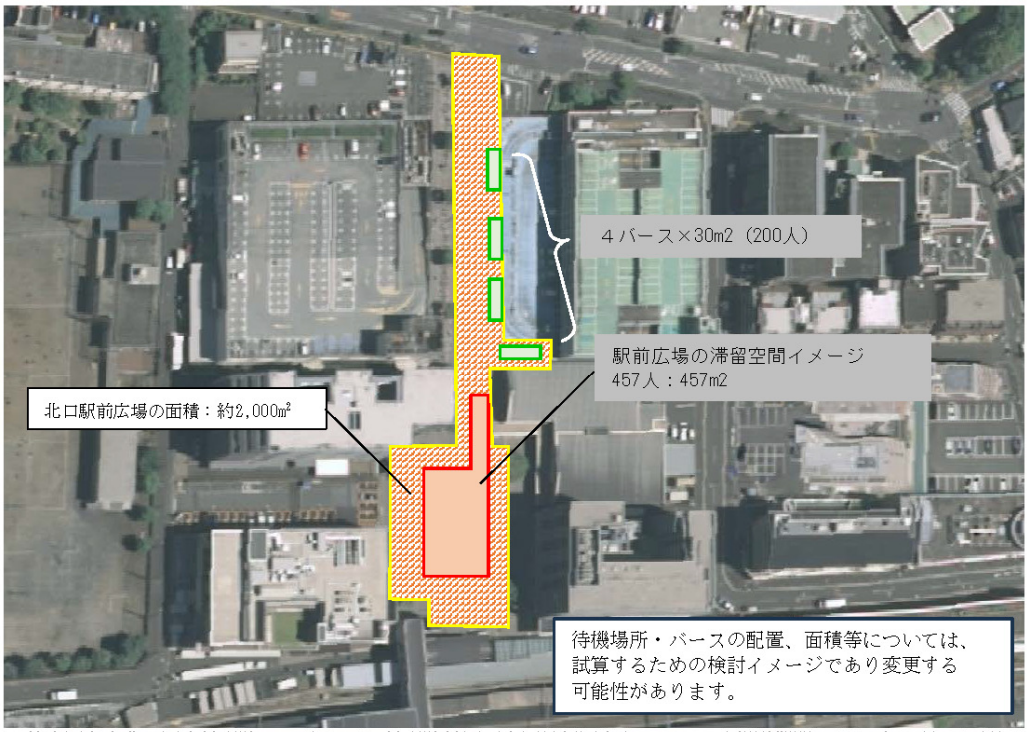

航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年6 月～8 月）

図41-2　瀬谷駅周辺の待機場所での滞留のイメージ

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（２）十日市場駅における鉄道とバスの輸送力の違いによる滞留の検証

ピーク時の鉄道ダイヤの本数（上り８本、下り６本、合計14本）のうち、前半の９本に来場者が集中するとした場合を試算※したところ滞留人数は最大で約729人となります。

十日市場駅では周辺の歩道等を活用することで、駅前広場等において、滞留に必要となる面積は、約75㎡と試算します。十日市場駅の駅前広場等の面積は約1,000㎡であることから、滞留は可能であると想定します（図41-4）。

※　前半の列車に来場者を集中させたため、後半の列車による来場者は未計上となる。

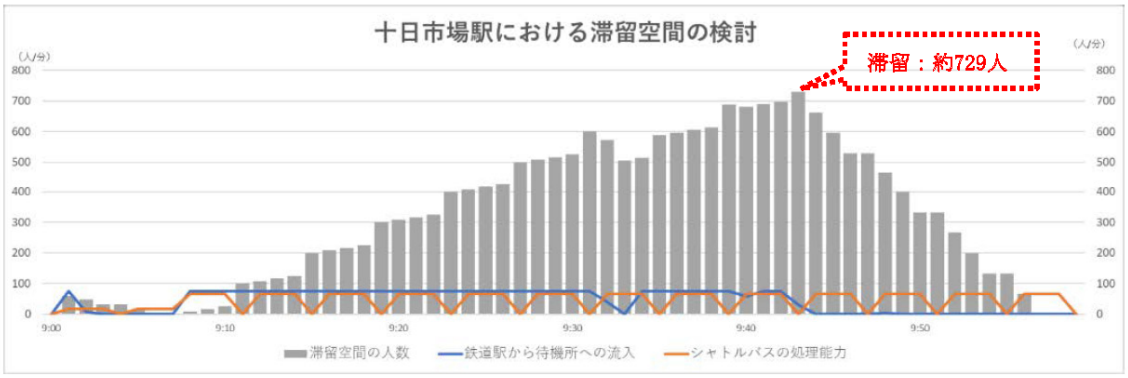

図41-3　十日市場駅における滞留空間の検証

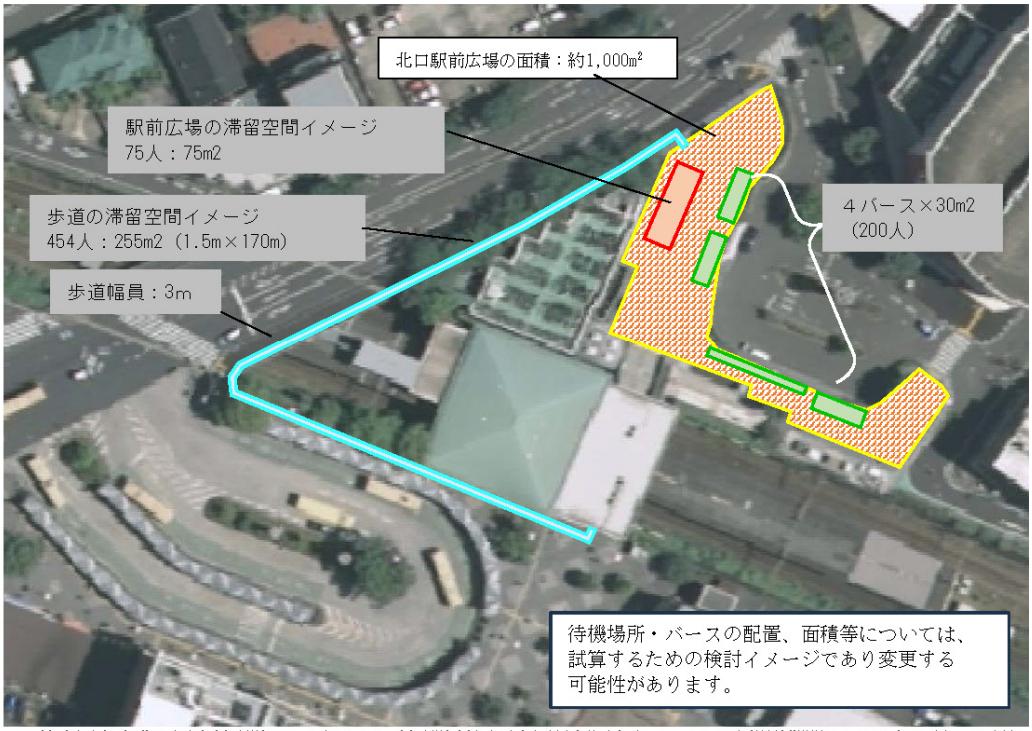

航空写真出典：国土地理院ウェブサイト　地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019 年6 月～8 月）

図41-4　十日市場駅周辺の待機場所での滞留のイメージ

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（３）南町田グランベリーパーク駅における鉄道とバスの輸送力の違いによる滞留の検証

ピーク時の鉄道ダイヤの本数（上り13本、下り13本、合計26本）のうち、前半の17本に来場者が集中するとした場合を試算※したところ滞留人数は最大で約799人となります。

南町田グランベリーパーク駅の駅前広場等において、滞留に必要となる面積は、約599㎡と試算します。南町田グランベリーパーク駅の駅前広場等の面積は約1,800㎡であることから、滞留は可能であると想定します（図41-6）。

※　前半の列車に来場者を集中させたため、後半の列車による来場者は未計上となる。

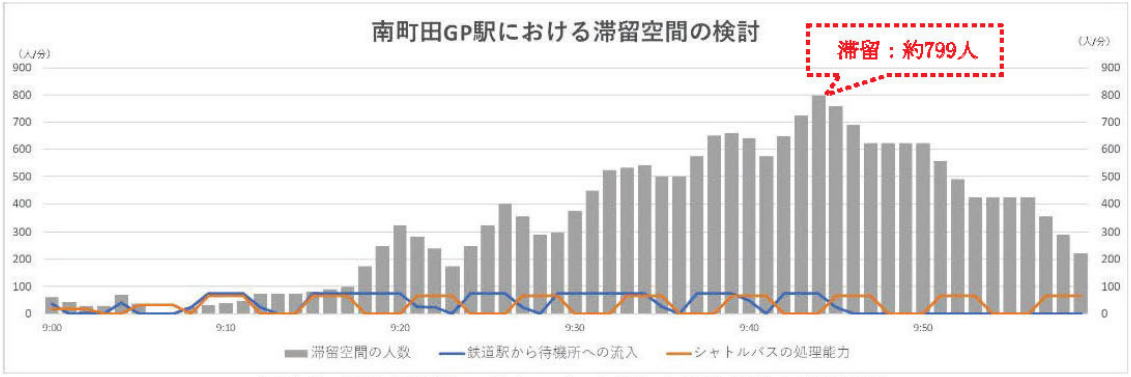

図41-5　南町田グランベリーパーク駅における滞留空間の検証

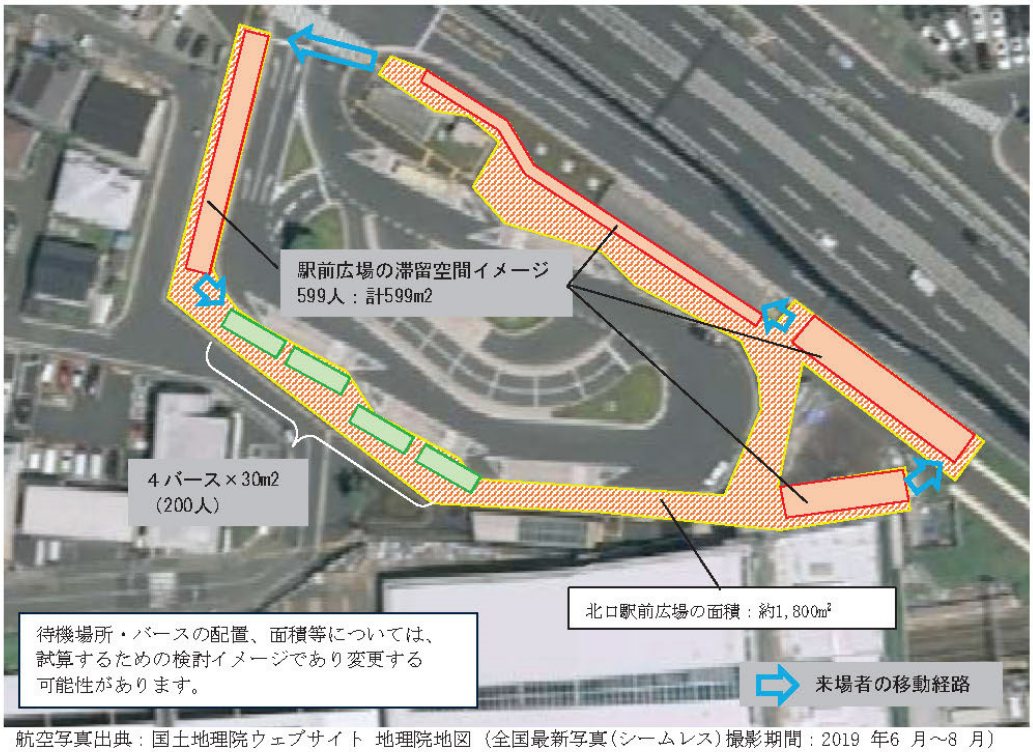

航空写真出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真（シームレス）撮影期間：2019 年6 月～8 月）

図41-6　南町田グランベリーパーク駅周辺の待機場所での滞留のイメージ

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（４）三ツ境駅における鉄道とバスの輸送力の違いによる滞留の検証

ピーク時の鉄道ダイヤの本数（上り８本、下り８本、合計16本）のうち、前半の10本に来場者が集中するとした場合を試算※したところ滞留人数は最大で約502人となります。

三ツ境駅では隣接する商業施設や周辺の歩道等を活用することで、駅前広場等において、滞留に必要となる面積は、約302㎡と試算します。三ツ境駅の駅前広場等の面積は約700㎡であることから、滞留は可能であると想定します（図41-8）。

※　前半の列車に来場者を集中させたため、後半の列車による来場者は未計上となる。



図41-7　三ツ境駅における滞留空間の検証

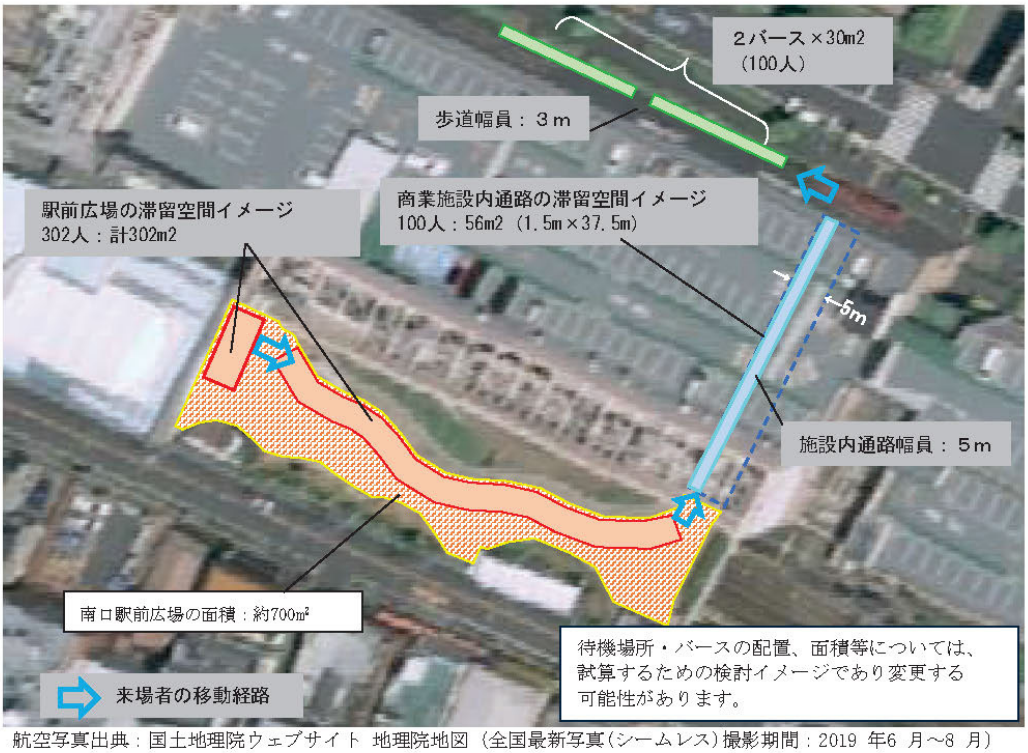

航空写真出典：国土地理院ウェブサイト　地理院地図（全国最新写真（シームレス）撮影期間：2019 年6 月～8 月）

図41-8　三ツ境駅周辺の待機場所での滞留のイメージ

14

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

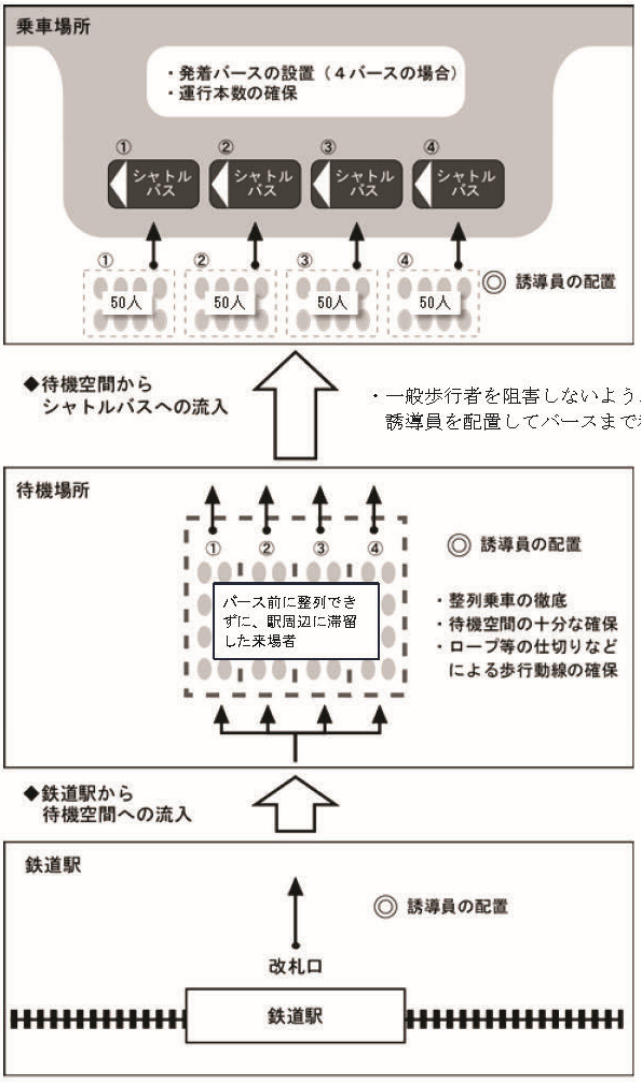

図41-9 駅からシャトルバスへの乗り換え時の対策等（イメージ）

表 41-3　環境の保全のための措置（抜粋）

区分	環境の保全のための措置（抜粋）
【開催中】 関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全	・シャトルバスの運用にあたっては、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないような適切な運行本数を確保した計画**とします。また、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるよう、**滞留スペースの確保**や誘導員の配置**など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携して対策を講じます。

※準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

42　パークアンドライド駐車場の候補地の取り扱いについて（２）

ご意見の趣旨

相模大野駅のような場所で、パークアンドライドの駐車場を新しく設定することで、その場所に更なる交通混雑をきたさないか。駐車場は既設だが、今回のパークアンドライド利用者は新たに加わる交通量なので、その分の評価が必要だと思う。現状でこの周辺の道路で混雑、渋滞などが発生していないかチェックが必要だと思う。

パークアンドライド駐車場はバスがたくさん来ることになるので、騒音、振動、大気質に関しても影響を及ぼす可能性があると思う。会場隣接駐車場の台数は、これ以上には絶対にしませんと宣言していただいた。パークアンドライド駐車場についても、例えば既存の駐車場で博覧会での利用率まで見込んで、混雑させませんと宣言していただければ、場所が決まっていなくても安心できると思う。パークアンドライドは広くなって難しいと思うが、やはり可能な情報を出していただいた方が良いと思う。（第19回環境影響評価審査会（３月15日）でのご意見）。

事業者の見解

相模大野駅周辺の候補地である「相模大野立体駐車場」及び「相模大野駅西側自動車駐車場」は、都市計画法に基づく「駐車場整備地区[注1]」に位置し、相模原市が「都市計画駐車場[注2]」として、整備したもので、収容台数はあわせて約1,500台となっています。本博覧会では、駐車場の利用状況等を踏まえ、約600台をパークアンドライド駐車場として使用することを想定しています（図42-1及び2）。

また、候補地のある場所は、幹線道路である県道51号に面した場所にあり、用途地域が商業地域であることから、環境保全上の配慮が特に必要な施設はないと考えています。交通渋滞については、資料調査[注3]したところ、直近の交差点である「相模大野」のピーク時における交差点需要率（休日）は、限界需要率を下回っていることを確認しています。また、県道51号におけるピーク時（8～9時）の交通量についても、断面交通容量を下回ると予測します（表42-1）。なお、国道16号と県道51号が交差する地点（谷口陸橋下交差点）については、主要渋滞箇所[注4]には該当しないことを確認しています。

パークアンドライド駐車場については、会場周辺の広域道路網や準備書（p2-31）に示した来場者の方向別交通量割合（自家用車）などを踏まえ、方面別にゾーンを設定し、高速道路ICや主要な幹線道路の周辺など、来場者の利便性やアクセス性などを考慮しながら、候補地を選定していきます（図42-3）。各ゾーンの駐車台数は、約800から1,000台を目安とし、各ゾーンの合計で、約4,000台を確保していきますが、開催期間中、来場者の集中が想定される多客日などでの運用を想定しています。

候補地選定の考え方については、審査会でのご指摘を踏まえ、大気質、騒音、振動による周辺環境への影響を考慮し、環境保全上の配慮が特に必要な地域（専ら住居の用に供される地域[注5]）には、原則、選定しないようにします。

また、パークアンドライド駐車場は、終日利用を前提としているため、予約制を導入することで、来場する自家用車台数の上限を設定するとともに、入出庫時の推奨ルートなどを情報提供することにより、交通集中の緩和に努めます。既存駐車場を活用する場合については、一般の利用も考慮した台数[注6]となるよう調整していきます。追記した内容は、表42-2のとおり、環境の保全のための措置に記載します。

各候補地及びその周辺道路の交通状況の予測・評価[注7]については、具体的な候補地が決まり次第、環境影響評価手続きとは別に実施します（既存の駐車場を活用する場合は除く）。また、既存の駐車場の交通状況や大気質、騒音、振動についても、候補地の周辺状況を踏まえ必要に応じて予測・評価します。これらの予測・評価の結果については、あらかじめ周辺住民等へ周知を行うとともに、その内容を本博覧会協会のホームページで公表します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

あわせて、開催期間中の多客日について、会場周辺及びパークアンドライドの駐車場周辺の主要交差点において、準備書に記載したとおり事後調査を実施します。

なお、パークアンドライドも含め、本博覧会の輸送計画[注8]については、交通管理者など関係機関や外部有識者等からのご意見をいただきながら調整を進めていきます。引き続き、会場周辺の交通混雑緩和のため、公共交通の利用を推奨するとともに、自家用車での来場にあたっては、パークアンドライド駐車場の利用を促進するための運営方法についても検討していきます。

注１：「自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域」において、都市計画で駐車場整備地区を定めることができるとされている。相模原市では地区内に駐車場整備計画を定めて都市計画駐車場を配置し、大規模な店舗等には条例に基づき駐車場の附置義務を課している。
注２：都市計画・総合都市交通体系の観点から、交通の円滑化、交通安全の確保等、都市交通施設として整備の必要性が高く、広く一般公共の用に供する基幹的かつ恒久的な駐車場については、都市計画駐車場として位置付けている。
注３：（仮称）相模大野４丁目計画環境影響評価書（令和４年２月）より
（交差点「相模大野」の休日におけるピーク時は12時）
注４：神奈川県　地域の主要渋滞箇所（一般道）　平成24年度
注５：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地
注６：相模大野駅周辺の候補地では、来場車両と一般車両を合わせて総駐車台数の約8割を想定（1,492台×0.41＋約600台）/1,492台≒1,212/1,492≒0.82）。
注７：現地調査や資料調査等をもとに交通状況について予測・評価。
注８：本博覧会として、「２０２７年国際園芸博覧会　来場者輸送基本計画」を公表（令和6年3月25日）。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

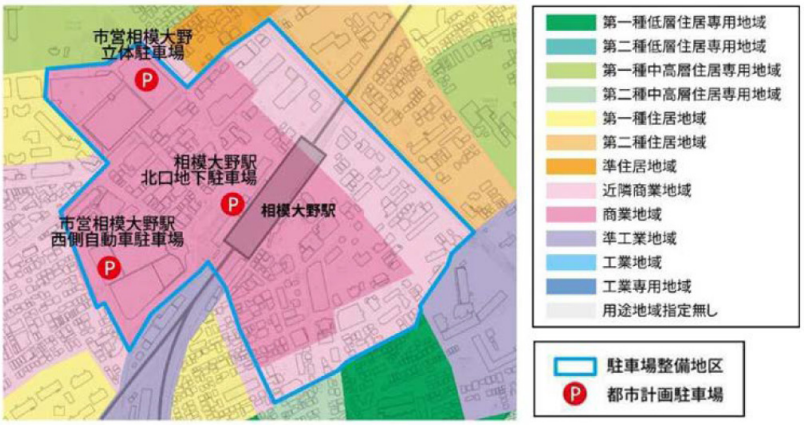

地区名	ピーク時利用台数	駐車場整備台数	需給率（需要/供給）
相模大野地区	平日：９６５台 休日：８７４台	２，０９４台 （公１，４９２台　民６０２台）	平日：４６．１％ 休日：４１．７％

図 42-1　相模原市駐車場ビジョン（令和５年 11 月）より抜粋

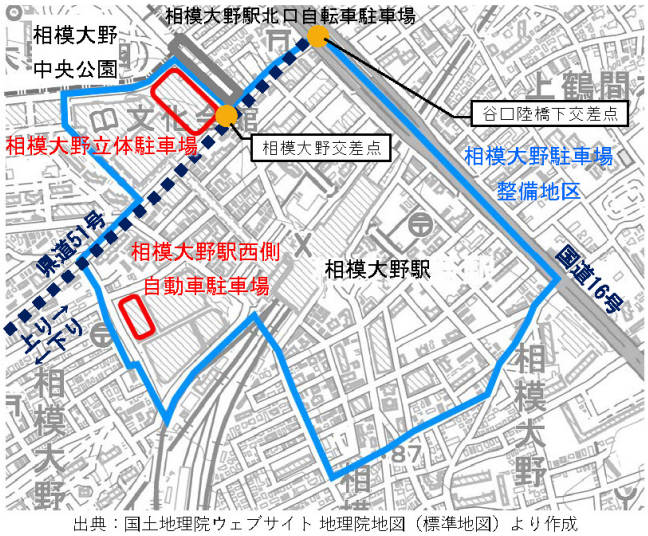

出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（標準地図）より作成

図 42-2　相模大野駅周辺の状況

表 42-1　県道 51 号におけるピーク時（8～9 時）の交通量

	一般交通量※1 （台/時）	来場車両交通量※2 （台/時）	合計 （台/時）	断面交通容量
会場へ向かう車両（上り）	511	11（大型）	522	1,764
P&R 駐車場へ向かう車両（下り）	505	131 （小型 120、大型 11）	636	1,764

※1：令和３年度全国道路・街路交通情勢調査（国土交通省）の時間帯別交通量（現況）より。
※2：想定駐車台数約600台のうち、ピーク時においては約120台/時（約20%程度）が国道16号を経由して、利用し、シャトルバスについては往復11台（120台×3人÷35人）が利用することとしました。
※3：断面交通容量
＝[基本交通容量]×[車線幅員に関する補正]×[側方余裕に関する補正]×[沿道状況に関する補正]
×[大型車に関する補正]＝2,200×1.0×0.98×0.875×0.935＝1,764［台/時］

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 42-2　環境の保全のための措置（抜粋）

区分	環境の保全のための措置（抜粋）
【開催中】 関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	・会場周辺の交通混雑緩和のため、公共交通の利用を推奨し、会場近傍の４駅からシャトルバスを運行します。また、多客日などの混雑時には、パークアンドライドを導入します（第２章参照）。 ・周辺環境への影響を考慮し、パークアンドライド駐車場は配慮が特に必要な地域（専ら住居の用に供される地域※1）には、原則、選定しないようにします。 ・パークアンドライド駐車場は、終日利用を前提としているため、予約制を導入することで、来場する自家用車台数の上限を設定するとともに、入出庫時の推奨ルートなどを情報提供することにより、交通集中の緩和に努め、利用を促進するための運営方法についても検討していきます。 ・パークアンドライド駐車場及びその周辺道路の交通状況の予測・評価※2については、具体的な候補地が決まり次第、環境影響評価手続きとは別に実施します（既存の駐車場を活用する場合は除く）。また、既存の駐車場の交通状況や大気質、騒音、振動についても、候補地の周辺状況を踏まえ必要に応じて予測・評価します。これらの予測・評価の結果については、あらかじめ周辺住民等へ周知を行うとともに、その内容を本博覧会協会のホームページで公表します。 ・パークアンドライドも含め、本博覧会の輸送計画については、交通管理者など関係機関や外部有識者等からのご意見をいただきながら調整を進めていきます。

※1　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
※2　現地調査や資料調査等をもとに交通状況について予測・評価。
※3　準備書から修正した箇所は、太文字・下線で示しています。

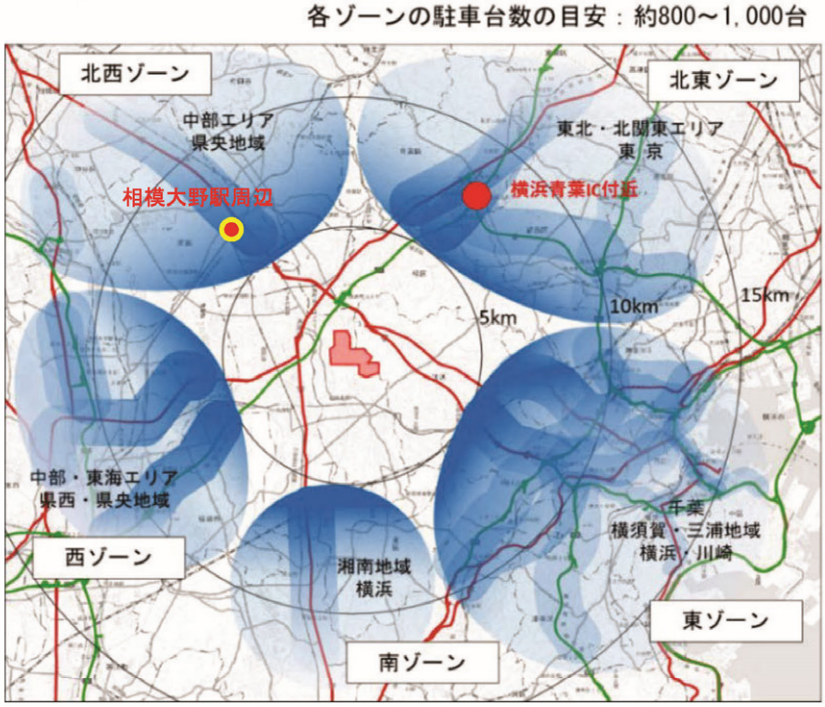

図42-3　新たなパークアンドライド駐車場候補地位置図

第 12 章　方法市長意見書等を総合的に検討して

方法書の内容を変更した事項

第12章　方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

令和４年４月に提出した２０２７年国際園芸博覧会　環境影響評価方法書（以下、「方法書」とします。）に対する方法市長意見書及び令和５年３月に提出した事業内容等修正届出書に対する環境影響評価審査会からの附帯意見等を総合的に検討し、方法書の内容を変更した事項は、表 12-1 に示すとおりです。

表 12-1（1）　方法書の内容を変更した事項

項目		方法書からの変更点	準備書での記載概要	準備書該当ページ
対象事業の計画内容	対象事業の概要	事業者の氏名及び住所	事業者の公益認定に伴い、名称を変更しました。また、新たな代表理事の就任に伴い代表者の氏名を変更しました。事務所移転に伴い、主たる事務所の所在地を変更しました。	p. 2-1
		対象事業の種類、規模	本博覧会の計画の深度化に伴い、対象事業実施区域面積を約 118.1ha に変更しました。	p. 2-1
		対象事業実施区域	本博覧会の計画の深度化に伴い、対象事業実施区域の範囲を変更しました。また、駐車場の規模、配置を変更しました。	p. 2-2 以降のすべての関係箇所
	対象事業の目的及び基本認識	対象事業の目的及び基本認識	「２０２７年国際園芸博覧会基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、内容を修正しました。	p. 2-4 ～2-5
	対象事業の内容	全般	基本計画及び本博覧会の計画の深度化に伴い、対象事業の方針、対象事業の計画、輸送計画、植栽地管理計画、レガシー計画及び今後のスケジュールを修正するとともに、会場運営計画を追記しました。	p. 2-6 ～2-41
		対象事業の計画	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、最新の会場配置計画を記載するとともに、博覧会の開催後に撤去する施設と公園整備事業に引き継ぐ施設を追記しました。また、駐車場の配置・規模・形状や土地被覆の性状・緑化などの整備内容、駐車場等の収容台数について設定の考え方、設定にあたって参考とした過去の事例との類似性、駐車場等を円滑に運用するための方策について追記しました。さらに、国産材の活用などの環境配慮事項についても記載しました。	p. 2-12 ～2-28
		輸送計画	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、現在想定している交通分担率やシャトルバス発着駅、現在想定しているパークアンドライド駐車場の位置や収容台数、関係車両の走行台数や経路、駐車場等における駐車エリア・収容台数・出入口の位置、駐車場等を円滑に運用するための方策などを記載しました。	p. 2-29 ～2-35
		会場運営計画	電力を 100%再生可能エネルギーとする内容について記載しました。	p. 2-38
	施工計画	全般	本博覧会の計画の深度化に伴い、内容を修正しました。	p. 2-42 ～2-46
		工事概要等	方法市長意見書を踏まえ、本博覧会と関連事業の整合を図り、各事業の整備内容を記載しました。	p. 2-42 ～2-43
		工事工程	本博覧会及び関連事業の計画の深度化に伴い、工事工程を修正しました。	p. 2-43 ～2-44

表 12-1（2）　方法書の内容を変更した事項

項目		方法書からの変更点	準備書での記載概要	準備書該当ページ
対象事業の計画内容	施工計画	工事中の配慮事項	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、工事中の配慮事項を修正しました。	p. 2-45
	生物多様性の保全	生物多様性の保全	方法市長意見書を踏まえ、公園整備事業に引き継ぐ施設について追記しました。	p. 2-48
	地球温暖化対策	全般	基本計画及び本博覧会の計画の深度化に伴い、内容を修正しました。	p. 2-47～2-51
	緑の保全と創造			
	本博覧会の経緯			
地域の概況及び地域特性		全般	方法書の公告・縦覧以降、既存資料が更新されたものについては、既存資料の時点更新を行いました。	p. 3-1～3-169
		交通の状況	基本計画及び本博覧会の計画の深度化に伴い、シャトルバス発着駅の乗車人数を追記しました。	p. 3-124～3-129
環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定		環境影響評価項目の選定	方法市長意見書を踏まえ、環境影響要因「開催中の会場施設等の存在」に係る環境影響評価項目として「水循環（河川の流量)」を選定しました。	p. 5-2、5-6
			本博覧会の計画の深度化に伴って、選定した理由・選定しない理由を修正しました。	p. 5-4、5-6、5-8、5-9
環境影響評価	温室効果ガス	予測	方法市長意見書を踏まえ、水の使用に伴う温室効果ガス排出量を参考値として算定しました。	p. 6. 1-36～6. 1-37
	生物多様性（動物）	予測	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、動物に及ぼす影響を予測、評価する際には、駐車場等の配置や形状、土地被覆の性状を踏まえて実施しました。	p. 6. 2-115、p. 6. 2-124
	生物多様性（植物）	予測	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、植物に及ぼす影響を予測、評価する際には、駐車場等の配置や形状、土地被覆の性状を踏まえて実施しました。	p. 6. 3-38、p. 6. 3-41
	生物多様性（生態系）	予測	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際には、駐車場等の配置や形状、土地被覆の性状を踏まえて実施しました。	p. 6. 4-21、p. 6. 4-25～6. 4-26
	水循環（湧水の流量、河川の流量）	調査、予測及び評価	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、環境影響要因「開催中の会場施設等の存在」に係る環境影響評価項目として「水循環（河川の流量)」を選定し、駐車場等の設置に伴う土地被覆の変化による流量への影響が想定される河川について、調査、予測、評価しました。	p. 6. 5-1～6. 5-29
			関連事業の環境影響評価準備書との整合を図るため、調査地点番号を修正しました。	
	大気質	調査	関連事業の環境影響評価準備書との整合を図るため、調査地点番号を修正しました。	p. 6. 7-6～6. 7-82
	騒音	調査	関連事業の環境影響評価準備書との整合を図るため、調査地点番号を修正しました。	p. 6. 8-5～6. 8-58
	振動	調査	関連事業の環境影響評価準備書との整合を図るため、調査地点番号を修正しました。	p. 6. 9-4～6. 9-45

表 12-1（3）　方法書の内容を変更した事項

項目		方法書からの変更点	準備書での記載概要	準備書該当ページ
環境影響評価	地域社会	予測及び評価	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、現在想定しているパークアンドライド駐車場周辺における交通混雑について予測、評価しました。	p.6.10-69～6.10-73、p.6.10-75
			駐車場等の出入口や周辺道路の交通混雑については、予測地点（交差点 12）を追加し、博覧会の開催期間中の信号設定等の交通制御も考慮して予測、評価しました。	p.6.10-54～6.10-64、p.6.10-75
			鉄道からのシャトルバスへの乗換えを行う結節点における周辺住民等の駅利用への影響、環状４号線などの横断方法や歩行者の安全上の配慮について記載しました。	p.6.10-65～6.10-66、p.6.10-76
	景観	調査、予測及び評価	方法市長意見書、横浜市環境影響評価審査会での指摘及び附帯意見を踏まえ、調査地点（№28、29、30、31、32、33、34）を追加するとともに、予測方法を変更しました。	p.6.11-4～6.11-68

第 13 章　方法書に対する意見、見解等

第13章　方法書に対する意見、見解等

13.1　方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

13.1.1 方法書説明会の開催状況

方法書説明会は表 13.1-1 に示す日時で計４回開催しました。

表 13.1-1　方法書に関する説明会の開催結果

回	開催日時	会場	参加人数
第１回	令和４年６月４日（土） 18:30～20:00	旭公会堂 （旭区鶴ケ峰１丁目４番地 12）	23名
第２回	令和４年６月５日（日） 19:15～21:00	瀬谷区民文化センター （瀬谷区瀬谷４丁目４番地10）	41名
第３回	令和４年６月９日（木） 19:15～21:05	瀬谷区民文化センター （瀬谷区瀬谷４丁目４番地10）	45名
第４回	令和４年６月10日（金） 18:30～19:45	旭公会堂 （旭区鶴ケ峰１丁目４番地 12）	6名
合計			115名

13.1.2 方法書説明会における質疑、意見の概要及び事業者の説明

各開催日の質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 13.1-2～表 13.1-5 に示すとおりです。

整理に当たっては、発言順とし、項目欄を設けました。

表 13.1-2（1）説明会（第１回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	その他	事業主体である博覧会協会の組織体制について、土地区画整理事業を行う横浜市都市整備局や公園整備事業を行う横浜市環境創造局との連携はどうなっているのか。職員はどこから来ているのか、人数も教えてほしい。	本博覧会協会の役員は監事も入れて24名、会長は日本経済団体連合会会長の十倉雅和である。事務を行う職員は約70名である。職員は民間、横浜市、神奈川県からの出向者で構成されており、関連事業の実施主体とは常日頃から連携を図りながら進めている。
	植栽管理	園芸博覧会なので様々なところから外来種の植物が持ち込まれると思うが、現地に残さない方法について教えてほしい。	本博覧会協会としては、在来種への影響を考慮し、ガイドライン等を作成して出展国等にしっかり周知を行う。 関係法令等により閉鎖空間での管理等が必要なものに対しても適切に対応をする。また、展示植物の多くは、種子が結実する前に植え替えし、撤去することになる。
B	輸送計画	シャトルバスの運行について、どこからどのくらいの頻度で運行予定なのか。それによる交通渋滞は起こらないのか。	会場の南側には相鉄線、北側には東急田園都市線、JR横浜線、西側には小田急江ノ島線がある。シャトルバスの運行については、これら近傍の鉄道駅を中心に発着場所の検討を進めており、定時性や速達性等も考慮し、場所とルート等を選定して、準備書で予測評価する。
	事業計画	会場南側に住宅があるが、光や騒音の対策はどのようなことを考えているのか。	近隣住宅や市民の森等に考慮して、これらに隣接する場所では、光や騒音等による影響が想定されるイベント等は、できるだけ行わないように検討する。また、参加国や企業等に対し、ガイドライン等を作成して周辺環境への影響をできるだけ回避、低減できるよう周知徹底を図る。夜間も含め大きなイベント等を実施する場合には、事前周知を徹底して、近隣の皆様のご理解、ご協力が得られるよう努めていく。
C	輸送計画	パークアンドライド（以下、「P&R」）は概ね10㎞圏内だとすると戸塚も含まれる。瀬谷は戸塚からかなり遠く、渋滞する道路も多い。そこからシャトルバスが出たとしても定時運行が難しいと考える。	P&Rの説明図はあくまでイメージであり、具体的な場所はこれから選定していく。P&Rの駐車場や運行ルートの周辺への影響をできるだけ回避、低減できるよう選定する。

表 13.1-2(2) 説明会（第１回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	事業計画	工事を予定している時間帯と博覧会の開場時間を教えてほしい。	工事時間は、基本は８時から17時を想定している。詳細については、今後、関連事業とも連携して、近隣の小学校等にも相談しながら調整していく。開催時間については、現時点では未定であり、今後の調整となる。
	植栽管理	植物検疫について、入国時の検疫以外にも栽培地検疫が必要な植物がある。博覧会のために栽培地検疫が必要な植物や国はどのくらいで、そのために必要な植物防疫官や現地派遣費用はどうするのか。また、輸入時の植物検疫に必要な防疫官はどうするのか。博覧会の後、植物は廃棄やたい肥化するということだが、現地に再輸出するのか。その場合の費用や責任の所在はどこにあるのか。	現時点で展示植物や出展国は未定である。植物検疫の手続き等の詳細については今後、植物防疫所など関係機関と調整していく。
E	その他	工事中や博覧会開催中、撤去中の環境影響評価を行うことについては配布資料に記載されているが、撤去後の環境影響評価については配布資料に記載がない。市民としては博覧会の実施により地域がどう変わっていくのかに関心がある。撤去後はどのように復旧するのか、博覧会が終わった後の環境を知りたい。	本博覧会実施後は、会場区域の大半は横浜市の公園となる。土地区画整理事業で造成し、公園整備事業で園路や植栽等の基盤整備を行った後に、本博覧会会場は仮設施設を中心に整備する。土地区画整理事業及び公園整備事業については、別途、横浜市が環境影響評価手続きを行っている。
F	その他	園芸博の前に区画整理や公園整備でどの程度、土地が改変されるのか。方法書ではどの資料を見ればわかるのか。	土地区画整理事業で造成し、公園整備事業で園路や植栽等の基盤整備を行った後に、本博覧会の会場整備を行う。関連事業の詳細については、本博覧会の方法書には記載していない。土地区画整理事業は環境影響評価手続きが完了している。公園整備事業も手続き中であり、両事業とも環境影響評価の図書については、図書館等で閲覧できる。
	輸送計画	P&Rの発着点の候補地は、北側は町田市、相模原市、西側は大和市にかかるように見えるが、それぞれの候補地の市町村との連携、調整はとれているのか。	P&Rの発着点については、現在、候補地やルートを選定している段階であり、必要に応じて、今後、関係者と調整を行うことになる。
	その他	方法書の意見書の締め切りは６月27日であり、BIE申請は６月中とのことだが、BIE申請に関する意見を出すことは出来るのか。	今回の意見書の提出は、環境影響評価方法書に対するものであり、BIE申請に関しては意見を出していただくことはできない。

表 13.1-2 (3) 説明会（第１回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	環境影響評価	予測評価には、土地区画整理事業及び公園整備事業の調査データを使うという説明があった。土地区画整理事業の環境影響評価手続きが始まった時には新交通があるという前提であったが、新交通が間に合わないという大きな状況の変化があった。また、公園整備事業のエリア拡大や、河川の南側の一部は開渠になるなどの変更があった。博覧会では、どの様に環境影響評価を実施するのか。	土地区画整理事業及び公園整備事業では、事業実施前の現況について調査した結果をもとに、それぞれの事業を実施することによる影響の予測評価を行う。本博覧会の環境影響評価では、土地区画整理事業及び公園整備事業の予測評価の結果をもとに、本博覧会による周辺環境等に対する影響について予測評価を行うことになる。
	環境影響評価	環境影響評価項目で選定していない項目が多いと思う。例えば工事中の建設機械の稼働、工事用車両の走行の影響や開催中の関係車両について、動物・植物・生態系などで評価項目としなくてよいのか。地域社会の交通混雑や歩行者の安全についても、開催中の「施設の供用」が非選定となっている。	本博覧会の会場整備については、土地区画整理事業による造成や公園整備事業による園路・植栽等の基盤整備が終わった後に行うことになる。本博覧会の環境影響評価では、隣接する市民の森、和泉川源流及び土地区画整理事業で創出される生物生息空間等について、本博覧会による影響を予測評価する。工事中の動物・植物・生態系への影響については、「建設行為等の実施」で選定している。 開催中の交通混雑は「関係車両の走行」、工事中と撤去中の交通混雑については「工事用車両の走行」で選定している。
H	環境影響評価	準備書でも説明会や意見を出せる場があるのか、もしくは公表するだけで終わるのか。	準備書でも公告・縦覧を行い、説明会を開催する。意見書の提出もできる。
	土壌汚染	上瀬谷通信基地跡地は鉛などの土壌汚染がひどいと聞いている。土壌汚染の問題の解決なしでこのまま進めるのか。土壌汚染対策はどの段階で対応するつもりなのか。	土壌汚染については、横浜市が本博覧会の開催までに土地区画整理事業において対策を実施することとしている。また、本博覧会の会場整備では大幅な土地改変はしない。何か対策が必要な状況になった場合は、法令等に基づき適切に対応する。
I	その他	区域南東部は市民の森に隣接しており、よく利用している。犬の散歩などに使っている人もいる。工事が始まっても南東部の道は立ち入り禁止にはならず通行することは可能なのか。	市民の森は会場区域外なので、基本的には散策可能だと考える。会場区域に指定しているエリア内や近傍で工事を実施する際は、一時的に通行できない箇所もあるかもしれないが、その場合は事前に周知する。
	その他	和泉川の源流が３本ほどあるが、源流は残されるのか、コンクリートでつぶされてしまうのか。	土地区画整理事業及び公園整備事業では、和泉川の源流部は保全する方針である。本博覧会の開催期間中においてもそれらに影響が生じないよう整備、開催していきたい。

表 13.1-3 (1) 説明会（第２回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	土壌汚染	土壌汚染に関して記載がない（評価項目として選定していない）のはなぜか。	土壌汚染については、横浜市が本博覧会の開催までに土地区画整理事業において対策を実施することとしている。また、本博覧会の会場整備では大幅な土地改変はしない。したがって、環境影響評価項目には選定していない。
	土壌汚染	戦時中に旧日本軍が旧上瀬谷通信施設跡地に毒ガス弾を埋めており完全撤去されたとの記録がどこにもないそうである。工事中に毒ガス弾が出てきた場合の対応について記載がない。	本博覧会協会としては、毒ガスが埋められたという事実は把握していない。工事中に対策が必要となった場合は、法令等に基づき適切に対応する。
	輸送計画	P&Rの駐車場は町田や戸塚、泉区あたりに決まったのか。これらの地域でも環境への影響が生じるので、その地域の住民への説明会、及び輸送ルートにあたる地域住民への説明会を行うべきではないか。	会場から10㎞圏内にP&Rの駐車場を設置する予定だが、具体的な場所については、今後の調整となる。必要に応じて説明会等により、しっかりと周知する。
B	その他	環境影響評価というが、「生活環境影響」という言葉を入れるべきだ。	環境影響評価は横浜市の条例に基づき行っており、配布資料の中の「環境の保全及び創出に向けた基本的な考え方」という中に、「安心して快適に生活できる生活環境」及び「快適な地域環境」と記載されている。
	その他	当初、博覧会を開催するという話が出たときは、横浜市がやるということであったが、一般社団法人が主体となっている。代表理事の経団連会長が本日来ていないのはおかしい。	本日は、本博覧会協会を代表して、環境課長が説明している。
	事業計画	予算について、７割以上が税金で賄われているが、３割は民間からどのように集めるのか。当初や数年前よりも予算が増えており、今後もまた予算が増加するのではないか。	建設費の1/3は民間からの出資であり、寄付等により確保していくことを想定している。今後の予算については精査している段階であり、運営費については、チケット収入などにより確保していく。
	その他	工事の業者選択はどうするのか、入札方式で行うのか。誰の権限で行うのか。手続きを透明化してほしい。	本博覧会は国家的な事業であり、本博覧会協会が行う工事に係る業者選定は、基本的に一般競争入札やプロポーザルなどの公正な手続きとなる。
	輸送計画	海軍道路を拡幅整備しただけでは、開催期間の半年だけでなく長期にわたり大渋滞が想定される。大渋滞になったら救急車も通れない。歩行者通路も整備されていないところが、瀬谷区にはたくさんある。博覧会には乗用車で来場する方がかなり多く、年配者も多いと想定される。	基本的には公共交通の利用を促進する。環状４号線の拡幅は、横浜市が将来のまちづくりを視野に入れて土地区画整理事業で行う。本博覧会では、八王子街道や瀬谷地内線なども活用した輸送計画を考えていく。

表 13.1-3(2) 説明会（第２回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	事業計画	対象事業実施区域面積が約100haというのは、半年の博覧会としては規模が大きすぎる。１千万人の半分の入場者数とし、規模縮小とすることで輸送や交通渋滞の諸問題が解決するのではないか。	本博覧会は国際的なイベントであり、首都圏には４千万人以上の居住者がいることを踏まえ、１千万人の来場者は確保できると考える。多くの方が来場してもらえるよう魅力的な博覧会にしていく。過去の博覧会の規模を考慮すると、会場規模は妥当だと考える。
D	事業計画	入場者数を見直すべき。なぜ１千５百万人なのか。新交通システムの状況が変わったことを踏まえての人数なのか。	参加者数１千５百万人のうち、有料入場者数は１千万人であり、ICTや地域連携などによる参加者も含めて参加者数は１千５百万人としている。ICTの活用など詳細はこれから検討していく。新交通については、本博覧会の輸送手段にはできないと承知しており、それに替わる輸送計画にて準備書で予測評価する。
	その他	防災の観点も必要。現在、旧上瀬谷通信施設跡地は瀬谷駅周辺住民の広域避難場所であるため、工事中、開催中も避難場所の位置は変えないでほしい。博覧会開催時に災害が生じた場合に対応できるような土地利用を考えてほしい。あるいは、会場の南側は広域避難場所として使用できるようにしてほしい。	本博覧会の会場区域は、博覧会後には防災機能を有する公園となる。博覧会開催時に災害があった場合には、適切に地域支援できるよう検討したい。
	環境影響評価	環状４号線の沿道は、現状でも大きなトラックが通ると揺れる。今後工事用車両の走行やシャトルバスの運行により振動が増加することが懸念される。具体的な数字を示してほしい。測定機器の貸し出しをしてほしい。	振動について、関連事業の予測評価を踏まえたうえで本博覧会の工事による影響を予測評価し、どのような対策を行うか準備書で提示したい。
E	輸送計画	輸送計画について、相模鉄道に平行した都市計画道路(三ツ境下草柳線)の工事が進んでいない。横浜市に催促してほしい。	三ツ境下草柳線の一期地区については、横浜市が整備を進めている。二期地区についても、このような意見があったことを横浜市に伝える。
F	土壌汚染	土壌汚染は区画整理が対応し、博覧会は対策後に着工とのことだが、土地区画整理事業を実施する横浜市の部局の説明によると、市による検証工程がない。もし土壌汚染が残っており、事前調査がないまま開発が進んでしまうと、土壌汚染が拡散してしまう。地下水にも汚染が及ぶ。土壌汚染を評価項目として選定して事前調査を行い、内容を吟味したうえで対策を検討し直す工程を入れていただきたい。博覧会開催後にも、土壌汚染がないのか検証を行ってほしい。	土壌汚染については、横浜市が本博覧会の開催までに土地区画整理事業において対策を実施するものと認識している。また、本博覧会の会場整備では大幅な土地改変はしない。何か対策が必要な状況になった場合は、法令等に基づき適切に対応する。ご意見があったことは横浜市にも伝える。

表 13.1-3 (3) 説明会（第２回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	輸送計画	移動手段が新交通からバスになったが、シャトルバスのターミナルはどこにできるのか。	シャトルバスの運行については、近傍の鉄道駅を中心に発着場所の検討を進めており、定時性や速達性等も考慮し、場所とルート等を選定していく。
	その他	現在でも海軍道路（環状４号線）が混んでいる。上瀬谷小学校の交差点を土地区画整理事業で早く改良してほしい。（中瀬谷消防出張所の交差点は）十字路の交差点とし、右折車線を設けてほしい。現在、瀬谷柏尾線が中学校への通学ルートとなっているが、歩道もなく危険である。上瀬谷に中学校を新設してほしい。	環状４号線の交差点の改良については、横浜市の土地区画整理事業での対応となるので、ご意見があったことは伝える。中学校の新設についても横浜市にご意見として伝える。
H	その他	博覧会はなんのために行うのか。我々の生活の中で、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らしの実現が可能なのか。誰が実施を決めたのか教えてほしい。地域住民の里山の緑の憩いの場としての利用が望ましいと考えている。市民の声は全く届いていないと感じている。 一番最初に誘致の声をあげたのは、地元の市議会議員や県会議員と聞いているが、選挙では問うていない。区民の声といっているのは、一部の地権者が参加しているまちづくり協議会の声であり、多くの住民には知らされていない。	政府に対し横浜市会から要請し、その後、市長が正式に誘致を表明した。その後、横浜市の基本構想（案）についての市民意見募集、国の検討会での報告書についてのパブリックコメントを行っている。今後も有識者や市民の皆様のご意見を伺いながら計画を深度化していく。
C（再質問）	輸送計画	交通問題を解消するためには、その3/4の750万人くらいを目標とすれば、国際園芸博覧会の最低基準を満たす会場規模となり、駐車場の台数を考えても適切な人数ではないかと思う。環境負荷も低減できる。１千５百万人を目指すのであれば、半分はバーチャルで色んな方に見ていただくのはどうか。21世紀型の万博というイメージで、振り切った形で実施することを提案する。	ご意見として承る。バーチャルの活用は、引き続き、検討する。
I	事業計画	瀬谷区は生活環境が非常に悪い場所であり、道路状況もかなり問題がある。旧上瀬谷基地は、横浜市に残された最後の里山と言われているが、自然環境を活かしながら、瀬谷区住民の全体の利益になるような、持続可能な社会を実現する開発でなければならないと思っている。交通環境の悪さや、自然環境の問題と併せて、コロナの状況も考慮して開催規模を検討し、この後の瀬谷区の市民生活が本当の意味で豊かになるように開発を行ってほしい。	市民の森や和泉川源流などの自然環境や、調整池や相沢川の生物生息空間を保全し、活かしながら、環境への影響を回避、低減し、自然との共生を目指した計画を進めていきたい。また、コロナ禍で開催する場合には、ソーシャルディスタンスや感染対策をしっかり行って、安全で安心できる開催を考えていく。 本博覧会の開催は、多くの方々に自然との共生についてご理解いただくとともに、花卉園芸などの地域産業の振興にも寄与するなど、市民生活の豊かさにもつながると考える。

表 13.1-4(1) 説明会（第３回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	事業計画	土地区画整理事業において、相沢川の区画整理区域は全部蓋をして暗渠にするという説明があった。博覧会では水辺を生かす環境づくりを行うということだったが、具体的にどのような環境づくりを行うのか。博覧会が終わった後も暗渠とせず、その環境を維持する予定なのか。	相沢川については、効率的な土地利用のため、土地区画整理事業で一部を暗渠化することになっているが、会場エリアにおいては、暗渠化するのではなく生物生息空間を創出することになっている。その後の公園整備事業や本博覧会でも保全して行くことになる。
	環境影響評価	相沢川は降雨時と晴天時で流量が全く異なるので、晴天時だけでなく降雨時も調査をきちんと行ってほしい。	土地区画整理事業では降雨時と平常時の調査を実施しており、本博覧会の環境影響評価でも活用する。
	その他	環状４号線を片側２車線にすると歩道は大変狭くなって危険である。来園者が使用するなら広い歩道を確保してほしい。	環状４号線は土地区画整備事業で拡幅整備することになる。歩道についても十分に安全を確保できる幅員が整備され、本博覧会においても利用できると考えている。
B	輸送計画	入場者数１千万人であり、単純計算で１日５万人の入場者数となる。土日がピークになると予想されるが、それを処理できるのか。	輸送計画については、現在、検討を進めており、定時性や速達性等も考慮し、輸送手段やルート等を選定して、準備書で予測評価する。
	輸送計画	現在でも周辺道路は朝の時間帯に渋滞しており、桜の時期には慢性的に渋滞している。渋滞すると住民が使用している裏道まで入ってくる車があり、道路が狭いので交通事故の増加が懸念される。	来場者に対して生活道路を通らないよう、周知するため、適切なルート選定や交通誘導員の配置など、ハード・ソフト両面から対策を検討する。交通混雑については、環境影響評価項目に選定しており、準備書で予測評価する。
C	環境影響評価	土地区画整備事業の環境影響評価と博覧会の環境影響評価は一部重複すると思うが、どう整合性を取るのか。双方の関係を教えてほしい。	土地区画整理事業及び公園整備事業では、事業実施前の現況について調査した結果をもとに、それぞれの事業を実施することによる影響の予測評価を行う。本博覧会の環境影響評価では、土地区画整理事業及び公園整備事業の予測評価の結果を踏まえ、本博覧会による周辺環境等に対する影響について予測評価を行うことになる。
D	事業計画	博覧会は大赤字になると想定される。赤字となった場合誰が負担するのか。	運営については、赤字にならないよう検討していく。
	その他	このような計画でBIE認定は本当に秋に承認されるのか。	BIE申請については、政府が調整を進めている。本博覧会協会としては、認定が得られることを期待しており、必要な取り組みを進めていく。
	その他	園芸博開催と上瀬谷という土地のどちらが先に決定したのか。	返還に先立って横浜市会から政府に対し、国際的なイベントを上瀬谷に誘致したいと要請した。その後、当時の市長が上瀬谷に園芸博を誘致することを表明した。どちらが先ということではない。

表 13.1-4(2) 説明会（第３回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	事業計画	水辺を生かすということだが、相沢川の上流部は暗渠になって、南側の公園に生物生息空間を創出すると聞いている。現在の川の流れではなく、作られた水辺という認識でよいか。	土地区画整理事業において、相沢川の地形を生かした生物生息空間を創出することになっている。本博覧会においては、その生物生息空間を保全、活用していく。
F	環境影響評価	環境影響評価手続きの中の審査会というのは、内部審査機関なのか、外部組織なのか。あるいは、両方が含まれるのか。	審査会は外部の有識者等から構成された横浜市の諮問機関である。
	環境影響評価	予測評価については初期値と比較して数値的に示してほしい。	予測評価の結果については、数値を含め準備書でしっかりと提示したい。
	事業計画	工事時間や開催時間は、何時から何時までか。夜間の照明等の影響も考えてほしい。	工事時間は８時から17時を想定しており、詳細は近隣の小学校等とも相談して決定する。夜間営業も検討しているが、住宅や生物生息空間の隣接部では行わないなど周辺に配慮し、照明などのガイドラインを作成し、出展者にも遵守を徹底する。大きなイベントを開催する際は周辺住民に周知してご理解をいただく。運営時間については、今後の検討となる。
	環境影響評価	生活環境の保全に関して、地質や水環境、河川の汚染がなぜ評価項目になっていないのか。	土地区画整理事業では環境影響評価項目として選定しているが、本博覧会では、大幅な土地改変は行わないので土壌汚染は選定していない。湧水を環境影響評価項目として選定しているが、河川の源流部であるため河川への影響についても併せて見ていくこととしている。
	環境影響評価	海軍道路沿いに居住しているが、今でも大型トラックが通行すると振動がひどい。期間中の資材を運搬する大型トラックの走行による影響を考慮してほしい。	工事用車両による影響については、騒音、振動、大気質等を環境影響評価項目として選定しており、影響を回避、低減できるように努める。予測評価結果については準備書で提示したい。
G	事業計画	全体のロードマップを示してほしい。いつどのような工事や調査を行うのか、全体の工程を示してほしい。	着工は令和６年を目指している。工事や調査の時期など詳細は、環境影響評価手続きを進めながら検討する。
	その他	数年前にはテーマパークや配送センターをつくると聞いていたが、その話はどうなったのか。	テーマパークや物流地区等の土地利用については、土地区画整理事業の中で検討している。土地区画整理事業の環境影響評価手続きは完了しており、横浜市と地権者等で調整を進めている。

表 13.1-4(3) 説明会（第３回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
H	その他	市民の森をよく利用するが、工事中や公園になる際にも市民の森は使えるのか。	市民の森は会場区域外なので、基本的には散策可能だと考える。会場区域に指定しているエリア内や近傍で工事を実施する際は、一時的に通行できない箇所もあるかもしれないが、その場合は事前に周知する。
	事業計画	市民の森に隣接したエリアの既存樹林地を保全し、会場計画を生物の生息空間に適した空間や水辺空間の保全に変更しているということは、和泉川付近は公園になった後も自然環境を残してもらえるということなのか。	和泉川の源流部や、土地区画整理事業で創出した生物生息空間については、公園整備事業や本博覧会でも保全することになっている。
I	その他	事業実施主体について、以前は横浜市だったが、今回は協会が説明しているのはなぜか。	昨年11月に本博覧会協会が設立された。それまでは横浜市で環境影響評価手続きを行っていたが、本博覧会協会が事業承継している。
	その他	説明者は氏名を名乗ってほしい。	（説明者、司会の氏名を再度紹介）
	輸送計画	自転車や徒歩で何人くらい来るのか教えてほしい。	交通手段等の具体的な計画は、今後の調整となる。
	事業計画	今回の計画で配置変更について説明してほしい。	今回の配置変更については、本博覧会の会場内の配置変更であり、計画段階配慮書の会場配置計画からの変更点を示している。
J	事業計画	事業費はいくらなのか。７割以上は税金なのに横浜市が運営主体でないのはなぜか。	事業費は、現時点で建設費320億円、運営費360億円で試算しているが、引き続き精査する。 本博覧会の運営は本博覧会協会で行うことになっている。
	その他	工事業者の選定は、誰の権限でどのように行うのか。	本博覧会は国家的な事業であり、本博覧会協会が行う工事に係る業者選定は、基本的に一般競争入札やプロポーザルなどの公正な手続きとなる。
	輸送計画	瀬谷区は道路整備が20年、30年遅れて歩道がない道路もたくさんあり、今の道路状態で園芸博はできない。大渋滞で仕事に行けなくなったら保障してくれるのか。誰が責任をとるのか。	渋滞を回避、低減できるよう、輸送計画の検討を進め、準備書で予測評価する。
	環境影響評価	環境影響の前に生活環境影響を考えてほしい。	環境影響評価は横浜市の条例に基づき行っており、配布資料の中の「環境の保全及び創出に向けた基本的な考え方」という中に、「安心して快適に生活できる生活環境」及び「快適な地域環境」と記載されている。

表 13.1-4(4) 説明会（第３回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
K	その他	県営住宅の周辺は不法投棄、交通事故が多い。どのような対策を考えているか。	開催期間中は、我々としても対応できるところはしっかり対応していきたい。横浜市とも連携して検討したい。
	事業計画	地下水を使用するのか。ちゃんと水道を引いてほしい。	地下水の利用は考えていない。上水道の利用を基本とする。雨水利用についても検討する。
	植栽管理	外来植物の拡散が心配である。外来種のリストを出してほしい。	現時点で展示植物や出展国は未定である。詳細については、今後、関係機関と調整していく。
L	環境影響評価	説明では交通混雑について評価項目に選定しているとのことであった。調査データは土地区画整理事業のものを使用するということだが、土地区画整理事業の際には新交通があるという前提であったため、当初と状況が大きく異なる。 P&Rの駐車場を設置し、そこからシャトルバスを運行するという計画も、土地区画整理事業の際には全くなかった話である。より広域に調査を実施しないと事業の影響が予測評価できないと思う。	現況を把握するため、土地区画整理事業の調査データを用いることとしている。予測評価にあたっては、関連事業による複合的要因についても加味して行う。P&Rの駐車場の選定は調整中だが、主要な交差点は調査地点としており、事業の影響は予測評価できる。
	輸送計画	新交通ができなくなったこと等を踏まえて、本当にこの地域で１千万人の来場者数が受け入れられるのか。	輸送計画については、現在、検討を進めており、定時性や速達性等も考慮し、輸送手段やルート等を選定して、準備書で予測評価する。
	その他	環境への影響が大きいとなれば、規模や場所など計画そのものを見直す気はあるのか。	本博覧会の開催を前提として、環境影響評価の手続きの中で、市民や審査会の意見を踏まえて計画を改善していく。
	その他	説明会が少なすぎる。会場の定員も少ない。こうした説明会をもっと開催して、意見を募集し、本当にこの計画で良いのか検討すべきだ。	今回、説明会は４回開催している。定員は新型コロナ感染症対策を考慮して設定した。本日の配布資料や説明動画を事前に本博覧会協会のホームページで公開し、多くの方々に知っていただけるよう工夫した。

表 13.1-5(1) 説明会（第４回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	輸送計画	来場者の自家用車は、裏道も通ると思う。環状４号線だけでなく裏道となる生活道路への安全対策や調査も行ってほしい。スクールゾーンもあり、自家用車での来場は止めてほしい。	輸送計画の詳細については、準備書で提示したい。生活道路への流入がないよう、ルート選定や誘導員の配置などハード・ソフト両面で対策を検討する。スクールゾーンもあることを含め、しっかり安全対策を検討する。
	輸送計画	戸塚の国有地（深谷通信所跡地）をP&Rの駐車場としてシャトルバスを出したら、生活道路を通らなくなり安全対策になると思う。駐車場の場所として検討してほしい。	P&Rの駐車場については、候補地を選定中である。周辺への影響も考慮し、適切なルートや候補地を検討している。
	その他	民有地の地権者に協力を得ているということだが、民有地以外にも57%が国有地である。国民の土地で事業をやらせてもらうということを肝に銘じてほしい。開催に当たっては、区民に迷惑をかけないよう最善の方法を考えてほしい。	国有地を活用することについては、しっかり肝に銘じ、横浜市とも連携しながら進めていく。周辺への影響をなるべく回避、低減できるよう、対策を考えていきたい。
B	輸送計画	本日の横浜市長の定例記者会見で、フリージャーナリストが指摘していたが、自家用車による来場見込み台数に対して計画されている駐車場の台数が少なく、不足しているということだった。市長は、輸送計画は今後の検討と述べているが、協会の認識と同じなのか。協会は駐車場不足に対してどう対処するのか。	市長の発言にあったとおり、輸送計画については検討中であり、検討内容を踏まえて準備書で予測評価する。基本的には公共交通の利用を第一とし、鉄道駅からのシャトルバスの利用を柱の一つと考えている。自家用車の利用もある中、駐車場についてはP&Rなども検討したい。
	輸送計画	シャトルバスについて、大阪花の万博では発着駅が７箇所だったが、本博覧会では発着駅は何箇所を予定しているのか。	シャトルバスの発着駅については、検討中である。
A（再質問）	事業計画	会場は原っぱ（海軍広場）ではなく、何故この場所（現計画地）なのか教えてほしい。	土地区画整理事業及び公園整備事業が行われるため、横浜市と調整して決めている。将来は公園となるため、本博覧会のレガシーを継承しやすいと考える。また、自然との共生を一つのテーマとしており、市民の森など地域資源との連携やアクセス性も考慮している。
	その他	相沢川は現在すばらしい田んぼや畑が広がっており谷戸を活かしてほしい。これもコンクリートで固めてしまうのか。安っぽい博覧会では海外の人を魅了できない。素晴らしい自然を壊してこんな安っぽいものをつくるのかと、世界中の笑いものにならないようにしてほしい。	相沢川の南側は、土地区画整理事業で生物生息空間を創出することになっており、全面がコンクリートで固められることはないと考える。本博覧会でも保全していくため、引き続き、横浜市と情報共有、連携していく。

表 13.1-5(2) 説明会（第４回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	その他	相沢川の北側は暗渠化、切り回しして、流れを変えると聞いた。現状の谷戸との関係はどのようになるのか。また、調整池をどこに作るのか教えてほしい。	相沢川の北側については、土地区画整理事業によって、効率的な土地利用ために暗渠化されるが、本博覧会の会場エリア内には生物生息空間が創出されると認識している。この生物生息空間については、本博覧会としても保全していく。調整池の配置や規模等については横浜市が検討を進めている。情報は共有しているが、本博覧会協会としては、これ以上はお答えするのは難しい。
	その他	博覧会協会の職員は、現地を視察しているのか。	本博覧会協会の職員は現地を何度も視察している。説明者自身も含め、周辺緑地や地形、相沢川、和泉川を何度も歩いて確認している。
	その他	水辺空間の保全、活用を図る場所には、現在、相沢川があり、田んぼ、畑があるが、それをそのまま残してもらえるか、説明者自身はどう考えるのか。	個人ではなく本博覧会協会としての見解として回答させていただく。土地区画整理事業において、現在の地形を生かしながら、生物生息空間が創出されるものと認識している。
B（再質問）	事業計画	アルメーレで開催されている国際園芸博覧会では、来場者200万人を目標としているが、予想を大きく下回り、無料パスを出すなど苦戦していると報道されている。横浜の博覧会で来場者数１千万人は達成可能だと考えているのか。	アルメーレ国際園芸博覧会は４月半ばに始まったばかりで、開催期間は10月までである。国際情勢やコロナの影響もあると思うので、今後の動向を注視する必要がある。本博覧会は首都圏４千万人以上の人口を抱え、目標とする有料来場者１千万人は十分達成できると考える。目標の実現に向け、多くの皆様に来場していただけるよう魅力的な博覧会にしていきたい。
A（再々質問）	その他	土地区画整理事業の説明では、相沢川全体を暗渠にし、地下に調整池をつくるという計画だった。現在は水辺空間を創出する計画に変更になったので喜んでいるが、１年で計画変更したことを考えると、また変更されることが心配である。いつ時点のものが決定となるのか。	土地区画整理事業において、本博覧会の会場内に生物生息空間を創出することは、土地区画整理事業の環境影響評価図書でも示されている。同事業の環境影響評価の手続きは完了しているが、図書館等で閲覧できる。横浜市の事業の詳細については、本博覧会協会からは、これ以上はお答えできないことをご理解いただきたい。

13.2 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき「２０２７年国際園芸博覧会　環境影響評価方法書」に対し、21 通の意見書（延べ意見数 38 件）が提出されました。

意見書の概要及び事業者の見解は、表 13.2-1 に示すとおりです。なお、意見書の概要は、個別のご意見の主旨を踏まえ、類似意見を集約したものです。

表 13.2-1(1) 意見書の概要と事業者の見解

項目	細目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	全般	園芸博覧会の開催を希望します。	気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、花と緑との関わりを通じ、持続可能で幸福感が深まる社会の創造に寄与する博覧会にしていきます。また、適切な環境保全対策や来場者等の安全確保等を検討しながら、多くの来場者に楽しんでいただけるような魅力的な博覧会にしていきます。
		にぎわいエリアを含め、自然公園と営農地として活用することを強く求めます。	本博覧会の開催後は、会場区域の大半は横浜市の公園となると認識しております。また、横浜市が策定した土地利用基本計画によると、土地区画整理事業対象区域内に農業振興地区が配置されていると認識しています。
		旧上瀬谷通信施設の広大な土地を造成することに反対です。本博覧会は、自然の地形を生かして開催してください。	本博覧会は、横浜市が実施する土地区画整理事業による造成や公園整備事業による園路・植栽等の基盤整備の実施後に開催します。本博覧会の会場整備では大幅な土地改変は行いません。気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、花と緑との関わりを通じ、持続可能で幸福感が深まる社会の創造に寄与する博覧会にしていきます。また、適切な環境保全対策や来場者等の安全確保等を検討しながら、多くの来場者に楽しんでもらえるような魅力的な博覧会にしていきます。
		上瀬谷の環境を元通りにしてください。外来植物等の持ち込み、交通渋滞及び来場者等の密集を避けるため、本博覧会の開催を中止してください。	
		テーマに、「幸せを創る明日の風景」とあるが、田畑を潰し川を暗渠にするなど現在の自然環境を破壊して開催する意味が理解出来ません。米軍基地であったために奇跡的に残った緑地なので、自然と相容れないものをつくるのではなく、広大な里庭などの「自然と人間を結ぶ中継地点」にしてください。	
		本博覧会が、自然景観を破壊し、借金が残っただけになることを危惧しています。オランダのアルメーレで開催中の国際園芸博覧会については、想定来場者を大幅に下回っているとの報道があり、本博覧会の運営も上手くいかないと考えます。予算が足りなくなった場合や入場者が少なく赤字になった場合には、誰が補填するのか明確にしてください。横浜市民の税金を使わないと約束してください。	「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」により、本博覧会協会が本博覧会の運営主体として指定されています。有料来場者数については、過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから１千万人を想定しております。本博覧会協会としては、適切な運営により、魅力的で上瀬谷らしい博覧会にして、多くの方にご来場いただき、ご満足いただけるよう努めてまいります。

表 13.2-1(2) 意見書の概要と事業者の見解

項目	細目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	全般	主要な交通手段や充分な駐車場スペース、周辺の交通安全や渋滞対策を確保できないままで、目標とする来場者数を１千万人とする事業計画を見直してください。静かでうるおいのある令和時代の上瀬谷らしい博覧会にしてください。環境に配慮をするのであれば、１千万人の来場者の想定を破棄することを審査会として提言すべきです。審査会は、市民を苦しめるこの計画を見直すようにどうか提言し、動植物・市民の環境のために審査を行ってください。	有料来場者数については、過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから１千万人を想定しております。魅力的で上瀬谷らしい博覧会にして、多くの方にご来場いただき、ご満足いただけるよう努めてまいります。また、輸送計画については、安全を確保するとともに、渋滞を回避、低減できるよう、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。
	生物多様性の保全	来場者数が想定どおり１千万人になれば、現在の自然環境に影響が生じると考えます。	現在の自然環境等への影響をできるだけ回避、低減するため、適切な環境保全対策等を検討していきます。
		絶滅危惧種の住む里山を破壊して、水路の切り回し・暗渠化、土地の改変をすることに反対です。生物多様性の保全は川の流れを変えてしまうので難しいと考えます。現状の草地・樹林・水辺・湿地を減らさないようにしてください。また、暗渠化する理由を市民が納得できるように説明する義務があることを踏まえて審議してください。	本博覧会は、横浜市が実施する土地区画整理事業による造成や公園整備事業による園路・植栽等の基盤整備の実施後に開催します。本博覧会の会場整備では大幅な土地改変は行いません。相沢川及び和泉川については、横浜市が本博覧会の会場区域内に保全対象種の生息環境を創出することになっていると認識しています。
	植物計画	外来植物の持ち込みによる種子や付着した有害虫等の拡散が懸念されます。	本博覧会協会としては、外来植物の持ち込みによる種子や付着した有害虫等の拡散防止に向けて、ガイドライン等を作成して出展国等に周知を行います。
	緑の保全と創出	既存樹木と喪失する樹木の総数と喪失数、区域と面積を図面で公開してください。	本博覧会は、横浜市が実施する土地区画整理事業による造成や公園整備事業による園路・植栽等の基盤整備の実施後に開催するため、既存樹木等の数については把握していません。なお、本博覧会では、既存樹木について、横浜市と連携・協力しながら、保全活用する予定です。
	輸送計画	会場に隣接した駐車場とパークアンドライドの駐車場だけでは必要台数が不足しており、実現可能な輸送計画になっていないと考えます。また、環状４号線は渋滞するので、来場車両が並ばないような駐車場の配置にするとともに、想定以上の来場車両に備え、十分な台数の臨時駐車場も計画してください。	駐車場の規模や配置等も含め、本博覧会の輸送計画については、周辺交通への影響を出来るだけ低減できるよう、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。
		環境負荷が大きいので、駐車場を予約制にするなど、車での来場者を制限し、駐車場の規模も縮小すべきだと考えます。	
		瀬谷駅のシャトルバスのバスターミナル設置場所を早急に決めるべきだと考えます。	瀬谷駅も含め、今後、シャトルバスの発着場所やルート等を選定していきます。

表 13.2-1(3) 意見書の概要と事業者の見解

項目	細目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	輸送計画	高速道路のインターチェンジを新設する場合は、パークアンドライドを中止するべきだと考えます。入場者数も現実的なレベルに見直し、鉄道駅からのシャトルバスを制限するべきだと考えます。駐車場やシャトルバスの利用が少ない場合は、赤字となって市民が負担することになるので、輸送計画を見直すべきだと考えます。	新たなインターチェンジについては、市がこれから検討に着手すると聞いており、現時点では本博覧会の輸送計画では想定していません。輸送計画は、現在、検討を進めており、駐車場については、必要な規模や配置等を踏まえた検討を行います。シャトルバスについては、定時性や速達性等を考慮し、また、必要な輸送力を整理し、ルートや本数等を選定していきます。
		輸送計画については、現在の瀬谷駅のインフラでは対応が困難であり、パークアンドライドも対策として古い発想であると考えます。	パークアンドライドも含め来場者を円滑に輸送できるよう、本博覧会の輸送計画について検討を進めています。駐車場を設置する際には、必要に応じて周辺自治体など関係機関と調整するとともに、周辺の皆様にご理解が得られるよう努めてまいります。
		環状４号線など東西方向の路線を通行止めに出来ないので、パークアンドライドの実施に伴う渋滞が発生して、周辺環境への影響が生じると考えています。	
		パークアンドライド駐車場については、本博覧会会場までの交通混雑や環境の変化を全く調査しておらず、杜撰な調査のままで駐車場の場所を決定すると予想外の事故や渋滞を招くことになると考えます。また、駐車場を設置する場合は、説明会を開催するなど周辺住民の了解を得るべきだと考えます。説明会ではパークアンドライドの駐車場を泉区の深谷通信所跡地に設置したらどうかというご意見があったようですが、北方には始終混雑している立場交差点があるので、深谷通信所跡地には駐車場を設置しないでください。	
		パークアンドライドの駐車場については、本博覧会会場の 10km 圏内に設置を検討していると聞いていますが、町田市など周辺自治体との調整状況について教えてください。	
		交通安全について、大和市など本博覧会会場の周辺自治体と早急に調整してください。	本博覧会の交通安全については、輸送計画を検討するなかで、必要に応じて関係機関とも調整してまいります。

表 13.2-1(4) 意見書の概要と事業者の見解

項目	細目	意見書の概要	事業者の見解
環境影響評価	全般	「２０２７年国際園芸博覧会環境影響評価方法書」となっていますが、周辺も開発し、博覧会後は横浜市の公園になるのであれば、上瀬谷(米軍通信施設跡を含む)全体の環境影響評価として実施すべきだと考えます。土地区画整理事業の環境影響評価において審議が不十分な点について、審査委員と市民にわかりやすく資料を公開してください。	本博覧会は、横浜市環境影響評価条例の対象事業に該当することから、同条例に基づいて環境影響評価を実施するものです。横浜市による土地区画整理事業及び公園整備事業については、関係法令等に基づき、別途、環境影響評価を実施しています。なお、本博覧会における環境影響評価では、土地区画整理事業及び公園整備事業による複合的な影響も踏まえ、予測評価することになります。
		横浜市の緑被率は低下しており、緑の減少はCO2の増加や異常気象の要因であることを踏まえ、環境影響評価を実施してください。	本博覧会会場においては、グリーンインフラを活用し、緑のネットワークや水の循環等を考慮した、新たな緑の創出を図ります。また、本博覧会では既存樹木については、横浜市と連携・協力しながら保全活用する予定です。これらのことを踏まえ、本博覧会の環境影響評価を実施します。
		横浜市と本博覧会協会との関係や使われている用語、説明会の動画など、本博覧会の環境影響評価手続きや説明が分かりづらいので改善してください。	本博覧会の環境影響評価手続きについては、本博覧会協会の設立により、横浜市から本博覧会協会に事業承継しています。準備書では専門用語の解説を記載するなど、本博覧会の環境影響評価手続きが分かりやすくなるよう努めていきます。
	地域社会	新交通システムの計画が頓挫した影響で、土地区画整理事業の環境影響評価時とは環境影響評価の前提条件が変わったと考えます。	本博覧会の環境影響評価については、新交通システムを利用しないことを前提に予測評価を行います。
		相沢地区や東野地区などを通過する来場車両を考慮しておらず、交通混雑や歩行者の安全について、調査地点が少な過ぎると考えます。	本博覧会の環境影響評価方法書では、会場周辺の主要な交差点等を調査・予測地点として選定しており、交通混雑や歩行者の安全について予測評価できると考えています。
	生物多様性の保全	多種多様な動植物が生息する上瀬谷を次の世代に残したいと考えています。自然が壊されることの評価も行うべきであると考えます。	本博覧会の環境影響評価では、植物など生物多様性について環境影響評価項目として選定し、準備書において予測評価することにしています。植物など生物多様性への影響をできるだけ回避、低減するため、適切な環境保全対策等を検討していきます。
		オオアカバナなどの貴重な植物の生育地であることを無視し、人工的な自然にしようとしていると考えます。また、成功しない場合もあるため、移植さえすれば良い訳ではないと考えます。	
	大気質、騒音、振動、地	輸送計画における大気汚染に関する負荷について、具体的な数値を示してください。また、騒音と渋滞と振動に対してちゃんと説明がありませんでした。しっかり生活環境を保全してください。	大気質、騒音、振動については、数値を含め準備書で予測評価します。また、輸送計画については、安全を確保するとともに、渋滞を回避、低減できるよう、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。

表 13.2-1(5) 意見書の概要と事業者の見解

項目	細目	意見書の概要	事業者の見解
環境影響評価	大気質	旧上瀬谷通信施設は横浜のオアシスのような環境ですが、方法書に気温に関する記載がないため、博覧会の実施前、実施中、実施後の測定が必要であると考えます。	本博覧会において大幅な気温の変化を及ぼす行為等は行わないため、環境影響評価項目としていません。なお、本博覧会では横浜市環境影響評価条例等にもとづく配慮事項として、グリーンインフラの実装などにより、ヒートアイランド現象の緩和に努めることとしています。
	水環境	環境影響評価を行うにあたっては、水環境を完全に把握し、水量、面積等を公開して、市民が納得できるように説明してください。	水環境については、湧水の流量、河川の流量について環境影響評価項目として選定し、予測、評価することとしています。
	土壌汚染	本博覧会会場の周辺では土壌汚染物質が検出されており、対策がどうなるのか早く示してください。環境影響評価項目に土壌汚染を選定すべきです。また、旧上瀬谷通信施設全体の調査結果が明らかになっておらず、検出されたフッ素の形や旧日本軍が保管していた毒ガスについても確認がとれていないと考えています。また、土壌汚染や毒ガスが新たに発見された場合には、誰の責任で解決するのか明確にしてください。	土壌汚染については、横浜市が土地区画整理事業において適切に対応することになっていると認識しています。また、本博覧会協会としては、毒ガス弾が埋められていたという事実は把握していません。なお、本博覧会の会場整備では大幅な土地改変はしませんが、何か対策等が必要になった場合には、法令等に基づき適切に対応していきたいと考えています。
その他	関連事業	土地区画整理の環境影響評価書では、「草地の喪失は全体の４割、水辺・湿地は２割の喪失」となっていますが、わからないので博覧会の環境影響評価の資料として区域と面積を図面で公開してください。	本博覧会は、横浜市が実施する土地区画整理事業による造成や公園整備事業による園路・植栽等の基盤整備の実施後に開催します。本博覧会の会場整備では大幅な土地改変は行いません。 なお、横浜市が実施する土地区画整理事業の環境影響評価手続きについては、土地区画整理事業の環境影響評価手続のホームページなどでご確認ください。
		公園整備事業の対象区域が増えることにより、樹林、草地、水辺・湿地の喪失面積が土地区画整理の環境影響評価書より減る場合は、変更前との相違について面積や場所を公開してください。	公園整備事業については、別途、横浜市が環境影響評価手続きを進めています。ご意見があったことは横浜市にお伝えします。
		右折車両が多いため朝の渋滞が著しいので、環状４号線の中瀬谷消防署から20m 北の交差点に右折車線を増設してください。また、現状ではクランク状になっている交差点を十字路に改良してください。	環状４号線の交差点の改良については、横浜市の土地区画整理事業での対応となります。ご意見があったことは横浜市にお伝えします。なお、クランク状になっている交差点については、十字路になると聞いています。
		県道瀬谷柏尾線は瀬谷中学校の通学路となっているが、歩道がなくて非常に危険であるため、土地区画整理事業の実施区域内の北側に中学校を新設してください。	土地区画整理事業実施区域内への中学校新設について、ご意見があったことは横浜市にお伝えします。

表 13.2-1(6) 意見書の概要と事業者の見解

項目	細目	意見書の概要	事業者の見解
その他	関連事業	博覧会会場エリアのうち、開催後公園となる区域の盛土・切土、調整池の場所、相沢川の開渠部等について公開してください。	公園整備事業については、別途、横浜市が環境影響評価手続きを進めています。本博覧会は、横浜市が実施する土地区画整理事業による造成や公園整備事業による園路・植栽等の基盤整備の実施後に開催します。本博覧会の会場整備では大幅な土地改変はしません。なお、調整池と相沢川の整備については、横浜市が実施するため、土地区画整理事業の環境影響評価手続のホームページなどでご確認ください。
		環状４号線の桜並木を伐採しないでください。	環状４号線の桜並木については、老木化が進んでいるため、本博覧会や新たなまちづくりをきっかけとして、自然との調和を次の世代につなげていくという考え方から、この機会に桜をしっかりと再生していく必要があると聞いています。ご意見があったことは横浜市にお伝えします。
		テーマパークの誘致はやめてください。コロナ禍を経験して、一極集中的に人を集めることの不自然さや危険性を再確認しました。	テーマパークの誘致については、横浜市が実施する土地区画整理事業の中で、地権者の皆様による協議会が検討を進めていると認識しています。ご意見があったことは横浜市にお伝えします。

13.3 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本事業の方法書に対し、横浜市環境影響評価条例第 21 条第１項に規定する環境の保全の見地からの方法市長意見書の送付を令和４年 10 月 31 日に受けました。

方法市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 13.3-1 に示すとおりです。また、方法市長意見及び事業者の見解は、表 13.3-2 に示すとおりです。

表 13.3-1　方法市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和４年 11月15日から令和４年 12月14日まで
縦覧対象区	旭区、瀬谷区
縦覧場所	環境創造局環境影響評価課、 旭区役所区政推進課広報相談係、瀬谷区役所区政推進課広報相談係

表 13.3-2（1）　方法市長意見書の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
1 事業計画	（1）方法書提出後に基本計画案を公表し、今後基本計画を取りまとめる予定であることから、準備書には最新の会場配置計画等を示すとともに、駐車場の形状や土地被覆の性状など具体的な整備内容を示してください。	令和５年１月に公表された「２０２７年国際園芸博覧会基本計画」及び駐車場などの計画の進捗に伴い深度化した内容を反映し、最新の会場配置計画等として準備書に記載しました（第２章「②会場区域を構成する施設等」p.2-15～19）。 また、駐車場の形状や透水性舗装・植栽等による緑化など、土地被覆の性状など具体的な整備内容を記載しました（第２章「(3)駐車場、(4)バスターミナル」p.2-25～27）。
	（2）本事業における整備に当たっては旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業と（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業（以下「公園整備事業」という。）が密接に関連することから、それらの事業と整合を図り、各事業の整備内容や博覧会の開催後に撤去する施設と公園整備事業に継承する施設が何かを具体的に分かりやすく準備書に記載してください。	本事業における整備に当たっては、関連事業と整合を図り、各事業の整備内容や博覧会の開催後に撤去する施設と公園整備事業に継承する園路や植栽等の施設について記載しました（第２章「図 2-6、図 2-7、(5)インフラ計画、2.3.6 レガシー計画」p.2-19、p.2-22、p.2-28、p.2-40）。
	（3）交通分担率やシャトルバス発着駅、パークアンドライド駐車場の場所、関係車両の走行経路、方向別交通量など、輸送計画の詳細を準備書に記載してください。	交通分担率やシャトルバス発着駅、現在想定している横浜青葉インターチェンジ付近のパークアンドライド駐車場の場所、関係車両の走行経路、方向別交通量について記載しました（第２章「表 2-9、図 2-11～図 2-19」p.2-30～35）。
	（4）SDGs 目標期間内の開催でもあり、環境への取組を国内外へ発信する場ともなることから、国産材の活用や ZEB 認証、ZEB-Ready 認証取得などの取組も検討し、より一層の環境配慮に努めてください。 なお、目標としている電力を 100%再生可能エネルギーとする具体的な内容を準備書に記載してください。	国産材の活用などの環境配慮事項に加え、より一層の配慮に向け、AIPH の規則等に基づくサステナビリティ戦略等を策定することについて記載しました。 また、「エネルギーの地産地消」や太陽光発電システムの活用による「創エネ」の導入など、電力を 100％再生可能エネルギーとする内容について、記載しました（第２章「(1)基本的事項①開催概要、イ．建築物、(4)エネルギー」p.2-12、p.2-16、p.2-38）。

注：事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。

表 13.3-2（2）　方法市長意見書の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容			事業者の見解
2　環境影響評価項目	(1)開催中	ア　温室効果ガス	灌水や散水に多くの水を使用することから、水の使用に伴う温室効果ガス排出量について算定するとともに、積極的な雨水利用に努めてください。	水の使用に伴う温室効果ガス排出量について、参考値として算定しました（第６章「6.1 温室効果ガス」p.6.1-36～37)。また、雨水貯留タンクを設置し、灌水や散水に活用するなど積極的な雨水利用に努めます。（第６章「6.1 温室効果ガス」p.6.1-36)。
		イ　生物多様性	北東に大規模な駐車場を造る計画であることから、動物、植物、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場の形状や土地被覆の性状を踏まえてください。	動物、植物、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際には、駐車場等の配置や形状、透水性舗装等の土地被覆の性状を踏まえて実施しました（第６章「6.2 生物多様性（動物)」p.6.2-115、p.6.2-124、「6.3 生物多様性（植物)」p.6.3-38、p.6.3-41、「6.4「生物多様性（生態系)」p.6.4-21、p.6.4-25～26)。
		ウ　水循環	北東の大規模な駐車場区域が堀谷戸川上流部の集水域に位置し、駐車場の土地被覆の変化による河川の流量への影響が想定されることから、環境影響評価項目として選定してください。	環境影響要因「開催中の会場施設等の存在」に係る環境影響評価項目として「水循環（河川の流量)」を選定しました（第５章p.5-2、p.5-6)。 なお、計画の深度化に伴い、駐車場・バスターミナルは会場区域の北西側に配置しました。
		エ　地域社会	(ｱ) パークアンドライドは交通集中の回避に寄与する一方、パークアンドライド駐車場周辺における交通混雑の発生が懸念されることから、交通分担率等を踏まえた上で、周辺の交通混雑について調査、予測、評価してください。	交通分担率等を踏まえた上で、現在想定している横浜青葉インターチェンジ付近のパークアンドライド駐車場周辺の交通混雑について調査、予測、評価しました（第６章「6.10 地域社会」p.6.10-69～73)。また、現在想定しているパークアンドライド駐車場も含め、パークアンドライド駐車場周辺の主要な交差点については、事後調査を実施します（第８章　p.8-5)。
			(ｲ) 鉄道からシャトルバスへの乗換えを行う結節点では、輸送力の違いによる来場者の滞留が想定されることから、周辺住民等の駅利用への影響について準備書に記載してください。	鉄道からのシャトルバスへの乗換えを行う結節点における周辺住民等の駅利用への影響について記載しました（第６章「6.10 地域社会」p.6.10-65～66、p.6.10-76)。
			(ｳ) 来場者がバスターミナルから環状４号線を横断する方法及び会場区域内を縦断する区域内道路１号を横断する方法について、準備書に記載してください。 なお、横断方法が平面の場合には歩行者の安全上の配慮について検討するとともに、交通混雑等の予測、評価においても考慮してください。	環状４号線の横断方法（平面）や歩行者の安全上の配慮及び区画１号線は開催時には一般車両の通行を行わないことについて記載するとともに、これらの事項を交通混雑等の予測、評価において考慮しました（第６章「6.10 地域社会」p.6.10-68、p.6.10-76)。

注：事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。

表 13.3-2 (3)　方法市長意見書の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容			事業者の見解
2 環境影響評価項目	(1) 開催中	エ 地域社会	(ｴ) 博覧会の開催期間中は、対象事業実施区域周辺の道路において信号設定等の交通制御に大きな変更が想定されることから、それらを考慮して予測、評価してください。	博覧会の開催期間中の信号設定等の交通制御を考慮して予測、評価しました（第６章「6.10 地域社会」p.6.10-1～76)。
		オ 景観	相沢川の保全対象種の生息環境や北東の駐車場区域が把握できる調査地点を追加し、市民の森だけでなくその他の樹林や農地等を構成要素とする景観の変化について予測、評価してください。	相沢川の保全対象種の生息・生育環境の景観が把握できる調査地点として「地点 28、30」を、駐車場等の区域の景観が把握できる調査地点として「地点 31、32、33」を追加し、市民の森だけでなくその他の樹林や農地等を構成要素とする景観の変化について予測、評価を行いました（第６章「6.11 景観」p.6.11-28～33)。 なお、計画の深度化に伴い、駐車場・バスターミナルは会場区域の北西側に配置しました。

注：事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。

13.4 事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解

対象事業実施区域の拡張を踏まえて令和５年３月７日に提出した事業内容等修正届出書に対して環境影響評価審査会から附帯意見がありました。

附帯意見の内容及び事業者の見解は、表 13.4-1 に示すとおりです。

表 13.4-1(1)　事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解

項目		附帯意見の内容	事業者の見解
1 事業計画	(1)	駐車場等について、配置、規模、形状や土地被覆の性状など具体的な整備内容を示すこと。また、現在想定しているパークアンドライド駐車場の位置や収容台数についても示すこと。	駐車場等について、配置、規模、形状や土地被覆の性状など、透水性舗装・植栽等による緑化などの具体的な整備内容を記載しました（第２章「2.3.2 対象事業の計画　(3)駐車場」p.2-25～27）。また、現在想定しているパークアンドライド駐車場の位置や収容台数について記載しました（第２章「2.3.3 輸送計画　(5)交通混雑緩和策（駐車場の効率的な運用)」p.2-35)。
	(2)	駐車場等の収容台数について、根拠となる時間別の交通需要や滞在者数を示すなど、設定の考え方を明らかにすること。なお、設定にあたって参考とした過去の事例と新事業計画の類似性を示すこと。また、駐車場等を円滑に運用するため、博覧会入場時刻の指定、公共交通機関やパークアンドライド駐車場への誘導などの方策を検討すること。	駐車場の収容台数について、設定の考え方及び過去の事例との類似性について記載しました（第２章「2.3.2 対象事業の計画　(3)駐車場」p.2-25)。また、駐車場等を円滑に運用するための方策について記載しました（第２章「2.3.2 対象事業の計画(3)駐車場」p.2-25、2.3.3輸送計画 p.2-29～35)。
	(3)	輸送計画について、自家用車、団体バス、シャトルバスといった輸送手段別に、走行台数、走行ルート、駐車場等における駐車エリア、収容台数、出入口の位置などを示すこと。	輸送計画について、自家用車、団体バス、シャトルバスといった輸送手段別に、走行台数（第２章「2.3.3 輸送計画」表 2-10　p.2-30)、走行ルート（第２章「2.3.3 輸送計画」図 2-11～2-18 p.2-30～34)、駐車場等における駐車エリア（第２章「2.3.2 対象事業の計画(3)駐車場」図2-9(2)　p.2-27)、収容台数（第２章「2.3.2 対象事業の計画　(3)駐車場」表 2-7　p.2-25)、出入口の位置（第２章「.3.2 対象事業の計画　(3)駐車場」図 2-9(2)　p.2-27）を記載しました。
	(4)	駐車場等の整備により、土地被覆の人工化が広範囲に及ぶと想定されることから、駐車場等の緑化を積極的に検討すること。	駐車場等の積極的な緑化について検討し、その内容について記載しました（第２章「2.3.2 対象事業の計画　(3)駐車場」p.2-25)。

注：事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。

表 13.4-1(2)　事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解

項目		附帯意見の内容	事業者の見解
2 環境影響評価項目	(1) 生物多様性	動物、植物、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場等の配置や形状、土地被覆の性状を踏まえること。	動物、植物、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際には、駐車場等の配置や形状、透水性舗装等の土地被覆の性状を踏まえて実施しました（第６章「6.2 生物多様性（動物）」p.6.2-115、p.6.2-124、「6.3 生物多様性（植物）」p.6.3-38、p.6.3-41、「6.4「生物多様性（生態系）」p.6.4-21、p.6.4-25～26）。
	(2) 水循環	検討エリアが大門川及び相沢川の流域にもかかり、土地被覆の変化による河川の流量への影響が想定されることから、堀谷戸川に加えて、これらの河川についても調査、予測、評価すること。	駐車場等の整備に伴う土地被覆の変化による流量への影響が想定される河川について、調査、予測、評価しました。（第６章「6.5 水循環 6.5.3 予測」p.6.5-19～24）
	(3) 地域社会	駐車場等の出入口における交通混雑の発生が懸念されることから、過去の類似事例の実績を参考に時間帯別の入場、退場台数を推定し、それらが最大となる時間帯における駐車場等の出入口に起因する車両の滞留がどの程度発生するか予測、評価すること。併せて、その予測結果も踏まえて周辺道路の交通混雑を予測、評価すること。	過去の類似事例を参考に、ピーク時における駐車場等の出入口に起因する車両の滞留について予測、評価しました。 併せて、駐車場出入口に近い周辺道路の交通混雑を予測、評価しました（第６章「6.10 地域社会 6.10.3 予測」p.6.10-64）。
	(4) 景観	拡張する駐車場等において、ゾーニングで示した相沢川周辺の区域における景観の変化を把握するため、調査地点を追加すること。	相沢川周辺の区域における景観の変化を把握するため、調査地点（地点 34）を追加しました。（第６章「6.11 景観 6.11.1 調査　表 6.11-1(1)主要な眺望地点、景観資源及び囲繞景観」p.6.11-5） なお、計画の深度化に伴い、駐車場・バスターミナルは会場区域の北西側に配置しました。

注：事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。